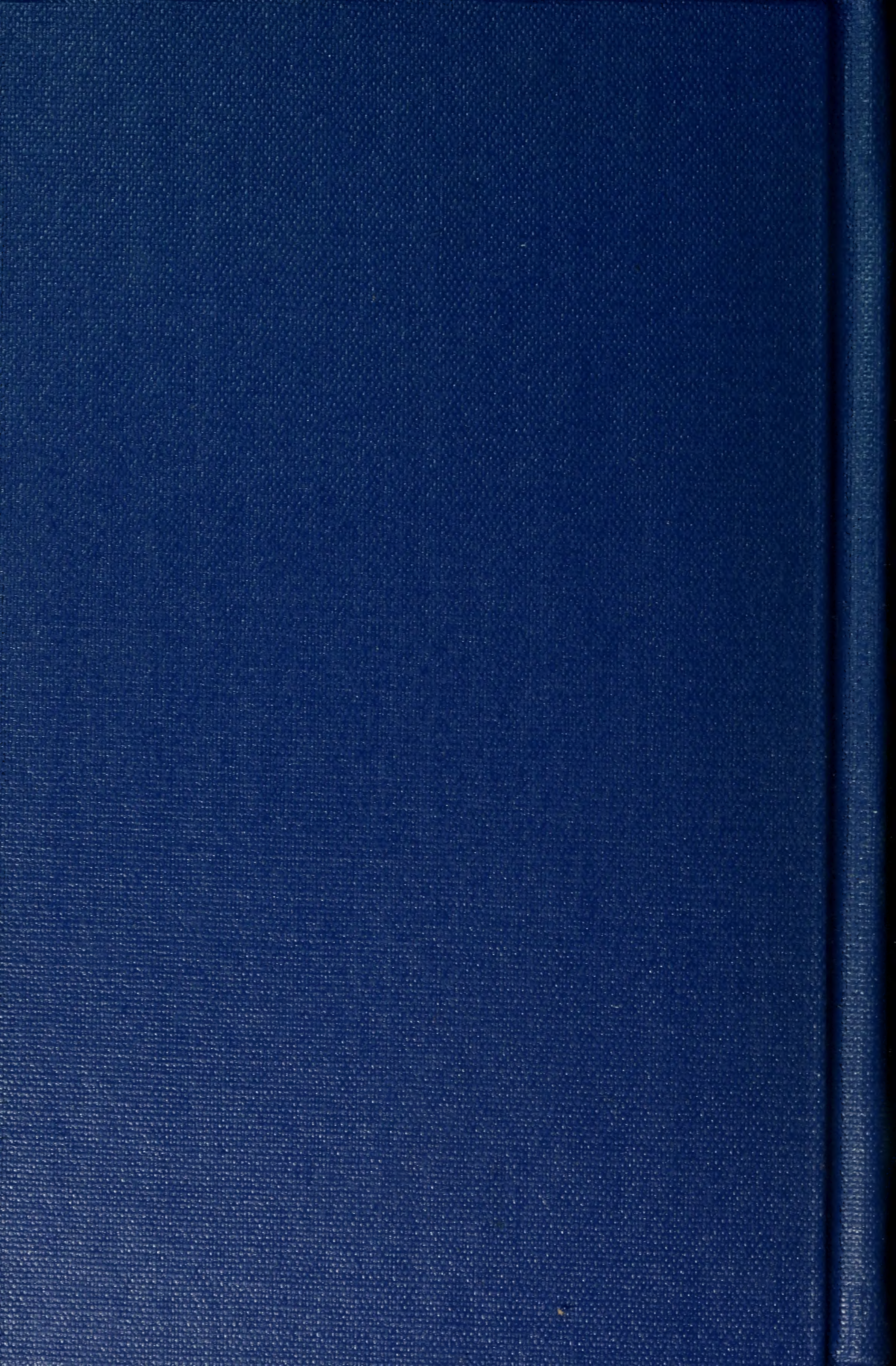


原敬全集

卷下

謹んで本全集を

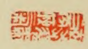
平民大宰相原敬氏の靈前に捧ぐ



14







有光

義一題





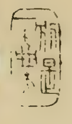
鐵石心腸馳盛名政治壇上孰爭衡
一朝玉碎天欺命漢漢愁雲鎖帝京

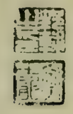
悼原首相遭難自
臺灣遥寄予意

濂山健

广会群贤
征俊英
搜括献替
其能
济国若己人
今古
荐为平民宰
相名

周东峰



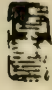


百[illegible]
平[illegible]
[illegible]

昭和四十年春題
平林全集

雅堂





公正而
精到

高揚光威
信題



凡　例

一　演說も亦年代順に配列したが、議會演說は大凡總理大臣以前以後に分類し、以前にあつては故人の政治生活にとつて重要なりと思はるゝ法案の質疑應答の收錄に止め、簡單なる法案の說明、重要ならざる簡略蕪雜の應答は一切之が收錄をやめた。以後に於ても略同樣であるが所謂恒例長廣舌に類する質疑に對する應答にして、比較的重要ならずと認むるものは總て削除した。

一　演說中、拍手、喧噪等の爲め、速記の中斷せる場合は「……」を以て其意味を現はし、質疑應答の度が變る毎に、行間を空けて其事を示した。

一　爵稱は是を存するも、其他一切の敬稱は、標題中より削除した。

一　議會演說標題の下に存する六號活字(貴本)(衆本)(貴衆本)(貴委)(衆委)は夫々貴族院本會議、貴族院各種委員會、衆議院本會議、衆議院各種委員會の略稱である。なほ總理大臣としての施政演說は主として貴族院にてなせる演說速記を底本とし、衆議院に於けるそれを參照しつゝ(貴衆本)として一括し、兩度の採錄を避けた。

一　地名人名等につき漢字宛字のもの、例へば倫敦、西伯利、浦鹽斯德等は總てロンドン、シベリア、ウラジヲストック等片假名書に改めた。

一　速記原文に存する側線、圈點、括弧等に付、不必要と思はるゝものは總て削除した。

原敬全集下卷目次

第四編　演説・講演篇

第二十三回帝國議會に於ける演説……42

下巻目次

第五編　傳記・逸話篇

下卷目次

原敬年表

寫眞版目次

原敬全集下卷目次終



第四編　演說·講演篇

第二十二回帝國議會に於ける演説

郡制廢止法律案の説明（貴衆本）

郡制廢止法律案に付て大體の趣旨を説明して置きます。

此郡制は御承知の通り最早實施後十五六年に相成りますが、其經驗に依りますれば、此の制度を永く存在する必要を認めぬ譯であります。依て今回市町村制の改正と同時に之を廢止いたすと云ふことに決定いたしたのであります。

御承知の通り此郡制は郡の自治を許しました法律であります。然るに從來の沿革に依つて考へて見ますのに、町村の如きは古來自治の要素が不完全ながらも存在して居りましたが故に、法律の結果に依つて段々其發達の効果を見るやうな次第になりました。併ながら是とても實驗上、多少の改正を今日に於て加へなければならぬ必要に迫りました譯でありますが、郡制に至つては元來郡の自治は其要素が乏しい次第でありました結果と考へまするが、法律で豫期いたしましたやうな効果を收めることが出來ませぬ。而して之を廢しますれば、府縣の次には町村と云ふ自治體が二つに相成りまして、今日までの三段の階級は二つの階級に止るのであります。其中間の自

治制の郡を廢しまして何等不便を感ずるであらうと云ふ事を見出しませぬ。さりながら地方の制度は町村より郡に及び府縣に及んで今日まで成立つて居りました。故に此利害に付ては十分の調査を要するを必要と考へまして、成るべくならば從來の儘存在するが先づ以て本意であらうと云ふ方針を執つて考慮を致して見ましたが、如何に考慮を費やし、調査を致しましても、此郡制の存在して居る必要を見出しませぬ。故に今囘廢する方が適當なりと考へました次第であります。

而して之を廢しまするに付ては、今日まで郡の自治の下に經營いたしました仕事はどうなるかと云ふ事を考へまして、其處分を定めなければなりませぬから、之に付ては法案に示してあるが如く、種々なる必要の規定は何れ勅令を以て定めますが財產營造物等に關しましては、是は府縣參事會の意見を求めまして適當の分配を致さうと考へます。即ち或るものは府縣に於て其事業を致すことになりませうと考へます。又或る事業は市町村に依て之を營むことになります。又は町村の組合に依つて之を經營すると云ふことになります。それ等は各地情況を異にして居りますから、郡制の廢止後には其分界は其地方の府縣參事會の意見を聞きまして相當なる分界を致さうと考へて居ります。

而して此郡の自治を廢しました以上は町村の組合と云ふものは自然に必要を感じまする。現に今日郡制の存在の下にも尚町村の聯合會はありまするが、郡制廢止後には殊に此町村の聯合會と云ふものが必要を生じませうと思ひます。是は其事柄の必要に應じて、それ〴〵其組合を設けさせましたならば宜しからうと考へまするが、尚

ほ國家の眼よりして、其組合を必要と致しまするならば政府より命じて組合を設けるやうに致したいと考へまして、是は町村制の方に組合を設けることを命ずるやうに致して、即ち今回改正案を提出いたした次第であります。で郡制を廢して唯今申した組合が陸續起るやうでは折角廢止した功能が無く、却つて複雜を釀しはせぬかと云ふ虞も無きにしもあらずでございます。是も研究いたしましたが、此組合が事業の必要に依て生ずるのでありまして、必しも郡で今日經營いたしたやうな事柄を悉く組合に依つて成立たせると云ふ次第では無いのであります。差支は無からうと考へます。

又之を郡の自治を廢しまするに付ては、自治の組織の上からは先刻申しました如く二階級になりまして簡便なものになりまするし、又費用の點に於きましても目下著しき減額は見まいと思ひます。町村會の費用其他を除きますれば差向き減額は致すまいと考へますけれども、さりながら、幾部分に致しても減額するには相違ございませぬ。加之今日、郡の自治制の下には各部に於ては人情自然の弊と致しまして、互に郡は競爭して營造物其他の事業を企てると云ふことを免れませぬ。因つて現に戰爭以前は五百萬以上も使用して居つたやうに記憶いたしまするが、戰爭中はいたし、節減して居りますが、是は自然の情勢として費用を増すことは免れませぬから、郡の自治制を廢しました結果として、此費用の増額することを止めることが出來やうと思ひます。郡から減ずる所の金は少くとも此地方の費用を増額すると云ふことを幾分か止め得るだらうと信じます。

又此廢止案を提出いたしました譯は、既に申したが如く、今回の市町村制の改正を機として之を決行いたさう

と考へたのでありますが、併し此問題は決して今日に始まりました問題ではございませぬ。既に各地に於て、之を不用なりとする議論も多いのであります。又此の法律を初めて制定して實施せられまするに當りましての必要不必要の論はありましたと記憶いたします。併しながら地方に直接の利害を持つて居りまする事柄であります故に、前々任者は地方官に諮問いたしたことがあります。三四の地方官を除くの外、地方官は皆之を必要ならずとし廢することを答申いたしました。又私が任に就きまして先頃召集いたしました際にも地方官に諮りましたが、是れ亦以て一二を除くの外、此の郡制を必要ならずとして之を廢する方に同意を表しました次第でございます。斯樣な事實より推測いたしましても地方に於て此の郡制を廢するが爲めに甚だしき困難を感ずることは無論ないと信じまする。段々日露戰爭の結果と致しまして地方制度の刷新をも計らねばならぬ時節でありますから、其の組織を完全に致し、費用の增加する弊を防ぎ、因つて以て地方行政の擧らむことを希望いたしますから、此の際郡制は廢止したいと確信いたします。

又一言添へて置きまするが、此郡制廢止案を提出いたしましたのは唯今申しましたやうな次第であります。決して之に因つて郡長を廢する、郡役所を全廢すると云ふやうな考へは持つて居りませぬ。今日の行政組織に於きましては郡長を廢すると云ふことは出來得ざることゝ考へますし、私も決して之を廢することは必要ならず、郡長は存在し、郡役所に重きを置くを可なりと確信いたします。尤も郡に自治制が存在いたして居りまする間は必ず大小を問はず一郡には一郡役所を設けて置かなくてはならぬ譯でありまするから、卽ち地方官官制に郡を置き

ます所には必ず郡役所を置くことにしてあります。郡の自治制を廢しました以上は大小を問はず一郡に一郡役所を置く必要は見出しませぬ、從來の如く――。或は二郡に一箇所、三郡に一箇所の郡役所を置いて差支なからうと考へる所は多々あります。併しながら私は郡長を廢し郡役所を全廢するが如きことは決して考へて居りませぬので、無論此郡制を廢すると云ふことゝ、郡長郡役所と云ふ問題か全く異なつて居りますから、序ながら申上げて置きます。

又町村の監督は殊に必要と感じましたので、十分に町村の監督は郡長をして致させたいと考へます。郡長をして十分に町村を監督を致させますには尚更以て郡長を必要と致しまする。又此郡制がありましては、町村の監督に甚だ困難を感ずる事情も多々あるやうでございます。故に此郡制を廢しまして町村の監督を十分に郡長をして致させると云ふ方針を採りたいと考へまするから、尚更以て郡長を廢し郡役所を全廢すると云ふことは考へ及ばざるのみならず、殊に必要と考へて居ります。

何れ詳細のことは尚ほ委員會に於て陳述いたさうと考へまするが、大體斯の如き次第でありますから、願はくは諸君の御賛成を得たいと希望いたす次第であります。(明三九・三・一九)

町村制改正法律案の説明(貴衆本)

是も市制同樣に實驗上改正を必要としまする點に改正を加へましたのであります。是亦多數の箇條でありますか

ら悉く說明を致す譯に參りませぬが、要するに市制との權衡を保つて大概同樣の點に於て同樣の趣旨に依て改正を加へたのであります。是が又郡制とは殊に關係も多いのであります。郡制の市町村に關係をもちました點は、郡制の廢止案を提出すると共に其部分に改正を加へてあります。

何れ委員會に於て、彼是對照して御調査あらむことを希望いたします。（明三九・三・一九）

市制改正法律案の說明（貴衆本）

市制改正法律案の理由を簡單に陳述いたします。

是は御承知の通りに數年來實行いたしまして段々實行上、改正すべき點を發見いたしたことが多いのであります。依て此實際の情況に顧みまして今回改正案を提出いたしましたが、御覽の通り甚だ多數の箇條でありますから悉く大體と申しましても之を說明するのは便ならぬ次第でありますが、要するに從來の實驗に徵しまするに、市制の改正は今日に於て最も急務と考へます。郡市の自治制も段々發達を致したに相違ありませぬが、一二の例を申しますれば、市長と市參事會の關係の如きも現今の有樣では到底市長をして十分に責任を取つて働らかしむることは出來ぬと考へますから、是等も改正いたしました次第であります。

斯樣なる次第で、實驗上已むを得ぬ所に改正を加へましたのであります。箇條も多數でありまするので、何れ詳細のことは委員會に於て陳述いたさうと考へます。大體斯の如き次第であります。（明三九・三・一九）

警視廳廢止問題に關し角田眞平に答ふ（衆本）

唯今の角田君の御演說に御答へ致します。實に數千言を費したりと申しても宜しい。長い演說を拜聽致しましたが、抑々大久保內務卿の遭難以來、大隈伯の遭難、十幾年前の選擧干涉以來、昨年九月の出來事に至るまで、十分に御演說に相成りました。此の事實は、御同樣に私共も承知致して居るが、玆に一言角田君に向つて御答致したいと考へるのは、私は既往の事實に付いて責任を持つことは出來ぬと云ふことは、前以て御承知を願ひたい。而して或は感情に訴へ、或は制度の不備なることを論ぜられた。此制度上に關しては私は請願委員會に於て既に陳述致したるが如く、時勢の進步に伴うて、總ての事業、官廳の規則慣例、皆改良を加へなければならぬことは當然のことであります。故に獨り警視廳に向つてのみとは申さぬが、殊に警視廳に向つて十分の改良を加へやうと考へて、其事に著手を致して居る、此の事は請願委員會に於ても詳しく申述べました。唯今角田君の御演說に依れば、巡査が是の如き事を致した、何人が斯樣な處置であつたと云ふ、昨年九月の出來事を例證しての御演說でありまするが、此の事に付いて責任を持たぬことは前以て御斷り致した通りである。而して若し斯樣な事があつたが故に、警視廳を廢すると云ふ懲罰的の意味を以て、廢止論を唱へまする譯ならば、巡査が斯樣な處置をなしたが故に、將來巡査を廢すると御結論になるであらうと思ふ。……少しく私は其の當を得ないと考へる。反對論者は「ノウ」と唱へることは怪しまぬが、能く御考へなさい。凡そ制度を論ずる、國家の事柄を愼重に議する

に當つては、少しく冷靜なる判斷を願ひたいのである。……吾々は此の制度に向つて改良を加へれば角田君の御心配になる如きことはなからうと信ずる。……それは見るところである。駄目と見る人は駄目と云ふ反對論を取つて宜しいが、政府の所信に於ては日本の是の如き大都府に於て、政治の中心であり、又、商工業の中心である、人事の複雜を極めて居る處に向つて、地方に於ける府縣同樣の制度を布けと云ふことに付いては絕對的に反對を表するのであります。……私は警視廳の制度を此儘に存し、改良すべきものは改良を加へて、十分に保護の目的も達し、警視廳存置の最初の理由を十分に達する考でありますから、此の廢止論には絕對的に反對であります。(明三九・二・一〇)

警視廳廢止に關する建議案に答ふ(衆本)

一應政府の所見を申し述べます。

私は此の建議案に對しては、最早此の演壇(えんだん)に於て、多辯を費すの必要を認めませぬ。なぜと申すのに、是は請願委員會に於て、私は充分に政府の所見を陳述致しました。其結果多數を以て採用すべからず、卽ち否決に相成りました。次に……次に豫算分科會に於ても、此議論を生じて是亦少數で否決されて居る。又、此の議場に於て豫算の會議の折に、問題を生じた。それは警視廳建築の項でありまするが、端なくも警視廳の存廢論(そんぱいろん)に論及致したのでありますが、此の時にも十分に私の所見を述べ、諸君の御意見も承り、討論の結果殆ど三分の二以上の多數を以て

否決を致されて居ります。斯る明々白々たる問題に向つて、屡々此の議場を煩はすことは私は好みませぬ。故に私は諸君と共に、理非曲直若くは利害に於て充分に討論するは、少しも辭さぬのでありますが、斯くまで明白なる問題を、屡々繰返すことには同意は出來ぬのである。故に私は政府の所見を簡單に再び述べまして、政府は警視廳の改良すべき點を發見致しましたなれば、少しも此の改良することに吝ならぬ。既に其改善を計ることに著手を致して居るのでありまするが、此警視廳を全廢すると云ふことには御同意は出來ぬ。其理由は再び同じことを繰返す必要はない。建議者は請願と同じ理由を以て、建議されて居りますが、私は同じ理由を何囘も繰返すことを好みませぬ。常識を以て判斷しても、東京の如き所には警察の特別なる機關を置く位のことは、何人も容易に判斷することである。然るにどう云ふ次第でありまするか、何囘も同じ事を繰返されて、其論は或は右に往き左に往き、唯同じことを幾囘も繰返さるゝのみに過ぎぬのでありますから、是の如き論旨の跡を逐うて、私も同じことを繰返して、此議場を煩はすことを好みませぬ。

政府の所見は諸君に於て充分御了解と信じまするに依つて、此案は速に否決せられんことを希望致します。

（明三九・二・二二）

郡制廢止法律案委員會に於て子爵谷干城に答ふ（貴委）

唯今の御質問に御答を致す前に少し私は御申譯を致さねばならぬのは、實は數囘開かれました分科會に不幸にし

て其度毎に差支がありましたので出席を致すことが出來ませぬで今日初めて出席を致した次第であります。是は甚だ遺憾に思ひます。御申譯を致します、同時に幸ひでありますから……左樣な次第でありますから前々の御質問なり何かの起りました所の事情はちよつと了解し兼ねる點もありますから、尙今日の問題になりました所は承りますれば御答いたすことも出來ませうと思ひますが、便宜上直に私の考を直接に申上げておいたら御參考にならうと思ひます。府縣郡村に對します所の私の考は前途數年に亙つて此大計畫を申すやうなことは實は今日は確言いたすほど私の考へは熟しては居りませぬ。故に未熟なる考察を申上げて却つて議事の煩を釀すことは避けたいと思ひます。郡に對しましては多少私も考へました點があります。丁度好い機會でありますから申上げて置きたいと思ひます。郡に對しましては郡長、郡役所と云ふことを、郡制に規定された所の郡の自治制とは別々にして考を著けなければならぬ。私は唯今谷子爵の御尋ねになりました郡の合併と云ふことは、今日行はれて居る郡の自治制の合併のことでありませうか、郡役所を數年に置くやうな合併でありませうか、少し判然いたし兼ねましたが、私の考へます所では、郡制と申します所の自治制度は此際廢したいと思ひます。丁度市町村制の改正問題はもう數年に亙つて居りますけれども、其市町村制の改正を段々加へますると同時に茲に斷行いたしたいと考へて居るのは郡制で、郡制は二十三年から始つたかのやうに記憶いたしまするが、二十三年頃から段々郡に自治制を施くことになりまして一郡は一の獨立の自治體と云ふことになりました。故に小さい郡も大きな郡でも、一の自治體を作らぬければならぬことになりましたから、時々の改正に依つて成るたけ小さい郡は大きくするやうな方

針を取つた樣に相成つては居りますが、兎に角郡と云ふものが一の自治體になつて郡會議員と云ふものを置いて郡の組織が自治體になつたのであります。さうして自治制は二十三年以來一時にではありませぬが、漸次に行はれて兩三年前に施行された郡が一番仕舞かと思ひます。然るに郡の自治制と云ふものは私は全く不用なりと常に考へて居つた、と申しまするものは、市町村と云ふものは甚だ不完全ではありますけれども、古來自治の要素と申して宜しからうと考へます。兎に角不完全ながら自治體のやうな原素が存在して居つた故に之を法律を以て保護し發達を計るなどと云ふことは誠に適當なる處置と考へて居りましたが、郡と云ふものは古來存在は致して居りますけれども、市町村の如き自治と云ふものゝ要素は殆どなかつた。其要素のなかつた郡に自治制を施くことになりましたが故に郡會と云ふものも起り、郡の獨立が行はるゝやうになりましたが、是も何の用をなさないことゝ私は考へる。古來歴史上の關係を見ましても先づ昔なら藩廳、今日ならば府縣廳でありまするが、其次に市町村があつた。然るに中間に郡と云ふ自治體を設けた故に却つて行政上複雜を來し、又費用も段々增加して來た故に此行政上の複雜を避くる點からも、又多少に拘らず費用を減じて國民の負擔を輕からしむる點からも郡と云ふものゝ自治制は廢めたいと思ひます。之を廢しませぬければ、唯今御話になりました所の郡役所は必ずしも置かぬでも宜いぢやないかと云ふやうな場所でも、郡と云ふものが一の獨立した團體であります故に、やはり郡役所を置かぬければならぬ。又之を合併すると云ふた所が、とても今日の郡制が存在して居つては出來ることではありませぬ。と云ふやうな事情で、從つて郡長の俸給も足るまいと思ひます。尤も一般官吏も甚だ薄給であります。

是も考へなければなりませぬが、先づ郡長だけに付て考へれば如何にも薄給で、又郡長以下の者も俸給の出所は違ひますが甚だ薄給で如何にも氣の毒である。是等の俸給をどうかして増したいと思つても、今日の制度では容易に出來ませぬ。併しそれらの郡長の俸給とか、郡役所の合併とか云ふことは今日私は茲で確かなる御答を致すことは、郡長の増俸を致すと云ふことも國庫の都合もあるから申上兼ねます。又郡役所を合併すると云ふことも郡制がありませぬければ、自由に出來得ることでありますから、必要があればする積りでありますが、今直ちに郡役所を合併すると云ふことを申して……それも私が極めて確定した案であれば差支ありませぬが未だ確定いたさぬものを茲で郡役所を合併すると云ふことを申上げて今日職にある者をして疑惑を懐かせ、不安の念を懐かせると云ふことは甚だ得策でないと考へますから、郡を合併して郡役所を一つに纏めると云ふことは今日申上げませぬが、郡制と云ふものを廢すればそれも實は出來るので、故に私は今回市町村制改正案を提出致して同時に郡制と申す自治體の組織になつて居るものを廢すると云ふことの案を提出する考でございます。大概大體は御質問の點に是で御答致したやうに考へます。尚御尋がございますれば申上げます。(明三九・二・二八)

小松原英太郎に答ふ（貴委）

私は左樣なる質問を受けたのは甚だ悲しみますが、蓋し不辯の致す所でありませう。私は郡の合併をするために郡制を廢し、府縣の合併をするために府縣制を廢すると論及さるゝと云ふ順序を申上げたのではありませぬ。

府縣を合併するに付ての御答は是は未熟なるものであるから御答をしまい。郡制を廢すると云ふことは郡の合併を致したいと云ふために廢するのではありませぬ。郡制と云ふものは不用なるもので行政の複雜を徒らに釀し、國民の負擔を增すもので何にもならぬから郡制を廢する、郡制を廢する以上は郡役所の合併も甚だ容易でありますが、併ながら私は郡役所を必ず合併すると云ふことは此所で申上げない。なぜかと云ふとそれは私はまだ確定しない案であります。未確定のものを私が言明して其職に在る者をして不安の念を抱かしめるのは行政上得策ならずと考へますから、必しも郡役所を合併すると云ふことは申上げない。併しながら郡制がなくなれば郡を合併することも甚だ容易であると斯う申上げた積りである。又郡制がありましても郡の合併が出來る、一々法律を以て規定すると云ふ。それは其通りで度々前例もありますから、實は今回郡を合併しまする法律案の起草も內務省に於てはありましたけれども、私は郡制を廢する以上は郡の自治體の合併をすると云ふ法律案のさまで必要を感じませぬから、此提出案を見合せまして、郡制を廢する法律を提出いたさうと考へて居ります。故に私は初めから郡制と云ふ自治體と、郡役所、郡長と云ふ問題とは別々に切離して申上げまする。斯う〳〵と云ふことを御斷りしておきます。さてそんならば郡の合併にあらずして郡役所を合併するにはどうするかと申しますれば、內務省では人口を目當てとしてどう斯うすると云ふこともありましたが、そんなこともありましたけれども、寧ろ私は郡役所を合併すれば單に人口などを標準に致す積りはないのであります。行政區劃の上に便利なる所を選んで、數郡に一郡役所を置く、やうに致しませうか。是は先づ以て御斷りを致して置きますが、未確定の問題でありますから、

直ちに郡役所を合併すると云ふことを御答いたすことは少し困難いたします。それから郡長の俸給も增さなければならぬと云ふことも無論であります。一般の官吏も同樣でありますけれども、郡に付ては郡長の俸給を增さなければならぬと云ふことを御答へ申したのであります。併しながら是は財政上の都合もありますから俄にどれほど增すと云ふことは申上げられない。併しながら郡長の俸給を增す爲に郡制を廢する、若くは合併すると云ふ考は私は持ちませぬ。勿論郡を廢し郡長が少くなつたならば財政上餘裕が出來てくるから、出來ないことはありませぬが、左樣にしてまで郡長の俸給を增さう、郡長の俸給を增すことを主として、それが主であるから郡制を廢する、郡役所を合併すると云ふ考は持つて居らない。其邊は十分に御了解を願ひたい。大體私の意味はさう云ふのであります。若し前の說明によつて誤解もありましたならば甚だ恐縮の次第で、主意は唯今申したやうな次第であります。（明三九・二・二八）

御質問に御答いたしますが、若し御答辯が漏れましたら御注意を願ひます、少し長いから悉く御尋の通り相對した答辯になるや否や判りませぬから……第一に府縣にも山とか川とか云ふ黨派に岐れて居つて、事業の分捕をすると云ふやうなこともあるやうに申されましたが、隨分斯樣な事も耳に致さぬでもありませぬ。是は地方官に付ても其弊害は成るたけ無からしめる爲に盡力いたして居る次第であります。然るに思ふ樣に其弊を除き去ると云ふ事も聞いては居らぬのであります。然るに地方の事務を刷新すると云ふことも努めて居りますが、御說の通

り府縣會にも弊害がありまするが、町村にもある、郡にもある以上はもう仕方がないではないかと云ふ諦めは付かない。私は其弊はどちらにもありませうから郡を廢したが故に總ての弊を除くとは考へては居らぬのであります。併しながら少くとも先刻申したやうに、組織が三階級のものが二階級になりまして、簡便になりますから監督が屆くやうになります。故に多少町村の弊を除かれると考へます。郡制を廢して弊害を一洗してなくなると云ふことはむづかしいでありませうけれども、弊がありませうけれども、弊を幾らか除く途でないかと思ひます。隨分郡會が獨立して居るが故に、弊害の生ずることも少からぬ。從つて郡會で——郡で審査を致して居りまする中でも府縣會へ補助費を請求することが非常に多い。此府縣の補助を仰いで郡でやつて居ると云ふことは矢張り是等も一の弊の中に違ひない。是は郡制を廢したら除けませう。然らばそれなれば町村の組合であつたらばどう云ふやうなことは出まいかと云へば、組合も今日でもあるのであります。組合はどうするかと云ふことでありましたが組合は元と事柄に依つて起つて居る。徒らに起すことは出來ぬ、斯く々々の土木事業をするから何所々々の町村に於て組合はなければならぬ、學校を建てるが爲に何所々々の町村を組合はなければならぬと云ふ事柄に依て起るのでありますから、組合は郡會などのやうに種々雜多なことをするものではない。而して此數と云ふものはそれは事柄に依りまするから將來に於てどれだけの組合が出來るかと云ふことは判然たる數は得られませぬが併しながらもと事業に依つて起るものでありますから、そんなに著しく起りやうがないのである。殊に改正町村制に於ては郡長の許可を得なければならぬ。此許可を得る折に十分調査いたしまして適當なるものは許し、不適當なるも

のは許さぬことになれば取締も出來やうと思ひます。取締の標準も大凡示すことが出來ませうから、さう云ふやうな具合に至りましたならば絕對的に町村の聯合もやはり普通の人民の仕事でありますから、完全無缺なもので非常な弊害がないとは私は斷言いたし兼ねますけれども、其取締が付きましたらばそんなに弊を生ずることはなからうかと感じます。又或る場合に於ては事柄の必要の上からして命令をして組合を作しむることも改正町村制には規定してあります。現に其地方に於て是非やらなければならぬ必要があれば、命令しても組合を設けさせると云ふことも致すやうな譯で、さう云ふやうな次第でありますから、差向き郡制を廢した後の處分に付てどうするかと云ふ御尋に對しては斯う御答へ申すより外仕方がない。それは茲に原案に書いてありますやうに勅令を以てするやうでありまするが、此勅令を發するに付ては何れ相當に考慮を費やして起案を致しませうけれども、併し是は成るべく地方行政に直接に當つて居る所の地方官等の意見をも聽きまして、其宜しきを得た所のものを設けやうと考へて居る。前以て此勅令案を斯くすると云ふ草案を拵へて持つて居る次第ではないのであります。ありまするが併し是は大凡知れて居る話。府縣參事會に於ける權限に對しては大概勅令を以て其仕事の分配は出來るだらうと云ふことはそんなにむづかしい問題とも思ひませぬ。それから郡及郡の組合に屬する財產營造物事業、及權利義務などの處分は府縣參事會の意見を聽いてする。是は府縣參事會の意見を聽きましたならば、是は府縣でやるが宜しいと云ふものもありませうし、組合でやるが宜しいと云ふものもあらう、又町村に任したが宜しいと云ふものもありませう。又は寧ろ廢したが宜しいと云ふものが出來るかも知れぬ。何れにしても此處分は府縣參事會の

意見を聽くと云ふことは各地の情況に依つて違ひます。其實際の答申を待つてしようと思ひます。例へば一例を申しましても病院の如き是は必要なるものは許さなければならぬ。併し病院の如きものに至つては府縣でした方が宜しいか、組合の方が宜しいか、或は極く小さいならば町村でも宜しい。學校も其通りであります。其分配は府縣參事會の意見を聽きまして相當に行くであらうと思はれる。是は廢合の處分をなした後は其處分も出來ました以上にはどうなるかと云ふこと、先刻も申した通り町村も段々發達をなすやうな方針を執つて居ります。此町村制は是は不完全なこともありますから、之を改正するのでありますが、郡長をして十分に監督をさせ、相當の取締を付けて行くより外なからうと思ふ。玆に絕對的弊害を除き得ると云ふことは申兼ねますが、是は弊害を除き革新を圖る一端なりと確信いたして居ります。郡制を廢する方の利益は何に在るかと云ふと先刻來申しました通り、自治制の三階級を二階級にして複雜なる點を除き又費用も幾分か減ると云ふ利益はある。殊に其制度以外に致しますれば、郡長をして十分な働をさせる、監督の實を擧げさせると云ふやうな段々利益がありませう。それからして既に先刻申したのでありますけれども、私の進んで伺ひたい事柄でありますが、今伺ふには及びませぬが、私どもは此郡制を存して置くの利益がないが故に之を廢すれば斯くの如き利益があると云ふことは唯今申した通りでありますが、之を存在して置けば多少の弊害は見出すが利益は一向見出さぬ。例へば郡制中に訴願などと云ふことが規定してあります。恐らく町村の葛籐を郡で裁く積りであつたでありませう。併し決して郡で信用して郡で定める譯にいきませぬで、依然として府縣廳に持つて來ます。斯の如き次第でどうも郡制を存するが爲に利

益だけは見出すことは出來ない。故に之を廢する方の意見に定めました次第であります。

其費用の點は十分に述べた積りでありましたけれども、足らなかつたかも知れませぬが、私は現場費用は會議費等、斯ふ云ふものは減るけれども著しい減りはありますまい。併し此中には隨分有用ならざるものもありますから、是等は廢したり何かしますれば、無論費用は減りますが、併し現場、著しい額ではあるまいと申した筈であります。併しながら將來、各種の郡毎に色々の仕事を始めますことを抑制します爲に生ずる利益は多からう。又費用を將來增すべきものを增さぬで、其額は少からぬであらうと申した積りであります。現場著しい費用が減ると申した積りではない。元と三百萬圓かそこらで、それも補助費が百萬圓もはいつて居りますから著しいとか少額とか申しました所が其額は知るべしであらうと考へますが、併し將來に於て增すべき所のものを抑制することが出來ると信じて居ります。それから組合が大層複雜になるかの如き御疑念でありますが、私はさうは思はぬ、其組合は許可をうけて事業に依つてやらなければならぬものでありますから、濫に起すことは出來ない　茲に御覽下されたらうと思ひますが、三十八年度郡事業一覽と云ふ表があります。其やつて居ります事業が三百十三しかない。現在此儘そつくり行ひました所が三百十三の組合で濟むのであります。郡の數は五百三十八と云ふ數でありますが、現在やつて居ります數件から申しても、そんなに著しく組合の殖えるべき筈はない。殊に此中で府縣で取りましたり、町村だけでやることにしましたり、或は全く不用なりとして廢することが出來ましたりします

ればさう組合が多くなることは考へませぬ。今日の五百三十八の郡に起りまする所の事業の數を見ましても、三百十三件と申すに過ぎぬのでありましたから、さう増加することは思ひませぬ。のみならず之を町村府縣の間に分配しますれば、尚さう増すであらうと思ひませぬ、而して又將來に於ては尚注意して既に强制して組合を設けさせる制度を採る以上には、必要ならざるものに組合を濫に作らせるやうなことは止めなければなりませぬ。組合はそんなに多くならうとはどうも推測せられぬ。故に郡制を廢して代りに組合が出來て其組合が非常に多くなつて郡制存在の時より尚困難を釀しはしないかと云ふことは私どもは發見いたさぬのであります。又郡に依つては廢されただけは、何もして居らぬ所はそれで濟む。玆に組合でも設けやうと云ふ企がありますれば、果して其事業はどうであるかと云ふことを篤と詮議もしますから、そんなに濫發することはあるまい。又濫發させないやうにすることは出來るだらうと思ひます。元々事柄に依て起るのであります。其處へ學校を建てる企があつて、果して學校が必要であるか、必要でないか、而して必要であるとすれば、どこ〳〵の町村が組合つて維持して行くかと云ふことから割出して、やりますから、其組合が多くなつて困難を釀すだらうとは推測いたして居りませぬ。

（明三九・三・二二）

諮問の樣子を御尋ねでありますが、是は私は此直接、郡の行政に當つて居る地方官の意見に重きを置く積りで、それ等の人も同意であつたと云ふことを申したのでありますが、それは地方官の言ふことなどはどうでもよいと

云ふ御考で若しありますならば、是はまあ存廢の御議論の中に御加へ下さらぬでもよい。此地方官が同意したから同意しないからと云ふことで存廢を議すべきものではないと云ふ御議論でありますれば、それはそれで一向差支ありませぬが、私は地方官の考に重きを置きましたので、それで昨日申上げましたやうに不幸にして此書類が存在いたしませぬ。併しながら皆寫を持つて居る所があるさうでありますから、都合によれば取寄せやうと思ひましたが、併し之を以て唯一の理由として私は重きを置いて居りますけれども、議院に於てはどう云ふものかとも思ひましたから、別に其書面の寫は取寄せませぬが、贊否は明に分つて居ります。其時に郡制を存在して置いたら宜からうと云ふことを申しましたのは京都の知事、茨城の知事、富山の知事、山口の知事、徳島の知事、五縣の知事が郡制は置いて貰ひたいと云ふことで、兒玉内務大臣の折に答申を致した。是は書面で出した。其書面がありますれば、唯今御覽に入れゝば便利でありまするが、不幸にして見當りませぬ。地方に聞合せましたら大概持つて居りませう。それから私の尋ねました時は今御話の通りに、公債のことに就て召集いたしました序に諮問いたしたに相違ありませぬ。又内閣の議が極つて居つて、丁度議會に提出するやうな時にはそれは諮問ではないと云ふやうな御言葉も見えましたが、私は諮問の積りであつて……内閣はさう極めて居りましたが、併しながら地方官の意見がありまするならば、之を聽くが宜しいと思ひまして、公債の募集に就て召集した序に此事を諮りました。尚又其案も見て呉れい、假令贊成するにしても案の中に意見があるなら遠慮なく言ふて呉れと云ふことを言ふて置いたのであります。知事もそれ〴〵市町村制改正案、郡制の案を見ました。私の諮問いたしました時に

存置したら宜からうと云ふことを申しましたのは、やはり其時に兒玉の時にも置いたら宜からうと申しました京都府の知事であります。それから其後……其時と變つて今日現任長野縣知事は折角あるものだから置いたらどうであらうと云ふことを後に申出ました。あとは固より申出ませぬ是は默して居つたに相違ありませぬが、併しながら多く前に兒玉の折に廢すると答申した人々は皆廢止論に贊成して默して居つた。故に是は大概贊否は明に見えて居ります。やはり其時に反對をした人は反對を申しまする。其時に贊成をした人は皆贊成をして居ります。私は殊更に是ばかりではないけれども意見があるならば非常な多忙ではあるけれども、一日私は一切の來客を謝絶して地方官だけに面會するから來て吳れと言つて、私は一日來客を謝絶して官舍で地方長官だけに合ひました。其時に皆出て來て親しく意見を申しました。もうあれは實に何の用もなさぬ、兼て答申してある通り廢してくれと申出た者も多くありました。其時は前の通りでありました。斯う云ふやうな狀況であります、成程諸問案としてそこに下付いたして討論審議を致させたのでありませぬのですけれども　既に前に答申して居る者は皆廢止論者である。又翌日私の所へ出て來て親しくさう云ふことを申出ました。又前に存することを申した人はやはり存する事を申して居りますけれども、併しながら如何にも其時は兒玉の時にもありましたが、私の時にも五人ばかり贊成を表はさなかつた。存置論者には京都の知事がございます。長野の知事が後から折角あるものだからと云ふことを申しましたに過ぎませぬ。故に私はやはり今日に於ても地方官は一二を除くの外、廢止論に贊成のものと見て見る　又贊成を現に熱心にして居るやうな人もある。諸問の狀況はさう云ふやうなことでありました。

一木喜德郎に答ふ（貴委）

（明三九・二・二三）

イギリス若くはドイツの例も御話がありましたが、是は私の考は成るたけ日本の國情を本として論じた方が宜しいと思ひますが、併しながら多少外國の例を參酌する事も亦必要でありませう。併しながら能く考へなければならぬ事は、單に外國の例を以て是まで……郡制に限りませぬ、往々外國の例を主としてやつた事に失敗を釀した例があるかのやうに見えますから、參酌は宜からうが何に重きを置くかといへば、日本の事情に重きを置いた方が宜からうと實は考へます、それでドイツの如き、イギリスの如き國に於きましては御話のやうに、イギリスの如きは郡の如きものを、今日必要を感じてそれを設けるやうになつたでもありませう。ドイツは又古來能く行はれて居つたでもありませう。併しながら日本の郡は決して左樣なる性質から置かれては居らぬと思ふのであります。さう云ふ風に必要に迫られて出來た郡制ではなささうに察します。故に今日是がなくても一向どこにも困難を感じないと云ふ情況に見ゆるのも　それが爲である。若しも必要より生じて居れば、なか〳〵廢するのは容易ならぬ。行政上から地方の關係から、どこかに大困難を釀しはせぬかと思ひますがそれはない。尤も之を行ふこと數年になりまして段々慣習が付きましたならば、それは假令弊ありとするも如何ともする事はないやうに根抵を固くするかも知れぬと思ひますが、今日はさう云ふやうにもなつて居りませぬ。故に之を廢することは何も差

支ないやうになつて居る。又必ずしも府縣でやらなければならぬ仕事も必ずしも町村でやらなければならぬ仕事もなからうと云ふ御說でありますが、さうであるかも知れませぬ。併しながらそれは一概にさうも申されますまい。府縣にあらざれば出來ぬ事もあらう、府縣全體の費用を以て、全體の協議即ち府縣會の協議に依つて決定せねばならぬものもあらうと思ひます。又町村も其通りと思ひますが、それは議論をしてはどちらにも議論が出來ませうが、今日の狀態に於ては府縣でなけりや出來ぬもの、町村でなけりや出來ぬものも、自ら區別も付くと思ひますが、獨り郡に至つては郡でなけりやならぬと云ふものもなからうと思ひます 併しながら或は幾らかあるかも知れませぬ。あるかも知れませぬけれども、あるかないかの境では之を存して置く有力のものとも致し兼ねる譯であります。要するに何か此郡がありまするが故に、餘程大した効能を現はして居れば格別、弊こそあれ、別段餘り用のないと云ふ事は廢止の決心を固からしむる次第であります。行政整理に付て御話でありましたが、是は總理大臣より御答いたしました通り、從來行はれた行政整理は重もに經費節減でありました。是は日露戰爭以前にはそれでありましたが、今日に於ては其意味のことは出來ますまいと思ひますが、併し是は誤解を來たす恐れがありますから、其後尙ほ陸軍大臣よりも辯じて置いたさうであります。尙私は委員會等に於て衆議院で申したのも、是も當り前の話でありまして、政府は一日も行政上の改良を怠ることは出來ませぬから、務めてやると云ふ意味を申した。是も私は地方制度に向つて改良の一端と信じて居ります。併しながら、それならば郡制改良の一事を以て足れりとするかと云へば、さうではありませぬ。市町村制改正のことも提出いたしましたが、それのみ

を以て足れりとする譯ではありませぬ。種々なる改良を加へねばならぬ。偶々今日、市町村制改正は長い間の問題でありましたが、案を具へて御協賛を求めるやうになりましたから、此機會に於て郡制を廢しまして其關係上、權衡を保つ爲に……又到底市町村制の改正は致さなければならぬのでありましたが、併し郡が存在して居るのと……郡制が有るのとないのとは大分關係が違ひますから、今日のは郡制を廢するものとして提出いたしましたが、此機會に於て町村制の改正と同時に郡制を廢するが適當と考へた譯であります。尚御尋が殘つて居ります。

調査の方の御答を致しますが、地方制度の事を十分に調査してからと云ふことでありましたが、それは地方制度と申しました所が隨分多端なことでありますから、十分調査して改良を加へる積りでありますが、法律の關係に於ては市町村制の改正がありまして、是は多年の實驗に基いて調査の上にも調査を致して改正の案を立てたので、又郡制を廢する廢せぬも今日に始まつた問題ではない。隨分是は調査の上にも調査して居るのであります。內務省が調査したかしないかと云ふことは、或る當局者の折には廢すると云ふ考へ、或る當局者の折には廢しないと云ふ考へ、と云ふやうな次第でありますから、必ず之に依つて調査をした、しないと云ふことは茲に斷言し兼ねますが、私は茲に此案を輕卒に提出いたしたのではありませぬ。先達て是は餘談になりますが、私が地方官に話をして郡制の廢止を閣議に提出する積りだと言うたと云ふことで、之を聞き傳へて書いて居る新聞もありますが、是は一向取るに足らぬ間違で、無論內閣に於て郡制を廢するが、適當なりと一致しましたから、地方官に諮

問したので、其時私が申したのは議會に提出するこ云ふことを申したのであるが、私は其筆記を見るに違なくコンノート殿下の宴會に出席しましたから、新聞に間違を傳へて居るので、さう云ふやうに政府に於て十分調査をし私に於ても考を盡した末であります。市町村制の改正に付ては先以て十分に調査研究した積りであります。其外地方の政務の刷新すべきものは隨分多端でありますが、必しも法律の規定を要せぬで行政上で刷新すべきものが多い。行政上で此整理は行ふ積りである。それから郡の仕事、町村の仕事こ云ふことに付ても實は今日町村はごうなつて居るかこ云ふことも御考を願ひたいのでありますが、町村も十分發達して居らぬ　併し私は此町村は自治の要素があるから多少發達し得るであらうこ云ふ望は持つて居る　法律を改正したら隨分相當なものにならう。殊に數年前より先刻申したやうに町村を段々大きくする考で、大きくすれば段々仕事も見るべきものもあらうこ思ひますが、併しながら今日の實況は郡の如き甚だしい情況ではありませぬが、尙完全に發達は致して居らぬ。財政の如きに至つても基本財産なごを十分に備へることがなか〳〵出來ぬのであります。町村は既に斯の如き有樣である所へ持つて來て郡に於て町村の仕事をする。甚だしきは町村所有の荒蕪地なごを郡で引上げて、さうして郡の殖林なごをする地方がある。是は固より町村でやるが當然であるべき筈のものを、郡で仕事がない、故に町村の基本財産にすべきものを引上げて、まあ借りたやうな體裁であります。さうしてやつて居る所もある。故に町村の方は此上尙必要ならば改良も加へて行かなければならぬ。郡の現狀はさう云ふやうな次第、偶々やつて居る仕事でも町村の仕事を取つて居る所もある。それは存在して置きますれば何か段々やるに違ひありませぬが、其や

る事柄たるや、どうも町村ででもやる方が適當であらう、郡でやるのは不適當と云ふやうなのが多い。又今日郡が存して居るからさう云ふ仕方をするが一方に於て事柄に於て郡の自治制の下の郡會だけでは決定の出來ぬものがある。故に事柄に依つてやはり組合を設けてせねばならぬ。さう云ふやうな譯で郡制があつたからと云つて其郡で始末が付いて居るかと云ふと、付いて居らぬと云ふやうな譯で、何れの方面より考へても長く此郡を存在して置かうと云ふことは見出さぬ。(明二九・三・二二)

昨日も大分御話を申しましたが御了解を得なのいは甚だ遺憾に存じますが、郡に古來自治の要素がないと私は認めて居りまするけれども、併し一木君の如き該博なる學者に向つて歷史上の話は私は出來兼ねます。殊に郡制廢止には熱心なる御反對であるやうに承りますれば、幾度質問答辯を繰返しても果して解決を得るや否や疑ひなきを得ませぬ譯でありますから、私が答辯いたしました所で尙御了解を得ないかも知れませぬが、併し一應意見を申上げませうが、私は學問上の事は暫く措いて御話を致したいと思ふのは、抑も郡制を設け卽ち三段の階級を地方に設けましたなどと云ふことも多くは學問上より割出されて居りませう。或は郡制の如き不用なるものを生じたのも學問より生じた弊ではないかと私どものやうな廢止論者からは申さねばなりませぬが、併し是は相當な理由を備へて居ることでありませう。併しながら此郡と云ふものは何の用をもなしませぬ。之を廢しました所で、地方行政上に於て何の不便も感じませせぬ。全くなくても差支ないものと私は考へます。斯の如き郡の自治制の有樣

であると云ふことは原因がなくちやならぬが、其原因の一端は古來自治の要素のないと云ふことも原因の一つでないかと云ふ私は意味を申上げた。町村の如きは不完全でも謂はゆる村の會議がありましたり色々なことをしまして、迚も今日申しまする所の自治とは申しかねませうが、併しさう云ふやうなことが多少行はれて居つて、會議に於ても、村の會議があるとか、色々な相談、組合なにかと町村と云ふものは、そんな關係を古來持つて居りましたから、多少自治の要素はあると私は見て居つた。郡の要素に至つてはさう云ふことは殆んどない。故に私は郡の要素がないと見たのでありまするが、併し其論鋒を擴めてそれで郡に要素がないと云ふなら府縣にも要素がないと云ふ御議論でありますが、左樣に相成るかも知らぬのであります。併し私は玆に行政上やはり府縣は府縣として自治體を存在することも不適當ならずと信じて居る。昔は藩でありますから、無論に府縣の如きものではないので、又藩と云ふものは御承知の通り極めて專制を極めて居つたものでありますから、自治に一向關係はありますまいが、併し一藩は一藩で總ての治め方を致して居つたから、今日で申せば府縣は府縣で以つて諸賄をして居る形に見れば見られぬことはありませぬが、何分封建政治と今日の有樣とは同じ樣には見られませぬから、維新の結果として府縣が生じたものと思はれます。併ながら其府縣が今日では隨分自治の有樣が完全とは申しかねますけれども、隨分發達して來て居る、是は多少やはりさう云ふ一藩なり今日から云へば一府縣でありますが、さう云ふやうなものが集まつて仕事をすると云ふやうな要素が備つて居つたかと云ふやうに私は思ふのでありますけれども、それは要素に非ずと云ふ御議論なら仕方がない。郡に至つては郡だけで何にもしたことはない　能く調

べましたら稀にはあるかも知れませぬが、私ども見當らぬ。町村では町村だけで仕事をして居つたことも相談して居つた事も見當りますが、郡では見當りませぬ。故に私どもは郡には要素がない。要素がないと云ふことは郡制の發達し得ざる所の一つの原因であらうと思ふ　郡制の振はざるは他に原因があるかも知れぬ。併し私どもはそれもやはり一つの原因と見る次第である。要素と云ふものがある。要素と云ふものは斯の如きものであることはむつかしからうと思ひますが、此の郡制を廢すると云ふことを提出するに至りました理由は、郡制は何の用もなさないから廢する、何が原因かと云へば色々な原因もあるが古來自治の要素がなかつたのも一つの原因であらうと斯ふ考へて居る。それから以上はどうも答辯の仕樣がないのでありまして、恐らく御考が違つて居るのだらうと思ふ。（明三九・三・二三）

其施行のことは先きにでもしなければならぬと云ふことを唯今御答いたしましたが、已むを得ぬならばさう云ふ場合も生ずることの想像を致すことが出來ませうと思ひますが、併しながら私の考へは相當の準備の期間を置きまして其間に町村制の實施も郡制廢止の實施も唯今御心配になりましたやうな都合の惡いことの生じないやうな時期を以て施行しようと思ふので、準備の出來ませぬ間はどちらも施行しないのであります。準備さへ出來ますれば同時に施行することも差支なからうと思はれる……

是は其斯ふ云ふ場合には府縣參事會の意見を聞く例も多いかのやうに思はれますが、それのみならず是は矢張り府縣參事會でありませぬと餘ほど公平な意見を提出することがむづかしくはありはしませぬか。町村に屬する物もあれば或は組合に屬する物もあり府縣でやらす物もあるのでございますから、其分配の仕方はどうしても府縣參事會の意見を聞く方が公平を保つではないかと思はれるので、町村だけの意見でありましてはどうも爰までにはいかないやうに思ひます。

政府の方で調査いたしました所では既に申し上げましたやうに郡制を廢止する廢止案を提出いたしまするから廢止するものと看做して此町村制と郡制に關係をもちまする條項は皆除いて町村制だけの側から申しますれば郡制がないものとしてあります。それで是は此町村制の改正を機會として郡制も同時に廢する方が宜しいと云ふ決心を持つて居りますけれども、若し之が片れ〻〻になりましたならば、唯今の御話に對しては甚だ妙なるものにならうと思ひます。行はれぬことはございますまいが單獨に行はれることは出來ませうけれども、町村制の方の改正案の郡に關したことは郡制がないものと見て作つてありますから、こちらだけ單獨に行ふことは甚だ妙な法律にならうと思ひます。又郡制獨り今日の廢止案にあらずして例へば郡制の改正でもありましたと致しましてもやはり町村制の方が變りませぬければ是は亦妙な關係を有すべき筈でありますから、同樣な理由に依つて片方だ

け成立いたしますとそれは實施の出來ぬことはございませぬが甚だ妙なことを生ずるのであります。

それは郡制を廢しまする方の理由と致しまして府縣と町村の間の中間の制度に卽ち郡を置きました時分には、此郡參事會の裁決なるもので此中間が鹽梅宜しきを得る積りであつたのでございますけれども、實際の狀況は郡參事會なるものは效用を顯はさずして皆府縣に持つて參ると云ふやうな都合でありますから、最初中間に置いた所の理由は今日必要なことになつた、さう云ふやうな意味を申したのであります。併しながら若しも郡制が存在いたしましてありながら町村制の方で郡參事會の規定が丸でございませぬければ隨分法律上妙な釣合になりは致しませぬかと思ひます、實施してされぬことはございますまいが、甚だ地方行政の上に妙な關係を致しはしまいか。其有效であると無效であるとを問はず甚だ不權衡なものではないかと今申したのでございます。

それは郡制の效用のないことを申しました中に郡參事會の裁定なるものは其用をなさないと云ふ理由を申したのである。そこで郡參事會を是非とも經なければならぬと云ふことがあるが故に郡制を存在しなければならぬと云ふ理由を認めないと斯う申すのであります。それで又郡制が存在しないものとして町村制を規定いたしましたがごこ〱に關係が……若しも郡制があるならば關係を生ずると云ふことは凡て調が分つて居りますからそれは申上げて宜しうございますが、大分釣合を失ふだらうと考へて居ります。（明三九・三・二四）

多田作兵衛に答ふ（衆委）

唯今の御質問の縣の廢合と云ふ事柄は、先年世間に現はれたこともありましたが、今日に於て私は縣を廢合致さうと云ふ考は持つて居りませぬ。ざつと考へると、廢合して宜しいやうな處も見えるけれども、私の考へるところでは、廢合したところが、さまで効用を見ないと考へるのと、徒らに動搖を醸すに過ぎぬと思ふから、縣の廢合は今日する考を持つて居りませぬ。併しながら府縣制に於て改正すべき點があるや否やと云ふことに至れば此郡制を廢止し、市町村制を改正した結果として、或は府縣制の上に多少の改正を加へなければならぬところがあるかも知れませぬが、若しさう云ふことを發見したならば、更に案を具して御協賛を仰ぐ積りでありまするが、今日は是とても確かに府縣制のどの部分を改正しなければならぬと云ふ考を持つて居りませぬ。それから郡制を廢したに付いて、從つて起るところの郡役所のことに關しては、今日に於て私は郡役所を全廢すると云ふやうな考は、是又持つて居りませぬ。と申すものは隨分郡役所の働も、なか〳〵戰時中少なからぬことを認めましたが、尚今日の場合に於て、戰爭は濟みましたけれども、種々の事業もあらうと思ひまするし、殊にそれのみならず、どうしても行政上の監督を致させたりしまする點から、郡役所を今日に於て、全廢すると云ふやうな急激な處置は、どうしても取れぬのであります。唯郡制が存在して居りまするとと云ふと、大小に拘らず如何なる郡にも一郡役所を置かなければならないと云ふ制度になつて居りますから、其結果郡制を施行した所には、必ず一郡役所を

置かなければならぬと云ふことになつて居ります。それは郡が自治體でございますから、一の役所を置かなければならぬ必要があるのでございますで、此郡の自治制を廢しますれば、或は少い郡などは一二郡を合して一郡役所を置いて濟むやうな場合があると思ひます。併し最も私は必しも郡役所の數を減らすのを目的として、郡制を廢しようと云ふ考ではないのですが、郡制があれば如何とも致方がないです、郡制を廢した場合には、場合に依つては一二郡を合して一郡役所を置いても差支ないと云ふ考もあるのであります。それから町村に至りましても郡制を廢しましたならば、成るべく町村を大きく致したいと考へるのであります。是は固より法律の關係に非ずして行政上出來ますが、成るべく大きい町村に致したい。どうもいろ〳〵なる沿革を以ちまして、甚だ小さい町村もあるのでありまするが、町村の自治を發展せしめて、十分町村の發達を計りますのには、どうしましても町村をもう少し大きくしなければ、經濟上其他の關係に於ても有益があるまいと思ひますから、成るべく町村は大きくすると云ふことを考へて居るのでございます。大要御質問の點はそれだけと思ひます。

大體さう云ふ積りでありまます。どうも郡制は唯今多田君の御話のやうに可なりに行はれて居る處すら、尙乏しい。實は先づ可なり相當に郡制を實施して効果が見えて居る所は殆ど一二に止まるので、法律で期待したやうな効果は見て居らない。此一二郡で相當に郡の自治の發達をして居りました所は、無論の話、其他でも同樣でありますが、さう云ふところは、尙更郡制を廢する以上は事柄に依つては之を縣の方に付け、又は町村の方に分ち、

さう云ふことにいかぬものは組合を設けて之を處置しなければならぬ、卽ち組合に關しては町村制の改正にも多少規程をしてあるやうな次第でございまするが、郡制を廢した以上は縣廳若くは組合と云ふものゝ間に事務の分配を適當に計らなければならぬと思ふのでございます。（明三九・三・一〇）

荒川五郎に答ふ（衆委）

最初の御尋ねは、郡制を廢すれば郡役所はどう云ふ風になるかと云ふ御問でございますが、是は郡の自治制を廢しますれば、府役所と云ふものは、大體で申せば、郡制實施前のやうな有樣に返る。尤も郡役所のする仕事、卽ち郡長の職務に屬するものは、段々澤山ありますが、是に列擧してあるのを求めて用ゐるか……

自治體から申せば、縣町村となります。縣の行政から申しますれば、縣廳郡役所に參る。詰りさう云ふ階級なんで、性質が判然分ると思ひますが、それから、此附則の第二項の「其他郡制の廢止に伴ひ必要なる事項は勅令を以て定む」と云へば、第三項は要らぬやうに見えぬかと云ふ御尋ねでありますが、第三項の財產營造物又は事業權利義務と云ふやうなことは少し是は關係が違つて、先づ第三者と申したら宜しいか、他にも影響をするものがあると思ひます。で唯普通の後始末だけではない事柄と思ひますし。まだ〳〵是は法律で此處分法を明かにして置く方が適當と思ひます。それから施行期日は郡制を實施されたと云ふときは、先刻申上げたやうに至極一樣

でありませぬ。二十三年から一兩年で、盡く實施されたものでありますから、故に之を廢するに一致して居ないでも宜いと思ひますが、尤も私の今日先づ大體考へますには、同時に廢したい、同時に廢するには、それは如何なる時期かと云ひますと、篤と地方の實況を見なければなりませぬが、大體に於て豫算年度の切れるときが、一番適當でないかと私は考へて居ります。（明三九・三・一〇）

宮古啓三郎に答ふ（衆委）

先刻申上げましたやうに、郡役所を全廢する考は今日持つて居らぬのであります。是は實は法律の問題でありませぬ。若し郡役所を廢することを致しましても、所謂行政整理の問題に屬するだらうと思ひますが、法律は此儘で成立ちましても――成立ちませぬでは、むづかしうございますが、成立ちさへすれば、どうにも出來て見たときには出來ると思ひますが、併しながら假に私は茲に郡役所全廢の出來ぬことは、今日まで法令の結果からも、其他の事情からも、郡長の職務と云ふものは非常に多くなつて居ります。故に郡制の自治がなくなりましたならば、小い郡などは併合しても或は差支ないかも知れぬ。是は先刻申上た通ですが、併しながら郡役所を全廢致すと云ふことに付いては、十分後との始末の能く付くことの方法を講究しなければ出來ませぬ。どう云ふことかと云ふと、今日まで郡長にやらした事を、どう始末するかと云ふことになりますと、大體を申せば成程町村行政の監督が主なるものと云ふ譯にもなりますまいけれども、實は茲に後とで差上げても宜しいが、郡長のして居る仕事は非常な

ものであります。是を一時に郡役所を廢して、どうするかと云ふ考をつけなければなりませぬが、是をどうするかと云ふことになると、俄かに極められることでもなく、餘程利害を攻究しなければならぬことで、縣廳のみを以て直ちに町村と云ふことにして、行政上旨く行はるゝものであらうか、餘程懸念せざるを得ませぬ。故に何か相當の事を考へてしなければならぬ。郡役所などのない所は、縣の支廳のやうなものを設けて居る國もありますが、兎に角縣廳で直ぐに町村では、どうも今日の行政上の有樣では出來ないやうに思ひます。

それで宜しうございます。併し取調は單に郡役所にのみ關しませぬが、先刻申す通り府縣に關してもさうでありますが、直ちに是を廢すると云ふ目的を以て、調査して居ると云ふことには、御了解下さらぬやうに願ひます。

(明三九・三・一〇)

濱田國松に答ふ(衆委)

組合のことは事業の性質に依ると思ひます。事業の性質上必要なれば、數町村に亘らざるを得ませぬが、又其事に依つては、一二の町村が合併しただけで濟むのもありませう。

それは全郡とか何とか云ふことは、事柄の性質で、全郡になるか、ならぬかと云ふ話になりますが、必ず全郡

を目的とするとか、何町村を目的と云ふことにはいかぬと思ひます。

それは郡制を廢して郡制同樣の組合を造ると云ふ趣意なら、一向廢するの趣意に協ひませぬから止めますが、事業の性質はどうしても其事業は止められぬのですから、是は別問題です。

それは概括したことはちよつと御答し惡いのです。或は殖林と云ふやうなものでも、止めても宜いものもありませうし、又それはどうしても關係の町村でやれぬとして、組合のやうなものでも設けてやらせなければならぬかも知れませぬが、それは性質に依ります。（明三九・三・一〇）

東北三縣凶作地窮民救恤に關する建議案委員會に於て長晴登に答ふ（衆委）

一應御答を致しますが、其前にいろ〳〵差支がありまして、此委員會に出席することが出來ませぬで、甚だ遺憾に存じます。之を御斷り申して置きます。是までの内務省、又は地方に於て取りました狀況は、政府委員よりの說明で御了解下すつたらうと考へます。尙蒟蒻摺にしたものもありますから是を御覽下さること、多少政府の執つたところが御了解にならうと思ひます。私は此凶作地に向つて、救濟を講究することに於ては一日も怠つて

居らぬ積りであります。有らゆる手段を講究して救濟の途を立てる方針を執つて居る。又先達地方官の召集がありまして、其地方官の上京を機として、三縣の知事に向つては殊に救濟に注意致せと云ふ事を訓令致しました。其他尙凶作地の狀況は、世間往々誤りを傳へるから、成るべく其狀況を詳かにする方針を執つて、其報告等を公にすることが必要であるに依つて最も詳かに報告せいと云ふことも訓令致しましたから、追々狀況は御了解になりませう。元來此建議は固より私共は、是は當局者彈劾の意味を以て提出されて居るとは、解釋致しませぬ。若し怠慢なりと云ふ御趣意から出て、多少彈劾の意味を含蓄して居ると云ふことであれば、私共相當の方針を執らなければなりませぬが、左樣なものではないと解釋して居ります。然らば此凶作地の困難して居る人民を救はなければならぬ。有ゆる方法を盡さなければならぬと云ふことに於ては、政府と諸君――諸君と云つて、建議者の意思と相違しては居るまいと考へます。唯相違して居る點は、建議者は政府の遣方が緩慢であるとか、不足であるとか云ふことでありまして、政府も決して緩慢、或は其處置を怠つて居るが如き意思は毫もありませぬが、併しながら是は人各々見る所を異にして、如何に吾々が力むると雖も、不足なりと云ふ御議論なれば、是は御議論が違ふので仕方がない。併しながら私は建議者の意思も吾々の意思も、玆に議會に於ける御意思も、決して相違して居るまいと思ひます。唯如何にして此救濟の途を立てるかと云ふことが問題であらうと思ひます。で直ちに建議の趣意を容れて、それだけの金を支出すると云ふことに付いては、政府は俄に御同意が出來兼ねると云ふものは、御承知の通、是は諸君と共に論じなければならぬ問題でありますが、即ち國庫の歲入の關係であります、歲入に

剰餘でもありますれば、甚だ容易なることでありますが、えらい切詰めた歳入であります。之がためにまさか増税をするとか公債を募ると云ふことも出來兼ねませう。尤も非常なる場合にはそれ等の處置を執らなければならぬでありませうが、今日のところでは、さう云ふまでの問題ではなからうと思ひます。然るときには此窮民の狀況、國庫の事情を相照して、出來るだけの途を講究すると政府は申上げるより外に仕方がないのであります。此建議が議論の容るゝところとなつて、通過致しましたところで、政府は窮民の狀態、國庫の有樣に照して、篤と廟議を盡すより外に致方がない。又今日の遣方が緩漫であると云ふ、成程他から見たら左樣にも見えませうが、併しながら窮民の數にしても、調査する人の場所に依つても違ひますが、なか〳〵輿論の一致を來すと云ふことはむづかしいかも知れませぬが、併し各々精神は一致して居ると認めるのであります。出來るだけの方法を執りましたならば、左程の御心配は懸けずに濟むかと私は考へて居る。又他人の、卽ち世間の慈善家の寄附金の如きも、之を賴みと致す譯には參りませぬけれども、併しながら隨分此寄附金も增加して參りまする。初に昨年の暮頃に豫想したやうな方法が今年の如き雪の多い季節に遭遇したからと云ふ、唯今長君の御說もありましたが、それは其通りでありますが、其當時に豫想したより寄附金が多くなるかも知れませぬ。之を賴みと致す譯ではありませぬが、先づ一般を申せば斯樣なる譯で、又政府の執つた處置も、段々其效が見えて來るであらうかと思ひます。相待て窮民を救濟すると云ふことの方法が段々行はれて參る。此狀況を篤と調査を致して、之に應じて處置を致し、其處置をすると云ふても、國庫の狀況も考へなければなりませぬから、之と相待つて適當なる方法を講究するよ

り外仕方がないと考へます。其邊で御了解を願ひたい。決して此事に付いて窮民があるのないの、救ふべし救ふべからずと云ふことを以て、諸君と議論を闘はすと云ふ譯ではございませぬ。無論諸君と此點に於ては一致して居ると考へます。それで如何せん、國庫の有樣を顧みますれば、無限の支出も出來ますまいと思ひますし、又窮民の狀況を篤と調べますれば、どうにか方法が附くかも知れませぬ。是と相待つて相當な處置を執ると御答をするより外仕方がありませんから、其邊で御了解を願ひます。（明三九・二・二七）

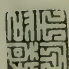
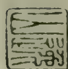
第二十三回帝國議會に於ける演說

郡制廢止法律案の說明（貴衆本）

唯今の郡制廢止法律案に就いて簡單に說明を致して置きます。

此案は既に第二十二議會に於きまして衆議院を通過いたし、貴族院の議事中に會期盡きまして、其儘に相成りました案であります。然るに其以後政府に於きましては段々地方の情況も調査いたしますし、又郡制を廢しました以後の處分に就いても、篤と勘考を致し、地方に命じてそれぞれ調査も致させました。其結果として、矢張り最初に昨年提出いたしましたと同樣に郡制を存在するの必要を認めませぬ。依て今回再び提出いたした次第であります。

要するに今日の地方制度は府縣制、郡制、市町村制の三階級に自治體は分れて居りまするが、此中に就きまして郡制を廢止いたして二階級の制度に改めたいのであります。又之を從來の沿革に鑑みましても、郡制と申すが如きものは自治體として存在いたしたことは無論無いと記憶いたします。是は法律の結果、府縣市町村の間に此の制度を布かれたる譯と考へまする。昨年も既に申しました如く、自治の要素を備へて居りませぬ原因も、即ち


此所に存在するのであらうと思ひます。又此制度を實施いたして古きものは十五六年、新しいものも七八年になつて居りまするが、其地方の情況を見まするのに、或は何等の効用を成さぬ所もあり、或は多少の仕事は致して居りまするが、是は寧ろ町村若くは府縣で致す方が適當であらうと認められるものも多いのであります。左様なる情況でありまするから、此三階級中の一階級を取りまして、二階級の地方制度に改めますることは、今日の情況に照しましても、又古來の沿革に照しても適當なる處分ではあるまいかと考へます。殊に今日の情況は日露の大戰役も終りまして、地方制度に對しては最も注意を致して刷新を計るべき時機であらうかと考へます。それで斯様なる時機でありまするから、尙更以て地方制度を簡易に致して、從來自治の要素を備へて居る市町村は益々之を發達せしめて、地方の進歩發達を計りたいと云ふ譯であります。固より申すまでも無く國家の基礎は町村より生じまするので、之に十分の力を盡すと云ふことは適當なることであらうかと信じます。旁々この郡制廢止案は昨年不幸にして通過いたしませぬのでありましたが、本年は成るべく此希望を達したいと考へます。

　而して此廢止案が幸に協賛を得まして實施になりまする以後の處置に付いては、既に法案中にも記載して置きました如くに府縣參事會の意見等を聞きまして、營造物其他の處分を致しまするし、尙又地方官にも訓令致しまして各地方毎にそれぞれ處分法は一應上申いたさせて置きますが、是は其地方々々との考でありますから、尙ほ篤と內務省に於ても調査し、地方官にも諮つて、然る後に處分いたす。處分の際には法案に示すが如く、府縣參事會の意見も承つて處分しなければならぬと云ふことは當然なことでありまして、此邊に付いては最も愼重に

注意を致して處分する積りでありますが、要するに此制度は今日存在いたすの必要を認めませぬ。故に廢止案を提出いたした次第であります。

尙ほ詳細のことは委員會等に於て陳述いたさうと考へます。且昨年に於て旣に大體陳述いたしたこともありまするから、尙進んで委しくは申しませぬが、大體の趣意は斯の如き次第でありまするから、篤と御審査の上原案の通り通過せられんことを希望致します。(明四〇・二・二一—三・六)

伯爵柳澤保惠に答ふ(貴本)

柳原……柳澤伯爵の御質問でありまするで、結局を申せば唯今御求めになりました通りに、何等の存在して置く必要は無いから廢すると云ふ譯でありますが、それに付いては茲に極く簡單に述ぶることは少しく困難を致しまするけれども、先づ大要を摘んで申上げた方が便利と思ひます。

第一、郡制を布きまして以來、如何なる郡の仕事があつたかと云ふ事は、それ〴〵調査いたしたものもありまするから、是は表を以て御覽に入れた方が便利と思ひます。而して此郡が御承知の通り五百いくつの郡でありますから、種々に區別されて居りますが、先づ其中の重なるものに就いて申しますれば、郡としては少しも用事を爲さぬ所もあります。甚だしきに至りましては郡會を開かぬ所もあります。是は郡制を存在して居つて何等の効用も現はさぬ。又其以上には郡で多少の仕事を致して居る。其仕事たるや果して郡にあらざれば出來ないことかと

斯う申すこ左樣ではありませぬ。固より町村でやつても宜しいのみならず、寧ろ町村である方が宜しいこ考へられるものを郡に於て仕事をして居る。斯樣なる仕方は郡に於て仕事を致すこ云ふ影響を受けて町村は寧ろ發達いたさぬ。又各地に行はれる是は寧ろ弊害に屬する方であらうこ思ひますが、郡に於て營造物や其他の事業などを企てる所があります 然るに其郡で致しました仕事は郡で繼續して維持し得るや否やこ云ふことに至りますると甚だ疑ひなきを得ぬ。そこで幾らも郡で仕事を始めました後に、維持が出來ぬで、府縣に移しましたり何かする事があるのであります。又郡に於て維持が出來得るこしても、左まで必要の無い事であるけれども兎角他の郡に於て左樣なる計畫をすれば、こちらでもしなければならぬこ云ふやうなこともあります。それで極く概略ではありますけれども、全く用を爲さぬか、用を爲して多少の弊害を爲しつゝあるかこ云ふやうな郡が多いのであります。眞正に郡制の目的を達して働を爲して居る所は殆ご見出さぬ

それから戰爭中は事業を極めて節約いたさせましたから費用は少なうございます。戰爭前に於きましては、五百萬圓以上費やして居る、戰爭中は三百萬いくらで、是も調査した表がございますから是で御覽に入れる方が數字の間違が無からうこ思ひます。然るに是は漸次其費用は増す傾を持つて居ります。減少こ云ふことはむつかしからう。戰爭の如き大事變がございまして極めて儉素に致したからであるが、先づ經費は多くなるだらう。故に是は將來に向つて多少の注意を致さなければならぬ。併しながら郡制は廢されましたからこ云つて、直に巨額の費用が節減にならぬことは無論であります。固こ郡會の費用などこ云ふものは三十萬ばかりであります。種々な

る事業に投じまして五百萬以上になつて居る。尙ほ多くなる傾を持つて居ります。郡會自身の費用は其位のものであります。之を減じ得た所が國家の大利益で無いことは無論でありませうが、併しながらそれにしました所が、減少し得るならば減少した方が寧ろ宜からうと思ひます。要するに今日の費用の關係よりは、將來に於ける費用は斯様なものを存在いたさぬ方が節約になるだらうと思ひます。其外各郡毎に斯う云ふ事をして居る、費用は是だけ使つて居ると云ふことは、皆明細に調査いたしたものがございますから、それを御覧に入れます。概略を摘みました所で、唯今申上げたやうな次第で御了解になるかと思ひます。(明四〇・三・六)

村田保に答ふ (貴本)

村田君に御答を致しますが、第一の郡制を廢しても郡役所を廢さないと云ふことは、既に明言いたしました通りに、政府に於ては郡制を廢しても郡役所は全廢いたさぬと云ふ積りであります。それは既に述べました如く、今日の一般國家の狀況に徵しまして郡役所を全廢すると云ふことは行政上出來得ないと考へます。併しながら郡役所の數を減ずると云ふことは出來得るであらうと考へます。是は郡制實施前に當りましては、今日の如く多數の郡役所はござりませぬ。約四十ばかり郡制を實施いたしました後に增加いたして居ります。此增加の分を無論減しました所で差支ないと考へます。且つ今日の交通機關の發達其他に徵しますれば、尙ほ郡制實施以前よりの數に減じ得るだらうと考へますが、果して幾許の數を減じ得るかと云ふことは、篤と地方長官等の意見を徵しまし

て、十分に審査を致しませぬければ、幾許の數を減じ得るかと云ふことは申上げ兼ねます。數は減じ得るだらうと云ふことを玆に明言して憚らぬと考へます。併しながら郡役所を全廢いたすと云ふことは、今日の行政上の關係から見ましても、郡役所に委任して居ること、若くは職權上爲し得る所の範圍は隨分多數に涉つて居りまするし、又人民の便否を考へましても全廢いたすと云ふことは今日の事態に於て出來得ないと考へます。故に郡役所の全廢論は多少ありまするけれども、政府に於ては全廢は出來ないと信じて居ります。

それから此郡制は是非とも今日に於て廢せなければならぬ必要があるや否やと云ふ御問に對しては、此問題たるや今日始りました問題でないと云ふことの御考へを先づ以て願ひたいものでございます。是は決して私が初めて斯樣なることを思ひ付いたのではございませぬ。郡制廢止と云ふことは、屢々政府に於ても民間に於ても問題となつて居つた事柄であります。而して昨年に於きまして郡制廢止案を提出いたしたのであります。不幸にして決議を見ることが出來ませぬでありましたけれども、既に昨年に於て提出いたし、又今年に於て尙ほ其必要を認めまして提出いたしました次第であります。固より國家の斯樣なる制度に至りましては、多少の歲月を爭ふ問題では無論ありませぬ。併しながら隨分長き間、研究されて居る問題と考へます。故に今日は市町村制に向つても改正を致すことに考へまして既に議案を提出いたして居る次第であります。故に此市町村制を改正いたすと同時に不用なる所の郡制を廢すると云ふことは、最も國家の今日急に應ずることゝ政府は信じて居ります。故に願はくば今日に於て此郡制を廢止いたしたいと考へて居る次第であります。

唯今の御質問に對しては是だけ御答を致して置きます。

尙ほ郡制を廢さなければならぬ理由に付きましては、旣に此の議場に於て、並に委員會に於て陳述いたしましたけれども、尙ほ反對の諸君の御論を承りました上、政府の所信を申上げやうと考へて居ります。

唯今の御質問に對しては唯だ二點であつたと記憶いたして居りまするで、是だけ御答を致して置きます。

唯今の御質問は結局の郡制廢止案の理由を說明いたしますれば、御了解を得るだらうと考へます。害になると云ふことは、それを丁度政府の意見として陳述いたさうと考へて居りましたが、偶々御質問がありますから申上げます。

元來此地方制度を三階級置きましたと云ふ事は、如何なる理由に基きましたやら甚だ不明でありまするが、人多く傳へまする所に依れば、外國の制度を模倣いたしたことであると承ります。固より外國の制度の長を採り短を補ふは、數年來採りました所の政府の方針でありまして、差支ないことでありますけれども、倂し抑々日本に於きましては、町村と府縣と申すものは長い間の歷史を有つて居ることであります。即ち府縣の府縣會規則と申すやうなことは、たしか明治十一年に發布されて居る。市町村のことに關しては、明治十三年の發布と記憶いたします。是等の時代に於きましては確に二級制度であります。府縣と町村の外はございませぬ、其後に至りまして明治二十三年に初めて郡制なるものが發布になりました。此郡制を制定せらるゝ時に當りましては、今日よ

り書類に依つて徴しますれば、元老院に於ても隨分議論がありまして、論旨が種々に別れて居りますが、要するに此郡制を布くことを不可なりと云ふ議論が多かつたと認めます。而して政府は一とたび元老院の會議に郡制を出しまして、それ等の異論の爲と思はれまするが撤回を致して居ります。故に此案は元老院を通過いたして居りませぬ。

それから實施いたしました所の有樣は、漸次に實施されましたから、悉く同一の期間ではありませぬが、古いものは十五六年なり、新しいものは七八年の年月を經過いたして居ります。其間に郡制は如何なることを爲したであらうかと、其沿革を調べて見まするのに、法律を以て郡制は制定され發布されましたけれども、郡の自治體に於ける所の有樣を見まするに、殆ど何等の効用を見ないと言つて宜しからうと思ひます。是は種々なる原因があります。古來、郡に於て自治を致した所の要素が甚だ乏しいことが最も重大なる理由と認めます。と申しまするのは、府縣制に致しましても、町村制に致しましても、發布せらるゝ當時に於て、既に其自治の形を成して居りましたが故に、法律に依つて尙ほ其の制度の發達を致し、自治の要素のある所に法律を以て規定されましたから、尙ほ其の發達が著しく見えると云ふ形でありまするが、郡制に至りましては無きところの郡制を法律を以て作られたと云ふ形でありますから、何等見るべきものはございませぬ。郡制を實施された初めのみならず、今日に至りましても殆んど郡會の會議などと申すものは自治の有樣を具へて居らぬところがあります。甚だしきに至りましては、一度形式的に郡會を開きましても、殆ど郡參事會に委任いたして何等のことも致しませぬ。即ち郡會

を開かぬと云つて宜いのであります。斯樣な地方すらあります。又偶々郡會を開いて居るところに至りましても、會に制度を初めて布いた時のみならず、今日に於きましても其の會議の費用を議し、會議の費用以外には補助費を議すと云ふ位に止まる所が多いのであります。郡制なるものは、何等の効用を爲して居らぬと云ふ實績を擧げますれば、多々あります。是は委員會に於て委しく、陳述いたしましたから、御了解を得て居るだらうと思ひます。

又、偶々郡制、郡の自治が發達して居る如き外觀を具へて居るのはどうかと云ふと、是は眞に外觀のみにして其の實、郡が發達して居るのでないと云ふ場所も多く見受けまするが、加之この郡の仕事が町村で當然爲して宜しき所の仕事を郡で致して居る。故に私どもは郡事業の偶々發達して居る如き外觀ある所は、町村の發達を害して居ると認めて居りまする。先刻一木君の御說中に郡制の發達して居る所は町村も亦發達して居ると云ふ御說であります。是は委員會に於ても一木君は左樣に述べられて居ります。其例として現に福岡縣の如きは郡は發達して居る、然るに町村の發達を害して居らぬ、町村も相當に發達して居る、其證據は郡でも大層な費用を使つて居るが、町村も亦著しき費用であると、左樣なる御說でありましたから、委員會に於ては單に費用の多少を以て何れが發達して居ると云ふことを認むることは出來ぬのである、如何なる仕事をして居るかと云ふことが問題であるが、町村は福岡の如きに致しましても殆ど見るべき仕事を致して居らぬので、郡獨り種々の經營を致しまして居るが故に、町村の發達を妨げる。費用の一點に至りましては成るほど福岡縣の如き地方の進步いたして居

る所、近來著しく富の度を增しました地方に於ては、費用は多く使つて居ります。併しながら福岡縣の如きは、町村は如何なる有樣であるかと申せば、御承知の通り大牟田の如き、若松の如き、枝光の如き、各地の町と申すものも隨分他の市に比すべき所の有樣を持つて居るのです。其一例を申しますれば、現に大牟田の町長と申すが如き者は千二百圓の俸給を取つて居ると云ふ事であります。他の市に於て千二百圓の俸給を取つて居る市長のある所は餘ほど大きな市であります。併し大牟田の如き、町でありまするけれども、町長が斯の如き俸給を得て居ると云ふやうなことでありますから、町村の費用を合併して其額が相當に上ぼつて居るが故に、町村が發達して居ると云ふやうな御議論には御同意は來ぬのであります。要するに今日の町村なるものは概して未だ十分の發達を致して居らぬのであります。

故に國家の進運に促され、事物の進歩に應じまして、段々町村は合併せられて居る。町村が合併いたして町村の大きくなると云ふことは自然の趨勢であります。町村が合併いたして多少大きくなりませぬければ、町村の事業を爲すことが甚だ困難であります。故に町村なるものは漸次大きくなります。尤も町村制實施の當時に當りまして、隨分當時は非常なる斷行を致したのであります。殆ど七萬ばかりの町村を三百乃至五百の戸數を目的と致しまして、一萬有餘に減じて居ります。七萬より一萬は隨分非常なる斷行であつたと認めて宜しからうと思ひますが、其以後に至りましては漸次に町村は合併せられて漸次に町村は大きくなつて參るのであります。是は據ろない、一般の進歩に促されて斯の如き結果を見ると考へまするが故に、成るべく町村は合併せられて大きくなる

ことを希望いたすのであります。而して町村は漸次合併せられて、其事業の見るべきものもあるやうになるに從つて、中間に於ける所の郡なるものは愈々其必要を認めなくなる、此趨勢に鑑みまして、今日に於て中間に於ける郡制を取ると云ふことは必要であります。さうして二級制度にして地方制度の簡易を期すると云ふことは當然の事業ではあるまいかと考へるのであります。即ち此郡制が存在いたすが爲に地方に何等の效果を見ることを得ずして、偶々仕事を爲して居るが如き發達の外觀を備へて居る所は、町村の進歩を害すると云ふ如き有樣である以上は、此制度を存在する必要は認めないのであります。此中間に於ける所の元と人爲的に出來ました所の郡制を除きまして、自然の沿革を有し居る所の町村を益々發達せしめると云ふことが當然の仕事ではなからうかと考へて居るのであります。

固より郡制を廢止すると云ふことは地方事務の刷新の一部でありまして、私は初めに郡制を制定する折に、郡制が制定せらるれば斯く斯くの利益ありと致しました豫期に反して居る結果を見ました以上は、此郡制を制定いたしたと云ふことは、當時の反對論は適當なる事であつて、少しく日本の國情には適せぬ制度であつたと考へまするが故に、之を今日に廢すると云ふ事は當然であらう。一木君などの御說に從ひますれば、當時反對論は即ち當時の有樣を變更して郡制を布くと云ふ事に反對であつた。然らば今日既に郡制が存在して居るが、之を變へると云ふことも、それ等の人々は反對せざるを得ぬのである。と云ふ御說でありますけれども、初めに其制度を布きまして不可なることを見て改正すると云ふことは獨り郡制に限りませぬ。何れの制度に於ても斯の如き有樣を

以て改廢せられて居る。既に郡制不可なりと認めました以上は、今日に之を廢することは決して輕卒なる事ではなからうかと考へます。

且又地方制度でありますから、地方に大影響を有する問題であると云ふ事を屢々反對の諸君は言はれましたが、其通りであります。併しながら今日世間を見渡した所で　何等の郡制を廢すると云ふことに反對の說を、政府に於ては見ませぬのであります。加之、前々任者兒玉男爵が內務大臣で居られましたとき、地方長官の意見を徵しましても、僅に五六人を除くの外は郡制を必要と認めない、之を廢するは宜しいと云ふ意見を提出いたして居ります。又其後郡制は廢しやうと考へるが、意見ある者は申せと言ひましたときにも、一二の人を除くの外は之に對して郡制を存在するが宜しいと云ふことを申した地方官はありませぬ。又昨年二十二議會に提出いたしまして議了に至らずして經過しましたが故に、政府は此所信を貫きたいと考へまして……併しながら一とたび布かれた所の郡制でありまするが故に、之を廢した後の跡處分が非常に地方に影響を及ぼすや否や、如何なる處分が適當であるや否やに付いては、實際の事物に付いて調査いたしませぬければならぬから、地方官に向つて悉く意見を徵しました所が、地方官はそれぞれ意見を出しました。此意見は固より皆其儘に行ふことは出來ませぬ。何れ地方官を集めて協議いたさなければならぬ。又法律に示しまする如く府縣參事會の意見も承らなければ確定いたさぬのであります、併しながら學校にしても、勸業にしても、衛生にしても、總て今日、郡が致して居る事業で、郡制を廢しました所が何等の影響を見ないのであります。其必要なる事は無論、府縣で經營いたすものもありませう、

又町村組合を以て經營いたして宜いものもあります。其組合も大變增加いたして却つて地方の複雜を釀しはしないかと云ふ御說もありますけれども、是は委員會に於て述べました通り、地方官の意見に基いて考へますれば、二百乃至三百を超さぬのであります。組合の數が郡制廢止の結果に依つて增加いたすのは……それすら今日廢止したる當座に於てゞ、今日の存在して居る所の營造物、若くは財產に付いて、差向き設けなければならぬ所の組合數でありまして、此組合も永久に斯の如き數を存在いたすべきものとは認めませぬ。

又、郡役所廢止等に關して種々御議論もありましたけれども、是は既に御答いたした通り、今日は政府は全廢いたす考は持つて居りませぬ。又衆議院に於ける所に付いて云々と云ふ御說もありますけれども、衆議院は衆議院の見る所を以て致すのでありませう、政府の所信に於ては郡役所を全廢するが如き考へは持つて居りませぬので、遠き未來は如何樣なる事があるかは私どもの保證する限りではございませぬ。又、郡役所を全く必要と見ないと云ふ時機に達しましたならば、或は之を廢すると云ふ人もあるかも知れませぬ。それは社會の進步に應ずる外はありませぬから、獨り郡役所に限りませぬ。總て斯の如き有樣であると思ひますから、それに付いて彼是れ私は申しませぬが、政府の見る所では近き將來に於て如何なる議論がありましても、郡役所を全廢すると云ふが如きは、何人と雖も出來得ないものと確信いたして居ります。故に衆議院に於ては郡役所廢止論者もありまするが、郡制廢止案に對しての反對說としては、甚だ薄弱なる論であります。卽ち反對論者中には議論が區々に別れて居る。或る者は郡役所を全廢する前提でないが故に郡制廢止案に反對すると申します。或る者は郡役所廢止の

前提であるが故に反對すると申します。等しく反對でありますけれども、其理由區々にして私ごもが之に同意を致すことは出來ぬのであります。今日政府の見る所に致しましても、衆議院の多數が決定いたしました所でも郡制を廢止して郡役所を全廢すると云ふことは、衆議院に於ても認めて居らぬと考へて居ります。建議案の如きは如何なる處置に相成るか今日予言いたすことは、政府として出來ませぬのであります。衆議院の有様は、先刻一木君より申述べられました故に、序でながら辯じて置く次第であります。

要するに苟も制度の不可なることを見、又十幾年間の實驗に徴しまして其効用を見ずと云ふことである以上は、之を今日に廢することが適當であると信じます。之を廢したならば害がある、斯く斯くであると云ふことは、各々見る所であります。併し第一に町村の發達は之が爲に妨害される。又必要ならざる所の費用は之に依つて增加する。又其外の事に致しましては既に委員會でも陳述いたしましたから、殊に玆に重ねて諸君を煩はして陳述いたす必要はありませぬ。而して之を廢しました所で如何なる不便がある、如何なる害があるかと申しますれば、何等の害を見ないのであります。故に弊害の有るものを除き而して害を見ざる以上には、今日廢止を斷行するのが適當の處置であらうかと考へるのであります。

尙ほ此事に付きましては、それ〴〵反對の御議論もあると承ります。委員會に於ても反對の諸君の御議論も承りました。故にそれに付いては重ねて申すことがあらうと信じませぬ。唯今の御質問に對して少しく長きに亘りましたけれども、政府の見る所を述べ置く次第であります。（明四〇・三・一九）

右法案討論終結に際しての發言（貴本）

此問題に付きましては、反對の諸君並に贊成の諸君の御演說もありまして、既に其論旨は明瞭になつて居るこ思ひまするし、且つ政府の所信も屢々陳述いたしましたから、重ねて委しくは申し上げませぬ。併しながら茲に先刻小松原君の御說に議論にあらずして、事實の相違が澤山あります。是は諸君の御參考の爲に辯じて置きたいこ思ふので有ります。例へば郡の費用のことであります。

郡の費用は五萬以上の費用を使つて居る所が幾つあるこ云ふ仰せでありましたが、それはあります。併しながら郡自身の事業にあらずして、多くは補助であります。郡の事業こして見るべきものに至つては左樣に澤山費用を使つて居る今日の程度ではございませぬ。

又此問題は……郡制廢止の問題は、兒玉總督……兒玉男爵が內務大臣たりし時に、斯く斯くであるこ云ふここの御說もありましたが、それは、兒玉內務大臣の折には無論、郡制廢止のみではありませぬ。府縣の廢合、種々の改革論もあつたのでありますが、併し此郡制廢止に至りましては、確に地方官に其ここを諮問いたし、地方官は其後に至つて、境遇の變化に依つて說を變じた人があるかは知れませぬが、當時の意見を昨年に至つて悉く徵しました所が、五六の縣を除くの外、他の縣は殘らず郡制廢止を可こして答申を致して居るここは明瞭であります。是は何か其間に疑點のあるかの仰せは間違ひであります。

それから郡制を廢すれば必ず郡役所全廢が來る。その次には町村の合併が來る。地方を錯亂するが如き御說でありますけれども、是は人々の想像で如何やうなる事があるかは知れませぬが、既に郡制を始めて實施さるゝときに郡制を實施すれば斯く斯くの利益があると云ふことは、卽ち小松原君などが唱へられた所である。其ときは郡制は實に萬能でありました。郡制さへ施かるれば地方制度は大層改良が出來るかの如き御說は、私ども承つて居る。然るに豫期に反して十五六ヶ年の經過に於ては全く其ときの御說と反對の結果であります。而して今囘は郡制を廢すれば、從つて來る所のものは、郡役所の全廢であるとか、町村の合併であるとか大層なる騷が起るかの如き仰せでありますけれども、最も想像であるから私は強ひて辯じませぬ。恰も萬能を唱へられたる正反對の御說である故に、是又以て恐らくは其豫期に反するであらう。現に私は如何なる時期に於て其職を去るか知れませぬが、何人も地方の改良を圖るに於て、町村の合併を斷行いたすのみならず、謂れなく地方の苦情に拘らず之を合併するが如きは、何人が局に當りましても出來ぬことで、且又大層近年町村の合併を致して騷動でもあるかの如き仰せでありますけれ共 實際に於ては左までのことはございませぬ。或は小松原君などが御記憶の二十一年二十三年頃、卽ち郡制實施の頃にはどうでありましたか。先刻申しました七萬の町村を、一萬いくらに減少いたしました。此時こそ種々の騷動も起つたので、爾來千いくらの町村が合併せられてあります。けれども、多少の苦情のあつた所は無論あります。併しながら多くは相當の協議が纏まりまして、圓滿に行はれて居る 是は事實であります。殊に私の就職いたしまして以來、町村合併を多く致しました所は愛知縣であります。愛知縣は

私の就職以前より無論合併を致しつゝあつたのであるが、其方針を續けまして苦情のある所は措き、苦情の無い所に向つて町村合併を致して居る。是は僅か未だ一年にも足りませぬ故に、其結果を今日云々する程のことはありませぬけれども、併しながら世間の想像するが如き甚だしき混雜を釀しては居らぬのであります　又福岡縣の如き昨今に至りまして僅か二箇所の合併があります。地方で郡制廢止を豫期して如何なる企を致して居るかは知りませぬ。實際に於ては僅に二箇所其他に合併は幾つもありますけれども、今日まで之が爲に紛擾を釀して居ることゝ云ふやうな所はございませぬ。而して又、郡制が廢止せらるれば郡役所の全廢が來ると云ふことは、御議論としてはどうか知らぬが、實際如何であらうか。又町村合併があつて依つて以つて地方に騷動を釀すであらうかと云ふことも實地如何でありませうか。今日の政府の方針としては無論左樣なることを致す考は無い。

又小松原君其他反對の諸君の御希望の如く、地方制度の刷新に力を用ゐるが宜しいではないかと云ふことは、委員會の當時も承りました。卽ち刷新の一部として今日不要なる所を廢すると云ふことを提出すれば、それは不可である、制度は總て現狀の儘で置き、而して刷新を圖れと云ふことは何分御同意が出來兼ねることである。

要するに今日まで既に種々なる點より郡制の廢止すべき理由と、廢止せざるべからざる理由とは、屢々陳述いたしました事であります。町村の合併の如きに至りましても、是は急には出來ぬことがありますけれども、現に今日の村の中には僅か九戶を以て一村を爲して居る所もあります。土地の關係に於ては是は必ず合併が出來ると云ふ次第ではありませぬけれども今日の現狀の儘で町村が居ると云ふことは町村の發達上妨げあるには違ひござ

いませぬ。故に先刻も申しました如く時勢の進運に促されて、斯う云ふ所も漸次に合併いたして有力なる町村が出來ると云ふことは是は自然の趨勢であると存じます、故に今日反對論の方も認めらるゝが如く、日露の大戰爭も終り地方制度に向つても刷新を加へべき時でありますから、地方官其他の意見を徵しまして、此不要なる制度を廢して地方制度の刷新の方針を執つたのであります。

尙ほ其詳細のことは既に委員會で委しく述べて、參考の書類も多く提出して御研究の方は無論御承知のことで重ねて申す必要はありませぬが、此郡制の廢止に伴うて種々の弊害の起ると云ふことは政府に於ては認めて居りませぬ。之に依つて確に地方制度の刷新を圖ることが出來るのであります。他の問題かあつて起つたのではありませぬ。地方の間にも、內務當局者の間にも研究しつゝあつた、無論に就職日淺き時に提出したのでありますが、其の研究の結果として丁度私も左樣に認めて居つた所の改正を企てたに過ぎぬのでありますから、他の種々の疑點、種々の想像は銘々何人も免れぬと思ひますが、諸君の公平なる判斷に訴へて此の事實に篤と御考を及ぼしましたならば、決して此制度は理論の如く行はれて居るものではない、世間一般に於ても決して之を廢するに於て反對のあるものではないと云ふ事は御了承を得るだらうと思ひます。多くの言を俟たずして諸君の判斷に訴へるのであります。（明四〇・三・一九）

荒川五郎、大津淳一郎に答ふ（衆本）

唯今此郡制廢止法案に反對する兩君の御演說を承はりました。荒川君、大津君の御演說を承はりました。一應之に對して所見を陳述致す義務があるこ考へます。

荒川君は、昨年贊成せられた理由は斯の如き譯で、今年反對する理由は斯の如しこ云ふここの御說明はないので、唯歸するこころ、今日は攻究すべき餘地がある、十分に攻究してからやつて宜しいではないか、こ云ふここに結局歸著するのである。成程、荒川君の如きは篤こ御研究なさる必要がありませう。なぜかこ云ふのに、是は事實を御承知ないのである。郡制が廢止せられたならば組合が云々、水利組合が困難だこ仰しやるけれども、水利組合なるものは今日三千存在して居る。是は郡制の廢止に依つて增減のあるものではないのである。斯の如く事實を御承知ない方は此明々白々なる問題を御攻究なさる餘地があらう。併し政府並に少しく地方の狀況を知る者は、此問題は極めて明白なるものである。郡制を存在して居る必要のないこ云ふ事は多言を費さぬのである。

又大津君の如きは、昨年こ今年こ說明が違ふこ仰せらるゝ。それは不幸にして大津君は速記錄を御覽なさらぬのである。私の說明は昨年も今年も少しも違はぬ。　…批評は御勝手であるが、あなたの御演說はごうである。昨年こ今年こ大層違つたのは何故である。大津君は斯樣に仰せらる。郡役所は何故に廢止しないか、郡役所を廢する位のここは出來さうなものだ。昨年は郡役所を廢するのだらうこ思つたから贊成したが、今日はさうでない

と云ふことであるから反對する、と仰しやる。昨年は私は郡制は廢しても郡役所は廢さないと明言して居る。それを大津君は郡役所を廢するものと信じて御贊成になつたと云ふならば、それは間違ひである。……且此郡役所は何故に廢することが出來ぬかと仰せらる。出來ぬかと云ふことは篤と御攻究になつたら分る話、今日郡制を存在して居つて、郡役所のみ廢すると云ふことは、郡役所廢止論者も稱へることの出來ぬ問題である。それは郡役所をそれ位廢したいと云ふ御論者ならば、廢することの手段を攻究なさらなければならぬ。郡制は存在して置いて郡役所だけ廢すると仰しやるのは、手段を攻究せずして反對論のみを言ふのである。……もう一歩進めたならば、……諸君の反對論は謹聽致して居る。諸君は吾輩の所信を御聽きになる義務があるであらう。郡役所をそれ位廢したいと主張せらるゝならば、何故に豫算に於て郡長の俸給を贊成せられた。さうして今日郡役所を廢すると云ふから贊成した。廢さないと云ふから反對する。……宜しい。又もう一つは諸君が間違つて居る。それ位郡役所を廢したいならば、何故に此法案を諸君は修正されないのである。諸君。自ら提出されても宜しい。此法案中に郡役所廢止の修正を加へられても宜しい。それは諸君の權能である。それ位郡役所を廢止したいならば如何樣にも方法があるにも拘らず、昨年は之を廢すると思うたから贊成した、本年はさうでないと聽いて反對した、斯の如き事を吾々は承はるのは甚だ遺憾に考へる。……議會の權能で郡役所を廢すことが出來ないと云ふことを御承知ならば、それは諸君が反對論をせんがために反對の理由を見付けられたのである。昨年の贊成と本年の反對とは如何にも矛盾するが故に、何かなければいけぬのである。それ故に速記錄にも明々白々に載つて居るものを

荒川五郎、大津淳一郎に答ふ

昨年に斯樣に思つたと云はれる。斯の如き事柄に對して多言を費して辯駁する價値もないと思ふ。要するに今日の日本の狀況に於ては、三級の制度を存在する必要はないのである。又日本の沿革に考へて見ても、郡制の如きものは自治の要素は初めよりないのである。今日の狀況に考へても、又日本の歷史に考へて見ても、郡制なるものは此際に存在して置かなければならぬと云ふ必要は發見しないのである。故に今回此郡制なるものを廢して地方自治の階級を二階級に止め、以て地方の刷新を圖らんとするのであります。尙反對論は如何なることを仰しやるか知らぬが、唯今まで承つた所では、如何にも不思議なる御論と考へるが故に、一言を致して置きます。

（明四〇・三・二）

郡制廢止法律案委員會に於て子爵牧野忠篤に答ふ（貴委）

色々調べました表がありまするで、是は既に差上げてある筈でございますが、若し差上げてございませぬければ、御覽に入れますでございます。此郡制を廢されて後はどうするかと云ふことに付きましては、それ〴〵處分法は地方に尋ねてありまして一應は決まつて居るのであります。併して決まつたと云ふことは地方の意見だけが分つて居るのであります。之を廢すると云ふことの問題の起りましたのは御承知の通り隨分前からのことでありまます。衆議院等では屢々出ましたが、政府に於ても前任者などの頃に郡制を廢する考を以つて、それ〴〵長官の意見も尋ねたと云ふことも前に申述べた如くであります。それから昨年二十二議會に提出いたしましたが、會期

盡きて議了に至らず、其後に至りまして段々各地の意見も尋ねて見ました。略々各地で斯う云ふやうに跡の始末は致したら宜からうと云ふことは、各郡々の事業に付いて皆申して參つた。それに依つて略々跡の仕末の付くこの見込は出來て居りましたが、併しながら愈々實施をして廢止を斷行するに付いては地方官の意見も徵しまして能く其邊は熟議をしなければならぬのである。各地必ず一致と申す譯にはいかぬ。又地方長官の意見を決めましても縣參事會の意見を聞かなければならぬから、多少の變更は生じますが、先づ斯の如くしやうと云ふ意見を聞かなければならぬ。多少の變更は生じますが、先づ斯の如くしやうと云ふ意見を決めましても縣參事會の意見を聞かなければならぬから、多少の變更は生じますが、先づ斯の知くしやうと云ふ意見を徵して大體見込だけは分つて居ります。それでそれ等に依りますと、どう云ふことになるかと云ふと、組合の數は御承知の通り今日でも郡制が此儘存在して居つても、組合と云ふものは隨分多い。是は自然仕事の上から組合を作らざるを得ぬのでありますから、例へば土木、水利組合を作りましても千いくらある。勸業は四十二、衞生が五百八十四、共有財産の組合が三百六十五と云ふやうな譯で、種々の組合が兎に角總計千六百九十、まあ千七百に近いものがあります。此外に町村學校の組合十百いくらと云ふものがあります。水利組合が二千百いくら、水害の豫防組合が八百九十一と云ふのでありますが、扨郡制を廢して跡始末の組合がどの位になるかと云ふと、些かのものであります。現在、郡が存在して居つたものを其儘維持して多少縣に移し又町村に合するとして、大體郡でやつて居つたものを繼續するとして二百少々ありましたならば、組合の數は足りるだらうと思ひます、郡制を廢した後に今日、郡で

やつて居つたものを維持する爲のものは……それから何の御尋ねでしたか。（明四〇・三・一五）

一木喜德郞に答ふ（貴委）

一木君の御尋ねでありまするが、土地の關係と云ふことは總てに付纏ふ譯でありますが、極く貧弱の縣に於ては郡費も村費も少ないでありませう。盛になつて居る地方では郡費も村費も多く使ひませう。府縣費もさうでございませう。それは種々のことが輻輳して費用の關係は違つて參りますから、單に費用の多寡を以て論じられぬことゝ思ひます。例へば郡費が少なくして町村費の多い所は町村が非常に發達して居るかと云ふと、さうばかりは信ぜられぬ所もあらうと思ふ。それで詰り何事をして居るかと云ふことが私は問題であらうと思ふ。私どもの見ました所では福岡の如きは最も發達して居り、郡が種々なる仕事を致して居る。郡は種々なる仕事をして居るが、町村はどう云ふ事をして居るかと云ふと、町村の仕事は甚だ微々たるものだ。先刻も前の福岡の知事が述べました如く學校とか病院ぐらゐに過ぎぬと云ふことで町村が發達するとか、しないとか云ふことは、單純に費用の數字ばかりでは論じられまいと思ふ。福岡の如き或は東北地方の如きは多くの費用を使つて居るが、其程度の差もあります。要するにどう云ふ事業をして居るか、其事業はどう云ふことであるか、どう云ふ事業であると云ふことより致しませぬければなりませぬ。其事業より觀察いたしまして、福岡縣の如きは郡の事業が大なる仕事をして居るかの如く見えますが、それはもと町村でやつて居つた事を引上げて居り、又は縣でやることを引下げ

て居ります。多少郡制が發達して居るかのやうに見えるが、其實、郡自らの仕事でないことが有るから町村が甚だ發達しない。なぜ發達しないか町村の仕事の見るべきことの出來ないと云ふのは郡制の發達して居る所は却つて町村の發達を阻害(そがい)されて居ると云ふことが多いと申したのであります。併し是は一つ一つの仕事は何をして居るか、幾らの費用を使つて居るかと云ふことを申上げた方が尙ほ明瞭か知れませぬが、それは玆に書類が無からうと思ひます。大體の數字を見ましても、例へば福岡の郡で使ひます費用は何でも豫算額は百二十何萬圓になつて居る　斯う云ふ大きい費用を使つて居る所は無い。斯う大變に金を使つて居る所では卽ち町村の費用も多い　地方の關係でありますから、必しも數字のみを以て町村が發達して居る、居らぬと云ふことを論ずることは、むつかしいかと思ひます。

是は恐らく其議論の根抵が我々と遺憾乍ら違つて居る。一木君だけの說明を以て可なりとすることは如何かと懸念(けねん)いたしますが、福岡の町村が使つて居る、他の府縣にも大きな町村がある、其通りでありませうが、大體御承知の通り教育等には縣費等に差がございませう。九州では佐賀縣、大分縣にも町は可なりの町がありますが、福岡の如きは近年著しく地方が進步いたしました結果、市も幾つか三つか四つあると思ひますが、さう云ふ位の土地のある所の町は隨分他の佐賀や大分と云ふ所より著しく數も多ければ費用も多く使つて居る。それのみを以て福岡にさう云ふ町が含んで居る、佐賀や大分にさう云ふ町があるから同じやうなものであらうと云ふ譯には行く

まいと思ひます。要するに中間の町村の發達したる如き形の見えて居る所は町村の仕事又は府縣の仕事を郡でやつて居るが故にさう云ふ外觀がある。斯う云ふ論據を確めるには何をして居るか、其事業が府縣でやつても宜い、町村でやつても宜い、是は一の地方の組合でやつて居ると云ふ仕事に付いて御話すれば一番了解し易い。後に表を御覽に入れませう。さうしましたならば町村で如何なる仕事をして居ると云ふことが御了解になるだらうと思ふ。（明四〇・三・一五）

小松原英太郎に答ふ（貴委）

郡制を廢して宜しいと考へましたのは先刻來既に申しましたが、詰り地方の制度を二階級に止めて宜い。三階級の必要の無いと云ふことを明にする爲に、今日有る所の實績又は弊害と云ふやうなことを段々申して御參考に供することは必要であると思うて說明したので、第一、郡の何も仕事をして居らぬものがある。又何かやつて居る所には必しも町村の發達を害すると云ふ程に至らぬでも、例へば町村でやつて宜い事を郡で取つてやつて居ると云ふのは矢張り害すると云ふ方になりますが、然らざるも不用なる事を企てる郡がある。又弊害なしとすれば弊害で無くて必要になる。見樣に依つてごちらにも論は立てられますが、詰り一郡にさう云ふものを置くよりは數郡を合せて縣でやる方が宜いと云ふものを、殊更に各郡でやるやうな弊害が自然生じつゝあると思ふ。之を數年此儘に置きましたならば各郡競爭と云ふ語弊があるか知らぬが、各郡競うて必要ならざることを起さむとす

る懸念がある、又稍々仕事をした所はどうであるかと言へば、其郡で仕事をして居る爲に郡の全體に關係するかと言へば、それは郡制を存在したが宜いと云ふ結論を生ぜずして、寧ろ郡制を廢した方が宜いと云ふことである。さう云ふやうに郡では町村でするべき仕事を取り上げてやる。町村はどうかと言へば、たいした仕事は町村では出來ぬ場合も多いのでありますが、町村は町村の仕事がある。其外に町村の基本財産を固めて町村は其基本財産より生ずる所の利益に依つて町村を維持すると云ふやうなことは、なか〳〵今日出來にくいで困難をして居る次第である。それに尙ほ郡に取上げられるから町村の發達は愈々出來ぬと云ふ懸念があので二階級で宜しいと云ふのである。或は町村で仕事をして共有林でも造らうと言つても郡に於て色々の仕事をして其費用を分賦される。或は町村で仕事をして共有林でも造らうと言つても郡に於て色々の仕事をして其費用を分賦される。併し今日三階級を存在して三階級にして置くのが大變發達して大變都合が宜しく國家の進運の爲に助けをなして居るならば、三階級の存在をしなければならぬ。二階級にすることは絕對に出來ぬことになる。今日三階級にして居る跡を見ますれば一向其必要を見ない。寧ろ多少の弊害があるから寧ろ二階級にして國家の本たる所の町村に力を用ゐ、町村の發達を十分させねば、町村が仕事をする、しないのみならず、町村と云ふものは十分發達は出來ぬ。尤も時勢の進運に促されて町村も段々合併して大きくなる傾を生ずる。大きくなれば從つて財産も出來て其基礎も固くなるであらうと思ふ。是とても中間の團體に仕事をさせて之に依つて町村の仕事を取らるゝやうでは行けませぬ。或は中間の團體の働に依つて單に仕事が出來ぬのみならず、費用を附加する餘計な手段を加へて居る。行政上複雜な關係を生じて居ると云ふものは、町村の發達には色々害をするであらう、寧ろ單純に二階級

にして町村の發達を圖るのが今日の時勢に適するであらうと云ふ次第から割出して論をするのであります。それに付いては郡では何をしてゐるか、町村では何をしてゐるかと云ふことは、表もありますから御覧に入れませうが、町村は何をして居るかと云ふこと、郡制の發達をして居らぬと云ふ所は非常に良くなつたとは申し兼ねる。何分にも町村の發達が完全に行つて居らぬから十分に此國家の基礎たる町村の發達と云ふことは務めて圖らなければならぬ。町村が發達して其上に郡制が働をして居る位ならば心配はありませぬが、さうではないのでありますから、此町村を十分に發達させるには中間の團體を取るのが便利なりと考へるのであります。今日町村で何事をして居るかと云ふ跡を見て郡制のことを議すると云ふことは我々の見る所と違ひますのであります。我々は町村を十分に發達させたいと云ふのであります。町村は何をして居るか、郡は何をして居るかと云ふことは、表や何かで御覧に入れますが、郡が發達をして居るから町村の發達を害して居ると云ふ御議論では困ると思ひます。我々は町村は十分發達させねばならぬ、之を發達させるには十分に發達し得るの途を開いてやらねばならぬと信ずるのであります。（明四〇・三・一五）

子爵加納久宜に答ふ（貴委）

其點は多少、郡役所の全廢は出來ないと考へて居りますが、多少郡役所の數は減じ得るので、それはどの位る減じ得るかと云ふことに付いては少くとも郡制實施前の數に還る位のことは、無論出來得るだらうと考へますの

で併しながら今日の交通機關の發達其他に依りますれば尙もう少しは減じ得るだらう。卽ち少なくとも郡制實施前の數に還ることは無論である。尙ほ其以上減じ得るものと認めて居ります。併し此數はどの位ゐ減じ得るかと云ふことに付いては篤と地方の局に當る者と協議を致さなければ、果して郡制實施前の數に還り、尙ほ其以上何ほど減じ得られるかと云ふ數を申すことは出來ませぬが、實施前よりは減じ得るだらうと考へて居ります。

加納子爵の御尋ねに付きまして、甚だ直接、郡制に要の無いことを申すやうでありますけれども、一應昨年以來の經過を御話しすることが必要と思ひます。直接御質問に對しました御答としては、無論郡制は廢せられる、從つて唯今申上げましたやうに郡長の人を得るの途を開きましたならば、則ち少なくとも府縣事務官と云ふやうな人を郡長から擧げる途を段々開きましたならば、郡長の委任條件と申すが如き、郡長の權限に屬するものも段段擴大したいと考へて居るのであります。それに附帶いたしまして唯今申上げましたより少し直接に關係の無いやうなことでございますけれども、昨年以來府縣に對しまして多少不肖ながら刷新の意味を心て實行いたしたいと考へて居りまするごとを申上げて御參考に供したいと思ひます。昨年の議會が終りますと同時に、例に依りまして地方官を召集いたしまして、其際に當つて此日露の大戰役を終りました後の事でありまするから、地方の制度、其他中央に於きましても無論でありまするけれども、差向き地方に於て法律規則、其他今日迄行ひました所の慣例等に就いて改廢を要することが多からうと考へましたから、前以て地方官の意見を徵して置きまして、さ

うして地方官を集めまして尙ほ其ことに就いて會議を致し、多數の可なりと認めましたものは、法律として今回提出いたしましたものもございますし、又勅令、省令、訓令、其他のことに至りましては出來得るだけ多數の可なりと認めましたものを實行いたしました。其件數を申せば四十ばかりになつて居りますが、其內容に於きましては隨分地方の便宜も得たらうと考へます。甚だ不便なりと考へましたことや、地方には斯くしなければならぬ、斯う改めなければならぬと云ふやうなことを地方官の多數の意見に依つて纒めましたものを實行いたしましたのが約四十ばかり、地方官の會議の結果に基きまして實行いたしました。尙ほ出來得る限り、地方官に委託したい、法律規則の許す限りは中央より種々なることを命じたり、或は地方から種々なることを中央に伺ひをすると云ふやうなことでは面白くないと考へまして、地方官は法律規則の許す限りに於て十分に責任を以てやつて貰ひたい、それには出來得るだけ、地方官で出來ることは委任すると云ふことに致しまして大分委任を致しました。委任の範圍は餘ほど前に比しまして多くなりましたと考へます。是は書類等もありますから都合に依れば御覽に入れても宜しうございます。而して又各地に於きまして、一樣には參りませぬが、郡長等を集めまして、同樣なる會議を致した所もございます。悉くさうではございませぬが、地方官が郡長に委任したことも多いのであります、是は今日の制度の儘、今日の實況に應じて致したのでありますから、無論郡制でも廢され、地方制度が變はりました上に於てどうすると云ふことは出來ませぬけれども、今日の狀態に於て許す限りのことは地方でやる。中央に於ても內務省の地方官委任の範圍も擴めまして、責任を持つてやつて貰ひたいと云ふ事で、又地方官も郡長に向

つて左樣にしたやうであります。又俸給等に至つては地方官の俸給は少く致しまして皆困難を感じて居ります。殊に近來經濟上の發達から隨分地方の局に當る者は俸給の薄きに困難を致して居りますから、何とか致しまして增してやりたいと云ふ考へから、種々な方法を回らしましたけれども、如何せむ、地方官のみ增俸いたすと云ふことは事情許さぬのであります。然らば總ての官吏に向つて增俸するが必要ではないか、無論必要と考へました。それで色々廟議を盡しましたが、今日の財政上に於て直に一般の官吏に向つて增俸をすると云ふことは出來得ざる譯であります。已むを得ず私は斯樣なる方針を執りました。事務官が四人ありまするのを三人に減じました。是は減じ得られるか得られぬかと云ふことは內々地方官の重立つたる者の意見を聽いたので、會議ではございませぬけれども……先づ私の見ました所ではもう一人を減じて差支ないと思ふ見込を以ちまして事務官を一人減じました。事務官を一人減じました結果として地方事務官は今日までは……先達てまでは千三百五十圓ばかりの平均俸給額と記憶いたしますが、一人減じました結果としては今日は……今回協賛を得た豫算は一人事務官が平均千六百五十圓になつて居ります。三百圓ばかり、一人平均當りの增俸が出來ることになりました。又知事に對しても、加俸等も從來あるものに增額いたしました。今日の所、加俸を受けますのは人口の多い所とか師團所在地とか種々の事情を參酌いたしまして、さう致した譯で、是も事務官を一人減じました結果でございます。それに依つて俸給令は改正いたしませぬけれども、加俸の如きものは改正いたしまして今日の制度の許す限り之に俸給を與へることに致しましたから、多少知事始め事務官も十分とは行きませぬが、其餘裕を得たと同樣のことに、若

しも郡制を廢することが行はれまするならば、郡長の數を減じて郡長の俸給額を增し、隨つて郡長に人を得ること云ふことも全く空望でなく、實行し得られるかこ考へる居ります。餘談に涉りますけれども昨年來の經過をも玆に申し述べて置きます。（明四〇・三・一六）

子爵曾我祐準に答ふ（貴委）

費用は御手許へたしか御參考に供して置きましたが、此郡制の內で差向き會議費こ云ふやうなものを減ずるだらうこ思ひます。尤も是は組合でも作りますれば多少其方の費用が要りませうが、先づ差向き會議費の三十何萬圓は減じませう。其外に他のものは其儘維持を致しましならば著しい減額は無からうこ思ひます。唯從來に於て段々金を多く使つたこ云ふここに付いては無論郡制が無くなりましたら費用の膨脹を防ぐここは出來ませう。それから郡役所の方のここは、是は眞に見込でありますから、確かなここを申すここは出來ませぬけれども、併しながら此點も既に述べたやうに少くこも郡制實施前の數に郡役所を減ずるここは無論出來るであらうこ思ひます。此數は先づ約四十こ申して宜しうございます。其他交通の便利關係、又町村が發達いたしまして合併でも出來て大きくなつたこ云ふやうな所は色々斟酌いたしましたならば郡役所の數は可なり減ずるだらうこ思ふのであります。是はごのくらゐ減ぜられるか、先づ郡制實施前ぐらゐの數は差向き減ぜられるだらうこ見込みました。所でそれ等のここに付いては地方の狀況を能く見なければなりませぬ。郡役所の異同は地方でもなか〳〵利害の

論が多いものでありまするから、是は地方官の意見を能く聽きまして、此縣に於ては何所と何所を合併して、どれ位の數に減ずれば宜しいと云ふ見込を徵しませぬければ判然したことは分りませぬ。且つ其見込を徵しましても、それが適當かどうか能く詮議をしなければ十分の見込は立ちませぬけれども、併しながら郡制實施前の數に戻し得れば尙ほ可なり減ぜられるだらうと大體見込は付けて居ります。而して其減ぜられた所に依つて此前も申しましたやうに國庫の費用は郡長の方の俸給の餘裕が出來ます。是は前に申しました如く郡長の俸給平均額　百圓と云ふものを相當の額に上ぼせる。今日の府縣事務官は今回此協贊を得ました。四十年度から千六百五十圓平均になりましたけれども、昨年までは千三百五十圓のものでありましたから、それまでに達せぬでも可なり增額が出來るだらうと思ひます。八百圓平均でありますから、一人減じました所が四人千圓になれる割合になりますから、相當の平均額を增して郡長の俸給を豐かにすることが出來る。從つて郡長に其人を得るの途を開き、前申しました如く府縣事務官と稍々同じ位な者を用ゐまして、今の如く特別任用のみを適用して、屬官の舊いのとか、警部の舊いのにあらざれば郡長は出來ぬやうなことで無く、相當の學識其他のものを用ゐて事務官と郡長の間に差等の無いやうにすることに致したい。其目的を遂げることは出來るだらうと思ひます。それで尙ほ國庫の財政上、一般の增俸に對しては是は別段でありますが、先づ差繰上、此結果としては其位のことは出來やうと思ひます。それから郡役所の數が減るに從つて地方の費用が減ずることは、是は申すまでもございませぬ。是は其數にも依りまするが、兎に角に地方費と云ふものは……郡長の俸給は地方費ではありませぬが、是は大分減ぜられませう。

幾らか餘裕が出來やうと云ふ見込……。

いや三十萬圓ばかりではありませぬ。それは會議費であります。

いやそれは郡會が無くなりますから、郡會の費用全部で三十何萬圓、郡役所の費用で地方費に關するもの、それから跡は此ものを其儘維持すると致しまして、今日よりそれは大した減額はありませぬ。(明四〇・三・一八)

第二十八回帝國議會に於ける演説

衆議院議員選擧法中改正法律案の説明（貴・衆本）

唯今、日程に上りました所の衆議院議員選擧法改正案に付きまして大體の説明をして置きます。此衆議院議員選擧法の別表に於きまして、現今衆議院議員選擧法は十年間別表は据置のことに相成つて居ります故に、屢々衆議院より別表の改正が提出に相成つたこともありまするけれども、總て此十年の期限を待つと云ふ譯を以て成立いたさぬで居るのであります。又此選擧法實施後既に十年を經過いたして居ります。啻に別表の改正を致せば改正し得る期限に到著いたしたばかりではござりませぬ。此十年間の實驗に依りまして種々の點に於て改正を要する事實を生じた譯であります。故に政府に於きましては十分の調査を致して當議會に提出いたすは適當の時機と考へまするので、之が爲に特別の調査機關を設けまして調査を致し、卽ち今回此改正案を提出するに至つた譯であります。

此現行選擧法實施後十年間の實蹟を見まするのに、固より人口の增加、若くは市制實施の情況に照らしまして、獨立の選擧區を設け……新に設け、又人口の增加に依つて議員の增加を圖らなければならぬと云ふ結果を生じた

ことは申すまでもありませぬ。尚ほ其以外に於て今日の選擧法に數多改正を加へなければならぬ必要を見ました。中に就いて最も其必要を感じましたのは、今日の大選擧區制を改めると云ふ必要を見たのであります。現行選擧法は普通に之を大選擧區制と申しますことは御承知の通りであります。さりながら事實は大選擧區のみの存在ではございませぬ。此大選擧區と稱するものゝ中に約六十の小選擧區が存區するのであります。卽ち市が是であります。又島、區などと申すものは皆小選擧區であります。尤も小選擧區と申しましても、東京、大阪の如きは其實は他の府縣に比せば、最も大なる選擧區と同様でありまするけれども、是は別物と致しまして、現行の謂はゆる大選擧區制の下に小選擧區が約六十も存在して居るのであります。故に今日申します所の大選擧區制と云ふことは卽ち郡部に付いて申すのであります。此郡部は一府縣を通じまして數人の代議士を出す大選擧區になつて居ると云ふことは御承知の通りであります。而して此謂はゆる大選擧區制度を實施いたしまして以來、總選擧は四囘經過いたして居ります、又法律の規定に據りまして、一年間に闕員を生じた折に補充すると云ふ條文に據りまして、闕員を生じたる場合に補充いたしたるものもありまするけれども、是は僅に二十二三囘でありまして、他は闕員を生じたる場合には皆補闕選擧であります。此補闕選擧は十年間に五十幾囘を繰返して居るのであります。斯様なる數囘の選擧に依り、段々其實績を見て講究いたしました所では、最初に卽ち大選擧區制を設けたる折に豫期いたした所の結果を今日は見ざるに至つたのであります。

卽ち當時、大選擧區制、卽ち現行制度に改むるに際しまして、是も各方面より觀察を致して其必要を感じたに

は相違ありませぬ。さりながら其理由を篤と考へまするに、大凡三點に歸著して居るのであります。其三點大要を申しますれば、第一には選擧區が小分せられて居りまするが故に、其一府縣下に名望ある者と雖ども、其小選擧區に於て投票を多數に得ることは出來ぬ場合もある。一縣下を通じて名望ある者も當選を期し難いことがある。之を大に致せば是等の人々は縣下より擧げて投票を得て容易に當選するであらうと云ふやうなことも一つの理由であります、又其次の理由と申しまするものは、一府縣を通じては多數を得て居る黨派でも、選擧區で小分せられて居るが故に、其小分せられた選擧區に於て多數の投票を得ることが出來ぬ場合が多いのである。故に縣下を通じては多數を得て居る黨派でも、其出す所の議員は少數なる場合があるから改めざるを得ぬと云ふやうなことも一つの理由であります。次には小選擧區の下にありましては、暴行、脅迫、賄賂、などと申すことは容易に行はれて、選擧界に甚だ障碍を生ずることと多いのであるが、之を大選擧區に致すときには其區域の大なるが故に、是等の事も止むであらうと云ふやうなることも亦一つの理由であります。大凡斯樣なる理由の下に現行衆議院議員選擧法は制定せられたのであります。

然るに此十年間の實績を見まするると云ふと、豫期の如くには參つて居りませぬ。卽ち第一に申しました一縣下を通じて名望ある者は云々と云ふことも、無論に左樣なる人物は大選擧區ならずとも當選を致すのであります。選擧區の大小を問はずして、謂はゆる大人物とでも申すものは選擧區の大小には關係いたしませぬが、多くの人は其選擧區の大なるが爲に、假令其一府縣下に於て相當の名望がありましても、競爭を致さなければ、當選期し

難いのであります。又當選を得ると致しましても、其得票は必らずしも第一位に居るのでもありませぬ。故に最初に豫期いたしました斯の如き人々は容易に當選するのであらうと云ふ事實は、全く反對の結果を見て居るのであります。又第二の一府縣下を通じて多數を得て居る黨派が多數の議員を出だすであらうと云ふことも理想通りに參りませぬ。精密に選擧の數を割出して、理想通りに選擧が出來るものと致しますれば、多數を得て居るものは必ず多數を得る筈であります。併しなかく選擧なるものは左樣に理想通りに參らぬのが今日の實況であります。其一府縣下を通じて七分の勢力あるものは七人の代議士を出し、三分の勢力あるものは三人を出して、假に十人の定員があるものと致せば其當選者を得る筈であります。然るに實際は左樣に參りませぬ。其參りませぬ理由は第一に運動の如何に依ることは申すまでもない。第二に候補者の數に歸著するのであります。十人の定員を出だすべき一府縣下にありまして、七分の勢力を得て居る黨派が八人九人乃至十人の候補者が出て居るときには之に對抗いたす所の小數派の爲めに破られざるを得ぬ。即ち七人だけの候補者がありますれば、同時に當選すべき者が、多數の候補者が出ましたが爲に其地方が分裂して少數に陷るのであります。即ち少數派であります。即ち其縣下に於て三分の勢力ほか無いものと見ても、僅に三人若くは四人を以て對抗いたしますれば、無論安全に當選いたします。故に必しも理想通りに割出したやうな選擧の結果を見ることは出來ぬのであります。又第三の理由として居る賄賂、暴行、脅迫と云ふやうなることは、是は大選擧區になつて以來減少いたしたことは事實であります。併し是は果して大選擧區の結果であらうかと申せば、甚だ疑ひ無きを得るのであります。賄賂、暴行、

脅迫と申しますけれども、其實、暴行、脅迫と申す如きものは減少いたしました。是は選擧區の大小に依らずして、恐らくは記名無記名の關係であらうと思ふ。無記名投票にありましては暴行、脅迫は殆ど效を奏しない。却つて反對の結果を生ずることが往々あるのであります。故に今日に於ては暴行脅迫の如きことは段々減少いたしました。是は事實でありますが、同時に謂はゆる賄賂、……賄賂と一概に申しても色々なる手段に依るのでありまするが、兎に角、賄賂とでも稱すべきものは減少を致さぬのであります。却つて蔓延(まんえん)いたしたかのやうに見ゆるのであります。是は小選擧區の下にありましては、兎に角其地方に於て、其選擧區に於て選擧區に假令出生のものでありませぬでも、其候補を爭ふべき選擧區に於て多少の名望地位を必要と致すのであります。其人格が又認められて居らなければならぬ。大選擧區の下にありましては全く必要ないのでもありませぬけれども、併し之に重きを置くことは用を爲さぬのであります。他の手段に依つて一府縣下の各方面より投票を集めましても當選は期し得らるゝのであります。此人格德望とでも申すやうなることは餘り用を爲さずして、一府縣下より投票を集めさへすれば當選し得ると云ふことは、卽ち種々の弊害の因つて伴ふ所であります。緣故(えんこ)なき所より投票を集めますには何かの手段に依らなければ投票を集め得るものではありませぬ。是等のことより選擧の費用を非常に要する。大變に費用を要することに相成つたと同時に、謂はゆる賄賂などゝ稱すべき選擧界を腐敗(ふはい)せしむべき所の手段は却つて蔓延を致したやうに見えるのであります。是亦以て大選擧區に致すことの理想に違ひました所の結果を生じましたのであります。故に大體に於て現行制度卽ち大選擧區制を設けましたときの理想には今日に於て

は反對の結果を見て居ると云ふ事實であります。而して現行制度の下に於て補闕選擧を致すと云ふ場合に如何なる情況であるか、是は實に當時全く豫期せぬではなかつたらうと思ひますけれども、斯くまでにあらうとは殆んご豫期せざるところであつたらうと思ひますが、大選擧區の場合に於ては實に非常なる混雜を釀して居る。一府縣下を通じて一選擧區と致すのでありまするから、玆に一人の闕員を生じますれば、一人二人の候補者が現はれて其全府縣下を通じて選擧を爭ふのであります。故に其府縣下を擧げて非常なる紛擾を釀すのであります。從つて費用も甚だ多いのであります。其非常に費用の多いと云ふことは單に郵便、車馬賃などと申す以外に無論大層なる金を要するやうに見えます。而して之に伴うて起る所の弊害は總選擧の場合以上に見えます。又左樣に一府縣下を騷がせまして、さうして選擧人は如何なる狀態であるかと申しますれば、投票所に到る人は甚だ少い。五萬六萬の有權者がある府縣に於きましても、補闕選擧の場合で選擧を爭ひまして投票所に到つて投票をする者は半數に滿たぬことが往々あるのであります。故に騷ぎは一府縣下を騷がし、之に依つて伴ふ所の種々なる弊害を生じ、而して有權者はと申せば其選擧權を行使することなくして半數にも滿たぬ選擧人が僅に投票場に至ると云ふやうなる實況であります。是は實に議員となるべき候補者に付いても非常に困難のことでありまするのみならず、其府縣下に取りましても甚だ迷惑なことで、又國家の大體より見ましても徒らに其地方を騷擾ならしむるものであります。故に此補闕選擧の場合に著しき困難に陷ります。然らば補充員の制度を設けたら宜しからうかと申すのに、卽ち現行法に於ても多少是等の困難は豫期いたして、一年間に闕員の生じたるときには次點者を以て

補充すると云ふ制度を設けたのであらうと思ひますが、既に申したが如く此補充の效用を爲したるものは僅に二十幾囘に過ぎぬのでありまして、他は皆補闕選擧に依るのは固より一年の期限であるから左樣である。之を四年間通じて補充制度を設けたならば此騷ぎは無くなるであらうと云ふ說もあります。無論四年間に通じて補充の制度を設けますれば、此補闕選擧の騷擾は除き得られますけれども、然るに是は選擧の原則に反するの結果を生ずるだらうと思ひます。選擧は其選擧の場合に多數を得た者が當選をするのが原則であります。其時に次點者若しくは第三四位に居ります者は、當時輿望を得兼ねた者である。是が漸次に補充に依つて議員と相成ると云ふことでありますれば、選擧の目的に反する結果を生ずるのであります、のみならず四年間には總ての方面に於て大に變化を免れぬ。其總ての狀態に變化あるに拘らず、四年前に選擧いたしたるものが四年間補充の效力を有つと云ふことは、甚だ選擧の目的に反するのであらうと思ふのであります。現に總選擧を施行する場合に於きまして、選擧の結果なるものを見まするのに、現在の議員が再び當選して重任すると云ふものは半數にも至らぬことであります。四十一年の選擧の結果を見まするのに約三分の一强は從來の議員が當選いたして居りますけれども、他の三分の二弱は新らしい議員であります。時勢の變化斯の如きものであるのでありまするが、然るに一たび選んだ所のものが四年間補充の權利を有つと云ふことに至りましては此選擧の原則に反すると考へますから、是も行ふことは出來ぬのであります。故に今日の場合に於て此補闕選擧は小選擧區にでも致しませぬければ、殆ど其弊を救ふことは出來ぬのであります。又唯今申しました大選擧區の制度を設けまするときの理想に反した結果を生

じましたが故に、種々の點に於て弊害を釀して居る。其弊害の一二を申しますれば、即ち選擧界の腐敗を釀して正當に公平に相當なる人物を選擧すると云ふことの出來得ざるばかりでありませぬ。之に伴うて色々の弊害を…費用を多く費やせば其費やしただけの影響は數年に亙つて被むるのであります。一たび選擧界が腐敗しますること、種々の選擧に於て此弊害を襲ふのであります。漸次今日の縣會議員の選擧に於きましても費用等多く重なるの弊害を生じたのも、矢張り斯樣なる所より影響をするであらうかとも思はれます。又如何なる人と雖ども、既に申したが如く選擧を爭ふのには相當の運動費を費やさなければ當選は期されぬのであります。決して人望名譽德望などを以て安全に當選を得ると云ふことは大選擧區の下には行はれませぬ。故に段々斯樣なる人々が選擧場裡に立つと云ふことは餘ほど考へるであらうかのやうにも思へます。從つて此大選擧區の弊害を利用して當選を圖ると云ふ者も段々生じて參りました。又は下等社會の氣に入るべき卑近なる言論を以て當選を圖ると云ふことも段々行はれむとする傾きであります。と申すが如く各方面より觀察致しまして、此大選擧區なるものには少からぬ弊害を伴うて參りましたが故に、是は國家として矯正の途を講じなければならぬと考へまするのが、即ち此小選擧區に致さゞるを得ぬ理由の重なるものであります。又之を取締の方面より見ましても大選擧區の下に在りましては、其一府縣下を通じての選擧區の下に在りましては、其一府縣下を通じての選擧區でありまするが故に、迚も十分に取締が出來るものではないやうであります。就中從前行はれました所の暴行脅迫でありますれば、直ちに檢擧もし易い譯であります。今日は左樣なることは減少を致したと同時に、甚だしく蔓延いたした如く見え

る所の賄賂買收などゝ云ふやうなことは、なか〳〵是は檢擧するに困難なるもので、殊に區域の廣きに依つて一層其困難を感ずるのであります。而して稀に顯著なるものが檢擧せられますと致せば、從つて犯罪者の少くとも其嫌疑を受ける者が非常に多いのであります。故に今日は是等のものは增しつゝあつても減じて居らぬだらうと思ふやうな事實であります。尤も表面に裁判を受け處刑を受けたと云ふやうなる者の數で申すのではありませぬが、事實に於て隱微の間に斯樣なる事の行はれて居るのが甚だ多い。之に反して小選擧區でありまするど其區域の狹少なるが故に、警察の目も十分に屆くと云ふことは無論多辯を要せず、容易に判斷の出來るものがあります。又現に小選擧區は幾つもあります。此實蹟に徵しましても取締は甚だ容易に出來得るのである。故に此取締の點より觀察いたしましても是は大選擧區の下に在りましては十分の取締は出來得ないのであります。之を小選擧區に改めまして初めて取締も十分の效果を擧ぐることは出來得るかと考へて居るのであります。尤も區域の小なるが故に取締が屆くと云ふことは認めるが、之に伴うて選擧の干涉等が行はれはしないかと云ふことも唱へる人がありますけれども、干涉と云ふが如き政治の道德に違ひました事柄を致すと云ふことに相成りましては選擧區の大小には殆ど關係は致しませぬ。又大選擧區の下に於ても斯樣なる干涉を致さむと致しましたならば、必ず行はるゝであらうと思はるゝのでありますから、選擧區の小なるが故に取締が付く、取締が付くが故に干涉等が行はるゝであらうと云ふことは杞憂に屬する事柄であらうと思ふのであります。兎に角取締の點より觀察いたしますれば、小選擧區の取締は容易にして大選擧區にしては困難なりと云ふことは殆ど疑ひない事實であります。大體

大選擧區を改めまして小選擧區に致すが宜しいと云ふ大要は旣に申した如くでありまするが、併し此度小選擧區に戻さうと申しまするのは現行法の以前に行はれました所の小選擧區に復へさうと云ふのではござりませぬ。御承知の如く現行法の以前に行はれました所の小選擧區制は、今日改めんとする小選擧區とは大層な違ひであります。當時の小選擧區は投票の方法は記名であります。今日改めやうとするのは無記名であります。卽ち現行法の通りであります。又當時は二人を出す所は連記であります。今日は左樣なる地方も單記にして置かうと云ふ積りであります。又當時は選擧人の資格も今日と違つて居りますが、被選擧人卽ち候補者たるべき者の資格にも色々の條件が附いて居ります。原籍云々、納税が云々、卽ち相當の資格があります。現行法の下には斯樣なる制限は無いのであります。何れの地方の人でも如何なる人物を選びましても年齢等の制限さへ法律に悖らぬ以上は出來得るのでありますから、此度改めむとする小選擧區制にも現行法通りの制度を普及いたす積りであります。故に此度大選擧區の弊を改めんが爲に小選擧區に致しましても以前の小選擧區に戻すのではございませぬ。又單記無記名の原則は獨り現行衆議院選擧法のみならず、府縣會議員に於ても市町村議員に於ても皆單記無記名の法を採つて居りますから、無論此原則は一般に行はるゝものと認めざるを得ませぬから、現行法の如く單記無記名を其儘に据置くのが適當であらうと信ずるのでありますから、傍々以て是等の點に於ては現行法の規定を其儘襲用いたしまして、唯其選擧區を小選擧區に致すと云ふに過ぎぬのでありますからして、以前の記名連記及種々の納税其他の制限のありました小選擧區制とは大いに異なるのであります。又斯樣なる理由の下に謂はゆる大選擧區制

を小選擧區制に改めるに付きまして、之が參考と爲すべきものも現在亦存在して居る。既に申しました如く現行選擧法は大選擧區制なりと申しまするけれども、約六十の小選擧區がある。卽ち市若くは島、區などゝ申す所は小選擧區であります。此小選擧區の情況はどうであるか、是は現在行はれて居る單記無記名の儘で他の原則通りのものを適用いたして行はれて居る所の小選擧區がどうであるか。現に存在するのでありますから、是は多少の參考に相成るのであります。此情況を見まするのに、此小選擧區に於ては固より相當の人物を得ることも一向差支ないのであります。只以前の如き弊害を見ないのは單記無記名であるが故に記名の場合とは違ひますけれども、隨分激烈なる競爭を致すことには、其地方の平和を害するが如くにも見えます。けれども一面に於ては一向競爭の無い所もある。又競爭がありましても其競爭の度合が激烈でない。固より二人三人相爭ふ以上には競爭には相違ありませぬが、其狀態は激烈でないと云ふ所もあります。斯樣なる所を見ますれば、一向大選擧區にせずとも、大選擧區で豫期した如き結果を却つて小選擧區で見て居るが如き有樣になつて居るのであります。故に一面に於て斯樣なる小選擧區制を設けながら、他の方面に於て、卽ち郡部に於て大選擧區制を施きましたと云ふことは、固より商工業者の代表者を出すと云ふやうなる特別なる原則の下に設けたのに相違ありませぬが、今日より見ますれば兩制度の對照を見ることの出來るやうな方法に相成つて居ります。之に依つて見まするに、今日の小選擧區を參考と致して考へましても、小選擧區の利益多く、大選擧區の弊を改むるには小選擧區の益々有利なると云ふことの判斷を下し得るの

であります。尤も現在の小選擧區以外にも府縣會議員の如き小選擧區があります、是は一選擧區より數人を出す、又其當選を致すべき議員の性質も目的も固より衆議院の議員とは大に異りまするから單に無記名の狀態は參考になりますけれども、其他の部分に於ては十分の參考にはなりませぬが、現に行はれて居る所の選擧區は此度總て小選擧區制に改めやうと云ふ所の參考には相成るものと考へますが、其小選擧區の狀態は唯今申した如き有樣であります。又大選擧區を小選擧區に改めやうと致すことに付いて大人物を云々など云ふ色々な論もありますけれども、既に申した如く謂はゆる大人物でありますれば選擧區の大小に關らぬのであります。御承知の如く日本の大選擧區の如きものは各國何れの國にもございませぬ。各國は殘らず小選擧區と申して宜しいのでありますが、其小選擧區の下に於て大人物の當選は無論妨げないのみならず、數多の選擧區より同時に當選する大人物すらあるのでありますから、旁々大人物は選擧區の大小には依りますまいが、左樣なる人にあらずして穩健なる政見を以て相當の人格を具へた人々が如何であらうかと申しまするのに、是は大選擧區に於ては非常に不便を感じます、小選擧區になれば、此人は安全に當選し得られるだらうと考へられる所の人も今日の大選擧區の下に選擧を爭ふときに至つては甚だ困難を感じて居るのであります。故に謂はゆる大人物には何れに致しても左までの影響はございますまいが、各々多數の相當の人物は今日の大選擧區制では甚だ困難いたすであらう。是は國家の爲にも斯樣なる穩健なる思想を以て相當の知識を具へたる所の人の選擧に困難を致すと云ふことは大に考へなければならぬことであらうと思ふのであります。又小選擧區に致すと云ふことは少數代表者は困難である。斯樣に申すので

あります。是も一說として無論考への中に置かなければならぬ事柄でありますが、現行の謂はゆる大選擧區の下にあつて少數の代表者が出ることが出來ると云ふことは一定の地盤を有せず各地に散在して居る投票を集めて當選をすると云ふことは、今日の制度の下に出來得るのでありますから、之を名づけて少數代表者と申せば、それは左樣なるものは小選擧區の下にはむづかしいのでございます。一府縣を通じてそこゝより僅かづゝの投票を集めまして當選をすると云ふやうなることは、是は選擧區の下ではむづかしい。併し左樣なる即ち、そこゝより幾分づゝの投票を集めて當選する者があるものとすれば、是は少數代表者と申すことも困難なるものであります　少數代表者と申せば申すまでもなく少數黨の出す所の代表者でなければならぬのでございます。少數黨の出す所の代表者を出すと云ふことに付いては各國無論苦心を致して居る所であります。併し是は各國に於て小選擧區制の下に少數黨の代表者を出して居る。日本に於ても亦現在行はれて居る所の小選擧區に於ても少數黨は代表者を出して居るのであります。故に大選擧區の下でなくも少數黨は代表者を出すことに困難を感じないのであります。故に小選擧區になれば少數黨の代表者を出すに困難なりと云ふことは理論としては申し得ると致しましても、實際に於ては左樣なる憂はないのであります。又理論としても適當なる理論とは考へられぬのであります。少數代表者の見解は左樣なものではないと考へるのであります。又此度の改正に付きまして選擧權擴張の說も往々あるのであります。御承知の如く現行制度に改めましたるときに既に選擧權は擴張されて居る。被選擧人即ち候補者なるものゝ資格は年齡以外には何もありませぬ。又選擧人は如何なるものであるか、選擧人は納稅の額も以

前十五圓のものが十圓に減少したと云ふやうな次第であります、故に其以上に選擧權を擴張する必要を見ませぬ。又選擧權は現在の所に於きましては此現行法を實施した當時に比すれば非常に選擧人が増加して居ります、選擧權は擴張せられた譯ではありませぬけれども、選擧人は非常に増加して居る。場所に依ては二倍半も増加して居ります。何故であるか。是も増税の結果、斯樣なることに相成つたのであります。而して其増税の結果、選擧權を得なんだ者、納税の額が其時には選擧權を得るまでに達して居らなかつた者、それが増税の結果、税の増しました結果、選擧權を生じたと云ふことになつて居る。倍以上の選擧人が増加した地方があるのであります。斯樣な情況でありまする。又今日一般人民の程度を考へましても、此上に選擧權を擴張いたすは國情に適せぬことゝ考へるのであります。先づ擴張に付きましては世間に色々議論がある。此程度を低めまして遂には普通選擧にでも致さんかと云ふが如き説を唱へる極端論者もありますけれども、政府に於ては斯樣なる議論には同意いたすことが出來ぬのみならず、現在の制度に於て日本の國情に於ては十分なりと考へて居るのでありますから、選擧權擴張のことは今日は出さぬのであります。斯樣なることが大體此度の提出いたしました所の改正案の要旨であります。其他には刑法が改正せられまして新刑法が實施になり其權衡上訂正を加へなければならぬ所もあります。それは此度の改正案に於て、色々に改めましたけれども、著しき改正ではございませぬ、其新刑法との權衡を取りましたのであります。又其以外にも多少の改正はございますけれども、多くは大選擧區を改めて小選擧區に致さうと云ふが爲に之に伴うて改めざるを得ぬ所の箇條に多くなつて居ります。故に強ひて是等のことに付いて説

明するの要も無からうと考へます。之を要するのに今回提出いたした所の改正案は一部一局若くは一黨一派の利害等に付いて企てたる問題ではございませぬ。各々其立場に於て之に對する賛否の論が衆議院に於ても無論分れて居ります。さりながら十年間實施いたしました所の結果に依つて考へまするのに、國家の將來に於て憲法政治の健全なる發達をさせやうとするのには、此豫想に反した所の大選擧區を改めて小選擧區制に致すを以て最も適當なるものと考へるのであります。尤も現在に於て種々の弊害がありましても未だ甚だしき謂はゆる極點に達したりとも申されぬのであります。併し今後尚ほ十年間斯の如き制度を其儘に置きましたならば、實に國家の爲に憂慮に堪へぬ種々の弊害が生ずるであらうと認められるのであります。然る以上には政府の責任と致しまして改正を致すの必要を認むるのであります。尚ほ詳細なることを委員會に於ても陳述いたしませうとは考へますけれども大體斯の如き次第であります。當院は直接に此選擧法に據つて選擧せらるゝ方でもありませぬから、公平なる判斷は當院に俟たざるを得ぬと考へます。十分に御審査の上に協贊せられむことを希望に堪へぬ次第であります。

(明四五・二・二八及び三・九)

右法案に關し伯爵柳澤保惠に答ふ(貴本)

唯今の柳澤伯爵の御質問に御答へ致しますが、改正案は前内閣若くは前々内閣以來の引續きであるかと云ふやうな御尋ねでありましたが、之を改正いたさねばならぬと云ふことは前内閣以來の關係であります。先刻既に申

しました如く別表の改正其他の條文にもあつたかと記憶いたしますが、度々改正案か衆議院等より出ましたけれども、十年を待つと云ふ譯を以て政府は同意いたして居りませぬ故に、其期限に達し、即ち十年間は當年の四月に相成りまするので此度の議會に提出いたしたのであります。何れの考へに致しましても、多少の改正案は提出いたさなければならぬのであります。前内閣に於ても此調査に著手いたしたと云ふことは事實であります。但し其改正の方法は如何なるものゝ改正を致す積りであつたかと云ふことは明かに知ることは出來ませぬ。併しながら改正はする積りであつたに依つて著手いたして居つたと云ふことは事實であります。而して現内閣になりまして以來、斯様なる引繼ぎを受けまして此改正を致さねばならぬと考へましたが、併し是は先刻既に申上げましたが如く、決して一部分、一局部の利害を基とするものではないのであります。故に貴衆兩院其他學識經驗ある人々を集めまして別に調査を致し、審査を致して此改正案を得た譯であります。

又第二の御尋ねの此改正案のみを以て足れりとするかと云ふことでありましたが、現在の弊害を矯正いたしまするには此改正案で足れりと考へて居るのであります。併しながら小選擧區に致しました所で絶對に弊害か生じないと申す譯には參りませぬ、唯昔……現行法實施以前に行はれました所の小選擧區時代にありました弊害と同様のものは改正案に依る所の小選擧區でも生ずるだらうと思ひます。と云ふものは投票の方法其他總てが違ひまするが故に以前と同様なる弊害を生ずることは考へませぬが、多少の弊害は免かれぬかも知れぬのであります。併しながら是は其弊害を見ました折には、局に當る者は相當の改正を致すと云ふことは責任上當然の事でありまする

が、若し左様なる弊害を見まして改正の必要を見ますれば、更に改正を企てなければならぬと云ふことは申すまでもありませぬ。且又此選擧法は其他の議院法と同樣に憲法附屬の重大なる法律でありますが、憲法と切り離して單純なる法律と相成つて居る以上には、時の情況に照して改正を加へると云ふことは憲法制定當時の意思であつたかのやうにも承はるのであります。旁々更に弊害を見ました以上には改正を致さぬければならぬことは當然のことでありますけれども、此度は此改正案を以て足れりと考へて居るのであります。故に將來十年後の改正云々と云ふことも是も唯今申しました所の御答へに依つて御了解にならうかと思ふのであります。

又大選擧區と小選擧區の費用の點でありますが、是は賄賂と名づけて見ました所で、其金を費やす段に至りましては幾通りもあります。賄賂と云ふ一言を以て盡し能ふかどうか、疑ひなきを得ませぬ。假に之を賄賂の名目に總括いたして考へますに、是は確に大選擧區は小選擧區に比して費用が多いと思ふ。公然なる費用も多いと云ふことは概に申しましたが如く、郵便賃にしましても車馬賃にしましても、運動者の雜費にしましても無論、小選擧區の區域の小さいものにあらずして大なる故に當然費用が多いのであります。其外緣故なき所に卽ち名望人格などの入用を餘り感じない部分、全く其人の人格を知らざるやうな所までに向つて投票を集めなければならぬと云ふことが大選擧區に於ける情況であります。斯の如きことを致すには無論色々この手段に依らざるを得ませぬが故に、大選擧區は小選擧區に比して自ら費用が嵩み、從つて賄賂等の弊害が伴ふのは免かれませぬのでありります。小選擧區の如き選擧人と被選擧人との關係が明瞭密著して其候補たる者の人格も總て知られて居ると云ふ

所で選擧を致すと、大選擧區は違ひますから斯様な弊害が小選擧區より多いと考へます。又現在の小選擧區は島、區の外は市であります。市は固より郡部の如き所とは大に趣を異に致して居ります。故に是は既に申しましたが如く此度小選擧區に致すことの參考に供することは出來るが、直ちに斯の如しとは申上兼ねるのであります。先刻も其意味で申上げましたのであります。之を參考と致して觀察を下だすに小選擧區は大選擧區より大に利ありと申すことが出來る位の點であります。市は郡部と趣を異に致して居ります。其選擧の狀態を見ますると競爭が激しくなりますときは、それは區域が小なるが故に激しくなることは無論でありますが、其外に郡部と狀態を異に致して居るから競爭が激しくなることがあります。即ち選擧人をば奪ひ合うやうなことは郡部より市の方が激しい場合があるのであります。併しながら無記名の效能に至りましては郡部より市部の方が著しく效能が見えるのであります。と云ふやうな譯で市と郡とは大分趣を異にして居ります故に、直ちに今日、小選擧區たる市の有様を以て郡部を小選擧區に致して同様なりと論斷を下だす譯には參りませぬ。併し今日小選擧區に改めるに致しましても此小選擧區は大に參考に相成るべき事柄と存じて申したのであります。（明四九・二・九）

男爵久保田譲に答ふ（貴本）

唯今、御質問でありまするが、箇條の中には或は御同意の出來得るものも有ると見まするけれども、大體に於て小選擧區を改めて現行の大選擧區制に戻すと云ふことには、政府は御同意が出來兼ねます。

唯今の久保田男爵の御質問の通りであります。本議場、並に委員會に於て述べました所の理由に依りまして、政府は小選擧區を以て今日の時弊を矯むるに最も適切なる方法と考へまするが故に、大選擧區に引戻すと云ふことには御同意が出來兼ねるのであります。（明四五・三・二一）

右法律案の貴族院討論終結に際する發言（貴本）

諸君、最早贊否の御論も盡きまして、謂はゆる討論終結の動議を提出せらるゝ場合でありまするから、私は玆に長時間を煩はして再び趣意を繰返す考へはございませぬが、一應唯今反對の御演説を承りましたから、之に對して其誤解を解きまして公平なる御判斷を得たいと考へまするで、敢て玆に數言を費やす譯であります。既に先般本議場に於て、並に委員會に於て反覆政府の意思は陳述いたしましたから、之を繰返すには及びませぬが、さりながら、左樣に辯明いたしたに拘らず、或は誤解であらうかと思はるゝ點もあります。又議論の相違として一言申さなければならぬこともあるやうに考へまするのであります、此事柄たるや固より既に申したが如く一部團體の利害に基くものにはあらず、全く國家の利害を篤と考へまして、斯くすることが必要なりと斷定いたす所の案を提出いたしたのであります。唯今まで反對の御演説を承りましたが、久保田君の御演説に依りますれば、大小選擧區の利害は不明であると云ふやうに仰せられてあります。是は固より小選擧區を是なりとする譯でありま

するが、之に反して大選擧區を是なりとする論者もある。又大小選擧區其利害が何れにあるや了解の出來ぬと云ふ方も無論あるのでありまするから、大小選擧區の利害不明であると云ふことも、久保田君の御見解で已むを得ぬのでありまするが、併しながら此十年間實施いたしました經驗に依れば、大選擧區の弊害が明かなるものである。之を改正いたさなければならぬと云ふ必要を見るのであります。恰も現行法に改正せらるゝ時に、十年間實施いたした經驗に依つて改正を致さうと云ふのでありまするから、政府の見る所では此利害は極めて明瞭なるものと思ふのであります。尤も大選擧區論に致しましても、小選擧區論に致しましても、學者の議論等に於きまして或は局外者をして其利害を判斷するに迷はしむることがありまするけれども、是は謂はゆる理論であります。實際の情況は今日の大選擧區は折角設けました大選擧區の目的に反して、意外なる弊害を生じて居ると認めるのであります。故に政府に於ては此弊害を矯正する爲には他の種々な方法も伴ひまするが、此小選擧區に改むることを以て是も適當なる方法を考へて居るのであります。故に決して大小選擧區の利害は今日の實蹟に徴すれば不明なるものではないと考へるのであります。又此提案が如何にも突然であつたと云ふやうな御說も承りました。是は御尤ものことであります。此改正案を企てましたのは昨年末のことであります。固より多少の改正を致さなければならぬことは前內閣以來、調査に著手してあつたのでありまするけれども、斯の如き成案を得て之を議會に提出いたすと云ふことになりましたのは、昨年の末のことでありまするから、突然と云へば突然に相違ありませぬ。併しながら斯の如き法案を提出するときには必ず數年間、其法案を提出すると云ふことが現はれて後に提出を

する次第のものではないことは無論皆さん御承知の通りである。又現行法は唯今どなたかの御演說にありまする通り、第十二議會、第十三議會、第十四議會に至つて成立いたして居りまするが、此最初の提案の折には矢張り今日同樣でありました。決して其以前數年間に亙つて改正の要旨が世間に明かになつて居つたのではないのであります。而して此議會に提出せられた後も數多の變化を經て現行法に相成つて居るので、故に突然と云へば突然でありまするけれども、必しも是は此法案を是非する理由とはなるまいと思ひます。又地方官云々のこともあります。是も前例の有ることで、唯今申した如く第十二議會以來の提出の場合に於きまして地方官に諮問いたして居りませぬ。地方官會議なるものは御承知の通り法律に依つて組織せられて居る會議ではございませぬ。從つて何等之に存在して居る所の權限も無いのであります。時の內務大臣他の各省大臣が、其所管事務に付いて打合はせをする會議でありますることは玆に說明を要しませぬが、是等の人々に諮問をいたしましても無論差支ないことであります。併しながら是は必ず諮問いたさなければならぬ問題でもなく、又前例に於ても諮問を致して居らぬのであります。今回は殊に諮問を致さうと欲した所で、其時日もなかつたのであります故に、是は本案を編製いたしまする必要なる條件では無論ないのであります。故に斯の如く改正に相成ると云ふことは數年前から知れ渡つて、人々が其準備を致すことが出來ましたならば、それは固より宜しいことでありませう。ありませうが、必ずしも斯くなさなければならぬと云ふ次第のものではないと考へるのでございます。況や今日に於て昨年の末以來、苟も選擧に關係を有ちましたものは皆何れに歸着するかに依つて準備は致すのでありますが、今日は既に是が小

選擧區なれば、斯く致さう、若し不幸にして成立せぬければ斯くの如く致さうと云ふ準備を致して居ると思はれるのでございます。故に此點に於ては成るべく早く世間に知れ渡り、輿論の歸著を見ることが出來ますれば宜しいのでありますが、必ず斯くせざるを得ず、斯くせざれば之を提出することは成らぬものとは政府に於て考へもせず、又斯く論ずる御方も左樣には認められないであらうと思ひます。故に是れは此案を是非いたす理由とは相成るまいと考へるのであります。又穗積君は多數を得る云々に付いて英國の制度と異なることより色々御演說がありましたが、是は如何なる必要に基いての御演說でありましたか、直接に此法案に對しては少しく了解に苦しむ次第であります。此法案は必ずしも多數を得るの便宜を圖るが爲に改正いたすのではないのであります。若し私の承りました所に誤解なきものと致しますれば、どう云ふ必要に依つて斯の如きことを述べられたのであらうか。世間には何か政黨の便宜の爲めと云ふやうなことを申して居りまするけれども、左樣なる次第でないことは既に屢々是までの委員會等に於て申したことである。現に多數黨の中にも多少の異論者はあるのでございます。多數を得るの方便として斯の如き改正を致すのではないと云ふのは大抵了解を得て居ることゝ思ひますけれどもそれは世間のことで、玆に斯樣な御演說のありましたのは少しく了解に苦しむのでございます。又小選擧區、大選擧區の利害を各國の例、殊にイギリスの例に照して色々御演說がありましたけれども、是は英國に例を求める迄も無いことであります。現在今日日本に於ても小選擧區は存在いたして居るのであります。既に當議場に於ても先般申しました如く今日は普通に大選擧區制なりと申して居りまするけれども、實際に於ては約六十の小選擧

區が今日存在して居ると云ふことを申したのであります。此約六十の小選擧區は此度設けやうと云ふ小選擧區と同様なるものでないと云ふことは、先般柳澤伯爵に對して申したことでありまするが、是は大に今回、小選擧區を設ける參考になるべき選擧區であるのであります。此選擧區の情況を見まするのに、大選擧區の情況を見まするのに大選擧區に付いて色々の利益を說かれて、さうして小選擧區になつたならば、斯く斯くの困難があるだらうと云はれる事實は發見しないのである、現在の小選擧區に於ては、去る四十一年の總選擧の實例を申しますれば、無競爭の部分も澤山に有るのであります。たしか二十幾つあつたかと記憶して居ります、又競爭ありと致しましても、其競爭が激烈ならざる所があつたのであります。それこれを合せますれば約半數は極めて靜穩なる選擧を致して居る。斯の如き所に於ては大選擧區制は費用が要るの要らぬと云ふ議論がございますけれども、無論其費用は極めて僅少なるものである。又是が小選擧區になれば再び暴行脅迫が行はれはしまいかと云ふ御說がございました。是は昔の記名投票時代の小選擧區を推想いたしますれば左樣にも思はるゝのでありまするけれども、既に申したが如く、今日改めむとする所の小選擧區は決して舊時の記名投票時代の小選擧區制に戻るのでないと云ふことは明言いたした通りの次第でありますが、然らば今日現に存在して居る所の小選擧區に類似のものである。今日存在して居る小選擧區は多くは市である。市と郡部とは狀態を異に致しますから市の小選擧區の通りに郡部に設けた所の小選擧區があらうと論斷するのは其當を失して居りませうけれども、稍々其趣を窺ふことが出來るのであります。而して今日の小選擧區に於て暴行脅迫と云ふものは殆ど無い。現に補闕選擧其他の選擧が行

はれても、さう云ふことは無いのである。けれども是は單に小選擧區に無いばかりでなく、大選擧區にも無くなつて來たと云ふ有様であります。それは如何なる理由に因るかと云へば、固より時勢の變化と云ふことが大なる原因になつて居るには相違ありますまい。又一面に於ては記名投票でないと云ふことが最も重大なる理由と思はれるのであります。昔の小選擧區は記名投票であります。隨分當時の人情に於ては暴行脅迫も行はれたのであります、併し今日は左樣なることは減少しました。是は本議場に於て既に委しく申したことでありまするから玆に又それを繰返す必要はありませぬけれども、謂はゆる暴行脅迫の止んだのは、之を要するに選擧區の大小の關係に非ずして記名無記名の關係であらうと申したのであります。故に今後、小選擧區制に改めましても、此單記無記名の方法を此改正案の如くに致して置くに於ては再び暴行脅迫等はあるまいと斷言して宜からうと思ひます。又是は枝葉の論でありますが、費用の論も既に理由となつて居る。是は枝葉と申せば枝葉の論でありますが、併し是は稍大なる關係を有つて居ることゝ思ひます。卽ち小選擧區の費用の掛らない所と大選擧區の費用の掛らなかつた所とを比較しまして隨分差がある。小選擧區の費用の大に掛つて居る所と大選擧區に於て大に費用の掛つて居る所と等しく費用を要したと云ふ所に於て其差は非常なものであります。又小選擧區に於て競爭の激烈なる所があり、又一方には平穩なる所がある、是も事實であります。併しながら其激烈の程度を大選擧區に於て選擧の激烈なる所に於て比較すればどうであらうか。是は無論大選擧區の方は激烈である。唯多く選擧の勝敗に注意を致さぬ者には、大選擧區の方は極めて激烈なる競爭でありましても、激烈でないかの如くに見える場合が多いので

ある。小選擧區でありますれば一擧一動、人の耳目に觸れまするが故に如何にも激しく、大選擧區の部分に於ては左様には見えませぬが故に、均しく激烈であると致せば、人の耳目に觸るゝことは小選擧區よりも大選擧區の方は激烈なりと申して宜しい。斯様に現在存立して居る所の小選擧區と現在の大選擧區と比較いたしまして、其優劣は實際の事實に於て明かなるもの、費用がどちらが掛かるまいとか多からうとか云ふ想像は別と致しまして事實に於ては大選擧區と小選擧區は費用に於ては非常なる差のあることは今日の實蹟に於て明かである。又小選擧區は自治を害すと云ふやうなこともありまするが、是は昔の舊制時代の小選擧區に於ては左様なることも無論あつたのであります。今日は左様なることは無い。さりながら謂はゆる競爭と云ふことは假令選擧區の大小に拘らず競爭を激しく致せば多少、後に痕跡を留むることは大選擧區であつても小選擧區であつても同様なるものではありまするが、特に小選擧區に限つて自治を害するやうなる弊害は、此競爭に因つて生ずると云ふことは今日存在して居る小選擧區に於ては無いのである。故に將來、郡部を改めて…郡部の大選擧區を改めて小選擧區に致したならば自治を害するが如き弊害を生ずるであらうと云ふことは今日の實蹟より見れば之を杞憂なりと申すの外は無い。又其選擧の競爭の弊として或は選擧區の境界を變更するやうなことがあらうとは想像されませぬ。想像は致されませぬけれども、それは若しも斯様なることを以て當選の便宜に供するやうに弊害が今は見えませぬけれども、他日起りましたならば、左様なることが無いと云ふ保證は出來ませぬが、近き將來に於ては斯様なることは無からうと私どもは想像する。併し若しありと致しますれば之を矯正し、其弊害を矯むるの途は別に攻

究いたさなければなりませぬ。卽ち郡界の變更、府縣の境界の變更であれば法律でありますから兩院の決議を致さなければならぬ。町村の合併の如きは議會の決議を要しませぬから、或は時の當局者の協議に依つて致しますれば弊害の無いと云ふことを想像を致しますれば想像も出來ませうが、然るときには之に對する相當の途もあるのであります。故に小選擧區に改めましたが故に斯の如き弊害まで生ずると云ふことには私は思ひ到りませぬ。又英國に於て云々と云ふこともありましたが、私も一通りは各國の例も調査いたしましたけれども、悉く各國の選擧に關する調査を致した次第でありませぬから、大體の事以外は存じませぬ。併しながら英國に致しましても黨派などの關係を見ますれば、同じ選擧法の下で、同じ選擧區制の下に於ても、或る黨派が多數になり、それが變じて或る黨派が多數になつて、それが少數になると云ふことも屢々見て居るのであります。然るときには黨派の消長なるものは選擧區の大小に依らずして生ずる場合も英國に於てはあると私どもは見て居るので、故に必ず英國が小選擧區でなければならぬ、何故と云へば多數を得るが爲にと云ふことであるかも知れませぬが是は私どもは思ひ到らぬ論旨であると思ふので、斯樣なる次第でありまするから、枝葉の論は別と致しまして、大體に於て今日現存いたして居る所の種々の弊害を除いて時弊を矯正いたすには小選擧區に致して差支ないと考へるのであります。小選擧區固より絶對に缺點の無い制度ではありますまいけれども、今日の時弊を改むるには之に因るは最も適切なる方法と考へて居るのであります。又村田君の御議論に至つては實は私は十分に了解を致さぬのであります。どう云ふ關係で此法案を論ぜらるゝ御演說の意味は有つのであらうかの考へに付いて、御趣意のある所

を十分に了解が出來ませぬが、兎に角斯樣なることが御演說中にあつた、政友會の創立者たる伊藤公が大選擧區法を唱へたのであるから、少くも政友會自身の者は大選擧區を改むると云ふ議論を唱へさうには思はれぬことである。又之を唱ふることは伊藤公に對しても相濟まぬではなからうかと云ふ御議論でありますが、是は法案を論ずるに當つて左までの價値はないかと考へますが、兎に角、如何なる人の作りました法律に致しましても、持出した法律でありましても、亦自ら作りました法律であつても、國家の爲に斯くせざるを得ぬと云ふ改正を思ひ付きましたならば之を改正することは差支ない。伊藤公と雖も自ら作られた法律を自ら改正せられたことは幾らもあるのであります。何等差支ないと私は考へて居るのでありますが、斯樣なる點に付いては强いて玆で議論を鬪はすの必要もなからうと思ひます。又御演說中に暴行脅迫云々に付いて暴行脅迫の止んだのは大選擧區の賜ものなりと云ふ如きこともありましたが、暴行脅迫の止みましたのは既に繰返し申しました如く時勢の變遷は無論大なる理由に相違ありますまいが、一面に於ては是は無記名票の賜ものなりと私ども確信いたして居る。若しも再び記名投票が行はれましたならば、他のことは暫く措いて、選擧に關して必ず暴行脅迫が行はれぬとは申されぬ。故に改正案に於ても今日行はれて居る所の單記無記名の原則は其儘採用いたして記名に變へると云ふことは暴行脅迫を再び喚起することの危險が存在いたすのでありますが、暴行脅迫の止んだのは大選擧區の賜ものなりとは私ども信じないのであります。又小選擧區の例に付いて種々御話があつて、池の魚を釣るやうな御話もありましたが、一人で一箇所の魚を釣れば競爭は無いが、こゝの場所はいかぬなら他の場所に行つて釣れば宜いと云ふ

御話でありますが、其謂はゆる他の場所に大勢參るこ同じく競爭を生ずるのであります。是は枝葉のことであり ますが序でながら申して置くのであります。又改正は輿論でないこ云ふ御說もありましたが、謂はゆる輿論なるも のは如何にして見ることが出來ませう。見方は種々ありませう。併し苟くも帝國議會に於て之を皆是なりこ致し たらば之を輿論こするより外に輿論の見樣は無からうこ思ふ。世間の議論の一致を見て初めて是が輿論なりこ申 すことであれば、第十二議會、第十三議會、第十四議會に於て世間にも議論、議場に於ても兩院こも非常なる議 論を鬪はして或るときは不成立に了つたのでありますが、之を輿論であるこ云はなければならぬ。是は左樣なる ことはなからう、故に前例に依つて考へて見るに、兩院に於て國情に照し種々なる點より觀察されまして、之ふ 是なりこすれば卽ちそれを輿論こ見るより外ありますまい。是れ以外に輿論を見る方法に付いては今日に於ては むづかしいことゝ考へます。前例に於ても亦左樣にして決案は提出されて居ります。干涉云々、是は餘談でありま すが、併し一言を申して置きたい。私は干涉するであらう、しないであらうこ云ふことを御話でありましたが、 委員會に於て何やら左樣な御說がありました。併し私は干涉を致さぬのみならず、歷代の當局者こ雖も今日干涉 するこ云ふやうなことが若しありましたならばそれは選擧區の大小に依らずして干涉が出來ませうけれごも、今 日の發達したる情況に依つて考へますれば、今日の政界に於て干涉なごを致すことはあるまいこ考へる、勿論自 分は干涉いたす考へも無いのみならず、去る四十一年の總選擧に自ら局に當りまして干涉を致したこ云ふことは 自分に覺えもございませぬ。世間にも申した者はありませぬ。此點は序でながら御安心を願ひます。反對の御論

旨に付いては種々ありますけれど、悉く記憶いたさぬが故に脱漏もあるであらうと思ひますけれども、之に止めまして、要するに今回此改正案を提出いたしましたのは既に當議場に於ても説明いたし、委員會に於ても數回述べましたから是は繰返しませぬが、今日の時弊を見、今日の實際を見れば、學者の議論は種々あります。議場の論として種々なる議論も生ずるのでありますけれども、今日の實際を見ても、どうしても此儘、選擧法を置くことは出來ぬのである故に此改正を致すのであると云ふことを申したのであります。即ち我々は理論も理論でありますが、事實に於て之を改正することは國家の爲に利益であり、憲政の發達には小選擧區に改め其他の箇條も無論改正を致すのでありますが、主として小選擧區に改めて此時弊を矯正し、憲政の發達を圖りたいと云ふ趣意に外ならぬのであります。繰返して理由を喋々は致しませぬが、斯の如き次第であるが故に、此法案に一點の私なく、選擧界の實況を見まして斯くすることが國家の爲めに最も利益ありと考へて提出いたした事情を十分に御了承を得たい次第である。(明四五・三・二二)

田川大吉郎に答ふ（衆本）

唯今の田川君の御質問に御答致しますが、第一は一選擧區一名の原則で、此改正案は出來て居るやうであるが府縣制に於ても斯様な原則を執るやと云ふ御尋のやうに聞えましたが、さうでありますか。——御答がなければ多分さうだと思ひますが、府縣會議員は一番少いので、一縣下から三十人、多い所は四十人、五十人であります。

此三十人以上四五十人を選ぶ府縣會議員を小選擧區を造つて割當ると云ふことは不可能で、且必要のないことであります。衆議院議員は之に反して一府縣下に於て、少ないのは四人、多くて見たところが十人、少し超す位の所であります。之を一府縣下から選出するのでありますから、府縣會議員とは同樣には參らぬのであります。因て衆議院議員選擧法は小選擧區の制度を執つたが故に、府縣會議員の此の如く致すと云ふことは不可能であり、不必要であると考へます。又今日の改正案には一選擧區一人の原則を執りましたけれども、行政區劃も考の中に置かなければならぬ。人口の多寡も考の中に置かなければならぬのでありますから、此府縣より選出するところの數は十三萬に付て一人と云ふ標準を動かしませぬけれども、其割出方に依つて一選擧區より二人を出す、若くば三人を出すところの已むを得ぬのがあるのであります。それから選擧費用は大選擧區になつて澤山掛ると言つた證明を得たいと云ふ御話でありますが、是は他は知らず、當衆議院に於ては其位のことは當局者に御質問なくとも御銘々分る筈である…… 併し人に依つて少なく濟むと御考の人もありませうが、誰が見ても大選擧區になつて多く掛つたと云ふことは事實でありますが、人々の懷中より出した數字を私は申すことは出來ませぬが、諸君の良心で御考へになつて問はずしても分る問題と私は思ひます。それから第三は選擧法改正に選擧權の伴はない改正案は有つたか無かつたか、各國の例をと仰つしやる。是は實は有つても無くても宜いことゝ思ひますが、質問者も御同感である。有ることは幾らもある。例へばフランスの如き大選擧區となり又小選擧區となり、小選擧區大選擧區となり、數回變化致しました。選擧權に何等の變化はないのであります。ありますけれども此有る無い

は此案を決する問題にはならぬのであります。私の見まするところでは選擧權の資格は今日の通りで、さまで之を擴張するの必要を見ませぬ、と申すものは實際に於て選擧人は非常に增加してゐる――增稅其他の結果で無論ありますが、倍若くは倍以上に增加して居りますから、今日の日本の程度に於ては此上選擧權を擴張致して選擧人を增加するの必要を見ませぬ。故に今日は選擧權に關しましては現行法の規定通りに致した次第であります。

(明四五・二・二八)

高木正年に答ふ(衆本)

昨今の高木君の御質問は十分の注意を以て承りましたが分りませぬ。選擧權擴張を忘れたかどうか――私は忘れは致しませぬ。今日の程度で澤山だと既に御答を致した後のことである。何を御質問だか分りませぬから、願くは此御質問を尊敬致して御答致したいから簡單にもう一遍御述べを願ひたい。

稍々分りました。分りましたが、何故に選擧權擴張を忘れたかと云ふ御質問であるが、眞に忘れたことならば忘れたことに理由があらうとは思はない、私は忘れたの忘れないのと云ふことぢやない。選擧權を今日は擴張に及ばぬ、今日の程度で澤山なりと答へた。忘れたのぢやない、若し忘れたのならば理由はないのでありませうが、忘れたのぢやない。それからもう一つ何やら分りませぬが、其答は何でも國民代表の意思を忘れたか忘れぬかと

云ふやうに是も聞えるが、私は國民代表は之に依つて全うすることは出來ると考へたのであります。

誠意がないぢやない、答へんと欲するから……

分りましたか、知つて居るなら私も分つて居るが、譯の分らぬことを仰つしやつては分らぬと云ふ。私は答へんと欲するが故に、二度まで問うた。初から少數代表者をどうするかと御問ひになれば明瞭であつた。何やら分らぬことを澤山言はれるから答へやうがなかつたのであります。少數代表者を出すことは此選擧法の改正に依つて少しも變らぬのであります。少數代表者を出すことは依然たるものであると私は之を認めて居る……認めないなら相當に議論をなさつたら宜からう。御尋なら斯く答へる。(明四五・二・二八)

高木益太郎に答ふ(衆本)

高木君の御質問は先般内務省に設けましたところの衆議院議員選擧法改正案調査委員會に於て御述べになつたことを又述べらるゝ。是は甚だ迷惑に感じますけれども、併し何囘でも御答は厭はぬ。あなたの議論が潰れたら再び述べられても宜しい。それは宜しいが選擧權は　凡そ選擧權を極めるには何を標準とするかと云ふことは納稅の資格に依つて居る故に、是だけの稅を納める者は投票をすることが出來ると云ふ規定になつて居る。各國

皆さう云ふ納税の資格に依つて極めることになつて居る。納税の資格でなければ年齢に依つて左樣に極めてゐる。併しながら當選したところの代議士なるものは國民を代表するものである。選擧の方法は納税に依つて資格は極まるが、出るところの人は國民を代表するのであります。國民を代表するのであるが故に、人口に依ると云ふことは至當の理由であります。それのみならず若し人口に依らずして納税の資格に依つて割出しましたならば非常に不平均を來します。高木君の選擧區の如き日本橋區などは多數の議員を出しませうが、私の鄕里の東北などは極めて僅少の代議士を出すことになります。國民此の如き不權衡なることを以て憲政の發達は計られませぬ。又戸別訪問などを廢めたらどうか。それから何やら費用はどうとか、斯う云ふことは取締の上に於て制限の出來ることもありませうけれども、出來ないこともある。人が決して訪問してはならぬとは言へまい。故にいろ／＼御尋でありますけれども、是は法律を以て規定するには不可能なることである。故に幸に委員に御出でゝありましたならば、能く御審議をなさつたら宜からうと思ふ。それから調査會のことに付て御質問でありましたが、別に之を先例として屢々調査會を兩院議員より集めて設けると云ふ方針を採つても居りませぬ。併しながら斯樣なる重大なる問題に付ては兩院議員並に行政官の知識を集めて審査するが公平なる案を得るであらうと考へて、此調査會を設くるのであります。是は高木君も其委員の一人で、其調査が惡かつたなら委員に御出になつたのが不思議である。兎に角斯樣なる次第で以て調査會を設けて高木君などの御名論を承つて此案を確定したのであります。それから承はるところに依ると質問の通告は是だけと云ふことでありますが、先刻の說明に足らざるところが澤山ありま

すけれども、一二、委員會に移る前に說明を致して置きたいのは、大選擧區と小選擧區に於て選擧取締に非常の相違があると云ふことを申して置きたい。大選擧區の下で取締致して、眞正に選擧人の權利を實行させようと云ふことは非常に困難であります。之に反して小選擧區でありますければ取締上甚だ便利を得て取締が行屆くであらうと考へる。從つて費用も減じ選擧權の行使も完全に致すことが出來るかと考へて居るのであります。又大選擧區の下に於ては選擧人被選擧人とは殆ど相關せざるやうなところがある。選擧の際のみ金錢若くば其他の方法に依つて當選を計つても選擧が濟めば、まるで選擧人と被選擧人との關係が全く消滅してしまふやうな傾の處もある。悉くとは申さぬ。是が小選擧區でなければ、選擧人と被選擧人との關係を密着ならしめて、其政見を明瞭に知つて當選すると云ふことは困難なりと考へるから、是等も改正案を提出したる一部の理由であります。其他說明に漏れましたことは尙委員會に於て詳しく申述べることゝ致しますが、二點を此處に補つて置きます。(明四五二・二八)

衆議院議員選擧法中改正法律案特別委員會に於て江木千之に答ふ(貴委)

政府は同意不同意を衆議院に於ては明言いたして居りませぬ。且つ此修正案を見まするに、同意いたしても宜しい所も無論にありまするやうに見えますのが、同意出來兼ねる所もありますのです。それは逐條にでもなりました所で、是は同意出來る、是は同意出來ないと云ふことを申すやうに致したいと思つて居るのであります。

體刑を止めるこ云ふことは不同意。それから「選擧ニ關シ」こ云ふ所を「投票ヲ得ルノ目的」こ云ふことに改めたのは同意して宜しい。それから九十一條でございます。九十一條の「刑法第百六條ノ例ニ依リ」こ云ふのを「十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス」云々こ云ふ是は修正の通りで同意が出來ます。それから少し前に戻りまして申落しましたが、十一條に「六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑」こあるのを、無期又ハ六年以上ノ懲役若ハ禁錮ノ刑」こ直つて居ります。是は政府に於ては同意し兼ねる。政府案の通りに致したい。條文に付いては唯今申しただけでありますす。同意し及同意し兼ねる所は……それから別表でありますが、別表は大體政府案が宜しいこ考へて居るのでありますけれごも、併し中には政府案こ雖も實地に適しない所も或はあるかのやうに思ひまする。又此衆議院の修正は最初の政府の案に復つたのもありますし、最初こ云ふことは即ち政府で作りまして調査會に提出いたした案に戻つたものもありますし、又舊法時代の……舊小選擧區時代のものに戻つたのもあります。是は澤山ありまするから能く仕分を致しまして次の會にでも申上ぐるやうに致したい。それから別表の終ひに小さい改正がありますが、是はごちらでも宜しうございます。

是はまあ宜しい。

江木千之に答ふ

是は御說の通り、此改正案に依りますこ四百三十一人で卽ち四百五十人に對して十九人の餘裕があるのであり

ますが、さういふ餘裕のありまする間は固より相當の割振が出來るであらうと考へますけれども、若し今日の原則即ち三萬以上の市を獨立の選擧區に致し、十三萬に付いて一人の議員を出すと云ふ標準を始終押し通すことに致しますれば、四百五十人では其標準に當嵌めることは出來ぬ場合が生ずるだらうと考へます。それでさう云ふ場合には其人員を如何にするかと云ふことは、結局、標準を改める外ないであらうと考へて居るのであります。一體此三萬以上の市を獨立選擧區とすると云ふことゝ、郡部の十三萬人に付いて一人の議員を出すと云ふことは、實は現行法が其通りになつて居ります。現行法を決めるまでの間には色々に變つて居るのであります。五萬以上の市を獨立選擧區にすると云ふ案が出たこともありますし、又八萬以上といふこともあり、又郡部の方に付いても、十二萬に付いて一人を出すと云ふ政府案が出たこともあります。それから十萬に付いて一人に修正されたこともあり、又十四萬に付いて一人と云ふ貴族院で修正になつたこともあり、結局それが協議會の結果として十三萬に付いて一人となつて居りますが、此標準の四百五十人が日本の現在議員を出して居る所の區分に付いて適當なる數を見ますれば、標準の方を他日改める外ないと考へて居るのであります。尤も四百五十人は現在議員を出して居る所に對してのものであります。他日議員を出さむとする所、即ち樺太の如きものは如何でありますか、臺灣はどうなりませうか、朝鮮もどうなりませうか。さういふやうな變りを生じて、それ等の地方からも議員を出すやうになりましたならば、固より是は動かさざるを得ぬことは當然のことだらうと思ひますが、現在議員を出して居る地方に付いて考へますれば、四百五十人と云ふのが適當なる數であらうかと思ふのであります。併し

是から十年後若くは二十年後に現在代議士を出して居る地方の人口の情況に付いて四百五十人を超過するやうなことがありますれば……卽ち標準よりも超過する場合が生じましたならば、標準の方を改めて行くの外なからう斯う考へて居ります。

是は標準を他日改むるの外なからうと思つて居るのであります。旣に申上げた如く、十年若くは二十年も經ちまして現行法の如く三萬以上の市を獨立選擧區と致し、又十三萬に付いて一人の代議士を出すと云ふ、此標準を改めぬ以上は四百五十人以上にならうと思ひます。左樣な場合がありますれば、其標準を改めて四百五十人以内になるやうに割振を變へなければならぬと思ひます。併し今日の實況を見ますれば近き將來に於ては四百五十人以内で差支なからうと見て居るのであります。又四百五十人と云ふ數はどう云ふ割出し方かと申せば、各國の數を見ましても六百人以上の所もあり五百人以上の所もあり、大分多い所もありますけれども、先づそれ等色々の事情の下に出來て居る所は別として標準を取つて見ますれば、日本の人口其他の割出し方は四百五十人以内が丁度適當なる數であらう、斯う云ふやうな所で定めた數であります。で先づ少くとも此十年間……十年間は差支はありませぬが、二十年若くは三十年も經ちまして此數を……此定員を動かさなければならぬ場合になりましたならば、今日より考へますれば此定員を動かさずして標準を變へて此定員を出すやうに致さなければならぬと考へて居ります。

此別表は十年間、今日決まりますれば据置くのであります。さうすると十年後に改正し得るので、其改正し得る場合に無論十九人餘裕がありますれば、此割振が大概今日の程度から考へて見れば出來得るだらうと思ひます。併し其後十年先を考へて見ると、其十年先即ち二十年にもなればどうなるかと云ふことは茲に豫言は出來ませぬが、若し此儘で人口が增加しますならば、何萬に付いて一人と云ふことの標準を改めて此數に合ふやうに致さなければなるまいと考へます。此四百五十人以内と云ふことは詰り今日の日本の議員として此位の數は適當の數であらうと云ふ所から割出した定め方であります。之を動かさぬものと致しますれば標準を變へて合はすやうにしなければなりますまい。次の十年間には無論、市の獨立をやめさすやうなことの必要は生じまいと思ひます。郡部も相當に增し得るだらうと思ひますけれども、其後に至りますれば、或は標準を變へると云ふことは已むを得ぬか知れぬと思ふのであります。

其場合ありと假定しますれば、結局斯う致さなければならぬのでございませう。是は十年後でも起るのですから、十年のときにも起ることであらうと思ひます。それは即ち標準を改めると云ふことを申して置くのであります。三萬以上の市を獨立と致しましたけれども、又十三萬に付いて一人と致しましたけれども、若しそれでは十九人では足らぬと云ふことでありますれば、四萬以上の市を獨立にするとか、又は十三萬に一人と云ふのを十四

萬に一人と云ふ割振りにするといふことは已むを得ぬかも知れませぬ。既に此現行の法に於きましても三萬以上の市を獨立して居りますけれども、三萬以上に達しない所が二ヶ所あるのであります。けれども改正案に於ては標準に合ひませぬけれども、是はまあ今日の所では此儘に致し置きまして、更に加へる方は三萬以上ない所は加へない。斯う云ふ方針を採りまして、現行法に於ては殘らず三萬以上の市を獨立する譯でない。三萬以下でも獨立するものが三ヶ所加はつて居るのであります。若し今後十年に十九人の割振りが付かぬときは、其時より以後は獨立させる市がありましても三萬ではいけない、三萬以上の標準を改めなければならぬ。十三萬人に一人で標準がこれなければ、それを十四萬に直さなければならぬと思ひます。唯差向きでは差支なからうと思ふて居ります。

廢めさすことは絶對にないとは申上げられませぬが、大概十九人の餘裕がありますれば、新規に獨立さす方を制限しますれば、現行の部分は獨立を失はせぬで行けるだらうと考へて居ります。

御考への通りになるのであります。併しながら其間に三萬以下のものを獨立させて置きながら、五萬六萬のものを制限すると云ふことは、餘りに不權衡なる狀態を生じますれば、場合に依つては一方の小さいものは獨立を失はさせなければならぬかと思ひます、大概は參るだらうと思ひますけれども、是は見込でありますから已むを得

ぬ場合は小さな市は獨立をやめさせて大きな市の獨立を圖つて行かなければならぬこともあるだらうと思ひます。

それは已むを得ぬ場合はさう致すの外なからう。現に今日此改正案を出すに付きましても、丸龜、小倉の如きは三萬以上ないから獨立をやめて仕舞つてはどうかと云ふ說も生じたのでありますけれども、併し今日の數の程度に於ては獨立させて置いても差支ない。他の大きな市をそれがために獨立させて置けぬやうな結果を生じないのでありますから、其儘に置いた次第であります。

本會議に於て申しました趣意は、大人物を大選擧區になれば得ると云ふことも無論ありましたけれども、此現行法に改正いたしましたときの趣意は、大選擧區に致せば人物を得られると云ふやうに言つてあるのであります。ところが衆議院其他に於ては大人物論が大分出ました。それに對して世間にも澤山議論のあることでありますから、謂はゆる大人物でありますならば、それは選擧區の大小を問はずして當選が出來るであらうが、此大選擧區に致したときに、大選擧區にすれば相當なる人物が容易に出られると考へたのは、左樣ではない、大人物と雖も今日は免れませぬけれども、まあ大人物は別と致しまして、相當なる人格があり、相當に其所に於て名望位地がありまして、今日大選擧の下では容易にそれ等の人が當選すると云ふことに參らぬ。必らず

其人々が相當の運動を致さねばならぬ。相當な費用も費やさなければならぬ。而して競争を致して得る所の點數が必ずしも大多數でもない。大選擧區になりましたら左樣なる人物は容易に出らるゝであらうと見込んだのが、なか〳〵さうはいかぬ。是等の人々もやはり他の者と多少の差がありまするとも、兎に角に大同小異なる費用を費やし、大同小異なる運動を致して而して尙ほ當選の上に必ずしも多數ではない。斯う云ふ譯になるのであるから折角大選擧區に致しても、それ等の人が容易に當選すると云ふ譯にはいかない。大選擧區にしたる目的に反して居る。勿論大選擧區に致しても今日は費用の掛ると云ふことは免れませぬ。運動も多少いたさなければならぬ、尤も當選と云ふ一事に至つては、それは屈指の有名な人でありますならば、當選を致すことは疑ひない。又比較いたしますれば、費用も多少少ないでございませう。況や大人物と稱する者でないものは尙ほも困難を免れぬ譯である。それは小選擧區に致しますれば、大に簡便であります。故に折角大選擧區に致したら、それ等の人が大に便利になるだらう　大に都合宜く當選するであらうと思つたのが豫期に反した。之に反して折角小選擧區になりますれば、それ等の人も費用も少くなり、當選も容易になると、斯う云ふ比較を致して申したのであります。

私は本會議に於て申しましたのは、さう云ふ趣意ではない。大人物の論は別物であるが……と申したのは、天下に屈指の名高い人でもありましたら、それは何等でも出られるでありませう。大小も差支ないでありませうけれども、さう云ふ人は別物と致しまして、相當なる人物が穩健なる思想を以て相當なる人格を具へて居るやうな

人が、どうするかと云ふと、只今の大選擧區では甚だ困難を致して居る。小選擧區なれば甚だ樂であらう、斯う云ふ見込を以て申たのでありますが、若し大人物を得るが大選擧區の目的であつたと申しましたら、それは間違ひであります。さう云ふ趣意で申した積りではなかつた。(明四五・三・一二)

ちよつと委員長に……御話中でありますが、御質問が澤山ありますならば、一つ〳〵御問をうけて御答辯を致した方がよからうと思ひますが、如何でありませうか。さうすると私が御答へをするに甚だ便利でありますが……

さう云ふ風に願ひたうございます。記憶し切らぬ爲に御答へが出來ぬでもならぬと思ひますから、便宜上さう云ふことに願ひます。第一の御質問は選擧の狀態は理想通りに參らぬと云ふことを申したに付いての御尋ねと考へるのでありますが、卽ち七分の勢力ある所の黨派が七人を出すことは出來ない。又三分の勢力あるものは却つて四人を出すやうなことがある。是は政黨の節制の宜しきを得ないに歸著するぢやないかと云ふ御質問と思ひますが、勿論其通りであります。節制の如何に因るものであることは質問せらるゝ所の通りであります。併し私の申した趣意は大選擧區にする折の理想では斯う云ふ場合には、露骨に申せば七分の勢力あるものは七人を出し得るであらう、三分の勢力ほかないものは三人出すであらうと云ふことが理想になつたやうに見えるのであるが、選擧の實際は左樣に理想通りに參らぬのである、斯う云ふやうに申した。當時大選擧區に致す所の理由の中の一

つ、選擧區が小分せられて、卽ち小選擧區であるが故に其結果として其得票が一選擧區内に限られる故に、廣く縣内に亙りて多數を得て居る者でも多數の議員を出す譯には行かない、却つて少數の黨派が多數の議員を出すやうな結果もあるから、大選擧區にするが宜しい、斯う云ふやうな理由が見えるのであります。併し既に申した如く多數を得て居る黨派でも必ず多數を得ると云ふ理想に協ふものではない。選擧の實況に於ては無論政黨の節制に因ることは明かでありますが、兎に角今日の實況に於ては無理想の如く多數を得て居る者は必ず多數の議員を出すであらうと云ふ理想通りに參らぬのである。卽ち大選擧區に致したときの理想に反した實況になつて居ると云ふことを申したのである。それから第二の現在の小選擧區卽ち市其他の所より出て居る所の議員が穩健なるもので、他の者は穩健でないかと云ふ御質問でありましたが、是は私はさう云ふ意味を申したのぢやない。大選擧區は穩健なる思想を有つて相當の位置名望ある者と雖も競爭を致して、多額の選擧費用を費して選擧を爭はなければ當選は出來るものではないのである。大選擧區の理想のときには斯う云ふ人たちは容易く出られると思うたのが、さうは參らぬ。さうして選擧なるものは少數の大人物を目途として法を決めると云ふ譯には行くまいと思ふのである。多くの穩健なる思想を有し、相當の位置名望あり、之を一言に云へば、國民を代表する適當なるやうな人の多く出る、それ等の人に便宜が得られるやうな風に選擧法は決めて置くが宜しい。左樣なる考へから申せば小選擧區は是等の人に甚だ便利であつて、大選擧區では甚だ……天下に有名なる大人物なら、どちらでも宜からうが、唯今申したやうな相當の人格を具へ、穩健な思想を有ちて國民の代表には極く適當な……大人物

も固より國民を代表いたしませうが、普通の斯樣なる人々が當選に今日困難を致すのが大選擧區の弊で、小選擧區なれば此點が甚だ都合好く行ける、斯う云ふ意味を繰返して申しました。故に今出て居る人には小選擧區から出て居るのは穩健なる人であつて、大選擧區から出て居る人は穩健なる人には非ずと云ふやうなことは、決してさう云ふ意味は有つて居りませぬ。どちにも穩健なる人も穩健ならざる人も雜ざつて出て居ります。併し大選擧區の制度では唯今申したやうな人格の人は容易に出られるなどと云ふやうな理想には協はぬ。さうして小選擧區であればそれが得られる、斯う考へて居る、と云ふことを申したのであります。固より又今日の小選擧區と申しても多くは市である。府又は北海道郡部の如きもありますけれども、大體に於て市であります。町村とは多少趣を異にします。大體の參考に供するには足りますけれども、直ちに此通りのものが小選擧區にしたならば出來ると申す譯ではありませぬ。又私が申した如く小選擧區であれば、斯う云ふ立派な人が無競爭で出る場合があるのであります。大選擧區では殆ど無競爭の場合は無いと申して宜からうと思ふ。人々や區每に付いて申せば色々なことがありますけれども、大體から言へば左樣な狀態で今日ありますから、小選擧區に改める方が適當である。憲政上發達が宜からうと云ふことを考へたのであります。第三に賄賂のことであります。成るほど公然の議場に於て申し惡くいことでありますが、併し實情を申さぬければ意味が徹底しまいと思ひますから申しましたが、尤も演說中にも賄賂、暴行、脅迫などと云ふけれども、謂はゆる賄賂なるものにも色々な性質がある。假に賄賂と云ふ言葉を以て申せば、と云ふやうな意味に申したやうに記憶いたしますが、さて此賄賂と云ふやうなものが裁判

を免れて居ると云ふことを申したのではありませぬ。免れて居る、居らぬは別として必ずしも處分を受けた者ばかりを以て、賄賂の數と申す譯には無論いかぬと云ふことを言つたのであります。それで檢擧せられざる所にも澤山あると云ふことを申した。殊に微罪は檢擧しないのであります。又目の屆かぬ所がある。色々な事情の下に十分に悉く犯罪人を檢擧すると云ふことは到底出來ることでありませぬから、裁判の結果は別ものと見まして、實際の選擧界の情況は如何であるかと申せば、謂はゆる賄賂と云ふやうな言葉を以て概括して申すならば、さう云ふことが段々擴がつて來るやうなことである。それに付いては物價の高値など色々にありませうけれども、又一つは社會の風俗、總ての生活狀態、色々なことにも原因いたして居りませう。兎にも角にも賄賂なりと稱すべきものは一般に擴がつて、選擧の際、殊に選擧に關して斯う云ふことが擴がることは私は事實と認める。併しながら是は固より判決いたした結果で申すのではありませぬ　斯樣に見ると云ふと固より數を擧げて統計を示し得べき問題では初めからないのであります。私は左樣に思ふのであります。而して若しさう云ふことがあるならば、當局の責任として捨置けぬことがある。其防止の策を攻究しなければならぬのは其通りであります。斯樣な事が段々府縣に傳播いたすことを見ました以上は、一日も早く出來るだけ之を防止する方法を執らなければならぬ。さて之を防止するに付いて色々考へて攻究いたして見まするのに、是は大選擧區の下に在りましては之を防止することは餘ほど困難である。故に是等の點より觀察いたしましても、小選擧區に致して選擧の區域を小さく致せば、取締の目も十分屆く、又檢擧いたさぬまでも其監督の下に在つて自然斯樣なることも無くなる、各方面から

見渡して此區域を小さく致して取締るのが、斯樣なことの防止に最も有效と考へるから、卽ち取締の屆くと云ふことも小選擧區に致さなければならぬ一つの理由と考へて、是等の弊風を除くには小選擧區が宜しいと、斯う云ふことを申すのであります。それから謂はゆる賄賂と稱するものに付いて、之を受けた者は罰せずに、やつた者だけ罰したらどうかと云ふやうな說もある。成るほど左樣なる說もあるやうに見えますが、是は獨り選擧ばかりで申す譯には行きませぬ。一般の法律……瀆職其他に關して、斯樣に原則が變はれば別でありますが、今日取締の點から申せば、授ける者のみ罰しやうと云ふことでは甚だ是はいけない。矢張り受けた者も處分しなければいかぬだらうと思ひますから、取締は一般として賄賂を與へた者だけ罰すると云ふことは却つて斯う云ふ弊を蔓延させはしないか、是は矢張り現行の如く授けた者も受けた者も罰すると云ふことが宜からうと考へます。唯多額納稅者に付いて私が御答辯を致すのは少し脇道に這入り過ぎるやうでありますが、併し此弊風は無論甚だ……併し今日までは斯う云ふ人々に對しての取締は、衆議院議員に對する如くなつても居らぬことでありますから、自然知らず識らず差支ないと思ふて法に觸れた者もあらうかと思ふのであります。兎に角是は僅か十五人の間であることでありますから、なか〳〵多數の選擧人を相手に致してやる仕事を少數の有樣を以て律することは出來ぬ場合もあります。兎に角此多額納稅者に關することは別問題として、今日の所では色々な取締法の攻究を致さなければなりませぬが、其攻究の最も必要なる條件として小選擧區に致すのは最も弊を除くの有力なる手段だと考へて居ります。大要三問に付いては御答へ致した積りであります。尙ほ遺漏のことがありますれば……

補闕選擧の場合に其府縣下の大變な騷擾を醸すと云ふことに付いて申上げたに付いての御尋ねのやうでありましたが、私は騷擾と申したか、地方を騷がしたと申したか、どちらであつたか知りませぬが、詰り騷擾であると致しても、騷擾の解決も色々違ひましやうけれども、大體を通じて各地に依つて色々になつて居ります。併しながら爭ひの無い所も無論補闕選擧の場合に稀にはあるのであります。最近に行はれました東京市の如きは爭ひはございませぬ。唯爭ひの無い譯と云ふものは、相當の力ある者は非常な金を費やして此東京市に於て……東京市は御承知の通り小選擧と申しました所が、是は大の最も大選擧區でありますが、此大選擧區の東京市に於て選擧を爭ふと云ふことは非常なる金を費やし、非常なる力を要する爲に國民黨に屬する者も政友會に屬する者も、候補者の相當なる者が出ないと云ふ話でありまして、競爭者が無くなりまして意外な人　：意外と申したらどうか知りませぬが候補を爭ふだらうと云ふ外の思ひ掛けない人が出て、それが無事に當選することがある。是は極端から極端に移つたやうな感情を起すのである。併しながら少し其前に於て地方に於てはどうであつたか、なか〳〵一府縣と雖も大騷ぎで、例へば千葉縣の如き、岐阜縣の如き其他幾つもあります。兩黨相入亂れ、中立者もそれに又爭ふ、非常なる爭ひを致した　定めし一縣下の内の是等に關係の無い人は迷惑も感ずるだらうと思ふ。兎に角非常なる騷ぎである。併し幸に此地方では色々な内情も見えましたけれども、大きなる犯罪者も出さずに濟みましたけれども、其少し前に行はれました神奈川縣などに於ては大變な犯罪者を出し、其結果か非常なこと、此犯

罪者は誰の味方をしたから、それが處分された、拘留された、誰の味方をしたから斯うであつたと云ふのに付いて、其村の平和などを害しましたことに至つては、著しいやうなことまで有る有様を呈したのである。さう云ふことは度々あるのであります。僅か一年くらゐだからどうでも宜しいと云つて、さう云ふことが無論稀にはありますけれども、又唯今申したやうな議論と云ふものも、なか／＼多いのである。故に大選擧區の補闕選擧の場合には斯う云ふことの爭ひは實際であります。なか／＼此爭ひはえらいものである。之が爲には金を費やすことやら色々なことも多いのでありますが、費用は費用の點で既に御話を致したが、兎に角其地方の騷ぎと云ふものはなか／＼激しかつた。それは全くの事實でありますから私が茲に議論として想像して申すのではない。全くの事實であります。幾らも其例はありまして、其度毎に地方を騷がし而して取締が十分に屆いて居らぬと云ふと、唯今申すやうに大變に犯罪者などが生ずると云ふやうなことになる。而して又村なり縣なりの平和を大變害されることが隨つて生ずるのであります。それ故に御經驗では此補闕選擧の場合に餘り騷擾の所が無かつたかも知れませぬが、近頃はどうも各地になか／＼ありまして、隨分候補者に取つても困難であり、又人民に取つても甚だ迷惑の有様であると思はれる。又衆議院の委員會で何か喋り過ぎて云々のことを言つたと云ふことでありますが、それは他の所で言つたから答へないと云ふやうに申したと云ふことに付いての……御質問中に御言葉がありましたが、是は斯う云ふのであります。或る議員の質問に樞密院に於て大選擧區の下には金を費やす云々があると申したやうに記憶して居ります。併し社會主義者と云ふやうな者が當選する。甚だ危險なる分子が當選すると云ふ

やうなことがあると云ふことを言つたと云ふことであるが事實かと云ふ尋ねでありましたから、それは如何なる所より左樣なる事を尋ねるかと申した所が、新聞にあつたと言ふ　それは私は樞密院に於て云々と云ふことは、樞密院と云ふ所の會議の內容は秘密である。此秘密の樞密院の會議の有樣を唯今の風說が事實なり、或は事實ならずと云つて其風說を糺し、樞密院の議事の內容を御話することは絕對に出來ぬから御斷りする、斯う答へたのであります。私の考へる所では、どうも樞密院の議事は……樞密院の中で左樣なる事を申したと云つて新聞の事實を確かめる譯にはいかぬ、申さないとか、疑ひが有つたとか、無いとか云ふ內容に立入ることは出來ぬ。一切左樣なることに於ては答辯は出來ぬと、斯樣に答へた。それから社會主義云々に付いて御尋ねがありましたが、隨分社會主義と云ふものに致しましても、或る縣會議員に當選した者もありますけれども、それは私は玆に申しませぬが、私が申すのは社會主義者云々と云ふことを申したのではありませぬ。極端なる議論を有つた……社會主義とでも申すやうな極端なる議論を有つて當選を圖る者も生じて來ると云ふことを申したのである。社會主義者が當選すると云ふことを申したのではありませぬが、極端なる下等人民の民意に投ずるやうな、喜びさうな極端な……先づ一言に申せば社會主義者とでも申すと云ふ形容を申したので、左樣なる說を唱へて當選を圖る者も生じて來るやうに見えますると、斯う云ふ御話を致したのであります。言ひ樣が足らぬ爲に誤解を來たしたと云ふことでありますならば左樣御了承を願ひたい。それから小選擧區の弊のことを段々御話がありましたが、それは以前の小選擧區の御話のやうに拜聽いたしました。以前の小選擧區には隨分色々の弊害がありました。それは本

會議に於ても私が申したのであります。此度の改正に依つて作る小選擧區は以前の如き小選擧區では無いのであります。以前の小選擧區は申すまでもなく記名であります。記名投票を以て選擧を爭ふが故に暴行脅迫が大に有りました。又親戚不和を生ずると云ふやうなことも有つたのであります。色々の事があります。是が大選擧區になつて暴行、脅迫の如きは減じたのでありますが、是は大選擧區の賜ものと申すことが出來るか否やと云ふことは疑ひ無きを得ない。是は記名投票を無記名投票に改めました賜ものと思はれる。今日の現在ある所の小選擧區は昔の小選擧區の如くではありませぬ。今存じて居ります百六十ばかりの小選擧區に於ても隨分激烈なる競爭をすることはあるのでありまして、無論其地方の平和を害するやうな競爭の場合が、稀には有るのであります。尤も一面に於ては無競爭の所もあります。所に依つては競爭ありと雖も平穩の所もあります。又極めて激烈なる競爭の所もある。其競爭の激烈なる所の有樣を見ますると云ふと、隨分其地方の平和を害するやうな困つたことも有るのであります。併し其情況は補闕選擧などの場合に於て大選擧區の下に行はれて居る所と恰も大同小異であります。今日は是も私が見た所では無記名投票の賜ものではあるまいかと思ふので、無論小選擧區……現在の小選擧區に於ては昔の小選擧區の如く暴行脅迫などは殆ど見られませぬ。是れ全く無記名投票であるが故に暴行脅迫を致しましたならば、記名でありませぬから却つて反對の結果を生ずると云ふやうなことからでも起つたのであらうと私は推察するのであります。兎に角今日は大選擧區にしても小選擧區にしても、どちらにしても暴行脅迫などをやります所を見ますると、是は無記名投票を行ふからであると思ひますが、此度小選擧區に改めた所

で昔の小選擧區を再現することはあるまいかと思ひます。現在の小選擧區も此點に於ては違ひは無いが、現在の小選擧區、以前の小選擧區のやうな有樣は見えないので、無論競爭が烈しくなつたときには隨分この場合に於ても親戚平和を害するやうなことも無いではないのでありますが、是は大であつても小であつても違ひはない。併し一般に通じて見まして無記名投票の關係上、左樣な事は無いと思ひます。故に私は再び昔の小選擧區の如きことを現出することは無からうと確信いたして居るのでありますけれども、此小選擧區にしても絕對に弊害が無いとも限らぬ。何か生ずるかも知れませぬが、それは又其時の宜しきに隨つて矯正の途を講ずる外ないと感ずるのでありますが、現在の小選擧區に依つて考へて見ますると、現在の小選擧區に於きましては決して昔の小選擧區のやうな有樣はありませぬ。故に昔の小選擧區に戾するのではないのでありまして、昔の小選擧區の如き有樣は無からうと考へて居ります。地方官云々のことは餘波でありますから御答へは致しませぬ。無論、地方官は一地方の情況を能く知つて居りますけれども、是は別論でありますから强ひて御答へは致しませぬ。斯樣なる次第でありまして、今日選擧の情況を表裏兩方から觀察いたしました所で……治者となり、被治者となつて觀察いたしまする と、小選擧區に改めると、云ふことは國家の爲に利益であらうと考へまして斯う致しました次第であります。（明四五・三・一二）

江木千之に答ふ

男爵久保田讓に答ふ（貴委）

大體の說明のことは只今、久保田男爵の御話のやうに本會議で述べましたから、更に補ふ所もないでもないと思ひますけれども、併し是は又其場合々々に依つて申し上げても宜からうかと思ふのであります。大體のことは若し特別の御質問でもございませぬければ、本會議で述べましただけに止めて、更に復た御質問があれば、政府に於て之を補つて置いた方がよからうと云ふことを氣付きましたことは更に申上げることにしたい。御說のやうに衆議院の修正に付いて申上げて置いて差支ないと考へて居ります。此修正の中で同意いたして差支なからうと考へまするのは、小さな事は幾つもありますけれども、大體に於い選擧名簿を縱覽に供することは、是は衆議院の修正にはやはり郡役所で見せることにした方が便宜だらう、現行法の下に於てもさう云ふ工合になつて居りますから、各町村で見ると云ふことは甚だ不便なりと云ふ說が出て居りまするが、なるほど各町村で見るよりも郡役所で纏めて名簿を縱覽せしむる方が宜からうかと思ひます。是は同意いたして宜からうと思ふて居ります。

同意不同意は明言いたして居りませぬが、政府に於ては是は同意して宜しいと考へて居ります。即ち現行法の通りに戻るのであります。それから五十五條であります。此箇條は各投票所で投票いたしたのを集めまして、それ

を投票を混じて開票するといふのを、衆議院に於ては混じないで開票することに修正を致したのであります、是はごうも各投票所の投票を各別々に開きましては無記名の效能が甚だ薄うなると考へまするし、政府に於ては同意いたし兼ねる。卽ち現行法の如く各投票所の投票を混同して、それから八十七條でございます。是は衆議院の修正は體刑をとりまして卽ち輕禁錮に處すると云ふことを取りまして罰金にと致しましたが、ごうも今日の狀態に於きましては罰金だけに致すと云ふことは同意は出來まいと考へて居る。（明四五・三・一一）

前會に於て是は御話をする積りでありましたけれども、其機會を得ませぬから申さずに居つたのであります。其別表に付きましては大體に於きまして此衆議院の修正中に最初に政府で調べまして特に設けました調査會に提出いたした原案に復した部分がございますから此部分に同意を致さうと考へて居ります。それから舊選擧區の區劃に戾したのがあります。是も事情に於て同意を致して宜しいと考へるのであります。それから北海道は是は修正は政府の原案でも從來のものは無論ありませぬから……是は北海道は內地とは少しく趣を異に致しまして、現在に於ても區の外に、內地であれば郡部に屬すべきものも小選擧區になつて居ります。區劃が分れて居りますと云ふやうな次第で、事情を異にして居りますし、此修正を見ましても不都合も無いやうでありますから、是は政府の最初の原案でも、舊選擧區ではありませぬけれども此修正に同意いたさうと考へるのであります。卽ち最初に內務省で調べました政府の原案に戾つた部分、又舊選擧區に戾りました部分と北海道だけは衆議院の修正に同

意を致す、其他の部分は政府に於きましては無論原案を是なりと致しますけれども、併し是も篤と調査を致しますれば、現在衆議院の修正が幾つも出ましたが、此法案に確定を致して……加へました修正は甚だしき不都合も見ないのでありますから、願はくば政府の原案に復することを希望いたしますけれども、さりとて絶對に之に向つて反對を表する程のことも無いと考へて居るのであります。唯今申しました三つの外の部分は、其場所々々に付きましては、政府委員から其箇所は詳細に申述べることに致しませう。

それは政府の原案は一番宜しいと思ふて居りますけれども、見樣次第、議論の立て方であります。御承知の通り、上北郡、下北郡と申す所は舊南部領であります。南津輕郡、中津輕郡、其他の所は舊津輕領で、大變に彼所は人情も異にし、舊藩時代には殊に軋轢の激しい所でありましたが、維新後はそれは無くなりましたけれども、大層事情を異にして居りますから、是は別々にする方が宜いと云ふことにも立論が出來まするが、人口もそれで宜しい。併しながら又一方から見ますれば有權者の數等に考へて見ますれば此修正案のやうな組合せも、又一理ある。それで政府は有權者は上下北郡は大變少ないのであります。さうして津輕郡の方は多いのでありまするから之を組合せれば丁度有權者等より見ますれば、人口の關係も無論其通りでありまするが、絶對に不都合なりとも申されぬ事情がある。故に政府は原案が宜しいと考へて居りますけれども、斯くなりました所で全く理由の無い修正とも思はれませぬから強ひて反對もせぬ、と斯う云ふのであります。

此選擧法改正案の大體の說明の折に、先般本議場に於て申しました如く、如何なる改正案と云ふことは別問題と致しまして、兎に角、改正案を今日は人口の增加其他に依つて提出せねばならぬ次第は前から分つて居つたのであります。即ち當年の四月を以て別表の十年の年限に達しまするから、此期限を待てと云ふので總て抑へて來たと云ふやうなこともありますから、今日之を提出いたすのが時期であると云ふことは前内閣時代も無論それは致したことゝ思ひ、前内閣に於ても多少調査を致して居つたのであります。但し如何なる案に決定いたす積りであつたかと云ふことは茲に承知いたしませぬが、兎に角調査を致して居つたと云ふことは事實であります。其調査いたしたことが如何なる事を致したかと云ふことに付いて、別段地方官其他の意見を尋ねもしませぬし、又現内閣に致しましても、即ち私就職後は是も固より時日も有りませぬ。之を尋ねる程の時は勿論有たなかつたのでありまするし、又斯樣なる問題は地方官は取締其他の點に於て地方の情況を見て居る職責を有つて居りますけれども併しながら斯樣なる問題に付いては當然研究して居らなければならぬ問題でも無いやうでありますから、地方官と雖も想ひ到らぬことが多々あるやうに私は信じます。併しながら若し問ふべき機會がありますれば問ふことは一向差支ないことであります。併しながらそれを問ふべき時機もございませぬ。時機もございませぬが、地方官の知り得べき範圍と云ふものは大凡限りある。又斯樣なる高等政策に屬することに至りましては地方官は實況を知つて居りますと申しますものゝ、之を學理若くは實際に照して選擧法はどうするが宜しいかと云ふやうなことは、一部

一局部に付いては誠に明瞭に知つて居ることがありますけれども、大體は知り得ないことがある。又知り得べき……知らなければならぬ位置にも居らぬのでありますから、研究をする場合も多いのでありますが、併し若し餘裕があつて問ふべき時機があれば問ふことは差支ないと考へて居ります。が、之を問ふべき期間が何にも無かつたのでありますから、現內閣になつて以來、地方官の意見は尋ねませぬ。無論此前、地方官會議の場合に於て一部一部に付いては問題の出たことが無きにしもあらずと記憶いたしますけれども、大體に於て斯樣なる事を申出でたことは餘りないので、詰り改正することも、改正せぬことも、何とも申出でたことはないやうに記憶いたします。要するに是は地方官が當然研究いたさなければならぬ問題でもありませぬ故に、それはさうなつて居らぬだらうと思ひます。故に地方官等の意見を尋ねたことはございませぬ。

地方官のことは既に御答へを致したことでございまして、地方官は取締其他の點に於ては知り得る筈でありますけれども、裏面の內情はどうも承知いたさない場合があります。又衆議院に於きまして別表に對し、其他の箇條に對して時に修正案の出たことは御承知の通りであります。併し此大選擧區を小選擧區に改めると云ふことに關しましては、衆議院の議場には此法案を實施後、現はれぬやうに私は記憶いたして居ります。併しながら議員の間に於て、即ち或は政友會とか進歩黨とか云ふ場所に於ては、七八年……四五年……五六年前に於きまして兩黨共に研究を致して……此儘の選擧法では甚だ困ると云ふことを以て、小選擧區の目的を以て調査いたしたことがあると記憶いたします。併しながら是は別表の改正の時期に達しないが故に、兎に角、宿題として、永く研究する

が宜しいぢやないかと云ふやうなことで、其時は終つたと云ふことを記憶いたします。衆議院の議場に現はれたのではありませぬ。併しながら政府の見る所では、直接議員に關係しますから、議員が一番能く利害は知つて居るべき筈であります。又知つて居るのでありますが、さりながら個人々々の立場と致しまして、非常に利害を異にして居るやうに思ひます。現に大選擧區でなければ當選が出來ないやうな議員もあるのであります。是等の人は絶對に小選擧區に反對であります。又小選擧區でなければ大選擧區では到底出られぬやうな人もある。各々利害が違ふ。大選擧區であつても小選擧區であつても出られると云ふ人は、相當の地盤を有つて其地方に於ては多少位地を占めて居る者でありますが、さう云ふ人は最も公平なる論を致し、又今日の弊害は甚だ困つたものだと歎して居るやうであります。故に現在は大選擧區の制度であります。大選擧區の下に選出せられましたる矢張り代議士でありますから、是等の人々の個人々々の立場等に立入つて見れば、其利害の上に各々賛否を異にして居るやうに見えるのであります。其外は黨略……謂はゆる黨略なるものを以て無理に選擧人に賛成せしめて、色々な黨略を執つて纒めて、黨派等の關係で賛否が分れて居りますけれども、立入つて申せば左樣なる次第でありますから、政府に於ては此取締をするとか、弊害があると云ふやうなことを篤と觀察いたし、又裏面より、選擧は御承知の通り理論通りには、どうしても參つて居らぬのであります、事實でありますから、理論は何れに歸着いたしますとも實況斯の如きものであれば、斯の如き方法を以て矯正を圖るの外ないと云ふことを見極めなければならぬ。それ等を研究調査いたしました上で、現在の職員 個人々々の利害は別と致しまして、國家永遠の爲に斯うするが適當

であると云ふ改正案を定めたのであります。左樣な事實でありますから、黨派等に於て問題になつたことが有るか無いかと云ふこと、無論あつたのであります。衆議院に現はれたことは有つたか無いかと云ふこと、衆議院には小選擧區のことを提出になつたことは記憶いたしませぬ。大體に於て政府の見る所はそれ等の人に關する所を度外に置くと云ふことではありませぬけれども、個人々々の立場に依つて利害を異にするものでありますから、それに餘り拘泥せず、之が爲に多少の斟酌を致さねばなりませぬ。それを基礎とする譯に參りませぬから、選擧の狀態に照し、今日の實況に依り其弊害のある所を匡さうと考へて居るのであります。

現行法の通りで總選擧の實施が出來ないことはございませぬ。一向差支ないことでありますが、是は利害に關係します。政府は此弊害のある所を認めたならば提出いたさずして、此弊害も恰も助成せしむるの虞がありはしないかと思ふやうな選擧を再び繰返すことは國家の爲に甚だ不利益なりと考へますから、此選擧法は幸に兩院に認められるならば、此選擧を期としてゝで方法を改めて弊害を杜絕するの方針を採りたい次第であります。

衆議院議員の數を增加いたしまする方は今日の原則を動かさぬ以上には、卽ち標準を動かさぬ以上には斯く數を增加せざるを得ぬと考へます。又是まで屢々之に對する改正案も衆議院等から提出になりましたが、是は人口の增加に伴うて數を增さなければならぬと考へますが、さりながら數を增すと云ふことは時弊を矯正することゝは何等の關係を有ちませぬ。數が增したから時弊に關係すると云ふことは政府は認めませぬ。人口も無論今日までの行き懸りに依つて人口の增加に依つて議員を增さなければならぬと思ひます。又時弊を矯正いたすには、大

選擧區を小選擧區に改めなければならぬと考へて居ります。人口の増加、議員の増加に依つては時弊を救ふ方には何等關係を有たぬことゝ考へて居ります。

地方官のことは申しませぬが、要するに地方行政に關係を有たぬことゝ思ひます。地方官の意見を聞くにましたことはありませぬけれども、聞かざればならぬと云ふこともない。地方行政に關係を有たぬことゝ思ひます。それは別論と致しまして、此選擧の準備を致しますことに付いては成るべく是は早く知ると云ふことは無論であります。併しながら此選擧法の改正を致すと云ふことは、昨年の末から知れ亙つて居ることである。又其案を調査會で調べました時も其案は殆ど世間に公けに知れて居ります。而して又兩院議場に於て斯の如く討議をすると云ふことでありますから、大なれば大に應じ、小なれば小に應ずるだけの候補者たる者は相當の準備を今日は致して居るやうに見えます。是が何れに決まりますに於ても、さう長くなく、議會の會期中に決定を致します。決定さへ致せば發表も速に致します。速に發表いたしませぬでも大凡其方法は分りませうと云ふやうなことでありますから、選擧の準備なるものは前から致す方が無論宜いのでありますが、併し實際の準備と云ふものは、さう長時日を要するものでないのであります。近ごろ選擧は殊にさうでございます。競爭の時期の長いことは實に選擧人も困る。候補者も非常に費用を増す。非常に困難いたします。故に選擧の費用の事も此前に出ました其時に御話する機會が無かつたのであります。解散等を受けましたときは費用と云ふものは少ないので、なぜ解散を受

けたならば選擧費用が少ないかと云ふこと、選擧を爭ふ期間が短いから任期が四年で終つて選擧の折には競爭の期間が長いから一層費用が掛かるのは事實であります。さう云ふやうなことが事實でありますから選擧を爭ふ者の巧拙もありまするが、色々人に依つて考へも違ひまする。大體を通ずると成るべく此競爭の期間を短くする遅く旗揚げを致して選擧期日の餘り遠からない時期に競爭を始めるのが多いのであります。今日の實況は左樣でありまするから、是が二箇月も期間がありますれば無論準備が悉く出來ると思ひます。唯はつきりして居る……公然名乘り渡つて居ります。凡そ之に應ずる者は皆いたして居るであらうと思ひます。且又既に此改正のことは知れを揚げて爭ふと云ふ今日尙ありは致しまするけれども、實際に候補者は當年何人現はれますか、或は四百人とか五百人とか何れ此數よりは何倍と云ふものになるのであります。まだなかなかさう云ふことに達して居りませぬので、此選擧が近寄るに從つて現はれて來ることゝ思ひますから、此法律の通過後發布いたして議員の任期の盡きたる五月十五日を以て選擧いたすには是等の人の選擧の準備に毫も差支ないと思ひます。（明四五・三・一四）

有松英義に答ふ（貴委）

舊選擧區時代に落選を致して大選擧區になつて始めて出たと云ふ人は、大人物と云ふことの既に定義が不明でありますが、先づ有名な人でさうであつたとしてみました所で、小選擧區中には始終落選を致して大選擧區になつて始めて當選を致したと云ふ人はちよつと記憶はございませぬ。大選擧區になつて出ました人はやはり小選擧

區の時代に落選も致して居つたけれども當選も致して居つた人のやうに私は思ひます。併し天下に有名なる大人物でありましたならば、何れの場合に於ても當選は出來得るだらうと思ひます。當時にあつて果して其人が今日の如く天下に名望がありましたかどうか知りませぬけれども、何れに致しても、さう云ふ人物でありましたならば、當選出來得るだらうと思ひますのは、現にさう云ふやうな人は舊選擧區の場合に於ては落選いたしたこともありますし、當選も致して居ります。必しも大選擧區になつたが故に、出たと云ふ譯ではないと思ひます。併し是は大人物論の話であります。一體選擧は、甚だ理窟を申すやうでありますが、數人の大人物を目的と致すであらうか如何と云ふことを考へて見るに、愚見に依りますれば穩健なる思想を有して相當なる人格を具へ、謂はゆる大人物ではありますまいけれども國民の代表者として適當なる資格を具へて居る人を多數選出することは選擧法を設くるに於ては眼目と致さなければなるまいかと考へるのであります。左樣に穩健なる思想を有し相當なる人格を具へて居る人がどうであるか、大選擧區の下に於ては、それ等の人と雖も先刻既に申したが如く兎角に金を費やして競爭を致さなければ當選が出來ないのであります。故に是は程度の問題になりますけれども、左樣なる人物が殆ど選擧場裡に爭ふことを斷念いたすやうな人物もあるやうな傾きが見えるのです。是が小選擧區でありまするならば、さう云ふ人格を具へ、穩健なる思想を有して居る人は地方に於ても名望もありますから、比較的容易に當選が出來得るだらう、費用も少なく當選が出來得るだらうと見込むのでありますが、是が大選擧區に於ては大抵是等の人と雖も兎角に費用を費やして運動を致さなければ當選が出來ない。而して尚ほ且つ是等の

人が必ず大多数を占めるこ云ふこここは出來ぬこ云ふ情況である。此情況を見て居りまする以上は、どうしても是は小選擧區に致しまして左樣な人格の人々の當選に便利になるやうに致すこここが選擧法の目的に適ふのではあるまいかこ斯う考へて居るのであります。故に小選擧區に改めたいこ考へて居ります。尤も以前の小選擧區こ云ふものは記名投票であります。又候補者たる人も納稅其他の制限があります。其地方に於て納稅を致した者でなければならぬこか、又幾らの納稅がなければならぬこか、之が爲には色々資格を造る所の種々なる弊害がありますけれごも、それは兎に角、其資格の入用、而して記名投票にありましては餘ほごの人物なりこ致しまして、其選擧區に於て若し其人の屬する所の黨派が多數でありませなかつたならば、人物の如何を問はずして記名の結果こして落選いたさざるを得ぬ。是はごうも記名投票、無記名投票こ云ふこここは、斯う云ふ場合にも著しい力をもつて居るやうに考へるのであります。故に以前の小選擧區では記名でありましたから、それが爲には餘程相當なる人物でも不幸に陷つたこきもあらうこ思ふ。現行法では無記名でありまするから、又今日改めやうこ云ふものが無記名でありまするから、以前のやうな弊害はありますまいこ思ひます。旁々小選擧區に致しましたならば唯今申しましたる如き人々の當選には頗る便利であらうかこ考へて居ります。

ちよつこ私は聽洩らしたか分りませぬが、兎に角、自分の考へを申しますれば、此選擧法を改正いたすこ云ふ全般に亙りましたこここは、是は又別問題であります。取締の點からも斯く致さなければならぬこ云ふこここもあり

ますし色々ありますが、謂はゆる大人物論に附帶いたしましたことでありますから、相當なる人物の當選に便利になるやうに致さなければ、穩健の思想を有し人格を相當に具へて居る者の當選が困難であらう。其便利を圖るが選擧法の元來の目的であらう。僅かばかりの大人物を目的とするのでは無論なからうと考へて居るのであります　勿論多數の不良なる人が當選されるやうになりましては大變なことでありますが、兎に角穩健なる思想を有し相當の人格を具へた人が多く出る方が議員として宜からう、それには小選擧區に致す方が便利なりと思ふ。競爭のことに致しても左樣なる人物も共に競爭は免れぬ。費用も亦費やさなければならぬと云ふことであります。其費用の所にも立入つて申しますれば固より大選擧區は小選擧區に比して金の掛るものであります。又此小選擧區の現在行はれて居る所の市其他の小選擧區にありましては場合に依つては無競爭なのです。少しも金の掛らぬ所がある。大選擧區の郡部にありましては、さう云ふ所は殆どないと云つてよい。定員五人の所に五人の候補者が現はれたと云ふやうな場合には、丁度定員に合ふ候補者であるから競爭がなかりさうなものだが、事實はなかなかさうでない。又競爭をして得點を多くする法を講じて置きませぬならば、若しも一人の飛入りがはいつて六人になれば油斷した者は直ちに落選する。故に定員通りの候補者が出て爭ふときにも大變な競爭を免れぬ。況や定員だけの候補者と云ふ場合は甚だ少ない。多くの場合には定員以上の候補者が出る。非常に費用の要るものは當然である。又競爭の激烈であるとか、ないとか云ふことは、現在の小選擧區に付いて申しますれば、市などで無競爭の泰平無事の所があるかと思へば、又甚だしい競爭の所も無論あるのであります　其中間に立つて競爭があ

るけれども左まで烈しい競爭でもないと云ふ所も無論澤山ありますけれども、大に爭ふ所もある。小選擧區でも無論激しい競爭を生ぜぬとも限らない。併し之は大選擧區に於ても其通りで大選擧區に非常に激烈な競爭はあるので、唯外觀を視まして小選擧區は區域の小なるが故に其激烈なる事が如何にも目に見えるけれども、大選擧區では競爭が激烈であつても實際視察の能く屆いたものでないと激烈に見えない。併し其金錢を費やしまする程度、投票の動いた程度などは小選擧區に比して讓らぬ位である。故に激烈な場合がないと云ふことは、どちらも出來ないが、兎に角、無競爭と云ふことは大選擧區にはない。是は小選擧區ならばさう云ふ場合もある。斯う云ふ次第であります。彼此の比較を取つて見まするのに、小選擧區にする方が、どうしても相當な人を得、又選擧界を廓清いたすに非常に都合が宜しいやうに考へる。詰り選擧は色々の取締の點から見ますれば、選擧人をして自由に意思を發表せしむると云ふこと、選擧を清淨なる選擧に致すと云ふことを主たる目的にしなければならぬのでありますから、それらの點から觀察して小選擧區は理想に適ふやうに考へる。實際に照しても今日の狀態に見てそれが宜しいやうに思ふのであります。

大人物論より段々及ぼしましたで、其候補者たる人を本位として、先刻來御話をして居るので、是は政府の取締る側からのことは、まだ御話をしないのでありますが、候補者たる人の方から申しますれば、相當なる人格の人でも今日の大選擧區の下に於ては金も費やさなければならぬ、運動もしなければならぬ。其有樣に於ては多少

の差はありますけれども、左まで人格なき者と大して擇ばぬ有樣にならなければならぬ譯でありますから、是は隨分困つたことであらうと思ふのです。どう考へましても大選擧區の下では、假令其一郡、一地方では名望がありましても、又は名だけは全縣下に知られて居ると云ふやうな者でありましたと見た所で、其自分の附近、若くは縁故ある、謂はゆる地盤とでも稱する所だけの投票では當選は出來ませぬ。多くの場合に於ては……そこで必ず他の方面に、一府縣内の自分の根據地以外の所に向つて投票を集めなければならぬ。之を集めるには必ずそれだけの費用が伴ふのです。併し自分が集めれば他人も集めるのでありますから、こゝに又競爭を生ずると云ふことは免れないのでございます。故に是等の人が相當の人格を具へ、多少の名望を得て居つても、左樣なる困難は大選擧區の下に於ては免れぬから、是等の人をして當選に便利なるやうに致す方は、相當の議員を得る途だらうと考へまして、それには小選擧區が宜しからうと考へます。御承知の通り今日は選擧を爭ふには色々の手段もありまするが、金錢の方面から申せば、金を振撒いて當選を圖る、何の政見も議論も要りませぬ。金を振撒けば當選する場合もあります。謂はゆる成金黨なる者も往々當選か出來る。成金ならずとも金錢を惜まぬければ隨分怪しき人物も當選し得ることがあるのであります。而して一人さう云ふ者がありましても、他の者が之に對抗して投票を集めませぬければ當選が出來ませぬから、又非常に費用が掛るのであります。或る地方に於て二萬圓も三萬圓も金が掛つたと云ふことがあるのは、是は一人が金を使ふことがあれば他の者も對抗して金を使はなければなりませぬから、一人金を使ふ者があれば、それに比例して他の者も亦金を費やさなければなりませぬ。是が卽

ち今日の弊でございます、どうしても自分の根據地だけで當選をすることが難かしいと云ふのは事實であります。其根據地と云ふものが非常に廣ければそれは別な話でありますが、それにしても他の者から切込まれることがあるのは今日の選擧の實際の有樣であります。又郵便を出すにしても、人を派出するにしても、それが爲めに車馬旅宿の費用が入り用でありますから、區域が大なるに從つて當然不潔の意味を伴はぬにしても大選擧區に付いては非常に多額の費用を要するのであります。大選擧區は小選擧區に比較して費用の掛るのは同口の論ではありませぬ　是は決して議論でなく事實であります。又小選擧區になれば無競爭の所が多くなると私が申したやうに御話がありましたが、謂ゆる無競爭の所が多いと申す次第ではありませぬが、大選擧區に於ては無競爭の所は先づ絕無であるが、之を小選擧區にすれば無競爭の所もあると云ふのであります。競爭のあるのも思はざる所から競爭を起すと云ふことを申したので、是は實際其通りであるのであります。小選擧區の下に於きましては無競爭、又競爭があるとしても、比較的少ないのでありまして、激烈の競爭をする場合、即ち郡部市部に於て競爭をする場合に非ずして或る場合の競爭を指すのであります。其激烈の程度が郡部と市部と目に見た所は違つて見えるが其實は左まで違はないやうであります。郡部の方は多く金が掛る、さう云ふことも時にはあるのであります。故に私は小選擧區の方が斯樣な人の當選には便利であると考へます。又全然無競爭であるならば、それは尙更であります。それから選擧に付ては調べの表があります。事務局では何を根據にして調べられたか知らぬが、內務省で調べたのは地方官の報告を根據にして調べたのでありますから、全く事務局の調べられた調りであると云ふ

判定を下すことは出來ませぬ。內務省では地方官から報告をするのでありますから、之に據つて、又之を參考に致して居るのであります。之を御手許に差上げて置きます。此調べとても必ずしも正確なものであるとは申されませぬ。既に唯今三重縣の津の選擧の御話がありましたが、津は無競爭の所であるといふことであるが、併し實際は競爭があつたといふことであります。さう云ふことは私は何とも申兼ねます。併し恐らく無競爭と表面には見えて居つても內實は競爭のあることもありますから、それは免れませぬ。又眞に無競爭の所もあります。それは單に表面から見ましたばかりでは分らぬこともありますが、表面に現はれた所に依つて調べた表でありますから、それは宜しく御了承を願ひます。それから選擧界の淸淨云々に付いての御話もありましたが、どうも是は見樣に依るのでありまして、數年間私も選擧の事に與つて、自分の選擧にも又他人の選擧にも關係を致しまして、其取締の役人としても經驗をして居ることがあり、又自分に民間に居つて直接に選擧に關係をしたこともありますが、どうも實際は側から見ましたやうに演說會や新聞やらさう云ふものでは迚も當選が出來るものではありませぬ。それは唯選擧に氣勢を添へるとか人氣を作るとか云ふに止まります。然るに演說やら新聞紙やらさう云ふことで氣勢を作り人氣が盛んになつて、演說會は破れるが如く盛んでありましても、それで當選し得らるゝものではありませぬ。實際は却つて非常に人氣のよかつた候補者が當選の怪しい場合があります。あの人は大丈夫であると云ふことを到る所で言ひ囃し、新聞紙では非常に評判が宜いと云ふ人にして落選する者が往々あるのであります。實は選擧に付いては、さう云ふ評判は怪しいのであります。故に今日では新聞やら演說やらさう云ふこ

こで行くと云ふ傾きになつて來たと云ふ御說でございますけれども、どうも私は其御說には同意いたし兼ねるので、實際の有樣を見まするとなかなか左樣な次第ではありませぬ 又幾ら演說で人氣を作りました所が、少しも緣のない所から投票を集めやうとするには、色々の手段を要するのであります。と云ふのは演說を聽きに行く者は有權者もあり有權者ならざる者もあるのでありますが、若し演說を聽いて投票をしやうと云ふことになつてくれますれば、それは日本の政治界の進步とみて宜しいのでありますが、さう云ふ者も絕無ではありませぬ。中にはさう云ふ人もありませうけれども、多くは人手を借りて掛らなければなりませぬ。卽ち各郡村の選擧運動者と申しますか媒介者と申しますか、さう云ふ人手を要するのが普通であつて、其人には相當の金を與へて、さうして人を働かせて投票を集めませぬければ集まらぬのであります。そこで弊害が伴つて來るのであります。實際の有樣から考へて見ると全く其通りであります。例へば或る人は有名なる人であつて、其郡に於ては名望が歸して居りましても、他の遠方の郡では其人の效能を吹聽した所が容易にそれに依つて投票をするものではありませぬ。必ず是には運動者が掛つて色々の手段に依つて投票を集めなければなりませぬ。今日の實況を見ますれば演說其他のことは少しも効がないとは申されませぬが、それに依つて投票を集める傾きが多く、あるに非ずして、却つて其以外の方法に依つて投票を集めて當選をする方が多いやうに私は見て居るのであります。併し是は見解が違ふのでありますから强ひて爭ふ譯ではありませぬが、私どもの見る所では實地の有樣がさうなのであります。然る以上はどうしても之を見て選擧法を此儘にして置くのは責任上、私は刻下將來を考へましても是は何とか致さな

ければならぬと考へるのであります。成るほど或る場合には大選擧區は今申した通り……或る場合には演說會を開かず新聞にも書かないで、どう云ふ政見をもつて居るか何をして居るか分らぬ人であつて、愈々發表の場合に當選をするやうな場合がある。それは卽ち金錢を振撒くのであります。それが當選とするのは全く金を振撒く爲であつて、然らざる者は‥演說や新聞では殆ど當選はむづかしいと見ますれば重にさう云ふ手段で金を振撒いて當選をするのでございます。一定の根據地は固より四方八方から零碎の投票を集めて、さうして稀に出る者もあります。稀にさう云ふ者があると申せば追々さう云ふ者が殖えて參るかとも思ひます。是は隨分其演說やら何やらで承つて見ますると、甚だ困つたことを言ふので、如何にも卑近なることを言つて居る、追々選擧人が殖える、其殖える者は上流の者ではありませぬ。寧ろ下流の選擧人が殖えたのでありますから、其人氣に投ずるやうなことを言つたり、或は或る事を敎唆いたしますれば、それに依つて投票を集めることが出來る、さうして當選の榮を得ると云ふやうなことがあります。是等は言論に依つて當選した者と申しては事實に違ふのであります。言論には違いないが聊か趣が違つて居るのであります。此等の言論に依つて當選を得た人こそ、時々危ないことをするのである。如何にも極端な論をする者があり、勞働者其他細民を敎唆するやうなことを言つて選擧に當選いたして居る者があります。此弊が今日盛んであるとは申しませぬが、最早段々其傾きになつて居ると言ふことが出來るのであります。卽ち選擧には金が掛ると云へば其金の掛らぬ方法を攻究するのが常であります。故に金を使つて當選を圖るか、或は金を使はずして、さう云ふ極く極端を申せば、露骨に申せば社會主義でもあるかの

如き極端なことを申して當選を圖ると云ふ者も段々出て來さうにあるのであります。故に中間の穩健なる思想をもち、相當なる人格を具へて居る者は益々困難をする。一方には過激なる言論を以て下からは攻められ、他の一面には金を振撒いて投票を取られ、其間に穩健なる者が一番困ると云ふ傾きが見えます。斯う云ふ實況を見ましては……議論をするのではありませぬが、其實況を此儘置くと云ふ事は國家として置くには忍びないのであります。故に本會議でも申しましたが、現在は兎に角斯の如きことを將來十年も二十年も續けましては憂慮に堪へないと云ふので、之を提出いたしましたので、選擧は表面の通りには裏面はなつて居るものでない、是は皆樣も御承知でありませうが、私ども屢々見るのであります。故に此改正案は一般の候補者にでも立たうと云ふ人には唯今のやうな穩健なる思想を有し、相當の人格を具へた人々には便利であらうと思ひますが、其他の人には必ずしも便利でない、自己の立場から申せば贊否は皆別れるのであります。けれども國家としてはどうしても之に換へるの外なからうと考へて此案を提出いたしました。其表等に付いては……候補者は小選擧區で多くして大選擧區には少ないと云ふやうなことは取調べまして御答へ致しませうが、大體斯う云ふ趣意を御了解を願ひます。（明四五・三・一一）

唯今、有松君の御演說を拜聽いたしましたが、どうも御議論に屬する部分があるやうでありますから、それは私は自分の考へもありますけれども、暫く避けまして、御疑念を生じた所の要點に付いて御答へを致さうと考へるのであります。選擧人……候補者の數のことに付いて候補者が小選擧區のときには多くして、大選擧區には少

ない。斯う云ふ數の下に段々御演說がありましたけれども、是はどう云ふ御調べか知りませぬけれども、小選舉區に候補者が多くして大選舉區に候補者が少ないと云ふやうな現象は見ないのであります。候補者の數に於ては餘り差等はございませぬ。それは表もありますから御覽くださると分りますが、候補者の數に於ては大選舉區のときも小選舉區のときも一人の議員に對して候補者がどう云ふ風に出たと云ふ標準を見ますのに、小選舉區は候補者に立つ者が多くて大選舉區は少ないと云ふ數字は見出さぬのであります。成るほど一面ちよつと考へますると、小選舉區は區域が小さいから一つ選舉を爭ふて見やうと云ふ者も生ずるのでありますから、小選舉區ならば多くなりさうにも見えるが、併しながらさう云ふことの他の一面には斯う云ふことがあります。小選舉區の所に於て有力な人が候補者に立つて居れば是は爭うても到底勝算が無ければ斷念して爭はない。故に小選舉區であれば萬一を僥倖して出るやうな候補者が多くなると云ふことにも至らぬ。又大選舉區も其通りな譯で、大選舉區でも必ず相當の人ばかり出て爭ふことはない。是には亦小選舉區と正反對に、法定の點數だけを兎に角取つて置いて見やう、萬一闕員でも生じたならば出られると云ふ候補者が生ずることがあるのである。隨分それもある。故に數字に示す如くにどうも小選舉區ならば候補者が多く出る、大選舉區ならば候補者が少ないと云ふ譯には至らぬやうな事實が多うございますから、それ等の事實からでございませう。餘り大小に依つて候補者の數に非常なる差は見えませぬ。故に之に基いた御說に付いては何とも申上げ兼ねる譯であります。それから選舉の場合に新しい議員が多く出る場合、舊議員が多く出る場合と云ふやうな段々御調べもありましたが、是は表に就いて見ま

しても、凡そ御了解が出來ませうけれども、兎に角大體に通ずるこは斯う云ふ譯である。選擧の實際は斯うである。解散の場合には舊議員が出るこごが多い。四年の任期を終つたときは新議員の出るここが多い。是は通じて選擧の狀態を觀察いたして餘り誤らぬ觀察こ私は思ふ。解散の場合には競爭の期間も少うございますが、色々のそれこれの事情がございませう。兎に角解散せられたときは其時、議員で居つた者が再選せられるここが多い。四年の任期が終りましたときは新しい議員の出るここが多い。四十一年の例に依つて見ましても大體に於て議員の顏が變つて居ります。正確には申上げ兼ねますが、大凡申せば三分の一が古い議員で、三分の二が新議員であつたこ申しても非常な差は無からうこ思ふ。正確に其通りには合ひませぬが、三分の一強こ三分の二弱であらうこ申す位のことであります。是が解散の場合には有松君も御承知でありませうが、反對になります。舊議員の出る方が三分の二になつて新しい議員が三分の一こ云ふ譯であります。故に是は大選擧を致しますときは時期は場合に依つて大分違ひますが、即ち新舊の出方は大體を通じて能く精密に數字に當りますれば年に依つて違ひがありませうが、大凡の標準はさう云ふことになるのが選擧の狀態であります。又地盤の段々御話がありましたが政黨に地盤の必要なることを申したが故に起つたことであらうこ思ひますが、地盤のことは大選擧區の場合も地盤は必要であります。小選擧區の場合にも地盤が必要であります。小選擧區は其區域内に於て地盤を有たなければむづかしい。大選擧區も一つの地盤を有して、それからあとは他の方面から補充の投票を取らなければならぬのが是が狀態であります。どちらでも地盤が必要になるのである。此地盤が確かでなければならぬ。其地盤を確

かにするには其の人の議論、人格、色々な信用を得ると云ふやうなことが必要になつて來ますが、それが段々入用が無くなるやうになつては甚だ前途困ると云ふことを先刻私は申したのであります。それから費用の點に付いての御話もありましたが、費用が成るほど嵩むと云ふことは既に御認めのやうでありますが、費用が多く掛かると云ふことは物價の關係もありませう。私は物價の關係なしと云ふことを申した覺えはありませぬ。無論物價の關係もありますけれども、區域の小さい部分と大きい所に向つては費用に大變差のあることは明かだらうと思ひます。例へば極卑近なことを申しても、郵便を出しましても區内ならば一千人で濟むが、大なる所では一萬人にも出さなければならぬ。選擧事務所を設けるにしても小なる區域なら一二箇所で濟むが、大なる所では數箇所に設けなければならぬことになる。又小なる區域では其所此所に手を囘して投票を集めることになるが、大なる所は手を囘して集めるには其所の人に依賴しなければならぬことになつて、當然の費用がどうしても大と小とでは差があるやうであります。無論物價も正に關係がございます。物價も之に伴ひませうが物價の影響を有たない郵便電信等も左樣な差があります。斯の如き手數に依つて投票を集めるには又此正當なる費用以外に色々な費用が掛かるのであります。區域が大なれば大なるに從つて金が掛かる。其金の掛かるに從つて面白からぬ諸般の現象を呈することがあるのであります。故に物價に關係なしとは私は申さぬのであります。物價も無論費用の多く掛かる一端でありますが、併し或る人が選擧費用の掛かるのは物價なりと斷定して居る。無論物價も一端でありますが、其以外に多くの費用の掛かることは大選擧區では免れぬことであらうと思ふのであります。それから選擧

干渉のことであります。是は政治道德の進步如何に依ることで、小なるが故に、大なるが故にと云ふことは無からうと云ふことを私は衆議院でも申したので、是は小ならば露骨に干渉が見えます、大ならば露骨に見えぬこともあるのであります。併しながら苟も政治道德を破つて干渉を致さうと考へましたならば大でも小でも出來得る、出來得るのみならず事に依れば小選擧區の如くに人の耳目に觸れぬ間に大選擧區に向つては干渉が出來るかも知れない。故に大選擧區は干渉に不便なり小選擧區は干渉に便なりとは私は考へて居らぬのである。干渉を致さうと思へば大小さまで差がない。事に依ると大の方が人の注目を惹かずして出來るかも知れぬと私は思ふ位であります。併し是は選擧干渉と云ふことは政治道德の如何に依るものであります。必ずしも法律の結果のみでないのでありますから、是は深く論究するには及ばぬと思ひます。唯私の觀察は左樣であります。それから選擧の腐敗を防ぐと云ふことに付いて段々御說がありまして、犯罪者の數は新舊を比較して、新しい方が減少すると云ふ御說がありましたけれども、それは內務省より差上げた表に據つて左樣に見えると云ふことがありましたが、內務省から差上げました表は增して居るのでありますが、どう云ふ風に之を御覽くだされましたか知れませぬが、二十三年からずつと見ますのに……選擧人の數に割合ひまして、其割合の數から見ましても、犯罪者は減少して居らぬ筈であります。玆に御覽くださる表に於ては確かに左樣になつて居らぬ。差上げた所の表に據れば、二十五年は是は特別の時機でありますから例外と致しましても、三十一年には少し多くて、それから四十一年と三十七年と比べれば大分四十一年の方が多くなつて居ります。選擧人も殖えて居りますから、色々の關係がありませう。

こゝに今千分の幾らと云ふ表は持ちませぬから、明かに御答へ致し兼ねますが、要するに犯罪者が大選擧區になつてから減少したと云ふことは、是はちよつと表の上では分りませぬ。併し是は兎に角、茲に現はれたものゝみを以て選擧界が腐敗して居る、腐敗して居らぬと云ふことは申されぬと云ふことは、既に私が本會議であつたと思ひますが、說明いたして置きましたが、暴行脅迫が止むと同時に謂はゆる賄賂……賄賂と申しましたら宜しからう、通例左樣に申すから其言葉を假りれば賄賂のやうな事が大變殖えて參りましたから、どうも實際處分を受けませぬでも、選擧界の腐敗を段々釀しつゝあると云ふことは今日に見えるのであります。現に金錢を呉れなければ投票に行かないと云ふやうな者も段々地方に於ては殖えて來たのであります。又是は餘りに內情を穿つたことを申すやうでありますけれども、買收をする者の說に據つても買收の値段が從來よりも高くなつたと云ふ。費用に關係を及ぼす事柄でもありませうが、それが又犯罪が伴ふのである。故にどうも小選擧區に比して大選擧區なれば犯罪が少ないとも見られぬ。それから又有松君は殊に御承知であります。近年選擧取締の方針は當局は如何なることを採つて居つたかと云ふと、成るべく罪人を造るが目的ではない、未發に警告を致して餘り瑣末なものは檢擧しないやうにと云ふやうな方針を近年採りつゝある。なぜと云ふに、之を悉く洗ひ上げましては實に非常なる數に達する虞があります。又左樣に致しても必しも選擧界の廓淸は期せられぬものでありますから、成るべく未發に警告を致し、又餘りに瑣末なものは注意でも與へて檢擧をするなと云ふやうなる方針の下に選擧をやりつゝあるのであります。是は從來、昔行はれました小選擧區などの頃の舊時代に比すれば大變な差であります。

其時分には成るべく多く犯罪者を造ると云ふ意味でもありますまいけれども、どん／＼犯罪者を檢擧いたしましたから、其數も場合に依りまして、ずん／＼上りつゝあつたこともあります。併し近年左樣なる方針を採つて居るが故に、犯罪者の數に影響を及ぼす譯でありますが、それにしても比例を取りましたならば、どうなるか知れませぬが、數の上に於ては增しつゝある位なことであります。因つて以て選擧界は如何なる狀態にあるかと云ふことが推測されるのであります。それから取締の便利の事でありますが、小區域に於ける取締は大なる區域の取締よりは便利があると云ふことは、是はさまで論を費やす必要は無いと私は考へるのであります。併しながら是も實は手心にも依りませう。依りませうが全く公平無私に取締るものと致せば、區域の大なるものよりは區域の小の方が取締が出來ますから、取締上の便利は無論小選擧區にあると思ふのであります。又罰則が寬大になつたと云ふやうな御話もありましたが、是は政府の提案を是なりとする譯であります。併しながら衆議院の斯の如き修正も今日の時代に於ては選擧の投票を得るの目的と致しましても、さまでの取締上影響を及ぼさぬと考へまして是には同意いたしても差支ないと云ふことを申したのであります。此度の改正は大體に於て其罰を減ずると云ふ意味は有つて居りませぬ。少々罰則の改正もありますが、是は新刑法との釣合であります。併し是も選擧界が段々進步いたしましたならば、無論寬大なる方針を採つて法律を改正いたしても宜しい時機もあるかも知れませぬが、今日一般の人民の程度に於ては現行の罰則の程度を以て不適當なりとは考へませぬから、現行法の如く大體に於て据置いたす譯であります。それから補闕選擧の場合に付いての御說もありましたが、補闕選擧の困難なる

が故に、改正をすると云ふので、改正の唯一の目的が補闕選擧の困難と云ふことでないことも既に有松君は御承知のことでありますが、此補闕選擧の場合には隨分混雜を致し、色々な弊害も生ずることは先刻たしかに江木君からの御質問に對してと思ひましたが申した次第でありますが、其數の事であります。數の事も內務省より差上げました數と唯今の御話の數とは大分違ひます。內務省で調べて差上げた數は三十五年より四十四年まで、補闕選擧の數は五十四囘になつて居ります。一年間有效で補充いたしました數は二十二囘になつて居りますが、先刻御示しの數は大分これと違つて居るやうに考へましたが、內務省に於ては此五十四囘の方を補闕選擧と考へて居るのであります。尤も是は大選擧區になつて以來で、其初期以來を通算いたしましたならば、餘ほど多いことであらうと思ひますけれども、それは數は茲に持ちませぬ。大選擧區の數すらも五十四囘となつて居るのでありますが、尙ほ初期以來を通算いたしましたならば、是より多からうと思ひます。で此五十四囘は成るほど一年に平均いたしますれば、色々になつて居りますが、現行法に於ては選擧後、一年間は次點者が有效でありますから、一年間には補闕選擧は要りませぬ。併しそれから後に補闕選擧が生ずるのでありまして、三十七年に一人あつても、三十八年には六人、段々斯う云ふ風になりまして、四十二年に十八人になり、四十四年には十八人になると云ふやうになつて居る。故に隨分補闕選擧も頻繁にあるやうに見えて居りますが、其場合に於ける困難は非常なものである。どうも有權者も自由に選擧權を行使いたしたやうにも見えない。五萬人も有權者のある地方で非常なる騷ぎを致した後に何人投票所に參つたかと云ふと、半數も參らぬ。五萬人ある所で二萬五千人も選擧に參ら

ぬと云ふやうな話であつたと見ると、十分に選擧權は行使されて居るやうにも見えない。然らば其地方は極めて靜穩であつたかと云ふと、騷ぎはえらかつた、費用も非常に要つたと云ふ場合もある。さう云ふ場合も補闕選擧の場合には色々生ずるのであります。故に補闕選擧の場合は何とか致さぬければならぬと云ふことは何人の考へにも浮びますが、さりとて此方法を如何すると云ふと補充員を四箇年有効ならしめても宜いと云ふことも一つの說でありますが、併しながら一年間は闕員を生ずれば次點者を以て補充すると云ふ現行法は、既に選擧の方針から申しましたならば議論があるやうに私は見て居るのでありまするが、況や四年通じて四年間に一般の狀態が總て變化するのにあつて、四年間有效ならしむると云ふことは國民の意思を問ふと云ふことに於ては如何なものであらうかと考へます。而して是は大選擧區の場合にこそ補闕選擧の困難がありましては補充の制度なども必要になつて居りますが、小選擧區の場合になりますれば他のいろ〳〵困難、事情と云ふことは別と致しましても、小選擧區でありますれば其區域だけに屬する所の議員が闕員を生じたときに選ぶのでありますから、他に何等の影響を及ぼさない。是は次點者の制を廢めまして其所だけの選擧を致させましても大體に於て一向害が無い。畢竟大選擧區なるが故に補充員の制も已むを得ず設けたであらうと思ひますが、小選擧區ならば一向其所で選ばして差支ないので、大選擧區に於けるが如き混雜も、例外の場合は別として普通の場合にはあるまいと思ひます。旁々是は補闕選擧を致して時々新規なる議員を入れる方が宜からう、故に小選擧區の場合には補充員が設けずして時には選擧することにしたのであります。それは選擧が小選擧區と大選擧區と同じやうに混雜を釀し、同じものであり

ますならば、小選擧區に於ても補充員を設けて其選擧の弊を避けた方が宜からうと思ひますが、小選擧區の補闕と大選擧區の補闕とは狀態を異にして居りますから、小選擧區には補充の制を設けずして宜からうと考へて居ります。而して大選擧區の補充員は四年間有效ならしむることは、本會議でも申したと思ひますが、どうも適當を得まい。小選擧區に改めて此弊は改まるだらう。尙ほ其他に御尋ねのこともあつたかのやうにも存じますけれども其事を記憶いたしませぬ。若し漏れたことがありましたら尙ほ御尋ねに依つて申上げることに致します。

（明四五・三・一二）

原案に復へることに付いて無論不同意のありやうはございませぬ。併しながら政府は結局此「選擧に關し」云々と申しました所が矢張り投票の關係を持たずしては無いことでございまするで、窮極する所は投票を得るの目的に違ひなからうと思ふのでありますから、衆議院の修正のやうになりましても、一向之が爲に取締が寛になるとも見て居らぬのであります。又隨分概括した言葉が必しも宜いと申されぬ場合があるので、と云ふものは事實の問題であるので、墓參其他何か冠婚葬祭何か知らぬが、色々な名義を假りて饗應など致すことがある。是は固より名をそれに假りてやるのだから甚だ惡るい。併しながら全く無意味なのがある。全く何等の關係が無く宴會を開いて居るので、其宴會の席で偶々選擧の話を致したと云ふが爲に檢擧された場合もある。是等は實は甚だ氣の毒なものでありまするが、併し是は何れにしても事實の問題である。宴會其のものゝ問題にあらずして、宴會を

開いたが名を他に假りてやつたと言へば法に觸れるし、眞に他の意味を以て開いた宴會で、そこで偶々選擧の話をした爲に檢擧したと云ふやうなのは、是は檢擧した方の過ちと言はなければならぬと云ふ譯である。色々實地に渉りまして「選擧に關し」と云ふ廣い意味が必しも宜いと限りませぬが、併し今日の儘で置きましても無論大なる弊害も無いと思ふのでありますから、原案に復することは宜いと思ひますが、「投票を得るの目的を以て」と衆議院の修正通りに致しました所が、事實に於て決してそれが爲に寛になると云ふ意味を認めないのでありますから、是で差支ないと云ふ譯を以て同意を表して宜しいと申したのであります。

それは有松君の御承知の通りの社會主義者は現在でありますから、之に付いて彼是れ申すのでないと云ふことは屢々言明いたした通りでありますが、唯如何にも過激なる議論を以て下等社會を教唆すると云ふやうな者がある、又將來あるやうである。社會主義とでも云ふべきやうな過激なる議論を以て、と斯樣に申したのが甚だ問題を惹起して居るやうでありますが、併しさう云ふ事は選擧區の大小には大分影響を持つと私は思ふのであります。是は有松君も御承知の通りヨーロッパ各國にも色々になつて居りますが、併し彼地に於きましては社會主義も澤山ある。又其團結も固し又公然議場に……衆議院若くは其他の府縣會、其他の部分には社會主義が澤山ございます。或は多數を占めて居る所がありますから、日本と雖も長い間には社會主義者が當選をしないと云ふことは期せられませぬとは考へて居りますけれども、それ等はまあ他日の別問題と致しまして、現在の大選擧區でありますれば屢々申したが如く穩健の思想を有つて相當に其地方に於て若くは其地の所に居りますものでありますれば、名

望があるとか、人望が歸して居るとか云ふことで、それが即ち其人の地盤でありますが、其地盤で當選を圖ること云ふことは無論當選を得る方法であります。然るに地盤が無くして當選を圖ると云ふことはどうするかと云ふこと廣い區域の其所此所から投票を集める。こちらから百票、こちらから二百票、こちらから五百票と云ふやうな夙に廣い大選擧區の區域から拾ひ集めますれば一定の地盤なくして當選か出來るのであります。之を誤解して少數代表者と云つて居る人がありますが、私は少數代表者とは解して居らぬのでありますが、是も別問題として兎に角、其所此所から零碎とでも申して宜しいか、一定の地盤なくして投票を其所此所から搔集めて現に當選した者が有る。それはどうかと云ふと、一つは金を振撒き金錢を以て當選を圖り、其所此所から百票、二百票、三百票と集めれば隨分一人二人の當選するだけの投票を集められ、一定の地盤なくして當選することが出來る。斯う云ふのでございます。一は唯今申すやうな過激なる議論を以て其一定の自分の地盤でない、其所に於ては名望も位地も何も無い、寧ろ人に齒ひされぬやうな者が假にあつたと假定いたしましても、矢張り廣い區域中から其所此所で百票、五十票と云ふやうな下等社會の投票いたしました投票を集めれば是も當選することが出來るのでありまず。それは區域が大なれば集め易い、集めることが出來るので、區域が小なれば其所に於ては必ず此所に多少名望か位地か何かを有つて居ると云ふことの基礎が無ければならぬのであります。其基礎が大でも小でも無論ない者よりは便利でありますが、基礎も何も無くして當選が出來ると云ふのは大選擧區の弊と思ひます。小選擧區に於きましては、全く基礎の無い者は餘ほど困難であるのであります。故にさう云ふ過激なる議論などを用るま

すれば其所で何人も候補に立つものが無ければ誰でも出られますが、其所に在りまして位地名望の有る者があればそれに投票を致す外ないのであります。故に私は大選擧區はさう云ふ零碎の投票を集めて當選するに便利であるが、小選擧區はそれは非常に不便である。故に今申したやうな弊は無いから、私は小選擧區に致す方が宜しい。斯う信じて居るのであります。（明四五・三・一四）

木村　良に答ふ（衆委）

唯今の五箇條でありましたが、一つ〳〵御問を願ひたい。

大人物は選擧區の大であつても小であつても當選致すことは疑はないのであります。大選擧區になつた故に俄に大人物が輩出したと云ふ譯でもない　相當の人は小選擧區制でも勿論當選して居ります。大選擧區制でも當選して居ります。唯玆に少し考へねばならぬことは、元來此議員なるものはさう一二の大人物だけを目的にするものなるや否やと云ふに、多くの相當の知識を具へた人の出るのを希望するものであるかと思ふ。是は議論であるから強ては申さぬ。而して今日は如何なる人物と雖も所謂大人物でも費用を掛け競爭を致さぬければ出られませぬ。是は大選擧區制に致すときはさう云ふ人物は甚だ容易に出られるであらうと云ふ考で致したことでありましたけれども、實際はさうは參りませぬ。それこれの事情を考へますと、大選擧區になれば此の如く考へた理想は外れ

吹く風よ

秋の蝶





て居る、其上に大選擧區にした效能は更になしと申して宜からうと思ふ、それを申したんです。

旣に申した如く大人物は何れにしても出ませうが、相當の知識を具へたる人は小選擧區に變るなれば今日より當選が宜しいであらうと考へる。

無論であります、小選擧區になれば今日より費用は掛らぬと確信して居ります。

それは運動の方法に依つていろ〳〵ありませう。どの點に依つて減るか知れませぬが、併しながらちよつと郵便を出しましても費用が少なくなる、又運動員が方々へ馳廻る區域も狹くなると云ふやうに、いろ〳〵の點に於て大選擧區より小選擧區の方は費用が掛らぬと認めて居るのであります。

賄賂暴行脅迫と一概には申されませぬ、暴行脅迫は止んだやうに見ゆるが、賄賂は餘り止んだやうに見えない。此賄賂の止まぬと云ふことはいろ〳〵な點に於て起ります、一概に此理由とのみは申されぬかも知れない。併しながら兎に角大選擧區の下には賄賂暴行脅迫は止むであらうと考へたが、其中の暴行脅迫は減少したやうであるが賄賂は減少したやうに見えないのである、是は減少するだらうと思つた大選擧區の理想には反した結果を見て居ると申したのです。小選擧區の方はどうか、小選擧區になれば無論暴行脅迫も賄賂も絶對にないと云ふ保證の付

く話でありませぬが、暴行脅迫は依然として少くなからうと思ひます。併しながら賄賂はどうでありませうか、やり方次第で分りませぬけれども、今日の如く大選擧區で各地より無關係の地方まで投票を集めると云ふやうな必要は段々減少致すであらうと思ふ。然るときには餘ほど是も減少するであらうと思ふ。又取締の方から見ても區域の狹小なるが故に餘ほど目が屆くと云ふ點がある。旁々今日よりは減少するであらうと確信致して居る譯である。

それは全國に亙つて申しますれば、各選擧區共いろ〳〵になつて居ります。私が本會に於て申したのは大體を通じた一般的の話を申したのである。それは無競爭のやうに見えて内々競爭して居る處もありませう。又純然たる無競爭の處もある今日の小選擧區に於て少しも競爭のない處がある。又大選擧區に於て競爭の形を備へて居る處もある。併しながら事實其競爭の程度の低いことを見つゝある、それは千差萬別でありますが、大體を通じて今日の制度の下に小選擧區の處がある。此小選擧區の下に於て無競爭若くは殆ど無競爭に均しき競爭の劇甚ならざる處が約三十箇所あつたのである、是は多少參考に値するのであらうと云ふ意味を申したのです。

それは競爭のあつた地方、ない地方と云ふことは分つて居りますから、御註文に應じては申上げても宜しい。併し競爭がないと申しても内々に於て競爭して居つた内部の事までは分りませぬが、推測ならば申すことが出來る場合もありませう。併しながら公然競爭者の現れて居らぬではどうも表面に於て競爭がないと云はざるを得ない。

此理由は今日は最早問題にはならぬ話でありませぬか。是は第一選擧法を初め、卽ち憲法實施後初めて實施せられた選擧法は卽ち人口を既に標準に取つて居つたのである。それから現行法に改まるときにも十三萬人、市は三萬以上は獨立と云ふことを原則に取つて居つた。其原則を取つたので今月既に之を取つて居るのでありますから、議論は既に定つて居ると見て居るのであるが、此原則に御不同意であれば別です。

其議論はだ、既に過ぎ去つた議論と私は申すので、現行法がさう認めて居るが故に、現行法の通りの原則を應用致したのです。

木村君より御親切なる御忠告でありますが、御忠告を俟たずしていけないと思ふ點は改正しやうと思つたから改正案を出した、惡いと思はない點は改正案を提出しない。是は木村君は御分りの筈だ。それで現行法では市を三萬人以上は獨立として居る、其他は十三萬人を標準として居る、之を惡いとは思はない、故に改正をしない。

不公平とは認めませぬ。

固よりです。市は郡村と狀態を異にして居ります、故に市の獨立と云ふことを現行法で認めたのであります。其狀態の異なるが故に市より商工業者の代表者を出すの意味を以て現行法は市を獨立して居りますから、不公平でないと考へて居ります。（明四五・二・二九）

小河源一に答ふ（衆委）

大選擧區より小選擧區の方が取締に便利なりと云ふことは、唯今小河君の言はれました如き意味は無論あるのであります。一體に暴行脅迫は減少致しましたけれども、之を絶無と保證することは出來ない。彼の暴行脅迫賄賂は區域が廣いだけそれだけ眼が屆かぬと云ふことは事實である。又もう一つは小選擧區の方では選擧が激烈なる競爭があつて、其弊害があると云ふことは當然來るべき現象でありますが、どこ迄も同じやうに全力を注がねばならぬやうなことは無いのでありますから、從つて區域の小なるときは取締は密に行く、眼が屆く、即ち選擧權を自由に行使せしむることが出來やう、保護も屆くであらう、斯う考へるのであります。夫から得票を調べる云々と云ふことでありますが、是も以前はありましたが、前年私が就職以來候補者の當選の豫想を報告することは廢しました。何人が當選するも行政上の眼から差支ないのである、誰が當選してもどの位の點數を取りつゝあると云ふ豫想を地方より中央に報告する必要がないと云ふところから之は廢してしまひました。故に今日は得票を調べることはありませぬ、恐らく將來に於ても當局が變りましても、再び之を元へ戻して當選者の豫想を調べ

ると云ふことはあるまいと考へる。是は小河君の云はれる如き弊害も生ずると思ふから、各地の候補者の得票豫想を報告させることは廢しました。左樣御承知あらんことを……

小選擧區を今更の如く御話でありますけれども、既往に於ても無論ありましたが、現在ある小選擧區を其の外に置ての議論は餘り抽象的になりませう。現在既に小選擧區は七十箇所ばかりあるのでありますから之にどう云ふ事が行はれて居るかと云ふことを御考へになつたら宜からうと思ふ。又將來の政治家はどう云ふ事をするであらうかと云ふ保證は無論付かぬ何人も付かぬ、選擧干渉をするであらうか、せぬであらうかと云ふことも付かぬ。併しながら段々憲政の發達に伴ふて左樣なる亂暴なことは如何なる當局者と雖もやるまいと思ふけれども、併し是は私が思ふので、銘々思ふところが違ひませう。而して干渉をしやうと思へば小選擧區は便利なりと思ふのはそれは實は局に立つたことのない人の說、局に立つて干渉をしやうと思へば大選擧區でも無論出來る。原簿も何もない、大なら最も遣り宜いことは澤山ある、併し今日の進歩したる世界に於て、如何な政治家も之をしないであらうと私は確信するが、しやうと思へば小は便利で大は便ならずと云ふやうな事は餘り問題にならぬことである。

其補缺員のことでありますが、唯便利を申せば補充員でも作つて置きまする方が便利らしく考へますけれども、是はどうも選擧の原則に反すると私は考へて居る。其選擧の際に於ける輿論の歸着するところに依つて當選は決

するものである、然るに其時期が二年も三年も乃至四年も過るまでに亘つて補充員を作つて置くと云ふことは、どうも選擧の原則に反するやうに考へますから、それは私は採用致さなかつたのであります。

それは議論を申しますれば小河君の言はれるやうにも論ぜられるのであります。併しながら事實を見ますると成ほど多少地盤を有して居る候補者は、其地盤ある土地に於ては選擧人と密接の關係を持つて居りますけれども、それ以外より投票を得るには甚だ選擧人と被選擧人との間が疎遠である、何の關係もないやうなことになる。現に御承知の通り全く其人の議論も知らず、其人の人格も知らず、全く緣ない所から投票を集め、又投票をするやうなことが往々ある、大選擧區の下に於て最も甚だしい。それで之を私は實際に於て選擧人と被選擧人との間の關係が密着ならずと思ふのである。又既に地盤のある所は其處に於て被選擧人の議論人格其他を知ることが出來ると云ふことは、是は何人も認め得ることでありますが、それが小選擧區であれば卽ち其通りであつて最も便利である。併しながら小選擧區と雖も競爭になりまして、意外な人が現はれて來ると云ふやうな常識以外のことは別でありますが、當り前の考へで今日の小選擧區の下に於ても大概は其處より出ずる者で、議論人格は分つて居るのであります。故に小選擧區の方は大選擧區に比してそれが分り易い、卽ち選擧人と被選擧人との關係が密着することと云ふことは小選擧區の方が利益なりと思ふのであります。

それは小河君より意外のことを承るのであります。意外千萬で、私の言はざることで——今の議員より愚のなんのと云ふことは、是は一言も申したことはない——そんなことは申したことはない、誤解でありませう。

宜しい、私も喧嘩はしないが、餘り譯の分らぬことを仰しやらぬで分かるやうに願ひたい。それで斯う云ふ譯で大人物は小でも大でも出ませう、それは出ませうが、一體選擧の目的は一人の大人物を目的とするものでないことは申すまでもないのであります。

餘計出ると云ふことも表に於て明かに示すことの出來ないもので、さう云ふやうなものであるが、唯見て何となく大人物が出さうに思ふたのである。併し現に出て居るところの所謂大人物は、小選擧區の場合にも出た人で……松田正久さんが出られぬと云ふことでありますが、此大選擧區の下に於ても名士が幾らも落選して居る、落選して居る故に此大選擧區は悪いとは言はない、大選擧區でも落選した人はある…… 幾らもある、大人物は誰と看做してあなた方が仰しやるか知らぬが、相當な人を申せば幾らも落ちて居る。此前の總選擧の時分にも、補缺の場合にも、落ちて居る人を名指して申すことは甚だ困るけれども、若し御必要ならば申して宜しい……さう云ふやうな譯で、二十五年の選擧干渉などのときには所謂名士が續々落選した、そんなことは小選擧區論者も大選擧區

論者も別問題として見なければならぬ。故にさう云ふことに拘泥する必要はないのでありますが、私が申したのは今の大人物でも、又比較的大人物の次位の人でも、其以下は尚更らであるが、金を費さなければ出られぬ。運動を盛んにしなければ出られぬと言ふのは今日の日の狀態である。是は何とか改正の必要があると云ふことを私が申した。それから又小河君の言はるゝ一郡に三人の中、大人物か何か知らぬが大人物なりとして、此者が他に行けば落選すると云ふのであるが、他に行つて落選する位で大人物か分らぬけれども、其郡では其三人の人物があつて他の郡に行けば落選する程度の人物がある、それは三人出られぬから——二人落選するだらうと云ふのであるが、是は同じである。大選擧區に六人の大人物あり、中人物なり出たならば落選しなければならぬ。それは同じことである。若しも本統の大人物ならば其郡ではいけないか知らないが、他の郡に行つても通用する位でなければ大人物でない、さう云ふやうな譯である。そこで大人物論をして居ると云ふことは土臺餘ほど脇道に這入つたと私は考へて居る……大人物が出ると私が云ふたのではない。大選擧區の理想として大人物が出るだらう、多く擧るだらう、人物が擧つても此擧がる人物が運動もしなければならぬ、選擧費用も非常に使はなければならぬ、然らざれば其人も落選する、所謂比較的縣に於ては人物であつて、郡に餘り人物ならざる澤山の人がある、其縣に於て比較的一流の人であれば投票を一番多く取らなければならぬが、さう行かない……先づ質問でやらうぢやないか、——さう云ふ譯だから大人物と雖も費用が澤山掛る。又取締の點から見て先刻申した通りであるが、それは別として大人物で何處でも通用するやうな大人物はそれは宜しい、然らざる限りは固より其

大人物でも金を費さなければならぬ。況んや其以下の者にあつては、金も使はなければならぬ、運動もしなければならぬ。大選擧區の理想に反對する結果を今日は生じて居ると、斯う申したので、小選擧區ならば比較的容易である。其所に名望ある人三人揃つて、相當の人物ではどうか知らぬが然からざる限りは……

今日の制度に於きましても改正案に於ても一人一票であります。一人は一票しか投じないことは議論を須ひないのであります。其一票を自分の好む所の人に投じて一向差支ない。

無效になるか有效になるか、何處に投じても其人が當選しなければ無效になります。無論如何なる人物、何處へ投じても差支ない。

それは法律で明かであります。其選擧區の人に投じなければならぬと云ふことでありませぬ。何處の人へ投票しても宜しい。大概分つたやうですな。

費用の掛らぬと云ふことは既に御答致した通り――費用が掛からぬことはありますまいが、大選擧區に比すれば小選擧區は掛らぬと云ふことは既に申した通りであります。併し只今小河君の言はるゝやうに競爭極めて激烈

なることは此節餘り澤山に例がありませぬが、さう云ふ非常なる例外がありました時には、又例外の處置を執らなければなりませぬが、選擧の狀態を知ることは小河君も知つてござるが、私も能く知つて居る。是れは他は知らず、斯う云ふ議論に於ては實際强ひて議論することが出來ない。實際に於ては小河君の言はるゝ如き極端なる爭の所は近年餘り見ませぬけれども、將來ないと云ふことは保證は出來ますまいが、其極端なる競爭の一二を以て全體を推す譯には行かぬ。大體を通じて今日の小選擧區の有樣を見ますれば殆ど無競爭である、無競爭は金は要らぬ、競爭があつても極めて溫和である、それで競爭稍々劇しくなつた所に至つて金が要る……

此表を欲しいと云ふ方があつたが、斯う云ふ表は日本國中ばかりでない、世界中を搜しても無い、皆な推測であります……藏原君などは西洋の本を澤山讀んで居るから、西洋のことならばそれは確實なる統計を申すことも容易かも知れぬが、私などの讀む本は皆推測です。推測ならば日本でも――現に日本の選擧は平均一萬圓は掛かるであらうと云ふ人もある。平均五六千圓の間だらうと言ふ人もあるが、正確なる數字を現はすことは何人も不可能である。併し大變掛ると云ふことは皆認めて居る。其掛り具合は大選擧區になれば多くの投票を集めんとして運動しなければならぬから、費用が多く掛かると云ふことも常識を以て判斷出來る。殊に事實は皆知つて居ることである。然る上は小選擧區にしたら此費用が減少すると云ふことも明かである。それから競爭激甚の場合にはイロ〳〵なことを生じますけれども、今日改めやうと云ふ小選擧區は、前申した如く無論記名投票ではないから、記名投票時代の如きことを再び現出することは思ひませぬが、現在の有樣で見まするに甚だ無事に行く處が多い

のであります。若し郡部に於ても此大選擧區が改まつて小選擧區になつたならば、悉く今日の小選擧區の通りにはなりますまいけれども、稍々類似のことが多くあるだらうと考へるので、小選擧區が利益なりと思つて居ります。

それは棄權者の多いと云ふことは、地方の狀態にも依り選擧の狀態にも依るのであります。選擧競爭が激くなつて棄權者の少くなる處もあれば、激しくなつたが故に棄權者の多い處もある。それは選擧の狀態に依るのであります。故に一概に之を以て小なれば棄權者が多いの、大なれば棄權者が少ないのなどゝ云ふ論斷は下されない。又それに依つて不平者が生ずる生じないと云ふことも、今日まで在り來つたところの不平者もありませうけれども、大なる害を見るやうな不平もない、其點は一向心配はないと思ひます。

此改正は無競爭を迎へて居る譯ではないのである。それはありませぬが、小選擧區の下に於ては悉く競爭が激烈になるばかりではない。全く競爭の無い處もある、又競爭があつても極めて穩和なる競爭の處もあると云ふ實例を申したので、是は實例である。故に此度郡部に於ても小選擧區に致されゝば同樣に競爭の激しい處は勿論ありませうが、又競爭の全く無い處、又競爭のあることしても果して競爭の激烈ならざる處があるであらう。今日の實例を以て先きを推せば左樣であると云ふことを申したのであります。競爭がある方が宜いか無い方が宜いかそれは御議論で、小河君は競爭のあつた方が宜いと言へばそれはそれで宜い。併しながら相當の人物であるならば競

爭せずに擧つた方が尙宜からうと私は思ふ。併し競爭しても無論差支はありますまいが、競爭しても何方からか當選するのであらうからそれは宜しいが、併し他の國では候補者が幾つも現はれなければ、投票を用ゐずして當選者と極める處さへあることを聞いて居る位であります。其選擧區に於て輿論が歸して居るならば、無競爭が最も國家の爲に宜いかと思ふ。唯さう云ふ處は殘らずある譯ではないが、それを眼目に改正すると云ふ譯でもない。其處は宜く御諒察を願ひたい。

小河君に御尋ね致しますが、何處で左樣に申したと御聞きになつたのですか。

私の演說若くは說明に付て御質問ならば言つた事柄に付て御尋ね願ひたい。私は議場の說明の折にも、此委員會に於ても、成金はどうであるの、危險思想はどうであると申したことはない。申さゞることに於て世間から御聞きになつたの、新聞で見たのと――云ふが如きことを以て、其理由は如何なる理由であるかと云ふ御尋は誠に問題外である。

有りとするの假定で――此處は實を論ずる處でありますから、假定の問題で問答を費すことは私は無益と信ずる。又樞密院のことでありますが、樞密院の議事に付ては當局者が如何なる說明を致し、顧問官が如何なる言論

を致し、贊否何れにあるにしても、意見何れに歸着するにしても、樞密院の議事なるものは公表致すべき性質のものでありませぬ。故に此議事の内容に付ては何等の風說が世間に傳りましてもそれは風說は何れでも、宜しい。風說の眞否を質さんがために樞密院の議事の内容を公表することは絕對に許さぬことであります。故に樞密院の議事に付てのことは一切答辯を御斷り致します。而して世間の風說に付てはあつたならばと云ふ假定の議論に付ても困る。私の言つたことに付て御質問を希望致します。

甚だ議論をするやうでありますけれども、小河君は疑を御解きにならぬと仰つしやつても差支ないが、新聞其他の傳聞に依つて斯樣なことがある、是は樞密院であつたことか、ないことかと云ふ御尋である。あつたことかないことかと云ふことを新聞若くは風說で聞いたから、其眞僞を質すために樞密院の議事の内容を御話することは出來ぬのであります(明四五・二・二九)

西村丹次郎に答ふ(衆委)

あなたは地主若くは農業者より外の人が人物であると云ふやうな御議論であるが、それはどちらでも宜しい。

土臺それは質問にならない。

西村丹治郎に答ふ

問はずして分る。あなたがさう極めて居るならば、それはそれで宜しい。私の考へなければ私の言ふたことを能く記憶して質問なされなくちやあ質問にならない。

記憶して居らぬやうであります。

速記錄を讀んで見給へ。

私はさう云ふことを言ふたのぢやない。今度は能く記憶を願ひたい。大選擧區にしたときの理想は――第一の理由は小選擧區であると云ふこと、其選擧區は小分されて居るが故に、一府縣内に於て希望があつても、其小分せられたところの小選擧區に於て、多數の投票を得ることが出來ないから、因つて以て適當なる人物を得ることが困難である、斯う云ふことを大選擧區制を施くときの理由としてやつたのである。やつたのであるが、併しながら此理想に反して一選擧區一府縣内に於て名望のある者は無論當選することは出來得るであらうと云ふのが、此結果として多數の適當なる人才が輩出した譯ぢやないと云ふ理由を說明した。職業に依つて人物が分るものではない。

あなたの方も議論だから、私も議論を交へなければ理由が分らなからうが、職業に依つて適當なる人物であるないと云ふ譯には行くものではない……それが無論さうなれば殆ど問題にならない。

其問題は自ら解決された。あなたが斷定して居るのは是はどうも仕方がない。

私はさう云ふた通り著しく人才出たとも申さぬ。

それを能く御覽になつて、あなたが御考へになれば自ら分る。そこに言ふた通りなんで、それで何も小選擧區のときには人才がさつぱり出ない、大選擧區になつて俄に著しく人才がどん〳〵增したとは思はない。あなたはさう思ひなさるなら別である。それは言ふた通りであるから、能く考へて御覽なさい、分る。

それは御分りになりさうなものである。

分らぬのは甚だ遺憾のことである。

大選擧區になれば適當なる人物が著しく出るだらうと思うたけれども、さうでない。然る以上には大選擧區にした効能がなくなつてしまふ。効能がなくならば何も大選擧區にして置く必要はない。

小選擧區はそればかりではない、種々の點に於て小選擧區にした方が宜いのであるから……

零になつても宜しいが、私は人才を得るがために小選擧區にすると云ふことを何處かで申したが――言はないことならば、問はなくても宜い。

何のことですか分らぬが、多數黨は多數の代議士を出し、少數黨は小數の代議士を出すといふので問題にならぬ、其通りであります。

それは選擧法の主義にあらずして事實です。法律は多數黨が多數の澤山な代議士を出すとは書いてないけれども、併しながら事實は澤山の議員を出し少數黨は少數を出すと云ふ、それは事實です。

認めるも認めないもない、事實です。あなたの質問を私が註釋を下すと……

あなたは許を得ずして話をして居るのはどうだ――詰り斯う云ふことでせう、小選擧區にしたならば少數黨が少數代表者を出すことが出來ないやうになりはしないかと云ふのでせう。それは此間議場でも誰か御尋でありましたが、此選擧區の大小に依つて少數黨が少數の代表者を出せなくなると云ふ理由はないです。やはり少數黨は少數黨の代表者を出し得るものであります。以前小選擧區制法を施かれたときも其通りでありました。やはり少數黨の少數の代表者を出し得るのであります。是は各國に於ても小選擧區制が施かれて居りますが、各少數黨は少數代表者を出して居りますから……

さう云ふことは認めませぬ。あなたの御議論のやうなことは認めませぬ。なぜかと云ふと例へば十人の議員を出す所で、或る黨派が其所に於て七分の勢力を占めて居るから、七人を出だし、少數のものは三分の勢力であるから三人出すと云ふのは、それは机上の空論である、それが定員通りにちやんと候補者が出て、總てが規則通りに行はるゝやうなことであつたなら、さう云ふこともないのではありますまいが、實際にはないので、七分の勢力を占めて居つて、七人の代議士を出し得べき所であるけれども、此所に候補者が十人現はれると大狂ひを生ずる、三人の補候者を出して三人當選すべきところに、四人若くは五人の候補者が出れば是亦狂ひが來る。故に或る府縣に於ては投票數を集めれば甲の黨派が七分の投票を取つて居るが、出て來たところの議員は七人ないと云ふやうなことの實例は屢々ある。故にそれは其通りにいかぬ。全國に亙つて居る黨派に大小がある、其大小の黨派

が各々代表者を出し得る途が塞がれた以上は選擧するに差支ないのである。併し其一選擧區に於て少數者まで必ず出る工夫をつけやうと云ふことは出來ないのである。或る選擧區に於て百人の有權者がある、其百人の中三十人まで或る黨派に屬し、それが一致して投票するならば、其三十人の有權者しか持たぬ、黨派は負けなければならぬ。其時は如何に工夫しても少數者の出て來る途は付くものではない、是は已むを得ぬが、全國を通じて少數黨が絶對に代表者を出せないやうになつては居らない。それは出し得る途が開けて居れば差支ないのでありますが、此小選擧區にしても、少數の黨派がやはり相當に代表者を出し得ることは差支へないのであります　以前小選擧區制を施かれた時代にあつても、其通りで、やはり少數黨だけそれ相當に代表者を出して居つたのです。其點に於ては差支ないのです。

府縣制の改正に付ての御話がありましたが、是も私は參加した問題ですが、其次の問題は選擧が腐敗して居ると云ふに拘らず、何故に罰則を此儘で措いたかと云ふことの御尋でありますが、之を裏から申せば何故にもつと刑罰を嚴にせぬかと云ふことだらうと思ふ。私は嚴罰主義を以て此弊害を矯正することが出來得るものとは考へない。極刑に處して縱令非常な刑罰に此犯罪者を處したと云つても、それを以て選擧界の廓清を圖ると云ふことは出來ない……のみではないが、それを一部の理由としてやらうと云ふことであれば、それは出來ない。それから選擧界の腐敗と云ふことを頻りに言はれるけれども……私が言つたのならば大選擧區に於ては非常に金が掛る

從つて種々の弊害も伴ふものであると斯會に申した。腐敗でなくても大選擧區なら、金の掛る理由がある、郵便にしても運動にしても掛る。其上緣もゆかりも無い所から投票を取るから從つて賄賂等も行はれると云ふ事實を生ずるのであるから私は金が掛り、從つて腐敗も之に因て生ずると云ふ意味を申した。それで必しも腐敗と云ふばかり申す譯ではないのです。それから小選擧區にすれば取締が能く屆くと云ふことが、いくらか此腐敗を矯正し得るかもしれない。無論費用は多く掛らない、さう云ふ事實から私は之を申した。嚴罰主義を以て改めるなどと云ふことは毛頭私の考に無い。それから林田案云々と云ふことでありますけれども、是は殆ど問題外の話で、御答する必要が無い。若しそれが宜いと思ふならば、それを御提出なさつた方が氣が利いて居る。

それは成程御答が落ちました、併しながら悉く書を信ぜば書無きに如かずで、讀みやうに依つて大問題を來す……それは能く讀めばよい。參考書であるが間違つて讀めば飛んだことになる。それは斯う云ふことでございます。第一其表を見つゝ考へなければならぬことは、小選擧區の時代は代議士の數はいくらである、三百人であります。大選擧區は三百七十九人であります――沖繩縣には施行をせぬから、三百七十九人――之に依つて候補者が非常に殖へたと云ふことを考へなければならぬ。それは表を讀みつゝ考へなければならぬ點である。それから近年選擧を實施するには當局者がどう云ふ方針を執つて居るかと云ふことを考へなければならぬ。其方針なら歷代の政府が――私の說ばかりでなく、歷代の政府が近年取つた方針は成るべく犯罪は未發に防ぐ、成べく警告を與へて犯

罪を少なくするやうにせいと云ふことは一つの方針として居る、もう一つは微罪は成べく擧げるな——檢擧するな、此二つの方針を地方官其他の司法官に向つても訓令をしてやつてゐる。故に犯罪者は悉く微罪と雖も檢擧して苛察にやりましたならば、非常な犯罪である。又取調などをする者は最も多い。犯罪なるものは以前の選擧の犯罪者と、今日の犯罪者とは大分趣を異にして居ります。元は多く暴行脅迫などがありましたが、此節は其方は減少して種々なる金をやると云ふやうな點が殖へて來たり何かした故に、實際を申せば犯罪をして處分をされた者の數だけで、之を見ることは困難である。そこで其表ばかりでなく、其表以外の事實を少しも斟酌に置かないと、其表は大間違を來たす、是等の事情を綜合して見れば、其表で最も有力なる參考となるのであります。そこいらで御了解を願ひます。

今の死投票と云ふのは無効投票のことでありますか。

それですか、候補者が澤山出て落選者になつたのですか。

小選擧區の時代には所謂死投票が少なかつた、落選者が少なかつたと云ふことですか。

それではどう云ふのか分からぬ。

どうも所謂死投票と云ふのが分りませぬがね。極く長くなくきちんと簡單に言つて下さい、私は無効投票でなく……

さうすると落選者に入れた分ですか……それは何だかはつきり分りませぬか、斯う云ふ御答で御滿足は出來ないですか、候補者が澤山立てば死投票が多くなる、それは其通りの事實で、さうでなければならぬ、少なければ少ない、多ければ多い。

補闕選擧の場合にどうか救濟の途はないか、混雜を救濟することを考へなかつたかと云ふ話ですか。

是は能く考へた上に此小選擧區にしたいと云ふので、提出したので、さう云ふことがあると思へば提出して居らぬ。其上に何處が分らぬのですか。（明四五・三・一）

藏原惟郭に答ふ（衆委）

私は胡魔化しも何にも申しませぬ。尤も不思議な問が出ると不思議な答をするかも知れませぬ……幾ら誠實に御答しようと思つても、それは仕方がないのである。それから今御讀みになつた表はこつちから御手許に上げた表のやうに思ふ……そんならごちらでもよろしいが、各國の人數が是位あるからと云ふので四百五十人と決めたのでない。日本の狀態に照して日本領土の内で議員を出し得るところの、版圖内に於けるところの數に據つて考へまするに、四百五十人ならば澤山である。各國の例に比較致しましても非常に少ない數でもない。大變多いのに較べると少ないかも知らぬが、それは別の事情があるのですから、先づ四百五十人あれば宜からうと考へたのであります。現に現行法のときに市の獨立其他いろ〳〵の事情がありまして、三百人が三百八十一人に增加した、此の如く漸次に增加致しますから多少の制限がなければならぬと云ふので極めた制限ですが、それには四百五十人あればまだ多少餘裕がありますから、今日議員を選出する區域内に於て、一向差支ないと思つて、斯う極めたのであります。

本會議に於ては正確なる統計を示せと云ふことでありましたから、さう云ふ統計はないと申したのである。今日の御尋は推測で良いと云ふことでありますが、推測なら銘々の考はあるのである。先づごの位掛りませうか、推測では分りませぬが、併し此處で昨日私は申上げたと記憶するが、兎に角人の言ふところに據り、又さうでもあらうかと推測するところに據れば、先づ五六千から一萬圓の間は平均したら掛ると思ふ。けれども是は推測で

ある、推測であるから本當のことは分らない、分らないが大選擧區だけで初めて出られた人には分らぬかも知れないが、小選擧區のときから引續いて出られて居る人には……強ち識者ならずとも……小選擧區から大選擧區に引續いて出た人には能く分る。小選擧區よりも大選擧區になつたときの方が金が餘計掛つた、併ながら銘々の狀況に依り懷ろ合ひも違ひますから正確なる數字は出すことは出來ませぬが、幸に藏原君が若し統計を出すことが出來ると云はるゝならば何より仕合せでありますが……

藏原君の唯今の本は後にゆる／＼拜見致して宜いが、それは拜見しなくても分つて居る。凡て本を讀む人の弊としてヨーロッパの本などに書いてありますれば極めて確實なるものと尊信する人もありますけれども、それはヨーロッパの本でも悉く間違ないものでありませぬ、異說も多い 隨つてさう云ふ費用は推測に依つて皆生ずる。是だけ己が掛つた、是だけ己が掛つたと云ふ、さう云ふものを集めて作るのである。日本でもさう云ふものを作らうと思へば、己は五千圓掛つた、己は六千圓掛つたと云つて作ることは出來る、是が正確なりと思つたら間違、さう云ふものである。自分がヨーロッパに往つて多年選擧界の狀況などを見て居る人には能く分つて居る。そんないろ／＼の人が集つて拵へた表などを讀んだところが、それが實際の事實でない故に、私は之を立論するにさう云ふものを根據には極められないが、併しながら兎に角費用の大變掛つたと云ふことは事實なんだ、之を掛らないと云ふ人は恐く其人だけ掛らなかつたかも知れぬ。一般の事實を見ない話。大選擧區のときには小選擧區のこ

きより金が多く掛つて居ることは事實である。此事實は間違ないと思ふ人は、それで反對の議論するより外仕方がない。併し凡そ選擧の費用の多いことは小選擧區より大選擧區が餘計掛ると云ふことは、小選擧區より大選擧區で爭つた人に能く分る。費用は非常に掛る。ヨーロッパの本を讀まぬでも大選擧區は費用が掛る、小選擧區は減少する、事に依れば一文も要らずして當選すると云ふこともあると云ふことは事實である。其事實を能く御考へなすつて、餘り論議に走らず、西洋の本などにも拘泥せぬ方が正確の議論が生ずると思ひます。

それは藏原君の如く外國の本を澤山讀まれた人には問答が誠にし易い、各國に於ては皆小選擧區をやつて居る。先進國――我國から申せば先進の立憲國は皆やつてゐる。其理想を現出すると云ふことは是は多言を須ゐずあなたのやうにヨーロッパのことを御承知の人は分る譯であるが、あの通り差支ない。

簡單なれば各階級を代表するに差支ない、一言で濟むのである。一言で濟むのであるが、もう少し長い方が宜からう。それは農民の多い國に於ては農民の代表者は勢ひ多くなるのです、商工業者が多い國は商工業者の代表者が勢ひ多くなる。如何なる方法を以てしても選擧區が大であつても、小であつても、多くなるのは自然の道理。此自然の道理に逆つて無理に多數の農民があるに拘らず、農民以外の代表者を多く出さうとする工夫をするならば國情に違つた考、さう云ふものであります。さう云ふ各階級より代表者を出すのは宜いに相違ない、それで候補

者に資格を付けるのは宜くない。候補者に資格を付け、或は納税の資格をつけて、候補者たるべき人に種々の資格をつけて、是でなければ候補者に立たれぬと云ふことにすると、各階級を代表するの原則に悖つた關係を惡くすると云ふことを生ずる。幸に現行法に於ても、改正法に於ても、それが無いから各階級を代表する者を出すには、此法律に於て少しも差支ない、併しながら國の事情に依つて農民の多いところに農民の代表者が多く出るのは自然の道理である。商工業者の多い所に商工業者の代表者が多く出るのも自然の道理である。

何を認めるのか分らぬが……

分つたことは初の方は分つたやうであるけれども、結論が分らなければ答の仕様がない。

暴行、脅迫は大選擧區の今日でも減少致しました——減少致しましたから、無論小選擧區になつても暴行、脅迫は少なからうと思ふのであります。又既往の小選擧區に於ては記名でありましたから、一層此競爭の度が激しくもあり、又之に伴つて暴行、脅迫等も起りましたけれども、今日では今日存在するところの小選擧區に於ても、大選擧區に於ても——大選擧區の部分に於ても暴行、脅迫等は減少致しました。是は將來に於ても減少するだらうと思ふ、故に小選擧區になれば尚更減少するだらうと思ふ。減少するだらうと申すのは、實は今日の小選擧區

卽ち市に於て暴行、脅迫は最も少い、郡部の方の所謂大選擧區の部分にも少ない、稀にあるやうな譯である。故に小選擧區になりますれば此方で少なからうと思ふ。それからもう一つ御尋は何でした……もう一つあつたぢやありませぬか。

小選擧區に於ての費用は大選擧區に比すれば掛らぬことは事實であります。併し唯今御話の府縣會議員の選擧などは段々金が掛つて來る樣になつたと云ふことも事實である。但し是も幾ら掛つたと云ふやうな、正確の數は是は御同樣に分らぬけれども、掛つたと云ふことは事實である。併し是は場所に依つて非常に金の掛つた所もありますけれども、大體を通じて府縣會議員の選擧なるものは衆議院議員の選擧に較べて其費用に於ても非常な差がある。少ない小選擧區に於て今日存在して居るところの小選擧區も澤山ありますが是等の所に於て競爭の模樣に依つては、隨分金の掛つた處もありますけれども、まるで金の掛らぬ處もある、又掛つても其額は甚だ少ない處もある。斯樣な次第であるから大體を通じて考へて見ると、小選擧區は金が少ないと云ふことは、どの點から見ても推測し得られるのであります。府縣會議員に金の掛つたと云ふことも事實でありますが、其額は國會議員以上に使つた處もあると云ふことはあつて見たところが、それはもう稀有の例である、大體に於て大變な違である。

それは篤と御考下さらなければならぬ問題である。成程選擧の競爭は演說、出版物に依つて爭ふやうになりたいのである。併しながら如何なる方法に依つても絕對に演說若くは出版物だけで當選を圖ると云ふことは、今日の程度に於てはむつかしいのであります。是は藏原君も御認めになつて宜い事實と思ふ。さう云ふ譯であるからいろ／＼な事が行はれる。若し日本の國情日本の狀態、日本の選擧人の程度が演說若くは出版物だけで投票を致すやうな時期に到着し、それだけの程度に達して居れば、演說、出版物だけで當選が出來るのであります。藏原君の固より御承知の通り歐米の國に於ては皆小選擧區、其小選擧區に於て演說、出版物に依つて皆當選を圖るのであります。尤も其場合に於ても戶別の訪問と云ふことはありませぬけれども、有志者が選擧人を訪うて步るくなどと云ふことは彼地に於てもあるものでありますが、其演說や出版物を多く貼出したり會場を開いたりして、さうして當選を圖るの主たる目的と致して居る、日本もさう云ふ狀態に成べく早く達するやうに希望致すのであります。さうしたいと思ふのであります。故に小選擧區になりましたならば、尙更以てさうなり得る譯ぢやありませぬけれども、小選擧區でもヨーロッパ各國は皆演說、出版物でやつて居るから、日本も小選擧區になつて演說、出版物で當選するやうになりたい。一日も早くなるやうに希望して居る。けれども今日の狀態は大選擧區の下であるからと云ふばかりでなく、とても演說や出版物等に依つて當選を圖ると云ふことは稀にはありませうけれども、大體を通じてむづかしいから甚だ困難であります。其事實は能く御認めになる方が宜からうと思ふ。

其小選擧區になれば演說やら出版物で當選することは多くなると云ふことを申したのではありませぬので、初めの御答に付てはそれは演說や出版物で當選するやうにヨーロッパの先進國などで行はれて居るやうになりたいものだと希望するけれども、實際は左樣に參つて居らぬと云ふことを申したのでありますから、第一問に付ての御答を間違ひないやうに願ひます。第二問に付ては情實々々と言はれるけれども、是は少しく過慮に屬するやうに私は思ふ。御承知の通り以前の小選擧區と今度改めやうとするのは以前の小選擧區とは違つたもので屢々申した通りでありますけれども、若し以前の小選擧區を此所で考へて見ますれば以前の小選擧區の時代に當選した人々は今日よりも尙天下國家の議論を以て多く當選したのであります。却て大選擧區になつて以來、地方問題などが多く生じて來たやうに思ふ、是は事實でありますけれども、其事情はいろ／＼詮議すれば、いろ／＼の點に歸着するのであります。兎に角さう云ふ譯で、又小選擧區になつたからと云つて、地方の小さい問題情實ばかりになるだらうと云ふことは、是は過慮に屬することで、さういふことはありますまいと思ふ。而して是は憲法の進步、國民の知識の程度に依らなければならぬものである。憲法が進步して、國民の知識の程度が進みますれば、一地方に限られたやうな小問題を以て當選することはむづかしいのであります。其進步せざる間はどうしてもさう云ふ卑近なものでなければ、當選しにくいと云ふことは、何所にもあることであります。故に是は國民の知識の程度に俟たなければならぬ問題である。第二には情實と云ふものがありますけれども、當時の大選擧區であれば、緣も由緣もない、何處の人だか分らぬ人が、一定の根據地もなく、四方八方に驅廻つて投票を集めて

も、當選は出來る。併し小選擧區であれば大概其人の議論は演說會を開かずしても分つて居る、さう云ふ處では情實の餘地はあるが、明瞭に議論も分り、人格も分り、其處の選擧區の多數の人はあの人は信賴するに足ると思うて投票するのであります。因て以て容易に當選するのであります。それは情實とは言へない。大選擧區では多くさう云ふことは分らぬ場合の方が寧ろ多い、其人の人格も分らない、議論は其時にどう云ふことを言つても、平日どう云ふ議論を持つて居る人か分らなくても、隨分當選することがある。比較的小選擧區はそれがむづかしいのであります故に、小選擧區の方が適當な人を此點に於て得るのであると思ふ、之を情實なりと云ふのは無理な問題であらうと思ふ。

それは別に御斷りをする譯でも、逃げる譯でもないが、さうなれば本會議以來の理由を殘らず繰返さなければならぬ、數囘いろ〳〵な點に於て小選擧區に改めなければならぬ理由と、大選擧區に斯う云ふ弊がある、斯う云ふ弊があると云ふことを述べたのを又殘らず此席で繰返せと仰つしやるのは、無理な註文でございますから要點だけを……

どの點か御尋ねなさい。始めから終りまで繰り返すと云ふことは審査の進行を妨げるから……

藏原惟郭に答ふ

どうもやはり分らぬのです。人の問ふのも答へるのも分らぬと仰しやつたが、あなたの問ふのも分らぬ、其方方から集める――一府縣から集めるやうなことは小選擧區になるとむづかしい、小選擧區内で集めなければならぬ、それで宜しい、多數を集めなければ落選をする……落選者の得た投票なら、さう云ふ場合にも澤山出來るかも知らぬ。

何を言つてござるのか分らない。

さうかも知れぬ、藏原君から見れば、資格も何もないかも知れぬ。又自らもゑらい者とも何とも思つて居らぬ、確にあなたはゑらいと思つて居りますが、然るにゑらいあなたの御問はただ、憲法政治と云ふものは多數黨の意見を發表するばかりでなく、少數黨の代表者を出すことも考へなければならぬと云ふことは、あまり學者でなくても、それは知つて居る、分り切つたことである、併し此方法に依れば少數の代表者が出ないとは限らぬ、是でも少數者の代表者が出る。

小選擧區になりましても少數黨の代表者を出すには差支へありませぬ。大選擧區の下に於ても少數黨の代表者は出て居るのでありますが、小選擧區の代表者は出ずに居りますか。

比較的では議論が弱くなるが、差支ない。

いや、二言目には歐米と申したと云ふので、甚だ御叱りを受けましたが、あなたは歐米を能く御承知のことだから、歐米と申した方が直ぐ分るだらうと思つたのです。日本と歐米と事情が違つて居ると言はれぬことはない。選擧權を擴張すれば玉の盃に底が有つて、全部玉になる、其玉が缺けて居るやうな話だが、それはさうぢやない、是は選擧權を擴張しなければ改正は完いと、完くないものとも關係のないものである。既に本會議に於ても質問に御答した、昨日も何か出たやうに思ふがだ、今日の程度に於て選擧權を是以上擴張する必要はないと私は思ふ。是で十分に人民が意思を發表されると思ふのであります。故に此擴張問題に付ては藏原君は最早熟したりとか、何とか、もう輿論が決定でもして居るやうな話だけれども、私はさう思はぬ。今日の程度に於て選擧權は澤山なりと考へて居るのでありますから、其點に於て改正をしなかつたのであります。

今の現行法は十圓と私は記憶して居りますか、さうだらうと思ふ。

それが適當なりと思ふから改正しないと云ふことは先刻から申して居る。

藏原惟郭に答ふ

意思がないから改正案を出さぬのである。

自分の說をユートピヤとも思つて居ない筈でありますが、併しながらあなたの言はれるのは是も御好きでないか知らぬけれども、歐米のことも言はなければならない。補缺選擧は輿論を見るに一番良い仕事であるなどと云ふことは、それは歐米で言ふことで、歐米ではさうだ。而してそれは大選擧區ではない小選擧區である。それで歐米では之を以て輿論をトすると云つて居るのですが、それを直ちに日本へ持つて來て向ふは小選擧區、日本は大選擧區、國情も違ひ、知識の程度も違ひ、政治思想の關係も違つて居る所へ持つて來て、向ふでは輿論をトするのは、補缺選擧であるから、日本の輿論をトするのも補缺選擧であると云ふのは、餘りに歐米を信じ過ぎた話でさう云ふものではありませぬ。さうして日本の補缺選擧は今日まで十年間に五十四囘ばかり執行して居る。千差萬別でありますけれども、多くの場合に於ては選擧人は半分も出ないことがある。是は歐米に無いことで、それを以て輿論をトするなどと云ふことに當篏まるものではありませぬ。故に補缺選擧の場合は輿論をトするに足るから大に騷ぐがよいなどと云ふことは途法もない、失敬ながら間違つた議論と私は思ふ。まだ御答することが何かありましたが……

是とても答辯を致さなければならぬのは閉口だ。金の掛らぬこともありますが掛つて仕樣のないと云ふことは

實驗を舐めた人が澤山ある。

私は幸にして無競爭で當選して居りますから、費用も何も要りませぬが、他に行はれた五十何囘の實驗を見ると、補缺選擧には非常に金が掛る。

極端から極端に亙つて、掛らぬことがある。

平均いくらと云ふことは……

それは人の言ふことで、五六千圓から一萬圓の間だらうと云ふのは……

それは人の風說で私が言ふよりも、新聞を度々御覽なさるが宜い、始終書いてある。

棄權者の多い少いと選擧競爭の狀態に第一依るものであります。次には國民政治思想の發達の程度に依るものであります。最早憲法實施後二十幾年になつて、數囘の選擧を重ねて居るから、當り前に考へて、棄權者は少な

くなる筈なのであります。選擧に際して政治思想が國民に一年々々に發達せざるを得ぬのでありますから、多くなるべき筈でありますっそれで昔の二十年も前の小選擧區時代と今日とは政治思想の發達の程度も違ひますから、あのときに多かつたから斯う、少なかつたから斯うと云ふ議論の根據はそれでは足らないと私は思ふ。それから選擧は競爭の狀態に依つて――今日も小選擧區は幾らもありますが、競爭が激しくなつた故に、棄權者が少なくなることもあり、反對に棄權者が多くなることもある、それは地方々々の狀態に依り、其競爭の有樣に依るものであります。之を以て一概に總ての事情を閑却して表だけに依つて論斷することはむづかしい。

さうすると斯う云ふことですね、高田と大分を除いて……

小倉、丸龜は此度編入したのぢやありませぬが。それは御記憶でせうな。此度入れたのぢやありませぬ。丸龜と小倉は以前から入つて居る。

今度編入しなかつた分は高田と大分でしたが。

此表は總て明治四十一年の統計局の表に據つて居る、四十一年の調に於ては三萬以上ありませぬ故に、除きま

した。

今日は知りませぬ、知つたところが要のないこと……(明四・五・三・一)

三谷軌秀に答ふ(衆委)

是は御考の通りに市、島を別に致しまして、郡部に於けるところのものは十三萬に付て一人を出すと云ふ標準で極めた。又縣とか府に於て何人と云ふものを、それを選擧區に割付けまして、選擧區は此表にある通りいろ〳〵組合せになつて居りますが、今御話の如く端數があります。それは四捨五入と云ふやうなことで切捨てをしたと記憶して居ります。

それは地理の關係も見ますし、いろ〳〵のことを參酌致しましたが、大體に於ては行政區制を本として一郡一人を出す。所もありますし或は二郡を合して一人を出す所もございます。又は二三郡を合して二人を出すと云ふことも出來て居るのであります。さう云ふ標準に依つて取極めてあります。

此割當に付ては甚だ困難を致しました。地理の關係其他いろ〳〵見ましたが、要するに行政區劃を基礎とした

ければなりませぬが、どうも一定した率に當篏らぬ處が出來て居る、又行政區劃に付てそれのみに重きを置いて、割振ると云ふこと、此府縣に於て總數何人と云ふことに狂ひを生ずる場合もあるのであります。故に極めて均一に之を割出すと云ふことは甚だ困難で、第一行政區劃を基礎として其他種々のことを參酌して極めました。是が適當なりと考へて居ります。併しながら若し更に不適當なる場所があり又適當なる考があれば、それは別論でありますが、政府は之に依りて宜しきを得たと考へて居るのであります。

此度は御承知の通り、此改正案に於ては總て次點者を認めて、今日の大選擧區に於けるが如き補充員を置くことを止めました。其結果として若し其選擧區に於て缺員を生じたならば、如何なる理由でありましても、更に選擧をすると云ふ大體の方針を採りました故に、小選擧區に於ては今日の如く次點者を以て補充すると云ふ、必要がないと云ふことで其度毎に選擧して差支ありませぬから、其時に補缺選擧をさせやうと云ふ考であります。

此案を編成することはさう云ふことは少しも考へて居りませぬ。（明四・五・三・一）

藤澤幾之輔に答ふ（衆委）

それは四百五十人が適當であるか、五百人が適當であるか、銘々の考へやうでいろ／＼說があらうと思ひます

が、兎に角政府に於ては四百五十人ならば先づ今日の日本の狀態に於ては適當な數であらうと考へて居りますが、各國の例は區々になつて居ります。多い所は六百人以上の所もあります。又少ない所も無論あるのであります。日本に於ては既に藤澤君が言はれる通り初めは三百人、後には三百八十一人、今日は四百三十一人に改正致すのでありますが、毎年十年毎に議員が五十名以上も增加することであつては孰れのところにか制限を置かねばなるまい。いろ／＼な事情の下に於てそれが四百五十名ならば先づ日本で今日議員を出し得るところの土地に就て考へれば適當であらうかと思つて極めたのであります。之が適當であると見ると、不適當であると見るとは銘々議論のあるところで違ひますが、是ならば先づ日本に於ては適當の數であらうかと考へる。尤も今日議員を出して居るところの土地に就ても更に議員を出すところが增加致しますれば是は別論であります、大體是位い數が適當であらうかと考へると申すより外に仕方がありませぬ。

從來の立法例に違つたと云ふことは、それは其通り違つて居ります。併し從來の如く致しますれば唯別表に於て數を限らずして何處の選擧區より何人と云ふやうに規定致しまして、之を總計すれば三百人になつた場合もあり、又現行法の如く總計すれば三百八十一人となつた場合もあるのであります。別に數を掲げずして左樣に相成つたので、此度も數を掲げずして選擧區、選擧區毎で往きますれば何人まで增加するが際限のないことである。四百三十一人に此度はなりましても更に四百八十人になるかも知れず、五百何十人になるかも知れぬのでありま

すから、別表にあつた數だけで總數を掲げまして、別表だけで割出して行くと云ふことは、際限もなく議員を增加するのであるから原則として何人を限るとすると云ふことを設けるが適當であらうと云ふことで、一條を設けた譯であります。

是は必しも英國の例に依つたと云ふ次第ではございませぬ、各國は區々になつて居ります、又人口はさまで多からずして議員の非常に多い處もあります。故に各國の例に當箝つて日本の數を規定することは甚だ國情に悖つた結果にならうと思ひますから參酌は致しましたけれども、直に各國を手本には其點に於ては取りませぬ。取りませぬが、大層有權者が殖えまして、處に依つては倍以上にまでなつて居ると云ふやうな事情であります。さう云ふ關係から人口と選擧權者との比例も段々違つて參ることもあらうと思ふ、又國の進步に於て左樣でございます。併し是亦普通選擧若くは選擧權を非常に擴張しやうと云ふ人は段々納稅資格を下げて數を增さうと云ふこともありませう。けれどもそれは私は其必要は今日ない。今日の程度は是位有權者があつて此投票を致したなら國民の代表者たる者を出すに適當の數であると考へて居りますから、必しも各國の例に依つて大に增す必要も見ないので、其比例には合はぬであります。けれども日本に於ては此位の程度が丁度今日の場合に於て宜しからうと考へて居る。

納税のみに資格を置くは宜しくないと云ふやうな御話もありますけれども、納税も固より選擧權の重大なる資格の一であります。是は憲法實施以來執來つたところの方針でありますから此原則を破ることは今日必要であるまいと思ひますから、納税に制限を置くと云ふことはそれは原則で其儘にして置きました。それから先は程度の問題で、十圓が宜い、五圓が宜いと云ふことは程度の問題でありますが、何にしても日本は憲法實施以來納税資格と云ふものを原則としてありますから、其は此儘にして置きました。偖程度の問題を御擧げになりまして、此上擴張する必要があるかないかと云ふ御話でありますが、現在に於て此以上擴張する必要はないと思ひますから、此改正案を出したんでありますが、將來の御話でありますれば私は今御答は出來ない、又一向必要はない。十年も二十年も先の未來記を茲で御話する必要は何もないやうに思ひますが、若しも日本の狀態が進んで、もつと選擧權を擴張する必要が御座いますれば、無論、國論が一致して擴張も致しませうし、然らざれば擴張しないでありませうから、其時に臨んで當局者並に國民の輿論を聽くの外はございませぬから、將來に關する一個の意見を茲に述べる必要はないと思ひます。却て總ての議論を混雜さすと思ひますから、將來に渉つて一個の意見は發表致しませぬ。私は現在に於て選擧の資格は是だけを以て足れりと思ひますから、現在の資格の儘、此改正案を提出した譯であります。（明四五・三・一）

高木益太郎に答ふ（衆委）

調査の事に付て、議場に於てそれは調査會であなたが御述べになつたのは、甚だ迷惑だと云ふたのが、御氣に障つたやうでありますが、其後で申した。併しながら御自由だから御述べになるならば御述べになつても宜しい。吾々は議員の資格で云うた。今度は調査委員の資格で云うたんだと云ふことは、餘り進行に面白くないやうに私は考へたけれども、あなたの御自由で、何と云はうが御話になつて、且又御相手になつて、答辯もしたんだから、其處に御遺憾もないだらうと思ふ。それから今の貴族院云々は選擧法の何處にも書いてないので、御答のしやうがありませぬ。

是も不思議な御尋でありますが、今は西園寺首相が居りますから、何でも世間では之を西園寺内閣と稱して居る、あとは個々勝手の名を附けて居る。けれども法律上或制度の上から申せば、是は天皇陛下に屬して居る純然たる内閣であります。何も異名のあるものではありませぬ。

どうも是は選擧法改正案にどう云ふ關係があるか、先きから考へるけれども、御問がさつぱり分らぬ。併しながら關係のあるなしに拘はらず、御答は致す方が宜からうと思ひますが、どうも今の御問のことなどは御答へのしやうがない。又此選擧法現行制度は伊藤公の主張でありますけれども、不都合と認めるから吾々は改正するのである。伊藤公の立案ではあるけれども改正する必要があるから國家のため改正するのである。吾々は伊藤公一個

の意見に何でも彼でも盲從する必要はない。其事については質問でもなければ御答する限りでもありませぬ。

選擧法改正案を調査する場合にはいろ〳〵な說を斟酌致したには違ひないのです。今の御話のやうなことも他にも說のあつたことでありますから、考の中には置いたことである。併し必要なしと見て此改正案に止めたのであります。今の無競爭の場合に投票を用ひずして當選すると云ふやうなことも良い方法ではありますが、無競爭のときには投票を用ゐても何でもない。費用も掛らない。其儘認めても、投票させても、費用に差があるものではありませぬ。外國にあることだから大層好く見えますけれども事實は大變歡んで迎へる程のものではないのです。故に私はさう云ふことは宜ささうに認めるけれども必要がないと思ふて此儘に止めたいのです。

調査會に出た說を申上げると御叱りを受けるかも知れませぬが、調査會でもそんな御話があつたか知れませぬが、夫はどうも投票をしないから罰すると云ふ事は今日の國情に適しない。投票をするとしないとは國民思想の程度に俟たなければならぬから、投票しないから罰すると云ふ事は如何にも御同意が出來ない案と考へて居ります。

今日の日本の狀態に於ては選擧法違反がありましたと言ふて、其選擧區の投票全部を無効とすると云ふやうなことは實に國情に遠ざかることと千萬里であります。日本で今日とても選擧に於て違反者があつたから、それを無

効にすると云ふやうなことの行ひ得べき程度の日本ではありませぬ。それは犯罪者があつたらそれを罰するに止めるのが適當と考へる。

婦人に選擧權を與へると云ふことは問題になつて居る國もある——國もある、位のことである。そんなことは今日に於ては必要は見ないと考へる。婦人に選擧權を與へる必要はないと思ひます。

そんなことも一向必要はなからうと思つて改正案には加へませぬでした。（明四五・三・一）

花井卓藏に答ふ（衆委）

唯今花井君の御質問でありますが、此改正案を提出致しましたる理由は、理由書にも書いてありますが、本會議並に委員會に於ても屢々質問に應じ、又自ら說明をしたのであります。即ち簡單に掲げました理由を演說に依つて補つた次第でありますから、それに依つて大概一般に御認めになることゝ考へて居ります。而して時代の要求に依つて其弊に堪へないから改正するのであると云ふやうでなければならぬかのやうな御話でありますけれども、私は少し御見解と違ふかも知れないが、固より政府にも法律の發案權があり、議院も發案權のありますることは申すまでもない。發案權がある故に必ず發案せざるを得ぬと云ふ議論はありませぬが、議院としても政府として

も其弊を見て之を改むる必要を見たならば提出しても宜しい。其弊に堪へざる極點に至らざれば初めて法律の改廢が出來ぬと云ふものではないと思ふ。政府であつても議院であつても、此法律を改廢せざれば將來に於て甚しき弊害が生ずるとすれば、目前の弊害は尙忍び得るとしても、將來のために改廢しなければならぬと云ふことは當然のことであらうと思ふ。而して是はなるべく議院の提案に待つ方が德義上宜いかも知れませぬが、併し尙も國家を憂ふる者は議院であつても政府であつても玆に氣の付いた者は提出するのが當然であります。さう云ふ譯であるから是は弊に堪へざる極點に達しない間に於ても、弊害の甚しきことゝ認めた以上は提案して宜しい。又國論の歸著と云ふけれども、國論は是とし非とするものは何時でもある。併し其局に當るものでも局に當らぬ議院でも、是は斯うすれば國家の利益と見たならば之を提出する、之を提出して初めて國民の代表者たる諸君に於て是が國家の爲に圖つて國民の利益とするならば初めて玆に國論が定まるのである。輿論と云ふことは實は漠然たるもので、輿論國論を發表するのは議院の外ないことは喋々の辯を費やさぬのであります。即ち議院に提出して輿論の歸着するところが初めて分る。故に此案を提出しても一向差支ないと考へて居る。次に成程御質問の如く今日の大選擧區の下に於ても俗に稱する地盤と云ふものを持つて居る人は、小選擧區を根據として他の方面で得るところのものは補充のやうな實際になつて居ります。併し斯う云ふことが直に小選擧區の實際であることは申されぬ。多少の根據は有つて居ります。併し同時に根據のない人がある。即ち地盤がない人でも方々から掻集めて當選すると云ふことは大選擧區の下にはある。尤も有る無いと云つても程度問題で、一票も無い人があるかも

知れませぬが、兎に角多少の補充だけでは當選が出來ないやうな薄弱なる地盤を有つて居る人でも、方々から掻集めて取入れても當選をするやうになつて居るのが大選擧區の今日の實況であります。故に多少選擧區のやうな形で、無論以前は小選擧區でありましたから其風が遺つて居る處もあります。さう云ふやうなことで以て大選擧區の下に於て小選擧區の事實があることは論定が出來ませぬ。又ありましても差支ない。小選擧區のやうな形は所所に見えますけれども、併し是は大選擧區であるが故に、全く地盤なくして投票を集めて當選する人もある。又は地盤ありと雖も他の方面から投票を集めなければ如何なる人であつても當選は期せられぬと云ふやうなことは即ち大選擧區に今日行はれて居る實況であります。さう云ふ方法を以て當選を圖るが故に、屢々申した如く費用も非常に嵩み、費用が嵩むと同時にいろ〳〵の弊害が之に伴ふと云ふ實際の事實を認めて居るので、之を認めた以上は玆に改正案を提出して此弊を矯むる方法を取る事は政府當然の職務なりと考へて提出した譯であります。

其外にもありましたが……

唯今の御尋は選擧人に既に納税の制限がある以上は、被選擧人に何等の制限がないのは權衡を得ないことに歸着するではないかと云ふやうに考へますが、此現行法が此の如く規定されて居ることに付ては、花井君の言はるが如く多少議論は免れない點と思ふて居る。當時にあつては無論被選擧人の相當な資格納税其他の制限がありました。蓋し此制限がある爲に適當な人を得るにも困難であり、殊に住所の制限などは尙困難であつて、納税も

亦其府縣に於て納むるとか、いろ〳〵の面倒なことを設ければ設けるほど其人を得るに局限して廣く求むること
が出來ないやうになりますが故に、此資格は一切取るが宜いと云ふことに歸着したであらうと考へます。併し是
がさうなつた以上には納稅者の方も、其時に固より資格は十五圓であつたものが、十圓になつたと思ひますが、
少し弛みは致しましたけれども、全く納稅の制限は取らなかつたと云ふことは、又深く考へた事情もあらうと考
へる相當に政治を議する――相當の知識を備へ國民の代表者たる者は必しも納稅の資格を問ふに及ばぬけれども
之を選んで出す選擧人には相當の資格を――納稅の資格を備へることが卽ち相當の程度の人をして選擧せしむる
と云ふ意味であつたらうと思ふ。併し是は私が茲に制定當時の趣旨を敷衍して之を解釋して說明すると云ふ譯で
はありませぬが、左樣であつたかと思ひます。今日に至つて之を考へて見ますに、此點に於ては一向不都合を見
ない。法律上多少の議論ありと致しましても實際に於て少しも差支ないのである。今日被選擧人たる人を見まし
て其資格人格の凡てを見ましても、一向不都合を見ないのでありますから、是に制限を設けると云ふことは一向
必要のないことゝ認めるのであります。故に現行法の通りに此點に於ては改正を加へずに据置た譯であります。

それは成程議院と裁判所の見解を異にすることもありましたし、將來又あるかも知れぬ。それを法律に規定す
ることを考へなかつたかと云ふ御話でありますか……

花井卓藏に答ふ

一向考へませぬ。

それは一向此選擧法改正に際しましては問題と致して居りませぬ。

現行選擧法の改正は加へて居らぬと思ひますがそこは……

それは加へる必要はないと考へたのであります。別段是は攻究をひどく費した譯ではありませぬが、一體議院は裁判所と見解を異にする。又其議院としても資格審査其他の見解はいろ〳〵になることがありますが、是は御承知の通り權限の爭議、裁判所がない以上は困難を感ずる場合も無論ありますけれども、さりながら此の如きことは其事件が度々生じて一定の慣習を備へるまでは、法律の上の力を以てすることも困難な場合もあります。故に私は今日に於て左樣なこと規定せずとも、自ら相當なところの歸著點を見るであらうと考へて居るのであります。

其法案が出て居ると云ふことを承知致しましたけれども、此改正案を編成致すときには左樣なる法案の出ることは少しも豫期せざることであります。豫期せざることでありまするから此の如く改正案は編成されて居るのであります。之を審議するところの議員は兩方の案を見てどう判斷をされるかは別問題であります。それで此改正

案を提出した當局者としては此改正案に書いてある通りのものが適當なりと考へるのであります。其他の議論が出ましたならば、それは又篤と其方面で考へなければなりませぬが、第一に議員諸君が之をどう扱ひなさるかを御考を願ふのであります……

それは刑法との關係を取つたと云ふことは唯今御話のやうに深い意味のことではありませぬ。現行法に書いてありましたのは此現行法の制定の後に新刑法が發布せられましたから、刑罰の割方其他に付て違つて居る。それを權衡を取つて同じやうにしたと云ふことなので、大體の趣意は……

刑法の第何百何條は私にはどうも記憶致しませぬ。何を書いてあるか箇條が分りませぬから、事柄でも承りましたらですが、然らざれば他の者から何百何條の御答は致しませう。

何百何條だけでは分りませぬが……(明四五・三・一)

安達謙藏に答ふ(委衆)

此別表の改正案に對する修正に付きましては、御決議になる前に賛否を申すことは出來兼ねます。政府に於て

は……先づ御聽き下さい。政府に於ては此原案を作るに當りまして各方面の人を集めまして、調査を致して、此原案を作成致しました故に、此原案を是なりとして是が最上の案なりとして提出致したのであります。併しながら又當衆議院に於て相當な修正がありましたならば、篤と調査致しまして其從ふべきものには從はうと考へます。大體に於て政府は原案を是なりとして居ります。それから小選擧區の數、現在に於ける數であります。是ははつきりと今記憶致しませぬが、之を數へて見て分かる問題で、若し數が約七十とか、七十幾つと言ひましたのが違つて居りますれば間違であります。約三十と云ふことも是も凡そ三十――二十幾つ二十二ばかり無競爭の處であります……何所々々と云ふことは、甚だ迷惑でございます。併し申上げませう。凡そ申上げる外ないのでありまするが、前回に於て前橋、甲府、盛岡、水戸、松山、津、名古屋、若松、高松、高岡、鹿兒島、四日市、秋田、弘前青森、和歌山――是は無競爭と云ふ譯ではない、無競爭若くは殆ど無競爭に等しきも又は穩和なる競爭であつたと云ふことを申すのであります……既にさう申した、それを合せて申すのであります。横濱、宇都宮、富山、鳥取、下關、德島、是等の地方は或は無競爭或は無競爭に等しく、若くは競爭ありとも激しからざる地方であります。（明四五・三・四）

第三十一回帝國議會に於ける演說

警官刄傷問題に付村田保に答ふ（貴本）

御答を致しますが、唯今の村田君の御質問は巡査が抜劍いたしたと云ふこと、兵隊を出したと云ふことの二點と記憶いたしますが、巡査の抜劍を致したと云ふことに付いては、新聞紙其他に於て之を唱へます。去りながら是は私は事實と認めて居りませぬ。十日並に十二日はあの騷動であります。巡査はそれぞれ規則がありまして、容易に抜劍が出來ぬやうに相成つて居ります。去りながら固より正當防衛の場合、若くは公衆の危難を救ふに已むを得ぬ場合等を除きまして抜劍すると云ふことは容易ならぬ事であります。故に抜劍をして宜しいと云ふことは無論命令いたさぬのみならず、此規則に依りまして抜劍して宜しい場合は指定せられてあります。其以外に抜劍を致しましたならば相當の處分を致さなければなりませぬ。然るに此騷動の際に疵を負ふたと云ふものは七人あります。七人の中一人は翌日屆出ましたが故に、果して其時の疵であるや否やは不明瞭であります。あとの六人は其當日に於て治療を施したのであります。其中に赤十字社の救護班に於て治療いたしたものもあり、警視廳の醫者の診斷いたしたものもあります。殘らず是は切疵ではございませぬ。劍を以て切つたのではございませぬ。

然るに劍を以つて切つたと云ふことを申すのであります。其基く所は此六人の中の者に一人新聞記者がありまして、之が或る醫者の治療を受けました時に、其醫者が劍を以て切つたのであると云ふことを診斷いたしたと云ふことであります。當該官廳の調査と、斯樣なる側で申す所とは、全く反對いたします。殊に其中の新聞記者以外の者に付いては何等議論もございませぬ。唯拔劍いたしたと申して居りますが、此新聞記者と云ふものに付いては、拔劍を致したのであると云ふことを前提と致しまして、拔劍を致したが故に內務大臣は書面を以て各新聞社に謝罪せよと云ふ請求であります。私は專一に拔劍を致したと云ふことは當該官廳の調査に依つて拔劍と認めないのであります、併しながら人民側で或る醫者の診斷に依つて拔劍と申しますれば、是は調査を致さなければならぬから調査を進めて居ります。尤も其中に裁判所側の調査もあるやうでありますから、之が公表されましたならば明瞭でありませうけれども、之は豫審に關係を有つ事でありますから、今日は公表になつて居らぬのでありますが、兎に角私としては當該官廳の報告を信用するの外ありませぬけれども、併しながら人民側で左樣に申す以上は、調査を致さなければならぬ事でありますから、調査を進めて居ります。調査は進めて居りますが、假に是が拔劍いたしたと云ふことが事實であると致しましたならば、是は相當なる處分を致さなければならぬと云ふことは申すまでもありませぬが、內務大臣たる職務を以て、各新聞社に書面を以て謝罪をすると云ふが如きは、是は國家の體面に於て、私は出來得ざることゝ信ずる。故に是は斷りました。此斷るに依つて各新聞社……各新聞社と申しました所が之を請求いたしました新聞社、其他の新聞社が怪しからぬことであると云ふ譯を以て、種々な

る議論を試みました。甚だ遺憾に考へますけれども、國家の體面に於て彼等の請求には應ぜられぬと信じて居ります。斯様に抜劍いたしたと云ふことは、當該官廳の調査に依ればございませぬ。併し人民側は左様に申して居ります。是は尙ほ調査を進めまして、何れにか決定を見るでありませうが、今日までは抜劍いたした者はございませぬ。各巡査に就いて調べましたが、抜劍いたした者はございませぬ。或は夜に入りました故に劍でも振廻はしたものを抜劍とでも認められた者でございませうか、若しや彼等が騷擾の際、何れかに行つて疵を受けたのが此疵は必ず巡査なりと認定するは困難であらうと思ひます。なぜと申しますれば、此疵を負ふて謂はゆる抜劍に依つて切られたと申す者は六七人ありますけれども、其の他の者に數多の負傷者があります。又當時は御承知の如く公衆の議院附近に集まりました者は五六萬であらうと思ひます。是等は前以て種々なる注意を與へましたけれども、左様に集つて參りました。尤も其間には或る新聞社が衆議院を包圍して居るとか、非常な騷擾でも釀して居るが如き號外を出して居る。其時は誠に平穩な時でありましたが、それらのことに依つて好奇心に驅られた者も大分多いのでございます。斯様な譯で多く相成りました。それに解散を命じましたが、容易に解散を致さぬで、方々に押寄せて來つて、さうして石を投げ、其中には隨分亂暴を働きました。故に警察官側に於ても前日の調に於て七八十でございます。今日の調によれば百人を越して居るほどの負傷者がございます。又石を投げ其他の物に依つて民家若くは電車又は交番所などに損害を與へました事も少からぬことであります。斯様なる場合に於て果して巡査が抜劍いたしたと云ふ事は、何に依つて認めますか。是は疑問であります。醫者の診斷に依れば或る

醫者を除く外は、當該官廳は劍の疵で無いと診斷して居ります。又何れにしても此騷擾の際に人民側で、疵を受けたる者は皆巡査の仕業なりと斷定することは如何でございませうか。兎に角斯樣な事實であります。故に拔劍を致したと云ふことを認めろ、從つて謝罪しろ、と云ふ議論もありますけれども、私は是に應ぜぬのであります。又兵隊を出したこと、是は事實であります。固より巡査の力は限りがあります。東京府下全部を擧げました所で四五千人に過ぎぬのであります、況や各地方を空に致して、此方面に集注いたすことも無論出來兼ねます。故に巡査の力を以て足らなければ、兵を出しまして公衆の暴行を止めるより外、途はございませぬ。是は治安を保つ上に必要なりとして、官制の規定に依りまして、東京府知事が衞戍總督に請求を致して兵を出しましたのであります。固より此暴民を征伐するが爲に出したのでありませぬが、此騷擾を鎭壓する爲に兵を出したと云ふことは、是は已むを得ぬのであります。一體近頃の樣子を見ますと、動もすれば多人數が大會と稱しまして集まります。屋外の集會を禁じましても、尙ほ屋外に集會を致して演說等を致し、之を制すれば警察官に向つて抵抗を致すと云ふやうな風習があります。甚だ歎息すべきことゝ考へます。而して之に依つてだん／＼檢擧いたしますれば、煽動者などと云ふものは多くは踪跡を晦ましまして、附和雷同しました者が捕縛せられると云ふやうな結果が多いのでありますから成るべく斯樣なことは甚しきに至らぬで納まりを付けたいと考へまして、非常に苦心を致しました。人民側に注意も與へましたが、唯今も申しましたが如く、いろ／＼の事情に依つて多數の者が集まりまして、此方面を退散いたしますれば、又各地に向つて參る。巡査が之を制すれば石を投げ棒を以て打つと云ふや

うなことであります。兎に角甚しきに至らずして、昨年二月若くは三十八年の九月の如きに至らずに濟しましたけれども、實に斯樣なることが屢々生ずるのは甚だ遺憾に考へますから、今日の法律規則の許す限りに於て、此安寧を保つが爲に、十分なる力を盡して居るのであります。大體斯樣な次第で、此事件の眞相を御承知を願ひます。

唯今村田君の再びの御質問に御答へいたしまするが、唯警察官が劍を拔いたのでは無いと申したが故に、それを信ずると云ふ譯ではございませぬ。當時出張いたしました警察官を調べましても、固より拔劍を致した者はございませぬ。尙ほ調査は進めて居りますけれども、今日まで拔劍を致した者を認められませぬ。而して斯樣に認められぬと云ふことゝ、彼等の申す所を判斷を致しますのに、第一に認めなければならぬものは醫師の診斷書であります。若しも是は劍で切りました疵でありますれば、彼等が如何樣に申さうとも、是は彼等の言ふことが間違でありとして、尙ほ其點を調査しなければならぬ。けれども、既に申しました如く赤十字社救護班に於て差向きの治療を致した診斷書に依りましても、切つたものはございませぬ。又警視廳より醫員を派出いたして、此疵所を檢査いたしました所でも、劍を以て切つたのではないと云ふ診斷であります。既に申しました如く、尙ほ裁判所側に於て調べましたならば、如何樣なる事が發表せられるかは知りませぬが、今日まで承る所に於ては、或は警視廳の調査と同じものであるまいかと思ひます。是は事豫審に屬するが故に、玆には推測を以てのみ申すこ

とは出來ませぬが、兎に角斯様な次第で、根據なくして唯警察官が劍を拔いたもので無いと云ふから、劍を拔いたもので無いと申す次第ではありませぬ。然るに或る醫者が或る新聞記者……他の者は關係はございませぬ。或る新聞記者側の申す所を以て、當該官廳の役員の診斷を誤りなしとすると云ふことは、私は今日の場合で申上げ兼ねます。他日どう云ふことを發見すると云ふことは別で、又柳原伯爵……

又柳澤伯爵の豫算委員會に於ける御質問の場合に、此ことが出ました折に申しましたが、當時柳澤伯爵のお話は、唯今村田君の云はるゝやうには、私は記憶いたしませぬ。念の爲速記を見ますと、斯様に云はれて居るやうにあります。どの邊から參られたか……中央新聞社近く寄つた所でありませうと思ひますが、參つた所が、今巡査が劍を拔いて切て居るから危ないから御出でなさるなと云はれたから止めたと云ふので、目擊したとは速記録には見えて居りませぬ。併し今日まで目擊した者もございませぬ。幸に柳原伯……

柳澤伯爵が見られたならば、是は又大に調査を進めなければなりませぬが、速記録でも左様に拜承いたしませぬ。是で御了承を願ひます。

唯今の村田君のは私に對する責任論と承ります。行政警察は如何に權能を以ちましても、多數の群衆が全く集らぬやうに致す方法はございませぬ。職務上に於ては斯様なる群集が不穩なる事を致しましたことを鎭靜いたすのは無論當然職務であります。更に一歩を進むれば斯様なる多數の寄合等の無いやうに努めまするのは無論當然

の事であります。去りながら今日の職權を以ちまして多數の人民が集まることを集まらせぬやうにする權能はございませぬ。けれども注意は致さなければならぬ。故に前以て或は多くの者が集まつて喧躁を致しはせぬかと云ふ譯を以て、警視廳に於て極めて平易なる文章を以て、市中に廣く注意を與へまして、成るべく出ないやうにと云ふことの注意を致しました。其他又此處に集まつて參る者に向つて危險があることであるから、成るべく左樣な者は集まらないやうに注意を致しました。又屋外に集會を致し由つて以て不穩な事が多く生ずるが故に、之を止むるの方針を執りました。去りながら集まつて參るのであります。此時に當つて之を說諭致して解散を命ずるのでありまます。所が說諭を聽かぬのみならず、是が暴行を致しました。若し斯樣な事を容認いたしましたならば、實に國家の安寧は如何なるものに相成るかと云ふことを私は寒心に堪へませぬが故に、此暴民の起らぬやうに、群集が集まりまして心にもない喧躁を致さぬやう有ゆる手段を盡しましたけれども、此手段は限りあるもので、全く集會させぬ方法はございませぬ。故に集會いたしましたなら、成るべく平穩の間に退散を致すやうに努めたいと考へて居ります。是は私の職責なりと申しまして、左樣に致して居るのであります。けれども多數の者が集まつて來ることを絕對に止むる方法がございませぬ以上は、集まつたる以上は、成るべく平穩に解散せしめる方法を執るより外に致方ないものと考へて居ります。左樣に御了承を願ひます。

村田君の御注意は御尤ものやうにも聞えまするが、有らゆる手段を用ゐまして、先刻說明いたしました以外に於て、

治安警察法に依りまして、當時既に不穩の行動をしはせぬかと云ふ者は、前日より檢束いたしまして、多數の者を檢束いたしました。併し尚ほ且つ斯樣な者を生じた、又騷擾罪に依つてそれ〴〵檢擧いたした者も多いのでありまするが、是は事後のことであります。其事前に當つては、市中に廣く注意を與へると同時に、敎唆其他の不穩なる行動を致しはしまいかと云ふ者を檢擧いたしました。成るほど多數の者が寄りまするのが原因でございませうが、行政警察の力を以て公衆の集まることを絕對に止むると云ふことは、甚だ遺憾ながら出來兼ると私は御答申するの外はないのであります。去りながら是は餘ほど平穩に公衆が集まつて居る時の定めもありますから、平穩無事に集會を終らせるやうに致すが宜い。之を暴行に至らしめぬやうに努めるが宜いが、絕對に集會なからしむると云ふことは、種々の方法を執りましたけれども、今の法律規則の範圍內に於ては出來兼ねます。

（大三・二・二六）

警官刄傷問題に關する內務大臣問責決議案（河野廣中外五名提出）につき石橋爲之助に答ふ（衆本）

石橋君の唯今の御質問に御答致します。巡査が拔劍致したことに付て、柳澤伯が之を見たと證言を致したと云ふに拘らず云々と云ふことであります。是は事實間違であります。左樣なることは貴族院に於て問答がございませぬ。貴族院の豫算會議に於て柳澤伯は、自分は當時此附近に行きかけた所が、今巡査が拔劍して居るから危な

いから御出なさるなと言つたから自分は行かなかつたと言ふことである。此事は豫算總會の速記錄にも明示してある。又今日貴族院の議場に於て、柳澤伯が速記錄に記載の通りの辯明を致されました。是は事實が相違致して居りますから問題にならぬのであります。それから朝日新聞記者が私の宅の附近に於て毆打せられたと云ふことに付てのこと、是は既に書面を以て答辯致したのでありますが、其答辯に御滿足にならずしての御尋であります。事實がないと答辯致したのは、拙宅に居るところの者が出て行つて、追跡して之を打つたと云ふことはないと云ふことを申上げた。打たれた人はあるのであります。病院に居るのであります。故に問題になつて居るのでありませうが、それは私の所に居つた者が左樣なることを致したと云ふ事實がないと云ふのであります。從つて私は警察力を信用しないで或人を雇うて置いたなどと云ふことも亦ない。是は答辯を誤解せられたのか何か知りませぬが、事實が甚しき相違であります。檢擧をしないで置く云々と云ふ話は、無論是は内務省の所管ではありませぬが、併しながら司法官に於て是は調べつゝあるのであります。それは先般武藤金吉君も其宅の附近に於て毆打せられました。朝日新聞記者も芝公園に於て毆打せられました。それ等は當然官憲に於て相當な調査をせしめつゝあると云ふことに承ります。それで御質問に對する答辯は終つたと記憶致しますが、何かありましたならば又御問に御答致します。（大三・二・二七）

加瀨禧逸に答ふ（衆本）

加瀬君に御答致しまする前にちよつと伺ひたい事がある。何れの場所に於て鞘の儘ならば打つて宜しいと云ふことを、私が申したと云ふことを言はるゝのでありますか、之を伺ひたい。

何時申しました。速記録にでもありましたか。

新聞では……責任は負はれぬ。

これは御質問が變つて居ります。警視廳の事なら能く調べて見ます。警視廳の役人が如何に申したか承はつて居らない。新聞に付ては責任は持たぬ。

衆議院に於て何時此事を御話したか、何時でありますか。

貴族院の何處で……

何かでは分りませぬ。速記録にでもありますか。

それは加瀨君に御答致しまするが、諸君御聽きの通り、加瀨君は是は風說に依ての御質問でありまするから。私は之に答辯する責任は有ちませぬ……それから通油町で多くの人を捕へた、往來の人を逮捕したが相成らぬと云ふ。無論往來の人を逮捕致しましては相濟まぬことであります。併しながら斯う云ふことは風說や其他の感情などでは問題は極まらぬ。此油町に於て多くの人を調べましたる事柄は何であるか、時刻がどう云ふ時であるか、時刻は夜の十一時五十分――十二時であります。夜の十二時は深夜なりと申すことは何人も否定することは出來ない。深夜にして而して是等の群集が各地に何百人と云ふ者が押し寄せて、或は石を投げ、或は其附近の米屋に害を加へつゝ各地に參つたのであります。而して此油町の交番を襲ふがために是が參つたのであります。無論交番所を防禦致して居つたのでありますが、之を取卷いて大層なる人が夜の十二時に此處に又集つて參つたのであります。故に警察官は治安を保つがために是等の人を悉く調べ、全く通り掛りの者は無論放免致し、稍々疑はしく調べなければならぬ者は調べて、關係のない者は皆放免致して、騷擾罪にでも問はるべき嫌疑の者二十幾人を檢事局に送つた。最は安寧を保つ上に於て當然のことであると私は信ずる……若し斯樣なる場合に於て、群集のなすが儘に交番所も襲はせ之を傍觀致して置きましたならば、數多の良民が如何にして其堵に安んずることが出來ますか……之を致して警察上始めて其職責を盡したりと信ずるのであります。圖らざりき、是が問題になることは、實に意外の感に打たれるのであります……逮捕ではありませぬ。(大三・二・二七)

內務大臣問責決議案討論終結に際する發言(衆本)

議長。……最早此決議案に對する贊成の御論も反對の御論も段々承りました。只今の討論終結せんとする場合に當りまして、私は茲に多辯を費す必要はありませぬ。さりながら一に所見を述べまして諸君の冷靜なる判斷を乞はなければならぬのであります。此問題の起りは巡査が拔劍して人を斬つたか斬らぬかと云ふことが第一の問題になつて居る… 決議書にさう書いてある……然るに之を警察官が拔劍をして人民を斬つたと云ふ論據が、或る人々の言ふところに依れば一二の醫師の診斷が根據となつて居る。是れ固より醫師として間違もないのでありませう。さりながら一面に於て警察官即ち警視廳に於て診斷致したところのものに依れば、劍を拔いて斬つた傷ではないのであります。……併し此警視廳を諸君が疑ふのでありませう……

警視廳の診斷書に疑ありと致しますれば、尚ほ更に診斷書があります。傷を致した卽時に赤十字社救護班が診察致しまして、治療致しました。其診斷書に依ると、やはり劍を以て斬つた傷ではないのであります。傷は既に劍を以て斬つたのではない。一二の醫師が劍を拔いて斬つた傷なりと致しても、之を以て直ちに拔劍致した證據とはならぬのであります……況んや其警察官を調べまするのに、拔劍致した事實は擧らぬのであります……固より吾輩は拔劍を命じて人民を斬つて宜しいと云ふ訓令を與へて居る譯でも何でもない。警察官は相當なる規則の下に正當防衛の場合、若くは公衆の危難を救ふに已むを得ぬ場合は拔劍するのであるが、假りに拔劍をして公衆

を斬つたりとせば、果して正當防衛であるやら公衆の危難を救ふのであるか、之を調べて相當なる處置をするのに何の躊躇するところはない……故に私は警察官が斬つたと云ふ說が反對の黨派の人が言ふから調べたが事實が擧らぬのであります……又我輩が調べるばかりぢやない、司法當局に於ても是が調査を爲して居る事である。併しながら今日迄巡査が拔劍して人を斬つたと云ふ事の事實は認められぬのであります。從つて警察官の處分もしやうがなければ、諸君の言論を信用しやうがない。斯樣なる不確かなる基礎の下に於て諸君は明瞭なり確實なりと言はるゝけれども、旣に反對の證據がある以上は、確實明瞭とは言兼ねるだらうと思ひます。其不確かなる不明瞭なる基礎の下に內務大臣の責任を執れと言ふことは如何にして責任が執れるか……又油町に於て深夜――夜の十二時頃普通の人は餘りさう云ふ群集をなさぬ時期に、交番所を襲ふがために多くの者が參つた、固より其中には煽動者もあらう、雷同者もあらう、それを一應調べまして、調べて其罪なき者を、嫌疑のない者は放還致すのは警察官當然の職務と私は思ふ。斯樣なる場合に如何に致せば諸君は滿足するか。交番所は勝手に襲はれ、公衆に危害を勝手に與へさせて宜しいと云ふまさかに諸君と雖も斯樣なことは言はれまい。尤も昨年の騷動よりして今年の騷動も公憤の發するところであると言つて、恰も彼等の群集の爲すが儘になれば宜しいと云ふやうなる議論を爲された人もあるけれども、是は常識を以て左樣なることの出來べきものでない。で警察官は當然の職務を盡して居ると私は思ふ。若しも多數の警察官中に不當なる處置を爲した者があるならば、取調の結果、又是が擧がるならば私の之を處置することに少しも躊躇せぬ。奈何せん左樣なる事は見當らぬので、諸君が若しも確か

なる證據を擧げるならば是は別ものである。一二の醫師の診斷が斯うである、公衆が皆見て居ると云ふやうなる漠然たることでは責任の執りやうがない。

之を要するに是は決して一個の、個人の問題でもなければ一黨派の問題でもない。斯樣なる場合には如何にして安寧秩序を保つものであるや、又內務大臣の職責として安寧秩序を保ち得るのであるか、保ち得ないのであるか、若し安寧秩序を保ち得なんだとすれば、諸君の言を俟たずして其責を引くと云ふのは當然の話である。併し私は種々の方法を用ゐ、成るべく無辜の人民を罰せざるやうに有らん限りの注意を以て、安寧秩序は保持し得たりと信ずるのであります。既に安寧秩序は保ち得たりと信ずる以上には、責を引くの必要はないのであります……さりながら若しも一に心得違ひの警察官等がありましたならば、之を處分するに躊躇しない。奈何せん其證據が擧らぬのであります。擧げ得るならば如何なる方法を以て諸君は擧げるのであるか。諸君と雖も是は唯風說に聞き、人の言に聞いて、甚しきは新聞を基礎として議論される人まであると云ふに至つては、甚だ是は驚かざるを得ない。今日の場合は段々人智も發達致すと共に、公衆の議論なるものも相當なる力を持つて居る。故に之に對しては愼重なる注意を拂はなければならぬ。成るべく言論を以て國政が動くやうに致さなければならぬ。群衆が集つて當局者其他議員に對しても脅迫がましきことを致すと云ふに至つては、之を放任致して居ては所謂暴民政治の端を啓くのであります…… 是は獨り政府に對しても議員に對しても、動もすれば脅迫せんとするのである。此の如きことは治安の責任を保たんとする者に於ては相當なる注意を以て、是が鎭壓方法を執らなければなら

ぬ。斯様に致して幸に甚だしく騒擾を致さず、安寧秩序を保ち得たりと信ずるのでありますが、諸君は諸君の聞いた所、諸君の認めたるところを確實なりと致して責任を執れと云ふことは、是は實に無理なる註文、私は此職責を盡すに於て此職務に戀々致して居る次第でないが、斯様なる薄弱なる基礎に向つて以て人に責任を執れと云ふことは、實に言語同斷、立憲政治は此の如きことで發展致すまいと考へる……故に是は國家のために憲政のために、此の如き決議案には絶對反對致します、諸君は篤と考へて、是は憲政のため、黨派の消長でもなければ爭奪の問題でもない。冷靜に判斷せられて、此決議案が適當であるや不適當であるやは篤と考へ、冷靜なる判斷を俟たなければならぬ。徒に辯を弄して反對黨諸君と鬪ふやうなる考はないので、無論其言ふことに道理があれば傾聽するに差支ない。併し如何にも諸君の議論は、薄弱なる基礎を以て人に引責を迫るのは、出來得ざる問題である。國家のため憲政のため此の如き無理なる決議案には、絶對に反對致します。(大三・二・二七)

阪本彌一郎に答ふ(衆本)

唯今阪本君でありましたか御質問でありますが、劍を拔いて斬つたと論ぜらるゝ方の證據物は何かと云へば、或る新聞社の醫者が診斷致したと云ふこと、それから今一は或醫員が診斷致したと云ふことであります。併し警視廳より參つて同じ醫員の手で同じ人を診斷致して、之を切傷でないと言うた。此同じ人を當座療治したところの救護班に於ても之を切つた傷とは認めない。吾々は一二の人の言を聽いて、此の如く當該官廳の報告を非認

することは出來ない。若し御入用なれば診斷書もあるけれども、左樣なる末節の事は此議場に於て執る所でない。併し診斷書は悉く在るのである。故に是は證據なしに此の如きことを言ふのではない。併しながら民間の人も斬つたと頻りに言はれるから、事實を調査して斯樣に申したのである。それから油町で多く人を押へて調べて、罪なきものは放免致したと云ふことに付て、大層公衆の自由を害したやうに言はれましたが、けれども是は其場合は三百人四百人と群集して、方々へ石を擲け、往來を妨け、種々なる危害を加へつゝ方々横行致して、而して油町の交番を襲ひに參つた故に、之を皆押へて、無論是は通りかゝつた者は直に放免を致し、尚嫌疑ある者は相當の調を致して放免した。併しながら其中二十幾人かは如何にも騷擾罪にも問はんければならぬ行動である。故に之を檢事局に送付してあるから、此裁判に依て果して騷擾罪であるや否や判明致します。兎に角警察署の取締としては當然である。是は先刻何方かの質問に依て答へたことであるが、折角御尋であるから重ねて……

（大三・二・二七）

伯爵柳澤保惠に答ふ（貴委）

唯今の御質問は去る十日、並に其以後に於ける群集騷擾のことに付いて御尋と承知いたします。是は既に新聞紙等に於ても其一端は示してありまするけれども、或は當局の調査と相違いたして居ることもありますから、質問もございますから、旁々御答を致し且つ說明することの機會なりと考へて居ります。去ぬる十日群集、日比谷

公園に寄合ひまして、玆に衆議院に向つて多數等の騒擾いたしたと云ふ次第であります。是は其前より大會を開いて斯樣なることを致すと云ふやうな狀況は略々知り得たのであります。併しながら斯樣に群集いたして來ると云ふことは如何とも之を防ぐと云ふ方法がござりませぬ。固より屋内の集會は屆出を待つて決しまするが、屋外の集會演說等は許さぬのであります。けれども多數集りまして、騒擾を釀したと云ふことになつて居るのであります。之に對しまして先年來類似のことは屢々遭遇いたしました。其經驗より考へまするのに、是は幾人かの煽動者がありますれば、多數の者が集つて、謂はゆる雷同者が意外なる騒擾を致しますのであります。依つて之を或は拘引いたし、或は他の手續に依つて取調べて見ますると云ふと、それらの者は多くは雷同いたし、人の煽動に乘つたと云ふやうな者が多い。故に處分の跡より見ますれば、固より煽動者も多少の處分をすることは無論でありまするけれども、多數雷同者、是は如何にも無辜の人民と云ふて宜しいものが、一時の熱に驅られて雷同いたし、遂に刑に觸るゝと云ふことは甚だ遺憾に考へることでありますから、成るべく此騒擾を釀さぬやうに、又多數集りますれば幾分か騒擾を免れませぬけれども、唯今申した如き情態でありまするから、出來得るだけ無辜の人民を刑に觸るやうな處分を受けることに致さぬやうに致したいと考へまして、種々なる方面に手を盡しました。是が爲には警察官のあらむ限りを集めまして取締を致し、又到底警察官のみの力を以て出來得ざる狀況を見ましたから、相當なる地點に兵隊を以て豫防を致すと云ふやうな方針を執りました。所が大體に於ては思ひの外甚だしき騒擾にはならぬのであります。例へば交番所を始めとして、人民の家に投石其他に依つて損害を與へまし

たけれども、併しながら前年のやうに燒打などのこともありませぬ。又人命に關するものもありませぬ。多少の負傷はありましたけれども、死にましたものも無いのであります。大體に於ては騷擾には違ひありませぬが、併しながら非常なることに立至らぬで濟んだ譯であります。其後一兩度又斯樣なることがありました。同じやうなる方針で、或は警察上の取締が緩漫なりと云ふ非難を受けはしないかと考へましたけれども、是は緩漫でありましても、兎に角に成るべく節制いたして、甚だしき騷擾に至らぬ方が宜しい、又多くの無辜の人民を處分するが如きことに至らぬ方が宜しいと考へまして、成るたけ溫和なる手段を凝した。大體は左樣なる方針で、結果も又左樣なる譯であります。併しながら兎に角に十日の日に議院附近に集まりましたものは彼是六萬に近かつたらうかと思ひます。是が解散いたしても、各方面に千人或は五六百人乃至二三百人と云ふものが方々に押寄せていろいろな事を致しましたから、是が爲に人民側にも負傷者其他も多いのであります。警察側も亦左樣であります。警察官の負傷も彼是百人に近かつたかと思ひます。或は百何人かあつたらうかとも思ひますが、こゝに表を持つて居りませぬから、正確なることは申上げられませぬが、左樣なる負傷者であります。固より大體は既に申上げた如く、成るべく穩かに致したいと考へたけれども、既に五六萬の人が集つて、是が各地に徘徊すると云ふに至りましては、人民側にも警察側にも負傷者を免れぬのであつて、甚だ遺憾なる次第でございますが、左樣な譯でございます。併しながら是も非常なる重傷者等を出さずしてしまひましたことは、先づ前年甚だしきものがありましたに比しましては格別な事はありませぬ。尤も其間に負傷いたしました十七人のものは、警察官が拔劍いたし

て斬つたと云ふことを人民側では申します。是は御承知の通り警察官には拔劍を致す場合を示してありますので、妄りに劍を拔くことは出來ぬやうに嚴重に禁じてあります。故に左樣なることは無いやうに訓示も致して居ります。併しながら多數の警察官のことでありますから、若しも左樣なる者がありましては相濟まぬと考へまして、充分なる調査を致しました。併しながら今日まで新聞紙等で出したやうな拔劍を致した警察官は一人もございませぬ。又其傷も負傷いたすと直ちに赤十字社の救護班かと思ひますが、是も相違がございますか知りませぬが、其治療を致しました。其時の傷は斬傷ではない、後に警察の醫者が來て調べましたのも左樣でございます。是は幸ひ新聞等で云はれますのとは全く反對の報告を致して居ります。私は當該官廳の報告を信用いたします。さりながら一面には正反對に拔劍を致したと申しますけれども、是も調査いたしました。又其他に是に依つていろ／＼なる問題を生じまして、人權蹂躪等のこともいろ／＼ございますけれども、政府として採りました方針は決して無法に人民を威壓いたして、謂はゆる威力を以て之を押附ける意思はございませぬけれども、國家の安寧を保つ上に於ては相當なる力を用ゐなければならぬ、成るべく穩かに致したい精神でありまするが、さりながら此安寧秩序を害するのを其儘に放任いたして置いて、尙ほ是で安心なるやと云ふことには參りませぬ　取締の出來得る限りは充分なる力を用ゐた積りであります、大體は左樣なる狀況であります。尙ほ御質問等がありますれば申上げますが、要するに今日はそれこれの關係より或は騷擾罪に問はれましたり致しまして、數人の者が檢擧せられて居るのでありますが、先づ目下御覽になりまする通りに、稍々世間は騷擾類似のことは先づ甚だし

き狀況は無いやうに傾いて參りました。併しながら何時如何なることを生ずるかは分りませぬから、謂はれなく暴民の力に依つて安寧秩序を破られることがあつては、相濟まぬと思ひますので、此點に於ては充分なる注意を以て取締る積りであります。

第一の御尋でありましたが、警察より檢擧いたしましたものは現場に於て檢擧いたしたものが多いのでございます。其他別な關係罪名のもとに於て檢擧せられた者は無論ありますけれども、此十日並に十二日頃の事は現場に於て認めたものを檢擧いたしました。其檢擧より致しましてだん／＼裁判所側に於て調べて、他に教唆者があると云ふことでありますから、それ等の檢擧者に於ては其方の途に向つて調査を進めて居るのであります。尚ほ警察側に於て告訴いたしましたものは、多くは現場に於て檢擧いたしたものであります。それから巡査の拔劍と申すことは成るほど新聞紙上にも書いてあります。併しながら是は傷を療養いたしました醫師の診斷に依りませぬければ判然いたしませぬ。固より夜分の事であります。劍を拔かずとも、鞘の儘で公衆を鎭める爲に巡査が之を振廻はしたのでも、驚いて居る上に……夜分の事でありますし、或はそれが劍と見えることもありませう。巡査が拔劍したと云つて、公衆が騷ぐと云ふこともありませう。併しながら巡査は絶對に拔劍しないと云ふ保證を附することは出來ませぬから、苟もさう云ふ者がありましたならば、相當の處置を致さぬければならぬと云ふ積りで調べました。どうしても巡査が拔劍した事實は認められませぬ。醫師の診斷に依りましてもございませぬ。是

も推測でありまするが、或は其の鞘の儘で人民に向つて鎮靜する爲に、いろ〳〵それを振廻はしたのが當つて傷を付け、さうして之を劍なりと認めたと云ふやうなことでもあるまいか。如何に調べてもそれは見當りませぬ。それから警察官側の害は是はいろ〳〵害があります。今日まで調べまして判つた分は、八十七人負傷して居ります。どんなものかと云ふ御尋でありますが、甚だクド〳〵しくなりますけれども、大別いたしますれば是位に分れます。肋骨をどこか打ちましたのが一つ、挫傷が一つ、斬傷が二つ、それから捻挫傷と申します、腕でも捻つて挫いたものでせう、是が二つ、打撲傷が三つ、足を壓し付けられて利かなくなつたものが二十八、それから投石、石を投げられたものが十二、擦過傷が三つ、噛まれたものが一つ、斯う云ふことになつて居ります。それからまだございませうが、先づさう云ふものであります。それから序に申しますが、是も警察側で調べましたもので、個人の言ふことに依つては或は増すかも知れませぬが、先づ調べました所では巡査派出所の破損を致しました箇所が十二箇所、民家の破損いたしました箇所が二十五箇所、電車の破損いたしましたものが六十四臺。斯樣なる騷擾でございますから、人民側も警察側にもどうもいろ〳〵なる負傷を生じたのであらうと思ひます。甚だ遺憾に考へます。それから序に申して置きますが、犯人の檢擧せられました數を申上げます。二月十日には百二十五人檢擧せられて居りますけれども、其中から二十六人は直ちに放還せられました。檢事局へ送附いたしました者が六十九人であります。二月十二日には二百三十四人檢擧いたしましたけれども、罪なしとして放免いたしましたのが、此中で、二百十人、檢事局へ送附いたしましたのが二十四人。斯う云ふことになつて居ります。さう

して其檢事側に送りました者の罪名は騷擾罪教唆煽動者と云ふのが五十九人、之に附和雷同いたしましたものが六十二人、さう云ふ譯であります。尙ほ委しくいろ〳〵ありますけれども、餘りクダ〳〵しいから略します。

（大三・二・二一）

男爵田健治郎に答ふ（貴委）

第一の御問でありまするが、議院開會中、其周圍に集會は相成らぬと云ふやうな事がありますれば、多少又取締が屆くかも知れませぬが、是は別問題と致して、現に當日議院の周圍に參りましたる者は先刻申しました如く、屋外の集會を許したのではないのであります。然るにも拘らず、大勢の者が寄つて參いつた大勢の者がドン〳〵參りまする以上には、是に向つて穩かに退散をさせるやうなることにしなければ相成らぬので、專ら其方針を執りました。併しながら左樣なる事は或は制し方が其宜しきを得ませぬか、兎に角少し間違を生ずれば、遂に甚だ不祥なる狀態に陷る。血を見るが如き事が無いとも限りませぬのでありますから、是亦隨分苦心を致したのであります。故に成るべく當日左樣に多數の者が、而かも多くは雷同者であらうと考へます。それに寄らぬやうに、警視廳よりは各方面に能く人民に了解し易いやうに、平易なる文章を以て注意なども與へました　謂れなく好奇心などに騙られて出ますやうなことの無いやうに注意書も配付いたしまして、成るべく人民に周知せしむるやうな方針を執りましたが、如何せん、種々なる煽動其他がありましたらう。遂に右申す如き多數の者が集りま

して、警察官の力を以て之を制しましたが、なか〱及ばぬのでありまして、遂に兵隊を出さなければならぬやうなことに立至りました。是は素より貴族院諸君は甚だ御迷惑でありましたらうと御察し申して居ります。同時に衆議院の者も亦左樣であつたらうと思ひます。暴行を以て目的と致して集つて參つたと致しますれば、是は相當なる途も執りますけれども、左樣なる意味で參つたのはありませぬが、勢の激する所、或は暴行せぬとも限りませぬので、是に對して充分なる注意を致した譯であります。甚だ行屆きませぬのでありましたが……併しながら如何にも斯樣なる事が出來ますれば、どうも左樣に致すより外、仕方がありませぬ。昨年は隨分エライ事でありましたが、誠に左樣なる事の無いやうに努めたのでありますが、如何せん、人民側にも警察側にも、多少の傷害を受けたと云ふことは甚だ遺憾であります。將來は斯の如き事の無いやうに致したいと思ふて居ります。それから此壯士云々に至りまして、是は甚だ新聞に掲げてありまする事が或る事實のやうに思はれませうが、實はこても新聞に向つて悉く其の間違を正すと云ふことは私には出來兼ねますので、實は其儘正誤致さずに居つたのでありますけれども、是は全く事實相違なのであります　三多摩の壯士云々と云ふことは、それは三多摩の者も居つたに違ひありませぬ。是はいつでもあることであります。議會當時には何かありますれば別段壯士を備ふなどと云ふ事はないのでありますが、併しながら各々の本部を護るが爲に、四方八方から馳集つて參るので、相當なる人數が集つて居る。昨年も既に政友會本部を襲ふて門を破つて、多數闖入いたしました爲に、中に居る者が擊退を致したことがあります。是は黨員が其本部に騷擾等がありまする時には、之を救ふが爲に大勢參るのであり

ます。黨員をして亂暴などを致さぬやうに、それぞれ注意を與へて居りますけれども、絕對に又之を防ぐと云ふことは出來ぬのであります。けれども併し是は素より內務大臣が圍うたのでもなんでもありませぬ。又私の宅に云々と云ふことがありますが、是は私の宅を御承知の御方は大概御分りでありますが、私の宅は家の外に五人より外は居られぬと云ふ陋宅であります。一時見舞に參つた者もありますけれども、とても多人數居られる所ではありませぬ。是は私の家などに多人數壯士などを置いたと云ふことを書いて居りますが、實際あの邊に參りますれば樣子が分ることであります。それから私の所へ參つた新聞記者が毆打されたと云ふ譯を以て、それも私の所に壯士が居つて、其者が打つたやうに申しますけれども、私は留守でありましたが、幾人も新聞記者が……壯士云々に就いていろ〳〵の事を書いて居る。私が何か途中で暴漢に襲はれたやうな風說が傳はりました故に、其事實を聞く爲に、幾人も新聞記者が參つた、是等に對しては其無根なることを示して居りましたが、どう云ふ間違でありましたか、一人朝日新聞記者が、途中でございます、私の宅ではございませぬ、其歸る途中で打たれたと云ふことであります。是は甚だ私の宅に居る者でも參つて打つた如く記載して居ります。けれども、私の家に居りました者は一人も打つた者はありませぬ。代る代る新聞記者が參りましたのに、一人朝日新聞記者を目掛けて打つと云ふことも、常識の判斷に於てあり得べき事でないと考へて居ります。併し今日も警察に於て充分取締を致して居ります。意を用ゐて居りますが、動もすれば毆打すると云ふことは免かれませぬ。現に武藤……衆議院議員武藤金吉君が打たれたのであります。まだ其調は付きませぬが、左樣なる狀態でありますから、どう云ふ意味

で、果して此人を目指して打つたのであるか、何かの誤解であるや否や充分に調査をして居りますから、他日犯人は擧つて參りませうが、今日では分り兼ねます。其調査は進めて居ります。毛頭壯士を集めて自分を護るやうなことはございませぬ。隨つて此騷擾に對して政友會などに致しても、壯士を集めて云々と云ふことはございませぬけれども、唯今申す如く多くの壯丁……謂はゆる院外者が集つて居つたことは事實であります。それ以外に何等の事もございませぬ。御了承を願ひます。(大三・二・二一)

男爵久保田讓に答ふ(貴委)

今日の法律規則の許す範圍に於ての取締は委しく申すまでもございませぬが、大概範圍は決まつて居るのでありますゝ第一新聞紙等に於て非常なる煽動を致す、是は隨分其狀況に依りますれば、法律上の執行を必要としますけれども、之は十分な取締とは云ひ兼ねる事實があります。一般の人智が進みました以上は、兎に角、今日の狀態では其遺憾は免かれませぬけれども、さりとて之は一概に非常なる嚴密の取締を致すことは、今日の狀態に於いては事實能はぬことであらうと思ふ、又大會などと稱しますものは屢々ありますけれども、素より平穩無事に何等他の意味なくして集會いたしますことは、或る程度まで自由の意思に任かせて許さなければなりませぬ。けれども其場合其時の狀況より考へまして、或は相當なる制裁を加へなければなりませぬ。例へば屋內に於て相當の集會を致して、其儘無事に解散すると云ふならば格別、若し之が屋外に集つて演說會でも致し、時に依つて

不穏なることを致す有様であればそれは皆程度のもので、初めから暴行を企つて來ましたならば、其防ぐ途はありませうが、それは先刻來屢々申します如く、左様な煽動者があつたならば、それに雷同する者があります。又國民大會も極めて平穏の間に解散する場合もあり、或は不穏な行動をすることもあります。兎に角今日の法規の許す限りに於て相當なる取締をするのでありますが、如何せむ警察の力と云ふものは全力を擧げました所が限りが有ります。東京府下全部の警察を一時に召集すると云ふことは素より不可能であります。非番其他を召集した所が限りがあります。此限りの有るものを以て何萬も集りました者に向つては如何とも致方がないのであります。此時に當れば兵隊の力を借りて群集の暴行を鎭壓するやうな方法を執らなければなりませぬ。故に將來に於ても不穏なる事も無いやうに努めなければなりませぬが、集會を絶對に禁ずる譯に行きませぬ以上は、動もすれば此不穏の狀況に陷るらぬとも限りませぬ。其場合は甚だ困難を感ずるのであります。兎に角政府の考と致しましては、今日の法規の許す許りは集會を致させましても、成るべく平穏なる集會を致させまして、暴行等に陷るらぬやうに、現在の法律規則の許す範圍で以て十分努めると云ふことで、尙ほいけませぬ場合には更に又相當の考慮を費して、何か相當の方法でも採らなければなりませぬ。けれども今日の所では、此力のあらむ限りを盡して、成るべく甚しき騷動を致さぬやうに努める考へであります。是がだん〳〵目的を達するやうになりますれば、別段法規等を設ける必要はなからうと存じます。成るべく左様な事なく、無事に濟ませますやうに致したいと思ふて居ります。さう云ふことになりますれば、遺憾ないことゝ思ひます。そこは全體の狀況を篤と見まして唯

屢々繰返しました經驗に付いて篤と攻究を致さなければならぬと考へて居ります。

是は久保田男爵の御憂慮の如く、私ども憂慮に堪へぬのであります。それは極めて御同感であります故に相當なる考を致さなければなりませぬが、先刻申した如く今日は今日の法令、謂はゆる法律規則の許す限りに於て致して、更に是れで行かぬと云ふことを見ますれば、又相當の處置を執らなければならぬことであります。愈々如何ともするなきの狀況に立つに至つて、始めて相當なる處置を執るの考をすると云ふ次第ではございませぬが、其傾が左樣に相成るならば相當なる法令等の訂正を要することであらうと考へます。何れに致しても、公力を以て鎭壓を致すと云ふことは已むを得ないことであります。公力を用ひること少くして鎭壓が出來れば無論宜しい、又全く公力を用ゐずして鎭壓の出來るやうに致したい。だん〳〵私の經驗に依つて考へますと、三十八年の九月の騷擾は隨分甚だしいことであります。遂に謂ゆる燒打、交番其他非常に燒きまして、遂に戒嚴令が出たと考へます。それがポーツマスの條約の時、其翌年恰も一周年に當る九月に至りまして、是は私此時の狀況に依つて考へますに、素より公力を以て鎭壓を致しても、成るべくならば公力は用ひはするけれども、此力を甚だしき程度に發展させずして治めるが宜しいと考へます、故に兵を出しましたけれども、是は謂ゆる補助憲兵の規則に依つて出しました。補助憲兵をして各電車の車庫を護らしむる爲に一定の地點を守つて貰ひ、あとは警察の力を以て相成るべく穩和なる手段を執つてやりましたが、幸にして甚だしきに至らずして、騷擾には違ひありませぬけれども

終りました。其後もありました。それから昨年でございます、昨年二月でございます。是は三十八年の九月に次ぐ所の騷擾でございました。是も如何でありましたか。是は當然在職中でございませぬが、其樣子を見まするのに或は公力を用ひてやつたことは、あれと同じ事でありますが、其用ひる程度がある。用ひ方がどうであつたかと云ふことを考へて見まして、どうかと思ふ點がありまするが、兎にも角にも、群衆を馬蹄にかけると云ふやうなことに立至りまして、それから政府が變りまして、又私ども局に當りました。それ以來はいろ〳〵群衆が押寄せて騷ぎたることは騷ぎましたが、幸に甚だしきに至らずして終りました。而して又其一周年に當る今年であります。或は騷擾を釀しはしないかと云ふことを豫期しまして、前以て其手配は十分いたしたのであります。所が矢張り騷擾は致しましたけれども、だん〳〵の手配に依つて、昨年に比しますれば無論餘ほど程度の低い騷擾で濟みました。是は矢張り之に依つて考へますれば、さう云ふ場合には其時の問題如何に依ります。又之に對する方針の如何に依ります。同じ法規の下、同じ法律規則の下に取締を致しまして、多少のやり方に依つて、さう云ふ結果がある。故に一概に年々數回繰返す度每に斯樣なる騷擾は甚だしきに至るものとも斷定は出來ませぬ。素より政治上の問題から騷擾の如何に拘らず、群衆の集會は生じますが、群衆の集會の狀態も其時の場合に依つて違ひまし、之に處するには成るべく寬嚴宜しきを得るやうな取締を致しますれば、今日の法律規則の下に於て絕對に群衆が集つて騷擾することが無いと云ふことは出來兼ねますけれども、甚だしきに至らぬやうにも出來得る途があるやうに思ひまして、それ〴〵努めて居ります。併し是ではどうしても行かぬと云ふことに論定いたしますれば、

更に相當なる取締を致さぬければなりませぬが、出來得るならば左樣なる方法を用ゐずして、斯樣なることは極端の騷擾などに走らぬやうに致す方法を講ずるが宜しからう。是が卽ち政府の職分であるかと考へますで充分其方に力を用ゐて居るやうな次第であります。大體私の方針を腹藏なく申上げますれば、斯樣なる次第であります。

（大三・二・二一）

シーメンス事件に關し島田三郎に答ふ（衆委）

島田君は大層御熱心な御說でありましたが、何か殊更罪人を逃がしたやうな御話でありますが、どう云ふところでさう云ふことに御鑑定になつて居りますか。日本の警察は完全ならざることもありませうが、殊更に罪人を逃がすやうなことは致して居らぬのです。何に依つて左樣な御認定になるのであるか、甚だ遺憾に感ずる。

それは島田君にも似合ぬことである。凡そ人を逮捕致しますには法律規則に依らなければならぬ。直ちに此者が何かあると云ふて捕へると云ふことは、人權問題であります。罪跡が明かなれば捕へる、罪跡明かならぬ者は妄りに捕縛しない精神であります。

御同樣に公開の議席でありますから、御互に私心を去つて、色眼鏡を掛けずして公平に論定致したいと云ふの

が、私の精神であります。所が何故に逃がした、逃がしたと仰しやられるが一向逃がしたる事實がない。又警察が斯の如き外國の檢事の手を借らなければ出來ぬなどと云ふことは、是は實に御尋にはならぬ。一國の國權を以てして他の國の力を借りなければならぬと云ふことは、御尋には及ばぬ。故に私は何か罪人を逃がしたと云ふ、逃がしたと云ふ頻りに御尋でありますが、左樣な事實は存じないのであります警察は警察のあらん限りを盡して相當の處置を執つて居る。又檢事裁判官も其通りであります。いろ／＼御請求でありますが、何をどうしたかとか何が何とか云ふので、逃がした逃がしたと云ふことは事實がありはしない。どうぞ靜に冷靜に御考を願ひます。

それは島田君は人違ひをなすつて居るのではございませぬか。さう云ふ一旦著手をして逃がしたと云ふことはないのであります。又必ず著手とか命令々々とか仰しやるけれども、總て犯罪が成立てば命令を待たずして當該官吏は著手致します。之を命令したとか、取消したと云ふ事實は土臺ないのであります。誰かの人違ひではありませぬか、さう云ふやうなことはない。

やはり匿しも何も致しませぬ。

どうも島田君の御尋は分りませぬが、此處に犯罪者があるのをそれを逃がしては相濟まぬかと云ふ御尋である

が左樣な事實はない。此處に居るから捕へるか捕へないかと云ふことは、御答の出來得る問題でありませうが、凡そ刑事問題としてあの人を捕へると云ふて公然の議席で言つて、捕へる捕へないと云ふことを言ふて捕へない、斯樣なことは出來ませうか、斯う云ふ事は國家のために言はぬ方が宜しいと思ひます。

私は極めて敬意を表して屢々御答を致すのであります。併しながら凡そ人たるものは例へば罪を犯しましても、裁判の確定致すまでは罪人を以て迎へませぬ。是は法廷に於ても左樣である。然るに島田君は公々然議席に於て人名を舉げて彼是れ仰しやるのである。其御勇氣の程には感心致しますけれども、私は左樣なことは出來得ざるものと考へます。併し何人であつても犯罪があれば相當のことを致しますが、未だ其事が明かならぬ中は、何の某が罪人であるから之をどうするかと云ふ御尋ならば、私はさう云ふやうなことは御免を蒙ります。

それは掛けることがないと云へば、それまで、私は名譽の爲に妄りに嫌疑を掛けて、此者は斯の如き者であると云ふことは、外國人であつても內國人であつても出來ない。是が出來ない故に何か後ろ暗いことがあつて、どうか隱蔽でもすると云ふに至つては、是は想像の甚だしいもの。人の名譽と云ふ者は猥りに毀損すべからざるものと私は確信致します。質問者は平氣であるけれども、私は此者が果して左樣であれば相當の處置を執る。未だ其事を明かにせざる中に、何の某が斯樣な不正なことぢやないかと云ふのは、是は私は――殊に外國人である、

名譽の爲に出來ない。其者を庇ふのでも何んでもない。それだから冷靜に御考へなさいと申した。公然人の名を言ふと云ふことは私は御免を蒙ります。（大三・一・二六）

守屋此助に答ふ（衆委）

私は今の總理大臣に御請求のことに付て御答をするのではございませぬ。昨日島田君よりいろ／＼の御話もあり、貴方も同じやうなことを御話になりましたが、此事に就て政府は陰蔽に努めて居るやうに御認めらしく見えるが、決してそんなことはない。それから昨年の五六月頃云々と云ふことは、警視廳の屬僚は何と申したか知れませぬが、さう云ふ事實はありませぬ。事實は十一月初旬前後に於て始めて政府は知つたのである、其以前に於て取調べのありやうがない。何を申して居りまするか、言ふ者の間違ひか、聞いた者の間違かで、それはありませう。是は左樣なることはございませぬから、左樣御了承を願ひたい。此事柄を知つて段々調べると云ふことは無論當然の話でありまするが、昨日も御尋がありましたが、玆に罪人が確定した者があつても、それをどうか致さぬのは怪しからぬと云ふ御話であるけれども、左樣なる次第ではありませぬ。此事柄が明瞭にならなければ——明瞭と申せば裁判の結果でも待たなければなりませぬが、餘程確かなるものを認めなければ人を逮捕するとか、監禁すると云ふことは出來ないものであると云ふことは、申すまでもないことであります。故にさう云ふ譯に立到らぬ場合が多い、而して今囘のことは始めてドイツあたりでも告訴したから裁判になつたのでありませう

が、事外國でありますからこちらでも充分に明瞭に分かるのには多少の時を要しませうが、分つた上は此事は明かに處置が付くでありませう。兎に角先般來總理大臣海軍大臣其他の人より、此事は明瞭に致して、海軍部内に左樣なことがあるかないかを明瞭なる調査を致し、帝國の海軍のため其面目を維持するために、調査の上に或は之を發表することがあるだらうと思ひます。決して隱蔽するの秘するのと云ふことは私共には出來ない、公平なる考を以て、相當なる處置をして、他日必ず公表せらるゝことがあるだらうと思ひます。

それはあなたはさう明瞭々々と仰しやいますが、行政官としては餘程の注意を以て處置致さなければなりませぬ。又明瞭だ、知つて居ると仰せられるけれども、いつあなたは御承知である。あなたと雖も最近に之を知つて云々となさつて居るではないか。故に明瞭とか明瞭でないとか云ふことは、新聞に書いてあつたから云々と云ふ譯でない。成程ドイツで裁判をしたから是は明瞭になつたのでありますが、其裁判所で始めて明瞭になつたので其前から明瞭ぢやない。さう云ふことは御互に餘程の注意を以てから論究する方が、事を明かにする上に於て便利であらう。私の申したのはそれである。唯新聞に何か書いてあつた、それで是は明瞭であると言つて人を捕へると云ふことは、是は行政官として愼まなければなりませぬ。之を責むるに至つては實に驚かざるを得ぬ。さう云ふことはすべきものでない。

それは總理大臣に代つてと云ふことでございますれば能く協議でも致して、閣議でも經なければ御答しにくいが、其事は必要なる書類は當該官吏に於て取寄せる積りになつて居ります。併しながら外國政府に存在するものは勝手に取寄せることが出來るか出來ないか、物にも因りませう。裁判所に依て公けになつた物は宜しいか知りませぬが、ドイツで自由に家宅搜索の出來るものでなければ、官廳に存在する書類を勝手に取寄せる事も出來ませぬ。自ら範圍がありませうが、こちらの調査に必要なる書類は取寄せられるものは取寄せる積りでありますが、私は總理大臣に代つて御答するのではないのでありますけれども、其事は海軍が明瞭にするために努めて居りますから、其事は海軍大臣に御聽きになれば分るのであります。(大三・一・二七)

御大禮に關する演說(貴衆委)

私は大禮使長官を兼ねて居りまするが故に、便宜上政府を代表致しまして御大禮に關する諸般の順序を諸君に說明するの光榮を有します。豫算に現はれましたる數字に付ては、是は固より大藏大臣より相當の說明ある筈でありまするが、私は此に御大禮の順序に付きまして諸君に大體の說明を致す譯であります。此御大禮は登極令並に登極令の附式に據りまして、其規定に據りまして御執行になるのであります。尤も之は其場合に多少の斟酌を要する事もないと限りませぬが、それは別と致しまして、大體登極令並に登極令の附式に據つて御大禮を擧行せられるのであります。而して此御大禮なるものは、卽位の禮大嘗祭を施行せらるゝのは諸君の御承知の通り既に

公布せられてありまするが、御大禮の關係の始まりまするのは、此大嘗祭並に卽位の期日を賢所皇靈殿等に奉告せられました時より始まるのであります。既に先般其期日奉告の禮を行はせられまして、尙大嘗祭に供すべき所謂齋田の選定を致すところの儀式をも二月五日に行はせられたのであります、左樣致しまして愈々京都に於て卽位の禮大嘗祭を行はせられまするに付ては、十一月初旬を以て兩陛下は賢所を奉じて東京を御發輦に相成るのであります。此時より還幸に至るまでは純然たる御式に屬するのであります。故に登極令の附式に據つて御發輦前賢所其他に御祭事がありまして、それより御發輦に相成ります。同時に賢所を奉じて行幸せらるゝのでありまするが、途中は名古屋離宮に御一泊に相成るのであります。其翌日は京都に御着に相成りまして、京都の御所に兩陛下は入らせらるゝのであります。唯今申した如く同時に賢所が御遷りになりまするが故に、此賢所は以前京都の御所にありましたる場所に更に今回賢所を新築せらるゝのであります。之は東京の賢所を奉じて御遷りになりまして、京都御所内の賢所に奉安せらるゝのであります，而して御式が總て終りました後には、再び賢所を奉ぜられ京都御發輦になりまして、名古屋御泊の後宮城へ入らせられ、賢所を唯今宮城内にあらせらるゝところの賢所に奉安あらせられ、此に御祭典がありまして、御式は全部終るのであります。之は陛下御發輦より御還幸までの大體を申したのであります。尙ほ陛下御發輦後京都に御着の上には、一日の御休息がある豫定でありまするが、其翌日は卽ち卽位の禮を行はせらるゝのであります。是より以後は既に定まつたるところの日割に依つて行はるるのでありまするが、其卽位の禮を行はせられまする當日は、先づ以て午前に此度新築に相成りまして陛下が御

出發と同時に御遷りになりました賢所を其新築の御殿に奉安致してありまするが、此賢所大前の儀と申すものがあります　午前中に此御式を行はせられまして、さうして午後に紫宸殿に於て御式があります。此賢所の大前の儀と紫宸殿の儀と云ふものが同日で、午前と午後とであります。是は所謂即位の御禮であります。それから其翌日は神宮皇靈殿、神殿竝に官國幣社に勅使を差立られまして、御奉告の御祭典があります。又賢所に於ても御神樂の儀式があります。其翌日は大嘗祭を行はせらるべき大嘗宮に鎭祭と申すのがあります。鎭魂式を行はせられます。それから其翌日を賢所に於て御膳供進の儀と云ふのがあります。さうして玆で大嘗祭を行はせられます。大嘗祭は申すまでもなく悠紀殿と主基殿を建てられまして、此處で御祭典があるのであります。玆に唯今申しました大嘗祭に供はるべき悠紀主基の地方より取上げましたところの穀物を供へることに相成ります。さうして大嘗祭を行はせられます。それから其翌日は大嘗祭の神祭がありまして、更に又其翌日登極令附式に依りまして大饗あらせられます。大饗は第一日第二日と二日に亙ります。大饗の第一日は舞樂殿の儀があります。此舞樂殿は二條離宮を御用になることに御沙汰に相成りましたから、二條離宮の御場所を用ゆることに相成つて居ります。其翌日は大饗第二日であります。二條離宮に於て御宴會――御晩餐會のやうなものがあつて、夜宴――宴會のやうなものを行はせられます。之が大饗第一日第二日の儀式であります。それから其翌々日になります。玆で御休息遊ばされますが、京都を御發輦相成りまして伊勢へ御行幸遊ばすのであります。即ち京都を御發輦相成りまして、翌日は山田御著、山田行在所に御泊りになりまして、其翌日外宮に御親謁、又其翌日内宮に御親謁、翌日山

田を御發輦に相成りまして京都に御還幸になります。それから又其翌日は登極令に據り先帝四代の山陵に御親謁相成りますので、先づ以て神武天皇の山陵に御參拜相成ります。其翌日は明治天皇の山陵に御參拜相成りまして其翌日は孝明天皇、仁孝天皇、光格天皇の山陵に御參拜に相成ります。さうして其翌日は京都を御發輦になりまして、名古屋に御一泊、翌日東京へ御還幸相成りまして、賢所に奉安相成りまして、其翌日は皇靈殿に御親謁相成りまして、是で登極令竝に附式に掲げたところの御式は全部終るのであります。尚此外に――京都に於て行はせられまするのは登極令竝に附式の規定に據つて唯今申した如く行はせられまするが、東京に於ては此規定の御式中には別段ありませぬけれども、尚東京に於て觀兵式竝に觀艦式、又宮中に於て大宴會を御催しに相成る豫定であります。それより引續きまして各省豫算で御覽になるところの宴會等もあります。即ち御式ではありませぬから、略しまして、此唯今申上げました大體の御式以外に東京に於て觀兵式觀艦式があります。それより御宴會がある次第でございます。此御式は登極令竝に其附式の規定に據るものでありますから、殆ど此式を御覽になれば尚精しく御了解になることが出來るのであります。參考のために何か書類を差出す筈であります。さう致しまして此大前の儀と紫宸殿の儀と申すものは、即ち多くの官民を召させられるものであります。又大嘗祭の折にも參列致しまするが、殊に大饗第一日第二日に於て廣く人を多く召させられることに相成ります。然る處京都は御承知の通りに極めて御所が狹隘であります。而して登極令附式に據つて行はせらるゝ場所が定まつて居りますから、此場所を動すことは今日に於て出來ないのであります。第一其基礎を何處に取つて總ての設備を致さなけれ

ばならぬかと云へば、紫宸殿であります。紫宸殿の殿上は固より御式の人の外入れられませぬ。さうして陛下の高御座を造り皇后陛下の御座を設けます。其あとの部分は各國の大使、大禮に關する役員、又は親任官と云ふやうな者で、卽ち陛下の御側に近侍致すべき者は此殿上に登りまするが、あとは廻廊に列座致します外ないのであります。又此處は今日御造營などは無くして、從來ありまする處、紫宸殿を御用ゐになることは登極令竝に附式に據つて定まつて居ります。固より更に御新築になれば別でありますが、今日の場所は御用ひにならなければならぬのであります。是は最も畏れ多いことでありまするが、規模が狹隘で、此廻廊には凡そ極く差繰をして人を入れた所で、千人を入るゝことは——餘程窮屈な入れ方を致して千人ほか這入られぬのであります。尤も大禮使登極令の附式に依りますれば、此時召さるゝものは夫人も這入つて居ります故に、千人の中には夫人も這入るものと見なければなりませぬから夫人携帶の部分を合せまして總人員千人でありますから、召さるゝ者の數は餘程僅かなる部分に限られて居る次第であります。今日は如何に御治定に相成るかは未定であります。併しながら今日大禮使の考へました所では、各階級者の代表者を入るゝ外、此場所では致し方なからうと考へます。それから此紫宸殿の儀に列しますものは、其午前に於て賢所大前の儀に列する者でありますから、賢所は先刻申しました如く、御所內の舊と賢所のありました所に更に賢所を御新築に相成るのであります。是は紫宸殿に這入り得るだけの人員を入るゝ所の廣さに依て賢所大前を造るのであります。故にやはり同じ數の人が賢所大前に至りまして午前中其御式に列し、午後紫宸殿の御式に列する、斯う云ふことになります。それから大饗と云ふのは、是は第一

日第二日とあるのであります。是は何れも二條離宮と云ふことに登極令附式に於て極つて居ります。此二條離宮はやはり是も狭隘で、迚も多人數を入るゝことは出來ませぬが、併しながら此所には多少の空地がありますので、此御宴の爲めに特に御新築になる筈であります。是は紫宸殿の如く從來の御建物を用ゐるのではありませぬが故に、紫宸殿の方へは千人のほか入るゝことは如何なる方法を用ゐましても出來ませぬが、此二條離宮の方では新築致すために二千人を入るゝ建築をせらるゝ筈であります。此所には多くの人即ち紫宸殿に召さるゝ倍の人は大饗には召さるゝことが出來ませう。大體は唯今申したやうなることに登極令附式の規定に依て此御大禮は擧行せらるゝのであります。尚ほ詳細に亙つて説明を御求めでありますれば、説明は無論致すつもりであります。又御場所に付きましては、是は此會議の終りになりましたならば、秘密會に依て其圖案は御覧に入れやうと云ふ部分もあるのでありますが、大禮は左様なる次第であります。是は登極令竝に其附式に依りまして行はせらるゝ御大禮の大體であります。尚詳細のことは御尋ねに依て御答致します。(大三・二・一一・及び一三)

第三十六回帝國議會に於ける演說

對支外交に關する大隈內閣彈劾決議案說明（衆本）

諸君、本員は此決議案提出者の一人と致しまして、此案に關する大體の說明を致したいと考へます。此決議案は極めて簡單なるものでありまするが、最も重要なる關係を有することは申すまでもありませぬ。さりながら此案を提出致しました理由を說明するに先ちまして、一言申置きたいことは、外交のことは殊更申すまでもなく、黨派の感情に驅られて論ずべきものでもありませぬ、尙更以て之を黨爭の具に供するが如きことも亦避けたいのであります。故に私の陳述せんとするところは、斯樣なる趣意よりは述ぶるのではございませぬ。是は豫め諸君の諒承を得たいのでございます。又本會議開會以來對支問題に對して、各議員の質問に對する當局大臣の說明を承りまするに、如何にも其辯解に努めてゐらるゝのであります。其苦心の程亦察するのであります。さりながら此辯解其陳述の裏には種々の事情が伏在して居るのであります。此裏面の眞相を曝露致して此演壇に公表を致す如きことは避けたいのであります。故に私は此辯解を辯解の儘に置きまして、此裏面に伏在するところの事柄を、悉く玆に曝露する考は毛頭有しないのであります。之を曝露することは國家の爲めに利益ならずと本員は考へるのであ

詮ニ到ルモ之ニ要スル一
部ニ止マス
詳細ナル理由ハ他日ヲ以テ論ス
之ヲ略ス
政党ト申ス内閣ハ責任ヲ偏セス
ニシテ其要ハ他ノ擬ナリ
責任云々ハ政党ト与党
ト国民ノ与実ハ隠ニ在
リ我国ニテハ与党ノ為ニ
偽任ノ理由トハナラス
政権ハ一党ノ私有物ニアラス故
ニ政党ハ政権ヲ争フヲ常トセス
シテ人心ヲ新タニスルハ一ハ嫌ヘカサ
ルカ如キ故ニ其終ヲ奈何ス
政党ヲ組織スル者アルモ国民ハ要
政ヲ恐ルハ不務ナキノ甚タ
国民ハ此世界ノ大勢ヲ察スルニ際

ニシテ行ハ秋ニアルノ政治補正
政党ノ思想等ニ而モ其実ハ
持立シテヲ引カシナリ
然ルニ当局ハ府ヲ以テ唱ヘスモ国民
ノ信用ヲ擁護スルコト文
其実ハ否決ヨリ国民政治ヲ
信任スル能ハサラス
他ノ内閣ハ説ク所ノ限ニ依ル
国家前途ノ為ニ其ニシテ
陛下ノ日本ノ事ヲ言ハ信ノ如ク
ヲ静ニ為ルトキハ其力ニ
其職ヲ去ルハ国家ニ利益ナル
ヲ党首ル以テ論スルカラサルモ
ヲ以テ其ノ日ヲ待タス之ヲ疾ク実行セン
所アル一年ハ九ナリ
若シ国家ノ為ニ政党ヲ確立ス
備協ノ機械ヲ成サンカ為ナリ
理由ノ大要ナリ

ります。互に辯論を致すは自由でありまする。常に考ふべきことは國家の利害體面でありますが故に、之を避けるのであります。對支問題に付ては御承知の如く、政府が支那に向つて請求致したることは、二十一ヶ條であります。此二十一ヶ條の請求を本年一月中旬に致して、爾來數ヶ月の談判を重ねて居る。此談判中には增兵も致しました、居留人の引揚も內命を致して居る。增兵のことに關しては政府當局の辯明は增兵にあらず、普通の交代なりと斯様に申して居るが、是は強ひて私は爭はぬ。爭はぬが、此出兵のために少くとも支那並に他の列國が疑惑を生じ、威嚇なりと考へたることは事實である。又居留民の引揚、是も內命を致したとか致さぬとか云ふことを強ひて爭はない。併しながら居留人が其筋の注意に依り引揚に從事したることは是亦事實である。此事實を沒却することは出來ない。故に此談判中には增兵もある、居留民の引揚もあると云ふことは事實である。斯様なることを致して而して如何なる狀況に此談判が進んだかと申せば、屢々其提案を修正して――元より外交は命令にあらず提案の通りに行かぬと云ふことは先般當局大臣の辯明もありましたが、素よりのことである、併しながら和衷協同の精神を以て胸襟を披いて談判をする際には、如何なることに成るのである、此談判をするに時を費やし、兵を出し、甚だしきは居留民の損害をも顧みずして其引揚を內命したと云ふことは、卽ち日本の決意を示したのである。此決意を示しながら修正に修正を重ねたと云ふことは、是は尋常一樣の外交談判の狀態ではなかつた。而も其修正に修正を重ね、言葉を換へて云へば、讓步に讓步を重ねて、甚だしきは第五項の如き或有力なる外來の事情に依つて撤回致したることは公然の秘密である。是は國家の威信を害せざるものと思へない。是は事實である。

是で國家の威信を害せざるものと斷定することは何人にも出來ない。又膠洲灣還附聲明の如きも何事である。此聲明に依つて喜ぶべき筈の支那が一向喜びも致さぬ、是も事實である。又何故に此事を此談判の最中に當りて聲明を致したか、殆ど其眞意を解し得ないのである。斯樣なる事柄は事實である。世間に現はれたるところの實際の事實である。此事實を事實にあらずと云ふ人は是は別段で、何人も見て居る事實である。又列國に對するところの關係を見るのに、支那に此談判を開くに先ち友邦に通牒を致したことは、是は元より當局者も言明を致して居るのであるから間違ない。併しながら其通牒の中には支那に請求致したものゝ全部ではない、折角友邦に通牒の趣意を辯明致すと云ふことは——通牒致すと云ふことは、意思の疎通を圖る交際上普通の手續を取つたのでありませうとは思ふ。然らば何故に其一部を示さずにあつたのであるか、是も解し得ないのであるが、それは政府の都合なりと致しまして、此一部を隱蔽致したが故に、各國は如何なる感情を有つたか、通牒中の一部を漏したりと云つても各國は之を知つたのである。最も此通牒せざりし部分に付て大なる異論を懷き、御承知の如く今日の歐洲大亂に際して各國は東洋に向つて殆ど手を出すことが出來ない。是は何人も見て明かなることである。斯樣なる時勢に於ては或は日本が野心を逞うして、各國が手を束ねて傍觀せざるを得ぬが如き形勢に際して、何か致すではあるまいかと云ふことは、各國皆是は考に浮ぶべきことである。斯樣なる時期に際して支那に談判を開き而も其一部が通牒に漏れたりと云へば、各國は如何なる眼を以て日本を見るのであるか。唯さへ有するところの猜疑をして一層深からしむるの結果を見るであらう。殊に況や、此間には增兵を致して支那が威嚇せられたりと

云ふ感じを懷くやうなこともあり、居留人引揚を内命致して決意を示したるが如きこともある。旁々以て各國の猜疑心は一層深きを見るのは當然のことである。是れ外交宜しきを得たる事柄であらうや否や。又相手たる支那に對して東洋平和の基礎を固うする爲め、又は其隣國の親善を圖る爲めなりと稱して居るのでありますけれども、此事あつて以來支那の上下日本に對して反感を懷いて、日貨排斥等も起つたと云ふことは事實である。是は何人も、否むことが出來ないのである。脣齒輔車の關係、同文の國なりと常に稱し、而も此度の請求は東洋平和の基礎を固うし、親善の道を盡すであらうと思はるべき筈であるのに、結果は之に反して支那上下の反感を買つたりと云ふことは、果して外交上當を得たる處置であらうや否や、吾々より考ふれば此度支那の承諾を得て將に發布せられんとする條約に掲ぐべき事柄の如きは、若し親善の道を努めて、支那と最も交際の親密なる場合でありましたならば、談笑の間に出來得べきことである。親善の道を盡せば談笑の間にも出來得ると私が申すのは、滿蒙に關する日本の優越權は、支那に於ても、列國に於ても、認むる所である。又日獨開戰の結果として山東省に關する事も亦當然のことである。是等の事柄は斯の如き騷動を致して世界を聳動致さずとも、親善の道を努めて居つたならば、出來得ることであると私は申すのである。出來得ることも多々あらう。斯樣なる外交である、頗に世間では此外交の失態に就て甚だ遺憾に感じて居る。政府與黨の人々は之を以て滿足することは怪むに足らぬ、政府與黨の人は衷心に於ては如何かは知らぬが、表決に於ては政府に贊成するであらう。之を要するに此度の事件は親善なるべき支那の反感を買ひ、又親密なるべき列國の誤解を招いた。斯樣なる狀況でありましては、將來日本

が如何なる位置に立つでありませう。日獨の關係も未だ局を結ばぬ、此事に就ても述ぶべき事はありますけれども、今日は尙時機にあらずと思ふのである。あるが此日獨の關係も未だ局を結ばぬ時である、而して斯樣なる事を生じて將來日本が如何なる位地に立つであらうか。最も親密なるべき支那の同情を失ひ、列國の猜疑を深からしむれば、取も直さず日本は將來孤立の位地に立つのである。申すまでもなく如何なる强國と雖も、列國の間に孤立することは出來ぬので、是は外交上當然努むべきことであるから申すまでもない。然らば則ち此結果が親善なるべき支那の反感を買ひ、又列國の猜疑を深からしめ、將に來らむとするところの外交狀態卽ち歐洲平和に歸し、日獨の開戰局を結ばむとするに際しては、實に容易ならぬ影響を受けはしまいかと思ふ。斯樣なる狀態であるが故に、日本の今日の位地に於ては此狀態を脫することを考へなければならぬ。是は口舌の間には如何樣に辯じても、それは行きませうが、事實此虞ある以上は、少しく國家を思ふ者は此境遇を脫するの考を致さなければならぬ。此境遇を脫し將來の累を免れむとするには、如何にすれば宜しいかと云ふに至つては、他に名案良策の有るものにあらず、內閣其人を更へて局面を改むるの外に致方がない。此壇上では如何なる議論も諸君も爲さるが宜しい。さりながら此將來の考を致して、是が安心なりと言ひ得ざることは無論である。故に私は今日の狀況より考へ、國家の將來の事を憂慮致す者は、當然是に考へ及ぶべきものであるが故に、內閣諸公にして若し國家を思ふの赤誠あらば、此決議を待つまでもなく、速に處決せらるる筈と信ずるのである。(大四・六・三)

第三十七回帝國議會に於ける演説

綱紀肅正に關する大隈内閣彈劾決議案說明（衆本）

諸君、本員は此決議案提出者の一人と致しまして、此案を提出致しました大體の理由を說明致します。此決議案に記載致して居るところの事項は、僅に數件に過ぎませぬ。併しながら現内閣の組織以來、所謂秕政百出であります。悉く其秕政を擧げて政府の責任を問ふと云ふことは、口も亦足らぬ次第であります。又他日相當の機會に於て政府に問責を致す場合もあらうと考へるのであります。故に此に列擧致して居る事柄が、現内閣の秕政中の一部なりと御了解を得たいのであります。又此決議に揭げてあります事項は、先般内閣總理大臣を始め、其他閣員の說明に對し、議員諸君よりの質問、又之に對する答辯等に依つて大體其理由は明になつて居ることが多いのであります。又此決議案の贊成者として演說せらるゝ諸君も多々あることでありますから、詳細のことは是等諸君の演說に讓りまして、私は本案提出の大體だけを說明致したいのであります。決議案に記載致して居る所の現内閣が瀆職の獄起るに際して、罪を一人の閣臣に嫁して責任を免れたりと云ふこと、又口を　聖旨に藉りて留任を致したと云ふこと、若くは大浦前内相の不起訴事件、乃木家再興の事件の如き其不當なること、若くは立憲

的行動ならざることは、後に論ぜらるゝ諸君の辯明を俟たずとも實は明かなる事柄であります。而して本員の考へる所には其巨細の事情に立入ることを暫く見合せまして、如何にも現內閣は責任を解せずして、悉く其責任を他に嫁せんとするが如き有樣なることを惜しむのであります、決議案に記載せる所の瀆職の獄が起りまして、此時に政府は如何なる辯明を致したか。又本期議會に於ても如何なる政府は辯明を致したかと申せば、是は大浦前內相一人の爲したる所にして、閣員は責任がないと、明に其責任を大浦氏一人に嫁して責任を避くるのであります。又留任の一件、留任は　聖旨に依つて――聖旨默止し難い、已むを得ぬ、留任致したと、斯樣に辯じてゐる。是も亦其責任を避くるの大なるものであります。大浦內相の不起訴事件、是も共に責任を他に嫁して居る。と申すものは此事に付ては自己の責任なりと申された閣員もある、果して其責任を執るものかと考へて見まするのに、斯樣なる事柄――斯樣なる事柄は歷代の內閣中にも屢々爲したる所の所謂刑事政策の方針であると、斯樣に辯明して居る。是も亦其責任を歷代の法相の爲したる所に嫁して居ると申して宜いのである。乃木家再興の如きも亦然り。是は現內閣の關する所でない、或は宮制を引いて內閣の責任なきことを辯明して居られる。而して其責任を宮內大臣に嫁せんとするの有樣であります。けれども凡そ授爵など申す事柄は、憲法上閣員の責任を負はなければならぬと云ふ大體論は別と致しましても、實際に於て全く此事に關與しないと云ふことは出來ない筈であります。現につい此頃七、八名の人に授爵せられて居りまするが、是も內閣は關與する所に非ずと云ふが如きことに至つては、言語同斷である。それは宮制の一部の規定に隱れて、其責任を逃避すると云ふて宜しいのであり

ます。斯樣に現內閣は其責任の歸すべき事柄を總て他に嫁して居る――他に其責任を嫁して苟くも免かれんとするが如き有樣なるのは、本員の深く遺憾とする所であります。殊に留任の一條に至つては所謂口を　聖旨に藉りて御信任を云々して居られまするが、此不當なることは贅辯を俟たないのである。さりながら事御信任の上に關する故に、甚だ畏多きことゝ考へまして姑く之を措きました。所で其理由の一部に國民の輿望は未だ去らず、斯樣なる事をも申される。試に目下政界に於ける眞相を考へて見るに、果して現內閣に輿望は存在して居るや否や。所謂輿望なるものは疾うの昔に過去つて居るのである。成程政府の機關たる新聞紙若くは政府を贊成する與黨は、現內閣に信任を置かれて居るのでありませう。さりながら政府の與黨が政府を信任すると云ふこと、竝に其與黨が多數なりと云ふ譯で以て、國民の信任が存在して居ると云ふことは、我日本に於ては出來ない事柄であります。竝に如何に與黨が多數で、其多數が破れずと多數の儘存在致したりとするも、其人々が信任すると云ふことが國民の輿望存在と云ふ證據にはならぬのであります。況んや日本に於ては多數を得れば必ず政權を掌握すると云ふ國柄では無論ありませぬ。故に此與黨の多寡は更に國民の輿望に關係がありませぬが、之を除いて如何なる所に國民の輿望が存在して居るか、少くとも此議場以外の狀況に注意せらるゝ人は、內閣の信用が既に去つたと云ふことを了解され得るだらうと思ふ。申すまでもなく政權は一家の私有物ではありませぬ。一家の私有物ではありませぬが故に、政治家たるものは其政權に戀々せずして、其政權に戀々せずして、人心を新にするの覺悟が常に無ければなりませぬ。斯の如く內閣の信用が去つた時は、內閣が其職を退いて人心を新にするの覺悟が無ければ

ならぬのであります。是に至つて如何に與黨多數なりと雖も、與黨の多數だけでは此内閣を維持すべき筈のものではありませぬ。政府の與黨が政府を賛成し、之に應援せらるゝ、固より怪むに足らぬが、國民の輿望を顧みては斯の如き行動は出來ぬ筈であります。然るに又茲に奇妙なる議論もある。屢々内閣の更迭するを以て政變なりと考へて居るものがありますが、其當否は別として兎に角に政變を屢々すると云ふことは甚だ好ましからざることである、斯樣に申す議論もある。無論のこと政府の屢々更迭するのは決して喜ぶべき事柄ではありませぬ。決して喜ぶべき事柄ではないが、同時に國民が惡政を忍んで居るの義務はないのである。如何に政府は秕政に秕政を重ね惡政を施して居る、さりながら政變は好まないと言つて之を忍ぶと云ふことは、無論國民に義務のある筈はありませぬ。國民は其秕政を鳴らして此内閣を責むるのが當然のことゝ思ふ。國民は斯樣に惡政を忍ぶの義務がないのみならず、今日の狀勢はどうでございます、歐洲の戰亂に依つて所謂世界に大變動を釀して居るのであります。此大變動の際に於て、若くは此大戰爭の終を告ぐる際に於て、最も國家の爲めに考慮を致さなければならぬことは多いのであります。斯樣なる時機に際しまして國民は如何なる考を持つて居るかと申すと、國民は一日も速に十分に信頼するところの政府を望んで居るのであります。又誠意國家を思ふところの政府が、一日も速に樹立せんことを希望して止まぬ狀勢であります。斯の如き狀勢でありまするが故に如何に首相が先般以來此演壇に於て厲聲叱咤せられて見ました所が、それで以て國民の信用を恢復することは最早出來ぬ。又此決議案が政府與黨多數で之を否決致しました所で、此案の否決が即ち國民が政府を信用すると云ふ證據にはなりませぬ。政

府も並に政府の與黨も冷靜に考へられて宜しいのである。他の閣員は姑く措きまして、大隈首相は多年政論を唱へられ屢々政治の原則を說かれたことがあるのであります。斯様なる政治の議論をせられ又政治の經驗も持たれたる大隈伯にして、今尙口舌の末に爭を求められると云ふことは何事である。此內外の狀勢を考へられて、其信望の有無を冷靜に考へられましたならば、其職を去ると云ふことが卽ち國家の利益なりと云ふことを發見せらるるに難からないと信ずるのであります。故に實は一念此に至られるならば、斯様なる決議を俟たず、又此演壇に於ける言論を俟たずして、政府自ら決せられて居らなければならぬ筈の狀勢であるのであります。政府尙ほ玆に察する所なくして、依然口舌の末に爭ふて、與黨多數が案を否決すれば、それで以て足れりとするが如きは是國家を憂へざるの甚だしきものと言はざるを得ぬのである。私は多くを申さぬ。何と云ふても此事柄は既に世間に明瞭になつて深く討論を致さずとも、國民の腦裡には既に判斷の附いて居る事柄でありますから、私は詳細なる議論は此處に致さず、斯の如き次第なるが故に本案を玆に提出致さざるを得ぬ。之を提出致して又諸君の贊成を求むると云ふことも已むを得ぬ。斯様なる大體論を此に致すに過ぎませぬのでありますから、內閣諸公は口舌の末に爭はず、冷靜に國家の事を深慮せらるゝが然るべしと勸告致すのであります。(大四・一二・一八)

第四十一回帝國議會に於ける演説

施政方針演説（貴衆本）

諸君、私は先般微力を以ちまして大命を拜し、玆に諸君と相見えまして、卑見を述ぶるは私の最も光榮とする所であります。先づ外交上に付て一言いたしたいのでありますが、日英同盟の益々鞏固なることは玆に贅言を費す迄もござりません。其他締盟諸國との交際は益々親厚を加へまして、何等の故障もござりませぬ。是は私の衷心より國家の爲に慶賀に堪へざる所であります。隣邦露國は未だ安定を得ませぬ。故に今後の施設に待つものは甚だ多いのでありますが、是は誠に遺憾とする所であります。去りながらロシヤの東部地方は聯合與國の力に依りましてチエック・スロヴアック救援の目的竝に獨墺勢力掃蕩の目的をも達しましたのであります。故に我が軍隊は同地方の秩序を維持するに必要なるだけに止めまして、其守備に要する人員を駐めまして、他は召還することに致しました。又支那の如き久しく南北の確執は解けぬのであります。然るに今は漸く妥協に傾きまして、不日平和會議も開かむとするが如きに至りましたのは、帝國政府は支那統一を勸告いたしました。他の列國と共に、支那國の爲に其前途を祝福する所であります。之を要するに帝國政府は列國との協調を努めまして露國に對しても

支那に對しても何等野心を有する者ではありませぬ。露國に對しては誠意其秩序の恢復に努め、支那に對しては從來屢々政府の聲明いたしましたる如く門戸開放、機會均等の主義を重んじまして、而して日支親善の益々其堅實を加ふるの外何等他意ありませぬ。歐洲大戰爭の結果に至りましては、諸君の御承知の如く聯合與國の大捷に歸しまして休戰と相成り、將に講和會議を開いて其終熄を見むとするに立至りました。是は聯合與國と共に帝國政府の最も滿足する所であります。而して此會議には既に我が全權委員を派遣いたしまして、既に彼の地に到著いたしたる者もありまするし、又途中に在る者もありますが、帝國政府は正義人道に基きまして、公明正大なる態度を以て此會議に臨まむと欲する次第であります。次に内政上のことに付て卑見を述べたいのでありますが、之を述ぶるに先だちまして、諸君に御報道いたしたい一事は、先般高等教育機關擴張の計畫を政府に於いて立て居ることを聞召されまして、御内帑金一千萬圓御下賜の御沙汰を拜したるのでありますが、之に付きましては實に聖恩の優渥なることを國民一般と共に唯感泣の外はありませぬ　是等の詳細は追つて提出いたしまする所の法律案及豫算案に付て詳細陳述いたし且つ御諒承を得たいのであります。今回の大戰爭が我國に及ぼしました所の影響の少からざることは、茲に私は縷述する迄もないことであります。諸君の皆御承知のことであります。而して此大戰爭終熄いたしまして平和克復の後は、國力恢復の爲に列國經濟上の競爭が激甚であらうと云ふことも亦殆ど豫期せられる所であります。故に政府に於きましては糧食問題の如き目下差措き難き諸問題を處理することの外に、教育、交通、産業、國防充實と云ふが如きことに付て、苟も國家將來の發展に必要なることは、現内閣の成

立日も淺くありまして、十分の施設は後年に讓るの外はありませぬのでありますけれども、併しながら出來得る限りは是が施設を致したのであります。要するに今日此一大變遷の時機に際しまして、篤と國家の利害を考慮いたしまして、政治的にも經濟的にも其處置を誤らぬことを努むる積りであります。終に臨みまして私は今日此時局の重大なるに顧みまして、諸君の御協賛に期待することゝ甚だ多いのでありますから、幸に此意を諒せられむことを望みます。(大八・一・二二)

施政方針に關し阪本釤之助に答ふ(貴本)

唯今の阪本君の御質問に御答を致します。高等教育機關擴張のことに付ての御質問でありませうが、今日義務教育の制度も永く布かれて居りまして、就學兒童は百分の九十九迄に達して居る所も可なり多いのである。左樣に段々義務教育を受ける者が增加いたしましたが、是より進んで中學に這入る。是も各地に於て中學の增設があり、其生徒も年々卒業いたさむとすれば、門戶は甚だ狹いのであります。故に年々數萬の子弟が高等教育を受けることが出來ずして、一年も二年も待たなければならぬ。又其間屢々落第等も致しますれば、甚だ精神上にも面白からぬこと思ふ。從つて是は社會上に及ぼす所の影響も甚だ面白からぬのである。故に高等教育機關の擴張は、今日の狀態に於ては極めて必要なりと考へたのであります。今回の大戰爭も終りまして將來國運の發展を圖るのには各方面それ〴〵力を用ひなければならぬ事はありますけれども、殊に教育の如きは十分なる力を盡しませぬ

ければ、將來列國の競爭に應ずるには難いであらうと信ずるのであります。茲に至つて甚だ缺乏を感じて年々數萬の學生が入る途なくして困難を致して居るところの高等教育機關を擴張すると云ふことは最も今日に於て必要なりと考へたのであります。固より義務教育の點もそれ〳〵改良を加ふべきことであるのであります。中學に於ても亦然り。之に從事する所の教員其他に對しても、それ〳〵相當の途は講究いたさなければなりませぬ。けれども如何に致した所で年々普通の教育を終つて高等教育に入らむとすれば、其途がなくして何萬の子弟が困難を致して居ると云ふことは國家としてはどうしても此救濟を講じなければならぬと考へたのであります。而して從來のやり來りを見ますれば、從來の當局者も皆是は感じたのであります。如何せむ財政の許さゞる所で、地方の寄附等に依つて年々僅に數校の高等學校其他を設立するに過ぎぬのであります。是は全く歷代の當局者も思ひ至らぬのではありますまいけれども、財政の許さゞるより斯の如き彌縫策を執つて居つたのであります。然るに今回は臨時教育會議の調査に依りまして大學令高等學校令を初めと致しまして、此學制が大體に於て茲に定まつたのであります。御承知の如く漸次に勅令も發布せられまして、制度は先づ今日の事態に於て完成と申して宜からうと思ひます。再び相當な時機に改正も必要でありませうが、先づ今日の事態に於て左樣なる狀態であります。是は固より臨時教育會議の諸君の非常なる盡力に依り此結果を見たことは誠に是は滿足の至に堪へぬのである。而して此制度が確立いたして、制度が確立いたしましても、之を實行するに當つて依然として高等教育機關が不足を致して居りましては、折角制度が定まりましても、此恩惠に浴する者は矢張り從來の如くでなければならぬの

であります。甚だ國家に取りまして不利益なりと考へたのであります。故に私は一面に於ては此極めて不足を感じて年々數萬の學生が方向に迷うて居ることを救濟するのには學校を……高等教育を受ける所の學校を增設するが急務であると感じたのであります。他の一面に於ては各學校、各階級の學校に付きまして科目等に多少の修正を加へて、時勢に適應するやうに致さなければなりませぬが、是は委員を設けて調査するより外仕方がないのでありますから、臨時教育會議が終りましたならば、此調査を直ちに著手いたさうと胸算を立てゝ居るのであります。一面に學科目に付て改正を加へるの方針を執る、他の一面に於ては極めて不足を感じて居る所の高等教育機關を擴張すると云ふことが、必要なりと認めたのでありまするが、さて之を致さむとすれば、矢張り歷代內閣の苦んだ通りに財源に困難を致すのであります。併し財源に困難を致すと云ふのを以て、今日世界の大變化を受けつゝある我國としては、之を延ばして置くことは出來ないのでありますから、已むを得ず公債又は借入金に依つて此計畫を遂行せうと考へたのである。固より學校を增設すると云ふことは一時的の費用である。一時臨時の費用である。之を維持し其學校を將來維持して行くと云ふことは是は普通の國費に依るの外はありませぬが、學校を建築すると云ふことだけは臨時の費用である。臨時の財源に依つて支辨いたすが適當であらうと考へた。又是が適當ならずと致しました所で外に依る所がない。一々國費を待つて居りましては、とても急速に出來るものではないと考へますから、公債其他借入金の方法を執りまして、不日其案を議會に提出いたさうと考へて居るのであります。然るに斯樣なる計畫あることが上聞に達しまして、畏多くも內帑金御下賜の御沙汰を拜しました。是は

宮中のことを彼れ是れ忖度して申すのは恐懼の至りでありますが、併しながら教育のことに付て大御心を勞せられ其他百般のことに付きましても、今日の事態に應じて軫念いたさせらるゝと云ふことを拜察いたして、如何にも恐懼に堪へぬのであります。然る場合に偶々高等教育機關擴張の計畫あることが上聞に達しまして、内帑金一千萬圓御下賜の御沙汰を私が拜承いたしました。其御沙汰書は唯今此所に所持いたしませぬが、斯樣なる御趣意であります。高等教育機關擴張の計畫あることを聞召され、内帑金一千萬圓御下賜相成ると云ふことの御沙汰であります。故に他の方面にも皇室の費用御多端の際に御下賜金等も段々ありますし、御料地等の御處分もあつて、色々なる點に於て大御心を注がるゝことは拜察して恐懼に堪へませぬが、殊に此教育のことに付て斯の如き御沙汰を拜すると云ふことは、唯感激の外はありませぬ。之に依つて以て一番困難と致して居る年々數萬の學生が其道を得て有難く感ずるのみならず、一般國民も其惠に浴しまして、將來我邦の所謂國運發展に貢獻すべき所の國民が出來ると云ふことは、誠に喜ばしいことで、國民一般も之を聞いて感泣の外なからうと考へるのであります。之を增設いたしまするに付て、各府縣より寄附金を誅求して居ると云ふやうな噂を聞きまして、此點に於て……是は阪本君など長く地方官をされましたから御承知でありませうが、年々地方は種々なる學校を希望いたして居ります。當局者に向つて色々陳情を致して是非建てゝ呉れと言つて居るのであります。而して又唯今申したやうに、從來財源に困難を感じましたが故に、歷代の當局者が矢張り此寄附を受けまして學校を設立いたしたのであります。前年度……其以前に於ても前年度に於ても、今年度の本豫算に請求いたしましたものも、全部地方

若くは有志の寄附に成つて居るのが多いのであります。併しながら私の考へまするには、是は阪本君とも御同感であつて其寄附を待つて左樣なる機關を全うしやうと云ふことになりますれば、とても急速に出來ることでもなし地方も亦困難を致す場合もありませう。寄附を待たずして國家の力を以て此不足を補ひたいと考へたのであります。卽ち公債借入金に依つて支辨をせう、最も此總額は四千四百萬圓に相成りますけれども、唯高等機關を作りましたゞけでは全きを得ませぬ。之に從事する所の敎員を作らなければならぬ。是は四百萬圓以上も費さなければなりませぬが、其敎員を作りませぬければ、機關が十分に出來ましても全きを得ませぬから、敎員を作る費用も四千四百萬圓中には含蓄いたして居るのであります。兎に角に寄附のみに依つて敎育の發展を圖ると云ふことは到底出來ないことゝ考へるのであります。出來ぬことはありますまいが、急速目前内外の狀勢から見まして、敎育を十分に致したいと云ふ希望から申せば、是は寄附に依つて始めて高等敎育の機關を立てると云ふやうなことでは容易に完全を期することは出來ませぬ。又、のみならず大學等に至りましては、先年寄附に依つて二三の大學は出來ましたけれども、常に寄附に依つて大學を設立すると云ふ譯には參らぬのでありますから、旁々以て之を目的とせずして計畫を立てたのであります。然るに御承知の如く、地方に於ては是非學校を立てゝ呉れと云ふ希望が多いのであります。金を寄附する故に速に立てゝ呉れと云ふ希望が多いのであります。是の希望を常に申出た所の地方に對しましては、果してさう云ふ事情であるかどうであるか、其事情を質しまして寄附を受付けて無論差支ないのだらうと思ひますから、之を其費用に加へると云ふことにして居るのであります。又此寄附のこ

ここに付てはもう少し詳しく申して置きたい。寄附は……必ず地方の負擔を増す爲に、無理に縣債を起し縣の賦課を増加いたして、縣民に困難を致さぬやうな方法に依つて學校を立てたいと云ふ積りではありませぬ。縣債を募集いたしましても縣の賦課を増すに致しましても、内務大藏兩大臣の許可を得なければならぬのでありますから、十分調査を要しますから、濫に行くものではありませぬけれども、成るべく種々なる賦課を増し……縣債を起して地方の負擔を重からしむることはないやうに努めたいのであります。而して速に完全なる高等教育の機關を作りたいと云ふので寄附をする者は其寄附を拒む意志は更にありませぬ。寄附するものは之を受取つて學校の設立に向けて宜しいのでありますが、從來の如く寄附があれば設立するが、寄附がなければ設立せぬと云ふやうでは、機關の完成を期せられませぬから、採らぬ積りであります。又各地方に分布することに付て甚だ面白からぬやうな狀態ではないかと云ふ阪本君の御尋であります。或はそれが御意見であるかも知れませぬが、それが御意見であるとすれば私の考とは違ふかも知れぬ。私は總て大都會に集中すると云ふことは國力發展の所以でなからうと考へる。殊に學生の如き、皆東京とか大阪とか京都とか、其他の大都會にのみ集中すると云ふことは、學生其他の人の費用の點に於ても如何と思ひますし、又風紀其他の關係から申しても面白からぬ、のみならず何事も大都會に集中すると云ふことは、各地を發展させる所以でなからうと考へて居るのであります。甚だ懸案でありませうが、自分の意見は日本の國力を發展せしむるには、益々大都會にのみ集めて、益々大都會を大ならしめて、地方が疲弊を致して進運に伴ふことの出來ぬやうなことでは、甚だ面白くないと考へて居りますから、是は成る

べく地方に分布いたしたいと考へて居ります。是は往々私共政黨などに從事して居るものゝ世間の誤解を招いて黨勢擴張などと云ふ非難も起りますが決して左樣ではない。私は何事も大都會にばかり集中すると云ふことは國家の利益ならずと考へて居る。併し是は私の議論に過ぎない。左樣なる次第でありますから、成るべく高等の機關を增設さすにしましても、出來得るだけ地方の各地に分布いたす方が、學生の爲にも宜しうございます。費用の點に於ても宜しい。又唯今申した如く私の考から申せば、國運を進むるにも此方が宜からうと云ふ考を以て、左樣なる方針を執つて居るのであります。是等の事に付きましては、何れ公債借入金を致すが爲には法律案を提出いたさぬければならぬ。又それに要する費用に付ては豫算を提出いたしまするから、其時に尙ほ詳しく當局者より申して宜しいのでありまするけれども、大體私の考を左樣に申すのであります。それから追加豫算に致す外ないのでありますが、此事に付てもちよつと御說がありますから、一言添へて置きます。現內閣は御承知の如く九月二十九日に組織いたしました。然るに其時には各省の概算が大藏省に集まつて居つたに過ぎぬのであります。概算は固より年々從來の例に依りますと、概算を其儘に實行すると申すことでありますれば、何億の歲入不足を感ずるやうなことであります。故に之を十分に查定を加へて、歲入歲出償ふやうに致さなければならぬが、一向其事に着手する時が無くして前內閣は退きまして、私が其後を繼いだのであります。是に於て各省大臣が各々其主管する所の概算を先づ取調べ、大藏省と折衝いたして相當なる查定を是に加へなければならぬのでありますから、相當なる日數を要する。今日のやうな豫算は御承知の如く印刷に澤山の日數を要します。本豫算の形を作り

ますにも相當な時を要するのであります。故に十一月十二月、尤も此間に甚だ瑣事のやうでありますけれども、大影響を來たしましたのは、各省役人が流行感冒に罹りましたり何かして多少遲れましたが、彼是の事情がありましたが、兎に角此豫算が議會に間に合ふだけに印刷に付する手段を執らなければならぬから、極めて急ぎましたから、出來得るだけ我々の考を是に注入いたして編成はしましたけれども、併し唯今申した如く教育機關の如きは餘程調査を要します。如何に考へましても、本豫算の間に合はなかつたのであります。故に已むを得ず追加豫算の手段を執りました。又追加豫算に致したと云ふ譯は、唯今申した如く之を計畫いたしましても、餘程急いでやりまして、六年の繼續でなければ出來ぬやうな狀態でありますから、之を翌年度の卽ち今年末の第四十二議會に提出すると云ふこと迄には參りませぬから、故に已むを得ず追加豫算の形式を執ることに致したのであります。此邊の事情も御諒察を得て置きたうございます。大概私は阪本君の前一半に對しましての御答は是で盡きて居るやうでありますから、尚ほ足らざることがあれば申すことに致しませう。云ひ足りなかつたことは當局大臣より申述べることに致します。（大八・一・二四）

施政方針に關し高橋作衞に答ふ（貴本）

唯今高橋君より縷々御質問がありましたが、簡單に私より御答すべきことは私より御答いたして置きます。講和條件に付て云ふことが出來るならば、それを示してはどうかと云ふ御質問に聽取りましたが、講和會議は最早

開かれ、豫備會議に着手して居る今日であります。成程列國の政治家は色々なる概括的抽象的意見等は發表して居りますけれども、此講和會議に如何なる案を提出して如何なる條項をどうすると云ふことは發表して居るのを一向見ませぬ。帝國政府に於ても講和委員を彼の國に送りまするに付ては、直接我國に關係の是々の案件に付ては斯樣に主張を致すが宜しい、若し斯う云ふ論が出たら斯樣にするが宜しい、其他列國より提案して居る所のものも斯樣なる案が出たならば斯う處置を執る、斯ふ云ふ言論を主張するが宜しいと云ふやうなことを、想像し得られる限に於て總て細大訓令を持つて委員は出發いたしたのであります。併しながら此條項……此案件を今日公表いたすと云ふことは甚だ國家の爲に不利益なりと考へまする。相手はある。相手には敵國もあります。同盟國と申しましても意見を鬪はすに於ては色々の事があらうと思ひますから、遺憾ながら此條件等を公表することは出來兼ねまする。併しながら方針としては極めて抽象的な話ではありますけれども此會議に臨むのに公明正大なる考を有つて參りたいと斯う云ふ趣意であります。正義人道などと申したのも詰り我國に於ては色々なる欲望等を有つて私心を挾んで此會議に臨む積りはないと云ふことを列國に公表いたし、我國の態度を宣明するの必要なることを考へましたから、左樣なることを申したのであります。シベリア出兵のことに付て色々御說がありまして、斯う云ふ風にして置くが宜しいじやないかと云ふやうな御注意の點があるやうにも聽きましたが、又私なり外務大臣が之に反對の意見のやうだが、さうでなくした方が宜しいと云ふ風に聽取りましたが、是は私は何等作爲して玆に申す必要はありませぬ。又私は此出兵不必要なりと云ふ意見を發表いたしたことは未だ曾てありませぬ。

と云ふ譯で私は反對なりと御推測になつたか知れませんけれども、茲に意見があるとすると外交上重大なりと考へましたが故に、斯樣なことの意見を發表したことはございませぬから、此御懸念だけは御除きを願ひたい。而して、此出兵いたした趣意は、當時政府に於て中外に宣言いたしました。是は卽ち出兵の趣意であります。其宣言はチエック・スロヴアックの救濟と獨墺俘虜の勢力を掃蕩すると云ふことであるのであります。隨つて之に必要なる兵を出したと云ふことに相成るのであります。出兵の目的甚だ明瞭であります。列國も亦此宣言を受取つて其趣旨を誤解なく了解して居るのであります。併しながら色々な國は色々な批評を銘々にすると云ふことは、是は何れの場合に於ても國際間に免れませぬが、色々な考の人もありませうが、我國の出兵の趣意は是れである。それから撤兵の趣意であります。不必要なる兵を出した、不必要なりと云ふ論を有つて居るから撤兵いたしたではあるまいかと云ふ御懸念がありましたが、左樣な趣意は毛頭ありませぬ。元々此出兵は唯今申したが如き趣意に依つて、卽ちチエック・スロヴアックの救濟と、獨墺俘虜の勢力の掃蕩を目的として出兵いたしたので、此宣言の趣意は此目的を達すれば撤兵をする。何等ロシアの內治に干渉する意味も何もないのである。斯う宣言には明瞭に示してありますから、既にチエック・スロヴアックの救濟の目的を達し、獨墺俘虜の勢力を掃蕩いたしたと云ふ以上には撤兵して宜しいのであります。何も武裝いたした多くの兵を此所に置くの必要はないのであります。併しながら今日直ちに全部の撤兵を行ひましたならば、忽ち彼の地方は騷亂の巷と相成るでありませう。故に秩序を維持するだけの兵は殘さなければなりませぬから、之に必要なるだけの兵を殘して、他は撤兵すると云ふ決心で

ありまして、左樣なることは、是亦列國に公表いたして居る。故に私は當議場に於ても彼の地方の秩序を維持するに必要なる守備兵を置いたので、他は送還いたしたと、斯樣に報告を致した次第であります。其他のことは外務大臣其他より御答いたします。(大八・一・二四)

施政方針に關し片岡直温に答ふ（衆本）

唯今片岡君よりの御演說に就きまして、大體私が御答する方が便利と考へますので、私より御答致しますが、最初の御質問は、歐洲大戰爭の休戰になる際に、日本が其相談に加はつて居らないやうであるが、と云ふ御質問でありますが、是は左樣ではございませぬ　講和會議なるものは、今日豫備會議が十三日から始まりましたが、其以前に方つては、各國の間に非公式に相談をしたのであります。此相談には日本も加はつて居りますから、是は御聞及んだ所は、關係ないやうに御聞取になつて居るか知りませぬが、左樣ではございませぬ。……それは困つたものだが私は……それから講和條件のことであります。是は何故發表しないかと云ふ御說でありますが、各國共に講和條件は發表致して居りませぬ。又既に講和會議を開くことに相成つて、豫備會議も開いて居るのでありますから、此に至つて日本が斯樣なることを提議する、各國の提議が斯樣であつたら、斯く致すと云ふやうなる事は廟議は取極めまして、全權委員は之を持つて出張致して居りますけれども、之を公表致すと云ふことは——對手のあることであります、敵國のあることであります、之を公表することは、甚だ國家の爲めに不利益と考へます

……私は成るべく民意を重んじ、國民に知らしめて宜しい事は、知らしめたいのでありますけれども、蓋し國民は斯様なる不利益なる事を來すことを希望して居るまいと思ふ……それからシベリア問題の事であります。シベリアの兵を減じましたことは、現内閣になつて減じたのであります。第一に一萬幾ら、今囘は更に多く三萬以上の數を減じましたが、其兵を減じたることに付ては、先刻私並に外務大臣より申した通りに、チェック・スロヴアックの救援、並に墺獨勢力を掃蕩するの目的を達すれば、日本が撤兵するのが最初の宣言の趣意でありますけれども、彼地に於ける秩序は、全く兵を置きませぬければ、紊るゝであらうと云ふことの心配より、日本のみならず、列國共に多少の兵をシベリアに置くのであります。日本も是等の必要より、守備に必要なる兵を置いたのであります。それを留めてあとは送還致した。それから外交調査會に居つたから、當時兵を出した時の事情は知つて居るだらうと。知つて居る事あり、知らざる事あり、政府より相談受けたる事あり、受けざる事ありであります。此外交調査會の内容を申すことは、會の性質として出來ぬことになつて居りますから、私より之を委しく申す譯には参りませぬけれども、私の責任に歸して居る事ならば、どの事でも御答致しますが、知らざる事を私が茲に答辯を費すことは出來兼ねます。それから唯今他の國の秩序を維持するに、何で兵を置いたかと云ふことでありますが、是は唯今申した通り、列國共に彼國の秩序を維持するに足るだけの兵を置くことになつて居る。過激派が起りまして、ロシャの一體の狀態が安定を致して居りませぬから、是が爲に列國共に多少の兵を置くことになつて、日本も置きました。それで御了解を得ませうと思ひます。それから財政計畫に付て種々の御質問が

ありましたが、數字等に亘りました事に付ては、或は御都合に依つては、更に大藏大臣より答辯を致しても宜しうございますが、唯御質問中に增税をするかしないかと云ふ御話でありました。是は私より明かに申した方が宜い。增税と云ふことは、金が足らないから、直ちに增税すると云ふ譯には參りますまいと思ひます。已むを得ぬ時には、增税を致さなければなりませぬ。又必要のない時に增税しないと云ふことは勿論でありますが、增税は避け得られるだけは避けなければならぬ。如何に增税を避けましても、他に方法がない時に、初めて國民の負擔に訴へるのでありますから、今日金が足らないから、直ちに增税をすると云ふ考は持つて居りませぬ。眞に已むを得ない時に、初めて國民の負擔に訴へやうと思ひます。それから勞働問題、是は政府に於て色々考へて居ります。併し是は諸般の問題に亙つて居るのでありまして、唯々一端を擧げて解決の出來ぬ問題でありますから、餘程の調査を致さなければ、解決の六ヶ敷い事であります。費用は何故要求しないか、費用は別に入用がありませぬ。費用なしと雖も、各當局官廳に於て出來るのでありますから、其調査を進めて居ると云ふことで御了解を願ひたい。尙ほ委しい事を御希望でありますれば、當局大臣より御答致します。(大八・一・二二)

施政方針に關し望月小太郎に答ふ(衆本)

唯今望月君より數萬言を費し……性質だから仕方がありませぬ。どうぞ私は音聲が低いのだから靜に御聽下さい……さうすれば聞える。望月君は長い御演説をなさいましたが、其中大變御議論もありました。御希望もあり

ました。御議論や御希望には御答する必要は無論ありませぬ。其他の事に付て御答して宜しい事は、私並に外務大臣より御答致さうと思ふ。其最初に方つて、外交の事を憂慮したが云々などと云はれましたが、確に私は憂慮したる一人で、當時の外交の有樣はどうであつたか。當時大隈内閣の外交を辯護なさるゝ望月君は、完全なるものと認められたか知らぬが、私は此外交をして誤れる外交と致しまして、彈劾決議を提出したこともある……而して其一端は前内閣が秘密會に於て、其一端を曝露致して、當時議席に列したる諸君は、如何にも誤れる外交をしたと云ふ事を知つて居られる……故に私は斯樣なる問題に付ては、再び望月君の口より御議論を承ることゝは思はなかつたのであります。何ぞ圖らん、今日又之を繰返す、斯樣なる事に付ては、私は喋々の辯を費す必要もなく、多くの諸君は皆な當時の外交誤れり、心配するに足るか足らないか、了解して居る。それから外交調査會委員に寺内伯、後藤男を推薦致したことに付ての御議論、是は實は他の諸君より承れば兎に角、望月君より承るのは意外である。望月君等は外交調査會其ものを以て違憲なりとして、非常なる御議論をなされた。違憲なりとして根本的の御議論あるものに、之を推薦した人が當を得て居るとか居らぬと云ふ御議論を承るのは不思議である……併しながら此議場に於ては……

併しながら此議場で御答して差支ない……三百代言とは何事であるか、私は眞面目に御答して居る。之を御答して差支ないと申したのである……堂々となります。何故に寺内伯、後藤男を推薦したのか御諒解にならぬのでありますか。當時外交其他の局に當つた人の知識を集むることは、外交調査會委員其ものに於て當然の事である。

賛成する同じ意見の人を集めて調査會委員を作る必要はない。是等の人を集めたと云ふことは、當然の話と私は思ふて居る。況や此事は根本的に憲法違反であると云ふ御議論をなさる。其人に對して推薦した末節を爭ふ必要はないと思ひます。併し折角の御尋であります故に、斯く御答するのであります。其他講和問題に付て方針を示した示さないと云ふ御議論、私は此會議に臨む方針を昨日申したのである。其方針は何であるか、無論概括的の事柄でありますが、私は公明正大の態度を以て、何等野心を有せずして此會議に臨むと言ふたのである。然るに色々の御希望がある。御希望は銘々の御希望であります。及各國政治家は色々意見を發表して居る人もありまするが、各國の政治家が意見を發表したから、日本も其通り發表しなければならぬとも、私は思はぬ。併しながら各國何れの國に於ても——何れの國に於ても未だ此會議に提出すべき條項は發表して居る國はありませぬ。故に日本に於ても此會議に臨む條項は、それ／＼訓令を與へて居りますけれども、此條項を發表することは、國家の不利益として出來ないと申したのであります。（大八・一・二三）

施政方針に關し齋藤隆夫に答ふ（衆本）

唯今の齋藤君の御質問に御答致します。齋藤君の最初の御質問は、危險思想に關して取締の如何を御尋と記憶致しますが、危險思想を取締ると云ふことに付きましては、殆ど問題であるまいと私は思ふて居るのである　何故と申せば、日本の國體に依つて、日本の輿論に依つて、有ゆる點より考へまして、危險思想を取締ることは當

然の事であります。故に私は是等の趣旨に基いて、危險思想は十分に取締をする積りであります。左樣に御諒承を願ひたい。又輸入する書類等に付ての事でありますが、是も當然の譯であります。取締をすると言へば、それ等の事にも及ばさなければなりませぬ。尤も是も餘程愼重に致しませぬければ、或は其當を失して、差支ないものを輸入を止めたなどと云ふことに於ては、國民に甚だ不利を與へますから、斟酌致さなければならぬ。愼重に調査致さなければならぬけれども、左樣な事も無論取締らねばならぬのであります。殊に色々の影響を受けて、今日は思想の變遷を來さんとするかの如く見えるのであります。旁々以て此取締は等閑に附せない積りでありますから、左樣御諒承を願ひます。次は御下賜金の事のやうでありましたが、之を當議場に於て御互に論ずることは、甚だ私は好まぬのであります。殊に前内閣の事に付て云々は、實は責任もないのであります。併しながら大體に於て、私は決して齋藤君の言はるゝが如く、袞龍の袖に隱れまして、責任を遁るゝなどと云ふ考は毛頭持つて居りませぬ。既往に於ては左樣な政治家があつたかも知れませぬ。齋藤君などは御承知かも知れませぬ……私は左樣な事は致しませぬ。故に今回の御下賜金に付きましても、固より國費を以て辯じて差支ないのであります。併しながら皇室に於かれまして、國民一般の幸福のため、所謂公共若くは慈善のために御下賜金等のあるといふ大御心は、國民が實に感謝する外はなからうと思ひます……何事に付きましても――山陰其他の災害の事に付ての御話もありましたが、是もそれ／＼御下賜金はありますが、併し是も國費を以てして宜いではないかと云ふ、議論一方で參りますならば、國費で出來ぬことはないのであります。無論大部分は地方費若くは國費で支辨して居

るのであります。併しながら大御心が是にも注がれまして、相當なる御下賜金のあると云ふことは、日本の國體の精華と申しても宜いと思ひます……決して吾々は一千萬圓の御下賜金を仰いで、仍て以て此高等教育機關を擴張致さうなどと考へたのではありませぬ。併し難有くも此事上聞に達して、御下賜金があつたのでありまするから是は國民と共に優渥なる思召を有難く感謝しなければならぬと思ひましたから、豫算內示會又當議場に於ても、之を諸君に御報告致したのであります、左樣御承知を願ひます。又司法權の事に付て色々御說がありましたが、無論司法行政其他に付きまして改良すべき點があれば少しも改良を怠らぬ積りであります。世間にも色々議論があると云ふことでありまするから、是も參考に供して、相當な措置は無論執る積りでありますが、併しながら如何にも今日の司法權が亂雜なるが如き御議論には、敬服することは出來ない。殊に裁判が當を得て居る居ないと云ふことに付ては、裁判獨立の今日に於て、是は何とも申しやうもございませぬ。當と見る人も不當と見る人もある。是がためには大審院あり、控訴院ありでございますが、それでも尙ほ不當なる裁判なりと云ふことは、是はどうも見る人の見る所であります。決して裁判所は左樣な不當なる事を致して居るとは信じませぬ。併し是は行政權の發動に依つてどうか出來ることでありますならば、其等の改良を致すことを少しも躊躇せぬのであります。それから唯今新聞社に付て云々、或は其社長を喚んで云々と云ふことでありますが、其新聞社の起訴をなしたと云ふことは、無論現內閣ではありませぬ。併しながら現內閣の組織間もなく裁判の宣告はあつたのであります。之に先だちまして、此新聞社が將來執る所の方針を公表致して居りました。併し唯々紙上で其公表を見たのみでは

如何かと思ひましたから、國家の責任を執つて居る私共と致しまして、親しく其社長より責任ある言葉を聽きたいと思ひまして、上京を命じて承つたのであります。無論之に付て相談を致したのでもありませぬ。彼の任意の陳述を承つたと云ふことは事實であります。又斯く致すことは、何等差支ない事である。彼の意見を聽くと云ふことは、國家全體より考へまして適當なることゝ私は思ふて、之を承つたに過ぎない。是は色々の事實が世間に傳つて居るか知れませぬから、序ながら此事を申上げて置きます。而して此新聞は、どうなつた斯うなつたと云ふ御話でございますが、之に付ては私は今日玆に責任のない言葉を以て、彼此答辯する必要はないと思ひます。大體是にて齋藤君の御質問には答辯し得たと思ひます。尙ほ遺漏があれば重ねて……(大八・一・二三)

施政方針に關し高木益太郎に答ふ(衆本)

唯今高木君の御質問に付き簡單に御答致しますが、樞密院、貴族院等に付ての御演說がありましたが、御趣意は十分に了解致し兼ねましたけれども、何となく是等の官衙が、今の進步を妨げるであらうかと云ふやうなる御推定のやうに聞えましたが、若しさうであれば、決して樞密院、貴族院と云ふ處が、今日の進步を妨げて居るのではないと御諒承を願ひたいのであります。決して左樣なる意思があるやうには私は了解して居りませぬ。又貴族院、衆議院の關係に付ての御說でありましたが、是は成るべく圓滿に行くことは希望致しますが、併しながら兩院併立致して居る以上には、關係の親密は希望致しまするが、之を其領域を撤回して混同すると云ふ譯にも參ら

ず、唯々自ら意思を疏通して置くの外はありますまいと私は了解して居ります。又繼續委員の事でありますが、之に付ては成程法律規定がありますが、未だ曾て置いたことがないのであります。併しながら彼の法律は、或る法案があつて之を審査する爲に、繼續委員を置くやうに出來て居ると、私は此處に法律は持つて居りませぬけれども了解して居りますが、法律を作るがために繼續委員を設けると云ふ趣意にはなつて居らぬと思ふ。そこで稅制整理等の問題が出まして——法案でも出まして、之を審査するためにさう云ふ必要があれば、今後に於て出來るかも知れませぬが、其稅制を整理すると云ふことでありますれば、繼續委員を設ける法律の趣意とは少し違ふやうに考へます。併しながら是は實際に於ては行つて居る。法律の示す所の議院の繼續委員ではありませぬけれども、先年行政整理をやります時に、兩院の議員より委員を出しまして、審査致しました。是等法案を審議する、或は是等法案を審査するために兩院議員の委員を設け、當時の政府——西園寺内閣に於ても數回やつて、吾々も參與して記憶して居る所であります。法律に示す所の繼續委員は置いたことはありませぬけれども、整理とか何とかさういふやうな問題に付ての時には、兩院議員より委員を出して、審査を致して居りまして、實際に於ては、兩院沒交涉で居らないやうにやつた慣例は澤山ありますから、向後に於てもさう云ふやうな必要が起りますれば、此手段を執つて何等差支ないと思ひまするが、要するに繼續委員云々の御話は、私の解釋によれば、法案のあつた時の事と思ふのであります。それから位階勳等云々の事でありますが、それは位階勳等ある者に對する特權優遇と云ふものは存在致しまするから、場合に依つては是等に對する其前に當つて、相當な手續をしなければなら

ぬことは無論あるのでありますが、併しながら位階勲等ありと雖も、若し訊すべき所の罪科ありと致せば、之を其儘に放任しておく考は私共持つて居りませぬ。それから官私立學校の區別に付ての段々御話でありましたが、若し左樣なる事ありとすれば、私は極めて御同感を表しますが、實際に於ては成程官立學校の卒業者、私立學校の卒業者――同じ官立學校でも色々違ひます。何處の卒業者に何の位の俸給を與へると云ふことは、最初採用する折には民間にもあることであります。官廳にも幾分か左樣な部分がないとは限りますまいが、併しながらそれは最初に採用するときのこと、それから段々進んで行きますれば、決して何等官公私立學校の出身に區別がありませぬ。故に私立學校出身の知事が、官立學校出身の知事より俸給が少ないことは、無論ないのであります。其人の技倆によつて、官立も私立も同じ事、唯々最初採るときの御話であらうと思ひますが、最初採るときには同じ官立でも違ひますから、必ずしも之を一樣にすると云ふことは、斷言することは出來ませぬけれども、私は其人の技倆を見るがために、相當なる銓衡を致すも宜しうございませうけれども、其出身によつて俸給などを區別する考は持つて居りませぬ。それから後は文部大臣に御尋でありましたから、私より申す必要はありませぬが、此事務の簡捷の事、繁文縟禮を除くと云ふ御趣意の事は、極めて御同感であります。先年私は之を實行したことがある。是は時々やらなければ、實は後戻りを致すものでありますから、私は此事に就て刷新改良を加へたいと思つて居りますが、併しながら是は矢張り餘程時を要する。此前に整理をやるときに中々日子を要した。何千件と集りますから急速に行きませぬが、併し兎に角是は御趣意は御尤の話。吾々は今日の場合に於ては、大にさう云ふこ

ことに努めて見たいと考へて居ります。左様御承知を願ひます。（大八・一・二三）

教育振興に關する建議案に關し小久保喜七に答ふ（衆本）

教育振興に關する建議案に付ての御質問でありますが、此案は一讀致しました所では、臨時教育會議に於て、決定致した事柄の中を列擧されてあるやうに見えます。臨時教育會議なるものは、内閣總理大臣の監督に屬して居ります。即ち私の監督に屬して居るのでありまして、此監督の下にある所の教育會議に於て、決定致して申出た箇條で是があります。故に私は此臨時教育會議なるものを極めて重しと致して居ります。是には意見を交換して居ることも多いのであります。故に列擧せられたる箇條は政府は教育の振興を圖るがために、皆な考慮を費して居る問題であります。自分の監督に屬する所の機關に於て調査を致したのでありますから、無論私は出來るだけ之を參考と致し、唯今考慮中に屬するのであります。大體左樣に御諒承を願ひたいので、臨時教育の決定に皆なありますので、小學校の教員俸給費として、更に一千萬圓を増すことも、財政が許すならばやりたいものと思ふて居ります。それから中等教員俸給の一部を國庫より補助すると云ふことでありますが、是も考慮中であります。多少原則論もありますから、直ちに結論も見ませぬけれども、考慮中である。其他皆なさう云ふ類であります。中には少し不明なるものもあります。是は前年法律が制定せられて居る。牴觸——牴觸ではない、重複になつて居る所もあります。兎に角私は調査せしめ、且つ考慮中のものであるといふことを御答致します（大八・一・三一）

同問題に付大津淳一郎に答ふ（衆本）

唯今の御質問は、最初の御演說と結論のところとは、少し分り兼ねましたが、此建議案に書いてある事柄は、私の監督の下にある所の臨時教育會議に於て、決定して上申した事柄でありまするから、成べく斯樣なる事の善きものは採つて用ゐたいと云ふ考がありまして、之を考慮して居ると、斯樣に申したのであります。まあ露骨に申せば、建議を待つまでもなく、吾々は考へて居る。併し之を調査々々に名を藉りて、實行しないかと云ふことでありまするが、物によつては直ちに實行の出來ない物のあることは、是は御承知の通りで、併しながら臨時教育會議に於て決定致したものに付ては、既に勅令として發布せられたるもの澤山あるのであります、大學令、高等學校令、中學令、小學令、皆な決議に基いて勅令を發布致しました故に、調査々々に名を藉りて、其場を逃つて居るのでないと云ふことは、是でも證據立てられると考へる。併しながら此議會に出すか出さぬかと云ふやうなる問題に付ては、是は十分財政其他を考慮しなければならぬ。さう云ふ御約束は出來ませぬけれども、此調査會の調査は、私重んじて居ると云ふ事を申したのであります。けれども調査に名を藉りて等閑に付するでないと云ふことは、既に發布せられたる勅令によつて――勅令を發布したことに付ても、御了解が出來やうと思ふ。但し之を何時頃からやるかと云ふことに付ては、是は政府としては迚も明言の出來ない事である。漸を逐ふて段々財政其他を顧みて、實行すべきものは漸次實行すると云ふことが當然なことであります。

大津君の御演說も承りましたが、甚だ異樣に感じまする御言葉があるのであります。高等教育と、富豪教育のやうな觀があると云ふ御演說である。是は御間違でありませう。教育に從事する所謂教員に對すること〻、之を學ぶ所の學生に對すること〻、二樣の別あることは御承知の通りである。此建議案は教員の俸給、中等教員の年功加俸、中等教員の退職給、皆な教員の事が書いてある……教員に多くの支給をすると云ふことは、決して惡い事ではない。教員も多く金を遣つて俸給を裕かにすることは、更に差支ない事である。財政の許す限りに於ては、原則として何人も異論のない事である。併し教員に俸給を多く支給すれば、多くの生徒が學び得ると云ふ次第ではない。故に高等教育機關を擴張する必要は、小學校には小學校に入る場所がなくて困難して居る。生徒は先づ見當らぬ程少ないのです。中學校にも入り得らる〻。是れ以上の高等教育機關になると入り得られぬから、此生徒が入り得らる〻機關を擴張すると云ふことが、此度の高等教育機關の擴張である…………………

さう云ふ譯で、一國の學問の進步、教育の發達と云ふことに付ては、初等教育許りを注意致す譯には行かぬものです。高等教育を進めて、而して一國の文教が擧つて來るのであるから、此點に付ては申すまでもなく御了解にならなければならぬ。決して高等教育は、富豪教育なりと云ふやうな途方もない說は世界中にない……それから此處に書いてあるものは、臨時教育會議で決議した數多の箇條の中の一部を擧げて來て居るのである。全部では無論ない。而して、臨時教育會議の決議の中には、既に實行したものも澤山あるのです……大學令、高等學校

令……話を御聽になつたら宜からう……聽きたくない。聽いて御困りならば言はなくても宜しいけれども、さうでない。靜かに御聽なすつたら宜しからう。高等教育會議の決議と云ふものは、澤山ある。是許りではない。其中から之を舉げて來たのであります。併し私の趣意は……聽いて見てから反對するなら反對でも宜しいが、何も其樣に慌てなくても宜しい。是は高等教育會議の決議を尊重して、政府は之を實行しつゝあるのである。其證據は既に數多の勅令を以て發布したものがある。故に斯樣な箇條に就ては、政府が考慮を費して居る。考慮と實行とは別々であるが、併しながら政府は之を實行せんと欲して、考慮して居ると云ふことを說明したのであります。それが分らないと云ふのである。それから何時から實行するかと云ふ御尋でありますが、此建議が此通り成立つても何れの日より實行すると云ふことは何も書いてない。それから先は政府が十分に考へて、それ〳〵實行してくれと云ふ建議である……それであるから政府は臨時教育會議の決議を實行せんがために、著々考慮を費して、其實行すべきものは實行して居る。是は固より財政の如何にも顧みなければならず、時を追うて漸次實行するものであると、斯樣に說明したのである。明瞭なる事である。（大八・一・三一）

講和問題に付武富時敏に答ふ（衆本）

唯今武富君より質問の趣意を御演說に相成りました。能く質問を提起せられたる御趣意は了解致しました。此

事は私も武富君と御同感で、極めて重大なる事柄と考へますが、今日の時代に於て、外交上其他の關係に於て、御答辯し得る限りは、玆に私は御答辯を致さうと思ふ。それに付きまして少しく大體より申さなければ、御了解を得ることも困難と思ひますが、此講和會議なるものは、一兩度新聞記者等の傍聽をも許して、會議を開きたることがあります。それは其狀態其有樣、固より傍聽を許しますから公表致したのであります。其他の會議は五大國の豫備會議であります。此五大國の豫備會議なるものは公表致しませぬ。其中公表致して差支ないと云ふ事柄は各國より公表致さずして、佛國に於て之を擔任致して公表致して居るのであります。故に此豫備會議の有樣は、何れの國に於ても公表致しませぬ。隨て我國に於ても之を公表することは出來兼ねますが、之を公表致さないために、種々の說が各新聞紙等によつて傳へられるのであります。公表致すことが出來れば、是等浮說流言の起ることも自然減少致しませうけれども、公表致さざるために是は起ります。けれども此會議の內容を公表致さぬと云ふ事は、列國の申合でござりますから、遺憾ながら之を公表する譯には參りませぬ。去りながら玆に私は大體の事を申しておきまするが、國際聯盟と云ふ事は、此會議の問題の一でありますが、是は何等決定致したる事はありませぬ。隨て如何なる形に具體的に、如何なる案件に國際聯盟なるものは成立致すや否や、全く未定であります。それから各占領致した處の領土に關する問題でありまするが、此事に付ては如何やうに相成つて居ると云ふことは、內容に亙りますから申兼ねますけれども、問題の性質は斯樣なるものであります。トルコの領土を首めと致しまして、敵國の領土、歐洲にもあれば、アフリカ、南洋諸島等に散在致して居ることは御承知の通りで

ある。之を如何やうに處分致すかと云ふ事に付ては、今日決定致しては居りませぬが、之に對する一の問題は、國際聯盟の委託によつて、各國に於て此委託をうけたる所謂受託の國々に於て、之を統治するが宜からうと云ふ案が一つ出て居るのであります。此案は未だ決定致して居りませぬ。之を要するに國際聯盟の問題も全く決定致して居りませぬから、其實體如何なるものに相成ると云ふ事を、茲に豫定することは出來兼ねる狀態であります。又此國際聯盟の委託によつて、それ〲國々に於て委託の名儀に依つて統治すると云ふ案はありますけれども、此案が未だ決定致して居りませぬ。是だけの事は列國申合の範圍にも觸れませず、又世間に公表致して、國民の了解を得て差支ないと思ひますから、是だけの事を御答致します。要するに是等の問題は、種々に決定致した如く傳へますけれども、問題の眞相は唯今申した通り、未だ是が決定致して居らぬと云ふ事を申しておきます。

（大八・二・五）

豫算委員會に於て伯爵柳澤保惠に答ふ（貴委）

柳澤伯の御質問は御尤もでありますが、實は私は昨日新聞を見まする迄はあの事を存じませぬ。然るに段々新聞に出ました所の元を察しまするに、米國大統領が出發に際しまして、其以前に於て急いで纏めたいと云ふ精神であつたことは承知いたして居る。それ是れの爲に總會を開きまして、總會に於てあの草案を示したものと見えます。故に總會は公表したものであらうと察しますから、直ちに新聞社が各地に電信を發したのであらうと察し

られます。併し此記事が、公表したのでありますから、左まで過も無からうかとも思ひますけれども、どう云ふ所に、如何なる文章に過があるかと云ふことは玆に申上げかねるのであります。と申すのは、まだ政府にはあの電信は切れ〳〵に到著いたしまして全部到著いたして居りませぬ。今日唯今も……故に全部外務省に電信が到着いたしまして、固より是は原文であります。英文であらうと察します。それを全部の電信を受取りまして、然る後でなければ何處に間違があるかどう云ふことであるか分りませぬが、兎に角あれは早く新聞に傳つた譯は、多分總會を開いて其時に草案を示したことゝ察します。故に私は新聞を見ます迄は全く承知いたさなかつた。今日尚ほ唯今迄まだ……外務省には電信は御承知の通り長文の電信は切れ〳〵に發送いたします。まだ到著いたさぬ分は澤山あるのであります。故に今日は揃ひませぬ。是が揃ひました以上は新聞の記事の誤か誤でないか無論分ると同時に既に公表いたしました以上は、是は纏めまして御手許へ差出しても無論宜しうございます。世間に發表しても何等差支ないことに相成るのでございますけれども、新聞が先に出ました譯で昨日答辯を致した時も何等知りませぬことで、又今日尚ほ此電信の全部が到著いたしませぬから、今日唯今まで差上げることは出來兼ねること斯う御諒承を願ひます。(大八・二・一八)

高橋作衛に答ふ(貴委)

電信の假取ります理由は、電信輻湊其他今日の電信が中に三日も掛からなければ參りませぬやうな事情があり

ますが、之を外に致しまして、政府の方に參ります報告は新聞の如く單純に草案だけを申しては參らぬのでございます。之に對して斯う云ふことであつた。あゝ云ふ狀況であつた。斯の如く意見はどうであつたと云ふことを申して參るのでありますから餘程手間を取ります。無論多くは暗號ならざるを得ない、さう云ふ譯でありますから、今日まで落手いたしました所の電信では詳細を盡して居りませぬ。故に全部參りました以上にはそれ等の顚末も分るでありませう。併し昨日あたり迄受取りました電信では、各分科に於ける會議は左まで進行いたして居らなかつたが、それが急速に草案を示すことに相成つたと云ふことは、多分大統領の歸國を急いだ爲であらうかと察します。けれども是は推測であります。詳細は左樣な次第でありますから、此電信全部到著いたさぬ中は事情が判明いたしませぬ。

如何なる訓令を致したと云ふことを申しますのは國家の利益でなからうと考へますから是は控へますが、昨日來新聞に出ます所の、新聞報に依つて出ます所の草案なるものは、昨日も申した如く色々の案が出ましてそれを色々討議を致したのであらうと思はれる。其討議の結果あゝ云ふやうな草案になつたのであらうと察しますけれども其討議の詳細其他に關しましては事情を審に致して居りませぬ。(大八・二・一八)

男爵阪谷芳郎に答ふ(貴委)

唯今阿片のことに就て阪谷男爵よりの御質問でありますが、阿片に付て種々なる非難攻撃はあるのであります。或は新聞紙或は支那始め諸國の識者、いろ／＼なる方面より阿片に付ては非常なる非難がある。是は今度始まつたことでありませぬ。併しながら此非難は多く我帝國の過失の如く論じて居るのは、眞相を得て居らないのであります。支那から阿片を密輸入すると云ふことは、決して我政府の本意ではないのであります。又我政府の處置が宜しくないから密輸入いたして居ると云ふ次第でありませぬ。隨分いろ／＼なる方面より種々の投機心に依つて、輸入せられて居るのであります。決して日本一國の過ちでないのであります。世間の囂々たる非難は我政府の全部受くべき次第でないと考へます。新聞紙等に於て喋々論じて居るけれども、其論旨は多く日本の罪なるが如く申しまするけれども、支那の阿片の密輸入と云ふことが決して日本國民のみの過ちではない。日本政府の取締の不充分なるが爲ではない。又現に非難を絶叫して居る處の支那官憲も如何なる處置を執つて居るかと云ふことに就ても疑問なきを得ませぬ。去りながら日本政府に於ては決して支那の阿片の密輸入を容認いたして、人道の上に於ても亦支那始め列國の非難して居る事柄を其儘放任する意思は毛頭ないのであります。故に世間の非難攻撃等に狼狽いたしたのでは毛頭ありませぬ。是は唯今申しました如く、隨分誤つたる非難が多いので、日本一つの過失ではないのでありまするが、又此日本の惡事の如くに非難せられることは、帝國の爲に寃を雪いで置かなければならぬ。決して左様な次第でありませぬ。篤と各國人に眞相を説明いたしましたならば、其眞相は了解が出來るであらうと思ふ。去りながら阿片を密輸入せらるゝと云ふことは決して日本政府の本意ではありませぬが故に、

先月十八日閣議に於て嚴重なる取締を以て輸入を嚴禁することに決定いたしました。而して此嚴禁する……取締を嚴重にする趣意を實行いたしまするには、當該官廳に篤と協議を致さなければなりませぬから、唯今は臺灣、關東州、青島を初め其他關係を有する所の官衙の役人を集めまして、此嚴禁いたす趣意の貫徹する方法を相談中であります。御承知の如く嚴禁いたしました所で恰も臺灣に於ける如く阿片を吸煙いたさなければ、殆ど死亡すると云ふやうなる人民もあるのであります。斯樣に中毒いたして居つて、悉く吸煙を禁ずると云ふことは、人を救はむとして或は人を殺すことにも相成りませうから、其邊にも多少意を用ひなければなりませぬ。併し之に意を用ひて多少さう云ふ病毒に感染して救ふべからざる者に、幾分か吸煙を許さうと云ふ譯で以て、又取締が弛み依然として密輸入が行はるゝと云ふことに相成つてはなりませぬ。是等のことに付て嚴重なる取締を今相談中でありまするが、政府の方針としては、嚴禁いたすことに先日十八日に決定いたしました。一應此事を御答致します。(大八・二・二〇)

小川郷太郎に答ふ(衆委)

唯今小川君の產業に對する方針の御尋でありますが、是は私は屢々世間にも公言致して居ります如く、戰爭中は無論の事でありますが、戰爭を終りましても、自給自足の方針を遽に棄つることは出來ないと信じて居るのであります。併しながら政治は實際でありまして、學理を考究することは違ひますから、自給自足の方針を執つたから

と申して、此自給自足と云ふ方針に囚はれて、自ら不足を感じ、自ら困難に陥るやうなことは、政治としては出來ませぬ、一例を申せば、糧食であります。屡々議場にも問題になつた。糧食は日本に産出する所の米穀を以て、日本國人の糧食を充たすと云ふの方針を執らなければならぬ。自給自足を圖らなければならぬと思ふ、若し日本が自給自足の方針を棄てまして見た所で、それが爲めに外國から米が自ら入つて來ると云ふ事情は無いのであります。足らざる部分は補はなければなりませぬけれども、方針としては、自給自足の方針でなければなるまいと思ふ。其他種々なる事があります。出來得るだけ國家としては、自給自足の方針を執らなければなりませぬ。併しながら柱に膠したるやうな事は、政治としては出來るものではありませぬ。場合に依つては如何に自給自足を圖つても、他の國より仰がなければならぬ物は仰ぐのであります。是は獨り私の新發明ではありませぬ。何處の國でも大體の原則は左樣であらうかと信じて居ります。之に基礎を置かなければ、國の富强を圖ることは、六ヶ敷いと思ひます。例へば鐵の問題も其通りであります。出來るだけ日本で自給自足の方針を圖らなければなりませぬ。之を圖つて尙ほ足らずんば、足らざる所の方法を考へなければならぬ。之に對して自給自足の方針を棄てまして、他國に依賴して、日本が棄てゝ居れば、他國から入つて來るだらうと云ふやうなことは出來ないのであります。故に原則としては自給自足の方針を執らなければならぬ。又國際關係と云ふものは、是も亦別問題であります。國と國との例へば通商條約でも致します時に、相互的に斯く爲すと云ふやうなことは、是は自ら別問題であります。兩國の利害のある所を考へまして、兩國の利益を圖る所のものであります。又支那に對する――支那

に對しては機會均等、門戶開放は、屢々我が政府の聲明致した所であります。此方針は動もすれば其聲明に違ひはしないかと、各國より疑はれることもありますが、決して左樣な主義ではない、此聲明したる所のものは、飽までも遵守して行くと云ふことは我が政府の考であります。併し支那に對して門戶開放、機會均等と云ふことは支那に對してのことであります。支那に對して門戶開放、機會均等主義と云ふことを申したからと云つて、何處の國に對しても、何處に對しても左樣な事を申すと云ふことは、是は出來ない事であります。又支那は特殊の國であるから斯樣な聲明を致した。何等特殊の關係のない地方に向つて、例へば南洋とか印度とか云ふものに向つて、機會均等、門戶開放と云ふやうなことを言ふべき筋のものではありませぬ。故に支那に對して左樣な主義を執りましても、之を執つたと云ふことを以て、矢張其聲明に囚はれて、何處の國にも左樣な事を言はなければならぬと云ふ事情も、理由もないと私は思ひます。要するに政治は實際の問題でありまして、自給自足の方針を執つたからと云つて、此方針を聲明致して、それに囚はれて、例へば羊毛が日本に足らない。自給自足であるから一切羊毛を用ひないで、何か他の品物を用ひやうなどと云ふことは、是は出來ない。けれども原則は其所に置いて、それより活用致して、始めて國の富强が圖れやうと思ひます。殊に戰爭中の事は國民の飽迄記憶に新なる所、歐洲大戰爭になりまして、列國共に極端に自給自足の方針を執りました爲めに、日本が非常に迷惑を感じた點もあります。各々自國を本位とすると云ふことは、今更始まつた事ではありませぬけれども、自國を本位として考へれば斯樣な事になる。唯々戰爭などと云ふ時に極端に現はれる、戰爭でもなければ極端に露骨に現はれないと云

ふことだけで原則はそこに在ると云ふことは、爭はれない事と思ひますから、私は自給自足の方針を執りまして產業に對して、而して更に其以上の活用をする、實際に對して相當なる按排を致すと云ふのが、適當であらうと考へて居ります。

先刻既に申盡して居るやうに自分は考へますけれども、御諒解を得ないのは遺憾に思ひますが、門戶開放、機會均等と云ふことは、支那に對しての事である。支那の門戶を開放する、支那に於て列國機會均等であると云ふことであります。日本獨り利益を計つたり、支那の門戶を或る國々に閉鎖することをしない。どの國に對しても一樣にする。決して日本が、特殊の關係を持つて居りますけれども、去りながら列國を阻外して居樣なことは致さぬと云ふ聲明である。であります故に此聲明は支那に限つての問題である。之を他國の領土である、印度とか其他の國々に向つて、英佛の領土などに向つて、日本が機會均等を申すと云ふことは、甚だ筋の違つて居ることである。故に是は支那に限つた事である。支那に對しては、日本は飽く迄公平の對度を持つて居らなければならぬ。其事を聲明して居るのが、卽ち門戶開放、機會均等と云ふ言葉に現はれて居るのでありますから、是は支那に限つた言葉であると御諒解を願ひます。其外各國々の事は、是は貿易を自由にやる、併し其國の利害に依て、其國の必要を感じたときには、輸出を止めることもあれば、輸入を奬勵することもあれば、色々な關稅政策其他が行はれますけれども、其事は其國々銘々の利害から打算して、其方針を執るのでありますから、是は私が茲に

説明するまでもない。小川君などは御承知の事であらうと思ひます。故に日本許りでない。他の國も自由に商賣をするやうになつて居る。併しながら條約に於て保障もされないものは、日本で自由であるから、向ふも多分自由にして吳れるであらうと云ふやうな推測をして行くことは六ヶ敷い。多くの場合は左樣にも相成りますけれども條約に於て相互的に規定でもされますれば――彼の國から來るものは、日本が斯う云ふ扱をするから、日本の品物が向ふに行つてから斯う云ふ扱を受くると云ふことが、條約に依つて保障されゝば、出來ますけれども、條約に依つて保障も何も無ければ、銘々の國の任意である。任意でありますから、日本が斯う云ふ樣な扱をしたら、向ふでも斯う云ふ扱をして吳れるであらうと云ふ推測をすることは妨げませぬけれども、必ずしも推測通りに行くものではない。此に至つて自給自足と云ふ原則を棄てられぬと云ふことが、そこに起ることも思はれるのであります。それからパリー會議の御話でありましたが、是は戰爭中に起つた會議でありまして、平和克復の後果して如何に相成りまするか、茲に私は明言致し兼ねます。果して戰爭中にパリー會議を致した通りに、長く勵行することに相成りまするか、然らざれば、之を變更することに相成るか、恐くはどうも彼の儘には行かないと推測致しますけれども、今日將に平和にならんとする時ではありますが、此時に當つて、斯く相成ると云ふことを明言致すことは出來兼ねます。出來兼ねますが、恐く彼の儘には參るまいと云ふ推測は致して居ります。(大八・一・二五)

下岡忠治に答ふ(衆委)

下岡君の御辯明のことは、是はまあ申上げる必要はないのでありまするが、米のことに付ての段々御質問でありますが、要點は米を此儘で宜いと思ふて居るか、居らぬかと云ふことに歸著するのでありますか。

是は價格と云ふことゝ糧食が足る足らぬと云ふことゝ、二つに考へなければならぬ。

其通りでありませうから、私も御同感。そこで米の足らない心配の事に就ては、之を豐富にする方針は種々執つて居ります。大分東京にも近頃在米が多くなりましたけれども、併しそれは地方より集つて來たのでありませうが、兎に角に外米の輸入其他に依つて糧食の豐富を圖ると云ふことは十分務めて居ります。決して國民の糧食に不足を來さないやうになるだらうと云ふことは、私共十分努めますから、御心配はなからう。價格の一段に至つては、是は、米のみ下落せしむることは餘程難い事と思ひますが、總ての物價に關係を持ちます。併しながら成べく糧食の安い方が宜しいけれども、第一豐富でなければならぬ。在米が豐富でなければならぬ。値段を下げやうとばかり努めても、出來るものでないのであります。第一の急務は糧食を不足させないと云ふことであります隨つて値段に影響しましても、段々下るだらうと私は思ふて居る。併しながら三箇月も四箇月も此儘ではないかと言はれますが、俄にごんと下りは致しませぬ。下岡君は慥か大隈内閣時代、何か政府に居られたやうに思ひますが、此頃は米價の下落の爲め農民は非常に困難して居つた。之を引上げる爲めには、隨分御盡力になつたやうで

ありますが、數箇月の間値段は上らないばかりでない。結局上らないでしまつたと私は思ふ。どうも是は能く其邊を御考にならぬと、矢張貴方がたも御懸念の通りで、下げやうと仰しやつても上らない。下げやうと仰しやつても急には下らない。是は實際に御話すると、私は第一に豐富に致せば下る。下るべき傾向を持つべきであらうと思ふ。併し是は値段を下げる一方を努めるばかりでは出來るものではない。糧食が豐富になれば、豐富になる結果として其下る程度はどの位で宜いから云ふことは、總ての諸物價と伴ふのであります。唯々糧食は成るべく安い方が宜いと云ふ抽象的の御話でありますが、安い方も宜いが、安いのにも程度がある。餘り安くなれば大隈内閣時代のやうに、矢張困難を來す程度がありませうが、併し豐富に致して安くするやうにして、國民が安心するやうに致すことは、十分努めつゝあると云ふことを申して置きます。茲に結果の成るべく速に現はれんことを、私共望んで居る。其邊で御了承を願ひます。

それは甚だ遺憾に感じます。さう云ふ事を申したのではない。それは御問なさるまでもなく、常識でそんな答辯がありやうがない。それは貴方の仰しやるのは、三月も米が高くて動かないと言はれるから、それは大隈内閣で上げやうと思うて御盡力になつたが、決して上らないのと同じ事で、さう〳〵下げやうと思つても急に下りませぬ。併しながら是は之を下げる方法として、値段の話は未で、米を豐富ならしめ、而して自ら値段の下ることを圖つて居るのである。此點に付ては怠らずしてやつて居る。何もせないでなどゝは途方もないことで、やつて居

ります。尙ほ效果が漸次現れ來ることゝ確信して居る。又昨日農商務大臣が貴族院の議場に於て、三十圓、三十五圓などゝ申したのは、米價價格はどれだけを適當なりとするかと云ふ問に對して、それは分るものでない。一般物價との關係がある。分るものでないが、日本銀行あたりで調べて居る所に依ると、此三十圓から三十五圓位の間を上下するのが適當するのであると、日本銀行あたりで言ふて居ると答へたのであります。私は農相に代つて御答するのではありませぬが、貴族院の議事を御聽にならぬ人は、間違を來すかも知らぬから、一言して置きます。そこで成るべく其事は努めて、先づ漸次安くなりつゝあると、私は思ふのであります。米が段々豐富になれば――段々外國米がは入つて來る。色々の調べに依つて、日々は入つて來る。米が豐富になれば、値段も共に影響せざるを得ぬと云ふことは當然の事である。私も當然下ると思ふのである。前内閣が色々の政策の結果として定期は下つて居つたが、正米は上つて居た。正米と定期との間に非常なる差があると云ふことは、不自然の事であります。正米と定期と多少の差があると雖も、大概同じやうなる徑路でなければならぬのでありまするが、此不自然なることが段々直つて、幾らか定期が上り、正米が上らずして、少しづゝ下る傾向を現し、初めて正米と定期との間に非常なる懸隔が無くなるのである。是は自然に歸るのであると、私は最初より度々各方面で、先づ自然の狀態に任し人爲は餘り加へず、自然の狀態に委して、之に順應した政策を執らなければならぬと云ふことを申したことは、是が爲であります。段々さう云ふ自然の有樣に立戻りますから、是に於て外米輸入と云ふことを十分に圖りさへすれば、米が豐富になる、米が豐富になつた結果、値段が自ら下がると云ふことは、確信して

宜しいと思ふから、其事を申したのであります。何卒誤解の無いやうに願ひます。

御都合上農相から委しく申上げるも宜しうございますけれども、關稅撤廢、代米價格を下げたと云ふ外、何もして居らぬと云ふことでありますが、それは大にやつて居る。やつて居りますけれども、不幸にして下岡君の御耳に達しないことがあるのでありませう。其御耳に入らぬ方が當然であります。と申すものは、外米の輸入を計ることしても、何處の地方よりどう云ふ手段で、幾ら持つて來ると云ふやうな事は申されないのであります。左樣なる手段方法を申せば、直ちに價格に影響を來す。或は國に依ては輸入を差止めるやうな虞もある。故に其方法なり其やりつゝある所の手段を、委しく公表することは出來ませぬから、下岡君の御耳に達しないのは當然であります。併し政府は此點に於て十分に努めつゝある。努めて居る結果として、外米が大變入りつゝある。尙ほ引續いては入る方法を立てゝ居るのでありますから、是で行きますれば、別段其手段を用るずして、此方法だけで行きますれば、相當に入ると思ひますけれども、尙ほ是で足らぬときには、又之に順應したる相當の手段を執つて、結局糧食は決して缺亡しないと云ふ效果を見るやうに努めます。値段が之に伴つて多少緩むと云ふことは申すまでもない。需要供給の關係であります。（大八・一・二五）

只今の下岡君の質問に御答致しますが、少し間違があるやうであります。第一議員法に依つて、議員は質問を

下岡忠治に答ふ

する權があるこ云ふ御話があります。其通りに私も諒解して居る。併しそれを言はれるならば、同時に政府は或は答辯し、或は答辯せざることの權利があることを、議院法に規定してあるこ、御答申さなければならぬ。併しながら其議院法の論は先づ必要のない事である。何故こ云ふに此間の本議場に於て、私が望月君に御答致した趣意は望月君は、外交調査會は違憲なりこ論ぜられて居る方である。違憲であるこ論ぜられる人から、其外交調査會の委員會の委員に任命した人に就て、適當、不適當等の意味を以て御質問であるこ云ふことは、私は意外である。併しながら御答致しても差支ないから、御答致しませうこ斯う申した。答辯を御斷りしたのではない。是は速記錄を御覽下されば明かである。多分速記錄に書いてありませう。御答致して宜しい。御答した趣意は、外交調査會には、何も同志者許り集めるのではありませぬ。意見を異にして居る人を用ゐて差支ない。それは其筈であります。寺内内閣も、加藤高明君の如き、現に反對せられた人を推薦致さうこ言つて、御相談せられたこともある。初から其趣意である。私は又寺内伯の如き、後藤男の如き、外交上に關係を持つた人でありますから、此等の人が意見を此調査會に於て述べるこ云ふことは、國家の爲めに有益であらうこ考へて、之を委員に奏請したのであります。何等不審もない此趣意は…　私は御答致した。答辯を御斷りしたのではない。故に法律論の必要もなければ、答へないのは怪しからぬこ云ふことは、實はない筈である。御答したのである　それから外交調査會は諮詢機關であるの、ないのこ云ふことでありますけれども、成程新聞なごには、私が斯う云ふ考を持つて居るこか居らぬこか云ふ事を、書いたことがあつたやうに記憶致します。別段私こしては、左樣なる意見を何等發表した

ことはありませぬけれども、何か風說が傳はつて、新聞に出たことも成程あるやうに思ふ、一向是はあつても差支ないことでありますけれども、併し是は諮詢機關であるの、ないのと云ふことを、抽象的に此處で論ずる必要はないのである。あれば勅令が發布されて居る。隨て勅令に書いてあるのが此會の性質である。唯今私は不幸にして外交調査會の官制を持つて居りませぬが、御入用ならば他日差出しても宜しいのである。何かに掲載されて居りませうから、御覽下されても明瞭であります。調査會の性質は……別に玆に此官制を離れて、抽象的に硏究的に御答をする必要がないのであります。固より趣意を申せば、御諮詢に依つて申上げることもあれば、此方から考を奏上致しても宜しい樣になつて居ります。是は官制を御覽下さる方が間違がなくて、此間の答辯の樣に、どう言つた斯う言つたと誤報をされますから、甚だ失禮でありますが、どうか官制を御覽下さる樣に願ひたい。

外交調査會の性質は、私の說明に依つて決まる譯ではなくして、官制に明記してありますから、間違を起してはなりませぬから、それを御覽下さいと申した。唯々私の解釋を一寸それに加へただけであります。けれども私の解釋に依つて定まる性質ではないので、官制の方で定まる。それから輔弼の責任に付て色々憲法上の御議論でありますが、是はどうでせうか、第四十議會に於て、其通りの御議論が、違憲なりとして出て、それが、議場に於て容れられなかつたのでありますが、玆に又再び之を繰返すことは、どう云ふものだらうかと私は思ふ――私は一面に於ては國務大臣であります。他の一面に於ては諸君と同僚であります。成るべく腹藏ない御話を致し、御

意見も承り、極めて和衷協同の意味を重ねて參りたいのでありますが、併しながら第四十議會に於て、既に論定つたものを、茲に再び繰返して議論をすると云ふことは、私の甚だ好まざる所であります。故に是は更に別の形式を以て何か爲さるならば格別、是はもう答辯も說明も盡きて居る事と思ふのでありますから、どうぞ其邊で是は避けたいと希望致します。

私は唯々每囘同じ事を繰返しては、甚だ御互に面白からぬと思つて、避けた方が得策ではないかと思つたのでありますが、御答をするに何も差支ない。私は外交調査會なるものを違憲なりとは信じて居りませぬ。故に第四十議會に於て違憲論が出た時に反對を致した 又成程憲法に於ては、樞密院と云ふものは、憲法に規定せられてある機關であります。其他の機關はどう云ふ機關を設けられ樣と、殊に之を宮中に置かれるのでありますから、何等憲法に反く所の問題ではないと私は考へて居る。今日唯今考へるのでない。議論の多數は第四十議會に於て左樣な議論に依つて違憲と云ふ論は否決せられたと私は記憶致します。故に之を繰返す事は、唯々徒らに茲に混雜を釀す事と思ふのであります。乍併ら是は論ぜられるのは御自由であります。强て御止め申す次第では決してありませぬ。併し私の答は決して外交調査會なるものは憲法違反のものではないと、斯う明かに申して置くのであります。

どうも下岡君と私は意見が違つて居るやうです。考が違ひますれば、幾ら御答を致しましても、御滿足は得な

いのでありませう。けれども私は決して憲法違反に非ずと信じて居ると斯様に申しました。――それは貴方は、憲法論か何かの學理が何かのやうな事を御話になつて居りますが、抑々外交調査會なるものは、寺内内閣に於て出來たものである。其寺内内閣に向つて、諸君は違憲の處置をしたと云つて、何か彈劾案でありましたか、何でありましたか忘れましたけれども、四十議會に於て大に論ぜられた。併し諸君の御議論は通らなかつた。是は當時の速記錄を此處に持つて居りませぬけれども、贊成論もあり、反對論も戰はしたやうに私は記憶してゐる。さう云ふ論じ盡した事を、又爰に繰返しまして論ずることは、唯々徒らに私は時を費すことのやうに思ふのです――故に避けたいのでありますけれども、併し頻りに御質問でありますから、先刻御答をした。私は憲法違反でない。私の時に斯樣な機關が出來たのではありませぬが、又之を作つた内閣の存在して居る時に、諸君が盛んに御議論になつて、其論は定つたのである。私は今日は唯々簡單にだ、違憲にあらずと申上げたので、私の意見が御分りでせうから、私の意見が御分りになつて、之に御同意であるか御反對であるかは、下岡君の御自由であるから何でも宜しいが私は憲法違反に非ずと解釋して居ると、斯う御答したのであります。故に是から先學問上のやうな研究を重ねると云ふことは、私は好みませぬ。(大八・一・二七)

湯淺凡平に答ふ(衆委)

唯今のは私に御質問でありましたな。

御答致しますが、米の輸出を臺灣に於て制限した事についての御質問でありましたが、それは公けの事業でありますから、御承知の通りでありませう。併し之を許可を得ると云ふことに、總督府は制限を附けて居るのでありまして、臺灣に於て例年輸出致す以上に、輸出があつたから許可を要することにしたと云ふことであります。臺灣の人民、朝鮮の人民、皆な皇化に浴して居る國民でありますから、彼の事情を察せずして、内地にのみ米を移すと云ふことが不可能な事であります。爲すべからざる事と思ひます。それ等の事に付ては、當該官廳と、臺灣並に朝鮮の總督府と交渉しつゝあり、又交渉を始終重ねて居るのでありますから、甚だしき不統一と云ふ事ではありませぬけれども、御承知の如く、朝鮮總督にしましても、臺灣總督にしましても、法律に依つて相當なる權限を授けられ、而も其權が極めて重大にして、法律に代るべき律令、律令をも出すと云ふ權力を持つて居るのでありますが、是も統治上已むを得ぬ事として、議會に於ても認めたのでありますが、併しながら中央政府と是等との關係に於て、何等不統一と云ふやうなる事は無いのであります。又不統一なる事を生じては、國政の上に於て甚だ好ましからざる事でありますから、左樣なる事の無いことを努むるのであります。官制改正、任用令改正の事に付きましては、先般本議場に於ても質問せられた方がありましたが、其時に御答致したが如く、政府に於ては調査中であります。調査中の内容を豫め申上げることは出來兼ねるのであります。併し何れにしても、改正致す目的を以て、種々なる方面に於て、官制任用令等の調査を致して居りますが、併し是も隨分今日の法制は極め

て複雜致して居りますから、單純に參り兼ねる事が多いのであります。遺憾ながら其內容は申し兼ねますが、任用令其他の改正に付ては、唯今調査中であると云ふことに御承知を願ひたい。是は殖民地許りではありませぬ。大體論に於て左樣に御答致します。

朝鮮の歲計獨立の事がありまするが、獨立と申しました所が、まだ中央より支出致して居るものもありますけれども、併しながら御承知の方もありませう。是は五箇年前、確か私が說明したと思ひますが、朝鮮の獨立は斯樣なる仕組で行けば、朝鮮の歲計は獨立すると申して、議會も承認して、今日の結果を見た、之が爲めに別段誅求等を酷く致して居る次第ではないので、尤も一部、一局部を詮議致しましたならば、色々ありませうが、大體に於て左樣なる方針を執つて居らぬことは明かであります。獨立すべき計畫に依つて、獨立が出來たと云ふ次第であります。それから朝鮮に於て、開墾其他の事の御質問のやうに聞えましたが、是は此內閣になりまして、如何にも日が淺うございますから、開墾の效を見ると云ふ譯には參りませぬけれども、併し從來努めて居る方針であります。御承知の如く朝鮮の米の產額などは一千百石にも足りませぬ。七八百萬位でありましたが、判然數は記憶致しませぬが、それを今日は千五百萬石取れるやうになりましたのは、開墾を等閑に付して居らぬ證明を得らるるかと思ひます。尤もそれは肥料の改良・水利の改良、色々なる方法がありますが、兎に角左樣に產額を增したと云ふことは、矢張朝鮮に於ても此事を努めて居ると云ふことは、左まで委しく辯明致さぬでも分るかと思ひま

すが、併しながら尙ほ朝鮮に於ても、之に安じて居りますまい。吾々も此產額を此上にも增加することを希望して止まぬのであります。左樣御承知を願ひたい。(大八・一・二七)

望月小太郎に答ふ(衆委)

望月君に御答致しますが、前の方に色々御話でありましたが、私は何も議員諸君の人に依つて答を異にして居るのではありませぬ。簡單に御答することは簡單、委しい事は委しい事を申しまするし、ちよい〳〵癖が出ると仰しやいますが、私も癖がありますから出るか知ませぬが、承はること望月君の御演說も、私共からは色々に聞えます。其批評を御同樣申しても無駄な話、併し唯今の國際聯盟の贊否と云ふ、洵に簡單な御問であります。併し是は簡單に御答は出來ない。何故と云ふに現にヴェルサイユに於て、講和會議に於て、今調査中であります。我が全權委員も之に加つて、此評議に與つて居ります。故に此問題は唯々單純に贊成か反對かと云ふ、單純な問題ではありませぬ。其決定の仕方に依つては、贊成出來ないか知らぬ。其決定が宜しければ無論贊成して宜しいのである。斯う云ふ事は委しく御答致したいのでありますけれども、我全權委員も既に加つて、會議に於て意見を鬪はして居る際に當つて、さう單純に贊成、反對と云ふやうな譯には參らぬ問題であります。是が卽ち私は遺憾ながら、私の癖か何か知らないが、どうも委しく申上げ惡いのであります。又是は申すことを利益ならずと自分は考へて居る。餘りに——今現に討議中に屬して居る。我全權委員も加はつて居る。而して本國では色々な事を

申して居りましては、外交上折衝の出來やうがありませぬ。故に私は之に付て常に甚だ殘念でありますけれども望月君に御答致し兼ねる。

主義の論ならば、百年前から是は唱へられて居る說、オランダのグロシユースを始めとして絕えず世界には異論のない事である。唯々之を實行するに當りまして、どう云ふものであらうか、單純な主義の御答ならば、私の答辯を待たずして望月君の博學多才必ず御了解であらうと思ひますが、世界の平和になることに付ては、異論が無かつたのであります。百年前から唱へて居るのであります、どうぞ是は左樣諒承を願ひます。

望月君は色々西洋の新聞雜誌を御覽になつて、誰が斯う言つた、誰が斯う言つたと云ふことは、私共遠く及ばぬ所である。極めて御承知でありますが、他の國の人が言つたから私は言はねばならぬ義務はありませぬけれども、併しさう云ふ事は言つても差支ないと思ふ人は言ふか知りませぬが、今日具體的の案に向ひましては、何れの國の委員も意見を發表して居りませぬ。又此會議の內容に至つては、秘密にすると云ふ約束もあつて、今協議中であります故に、唯々抽象的に學者の議論のやうに言つた人は、幾らもあるやうでありますけれども、外の國の人が言つて居るのに、日本の內閣の首班が言はないと云ふやうなことでありますが、さう云ふ譯でありませぬ。外の國の人も左樣なる問題に付ては、具體的の案件を申して居りませぬ。唯々抽象的に色々議論をしたり、唱へ

たりする人は、それは澤山ありますけれども、今會議は具體的の案を作るのであります。此具體的の案に付ては、まだ發表して居る人を、私は寡聞淺學にしてどありますか、能く知りませぬ、又其主義と云ふ事は、誰も異論が無い事でありましても、是は全く此規定の仕方に依るものであります。規定の仕方に依つては、日本は同意が出來ないか知らぬ。或は全幅の同意を表して宜しいか知らぬ。斯る問題には餘程愼重なる態度を執るを以て國家の利益と私は思ひますから、先刻御答申した丈けに止めたのであります。其邊は宜しく御諒承、且つ御考を願ひます。

世界が平和になることに異論がないと申したことが、大變何か主義が贊成なら、是がどうだと云ふ御質問でありますが、今論じて居る實際問題は、貴方の仰しやるやうなことが、含蓄するか否か問題です。故に之を斯う言つた以上には、人種がどうだ兵備はどうだと貴方は言はれるけれども、さう云ふことはどれだけの範圍を此會議で議するかと云ふことすら、明に申し悪い狀態である。世界が平和になることは同意なら、是はどうだと貴方は仰しやるけれども、實際問題としてはいかぬかと思ふ點もあるのでありますから、兎に角にどうも幾ら御論になつても、そこは御意見は私とは違ふかも知れぬ。私はどうも色々なる條件を今講和委員會を開いて、我が全權委員も之に加つて討議最中に、本國に於ては色々なる事をどん〳〵言ひ出して、斯うであるあゝであると云ふことを言つて居るのが、どうも國家の利益なりとはどう考へても考へられぬ。故に甚だ遺憾であるけれども、何れ此事が問題結著致しましたならば、自から世間に公表し、物に依つては議會の協贊を經る場合もありませうが、兎

に角今日此場合に於て、餘り委しく其内容其他を御話することは、如何に考へても利益とは思ひませぬ故に、御議論は兎に角に、私は是以上御話をすることは、遺憾ながら御斷りするより外はない。

餘りに私は望月君と討論を重ねるやうですけれども、全體望月君の御質問は議場に於てもさうです。此處に於てもさうです。憂慮病だとか、憂慮病が改心したら誠に滿足だとか、私は大隈内閣の外交は失策なりと思つて居る。國家の爲めで心配した。それに違ひない。彈劾案も出して居る。又大隈内閣の外交の始末に付ては、二三年過ぎた今日に於ても私共苦心して居ることもある。又先般前内閣に於て秘密會議に於ては其一端が委しく――極めて詳細に暴露せられて、御聽の通りであります。是は極めて言葉咎のやうでありますが、さう云ふやうな御論法で、改まつたら宜いぢやないかと言はれますけれども、さう云ふことぢやどうも私は一寸どうも御答するに迷惑である。併しながら是は講和問題は、國家の重大なる事である。故に其大方針は私も演說致し、外務大臣も演說致して居る。其大方針に依つて御了解下さるより致方がない。それ以上に具體的に論じて居ると云ふことは、現に會議に臨んで居る者が、如何なる立場を取るか、それ故に私は此論を避けたいと申す。決して私は望月君に對して不親切な譯でありませぬ。望月君も外交のことは大分御承知でありますが、是等のことは避ける方が國家の利益だと私は思つて、極めて槪括した主義の外は御答致し兼ねて居りますから、左樣御承知を願ひたい。それから序ながら先刻兒玉君の御演說中に御答したならば宜からうかと思つたが、一寸落ちて居りましたから、此機會

に補つて置きますが、児玉君の御演説中に、陸軍に於て二週間の休暇を與へることに付て、陸軍大臣の答辯に依つて明瞭して居りますけれども、御問の如きは糧食でも節約する爲めに、二週間の休暇を與へるやうに御了解になつたやうでありますが、貴族院に於ける問答はさうではありませぬ。又貴族院に於ては軍隊と産業との關係を質問されましたから、軍隊と産業との關係に於ては十分注意致して居る。注意致して居る一例は、陸軍に於て農業の極めて繁忙なる時に、二週間の休暇をやることを致して居つたから、之に依つて吾々が注意を致して居る一端は御了承を得たいと、斯樣に答へたのでありまして、決して糧食を節約する目的ではない。最も産業に注意する爲めであつたのでありますから、一寸其邊は速記錄を見れば分るけれども、序ながら一寸御答して置きます。

　青島、膠州灣還付の事でありますが、是は明言して差支ない事柄であります。何故かと言ふと、それはもう三年も前に大方宣言せられて居る。大隈内閣の時代に支那に向つて二十一ヶ條の請求をせられ、是が甚だ行惱んだ當時に於て、斯う云ふ次第でありましたか知れませぬが、時の外務大臣が支那に向つて膠州灣を還附すると云ふことを申しましたのであります。斯う云ふ事情で其時は申したか知れませぬが、如何にしても兎に角斯樣なることを公表して居る故に、日本が若しドイツとの講和の際に日本の自由に相成ることに膠州灣がなりますれば、此を支那に對した所の宣言に基き之を還す。是は明言し得る事柄であります。今日明言して居るのではない。餘程前から明かになつて居る事柄でありますから、それは其通り致すと重ねて申したのであります。南洋諸島の問題は之

と違ふ、南洋諸島は獨り日本のみならず英國其他も關係を有して居ります。南洋諸島を如何に處分するかと云ふことは、ドイツ領土を如何に處分するかと云ふ關係に無論及ぼして居ります。是は卽ち今回講和會議の最重要なる問題として、討議に入るべき問題であります。此に豫め膠州灣同様、彼此申すことの出來ない問題であります。左樣に御諒解を願ひたい。

貴方は既定の權利と御了解になつたのは、前內閣の本野君か、誰か申した事でありませうが、是は日本の主張を支持すると云ふことは無論あるのであります。それを申したのでありますけれども、之を如何に處分するかと云ふことは、當時に於ても申さぬことである。況や今問題になつて居る。それを此に於てどうすると云ふことの聲明は是は出來兼る。（大八・一・二七）

關和知に答ふ（衆委）

文官任用令、之に關聯する諸般の規則を改正致さうと考へて居ります。併しながら目下調査中でありますから、內容を申上げることは遺憾ながら出來兼ねます。

私は其等の問題は、唯々單純に改正するしないと云ふやうな譯には參りますまいと思ひます。故に內容は申上

げ兼ねると申したのは、それであります。即ち改正するしないは、內容の一部であらうと私は解釋する。故に其等の事も總て調査を致しまして、適當なる處置を執る積りであります。其邊で御了解を願つて置きます。

從來の經過は御承知でありませうが、從來は御承知ならば說明の必要もありませぬけれども、從來は大學は別でありますが、其他は寄附許りで立てゝ居る。寄附があれば立てる。寄附が無ければ立てないと云ふことは、甚だ教育上面白くない事と考へて居る。故に寄附が有る無しに拘らず、高等機關の增設を計畫致したのであります。併しながら從來地方に於て寄附を致して、學校を熱望して居つた者も大變多いのであります、故に地方人民の迷惑にならざる限りに於ては、其寄附を容れて何等差支ないのであります。無論寄附が無ければ止めるかと云ふやうな事でありますければ、寄附が無くてもやりますけれども、地方人民の此計畫を賛して寄附をすると云ふことならば、國家がそれだけの負擔を減ずるのでありますから、喜んで受くべき事と思つて居るのであります。決して地方に無理誅求して、地方を苦しめて、それが無ければ立てゝやらぬと云ふやうな性質には考へて居りませぬ。

何を論ぜられてゐるのか分りませぬけれども、――質問があつてそれに答へた其片言雙語を捉へて、斯う云ふ意味だ、あゝ云ふ意味だと云ふので、質問でもなさるに御都合の好いやうに考へて居られますけれども、左樣な批評は避けませう。何を論ぜられて居るのか私には分らない。豫算會議に於ても、又本議場に於ても、又私の二

十一日の演說に於ても、承ればどなたかの質問に對して、文部大臣は御沙汰書を朗讀したと云ふことでございますが、總て皆な明瞭な事で、之に一點の疑を懷く國民があらうとは意外な事である。有難き聖旨として私は感泣の外は無い。何故と云ふに、高等機關が不足である。是故に年々此學校に入る何萬人と云ふ生徒の行く途が無くて、困難をして居るが故に、政府は公債借入金までも致して此計畫を立てたのでございます。此計畫あることを聞召されて、御召を以て一千萬圓と云ふ巨額の金を下されたと云ふことに付ては有難きことに感謝する。之を受けたとか何とか云ふ御言葉がありましたけれども、私は畏多いと思ひつゝ聽いて居つたのでございますが、賜つたものを受けたとか受けないとか云ふことを此處で申したくはありませぬ。有難く感じて居る。さうして何やら御議論が、高等教育機關に賜る位ならば、尙ほ汎く何か義務教育にでも賜つたならば宜しいと仰しやるのであるが、兎も角も總體に普及するやうな賜り方があつたら宜からうと云ふので、何か聖慮の在る所を御議論にでも相成るやうに聞える、甚だ私は畏れ多い事と思ふ。教育の爲には、如何なる場合に於ても、普及々々と云ふ許りではありますまい。例へば最近に於て救世軍にも十年間一千圓宛ですか賜つた。救世軍に賜る位ならば、他に賜つても宜ささうなものだと議論することは、私は臣民として出來ないことゝ思ひます。又今一つは、皇學館に十萬圓賜つた、皇學館に十萬圓賜はる位ならば、他に賜りさうなものだと云ふ議論は、私は日本國民として爲すべからざるものと思ふ。高等教育機關に一千萬圓賜つたに付て、どう云ふ議論が國民にあるのでありますか、甚だ私は不思議に思ふ。併しながら世間には隨分誤解をする、惑をすると云ふ人もあると云ふ事でありましたから、其顚末

は委しく御話をした。又兩三日前鈴木梅四郎君の、世間には何か内閣か奏請をして、御意思に非ざる事をしたかの様な評判があると云ふ御尋がありましたが、決して左様ではない。此事は全く御思召に出たのであると云ふ事を御答した所が、夫ならば寔に滿足の至りであると斯様に言はれた事もあるのであります。どう云ふ御議論であるか、其要點が分りませぬが、夫は明瞭に顚末を御話をして、聖旨の程を有難く感じて居るのでございます。其以上にどう云ふ御議論があるか、御議論があれば別の話であるが、私の答辯は極めて明瞭な事と自分は信じて居る。

重ねて申す迄もない事でありますけれども、大切な事であります。さうすると御下賜に相成つたと云ふのが、惡いと云ふ議論に成のでありますが、頂戴したのが惡いと仰有るのでありますか、何所が惡いと仰有るのですか。

餘り執拗く私は申すやうでありますが、さうすると頂戴したのが惡いと云ふことでありますか、賜つたのは惡いことはない、頂戴したのが惡いと云ふのですか。

どうも是は所謂輔弼の責任として明瞭にして置きたいから、屢々御尋するので、國民の中に何か議論をする、私は日本の國體、日本の今日の國民の意思に於て、忠良なる臣民は、　陛下の御下賜に對して、議論をして居る者があらうとは思ひませぬが、併しあると仰しやれば、どなたかあるのでありませう。左様な事は有り得べから

ずる事である。而してそれが何か悪いならば、輔弼の責任に疑があるか、何所が疑はしいか、何が悪いか、些ことも分らない。左様なる御議論があればこそ、或は國民の迷を生ずるかも知れぬ。今少し明瞭になすつて戴きたい。

承れば承る程分らなくなる。御下賜に對して言つたのでない。何で言ふたかさつぱり分らなくなりますが、凡そ日本國民は皆子弟を持つて居りませう。此子弟が學問をする事が出來ないと言つたならばどうなりませう。今義務教育、中等校は、皆な入ることが出來ますが、其以上の學校に入らんとすれば、入る途がなくて困難を致して居る子弟が、日本全國に隨分多いのである。其中高等教育を受けんとする者が年に何萬と云ふ者、是が行く途がないから、政府に於て計畫を致した。それが上聞に達して、御下賜金があつたと云ふことは、即ち年々何萬の子弟が之に依つて學問の途を得るのであります。此子弟を持つた所の一般國民は、此恩惠を彌が上にも深く感ずるだらうと私は思ふ。國民全般に對し賜つたと何の違ひがあります。凡そ國民として子弟を持たざる者がありませうか、是が此學問が出來ると云ふことは、全國民の恩惠に浴する事柄であると私は解釋して居る。之に依つて議論の生ずる餘地がないと解釋して居る。然るに何か言はるゝから、國民が迷を生ずる疑があると思ふから、私が言ふのである。明瞭に御說明が出來なければ止めて宜しい。

大に利益があります。

關和知に答ふ

御下賜金を離れて、唯々高等教育機關をやるが宜しいか惡いかと云ふ議論なら、幾らでも承りませう。併し先からの話は、御下賜金に言及して、御下賜金を論ぜらるゝやうに當るのである。何となく此有難き聖旨に對して何か非難を加へらるゝやうに聞えるから、是は國民の爲めに明にして置かなければならぬ。

總理大臣の言葉が分らぬと仰しやるけれども、此事柄は大切な事である。それ故私は御趣意を明かに承つて、明かに答辯致したいと思つて、數回繰返した、それを何ぞや今度は貴方の御議論が變つて、御下賜金を別にして、施設に付ての御議論に變ぜられた――それならそれとして、初めから御尋になつたら、其御答をして濟むのである――勝手に御止めになるなら宜しい。さう云ふ御議論があるなら幾らでもやります。(大八・一・三〇)

思召に出でたる事柄に付きましては、餘り詳細に問答致すことは何の利益かは存じませぬけれども私は好みませぬ。關君御聞込のやうに前以て御沙汰があつて、それから公然の御沙汰のあることもあり、然らざる場合もあります。之を悉く其手續顚末を申して置くと云ふ事は如何なものであらうかと思ひますが、併しながら此事に付ては全く思召より高等機關の擴張を聞召されて賜はる事に相成つたのであります。何遍も繰返して申す次第でありますが、どうも御了解を得ないやうでありますから已むを得ず繰返します。夫以上の事は色々御尋になりました

が、私は明瞭に申して居る。思召に依つて下賜せられたのである。斯樣に明瞭に申して居ります。

今御下賜金の事に付て御聖旨云々は、是から問答を進めないと云ふことでありますれば、誠に私も喜びに禁じへない。然るに何故にか屢々御論及せらるゝを遺憾に考へて居る。一千萬圓御下賜あると云ふ御內沙汰を受けた。卽ち其事は豫算內示會に於て申したので、公然の御沙汰を受けた。其事は施政の方針を演說した時に申して明々白々でありますから、此點に一點の疑點がありと云ふ事は甚だ驚きますが、兎に角それで問答を止めたいと云ふならば國家の爲め慶賀する。それから御下賜金の事、斯やうな場合はどうかと云ふ事でありますが、御忘れもありますまい製艦費として軍艦を造る費用を御下賜相成りました。而して此時には官吏も百分の一の俸給まで捧げ、相加へて軍艦を造つた事も御記憶でございませう。何ぞ必ずしも敎育に限らん。軍艦を造る費用にすら皇室から賜はつた事があるのであります。どう云ふ種類に思召が出て、どう云ふ種類に賜はつて相成らぬ相成ると云ふ事の限定せられたることは無いと考へる。又實例に於てもありませぬ。故に私は此學校增設等と云ふことは、無論國家としてもそれは差支ない事であります。併し之に加ふるに有難き思召のあつたと云ふことは、誠に國民之を承る者は感泣の外なからうと思ひます。而して之を前例に徵すれば、現に製艦費の如き場合にも同じに相成つて居る。必ずしも皇學館、赤十字社、其他に賜はつた許りでないのであります。此實例を推す時は一點の議論も疑惑もない話であると思ひます。是にて大抵御了解を得たと思ひます。

私は立憲政治の國に於て、尙更斯の如き事のあることを憲政の上に喜ぶのであります。御見解は如何であるか知らないが、私の解釋では立憲政治の上に最も悦ぶべき事である。國民の間にも寔に喜ばしき狀態であると解釋して居ります。決して憲法政治の上に於て毫末も差支ない、寧ろ憲政の爲めに喜ぶべきものと解釋して居ります。

(大八・二・一四)

鈴木富士彌に答ふ(衆委)

計畫は何もございませぬ。併しさう云ふ場合は或は起るかも知りませぬけれども、今直ちに計畫して居ると云ふ次第ではありませぬ。

其例は先年大隈内閣より始つて居ります。大隈内閣と申しても、此頃の内閣と間違ふか知りませぬが、憲政黨を基礎とした大隈内閣の折に、海陸軍大臣の留任と云ふ事が始つて居るのであります、併しながら之を今日の憲法政治の上から申せば、左まで不都合ではなからうと思ふのであります。手續の上から申しまして――何故と云ふのに 前の内閣は總辭職を致して、殘らず辭表を提出して居る。次の内閣を組織するに當りまして、前内閣の閣僚中より一二の人を新内閣に入れると云ふことは、何も差支ない事で、外國の憲法政治の國に於ても左樣である。

前内閣の人が悉く去つて、新内閣に入らないと云ふのではないのであります。新内閣を組織する人の意見と合すれば、前内閣中の閣僚が、海陸軍に限らず再び此内閣には入つて差支ないことは、何處の國にでも行はれて居る。故に最初此例を作つたと云ふ場合は別として、それは最初は多少の事情があつたと云ふことでありますが、今日の狀態に於ては、前内閣の人は皆な去らなければならぬと云ふ次第のものではない。其中に新内閣と方針を一にする人が新内閣に加はつても、憲法政治の上に於ても、何等差支ないと私は考へて居ります。

最初の事は今繰返して御答するの必要はありませぬが、此例の生じたのは、私は此の内閣を組織するに當りまして、現海軍大臣に相談を致しまして、さうして此内閣に列することに致したのであります。何等特權に依つて留任するなどと云ふことは毛頭ありませぬ。此事は以前は知りませぬ。將來も私は計らぬ。現内閣を組織するに當りましては　意見を交換致しまして、志を一にするが爲めに、此内閣に列したのでありまして、特權などと云ふことは毛頭ありませぬ。

田中渡邊兩伯の史料編纂に從事し、編輯局の總裁若くは顧問となつたと云ふことに付て、御質問でありますが、此就職任命の當否に付ては、私は御答する事は出來ませぬ。之を任命することに付きましては、純然たる宮内省の仕事であります。故に之を奏薦すると云ふことに付ては、私は何等關係を持ちませぬ。故に之に付て此當否の如

何ご云ふ御質問であれば、御答することは出來ませぬ。又此事に付て相談を受けたことがあるかご云ふ御質問でありますが、相談を受けたことはありませぬ。それから何ですか、一箇條宛仰しやつて下さい。一つ宛趣意でなく……

是は起訴猶豫ではございませぬので、當時に在つて刑事上捜査を致したことはありませぬ。斯様に御答申す外ないので、それから――それだけですか、それぢやさう御答します。

公明なる裁判を受けて無罪となつた者は、所謂青天白日なる人であらうご私は解釋致します。裁判を受けて無罪となつても、尙ほ有罪なりご云ふことは私は出來ませぬ。往々人は誤つて起訴せられる場合はあります。併し公明なる裁判があつて無罪になるご云ふことは、是こそ裁判上適當なることであつて、此裁判に對して、尙ほ彼是言ふご云ふことは間違つたる思想ご思ひます。靑天白日の身となつた者に於て、尙ほ左様の議論を生ずるご云ふことは、私の考として御同意が出來兼ねる問題であります。

先刻來の御質問は、多く風説が根據になつて居りますが、此階審制度に付ても、御述になつた風說では取調委員云々ご云ふことがありますが、色々風說がありませう。併し私はそんな事に頓著して居るのではありませぬ。此事は隨分重大なる問題で、議會に於ても御話通り問題になつたのであります。故に政府は篤ご考慮致しまして、

何とか之を解決致したいものと考へて居るだけであります。

今御問の要點は、憲兵を用ゐたが惡いかどうか、考へて居るかと云ふ御尋でありますか。

さう云ふことも何かありませうが、私は是等の問題に付て、さう都督府並に南滿鐵道との關係其他に於ては、多少考慮を運らして居る。さう云ふ小さい問題ばかりではない。それで私は今一部を御答することは出來兼ねます。全部に於て多少考慮して居ると御了解を願ひます。

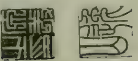
滿鐵がどうしたと云ふ――滿鐵と都督府とは、今同じ人で兩方やつて居るのであります。私の考へて居るのは總ての事を言ふのだ。

十把一束と云ふことではありませぬが、都督府の事を考へれば、同時に滿鐵の事を考へなければならず、滿鐵のことを考へれば、同時に都督府の事を考へなければならず。兩方一緒になつて居ります。（大八・一・三一）

第四十二回帝國議會に於ける演說

施政方針演說（貴衆本）

諸君、本期議會の開會に際しまして、茲に卑見を陳ぶることは私の最も光榮とする所であります。御承知の如く約五ヶ年に亙りました所の戰亂は、一昨年末に休戰と相成り、昨年六月に至りて講和條約は調印せられたのであります。爾來種々の經過がありまして、本月に至り此講和條約の實施を見たのでありまするが、斯様に平和の克復いたしましたことは、諸君と共に洵に慶賀に堪へざる所であります。併しながら退いて考へまするに、此講和條約より生ずる所の我國の責任、又今後國際間に處する所の諸般の措置及國民の今後の覺悟等を考へまするのに、最も此場合愼重なる考慮を要する時期であると存じます。先般講和條約の發布に際しまして、畏くも大詔を煥發せられまして、而して國民の向ふ所を示したまひたるのでありまするが、此皇謨の深遠なること我々恐懼の至に堪へませぬ。謹んで聖旨を奉戴いたして、鋭意此聖旨の貫徹を期さなければならぬと考へるのであります。我國と列國との關係は日英同盟の鞏固なることは勿論其他の國に對しましても交際益々深厚でありまするのは國家の爲に喜ぶべきことであります。シベリアの問題は彼の地方未だ安定を得ませぬ。如何にも今日の現狀に於て差措



き難き狀況にありまするが故に、多少の兵を增派いたしたのでありますっ多少の兵をシベリアに增加いたしたこ申しても、是は固より彼の地に對して何等領土的野心があつて增兵を致したのではないのであります。無論又露國の內政上に干涉するの意思でもないのであります。支那の問題に至りましては支那の國民中には御承知の如く我國を誤解いたしまして漫りに排斥を試みる者があるのでございます。併しながら我國は支那に對して何等野心ある次第でもありませぬ。我國の誠意は漸次に支那國民の諒解するここに相成るであらうこ云ふここを疑ひませぬ。山東問題に至りましては、講和條約既に成立いたしたる今日に於ては速に還附の取計ひを致すここが適當なりこ考へまするから、政府に於ては支那政府に對しまして此還附の協商を開くここを既に提議いたしたのであります。內政に關しましては前期議會に於て協贊を得ました件の諸案を實行いたしたのは無論でありまするが、尙ほ今後に於て其效果を十分に致さうこ考へまして、大正九年度の豫算に於きましては教育產業等を初めこ致しまして、鐵道、港灣、電信、電話、若くは道路改良こ云ふやうなる諸般の案件に付て財政の許す限りに於て是が計畫を立てた次第であります。國防のここに至りましては、我國の國防は今更申す迄もありませぬ。何等侵略的意味を有して居るものでは無論ないのであります。併しながら歐洲の大戰の示す所の實驗に依りますれば、我が國防は今日の狀態に置くここは出來ませぬので、此國防の充實を圖らなければならぬこ云ふここは恐らくは何人も異論のない所であらうこ考へまするが、前期議會に於ては內閣組織日も淺うございましたし、是等重大なる問題に付て計畫を立つる餘日もなかつたのでありますから、つい十分なる計畫を立てゝ提出する譯に參らなんだのでありま

すが、今期議會に於ては、此國防計畫の案を立てゝ御協贊を仰がうと考へて居ります。併し此國防のことは多大の費用を要するのであります。故に已むを得ず所得税及酒税の增收を計畫いたしまして、成るべく斯樣なることなくして出來得ることならば其按排を致したいのでありますけれども、財政上眞に已むを得ざる事情でありますから、是等のことは蓋し國民も之を諒とするであらうと考へます。又前期議會に於ては衆議院議員の選擧法改正案を提出いたしまして、其御協贊を得た次第でありますが、今期議會に於ては更に地方制度の改正の必要を認めまして、此案を計畫いたしました。又陸海軍々法會議法の改正は、是も多年の問題でありまして、段々調査いたしました結果、今回其成案を得ましたから、是等の案は不日議會に提出いたしまして御協贊を仰がうと考へて居ります。又今日世界の大勢を見まして之に順應するが爲には我國に於ける制度各般の改正を必要と致します。それが爲に、政府に於ては先般法規整理委員會を設けまして、維新以來の法令を悉く整理いたさうと考へて居るのであります。又財政經濟調査會を設けまして、糧食問題を初めと致しまして財政經濟の根本的基礎を定めやうと考へて此調査を致して居るのであります。又法制審議會を設けまして、民法上我が國情に適せざる所に改正を企て、及び陪審制度を設けやうと考へまして、是等のことを今調査中であります。是等の問題の中には成案を得まして今期議會に提出することもありませうと思ひまするし、又次期の議會に非ざれば提出することの出來ぬものもあるであらうと考へますけれども、要するに今日世界の大勢に順應いたしまするには、我國の諸般の制度を改正するの必要を認めまするから、此改正を十分に致す積りであります。さりながら茲に特に申して御了承を得て置き

たいことは、近來動もすれば質實穩健の氣風が減退いたすやうな有樣であります。又或は極端なる外來の思想に感染いたしまして、精神上の動搖を來すが如き虞あるものもあります。是等のことは諸般の制度を改正すること致しましても、國家の爲に是は斷じて排斥いたさなければならぬこと信ずるのであります。終に臨みまして朝鮮臺灣及關東州のことに付て一言いたして置きたい。是等地方の制度の改正と云ふものは多年の問題であります。依つて先般之を改正いたしたことは諸君の御承知の通りでありますが、殊に朝鮮に付きましては朝鮮人の意外なる誤解より昨年は騷擾いたしましたので、甚だ遺憾なる次第でありまするが、之に就ては豫て詔勅にも示さるゝ所の一視同仁の精神を以ちまして、朝鮮人民の幸福安寧の爲に諸般の制度の改正を施したのであります。是等地方制度上のことに關しましては、今期議會より朝鮮、臺灣、關東州の總督及長官も政府委員として初めて議會に出席することに致したのでありまするから、必要に應じまして詳細に其地方の狀況を說明いたすの機會もあらうこと考へるのであります。尙ほ外交上、財政上、其他のことに關しましては當局者より說明を致さうこと考へますから、之を諒せられむことを望みます。(大九・一・二二)

施政方針に關し高橋作衞に答ふ(貴本)

唯今高橋君より御質問がありましたが、如何にも數件に亙る長い御演說でありましたから、或は聽漏して居るかも知れませぬ。玆に心覺の爲に問題を記載しましたけれども漏れて居るかも知れませぬから、其漏れた所は更

に御尋があれば御答をしますから、其邊のことに御諒承を願ひたいのであります。最初の御質問の國家に對する自覺があるかと云ふやうな御質問に承りましたが、實は是は意味が分り兼ねました。學問上などで國家に對する自覺と申せば忽ち分ることかも知れませぬけれども、それはどう云ふ御趣意であるか甚だ了解に苦んだのである。併しながら其言葉の中には政黨に對して云々と云ふやうなこともありましたから、さうすると國家と政黨とどちらを考へて居るかと云ふことに相成るのでありませうが、兎に角私には了解を得ませぬけれども、併し今日局に當りまして諸般の政治上の處置を執りまするのに、我國は如何なる位地に居るか、世界に對して我が國情は如何なるものであるか、我が國力は如何なるものであるか、之を了解せずしては局に立つて居れませぬ。此事の自覺ならば自覺ありと御答するの外ありませぬ。若し又外の意味でありますれば、政黨云々と云ふことでありますればそれ等はどう云ふ意味か分りませぬが、政黨を重しとして國家を顧みないと云ふことは是は勿論左様のことのあるべき筈はないと云ふことは分り切つたことであります。又世間には反對黨の人々は色々申しますけれども、今日までの私の行動を御覽になりましても、政黨の方を重しと致して居るか、國家を重しと致して居るか位の事は容易に御諒承の出來ることゝ思ひます。大勢に順應と云ふ事は何の意味か斯う云ふ御尋でありました。大勢に順應すると云ふ事は左様にむづかしい言葉ではないのであります。今日歐洲大戰爭の結果として物質的にも精神的にも種々の變動を生じて來て居る事は御承知の通りであります。從つて列國の間に處する所の外交にも經濟上の事にも色々の事に及んで居りますが、殊に今日は國際聯盟の精神に基きまして……何の國に於ても單獨に自分の

國のみの意見を以て世界をどうすると云ふ事は許さぬ。何れに於ても協調を致して列國協調で永久の平和を維持しやうと云ふのが目的であります。是は外交上のことであります。是等の大勢と云ふことは茲に喋々の説明を費さんでも御了解あらうと思ひまするから、私は斯様なる大勢である、内外共に斯様なる事情である、世界の變化は斯様なる形勢であるが、故に之を無視して或は之に逆行して行くと云ふことは政治の當を得たるものではないと考へまするから、此大勢に順應いたして相當なる措置を執りたいと云ふ精神であります。講和問題に付て五大國の一に列する、初めから列する積りであつたかなかつたのやうな御尋でありまするが、是はそれであるならば實は申す迄もないことであります。自ら國民が如何なる國であると信じて居つたか、何人にも議論を用ひずして分つて居る。日本は決して他國に讓つて居る積りではないのでありますけれども、併しながら向ふの會議に參りまして、實際に於てどうなるかと云ふことは何人にも豫言することは出來なかつたのでありますけれども、五大國の一として日本が相當なる位置に立つことが出來たと云ふことは誠に國家の爲に仕合せであります。而して五大國の位置にも立つて居る。其一員となつて居る日本の其位置を段々斯う自ら破つて行きはしないかと云ふ御懸念でありましたが、其事の例として朝鮮と山東のことを加へられましたけれども、是は如何にも簡單でありましたけれども御趣意は日本が五大國の位置を段々毀して行く、自ら五大國の一に列したることを自分で破つて行くと云ふやうなる行動をすると云ふやうにも聞えましたが、さう云ふことは毛頭ありませぬ。益々此國威を發展いたしまして、此上にも五大國中にあつても最も有力なる國となることを希望いたし、又將來左様なることは實現い

たすであらうと確信せざるを得ぬのであります。決して此五大國の一となつて居ることを今日に於て段々之を破つて行くと云ふやうなる意思は毛頭ありませぬ。左様なる處置を執つたことは一切ありませぬ。次には人種問題のことであります。人種問題が始から通りさうもない問題であるのに之を出したのはどう云ふことであらうと云ふ御尋であります。殊に高橋君などは始から出來ないことを自分には分つて居つたと云ふやうな御言葉もありましたが、是は如何なものでありませうか、苟も五大國の一に列し同等の權利を有ち五大國の一員として會議をするのであります。決して此五大國會議なるものに訴へる位置にあらずして自ら其會議を成す一員であります。會議を成す一員である所の我國が自ら信じて是なりとするものを提出いたさずして、通りさうなものばかり出して通らないものは出さないと云ふことであつては如何なものでありませうか。五大國共に左様であります。五大國共に各々自ら信じて斯く致さなければならぬと云ふものを皆提出いたしました。提出いたしまして會議の結果として各國共にそれが通過したものもあり通過せざるものもあるのであります。日本が自ら信じて斯くせざるを得ぬと云ふ考で提出することは更に差支ない。是こそ五大國の一員となつて居る以上は相當のことではあるまいかと思ふのであります。而して是が通りさうでないかも知りませぬけれども、併し是は各は各々見る所であります。先般講和會議に於ては通過いたしませぬけれども機會ある毎に提出いたして遂に貫徹を期すると云ふことが當然のことでありませう。若し之を當然ならずとして、いかぬから止めると云ふことであれば、即ち差別的待遇を甘諾いたすことに相成ります。是は私は國家として出來ないことゝ考へます。殊に五大強國の一員として其位置を

占めた今日に於ては尙更此是なる所は段々措置を致して行く考が必要であらうと考へます。それから青島の問題、此問題が前以て解決が出來さうなものであつたがどう云ふ事かと云ふ御尋でありましたが、前以て話が付き得ることでありますならば誠に仕合せでありましたが、併し青島の處分を致すのは、講和條約が成立を致して、日本が自由に處分をする權利を得た時に始めて此問題を解決するのは條約の示す所であります。故に前以てと云ふことは蓋し前以て能く支那と相談し合ふ、陸徵祥などの參つた時に話合ひを遂げて置いたならばさう云ふ間違がなかつたであらうと云ふ御懸念でありますが、如何にも其通りであります。陸徵祥が日本に於て申した所は日支の間に協同提携を致して此會に臨むと云ふやうなことを申して居つたのでありますが、案外左樣でなかつた。是は誰の責任であるか、誰の罪であるか、之を以て直ちに政府の處置宜しきを得ないと云ふ御言葉は如何なるものかと思ひます。それから專管居留地云々のことでありますが、是は專管居留地を設けて宜しいと云ふことは日支協約に存在いたして居ります。併しながら固より區域が確定いたして居る譯では無論ないのでありまするが、左樣なる問題は暫く措いて此專管居留地を此儘に專管居留地として青島の一部分に置くか、或は共同居留地とするかと云ふことは隨分考慮すべき問題と私は思ふのであります。併しながら此事を愈々實現いたして相談をすると云ふ事柄は支那に向つて提案を致さなければならぬ。支那に向つては昨日既に申したる如く講和條約成立の今日でありますから成るべく山東問題の解決を致すが適當と考へて、之が爲に兩方で委員でも任命すると云ふ處置を執りたいと思ひまして其事を支那政府へ申込んで居ります。支那政府之に應諾いたしますれば始て實際問題として此時

種々の案件を具へて支那と協議しなければならぬから、今日に於て敢て其問題に付て豫め斯樣する、斯くすると云ふことは外交上申兼ねますけれども、併し此事に付ては日本の利害、各方面の關係等を考へまして宜しきを制するより外ないのでありますから、共同居留地にしやうかと云ふことを考慮して居ると云ふことを申したと云ふことは何等差支ないことゝ考へるのであります。シベリアの問題に付て私竝に外務大臣、陸軍大臣の聲明に相違があるやうなることに付て御尋のやうに聞えましたが、何等相違はありませぬ。シベリア出兵の目的は明瞭なることであります。私は喋々を費しませぬ。併し陸軍大臣の申した中に兵の存立と云ふやうな言葉があつたから云々と云ふことでありましたが、是は斯樣なる意味であるのであります。守備の兵が居るのであります。此兵が手薄である故に度々過激派か他の暴民か明瞭ならざることもありますが、何れにしても此鐵道線路に妨害を加へ甚だ困難を致します。其時に僅かばかりの守備兵では到底守り切れぬ所があるのであります。從つて其兵の傷くことも多いのでありますから、是等の事情から考へましても相當なる兵を增さなければならぬと云ふ意味であります。兵の存立と云ふやうな言葉がありましたとすれば從つて此意味に外ならぬことゝ御諒承を願いたいのであります。それから撤兵のことでありますが、米國の國情は高橋君能く御承知でありますから私から申しませぬ。寫眞結婚のことは長い間の問題でありまして、日本に於ては、寫眞であらうがなからうが、婚姻を戶籍吏に屆けますれば、婚姻が成立するのでありますが、御承知の通りアメリカに於ては、非常なる風俗の相違であります。玆に至つてアメリカの風俗習慣に構はず、日本が日本だけで押通して參るか、多少は彼の國の風俗にも應じて、相當

な處置を取るかと云ふことは考へなければならぬ問題である。且つ又寫眞結婚、一向見たこともないものと婚禮するのでありますから、寫眞の爲には案外旨く參ることもありませうけれども、意外なる不幸を醸すことも多いのであります。是も實は好ましからざる……況や所謂五大國の一に列して居る今日の位置から考へましても、又日米の協調の上から考へて見ましても、此寫眞結婚を是非維持して居らなければならぬ必要は毛頭ないのであります。故に此寫眞結婚などを止めると云ふことは、我國の品位に對しても、又其他の交際上の事情から考へましても、適當なことであるまいかと存じて居るのであります。思想問題は之に付ては高橋君も御異存のないことでありますが、只大學教授其他、或は新聞等に現はれるのに色々なる問題が出るが、外來の思想、雜然たる思想には感染しないかが宜からうと云ふ演説の趣意に對しては、どう云ふものであらうかと云ふことでありますが、無論私は相當なる取締を致す考であります。固より學問の獨立は尊重いたさなければならぬ、或程度までは學者の議論を放任して置かなければなりませぬ。併しながら、それが國家に危險を及ぼす虞がある、又我國の建國の大本にまでは觸れぬでも、國情に合はぬこと、國體に合はぬやうな虞のあるものは、止めなければなりませぬ。是は無論左樣なる處置を取る積りであります。それは色々なこともありませうけれども、大體此方針を以て、餘りに亂雜なる言論を爲して、我國の思想の混亂を醸すと云ふことは、避けたいものと思ひます。尤も我國は建國以來、國民の思想の健全なる、玆に冗辯を費しませぬでも、是等のことに依つて、假に大變動を起すべきこと程に、弱き思想の國民とは考へませぬけれども、併しながら是は國家として放任は出來ないことゝ考へますから、相當なる處

置は執る積りであります。それから呂運亨の問題、是は新聞紙等にも色々なることを傳へて居ります、而して是は簡單なる話で、呂運亨なる者は、不穩當なる行動でもあつたと云ふことも、段々聞えて居るのでありますが、併しそれを以て直ちに、日本に參つたらば之を處分すると云ふやうな狀況を備へて居るか、又相當な搜査が屆いて居るかと云ふと、左樣な者ではないのであります。況や呂運亨が日本に參る折に色々な風說があつたに拘らず彼の行動意思が思ひの外にあつたと云ふことは、同伴して參つた日本の傳道師等の申すことであります。又日本に於て演說を致したと云ふことでありますが、何か演說と言ひますれば、公開演說でも致したやうに聞えますけれども、旅館かホテルに於て、新聞記者等に面會して、彼是申したに過ぎないことでありまして、是も實は其儘棄て置けぬと云ふやうな意思もありまして、調べてみたのでありますが、同席いたした所の數人の傳道師が、新聞紙に書いてある通りは申さなかつたと云ふことも證明して居ります。彼是の事情より彼を罪人扱すると云ふことは、法律的に考へても、政治的に考へても、見合はさなければならぬことゝ思ふたのであります。而して又彼が上海に歸りました所の、今日に於ける所の狀況を承りますと、彼が單り日本に對して敵意を持たないのみならず、或は獨立などを唱へざるのみならず、却て左樣なる不心得なる者を說得して居ると云ふ、純然たる傳導師に返つて居ると云ふことを承りましたのであります。斯樣なる次第でありまして、此噂たる、何等日本の法律上から見ても、政治上から見ても、不都合なることのあつたことは考へられないのであります。此眞相は色々に新聞紙等が傳ふる爲に、明瞭いたさぬが爲に、誤解を來たすことも多いのでありますが、事實は斯樣なことでありますから

能く御諒承を願ひます。（大九・一・二三）

物價調節問題に關し仲小路廉に答ふ（貴本）

唯今仲小路君の御質問に對しまして簡單に御答を致します。此物價調節の問題は極めて重大なる問題でありまして、而して又極めて複雑なる問題であります。政府の今日まで爲した所は徹底しない、效力がないものであると云ふ御非難でありますが、左様には政府は思ひませぬ　併し是は各々見る所に依つて、强ひて爭ふ必要もないやうに考へます。大體に於て屢々私は世間に公表いたして居る如く、此物價の問題は色々なる原因から今日の騰貴を來たして居るとは申すものゝ、最大原因は外國貿易であります。外國貿易は輸出超過いたして日本に利益が多いのであります。依つて經濟が膨脹すると云ふことは免れない。他の種々なる原因もありますが、最も大なる原因は此外國貿易の關係であります。恐らく何人も否むことの出來ない事實であらうと思ひます。故に所謂根本的に物價を調節いたし、物價を下落せしめやうと云ふことであるならば、此源に遡つて外國貿易に制限を加へるの外あるまいと思ひます。併し是は國家の利害より打算して行くならば、隨分日本は戰爭中世界に向つて販路を擴張せられました。之が爲に國力も非常なる增進をして居りますが、之を一朝にして挫折せしむるが如き急激なる手段を執りましたならば經濟界を攪亂いたし國家前途の爲に甚だ憂ふべき現象を生ずるではあるまいかと思ふのであります。故に私は斯樣なる急激なる大變動を來さざる範圍に於て、出來得るだけ物價を調節いたしたいものと考

へて種々苦心をなし、色々の施設を致して居るのであります、故に是は御覧なさる方に依つて其實效がみえないとも御批評あるでありませう。著しく效力を見せやうと思へば源に遡つて急激なる手段を執るより外なからうと思ひます。是は國家の利害より打算して漸次其處置を執る外ないと考へて居るのであります。是は一般的の事柄であります。又部分的のことになりますると、中產階級の困難其他も仲小路君と御同感の點も多いのであります。之が爲に俸給に衣食する者は俸給を増加すると云ふやうなこと、色々なる手段を執つて居りますが、併しそれのみを以て是等の人を救濟することはむづかしいのでありますから、屢々是も公表いたして居りますが、公設市場を設け或は購買組合を設けさせるとか色々手段を執つて居ります。是は都會に向つての政策であります。唯今仲小路君：・我々も同様に憂へて居ることで中產階級なるものは一番どこに居るかと云ふと都會であります。都會に向つて第一に社會政策を施すと云ふことは目下の急に應ずる政策と考へますから、都會に向つて是等の處置を執つたのであります。公設市場も漸次増加いたしまして益々今後に於ても増加いたす積りであります。效力のことは色々議論する者もありますが、實際に於て效果があると私は考へて居ります。彼此の處置と云ふものは所謂中產階級の困難なる者を救濟するが爲の社會政策であります。糧食問題、住居の問題、家屋の問題、皆是等を督勵いたし其處置を執らしめつゝあるのであります。是は先づ東京に於て施して居るのでありますが、又各地に、大阪に於ても其通り、各地の都會に及ぼす考であります。是は大體の一般的のことゝ離しまして、都會に向つては此社會政策を徹底的に致したいと考へて居るのであります。決して我々は今日の狀態を放漫に致して置く意思

は毛頭もつて居りませぬ。唯遺憾ながら御滿足を得るやうな效果を著しく見ないと云ふことは唯今申上げました如く急激なる處置を執つて根本に打擊を加へないからであります。是は國家の利害より打算いたして如何なるものであらうと考へるのであります。大體斯樣なることより割出しまして、多く中產階級の住んで居る都會に向つて社會政策を徹底的に施し、一般的には急激なる變動を釀さぬ範圍に於てそれ〴〵處置を致し、それが爲に關稅の關係も按排いたし色々施設があります。或は金利の關係を如何するとか、色々の事柄が綜合いたして效果を奏しはしまいかと思ふのであります。それから奢侈を誡め云々と云ふことは是は何人も異論のないことであります。又民間に於て殊に地方に於て近年大變に潤うて居ります。單り米價が高いと云ふことのみでない。現に生絲の如きは七八圓を維持するは困難と申した。千三百圓を維持するは容易ならぬと申したのはつい一兩年前のことでありますが、今日は四千圓以上にも至つて居ると云ふ譯であります。從つて地方の者が潤うて居るに相違ないのであります。是等の爲には勢ひ人情奢侈に傾くことも免れず投機熱も從つて起るでありませう。故に爲に是等を誡める所の意見を發表いたしました。併し斯樣なる地方の段々資金の豐富になつて或は奢侈に流れ、或は投機熱に侵されると云ふやうなることは、單り唯訓令等……達も致して戒しめて居ますけれども、それのみでは到底參るまいと云ふ考も實はあるのでありますから、是等の遊金を吸收いたして之を資本として、國家の有利なる事業に之を働かすやうに致したいと云ふことで、各地に於て段々國庫證券等を發行いたして是等色々の手段に依て吸收いたし、今議會には郵便貯金を、今迄は千圓を限りと致して居つたのを、今日の經濟狀態に於ては、唯今も申す

所の地方の一般の情況から考へても一千圓の小額に止めて置きますことは、當を得ないと考へますから之を二千圓見當の考案を以て致したいと考へて居ります。斯樣なる色々の手段を以て、此遊金を吸收いたして、之を資本化することに努めて居ります。是等色々なる目的を達しますれば、我々の希望するが如き結果を得るであらうと考へます。今日まで其所までに達しませぬから、我々は色々なる手段を換へ、是で參らぬ時は之を施すと云ふ處置を執つて、漸次此目的を達するやうに致したいと考へて居ります。兎に角色々なる事柄に付ては、御非難もありませうが、我々の誠意は決して之を放漫に致して置く積りではないのであります。又甚だしきに至つては、或は我々を非難する言葉の中には、農民を保護する爲に云々など云ふことを申しますが、途方もないことであります。我々は農民も保護しなければならぬことは勿論のこと、農商工總て此間に差別なく保護致さなければならぬことでありますけれども、農の事柄を利益するが爲に、物價を放任して置くと云ふことは、毛頭あるべからざることであります。色々御滿足を得かねることもありませうけれども、我々の誠意は茲に在ることゝ、御諒承を願ひたうございます。(大九・一・二三)

唯今仲小路君の御質問に御答いたしますが、尤も御質問中に御議論のやうに承る點もあり、御意見のやうに拜承した事柄もありますが、其議論御意見等に付ては別に茲に申上げる必要は認めないのであります。唯其中純然たる御質問であつたと解釋する點を御答へ申上げます。如何にも政府は何等の處置も執らず怠慢であるやうに仰

せられましたけれども、此事たる昨日も申した如く極めて重大なる問題であると同時に、極めて複雜なる問題であるのであります。故に机上の議論を以て人爲的に容易に左右し得らるゝ問題でないと解釋して居るのであります。併しながら其原因に遡つて最大の原因は何より來つて居るかと申せば、昨日も説明いたした如く外國貿易より來つて居ることは蓋し否むべからざる事實であります。假に外國貿易の關係よりして日本の經濟の膨脹を來たし、物價の騰貴を來たしたることが原因なりとすれば、此原因に遡つて根本的の治療を致すのには、昨日も申した如く外國貿易の制限をするより外ないのであります 而して外國貿易に制限を假に加へますれば、玆に經濟界の攪亂を忽ち來たす虞があるのであります。故に外國貿易に制限を加へることしても、極めて徐々に非常なる變動を俄に起さぬ範圍に於てでなければ施されぬのであります。故に私は成るべく左樣に經濟界を攪亂いたして、俄なる變動を醸さないやうに、其範圍に於て相當なる處置を執りたいと思ひまして、昨年來いろ／＼の手段を講じて居るのであります。俄に效果の見えないのは不滿足でございませうけれども、此事柄自體が左樣に俄には參らぬのであります。決して責任を免れる爲に申すのではありませぬけれども、漸次に相當なる處置を講ずるより外ないと大體私は考へて居るのであります。又此物價騰貴に關して今少しく詳しく申せば、物價騰貴に付て六千萬の人民が困難を致して居ると云ふことは屢々承るけれども、之に向つて相當の處置を執らうとすれば、詳しく其狀態を調べなければなりませぬ。極めて其狀態を審に致さぬければ出來ないのであります。而して其狀態を見まするのに、六千萬の人民が悉く物價騰貴の爲に困難を致して居ると云ふのは餘りに槪括の議論であります。第一に都

會と地方とは生活の狀態が違ひます。故に大別して都會同樣に地方があるとは見られませぬ。同時に地方同樣に都會があるとは見えぬのであります、是は各々狀態を異にして居る。現に地方にあつては、大體を申せば富の程度が增して非常なる力が附いて居る。それが爲に購買力が增し、いろ／＼の弊害も伴つて居る程に富が向上して居るのであります。都會も亦膨脹して居るには相違ありませぬけれども、都會には中產階級の者が多數住居して居ります。地方にも居らぬではありませぬ。大別して見ますれば中產階級の困難して居ると云ふものは都會に多く居るのであります。是は實際に否定すべからざる事實と私は思ふ。役人に致しましても、僅の一定の收入に依つて生活いたす者も無論都會に多いのであります。都會も亦大別すれば大都會と小都會とは違ひます。東京大阪でも違ひます。其他の六大都市と申しても一樣ではない。況や他の小都會に至つては尙更異なる、故に均く物價の點に於て考へて相當なる處置を執ると致しましても、一般的に及ぼす事柄と、是等地方の特別なる狀態に適用する政策と、別々に考へなければならぬのであります。現に米價騰貴して困難と申しますけれども、農民は米價騰貴で少しも困難いたさない。解り切つた事實である。其他の物件に至つてはどうか、購買力を增して、農民の副產業の如き、生絲が昨日も申しました四千圓以上にも騰つて居る時は、副業の收入に依つて、農民は極めて富んで居るのであります。決して物價を高いからと申して、之を購買するの困難を生じないのみならず、今日實際のことを申せば、高きほど物が賣れると云ふ狀態である。斯樣な程度にあるものが多い。然らば都會地方に於てはどうであるか、同樣に幾ら物價騰貴を致しましても、更に困難を感じない者も多數居りませうけれども、併し

多くの都會に於ては左樣ではない。農民は米が高ければ喜びませうけれども、都會に住む者は、米が高ければ非常に困難をする。其他の物價の關係も、之に依つて推理することが出來やうと思ふ。斯樣な狀態でありますから、一般的に施設をすることゝ、各部々々に施設することは、自から異ならざるを得ぬと私は考へて居る如くに、一般的のことゝ考へた點に於ては、唯今申した如く、輸出入の關係に非常なる變動を及ぼして、經濟界を攪亂いたすやうなことは致されませぬけれども、併し輸出の品物に依り、輸入の品物に依り、相當の處置を執ることが適當なことゝ考へて、關稅に多少の手加減を致したと云ふことは、御承知の通りである。或物は輸入稅を免除し、或物は輸出を制限いたしたと云ふことは、茲に列擧せずとも、御承知のことゝ思ふ。是等は皆一般に及びます。又富の程度が增加いたして、地方人民の懷合の宜しいと云ふ所から生ずる所の弊害は、唯今申した如く、購買力の非常に增加したと云ふことが、卽ち弊害を生ずる本でもありますが、尙ほ加へて奢侈の風を生じ、又投機熱も從つて居るのであります。之に付ては政府は、左樣に餘裕のある所の、所謂遊金を濫費させぬやうに、之を資本化いたしたいと考へて、國庫債劵其他に依つて吸收を計り、郵便貯金を奬勵して吸收を計り致して居る。郵便貯金の如き、御承知の通り每月一千萬圓以上の增加を來して居るのであります。是は甚だ喜ぶべきことゝ考へて居る。之に加ふるに、今回の議會に提案いたす所の預金の制限を一千圓を二千圓とすることに致しましたら、此點は便利を得ることゝ考へます。兎に角一面に郵便貯金がずん／＼と殖える。國庫證券を賣出しましても、盛んに賣れ行くのでありますから、成るべく斯樣なる手段に依つて、此遊金を吸收いたして、地方人民に濫費させぬやうな

方法を執りたいと思うて、既に昨年來屢々之を試み、漸次其目的に進みつゝあるのであります。又奢侈の弊を止める、是は實は甚だ困難なことであります。併しながら是も成るべく政府の力の及ぶ限りに於ては、奢侈を止めたいと考へまして、地方官其他に訓令を致して、相當の途を執つて居る。投機等に付ても其通り、昨年農商務、大藏、内務等に訓令を出し、之に對して大に戒めて居る。又日本銀行に於ても、左樣な不確かなるものには、所謂泡沫會社のやうなものに、貸出しを手控へたら宜からうと云ふことを注意して、是が爲に多少の警戒を加へて居る。此樣に段々其政策を執つて居るのであります。是等は皆一般的のことを申した。そんなら各別地方的にはどうする。是は昨日申した社會政策を以て、社會政策は何れの方面に適用しても差支ないのであります。又是は物價が高からうが安からうが、適用して差支ない。併しながら適切に有效ならしめやうと思へば、先づ一番必要を感ずる所に行ふのが第一著でなければならぬと思ふ。そこで之を東京に試みて居るのであります。公設市場を增加いたし、遠からず百箇所位市内に增加いたすことゝ思ふ。是は確に他のものよりは一二割安く、最も是は總て日用品に付て申します。一二割は少くとも安い。是が爲に附近の小商人が、色々騷ぎを致したと云ふことは、新聞でも御承知でありませうが、是等の利害も考へてやらなければなりませぬけれども、併しながらそれ等の多少の苦情を申すが如き程に、效力を見なければ何にもならぬ。故に彼等の利害も考へてやらなければなりませぬけれども、併し是あるが爲に公設市場等を見合はす譯には行かぬ。又購買組合、之も少給……僅の收入に衣食して居る者には、極めて有益なりと私は考へて居る。是等も段々奨勵いたして、安いものを需要し得るやうな途を講じ、又運

賃、是は先達ては、運賃も無賃、然らずとも是は三割位の減額をして居る。又住宅の缺乏、是も御承知の通り非常なる缺乏で、家賃も高く、如何にも中產階級の者が困難いたすであらうと考へますから、是も奬勵いたしてやらせて居る。是等に付ては、金がなくては出來ませぬから、低利資金を融通して、有る限り融通して、其施設をやる、漸次に整頓も致しませうし、效果も段々擧がるでありませう。併し今日の程度で尚ほ足らぬとしますれば、更に進んで徹底するまでやる積りであります。先づ東京に於て斯の如く、大阪は案外此社會政策のことは進んでも居りませうけれども、遂に大阪にも相當やる。其他の大都市にも、やり方は違ひます、方法も各別に色々違ひますけれども、兎に角手段を以て、六大都市を初めとして、他の所に及ぼさうと考へて居るのであります。是等は皆其大體を見まして、それを調査して、何れの所には如何なる方法が宜しいかと云ふことを、段々考究して、其處置を執つて居ると云ふことの實例を申したのであります。左樣御承知願ひたいのであります。又官吏の如き、固より財政上に、際限なく官吏の俸給を增すと云ふことは出來ませぬけれども、併し何とか出來るだけの範圍に於て、どうか致したいと考へて、今日の豫算にも計上して居るのであります。是も上の方の者には我慢いたすが宜しいと考へ、七千五百圓以上の年俸以上の者は少しも增加いたしませぬが、其以下に段々增加いたして、最下級の者に至りますれば、十割以上も增して居ると云ふ譯で、此上にも增加いたして參つて居りますけれども、左樣に國家は無制限に增加することを許さぬのであります。斯う云ふやうに著々政府はやつて居る積りであります。奈何せむ此問題は重大であると同時に複雜でありますから、さう俄に容易く僅か數月の間に著しき變化を見るこ

とは出來ないのであります。尤も著しき變化を見ることは絶對に方法がないことではありませぬが、それは外國貿易を制限して直ちに不景氣を招來する覺悟をすれば出來ないことはありませぬ。是は國家の爲に忍ぶべからざることゝ思ひますから、それを避けて致せば漸次に進むの外はないのであります。次に此議會に何か適當なる方法を出すか出さぬかと云ふことでありますが、此議會の會期を待つまでもありませぬ。昨年中にも其前に於ても有效なることを政府は望んで居りましたけれども、左樣に俄に參らぬのであります。又色々說を伺ひましたけれども、他に是も何人も斯くすれば直ちに效果があると云ふことを申した者もないのであります。併し政府は人が何と申さうが責任上力のあらむ限りは之に全力を傾注いたして居ります。決して之を等閑に付して居るのではありませぬ。又等閑に付すべき理由もなければ何の必要もない。物價を放任いたして政府は何の利益がある、之が爲に他より屢々難問攻撃を受けて居る、何を苦んで放任して居る、決して放任して居るのではありませぬ。此事情は詳く申せば際限がありませぬから御諒承を希望いたします。又御話の中に糧食問題に付て速に方法を立てるが宜しい、調査會にも何か成案があるらしいと云ふことでありますが、是は甚だ枝の問題に立入りますが、一應御了解を得る爲に申して置きます。昨年當議場に於ても說明いたしたこともあります。米價を云々いたしまして唯價を下げやうと考へた所で目的は達しまいと私は思ひます。其物を豐富に致さなければならぬ、物の價と云ふものは机上の議論を以て直ちに下げやうと人爲的に致した所で失敗を釀すものである。失敗の歷史もあるので漸次に是は其方法を盡して著々手を盡さなければならぬのでありますが、それには米の問題ならば米を豐富に致す

より外は仕方がない。米の分量が潤澤になつて而して價の問題に至るのであります。米を豐富にせずして價のみを爭ふと云ふことは根本の間違ひだと私は思ふ。故に昨年、今から申せば一昨年でありますが、穀物の輸入稅を免除いたして段々這入つて居る。其時にも屢々申して居る。政府は外國より米を仰げば宜いと云ふことを方々で承りました。政府も其考でありましたが、併し左樣な聲を立てると云ふことは直ちに生産地に影響を及ぼすと云ふことを吳々も諸方に申しましたが、不幸にして其聲も高まつて日本に於て米を需要すると云ふ聲が高まつて、同時に各國に於ても戰爭中麥のみの需要では足りませぬから米を需要することが多くなつたのであります。麥に加へるに米を以てする、日本に於ても米に加へるに麥を以てしたら宜からうと云ふことを私は申したのでありますが、是は餘談でありますが、左樣に外國に於て米を需要するやうになつて從つて價を高めた。是も一つの原因、其他收穫の十分ならざる所も無論ありました。彼れ是れの事情に依つて最初は輸入稅を免除した爲に商人の手に依つてずん／＼這入つて來ましたのでありますけれども、段々此値段が高まつて來た。或は地方に於ては輸出を禁止いたした結果もありませうが、色々なることに依つて昨年四五月頃から掛けて外國の方は非常に高いのである。米の値段は支那を除けば日本が世界中一番廉いのである。迚も外國の高い米を日本の時價で買ひもする賣りもすると云ふことは商人の力では出來なくなりましたから、政府は米を潤澤にする爲に責任上米の輸入を計つたのであります。之が爲に非常に國家の損耗も釀しましたけれども如何にも已を得ぬ　是で米は昨年はどうか凌げましたが、所で昨年末の收穫は珍しき豐作でありましたが、尚ほ米が必要であるかと思ふ點もあり、色々の點

に付ては攻究いたして居りますが、何れも是は端境期に關係する問題でありまして、今日に於て俄に狼狽すべき問題とは考へませぬが、兎に角左樣な狀態で米の方に付ては差支なく凌げましたが、價は他の諸物價と伴ふものでありますから、或は少し廉くなつたり又高くなつたりして今日の價を維持して居ると云ふ有樣であります、是は漸次低落して行くことを政府は希望するものであります。先づ左樣な有樣であります。而して此問題に於て財政經濟調査會に於ても案が出來たさうだから實行したらどうか、と云ふことでありますが、昨年秋財政經濟調査會を設けまして是等を根本的に定めたい、或時は米價は下落して大騷をし、或時は騰貴を致して大騷を致し、凶作の時は無論でありますが、凶作ならずとも外國米を輸入しなければならぬ爲に官民の間に非常な困難を釀したことはどうも國家永遠の策でない、故に糧食の充實を圖り兎に角他より糧食を仰がずして、日本に自給自足の方針を立てなければならぬと考へまするから、私は米の問題に付て根本方針を立てることを財政經濟調査會に諮つて居るのであります。尤も其外に鹽の問題も國家の殆ど安危に關する問題で、是も諮問いたし、鐵の問題も造船の問題もあり、漸次又是から重大な問題を諮問いたさなければならぬ問題もありまするが、唯今は鹽の問題で四つ五つを研究して居りますが、其中米の問題は特別委員の案が稍々纒まり掛けたのであります。併し是は速に調べ上げやうと致しても、斯樣な重大な問題は一月二月で仕上がるものではありませぬ。唯幸にも農商務省に於て調べた案があり、各方面に於て調査いたした統計其他がありましたが故に、割合に米の問題は早く特別委員の案は結了を見むとしたのであります。結了を見むとしたのでありますが、之に付て費用の問題は今尙ほ選査をしな

ければならぬのであります。費用を顧みなければ如何なる名案を立てゝも左様に參らぬのでありますから、どれだけ此方法を實行するには金が要るかと云ふことで此調査を致して居ります。此調査が結了いたしますれば法律豫算等を要する事柄に付ては、無論議會の御協贊を仰がなければならぬ。故に一昨日……是等委員會に於て調査して居るものにして今期議會に提出出來るものは勿論、次期議會に出さなければならぬものも何れも努めてやらなければならぬと云ふことは卽ち之が爲であります。出來得れば、間に合ひさへすれば今急いで居りまするから、成るべく議會に間に合ふやうに致したいのであります。間に合ひさへすれば玆に糧食問題の根本方針を御決定を願ふ爲に議會の協贊を仰ぎます。若し間に合ひませぬければ次期の議會に提出することになるのであります。是で初めて日本の糧食問題を根本的に解決することが出來る。是が出來ますれば今日まで米が減少いたした、價が高い廉いと毎年苦しむやうなことはなきに至るかと私竊かに考へて居ります。故に根本方針を立てる事に付ては政府は決して怠つて居らぬ。又漸次其案の確定に近寄つたと御諒承を願ひたいのであります。而して是は米ばかりではありませぬ。日用品、鹽の問題、其他色々の問題がありますが、漸次之に及んで段々行くと云ふことゝ、又物價は直接の問題でありますけれども、其物價に影響を及ぼすべき間接の問題は、租税其他にもありますから、又從つて租税と云ふことに付ても、調査を要することがあらうと考へます。兎に角政府は根本方針を調査して、之を確立いたさうと考へて居ると云ふことゝ、他の一面に於ては、應急の處置を執つて、現場に於て物價を鹽梅いたさうと云ふことに努めて居る。是れだけのことは事實でありますから、御認めを願はなければならぬのであ

ります。大體是で御答辯は盡きて居ると思ひますけれども、尙ほ足らざる所があれば、更に御注意を受け、申しませう。兎に角に此問題は、政府は決して等閑に付して居るのではありませぬ。如何にも重大なると同時に複雜なる問題でありますから、さう見易く效果を擧げることの出來ないのは、甚だ遺憾とする所であります。併しながら此ことは著々努めて其效果を擧げることに努めたいと考へて居るのであります。

唯今仲小路君より種々御質問でありましたが、數日來の質問應答、之に付て已むを得ざるより出づると云ふことを御辯明でありましたが、無論其通りであります。又私は細大御答を致すのも好んで辯を致すのではありませぬ。御質問あるが故に十分の御了解を得たいと存じて御答辯を致すのであります。好んで辯を弄するのではありませぬ。で左樣いたすは何故であるかと云ふことに御一考を願ひたいのであります。政府は政府の意思のある所を十分に議員諸君の御了解を得たいが故に努めて御答辯を致して居るのであります。で政府は誠意あるかないかと云ふやうなる御言葉もありましたが、政府の誠意のある所を御認を得たいが爲に數日來詳細に御答を致して居るのであります。政府は今日の物價を以て放任して宜しいとは考へませぬ。故に一昨年來種々に苦慮いたしまして、有らゆる手段を盡して居るのであります。又今後に於ても手段を十分に盡して物價の低落を圖りたいと考へて居ります。殊に此豫算に對しましては此上更に追加等を致すことなく參りたいと考へて居ります。其事も十分に努力いたして居るのであります。此誠意のある所を御了解を得たいのであります。世間には政府は放任である、政

府は何等物價に付て誠意ないと申す者もあります。如何樣なることを致しても斯樣なる輩は政府に誠意はない、政府は放任いたして居ると實は申すのであります。左樣なる世間の批評には政府は頓著いたしませぬ。政府は十分に努力いたさうと存じて居ります。即ち一昨年來關稅に於て或は其他のことに付て段々執來つたのは此誠意のある所の一端は何人も御認のことであらうと考へます。又殊に米の如きに至りましては、前回の議會に於て屢々論じました如く、價の問題は必要なることであるけれども、價の問題以外に量の問題を考へなければ價を如何ともすることは出來ないと云ふことを屢々繰返しました。即ち分量を増加して、端境期に不足なからしめたのであります。而して價はどうであるか、此上騰貴するべきものを此手段に依つて抑へて參り得られましたと私は考へますが、是れ人の見る所に依ることでありまするから、それは其評に委すると致しまして、何れに致しましても、此米のみ低落いたすことは非常に困難なことでありますから、他の物價を低落いたさなければ米のみ低下いたさしむることは出來ないと考へまして、其不足なきを期しまして、今年と雖も分量に於て不足なからしむる積りであります。從つて價は需要供給の關係其他より低下せしむべき問題であります。故に他の物價を之に伴はしめぬければ思ふやうには下がりませぬ。併し成るべく是は低下させる方針を執つて居るのであります。唯奈何せむ經濟界は極めて複雜であります。或る一事件を實行いたしたが爲に俄然として價に影響すると云ふ譯には參りませぬ。此複雜なる經濟界の狀況に對しまして若し俄に不景氣を醸す打擊を與へても差支ないと決心いたしますれば其方法なきにあらずと私は考へます。即ち先日來申す如く外國貿易の制限を十分に強めましたならば價も下がり

ませう。けれども是は又經濟界に非常なる混亂を釀すことでありますから、努めて左樣な俄に經濟界に動搖を與へることを避けて、其範圍に於て十分に盡さうと考へて種々なる方策を執つて居るのであります。要するに此政府に誠意のある所、少くとも私の執つて居る所の誠意を御認を願ひたいのであります。併し其誠意を認められぬと云ふ御批評であれば、それは致方ありませぬ。併し政府は決して之を忘つて居りませぬ、今後に於ても忘る意思は毛頭ありませぬ。願はくば大局より御考慮下さいまして、此誠意のある所を御諒承を得たいのであります。又總ての法案を此に持出して安心を與へて解決を致したら宜しからうと云ふことでありまするが、左樣に參ることが出來れば左樣いたしたいのでありますけれども、所謂總ての法案なるものは何事を指しませうか、唯今申した如く經濟界は極めて複雜に致しまして、漸次其必要に應じて段々施設を致さなければならぬものを、今日直ちに全般の案を立てると云ふことは政府‥如何なる政府と雖も至難でございませう。私共には全體の案を定めて今日此に提出を致すと云ふことは不可能でありまするし、且又左樣いたさんでも必要に應じて漸次我々の誠心より割出して處置を執りましたならば目的を達するであらうかと考へて居るのであります。併しながら其中に就きまして米の問題だけは先般も既に申しました。今日仲小路君は調査も既に出來たと云ふことであるから提出いたしたらどうかと云ふ事でありましたが、調査が出來たと云ふことではありませぬ。それは先般何回も繰返しましたから御諒承を得やうと思ひます。財政經濟調查會の特別委員に一應諮りましたけれども、併し之に要する費用を積つてありませぬ、費用の調査は未了であります、故に費用を積りませぬければ如何程の金を要するか分りませぬ

から、如何なる名案も實行が出來ませぬ。故に今、唯今の所では此案に對してどれだけの費用を要するかを調査して居ります。之を成るべく早く調査を結了いたさせたいと思つて進行を促して居ります。此の調査が出來ましたならば、其中全部……調査の結果全部を議會に提出いたすことはないかも知れませぬが、其中に法律を要する、豫算を要するものだけは帝國議會の協贊を經なければ進行が出來ないことが根本的であらうと考へます。枝葉のことに至つては命令其他で出來ませうと思ひます。故に成るべく時機を失せず此議會に提出いたしまして、米に對する根本政策を決定いたしたいと思ひまして非常に取急いで居ります。調査の結了を成るべく早くすることを促して居ります。一と通り特別委員の調査を終りました所で總會を開きまして之が調査を經ました上で、更に財政上考慮を致さなければなりませぬが、多少の日子を要する事柄でありますから、成るべく早く特別委員の調査の結果を促さなければなりませぬから、頻りに之を促して居ります。是が出來ましたならば、議會に提出いたして御協贊を得たいと思ひます。此事は固より米に對する……即ち糧食に對する根本政策でありまするけれども、根本政策一度定まりましたならば又此應急、目前の事に對しても人に安心を與へ、總ての影響を善良ならしむることが出來やうと考へます。根本政策定まらずして唯目前の事にばかり走りましては目的を達し得ないと考へまするけれども、根本政策既に定まりましたならば自から目前の事も解決が出來やうと考へます。旁々之を取急いで居りまして、成るべく議會の間に合ふやうに提出いたしたいと考へて居りますのであります。尤も是は糧食……糧食は幸にして調査が早く進みました。今まで色々材料もありましたから早く濟みましたけれども、其他の調

査中のもの、章や節の如き根本的の法規を定めませぬければ如何なる經濟界に影響を與へるか測り知れませぬので、唯日々國民の生活にも重大なる影響のあるのでありまするから、之を調査いたして居りまするけれども、是は恐らく此議會には間に合ひ兼ねると思ひます。と申すものはまだ特別委員の調査も結了に近づいて居りませぬ、併し出來れば是も何か方策の立てやうに依つて此議會に提出いたしたいものと考へて居ります。斯様なる次第でありまして根本政策と應急のことゝ分けまして、根本政策を定めると同時に應急の事に就ては出來るだけの力を盡して今日居るのであります。決して今日の調査を以て政府は之に滿足しない、是で事は畢れりと考へて居るのではありませぬ。此精神のある所は、御質問のある毎に屢々繰返して居るのであります。決して辯を好んで居るのではありませぬ。御質問に對して大小となく細大となく誠意のあることを御了解を得たいと考へて御答辯を致して居ります。此精神は御認めを願ひたいのであります。どうぞ政府の誠意ある所を御了解を希望いたします。

仲小路君の御質問でありますが、政府閣僚が甚だ不親切なる、誠意を缺いたことを申して居るやうに御認定であります。決して左様なる次第ではありませぬ。併しながら閣僚悉く同一なる者でありませぬから、各々其言ふ所に言葉の違ひもありませう、誠意を缺くやう御聽取に相成るやうなこともありませうけれども、私は之を統督して居る以上決して閣僚皆責を遁れて一時を凌がうと云ふ考は有つて居らぬと云ふことを、玆に斷言するので

あります。併しそれにも拘らず、斯様に認定すると云ふことでありますならば、是は御隨意のことゝ申すの外はありませぬが、決して政府はさう云ふやうな意思は有つて居らぬのであります。又誠意があれば、物價調節を斷行するこ云ふことを明言せよこ仰せになる。物價調節は既往に於ても努めつゝある。將來に於ても十分努めるこ云ふことは屢々斷言いたして居る。決して今日の狀態を以て滿足いたさぬので、昨日藤村君の御尋かこ思ひまするが、之に付て決して之を以て物價の問題にしても社會政策の問題にしても、之を以て滿足いたさぬ。十分に將來に於て效果があるやうに努める積りである。唯奈何せむ經濟界は甚だ複雜にして急速に效果を見ないことは甚だ遺憾こして居りまするが、政府は誠意を以て之を斷行することに努めつゝある。又今日まで爲したことは效果がないこ云ふことでありまするが、效果があるないこ云ふことは御認定に任ずるの外ありませぬ。けれども、政府は決して之を効果がなかつたものこは考へて居りませぬ。又將來に於ても各方面に涉つて施設を致しまして相當の效果を擧げ得るこ確信いたして居るのであります。故に物價調節は誠意を以て調節するに努めて居るこ云ふここは今更重ねて申上げる迄もありませぬ。無論其覺悟を以て臨んで居るのであります。左樣に御承知を願ひます。（大九・一・二四）

物價調節問題に關し江木千之に答ふ（貴本）

唯今江木君の御質問でありますが、貴族院各派の諸君の見えての御話は今江木君が述べられた通りである。私

の之に對する御返事も亦御讀上の通であります。是に何等の相違はありませぬが、併し其時の事柄は腹藏なき御意見を承り、私も腹藏なき御話を致したのであります。何等此間に城廓を設けて御話した譯でもなければ極めて打寛いで御話を致したのであります。從つて御來訪の諸君の御趣意も能く了解いたしたのであります。私から申したのも御了解を得たと思ひます。殊に當時江木君は如何にも今にも大騷動でも起るが如き危險なる狀態の御言葉に聽きましたから、さう云ふ御趣意でありますか、いやそんなことではない、こんなやうなことは即ち腹藏なき御話の一端を發するのであります。其時に私は申した、政府に於ても實は憂慮して居るので、何とか出來るだけの方法を講究したいと考へて居るのでありますが、さう右から左に直ちに考案を得ることは困難を致して居る。是がどうであらうか、あれがどうであらうかと云ふことを考へて、それ是と施設して居るのである、斯樣に申しました。無論各派の諸君の御希望に適ふやうに努めてやらうと云ふことは私は誠實に其意味を以て御答を致した譯であります。又爾來其積りで色々の施設を考案いたして、或ものは實行いたし、或ものは是から經濟界の狀態を見て實行しやうかと考へて居るのであります。故に私は無論に此御希望に適ふやうに努めてやると云ふことの言責は、重んじて居る積りで居るのであります。將來に於ても又其積りであります。併し殊に仲小路君も是から何をするかと云ふことを申さなければ御滿足を得ないやうでありますが、是から何をすると申した所で、其一事を以て直ちに物價の低落いたすと云ふ案は見出し得ませぬ。併し之をやる、あれをやると云ふことは是は經濟界其他の狀態を見て、著々實行する積りであります。尤も其折にも御來訪の諸君と打寛いで御話を致しました

が何か不徹底である政府のやるのがどれが足りない、斯う云ふことをしたら直ちに効果があるのではないかと云ふことを承つたのでない。唯概括的にもつとやつたら宜からうぢやないかと云ふ趣意のやうに解釋いたしたので、政府は十分やる積りであります。やる積りであるのみならず、此所にも述べず、又話もないけれども、此以外に政府は社會政策も實行して居ると云ふことを、申添へて置きました。都會に向つて此ことを實行いたし、又其以外のこと、關稅其他に付て、著手いたして居ります。是等も私は是が有效だらう、之が宜からうと思ふ、先きに政府の考案が立ち次第計畫をし……立ち次第適切なる方法を行つて參る積りである。決して見切つて打止めると云ふ意味ではありませぬ。漸次やる積りであつて、少くも私は是が辯解の必要はありませぬが、其積りであります。是等のことが宜からうと思ふ點に付て、施す積りであります。左樣御諒承を願ひます。

唯今江木君の最初の御演說中に、私の御答辯いたした意味が少し徹底しないで居ると思ふ。私が先刻申したのは、江木君の御意見があれば承りたいと申したのではありませぬ。其各派を代表されて、江木君なども其一行に加はられて居られた時、政府も今まで色々やつて居るやうだが、どうも完全な効果を見ないやうだから、もつと注意したらどうかと云ふ御趣意の御話があつた。其時に是が徹底しない、是が完全しないから、之を斯うやらうと云ふ御話は承つたのでない、私は矢張概括的に御話を致して、御話なさる方も概括的であつて、其事を申したし、其折私の御尋したことも先刻申しました。尙ほ又私は茲に書いてもありませぬ、御述にもなりませぬが、此

以外に、政府は社會政策もやらうと考へて居ります。斯う云ふやうなことを腹藏なく申したので、其意味を繰返したので、此に敢て江木君の御意見を承りたいと申した次第ではありませぬ。それから各方面に色々の意見がある。之を政府が實行しないのは、恰も病人があつて他から種々注意を與ふるに拘らず、實行しないやうなものであると云ふ御比喩の御言葉でありますが、成るほど其通り、澤山色々な意見が參ります。意見が參りますが、其意見中には、或は色々矛盾して居るものもあれば、甲の意見と乙の意見が矛盾するばかりでなく、正反對の意見もあるのであります。是等を取捨するのは、政府の責任と考へて居ります。故に政府は其中で然るべきものと考へた事柄で、實行する積りである。自然實行して居るのであります。商業會議所などから每々意見書が出て參りますが、是等を直ちに其儘實行が出來ると云ふ譯ではありませぬ。其中段々講究を致して出來得べきものは實行いたして居るのであります。是は分り切つたことでありますが、政府は是等の意見を等閑に付すると云ふ譯ではありませぬ。さりとて此意見を皆良いとして行ふ譯に行きませぬ。尤も世間で彼是申しましても、行ふことが出來ないと云ふことを發表して居るので、例へば大藏大臣が屢々繰返しました金利さへ下げれば物價が下がると云ふやうな、到底そんな單純なことではありませぬ。金利を下げても物價の低廉を計ると云ふことは出來ませぬし、出來ないことは出來まいし、出來ることは相當實行いたして居ります。然し如何にも複雜なる經濟界に向つて一二の事柄を以て直ちに物價を低廉にさせると云ふことは出來兼ねるのであります。故に之をやつて見て尚ほいかぬければ之を研究を盡してやると云ふ、斯う云ふ方針を執つて參るやうに、漸次進むより外ないので、急激

に速にやらうと考へれば、先刻申す如くどうしても外國貿易に非常に制限などを加へなければ出來ませぬ、それは效力は直ちに見えませうが、依つて以て經濟界に影響を及ぼすことを考へると、是は俄に出來ないことで、甚だ苦心を致して居ります。一向政府は效果が見えないと云ふが、政府は此效果を舉げやうとして苦心して居りますが、此複雜なる狀態に向つて直ちに速に效力を舉げると云ふことは出來ないのであります。併し我々の職責のあらむ限りは此點に向つて十分なる措置を取る積りであります。決して漠としたことを致して居るのではなく、昨年の末以來段々政府が之を實行し、若くは調査をせしめて居りますことも御諒察が出來やうと思ひます。此點は私は繰返して申すのでありますが、政府は責任を怠つて何もしない積りではない。十分其道を講究して聞くべき世間の議論は聞きますが、併し世間の議論も一致いたして居る譯でもない、それを直ちに實行をして行かぬと云ふのは、國家の利害をも考へねばならぬことが多いのでありますから、それ等を十分調査して適切なる方法を段々講究して非常の激變を與へない範圍に於て適切に之を實行いたしたいと考へます。

江木君の先刻私の演說に付て御注意でありますが、御注意の段は深く感謝いたします。併しながら此議場に於て黨爭云々を持出すが宜しくないと云ふことでございますが、左樣な意思は毛頭ありませぬ。又不肖ながら私は現職に居りまして黨派の大臣でない位のことは明かに心得て居ります。今日の私の言葉は今日の速記錄を御覽になれば明瞭いたしませう。若槻君はシベリア撤兵は國論なりとして國家の輿論なりとする。少くも大多數は撤兵論

であるこ言はれるのである。私は之に御同意は出來ないのであります。シベリア撤兵は國民多數の輿論なりこは認めませぬ。國民多數は寧ろ、今日の狀態に於て撤兵の時期でないこ云ふ位のことは皆了解して居るこ云ふことの見地より問答を重ねたのであります。從つて若槻君は何の見る所あつたのか分りませぬけれども、切りに國民多數が撤兵を希望して居るのに政府が何故か自ら好んで駐兵を致して居る。不必要なる兵を駐めるこ云ふやうなる御見地よりの御議論でありました。さうだやない世間の論は空漠こして取り所はありますまいけれども、玆に國民より選ばれて居る所の衆議院の狀態を御紹介いたしましたならば御了解をされるだらうこ考へまして之を申した。衆議院の議論に於ては衆議院の速記錄を御覽になれば明瞭いたします。明に自分は撤兵論である、政府は何故に撤兵を今日せられないか、斯樣な問をされたのは二人ある。二人こも憲政會の人であります。國民の輿論なりこ言ふことを強く言はれます故に、國民の輿論に非ずこ云ふことを證明するが爲に衆議院の狀態を申したのであります。當議場の狀態を申したのでありませぬ。是は叉僞ならざることであります。衆議院の速記を御覽になれば明瞭いたします。今日私の御答いたしましたのは之を申したに過ぎぬのであります。是も申して宜しいかごうかこ云ふことは各々見る所に依りませう。それは強ひて爭ふ餘地はありませぬ。私が黨爭に熱して當議場に黨爭を持込んだのでないこ云ふことだけ御了解を得て置きます。それから國際聯盟のことに付ては外務大臣より御答いたした方が宜しからうこ思ひますから、私は御答いたしませぬ。（大九・一・二三）

物價調節、朝鮮騷擾問題等に關し男爵阪谷芳郎に答ふ（貴本）

阪谷君の御質問に御答いたしますが、前内閣の折、並に現内閣になつて後、即ち昨年に於て貴族院各派の諸君御來訪ありまして、警告せられたと云ふことに付て、假令前内閣であらうが、現内閣であらうが、政府であるから云々と云ふことでありましたが、遺憾ながら前内閣の爲した事に付いては答辯を致し兼ねます。現内閣は丁度阪谷君なども御來訪の時に、政府も物價調節の爲には隨分苦心いたして居ると云ふことも段々申上げ、又御來訪の方々も政府のやつて居ると云ふことは認めて居るが、まだ十分にいかぬやうであるから、更に相當な事をやつて貰ひたいと云ふ、極めて御同感のことであります。左樣いたしたいと云ふ考で政府は苦心いたして居る。斯う云ふやうに申したのでございます。此意味に於て此精神に於て何等今日も變りはありませぬ。併しそれはそれと致しまして、此兩三日來御質問に依りて答辯を致しましたことに付て、段々攻撃的の御質問である。政府の處置を攻撃なさるのは御隨意でありますから、强ひて彼是れ申す次第ではありませぬが、併し其御攻撃中に、演説の片言隻語を捕へて攻撃されることだけは御考を願ひたい。經濟界を攪亂すると云ふことを言ふが、それは政府が攪亂するのであると云ふやうなことである。是も實は速記錄を御覽なされば明瞭に分ることで、物價騰貴の最大根源は外國貿易にある。故に外國貿易を制限をすれば物價は低落いたすが、俄に不景氣を來し經濟界を攪亂するのである。斯樣に申したのであります。それを前後を御考へ下さらずして、攪亂するものは政府ぢやないかと仰

せられますが、政府は少しも經濟界を攪亂いたさない。又之を致したくないから俄に輸出貿易に制限を加へて急激なる處置を執ることを避けて居るのであります。又甚だしきに至つては御演說中に、政府は物價騰貴を喜んで居るのである…… 演說中に物價騰貴を喜んで居る者は地方にある、地方を俟たずして東京にも喜んで居る者もあると云ふやうな御話もあります。之も速記錄を御覽になれば明瞭に分る話、物價は騰貴して居るから之を調節いたしたいと云ふことは政府も希望でありまするが、併しながら需要者と供給者とは利害を異にするが故に、例へば地方農民は米價の騰貴することを喜んで居りませう。生絲の騰貴を喜んで居りませう。併し需要する者殊に都會にでも住む者は甚だ困難して居ります。需要者と供給者との間には利害の衝突がある。一方に喜んで居る者があれば、一方には大變に困難を致す者がある。斯う申したのを、政府は喜ぶであらう、甚だしきはそんな事は地方を廻らぬでも分り切つて居る、地方を廻らぬでも分ります。それはどうも私の本意でも何でもない。物價騰貴はさう云ふやうな次第のものであるから、利害の關係も違ひます。又地方と都會地とは經濟の狀態も違ひ、中產階級其他の階級に依つても利害が異なつて居るものである。唯一概に一律に極めて見易い政策と云ふものがあるのでないから、此實際の事情に適切なる方法を執らにやならぬと苦心を要するのである。斯う說明をいたしたのである。卽ちそれが爲めに一般的に斯う云ふことを、都會に向つては社會政策云々と、斯う云ふ風に打砕いて申したのであります。此邊は宜しく御了解を願ひたい。又生絲が四千圓もする、之を下げたらどうか、貴族院で生絲の値段を下げろと云つた者はない。御尤もの話、どなたからもそんなことを承つたことはない。併し御質

問……どなたかの御質問中に、外國に行く物は外國に出て行く時には、アメリカに於て制限をしない。内地に需要する物だけ制限するから云々と云つて、さう云ふやうな方針でも執つたらどうかと云ふやうな御說がありましたけれども、之に對して一例を申せば、生絲が四千圓其以上もして居る。是は外國へ行く品物なりとして、之には何等制限も加へずして置きましたならば、而して同時に米に向つて公定價格を設けて之を非常に引下を致したならば、勢ひ米を作ると云ふ者は減少いたしまして養蠶をするやうなことに傾きませう。其で其生産品を豐富に致して、價格に影響を及ぼさうと云ふやうなる考から申せば、斯う云ふことは容易に出來ない、卽ち公定價格の容易に極められぬことは此處にあると云ふことを說明する爲に、生絲の一例を申した。それを捕へて政府は生絲を云云する、そんなことは誰も云つたことはない。少し御無理な御質問ぢやあるまいかと思ふ。それから適切なる施設を政府は執らない、怪しからぬと云ふ。政府は固より適切なる方法を執りたいと非常に苦心いたして居ります。併しながら阪谷君の如き經濟學者は御承知でありませう、如何に經濟界が變態に變態を來して居るか、例へば金銀の相場でもさうであります。金一銀十六などと云ふは、今の關係に於て見られませぬ。總て變態に變態を重ねて來て居るのでございかすら、適切なる方法としては中々容易に出來ない、故に苦心を致して居るのである。殊に適切なる方法と申しましても、直ちに外國貿易に制限を致して、値段を下げるだけの效果は見るけれども、屢々繰返して申しまする如く、それでは俄に經濟界を攪亂することになるから、さう云ふことは出來ぬと云ふことを申して居るのである。又御演說中に一昨年の末、價格が……休戰になつて總ての價格が低落しさうになつ

た、此時に調節をやれば宜かつたぢやないかと斯う言はれますけれども、御議論としては兎に角、實際は甚だ困難なる問題ではありますまいか。當時休戰の爲に影響を被つた物は第一に鐵其次に船であります。鐵業者は殆ど破産に瀕する、船業者も同樣の狀態にありまして、或は此に經濟界に大變動を起しはしないかと思ふ樣子が見えたのでありました。幸にして漸次是は杞憂に屬して經濟界の恢復を見たのであります。經濟界の恢復を見たのは喜ばしいが、段々物價が騰貴いたして、甚だ困難を致したのであります。此鐵業者なり船業者は非常な下落に遭遇して破産の悲境に陷つた時に、此場合に調節をして置けば宜かつたではないかと云ふことは、少し酷なる御議論のやうに私は拜聽するのであります。又最後に政府の所見と我々の所見と一致するや否や、斯う云はれる。一昨阪谷君御來訪の時に云はれるには、我々の方から案は示さないから、政府は宜しく考へろと云はれた　私は其時に申した、いや何人も此案に付ては何か一二のことを施行してそれで物價の調節が出來ると言ふ譯のものではないから、何人と雖もさう簡單なる名案がないから、强ひて御意見を承はらぬで宜しい。斯う申したのであります。卽ち何等意見を示して居らぬ。何等意見を示して居らないから、政府の意見と我々の意見とはどうも合はないと云ふのは、どれを標準にして合はぬと申すか、政府は苦心慘憺、物價を低落せしめやう、物價を低落せしめやうと云ふことは一致して居るが、江木君であつたか誰であつたか、どなたかの御質問に對しての御答中に、名法とは何であるか、阪谷君其他の云はるゝ方法とは何であるか承つたことはない。政府は最善の努力をして居る。唯政府は最善の努力を盡しつゝあるが、唯奈何せむ經濟界の重大なる複雜なるものはさう容易く出來ぬ。色

色なることを一昨年來やりましたが、思ふやうな效果を見ない。急激に效果を見やうとすれば、經濟界に攪亂を來し、國家の不利益を醸しまするから、左樣なることは出來ないで、今日苦心を致して居るのであります。齊しく物價を低落せしめやうと云ふことだけは、全然一致して居ると私には申されますが、其方法に依つて、其見る所が一致して居るか一致して居らぬかは、私の方には分りませぬ。と云ふものは、是々の意見を斯うすれば宜しいと承つたことは未だ嘗てない。故に一致するや否やはこちらから……政府の方では返答を致し兼ねます。兎に角私共は十分に力を盡して此調節を圖りたいと努めて居るのであります。又今後に於ても若し御意見でもありますれば、之を承ることは、差支ありませぬが、兎に角政府としては引續き種々の方策を攻究いたして、第一に生産品の不足を感じないやうに、第二には此物價の段々低落いたすやうに之を頻りに努めて居るのである。又見やうに依つては大變に物價騰貴に騰貴を重ねると云ふ事實は如何にも放漫のやうにも見えませうけれども、併し又一面には種々の方策を攻究して居りますから、同じ騰貴をすると申しても先づ大騒動も起らずして今日の程度にあるのではないかと見られませう。是は見る人に依つて色々見解が違ひますが、政府としては十分努力を惜まぬ積りであると思ひます。けれども專管居留地云々の問題は日支の協定が變更して居るやら變更しないかと云ふ御意見でありなす。次に專管居留地のことであります。是は外務大臣より御答いたしましたことで事柄は明瞭いたして居りますが、私も此問答は直接に傍聽して居つたのであります。外務大臣の聲明に依つて日支協約は變更はされて居らぬと云ふことを外務大臣は申して居りました。其通りであります、外務大臣が如何なる聲明を致しました所

で、日支間に現存して居る協約は變更いたしませぬ。然らば今後に於て如何に致すか、今後に於ての問題は數日前にも申したやうに、現に支那に向つて山東還附交渉を開始しやうと云ふことで、委員を御互に出さうと云ふことを申込んで居ります。支那が應じまして玆に始めて斯々のことに規定しやうではないかと云ふ案を日本より提出する順序であります。而して支那と折衝を重ねるのであります。之を重ねる以前に當つて如何いたすと云ふことを先以て、支那に會談いたす前に先以て此計畫なり意見なりを公表すると云ふことは國家の利益ぢやなからうと思ひます。而して此談判を開きました結果として或は現存して居る協定であります。日支の間の協定であります。兩國の協定は兩國の協議に依つて變更すると云ふことは申す迄もないのであります。どう變更に相成るか、又絶對に變更にならず此儘遂行に相成るかと云ふことは一に談判の結果に俟たなければならぬ。今日は變更して居らぬと申したのは外務大臣の聲明に依つて變つたことでないと云ふことで、問答があつたと記憶するのであります。それから朝鮮の騷擾の事變であります。朝鮮騷擾のことは甚だ遺憾なる次第であります。昨年議會に於ても段々其成行を御話いたしました。其後に至つて朝鮮の改革を致し公明正大なる處置を致すと同時に朝鮮諸般の制度を改正を致したのであります。此事に付ては當時段々發表いたした意見等もあり、今日に至つては外國人などの誤解した者も始めて了解いたして日本の眞意が徹底しかけて居る狀態であります。尚ほ其當時の樣子に付ては先般も申しました通り此議會に初めて總督長官の出席を致すやうに取計ひましたから、其機會に申上げて宜しいのでありますけれども、兎に角朝鮮人の幸福安寧の爲に十分なる力を盡すと云ふことは當時詔勅にもあり、我々も

亦左樣なる意味を以て玆に臨むのであります。而して其騷擾の後始末として、騷擾の際に朝鮮人に慘酷なことを致した者を處分して居るかと云ふことは是は無論左樣なる者がありますれば之を處分いたすに躊躇しない積りであります。唯御話を致しましたが多くの場合に於ては抽象的のことが多い、甚だしきに至つては日露戰爭當時の寫眞などを以て外國人が現に尙ほ朝鮮人を處分するに用ひたと云ふことをアメリカ等に之を弘めた輩もある。其他朝鮮在留の宣教師等にも數人に面會いたしましたが、段々彼等の誤解の以前に於ては色々なことを申して來まして、如何にも慘酷なる處置を執つて居るやうに申しましたけれども、多くの部分は間違であります。固より多數の下級の官吏の致したことが悉く中庸を得て居るとは何れの國でも申されませぬ。日本單り此邊に間違ないとは保證しませぬけれども、大體多くは間違ありませぬ。唯其中水原の事件に於ては如何にも容易ならぬことであります。故に軍事當局者に於て一應懲戒處分に附しましたけれども、尙ほ軍法會議に附したのであります。此事は當時に公表いたして置いたやうな次第、即ち公明正大の處分を致したと云ふことは中外の認める所であります。

又朝鮮の笞刑廢止云々、是は早速廢する積りでありますが、併し大變に費用を要する、大正九年度に於て廢します。其日は忘れましたが、四月一日から廢しますか、もう少し後でありましたか、其日は玆にちよつと記憶いたしませぬが、豫算に提出いたしました。笞刑を廢するに付ては費用を要するのでありますから、其費用は朝鮮特別會計に計上いたして居ります。今玆に書類を有ちませぬから、はつきりした日は申上げ兼ねますが、何れ九年度の初めと記憶いたしますが、之に要する費用を請求いたしてありますから、それをちよつと御覽を願ひたい。

阪谷芳郎に答ふ

其笞刑を廢すると云ふことで、之を廢する期限は直ちに御了解を得やうと考へます。大體是で御答辯いたした積りであります。倘ほ遺漏がありますれば重ねて申上げます。（大九・一・二七）

呂運亨問題に關する釋明（貴本）

先日江木君の御質問に對しまして内務大臣より答辯を致しましたことは、内務大臣に於て陸軍大臣の意思を忖度いたして御答辯を致したのであります。故に其事柄に付て相違の點も多くありますので、内務大臣の答辯は私より取消し致します。而して呂運亨赤坂離宮禁苑拜觀のことに付きまして、當議場に於て論議を生じましたことに付て、甚だ遺憾の次第で誠に恐悚の至に堪えませぬ。將來に於ても斯の如き問題が當議場に論議の題目となるやうなことには、十分注意を致す積りであります。併しながら其拜觀のことに付きましては、政府は何等宮中を利用いたして云々と云ふやうなる意思を有して居つたのではないのでございます。此邊のことを併せて御諒承を希望いたします。（大九・二・四）

物價、シベリア問題等に關し若槻禮次郎に答ふ（貴本）

唯今の若槻君の御質問に御答いたしたいのでありますが、若槻君の議席は遠方で聞えないと云ふ御話でございます。常に私の演説が若槻君に徹底しないと云ふことは甚だ遺憾に存じます。併し所々御聞になつたものと見え

まして、御質問になられて居りますが、明瞭に聞えなかつたと見えまして皆間違である。私は唯今御答いたさうと考へますが、是も果して御耳に達するや否や分り兼ねます。若し十分に御耳に達しませぬければ速記錄で十分御覽下さるやうに願ひます。それで其御聞になつたと云ふ中に物價調節を根本的にやるとすれば、外國貿易を禁止するより外ないと云ふことを私が申したと云ふことでありますが、是は言葉の相違のやうでありますけれども、事實も相違いたしませう。私は外國貿易が物價騰貴の最大原因、種々原因もありませうが、最大原因は外國貿易にある、即ち輸出超過の結果經濟界に膨脹を來たすのである。故に所謂根本的政策を定めやうと云へば外國貿易を制限する外なからうと申した。制限と禁止とは僅の違ひのやうでありますが、事柄に依つては大變な相違を來しませう。多少外國貿易に制限を加へたら根本的調節が出來やうが、其代りに經濟界に急激なる變動を與へて俄に不景氣を來たすやうな、極めて不利益な結果を見るであらう。故に左樣なる結果、即ち俄に經濟界が攪亂を致して不景氣を來たすやうなことのない範圍に於て物價調節を政府は努めるやうに、俄に效果は見えないとも、此方針を取るより仕方はないと申したのであります。さう御了解がなかつたら、さう云ふものと茲に御了解を願ふより致方はありませぬ。又其引證された中に色々ありましたが、今大藏大臣より旣に答辯して盡きて居ることでありますから、重ねて此事に付て彼是申しは致しませぬ。大藏大臣の答辯を以ちまして……若槻君は御質問と云ふよりは御議論の一ヶ條である。外國貿易を若槻君は禁止する、私は制限と申したのであります。若槻君の云はれるに外國貿易を禁止しなければならぬと云ふことであれば、經濟界の攪亂を來たし物價が低落すると云

ふが、現に穀物を禁止して居るではないか、而して尚ほ穀物の價は下がらぬではないかと云ふ。斯う云ふ御論でありますが、是は演說が徹底しない、誤解でありますか、どうでございますか、知りませんが、實は甚だ不思議に私は思ふのであります。現に此前の議場でありましたか、米價の高いと云ふことは、比較の問題である。外國と日本と比較するならば日本は非常に廉い、外國の產地の半分もして居らぬ、非常に廉い。日本の米穀は……併し內地だけで申せば以前廉かつた時よりは非常に高いのである。故に此低廉を圖ると云ふ以上は、種々なる方面に注意をしなければならぬ。卽ち米のみを下げやうと云ふことは內地の現在では不可能であるから他の物價の問題も調節しなければ米のみが下がるものでないと云ふことを申したのであります。而して若槻君の御議論に依つて更に辯明を致しますれば斯樣になります、外國の米は高いのである。日本の米は廉いのである。半價もしない產地の……茲で若し輸出を止めませぬければどうなりますか。日本の米を高い市場に賣ることになりませうと思ひます。米も一種の貿易品でありますから、米の輸出を止めぬければ日本米を高い市場に賣るかも知れませぬ。其時は日本米の米價はどうなりますか。今日の價額では迚も置かれぬことは常識を以てすれば分りませう。どれだけ騰貴するか分らぬではありませぬか。卽ち是等は輸出を禁止して居る結果として外國の產地より半分以下の値段で米の値を保つて居る。之を何等の効果ないと云ふことは、御議論としては兎も角事實としては甚だ相違した御議論と云はなければなりませぬ。其外色々ありますけれども、兎に角十分に御聞取なされなかつた所がありましたならば、能く速記錄を御調べを願ふより仕方がありませぬ。それからシベリアの撤兵問題に付て國民が大

變惑うて居るやうな御說でありますが、私は屢々政府の所見を公表いたしましたが、今日に至つて國民は惑うて居らぬと私は思ふので、國民が此點に於て惑はないと考へますけれども、併し國民が大に迷うて居ると云ふのは若槻君の御見解でありますから致し方ないので併し其中に先般阪本君かどなたかの御質問に答へた言葉に斯う云ふことだけが御耳に達して居つたと見える。何れにしても列國はシベリアの問題を決めやうと思へば對露問題を決めなければならぬ。對露問題は何れの國に於ても決定して居らない故に日本も亦對露問題を決定しないと云ふやうに御聽取になつたものと見えて、そんな筈はないぢやないか、列國共に兵を出せば出す方針である。引けば引く方針である。物資を供給すれば物資を供給する方針であると云ふ、其通りである、併し物資を供給するのは平時で、出兵する、撤兵する……如何なる方針かと云ふことをどこの國に尋ねてもレニン政府、反過激派政府を如何にするかは、どこの國も定めて居らない。是等のことは私が申上げました併しながら列國は定めて居らないのに日本が定めて置くと云ふ譯でありませぬ。事情斯の如きであれば對露問題は今日容易に決められぬ狀態で、日本も列國と共に左樣なる境遇に居ると云ふことを申したのである。それから對露の……シベリアの兵を何れの日にか引揚げる位の話は誰でも知つて居る。そんなことを言ふならば不眞面目だ、左樣申せば極めて不眞面目なる答辯であると云はれますが、私は左樣に申したのではない。シベリアに出兵いたした根本の問題は大正七年八月二日の宣言に依つて明瞭であるから、之に付ては何人も議論のない話で、眞面目か不眞面目かは是は問題にならぬ。分り切つたことであります。撤兵する、しないと云ふことは今日の問題でなからうと云ふ解釋、斯樣

に申した。今日撤兵すると云ふことを明言する、しないと云ふことが問題であらう。其根本の問題は分り切つて居る。斯樣に申したのは恰かも根本の問題だけ御耳にはいつて甚だ不眞面目なことを言ふと云ふ御叱りである。根本問題は誰も議論がない。今日決定するや否や之を明言するかしないかと云ふことは今日シベリア問題は極めて混雜したる狀態で、今日明言することが出來ぬ。明言することを不得策とする、斯樣に申したので、又昨年はシベリアのチエック・スロヴァックの救濟……救援の目的を達したと言つたではないか、今日はまだ達しないと言ふて屢々變ると云ふ御議論である。そこだけを御聽きになれば其通りで混雜した問題になります。さりながら昨年に於て政府はチエック・スロヴアックの救援の目的は達したけれども秩序を維持する爲に今日尙ほ列國と共にシベリアに駐兵いたして居らむならぬと斯樣に申したのである。其次第はどう云ふ次第でありますか。チエック・スロヴアックは初めシベリアを經過いたしてウラジチ其他から乘船して來る積りでありましたが、併し日米其他から兵を出して通路を開くことを決めた。通路は開けた、此通路が開けたと云ふことを申せば救援の目的を達したやうになります。當時段々シベリアの兵を此反過激派……チエック・スロヴアックの方と力を協せて東に移るべきに西に向つて行き、どうしてもオムスク政府は餘程鞏固なるものとなりかけた。段々此西に進んで近い中にモスコーに達しはしないかと云ふ情況であつた。其時にチエック・スロヴアックは東に出でないで西に向いて、西のアルハンゲリスクでありまするか、あの邊から東國の方に歸ると云ふ情況に立到りました。斯う云ふ狀態でチエック・スロヴアックを救援した形になつたので、尙ほ此秩序の維持をしなければならぬ。若しあの時に

チエック・スロヴアックは西の方に參つたからと言つてシベリアから兵を引揚げましたならば、又シベリアで蜂起をするでありませう。さうして反過激派の兵と云ふものは中央で包圍に陷らなければならぬ狀況は素人でも分つて居る。故に列國と共に其兵を駐めて置いたので、然る所オムスク政府は……チエック・スロヴアックは西に歸る所を又東より歸らなければならぬことに立至つたのであります。歸らうとすれば過激派に立斷られて非常に進退に困難になつた。玆に於て日本よりの守備兵は力を極めてチエック・スロヴアックを救援する。一番最初に決めた目的であります東より歸つて行く方に唯今努めつゝあります。斯樣な狀態であります。昨年申した所と今日申す所と何等別に相違もなければ政府の方針を二三にするものでないと云ふことは、是は事實を御了解になれば直ぐ分ることであると。チエック・スロヴアックの有樣は左樣であります。又日本があすこに駐兵いたして居るに付ては廣澤君に御答したやうに、餘所のやうに單純には行動が出來ないのである。今日の狀況に於て之を直ちに撤兵をするとかしないとか云ふことを申す譯には行かぬ。根本的に申せば無論思ひ切つて私は永久に土地を占領するのでないと云ふことは何人も分つて居る。問題はそこに非ずして今日の問題なりと私は解釋するので、今日は左樣なることを明言するまでに到著いたして居らない。其理由も亦詳しく申上げられぬ次第であります。それから高田の半師團を送りましたことに付てアメリカと協調いたしたか、それが爲に協調いたしたかと云ふ御尋であります るが、是は其通りであります。元と日米協調の上に兵を出しましたから、更にシベリアの狀態が一變いたして列國と共に相當なる處置を取らなければならない境遇に達しました。日米協調の精神に基いてアメリカと交渉いたし

ましたのであります。其狀況で何んとか致さなければならぬ。少くも兵を增すと云へば日本で增さなければならぬ。斯う云ふことを申込んでアメリカは之に對して相當なる返事を致して、自分の方は救援のことは將來共に一緒にやつて兵は引きたいと思ふと云ふことで、其御尋になるまでもなく、全部アメリカより返事が參りまして殘らず先般新聞紙などに公表いたした。是は御一讀下されば分ります。（大九・二・一六）

若槻君の先ほどの御質問に御尋を致しますが、其問答に付て行違ひのあつたと云ふやうなことを御辯明でありますが、御辯明に依つて御趣意は了解いたしました。併しながら更に私も亦補つて置きたいのは、外國貿易を禁止する云々に付て、何か禁止と云ふ言葉を制限にでも變へたかの如き感を與へるやうに聞えましたが、是は私は衆議院に於ても本會議、委員會は無論のことであります。當議場に於て屢々申したので、殊更に禁止と云ふ言葉を制限と改めるのではありませぬ。即ち禁止でも制限でも左まで重きを置くことではありませぬから、どちらでも宜しいが私の言つた言葉は左樣であると昨日申したのであります。それは屢々繰返したので多くの方々は御記憶でありませうか、物價調節を根本的に調節せむとすれば源に溯らざるを得ない。其源に溯れば外國貿易にあるのである。即ち輸出超過して日本の富が非常に增し經濟の膨脹を來したのであるから、根本的にと云へば根本に溯らなければならぬ。根本に溯つて外國貿易を制限して俄に經濟界に攪亂を來たし不景氣を釀すやうなことは、甚だ國家の爲に不利益と考へるから、左樣なる即ち俄に經濟界を攪亂いたし不景氣を來たすと云ふことのない範

圍に於て物價調節を努めて居るのである。斯樣な言葉で誤解を生じたことは遺憾でありますけれども、此趣意は屢々繰返して世間に明瞭になつて居ることゝ思ひますから、念の爲に若槻君に申して置くのであります。又米の輸出云々と云ふ御話もありました。それは私もさう了解して御答をしたのであります。輸出を制限しても差支ないぢやないかと云ふ御趣意より立論せられたやうであります。輸出を制限して差支ない。制限をするのであります。併し根本に溯つて大なる打撃を外國貿易に與へましたならば非常に經濟界に攪亂を來すでありませう。一部一部には制限を致し禁止を致し、何れに致しても相當の處置を執ることは差支ないのであります。是が卽ち根本的に經濟界に攪亂を來さざる範圍、不景氣を來さざる範圍に於て調節いたしたと云ふことを申したのを證明するのであります。それ等のことはまだ何か御述のこともありましたけれども、先づ枝葉の問題と致しまして强ひて申す必要もなからうと考へますが、撤兵のことに付て段々御議論であります。其中に國民一致少くも多數撤兵を希望して居ると云ふ御言葉に付て兒玉伯爵の御質問に、御答になつた所で明瞭いたして居りますが、國民が少くとも多數撤兵を希望して居ると云ふことは若槻君の見解は同樣でありませう。私共左樣に思はぬ。現に衆議院に於ても我々は撤兵論である、撤兵を希望するのである、斯う云ふことを言明して政府に質問される方々は憲政會の諸君のみであります。其他如何なる派の人も我々は撤兵論である云々と申された方はありませぬ。衆議院は左樣な次第であります。世間には如何なる議論があるかも知れませぬ。衆議院に於て撤兵論は、衆議院の議論に於ては多數と見られませぬ。斯樣なる次第で撤兵は國民大多數の希望であると云ふことには私は御同意出來兼ねま

す。其議論は各々見る所を異に致しますから強ひて爭はぬと致しましてチエック・スロヴアックの救援に付きましては、チエック・スロヴアックは勝手に動いて居る、人道の問題に於て救濟するのは宜しいけれども、彼等が勝手に行動する者に、日本の兵は血を流して迄も救援しなければならぬことはないぢやないかと云ふ御議論に拜聽したのであります。それならば非常なる間違であります。固より大正七年八月に宣言を致して出兵を致したのは戰爭をする爲ではないのであります。鐵道を守備しチエック・スロヴアックを救濟いたさうと云へば勢ひ戰になる場合もあるのでありますけれども、根本の目的は戰爭でないことは明瞭なることであります。加之當時は如何なる時期であつたと云ふことを若槻君が御一考になれば明瞭するのであります。當時は戰爭中であります。休戰は一昨年の暮でありますから、出兵したのが八月であります、戰爭中であります。戰爭中であるが故に列國の協議は如何なることであつたかと云へば、各方面に兵を進めて居つた時代であります。此時に當つてチエック・スロヴアックなるものは御承知の通りもとロシアの捕虜となつたものでありますけれども、聯合國の爲に墺獨の聯合國に對して戰爭を致して居つたのであります。故に彼が勝手に行動をするに非ずして聯合諸國の協議に依つて彼は墺獨、卽ち敵國に對して干戈を執つて居つたのであります。故に自分共チエック・スロヴアックを救援して居る。彼が勝手に東に行けば東に行き西に行けば西に行くと云ふ、單純なる人道のみを以て血を流して救援して居ると云ふのではありませぬ。加之當時に戰爭中如何なる狀態であつたかと申せばチエック・スロヴアック救援の爲に我國は兵を出しシベリアの通路は開けたのでありますが、更に段々反過激軍の行動に依つてチエック・

スロヴアックは之と力を併せまして西に向つて進んだのであります。然して丁度イギリスが支持いたしまして西の方へ進んで參つてアルカンゼリ方面に達して連絡を通じてチエック・スロヴアックは本國に歸らうと云ふ行動を執つたのであります。是は聯合國の協議の上で左樣いたした。是は目的を當時達して居りましたならば、モスコーに達し、反過激派軍は旺盛に相成つたのでありませう。チエック・スロヴアックもアルカンゼリより歸國致すことが出來たのであります。併し其後一方休戰となり更に變化を見たと云ふ事情であります。是は議論に非ずして事實であります。戰爭中共に力を併せて戰つたもので、獨り人道の上のみならず、之を見棄てゝ顧みないと云ふことは我が國民の爲さざる所であります。少くも國民多數は斯樣なるものを見棄てゝ救はないと云ふやうなことは我が國民にない筈と私は考へるのであります。故に今日我等は救援いたしまして本國に歸る道を付けたいものと考へて居るのであります。又英佛の兵を引きましたことや何かに付て色々御説でありますが、是は御見解次第で強ひて爭ふ必要は無論ないのであります。併しながらイギリスが兵を引き、フランスは一部は兵を置くか知らぬが、兎も角も英佛諸國がロシヤより兵を引きましたと云ふことに付て若槻君がロシヤはロシヤ人に任すが宜しい、ロシヤ人に依つて治むるが宜しい、又過激派たるものも秩序が立つたやうであるが故に兵を引いたと云ふ御見解のやうであります。私共は左樣には見ませぬ。英佛兵を引く、殊にイギリスの兵を引くのはイギリスの内地の國狀に基くと私は鑑定いたす。内國の事情より兵を引いたであらうかと察します。何れに致しましても之を自衞的と申せば少しく當らぬか知れませぬが、自國本位で爲した行動であらうと思はれます。けれども他國の行動

を此處で御互に議論を致しまして何れにあると云ふことを論定する必要のないことは無論であります。英佛の兵を引きましたのは若槻君はロシヤの安定の爲に引いたと云ふ御見解であれば是も御見解として置く外ありませぬ。私共は左樣に見て居りませぬ。又日本に於ても今日兵を引くとか引かぬとか云ふことはチェック・スロヴアックの救援を致すと云ふことは無論でありますが、尙ほ且つ他國が引いたから引くとか引かぬとか云ふやうな、或はあの地方の人民が日本兵を好んで居るからとか厭ふて居るからとか云ふやうなことばかりで行動は出來まいと思ひます。それは屢々申したる如く接壤地の關係其他から申せば誰にも解ることである。故に單純に今日直ちに撤兵をする或は撤兵をしないと云ふことを明言することは彼の地に對する影響から考へましても外交上に及ぼす所の影響から考へましても、今日は其時機でないと申さざるを得ぬのであります。何れに致しましても我國の立場より我國を本位として考へたる政策より割出して此行動を致さざるを得ぬのであります。他國に追隨することも或る場合には已むを得ないけれども、始終各國に追從いたしまして其爲すが儘に日本も爲すと云ふ譯には參りますまいと思ひます。又撤兵を明言すれば內外共に安心を致すやうに、尠くも國民の多數は希望して居るからと云ふことでありますが、私は屢々明言いたして、國民の多數は今日尙ほ兵を留むるの已むを得ざるを了解して居るだらうと思ひます。相當な時期になりますれば兵を引くことは誰にも解つて居る事柄でありますが、今日唯今撤兵の出來ぬ位な事情は誰にも解つて居るだらうと私は考へて居るのであります。又高田の半ヶ師團を出したことに付て陸軍當局より御聽きになりたいと云ふことでありますから、强ひて私から答辯いたす必要は無論あ

りませぬが、併しながら昨日申したことを繰返して申すことは必要だらうと思ひます。日米協商の上に兵を出したのでありますから、更に增員を致さう、若くはシベリアの問題を解決いたさうと云ふには、矢張り日米相談を致すことは適當の順序であらうと私は思ふのである。故に米國に向つて既に新聞等に依つて發表いたしたる如く、提議を致し、此協議の纏まるまで兵を出さずに於いた事は事實であります。成るべくなら兩國力を戮せて出したいと考へたから兵を出さずに居つたのは事實であります。併しながらアメリカは左樣に參らぬと云ふ狀況でありましたから、日本が單獨に出兵を致しました。此顚末は公表いたして明かでありますが、併しながら陸軍大臣の申した我兵の何と申しましたか、自衞的のやうな必要があつて出兵した、それ程急に迫つて居るものならば他國に相談いたす必要もないぢやなからうか、其間もなからうぢやないか、無論の話であります。左樣急に迫つて相談する間もないものならば、日本單獨に出兵いたすことは無論の話で、列國も亦之を諒しませう。甚だ困難な狀況には迫つて居りましたけれども、併しながら成るべくならば日米協商を致して出兵を致して差支ない次第でありましたから、其事を相談を致した。其相談する程の餘裕がなかつたのでありますれば、相談いたさずに通告いたして無論宜しいのであります。それは唯時の問題、其時の事情に過ぎないのである。即ち相談を致して出兵を…　相談の上に救援隊を送つて差支ない時機でありましたから左樣に協議を致して協議の結果、即ち向ふでは兵を增すことは出來ないと云ふことでありましたから、日本は單獨に兵を出した。守備の足らざる所を此兵に依つて補ふ所の方針を採つたのであります。それから是は枝葉のやうですけれども、屢々御話中に何か戰爭して居るやうにばか

りの御語でありますけれども、是は戰爭の目的でないと云ふことは既に申した通りでありますが、併し勢ひ所々に過激派なり何なり參りますれば……守備を侵す者が參れば戰はなければならぬのであります。當然のことでありませうが、併し之を以て戰爭の爲に兵を出して居るものと云ふことは出來まいと私は思ひます。守備の爲に兵を出して此守備の手薄な所は兵を增さなければならぬ。殊にオムスク政府は御承知の如き狀態に立至つて滅亡いたしました。尙更以て所在過激派が勢力を得、過激派ならざる者も過激派に感染する虞もありまするから、旁々以て今日までの守備兵では足らぬのでありますから、之に增員すると云ふことは已むを得ないことである。それが爲には多少の時は要しても差支ないのでありますから、アメリカとも協議を致し成るべくなら協議の結果兩國ことも致したいと考へたのでありますけれども、米國は左樣に參らぬと云ふ爲に、日本のみ出兵いたしたと云ふ顚末であります。大概之を以て御質問の要點には御答へ致したやうに考へまするが、之を要するにシベリアより今日此場合直ちに撤兵する、若くは長く撤兵しないと云ふやうな事を申すべき時機にあらずと御了解を願ひたい。

(大九・二・一七)

外交問題調査特別委員會設置決議案(長島隆二提出)に答ふ(衆本)

唯今長島君より、決議案提出の理由を縷々御說中には、種々なる事が擧げられてあります。悉く是に御答へ致す必要もなければ、反駁の必要もないのでありますけれども、併し如何にも御演說が多岐に亘り、甚だしきに至

りては、外交調査會委員の對米通牒を起草したる人より、聽いたとまで言はれる。如何にも誠しやかに報道せられるのであります。其内容は極めて杜撰なるもの、牽強附會、唯だ御演說に便なることを述べられたと申しても過言でなからうと思ふ。斯様な次第でありますから、此御演說に對して、一々述べることは、甚だ必要を見ないのでありますが、大體を申せば、政府に於きましては、今回の講和條約成立に關して、諸君の御了解を得ない事があるならば、幾らも說明を致します。何等外交上差支ない限りに於いて、說明を致さぬことは一つもない。又諸君も必要なる點は、御尋になつて居るやうであります。尋ねざる事を說明するの必要もありませぬけれども、併しながら御質問のあつた事に於て、御答を怠つたことは一つもない。又今後と雖も此講和條約に就て、不明な事があるならば、幾らでも御尋になつて宜い。政府は事情の許す限り、是に答辯する事を、躊躇致さないのである。

然るにそれにも拘らず、外交問題調査特別委員を設けて、調査しやうと云ふことは、何の必要より起つたのでありませうか。長島君の說明に依れば、是は政府を彈劾するに非ず、條約の效果に影響をなすに非ず、政府の外交を掣肘するに非ず、然らば何の爲めでありますか。分らぬ事を聽かるゝだけならば、遠慮なく數多の條項を擧げて、御聽になつて宜からう。故に是は此決議案に記載してある所の御趣意は、長島君の御演說の趣意でありますまい。長島君は調査に名を藉りて、政府を彈劾せんとするのでありませう。政府を彈劾するに非ずと言はるゝけれども、講和條約に關して種々の非難を擧げ、牽強附會の說を以て、政府の行動を非難せられました。是が彈劾に非ずして何である。條約の效果に影響を及さずと言はるゝけれども、講和條約のアメリカの態度、其他に就

て――效果に就て種々議論をされたではないか。而して條約の效果に影響を及ぼすのでないとは何事であるか。第三には政府の外交を掣肘するものではないと言はるゝが、現に並に將來の國際關係を調査して云々とある、是を以て政府の外交を掣肘するものでないと言はるゝことは、此決議案に書いてある事と、演說せらるゝ所との趣意は矛盾して居る。私共は此御演說の趣意は、何か意味あつて、演說は左樣にされたのでありませうけれども、御趣意のある所は決議案にあるものと見なければならぬ。故に此決議案は、政府の處置を彈劾せられ、政府の信任を問はるゝ意思がないならば、此調査の必要はないのである。故に私共は是を以て、演說では如何なる事を言はれて――是は瞞着せらるゝ意味でもありますまいけれども、どう云ふ……どう云ふ事を言はるゝとも、固より議場を欺かれる御精神はないと明かに承知するが、併し――

此決議文に現れたる所のものは、將來の外交に向つて重大たる關係を及ぼすのである。議會開會以來斯の如きものを設けて、條約案を調査したこともないのである。況や條約の締結に關しては、今日まで憲法上、天皇の大權を尊重して、敢て口を容れないのが我國の議會政治であります。然るに拘らず、質問應答をして其事柄を審にしやうと言へば、審にすることが出來得るにも拘らず、斯樣な案を提出せられて、是は彈劾に非ず、是は政府の外交を掣肘するに非ずなどと云ふことは、一向意味を成さぬことである。此決議の本文に於ては、政府を彈劾せらるゝものと考へます。政府は決して斯樣な彈劾を受くる行動はないと信じますが故に、絕對に此案に反對致します。(大九・一・二九)

筆硯同佳友

慎終如始

普選案反對演說（案本）

諸君、唯今議題と相成つて居ります衆議院議員選擧法に關する政府の意見は、委員會に於て既に陳述致したのであります。又先刻特別委員長に依つて審かに報告せられて居るのであります。故に最早重ねて述ぶるの必要はないのでありますけれども、併しながら此案の重大なるに鑑み、國民の休戚に極めて重要なる事柄でありますが故に、重ねて之を繰返して政府の所見を明瞭に致して置きたいのであります。委員會に於ても述べましたる如く、政府に於ては選擧權擴張に更に異論のないことである。又實際歷代内閣に於ても、此方針を執り、現内閣に於ても、選擧權擴張の方針を執つて、昨年既に提案を致し、兩院大多數の贊成を得て新法律が成立を致したのであります。故に選擧權を漸次に擴張することに異議なきのみならず、此方針を執り、又此方針に依つて其擴張を實行致して居るのであります。此點に於ては恐らく國民の明かに認むる所であらうと考へる。然るに昨年大多數を以て兩院を通過致した新衆議院議員選擧法を、今回又再び改正せられんとするのでありまして、之に向つては政府は反對せざるを得ぬのである。凡そ法律の宜しきに從つて改正しなければならぬことは、何人も異論のないことでありますが、併しながら憲法附屬の大法とも稱する衆議院議員選擧法を昨年是なりとし、今年非なりとして、之を改正致すと云ふことは、果して國民の希望する所であらうや、左樣に致しては法律の信用を保ち、議會の權威を如何にせん。而已ならず憲法政治は如何にして發達するか、國民に安心を與ふることが出來るか、所謂

朝令暮改、如何にして國民は信用を置くことが出來るか、之が第一に反對せざるを得ぬ理由であります。固より國情の如何に依つて漸次擴張することは適當なる話、既に納稅資格十圓を三圓に低下致したのも、此趣意である。住居一年を六ヶ月に低減致したのも、此趣意に外ならぬ。而して此事は衆議院議員選擧法に於て、憲政會の諸君も、國民黨の諸君も、皆贊成せられた事柄である。唯だ程度を異にして、納稅資格を二圓と云ひ三圓と云ふ僅かな相違であつて、大多數に於て、納稅資格を認むると云ふことに向つては、議論のなかつたことである。故に大多數を以て通過したのであります。然るに僅か一年も經たぬ內、而も未だ之を實行せざるに當つて之を改正する、成程一個人の行狀でありますならば、過を知つて直ぐに改めることは適當の事であります。朝令暮改と人が評しやうが、非なりと見て改むるは寔に美德でありませう、併しながら憲法政治は左樣には參りませぬ。國民の代表者として、大多數を以て贊成を致して此法律が成立致して居ります。國民は次の選擧は此法律に依つて施行せらるゝものなりと、確信を致して居るのであります。一年も經たぬ內に之を改正する若し之を改正して此次の議會に——第四十三議會に復た改正すると云ふやうなことがあつたら如何なさるのであるか。左樣に致しては憲法政治の發達はどうであるか。故に政府は之に反對せざるを得ないのであります。故に政府の反對を致さざるを得ざる所以は、此選擧資格中の最も重要なる納稅資格の關係でございます。先刻委員長も報告せられたる如く、今回の提案は皆な違つて居る。此提案を以て普通選擧なりと一概に稱せらるゝけれども、各案共に皆異つて居る。唯其異つたる條件中に於て、一貫したるものと認むべきものは、納稅資格の撤廢である。納稅資格の撤廢も選擧資

格の一つであります。選擧資格の一ヶ條に違ひない。故に國情の許す時に於ては、丁度十五圓を十圓に致し、十圓を三圓に致したのでありますから、更に之を低下することは宜しい。又其時の國情が許すならば、之を撤廢するも更に異論のないことである。併しながら今日は昨年新法を決議したる後一年にして、如何なる事情の變化に依つて之をやるのかと言へば、國際聯盟の成立其他色々事情はありますけれども、以て此大法律を變へる理由とはならぬのであります。加之此納稅資格撤廢の理由として、提案者の說明を承るのに、單純に納稅資格を撤することふ選擧法の一手段に、更に加るに之を撤廢するには如何なる意味で撤廢するかと云ふと斯う承る。漸次に國民の多數に選擧權を與へると云ふ單純なる意味に非ずして、階級制度を打破する現狀を打破する、單純な此の選擧權の擴張に非ずして、之に撤廢する理由の根本理由は、現在の社會の狀態を打破すると云ふ意味に聞える。卽ち納稅三圓と云ふものは、隨分國民に取つては非常なる多額の稅ではありませぬ。之を一階級と見らるゝも御隨意である。併しながら階級を打破するが根本の目的にして、而して納稅資格を撤廢すると云ふことであれば、現在の組織に向つて脅迫を與ふるものである。斯樣に認めざるを得ない。それでは國家が如何に成るでありませうか。甚だ危險なるものと考へて政府は御同意が出來ない。而も是は從來行はれ來つた所の選擧權擴張は、程度の問題である。此一年に至つては、程度に非ずして原則の問題である。餘程重大なることゝ政府は考へ、さうして斯樣な事を成立一年も經たぬ內に、此大變革を與ふると云ふことは、政府は同意は出來ないのであります。之を要するに所謂世界の進展に應ずることは、勿論必要である、國情の如何に顧ることは、最も必要なる事でありますが、

其國情の如何に依つては、漸次に納稅資格に限らぬ。其他の條件に於ても段々擴張致して國民に多くの選擧權を與ふると云ふことは、更に政府は異議のない所、蓋し亦國民の希望する所であらうと考へる。唯々今日唯今斯の如き大法律を容易に變へると云ふことに於ては、議會の威信にも關し、憲政の發達にも影響を及ぼし國民の幸福安寧を進むる所以の道ではないと考へる。而已ならず世界の變化と云ふ事を屢々口にせらるゝが、是も委員長の報告に、旣に私の意見として述べてあることを報告せられましたが、世界には種々の變化を來して居ることは事實であります。併し歐米と日本との變化の狀況程度が違ふことは、識者の認むる所であります。彼の國が斯樣であつたがと云ふことを以て日本を律することは出來ないのであります。卽ち歐米殊に歐洲にあつては、五年間眞に國力を擧げて戰つたのであります。政治上の變化を來したることは怪しむに足らぬ。物質上の變化を致したことも亦怪しむに足らぬ。故に大なる變化を起して居ることは、何人も認むる所であるが、日本も同樣の變化を來して居ると云ふことは誰も認むる所でない。唯だ此波動を受け世界中の影響を受けて、日本も相當の變化を致して居るのでありますから、之に對しては諸般の法律を改正し、新たなる施設を致し、此進運に應じなければならぬことは、刻下最も急務とする所でありますけれども、斯の如き憲法附屬の根本法とも謂ふべき衆議院議員選擧法を容易に變へると云ふことは、決して國家の利益を圖る途ではないと考へる。冷靜に考へれば、此判斷は間違ないのであります。而も社會の現狀を脅し、院の內外相應じて無理押しにも之を決定せんとするが如きは、思はざるも甚だしきことである。故に是は冷靜なる判斷を諸君に希望するのであります。此議場を見渡しても、唯今提案

せられたるやうな議論には、恐くは數多の諸君は同意せられないと思ふ。併しながら斯樣な重大なる問題でありますが故に、單に此議場に如何なる結果を、即ち議場に於て否決せられたとか、通過致したと云ふことばかりを以て、此案の解決を完く致したものと見られないのであります。故に政府の考ふる所では、此議場に於て決して成立しやうとは考へませぬけれども、さりながら此重大なる案は國民の公平なる判斷に愬へる外ないのであります。是が果して政府の主張が是なりとするか非なりとするか、國民は果して諸君の提案を是なりとするか、非なりとするか、是は國民の公平なる判斷に愬へる外ないのであります。此事は蓋し憲政上至當なる處置なりと考ふるが故に、玆に政府の所信を新たに表明致して置く次第であります。（大・九・二・二六）

豫算委員會に於て男爵佐竹義準に答ふ（貴委）

唯今朝鮮の騷擾のことに付て御質問でありまするが、昨年あれは三月二日と思ひましたが、騷動が勃發いたしました。其以前に當りましては、政府は左樣なる暴動の勃發することの報告に接して居りませぬ。總督府に於きましても其騷動の起る一兩日前に之を知つて甚だ驚いて手配を致したと云ふことであります。其以前にありましては政府は報告に接して居らないのであります。さうしてあの騷動なるものは、朝鮮の統治上に如何にも原因して居るかも知れませぬけれども、要するに所謂民族自決と云ふやうなことを講和會議に於て唱道せられたことに最も重きを置きまして、あの騷動を勃發いたしたと云ふのであります。是も數人の者は豫てさう云ふ計畫を致し

たものであるご見えまするけれごも、多くの者は雷同いたして各地に於て朝鮮は獨立するご考へて萬歳を唱へたものもあるし、既に獨立しましたものご考へて萬歳を唱へた者もある。唯何の意味もなしに萬歳を唱へて步いたご云ふやうな狀態であります。要するに此騷動は當時勃發する一兩日前までも大騷動の起るこごは總督府に於ても明瞭に知り得なんだのであります。政府に於きましては、それ迄は何等報告に接して居らないのであります。

其方針に付きましては、當時詔勅を煥發されまして、其詔勅の御趣意に基きまして私より御趣旨を敷衍いたしまして世間に發表いたしたのであります。けれごも玆に其書類は持參いたしませぬか、政府の考へる所に依りますれば一視同仁の思召は卽ち朝鮮人も日本內地人も均しく陛下の臣民こして此間に區別を置かれぬ御趣旨であるこ拜察するのであります。隨つて政府に於きましては內地人同樣の境遇に政治上並に民事上、總ての點に於て內地人同樣に致したいご考へて居るのであります。併しながら內地人同樣に致すご申しましても漸を以て進まなければならぬのであります。文化の程度を異にし、風俗人情に多少の相違ある所に向つて俄に同樣なる政治を布かれぬこごは無論でありますから、漸を逐うて進むのであります。故に新總督赴任いたしまして、新官制に依つて事務を執るに當りまして、成るべく事情の許す限りは內地の政治に近からしむるの方針を執つたのであります。卽ち憲兵の制度に致しましても、憲兵は無論存在いたしますけれごも、從來の如く主に憲兵を以て致しませず之を警察官に代へたご云ふやうなこごもあります。又是は外形上瑣末のこごのやうでありますが、朝鮮に於て一定の

制服を著けまして、學校の教員でも裁判官でも純然たる文官が皆劍を持つて國民に臨んで居ると云ふことは、洵に外形の些事のやうでありますが甚だ面白からぬ感情を與へて居るやうであります。是も取つた。又教育の制度、是も段々內地で子弟を教育するが如き境遇に達せしめやうと云ふ積りを以て改良を加へやうと致して居ります。それから刑法などの關係、刑法は從來朝鮮に行はれた刑法を參酌いたしまして、今日まで現行刑法が出來て居るのでありますけれども、其中で笞刑と申す如き事柄は內地に於ては全廢せられた事柄であります。又何れの文明國に於ても用ひないのであります。全く異人種劣等の人民に對して行つて居る國もありますけれども、苟も一視同仁、同等の人民と認めて居る所に對しては行つて居る所はありませぬ。他國は何れに致しましても我國に於て左樣なる制度の存在を許さぬことゝ考へまして、是も廢することになつて居ります。唯之を廢するとすれば多少の費用を要しますから、大正九年度の豫算に於て其費用も請求いたして置きましたのであります。其他列擧いたしますれば數多のことがありますが、玆に悉く申すことは出來ませぬので、何れ總督に御尋ね下さいますれば赴任後の事情は明瞭に判ることゝ思ひます。要するに政府の方針としては出來得るだけ內地同樣に致したい。成るべく速に其境遇に達することを希望致します。去りながら其境遇に達するまでの間は朝鮮の實際の事情を參酌いたしまして、一概に直ちに內地同樣に致すと云ふことは不可能であるからして、漸を逐うて是に進ませると云ふ考であります。又自治制のことに付きましても內地に於ける市町村制を實行いたすことは出來ませぬけれども、多少之を參酌を致し類似のものを行はうかと云ふやうな考で、大體さう云ふやり方を以て漸次に內地の人民

同様の域に朝鮮人民を達せしむるやうに努めたいのであります。無論官吏任用令などに付きましても亦俸給令等に於ても此方針を適用いたす積りであります。併し悉く列擧いたすことは書類等を持ちませぬから申兼ねますけれども、大體の方針は斯様なる方針を以て統治上進んで居る次第であります。

内地人同様に致すと申してある以上は其處に達しなければならぬのでありますが、今日唯今何れの時に其處に參るかと云ふことは申上げ兼ねるのであります。御承知の如く、内地に於きましても沖繩縣の如き大體變則の制度を……自治制に布きまして、それより進行いたし、遂に帝國議會に代表者を出すと云ふことにも立至つたのでありますから、漸次に左様相成ることゝ信じて疑ひませぬ。何れの時に左様相成りませうかは實際の問題でありますを、是は今日に於てはどう云ふことに相成ると云ふことを申し兼ねます、内地同様に相成りましたならば自然の結果として左様に相成るであらうと存ずるのであります。

朝鮮の所謂不逞の徒が色々の計畫を致して居ると云ふことでありませうが、唯今の御質問の次第は是は實は依然として朝鮮には左様なる陰謀のあることは事實であります。一體朝鮮に於きましては所謂日韓合併は任意の合併でありますけれども、彼等は其獨立を失つたと云ふ、恰かも日本に奪はれたが如き感を懐いて、民族自決などの風説を聽いて、是が出來得るが如き感想を以て種々の計畫を致して居ることは事實であります。從つて朝鮮内

部に於て左樣なる企のあるものも絶無ではありませぬ。併し統治上必要なる取締を致しまして暴動などの起らぬやうに注意いたして、今日は先づ平靜に歸して居るのであります。併し朝鮮以外の地に於ける者は是は自由であります。所々方々に居ります。人員の差はあります。ヨーロッパに居る者もあり、アメリカに居る者もあり。ハワイ邊りに居る者もある。其數は色々ありますが、又上海に居る者あり、滿洲、シベリア方面に居る者あり、是は數も多いのであります。御承知の如く其中の上海と申す所は實は各國の警察の届かぬ所であります、支那の警察も亦届かぬ所であります。誠に隱謀などを企てゝ騷動をするには便利の土地に據つて居るのであります。隨つて種々なる者が此に舞込んで居る朝鮮人も此に參つて居る假政府などゝ稱して居る者もあつたのがあります。固より政府と申しました所が數人の者が寄つて政府と云ふことを標榜いたして、誰は何大臣であるとか、總理であるとか云ふことを申しましても、實體を申せば誠に微弱なる者で問題にもならぬやうな者でありますが、其標榜する所は獨立國と稱へて居るのであります。是はフランスの居留地であります。フランスの領事に於て追捕ひまして四散いたしました。滿洲其他には隨分居ります、是は支那に對しては我國は治外法權は有つて居りますけれども、治外法權は何れの所にも適用して居らぬ。各國に於て十分警察權を適用することは固よりであります。已むを得ず支那政府に段々交渉いたしまして、取締を求めて居る、支那政府が極めて好意を以て此取締を致して居ります。彼等が若し朝鮮の領土に立入りますれば朝鮮總督府の方で十分なる取締を致しますが、朝鮮の國境以外に居る間は支那政府の力に俟つより仕方がありませぬが、支那中央政府に於ても相當なる訓令を與へて、

地方官憲に於て相當なる取締を致し、不穩なる行動を致せば差止めると云ふやうなことになつて居ります。シベリア方面に居る者は御承知のやうな狀態であります。誰が取締ると云ふこともなく亂雜な狀態にありまするが、要するに斯樣な次第で國外の取締りは出來ませぬが、併し出來るだけの範圍に於て此取締を致して居ります。而して是は何れの日に絕滅いたすかと云ふことは何とも豫言いたすことが出來ませぬが、漸次に其勢力は衰へることゝ思ひます。又段々心得違ひの者も緩和いたして、遂に心得違ひを改めて改心の者も現はれると云ふに至つて居ると云ふことも間々見えるのであります。又朝鮮內地に於て十分に統治上注意を致して彼等の幸福安寧に安心を置くことが出來ましたならば、隨つて國外に居る者にも影響いたしまして、彼等の心得も改まるかと思ひまするから、朝鮮統治に意を用ふると云ふことは此點に於て、卽ち國外に居る者に對する政策としても必要なるものとして總督府に於て矢張り注意を致して居ると云ふ次第であります。而して國外に居る者は國內に居る者と氣脈を通じて時々何か企てるのでありますから、今日に於きましては十分注意を致しまして彼等に暴舉を致さぬやうに取計つて居ると云ふ事情であります。

唯今の御質問でありまするが、私の茲に申すまでもないことでありまするが、一應順序として申して置きますが、內地の刑法は朝鮮には及びませぬ。朝鮮に於て制令に依り發布せられたる所の朝鮮の刑法は內地には行へませぬ、從つて裁判官も、內地の裁判官は內地の制度の下に……構成法の下にある裁判官でありまするし、朝鮮の

裁判官は朝鮮の制度の下にありまする裁判官で、別であります、故に朝鮮の制令に違反いたしたと云つて内地に於て處罰いたすことは出來ない今日の狀態であります。故に呂運亨問題に付きましては内地の刑法に照しまして、是が犯罪になるや否やと云ふことも司法部内に於て調査いたしたのでありますが、内地の刑法に照しまして司法部内で調査いたしした結果としては内亂罪其他を以つて論ずる譯には行かぬと云ふことに内地司法部内の議は決定いたして居るのであります。之に依つて彼は内亂罪に當る者ではないと云ふことになつて居るのであります。左樣な者であつて、日本へは參つた、是は私詳しく事實を知つて居るのではありませぬ。どう云ふ譯で參つたのかは後に承つたのでありますが、承る所に依りますと傳道師等が彼を誘つて、彼に心得違はありはしないかと云ふやうなことは從來傳道師共が彼を連れて參つたのであらうと思ひます。彼の心情も尙ほ聽き、一定の取調もし、さうして日本へ連れて參つて、日本の當路の人の話を承るが宜からうと云ふやうなことで參つたものでありまして、色々の人に面會を致し了解を得たのであります。其中に内地に於て新聞記者に面會を致し、何か意見を述べ、それが新聞に登載せられたと云ふことでありますから、司法部内に於ては早速之を取調べたのであります。第一當人が言ふた言はぬより以前に新聞其ものゝ斯樣なる事柄を調査いたせば法律に問はなければならぬ。故に之を調査いたしました所が、當時列席いたした人々の證言に依れば左樣なることを申したのではない。それは通譯の誤もあらうし、色々意思の取違ひもある。さう云ふことを申したことはないと云ふことの證明でありましたから、然る以上は政府之を問ふべき事情がないと申したのであります。又當人は極めて心得違ひであつたと

致しまして、それを改める改めぬと云ふことは、表面裏面と色々事情も違つて居るやうに承つて居りますが、兎に角今日彼等の内情を承りまするに、日本に參つて以來彼は自分の心得違ひの點も改めたのみならず……どう云ふ心得違ひであると云ふことは私委しく申す譯でもありませぬが、當事者は心得違ひの者に對して其過を改めることを力めて勸誘いたして居る今日は内情であるやうに私は報告に接して居ります。左樣なる次第で刑法上問はぬことにいたしたやうに思ひます。又彼の行動に對して大體の狀況は唯今申したやうな次第であります。尚ほ些細のことに至りましては色々のことがございませうけれども、それらのことは悉く私承知いたして居るのでございませぬ。大要私が承りまして心得て居る限りに於ては唯今申すやうな次第であります。

どうも事實ないことを都合好く申す譯には參り兼ねます。彼を呼んだのであると申せば誠に宜しいと云ふことでありますけれども、私の今日まで報告に接して居る限りに於ては、呼んだのではないと云ふことであります。それでどうも呼んだと申して都合宜き答辯を與へると云ふことは私には出來兼ねます。從つて又旅費を與へたと云ふことはないと云ふことであります。傳道師等の周旋に依つて日本に參つたと云ふことの私は報告に接し、左樣に考へて居るのであります。之に反しまして實際呼んだんであると申すことは私申すことは出來兼ねます。

（大九・二・一九）

江木千之に答ふ（貴委）

唯今江木君の御質問、普通選擧と云ふことは何を申して居るか分りませぬが、先づ多く申して居るのは納稅資格を廢めると云ふことらしい。所謂普通選擧になつたならば資産階級はどうして代表させるかどうかと云ふ御尋のやうでありますが、改正案を提出いたして居る人々は其邊をどう考へて居るか存じませぬが、政府に於ては現行衆議院選擧法を改正する意思はありませぬ。意思がありませぬ故に其後のことは何等茲に考慮は致して居りませぬ。現在の儘で差支へないと考へます。

江木君の御質問でありますが、唯同感であると云ふ言葉だけで、前後を更に御考へ下さらぬければ、間違が生じませう。阪谷君の御質問に日本人が何か劣等の人種の如き有樣で、自分で劣等國と思ふが如き有樣で、人種の差別論を唱へると云ふが如きは一向意味を爲さぬ。外國に對し耻かしくないかと云ふ御趣意であります。そこで至極同感であると云ふことを申上げたのであります。今江木君の御質問は日本人が何も或る差別を受けて居らぬ劣等の者の如き有樣で列國に哀を乞ふやうなことは、面白くないぢやないかと云ふやうな御趣意のやうに私には聽取れるのであります。果してさうであれば大變な違ひであります。人種の差別を唱へますのは締盟列國の間に各々其國人も待遇いたすのに差別を設くると云ふことは宜しくない、此差別を撤廢して貰ひたいと主張したの

であります。是は國として當然なことであると存じます。又さう云ふ主張は何も列國の人々に哀を乞ふたのではないのであります。日本も五大國の一員として主張したのであります。決して他の列國の人に哀を乞ふたのでありませぬ。で其主張が通らぬが故に機會ある毎に其主張を是なりと信じて居るから主張するのである、斯う云ふことを主張して居るのであります。が一向差別的待遇を受けて居らぬと云ふことの御話でありますが、必しも日本人が受けないでも締盟各國の間に區別をしないと云ふことを主張しても差支ないと思ひますが、日本人も相當の差別をされて居る。例へば或國に他國人には歸化を許すけれども日本人には許さない、他國人には土地の所有を許すけれども日本人には許さぬ、斯う云ふやうな種類は多々ある。其中には內國法の關係で何れの國も一般的に非ずして特に日本人に限つて左樣なことを差別されて居ることは、我日本として甚だ不本意に思ふ。故に列國の間に同等の位置にあつて同等の權利を以て、同等の權利を以て同等の條約を結ぶならば、其締盟各國の臣民は御互に同樣な扱をすることが適當な事と考へるのであります。尤も唯今申した通り其中に內國法との關係で違ふこともありますけれども、大體の主義としては左樣にならなければなるまい。御承知の如く是は古い時分には他國にもあることでありますが、其後に至つても宗教のこともあります。我々此頃はさう云ふことが無くなりかけて居りますけれども、今日尚ほ斯う云ふことが全く無くなつて居らない、甚だ遺憾に思ふ。國際列國の間に永遠の平和を保たうとするならば、斯う云ふ差別をとる方が適當だらうと考へたのであります。故に政府は主張いたしました、幸に委員會では多數の賛成を得ましたけれども、全會一致でなければならぬと云ふことの爲に決定し

なかつたのであります。是は更に機會ある毎に貫徹するやうにしたいと思ふのであります。そんなことを主張するが宜しいとか惡いかとか言ふことは、是は御議論でありますけれども政府はさう云ふ意味を以てやつて居るのであります。

此點に對しましては、江木君と私と恐らく議論の根據が違つて居るのであります。或はどうも幾ら御答辯いたしても一致は見えないかも知れませぬが、此點が違つて居るやうであります。國と國との間の國際的の權利に於ては同等であります。日本は何も劣等で扱はれて居らぬことは明かであります。併し人民、此日本人が他に參つて差別待遇を受けて居ることは事實である。併しながら此度の講和會議は單に自國の事のみを主張するのじやない。無論哀を乞ふのではありませぬけれども、世界一般平和の爲に主張するのは各國共にして居る。故に日本全權の主張したり論じたことも必ずしも日本に關することのみではない。大部分は日本に關しないこともある。故に最後に於ては日本が世界人道の爲に、平和の爲にと云ふことで全權が主張する、日本全權大使が意見を述べたのである。併し唯今申したのは、日本は差別待遇を受けても斯う云ふことは主張して宜しい。即ち日本人が差別待遇を受けて居る。又日本國は治外法權は國の權利であります、個人の權利ぢやない。差別的關係でも何でもない。是は國際私法と國際公法のことは違ひます。先づ支那の治外法權を撤去して掛つたら宜からうと云ふことは是は別な問題であります。列國の約束の間に存在するもので、差別待遇じやない、さう云ふことであります。日

本人が差別待遇を受けて居ることもある。現に主張するやうなことが、假に日本人が受けて居ることがないとしても、世界人道の爲に主張するやうな事柄と政府は信じて居つたので、此意味の主張をしたのであります。主張して宜いとか惡いとか云ふことは別問題であります。先刻申しまする通りさう云ふ趣意であります。世界永遠の平和を圖つて行くと云ふ以上は、締盟各國の間に少くとも待遇を異にしないやうにしなければならぬことだらうと思ひます。斯う云ふ趣意であります。

先刻江木君の選擧問題に付ては御考が違ふやうでありますが、其御答辯を致す際にちよつと一言申して置くことを落しました。それは選擧法改正のことでありますが、江木君は政府は永く選擧法を變へないと云ふことであるが、永くとか何とか云ふことは私が申したのではなく、江木君が附加へになつた。私は他日是が問題になるといけませぬから、選擧法が宜しくなければ變へなければならぬことは無論でありますから、永く變へないと云ふことはございませぬが、現在出て居る選擧法改正案は是は三通り出て居りますが、どれが普通選擧と申して宜しいか知りませぬ。總稱して普通選擧と申して居ります。要するに今、昨年既に兩院の協贊を經たものでありますが、尙ほ此度改正をしやうと云ふのは政府に於て提案したものではない。之に對して政府が同意を與へるならば後の始末も考へなければならぬのでありますが、政府は現在衆議院議員の選擧法を改正すると云ふ考は有つて居らぬ。斯う申したのであります。永くと云ふことは私が申したのでないのであります。（大九・二・二一）

上山滿之進に答ふ（貴委）

物價調節は物價を下げる目的であると云ふことは、もう始めから私も其通りでありますが、上山君も其趣旨であらうと考へる。御質問を間違へたか知れませぬが、目的を以て調節することがあるかと云ふことが最後の御言葉でありましたが、物價を低落する目的、是はもう當然の御話でありませう。而して下がる目的を以てやるが下らなければ仕方がない、さう云ふやうには私考へて居りませぬ　それは漸を逐うて此をやつてもいかなければ、是をやつて見ると云ふやうに努めて參りましたから、物價は低落するだらうと信じて居ります。唯何れの日に低落すると云ふことは是は何人も明言の出來ないことであります、物價調節、即ち物價を低落せしむる方法として、此をやつていかなければそれをやる。それでいかなければ是をやつて見ると云ふことであらうと思ひます。是は私は今日と雖も其方法を見付れば當然あることゝ思ひます。一つやつただけでは低落いたすまいと考へる　種々なることを致さなければ出來ますまい。殊に俄に經濟界を攪亂しない範圍に於てやると申せば尚更さうであらうと思ひます。私は漸次物價を低落せしむるの目的を以てやると致しましたら、物價が低落するであらうと信じて着手するのであります。何れの日にと云ふことは申されませぬ。其方法も此方法を取つていかなければ他の方法、それでいかなければ他の方法と云ふ風に致さなければなりませぬ。今日でも其考へを有つて居ります　又此後に於ても更に方法があれば直ぐにそれに移るやうに、種々なる計畫を立てゝ之を實行して、相當の時を經まし

たならば低落の日に達するであらうと考へます。其中には不景氣も參りまして當然下るであらうと云ふやうなことを世間で申して居ります。或は下るかも知れませぬ。下るかも知れませぬが、それは不景氣であるから下るのであるか、調節の結果として下るのであるか、自ら其時に至つて見ましたならば判明するでありませうが、私は兎角此物價を低落せしむる目的を以て漸次進む。それで參りましたら漸次に經濟界に非常なる動搖を與へずして低落いたすかと、斯う云ふやうに信じて漸次實行して居るのであります。

言葉の上でありますから色々相違を來たしてはいけませぬ。唯今のをもう一遍どうか伺ひたうございます。

宜しうございます。

唯今上山君の御質問でありますが、私の度々兩院の本會議又は委員會に於て申した趣意は斯う云ふのである。色々長い言葉の間には色々の相違はありませうけれども、趣意は能く物價調節に付て根本的云々と云ふ事を屢々世間で言ふのである　根本的と云ふことになると其源に遡らなければならぬ。今日の物價騰貴はどう云ふことから起つたかと云ふ源に遡らなければならぬ　それには色々なる原因も無論あらうが、主として外國貿易の關係である。外國貿易と申すならば無論上山君の御承知の如く政府でも申しました如く、外國に於ける船の働きで金が

這入つて來ることも云ふこともございます。槪括した言葉で申すのであります。分析した言葉ではないのでありま
す。外國貿易とある故に所謂根本的調節と云ふ話になつて、源に遡りまして勢ひ外國貿易に制限を加へなければならぬ。外國貿易に制限を加へて相當なる時を經ましたならば、無論物價の下落は間違ひありますまいと私は思ふのであります 併しながら茲に假に外國貿易に制限を加へましたならば、直ちに經濟界に大變動を起しはせぬかと私は憂ふるのであります。是が即ち私は假に不景氣を來たさない範圍に於て爲すと申したのは それであります。其時に外國貿易の繁昌いたしたる結果として經濟界は膨脹いたしました。經濟界の膨脹は即ち物價騰貴を誘致したのであると、斯う申したので、是も槪括した言葉を分析すれば色々に相成りませうが、さう云ふのである。それで無論經濟界の膨脹でありますから、通貨の膨脹したのは間違ひない。併しながら根本に遡るならば通貨よりも何よりも外國貿易を制限するのが一番早い。效能が著しからう、併し是は大變經濟界を攪亂する危險なものであります。故に是は避けたいのである。又經濟界の膨張と申すことは即ち其一部分は通貨の膨脹もありませうあるに相違ない。併し通貨膨脹ばかりでもない。經濟取引總てが膨脹いたしまする。單に通貨と云ふものばかりではなく、信用の關係も商取引も色々なる狀態、事業の關係皆膨脹して居る。通貨の增加したことは明かである。之に付てどう云ふ政策を執るかと言へば屢々大藏大臣の言明いたしたる如く、此增加いたしたる所の通貨を成るべく之を資本化せしむる方針を執つて居る、通貨膨脹を段々之に依て進まうと云ふことは大藏大臣が申したのである。通貨膨脹と云ふことに付いて、金利でも引上げれば其通貨が忽ち減少するやうに世間でも申して居る

者もありますけれども、さう云ふ譯に參らぬことは大藏大臣も屢々申して居ります。無論經濟的膨脹いたします。併し通貨のみではなからうと思ふ。故に物價騰貴の關係は經濟界の膨脹に因るのであります。其中には通貨も含んで居ると云ふことは明かであります、併しながら其通貨を如何に收縮するかと云ふことに付ては、人々に依て色々方法があります。今日政府の執つて居る所は大藏大臣の屢々明言した所の方法に依て相當に之を導いて行きたいと云ふ考であります。さう云ふ意味でありますが私の唯今申したやうな意味でありますならば、茲に御書きになつたやうに「首相は物價騰貴の主因が通貨膨脹にあることを承認せらるゝが如し。然らば政府は通貨收縮を以て物價調節の第一急務とせざるや」政府も此一事ではないと考へるが、是も其中の一つと考へなければならぬ。通貨は徒に增加を致しますのではないのであります。唯今私が申したやうな趣意であるならば茲に御書きになつたことに御同意をするのであります。

繰返へして申せば物價の騰貴は外國貿易から來て居る。外國貿易から經濟界も膨脹したのでありますから、單に通貨膨脹ばかりでなく、通貨の收縮は唯一の目的にあらず、其他の施設と共にやると云ふ意味ならば差支ないと申した……

唯今の御質問は先般誰方か本議場に於ても、物價調節の關係と豫算のことに付て御尋がありました。其時御答

へ致しました趣意を茲に繰返します。政府は今回計上いたしました豫算を出さぬとか何とか云ふことは、是はどうも人間として測り知られませぬけれども、併し政府の見込では先づ今日計上いたしました豫算を以て足る見込で物價を豫算に計上して見込んだ譯であります。併しながら成るべく物價が調節出來まして、此豫算が剩餘金でも生ずるやうに物價の關係に於てなることは政府の萬々希望する所であります。それから追加豫算を已むを得ずして提出することのないやうにいたしたい。出來得るならば剩餘金を出すやうに般したいので、成るべく早く速に物價調節を致したいのは萬々希望するのであります。それに付ては種々なる方策を採つて居りますけれども、何か或る一事件を、是さへやればと云ふことで、出來ますならば、今直ぐに何か實行いたしまして、依つて以て物價がずつと下つて豫算に餘裕を生ずるまでになりますけれども、どうもさうは參り兼ねる。度々申すやうに急激なる處置を採りまして、物價は下落いたしませうが、經濟界に變動を與へ、何處の會社が困難になつた、何處の會社が職工を解雇したと云ふことで、依つて以て種々の途を講じなければ大變な騷動が起ると、一例を申せば物價騰貴は困難を致しますけれども、下落の程度に依つては非常な困難を社會に起して來る。例へば度々是までの經驗に於て、先進國に於て見ることであります。又我國に於ても勞働者が相當收入を得て其業に安んじて居る間はまだ宜しうございませうが、是が反對に得る所も少く收入の途もない故に生活困難と云ふやうなことになりましたならば、大騷ぎを釀すであらうと云ふ、餘所の國にも能く見て居ることで、併しながら是も如何なる方法を講じ、即ち前から申したやうに不景氣にならぬやうに如何なる方法を攻究いたしても結局さう云ふ運命に立至れば

是は已むを得ぬのであります。成るべくさう云ふことは急激に起らぬやうに致したいと考へ、急激にそんなことに立至らぬやうに致す方針を取つて參らうとすれば、大正九年度の豫算執行中に大に物價を下げて金の餘るやうにでもすると云ふことは希望いたしますけれども、中々むづかしからうと私は存じます。今日の狀態に於ては豫算に付ては此上追加豫算を持出すやうなことのないやうに致したい。又物價調節は此上も尙ほ力めてやりたい。さうして生活の困難を釀さないやうに力める積りで政府は十分に努力する積りで居ります故に、玆に御尋になりました來年度豫算執行上より物價調節を速に斷行するの必要あるべし。政府の所見如何、斯う云ふ御質問でありますが、其通りであります。豫算の關係より見ましても物價を成るべく速に低落いたしたいと考へて居ります。果して出來るか出來ないかと云ふことは無責任で申すのではありませぬ。それは屹度出來ると申した方が却つて無責任であらうと思ひます。是は政府は十分に努力をして豫算の狂ひを生じないやうに致す覺悟を持つて居ります。

唯今の御質問はどう云ふ點にあるか知りませぬが、政府は大正九年度四月一日から三月三十一日までに物價は上る一方である。下る一方であると云ふことは斷言出來ませぬけれども、政府は下げる目的を以て力めて居るので多少の效果を段々見やうと思つて居ります。故に此豫算で差支はないと考へて居りますが、併しどの物價が此前に比して上つて居る下つて居ると巨細のことは、是は大藏大臣か或は各當局の人から御答いたした方が明瞭な

御答辯を與へることが出來るかと存じます。大體の趣意に於ては是で差支へないと考へて居ります。

度々御質問があつて答辯が甚だ要領を得ぬ爲に繰返し恐縮の至りでございます。政府は此豫算で行けると云ふことを、屢々繰返して申したので、それはどうも神ならぬ身であるから、已むを得ぬ事が生じますれば追加豫算を出すことを致しますが、成るべくさう云ふことを致したくない。又物價の一面から申して成るべく之を低下させるやうに力めて居る。併し物價が下がるだらうから此豫算で大丈夫だらうと斯う云ふやうに申す意味でない。無論其通り下れば剩餘金を生ずるやうになりますから……それは別問題でありますが、今日此豫算を計上いたしたことは是だけの價格があれば宜しいと云ふ見込を以て立てたのであります。それはどこかに釣合の惡い所……さうでない所がありますならばそれは大藏當局か、或は各省關係者から御答をする方が宜しいのであります。實際に於ては現在の物價を見込んで此豫算を計上して居りますから行ける積りで豫算を立てたのでございます。

上山滿之進に答ふ

それは少し後に間違ひを來たしさうなことゝ考へますで　：物價は上るだらうと見込んで豫算を組んだと云ふことを申した譯であります。現に物價が斯く高くなつて居る。之を度外に置いて豫算を立てる譯に參らぬのであります　之に依つて豫算は作つて居るけれども、是より尚ほ上がれば足りない。無論又是より下れば餘つて來る　先に述べました三ヶ年の平均を以てして、是までは狂ひを生ずるぢやないかと云ふことでありますが、大體

論を私は申して居りますので、併しどこかに狂ひはありませう。が具體的にさう云ふものに付ては其局部々々の者が御答へする外はありませぬが、大體に於きまして今日物價の上つて居るのを度外に置いては豫算は作れないから、是は見込んで居る。が將來上がるだらうと云ふことまで見込んで豫算は組んだのでありませぬ。（大九・二・二一）

加藤政之助に答ふ（衆委）

眞面目に親切に、誠意を以て答へる。希望を容れるか容れないかと云ふことのやうですが、申すまでもない事であります。御互に考へる所があれば述べ、腹藏なく意見を交換することは、政府の萬々希望する所であります。併し左樣なることでありまするならば御互に致したい。どうも私共の――言はれる方では何の氣もないか知らぬが、承る方から云ふと、如何にも政府を罵倒せられ、非難攻擊、さうして曰く、質問なりと。斯う云ふ政府は――毎々御議論には御答致さない、意見は鬪はさない、御尋の點だけ答へると云ふ前提の下に御答致せば、不十分なり、不徹底なり、不親切なりと、斯う必ず批評せらるゝ。御互の惡意のないことではありませうけれども、どうぞ是は御質問なさる方もだ、眞の質問に願ひたい。私共も其質問に對しては、出來るだけの誠意を以て御答致します。議論は議論で討論する場合に討論致したい。そこは、どうぞ私も政府の役人であり、他の一面には議員でありますが、御互に是は致したいと云ふことを希望致して置きます。

是は私より御答致して宜しいか、どうでありますか。

唯今の御質問は、大正九年度の事でありますか、九年以後の事でありますか。

九年度の豫算は一向薄弱な基礎に置いて居りませぬ、御覽の通りであります。九年度以後のは妙な習慣で、政府が毎々出して居る十年計畫を御覽になれば未だ提出しないか知れませぬが、御參考に差出すのでありますが、之には自然增收が見込んでない。大概それで明瞭に御諒解を得やうと思ひます。其以上に何も心配になる事はありませぬ。是で財政の基礎は安全するものと存じますが、併しながら十年度以後に至つて段々世の中が變化致し、如何なる變化が生ずるか分らぬと言へば、それは何人にも分りませぬが、今日推測し得らるゝ限りに於て、財政の基礎は是で薄弱なるものでないと考へて居るのであります。殊に今回所得稅、酒稅を增收致すのは御承知の通りに金が足らぬから、それを補ふと云ふ次第ではない。國防計畫を新たに立てまして、其國防の充實を圖るが爲めに、不足を生ずる分に充當する爲めの金でありますから、此計畫は海軍陸軍を通じて、大正十六七年、是だけの間に計畫を完うするには、今日の增收を以て足れりと認めて居るのであります。更に如何なる變化を生ずるか、生じないか、何人にも豫見することが出來ませぬが、豫見することの出來ないことを以て論理の基礎を致せば、

理論はどうにもなりませうが、今日推測し得らるゝ限りは、此計畫を以て確なものと認めて居るのであります。

それは十年計畫は御手許にまだ參つて居らぬさうでありますから、例に依つて大藏省より差出すでありませうから、それを御覽下さると分りますが、其表の中には、毎年出すから大概御承知でありませうが、毎年自然增收を見込んで居らぬ。剩餘金も見込んで居らぬ。併しながら自然增收はあるものに違ひない。剩餘金もあるものに違ひありませぬが、それは今御覽のやうに、それを基礎とすることは薄弱であると云ふ議論は、毎度あることでありますから、それを見込んでないのは通例であります。併し大正九年度の豫算を編成するに方つては大正七年度、八年度、皆な剩餘金を生じて居ることは事實でありますれば、それは歳入に入れなければならぬ。これを入れずに豫算に編成すると云ふことは、意味を成さぬのでありますからして、其剩餘金は、大正九年度に於ての豫算には入つて居る。續いて剩餘金もありませう。自然增收もあるに疑はありませぬが、それは九年度に關係を持たない。十年度以後であります。十年度以後のは、それを見込まずして、十年計畫と云ふものを立てるのであります。いつでもあるやうに見込むとか、見込まぬとか云ふことは、議論ではない。あるに相違ないと云ふことは、誰も信じて疑はないのであります。けれども高が分らないから、九年度以後に於ては、之を見込まずして計畫を立てるのであります。併し實際はある、九年度の豫算には、現實にあるだけを豫算に編成するのは、通例豫算の編成は、いつでもさう云ふことになつて居ります。

唯今の加藤君の御質問は、御尤のやうに考へますけれども、併し實は私は驚いた。多年政界に居らるゝ加藤君より、斯の如き御質問を受けると云ふことは、實に驚入つた事であります。寺内内閣に於て、少し許りの稅を改廢するやうなる案を出しましたが、其時に方つて政友會を代表する元田君の演說は、此に速記錄を持つて居りませぬけれども、趣意は明に記憶して居る。今戰爭は未だ終らず、經濟界の動搖の今日に於て、稅制整理と云ふことは、不可能の話である、故に是は經濟界の安定を俟つて、然る後實行したら宜からうと云ふのが之に反對した趣意であつたのであります。而して戰爭は何時終りましたか、經濟界は果して動搖の時期に、今日は居らぬのでありますか、戰爭の終つたのは――此所で揚足を取るやうな事を申すのではありませぬが、一昨年末休戰となり、昨年の六月に調印しまして、調印をしましたけれども、此條約は確立致さぬで、今月中旬に初めて實施に立至つたのであります。條約既に不安の位置に置かれたること一年であります。經濟界は果して安定致したか、經濟界は尙ほ今日動搖の時期に在るのでありませぬか、斯樣なる時期に方つて、何故稅制を先づ整理しないかと云ふ御議論は、私驚くの外ないのであります。而して又日露戰爭終つた後に、非常特別稅其他がありまして、稅制整理をしたことも御記憶でありませう。此稅制整理には幾年を費しましたか、二年間費して尙ほ完成せずして、其次の議會に於て初めて稅制整理が確立致したではありませぬか。御同樣是は協贊に與つて記憶して居る。然るに今日僅ばかりの短日月の間に何故に稅制を整理しないかと云ふ御議論は、實は驚くの外はない。戰爭終を告げたり

加藤政之助　答ふ

と雖も、極めて最近の事である。經濟界安定を爲さず、此場合に幾らの日數も無いのに、稅制整理をしなかつたのは云々と云ふ御議論は、實は私加藤君のやうなる方から、出やうとは、豫期しない事柄である。併しながら政府は此稅制は此儘に措けぬ、經濟界も種々に動きまして、尙ほ將來も動くのでありませうが、此動いて何れの所に歸著すると云ふことは見なければなりませぬが、之が爲めには衆智を集めて、各稅目に就て各稅種に就て相當なる整理を致し、我が國情に適する稅制に改めなければならぬのであります、是が短日月の間に出來得る問題ではありませぬ。併し左樣なる整理を致さうと考へるが故に、財政經濟調査會と云ふものが、既に昨年秋に於て作つてある。而も當院の建議に基いて居る。さうして之に稅制の事を諮問致して、相當なる整理の成案を得て、議會に提出致さうと考へるのであります。併し是は何れの日にあると云ふことの豫定は出來ませぬ。成るべく急いで致しませうけれども、各稅目に亙つて、而して今日の經濟界今日の民度に適するやうなる租稅の改廢を致して整理すると云ふことは、容易の問題ではありませぬ。相當なる時を要するでありませう。故に私は去る二十二日の本議場に於て今財政經濟調査會を設けて、之に就て根本問題を決めやうと思つて居る。是等の事に就て——其他法制整理とか、是は法制審議會の結果でありますが、皆な總て制度諸般の改革と云ふものは、此議會に間に合ふものは無論提出する積りである。若し此議會の間に合はぬ時には、次の議會を待つの外はない。何れに致しても、政府は時勢に適應するやうに、制度諸般の改革を致さうと申したのであります。之に就て鈴木君の御質問がありましたから、稅制整理の事も是等の機關に諮問を致して、相當なる案を立てやうと考へて居ると云ふこと

を御答致したのであります。何等不都合ないことに政府は考へまするし、又此委員會に諮問致して、税制の按排を決めやうと云ふことも、當然の事のやうに考へますけれども、唯だ何故に今日直ちに整理を致して出さないかと云ふことは、少し私から見れば、無理な御註文のやうに思ふ。少しは時がなければ出來ない仕事である。前例が二年、二年にして尚ほ完からずして、其次にも及びましたけれどもさう長く掛らぬまでも、相當な月日を要しませうと思ひます。如何に財政經濟調査會の人達が勉強致しましても、政府または大藏省に於ても、色々委員などを作つて居りますが、是等の人々が如何に努力致しましても、さう僅かばかりの間に税制整理の案を立てると云ふことは六かしい。況や今日尚ほ經濟界が確に茲に定まつたとも申されぬのであります。是等を能く斟酌致すと云ふことは容易な事業でないのであります。此邊の事は多辯を費さずして、加藤君の御了解の行く事とは考へますけれども、一應御質問でありますから、其事情を申して置くのであります。

是も實は御經驗に富んで居られる加藤君としては、驚入るのであります。前の整理の時にも、加藤君は委員で居られたことゝ私は記憶するけれども、或はさうでないかも知れませぬが、政府が一通りの案を立てゝ諮問致した。併し案の纏らぬもの、又或る案の立て難いものは、特別委員を作つて、其人から立てゝ貰つたものもありませうと思ひます。どちらに致しましても、政府が案を立てる、或は財政經濟調査會中より、特別委員が案を立てるにしても、是等の事を練り合せて、初めて案と云ふものは出來るのであります。それは當然の事で、屢々經驗

も致して居る事であります。必ず政府が案を立てゝばかり提出する。彼等には委員を設けても案を作らせないと云ふ次第でもない。それは兩方に能く協議致しますれば案は出來ませうと思ふのでありますが、大體に於て斯う云ふことは、先づ一通りの全體の案を作らなければ、實地に於て運び難い。多くの場合政府に於て案を作つて、諮問することにならうと思ひます。併しさう申したからと云つて、特別委員を設けて更に案を立てることは、甚だ宜しくないと云ふやうなことがあるべき筈はない。現に今日まだ財政經濟調査會は濟んで居りませぬが、米の問題　鹽の問題、鐵の問題、造船の問題等は、政府諮問を致し、財政經濟調査會で唯今特別委員會を作り、更に知識のある人を臨時委員と致しまして、而して案を立てゝ居る。斯様な手段も亦執るべき途であらう。それこれ政府は案を立てゝ諮問を致し、或は特別委員に於て案を立てさせ、然る上完全なる税制整理の案が出來やうと考へます　是は從來の事情に徵しても明かなる事でありまして　矢張さう云ふ順序に依るものと御了解を願ひます。

內閣成立以來一年半と云ふことを言はれますけれども、税制整理に著手するのは、決して內閣組織當時から著手すると云ふ次第のものではない。當時は戰爭未だ終を告げて居りはしない。故に委員は昨年の秋に作つたのである。之に對する案は唯今申上げます通り、而して各税に就ても、調査委員を大藏省內に設けて調べて居る。卽ち彼の酒税に致しましても、所得税に致しましても增收が目的でありますけれども、旣に增收の案を立てる以上は、玆に整理を一先づしなくてはいかぬのでありますから、所得税其ものの自體を云へば、卽ち整理を含んで居

る。其他の稅目、所得稅、酒稅の外の整理に就ても、大藏省の委員に於ては、多少調べて居るものもあります。是等は皆な財政經濟調査會に相談したら宜しからうと云ふことで、此議會にも提出致さぬが、是は現に調べつゝある。大藏省に於て考へて居るのぢやない。やつて居るのである。其結果は增收を目的として居るのでありますけれども、其案を立てるに就ても、其等の委員の手に掛つて、初めて是か出て來て居るのである。又此所に出て居らぬものもあり、調べの進みつゝあるものもあります。何れにしても是は財政經濟調査會に諮問するのでありますが、多くの場合、政府の案を原案として調査するのであります。併し場合に依り、事情に依つては、財政經濟調査會で、特別委員を作り立案することもあります。其邊は何もどちらに偏すると云ふことはない筈である、等しく政府の機關であるから差支ありませぬ。此邊の事は前段の說明に依つて、極めて能く御了解になつたことゝ思ふ。何等珍しい事ではない、當然の手段を當然に執つて居るのである。

私は何遍同じ事を申しても更に厭ひませぬけれども、本議場に於て何と申した。時勢に順應するが爲めに、諸般の制度を改革し、仍て以て財政經濟調査會を設け、法制審議會を設け、成案を得るに從つて云々と申した。どうぞ是は御記憶を願ひたい。そこで稅制の整理をすると致しましても、唯だ一部の一局部の事では出來ぬのでありますから、戰爭の終を待たなければならぬ。經濟界の狀況も見なければならぬ。それこれ考へて初めて立案致し、或は立案せしめ、而して十分なる審議を致し、成案を得て、初めて議會に提出することになるのであります。

何も一方ぢやいかぬと云ふのではない。大體すると云ふことを申して居るのであります。何遍繰返しても厭ひませぬけれども、どうぞ其點は御了承を願ひます。（大九・一・二六）

齋藤隆夫に答ふ（衆委）

齋藤君の最初の御希望は、成るべく委しく說明せよと云ふことでありますから、是は成るだけ詳細に申述べませうと考へて居るのであります。併しながらイギリスの宰相が、卽日にも翌日にも斯うしたとか、フランスがどうか云ふことを仰せになりましたが、是は彼國に於ては、御承知の通り條約其のものを議會に付さなければなりませぬから、第一にも、第二にも、議會に急いで報告しなければならぬのは無論でありませう。特に又彼國に於ては、非常なる大戰爭を致した結果でありますから、國民一日も速に知らなければならぬと云ふ事情より、知らしたかと思ふのであります。日本に於ても出來得るだけの事は、色々發表致しましたけれども、奈如せん遠隔の土地で切れ／＼に電報が來る。三千通も來たと云ふことでありますが、三千通か四千通か記憶致しませぬが、數多の電信が參りまして、條約案と云ふものが切れ／＼に報知は參りましたけれども、當時電信極めて不良で、中々其字句の明瞭せざるものも非常に多いのでありますから、急いで調印致した全文を取寄せなければ、斯樣になつたと云ふ眞相を定めることは出來なかつたのであります。故に假令彼の國に於けるが如く、條約を議會に掛けるにも非ず、又彼國に於ては多年永い間國力を擧げて戰つたのでありますから、人民に一日も速に知らせなけれ

ばならぬと云ふ事情は、彼國に於てはあつたが、日本にさう云ふ譯ではないと致しましても、一日も速に此結果は國民に知らせたかつたのであります。故に纏らぬ中にも、概略の事は當時發表さしたのであります。ありましたが、全文確かなるものを發表することは、奈何せん遠隔の土地に於て、條約其のものを受取らぬ中は、確かなる發表は出來なかつたのであります。是は議論を致すのでもない。強辯するのでもありませぬ。事實其通りであります。何人も之に於て疑を挿む者はありますまい。さう云ふ譯でありますから、今日は條約全部も到着して、既に發表をされて居ります。又其內容に於いて秘密にしなければならぬものは、奈何とも致方はありませぬが、出來るだけの事は、御質問等があれば之を申述べることは更に躊躇致しませぬが、併し外國の如く急速に參らなかつた事情だけは、是は齋藤君に於ても御認になるだらうと私は考へて居る。次に講和全權の選方に就て、大層御議論でありまするが、人物論の事に就ては、私強て之を彼此申したくない。併し私は日本第一流の政治家が參つたと信じて居りますけれども、人々見る所を異にすれば、色々の批評もございませうから、是は此處で強て之を訂正する必要はありませぬが、併し日本の全權は皆な相當なる立派な人であつたと思ひます。何故に總理大臣、外務大臣が參らなかつたか、是は昨年の議會にも出たことゝ記憶して居る。私並に外務大臣が彼地に出張することは更に厭ひませぬが、日本の地理的關係、日本の國情に於て、私共が彼地に參つて、之を空にして置いて宜しいのでありませうか、是は國情が皆な違ひますから、日本はさう參らぬと思ふ。と申すのはイギリスの總理大臣、外務大臣が、パリーに參つたと云ふと、遠方のやうに御考になる方もございませうが、齋藤君も御承知であ

りませう、戰爭中は何時間で參りましたか知れませぬが、平時に於ては八時間で、京都へ參るより近い。斯う云ふ所からは出張されて差支ない。八時間か九時間で行ける所ならば、其所に參つて居つて、國政上何も差支が起らぬ。アメリカが遠いと申しても一週間――一週間位の所でありますから、出て行つて宜しいのであります。日本は非常に急いでも、四五十日を費す位置に居るのであります。どうして是が私並に外務大臣が、歐米人が出た如くパリーに參られませうか、それは常識を以て判斷しても判ることゝ思ひます。四十一議會に誰方かの御質問もありましたから、さう云ふ事情で日本は參れぬが、參らぬ代りに第一流の政治家に後見へ行つて貰つたのである。斯ふ云ふことを申して御了解を戴いたと私は記憶して居る。次に向ふに參つた者へ全權を授けないから、屢々電信の往復をして、さうして一週間二週間も掛つて内閣會議を開くとか、外交調査會を開くとか、元老へ持廻つたとか、如何にも見たやうな御話でありますが、さう云ふ事は殆どあつたかないか記憶致しませぬが、兎に角内閣に於て相談を致し、外交調査會に諮つたことは度々あります。元老へ持廻つたことは一遍も記憶致しませぬ。是は已むを得ぬのでありますと云ふのは、彼の地に出張するには、相當に皆な準備を致し、それ〴〵訓令も致して居つて、斯樣な問題は斯く解決せよ、此問題は斯く解決せよ、此方針に違はざる以上は、全權の見込を以て臨機處分して宜しいと云ふことを命じて置いたのであります。故に彼地に參つて居る全權は、其方針に違はざるものは、臨機處分をして居ります。此方に一々訓令を乞うたと新聞などにはありましたが、或はパリーなどでもさう云ふ風評があつたか知れませぬが、一々此方に訓令を仰いで、それからと云ふことは致して居らぬ。又

致しやうがない、大體の訓令を授けて、其以上は臨機處分に委せると云ふのが、全權を出す時の當然の處分で、當時電信も極めて不良で、長きは二週間位は掛り、早くも一週間は掛つた。斯う云ふやうなる交通機關の不完全なる時代に於て、矢張訓令を仰ぐと云ふことは、常識を以て考へても訓令が出來ることではありませぬ。故に私は大體の方針を內閣にも諮り、外交調査會にも諮つて、其方針を授けて、其方針に違はざるものは臨機の處分をしても宜しい。斯う云ふ廣い範圍で訓令を授けて、全權を出したのであります。さうでなければ、會議に臨むことは出來ないのであります。併しながら事の重大なるものは、場合に依ては、訓令を仰ぐことは、是は絕對になかつたのではないのであります。餘所の國と雖も、亦是はあつたことである。是に怪しむに足らぬ事である。之が爲めに引けを取つたと云ふことは毛頭ないのであります。事實は其通であります。又大層向ふの全權が今の訓令等を受けない爲めに、働くに困難したやうなる御說がありましたけれども、唯今の說明に依つてさう云ふ事がなかつたことは御承知になつたでありませう。併し日本の全權に就て彼此批評などを試みて居る人がありますが、批評は隨意であります。人の性質にもあつて、色々なる態度があるのでありますから、それを批評すれば批評する人の隨意でありますけれども、併し日本に於て反對せらるゝ人々は何か不都合があつた、何か不體裁の事があつたやうな事を何遍も繰返して言はれるから、さうでないと辯明しても、必ずさうだと申されますが、それはどう云ふ意味から不體裁であつた、不都合があつたやうに論じなければなりませぬか分りませぬが、外國に於ての批評等を承り、又著書を見まするに、日本の全體の態度を極めて、稱贊致して居る。日本は或る他國の如く、ペラ

ペラ物を貰つて、プロパガンダと稱して、餘り勢力もないやうな新聞に書かせて喜んで居つたやうな態度は、絕對に執らぬ、又主張すべき事は固く主張して譲らない。無用なる事には喙を容れないと云ふことは、如何にも立派な大國の態度なりとして稱賛して居る。之を見る人の間違だと評してしまへば仕方ない。併しながら是は見樣に依て大層立派なる態度と評するものも、然らずと評するものも、評する者の隨意でありますから、强て辯明を試むる必要はありませぬ。併しながら唯今申す如く、外國人の批評に依れば、殊に同席したる列國の全權も、日本の大使の態度を稱賛して居ると云ふことは事實である。兎に角私共は此條約を、全權を派して得たる所の結果に依つて、不相當なる、不都合なる結果を得たとは見て居りませぬ。相當なる功績を擧げて、國家の不利益を釀さない條約が出來たと私は信じて居るのであります。一二意の如くならざるものありと雖も、大局に關係はありませぬ。大體に於ては何れの國に於ても、意見通りに參らぬのでありますから、と言つてそれを以て自ら慰むるのではありませぬけれども、併しながら國家の重要なる事柄に就ては、皆な目的を達して居ります。故に不滿足なる、不十分なる條約を致したとは信じて居りませぬのみならず、又是は枝葉の問題でありますから、强て說明する必要はありませぬが、齋藤君の御話の中に、新聞紙を通じて、私が何か多きを望んだ所が無駄であらうとか、どうだとか言つたと云ふ御話がありましたが、新聞紙にさう書いてありましたが、强て私はこんな事に就て爭ふ必要はないと思つて、秘めて置きましたけれども、是は斯う云ふ事であります。昨年休戰になつた頃であります。官舍に參る新聞記者諸君が、一寸でも宜いから出掛ける時に會うてくれと云ふことでありましたから、出掛けに會

うたのです。さうしたら、どうでせう全權でも行きますかと云ふ御話でありました。さあ休戰條約の三十日の間に講和條約を締結させると言はれたら、日本から行く譯には行かない。間に合はない、如何に急いでも三十日や二十日では行けないから是は仕方がない。休戰條約の期間中に講和條約をすると云ふことであれば、向ふに居る人でやるより仕方がないと申したので、何も私は全權を出すとも、出さないとも言つたことはない。事實其通りである。休戰條約の三十日以内に、講和條約をすると云ふことであれば仕方がない。併しそれは延びたのであります。それから多く望むとか、望まぬとか云ふ話も、是も出掛けの時に玄關脇での立話であります、聞く人も氣に掛けて居りませぬ。ほんの當座の座談でありますから、どちらになつても輕重はありますまいが、餘り多くは望めますまいなと、どの人であつたか知りませぬが、新聞記者の人が言はれましたから、それはさうだ、多く望んでも、日本獨りうまくやることは出來ないからと言つたのを、之を新聞に仰山に書いて、新聞紙を通して私がどう斯う言つたとか、初から講和條約に力を盡す心はなかつたとか云ふ議論の種になつて、今日迄傳へられて居りますが、事實はさう云ふことであります。何人でもさう云ふことはありませう。座談の立話位で――それも無責任な事を申したのではないのであります。實際休戰の三十日以内に條約をすると云へば、間に合はないことは分り切つて居るから、向ふに居る全權で間に合せなければならぬと云ふのは事實で、又さう多くを望まれないだらうと言はれたから、そんなに日本ばかり慾張つて多くを望んでも、通らないのである。別に欺いたのでもなければ、途方もない事を申したのでもありませぬが、此事が傳つたので、眞相は斯う云ふのでありますから、齋藤

君も御了解下さつて、そんな記事を基礎として御推測を爲さるのは、どちらでも宜しいが、序でありますから辯じて置きます。

齋藤君は、何時何日には斯であつた、何の時には條約會議が決定したと色々御話でありますが、此條約の公表せられて居つたものと、公表せられざるものとありますが、如何にも明瞭に御承知のやうに伺はれますが、何が據所でもあつての御話でありますか。若し何か書類でもあつてなら、私からも同じ樣に書類を以て御答致しますが。

そればかりぢやない、さう云ふやうに色々仰しやるのは、事實は何か根據がある御話ならば、年月歳月のことに就ては、私も書類を持つて來て、秘密に渉らない範圍に於ては御答致しませう。併しさう云ふことは何日にはどうであつた。其時にはどうであつたと云ふことは、聞く人は悉く眞相のやうに聞き得らるゝものであります。所が若しそれが唯だパリーで御聞になつたとか、何か新聞などで御覽になつたやうなことであるならば、必ずしも今の何日に斯うであつた、何時斯うであつたと云ふことに、甚しく重きを措いて御答する必要はないのであります……

それはあれば拜見すれば便利とは思ひますが、併し御話と事實とは大分違つて居る。事實は大分違つて居る。故に其違つた事を確信したやうに御話になるには、立派な書類が御有りなさると云ふならば、御持になればそれに依つて承れば、私も書類を以て、それは間違つて居ると云ふことを申して宜いけれども、書類を御持ちでないとの事實は、概括した話であるならば、何日のはそれは間違つて居る。是はどう違つて居ると云ふことを申す必要はありませぬが併し、西園寺侯の出發に對して色々の御話がありましたが、一體どう云う意味から御話になるのか、御眞意は分りませぬけれども、最初講和會議を開くに當りまして、全權を差出さなければならぬと云ふことになりまして、如何にも日本は遠隔の地で、如何に急いでも間に合ひませぬから、先づ以て珍田、松井の兩大使を之に差向けた。然る所今度全權は大國の五人と云ふことである。又日本からも一人差出す方が此方の意志を十分向ふへ傳へるにも、此方の眞意を同僚の全權に傳へるにも便利と考へて、急いで人選を致しまして、牧野男爵は十二月始を以て出立を致し、其他附屬の委員を皆な伴れまして、十二月初に出立して、丁度一月の講和の會議に間に合つた。翌日より講和の會議に他の全權と共に列席致したと云ふことであります。それから西園寺侯、是は國家の爲であるから、是非奮發して行きたいと云ふことは言はれましたけれども、如何せん健康甚だ不良であることは、今更私が申さぬでも大概人は知つて居るのである。果して健康が出發し得るや否や、醫師の勸告もあり、實は餘程見定めなければ立てなかつた。而して初めて一月中旬に出立すると云ふことに確定致して、印度洋から參つた。此時に軍艦を出したら早くて宜かつたらうなどと云ふことを海軍が言つたけれども避けたと云ふこと

は、何から御聽になつたことですか、是も何か根據のある事ですか、そんな傳聞は多く間違がある。艦を出して間に[illegible]どうかと云ふことは、何人もさう云ふ考をした、同じ事である、さう早く往きはしない。それならば多少遅れるけれども、健康の關係もあるから印度洋から參る、固より此會議は御承知の通り、六月に至つて調印されたやうな譯であつたから、中々急速に片付きさうな狀態でなかつたのであります。又急ぐこと致しました所で、健康の許さぬものは仕方がない。又彼地には牧野男爵が大勢の委員を伴ひて出張して居る。松井、珍田も居る、伊集院も出て參る。決して日本の意思を貫徹し、此會議に列席するに差支はないのでありますから、健康の許さぬと云ふことゝ、是等の事情を考へて、印度洋から西園寺侯は參つたのである。幸にして健康は是に堪へまして、會議の終るまで之に出席して參畫することの出來たのは、洵に仕合である　さう云ふ次第であつたのであります。決して緩漫に致した譯でもなければ、出來得べき事を出來ずして、向ふへ出掛けたと云ふ次第でもないのである。それから又何時何日には此事は斯う極つて居つた、此事は斯うなりと言はれますけれども、さう何も日本が遅れを取つて何も彼も押付られたやうに卑下して言ふ人がありますけれども、そんな事ではありませぬ。日本は強大國の眞に五大國の一つとなつて居る。支那の全權は此會議に私談會議に ― 出席致して、彼此申したと云ふことも事實でありますけれども、此五大國の人々が、支那の意見を聽かうぢやないかと云つて聽いたので、會議の一員ではないのである。日本は會議の一員である。位置も大變違つて居る。支那ばかりぢやない。關係國の委員を呼出して意見を聽きましたから支那の意見も聽き、他の意見も聽いた。會議は五大國以外の關係の者

に意見を聽かうぢやないかと云ふことに、會議が纏まれば、何時も呼出して聽いたので、支那もそれである。是と同日に御覽なさつては餘りに日本の國を卑下した御話である。さう云ふ譯ではない、其事は確定して、押付けたと云ふやうな御話でありますが、此内容を明々地に申せば、御了解を得ることは容易と思ひますけれども、併しながら是は各國の申合に依て、公表しないと云ふことになつて居るのでありますから、或點までは御話して宜しいが、それから先き公表は出來ない。公表が出來ないと云へば、何か後暗い事があるやうな想像が起りますけれども、是は人情已むを得ぬものであります。奈何せん其内容を詳しく申すことは、各國の申合で出來ないのでありますが、併しながら私はさう云ふ後れを取つて、そんな不體裁な態度がなかつたと云ふことだけは、茲に斷言をするに憚らぬ。大體それで御了解を得たい。

外國の誤解を醸し、色々疑惑を生じて居る、其原因は何であるか、何れの時にあるかと云ふやうな御尋でありますが、齋藤君は是に能く御承知の筈である。さう云ふやうな外國の誤解を醸し、外國の猜疑の的となり、日本は第二のドイツのやうなことであるまいかと、色々なる誤解を來たしたのは、一朝一夕では無論ありませぬが、併し著しき原因もありませう。それは齋藤君の方が御承知でなければならぬ。少くとも現内閣の處置に因つて起つたのではありませぬ。現内閣は斯う云ふ誤解を解き、此猜疑を免れんが爲めに、有ゆる手段を執り、此始末に非常な困難を致して居るのであります。それで茲に原因は私の考へる所では、齋藤君の方が御承知と思ひますけれ

ども、何れに致しましても、茲に其原因は是であると明々地に申すのは、國家の爲めに利益ならずと考へますから申しませぬ。申しませぬが、唯だ少くとも此誤解を釀したことは、現内閣の處置より起つたことではないと云ふことだけは、茲に明かに申して置きます。現内閣は此跡始末の爲めに、種々の困難に遭遇して、講和會議に臨んでも、何程我が全權は困難に陷つたか、何程難儀を致したかと云ふことは、全權其他からも能く承り、支那のプロパガンダが成功したなどと申せば、支那の働のやうでありますけれども、一寸火を點ければ直ぐに燃える位の誤解であつたから、プロパガンダが功を奏したやうに見えると云ふことも承つて居る。是は一朝一夕ではありますまい。一事一件でもありますまいけれども、さう云ふ事が重なつて、現内閣並に彼地に參つた全權などがどれだけ難儀を致したか知れぬのであります。此以上明々地に申すことは、外交上得策ならずと考へます。兎に角さう云ふ譯であります。そこで私は今後に於て、再び斯の如き誤解を釀すやうなことを致してはいけない。又現内閣の趣旨のある所も、成るべく列國に徹底させたいと思ひまして、あらゆる手段を執り、或時は文書を發表致し、或時には日本に同情を持つて居る人を説いて、其人の口より色々宣傳もさせ、又唯だ書いた物や言つたことだけでない。事實政府の爲す所に依て了解せしむるやうな行動も執つて、長い間苦んで居るのであります。此事は御同樣努めなければならぬ、朝野共に務めなければならぬことゝ思ひますが、野のことは姑く措きまして、國家の爲めに列國の誤解を去り、猜疑を除くことに務めたいと考へて居るのでありますから、政府に於ては充分なる力を盡して居ります。併し茲に更めて是が原因なりと申すことだけは避けたいと思ふ。

西園寺侯が、何故方々を廻らなかつたと云ふ御話でありますが、それはまあ銘々の考で、若し貴方であつたならば、御話の通り御廻りになつたかも知らぬが、必ず廻らなければならぬと云ふ次第のものでも何でもない。それは方々を廻つて悪いこともありますまい。併し必ず廻らなければならぬと云ふ理由もない。例へばベルギーに廻らないのは、ベルギーの皇室に對して無禮だと仰しやるが、是は貴方が御承知がない。さう云ふことではない、無禮でも何でもない。ベルギーに行き、イタリーにも行つたら宜からう、尚ほ歸りにはアメリカに行かないのはどう云ふ譯か、それは議論になつて居りませぬ。又驚くべき誤解を貴方はしてござる。ロンドンに講和使節が行つたが行かないか、誰も知らぬ。こそ／＼と行つてこそ／＼と歸つたと言ふ。貴方もヨーロッパに御出になつたやうに承りましたが、それは間違であります。牧野大使と同行してパリーよりロンドンに參り、彼地の政府の歡迎も受け、殊に英國皇帝陛下の御陪食を仰付けられ、我陛下の御傳言も傳へ、英國皇帝の御傳言も齎して歸つたのであります。極めて優遇を受けたことは、天下公知の事實であります。英國皇帝より非常に優遇を賜つたと云ふことは、我國に於て獨り全權の名譽であるのみならず、同盟國たる我國に於ても、誠に歡に堪へぬ次第と私は感じて居るのであるが、此事を御存じなく、一寸行つて直ぐ歸つた、誰も知らなかつたと云ふに至つては、餘りに事實が相違して居る。さう云ふ御筆法では、何所まで行くか分りませぬ。がです、是はどうぞ事實を御調を願ひたい。

齋藤隆夫に答ふ

牧野全權は、西園寺侯のロンドン訪問のことに就ては知つて居ると云ふ御話だが、先刻は一向詰らない事のやうな御話だから、そんな事はないと申したのでありますが、併し御言葉の中に、英國皇帝陛下が午餐を賜つたのは、なに飛行機乘が行つてもと云ふやうなことは、少し同盟國に對して如何かと思ひます。又西園寺侯がパリーより英國の皇帝を訪問せらるゝと云ふことは、此處に居る代理大使も承知致して、向ふに於ても、其準備を以て迎へたのであります。又後日にイギリス政府の人々も訪問をして、優待を致したのであります。固より戰爭は終りたりと雖も、まだ戰時中の氣分も脫しませぬから、平時に於けるが如く、大層なる宴會等はなかつたのであります。けれども、皇帝陛下が召されて午餐も賜り、親しく種々なる御物語もあり、我陛下への御傳言もあつたので、決してそんな飛行機乘がどうだなどと云ふ、言葉を用るべき事柄でないと私は思ふ。同盟國に對して此事は辯じて置きます。又一向優遇をしなかつたとか、何か市民が歡迎をしなかつたとか何とか、左樣な枝葉末節の事は存じませぬが、迎に來た人が少なかつたとか、何とか仰しやいましたが、ヨーロッパの習慣を知つて居る方は、能く分りませうが、日本ばかりです、停車場へ大勢送迎して居るのは。向ふの國ではないのです、送迎のないと云ふことは、決して輕視したのでない、向ふの國の習慣である。それを以て何か非常に惡い、何となく日本が惡い、日本の全權は何となく惡いやうにばつかり言はれるのは、何の眞意から割出されて居るのか知りませぬが、さう云ふ次第でない。少し大膽に御考を願ひたい。それから何か御質問の點は何でしたか、忘れてしまつた……

それは簡單明瞭ですけれども、ヨーロッパの問題は是々であると云ふことは、貴方はヨーロッパまで行かれたと言はれますが、委員會ばかりも殆ど二三十開いた位澤山の問題、是々はヨーロッパ問題、故に關係はしなかつたと言つて、此問題を列擧することは餘程六ヶ敷いことである 併し大體に於て直接日本に關係を持たない事で、多く日本の意見を述べた場合もあり、述べない場合もあつたのであります。併しヨーロッパの事と雖も、絕對に殘らず關係しなかつたことでないのは現に各方面に、例へばバルカン半島に列國が委員を出せば、日本も委員を出す、何等かの會議を開くと云へば、皆な寄る。賠償――日本は賠償に關係はありませぬけれども、是はどうする、何はどうする、國境はどうする、鐵道はどう處分する、純然たるヨーロッパ問題に就ても、全權若くは委員が、之に參畫して居つたのであります。悉くヨーロッパ問題から關係しないと云ふ次第でないのであります。けれどもさう云ふ純然たる向ふの申合のやうな事には、關係しなかつた云ふ意味を言ふのであります。それは何であるか、彼であるかと云ふことを、中々列擧することは容易に出來ない。大體の狀況から申せば、さう云ふやうな譯であります。それを卽ち純然たるヨーロッパ問題には關係しなかつたと申したのであります。又其通りである。併し悉く關係しなかつたかと云へば、さうではない。隨分關係した事柄も多い。今尙ほ關係しつゝある。五大國會議は先達までありました。其通り關係して居る。日本には全く直接關係ない事でも、隨分會議に臨んで意見を戰はして居るのでありますから、悉く關係しないと云ふことではありませぬが、多くの場合に於て、全く向ふだけの事ならば、强ひて口を容るゝ必要はないと認めて、是には參畫して居らぬと云ふ譯であります。

只今の御質問でありますが、理由がないでないと仰つしやれば理由がないのです。理由がなければ隨て其事柄もないのです。除外される理由ないでがないかと言へば理由がない。故に除外されて居らぬ。簡單明瞭の話。それからヨーロッパの事に就ては口を容れないと言はれるけれども、先刻申上げました通り、事柄に依ては、强て意見を挿む必要がないものは、其儘に居つたことも無論ありますが、會議は五大國五人寄つて話をして、或は二人宛ならば十人で話をしたのであつて、何處の國の事でも、此會議には上るのであります。只日本は直接關係のないことに就ては、强いて主張しないと云ふまでのことである。會議には無論上つて居る。さう云ふ譯でありますから、如何にも見てでもござつたやうに、會議の有樣を御話になりまするけれども、會議はさうでない。私も見て居らぬのだけれども、併し貴方程見て居つたやうに、私は斷言する勇氣はないけれども、確實なる報告、其他に依ればさう云ふ事はない。何も疎外されて居りはしない。疎外されて居らぬところではない。日本は貴方の御考になるやうに各國は見て居りませぬ。非常なる有力なる國、非常に發達したる國と認めまして、隨分日本の主張は尊重致して居る。さう自ら卑下する程の狀態ではありませぬ。又列國共に日本を疎外致して、どう斯うすると云ふやうな政略を執つて居る國もありませぬ。五大國中に於ても重きを爲して居ると云ふことは、大概の人に分るべき事である。ヨーロッパに於ては、何處の國は一番えらく牛耳を執るか、南北アメリカでは合衆國より認められますまいけれども、それが有力だと云ふことは、誰にも認められませう。東洋に於ては何處の國が牛耳を執つて全權

だかと云ふことは、少しく外交の事情を知つて居る人は分つて居りますから、日本を疎外すると云ふやうなことは、毛頭あるべからざる事である。さう云ふ政略を執つて居る政治家は餘り四大國にはない。故に日本はそんなに輕蔑されて居つたと云ふ事實はないのであります。會議にも列して居る。唯だ餘り關係のない事に無暗に喙を容るばかりが能ではありませぬ。何でもかんでも口を出すのは雄辯、甚だ賞すべき事ではあるか知らぬが、それでは列國に對して重きを爲すものではありませぬ。故に關係のない事には、さう携はらないものもあると思ふ。悉く關係しないと云ふことはない。五大國の會議に上るものは、其會議に居るのですから、與らぬことはない。斯う云ふ事實なので、御心配のやうな事はありませぬ。

頻りに御議論に相成りますけれども、又書類も何も皆な知つて居ると云ふ前提の下に、大變間違つたことを言はれるやうでありますが——御議論になりますが、一體五大國會議と云ふものと、唯だ大統領の旅館に於て、四頭會議と稱して打合せたものと、混同なさらぬやうに願ひたい。此大統領の旅館で會合致したものは、五大國會議と稱するものでは無論ありませぬのみならず、是は英、米だけで話をすることもあり、英、米、佛で話をすることも、或は英、米、佛、伊を入れて話をすることも、英、米、佛、伊、日を入れて話をすることもあつた。それを何か除外されたやうに——是非除外されたやうに、結論なされたやうに聞えるけれども、除外されたことはない。唯ださう云ふ私の話で、段々相談會をして居る様子だが、併しどうも一般に關する事をやつて居りはしな

いかと疑つたから、之を突込んでやつた、向ふは決してそれをやつて居らぬ、若しさう云ふ場合ならば、必ず日本の全權を呼ぶのであるから、決してさう云ふ意中の話をして居るのではない。詰り彼等の間に内輪の或は英、米の關係、或は英、米、伊の關係、其他英、佛、伊の關係とか云ふものを、之を相談したと云ふに過ぎないのである。斯う云ふことを答辯して居る。其通りであつたに違ひない。日本を疎外して、他の人々でやると云ふやうなることは、他の人々の心理狀態を知る者は疑を挿まない。さう日本は輕視されて居つた譯ではないのでありますす。加之それから日本が此會議にも段々參り、參つた後、何も議することはないと斷言なさるか、なに澤山な事を議した。色々相談した。此間片岡君が日附に就て仰しやるから、それは外務大臣が書類を持つて來た方が宜しいが、私は書類なしで御答するのであるから、其日に就て彼此申すことは、書類がなくては出來ないけれども、それから色々の問題が湧いたのである。色々の相談が進んだ。そんな貴方の仰しやるやうな事實でないのでありますと云ふ事を、私は辯じて置く。それから先き御議論は仕方がない。御認定も已むを得ない。事實は此通である。

ドイツに交附した講和條約の議は決つて居つて、日本はそれに參加しないと云ふことは、强て問はぬと云ふことでありますが、それは大間違の話。ドイツに交附したる講和條約には、日本の全權が加つて、而も立會つて渡して居る。それは事實が大變相違して居ります。又講和條約の內容は發表するかしないか、何時迄も發表しないかと云ふ御話でありますが、是は國に依て色々あります。或は九十九年以前のものは、發表する主義を執つて居る

國もあり、色々ありますけれども、さう云ふ舊い事の發表は別と致しまして、然らざるものは、列國の相談で發表しないと云へば、發表しないのである。又發表しやうぢやないかと云ふ協議が纏れば何時でも發表する。何時迄發表しないと云ふやうなことは、普通の場合に於ては色々國に依て違つて居りますけれども、此條約に就ては内容を發表しない。斯う云ふことに打合せてある。最も其の極端は、此事務を全權の代つた時に、次に全權に引繼ぐことすら禁じた場合もある位に、秘密にして居るのでありますけれども、列國の相談に依ては、何時か發表することになりませう。それは協議に依て決つたものであります。更に協議の結果に俟たなければ、何時發表するかと云ふことは、此條約に就ては申上げ兼ねる。

只今人種案に就て、何か或る雜誌に書いてあつたのを飜譯せられて、さう云ふ御議論でありますが、其雜誌の安い雜誌に書いてあつたのが、本當か、嘘か、貴方が確な書類を澤山御持ちなさうですから、それと對照して御覽下さい。さうしたならば分るだらうと思ひます。兎に角さう云ふ雜誌に書いてあるものを根據にして、此に討論することは避けたいのであります。若し眞相を明にする場合が出來ますれば、斯樣なる主張で斯う變化して、斯うなつたと云ふことを明瞭にします。それは此場合に於ては申し兼ねるのでありますが、併し貴方の雜誌を根據でなく、若し本統の書類を持つならば、餘り御答をせずに分つて來る。それと御對照を願ふ外ない。兎に角雜誌に書いてあるものを根據として、是から討論することは避けたいと思ひます。

モンロー主義はどうであると云ふ。チンロー主義の講義は、私は御免を蒙りたい。それは色々解釋を付ける人もありませう。又モンロー主義を唱へて、數年の間に色々變化して居ると信ずる人もあります。其モンロー主義はどう云ふものであるかと云ふことは、此處は學校でも無論なし、私は又さうえらい學者でもないのでありますから、モンロー主義の講釋は出來ませぬが、併し二十二條の解釋を茲に致せと云ふことも、實際無理な註文である。條約一ヶ條づゝの解釋を茲に闘はすと云ふことになると、如何なものに相成りませうか。斯う云ふ條約の解釋と云ふものは、列國に取つても、國際上に問題が起つた時には、大切なる關係を生ずるものであります。それを豫め斯う云ふ意味であると云ふ解釋を、此所で立てた時に、他國はさうでないと解釋をすれば、茲に衝突を來すべきものであります。條約を解釋をすると云ふことは、何處の國に於ても、餘程注意を致す事柄である。それでモンロー主義は、斯樣なるものだと云ふ說明も、銘々に依て勝手に致すことは差支ない。二十二條を銘々自分が解釋して居るのは差支ありませぬが、政府は斯う云ふ意味であると茲に解釋を與へ、それが適當であるか不適當であるか、それが最も宜しきを得て居るか、居ないかと云ふことに立至ることは、列國の共に避ける問題であります。アメリカの上院に於ては、彼是論じたと云ふて、上院は條約を批准する權利を有つて居るから、條約其のもので議題に供するのであります。條約を議題に供せざる國にあつては、さう云ふ說明は何處の國でも致して居りませぬから、私は其解釋は茲に說明することは、自分の解釋は夫々持つて居るけれども致すことは出來ない。

（大九・一・二八）

頼母木桂吉に答ふ（衆委）

年々増加する此人口をどう云ふ風にするかと云ふ經濟上の問題のやうでありまするが、此事柄は時々外國抔の誤解を來す問題であります。日本の人口が大變增加するから、人口を捌く爲めに他國の領土を取るのであらう、他國に殖民して遂に其領土のやうにするのではないかと云ふやうな誤解、色々なる軍國主義、其他に依つての誤解もありますけれども兎角日本の人口が增加するから何か外國に向つてやるだらうと云ふ想像の下に、日本が往往誤解されて居るけれども、私の見る所に依れば、今の增加する位の人口は、まだ〳〵日本の領土内に於ても這入る餘地があると私は思ふ。成程私は先年紳士協約か何か致した時に、小村外務大臣の時に、滿蒙に餘地があると云ふことを申したさうでありますけれども、それは其人の見込で申すのでありますから、どちらでも宜しい。日本の領土内に於て開墾すべき餘地もまだ大變ある。是は開墾助成法に依つて開墾を奬勵し、尚又有志の人が集つて會社を造るとか、地方に於ても色々改良を加へて、整理の無い所は整理を付けると云ふことでありますが、まだ〳〵日本の人口を他國の領土内にどうか致さなければ困難すると云ふ狀況ではないと私は見て居る。まだ〳〵日本の領土内に於て增殖する人口の這入るべき餘地はあると考へて居ります。故に外國に參つて種々なる事業をすることとは無論妨けはない、農業であらうが、工業であらうが、商業であらうが、世界に益々發展するのは差支

ないことで、慶ぶべき事でありますけれども、日本の人口が増加するが故に他國に向つて殖民的考慮を運らさなければならぬと云ふ事情はないと思ふて居ります。故に願はくば此事情を明かにして列國の誤解を避けたいものと考へて居る。まだ／＼日本に於ては餘地がある、日本の領土内である所の朝鮮を見渡しても、北海道を見渡しても、又内地に於て各方面に於て耕作を致すべき土地の澤山ある所から見渡して、又工業などの段々に興つて来る所の有様を見ましても、まだ／＼日本の人口が増加すると雖も、之を以て他國にどうか致さなければならぬと云ふやうな必要に迫つて居るやうに見て居りませぬけれども、人口各々是は見る處を異に致しませうから、經濟學者など色々の見方もありませうが、私の今日見た所では、さまで他國に向つてどうかしなければならぬと云ふ程の必要に迫つて居る國情ではないと考へて居るのであります。左樣御承知を願ひたい。

臺灣は成程内閣に屬して居りますから、何でも御答致して宜い筈でありますけれでも、併し制度を異にし、經濟を異にして居りますから、臺灣の當局者より御答致した方が便利だらうと思ふのであります。併し今居りませぬから、他日を期されるならばそれで宜ろしいし、然らざれば此處で御答せよと仰しやれば私の知つて居る限りを御答するより仕方がないのであります。現内閣は殖民地の經濟獨立を宣言したとか申されましたが、それはありませぬ。現内閣の議會に臨んだのは四十一議會以來であります。四十一議會以來財政の獨立を私は申しませぬ。私の配下の事を御尋ねなさるならば配下に御聴きなさい。現内閣は申したことはない。屬僚がそんな事を申して

居つた、それは愚論なりと言つた、殖民地の經濟獨立なんと云ふことは、途方もない話である、故に私は施政の方針の演說をする時にも、其他の場合にも、一言半句も殖民地の經濟獨立などゝ云ふことを申したことはない。是は愚論である　現に朝鮮に於て獨立どころではない、今度一般會計から大變金を注込まなければならぬ。分り切つたことである、左樣なことを申したことはありませぬ。若し屬僚が申したなら、何の心持で申したか知りませぬが、其者に御尋になつて然るべきであります。現內閣は申したことはありませぬ。故に此事を彼是申すのではない。言はない事は言はないと云ふ事を明かにして置くだけの事でありますが、臺灣の水力は半官半民に致す方が、今日の經濟狀態其他に於ても至極宜しいと云ふ事を前總督が申し出したので、然るべしと思つて其事に提案致して其儘になつたのであります。何等是は臺灣の當局者が經濟の獨立を申したか申さないか知りませぬけれども、そんな事に關聯して居る事でもなし、半官半民の仕事と云ふものは幾らでもありますから、貴方を臺灣に於ては便利としたに止まる話である。殆んどどう云ふ御趣意から起つた御質問か知りませぬけれども、今日の經濟卽ち臺灣の經濟財政の關係から半官半民の方が宜しいと言ふから、然るべしと私も之を認可したに過ぎない。

誰にお尋ねですか。

私は御答し兼ねます。私は小切手をどうした事まで知つて居りませぬ。(大九・一・二九)

衆議院議員選擧法中改正法律案特別委員會に於て野村嘉六に答ふ(衆委)

唯今野村君より御質問でありましたが、御質問に御答する前に、政府の所信を申上げませう。今日まで私は多く貴族院の議事其他の爲めに、出席を致し兼ねましたが、併し段々法案を拜見致しますと、三通りばかり出て居るのであります。此案を拜見致しますれば、世間の所謂普通選擧なるものと、どう云ふ所で合致して居るか、世間の普通選擧と申すのは、極めて概括した言葉であります。どう云ふ程度の如何なるものが普通選擧であるかの定義は不用であります。併し暫く世間の言ふ所は措きまして、案を拜見するのに、或は納稅資格を撤廢して、之に代ゆるに獨立の生計を以てする者云々と云ふ條件もあり、又年齡に就ても制限があると云ふやうなことであります。左すれば此案は六千萬國民云々と云ふ野村君の御說明もありましたけれども、六千萬人民に平等に選擧權をやると云ふ意味でないことは、是は明かである。六千萬人民中の幾部分に、政權をやることで矢張あるのである。假令納稅資格を撤廢して、之に代ゆるに獨立の生計を以てすると致した所で、六千萬人民悉く獨立の生計を爲して居らぬ、又年齡二十五年を二十年に低下致しました所で、六千萬人民悉く政權を得られぬ。是は無論の話である。常識を以て判斷しても分ることであるが、左すれば此御論は世間でも普通選擧を唱へ、此處でも普通選擧を言はるゝけれども、案其のものを拜見すれば、矢張選擧權の擴張に外ならぬのであります、選擧權の擴張と云ふことでありますならば、從來政府の採り來つた方針であります。御承知の如く從來憲法政治の初めて行はれた

頃は、色々な制限がありました。財産に付ても十五圓の納税資格居住に付て選擧人ばかりでない。被選擧人の住居の制限も、納税の制限も、色々な事がありました。それが後の改正の依つて十五圓のものが十圓に相成つた。納税資格はさう低下されたのみならず、住居の關係も大に緩められ、殊に被選擧人などに至つては、納税資格を撤廢し、住居も關係無いと云ふやうに段々擴張せられて參つて居る。現内閣に相成りましても、矢張此擴張を努めたのである。御承知の通り昨年は十圓の納税資格を三圓に低下して、住居の關係も緩めたと記憶致します。斯樣に選擧權の擴張を從來も爲したる如く、現内閣に於ても選擧權の擴張に努めて居る。而も是は兩院の最大多數の容るゝ所となつて、法律案か成立致したのである。さう云ふ次第であるから、選擧權擴張の問題とならば、何も故らに茲に新しく論ずるまでもなく、政府の執り來つた所、現内閣も亦選擧權擴張を實行致したのである。將來に於ても此實行をする方針は變へないのであります。又國情の如何に依つては、何ぞ必しも納税資格ばかりでありますまいが、假りに納税資格に就て論じて見ても、三圓はもつと低下して宜しい時機もありませう。或は全部納税資格を問はぬで宜しい時もありませう、住居の關係も其通り、又獨立生活云々も必要である時機もあり、必要でない時機にも亦到著するかも知れない。年齢も亦然り而已ならず一歩進んで、女子にまで選擧權を與ふる時機が到著するかも知れない。是皆な國情如何に依ることにして、更に國民に異論の無い筈である。國情がそこに達したならば、其通り擴張を致して少しも差支ないと思ふ。さすれば殘る所の問題は、如何なる時機に於て、如何なる程度に擴張するかと云ふ問題に外ならぬのである。扨如何なる時機に於て、如何なる程度に擴張するかと

云ふ一段に至つては、今回の三種の提案は、如何なる所に基礎を置かれて居るかは知れないけれども、我々の見る所に至つては、今日直ちに斯の如き變更を加ふる必要は無いのであるこ申せばどう云ふ譯かこ云ふ御質問が起る。明瞭なる話である。僅か一年前には兩院大多數を以て此制限を認めたぢやないか、加之當時に在つては今日の所謂普通選擧なるものは、一般に排斥せられて居る。三圓の納稅資格を二圓で宜いこか云ふ、色々程度の問題はありましたけれども、要するに是等の資格を緩和致し、低下致すこ云ふに過ぎないので、制限は皆な置くのである。其案が兩院に於て最大多數を以て通過して、法律こなつて居る。是は僅に一年前の事である。而も此法律はまだ實行されてゐない。次の總選擧より實行するこ云ふから實行されて居らない。實行もされて居らぬ憲法附屬の大典こ稱する衆議院議員選擧法が、一年も經たぬ中に、而も實行もしない中に之を變更するこ云ふに至つては、如何にして議院こして國民の信用を博することが出來るか如何にして憲政の進步發達することが出來るか、斯樣なる重大のものに於ては、自ら秩序もあり、順序もあり、一年經るか經ぬかに忽ち變更するやうなことは、國民の信用を得る所以ではないこ考へる。又此憲法の發達を圖る所以ではないこ考へる。故に政府は此僅かなる時期に非常なる變化を此法律に加ふるこ云ふことは、毛頭思も依らぬ、國民も蓋し期待せざる事こ私は考へる。併しながら既に申した如く、選擧權擴張は我々の異議無き所であるから、今年は府縣制市町村制、所謂地方制度を改正致して、大に是等團體の選擧權も擴張致さうこ云ふ考で、此法案を提出しやうこ云ふことは、既に一月二十二日の議會に於ても聲明致して置いた通りである。斯の如き順序を以て、卽ち昨年は衆議院議員選擧權を擴張致し、

今年は地方制度を改正致して、國民の選擧權を擴張致すと云ふやうなることを以て、秩序を立て、順序を以て進んでこそ國民が安心して、政治機關を我々に委託して置くことが出來るのであらうと私は思ふ。然るを一年も經たぬ中に忽にして之を變更すると云ふのは、何の理由あるかを解することが出來ない。斯樣なる次第であるから、政府は今回の提案に對しては反對を表するものであります。其他唯今御質問の陪審制度はどうである。何かもう一つありましたが、そんな事は枝葉の問題――枝葉の問題であるのみならず、我々の即ち選擧權を擴張して、憲政の發達を圖る理由も證明せられ――世界の大勢に順應致して國民をして裁判に干與せしめやうと云ふ陪審制度を行はんとするは何の爲めであるか、言ふまでもなく憲政の發達を圖る一端に過ぎないのではありませぬか、偶偶以て我々の意思を表明するに足るが、之に依つて御疑問の起ると云ふことは意外千萬であります。兎に角枝葉の問題は何れでも宜しいが、大體に於て此度衆議院議員選擧法を改正すると云ふことに就ては、遺憾ながら政府は反對を表せざるを得ぬのであります。(大九・二・二三)

關直彥に答ふ(衆委)

政府の所見は既に陳述致した通りであります。選擧權を擴張すると云ふことは、政府の執り來つた方針であります。現在其方針を執つて居ります。而して之を實行したのであります。將來に於て又選擧權を擴張すると云ふことは、國情の如何に依つては、どこまで擴張すると云ふことは、其時の程度に依る。唯だ抽象的に納稅資格をど

うするが宜いか悪いかと云ふやうな、實際を離れた抽象的の問題は玆に必要は無い。其國情が低下して差支ない國情になるか知らぬ。其國情に對して、一般國民が之を望む時には宜からうと思ひます。之を離れて何か先天的の動すべからざる道理の如くに、納税資格を撤廢するが宜いか悪いかと云ふ問題は、實際を離れた問題であつて、随てさう云ふことになりませう。怪むに足らぬ。今日唯今此機會に於て、昨年大多數を以て通過したる選擧法を改正すると云ふことには御同意は出來ぬ。選擧權を擴張すると云ふことは何も怪むに足らぬ。是までも吾々は擴張し來つたのである。擴張はどこまで行くかと云ふことは其時の國情如何に依る。今日は改正する時機に非ずと申す外はないのであります。

全體此案に就て、政府に段々御質問になる御様子でありますが、政府の所見を御聽なされたいと云ふことは最も必要なる事であらう。又憲法政治の今日に於ては、腹藏なく政府の意見を申し、委員諸君の意見を承るのは適當なりと考へて、先づ以て政府の所見を申したのであります。併し此所見は提案者の所見とは違つて居る。それに就て色々御質問でありますが、是は實は吾々の方から提案者の方に質問すべき事柄と思ひます。どう云ふ譯で之を提案せられたか、どう見られたかと云ふことを承りたい。唯だ關君は外間勞働者杯が悪化していかぬからと云ふことでありますが、是も關君の見る所がそれであればそれ、併しながら玆に大層な事を申すのではありませぬけれども、凡そ國家の立法機關たる議員諸君が、外間にどう云ふ事があらうと自由の意思に依つて、其意見を發表さ

れて然るべきである。惡化するから先鞭を著けて、斯う云ふ事を言つて置かう。惡化しないからと云ふやうな、さう云ふことではいけませぬと思ふ。併し是は銘々の見る所であります。政府としては、一般國民の幸福安寧を常に考へなければならぬのであります。一部に色々なる事がありましても、併し一般國民の幸福の爲めには、如何なる事を致すが宜しいかと云ふことは、政府の最も考へなければならぬ事であります。昨年に於て選擧權を擴張致し、比較的多くの者に選擧權を與へやうと云ふことを考へたのも之が爲めであります。政治上の思想の發達其他色々な文化の程度、之を斟酌致しまして、其國に適當なる所の選擧法を施行することは、國民の幸福安寧を增す所以でありますから、昨年に於て今日に現存致して居ります。新選擧法を提案して、多數の御贊成を得た。今のやうな御議論を爲さるならば、昨年に於て御議論爲さつたならば一つの御議論であるが、既に大多數を以て新選擧法の成立したる今日に於て直ちに之を變へやう、而も勞働者が色々な事を言ふから、惡化させぬ爲めに、此憲法附屬の大典を容易に變へやうと云ふことは、飽まで御同意が出來ない。宜しく指導して勞働者に誤まれる事があるならば、其誤りを正して然るべきことゝ考へます。何も其爲めに斯う云ふ議論を爲さると云ふ譯でなからうけれども、何やらさう云ふやうに聞えるから、私は一應申して置くのであります。要するに何か御分りにならぬ事であつて、統計抔が御入用でありますれば、どんなものを差出しても宜しいけれども、全然政府と意見を異にして居ります。政府は今日一年も經たぬ中に此大法律を改正するが如きは、國民の立法府に於ける所の信用も如何かと考へる。又憲政の發達も是では出來ないと考へる。隨て國民一般の幸福安寧は、斯の如き立法の常軌

なくして動搖するこ云ふここでは、期し得まいこ考へます。旣に根本に於て御意見が違ふのであります。是れ以上幾ら討議して見た所が、政府の意見は違はぬのでありますから、左樣御承知を願ひます。

是は妙な事の御尋で、私の耳に入つて居るか、入つて居らぬかこ云ふここの御尋はごう云ふ事か分りませぬが、關君の御耳には、さう云ふ事が輿論こして御耳に入つて居るのかも知れませぬ。關君の所には、贊成論ばかりが來るかも知れませぬ。關君の所には、贊成論ばかりが來るかも知れませぬが、私の所には贊成論も參れば、反對論も參つて居る　輿論々々こ仰しやるけれごも、一二の手紙が參つたこか云ふやうなここを以て、輿論々々こ云ふここは間違でありませう。私の考へる所は、政府の言明致す所の趣旨が天下に明かになりましたならば、所謂國民の輿論は之を贊成するだらうこ考へる。秩序を立て、漸を以て進んで今日に參つた國であります。穩健なる思想を有つて居る國民であります。選擧權擴張の方針を以て、政府が實行して居るこ云ふここの趣意が明瞭になりましたら、假令今日動搖して居る者でも、左樣な事であるかこ言つて、必ず諒解するであらうこ私は信ずるのであります。故に所謂輿論なるものも、政府の此趣旨が明かになりましたならば、之に贊成するだらうこ自分は信じて居る。關君は是れを信じない。さうじやないこ仰しやるが、それは唯だ議論であつて、玆に其議論を闘はしても仕方がありますまい、私は此趣意が明瞭になりましたならば、國民は是に贊成するここ疑ないこ信じて居ります、其以上何か耳に入つて居るか、入つて居らぬかこ云ふやうな事は議論になるまいこ思ふ。政府の趣意が

明かになりましたら、國民は贊成するだらうと確信して居ります。

唯今政黨内閣の御話でありまするが、或る一種の勢力に壓せられて意の如くならず、定めて困つて居るのであらう。選擧人を澤山にして選擧すれば、後援になると云ふことに御歸著でありますが、政黨内閣は無論國民の意思に依つて政治を行ふのでありますが、政黨の議論の豹變常なくして、政黨の基礎が十分に立たず、昨年是なりとすることは今日は非なりとし、外間に議論あれば之に動搖する斯の如き政黨で、而して政黨内閣に後援をすると云ふことは困難な事で、眞に國民の力を固くしてやらうと云ふには、基礎を政黨に置かなければならぬ。又其置く所の政黨は、確乎不拔の精神を以て、濫りに動搖しないやうに、豹變常ならぬやうにして行かなければ、政黨の力は十分ではないのであります。我々は此點に於て、最も政黨の確實なる方針に依つて、國民の信用を倍々固うするやうに致したい。之を後援に致す時に於て、政治は甚だ良くなると私は考へる。故に私は政黨の發達の爲めにも、斯の如く一年も經たぬ内に、憲法附屬の大典を變へると云ふことは致したくないと考へて居る。加之關君の御議論では、三四百萬人の選擧人ではいけない。七八百萬人、乃至千萬人以上の選擧權を與へたならば宜しからう。先刻私は申した。選擧權は成るたけ擴張したい、選擧人の殖えることは宜しい事である。さう云ふ方針は執り來つて居る實行も致して居る。其點に異論のない事でありますけれども、選擧人を澤山にすれば宜しいと云ふ關君の御議論でありましたならば、何故に昨年選擧法を議するときに、之を唱へられなかつたのであらうか、

此原理を十分に昨年選擧法を議する時に御發表になりましたなら、大に亦國家に利益したかも知れない。原則論の御話がありましたが、原則論は昨年唱へられても差支ない。昨年は事情に於ても唱へられて差支ない時機であつた。昨年は普通選擧論を排せられましたけれども、原則論は御唱するだけは御唱なすつても差支ない時機であるのに、案外制限選擧を唱へて、普通選擧を排斥せられ、今日に於ては、普通選擧論を唱へらるゝのでありますが何故昨年唱へられなかつたかを私は伺ふのであります。それから選擧權を擴張致すことは、政府も民間も一向議論の爲い事、又納稅資格を以て、制限選擧なりとして排斥せらるゝけれども、今日は三圓以上と云へば極めて僅かの稅である。何萬何千の財産を有する者も一票。三圓以上を納める者も一票、成るべく國民多數に選擧權を與へよと云ふから、資格を低下したのでありますが、之に對して原則としていかぬことならば、昨年に於て十分唱へられて然るべきことだらうと私は考へる。之を當時唱へられなかつたのはどう云ふ譯であつたか、此點を能く伺ひたい。(大九・二・二三)

今井嘉幸に答ふ(衆委)

普通選擧と制限選擧と差が有るか無いかと云ふ御質問でありますが、それならば差支がありさうである。

分らない。

はつきり……質問を明かにして貰ひたい。分らない。

何だか學問上の問答でもして居るやうで、甚だ困つたことですけれども、併しながら貴方は丁年以上に達したる者には、選擧權を與へるやうな御議論でも確か爲さつて居るのでありませうが、それは制限ではないですか……：と二十五歳以上……尚更である、貴方の御議論は昔あつて今日も時々行はれますが、國民一般に投票を求めること議論は貴方の通りである。二十五歳も二十歳もありはしない。國民一般の投票を求める。能くありますけれども、事實國民一般に投票を求めて、具體的に政治を決することは出來ないから、始めて玆に選擧權、被選擧權資格を定めて議院と云ふものを作るのが、是は立憲政治である。そんな講釋は私が物知りらしく申すのでもないが、如何にも明瞭なる事實であるから申す。然るに成程色々な制限を皆な撤去して、二十五歳だけと云へば大體に選擧權は多いやうであるが、併し國民一般の事ではない、矢張國民の一部である。國民の一部に與へていけないと云ふことになるならば、何とか申したプレベラストと云つたが、彼れにやるより外はない。それは立憲政治では出來ない。貴方がたの御議論は國民一般、一般と云ふが、二十五歳以上より二十歳が宜からう、二十歳より一般に與へるが尚ほ宜からうと云ふ、空漠たる議論に歸著する妙な話である。何か制限があつては立憲政治が出來ないと云ふ——是は國民の一部に選擧權を與へると云ふことを、選擧權を擴張したならばさうなるか知れませ

ぬが、何所迄擴張しても多少は制限はある。

世界で行つて居る、日本で行はれない、それはどう云ふ譯かと云ふ御質問では、此場所では御答はし惡い。何所か外の場所ならば別にゆつくり御話しても宜いが、餘所の國で行つて居るに、何故日本で餘所の通りやらぬかと云つても、國情が違へば仕方がない。さう云ふ議論を闘はしても仕方がない。貴方の御議論を承ると、年齢に二十五歳以上の制限がある。二十五歳でも女にはやらぬ、赤兒の乳呑兒にはやらぬと云ふ話で、國民一般に選擧權の能力あつて、選擧出來る者は、乳呑兒も出來ますまい、不具癈疾も出來ますまい。瘋癲白痴も出來なからうが、是は出來る者は國民一般に選擧權を與へる。それならば別の話だが、年齢は二十五歳でなければいけない。何故に二十歳では惡くて、二十五歳でなければならぬのか知らぬが、何れにしても矢張制限を置いて居る。女子などはどうなるか知らぬが、兎に角無制限に選擧權をやると云ふ議論でないならば、矢張選擧權を擴張すると云ふことに歸著する。選擧權を擴張すると云ふ話ならば、御意見を待たずして、吾々は議論に非ずして實行して來て居る、國民も一般に認める。兩院の最大多數も認めて居る。而して此或る制限を附けた所の選擧權は、今日行はれて居るのであります。何等其一年かそこらの間に、國情に大に變更した事もないのに、俄に之を變へて立法の信用を失ひ、憲政の動搖常なくして、國民に安心を與へないと云ふことは、國民の幸福安寧を考へて居る者には出來ない事である。故に是は吾々は今日變へやうと云ふ事には、御同意し兼ねると云ふ事を申上げた所以である。

行々はどうなるかと云ふことは、何年先きの御話です。

それだから私は分らない。行々結局は、如何に世の中が進歩して行けばどうなるかと云ふことは、今日唯今先きの事を豫想して御話して居ると云ふことは、無益な事である。政治の實際を議するに方つて、何年先きに斯うなります、いやさうならぬ、いやなりますと云ふことは何の利益があるか。今日は選擧法を變へるか、變へないかの問題で、何十年先きにさうなるからと、貴方の御議論のやうに假定しても、何十年先きにさうなると、今國情の如何を問はず、何十年先きの事を今やつて行くと云ふことは、實際に遠ざかつた事で、故に國情の如何に依つては、何所迄も擴張しなければならぬが、それは先きの話である。擴張すると云ふ方針はどうなるか、今日唯今さう云ふ事は、出來ないと云ふことを繰返して申上げて置きます。何十年先きにどうなるか、私ばかりではない。貴方にも出來ない。誰にも出來ない。それは問題外の話で……

貴方はどう御考になつて居るか、提案者だから貴方の御考を聽きます。貴方はどう見て仰しやる。政府の先きの事を考へて居るや居らぬかを抽象的に言つた所が、國情の如何に依つてと政府は御話して居る。結局立憲政治と云ふものは、斯うなるものだとか、斯うならぬものだとか、學者が論じて居るやうな事は實際困つた事ですが、

貴方は何と思つて提案して居る。

尙早論と云ふことは新聞には書いてありますけれども、政府も政友會も申したことは無いのであります。政友會の事を辯ずる必要は無いけれども申したことは無い。尙早と云ふことはどう云ふ事かと御尋になつても、確か新聞にそれはありましたから、其方で御研究を願ふより仕方がない。政友會の事を辯ずるのでありませぬけれども、政友會も尙早とも何とも申したことは無い。十年前に普通選擧論ではありはしないのである、各派共黨議でそんなことは定めなかつたのである。然るに議場では何時の間にか通過したのである。無論同じ黨派でも賛成する人もあり、反對論を唱へて居つた人もある。黨議でないからさう云ふ事になつた、さうして居る間に通過した。貴方は其時議員でなかつたから御分りにならぬか知らぬが、政友會ばかりではない。國民黨も確か黨議でなかつたと記憶して居る。十年前にも勝手な事を言ふた事もある。今日も言ふ人がありませう。賛成論も反對論もありませう。であるから尙早と云ふのは何時であるか、尙早と言つた事のない人に向つて質問しても仕方はない。國情が許し、段々選擧權を擴張して行くと云ふ事は、先刻來度々繰返して居る。それで御承知になるべき筈と思ふ。

陪審制度の事は、法制審議會と云ふものを設けまして、其道に堪能なる知識を集め今調査中であります　如何に決定するかは今日申上げることは出來ない。其審査の結果として、斯く致すは日本の國情に適するであらうと

云ふ制度を、定めるであらうと私は信用を置いて居る。陪審制度はさう云ふ工合になるから、如何に之を設けるかは分らない。陪審制度の法案を出したときに、十分御議論せられんことを望みます。併しながら一つ承つて置きたいのは、今の選擧界が非常に腐敗して居るから、陪審制度の陪審官を選ぶのも、普通選擧でなければ腐敗をするだらうと云ふ御議論のやうに承りましたが、さう云ふ御論ですか。

さう云ふ御論であると、今の選擧界は腐敗して居ると云ふことを能く人が申します。代議士諸君は其腐敗したる選擧に依つて當選せられて、之を御自認なさるのであるか、それは餘りにひどい話だと私は思ふ。成程選擧には弊もありませう。色々の弊もありませうが、其弊が陪審官に持つて來ても大變困ると云ふやうに仰しやるが、何所からか色々御説を御聽になつて、左樣に御心配になつて居るに拘らず、併しながら如何に選擧界が腐敗したりと雖も、現在の代議士諸君は、腐敗の結果で當選せられたりとは私は思はない。――さう御認になるならば由々しき大事である。念の爲めに伺つたら左樣だと仰しやる。併し私は左樣には認めて居りませぬ。（大九・二・二三）

植原悦二郎に答ふ（衆委）

植原君の御質問に御答する前に、少し貴方の御質問を訂正して置きたい。何故かと云ふと、政府は去年出來たものを今變へれば政府の威信に關する・一遍位實行してからと云ふ趣意らしいと言はれる。それは間違ひでありま

す。政府は一遍實行して見ても何とも申しませぬ。又威信に關するとも申しませぬ。一言半句もさう云ふことは言つたことは無い。私の言ふのは昨年大多數を以て彼れを認めて成立して置きながら、僅か一年も經たぬ間に之を變へる、斯樣なる事と云ふものは、立法の信用も甚だ疑はしいものになる、又立憲政治の發達の上にも喜ばしからぬ事である。故に今少しく愼重に考へたらどう云ふものか。私は選擧權擴張と云ふ事には異存はない、異存がないのみならず實行して居る。昨年の提案をしたのは政府である。それは差支ない、選擧權を段々擴張して行くと云ふことは宜しい事である。成るべく多くの人に選擧權をやると云ふ事は宜しい。何れ國民一般に——先刻赤坊の議論もあつたのでありますが、それはやつて見た所が出來ない話で、無理な事でありますが、今御話のやうに政治的能力のある者に選擧權を成るべく多くやると云ふことは宜しい、段々さう云ふ方針を執つて行くと云ふことは宜しい。擴張と云ふことは段々擴張して行けば何所まで行くか、どうも豫言は出來ませぬけれども、それにしても、年齡にしても納稅の資格にしても、段々緩めて、又女にも終りには與へるかも知れないかも知れぬ。詰を申せば際限はないが、矢張國情の如何に依つて、そこに進んで行く。是が憲法政治の當然の事であると思ふ。尤も憲法政治と雖も各國皆な異つて居りますが、學者の議論は何所にあるとしても、國情を顧みずして唯だ議論を申せば色々ありませうけれども、自然此議論が國情に伴はなければならぬ以上、唯だ學者が斯う言つたと言つて實行は出來ませぬが、其議論が國情と合するならば實行して然るべきものと思ふのであります。私は斯う云ふ意味から、一年も經たない間に憲法附屬の大法律を容易に變へることは、宜しくないと思ふのであります。政府

としても、立憲政治としても、どの點から致しましても私は宜しくないと思ふ。

植原君の御質問ははつきりと分りませぬけれども、私の承つた所に依れば、一年間に色々變つて居る。勞働問題も起つた、國際聯盟も成立した。勞働者の色々議論もあると云ふやうなことでありますが、勿論一年の間には種種な出來事があつて、世の中は變化して居る。是は疑ない。併しながら因つて以て選擧法を昨年變へたものを、今年變へなければならぬ結論を生ずる程の變化を見て居らない。世の中が一年間に變ることは疑ありませぬが、何も見て居らぬ。殊に國際聯盟は御承知の如く國際間の關係で、內國法に何等關係が無い。之が出來たから、內國法を一年の內に俄に變へなければならぬ必要は無い。勞働問題も今始つた事ではありませぬが、勞働問題は勞働法案にでも依つて、相當な物を拵へると云ふ必要はありませう。政府もそれに就ては考へて居りますが、因つて以て昨年決定した選擧法を變へなければならぬ事情にはならぬと私は思ふ。又大分國情が變つたと云ふことで、ストライキなどを申されましたが、昨年もありました。今後もありませうが、ストライキがある爲めに、憲法附屬の法律を變へると云ふ譯にも行かぬ。要するにどう云ふ譯で一年經たぬ中に、俄に此法律を變へなければならぬ程の必要が生じたかは甚だ不明である。願くは其點を明瞭に承れば大に了解するかも知れぬが、どうも今までの所では、一年間に大變變つて居るぢやないかと云ひますが、一年經てば無論變りますが、因つて以て選擧法を改正しなければならぬと云ふ結論を、見ないやうであると私は解釋する。若し時間が許しますならば、どう云ふ

譯で一年間にさう變へなければならぬ必要が生じたかを承つた方が便利であると考へる。

唯今の御說明で十分分りましたけれども、是は意見が相違して居るから、どうも一致しない。言葉尻を爭ふやうなことになつては甚だ面白くありませぬが…… 國際聯盟は國民に些も關係ないとは申しませぬ。國際聯盟も國民に關係あるが、それは此國際間の規定である。仍て以て內國法の殊に憲法附屬の根本法を改正しなければならぬと云ふ結論を、見出すことは出來ないと申したのであります。國民に關係あることは無論である。又 箇年に變化したことも明かである。併し此變化に依つて、一年以前に制定した法律を變へなければならぬ程の、結論を見る狀況でないと云ふことを申上げました。是は見樣が違つて居るから仕方が無いとも言へませう。又世界の形勢世界の形勢と云ふことでありますが、世界の形勢の變化して居ることは私も能く知つて居る。極めて御同感であります。併しながら之をどう御覽になるか、歐洲に於ては國力を賭して、國の運命を賭して五年間も戰つた其時に於てはどんな者も上下一致して、勞働者も、政治家も、老人も、幼年者も、女も、一生懸命に國家の爲めに戰つた。さうして負けたのと勝つたのがありますが、今日戰爭を終つて見ると、勝つた國にしても、イギリスの國情、フランスの國情、大變に戰爭前に比して變化してしまつた。ドイツは尙更變化した。彼の國に在つては眞に已むを得ない。物質上精神上に非常に變化を來したと云ふことは怪しむに足らぬ。何處の國でも彼程に戰つて五年も續けましたら、直ちに國民の思想上に於ても、物質上に於ても、精神上に於ても、變化致しませう。それで大に

變化したのである。此變化した所の波動を受けて世界中に多少の變化はある。併し何處にも同樣の變化は起して居りはせぬ。又英佛其他の諸國の有樣をとつて見て、さうして日本も其通り變化して居るかの如く推論したら大間違である。さうは變化して居ないのである、變化しやうもない。五年間一生懸命に國力を賭してさうして勝つた國、さうして敗けた國、是と同樣の變化は日本に起つて居らない。是は議論でない、事實がある。故に彼國で斯うであつたと云ふことを以て日本に適用は出來ない。然らば日本に變化は無いかと云ふと變化は無論あるけれども唯だ彼國の有樣を見て雷同するもの、是は變化とは見られない。又眞に各國の影響を受けて變化して居る部分もある。是は變化と見なければならぬ。それ此れ能く詮議しなければ、唯だ外國では斯うであると云ふばかりを以て、一概に論ずることは出來ないのが、今日の狀態である。若しも之を誤つて歐洲諸國の如きものなりと、日本の國情を誤り認めて彼の國に行はれるやうな事を突發したならば、國家の基礎を危くするかも知れぬ。國民の幸福安寧は飛んでしまうかも知れない。此所は餘程考へなければならぬ。そこで屢々申す通り、此變遷は何人も阻止することが出來ぬ。此變遷に對しては、秩序を立て、國民に安寧を與へて行きたいと考へる。此見地より此一年前に大多數を以て制定したる大法律を、今日改めなければならぬと云ふことを、吾々は認めて居らぬ。唯だ他日相當の時機に相當の改正を加へるのは異論はないが、唯だ今日世間に色々の騷がある。議論がある。之に就て自由の意思を以て、議員諸君に於て直ちに此法律を改正せられると云ふことには、政府としては御同意が出來ぬ。斯樣に申上げました。是で趣旨は明瞭であらうと思ひます。(大九・二・二三)

第四十三回帝國議會に於ける演說

議會に對する聲明（貴衆本）

諸君、去る二月二十六日を以て衆議院は解散と相成りました。同時に當貴族院は停會と相成つたのであります。五月十日總選擧を終りましたが爲めに、憲法第四十五條の規定に據りまして、今期議會は召集されたのであります。申すまでもなく今期議會は通常議會と異りまして、短期の議會でありまする故に、政府は急速議會の協贊を得るを以て國家の利益なりと信じまする所の豫算案及び法律案、何れも緊急と認めましたるものを提出するに止めやうと考へるのであります。前期議會に提出いたしまして、兩院を通過するに至らざりしものも數多の案件があるのであります。又提出を致す計畫でありましたが、其機會を得ざりし案件も數多あるのであります。是等の中に就きまして、唯今申すが如く緊急なりと認めますものを提出するのでありまするが、國防問題を始めと致して、官吏增俸又、現に恩給を受けて居る者に對する恩給法の改正、或は司法制度の改善、其他國力の發展に必要なる諸案件は今期議會に提出を致し、其御協贊を得る見込であります。然るに目下法制審議會の調査に係るものも數多あります。又財政經濟調査會若くは產業調査會に於て調査中のものも亦數多あるのであります。是は何れ

大正二年秋桃山行幸供奉の途上にて



も事重大に致しまして十分の審査を要する次第でありまするから、成るべく今期議會に提出しやうと考へましたものに付ても　是等は今期議會に提出するの運びに參りませぬ。又近頃財政經濟調査會に於て著手いたしました所の稅制整理であります。此稅制整理は今回國稅地方稅共に根本的の整理を致さうと考へるのであります。それ故に是も亦短期日の間に完成いたすべきものでないことは勿論のことでありまするから、是等も亦他日を待つの外已むを得ないのであります。外交に關しましては、日英同盟は目下帝國政府に於て考慮いたして、英國政府と打合せ中に屬して居ります。對支問題は日、英、米、佛四國財團の成立によりまして、所謂對支借款問題を解決いたしたのであります。是は誠に支那國の爲にも欣幸に堪へざる所と存ずるのでありまするが、山東問題は支那政府は未だ帝國政府の提議に應ずるに立至りませぬが故に、是は未了に屬して居ります。ニコライエフスク事件、此事は極めて悲慘なる出來事に致しまして、政府は其慘害せられたる所の官民同胞に對して、如何にも痛惜の情に堪へないのであります。加之此事に關しましては、我國策の威信の爲に不問に付して置くことの出來ぬと云ふことは勿論の次第でありまするから、政府は本日公表いたしたが如き措置を執つたのであります。又シベリア問題、是も我數次の聲明に基きまして、本日公表いたしたが如き處置を執りました。其必要を認めざる地點よりは撤兵することに決したのであります。以上外交及び財政の問題に關しましては、尙ほ當局大臣より述ぶる所があらうと存じまするが故に、茲に詳細に述ぶるの必要を認めないのであります。併しながら此場合一言を添へ置きたき事柄は、物價問題であります。物價問題に關する財界の近況でありまするが、此事に關しましては前議會に於

ても屢々說明いたしたが如く、政府に於ては俄に經濟界を攪亂いたしまして不景氣を求むと云ふやうなる處置は避けたき方針に依つて、其實行を努めたのでありまするが、圖らずも近來財界の動搖を見るに至つたのは誠に遺憾に堪へざる所であります。之に付て政府は鋭意救濟を講じて財界の安全を得ることに深甚の注意を致して居りますから、遠からず其安定を見るであらうと信ずるのであります。今回提出いたしましたる諸案件は、前陳の如く、國家の爲めに急速御協贊を得るを以て必要なりと考へたる案件でありまするから、是等に付ては御協贊を與へられむことを政府の熱望して已まぬ所であります。（大九・七・三）

解散理由に關し仲小路廉に答ふ（貴本）

唯今仲小路君より數多の御質問があつたのでありまするが、最初の御質問は數多に分れて居つたやうでありまするから、或は之に對する御答は漏れないとも限りませぬが、私の記憶する所に依つて見ますれば、此の質問は極めて簡單な御質問であつたと思ふ。第一は解散の理由、是は不明であるかの如き御質問と承つたのであります。此解散の理由に付きましては、當時政府に於て其要領は發表も致しましたし、尚又私は衆議院の議場に於て、其他の機會に於て、屢々此理由を說明いたしたのでありまするから、今日國民の間には此理由は明瞭になつて居ると考へるのであります　さりながら尚諒解せざる點あり、御質問のことでありますれば重ねて申すことは更に厭はぬのでありますが、當時解散を致しました譯は、申す迄もなく所謂普通選擧問題、之を提出せられたのでありま

す。衆議院に於て反對派より、而して又議院の外に於ては騒擾が醸し、漸次是が增大致すが如き形勢であつたのであります。玆に於て政府は其所信を屢々述べたのであります。即ち普通選擧問題なるものは單に選擧權を擴張すると云ふだけのことであります、其方針に於ては我々異議なき所であります。單に異議なき所のみならず、昨年は帝國議會に提出致して選擧法改正案は通過致しましたが、其中に選擧權の擴張が規定されてあるのであります。即ち十圓の納税資格を三圓に低下した如き、其他の條項に於ても選擧權の擴張を圖つたのでありますが、選擧權を擴張すると云ふ、それだけの單純なる意味に於ては何等異議のないことでありまするが、唯此選擧權を擴張するに多少順序あり、多少時機を考へなければならぬ。昨年衆議院選擧法は帝國議會が通過して發表せられてありますけれども、それより僅か一年を經過するかしないかの間に、又無論是は實行せられて居らぬのであります、未だ法律を實行せられず、又法律の制定後一年も經つか經たぬ間に、忽ちに憲法附屬の大典とも申すべき選擧法の改正を企てると云ふことは、我々の同意の出來ないことである。今日納税資格は三圓に相成つたと申しましても、最初は十五圓の納税資格、後に十圓の資格に改正に相成つて、更に約二十年を經過して三圓の納税資格に低下されたのであります。悉く斯樣なる經路を踏まなければならぬと云ふ理由は無論ないのであります。無論ないのでありますけれども、昨年法律が成立いたして未だ實行もせざる場合に於て、忽ち此大典を動かすと云ふことになりましては、如何にして國民は議會に信用を置くことが出來るか、朝令暮改も甚だしきものであらうと思ふ。又私は憲法政治の本義に於て斯樣なる問題は左樣に輕々に改廢を企つべきものとは存じて居らぬのであり

ます、是れ第一に私共此案に不同意を唱へたのであります。加之議院の外に於て如何なる狀況でありましたか、詳しく申すまでもなく仲小路君は極めて御承知であらうと思ふ。或は議員を脅迫致し、又各地に集會を致して騷擾を釀し、斯樣なる手段に依つて憲法附屬の大典が改正せらるゝと云ふ惡例を作りましたなら、將來如何に相成りませうか。群集の騷擾に依つて法律の改廢を容易に致すと云ふことでありますれば帝國の安寧は如何にして維持するか、是も私共は同意が出來なんだのであります。故に解散を奏請するの已むを得ざるに立至つたのでありまするが、然るに之に付て仲小路君は緊急なる諸案件も議會の審議に掛つて居る際に、斯樣なる解散を致すと云ふことは如何なものか、語を換へて申せば國運の進行を妨げやしないかと云ふことの御說と承はりましたが、是は甚だ遺憾なる次第で、無論緊要なる案が議會になくなりましてから解散等が行はれますれば、是は無事な話であります。行政の御經驗ある仲小路君などに於きましては、其邊の事は極めて御了解であらう。又先般仲小路君の列せられた內閣に於て解散せられたる場合も同樣であつたらうと思ひます。其他官吏の奔走云々の御說もありましたが、是は強ひて御答へする程のことはないかも知れませぬけれども、今回の選擧程官吏が奔走いたさなかつたことはないと私は申して宜いと思ひます。數回行はれました選擧に於て內閣員擧げて奔走いたしたこともある。然るに一二の內閣員は選擧のみに狂奔致したこともある。役人は殆ど事務の手に付かなかつた場合もあります。けれども先般五月十日に行はれました選擧に於ては、斯樣なることはなかつたと私は申して宜からうと思ひます。解散の事情に付て內容を必ず奏上したであらうから其邊のことを述べよと云ふことゝ承はりましたが、是

は解散を上奏いたしました模樣は斯く斯くであつたとは申兼ねる次第であります。又申すべき事柄とは考へませぬ。併し解散を奏請するの已むを得ざるに至つたと云ふことは、委しく當時より說明いたして居る。解散當時其以後に於ても繰返し之を聲明いたしたのでありますから、其邊は恐らく蛇足を添へずとも明瞭になつて居ると云つて宜からうと思ふ。是だけで第一に對する御質問には答辯が足りまするか。尙ほ御答しなければならぬ點があるかも知れませぬが、ちよつと御趣意を聽取りました所では是で盡きて居るやうに考へるのであります。次に第二の憲法上の問題でありまして、憲法上解散は場合に依つて行ふべきことでありまするから、其解散になるならぬのことは恐らく仲小路君の知つて居らるゝ點でございますまいか。唯現に衆議院に於ては政府の贊成は多數であるに拘はらず解散を致したのはどう云ふことであるか、斯う云ふことが要點であらうと思ひます。成程當時若し表決いたしましたならば如何なる人々が如何に投票するかと云ふことは結果に俟たなければ判然申されぬことでございますけれども、併しながら政府に贊成する者が獨り政府與黨と稱せられて居るものゝみならず他にもありました。數は判然いたしませぬけれども二十名前後は政府に贊成いたしたのであらう、卽ち普通選擧案に反對したのであらうと思ふのであります。併しながら此普通選擧問題と云ふやうなることは、當時既に說明いたしたるが如く、單に議場に於て否決せられたと云ふだけで以て、此問題の解決は私は恐らく出來まいと思ひます。又之を提出いたした所の人々も、是は國民の輿論にして議會の議場に於ては如何に相成るとも、國民多數は普通選擧を望んで居ると主張いたして居るのであります。議會の內部に於て左樣主張いたすのみならず、議會の外に於て普通選

擧を唱へる者は等しく左樣に申して居つたのであります。然る以上には單に議場に於て辛うじて之を否決いたしましたると云ふやうなことでは、恐らく之を主張いたした者も滿足いたすことは出來ないのでございます。國民の輿論に反したる決議であると申すかも知れませぬ。左樣申さずとも此論を主張いたして居る議會の內外の人々には必ず心に反する決議なりと申すであらうと云ふことは、當時知り得た事柄であります。のみならず之が或る豫算若くは法律案、或る事件に付てなれば此案が議場で否決せられゝばそれまでの事であります。併し普通選擧と云ふが如き事柄は國民一般に關する問題、殊に歐洲大戰爭の影響を受けて、動もすれば我が國民の思想界動搖せむとする今日に於ては、單に議場に於ける贊否を以て、國論決定したりとは、蓋し之を唱へる人も申さざるのみならず、恐らく國民多數は左樣には考へないのであります。故に是は國民一般の意思を問ふて何れの所に在るかと云ふことを明かにして、初めて國論が安定いたすものと考へたのであります。若し當時にあつて單に議場に於て辛うじて否決いたしたと云ふ所に止めて置きましたならば、此論は益々中正を失つて如何なる結果を見ぬとも限らぬのであります。故に私は斯樣なる場合に於ては解散を奏請して差支ないものと考へて居るのであります。

第三は普通選擧の問題に付て階級制度打破と言つたのは如何なることであるかと云ふ御尋でありましたが、是は當時の速記其他を御覽なされば、恐らく斯樣な御質問は生じますまい。階級制度打破と私が申したのではない。普通選擧論を主張いたして居る人、卽ち普通選擧案を提出いたしたる代表者の演說に、普通選擧を主張するは階級制度を打破するが目的である、斯樣に主張する、私共の考へたが如く單純なる選擧權の擴張とは認めないので

あります。現行階級制度を打破しなければならぬが故に普通選擧を實行するのである。斯樣に說明致したのである。尙ほ其內容は階級制度が存在するが爲に敎育も上流に偏して居る。其他種々なることを申して、甚だしきに至つては徵兵すら上流社會は免るゝが如き傾があるとまで申した。斯樣なる趣意に依つて…　單純なる選擧權の擴張に非ず、斯樣なる趣意に依つて普通選擧を實行せむとする意味でありまするならば、正しく社會の組織を脅威するものであると私は思ふ。斯樣なる趣意に於て我國の選擧權擴張と云ふことは爲すべきものでないと考へるのであります。故に私は此論に絕對に反對いたします。普通選擧其ものが云々と云ふことではありませぬ。普通選擧にしやうとする目的は、階級制度を打破するが爲に普通選擧にしやうと云ふのである。斯樣に申すのでありまするから、此理由には絕對に反對せざるを得ないのであります。其次は選擧に依つて國民の公平なる判斷を求めたと云ふことに付ての御質問のやうに承はつたのであります。成程仲小路君の言はるゝ如く選擧法は選擧に記せられたる所の資格のある者が投票いたして人を選ぶのであります。決して之を全國國民一般に問ふて可否を求めるのではないのであることは無論であります。併しながら之を解散を致すと云ふやうな場合には、現內閣のみならず、何れの內閣が解散いたしましても恐らく國民の公平なる判斷に訴ふる意味から起つたことであらうと私は思ひます。故に國民の意嚮を問ふて公平なる判斷を求めると云ふことは、何も私は不思議なることでないかと思ふ。況や旣に申した如く今囘の普通選擧のことは全國一般の民心に非常なる關係を有する、其事柄たるや憲法附屬の大法典を容易に變へやうと云ふ意味になるのでありますから、國民一般の意嚮が何れに在るかと云ふこと

を見ることは、適當なる處置と考へるのであります。又選擧は選擧法に記せられた所の資格のある者が投票するのでありますけれども、此投票する人々が如何なる心より投票するのでありますか、即ち國論の何れにあるかと云ふ所に依つて、此人々は候補者中に於て彼等の意嚮に合ふ所の國家の選良として適當なりと認むる所の者に投票するのであります。之を見るのは彼等が單に選擧權を持つて居る者の考より左樣に見るに非ずして、一般國民の意思のある所に依つて投票の結果は現はれるものと思ふのであります。是は何れの場合に於ても同樣、今回の選擧に限つた譯ではありませぬが、殊に今回の選擧に於ては國民の一般的の意思を明瞭に表明するが國論安定に必要なりと考へた次第であります。其次は豫算に於て又法律の案に於て計畫したる事柄は解散に依つて蹉跌をする、少くも延期と相成る。此事に付て御尋ねのやうに承はりましたが、是は已むを得ぬ次第であります。議會解散と相成りますれば斯樣なる國務に少くも延期の已むを得ぬことに立至るのであります。故に解散なるものは容易に致すべきものではないのでありますけれども、唯今申したが如く、國民一般に大關係を有する問題に付ては、豫算其他法律案の成立が多少の時期を延期せざるを得ぬと云ふことでありましても解散を斷行せざるを得ぬのであります。是は何れの場合に於ても同樣であらうと思ひます。甚だ國政の上に於ては……國政進行の上に於ては遺憾な次第であります。併しながら是は已むを得ざることゝ認めざるを得ぬのであります。所が今回に限り豫算其他重要なる案があるに拘らず、解散を致したと云ふ次第ではない。何れの場合に於ても解散の時には斯樣なる結果を生ずるのであります。是は國政進行の上には成るべく避けたいことでありますけれども、是は已むことを得

する重大なる必要が更にあります。併しながら國政進行が多少の蹉跌を來すとも、爲に解散するの已むを得ざるに至るのであります。其他尚ほ私の答辯に漏れた所は更に御答へすることに致します。

仲小路君の重ねての御質問でありまするが、甚だ私の態度に付て御非難でありましたけれども、私は決して一時を糊塗する爲に、或は言論の爭ひを貪る爲に陳辯いたすのではありません。其意のある所を十分に盡したいと考へて説明いたして居ります。併しながら仲小路君の思召に副はぬことは甚だ遺憾でございますが、只今は演説中に普通選擧法案、即ち選擧法の改正案は昨年成立いたして一年も經過せず、未だ實行もせざる中に改正・憲法附屬の大法典を改正すると云ふことは宜しくないと云ふことを私が申したに付て、當時左樣なることを聽いたことはないと云ふ仰せでありましたが、何回も繰返して申して居る。速記錄等を御覽下さいますれば數多載つて居ると思ひます。然らざる場合に於ても屢々申しました。是は解散の一の理由でありまして、憲法附屬の大法典と申すべきものを、成立いたして、一年も經過せず、未だ實行もせざる中に容易に之を改正すると云ふことに付ては、國民は憲法政治に信を置くことが出來ない。左樣なる輕卒なることは出來ないと云ふことは、解散の理由の一として繰返したことであります。御承知ない筈はないと思ひます。又議院外の取締が極めて放縱なることの御議論であります。議院以外騷擾があれば取締るが宜しい…… 無論取締をして居ります。幸に取締りましたが爲に、所謂燒打等のことを生せず、濟んだのであります。若し之を放縱に致して置きましたならば、何處まで惡化いた

したか計られぬ、斯様なる騒動の常として多くは帝都に行はれますが、是が段々地方に波及して、各地に於て斯様なる騒擾を見ると云ふことに至る虞が、數囘の經驗上あるものでありますから、十分の取締を致したのであります。取締は十分に致しましたが、併し斯様なる議論は唯一時議會に於て否決したと云ふだけでは、全國に彌漫いたし、國論何れに在るかの歸著判明せざる場合に立至るのでありますから、早きに及んで此問題を解決いたすが、國家の利益なりと考へたのであります。若し當時取締を十分に致して居りませなんだならば、なか／＼當時位の有様では終らなかつたのでありませう。幸にして取締が功を奏し、又解散に因つて不思議にもストライキを始めとして、左様なる騒動は一時熄んだのであります。茲に至つて又驚くべき説を承はる、政府は此情勢を産み出した、何か此騒動に手傳てでも居つたかの如き説もあります。是は實に意外なる議論であります。成程新聞等には反對者は左様なることを申して居る。是は反對せむが爲に反對するのでありますから、左様なる説は御信用ないやうに希望いたします。階級制度打破云々に付ては、私が申したのではない云々と云ふことに付ての重ねての御議論であつて、其中に多數の議員中に左様な事を唱へた者があつた爲に、それに依て、解散しては始終解散して居らなければならぬやうなことではないかと云ふやうな御説を承はりましたが、私は左様なることを申したのでない、普通選擧法案を提出いたし、其提出者總體を代表いたして説明いたした其趣意に、普通選擧を主張するのは單に選擧權の擴張にあらずして、現行階級制度を打壞するが爲に、普通選擧に致さなければならぬと云ふ説明を、普通選擧の提出代表者が致したのであります、是は普通選擧提出の一の理由と認めざるを得ませぬ。此理由に

は私は絶對反對である。斯樣に申した。決して多數の議員中の一二が申したのではない。責任ある代表者が申したのであります。それから何か此解散は他に目的があつてやつたことではないか、是も反對者が申して居る、反對者が他に目的があるので解散したのであると云ふことを、屢々申して居る。選擧競爭中などは殊に申した。不思議にも選擧競爭中には豫ねて彼等が國論なりと主張した普通選擧を唱へずして、多くの人は……普通選擧に依つて解散せられたに拘らず、普通選擧論を競爭場裡に唱へずして、政府は行詰つたから解散を致した、自分の黨派を多數に致さむが爲に解散を致した、政黨の目的……表面の理由たる所の普通選擧問題を棄て他の事を以て爭ふ、是が爲に一部には、政府は他の目的があつて議會を解散したのであると云ふやうな誤解を懐いて居る者がある。是は實に思はざるの甚だしきもので、又何の爲に選擧場裡に於て左樣なる行動を執つたか、我々は解し得ない。兎に角左樣なることから、他に意味があるやうなことを頻りに申して居りますから、是も御信用あらざることを希望いたすのであります。決して政府は何を苦んで、多數を占めて居る自分の黨派を持ちながら、更に多數を希望すると云ふやうなる野心はありませぬ。又國務進行、卽ち議會が解散になれば、一時色々なる條件の進行が止りますから、それは政府も是認して居るやうだと云ふやうな御話でありましたが、是は是認するも否認するもありませぬ。自然に左樣なる結果が生ずるのであります。併しながら何れの場合に於ても解散をすると、左樣なる結果を生ずるのでありまして、甚だ遺憾な次第であります。故に解散は容易にせられぬと云ふことは茲に一の理由があらうと思ひますが、併しながら更に重大なる……更に國家國民の休戚に關する重大なる事があれば、

一時國務の進行が中止さるゝこゝとも忍ばざるを得ぬでありませう。卽ち我々は此見地よりして解散を奏請いたしたのであります。其以外の事に付ては多く御議論でありまして、御議論に付ては別に御答辯をする必要もなからうこ考へまするが、其理由に付ては只今申した趣意に依つて御了解を希望する次第であります。

唯今の御質問、段々再三の御質問に依りまして、結局の所は議會を解散したのが適當である、不適當であるこ云ふ御議論のやうであります。我々は是は適當なる處置こ考へまする。仲小路君は不適當こ考へれば、是は意見の相違で致方はありませぬ。併しながら衆議院の議場に於て確に多數であるこ認むるに拘らず、極めて明瞭なるやうに御話しになりますが、さまで明瞭ではなかつたのでありまして、恐らく表決いたしたら政府の見込は二十名內外で通るであらうこ、私は屢々明言いたした通りであつたのですが、併しながら兎に角普通選擧案は多分議場で否決せらるゝであらうこ斯樣に申しても宜しからうこ思ひます。然らば何故に解散いたしたか、茲に能く御考を願つて置きたい。單に形式だけを申しますれば、衆議院議員は國民を代表して出て來て居る。此代表者に依て決する所のものは卽ち國論なりこ、形式に於ては認めざるを得ますまい。併し此形式を若し飽迄も墨守いたしまするならば、不信任の問題の如きはごうである、多數は確に當時の不信任である。併し是は國民の意思に非ずこ當時の政府が認むれば解散を致して居る。故に是は何時でも宜しいこ云ふ譯でない。單に議院に於ける形式には依られぬ。それで先刻も申したが、單に法律案豫算案の一二ヶ條、斯樣なことでありますれば、議場に於ける贊否

に依て國論定まれりと申して宜しいのである。併し普通選擧の如き一般國民に非常なる影響を與へる。而も歐洲大戰爭の結果として思想の極めて動搖せむとする時であります。而も議院の外に於ては現に騷擾を釀さむと致して居る。是は單に議院に於て僅かばかりの差を以て否決いたしたと云ふを以て、國論安定いたした、是で宜しいとは申されぬのであります。必ず一般の意嚮を質して、一般の人の見る所に依て選擧に現はれた結果に依て、國論は玆に安定いたしたと申すのが適當であらうと思ひます。且つ又行政上から考へましても、若し議院に於て少數の差に依て否決されたと言うて安んじて居りましたならば、益々此問題は種々に流布せられ、騷擾に騷擾を重ねる虞がないとも言へませぬ。又是か意外なる誤解を來し意外なる惡化を來さぬとも限らぬ。故に私は國家の安寧を致し國民の幸福を進め國論の安定を致さしむる爲には、解散を致すのが適當と信じて居るのであります。それが爲には一時必要なる豫算其他の法律案は議場に於て通過いたすことは出來ませぬ、阻止せられる譯でありますけれども、彼と是と輕重を考へますれば、斯樣な場合には相當なる處置を斷行するを以て、國家の爲めに忠實なる處置と確信いたして居るのであります。（大九・七・三）

尼港問題に關し江木千之に答ふ（貴本）

唯今江木君の御質問でありますが、遠方の爲め十分に聽取る事が出來ませなんだ。乍併斯う云ふやうに聽きました。去る三日を以て告示致しました所の文中に「帝國の威信」と云ふ事があるが、利權と云ふ事はない、それはどう

云ふ譯かと云ふ御尋かの如く聽きました。果してさうでありますれば、どう云ふ御見解になつて居るか知れませぬが、帝國の威信を全うすることか、威信を確保する、斯う云ふ言葉は隨分廣い意味に用ひられて居るので、即ち尼港事件に依つて我國の體面を毀損せられて居ります、それが爲め相當の手段を執らなければならぬ。又尼港慘殺事件に依つて我が國民は非常に利益を害されて居ります。それも恢復の途を付けなければならぬのであります。斯樣に數へ來れば、凡そ列國の間に斯の如きことが生じた場合は、十分なる滿足を其國より得なければならぬのであります。是が即ち國の威信を全うすると申して宜からうと考へるのであります。故に國家の威信と申すことは、左樣なる局限せられたる極めて狹き意味のものではないと、政府は解釋いたして居りますから、他日露國政府が…… 責任ある政府が樹立いたしまして、我國に滿足を與へることの出來まする場合までは、帝國の威信の爲にサガレン島に於て必要なる地點を占領すると云ふことは、蓋し我が國民多數の滿足する所であらうと確信するのであります。

少し判明いたしませぬが、もう一遍御願ひいたします。

江木君の御質問は、漁業などを致さねばならぬこともあるから、さう云ふことはどうするのか、含んでないやうにも聞えると云ふ御疑念の起つたことゝ存じますが、我國に於て必要なる地點を占領致しまする以上には、我が國人の彼の地に參つて漁業をすると云ふことが、何等差支へなく行はれるのであらうと考へます。又帝國の威

信と云ふことに付て、外國人は斯う飜譯するであらうと云ふやうな御說でありますが、是は如何に飜譯致しました所が、我國に關係を直接持つ譯ではありませぬけれども、併し此告示を飜譯したものは、唯今江木君の云はるる如く、デイグニテイーとは飜譯しないさうであります。オノア・エンド・プリヴイレッヂと云ふので、御心配ないやうな飜譯が出來て居る、故に私は國家の威信と云ふことは左樣に局限せられたる意味に非ずして、廣き意味のものであると申したのは、それが爲であります。

飜譯はあなたがデイグニテイーと飜譯すると云ふことであるが、さうは飜譯しない。名譽及び利益とでも申しませう。又是は將來正當な政府が樹立せられ、本事件の滿足なる解決を得るまで、斯の如き手段を執ることに致して居るのでありますから、何等我國の國民が彼の地に參つて漁業を致すこと、其他に妨げの無いのみならず、將來相當なる政府が樹立致して、我國に滿足を與へる時になりましたならば、相當の解決を得て國民が之に滿足することが出來ませうが、今日の事態に於ては交渉すべき政府もなし、我國の認めて是なりとする處置を執る外ないのでありますから、斯の如き處置を執つたのは申すまでもないのであります。故に江木君の御心配になるやうなことは、此告示に依つては起るまいと考へます。

唯今のは殉難者のことに付て何をすると云ふのでありますか。

江木千之に答ふ

先づ以て御答して置きますが、此威信と云ふことの外國語の飜譯に付ては私は責任を持ちませぬ。唯江木君はデイグニテイーとでも譯しはしないかと云ふ御疑念でありますが、左樣には譯さずに居ると云ふことで、私は外國語の飜譯に付ては責任を持ちませぬけれども、外國人は此威信はオノア・エンド・プリヴイレッヂと譯して居りますから、名譽及び特權とでも申しませうか。斯樣に外國人は譯して居る。私は此譯に付て責任を持つ譯に參りませぬが、國家の威信と云ふことは、國家の毀損せられたる名譽を恢復いたし、損害せられた國民の利益を賠償せしめると云ふことで、威信を全うすると云ふことの意味になるものと政府は見て居るのであります。それから遭難者の賑恤、是は無論相當の手段に付ては、現に講究致して居るのであります。

唯今江木君の御質問は、所得稅卽ち議會に提出した所得稅と、稅制整理との關係に付ての御尋ねと思はれるのでありますが、今回提出いたしました所得稅は、政府に於ては完全なものと認めて提出いたして居るのであります。併し議院の權能に於て如何なることが生ずるか、是は別問題でありますが、政府は苟も提出した以上は不完全なものは提出いたして居りませぬ。財政經濟調査會に諮問いたして居る稅制整理と云ふものは、是は餘程範圍の廣い事柄であります。御承知の如く稅制整理と云ふ事柄が、日露戰爭の後、非常特別稅を永久稅に改める折に稅制整理を致したのであります。其歷史を繰返して申すには及ばぬのでありますが、二ケ年の間に整理すると云ふ殆ど條件の下に、議會を通過いたしたと記憶いたして居ります。それから調査に着手いたしまして出來上つたもの

が、尙議會の通過を見ずして、又再び調査をして稅制整理を致した事柄でありますが、初めて稅制整理を加へたことではないと記憶して居ります。必要の生ずる度に稅を起し、又稅制を改正いたして今日に參つたのでありますけれども、此間には理論上民間の‥‥國民の經濟に取りましても色々の變化を生じて居ります。殊に今回の大戰爭に依て更に經濟上に及ぼした影響も實に多いのであります。左樣なる次第でありますからして、此機會に於て稅制整理と云ふことは必要であると考へまして、財政經濟調査會に稅制整理の諮問を致し、又多數の特別委員を設けて整理に着手いたして居る次第でありますから、此稅制整理委員の爲す事柄は單り何の稅と云ふことには限つては居りませぬ。一般各稅目稅種に對して調査するのであります。それに單に國稅のみならず地方稅に對しても調査を致さなければ、完全なる整理は出來ないと思ひます。さう云ふ方針を以て此諮問を致しました。是は必らず相當の時を見まして調査を進めましたなら、成案を得るであらうと確信するのであります。無論江木君の言はれるやうに、調査會は碌なことは出來まいからと云つて、放任して置くなぞと云ふ考は、毛頭政府は有つて居りませぬ。さう云ふ次第でありますけれども、各種目に亘つて調査を致し、而も其調査は增稅をするのでは無論ありませず、減稅をするのでも無論ありませぬ。各稅目に付いて均衡を得なければなりませぬのが第一、第二には國稅地方稅の關係に於て均衡を得る、斯樣なる事柄でありますから、隨分大事業には相違ありませぬ。固より短日の間には出來ますまいと思ひます。今回提出いたしました所得稅は國防計畫に伴ひまして、其收入を得なければならぬ。第一の目的は收入を得なければなりませぬ。其收入を得るが爲に所得稅の改正を致すと云ふこ

こに相成りまするならば、唯今日の均衡を得ざる所の現行稅則に、率を加へたと云ふならば宜しくないのでありますからして、此改正案に向つて整理を加へ、卽ち今日殆ど國民の輿論とも申すべき社會政策等も之に加味いたして所得稅中に於ては整理は一通り出來てをるのでありまするが、併し唯今申しました如く、稅制整理案一般に亘つて稅制整理が出來上りました時に、今回提出いたしました所得稅に付ても、多少影響を受けねばならぬことは無論當然なことであるし、又其時に至りまして調査の結果相當のことに改めて致すと云ふことは、他の稅との權衡もありませうし、色々なる狀況より、調査を致せばさう云ふ結果を生ずるであらうと思ふのでありますけれども、今日提出いたした所の所得稅なるものは、第一が收入を得ねばならぬのである。收入を得ると云つて此稅を改正するならば、社會政策を加味して、相當なる率を加へて此改正案を提出するが適當と思ふのでありまして、其見地より今回提出した案が出來たのであります。左樣御承知を願ひます。（大九・七・三）

唯今江木君の御質問でありますが私共の採つて居りまする方針に付ては、幸に同感を表せられまして、御異論のないことゝ承知いたしました。唯今一節を御朗讀になりました教科講義錄のことでありますが、此ことは一向私は存じて居りませぬ。故に是は篤と取調べまして、果して今御述べになつた通りのことが掲載してあるのでありませうか、是に付ては尙ほ篤と調査を致して見たいと思ひます。左樣な次第でありますから、此ことに付ては別段申上げる譯に唯今參りませぬが、何れに致しましても、幸に御同感でありますから、重ねて申す必要はありま

せぬけれども、段々國民思想が色々に變化いたして來ると云ふことに付ては、政府は十分なる注意を拂ふ積りであります。殊に我國に於きましては、歐洲大戰爭の影響を受けまして、動もすれば思想が惡化せむとするの傾きを生じて居ると云ふことは、甚だ遺憾の次第でありますが、飜つて英佛等の有樣を見ますれば、大戰爭の爲に寧ろ思想が健全になりつゝあるかの如き感を懷かねばならぬことを見出すのであります。彼の國に於ては、大戰爭の結果として、戰爭以前にあつて種々なる訓練種々なる行動が國家を維持し國家の安泰を圖るべき途には甚だ遺憾の點があると云ふことに、政治家も國民も自覺したであらうかと云ふが如き有樣が見えます。彼の國に於ては左樣なる狀況が見え、我國に於ては、動ともすれば惡化せむとするが如き傾きを見るのであります。同じ戰爭より受けたる影響と致しましても、斯樣なることは、最も注意しなければならぬ點であらうと考へるのであります。茲に於て政府に於きまして、從來も取りました如き、尙ほ國民の思想を健全なることに至らしめたいものと偏に注意致して居る次第であります。重ねて此ことを說明いたして置く次第であります。

物價調節のことに付て御質問でありますが、前議會に於て屢々問題にもなつたことでありますが、當時の說明に付て唯今御引證になつたことは、多少の相違はあると私は伺ひました。と申すは急激なる處置を執つて、經濟界を混亂し、俄かに不景氣を來すやうなことは避けたい。何故と申すのに、根本的と申せばどうしても外國貿易に制限を加へる外ないので、外國貿易に制限を加へる時には非常に經濟界に變動を與へる。不景氣を來すのであ

るから、左樣な根本的のことはやらぬと申した折に、例へば糸の如き、之に制限を加へると云ふことは非常な變動を來すのである。斯樣な實例を申したので、故に私共は此糸に向つて制限を加へざるのみならず、成るべく左樣なる變動のないことを期したのであります。然るに吾々の政策より生じたのではありませぬが、外の原因であらうと思ひますけれども、四千圓以上に上つた所の生絲の價が、段々下落いたして、千圓少しまで落ちたのでありまするから、果して私共の想像した如く非常なる經濟界に變動を與へた。是は私共の政策に依つて與へた影響ではありませぬけれども、實際に下つた場合に於て、非常なる變動を經濟界に起したのでありますが故に、是は私共は此蠶絲業に向つては政府は十分な力を盡さなければならぬ、救濟の途を講じなければならぬと覺悟いたして、それ〳〵其途を講究いたしました。段々それ等のことが影響いたしたことか存じませぬが、絲の價も恢復いたして、今日は千五百圓以上、二千圓近い相場になつて居ると思ひます。又製絲家、或は養蠶家、是等も資金に困ると云ふことでありますから、之にも便利を與へなければならぬと考へまして、段々攻究……交渉もし、銀行各自に於ても融通いたしたやうでありますが、政府に於ても一千萬圓ばかり融通せしむるの方針を執つて是も救濟して居るのであります。段々斯樣に相成つて參りまして、是が若しも我々の政策よりして、斯樣な打擊を國民に與へると云ふことがあつてはならぬと考へ、種々苦心を致したのであります。それが圖らず斯樣に經濟界に大變動を起して來るのであります。又成るべく經濟界に左樣なる大動亂の生じないやうに努めましたことは屢々申したが如く、兎角此投機思惑に走ると云ふことを戒め、又泡沫會社を作るやうなことに付ても、資金融通に

付て成るべく堅實なる方法に向つて進めたいと努めたのでありますけれども、如何せむ政府の内訓、訓示其他色色の手段に依つて示した所に從はずして、思惑投機を爲して、今日の悲境に陥つて居るものもあります。自業自得と云へばそれまでのことでありますけれども、左様なことは他の健全なるものに影響を及ぼしますから、因より玉石同様に取扱はれませぬけれども、それ等の爲に困難を致して居る者には、それ相當の救濟の途を講じて居るのであります。左様なる次第でありますから、我々の前議會に於て申した趣意は、今日に於ても何等變りはないやうでありまするし、我々も亦當時急激なる變動を與へるやうなる處置を執らなんだことを、宜しきことであつたかの如くに感ずるのであります。若し當時其混亂に處して大打撃を經濟界に與へましたならば、其變動は今日の如きに止まらなかつたやうに考へるのであります。然し之に付て是は銘々の見込でありますが、私だけの考を申上げます。色々御考もありませうけれども、大體今日の經濟界の動亂なるものは、餘程數年前とは趣を異にして居る。日清戰爭の後にも類似の變動が起つた。日露戰爭後にも變動が起つた。併ながら日清戰爭後、日露戰爭の後は、遺憾ながら我國民の力は今日程ではなかつたのであります。然るに今回は歐洲大戰爭の結果でもありませう、兎に角國民の力は非常なる進歩を致して居るのであります。故に此經濟界の動亂を、一部一部に付ては非常なることもありますけれども、大體を通じて申せば、國民の力は日清日露の戰爭後のやうなる狀況ではありませぬから、十分に政府は力を盡しましたならば、財界の安定を得て、相當堅實なるものになるのであらうかと考へます。又た左様に至らせたいものであると考へまして、努めて居るのであります。それから官吏增俸恩給等

に付て、物價騰貴の場合の案を其儘出したが、恰も物價騰貴を唆るかの如き意味に聞えるやうであります。それは當時私は申しました。官吏の増俸を行ふと云ふことは、恩給に從つて起る問題でありますが、決して物價騰貴ばかりではない、固より物價が騰貴いたせば、生活上にも困難を致す、そんなら物價が低落すれば減じて宜しいか、さうは參らぬのであります。官吏の増俸は御承知の通り餘程前に、何年でありましたか、日露戰爭後兩三年も經つてからでありましたが、一度増俸いたしたきりであります。最早一般國民の生活も向上いたしたる今日では、單に物價騰貴の爲のみならず、相當なる増俸を致さなければならぬのであります。是は當時に於ても私は左樣に説明いたしたと記憶して居ります。斯う云ふ次第でありますから、官吏増俸も矢張り前議會同樣のもので提出いたして居るのであります。恩給も俸給が増せば從つて恩給も増す、或は自然の結果増すものもある。是は當然であります。大體さう云ふ方針で參つて居る積りであります。是で御質問に對する御答は盡きたやうに思ひますけれども、尚ほ他に質問がありますれば當局大臣より、若しくは私より委しく申上げます。

唯今の御質問は、糧食問題に關することでありましたが、成程今御尋ねがありましたが、私は答辯を落しました。其事は財政經濟調査會に諮問いたして居る糧食問題のことであります。是は前議會の折には特別委員の一通りの案は纏りましたけれども、之に關する費用其他が纏らずして居つたのであります。其實況は御話して居つた。それで議會に間に合へば提出するが、如何あらうかと云ふことを申して居つたのであります。最近に至りまして

特別委員の調査だけは纏りました。是から特別委員の調査をいたした所の案を、總會の議に付さうと考へます。總會の議に付しまして、どう云ふ風に纏りますか、それに依つて政府が之を取捨いたして、提案することにいたさうと考へて居りまするが、此短期の議會には到底間に合ひませぬ。又總會も經て居りませぬ。併し特別委員の審査が纏り、總會に付するまでになつて居りますから、之を此順序で段々進行いたしましたならば、相當の案を次の議會位にはどうしても提出いたしたいものと、政府は努めて居るのであります。(大九・七・六)

若槻禮次郎に答ふ(貴本)

唯今の若槻君の御質問に御答を致しますが、第一は解散の理由に關することであります。此事に付ては御演説を聽洩した點があるかも知れませぬが、私の承はり得た所の點に付て御答を致します。普通選擧其ものは危險であるかないかと云ふことに付ては、若槻君は私の先般何誰かに對する答辯に依つて、御了解になつたと云ふことでありますから、是は申す必要もないのでありますが、抑々普通選擧はどう云ふものであるか、實は是は衆議院に提案された案に依りましては分らぬのであります。或案には二十歳以上でありましたか、さう云ふ者に凡ての權利をやらうと云ふ案で、而して之を普通選擧案と稱して居る。或案は一家獨立の生計を立てゝ居る者に選擧權をやり、さうして之を普通選擧案と稱する。或案は二十五歳以上でありましたか、夫だけの者に選擧權をやらう、之を普通選擧案と稱する。此三案がありましたが、一樣でないやうであります。どれが所謂普通選擧と云ふもの

であるか、正確には申し惡い案であります。併しながら何れに致しましても、納稅資格を取つて仕舞ふと云ふことは一致して居ります。さすれば納稅資格を取ると云ふことは先づ普通選擧論者の共通した主義と見なければならぬ。然るに是に依つて解散いたした理由は、當時詳しく文章に依り、演說に依つて發表いたしたが、歸する所の要點は唯一つではないのであります。昨年改正を致して今日直ちに之を又改めやう……朝令暮改の甚だしきものである。況んや是も實行いたさない。實行もせざる中に此法律を改めやう、憲法附屬の大法典とも稱するものを、斯の如く容易に改めると云ふことは、どうしても反對せざるを得ぬのであります。是等のことは詳しく列擧いたしましたから、玆に重ねて繰返すの煩は省きますが、然るに昨年衆議院議員選擧法を議會に提出いたして、議會を通過いたしました。其際は如何であつたか。其際は普通選擧論は殆どありませぬ。或る黨派の中に普通選擧論者が五六名ありとして之を除名した黨派がある。普通選擧論と云ふものは、昨年衆議院に選擧法を提出いたした當時は、絕對無しと申しても宜い。どの黨派に於きましても納稅資格の制限に置いたのであります。政府案は十圓を低下致して三圓にするのであります。三圓は宜しくないから二圓にするが宜しいと云ふ案もあり、其他一圓の案もあつて、兎に角納稅資格を悉く存すると云ふ案であります。五六人或る黨派から除名された者を除く外、全會一致、一人の異議なく納稅資格を置くと云ふことでありましたのに、一年經つたか經たぬ中に之を一變いたして、納稅資格を撤廢して而も國民の輿論なりと唱へることは豹變の甚だしきもので、どう云ふ理由で一年經つか經たぬ中に、實行もしない中に左樣に變ずるのであるか、玆に於て何か理由なくしてさう云ふ論を唱へられる筈

はないのでありませうか。此理由はどうして私共は知り得るのでありませうか。此案を提出した、提出者を代表した演説に據るにあらずんば、之を知ることは出來ぬのであります。其所で私は篤と其提案の理由を承はつたので、提案の理由を承はると、驚くべき意味が存在して居る。昨年は議院に於て一人の異議者なしと云つて……五六人はありましたが、茲に擧つて納税資格を置くと云ふことに一致いたして、一圓二圓の差はありましたけれども、其主義は一貫して法律は成立いたしました。然るに一年經つか經たぬ中に之を一變しやうと云ふ理由は何であるかと云へば、階級打破、斯う云ふ意味で……階級打破、言葉短しと雖も意味深長なりと附加へてある。其深長の中にどれだけのことを含蓄して居るか分りませぬが、演説に依つて現はれたことは三點ある。其の所謂階級打破と云ふことは極めて必要である。夫が爲めに普通選擧を致さなければならぬ。何故とならばと其説に言ふ。現に今日教員をすると云つても、高等の教育には努めるではないか、之れを打破しなければならぬ、高等教育は中產以上上流社會、貴族富豪、是に施すものだと言ふ、是も打破しなければならぬと云ふ、斯う云ふことである。之れを擴めて參りましたならば、之を打破すると云ふことが若し擴充せられて、國民一般が斯樣な意思に相成つたと假定致しましたならば、中流以上と云ふものを破壞する殲滅すると云つても宜しい。言葉が少し強過ぎるか知れませぬが、共產主義になると云つては言葉が強過ぎるかも知れませぬが、兎に角斯樣なことを一掃して仕舞はなければならぬことになります。我々如何にも危險なる意味と承はつた。次はどうであるか、物價騰貴、之を政府は調節に努めないと云ふことは中流以上に媚びる、多くの富豪に媚びる爲めに、尙更物價の調節をしないのであ

ると斯ふ言はれる。此意味を擴充いたしましたならば、中流以下の者が此言葉を聞いて之を盲信致したならば、どうしても燒打でも致すより致し方のない結果を見るやうになる。上流社會が左樣な利益を得る爲に、物價が騰貴いたして細民が苦んで居るのに、政府が顧みないで富豪上流に媚びるのであると云ふ、斯う云ふことを國民へ鼓吹いたして、是に國民が雷同いたしたならば、燒打でも致すより致し方がないではありませぬか。第三案は言ふに忍びないけれども、言葉にそんなことを言ふに忍びないが徵兵制度である。徵兵制度は上流社會は免れて居るが如き疑があると申しました。兎に角甚だ人を迷はすの言であります。成る程上流社會の者は身體が下流の者の如く強壯でないから、徵兵に落第者を出すこともありませう。併し今日の制度は徵兵檢査官の手心で以て、中流以上の者に殊に上流の者の徵兵を免かれしめ、下等細民のみを徵兵に取ると云ふことは絕對にないことであります。併し徵兵と云ふものは國民の義務であります。之に取らるゝ者は悉く喜んで徵兵に應ずる次第でありませぬか、此民情を通じて、中流以上の者上流は徵兵を免れるものである。下流の者ばかり徵兵に取らるゝのである。斯樣な意味を鼓吹いたして、之を國民一般が誤解することになつたならば、國防の地位が如何にして立ちますか、是は危險な意思に非ずしてどう致しませうか、是は現はれたる言論である。どう云ふ風な意味深長の理由があつたか深く論ずる事は出來ませぬが、斯う云ふ理由である、斯樣な理由であるが故に階級を打破して、卽ち普通選擧に致さなければならぬと云ふ議論は甚しきもので、若し此論が通過するならば、國家の爲め危險甚しきものなり、斯樣なる理由がある故に、一年以前に於て一人の異議者なく殆ど納稅資格を認めて居る。一年經つか經たぬ

にこを一變いたし、此理由の下に所謂普通選擧に致さうと云ふことであるならば、國家の爲め危險甚しきものである。若し斯う云ふことを國論なりとして、盛んに鼓吹して議院の外に於ても此論に雷同いたして騒いで居ると云ふ状況であります。茲に至つて政府はどうしても國民多數の意見を聞いて、國民は左樣なことの無いと云ふことの反省を得る必要がある。唯法律が成立した成立しないと云ふやうな、單純なことには考へられませぬ。爾かしまして歐洲の大戰爭の結果、人心が動搖して、而かも惡化せむとする今日に於て、斯の如き意味を有つて國內に鼓吹いたしたならば、國家はどうなりませうか、斯樣な勢が既に生じて、如何ともすべからざる状況に立ち至つてから、初めて驚いて手を加へた所が、何とも仕樣がないことであります。私は苟も斯樣なることが傳染して國民を惑すやうなことに付ては、早くに於て國論を一定して、左樣なことは出來ないと云ふことの、公明なる又健全なる國民の意思を固めて置かなければならぬと思ひます。而して又普通選擧は結局どうするか、賛成するかしないか、斯う云ふ意味でありますならば、何れの場合に於ても普通選擧は賛成が出來ない、唯今申す如き意味ならば……併しながらそれは私共の意味にあらず、又多くの國民は左樣なことを考へて居ない、段々に選擧權を擴張せられたのであります。十五圓の納稅資格が十圓になり、十圓の納稅資格が昨年三圓となり、更に之を二圓に低下しやう、一圓に低下しやう、若しくは幾らに拘はらず國稅を納めるものに致さうと云ふ、遂にそれも撤廢して丁年以上の者の獨立の選擧になす條件を置いて、之を段々擴張して參ることは、日本の國情の許す場合に於ては更に差支ない。又危險もありませぬ。十圓の納稅資格を今日三圓に致したまでには二十年を費して居ります。

左樣なる長年月を費す譯もありませぬから、相當の時期に到着致しましたならば、尚ほ其上低下するか、納税資格を全く撤廢するか、それも其時勢でありますが、昨年に一致して決定致したものを、今年飜へして而かも唯今申すやうな意味に依つて普通選擧にすると云ふことは、國家を憂ふる者の同意が出來ないことである。又我々は斯う云ふ問題に付ては、近き將來……今年や來年はどうであるか知れませぬが、近き將來に於ては其時期の許す場合に於て、段々選擧權を擴張して行くと云ふことに付ては異論はないのであります。擴張の結果として所謂普通選擧にならうが、又更に進めては女子にまで選擧權をやると云ふやうな時もございませうが、是は何れの時機か存じませぬが、詰り是は國民の政治上の思想が發達して、國家に危險なき場合に限るのであります。漸次其處に至ると云ふことは異論はありませぬが、直ちに昨年のものを今年に於て一變して斯う云ふ措置を執ることは、國家の爲に極めて危險なるものと考へたのであります。それから御演説中に、何か政府の意味に反對した者が當選したかどうかと云ふことでありますが、是ははつきり意味が分りませぬが、政府黨即ち政友會の唱へた主義を世間に發表して、演説等を致して當選致したのであります。明かに我々が唱へた主義に反對した者は當選致して居りませぬ。其以外の者は無論當選いたして居ります。國民多數の意見に基くものであるが、少數の者には色々な異議者がありませうが、是は別ものであります。それから提案者の説明ならば解散の理由となる。然らずれば誰かが言つたのは構はないと云ふことに付ては、御答する程の重大事件でもありませぬ。唯今申しました提案の理由は何に由るか、法律を見ただけでは何のことか分りませぬ。が此理由を承はると唯今申したやうな危險のこ

とがあつた。それも若槻君が此議場に於て之を唱へたのは、さう云ふ意味に於ての階級打破、三圓の納稅資格を取ると云ふことであります。三圓の納稅當時も私は申した……若し三圓の納稅資格を階級と致すことは餘程是は穩かならぬことであるが、それは別論として、それは少し間違ではあるまいかと申したが、然るに此の議場では極めて容易いやうに、そんな意味ではない。階級打破と云ふことは、三圓をなくするのだと云ふやうに申されますが、さう云ふ譯で此の春と先達てとは、左樣に意味を變へて言ふのか、世間に反する所となつたが故に辯解する積りでありませうか。國民多數が同意しないから何かさう云ふ意味を付けられますか、其演說は解剖する要はないが、兎に角三日前に言はれたことと、今年の春の提出の理由と大變な違ひがある。當時私は衆議院の議場に於いて、能く速記を御覽下さい。一體私の爭をしたことは當時の速記を御覽になつて下さいと答辯したやうな次第であります、それから物價の問題、是は多くは大藏大臣に對する御質問でありますが、大藏大臣の言論答辯に付いて御尋ねが起つたやうでありますから、是は私が御答するより大藏大臣が直接に此處で御答辯いたした方が宜からうと思ひます。最も其の中一二私の言つたことを引用されて居られますが、是も實は大藏大臣が御答いたせば其の中に含蓄することゝ思ひます。併しながら私は通貨收縮の爲めに外國貿易に制限を加へると申したことは、そんなことはありやうがないとか、不思議な議論とか云ふやうでありますが、私も斯う云ふ風に申したのでないのでありますか、さう申せば不思議なことに相成ります。併し私の用ひましたのは、日本の物價が騰貴いたして居ると經濟界が好況に相成るのでありませう。兎に角、其の原因を遡つて見れば、歸する所は外國貿易にあるの

で、外國貿易の輸出が繁昌いたして、外國から金が澤山這入り、又日本に於て色々製造した物を、盛んに外國に出すこと金を儲けることになる、それ等が即ち最も煎じ詰めたところの原因は外國貿易にある。或は根本的に調査せむとすれば、此の外國貿易に制限を加へなければならぬ。外國貿易に制限を直ちに加へやうものならば、經濟界が忽ち攪亂して俄に不景氣を來たすやうな結果を見るから、さう云ふことは出來ないからと申したのである。通貨收縮の爲に外國貿易に制限を加へなければならぬと云ふのは、何か言葉に間違がありませうが、さう云ふ意味ではありませぬ。物價の騰貴するのは唯通貨……日本銀行より何億何千萬紙幣を出して居ると云ふばかりではない。信用の發達に伴うて居ることであるから、單に通貨の何億何千萬の問題でないと云ふことは、是は申すまでもないことである。さすれば源に溯つて、外國貿易と云ふことが經濟が膨脹した根本的であると云つて、之れに制限を俄に加へるのは大變なことゝ云ふ考から申したのであります。其の他は大藏大臣から相當な時機に御答を申して宜しいのである。最後に尼港問題、是は不可抗力であると私が申したのではありませぬ。藤村男爵は不可抗力と云ふのかと御尋ねでありました。それはさう御評論になるならば、それまでの話であります。と云ふのは現に北方に兵を送ることが出來ない。如何とも仕樣がないから、言葉を換へて不可抗力と云ふても餘り不適當な言葉とも思ひませぬ、それはさう御評論になつても宜しいと云ふに過ぎない。それから何かシベリア出兵、此の事に付いていろ〳〵シベリア出兵の目的を、前内閣に於いて中外に公表いたし、宣言を致して居りましたので、それに依つても明瞭である。それの宣言は若槻君の言はれるチエック・スロヴアック救援の目的である。重たる

目的かそれであると云ふことは、是は宣言に依つて明かである。然るに是までシベリアの當時チエツク・スロヴアツクが非常に困難なる狀況に立至つて、歸國前に其途に跨つて居る……チエツク・スロヴアツクの救援に對して、鐵道沿線を保護しなければならぬので、其兵を配布いたしました。兵を配布いたしした其後に、兵を半減いたした云々と云ふことでありまするが、即ち――半減いたしたに相違ないことである。それはどう云ふ譯かと申せば、御承知の通り鐵道に二線ある。ウラジオに達するには東清鐵道方面とアムール線の方面とある、最早アムール線はさう維持して居る必要はないので、アムール線を撤兵を致しました。是は段々歸國致しましたから、兵を減じたのである、必要ならざる所に兵を置く必要がありませぬので減じたのでありまするが、此減じまするも何も別段影響を及ぼすことがないので、其後段々主義を變へて、目的が變つたと云ふやうな御演說を承はりましたが、さう云ふ趣旨でもないので、チエツク・スロヴアツクを救援する爲に兵を出し、此鐵道の沿線に配置せられたことは事實であつたのです。併しながら過激派其他が之を襲うて參れば、討たなければならぬことは無論の話、又チエツク・スロヴアツクを救援するの目的であつて、鐵道沿線に居る所の居留民を保護しないで宜しいと云ふ理窟はない。そこに居る居留民を同時に保護まる、それで一部は撤兵になり、從つて居留民の居る所も變り、段々住居を變じて居るのは、實際問題であります。最初の宣言を墨守して、是はチエツク・スロヴアツクの救援に參つた、日本の居留民はどうなつても構はぬことはないと云ふことは、常識に於ても分りきつたことである。それから段々過激主義か……戰前とは種々ロシヤの政情が變化致したのであります。故に日本のやうな接壤の地に於て

は、歐洲各國の兵などの出て居る樣に、單純には參らぬことは申すまでもないことである。朝鮮方面に關しては殊に然りである。是等のことに付て、居留人を保護するのみならず同時に防ぐ方法を執らなければならない。あの方には不逞の鮮人も居る、支那人の日本を喜ばざる者も居るやうな地方でありますから、之に對しては相當な處置を執つて置かなければならぬのであります。最初の目的を變更致したのでありませぬけれども、實際の事情に於きまして、相當な處置を執つて參ることは已を得ぬことゝ思ひます。之をシベリア出兵の目的が屢々異動致し、變化致したやうに御認めでありますが、少しく實際の事情を御考へ下されば、御了解になるべき問題と思ふのであります。又尼港がどうであつたか、玆には大變な兵を置きましたならば安全であるかも知れませぬが、當時に於て必要のない所に、大變な兵を置く必要も起りはしないかと言はれて、目的の爲に漠然多數の兵を置くことが出來ないのは、常識に於ても分ることであらうと私は思ひます。尙ほそこを守るに相當なる兵力と認むるものを配置してあつたことは、事實と私は心得るのであります。尙ほ更ら強大なるものに出遇へば、遺憾ながら是に依つて防ぐことは出來ないと云ふことの起るのは、尼港に限らぬ。何れの地方に於ても左樣なことである。例へば三千人參つたと云ふことであるが、三千人か六千人か分りませぬが、何れにしても左樣な多數の者が參つた、故に向ふに於ける常備兵の外に更に五六千置けば宜いと云ふ議論で、五六千も置いた場合に一萬も參つたらどうするか、二萬も參つたらどうするかと云ふことで、非常に論じ詰められたらどこの邊にどれ位置けば宜いか、初の間は何等故障なく極めて平穩であつたので、それが段々昨年の暮から今年の一月になりまして、初めて不穩

になつたのであります。從つて向から援兵を求めて參つたのでありまするけれども、其時に遺憾ながら、如何こも致し方がない、甚だ殘念なこと〻考へますけれども、左樣なことで救援の兵は到着致さぬ間に、既に事が終つたと云ふことで、斯う云ふ譯で甚だ遺憾に堪えなかつたのであります。玆に於て何か我々斯樣なことを致したら宜からう、斯う云ふ失策手落があると云ふことであれば、無論責任を辭する者でありませぬ。併しながら唯さう云ふ意味なくして、漠然と責任を取ると云ふことは申上げ兼ねるのであります。何も國政上責任を回避するの意志は吾々毛頭ありませぬ。故に此のことに付て失策があり、手落があると云ふことであれば少しも責任を辭しませぬ。どう言ふ御認定が知りませぬが、是まで陸軍の公報其他に依つて發表を致し、並に議場に於て説明を致したので御了解を得べきこと〻思ひます。是までに失策があつたと言ふことを自覺する譯には參らぬのであります。然るに以上我々責任を考へまして、憲法上から考へまして、徒に進退することは出來ませぬ。寧ろ我々の責任は大に善後策を講究しなければならぬと考へます。其善後策として先般公表致しましたる如く、相手となるべき政府がありませぬから、我々の見込で然るべきこと、又是に列國の見る所に對しても、決して日本が不當なことを致すのでないと云ふことを考へなければならぬ。彼此れの事情を斟酌致して、今日我國に於て適當なりと認めまして、サガレン州に於て必要なる地點を占領致して、支那に於て……ロシヤに於て相當なる政府が樹立して、我に滿足を與ふるまでは此處置を執つて參らう、斯う云ふ政策を定めたのであります。是が卽ち我々の最も重じなければならぬ責任であらうと考へますので、此責任を執つた次第であります。左樣御承知を願ひます。

低聲で聞えないと云ふことは屢々此前にも問答しましたが、遺憾ながら私にはさう大きな聲も出ませぬ。愈々徹底しなければ速記を御覽を願ふの外ありませぬが、兎に角唯今の御質問は私の方には聞えましたから之を申して置きます。議會解散のことに付て喋々御辯明でございますが、是は御意見が違つて居ると私は思ふ。凡そ議會を解散するしないと云ふやうなことは、申すまでもなく、政治問題である。乾燥無味な法律規則の問題では無論ないのでありませう。是は御解りであるべきである、而して昨年制定したる法律、未だ實行もせざる……一年も經過せざる内に改正しやうと云ふことは、是既に不當であります。併し之を唱へる人々は是は國論なりと云ふ、それだけのならまだしもである。其意味を段々聞いて見ると云ふと、唯今申したる如く極めて不穩なる意味が此處に含蓄して居る。是は若槻君の言を俟たずして、教育はどうすれば宜いとか、物價はどうすれば宜いとか、徴兵はどうすれば宜いとか云ふことは、唯當然の議論でありませう。さう辯解せらるゝなら斯う云ふ論を唱へる人には、御便利でありませう。國家内外の情勢より觀察致しまして、今日の日本に於ては人心はどうなつて居りませう、不穩なることを唱へむとする處があります。是等を考へましては放任の出來ないことが多いのであります。若し若槻君の言の如く致しましたならば、過激主義を雜誌で唱へやうが、社會主義を唱へて居らうが、彼等の自由があると言へませう。差支ないじやないか、社會主義者の唱へて居るのもいろ〳〵……徴兵が要らぬの、富豪を倒せなどと云つて居るのであります。危險なしと言へば危險なしとも言へませうが、我々は甚だ危險なるもの

と思ふのである、故に相當の取締も致さなければならぬ。唯今申したる如く既に昨年の法律、昨年而も國論一致したと申して宜しい、衆議院に於ける各派一人の異議なく、五六人の人がありましたが之を除名する程の決心を以て、納税資格を置く所の選擧法案を通過されたのであつた。然るに拘はらず之を一變して、是が國論であるから今直ぐ普通選擧を施行せよと云はれる。而して其唱へる所の意味に於て、唯今申したる如き意味がある、之を危險と申さずして何と申しませうか。政治問題として之を以て國民の公平なる判斷に任せて、彼等の言ふが如く左様な……國民が普通選擧を斯くの如き意味を以て、今日直ちに普通選擧を實行すると云ふことは國民の意思であるか、國民は相當の時期に於て漸次に此所に達するのが國民の意思である。即ち政府の唱へる所を賛成するか反對するか、それを國民の意思に問ふと言ふことは、立憲政治の上に於て當然なることゝ私は考へるのであります。又政友會の會員中には普通選擧は危險なるものと言つて當選した人がある云々、普通選擧其ものには危險のないことは解り切つて居りますが、今日唯今普通選擧をやらうと云ふ、而かも其意味は先刻申したる如き意味が含蓄して居る、危險ならざることが危險となるのであります。御承知の如く三十年前憲法發布せられた時に、衆議院の選擧資格は先刻申したる如く、十五圓である、此三十年前十五圓の時代に若も今日の三圓と唱へたならば隨分……それを即時實行しやうとしたならば、當時の政界に取つては危險なるものであつたか知れぬ。それが今日に至つて三圓に致して何等危險がない、故に之を實施するの時期に、之を實施せむとするならば、即ち今に於て危險なるものも危險ならずと相成りませうが、危險ならざるものが危險になる虞も爰に生ずるのであります。故に

政友會の內では普選は危險なりと申した者もありませう。今日實施せむとするならば危險なりと申すことが左まで不當なことを申したと言へぬのであると私は思ふ。殊に又さう云ふ多數の候補者が、三百人四百人以上の候補者が唱へたことに付て、一々誰がどう唱へたか分りませぬけれども、併しさう云ふことを爭へば幾らもある。議場に於て頻りに普選論を唱へて是が國論なりと叫んだ人々が、選擧場裡に於て普選の普の字も言はない。是も亦どう云ふものである、其甚だしきに至つては、我々は仕方なく普選を贊成して居つたが、我々の意思は普選ではないと、斯う言つた人まであると云ふことで、さう云ふ事を一々立入つて論じましたならば、際限のないことである、又必要も餘りないことである。故に政友會の人の中には普通選擧危險なりと申した者もありませう。今日直に實施しやう、而かも唯今申す如き意味に於て實施しやうと云ふならば、危險なりと申したので決して不當なることでない。それがあるかないかと言ふことに付て强て爭ふ必要は更に無い、と云ふものは裏を申せば今言ふ通り……裏と申すことはないが、反對の人は普通選擧を頻りに唱へて選擧場裡で唱へなかつたのは不思議である、殊に我が意思にあらずと云ふに至つては奇怪でありますが、それを一々咎立てする必要はなからうと私は思ふ。それから、物價の問題に付ては、是は大體に於て大藏大臣より答辯して御滿足と云ふことでありますから、それで宜しからうと思ふが、其中いろ〳〵私の申したことに付て御辯明もありました。又御了解になつた、ならぬと云ふ點もありましたが、それは大體に於ては御答辯は盡きて居ると思ひますから、强ひて重ねて申す必要もなからうと思ふが、是も然し若槻君などの觀られる所と、私の觀る所と根本に於て意見が相違して居るかと思ひます。又

應答を重ねても一致を見ることは困難であると存じますが、兎に角相當なる時機に於て大藏大臣から御答して宜しからうと思ひます。又尼港問題、是は先刻の御質問に御答辯致した所で盡きて居ると思ひますが、重ねての御尋ねでありますから申しますが、シベリアの秩序を維持する爲に兵をどう斯う、兵を半減致したと云ふことを咎めたと云ふ御話もありましたが、若槻君は半減と云はれたかどうか知りませぬが、私は御咎めも何にも致さない、兵は大分多く減じたのである。減じましたがシベリアの秩序を維推するに相當な兵を要するに拘はらず、其兵を減じたが宜しくないと云ふ若し御議論であるならば、それは實際と違ふのである。先刻申した答でありますが、アムール線等はチェック・スロヴアックが段々歸國の途に就きましたから、アムール線を保護して居る必要がなくなつたのであります。故に之を撤回致した。又兵は全く不用になりましたから之を歸するのが當り前である。又シベリアの秩序を維持するといふことは、どう云ふ場合に申したことか知れませぬが、シベリア全體の秩序を維持すると云ふやうな實際、考を政府は持つたことは無論ないのであります。チェック・スロヴアック救援を目的としチェック・スロヴアックの通過すべき鐵道沿線を保護して、同時に居留人を保護して居つたことは實際であります。シベリアの全體の秩序を維持しやうと云ふことは、他國の政府に代つて其秩序を維持しやうと云ふことは是は出來やうもない。唯日本人の居る所、日本に接近致した所の安寧を保たなければならぬのでありますから、若しもシベリア全體の秩序を日本が維持すると云ふことでも聲明して居つて、それに拘はらず兵を引いて居つて、過ちを來たしたと云ふやうな御議論でありまするならば、是は趣意に於て違つたことであります。政府の聲明し

たる意味にも異つて居ることでありますから、其邊は能く御研究を願ひたいのであります。併し大體は既に申した所で盡きて居りますが、アムール線は維持する必要がないのでありますから、兵を撤しまして其邊は滅じたのであります。それからチタ方面よりウラジチに通ずる東清鐵道の大部分でありますが、之を維持する爲めにウラジチ初めチタ、もう少し西にも相當の兵を置いて維持して居つた。是もチエックが乘船いたし歸國することに相成りまして、まだウラジチには相當殘つて居るやうでありますけれども、兎に角西の方面に居りませぬから、先般聲明いたしたが如く、此方面の兵は撤することになりました。是はもう最初より執り來つた所の方針でありまして聲明に基いて其通りやつて居るのであります。それからニコライエフスクのこと、シベリアの秩序を維持すると云つたことが、少し誤解があるやうでありますけれども、シベリア全體の秩序を維持すると云ひましたならば、ニコライエフクスに何が起らうが、何處かで兵隊がどうしたとか云ふことに關して、總て責任を負はなければなりますまいけれども、シベリア全體の秩序を維持する考は毛頭ない。又左樣なることは出來得ないことである。ニコライエフスクに於ては三百餘の居留人も居りますから、最初は軍艦が行つて居りましたが、當時相當の兵力を要するのでありまするから二中隊……二中隊少し以上でありましたが、其兵を配置して置いた。是は居留民を保護するに無論足りる兵でありました。然るにコルチャック政府の覆沒以來段々危險なる狀態が起つて來て玆に相當なる増兵を求めて參つた時代は一月の末でありまして、もう如何ともすることの出來ない時であります。不可抗力と申したか、申さぬか、どつちでも宜い。藤村男爵がさう申されたから、私も言葉を重ねて云へば、

さう申して宜しいのであります。實際彼地から增兵を求めて參つた時には、こちらから兵を送ることが出來ない時機であります。それは不可抗力である、斯う云ふことを申した。是等が已むを得ざることである、如何とも仕方がないと云ふ事情を御了解相成り兼ねると云ふのでありますならば、屢々聲明を致しましたけれども、尙ほ詳しく其事情は陸軍當局より說明いたして、無論宜いのであります。實際に如何ともすることの出來ない狀況であつたので、決して政府の怠慢失策ではないと思ふのであります。併しながら之を政府の失策怠慢と御覽に相成るならば、それは御議論で致し方がないのであります。政府は左樣な怠慢なる處置を執つたのではないのであります。（大九・七・一〇）

唯今若槻君の御質問でありまするが、それはどう云ふ點を御答へいたせば宜しいのか判然いたしませぬけれども、私の申した趣意を重ねて申せば御了解を得るであらうと思ふ。若槻君の御議論では、島田三郎君が普選問題を提出する理由として唱へた所の、教育は上流に偏して居ると云つた所で差支はない。物價調節も上流に媚びてしないと云ふても差支へない、撤兵は上流は免れて居ると云ふやうなる趣意を述べても差支はないじやないか、斯う云ふやうな御說であります。それは唯唱へやうに依つて、個人として單純に唱へて居る間には、さまでの危險も無論ないでありませうけれども、左樣なる主義に依つて階級を打破いたして、社會の組織を一變いたさなければならぬと云ふやうなる結論を見るが如き議論を普選の理由と致すと云ふことは、甚だ不穩なりと私は考へたの

であります。若し其主張を擴めまして、段々國民の誤解を醸すに至りましたならば、實に危險なる結果を生じはしないかと慎れるのであります。それ故に私は是は普通選擧を今日實施すると云ふことは、議論の上に於て同意の出來ないのみならず、此趣意は甚だ國家の爲に不穩なりと私は認めて、解散の理由の一に數へたといふことを說明いたしたので、それに對して若槻君は、敎育は上流に偏すと云つても差支ない、物價調節は上流に偏するが爲に調節をしないと云ふことも差支ない。徵兵は上流は免るゝ處があると云つても差支ないと云ふ御議論であるならば、さう云ふ御說であるならば、何を言ふても差支ないと云ふことに相成りはしますまいか。それならば假に社會主義者が色々唱へて居つて、唱へて居る分には差支ないじやないかと云ふことに考へまするが、凡そ議會を解散する、國民の思想をごうすると云ふことは、皆總て乾燥無味なる法律論にあらずして政治問題である、此政治は活きた社會に處して相當なる道を執らなければならぬから、假りに上述の論を單に唱へて居る間差支あるまいと云ふやうなことで、之を律することは出來ないと云ふ趣意を申したのであります。此趣意に依つて御了解を願ひたい。

若槻君の御議論でありますが、是は私とは說を異にして居る。幾ら質問應答を重ねましても、一致は見出さぬかも知れませぬが、私の申した趣意は、敎育は上流に偏して居ると論じた所の、それだけのことでは危險はありますまい。又物價調節は上流に偏して居ると論ずる人がありました所で、そこだけの間には危險はありませぬ。

徴兵は上流に偏して居る虞れがあると言つた所で、それを唱へて居るそこだけの意味に於ては危險はありますまいが、斯樣な虞れがあるが故に由つて以て階級を打破もしなければならぬ。階級を打破するが爲には普通選擧にして……普通選擧を行うて多數の國民の力に依り、此階級を打破すると云ふ結論に歸着する順序として唱へた議論にも、不穩の意味はないと云ふ御議論であります。是は見解は違ふのであります。御答を致した所で一致を見出し難いと考へます。併しながら私は斯樣な趣旨に依つて階級を打破し、現在の社會の組織に脅威を加へるやうな理由に依つて普通選擧を實行しやうと云ふならば、我々は之を決して穩當なる議論とは見ないのであります。說は付けやうに依つて色々ありまするけれども、此精神には私は御同意が出來ないのであります。それから先きは御議論が違つて居ると思ひます。從つて御答はいたしませぬ。（大九 七・一二）

伯爵柳原義光に答ふ（貴本）

唯今柳原伯爵の御質問でありますが、之を御答いたしまする前に一應私の從來執り來つた所の御了解を得たいのであります。御承知の如く私は屢々內務の局に當りまして、總選擧にも度々遭遇いたしました。併しながら此在職中に唯一回も總選擧補缺選擧に際して、應援も致したこともなければ、推薦狀を發したこともないのであります。是は何故かと申すと、內務の局に當り取締の任にも當つて居る、等しく政友會員であつて同志の者の選擧を爭ふに當つて、黨員たるの關係に於て應援を致すのも差支ない譯であります。日本の今日の狀態を考へまするこ

取締の局に當る者は推薦狀を發し、若しくは應援を致すと云ふことは、選擧の公平を保つに遺憾を得ないと云ふ心配を致す爲に、在職中未だ曾て應援も致したこともなければ、推薦狀も發したこともないのであります。而して今日に至つてどうでありますか、在野當時に於ては無論差支ないことでありますから、推薦狀も發し、應援も致すのであります。政府の局に當つた時には唯今申す方法を執つたのであります。今回内閣總理大臣と致しまして總選擧に際會いたしました。此場合に於ても私は數十年執り來つた方法を變へぬのであります。御承知の如く一回も何人の應援にも參りません、何人の推薦も致しませぬ。是は何等差支ないことゝ考へまするけれども、少くとも選擧の公平を保つには之を避けた方が宜からうと云ふ意味を以て左樣に致したのであります。御承知の如く、今日總選擧に際して、唯大阪に關西大會を開きました際に參つて、意見を陳述いたしたことの外に、應援などにも參らぬのであります。然るに此數年間政界の狀態はどうでありましたかと云ふことに御考を願ひます。唯今柳原伯爵の申された如く大隈内閣當時に於ては内閣の人々が個人の應援の爲に全國に奔走いたしたのであります。内閣の首班たる人も或人の應援の爲に參つた。從つて或人の爲に推薦狀も發したのであります。斯樣な狀況でありまする故に、内閣總理大臣としては何も致さぬのでありますけれども、絕對に從來の方針を恪守いたすことの甚だ困難なのであります。併しながら私は之を排斥いたしました。此點に於ては私更に今日まで方針を變へないと申して宜いのでございましたが、事情唯今申した通りでありましたから、御不審になりました推薦狀も發せざるを得ぬことに立至りました。併しながら此推薦狀を發するに當つては、在野でも在朝でも同じことでありま

すから、此順序を一應申して置きたい。私は内閣の首班に居りますけれども、御承知の如く政友會の總裁であります。大隈侯の如く黨派の首領ではなかつた人ではないのであります。一面に政友會總裁と云ふものを持つて居るのであります。黨員と總裁との關係に於て全く緣を斷つことの出來ないものであります。又表面の道理から申せばそれは應援いたしても宜いかも知れませぬが、それは避けたいと存じます。併し凡そ選擧に際して候補に立つ者が、どう云ふ順序に依つて政友會に於ては之を公認するかと云ふこと、之を申上げますれば御了解になりませう。政友會に於て總選擧に候補を立てるには、各支部に於て選擧委員と云ふものを設けまして、選擧委員は凡ゆる候補者の候補に立たむとする者の中に付て、十分なる詮衡を致して、此者なれば公認の候補に致さうと云ふことで、支部に於ける選擧委員は決定いたします。支部に於ける選擧委員は決定いたして本部に其承認を求めるのであります。玆に至つて本部は之を宜しいと承認いたしますれば、本部を總裁いたして居ります所の總裁の名を以て推薦狀を發しますから、全く黨務に屬して居ります。さうして其際はどう云ふ標準に依つて標準を決めるかと云へば、無論此人は當選するだらう、落選するだらうと云ふ勢力の關係 信用の關係も無論見るのであります。同時に其人の性行、履歷も見るのであります。性行、履歷を見て甚だ不都合な人であれば之を公認いたさぬのであります。又縱しそれを地方支部に於て公認して參つた所で、本部に於ては之を公認しないのであります。精選に精選をするのであります。併ながら、其時分に於て、定むる時に際して、無論不都合なる人と申せば、大概前科でもある人を申すのである。さうでなければ唯當選落選の狀況を見れば宜しいのでありますけれども、人格に

對して申せば、多くは其人は前科があるかないかと云ふこと、此前科がありましても、破廉恥罪でもない時には隨分公認を求めて參るのであります。又破廉恥罪と雖も、悔悟の實明かなる者、或は年を經た者と云へば隨分其人の信用も回復いたして居るものでありますから、之を支部に於て公認候補と定めて本部に公認を求めて參るのであります。其時に於て本部に於て更に詮衡いたしまして、前科ありと雖、其前科は破廉恥でない、或は縱し破廉恥でも時を經て居る、左程時を經ずとも悔悟の實あると云ふことを段々詮衡いたしまして、初めて支部で選んだものを公認するのであります。それ故に銓衡の爲に公認しない者もある。公認候補者として遂に本部の公認にならない者も往々あるのであります。併しながら承認するとすれば左樣な順序を以て承認いたします。扨て承認いたしました以上は、私の知ると知らざるとに拘らず、本部が公認すれば本部の名を以て推薦狀を發すると云ふことは當然であります。故に私は政友會總裁を罷めませぬ限り、朝にありましても野にありましても、斯う云ふ場合には私の名を以て推薦狀が出ることゝ思ひます。之を若し廢すると云ふことになりますれば、絶對に總裁の職を辭する外ないのであります。併し此事は私は何等内閣の首班をして居るには差支なからう。又建議の御趣意にも更に背くまい。私は政友會の總裁でもなくして個人としてしまするならば、黨の必要に依つてするのにあらず、個人の選ぶ所に依つて致すのでありますから、無論私は個人として左樣なるどう云ふ人であるか知りませぬけれども兎に角面白からぬ人であれば之を推薦しないと云ふことは差支ないのである。併し黨としては唯今申したる如く手續慣例を履んで參つたものを、本部に於て推薦狀を發すると云ふことは、今後に於ても往々あらうと

思ひます。是は内閣の首班としてさう云ふ場合に成るたけ避けた方が宜からうと云ふ建議の御趣意を、さまで矛盾したことではなからうと私は考へるのであります。無論大體の訓令としては私は本部に對しても唯今申したる如く、單に當選するか落選するかばかりを見ずして、其人の人格を見よ、破廉恥罪でもあるならば注意せよ、縱し其人は年を經て居るとか、恕すべき所があつて信用を回復して居る、いろ〳〵のことがあるとしても、銓衡の上に銓衡を重ねると云ふことの訓令は致して居ります。此訓令の下に本部に在る者はそれを承認致して私の名を以て推薦狀を發すると云ふことは已むを得ぬのである。決して私は建議の御趣意は沒却して顧みないと云ふ趣意にあらず、私は決してさう云ふ前科者を好んで自ら推薦等を致す意思はないのである。是は私のみならず恐らく政黨の首領たる者は是は將來に於て已むを得ぬかと思ひます。併し唯今申したる如く、私は十分に訓令を與へて私の知ると知らざる者に拘らず、私の名を以て推薦者に立てる以上は、十分に其人を銓衡致せと云ふ訓令を與へて居る。將來も亦た左樣致すことを辭さぬのであります。唯だ私は選擧に對して飽く迄も公平を保たなければならぬと思ふのでありますから、前科者のみならず、苟も選擧の公平を失ふの虞ある疑惑を起すことを避けると云ふ趣意であります。建議の趣意に對しては飽く迄御同意を表し之を沒却致すことがない積りでありますが、事情斯くの如きものありと云ふことは御諒承を得て置きたいと思ひます。（大九・七・二八）

島田三郎に答ふ（衆本）

島田君の御質問に御答を致したいのであります。併しながら島田君の御演說は、大部分御議論であります……大部分御議論であると致せば、强て答辯の必要はない譯でありますけれども、併しながら此場合明瞭に致して置くが、彼此の爲めに宜しいと思ふ。……どうも生れ付で仕方がありません、

解散の理由に就て種々言論を試みられました。其中に國民の公評に愬へたと云ふことに就て、喋々の御議論であります、併しながら議會を解散すると云ふことは、國民の公評に愬ふるに非ずして何でありませう。孰れの場合に於ても同樣であります　解散は今囘初めてではない。數囘やつて居る。孰れにしても、解散は當議場に於ては多數であるが、併しながら國民は之に同意して居らぬ。故に國民の意見を問ふなどと云ふことも屢々ある。現に諸君の支持せられた大隈內閣もやられたのである、是は私は憲法上當然な事にして、御互に異論のない事である。又國民の公評に愬へると云ふことは、他の諸國に行はれて居るが、國民の如何なる者を問はずして、國民全部の投票を求むることでないと云ふことは判り切つた事であります。是も實は今囘初ての事でない。國民の公評に、國民の輿論に愬ふると云ふことに就ては、御議論の生じやうと思はないのである。强て辯論する必要もなからうと思ふ。それから其解散の理由中に、階級打破云々の語があつた、と云ふことに就て、島田君は當時の御演說を敷衍せられて、極めて辯護せられ、辯解せられて居るのであります。併し島田君は只今の議場に於ては、階級打破と云ふのは、納稅資格を取るだけのことであると容易に言はれますけれども、當時普選問題提案者の代表者として、演說せられた御演說を徹頭徹尾傍聽致しました。尙又其速記も熟讀致しました。決して只今言はれる如き

單純に納稅資格を取るだけだと言ふことは云はれてないのであります。若し此說に謬りありと云はれるならば、今一度速記錄を御覽なさい。

違ふ所を此處から言ふ、當時の議論では、斯樣に普通選擧にしなければならぬと云ふ理由を說かれ、其主なる理由として、階級を打破しなければならぬと云ふことを言はれた。階級打破とは何事であると云へば、詳しく說明せられて居る。階級打破と云ふことは極めて必要である。何事にも必要である。現に今日教育をすると云へば高等教育のみ盛にして、階級的に上流の者許り教育することに努めて居る。階級制度あるが故に、起ることである 政府は物價調節をせよと云ふのに努めないのである。努めないのは何の爲めか、上流社會に政府は媚びる爲めである。甚だしきは言ふに忍びないけれども……島田君は言はれた、言ふに忍びないけれども、徵兵制度でさへも上流社會は免れる、斯の如く島田君か言ふ、島田君の演說の趣意である、島田君の演說の趣意は斯樣なる趣意である故に私は之に御同意出來ないと云ふことを、其際議場に於て明言して居る。左樣な意味である。吾々は選擧權を擴張することは諸君に讓らない、現に今回も擴張したのである。併しながら吾々の選擧權擴張の意味と云ふものは左樣なる階級制度を打破しなければならぬから、選擧權を擴張しなければならぬと云ふことではないのであります。階級制度が有るか無いかと云ふことに就て私の茲に：　當時私の演說では、日本に於ては、何等階級制度の軋轢は存在しない：何等階級的の弊害も無いのである。然るに島田君は、階級制度を打破するが爲に、普通選擧をせなければならぬと云ふ御議論である。斯樣に申した。當時明瞭な事、若し判らなければ速記錄を御覽なさい。

故に今日種々に辯解せられますけれども、今日の辯解と當時の御演說とは違つて居ります。それから政府が解散を致したのは種々の問題に就て行詰つた。此行詰の苦痛を免れんが爲めに解散をしたのである、併し此事實は何も擧げてない。唯だ貴族院で質問があつたから行詰つた、漠とした事である。證據のないことを言はれて居る。さうして行詰つたから、それを免れる爲めに解散をしたのであると言はれるけれども、是は實に他に向つては欺き得られるが、此議場に於ては通行致すまいと思ふ。其次に選擧の費用、選擧の費用の嵩んだと云ふことは、政府に何の關係があります。選擧人が增加致し、國民の生活程度も向上致し、種々なる點に於て選擧費用が掛つて來たと云ふことは怪しむに足りませぬ。之を政府に問はれるのは何事か判らない。其次はタイムス、タイムスに此解散が甚だ宜しくないと書いてあつたと云ふことでありますが、是は解散反對の人には、好き味方を得られたと云ふ感じがありませう。併しながら成程イギリスに於てタイムスと云ふ新聞は有力なる新聞、世界に之を信ずる人も多いのであります。併しながらタイムスの論は、直ちに世界の公論と見る譯に參りませぬ。現にタイムスはイギリスのロイドヂョージの政府に向つて屢々反對を致して居る。之を以てイギリス政府の政策の是非を直ちに斷定することが出來ませうか。是は私は採るに足らざることだと思ふ。强て辯解するまでもありませぬ。其次は選擧の際に官吏までが奔走致した。知事が職務を棄てゝ何う斯う致した、大臣が選擧事務に鞅掌致して居つた爲めに、國家の大事を忘れたと言ふ。色々なことを擧げられました。固より政府に於ては、官吏中に苟も選擧違反があるか、干渉でも致したか、其他不穩なる行動があつたか、何かあれば此非違を糺すことに於て、少しも躊躇を致さ

ない。併しながら官吏が奔走致したと云ふことに就ては、或者は墓參の爲めに參つた序に、選擧に應援した人があるか知れない。そんな些末な事を取上げて御論じなさる諸君はどうである、政府の大臣殆ど總出で奔走致して居る。內閣を擧げて選擧に奔走致したと云ふことは吾々の好まざる所である。當時非難も致したのである。故に斯樣なる事は吾々は致さない。又縣知事がどう斯うと云ふ、縣知事で當選した人が二人ある。選擧區に一度位歸つたか歸らぬ位である。彼の當時は或る知事が非常なる干涉を致して、遂に刑に觸るゝやうになつて辭職をしたことがある。私は自分の事を辯護するのでない、公平なる局外者は今囘の選擧程官吏が奔走しなかつたことはありませぬと言つて居る。又尼港の問題に就て、私が何か不可抗力と言つたに就て――成程新聞紙に左樣なことが書いてあります。併し如何にも責任の無い記事である、誰に聽いたのである、そんな事を聽いた人も無し、自分は誰から聽いたのか、さう云ふことを書いたと云ふだけ、之を島田君は信ぜられて、之を確定動かすべからざる事實の如く見ると云ふことは、少し意外である。成程結氷の後に於て――結氷の後に於ては兵を送らんとしても、救濟せんとしても、如何ともすることの出來なかつた事情を話したことは、其時ばかりではない。今日も致した。之が不可抗力でないならば、天下怪しむ事はない。さう云ふ意味ではない――諸君が非難の材料にするのはさう云ふ意味ではない。是は根據が噂に基いて居りますから、強て論ずる必要は無論是もないので、それから朝鮮云云――朝鮮人が國外に出て滿洲シベリアに澤山居る、所謂不逞鮮人であります。是は朝鮮の內地を治めると云ふことを言はれゝば、御尤で、吾々が內地を治めれば、外に居る者も安心だらうと思ふ。卽ち昨年私が聲明したこ

とは、第一朝鮮内地を十分改良する、此改良の實が舉りさへすれば、國外に居る者も安心するであらうと云ふことを申した。併し今現に滿洲やらシベリアやらに不逞の者が居て、屢々日本に仇することを、内地の政策の誤つたことにばかり結論せらるゝのは、少し無理な事である。是はさう云ふ事情からではないのであります。是は事情を能く御調になれば判る。それから尼港の處分、又シベリアの撤兵も此事に就て、官報を見ろとは何事だ――官報を見て宜い位の事ならば、演說でも何でも官報にさへ掲ぐれば宜いかと云ふ御議論である。御議論が勢ひ其所に至つたかも知れませぬけれども、吾々が申したのはさうではない。今日既に官報で發表した如く、尼港問題に於てはサガレン州に於て、必要なる地點を占領するのであります。シベリアに就ては、ウラジヲ、ハバロフスク方面には已むを得ず多少の兵を置くけれどもチタ方面に至つては必要を認めないから、是も今日公表した如く撤兵したのであると、斯様に申したので、官報をさへ見れば宜いと申したのではない。官報に發表した如くと申した。それは何の御議論にもなるまいと思ふ。それから日英同盟に就て喋々と御議論がありましたが、如何にも議論が騷然として居まして能く解りませぬけれども、併し日英同盟は、我國に取つて極めて重大なるものであります。之を輕々に論ずると云ふことは無論出來ないことであります。故に是は先刻申した如く、目下兩國政府に於て多少の打合を致して、其結果に依つて諸君にも御知らせ申す時に、無論到著すると思ひます。其時まで御待ち下さるより仕方がないと思ひます。それからアメリカの加州問題カリホルニアの日本人排斥問題の事でありますが、是は日本に於ては甚だ好まざることで、又米國に於ける朝と云はず野と云はず、有識者も贊成をしないであ

らうと思ひますが、奈何せん他國の事でありまして、日本の思ふ通りにも參りませぬけれども、此事に就ては、政府は注意を怠つて居らぬのでありますが、之に附帶致して日曜學校は――朝鮮の耶蘇教を虐待致したが故に、一時日曜學校の人々が參らぬやうになつたのを、更に有力なる人々の力に依つて日本に參ることになつたと云ふことであるが、左樣な事實があるかも知れませぬ。是は政府の關係した事ではありませぬ。併しながら日曜學校は此秋には千五百人參ると云ふことでありますが、出來るだけ便宜を與へたいと云ふことを政府は考へて居ります。併し政府が招待するのるでは無論ありませぬ。併しどう云ふ事情で參ることになつたのか知れませぬが、現に當年參ることでありますから、歡迎致すことは適當であらうと思つて居ります。何等是に就て別に故障も見ないのであります。それから新聞の記事に就て色々御議論がありました。是が事柄は別に列擧せられたのではなく、或人の私話に依れば杯と云ふことでありますから、どうもはつきりした御答は出來ないのでありますが、併し是は政府が承諾するかしないか、言へと言ふことでありますが、どの點を承諾致して宜いか、しないで宜いかはつきり解りませぬが、併しながら新聞記事には斯う云ふ事も色々掲げることは、何れの時代にもあるが、豫審に關係すれば無論いけない。其他安寧秩序に害のある事は無論いけない。新聞社も其事情を諒して左樣なものは掲げない、何も政府に不利なる事はどしどし止めてあると云ふことは無い、若しあると云ふ御疑念があるならば、何の事柄を止めてあると云ふ事を列擧なさらなければ、抽象的には判らぬことゝ思ひます。さう云ふものゝ外止めて居りませぬ。それから經濟問題、此事に就ては大藏大臣に問はれると云ふことでありましたが、大藏大臣は唯今一寸

御演說中居られなかつたのでありますから、又外の方がどなたか御質問になると云ふことでありますから――此場合に御答して置きますことは、唯だ大阪に於て私が救濟問題を云々した事に就て御議論がありましたが、大阪に於て官民有志の招待會に臨みまして、此經濟界は動亂を生じて居るけれども、是は政府に於ては出來るだけ救濟する。何とか救濟の效が擧がるであらうと申したのは、事實であります。又其後に至つては政府は十分に救濟に努められたから、救濟の效を奏して居るものが多い。今後に於ても亦此點に就て政府も努力致し其效果を擧げることを努めたいと思ひますから、今回の演說にも左樣に申して置いた。是は何も僞りを言つたものでなく、又實際救濟致さないでもない。救濟致して、救濟の效が擧つて居るが、或ものは擧り、或るものは擧らぬのは已むを得ませぬが、大體に於て救濟の效を奏して居る――出ませぬ――それから――物價が暴落致した――物價の暴落に先だつて、政府の或る大官が金儲でも致したと云ふやうな說があると斯う云ふ事であるが、是は何人の捏造說でありますか、選擧當時でありましたが、左樣なる印刷物を配つた者がある。私の察する所には是は責任ある人の爲したことではあるまい。選擧に就て何か政府黨やら反對黨を妨害する爲めに――己れの選擧若くは利益を得んが爲めに、捏造してやつたことであらうと思ふ。何ぞ圖らん、今日是が島田君の材料になり、名前を言ふの言はないのと、何か重大らしき御話でありましたが、是は其人に取つては遺憾至極な話である。斯う云ふ事である。選擧の十日も前でありましたか、選擧の最中屢々刷物を振蒔いたり、色々なことがありました。其色々の刷物の中の最も其一つで、それは政府の大官は株を賣つて――何々の株と誰々とそれには書いてありました。諸君

は御覧になつた方もありませう。其等の人が金儲をやつた。自分の株を賣つて、さうして株を暴落させて、大に金を儲けたと云ふことで、識者の一笑にも値せぬ。そんな馬鹿々々しい事が世の中にあるか、此名前を擧げられた人々は、非常に迷惑で辯解をしろ、取消をしろと云つた所が、小さい刷物を日本國中に配つたものを、一々取消すと云ふことは出來ない。併しながら島田君は眞しやかに御信用のあるやうに言はれました。先年當議場に責任論もありましたけれども、左樣に島田君は之に重きを措かれ、又御信用なさるべき何か根據があるならば、明々地に其人名を出し、其證據を擧げて御發表になるが宜しからう。唯だ風說があるから斯樣な事があると云つて、何か有ると、人をして信用せしむるやうな事を言ふことは穩でないと思ふ。是は篤と御調になりまして、果して左樣な事實がありと致すならば、國家の爲め明瞭に之を證明せられて然るべきである。(大九・七・三)

唯今の問題に就て、政府の所信を一言致して置きます。一昨日島田君の御演說中に內閣員に對して――云々の御說がある。其時に私の申した言葉に就て今日何か要點を避けて申すが如き御言葉でありますが、それは左樣な事實はありませぬ。元此事は選擧競爭の當時に於いて、小さき刷物を刷つて何萬と云ふものを配布致した。誰も知つて居ることである。同じ記事を同じ事柄を或新聞に載せたと云ふに過ぎないのであります。新聞に書いてあつた事も、其印刷物にある事も同じ事である。名前を言ふの言はぬのと云ふことを、色々言はれるけれども、此記事には名前があるのである。何も此處で言はれるとか言はれないとか云ふやうな仰山な事柄ではない

のである。而して其事柄たるや、政府に於ては無論左樣な事を是認すべき筈もないと思ひまするが、單に其理由ばかりに非ずして、現に其名指された當局者が之を非なりとするのである。然らば則ち——然らば島田君は一昨日私が申したが如く、的確なる證據を出さなければならぬのである。何ぞ圖らん其證據なるものは、依然として矢張新聞の記事である。新聞の記事を何の證據に爲さるゝのでありますか。斯樣な新聞の記事のある度毎に、新聞記事のある度毎に、委員を設けて調査するなどゝ云ふことは甚だ議會の爲めに採らぬのである。政府は無論斯樣な事に御同意は出來ないのである。然らば島田君は更に新聞記事以外の證據でも有つて居られるならば、それは相當の時機に相當に提出さるゝならば、それは宜しい。新聞の記事だけでは何等之を調査するの必要はないと思ひますから、政府は之に反對を致します。(大九・七・五)

關直彥に答ふ(衆本)

唯今の關君の御質問に御答致しますが、第一の質問は先般解散に相成りました其理由を御尋ねになつたのであります。此解散の理由は當時數回繰返して置いたのでありますから、重ねて申さずとも御諒解であるべき筈と思ひます。併しながら其中に、是も繰返すことに相成りますけれども 御質問の中に、議場に於て普選案なるものは否決せらるべき運命を持つて居つた。是が否決になればそれまでの事であるのに、それに拘らず、解散したのはどう云ふ譯かと云ふ御質問であつた。是は當時矢張り明瞭に申して置いたのであります。成程議場に於ては、諸

君の提出せられました普選案は到底通過の見込は無いやうであつたのであります。併ながら當時諸君は如何に唱へられた、是は國民の輿論であると云ふやうな御趣意を數回繰返された。當時恰度委員會に出席致して、唯今御質問の關君の御意見も屢々承り、私の意見も述べて交換致して、明瞭であるのであります。のみならず凡そ斯の如き問題は、單に議場に於て否決せられただけでは、國論一定とは申兼ぬるのであります。故に斯樣な場合に於ては寧ろ一層進んで、國民の公評に訴へるのが適當なり、是が立憲的處置であると私は考へたのであります。其外の事も色々述べられましたけれども、大要先般公表致した所で盡きて居るのであります。之を繰返す必要は無からうと思ふ。次に解散の手續であります。解散を奏請致した手續、是はどう云ふことを御聞込になつて居るか存じませぬが、議會を解散すると云ふことは、憲法上重大なる問題であります。此解散を奏請するに、苟も其手續を誤つて出來る問題ではありませぬ。此事に就ては如何なる事を御聞込か知りませぬが、毫末も手續を誤つて居らぬと言ふことを斷言して憚らぬのであります。それから普通選擧は何故に階級打破であるや、危險であるやと云ふ色々列擧せられましたが、私は普通選擧は危險であると申したことはない、普通選擧は階級打破であると申したこともない。屢々繰返した如く、吾々は選擧權擴張に異議はないのであります。異議なきのみならず既往に於ては擴張を努めたのである。昨年に於ても擴張を提案致し、即ち納税資格の十圓を三圓に低下致した。遂に漸次に擴張せられましたならば、普通選擧に立至ることに、何等異論はないことである、唯だ問題は、昨年改正したるものを今日改正するに於ては、未だ實施もせざるに復た之を變更する必要があるか、相當なる時を費し、相

當なる經過を見て、始めて此擴張が漸次行はれて、國家の安寧が保たるべき筈、國民の權利が伸張せらるべき筈こ私は思ふ。然るに島田君の御演說は一昨日此處で御述べになつたのこは餘程違つて居りますが、提出の理由こして――提出者を代表しての御演說は甚だ奇怪に感じたのであります。單純に國民の政治思想に伴うて、選擧擴張こ云ふやうな意味に非ずして、階級を打破せんが爲めに普通選擧をやる、尙ほ階級打破こ云ふここの必要は、敎育にしても上流の者を敎育する、物價問題に就ても上流に媚びる、甚だしきは言ふに忍びないけれごも、徵兵すら上流社會に便宜を與へる傾があるから、此階級を打破せざるを得ない。打破せざるを得ぬが爲めに、普通選擧を唱へるのである。普通選擧を唱へる最も重要なる理由こして、階級打破を唱へられた。其理由には吾々は御同意出來兼ねる。吾々は御同意が出來ないのみならず、若し斯樣なる趣意で選擧を擴張せらるゝこ云ふならば、卽ち社會の組織を脅威するものであり、國家の爲めに是は反對せざるを得ぬのである。斯樣なる次第で、一昨日の御辯解は誠に輕易に說かれましたが、當時の速記錄を御覽下されば明瞭である。それから第二十七議會の事は數囘島田君も繰返されましたが、關君も亦それを言はれた。第二十七議會に普通選擧案が政友會から出た云々こ云ふここで、甚理由を屢々擧げられた。私は此二十七議會の普通選擧案には反對致した者である。――「ノウ〳〵」こ仰しやるのは、當時の事を御承知にならない方であらう。是は私ばかりではない、多數の人が反對して居つたのでありますから、我が政友會に於ても、之を黨議に出さぬのである。當時の國民黨も黨議に出さない。何れも黨派こして贊成したものに非ずして、唯だ知り合や友人が各々相助けて之を說いて居つた結果、議場に現れて、議場

を通過した。是は決して重きを措く問題ではないのである。

或る反對の新聞等に、私が第二十七議會に此普通選擧論の出た折に、眞先に賛成を致したやうに書いて居りまするが、是は大間違、當時私は議席にすら此時は著いて居らぬ。それは何の必要があつて言はれたか知らぬけれども、我輩は決して之に賛成を致したことは無論ない。我黨の多數も賛成して居らぬ。國民黨の多數も賛成して居らぬ。それから島田君の演説を辯護せられましたけれども、唯今迄申した所で明瞭であらうと思ふ。島田君の先般提出の際に述べられた所のものは、決して滑稽に非ず、眞面目なる階級打破を唱へられたのであります。是は實に危險なる御議論と私は承つて居る。それから尼港問題、對露問題、稅制問題、財界問題の御質問でありまするが、是は私は御答しても御希望ならば宜しいし、然らざれば當局者より明瞭に御答した方が宜しい。當局の方が便利であらうと思ふ。どちらでも宜しい。質問者に御尋して居る。どちらでも……

それなら御答致しませう。尼港問題の救援に就て、石川大佐其人は云々と云ふことが、何か雜誌に載つて居ると云ふ御説でありますが、成程軍人として左樣な事を申したかも知れず、或はさうでないかも知れませぬ。是は確むべき證據もありませぬが、兎に角是があつたと云ふて、政府が救援を怠つた理由にはなりますまい。當時相當なる居留民に對して、保護し得られる相當の人員を派してあつたのでありますから、更に強大なる敵が參れば幾ら派しても更に強大なれば仕方がない、議論になりますまい。凡そ軍事的に考へましても、常識を以て考へましても、自ら程度のあるものであります。是は問題になりますまい。それから結氷中でも增兵が出來ると色々言

はれます。成程反對黨の中にはハバロフスクからニコライエフスクまで一週間で行けると言はれた人がある。成程郵便が泰平の時代で——ロシヤ帝國時代に、郵便が晝夜馬を繼ぎ橇を輓いて走らして氷上を參れば、一週間で郵便が屆く規定にはなつて居つたさうであります。斯樣なる泰平なる時に、郵便が走るやうなる事で、兵の動かされぬことは、大概常識で分る筈である。迚もハバロフスクから相當な兵力をニコライエフスクに送ることは、一週間や二週間で出來得るものではありませぬ。數多の困難を冒して派兵致しますが、矢張結氷後にでもなるでありませうが、兎に角是は出來ない事と言はれて居るのであります。それから支那軍艦が砲擊した事は、天下公知の事實であると言はれたけれども、左樣には參つて居りませぬ。此事に就ては目下十分に調査を進めて居るのであります。それから對露の問題——對露の問題と云ふのは即ち御尋の意味に依つてはシベリアの事になりますが、シベリアに對して兵を駐めて置いたのは、チエック・スロヴアックの救援の爲めに兵を出して置きながら、何故に駐めて置いたかと云ふやうに聞えましたが、是は出兵の當時、其後も聲明致して居るが如くに、チエック・スロヴアックの救援と、地方の安寧、居留民の保護の爲めに出兵致したには違ひないのであります。それが各所に分屬して鐵道沿線を保護して居つたのであります。段々必要なきに至つて、アムール線は兵を撤する。こつちに集合致し、あちらに分屬せしめると云ふやうなる配兵の措置を執つて、今日に至つたのであります。殺されたと云ふのは何處の事を言はれるか知らぬが、此沿線に於ては、之を襲ふて來た者を討伐した事ある外に、別段擊殺等のことはない。又セミヨノフをどうするか——セミヨノフをどうするかと言ふことは、是も殆ど問題にならぬので

あります。セミョノフに對しては、出來得るだけの好意を有つて更に差支ない。併しながら日本の兵はセミョノフの救援の隊、若くは是の後援をするが爲めに出て居る兵ではないのであります。出來得るだけ徳義上なり、其他の關係に於て、是等の人には相當なる救援も致し、援護も致して今日まで居るのであります。何等之を捨てゝ武士道を害する抔と云ふやうなことは毛頭ないのであります。それから税制整理の問題、是は税制整理は昨年に於て財政經濟調査會を設けて、段々各種の問題を調査致して居るのでありまするが、而して更に又今回税制の整理に著手致して居ることは御承知の通りであります。是は税制整理と云ふ事柄は、日露戰爭後一回あつたのみで、爾來願望して居りませぬ。然るに段々經濟界の狀況も變動を致し、變化を致し殊に又此大戰爭の結果として、種種なる變化を國民の經濟其他に與へて居りますから、此機會は丁度税制整理をする好時機であらうと云ふ考で、整理を諮詢して居るのでありまするが、併し是は國税地方税に亘つて、相當の整理を加へると云ふことは、短時日に——半年もやつたら出來得る抔と云ふ問題ではないのです。又既往の經驗に於ても、二三年を費して居りますが、今回は二三年と云ふやうなる悠長なる事でせずとも、五ヶ月や六ヶ月では出來ない問題でもあります。さうして又今回提出致した所の所得税なるものは、言ふまでもなく國防計畫を樹てた——國防計畫に必要なる財源が無ければならぬのであります、故に其財源を充たすが爲めに、所得税と酒税の改正案を出したのであります。併しながら所得税の改正案を提出して增税をすると云ふ以上には——增收を圖るのです、增收を圖ると云ふ以上には、現行法律其儘の率を加へただけでは出來ないので、不權衡をして益々不權衡ならしむるの虞がありまする故に、

今回の提案の内容は、所得稅中に於て整理を致して居るのである。卽ち社會政策を加味するこ云ふやうなるこ其他御承知の通りである。是が若しも稅制整理の調査が進みまして、相當なる案を得る時に至りましたならば、或は今回提出致した所の所得稅に影響を來さぬこも限りますまい。併しながら稅制整理は增稅の目的でもありませぬ減稅の目的でもありませぬ。讀んで字の如く整理をするのでありまして、今回の所得稅改正は增收の目的こ致して增收する以上には不權衡ならざるやうに、其內容を整理するこ云ふだけの事でありますから、彼こ此こは固より別問題、整理の後にはそれは有り得べき事柄であります。隨て本年提出することが出來るや否や、是は何こも申上げ兼ねる。然るべく速に整理の結果を擧げて、提出致したいけれごも、本年屹度提出が出來るこ云ふやうには申上げ兼ねます。それから財界の攪亂の事に就ての御話でありまするが、是は先般當議場に於て私は陳述致したが如く、政府は成るべく急激なる變動を與へて、財界を攪亂するやうなことは避けたいこ努めました。併しながら圖らずも今日の動搖を來したのでありまするから、今日に於ては出來得るだけの救濟の目的を達して、財界の安定を得るやうに努めるであります。又前議會などに屢々論ぜられた當時に於ては、色々の御議論もありましたけれごも、實は具體的に斯くすれば宜しいこ云ふ案もなかつたのでありますが、唯だ物價を調節しやうこ云ふ概括的抽象的の事が多かつた。何れに致しましても、政府は唯今申した如く、財界の攪亂を來して俄に不景氣を釀さぬやうに努めて居る。若しそれを構はなかつたならば、色々な方法がありませうけれごも、物價が低落致しても、財界を極めて混亂に導くのは、國家の爲めに甚だ不利益こ認めたのであります。其點に就ては當時に在て

も諸君と見る所を異にして居つたやうに思ひます。而して之に對して責任云々と云ふやうなる議論もございますけれども、自分は出來るだけ之を努めて居ります。何等之に就て怠慢若くは放慢にして、此結果を來したと云ふやうなことがないのであります。唯だ國家の財力を進め、國の發展を圖るには、此上にも非常なる窮境に陷らぬやうに、十分なる手配を致して居るのでありますから、此效は遠からずして見えるのであらうと確信するのであります。段々時間も迫つて居りますし、御質問も後の方が極めて簡單でありましたから、私も唯だ要點のみ御話しを致すのであります。（大九・七・五）

望月小太郎に答ふ（衆本）

望月君は私には御質問が無かつたやうに記憶致します故に、御答致すべき箇條が無いやうに思ふが……

一寸書いてあるのに見當りませぬけれども、唯今望月君の御質問は、尼港事件に就て責任を如何に感じて居るかと云ふ御質問のやうで、抽象的に申せば、何事にも政府に責任があります。併しながら此尼港事件が政府の怠慢失策等であると御認定の上の責任の御尋ならば、政府は左樣なることがあることは存じませぬ。一般的の責任問題ならば抽象的の御話であります。局に當つて居る者は、何事に就ても相當な責任を持つことは無論であります。此事件は何か過あるに依て、責任を執るか執らぬかと云ふ御質問であるならば、政府は左樣に信じて居りませぬ。又外交事報一件のことでありますが、先刻外務大臣の說明致しましたる如く、相當の處分を致して居るのであり

ます。（大九・七・五）

尼港事件調査會設置決議案に答ふ（衆本）

中野君の提案せられました調査會に就て政府の所見を申して置きたいのであります。中野君はニコライエスク事件に就て、其眞相を調査する爲めに、調査會を設けたい、是は決して彈劾攻撃をするのではないと云ふ御斷りもあり、斯樣なる調査會を設くると云ふことを憲法議院法の精神より考へれば、中々重大なることであります。併しながら御演說の樣子を承るに、左までの事はない、能く質問等に事寄せて彈劾攻撃を盛にやらるゝ方があります、調査會を設くると稱して彈劾攻撃ではないと言はれたけれども、實は彈劾攻撃を以て充たされて居るのであります。眞面目に調査しやうと云ふ意味が見えて居らぬ。然るに以上は之を憲法議院法の精神に照して、茲に眞面目に之を討議する程のこともありますまい。加之其言はれる所を承れば、少々外交調査會の噂を聞かれて、之に想像を加へ、之を敷衍し、之を斷定して、何か議論せられた。少々講和會議などの樣子を噂でも聞かれゝば、之に矢張想像を加へ、敷衍して斷定せられる。軍人の說を聞いても、矢張想像し、敷衍し、斷定して居られる。兎に角其處に聞かれた事に就て色々なる想像も起つたことでありませう。其想像を加へ、聞かれた僅かばかりの材料を、大層に敷衍せられ、結局中野君の御考に依つて斷定せられて、怪しからぬ斯う云ふ風なことになつて居るのである。そこで其言はるゝ所は無論攻撃彈劾に充されて居るとは云ふものゝ、實際の事實に於ては更に彈劾攻撃に

もなりはしないのであります。玆に御演說中の一例を一寸申して置きます。是は洵に小さな事でありますけれども、例證するには足るのであります。唐紹儀が參つたに就て云々と云ふこと、私は唐紹儀とは屢々面會致し、拙宅にも參つて、色々長時間意見の交換をしたことがある。併し是は御聞きにならなかつたと見える。政尾藤吉君の所に招かれて同席致したことが一囘ある、之を少々聞かれたと見えて、政尾藤吉君の宅に於て、屢々密會したと言はれる。是が即ち想像が加はり敷衍せられ、遂に斷定せられたと云ふ洵に見易い想像である。多く皆此類である、要するに中野君は先刻言はれただけの演說を爲されば、中野君の目的は達せられて居るのではあるまいかと思ふ。又佐々木君は斯う云ふ場合に總て眞相を明かにし、寃を雪いだら宜からうと云ふやうな御忠告、其通りでありますけれども、併し斯樣なる事のある度に、委員會を設けて調査すると云ふことになりましたら、日も亦足らずであります。每日委員會を造らなければなりますまい。是は仲々容易ならぬ事に立至りますから、それは出來ないことである。又尼港事件の眞相と云ふことは、屢々發表したる書類に依り、質問に答へたる所に依つて明瞭になつて、國民の多數は何等爰に疑義はないのであります。然るに拘らず何か不明なる所あるかの如き事を言つたと言ふて、直ちに調査會を開いて調査するなどと云ふことは、政府の困る困らぬではない、憲法政治の爲めに、私は採らざる所であります。故に斯樣なる事は無論多數の同意はありますまいが、速に否決せられんことが適當と考へます。（大九・七・九）

内閣不信任決議案(武富時敏外五名提出)に答ふ(衆本)

唯今論議せられる所の不信任案に就て政府の所見を述べます。此不信任なるものは、五ヶ條の理由に依つて、結論せられて居りますけれども、此五ヶ條なるものは、質問應答、或は豫算總會、本會議、其他に於て、皆な言ひ盡されて居る問題である。政府も亦答辯を致し、世間も皆諒解をして居る。……政府は左樣に解釋して居る――斯の如き事柄に就て、政府は何等責任を負ふべき次第はない――不信任案なるものは當春も出されて撤回されて、提出されて、數回繰返されました。今回は確かな不信任の案が出て居るのであります――併し其言はれる所のものは、數日來繰返されたる事柄に過ぎぬのであります。最早明瞭になつて居るのであります。此に至つて政府は多くの辯を費す必要はない――又先刻大岡育造君、林毅陸君等に依て、此不信任の全く理由なきことは論破せられ盡した。政府は簡單に斯の如き不信任案は、更に理由なきものとして反對を表明するのであります。

(大九・七・一〇)

衆議院議員選擧法改正案(普選案反對演説)(衆本)

諸君、本日議題と相成つて居る衆議院議員選擧法改正案、此問題は當春議會に於て十分に論じ盡されて居るのであります。然る上に又本日此議場に於て、賛成反對の論を鬪はし、其是非の論自ら定まる所があるやうに思ふ

のであります。斯樣なる場合に於て、私は又喋々の辯を繰返して申す必要はなからうと思ひます。極めて簡單に理由を述べたいのである、下岡君は本案提出の理由を述べられて――理由を說かれましたが、此理由は當春唱へられたのと大同小異であります。併しながら如何なる譯か、此數日以來、本期議會になつて以來、島田君の演說中にありました階級打破と云ふことに就て、度々色々な方々から辯明を努められるのであります。何故に之を頻りに辯護せられ辯解せられるのであるかを、私は怪しむ。

左樣に今日辯明せられる程ならば、當時言はれざりしが一番宜かつたのである。當時言はれたる事は、速記に明瞭に載つて居る。然るに今日今期議會に於て頻りに辯解せられるのは、是はどう云ふ理由であるか。

我々は其理由を解するに苦しむのであります。併し是は御隨意である、辯明は幾ら爲さつても爲さるまいとも御隨意でありますから、強て此點は爭ひは致さない。而して普通選擧の必要なる理由を喋々言はれる。此點は下岡君ばかりではない。植原君も言はれる、左程普通選擧を必要なりとするならば、何故に昨年選擧法改正案の際に之を唱へられないのであるか、昨年は是と全く反對の意見を述べられて居る。普通選擧を飽まで排斥せられて居る。而して今年春に提出せられたる場合に、齋藤隆夫君の演說でありましたが、時勢が大層變化して居る、此一年間に大層變化して居ると云ふことは誰にも了解は出來ませぬが、其中に講和條約が出來たとか。

講和條約の成立せんとすることは、昨年現行選擧法改正案を議する時に分つて居つた事柄である。是も理由にならない。兎に角に是まで普通選擧論を主張せらるゝならば、昨年に於て力を籠めて主張せられなければならな

かつた。然るに當時に在つては全く是と反對の論を唱へて、今日は又喋々之を唱へらるゝのである。

此選擧法改正案は何時から實行せらるゝのでありますか。今日焦眉の急に迫つたやうに頻りに言はれるが、何時から實行せらるゝと云ふのであるか、本案を見れば次の總選擧と云ふ四年先のことではありませぬか、今日之を實行せざれば、天下亂れて大變なことのやうに言はれるが、其實行は四年先きのことである。當年の春に次の總選擧より施行すると法文に書かれたならば、是は少し理由がある。當春次の總選擧と言はるゝ前には、大正十年が宜からう、九年の十月からが宜からうと云ふ御議論があつたさうでありますが、兎に角次の總選擧は十年の四月が改選の時期でありますから、理由がある。今日之を喋々唱へられて、如何にも之を實行しなければ、何か大變な事でも生じやせぬかと云ふやうに言はれる。其選擧は四年先のことである。之を要するに此論は——卽ち此論と云ふものが、最早天下に明瞭になつて居るものである。則ち普通選擧論者の唱へて居る昨年改正したる法律を、今囘再び改正せんとすることに國民の多數は同意しないのである。又階級打破をするが爲めに、普通選擧をやらうと云ふことにも國民は同意しないのである。是は明瞭である。如何に爭はれても是は爭へない事實である。

加之普通選擧の善惡を頻りに言はれるが、吾々は當時何と申した。吾々は選擧權の擴張に異議はない、異議ないのみならず、選擧權を擴張し來つたのである。空論——議論に非ずして吾々は之を實行し來つたのである。故に選擧權擴張には更に異議はない。異議はないのみならず、漸次擴張するに至つては、遂に普通選擧にも相成るであらう、相當の時機であれば、是も差支ない。唯今昨年制定したる法律案を今囘變へる、而もそれが社會の組織

を脅威するやうな意味から改正すると云ふことに同意は出來ない。吾々は此普通選擧は――普通選擧自體と云ふものに危險も何もないのである。相當な時機を選び、相當の趣意を選ぶのである。故に吾々は相當の時機に到達すれば、此問題を解決するに躊躇しないのである。斯樣な次第である、故に今年春提出せられ、是が問題となつて改正せられ、國民の輿論既に一定した今日に於て、斯の如き案を再び提出せらるゝと云ふことは、吾々は憲政會竝に國民黨の爲めに惜まざるを得ぬ。

故に是は徐ろに相當の時機を考へて、國家の利益に顧みて之を解決すべき問題であると思ふ。今日何囘も同じ事を繰返して理由なき說を唱へる時機でないと考へますから、國家の爲めに吾々は之に反對を致します。

（大九・七・一二）

豫算委員會に於て阪本釤之助に答ふ（貴委）

勅任參事官に付て御質問でございますが、元來御演說中の政務官の區別は私共にははつきりと分つて居りませぬ。日本の今日の現狀でどれだけのものが事務官であると云ふ其區別に於ては明かでないと認めて居ります。我國に於ては……併しそれは別と致します。參事官と致しましたのは種々の理由がありますが、先年實は勅任參事官もあつたのですが、それを參政官副參政官を置く時に於ては、多くの省に於ては參事官を一人減じて居る。參政官、副參政官が廢せらるれば當然參事官を元の人數に復さなければならぬ。其當時勅任參事官と云ふ者があ

りましたから、元の豫算の上で置かなければならぬ。是が一つともう一つは、參事官の職務は審議立案を掌ると云ふ普通の事務を執らして居ると云ふ、書記官と同樣に使つて居るのは恐らく役所の都合から使つて居ることで最初參事官を置いた趣意とは違つて居るものと思ふ。審議立案を掌る者であるならば、必ずしも高等文官の試驗を經て鰻登りに登つたものでなければならぬと云ふ理由は立つまいと思ふ、隨分今日、無論政治家も議員なども審議立案を年中やつてゐるので無論適任者もありませうが、それのみならず例へば經濟財政の方面に於て明るい人を、段々審議立案を擔任せしめるものに用ひなければならぬ事情もあると思ひます。是を用ひないが爲に兎角今日の時勢に順應しない往々誤つて居るやうな法令及び規則も現はれるやうな感じを抱くのであります。又學者是も段々相當なる學者が多くなつて參つたので、是等の人は無論參事官の當然職務を執るに最も適する。現に今日各省に於て重要なる法案をでも起草いたさうと云へば、囑託などと云ふ名義で此學者を賴んで來て立案をして貰ふやうな譯であります。故に私は參事官の當然職務に顧みて、參事官も自由に政治家の方面から採つて宜しい。實業家其他から採つて宜しい。學者等より採つて宜しい。必ず文官高等試驗を經て資格を得た鰻登りの者ばかりを以て滿たすと云ふことは、今日の此進歩して參つた時代に於ては適せないことで、故に是は自由に用ゐる。殘らず參事官をさうしたい位であるが、それには又いろいろ都合もあり　勅任參事官だけに限ると云ふことに致したのであります。勅任參事官あたりに有力な人を以て、途を開けばそれで安んじて宜からうと思ふのであります。元の參事官を復活して、此役人の進路を阻害されるとか特別任用の途を開いたから此外の者は這入れぬと云ふ意

味は更にない。現在今日でも特別任用を受くべき者は普通の者から用ひて居ります。是は制度が後に出來たからと云はれませうが、將來に於てもそれで宜しいと思ふ。何年經たなければ進まれないと云ふやうなことにして居りますれば、資格ある人と雖も必ず七等とか六等とかから進まなければならぬのでありますから、如何に有力な人でも高等文官試驗を經て、多少經驗を經た其人が有力であつても、それは登せることが出來ないのであるから之に依つて進路を開く方が宜しい。それも特別の人を持つて來るのも宜しい。然らざる場合に於ては、高等文官試驗を經て鰻登りの人を持つて來ても宜し、鰻登らずで或る階級を越して、飛越して用ひても宜しい。要するに適任を適所に得るには斯う言ふ途を開いて置く方が宜からうと云ふ爲に、勅任參事官自由任用の途を開いたので是は決して彼の高等文官で資格を得て居る者ばかりと云ふ意味にはならぬと私は考へて居ります。

御見解の通りで宜しうございます。參事官本來の職務を執らせる。本來の職務と申しますのは審議立案であることは勿論で、さう云ふ次第であります。（大九・七・一九）

私の言ふことを御信用下さる、下さらぬは阪本君の御考に委すより外、いたし方ありませぬが、私は事柄を以て宜い加減に糊塗して申すのでありませぬ。阪本君の御心配になるやうな、今の所謂文治ですな、文官に依つて文明の制度を布くなどと云ふことは迚も朝鮮には駄目だ、矢張り武斷政治でなければならぬと云ふことを言ふ人

が澤山あるので、又隨分日本人を甚だ蔑視して、朝鮮人を侮辱いたして居るやうな報道も遺憾ながらあることは認めざるを得ない。是は宜しくない。之を一變させて一視同仁の精神に基いて、朝鮮人も内地人同様の境遇に速になることを、政府の方でも務めて居るのであります。故に一般の識者は之を賛成致しますけれども、現に朝鮮に從來在留を致して居る者の中には動々もすれば之を誤解いたして、さう云ふことをしては朝鮮人を増長せしむばかりで宜しくないと言ふことを言ふ者があるのであります。又度々誤解を釀しました憲兵を改めて巡査にする。是も迚も巡査ではいかぬではないかと云ふやうに非難する人もあるのであります。是も識者は賛成を致して居る。從來の憲兵と雖も、惡いことを致したのでも何でもない。併し之に對して誤解もあるだらうから、本來の警察制度に代へた方が宜しいと思ふのでありますけれども、一部には矢張り元の武斷政治でやらなければならぬと云ふ者もあります。さう云ふ方面から御聞きになりまするご今日のやり方は甚だ不安心のやうな感じを起される方々があらうと思ふ。併し已むを得ぬのです。どうしても一視同仁、成たけ朝鮮人を内地人同様に致さうとすれば、假令一部に議論がありましても、非難がありましても、此方針を執るより外仕様がない。故に當局者は色々なる非難があるにも拘らず、此方針に基いて、所謂一視同仁の精神を貫徹するが爲に十分努めて居る。それが十分に効を奏して居るかと申しまするご、尚ほ是から致すことは澤山あります。今日の程度を以て其精神を達し得たりとは申されぬのでありますが、此方針を以て進みましたならば、先づ中外の人も滿足を致しまして、又一時朝鮮在留者の誤解がありましても、遠からず了解をするであらうと思つて居る次第であります。それから

朝鮮人の國外に居る者、是は阪本君同樣に私共何とかなりはしないかと云ふ感じは起るのであります。併し如何せん外國の領土であります。尤も其中一部には方法のないではありませぬが、なか／＼日本の思ふやうには參りませぬ。現にフランスの居留地に於て政府を造つたり色々なことをするに致しても、是はフランス政府の手に依つて解散を命ずると云ふやうなことに致さんければ、どうも日本の手を以ては出來ませぬ。間島方面即ち支那領土に付ても其通りであります。隨分朝鮮人はあの方面より朝鮮の内地に這入り込んで居る。茲に於て我が當該官は……憲兵なり、兵隊なりが、相當なる處分を執る、併し一方に國境を越えて支那の領土に這入らうものならば甚だ面倒なる問題を惹起す。現に之を惹起した例もあるのであります。故に是は種々なる方策を講究いたして居ることは勿論であります。朝鮮當局者に於ても最も苦慮して、色々なる計畫を致して居るのでありますが、此計畫を申上ることは事、警察事務に亙りまするから、申す譯には參りませぬのであります。種々に力を盡して居りまするが、甚だ遺憾ながら我勢力、我が統治權の及ばざる所であります。十分には參らないのであります。大體さう云ふ狀態であると云ふことに御了承を願ひます。（大九・七・一九）

男爵藤村義朗に答ふ（貴委）

藤村男爵の朝鮮に關することに付て御答いたしますが、朝鮮の請願が出て居ると云ふことは、其請願は上院に於て如何に御取扱になるか存じませぬが、政府に於きましては朝鮮は内地同樣に立到ることを成るべく速にさうな

ることを希望し、其方針に依つて朝鮮の合同を圖つて居るのであります。併しながら朝鮮の今日の事態を考へまして直ちに内地同様なる制度を彼地に施行すると云ふことは如何かと思ふのであります。それ故に本囘種々の點に於て成るべく出來るものは同様にして教育の點に於て一致いたさう。其他營業其他の事に付ても一致いたさうと云ふ方針を採つて著々實行致して居りますが、立法機關に干與する前提として、今囘朝鮮の町村で……名は違ひます。而とか何とか云ひますが、内地に於ける町村の如きものに諮問機關を置き、それから縣にも縣會ではありませぬが諮問機關を置くことに致して居ります。斯う云ふ順序に依つて段々朝鮮が自治制も發達致すやうに相成りますならば朝鮮人を帝國議會に出るやうに致して、上下兩院に於て立法に參與することに立至ることは終局の目的として出來ることである。參與致すことは一視同仁の　聖旨にも適ふことゝ思ひます。今日直ちにと云ふことは如何なる請願がありましても同意致し兼ねます。結局に於てはさうなることを希望致して居ります。一日も早く斯う云ふ時期に達せむことを望んで居るのであります。(大九・七・二一)

岡田良平に答ふ(貴委)

唯今岡田君の御質問に對しまして、最終の御言葉に依つて極めて簡單に御答をして宜しいのでございますが、唯極めて簡單な事を申しては、遺憾ながら其責を盡し兼ねるかも知れませぬ。少し長くなるかも知れませぬ。臨時教育會議の決議を尊重することは屢々申した通りであります。唯それを實行する事であります。固より臨時教

育會議なるものは多年の懸案を解決致して、我國の文教に稗益することは非常に多いのであります。現内閣組織の當時に於ては、殆ど僅の部分を除くの外議決せられたことでございますから、それ〴〵勅令其他の施行に依つて實行して居るのであります、併しながら申すまでもなく、如何に臨時教育會議の諸君が熱心せられて從來の問題を解決せられたりと申しても、更に今後の時勢の進運に應じて、相當の改革を施す場合も亦ありませう。然らずとも如何に賢明なる諸君の集りと致しましても、神ならぬ身の豫期せざる所の缺陷を見出すことが無いとも限りませぬ。之に對しましては臨時教育會議の決議に付ては、如何なることであらうとも、是非とも其臨時教育會議の決定したる所のものは、一歩も枉げずして永年之を實行せざるべからずと云ふ、固陋の見解を持つて居られる方は、固より一人も無いと信じて居ります。時勢の進運に伴つて制度に改良を加へて行くと云ふことは、政府に於て當然爲すべきことであると考へます。併しながら多年の懸案になつて居つた幾多の問題を解決せられた事に付ては、之を尊重して、多少意に滿たざる所があつても之を尊重して實行せむと努むる積りであります。而して其中の督學視學と云ふことに付ての御話がございました。之に付ては少し申して置きたいのでありますが、成程岡田君の言はれるやうに、學校を出て高等官の資格を得て、始めて地方に出て理事官となつて課長になる者が多い。併し之に付ては少し敷衍して申して置きたい。從來はどうであるかと云ふと、昔府縣に事務官を置いてあつた時には、四部を設けてあつて、事務官が其部長になつて居つた。其時分に視學の任に當つて居つた者も、特別任用で他に轉ずることの出來ない者のみではなかつた。矢張り普通の資格のある者も之に當つて居つたのであります。普通

の資格のある者が視學官となつたのは、進んで部長となり。更に外に轉じて內務部長となり警察部長ともなつたのであります。他に轉ずる資格の無い者は其儘に居りますから、比較的長く其職に留まるでありませう。今日までの任用令の制度でありますとさうでありますが、今日高等文官試驗を受けて地方に奉職する者は、無論是は相當な時を得ますれば昇進して他の官に移るのは已むを得ぬことであります。此に專門の者を置けば他に移らずに居つて宜しいと云ふ譯でありますが、今日は高等官の資格を得た者は、或一定の階級以上に行けないと云ふ制度は無くなりましたなら、恐らくは特別任用の者でも　：今府縣の視學官は特別任用でありますが、あゝ云ふ人を以て充てたら宜からうと云ふことでありましたが、幾分かさう云ふこともありませうが、併し他に昇進の途が開けた以上は、全然動かないと云ふ譯には行かないのである。何等に依らず其事に堪能なる人が永く其職に留まつて居ると云ふことは、誠に喜ばしいことでありますが、今日に於ては何人も低い俸給に甘んじて一定の位置に居ると云ふことは、むづかしい事でありますから、一定の位置に据置くと云ふことは、實際に於ては如何かと思ふのであります。又督學の制度でありますが、是は臨時教育會議の趣意は私も同感であるが、私は之に對して異論があるやうに言はれましたが、前にもどこでしたか、議會でありましたか、他の方面に於ても屢々議論をしたことでありますが　私は確に一の意見を以て居ります。從來の文部省に於ける督學、其次は視學、府縣に居る縣視學、部視學、是は何をして居るか、費用のかゝる事ばかりやつて居る。學校の校舍が是ぢやいかぬと校舍の改築をする。敷地は是ではいかぬとやかましく云ふ。生徒には斯うせよと云ふ、內務の局に當つて居る者も如何にも其煩

に堪えぬ。地方費が増す一方である、敎育の實體に係り益のないやうなことで費用を増す一方のことをやる。さうしてペンキ塗りの相當の家でも建てれば是は良く出來たと云ふ。益々地方費は嵩む一方である。是は地方費の嵩むのは當局では如何ともすることが出來ぬ。そこで終に準則……準則を標準としてやつて其通り、是ではいかぬ敎育の實體に益の無いこと、唯費用を増す、校舍を新築せしめ生徒には斯う云ふものを用ひ、甚だしきに至つては斯んなものを買へと云ふ、堪え切れぬ　然らずとも地方費は土木費と敎育費とで持切つて居るやうな有樣で、其敎育費が増す一方である。是は極めて悪い弊と考へましたが、此弊を打破するには當時に於ける視學の制は甚だ宜しくないと思ふ。是が今日に殘つて居る所の視學の制で、爾來其弊は多少は改つて今日は當時のやうなことは少いでありませう。而して督學官の數が云々と云ふことに付ては　是は此春の議場に於ても此前にも段々議論があつて、督學官を増して但し勅任官に任じて何やらするとか奏任官にするとか云ふことがありましたが　一時に三十人も二十人も督學官を置くことは兎に角考へます。のみならず段々文部省のことを考へますと、現に或督學官の如き他の局課に屬して普通の事務を執らして居る。是は數を増す前に改めなくてはならぬ弊と思ひます。故に書記官其他の數を増加いたして督學官には督學官の事務を執らせて、他の局課に屬して普通の事務を執らすることは止めさせることが今日は第一である。故に今後に於て段々學校も昨年來御協贊を經て、高等學校其他に付ても色々敎育の進歩を圖つて居りますから、是は漸次に文部省に於ける督學官の數も増加いたさねばなりますまい。府縣に於ては視學に付て相當の考を致さなければなるまいと思ひます　敎育の進歩を圖ることは等閑には

附せられぬ。故に再び古い時代の弊に陷らぬやうに實際教育の效果を擧げるやうに其數も漸次に增加いたしたいと考へて居るのであります。是は財政の狀態を顧み教育の進步の有樣に顧み漸次文部省に於ける督學の數を增加して地方に於ける視學のことも考慮を致して居るのであります。何時の時期と云ふことは明かには申されませぬが、此趣意で實行して行きたいと考へるのであります。(大九・七・二二)

男爵目賀田種太郎に答ふ(貴委)

滿鐵會社創立當時のことはどなたも御承知の通り重ねて申す必要はございませぬが、併し一應申さねば御分りにならぬ方もあると思ひます　南滿洲鐵道を、日露戰爭の結果として、我國に屬することに相成つた當時に於て全く政府の經營にすると云ふことも如何か、日支從來の關係もありませう。之を官民合同の私立會社として經營せしめることは良い方針であります。而して滿洲に於ける諸般の經營は政府自ら手を下すよりは、半官半民の目的でありますけれども、私設會社の手に十分なる働きをせしむる方が宜からう、斯う云ふ趣意に付て當時決定した評議であります。それ故に南滿洲鐵道なるものは、半官半民と申しましても、謂はゆる一般人民の所有の株式と云ふものは極めて僅でありまして、名義は半官半民の私設會社にすると云ふが爲に、多少の個人の持株を加へたのであります。さうして大體成立して政府の持株と相成つて居るのであります。尤も當時左樣になした所で政府に金が無いのでありますが、之を經營し擴張せなければならぬ。斯う云ふことであります。故に社債を募集す

る方針を執り、政府の保證の下に……何囘も議會の協贊を受けて、其社債に對して保證する。保證して何囘も社債は返されて居る。併しながら最初民間の持株と云ふものは殆ど名義だけであつたものが、段々經營上の都合に依りまして、それが增加いたして、今日は政府の持株と匹敵する。動もすれば、政府の持株は增加いたしませぬで、政府の持株以上に上ると云ふことでありまして、其結果半官半民の施設當時の狀況とは大に今日は變じて居ります。併しながら事情は左樣に相成つても、何處までも半官半民の性質は失つて居らぬのでありますから、假令當時の如き名義ばかりの民間の持株と云ふことは實際言兼ねる。實際民間の持株は殖えましたけれども、尙ほ今日に於て民間の持株と對抗するだけの政府の持株の必要は尙ほ存するのであります。是は南滿鐵道の當時より今日までの經過であります。而して今日に至るまでの政策としては、南滿鐵道をしてあの地方に於ける十分なる働きをさせると云ふ當時に定めました方針は、今日尙ほ依然として變らぬのであります。故に多くの經營は南滿の力に依つて出來て居るのであります。是等の政策なり方針は今日に至つても更に變らぬ。又政府は特別に此會社に對して相當なる注意を拂うて來たことも、此數年間全く同一であります。時に其經營に依つてはいろ／＼消長はありませうけれども、方針に於きましては更に變らぬのであります。又今後に於ても恐らく此方針を變へる必要はないと思ふのであります。即ち會社其ものが半官半民の組織に致し、漸次民間の持株の增加いたすと共に、政府は是に對抗するだけの株を持つて居ると云ふことは依然と必要であらう。又南滿鐵道が彼の地方に於ける十分なる働きをせしむると云ふことも、今後に於ても變更する必要は起るまいと思ふのであります。斯う云ふ次第であ

りますから、今回の法案も提出することに相成つたのであります。元々政府が社債を保證いたして居ると云ふことは、唯今申した沿革に依つて大概承知でありませう。尤も社債に依つて仕事をすると云ふより仕方がなかつたのであります。而して其社債は半官半民と申しますけれども、實は民と云ふのは名義だけであつて、殆ど政府の……さう云ふやうなことでありますから、政府は此社債に付て議會の協賛を經て保證すると云ふ順序に立至つたのであります。是等の沿革より考へますれば、何處までも此南滿洲鐵道と云ふものをして最初の目的の如く彼の地に十分の働きをさせなければならぬ。是等の關係よりして最初保證いたした所の債務を政府自から其義務を繼承いたすと云ふことも、實は沿革より考へれば餘り變つたことでない。滿鐵社債と申しましても、實は政府が社債をするやうなものであります。滿鐵が拂はないと云ふなれば政府が拂はなければならぬのであります。それ故に今回は政府が其義務を繼承いたして、之を南滿の出資に當てると云ふことは、沿革上より考へましても更に差支ないのであります。將來に於て南滿を十分に働きをさせるのも必要なことゝ考へて、政府は此案を提出することは宜いと認めたのであります。

　政府委員が如何に說明いたしましたか、私は出席いたしませず、且つ多忙でありますから速記錄も、十分讀む暇がございませぬ。正直に申せば……大藏大臣の說明は丁度其席に居りましたから、承はつたのであります。故にどう云ふ違ひがあつて、どちらの方が正しいとか、間違ひであるとか云ふやうなことは、私は申兼ねますが、

大藏大臣の説明の趣意は直に此法律が制定になつた所で、其儘で直ぐ行はれると云ふ譯にはいかぬから、向ふの取引所其他引受銀行でありますとか、それ等の關係はイギリスの習慣として通牒しなければならぬから、其通牒をすれば、一向差支ないと云ふやうに説明したやうに承つて居つたのであります。是は一向其通りで差支ない。何れ此法律が成立いたしましたならば、丁度此場合でありませう。政府が保證して居る債權でありますから、南滿洲鐵道が破産でも致しまして、拂ふことが出來ないと云ふやうな場合には、政府自から拂ふことになります。其時は政府自から拂ふと云ふ通牒を矢張りするであらうと思ふ。同じやうな状況に於て此法律が成立いたしましたならば、政府自から拂ふのであると云ふ通牒をする順序になることゝ思ひます。私も法律のことやイギリスの習慣に詳しい譯でありませぬけれども、大藏大臣の説明いたす所を考慮いたしますれば、さう云ふ趣意であらうと思ひます。是は其趣意で一向差支ないと思ひます。(大九・七・二八)

江木翼に答ふ(貴委)

イギリス法律、日本の法律と云ふことの論は私は出來兼ねます。併しながら是は唯、内國法ばかりのことではありますまい。之を能く考へて見ますれば、萬國公法の關係も考へなければならぬ。國際私法の關係も考へなければならぬ。國際間の關係習慣も考へなければならない。少々ばかり心得て居りますけれども、之を申上げることは徒らに繁雜を釀しますから、此際述べませぬが、イギリスは斯うであると云ふ乾燥無味の御議論は私は迚も分

らぬのであります。併しながら抑々南滿鐵道なるものは何所の法律に依つて出來たか、是は日本の法律、若くは日本の政府と議會の協贊とに依つて成立つた。之に對してイギリス人は何等苦情を言ふことは出來ないのでありまする。其喙を容れることが出來ない所の南滿鐵道の發行する社債をイギリス人が引受けた。引受けるイギリス人はどうである。日本のは斯う云ふ公債である。他國の公債だの社債だの引受ける時に、今イギリス人フランス人皆同じでありませうか、其時に於て他國の法律が變れば當然の結果として多少の變化を受けるものである位のことは皆了解して居ることゝ信じます。それも是から此社債を拂はないと云ふ法律でも出來るならば是は大變であります。それは國際間の信義を失ふに違ひない。理窟上でそれは通されませぬ。此法律で拂はないと決定すればいかぬかも知れませぬが、併し是は國際上の信義として出來ない。元々南滿鐵道が拂はれぬ時に日本政府が拂ふと云ふ保證である。それを今度政府が引受けて自ら拂ふと云ふのであるから、イギリスの債權者に於て何等異議はない。日本政府が拂つて呉れるならば最も安心する。少しも此間に異論も何も起りはしない。又斯う云ふことに慣れて居る英人などは殊にさうである。乾燥無味の法律論としては、どう云ふことが起るか知りませぬが、常識を以て判斷したらさうでございます。日本では是が今までは南滿鐵道が拂ふことであつた。南滿鐵道が拂ひ兼ねた時に日本政府が拂ふことであつたけれども、今度は日本政府自ら拂ふと云ふ通知をした時は極めて安心する。異論も何も起らぬ。それは乾燥無味な法律論から債權者の承諾を求むることは要らぬと思ひます。私自身の考は法律論としてどう云ふことが起るか知りませぬが、又何所の國でも斯う云ふ場合に債權者の承諾は出來て居りはしなか

らうと思ひます。屢々方々の國で色々のことに債券を發行する。國に依つて發行することを許したり、許さぬ時もございます。色々な內國の法律なり政府の政策なりでは致しますけれども、何れにしても斯う云ふことは一向不思議でなからうと思ひます。唯私は此法律が成立致しましたならば、もうそれで總てのことが差支なく行はれるだらう。其取引上と云ふことに付ては、丁度南滿鐵道の拂ふことが出來なくなつた時と同樣なことで、其時に通知せなければならぬ。故に日本の法律規定に依つて日本政府が拂ふことになつたと、發行銀行なり取引上に通知すれば極めて安心なことで、何等國際間に故障の起る問題でないと思ふ。國際關係に於て唯內國法とかイギリス法とか云ふことを申しまして、乾燥無味な法律論をしたら是はどう云ふことか知りませぬが、それは到底出來兼ねます。又其御議論がありと致しますれば、是は御意見がどちらになりまするか、それは何等故障の起る問題とは考へて居らぬ。

結局御意見が違ふやうに思ひますから、幾ら辯明いたしましても御了解を得ないか知れませぬが、それは他國の公債を引受け社債を引受けるに慣れて居るやうな國民は、今江木君の御心配なさるやうなことはあるまいと思ひます。此法律が制定になつて、南滿鐵道に代つて日本が拂ふ、然かも保證して居る其社債を拂ふと云ふ時に、それはいかない、是非南滿から拂つて貰はなければ受取らぬと云ふ。政府の金、法律が變つて政府が拂ふと云ふことでは承認が出來ないと云ふことは、イギリスの常識に慣れて居る者にはあり得ないと思ふ。議論いたすと際限

はございませぬ。何も差支ない。全部日本政府が保證になつて、南滿が拂はぬときは日本が拂ふと云つて居るのである。其社債を日本自から拂ふと云ふ時に、それは私は承知が出來るとか出來ぬとか、法律の權利である義務であると云つて、社債を拂ふ時に受取らぬとか受取るとか云ふことは、私の常識では絶對に起らぬと思ふ。法律上のことの御見解を御辯明でありますが、是は御意見が違つて居るので、どうも仕方がないが、此法律が制定されて苦情の起ることは、私は絶對にないことゝ考へる。起るべき筈はないのであります。南滿のものを確に政府が拂ふと云ふことを法律に規定して居るのを、債權者の承認を得るの得ないのと云ふ、そんなことは外國の社債や公債に慣れて居る國民には　ありやうはないと思ふ。此以上は意見の違ひだから仕やうがありませぬ。

私はイギリスの法律に依つて手續してやらなければならぬとは考へて居りませぬ。日本の法律で宜しい。イギリスの法律を考へて日本がどうか致さなければ、此立法が出來ないと云ふことはないと考へて居ります。

（大九・七・二八）

早速整爾に答ふ（衆委）

唯今早速君の御演説は、追加豫算の提出に就ては、會計法の規定があるに拘らず云々と云ふことが先づ最初の御議論のやうに承りますが、其會計法は後に改正されたのでありまして、早速君は御承知であるかないか知りませ

ぬけれども、當時の政府が種々の豫算を濫發する爲めに、これを多少防がうと云ふ爲めに、議員より提出されて案が成立つて居る。是は解散の場合を豫期して居つたやうに思へぬので、通常の場合に於ての事に基いて提出され、それが成立したと私は記憶して居ります。併しそれは何れの事情から起つても、法律が現存して居る間はそれは守らなければならぬ。是は議論の無い事で、併しながら解散の場合は通常の場合と少しく異なるのであります。政府は前年度豫算を施行することを極めて狹義に解釋して、全く前年度通りで一年間實行されるかと云ふことれは苦痛を忍んで見た所で、國家の進運は如何にするのであります。國家は一年間左樣なる狀態に置くことは出來ないのであります。それ故に解散をしないが、宜しいと云ふ議論も宜いが、それならば他の諸國に行はれて居るやうな一切解散と云ふことを廢めなければならぬ。何れの場合に於ても豫算は緊急であると無いとに拘らず、國家に必要なる豫算を提出するのであります。どうなつても宜い豫算を提出する內閣は何れにも無いのであるに拘らず、解散をしなければならぬ時に解散をする。解散をすれば憲法に依つて前年度の豫算を施行するが、それでは國家の進運に害があれば追加豫算を提出しなければならぬのである。是は議論ないのみならず、從來の實例に於ても皆其通りであつて、何等是には議論を生じないのであります。今回も議會解散の爲めに豫算は不成立を見た。併しながら國家の進運に必要なりと思ふものは、追加豫算を提出することは理論に於て適當なるのみならず、從來の實例が皆此通りであるのであります、又大變豫算を尨大々々と言はれますが、金の大きいのに驚かれて尨大と云ふのでありませうが、金が大きいからと言つて性質の違ふものでありませぬ。それは矢張必要の程度に於

て金の多少に拘らぬ。今日の狀態は經濟界も、財政界も、總て變動を來たし、隨て國費も增加して居ることでありますから、其高は上つて居る。併しながら性質に於て唯今申した如く何等異なることはないのでありますから、是は多年議會に居られる早速君などは申すまでもなく御了解あるべきことゝ思ひます。其次は解散をしたのがどうとか斯うとか云ふことも、解散の當不當を御論じになれば別に御相手になつて宜しい。黨略の爲めに解散をしたなどゝ云ふことは、それは反對の人の言ふことであります。不肖ながら現に議會に於て比較的多數を當時有つて居り、政府に同情ある中立議員の諸君もあるのに、何を苦んで黨勢擴張の爲めに解散をするのでありませうか。左樣なることは冷靜に考へれば判りきつたことであります。併しながら國家の狀態を見るのに、普選問題を此儘置きまして、議院內に於ては之を輿論なりとして囂々政府に迫り、又議院外に於ては、之を以て色々の騷擾を釀し、斯樣なる狀態であるのに、其儘放任致して置きましたならば、數年經過して國民の輿論の歸著する所が分らぬ、斯う云ふ狀態に置いては國家の爲めに甚だ不利益と考へるのであります。故に是は國民の公平なる判斷に愬へて、國論の安定を求めたのであります。又解散をすれば甚だ豫算施行其他に苦痛がある、故に成るべく解散しない方が宜しいと云ふことは一通り御議論は尤でありますけれども、斯樣な重大な問題が此に橫つて居つたときには、何もかも濟んでから解散すると云ふことは出來るものでありませぬ。其問題に到著致して是が議場の問題となつた場合でなければ、解散は出來やうがない。若し何もかも濟んでから解散するのが適當なりと言へば、何れの場合に於ても解散は出來ない。最終の日にでも解散しなければ其議論は當嵌らぬのである。それは殆ど議論

にならぬ。又豫算は現に貴族院の手に在つて成立するであらうと云ふ形跡は見えた譯でありますが、それは衆議院に提出するときも其通り、徒らに衆議院が否決するものとは思はぬ。成立すると思つて出した。貴族院に向つても其通りでありますが、貴族院の意思は之を如何に致すのでありませうか、自ら權限も異なり、未定の事でありますから、手に取るまでは唯だ是は批評的に言ふので、權限論ではないのであります。又縱しさうでありましても、彼と此とは比較の問題で、豫算を通過させるが宜しいか、國論を不安定の儘に置くが宜しいか、斯うなつたならば、國家の運命に重大なる關係を有する國論の安定を求むるのが適當である。誰しも輕重比較の論が自ら判るのである。故に是は早速君の言はるゝ通りに、豫算は貴族院を通過するものであつたと致しても、其場合に於て輕重の比較に於て解散したが宜しければ、それをするより仕方がない。左樣なる順序に依つて解散を致して前年度の豫算を施行した。之が爲め國家の進運を妨げることは出來ませぬから、必要なる費用の豫算は前例に依つて豫算に計上した、洵に是は議論のないことで、實例から申しても當然なことゝ私共は信ずるのでありますから、どうぞ其邊には御異議なく、豫算の進行を進められることを希望致します。

政府の所信と仰しやるのは何ですか、何を信じて居ると云ふことを御聽きになるのですか。

當り前のことであります。責任を自覺すればこそ此案を、責任を持つて提出したのである。政府が責任を自覺

するの、自覺しないのと云ふことは議論にはなりますまい。會計法の關係、憲法の關係、總てのものからして議會を解散することが、政府は重大なる責任を感じて居る。法律を提出するも政府の責任なり、政府は重大なる責任を感じて居る、豫算を提出するも亦然り。何事に就ても責任を輕んじて居るやうなことは更にありませぬが、早速君の御議論は稍々私は分る。と云ふものは世間で能く云ふ政府の便利の爲めに解散をして置いて、都合の悪い事柄は追加豫算を持つて行きさへすれば、さつさと政府は便利を得るから政府は好んで解散をしたがると云ふ風がある、などと云ふことは何年間も續いての說である。それは間違つて居る。若も憲法々々と仰しやるけれども憲法は前年度の豫算に依ると書いてあるからと云つて、そつくり前年度の豫算を實行することが出來ますか。語を換へて言へば、不要の費用を支出して有要の費用を出さない、斯う云ふやうなことは出來ないから、何れの内閣に於ても實行豫算と云ふものを作る、實行豫算は前年度豫算そつくり其儘ではない。此處を御考へならなければならぬ。さういふものであるから、前年度の豫算を施行すると申しても、憲法實施以來議會の慣例に於ては、皆是は認めて居ることである。さうでなければ、實行豫算などは出來やうがない。そつくり其儘一年間やらなければならぬと云ふと、要らない費用も出さなければならぬ。不必要なるものを出すのみならず、必要なることも出さないで一年間やると云ふやうな事は、憲法は規定しない、他の國にも是はあるさうであるから、色々なことを參酌して憲法は出來ましたらうけれども、解散の爲めに豫算は其年度限りで無くなつてしまふ。併し國務の進行は一日も豫算がなくしては出來ない。議會は選擧しなければ召集は出來ない。斯樣なことでありまするが故に

前年度の豫算を施行する。斯う云ふことは他の國々は無いのもあるけれども、前年度の豫算を施行すると云ふのは我國の憲法である。併し前年度豫算をそつくり其儘やるかと云ふこと、さうではない　實行豫算が別に出來て初めて國家の事情に適ふやうなものを作るのである。それでも尙ほそれは凡そ前年度の豫算の範圍内の話であるから、更にそれよりも增加しなければならぬものがあれば、追加豫算を以て提出するのは、日本の事情に於ても已むを得ぬ。憲法の關係に於ても此事は自ら出來るので、歷代の內閣も亦斯樣に致して來たのであります。又數年間行はれて居る。成べく窮屈に解散が出來ないやうにする爲めに、さう云ふことをさせないと云ふのは、是は國家を思はざるの議論である。故に今日の政府は固より責任を感じ、刻下重大なる此場合に處して、必要なる豫算を提出せずして政府の責任が濟みますか。是はどうしても提出しなければならぬのである。豫算が成立ちさうであつたのに、解散をしてさうして追加豫算を出して便利を得ると云ふことは、怪しからぬやうに見えませうけれども、國家の進運はさう云ふものでない。實例も亦さうでなく許して居る。故に責任の重大なることは分り切つた話であるが、國家の爲めに已むを得ざるものと世間も議會も之を認めて居ることである。（大九・七・六）

高柳覺太郎に答ふ（衆委）

解散の理由を詳細にと云ふことでありますれば、差支ない。述べますが、さうしますることそれは解散の當時に宣言致して居るのであります。政府の趣意を……又其他の議場に於て私は述べました。爾來機會ある每に陳述致

しました。之を殘らず繰返さなければならぬことに立至りますが、是は彼我の爲めに如何でありませうか。詳細と申せば斯くせざるを得ませぬけれども、實は此論は數囘繰返して述べた爲めに、明瞭になつて居るのであります。私は此上詳しい說明は殆ど多數の人が豫期しないことであらう、必要としないことであらうと思ふ……簡潔ならばちやんと文書を以て發表してある。あれを御讀になれば御了解が出來るのである。解散の卽日……文書が解らぬと仰しやればどうするならば解るのでありますか。私は貴方がたのやうに解らない方があつては困るものだから、簡單に文書も發表致し、議場に於て演說も致し、機會ある每に屢々公衆に訴へたのだ。それでも解らぬと仰しやれば繰返すより仕方がありませぬけれども、それは解らぬぢやない、御議論が違つて居るのである。議論の相違ならば何遍說明したつて一致はむづかしい話、說明と仰しやるならば言ひ盡して居るが、何遍致しても厭ひは致しませぬ。諸君さへ御辛抱下さるなら、是から何時間でも繰返して申上げる。併し繰返した所が矢張解らぬと仰しやるだらうと察する。是は解つて居る。唯だ之を是なりとするや否なりとするやと云ふことに歸著するのである。立憲政治は大概さう云ふものである。私は斯う云ふ場合に唯だの法律か何かならば、議場に於て否決されたらそれで宜しいのでありませう。又それより外に國勢の進行の圖りやうがないのであります。併しながら憲法附屬の大法典と云ふやうな重大なる法律案である。又其事柄たるや國民一般の休戚に重大なる影響を及ぼす權利問題である。斯樣な次第であるが故に此論は單に議場に於て、僅かの差を以て否決せられたと云ふ許りでは、國論の安定を求めることが出來ない。故に解散を致して國民多數の意見は何れにあるかを問うたのである。是は學

ろ立憲的でないやうな感を懐かれる人が世間にはある。それは大概解散を懲罰的か何かで解散を度々やつたから、其實驗に慣れて居る人は、斯樣な場合に國論を問ふと云ふことは意外千萬と考へませう。私は立憲的行動として是が相當と思ふ。現に議會だけの問題である。二十名の多數か――まあ二十名であるか三十名であるか表決致しませぬから確かには判りませぬが、兎に角それ位の程度で否決せられる。即ち表面から言へば國論を代表する所の議員に依つて否決せられたのであるから、それで宜しい。表面的の議論はそれでも出來る。然らばどうであるか、今度は多數に依つて政府案でも否決された時に政府が解散して相成らぬと結論しなければならぬ。國論の多數が政府に反對して居る。政府の案に反對して居る。それだからして此論は僅かばかりの差に依つて否決せられた所で、國民の一般の意思を明に表明し、或る公論に訴へて、國論を一定すると云ふことは多數の場合でも少數の場合でも實は同じ事である。そこで解散すると云ふことが無いならば、國論に問ふの機會はどう云ふことである。如何なる議論でも議會で多數を以て否決しやうが、可決しやうが、是は國論である。可決ならばそれで宜い。否決ならば政府は退く。斯う單純になれば、解散と云ふことがなくなるのである。さう云ふ議論もありませうし、さう云ふ時代に到著するか知れませぬが、今日の我が立憲國に於ては、斯樣な場合に國論に問ふのが、其必要があるから解散をすると云ふことが、憲法上認められて居るのであります。然らざれば殆ど解散がなくなつてしまふ。議院の多數が否決したこと、國論多數で否決したこと、斯う形式的に言つてしまふだけならば、解散は出來なくなる。そこで物には輕重がある。國家の進運を圖るには色々な方法に依つてやらなければなりませぬが、

又立憲政治と云ふものにも數年の經驗に依つて、追々發達致して居りますけれども、何時でも同じことに懲罰的に議會の解散をしなければならぬものではありませぬ。些細なる問題で議院を解散しては、是は國政を弄ぶので甚だ宜しくない。併し斯樣なる重大なる問題で、而も國民がどうすれば宜いか甚だ迷うて居る。此國民の大部分ではありませぬけれども、一部には之が爲めに騷擾を釀して居る有樣である。斯樣な時期に於ては單に議場だけの問題で片付けることは出來ませぬから、解散をして國民の自由意志の發表に依つて、國論を安定すると云ふことは、寧ろ立憲的處置にして、憲政の進歩なりと考へる。之に御不同意ならば別な事で、此意味が解らぬと云ふことは少しも意味がない。意味は解り切つて居る。贊成か反對だけの事だらうと思ふ。私は之を是なりと信ずる。

それは實は最も繰返して申すことになるのですが、それは當時の委員會に出たもので、普選問題の提出者の一人でありました。其人は頻に今の議會は――議員は國民を代表して居らぬやうに論ぜられた。今の議員は十圓の納稅者に選擧された、國民の代表でないが如き議論を頻に言はれた。不思議なる事と私は思つて、貴方御自身は國民の意志を代表して居らぬと思つて居らるゝか、貴方自身は十圓の選擧で現れて居るのではないか、さうして今の議員は十圓の納稅者から選ばれて居るから、國民を代表して居らないやうに思はるゝ。不思議だ。御自身はどう考へて居るかと斯う反問した所が、其答極めて曖昧である。私は其時に申した。さうは私は思はぬ　貴方がた

も吾々も議員だ、國民を代表して居ると思つて居る。併しながら貴方がたの御議論にも何と言はるゝか、國民多數の意思は普選にあると考へて居るのぢやないか、私は國民多數の意思は普選にあらずと信ずる。此裁判をどうする。解散をして果して國民がどちらを是認するかを問ふより外に仕方がないと斯樣に申した、繰返して申したので、是は新しいことを申すのではない。さう云ふ譯になるのだ。其時の筆記でも御覽になるとさう云ふ推論が確に出て來る。そこで又立憲國に於て何の問題がない時でも、國民の意思を問ふ爲めに解散をすることがある。議員の一人として國民を代表して居らぬと、自ら信ずる人が有るべき筈はない。皆さう思つて居る。併し果して然るや否やを問ふのには、どうしても國民一般の意思を尋ねるほか仕方がないのです。況や解散に依つて新しき選擧法が施行されて、新に國民の意思を問ふの機會が明にある。從來の選擧人でないのであります。新たなる選擧人而も擴張せられたる倍數になつて居る選擧人に依つて、其の意思を表明されるのでありますから、是れほど明かなる公論はありますまい。又是程適當なる手段はあるまいと私は考へる。それに依つて問ふので、その二十名ばかりであるならば、それが國論で有るの無いの——解散する場合は何れに於いても國論を問ふのであります。其の時に國論が如何にあるかと云ふことを問ふのは、今の議員は眞正に國民の意思を表明して言つて居るのかどうかと云ふことを問ふに歸著するのである。果して國民が其の當時の議員の意思を認めて居るならば、そつくり其の論者が多數出ずべき筈であります。然らざれば國民が認めて居らぬと云ふ結果になるのであります。是れは何れの場合の解散に於いても同樣なのであります。單り今回に限らず、國論であるかないか。今の議員がどうで

あるか、それは國論を問ふ場合に於いては、何時でも到著すべき問題で、何等怪しむに足らぬ。是れはもう其の時に論じ盡された議論と私は思うて居りますけれども、御諒解がないと云ふ爲めに重ねて據なく申すのでありま す。

是は甚だ迷惑なること。私の演說なり、文書に發表したるものを能く御覽下さい。私の言つた事でないやうなことを、御尋ねで、今もさう思うて居るか、居らぬかなぞと云ふ話は、迷惑である。階級打破と云ふことは島田君の演說に普選論者を代表して——提出者を代表せられた演說に、階級を打破しなければならぬ。階級を打破するが爲めには普通選擧でなければならぬ、と云ふことを、繰返されて、理由も長々と言はれた。それに對して反駁を試みた。是は明瞭になつて居る。併し其御尋に就て承りたい。貴方の所謂階級と云ふのは何ですか、御答の仕樣がある。貴方の所謂階級は何を意味して居る。島田君の言ふやうな意味であるか、或は別個のものであるか、貴方の打破せられる階級と云ふのは何を言はれるか……

島田君の演說に對する註釋は求めませぬ。貴方は今階級は打破すべきものなりと信ずると仰しやつた。其所謂階級は何だと云ふことを聽いて居る……

種々の階級とは何だ、列擧して御覽なさい。

解りませぬ。種々と言つただけでは——貴方の打破せんとする階級は何かと言へば、種々の階級と唯だ言はれる。解りませぬ。

一二の例を擧げて御覽なさい。

それでは問題にならぬ。

尼港事件に對する顚末ですか、何を御聽きになるのですか。

政府の責任に關する意見を聽きたいと言つた所が何の事であるか漠たる話である。何か事柄を具體的に御話なさい。判らない。

是は不思議な御質問である。凡そ政府として一日も其局に當つて責任を感ぜざるものはありませぬ。責任を執

るか、執らぬか、有るか、無いかと云ふ御質問は何を御質問なりますか、斯様な失策を致して居るから其責任を執るか執らぬか、斯様な怠慢があるから責任を執るか執らぬかと云ふ御話ならば兎に角議論になる。貴方の責任云云と云ふのは、何を言はるゝか、些とも解らぬ。政府に於ては尼港事件の出來事は非常に悲しむべきもの、國家の體面を維持する爲めにも相當の處置を執らなければならぬと考へたのでありますが、如何せん當時對手にする政府がない。對手にする政府がない場合にはどうするか、是は公法の上から考へましても、自ら信ずる所の處置を執るより仕方がない。故に政府は自ら信じてサガレン島に於て必要なる地點を占領するこことを聲明致したと云ふ事は御承知の通りであります。是は皆政府の責任に出た事でありますが、政府は何等怠慢もなくして何等失策もなくして、責任の說明をせよと言はれた所で、唯だ憲法上抽象的の責任を執ると言ふだけである。失策の責任を執るか、執らぬかと云ふならば、其失策を擧げられんければ言はれない。如何に執らんと欲しても失策の無いのを執りやうがない。唯だ抽象的の話なら何時でも責任を持つて居る。其處が分らなくなつてしまふ。もつと具體的に御質問下さるならば、寔に仕合せであります。

是は外務大臣や陸軍大臣等も、既に何か說明を致して居るさうでありますから、御聽きになつて居るであらうと思ひますが、貴方の所謂責任は法律上にもあらず、政治上にもあらず、德義上にもあらず、何か責任と云ふことの御話に歸著するやうでありますが、是は何か失策か怠慢がなければ起らぬ。失策か怠慢があれば、或は法律

上責を引かなければならぬことになる。政治上の德義に於ても引かなければならぬことになりますが、何もなければ政府の責任としては、相當なる善後策をするより外に責任の執りやうがない。法律を超越致したとか云ふことでありますが、それは貴方の思召を甚だ失禮でありますが、忖度すれば、何が何でも構はぬから恐入つたと責任を執れば、寔に御意に叶ふかのやうに察しますけれども、苟くも政治に携はる者は失策か、何か德義上なり、政治上に責を執るべき事柄がなければ、責任を執りたくも執れませぬ。それが無い。無い以上は普通一般に云ふ責任は執つて居る。責任は感じて居りますが、此怠慢なり失策がある、さう云ふやうな事實がなければ、唯だ責任々々と仰しやつて見た所で、如何にも氣の毒な話だと云ふやうな事は、是は別問題として、之に對する政府の責任としては之に對する相當なる善後策を執るこそ、政府の責任であると思つて居る。何も彼も構はずに恐入つて引下るのは責任ではありますまい。

不可抗力と言はれやうが、何とでも貴方の御隨意に仰しやつて宜しうございますが、私は此事に就ては責任を執るべき失策も怠慢も無いと云ふのであります。不可抗力と新聞にありましたから、幸ひ其處へ火を放けられたか知れませぬが、結氷の間に人が行かれなかつたことは不可抗力と云ふより仕方がない。結氷中に人が行けないと云ふことは分り切つたことである。結氷中に行けない。それなら結氷以前にあつて何か政府が執るべき處置を執らずして、あの事件を惹起したかと云ふと、さうではない。さうでない以上は執らんと欲するも、別段執るべ

き責任の途がない。唯だ何となく引下がれば別でありますが、そこが政治問題でありますから、唯だ世間で言ふ通り責任がどうだ、責任がどうだと云ふので、漠然と云ふ時には、責任論も甚だ宜うございますが、事柄を擧げて此怠慢此失策があるから、政府は責任を執るべきものと言はるゝならば、一つの御議論でありますが、怠慢もなし、失策もない。斯う稱して居る者に向つて、責任はどうだ責任はどうだと、御質問になつて見た所が、抽象的に政府は何時でも責任を執つて居ると申すより仕方がない。尚一歩進めば其の善後策をやるのが政府の責任と斯う言はるべきである。それから先は御議論では何と言はれても、宜うございますが、私の答は其處に在る。

寔に困つたことですけれども、外務大臣は何と申したか知れぬが、それは外務大臣に御尋ね下さる方が捷徑であらうと思ひます。恐らく斯う云ふことでありませう。調べて見て失策でも現はれて來れば、責任は執る。調べて見て責任を執ると言つた所が、何が現はれるか、全く雲を捉へて言ふやうな話でありますが、今日まで吾々が失策なしと言つて居ることで分り切つた話である。それを失策ありと見られるには、斯く／＼の事があるから失策がある。責任を執れと云ふことなら、一つの議論でありますが、唯だ責任々々と何遍繰返しても同じ事であります。（大九・七・八）



天地無私



第四十四回帝國議會に於ける演說

施政方針演說（貴衆本）

諸君、第四十四議會の開會に際しまして、茲に諸君と相見えて卑見を述ぶるは私の最も光榮とする所であります。昨年七月開會相成りました所の議會は申すまでもなく特別議會のことでございます、緊急差置き難しと認めたる案件を提出して諸君の御協贊を求むるに止めたる次第であります。今期議會は之に異りまして、申すまでもなく通常議會のことでありますから、前議會若くは前々議會當時に於て未議了に屬しましたもの、又は提出いたすと云ふ計畫をなしつゝあつた案件にして遂に提出することが出來なんだと云ふやうなる案件は、今期議會に提出を致さうと云ふ考であるのでありますが、是等の案件を提出いたして諸君の御協贊を求むる以外に於て尚ほ國家の爲めに必要なりと認めたる諸案　茲に法制審議會、財政經濟調査會等、是等各種の委員會に於て決定いたしましたる案件は成べく今期議會に提出いたしまして、御協贊を仰ぎたいと考へて居る次第であります。今更申すまでもないことでありまするけれども、昨年講和會議の結果は我國は世界の平和に貢献せむが爲に責任の益々重きを加へたのであります。又從つて我が國力を充實いたし、我が國威を伸張せむが爲には　國民一致の努力に俟

たなければならぬことが多いのであります。而して國力を内に充實いたしませぬければ、外に向つて發展することの難いと云ふは何人も否むべからざる事實と考へまするが故に、政府は時日の許す限り、又財政の許す限りに於て此方針に基いて庶政を料理しつゝあるのであります。今や外に對しましては、幸にして何れの國とも洵に良好なる關係を保持して居ります。加州問題の如き又は間島問題の如き、其他國際間多少の問題無しと云ふ譯ではありませんけれども、加州問題の如きは日米兩當局者に於て、誠意を以て目下協議中でありまするが故に、政府は圓滿なる解決を今日期待して居る次第であります。又間島問題の如き是は固より一時的の出兵であります、畢竟琿春に於て我が領事館を燒かれ、茲に居留民を殺傷されたのでありますから、自衞上同地方に於ける匪徒を掃蕩するが爲に出兵いたしたのに過ぎぬのでありますから、同地方に於ける治安維持の責任は之を支那政府に一任いたしまして、出兵當時聲明いたした通り、漸次撤兵する方針を執つたのであります。而して今や一小部隊を除くの外既に同地方の撤兵を致したのであります。其他の問題に至りましても、政府は國際的關係の上にも益々良好ならむことを欲しまして、何れの地方に又何れの案件に對しましても、常に公平なる態度を以て是に臨まむことを期して居るのであります。尚ほ國際上の狀態及び財政計畫等に關しましては、當局大臣より陳述する所があるのでありますから、私は茲に詳しく述ぶる必要を認めないのであります。要するに政府の考ふる所に依りますれば、今日の急務は内にありては國力の充實を圖り國民の幸福を進め、又外に對しては國際間圓滿なる關係を保持いたしまして、平和的に發展せむことを期せむと欲する次第であります。此點に付ては諸君の十分なる了解を希

望して置く次第であります。(大一〇・一・二二)

仲小路廉に答ふ(貴本)

唯今仲小路君の御質疑は要するに二點に歸著致して居るのであります。講和條約に關すること、又政黨に關するここ、此二點ご認められるのでありますが、講和條約のことに付きましては、獨り我國のみならず列國に於ても完全ならずご思ふ點は多々あるのであります。固より數多の國が集まつて會議を致したので、五大國が牛耳を執つたご申しましても、各々自國の欲するが儘に會議の決定を求めることは出來ませぬのでありますから、何れの國に於ても十分に其意思を達したいごは恐らく申して居らぬのであります。併しながら會議其ものゝ性質ご致しまして、其の成立を圖る爲には各々の讓歩も致し妥協も致し、因つて以て初めて條約の成立することは茲に私が辯解するまでもないことであります。併しながら此の條約なるものは、我國に取りまして如何なる不足があつたのであるか、是は各々見る所に依つて異なりませうが、唯今仲小路君は此點に付いて不十分なりご認められるのはシベリアの狀況、滿洲の狀況、若くは支那の狀況、又は日本が軍國主義ご云はれて居るやうなことに付いて、段段御議論があつたのでありますが、成程我國は此の大戰爭の爲に東洋の治安に任じて種々働いて居る、露國はシベリアの兵を西方に送る時にも後顧の憂なからしめた事は無論である、列國も無論之を認めて居る。併しながら御考を願はざるを得ないのは、此列國會議に露國は參加致して居りませぬ。露國は國亂に依つて政府が顚覆し、過

激派の蹂躙する所となつた。是は露國は此會議に參加致しませぬから、露國よりは如何なる條件、如何なる言質を得やうと云ふことは無論出來得ざることである。而して其露國の騷亂に依てシベリアがあの狀態であります、之を列國に於てシベリアに騷亂なからしむることの保障でも致せば仲小路君は御滿足でありませうが、是は殆んど不可能であります。又支那の狀態、是も列國が如何ともすることが出來ない問題と云ふことは明かであります。然る時には此講和條約に各國とも多少の不滿を抱き、各々自分の欲することを爲さなんだと申した所が、我國に於て唱ふる所の不足は、東洋の平和を十分に保障するやうに相成つてから東洋平和の爲め日本は參加したのであるから宜しい、斯樣に認めなければならぬのでありますが、東洋の天地を全く平穩ならしめることは、此會議や條約の力に依て出來得ないことは何人も認められることであります。支那は國內の騷動、露國は露國の騷動で、因つて以て東洋の平和は動もすれば攪亂せられむとするのであります。之を講和條約の力を以て鎭定することを認めなんだと云ふことは、如何に講和條約に滿足を表せざる人も是は申しにくいことゝ思ふのであります。其の以外に於て我國は無論東洋の平和に力を盡し、世間では東洋の平和に付いて色々申して居る狀態でありますが故に、此東洋の平和の爲に十分なる力を盡さなければならぬのでありますが、他國の領土內に起つた責任までは持てぬのであります。而して支那及び滿洲には如何なる所に騷擾があるのでありませうか、私は是を見ないのであります故に、私は此の講和條約が最初に戰爭に參加致した所の目的を達して、戰爭に參加致したのは東洋平和の爲め固より何等か得る所があつて利害打算を見て致したことでないと云ふことは、仲小路君の言はれる通りであ

りますが、併し以上のことは此の講和條約に滿足を表せざる人と雖も、此支那や滿洲の事柄を以て何か政府が此條件に手落でもあつた如くに論ぜられるのは少し適當ではあるまいかと私は思つて居ります。又軍國主義云々、左樣な事柄は講和條約に於て起つたこともないのでありますが、世間で斯樣に申すと云ふことを仲小路君は言はれて居ります。會議に於て左樣な議論は無論起りませぬが、世間では左樣に申して居ります。是は固より今日初つたことではない。又今日の時代を稱して軍國主義などゝ申すのでもないやうであります。數年來我國の行動を以て軍國主義なりと批評致しますことは、隨分今日に至るまで各國の新聞紙等に見えて居るのであります。是に對して屢々政府に於ては其然らざるを辯じて居ります。先達ても中外に向つて日本は決して軍國主義でないと云ふ私の意見を世界に紹介して居る次第であります。是に批評するのは怪しからぬことである、批評する者の誤解であります。此誤解を以て政府に御尋と云ふことは、政府は其の誤解を解くことを努めないが惡いと云ふ議論でなければ議論にならぬと思ひます。政府は十分是の了解を得るやうに努めて居るのであります。而から是は此の軍國主義と申すやうな誤解は唯今申した如く今日に始つたのでありませぬ。數年來の經過の事實を擧げて批評するものでありますから、此誤解を解く爲には現内閣は非常に苦心を致して居ると云ふことを御諒察を願ひます。

斯樣に申しますれば、長い御演說はありましたけれども、講和問題より生ずる東洋平和云々、軍國主義云々と云ふことに付いては其要領に對して御答辯し得たりと存ずるのであります。次に御尋は政黨の關係であります。何か鐵道、河川、港灣、其他の問題に付て入黨を勸誘して居る、是も長い間左樣の評判が傳はつて居るのでありま

す。獨り現内閣の時代ではないのであります。或政黨が優勢なる時代に於ては其の政黨に入黨しなければ斯う云ふことをしてやらないと云つて入黨を勸誘すると云ふ評判が、嘖々として起つたことがある。又政黨に關係のない内閣であつたならば政黨に向つて政黨を脫したならば之をやつてやらうとしたと云ふことを屢々聞くのであります。斯樣なことは新聞紙等に屢々現れますけれども、決して之を以て直ちに政府を御責めなさるのではありますまいけれども、是は少し事實の穿鑿を願ひたい。殊に我々苟も政府の當局に在る者は、政友會に入黨いたしたら此事をしてやると申した者は一人もないと私は斷言して宜い。數百萬の黨員中に何を申したかと云ふことは申しませぬけれども、是はどうぞさう云ふ新聞紙等の反對者などが殊に能く申して居りますが、それはどうぞ誤解ないやうに希望いたします。又現在の東京市の狀態、之に付て今日の檢擧が行はれて居る、是も何か政黨に入ることを勸誘いたし、黨勢擴張等より起つたかの如く御推論がありまするけれども、是は左樣でないのであります。東京市に斯樣な事が起つたことは今日ばかりではありませぬ。屢々繰返へして居りますが、是は政黨員もあり、政黨員ならざる者もあり、政友會員もあり、政友會でない黨派の者もある樣な次第であります。是は決して黨派問題ではありませぬが、併し此事は政府として決して放任の出來ないことであります。之を廓清するが爲には今日陸續檢擧されて政黨員であらうがなからうが、假借して居らぬと云ふ事實を御認めを願ひたい。併しながら斯樣なことが大都市に於て生ずると云ふことは今日に始まらぬことでありますから、政黨云々は左まで深い關係はありますまいが、制度の上に於て何か缺陷がありはしないかと思ふ。此の大都市に向つて施かるゝ所の制度も、小

都市に向つて施かるゝ所の制度も同じであつて、而して權力が市會に歸して居る狀態……どこか制度の上に缺點がありはしないかと考へて目下是は調査いたし、廓清する方法を攻究いたしたいと考へて居る次第であります、又何か私はどうも入黨でも勸誘いたし黨勢擴張でもする、さう云ふ間違た考でも持つて居るやうな段々御說でありましたが、遺憾ながら是は事實と違つて居ります。何れの黨派の首領も己の黨員に對して黨勢擴張をせよと云ふ事は分り切つた話で、之を御咎め下さると云ふことは少し御無理な御話と私は思ひますが、要するに仲小路君は御心配の餘りに黨に熱中いたして國家の利害を顧みないやうな行動があつてはいくまいと云ふ御心配であると解釋いたすのでありますから、極めて御同感であります。私は所謂黨弊なるものを矯むる爲には隨分盡力いたして居ります。黨勢を擴張すると云ふことは何れの黨派の首領も申さゞるを得ぬ言葉でありますけれども、然らばと云つて勝手なる者、世間の齒せざる人を入れて宜いと云ふことは誰も申すことでないのでありますが、成るべく正當なる人の入會を希望するので、而して其の行動は殊に政友會の如き大多數の黨派になりますれば、一擧一動直ちに國家の利害にも影響いたすことでありますから、機會ある每に是は戒めて居るのであります。さうして立黨の趣意を貫徹いたしまして、國家の爲に十分なる有益なる機關になりたいと云ふ希望を以て黨員を戒めて居るのであります。無暗に入黨を勸誘するどころの話でありませぬ。左樣な事實を御認め下さつて宜からう、政黨の改良は他の人が色々申しますけれども、政黨自身の力で改良いたさなければ改良は出來ぬのであります。自分自身改良を致さなければならぬのでありますので、其點に於ては隨分苦心を致して、是は私のみならず、先輩諸氏

皆苦心を致して居るのでありまして、今日まで幸に大なる過を致さぬやうに考へて居るのであります。斯樣な次第でありまするが、仲小路君はどうもさうでないらしいと云ふ御疑念を生じたものと思ふ。其の御疑の起りは特別議會に於て柳原君の御質問に對して云々と云ふことでありますが、是は選擧の際の推薦狀のことであります。選擧の際は何れの黨派に於ても公認候補と云ふものを設けるのであります。公認候補は地方の黨員の相談に依つて此人を候補に立てやうと云ふことを決めるのであります。それから之を本部に申出して承認を得るのであります。本部が之を承認する時には其人の人格は如何なる人であるか當選し得るや否や色々の點を參考いたしまして、宜しいと云ふ本部は承認を與へる、宜しいと云ふ承認を與へれば、其黨の總裁たる者は推薦狀を出すことを許すのであります。何千人何萬人の選擧人に向つて推薦狀を出すのでありまするけれども、自ら皆是を指揮するのではないのであります。兎に角それ〳〵の機關に依つて詮衡の結果此人は宜しいと云ふことになれば、黨の首領たる者は推薦狀を出すのであります。之に付て何か適當ならぬ人の爲に推薦狀を出したと云ふやうな御質疑でありましたが、どうもさう云ふことは黨として免れぬことであるけれども、決して黨の本意ではないのであります。併し場合に依ればさう云ふことがあるのであります、成るべく無いことに努めて居るのは政友會ばかりではありませぬ。先年外の事の問題のありました通りにどうも戒めなければならぬことであります。多數の候補者中にはさう云ふ間違も起るのであります。斯樣に私は申して居る、敢て辯解するのではありませぬが、事情は左樣に相成つて居るのではあります。特別なる關係は存在しないと云ふことに御了解を願ひたいのであります。況や此の選擧

に際して推薦なごと云ふことは、黨派に關係の無い者には矢張り黨派の關係のない當局者なご……當時の當局者などが推薦狀を發することがありまするけれども、其人必ずしも適當なる候補者でない場合もありませう、斯樣な場合には黨の素志に反して間違か起り易いものであるから、其邊の御了解を得たいと私は申したのであります。之に依つて私が黨派ばかりに偏して居ると云ふ御推斷は私に於て迷惑に存するのであります。それから鐵道港灣是等に付て、役人が黨勢擴張の爲に色々申して居ると云ふ御話でありまするが、是は唯今申しました如く決して政府の當局者は、入黨でもすれば之をやつてやらうと云ふやうなことを申すことはないのであります。若し實際ありましたと致しますれば、監督上相當なる取計ひを致しませうが、多く左樣なことは種々地方に於て起る風說であります、又左樣な風說をして、例へば何處かに鐵道をかける、學校を設けるにしてもさうでありますが、黨勢擴張だと云つて盛んに反對者は反對いたしますが、衆議院に出て參りますと、其反對する黨派の人も贊成するので、それでは黨勢擴張は何處にあるか、實は分らなくなつて仕舞ふやうなこともあるのであります。故に是はさう云ふ風說の屢々起ることは實際は絕對斯う云ふことに付て弊害なしと致さない、何等缺點のないと云ふ次第のものではありますまいけれども、併し其風說が如何にも誇大に傳へられ、間違を生じて居る場合が多いのでありますから、其邊のことに付てはどうぞ十分に御調査を願ひたいのであります。で私は呉々も申す通り世間では黨勢の擴張ばかり圖つて居るやうに人に申されて居りますけれども、今日私は唯今仲小路君の言はれた伊藤公創設以來の趣旨を遵奉いたしまして、及ばずながら黨の擴張を圖り、政黨をして誤つたる行動をとらせぬやうに努めて居る

のでありますから。世間では彼是申しましても、事實は其邊の御諒解を得たいのであります。仲小路君と多年の御知合で私の性格は大概御承知でありませう、どうぞ其邊のことを十分御諒解を希望します。（大一〇・一・二二）

仲小路君の御質問に簡單に御答いたします。シベリア出兵の目的は仲小路君飽くまで御承知の筈であります。主たる目的はチエック・スロヴアックの救援を目的と致したのであります。其の救援の目的に達しましたが故に撤兵の方針を執つたと云ふのが大體の趣意であります。シベリア地方が赤化することせざることは、希望を申しますれば赤化せざることを望むのであります。併し他國の領土であります、他國の領土を赤化せざるやうに希望いたすことは、萬々我國の爲に希望する次第でありますけれども、さりとて此の領土内の赤化を防止するがために何かの行動を執ると云ふことは、即ち其國に對する大なる干渉と相成るのでありまするから、其等に付ては自衛上已むを得ざる場合は何かの處置を執らなければならぬことは申すまでもないのでありますけれども、赤化すると云ふのを以て之をどうすると云ふことは出來ないのが國際上當り前の原則かと考へます。故に赤化を希望しないと云ふことゝ、之に對する處置を執ると云ふことゝは別問題でありますから、政府に於ては今日此趣意に依てシベリアの赤化は希望いたしませぬが徒に是が爲に出兵でもすると云ふやうなことは致さぬのであります。左様御承知を願ひます。

仲小路君の再度の御質問に御答致しますが、ロシヤが赤化いたして居ると云ふ譯を以て、列國力を協せて之を掃蕩しさうなものであると云ふやうなる御見解でありましたが、それは一の御見解に過ぎないのでありませう。今日何れの國もロシヤの赤化を防ぐが爲にロシヤに對して出兵でも致して居ると云ふ狀況ではないのであります。我國に於ては此の内部に於ける……ロシヤの内部に於ける所のものを、ロシヤ國民の考を赤化せざるやうにどうすると云ふことは出來得る筈でもないのでありますが、併し此の過激主義の我國に宣傳せられ侵入すると云ふことは、自衛上飽迄防がなければならぬのであります。故にシベリアの方面よりは撤兵いたしたけれども、ウラジオ並に其の附近に兵を駐めて置くと云ふことは、當時聲明いたして居る其趣意に於て明かなることゝ思ふ。自衛的に我が領土内に影響を及ぼすことは防がなければなりませぬが、他國の赤化するとせざると如何やうにか手を著けると云ふことは、議論に於ても餘程困難なることゝ考へまするし、事情に於ても亦困難なることであります。政府はロシヤの赤化を防ぐが爲に相當なる手段を執らなければならぬものとは考へて居りませぬが、此の過激主義が我國に傳染するが爲に、自衛上飽迄防止せざるを得ぬと考へまして、シベリアの方面よりは撤兵いたしましたけれども、ウラジオ方面に兵を駐めて置く次第でございます。

唯今の御質問でございまするが、それは少しく事實の御調査を願ひたい。唯今東清沿線等に付ての段々御尋がありましたが、ウラジオより哈爾賓に至るまで、即ち東清鐵道沿線には我兵を置いてあるのであります。之に依

つて朝鮮方面に過激主義の宣傳其他のことを示威的に防いで居るのであります。唯今御心配の點は政府は實行を致して居る、シベリア一般方面に於きまして赤化することは好みませぬけれども、是亦他國の領土內とて意の如くならぬのでありまするし、又左樣なる場合に內政干涉を致して敵國に出兵でも致すと云ふことは、是は別な問題で俄に出來る問題ではないのであります。故に政府は先刻も申しました通り、最初の出兵の目的はチエック・スロヴアックの救援でありますから、其主たる目的を達しました以上はシベリアを撤兵致して唯今御心配になつたるウラジチ哈爾賓方面の沿線には相當兵を出して防止いたして居ります。此の事實を御承知下されば宜しいのであります。

シベリア方面のことに付て旣に御答へいたしましたけれども、唯今又如何にも政府が無方針のやうに御話でありまするが、それは御批評としてどちらでも差支はありませぬけれども、政府としては一言申して置かなければならぬ。シベリアに出兵いたした目的は、前內閣に於て中外に聲明いたした通りである。卽ち主たる目的はチエック・スロヴアックの救濟にあつた。現內閣に於きまして、之を撤兵いたし唯今申した如くウラジチ竝に其附近、東淸沿線哈爾賓に至るまでの間に多少の兵を駐めました時に、明かに聲明いたして置いたのであります。其の趣旨は此兩聲明を篤と御覽下されば趣旨を一貫して居る。我國の方針は動搖いたして居りませぬのでございます。是だけは御諒承を得て置きたい。日支關係であります、日支關係は唯今仲小路君の言はれた如く、排日等の言動

が支那國內にあるのは甚だ遺憾であります。政府に於きましては日支の間親交を重ねるやうに致したいことを希望して居るのであります。故に政府は支那の反感を釀すべき、若くは支那が特に日本を排斥せざるを得ぬと云ふやうなる事柄は何も致して居りませぬ。努めて日支の親善を圖つて居るのであります。之が爲めには南北の統一を列國と共に忠告いたしたことも一度ならずであります。又支那の財政窮乏等に對しまして、列國と、若くは單獨に、相當なる援助を致したこともあつたのであります、其他又兩國の間の甚だ面倒なる問題となるが如く人の想像する山東、濟南、青島に付きまして、講和會議の決定に付きまして、是も速に支那國に還附を致して兩國の間の問題を解決いたしたいと考へて居ることであります。然るに如何にせん支那國は之に應じませぬ、今日未だ解決を見るに至らぬのであります。左樣な次第でありまして、支那國の內治に於て干涉は致しませぬが、併し日支の間に成るべく親善を保つが爲には種々なる方法を執り、又支那國に對して相當の援助も吝まぬのであります。屢屢申上げます如く、此の我國の誠意が支那國に徹底いたしましたならば、初めて兩國の間に親善の目的を達することであらうと考へるのであります。兎に角左樣な次第でありますから、支那國は今日尙ほ國民の間に排日思想ありと致しましても、是は政府の排日を挑發すべきことを致したが爲めと云ふことではないと云ふこと、其の事實を茲に御諒承を願はなければならぬ。故に支那國に對しては飽迄も親善を圖り、東洋の平和の爲めに紛擾の生ぜざるやうに努めて居るのであります。是が卽ち帝國の方針と御認めになつて宜しからうと存じます。

其の黨勢擴張云々に就ては一昨日既に御答へしたので盡きて居ると考へますけれども、重ねての御尋ねであります。其時の答辯にも申しました通り、政府の局に在る者が鐵道若くは其の他のものを利用いたしまして、依つて黨勢を擴張して居ると云ふやうなことはなからうと私は考へて居ります。若し誰か政府の局に當つて居るものが左樣なることを致したと云ふならば、それは聖旨に反する行動でありますから、相當に戒飭等も致しませう。兎に角世間には左樣なことが多いのであります。現に近く仲小路君の御郷里にも入黨者がありました、それは政府當局者が勸めたのではありませぬ、地人の人が互に入會したらどうかと云ふやうなこともありませう。又入會して一つ政府にやつて貰はうぢやないかと云ふ希望者も地方には往々あるのであります。それ等のことが集つて入黨者が多くなつたりするのであります。之を悉く政府が何かかう利用して黨勢擴張を致して居るものなりと云ふ御認めは事實に反するのであります。能く反對する人などは左樣に申しますけれども、又地方などでも多數の黨員の間でありますから、彼是れ申して居る者もありませうが、併しそれは入會を勸める者ばかりあるやうな御話でありますが、入會する者自身が政黨に這入つて、何かするのが宜しいと云ふので這入つて參ります。さう云ふ事實は實際に於て各地方にあるのであります。それを何か政府が特に何かそれを利用して黨員でも增加するやうに圖つたと云ふ御認めは我々の意思に全く反するのであります。左樣なことは政府の方で決して致して居らぬ。

政府の方針に付て御尋でありましたから、政府は決して左樣なる方針は執つて居らず、斯樣なる政府の局に當る者が鐵道港灣其他を利用して黨勢擴張などは圖つて居らぬと斯樣に申したのであります。多數役人中に左樣な者がありましたならば、其の事實に依つて相當なる戒飭を致さうと云ふことを申したのであります。此上どう云ふことを御答へいたしたら宜しいのでありますか知りませぬけれども、其の事柄がありましたならば相當なるそれに應じて戒飭を致さうと云ふより外にない。併し能く御考へを願はなければならぬのは、或る内閣か或政黨を與黨と致して居りまする時には、其の與黨の人々が我々の黨派に這入れば斯う云ふことが出來るから、斯う言ふことをしてやらうと云ふことを言つたと云ふやうな風說が屢々起るのであります。そこで今日は政友會が政府を後援する與黨であるから、政友會の者が左樣に申して居ると云ふやうなことが屢々新聞紙等にも散見いたして居るのであります。併し是は一昨日も申した如く、そんなら政黨を後援に有たないときの政府はどうであつたかと云ふと、矢張り下には、どの黨派と言はず政黨を脫して來れば斯う云ふやうなことをやつてやらうと言つたと云ふやうな風說が屢々傳はるのであります、是は多數の人の間にはさう云ふことも申す者も絕對に無いとは保證は出來ますまい、併し是は政黨を後援に致して居る何れの政府でも、政府でそれを方針と致して居るのでもなければ、政府の本意でもありますまい。併し左樣なることは往々各地には風說の起ることである。而して其の風說の何れにあるに拘らず、然らば之れに依つて如何なる案が出て來るかと云ふことを考へなければならぬ。其風說に裏書きして果して黨勢擴張に利用したかの如き案件が生じましたならば、それは相當なる處置は議會の關係は議

會でせらるゝのでありますが、政府は政府の相當なる處置を執つたのであります。決してそれが爲め方針を枉げて其の主義に反すると云ふことは、如何なる政府と雖も努めて致さぬのであります。現內閣も唯今仲小路君の言はれる樣なことは屢々承つて居るのであります。我々は決して左樣なことを本意と致さない。政權を利用して黨勢擴張するなどと云ふことは毛頭考へて居らぬのであります。併し時の政府には兎に角さう云ふことを云はれるものであります。又其の政府を利用して、其政府の力に依つて何か企てむとする地方では、他より誘ふ者なしと雖も其の地方の人々はさう云ふ考も起すのであります。故に私は屢々他は致し方はありませぬが、黨員に對しては其邊のことは屢々訓示いたして居るのであります。黨員の一擧一動が大なる關係を生ずるものであるから、政府與黨であるなどと云ふことを濫用いたして、勝手なる言動を爲しては相成らぬと云ふことを屢々訓示いたして居るのであります。之に依つて以て政府の目的は御諒解を得さうなものと考へるのであります　殊に私は政府の局に當り、一方に黨員を指導して居るのでありますから、尙ほ更ら其邊に注意いたして戒飭を常に加へて居るのであります。それに依つて政府の意志は明瞭に御諒解を得さうなものと考へて居るのであります。

仲小路君の唯今の御質問の最初に、他人がやつて居れば宜しいと云ふやうな意味ではないかと云ふやうな御話でありましたが、それは左樣なことではありませぬ。何れの政府も　　何れの政府もです、政黨の後援を有つて居る政府も、有つて居らぬ政府も兎角政權を利用して斯やうな事をすると云ふ噂の立つものであります。是はご

の政府も甚だ迷惑に思ふ事柄であるのでありまするが、それを以て直ちに左様な事ありと斷定するのは少し誤つて居りはしないかと思ふのであります。故に世間には色々な評判があるものでありまするけれども、往々事實にも相違いたすのであります、現内閣も亦左様な評判を受けて居る譯でありまするが、決して政權を利用いたして黨勢擴張するなどと云ふことを致して居らぬ、斯やうに申したのでありますから、重ねて其の趣意を明かに致して置きます。それから南滿鐵道其他のことでありますが。是は御承知の通り會社の定款又法律勅令等のあるものは、それ〳〵其の規定に依つて政府は相當なる監督を致して居るのであります。其の以外には別段なことはないのであります 其の規定に基いて……何れの點の御尋であるか存じませぬが、南滿洲鐵道なら南滿鐵道の定款なり法律勅令の定むる所に依つて政府は監督を致して居るのであります、左様に御承知を願ひます。

（大一〇・一・二四）

子爵加藤高明に答ふ（貴本）

午前に於て加藤君の御質問がありました。之に御答へを致さうと思ひますが、隨分長い御演説でありましたので、成るべく御答をする積りでありますけれども、或は脱漏なきを保せぬのであります。左様なる場合には御注意に依て更に御答へを致すことに致したいのであります。第一の御質問は御質問の順序として掲げられたるに過ぎぬのでありましたのであります。要するにシベリア出兵の最初の目的に關しての御質問で、是は申上るまでも

なく、前内閣當時のことであります。而して其出兵を致しました目的は當時宣言書を前內閣に於て發表して居りますから、之に依て其趣意は明かであります。其趣意はチエック・スロヴアックの救援であります、是がシベリアを經由して歸國せんとするに當りまして如何にも困難に陥つたので之を救濟しやうと云ふ米國の提議が本であります。此米國の提議に應じて出兵をすると云ふことに相成つたのであります。尤も此出兵の最初に於て米國より申し來りたる兵數と後協定致した所の兵數とは相違があります。併し兎に角兩國の協定に依つてウラジヲ方面に出兵を致したのであります。他のシベリア地方即ち各線路に對する所の出兵は、最初の目的を貫徹するが爲めに其兵數に不足を感じて出兵致したと推定するのであります。其兵數が最初に協定したのでありますが、併し是は鐵道通路を完全にする爲めに必要なる兵を出したものと考へるのであります。兎に角斯樣なる次第でシベリアに出兵と云ふことが出來たのであります。それが段々時を經て或はチエックが東に向つて歸らむとしたることもあり西に通路を求めて歸國せんとした變動もありました。而して是も目的を達せず、矢張り最初の考の如くにシベリアの線路に依つてウラジヲより乘船することに相成りましたから、其間の鐵道を守備する所の兵の行動に多少の變化も生じて居りますけれども、目的には何等變動はないので、而してチエック・スロヴアックの救援の目的は達したが故に、シベリアの方面より撤兵することに立至つたのでありますが、是は現內閣の處置であります。議會其他に於ても度々聲明いたした最初の出兵目的はチエック・スロヴアックの救援にあるのでありますから、其目的を達したる以上には撤兵するのが當然のことゝ考へて撤兵するに立至つたのであります。併しながら此間にも

多少世間の言ふ所と實際と相違したることがある。當時世間では、チェック・スロヴァックの救援の目的を達したりと稱した場合に、實際にチェックが歸國いたさずして途中に多數居つた事態があるのであります。鐵道の輸送力と云ふものは極めて不完全なるもので、故にチェックが此汽車に乘りました所が、直ちに目的の地に達することが出來ずして途中に長い間、汽車中に生活して居つたと云ふことが非常に多いのでありまして、當時チェック・スロヴァック救援の目的を達して、最早其救援の必要なしと世間で申した時に、實際は多數のチェックが鐵道生活を致して居ると云ふ場合があるのであります。兎に角に左樣なる狀態もありましたが、結局ウラジオより乘船して歸國する樣に相成りましたので、帝國政府に於ては撤兵を斷行することに立至つたのであります。其撤兵を斷行するに際しまして、政府の聲明する所は明かでありますけれども、丁度加藤君の御質問もありましたから其の聲明書を此處に持參いたしたのであります。大正九年三月三十一日に發表いたしたる聲明書は御承知のことでございませうが、チェック・スロヴァック救援を目的として出兵したのであるが故に、同軍の引揚げを完了したる上には撤兵をするのが當然のことであるから、當時の宣言通り撤兵をすると申して居るのであります。併しながら同時に帝國のシベリアに對する地理上の關係は他の諸國と趣を異にして居るのであります。極東シベリアの政情は直ちに鮮滿地方の情況に波及するのでありまするが故に、他國とは同樣には處置されぬ、斯う云ふ趣意であります、又シベリア地方には多數の居留民が居る、此の生命財產を安全に致さなければならぬ、是れ亦俄に他國同樣撤兵の出來ぬ理由の一つであります。故に露國に對して何等政治上の野心があるのではないが、我が接壤

地方の政治の安定致して其安心を得たる時でなければ全部の撤兵は出來ぬのであると云ふことを聲明いたして、ウラジオ並に東淸沿線に多少の兵を殘すことに至つたのであります。是が此聲明に明かなる通りに多少の出兵はチエック スロヴァックの救援、其目的が達したるが故に撤兵をする、併しながら鮮滿地方の狀態を考へて、我が接壤の地であるが故に駐めて置かざるを得ぬと云ふことが、即ち自衞的の處置に相成つたのであります。其自衞的にウラジオ其他の地方に多少の兵を駐むると云ふことは眞に已むを得ぬ處置であります。其理由は先刻加藤君も引用せられた通り、露國の政情が安定いたしませぬから動もすれば過激思想の我が領土内に侵入せむとする虞もある。又露國の狀態があの通りにありまする故に、ウラジオ方面に居る所の居留民の生命財産を安固にすることが出來ぬのであります。其れ是れの事情に基いて初めて多少の兵を彼處に駐めると云ふことに相成つたので、眞に已むを得ぬ處置であります。併しながら今日の事態に於て此の地方に兵を駐めると云ふことは恐らく國民の異議ない所であらうと存ずるのであります。又昨年七月ニコライエフスク問題に付て、北樺太並にニコライエフスク方面に出兵したしまして、必要なる地點を占領すると云ふことを聲明致たしました折にも、ウラジオ、ザバイカル方面等に關してはチエック・スロヴァック既に退去いたした今日に於ては、帝國政府は累次の聲明通り此地方より撤兵はするが、併しながらウラジオ方面は朝鮮に對する脅威の除去せられぬのみならず、却つて惡化せむとするの傾向も見ゆるに依つて、此處に兵を駐めると云ふことも當時聲明して居るのであります。是も恐らく國民に異議ない所と考へるのみならず、此趣意は列國にも通牒いたして其了解を求め置いた次第であります。斯樣

なる次第で最初の出兵、後にウラジヲ方面に兵を駐めるこ云ふことの趣意は明瞭なりこ考へるのである、即ちウラジヲ並に其附近に多少兵を駐め置くは、全く我が國の自衞的已むを得ぬ處置であると云ふ次第であります。之に付き加藤君は其聲明中に政情の安定云々こ云ふこともあるが、誠に了解し悪い言葉である、色々御說でありましたが、シベリア方面が政情の安定しないことは何人も認むる所である、其政情が安定いたさぬが爲めに甚だ我國に於ては危險を感ぜざるを得ないのであります。此安定せざる事の政情を我國の力を以て安定せしむるこ云ふ意味ではないのであります。其地方の政情の安定いたさぬが爲めに間接直接に我國に影響を及ぼすのであるが故に、其政情の安定するまでは此處に兵を駐め置かざるを得ぬ、斯う云ふ趣意であります。故に決して露國の內情に立至つて安定せざる所の政情を安定させやうこ云ふ趣意こ申すのでは無論ないのであります。それからウラジヲ方面には居留民も居る、之を保護するこ云ふことは一應尤ものやうであるけれども、併しながら居留民なるものが軍隊の爲めに居るのではないかこ云ふ嫌ひもあるこ云ふやうな御話もありました。此處に居留民は約七千こ申して居ります。ウラジヲ方面は申す迄もなく長い歷史を有して居る土地であります。我が居留民の此處に根據を有する者の中に長い年月を費やして居るのでありまして、他の地方の、他のシベリア地方の其處此處に散在して居る居留民こまるで狀態の異つて居るのであります。故にシベリアより撤兵いたすに當つて、其處此處に散在いたして居る處の居留民があるこ云ふ譯を以て、此處に兵を駐むるこ云ふことは出來ないのでありますから、それ等の居留民には引揚けるやうに取計らつて居留民を引揚げたのであります。併しウラジヲは左樣には參らぬ、

此七千の居留民を矢張りシベリア各地に散在するものゝ如く、過去を致させることは出來ないのであります。のみならず此居留民を保護すると云ふ以外に尚ほウラジオ方面には種々の必要を感ずるのであります。卽ち過激派の宣傳我が領土内に侵入すると云ふやうなことで、無論甚だ氣遣はざるを得ぬのであります。此過激思想の宣傳を止むることに付て過激主義過激思想と申すやうなことは無形である、有形の兵隊が駐在しても止め得ないのではないかと云ふ議論も世間にありますけれども、成程思想が有形の軍隊に依つて止むることは困難でありますけれども、併しながら其防禦は致して置きませぬければ漸次に人も這入り、印刷物も這入り、種々なことに依つて容易に我が領土内に過激主義が侵入し得られるのであります。又現に琿春に於て起りました最近の事件に於ても、露國人が多少居つたと云ふやうな說もありますのみならず、現に此地方に於て鹵獲した所の兵器を見れば、ロシヤ地方より侵入したことを證明せられる物も多々あるのでありますやうな次第でありますから、此過激主義宣傳を防ぎます爲には、彼の地方に多少の兵を駐め置かざるを得ぬのであります。不逞の鮮人……先刻加藤君は不逞鮮人は寧ろ間島方面に多いぢやあないかと云ふ御說がありましたが、是は其通り間島方面に不逞鮮人が多いのであります。併しそれはどう云ふ次第かと云ふことに溯らなければならぬ、從來間島方面には朝鮮人が多數住居いたして居りますが、殊に不逞鮮人の多きを成して居るのは、ウラジオの不逞鮮人の巢窟が覆へされた結果であります。若しウラジオ方面に我兵を駐剳いたしませぬで、不逞鮮人の策源地たる處を其儘に致して置きましたならば、是より生ずる處のものも亦甚だ多い、不逞鮮人と過激主義の者と密接なる關係は無論に生ずるであ

りませう、依つて以て如何なることで我が領土内に及ぼすか測り知らぬのであります。斯様なる次第でありまするから、どうしても此處に兵を駐め置かなければならぬので、又ウラジオより哈爾賓に至る東支鐵道沿線、是も交通の安全を圖るが爲めには多少の兵を配置し置かざるを得ぬのであります。其の交通を安全にするが爲めには已むを得ぬやうな次第で、現に駐兵いたして居るものはウラジオ方面に過ぎぬので、ハバロフスクには既に其後撤兵いたして兵は居らぬのであります。ウラジオ方面は露領であります。其他の方面は露領では無論ありませぬ。ロシヤの領土ではありませぬ。併しながらロシヤの狀態今日の有樣で居留民の安全を保つことも出來ず、甚だ秩序も維持せられて居らぬ狀態でありまするのみならず、唯今申したが如く、過激主義の宣傳も段々起つて參ると云ふ次第でありまするから、此處に駐兵すると云ふことは誠に已むを得ぬ次第であるのであります。若しも露國に於ける政情安定いたしまして、相當なる責任ある政府が樹立いたしまして、我が居留民の生命財産も安全になり、其他のことも憂ふるなしと云ふことを確信せらるれば、何時でも此の兵は撤兵いたすのであります。決して永久に此處に駐兵いたして居ると云ふ趣意では初めよりないのであります。現に他の事ではありますけれども、此の聲明の僞らざることに付て例證を擧げて置きたいのは、即ち間島方面、間島方面は琿春に於ける領事館を燒かれ、居留民も殺傷せられましたが故に、多少兵を出して彼の地に於ける匪徒の掃蕩を圖つたのであります。是は支那の領土であります。支那政府に於て十分に治安を保持し我國に安心を與へるの保證をなすのでありますから、其責任に一任致して我國は撤兵いたして一小部隊の外今日は居りませぬので、シベリア方面に於ても斯の如く、相

成ることを希望いたして居るので、左樣相成りさへ致せば此地方より撤兵いたすことに少しも躊躇する所はないのであります。成るべく速に左樣なる狀態に達することを希望するのであります。斯樣なる次第でありまするから、今日ウラジヲ並にあの附近に多少の兵を駐め置くと云ふことは、決して無用なることに非らず、國家の自衞上已むを得ぬ次第であるのであります。此等は中外の恐らく認めて異論のなき所だらうと思ひます。現在駐兵の必要斯の如き次第でありまするから、此地方より速かに撤兵させやうと云ふことには參らぬので、又御承知の如くシベリア方面に於ても、憲法會議を開きチタ政府に統一すると云ふ色々なことをして居りますから、是が如何に相成るか固より豫測は出來ぬのであります。幸に立派なる政府を樹立いたして、其安寧が保護せられる樣になりますれば、之に越したことはないのでありますが、若しも然らざれば唯左樣なる政府が樹立いたして多少の宣明する所があつたと申しても、彼だけに依賴して直ちに撤兵すると云ふことは恐らく參りませぬ。十分に安心を見るに非ざれば我國の自衞上此處に矢張り兵を駐め置かなければならぬと思ふのであります。で現在駐兵の目的、又將來駐兵の必要等に付いて御質問ありましたことに付ては、唯今迄の趣旨に依つて御答へ盡したと考へるのであります。然るに此處に駐兵することは如何にも無用なるが如き感を抱く人も大分あるのであります。是は恐らく唯今申したが如き趣旨の徹底せざるより起ることであります。從つて帝國軍隊の義勇奉公の精神を濫用いたして、此處に徒らに兵を駐め置くが如きは毛頭ないので、又之が爲めには多大の費用も費さなければならぬ。既にシベリアに出兵いたした如き巨額は無論入用はないことでありますけれども、ウラジヲ方面其附近に多少の兵を

駐め置きましたに付いては、多少の費用は要りますけれども、其費用も亦已を得ぬことで、何の爲めに斯様なる財を費すか、何の爲めに我が忠勇なる兵隊は此處に存在するか、其趣意が甚だ不明なりと云ふことの御議論を承はるは甚だ遺憾、極めて明瞭なる事實と政府は認めて居ります。其他種々の御説もありましたけれども　其本旨とせられた所の大趣意が此處に在ると考へました故に、前段の答辯を致したのであります。是で私は盡きたりと考へるのであります。又願はくば加藤君に於ては其出兵の必要已むを得ざるものと云ふことは、唯今の説明に依つて御了解あらんことを希望いたします。(大一〇・一・二四)

江木千之に答ふ(貴本)

唯今江木君の御質問は、先日岡田君の御質問に對して御答を致した趣意を繰返すに過ぎないのである。岡田君に御答いたしたので明瞭なりと私は考へるのでありまするけれども、併し重ねて江木君の御尋ねでありまするから矢張りその繰返すの外はないのであります。政府の考へますところでは、兩三年前臨時教育會議なるものを前内閣に於て設け、是が愼重審議を致して唯今江木君の言はるゝが如き多年の問題を解決いたしたのであります。現内閣組織當時に在つては、此決定に基いたる諸種の法令案は既に樞密院の議に付されて居ると云ふことであります。現内閣は固より之に對して其儘踏襲いたさうとも、變更いたさうとも自由の意思を有して居るのであります。併したから此臨時教育會議なるものに於ては十分に審査いたしまして、多年の懸案を解決いたしたことは唯今申した通りであ

りますから、飽迄之を尊重致したいと云ふ考へを以て、其の儘審議を經て發布するに立至つたのであります。固より之に對しては現内閣は多少の考なきにしも非ざる點もあります。是は固より臨時教育會議中に此案は恐く私も一讀いたして居りますから、氣付きの點もあつたのであります。併しながら我國に於て有數の人々が集つて長い間の會議を重ねて決定を致しましたのであります。之を尊重いたして其決定に基いたる所の勅令案等の發布を取計ふと云ふことは政府當然のことゝ考へまして、多少の意見はあるに拘らず、其儘發布せらるゝやうな手續を執つたのであります。爾來政府に於ては此決議を飽までも尊重しまして、是は屢々昨年來機會ある毎に繰返して居るのであります。同時に又此決議は極めて尊重すべきものであるが、併しながら他日時勢の變遷に應じて之に順應するが爲めには多少の變更を加へる場合があるであらう、是は少くも當然な話である。臨時教育會議に列せられる人々も恐らく其の通り、幾年を經過しても此儘實行しやうと云ふ非常識な考はある譯でもありますまいから、他日時勢の變遷に應じて變更する場合があるは、それは何人も異論のないことである、斯う考へて居るのであります。併しながら今日政府は飽くまでも、之を尊重いたして、未だ曾て何等の變更も加へて居らぬのであります。故に若し之に對する變更を必要としたる時には、唯江木君は臨時教育會議の如きものを設けて之に諮詢するかと云ふやうな御尋ねでありましたが、其の手段方法はそれは其時にならなければ判らぬことであります。元の臨時教育會議と同樣なものを設けるか設けないか、是は今日此處で豫言することは出來ませぬけれども、兎に角現在に於ては、文部省の教育會議がありまするし、之に諮詢いたしても宜しいでありませう。又更に重大なりと考へれば、

更に教育會議を、先年設けた所の臨時教育會議と同樣ならずとも、兎に角有力なる機關を設けて、之に諮詢いたしても宜いのであります。何れに致すにせよ、之に變更を加へて相當なる處置を執ると云ふ場合には、十分に政府に於て調査致し、有力なる機關に相談を致して、然る後始めて決定すると云ふ政府の趣意であります。是は岡田君に御答へいたした趣意と何等異なる所はありませぬ。斯やうなる次第でありますから、各方面よりも有力なる意見も出て居ります。希望も出て居ります。採るべきものも無論あるだらうと察します。併しながら、それを取捨按配して適當なる處置を執ると云ふことは、唯今申した如く有力なる機關等に出して、其上に政府に於ては、更らに審議をした上でなければ、決定しない積りであります。故に今日色々運動もあり、色々なる說も流布せられて居ります。政府は斯樣な次第でありますから、今運動を致して居る人々、色々なる關係の人々は、其趣意を了して其決定の時を待つて然るべき筈と考へるのであります。其決定は如何なるものに相成るか、是は固より今日に於て用ることは出來ませぬ。出來ないのが當然であらうと思ひます。豫め決定いたして居れば、さう云ふ機關に諮る必要も無論ない、故に如何なる決定を致し、果して昇格を希望するものに昇格させるか、之をさせないか、又昇格の選に漏れたと稱して居るものも果して洩れるか、是が又昇格するか、但しは一切昇格を止めて新設をするか、是皆是等の關係は十分に政府に於て有力なる機關に相談いたして、然る後に決定いたす。其事柄は無論先年相談いたした。唯今申した臨時教育會議の協議に變更を加へる事柄もあります、加へざる事柄もあります、何等之に關係のないこともあります。何れに致せ教育制度に多少の變更修正を加へ、學校を昇格させるとかさせない

とか云ふやうなことは、愼重の上にも愼重に調査を致して決定をしたいと考へて居るのであります。故に政府の意思は、唯今申しました通りである。而して又近年色々なる運動は惡弊なりと考へて居る。御承知の如く、先年議會の御協贊を經て、教育機關の擴張を致し全國に高等專門の學校並に大學等も段々増設する、其計畫は成立いたしたのであります。斯樣なる次第でありますから、是が段々學校の運動に依つて色々に變化することでありますれば、此基礎が立たなくなります。又極めて惡弊を茲に生じなければならぬのでありますから、政府は如何なる運動があらうと、先づ其人々の衷情は察すべき所がある、云ふ所に取柄か有らうと無からうと、十分なる調査を致し相當の機關に相談を致し、其決定を待つて、更に政府に於て廟議を盡され、然る後決定いたしたいと思ひます。それ迄は如何樣なことがあらうとも、政府は妄りに學制なり、學校昇格云々に對する處置を執らぬ積りであります。大概政府の意思は御了解だらうと思ひます。岡田君に御答を致したと何等異る所はありませぬが、唯少しく詳しく申上げたに過ぎませぬ。

江木君の再度の御質問に御答致しますが、臨時教育會議の決議を尊重すると云ふことは、屢々繰返した所であります。此點に於ては御了解を得たと思ひます。臨時教育會議の決議なるものは、どう云ふことに渉つて居るかと云ふことは、今更私茲に喋々と辯を費すことでもないのでありますが、其決議が教育令になつて現はれて居るのであります。勅令に……此決議を變更する場合とは、直接に臨時教育會議の決議を變更することになりますか

ら、重大なる理由があつて國家の已むを得ざる必要に遭遇すれば變へなくてはならぬが、是も濫りには出來ない。さう云ふ重大なる理由に適切に相當するものは高等師範學校であります。他は間接には兎に角直接には決議に當つて居りませぬが、趣旨には色々聯絡を持つて居るものがあります。併し高等師範學校は臨時教育會議に於ても、種々なる論議を經て之を存置することに相成つて、之に關する教育令は出て居るのであります。故に之を廢すると云ふことであれば、是は十分なる決議を盡して廢して宜しいか惡いか、篤と調査を盡して、其上に決定しなければならぬ。故に此點に付ては唯今文部當局に於て斯う云ふ狀態である、あゝ云ふ狀態であると云ふことを御述べでございますが、此事に限りませず、文部當局に於ては種々なる希望も抱き、又種々なる調査も致して居ることでありませうが、是が一切相成らぬと云ふことは無論ないであリませう。併し愈々是が調査が進み實行せむとする場合には、相當の機關に無論相談せんならぬ。其相當の機關は唯今の所では文部省に於ける教育委員會であるのでありますが、是がどう云ふ考を致すか、其決定を見て之を採用するかしないか、是亦政府に於て篤と考へなければならぬ次第であります。果して之を變更すると云ふことに相成れば、教育令の改正をしなければならぬ、斯う云ふ順序に相成るのでありますが、唯今世間にも傳はり、人々の心配も致し、從つて江木君の御質問等に相成るのは、文部省に於ては種々なる調べを致して居ると云ふやうなことが漏れるからである。併し是は調べを致すが當然であると、私は思ふ　又色々な希望を持つて居るのも當然であると思ふ。そんなことに日を送つて居ると云へば惡いことの樣であるが、併し是は常に調査研究して居ることは然るべきことゝ思ふのであります。實行

するこ云ふには是はそれ〴〵の機關を經て、それ〴〵の決議を俟つて、それを參酌しなければならぬ。併し今日實行するかしないかこ云ふやうな譯ではない、定めし調査もして居るであらう、さう云ふ希望も持つて居るかも知れぬが是は何等差支ないことゝ私は思ふ。之を直に文部省の考を以て實行するこ云ふことであるならば……何等の機關も經ず相談も致さず實行するこ云ふならば、誠に臨時教育會議の決議を無視した……輕々に無視したやうになるから是は相成らぬことでありませう。併し希望を持ち調査をして居るこ云ふだけのことであるならば、さまでの事ではなからうこ私共は見て居る。愈々是がどう相成るか知れませぬが、どう云ふ希望、どう云ふ調査の結果でも、之を實行するこ云ふ場合には、相當の機關に相談をするのでありませうし、廟議も盡すこ云ふ手段を取ります。唯今文部省に於て斯う云ふことをやつて居る、あゝ云ふことをやつて居るこ云ふことは、詰り調査をして居るこ云ふことに過ぎぬものこ御了解を願つて置きます。

江木君の御尋ねに御答いたしますが、第一は昇格云々こ云ふことに付ての御質問であります。臨時教育會議の決議を變更するやうな場合には、假令前年設けられた臨時教育會議のやうなものにあらざる所の……有力なる機關を設けて、それに諮詢する、斯う申したのではないのであります、臨時教育會の決議にも種々なるものがあります。學校を建てるこか廢するこか云ふやうなことは、無論決議の範圍に屬して居らぬのであります。其精神を酌量する、併し其決議に現はれたものは各種教育令である、各種教育令に變更を來たすやうな場合には、十分當

局に於て審査いたして更に相當なる機關に相談を致した後でなければ決定をしない。斯う云ふ趣意で申したので、其相當なる機關は必ず再び臨時教育會議を設けるとか設けないとか云ふ趣意では無論ないので、事の輕重大小の差に依つては前年設けたやうなものを設けることもあります。又場合に依つて左樣なものを設けず、現在の文部省の教育諮問會に諮問して宜しいと云ふのであります。それは其事柄次第であります。自から輕重がありますから、それに依つて相當處分いたしますが、何んにいたしても之を輕率に決して取扱はないと云ふ趣意を以て申上げたので、是は今の御質問の如きはさう云ふ意味にも聞えますから、重ねて是は闡明して置きます。それから前科者選擧云々と云ふ御話でありますが、此政黨首領としてのことは昨年申した通りであります。之に依つて政府は責任を逃れると云ふ考はありませぬ。此政黨と云ふものはさう云ふ精神に依つて推薦したと云ふことを申せば、自ら御了解になることゝ思つて申したのであります。それから建議のことは是は現內閣時代でありませぬが、此建議は承知いたして、御趣意は至極宜しいことゝ思ひます。併し前科者を推薦すれば道德上なり政治上官紀上弊害を及ぼすと云ふことは所謂前科の如何にも依ることであります。極めて僅かなる罰金等に問はれたものも前科者に相違ありませぬ、又重大なる刑に處せられた者も無論前科者であります。此前科中には大小輕重があります　又種類もあります、破廉恥罪であつたか無かつたかと云ふ種類があります。それを一概に論ずる譯にも參らぬ。又所謂前科者であつても、之を改めて所謂改悛の狀の明かなるものあり、尙ほ改めざるものあり、是も自ら斟酌して見なければならぬ。是等を能く見て初めて建議の御趣意も立つだらうと思ふ。建議の御趣意は私が解釋

と申すも如何なものでありますけれど、是は至極當然のことゝ私は解釋する、さう云ふ譯であります。成るべくさう云ふ者を推薦しない方が宜しい。併しそんなら極めて微罪を推薦しないが御趣意が立つか、改悛を幾ら致しても一度前科に觸れたやうな者は推薦しないのが宜しいか、斯う云ふやうなる窮屈な御精神とは思はぬ。要するに政治上なり、一般の道徳上なり、關係を及ぼさぬ範圍に於ては推薦いたしたところが建議の御趣意を無視することにはならない、敢て建議の御趣意をさう云ふことに活用いたしたら、貫徹して居るのぢやなからうかと私は思ふ位のことで、故に私は決して建議の御趣意を無視した次第でも何でもないのであります。唯今申しました如く、大小輕重、刑の種類もある、それに依つて推薦するとか、しないとか云ふことは無論考へても宜しい　即ち今まで大隈侯、寺内伯等に付ては、是は政黨に關係の無い人であります、又是は少し趣も違ひませうが、私は一面には政黨の關係もありまするし、一面には今日現職に在るので、彼れ此れを斟酌いたしまして、私は不適當なる行動を執つては居らない積でありまする。事實に於て……抽象的ならず、事實に於て甚だ不都合なることをした者を推薦することは致さぬのであります。併しさう云ふことは、建議の御趣意に矛盾したことを私は致して居らぬ積りであります。其邊で御了解を願ひます。

大體江木君の御解釋の通りであります。併し師範學校を廢するとか、廢しないとか云ふことを玆に前提として申すのでは無論ないのであります。先刻師範學校の實例がありましたから其時に御答を致した。是は臨時教育會

議の決議がある、之を變更すると云ふことは……決議に變更を加へると云ふものは、あの決議に依つて師範學校令と云ふ教育令が出て居ります。之を變更しなければならぬ。之を變更するには今の御話のやうに又再び高等教育機關を設けるか設けないか、其の邊のことは、實際の事情であります。それに致しましても有力なる相當の機關に諮つて其審査を經て處置する積で政府は居る、斯う云ふことを申したので大體の趣意は今御解釋の通りで大した違ひもありませぬ。言葉の相違は少しはありませうが重ねて申して置きます。それから前科者云々のこと、建議の御趣意……是も建議の御趣意に違つたことはしないと茲に斷言すると云ふやうなことのやうにも聽きましたけれども、それは斷言も聲言も必要のないことゝ私は思ふ。私は建議の御趣意は適當なりと考へて居る。之に矛盾しないやうにする積りであるが、若し之に矛盾いたしました時には又重ねて矛盾したではないかと云ふ御疑念があるときには、更に申上げますが、併しさう云ふことはないと思ふ。併しながら唯今申しました如く、罪の大小輕重もありまする、改悛の狀の明かなる者もあり、然らざる者もあるから、色々斟酌を致さなければならぬのである。是は何人も恐らく其通りであらうと考へて居るので、さう云ふ手段を思ひ、或は適當ならずと思へば、其儘推薦することを相當として居る、甚だ不都合なりと認めれば止めるのであります。故に改めて此處に申さぬでも建議の趣意も私共が然るべきことゝ考へて居るだけで、之に矛盾したことは致さぬ積りで居るのであります。どうぞ誤解のないやうに願ひます。大體の趣意は唯今の御釋明と大した違ひはないやうであります。重ねて明かにするだけのことであります。（大一〇・一・三一）

江木千之に答ふ

學校紛糾問題に關する建議案に答ふ(貴本)

此場合に於て一言して置きたいのでありますが、先般學校紛糾問題に付て、當院より建議せられました其當時、御答へいたして置いたる次第もありまするが、政府に於きましては此の學校問題を成るべく早く解決することを希望いたしまして、私の手許に於て大體の案を定めまして　所謂骨組を造りまして、之を決定いたしたいのであります。是より更に參考に相成るべき種々の書類等も纒めなければならぬのでありますから、直ちにとは參り兼ねませうけれども、左樣に取計ふ積りであります。是も御了承を得たいと思ひます。又風紀問題、是も建議中に含蓄せられて居ることゝ承知いたします。此學校問題に付ては豫算總會に於て種々の應答問答も致しましたのでありますから、自然御承知のことでありませうが、併し此風紀問題に付ては遂に政府の所見を述ぶるの機會がなかつたのでありますが併し政府に於きまして風紀問題に付ては從來其處置を怠つた次第ではありませぬけれども、併し尙ほ一層の注意いたしまして、部下を戒飭いたして、十分に其效果を擧げるやうに致す積りであります。是も併せて御了承を得て置きたい次第であります。此場合に於きまして政府の取りました大體のことを申上げて置きます。(大一〇・三・一〇)

男爵阪谷芳郎に答ふ(貴本)

唯今阪谷君の御質問でありまするが、政府は先般適當と認むる處置を執ると云ふことを、建議を議決せらるゝ場合に申して置いたのであります。依つて政府は適當なる措置を執つたと云ふことを、議員諸君に申すのが政府の義務であらうと考へたのであります。故に此場合に於て其ことを申したのであります。其趣意は既に申したる通り、又前刻酒井子爵の御質問に答へました通り、即ち御質問に對しましては、大體御質問の通りなりと御答いたしましたのであります。是に依つて阪谷君に於ても御了承あることゝ信ずる。政府に於きましては、決議案の如何に相成るかは敢へて彼是申す所ではありませぬ。併し先般建議の際に、政府の認めて適當なる措置を執つたと云ふことを、玆に議員諸君に申し置くことが適當なことゝ考へて之を辯明いたしたに過ぎぬのであります。左樣御承知を願ひます。(大一〇・三・一〇)

仲小路廉に答ふ(貴本)

先刻述べました所の事柄は、即ち建議の御趣意に副ふものなりと政府は考へて居ります。建議の御趣意は學校問題のことゝ風紀問題にあつたと解釋いたしましたから、學校は斯くの如く致し、風紀問題は斯くの如く致す、即ち是は政府に於ては建議の御趣意に副ふものなりと信じて居ります。

仲小路君に御答へ致しまするが、私は各派の親しい方々を交る〳〵御出でを願つて御懇談を致したことは先刻

申した通りであります。併し仲小路君は御招き致さぬのであります。故に仲小路君の今の御話は何人かに之を御傳聞なさつたのであります。併しながら此打明けて互に懇談いたした內容を、公開の席上で申すと云ふことは如何なるものであります。それでは折角の親しい間、若しくは國家を愛する人々と懇談いたしましたことが何になるのでありますか。御問ひなさるも不思議に考へるが是は答辯の出來ないことであります。併しながらさう申した計りでは臭い物に蓋をしたやうに御考へになるかも知れませぬ。確かに問責と云ふ意味で彈劾すると云ふ意味で豫算委員會等に臨まれた人々に對して、貴君方の說は私が建議を讀み建議の說明を聽いた時とは違つて、貴君方は彈劾すると云ふ意味に取つて居られるやうである 貴君方の意志は初めてさう云ふことであると云ふことが或は豫算總會等に於て質問に於て分つた。是は分つたけれども貴君方は左樣に解釋で居られたか知らぬが、さう云ふ譯に行くものでないと云ふことを御答へ致しました。內容を詳しく申すことは斯樣な懇談の事柄で其自體性質に於て出來兼ねますけれども、併しそれは確かなんだ。反對側より申せば貴君方の意志はそれであつても、其人々から御聽になりますれば貴君方の意見は彈劾であると云ふことは段々其疑に依つて分つた 政府は最初考へて居つたのとは違ふか、併し何か好い方法がないものかと懇談いたした。全く誠心を以てやつたのであります。其他の內容は巨細に申すことは出來ないのであります。それから此決議案を政府に職を奉じて居るものも亦議席に著くものも當然なことであります、政府を彈劾なさる、政府の役員が議席に著くのは當り前であります。反對するのは當り前であります。併し斯の如き決議案がそれを差引いてどれだけの數になるならぬと云ふことは、成

程さう見やうに依つて色々になりませう。併し此問題に付て斯くの如き決議をさるゝと云ふことが、果して國家の爲めに利益であるかないかと云ふことも亦御考へを乞はねばならぬ。今日の時局から考へまして又國民一般の至誠の注ぐ所より御考へになりましたならば、其決議案なるものは私から申せば甚だ國家の爲めに遺憾なることで、故に先刻も申した通り撤回されると云ふなり否決せられると云ふなり、相當なる處置をして片付ける方が國家の爲めに利益なり、憲政の進歩を圖る所以なりと考へたと云ふことを申したのであります。殊に又先刻御演說にも色々ありました如く憲政史上少くとも貴族院の歷史に於て左樣なることを殘すのは遺憾であると云ふ御說も承つたのであります。私は極めて御同感であります故に、數に於てどうするかと云ふよりも此決議案の消滅することを希望する。

仲小路君は懇談の內容を示す事が宜しいと云ふ、私は其の內容を示すべきものでないと考へるのであります。是は御意見の相違であります。若し又內容を示しますならば、固より親しい方でありますから、斯うもしたらどうだ、斯う云ふ風にやれば治りがどうかと云ふ話も承つた。それで此の公開の席で申すと云ふことは、御互に愼まなければならぬ、故に私は斯樣なる席で懇談を致したことを公開の席上等で御話すべき性質のものでないと信じます。けれども唯それ許り申したならば御了解がいかぬことであらうと信じましたが故に、豫算委員會等の質問に依て考へれば、諸君は學校問題を解決すると云ふことが主たる目的にあらずして、文部大臣を彈劾するに

在りと云ふやうに解釋されるが、それでは斯うと云ふことになつたのであります。それだけは申した方が唯今の御質問には御了解を得るに速かなりと考へて申したのであります。其の内容を私が申したばかりでない、懇談した方々も色々な御話があつた。之を此席に於て申せと云ふことは懇談其のものゝ性質上出來ないことゝ私は考へます。それから此決議案の數は何十からの差に依つて否決されても、それは趣意のあるところ否決された方にあると取れと云ふ御精神であります。是は私の議事の整理の上に於て私にはさう云ふ解釋は出來ないのであります。否決は否決でなければならぬ。可決は可決でなければならぬ。否決されて居るのに精神は其方に在るとは申されない。其邊のことは私は餘り詳しく申さぬでも是は御了解になることゝ思ひます。故に之を可決されますか否決しますかと云ふことは、諸君の技能で、結局否決されたならば否決である。貴族院に於て容れられざる案と見る。可決すれば貴族院で容れたる案と見るが正當であらうと考へます。又憲法政治議院政治はさう致すべきものかと考へて居るのでありますから、或は御意見が相違いたして居るか知れませぬが。私の解釋は左樣であります。(大一〇・三・一〇)

風敎に關する決議案に答ふ(貴本)

此場合に於きまして、決議案に對し政府の所見を申して置きたいのであります。去月九日當院に於きまして建議を議決せられました。此建議の御趣意は當時政府に於ても贊成を表したのであります。何故と申すならば建議

の御趣意は學校問題の紛糾せむとするが故に適當の措置を取れと云ふことが、根本の御趣意であります。政府も學校問題の紛糾すると云ふことは甚だ遺憾に考へて居る事柄であります。之に對して相當の適當の措置を取る、固より躊躇いたさぬのであります。故に建議の本文を拜讀いたしまして、茲に之に對する說明を承はりまして、政府は喜んで此建議の御趣意に副ふことを努めやうと考へたのであります。故に此建議の通過後兩三日の間に、直に學校計畫に着手いたしたと云ふことは屢々申したことであります。以て政府の誠意ある所、並に此建議を如何に迎へたかと云ふことは御了承相成ることゝ考へるのであります。然るに豫算委員會に於て種々の質問が起り、此質問を篤と拜承いたしますと、最初當議場に於て建議案其のものを拜讀いたし、並に之に對する說明を承つたとは、餘程違つた意味に於ての御質問が多いのであります。甚だ政府は意外に感じた故に、數回の質問應答を重ねたのでありますが、其の質問應答を重ねれば、重ねる程、最初承つた御趣意とは相違いたしたるが如き感を懷くのであります。是は如何なることに原因いたして居るか、敢て推測を致すべき次第でもありませぬけれども、蓋し當時建議案に賛成せられたる諸君の中には、建議案の本文若くは其說明の意味と多少の相違ある御考を以て賛成せられたのであらうかと、御推測せざるを得ぬのであります。茲に至つて幾回質問應答を重ねましても、不幸にして其の一致點を見出すことは出來ないのであります。で此間に於て何か政府が傲慢無禮なる態度を以て答辯でも致したが如く言はれる方があるかも知れませぬけれども、決して左様なる次第ではありませぬのであります。速記錄を御覽になり、若くは豫算總會に臨まれて居る方々は此邊に御了解もありませうが、交る代る質問せ

らるゝ御方々の中には、隨分激烈なる御言葉を用ひられて居るのであります。隨分烈しき言葉を以て、若くは其意味に於て質問をせられたのでありますが、政府は決して之に對して傲慢なる態度などを以て臨んで居つたのでないのであります。此邊に於ては誤解のありやうはありませぬけれども、序ながら辯じて置く次第であります。左樣なる次第であつて、建議案の意味を、是が建議案の趣意なりと政府が解釋いたして居る所に、相違した所の意味に於ける建議案の趣意の說明を度々承り、又其意味に於ける質問も承つた。併し如何に考へましても、假令贊成者の諸君の中には、左樣な意味を持たれたことゝ致しましても、建議案其ものを解釋いたせば、其方々の言はれるやうな意味には解釋は出來ぬのである、即ち其意味なるものは今日此議場に於て、前田子爵、鎌田榮吉君、若くは林伯爵の如き御說明になりました、政府の考へる所も其通りである、故に政府は此建議の御趣意に副ふて、政府の解釋に從つては、如何にせば宜しい、先づ以て紛糾の根源ある所の學校問題を解決するが急務である。故に之に着手いたしました。又風紀問題是も建議中に含蓄いたして居ると云ふことは、私共左樣に解釋いたして居る是は不思議にも豫算總會等では左迄多くの此意味に於ける質問はなかつたのであります。兎に角政府は左樣に解釋いたしまするから、速かに學校問題の紛糾を解決すべき根本となるべき解決案に着手いたしたのであります。是は即ち昨日も申上げた通りであります。又風紀問題、決して從來怠つて居る次第でありませぬけれども、併しながら近來風紀の動もすれば紊れむとすると云ふことは御承知の通りである。又學校等に於て色々なる問題を惹き起し、騷擾を致すと云ふことは、風紀に大なる關係を持つのでありますから、是等が相當の措置を今後に於て

は致さなければならぬことゝ政府に了解いたしたのであります。故に此ことも昨日も申したのであります。故に今日決議案を提出せられたる方々には、我々の政府に於て建議の意味を解釋いたして居ることゝは、相違いたして居るかの如く察せられるのであります。併し政府は政府の解釋した所のものを適當なりと考へ、最初より此建議に彈劾問責の意味がないと政府は信じて居りましたが故に、唯今申しましたが如く着手いたすのであります。然るに豫算總會等に於て言はれたる如く、今日亦決議案を賛成せられた方々が矢張り問責であると云ふやうなことを言はれますが、如何にも私は意外の感を持たざるを得ぬのであります。又此問題に付て既に決議案をも提出せらるゝに至つた、貴族院對政府の關係をして、甚だ喜ばしからざる状況に立至らしめた、是は恰も政府が此責任を負ふべきやうに仲小路君などは言はれます。決して左樣ではありませぬ。政府は建議の御趣意に副ふと云ふ意味を以て、學校問題に付て解決に着手いたした、風紀問題にも注意を致して居る。のみならず此問題が段々意外なる状況に立至りはしないかと云ふことを恐れましたので、早速各派交渉委員諸君に御出を願つて政府が第一に着手いたした所の趣意も御話致し、又其後に至つて、段々此問題がやかましくなりまして、所謂貴族院對政府の關係をして、或は面白からざる状況に立至つては、國家の爲めに甚だ悲しむべきことゝ考へましたから、各派の諸君に交渉委員等と云ふやうな資格を持たれない方にも、兎に角腹藏なく御話の出來得る方々に交る交る御會見を致して、非公式ではありますけれども、何とか此問題は大なる衝突等を起さぬやうに、解決いたすことは出來ないものかと云ふことを御懇談に數回及んだのであります。是等の事實は大概議員諸君御承知のことでありますが、

何故に政府は斯様なることを致したか、即ち此問題をして意外なることに立至らしめたくないと考へました。何か緩和の途があるならば、緩和の方法を執つて、貴族院對政府の間に面白からぬ面倒の生じないやうに行きたいものだと云ふことを以て御懇談いたしたので、即ち政府の誠意のある所は御了解下さる筈と思ふのである。然るに遂に其間に妥協を見ること能はず、今日は決議案を提出せらる、其決議案は正しく政府を彈劾せられる御趣旨であります。是即ち此決議の趣意を承はり、政府は意外なることに立至つたのを遺憾に考へる。憲政運用の爲めに甚だ之を悲しむのである。我々は政黨關係を有し、而かも衆議院に於ては過半數を有して居る政黨に屬して居りますが故に、如何にも此勢力を恃んで横暴なることでも致すが如く論ぜられた方もあります、決して左様なる次第ではありませぬ。凡そ憲法政治の運用を圓滿に致すのには衆議院に於て、多數が後援を致さなければならぬことも、私が説明いたす迄もありますまい。又實績に徴しまして、大小の問題、それに依つて圓滿に進行いたして居る。我々は是に依つて國政上に相當なる貢獻を致して居ると考へるのであります。小黨分裂いたし政爭に政爭を重ねて居つて、政界の安定を得ることは出來ないものであります。然るに拘らず此衆議院に過半數を持つて居ると云ふことは偶々以て横暴を致すであらうと云ふやうなる御疑念の根據となると云ふことは、憲政の爲めに甚だ遺憾に思ふ。況んや之を以て此勢力を恃みと致し、貴族院に臨んで我意を通し、無理を通すと云ふ考は毛頭ない。此意のない位のことは辯說を以て申す迄もない。斯様な問題に逢著する度毎に、御懇談を重ね、疏通の途を講じて參つて居るのであります。多數を恃んで貴族院を威嚇するが如きことは毛頭我々の考ではない、若し左様な

る誤解ある方々がありますれば、斷然その誤解を去られることを憲政の爲めに希望するのであります。又茲に私は贅辯を費すまでもないことであります。今日內外の狀況は如何なるものであるかと云ふことは、篤と御考察を願ひたい。歐洲大戰爭の後を承けまして、列國の間には隨分非常なる變化を致した、之が爲めに國の將に亡びんとする處もありますが、是れは暫く措きまして、幸に戰捷を得て安泰の位地に在るべき國と致しまして、國內の紛擾には實に苦しんで居る、又戰爭中に受けた所の傷痍を醫するが爲めには、各國共に非常の苦心を致して居る、思想も亦動もすれば非常なる所に趨つて、所謂惡化せむとするのであります。然るに我國は幸にして斯樣なる危難は免れて居る。戰爭に參加致したのは其通りであります。又戰爭より大小の影響を受けて居ることも事實であります。又國內の思想は動もすれば惡化せむとする虞のあることも事實であります。併し歐洲諸國の今日困難致して居る狀況に比しますれば、洵に我國は幸福の位地に居るのであります。是固より上聖明の御稜威に依り、下國民の熱心の發動によることは無論であります。大體に於いて諸外國と我國との形勢の異ることは、唯今申したやうな次第であります。然らば我國は之を以て安んじて宜しいかと申せば、決して左樣ではないのである。經濟上から申しても國力を發展せしむるが爲に餘程の努力を要する。國內政治の改良を致すと致しましても、實に重大なることは陸續生じて來るのである。殊に又思想の點に於て徒らに外來思想に感染致して、動もすれば惡化せむとするのであります。是等の事情を考へますれば、諸外國の形勢とは違つて、幸福なる位置にあるとは申しながら、隨分今日は內外に對して非常なる努力を要する今日の國情であると考へるのであります。斯樣なる次第で

ありまするから、今日に於ても政府議會圓滿なる關係を保持致しまして、總ての國政を十分に料理したいのであります。是は政府の十分希望する所であります。然るに圖らずも此學校問題の如き事を生じまして、之が爲めに幾日を費したか私が茲に申す迄もないことであります。それは皆政府の責任なりと云ふ御議論も、先刻仲小路君の御議論より申しますれば左樣に相成りませうが、決して左樣なる次第ではない。又國家の進運に貢獻致すべき爲に、豫算は無論のことであります、諸法律案、此法律案の中には國民の休戚に關する重大なる諸案もあるのであります。斯樣なる次第でありますから、今日は議會政府圓滿なる關係を保ちまして、國運をして此上にも彌が上にも伸張せしむるやうに致したいと希望するのであります。學校問題固より重大ならざるにあらずであります。重大ならざるにあらずでありませうが、政府は相當の措置を執ることは決して惜むものではありませぬ　併しながら更に重大なる内外の形勢にあると云ふことに想到せられましたならば、此の問題は適度の程度に於て解決いたしたいものと希望するのであります。故に政府は既に各派交渉委員の方々にも言明致した事柄ではありましたけれども、併し昨日當議場に於て政府の執りました所の措置を言明致し、諸君の御諒解を得た次第であります。如何に考へましても今日は此問題を此上にも紛糾せしむると云ふことは、如何にも忍びないことゝ考へます。冀くば此決議案提出賛成の諸君が此時局に篤と御考を下され、政府の責むべきものは御責め下さることは更に差支えありませぬけれども、併し此邊に附きましては十分なる御考慮を御願ひ致したい。況んや貴族院衆議院、無論其權限に於て何等の相違はありますまい。併しながら貴族院諸君の位置は衆議院の諸君と異ることは、私の茲に

贅辯を費すまでないことであります。尙更以て玆に考へ及ぼされまして、深く御考慮を願ひたい。又政府の一員位はどうでも宜しいと云ふやうなる世間に議論もありますけれども、政府の見る所、閣員は左樣なることで輕々しく進退いたすと云ふことは出來ないのであります。無論人間には好む者もあり好まざる者もある。又如何なる人と雖も過失のあることもあり、是は免れぬことであります。併し其度毎に紛議の起ると云ふことに相成るは、國家の爲に遺憾に感ずるのであるのみならず、其一員は如何樣に相成りましても、他の閣僚は其儘で宜しいと云ふやうなる、今日は政治は出來ないのであります。故にそれ等のことは私詳しく說明致さぬでも御承知のことゝ考へますから、此邊に止めますが、兎に角國家の大局より御考へ下すつて、又此問題は重大なりと致しましても、比較考量を煩はして、而して又政府の一員が進退致し、如何なる狀況に內閣はなるものであるかと云ふやうなることを總て綜合せられまして、御考慮を煩はしたい。甚だ私は喋々の辯を費して相濟まぬやうに考へます。併しながら實に國家の前途に考へましては、甚だ私は斯樣なることを玆で申すのは遺憾に堪えませぬ。殊に又提出者贊成者の名數は我々の同僚、若くは友人と云ふやうな如き方々であります。左樣なる方々から此の彈劾的說明などを承ると云ふことは殊に又遺憾に感じます。此邊の事を十分に御考慮下さいまして、又提案者、贊成者、御反省と申しては言ひ過ぎるかも知れませぬが、御熟考の上に、此決議案の成るべくは撤回せらると申すか、或は是が成立しないやうになると云ふものか、何れの點に於きましても、斯樣なることは速かに相當の解決を告げられて、また大層なる問題が橫はつて居ります。法案と致しましても十數多の件があることでありますから、是等は固よ

り此問題が如何に解決いたしましても、是が爲めに豫算法律案等に影響することは、憲政上にない筈でありますけれども、併し勢の逝しる所、是等に影響いたしましては國家の爲めに非常に悲しむべきことゝ考へます。それ等の區別は提案者賛成者と雖も承知せらるゝことゝ確信いたすのでありますけれども、兎に角左樣なことが横はつて居るのでありますから、此決議案たるものは、何とか相當の御解釋を下さることを希望する。故に政府は内外の狀況より考へまして、此決議案に附して所見を茲に概略申して置く次第であります。（大一〇・三・一一）

施政方針に關し濱口雄幸に答ふ（衆本）

只今濱口君の御質問に御答へ致しますが、第一の點は軍備縮小問題と記憶致します。軍備縮小の問題に就ては先刻外務大臣が軍事委員會の狀況を述べました以外には何もありませぬ。新聞紙等に於ては海軍縮小問題も多々現れて居りまするが、國際間には問題になつて居りませぬ。既に國際間の問題になつて居らぬものを、茲に豫め政府がどうすると云ふ意見を申述べる譯には參りませぬ。併しながら軍備を縮小すると云ふことでありますれば、主義に於て勿論どの國にも異論はありますまいが、併し之を如何に縮小するかと云ふことは、列國の間の問題になりましたならば、攻究を要する問題に考へます。次に林公使は──林大使が何か申した事が新聞に現れて居ると云ふ御尋でありました。それは茲に申す迄もないことでありますけれども、何れの國の使臣と致しましても、其駐劄國政府に對して何か申すときは訓令を仰ぎ、又は訓令に依つて會談するものでありますけれども、個人と

して新聞記者に話をすると云ふやうな事柄は、一々訓令を仰ぎ、又は訓令に依ると云ふ次第のものでありませぬ。故に詳細の事は分つて居りませぬが、併し或新聞記者の尋ねに依て、林大使が若し軍備縮小問題が列國の間の交渉案件となるならば、我帝國は決して考慮を吝むものではないと云ふことを、個人として話したと云ふことは傳つて居る。それは分つて居りますが、其以外には今日迄何等の事も無いと云ふ次第であります。固より我國の國防は、先刻濱口君も言はるゝ通り防禦的の國防でありまして、侵略的の意味が無いのであります。海軍擴張と申した所で、年來の計畫が財政の都合に依つて、漸次實行せられて居るのであります。即ち昨年の臨時議會に於て其計畫が御協贊を得たのであります。我國の國防の性質は左樣であります。是は何人も異論の無いことであります。何人も恐らく認めて居る所であります。然る以上には果して列國間に海軍縮小問題が具體的の案件となる場合に於ては、更に是等の意味を以て、相當なる協議に應ずる場合もあらうと考へます。けれども今日に於ては、豫めまだ國際間の問題ともならざるものに向つて、政府が意見を陳述する譯に參りませぬ。それから財政の事に就て昨年四月官民合同の歡迎會に述べましたことに就て、何か新聞紙上で御覽になつたと云ふので、御議論の一端になつて居るやうでありますが、是は委しく茲に速記のある譯ではありませぬから、記憶致して居りませぬが、當時財界の不況に際しまして、一般に甚だ心配して居る時でありました。政府は十分に其救濟に努める積りであります。仍て救濟の効は漸次現れると云ふことを政府が期待して居る、斯樣なる趣意を申した。新聞紙に依つては色々に書いてありましたらうけれども、趣意は之に過ぎぬのであります。それから貴族院に於て何か申したと

云ふことでありました。是はどの點か判然分りませぬけれども、恐らく斯う云ふ事でありませう、貴族院に於て物價騰貴の際に、物價調節問題が盛んでありました際に、物價調節に就ては政府も隨分骨を折つて居るのであります、盡力致して居る、併しながら又或場合になれば、物價低落を心配しなければならぬこともあるかも知れぬと申した。卽ち物價が極端に騰貴致せば、其騰貴の爲めに心配しなければならない、極端に低落致せば、其低落の爲めに國民の休戚を考へなければならぬ、當然の話であります。斯樣なる次第であります。要するに片言雙語を捉へて其所此所を議論の材料とせられましては、全體の意味が貫徹致しませぬ。只今濱口君の御演說中にも、農民が米價低落の爲めに困難、國民の多數を占めて居る農民を石瓦の如く思ふて居るかと云ふ御話がありました。どこの政治家と雖も、石瓦の如く思うて居る者がありませうか、何も無い事であります。併し是は議論の餘勢でさう云ふ言葉を用ひられたのでありませうが、之を以て議論する譯に參りませぬ。要するに私は日本の經濟界は時に消長がありませう、今日甚だ不況であります。併しながら、我國民の力、國民の富力が、今日は昔日の比でないと思ひます。甚だ國民の力は發達致して居ります、故に其基礎の下に段々救濟を講じて參りましたならば、必ずや此經濟界は、相當なる振興を來すであらうと私は信じて居ります。決して或論者の如く、單に悲觀ばかり致して、遂に國家が破産するやうな觀察は致して居りませぬ。此十分に發展致した國力の下に、相當なる施設を致しましたならば、經濟界は救濟し得らるゝものと確信致して居ります。其點は或は御議論が違ふかも知れませぬが、斯樣なる考を以て今日政府は諸般の處理を爲しつゝある次第であります。又何が自業自得であると言つた、

是も言葉の一端の御話でありませうが、今現に投機思惑抔を餘程戒めましたけれども、投機思惑をした者がある、其等は甚だ悲況に陷つて居る、之を自業自得と稱することが出來ませうが、之が爲めに一般の經濟界に、何か相當なる救濟の途を講じてやらなければならぬ。斯樣なる事を申したことがある。其所此所の意味を片言隻語に依つて御判斷では大間違を來たしますが、要するに私はひどく樂觀して、何事も放任して置いて、天下泰平、經濟界が振興すると思ひませぬが、併し國民の力が餘程違つて居ります。此基礎の下に相當なる設備を致して居つたならば、經濟界は恢復を見ることゝ信じます。（大一〇・一・二二）

望月小太郎に答ふ（衆本）

望月君の御質問に御答へ致しますが、御質問は極めて簡單でありましたが、私も極めて簡單に御答へする方が宜からうと考へるのであります。御質問の趣旨は、幸ひに列國と良好なる關係を保持して居ると云ふ事に就ての御質問であります。何故に斯樣な言葉に就て望月君は疑義を懷かれたのであるかは解しにくい事である、併し御演說中にもアメリカに問題のあること、或はイギリスに云々と云ふやうな事でありましたが、斯樣な問題を以て國際間に良好たる關係を有つて居らぬと論ずることは出來ますまい。是は屢々外交を論ぜらるゝ望月君などは能く御解りの事である。アメリカに對しましては、唯今外務大臣も申されましたが、兩國政府誠意を以て、加州問題の如きも解決しやうと腹藏なく意見を交換して居る。日英の間も亦た左樣である、種々な問題に就て日英兩

國政府の間に洵に腹藏なく交渉を致して居る、是が良好なる關係を保持するに非ずして何でありませうか。私は斯樣な事を、幸に列國の間に良好なる關係を保持するこ申して、適當なる事こ考へるのである、極めて簡單明瞭な話である。支那こ良好なる關係を保持して居るぢやありませぬか。支那こ何が良好ならざる關係であるか、日支の間に……日支の間に更に良好なる關係を保持して、是亦兩國政府の間に種々たる案件を協定致して居るのである。是れ何を以て兩國の間に良好なる關係を保持しないこ論定するのでありませうか。要するに是は望月君などは御解りになつて居らねばならぬのである。斯樣な狀態を國際間に又良好なる關係を保持して居るこ云ふことも分り切つた話である、簡單な問題である。冗長の辯を費す必要はないこ思ひますから、是で御諒解になるこ思ひます。(大一〇・一・二四)

衆議院議員選擧法中改正法律案(關直彥外三名提出)反對演説(衆本)

諸君、衆議院議員選擧法改正案、關君其他に依つて提出せられたる案に就て、關君の御演説を拜聽致したのであります。併し此議論は第四十二議會以來　屢々繰返して居る論でありますから、爰に私が之を繰返すことは甚だ無益なりこ考へるのであります。併しながら關君も多少の御辯論あつたが如く、簡單に其趣意を述べて置きたいのであります。元來現今の衆議院議員選擧法なるものは、唯今川原君から言はれた如く、第四十一議會に於て議決せられた案であります。第四十一議會に政府より提出致した折には、如何なる議場の狀態であつたかこ申せ

ば、所謂普通選擧論は一つも無い、僅か數人の人はありましたけれども、是は其黨派より除名せられたと云ふことに聞いて居ります。兎に角に議場に於て、何れの黨派も普通選擧論は唱へられなかつたのである。左樣なる時代であつて、審議の後、現行法は成立致した、是は四十一議會である。翌四十二議會、此間僅に一年でありますが、一箇年を經過したる四十二議會に於ては、盛に普通選擧論を唱へらるゝのであります。僅か一年經つか經たぬ間に、斯く迄の變化は驚かざるを得ぬのでありますが、其理由とする所は時勢の變化である、時勢は時々刻々に變化致しますから、一年經てば相當の變化は致しませうけれども、凡そ立法に參與する者は、一年先が見えずして法律を決議することはありますまい。甚だしき矛盾を感じたのであります。併しながら頻りに之を唱へらるゝ、國論なりと而も言はるゝのでありますから、遂に解散となり、國論の歸著は明瞭になつたのであります。是れ即ち私は斯う云ふことを論ぜらるゝ人々の、極めて矛盾なる議論に驚く。決して國民の多數は、斯樣なる議論に贊成は致さぬと考へる。次に又普通選擧を主張せらるゝ餘り、年齡の上などに就て色々御議論がある、年齡なしと云ふならば格別、二十五年にせよ、二十年にせよ、年齡の制限を置くと云ふならば程度の問題である。其通り政治は程度の問題である。此程度の問題である以上は、さまで重大なる議論ではない。併し之を以て普通選擧論者は頻りに主張する。更に關君の御議論を承れば、關君の如き聰明なる人にして、何故之に氣付かれぬかと云ふ一點がある。關君の反覆丁寧に論ぜられたのは、國民が義務を果す以上には、權利を持つのが當然ぢやないかと云ふ御議論に聞えるのである。故に三圓の資格を制限致さずとも、國家に對する義務を果す者は、選擧權を有する

が當然である、故に普通選擧を主張すると云ふやうに聞えるのである。果してそれであるならば、何故婦人に選擧權をやらないか、婦人にして何百圓何千圓　多きは何萬圓の税を取られる者がある、何萬圓の納税を致しても婦人ならば選擧權をやらぬ、それは極めて不審なることである。納税を致して居るか居らぬか知らぬが、兎に角國家の義務を盡しさへすれば選擧權をやると云ふことは、此論としては大なる矛盾である。併しながら此矛盾の起る所以は、程度を論ぜらるゝからである。關君も段々世の中の進歩するに從つて、婦人にも選擧權をやると云ふ、吾々同樣に云はるべき筈である。そこに至るまでの程度、此程度論を以て普通選擧をやる、普通選擧でなければ國家が今にも滅びる如く言はれるのは、甚だ矛盾ではないか。決して國民大多數は、斯の如き論に贊成はしないと思ひます。要するに斯樣なる事を以て、關君の御議論に對して議論を闘はすことも左まで必要はない。吾吾は選擧權の擴張固より贊成である、常に贊成であるのみならず、十五圓の納税資格を十圓に減じたのも吾々である、十圓の納税資格を三圓と減じたのも吾々である。更に吾々は段々此選擧權を擴張致して、諸君の言はるゝ通りの普通選擧であるかないか知らぬが、此選擧權の擴張の結果が、或は婦人にも選擧權を與へるやうになるかも知れない。併し是は時勢の進運に應じてゞある、世の中の進歩發達にも顧みなければならぬ、篤と國家の利害を打算した上でなければならぬ。一年や二年の間に時勢が變化致したと云つて手の裏を返すが如き政策は執れない。又た左樣なる秩序なき制定は、決して國民多數の贊成するものではない。今日國民多數の希望する所は秩序ある進歩であります　過激思想も共産主義も、唱へる人が絶無でないと致しました所が、決して國民の輿論でな

い。國民は秩序ある進歩に依つて、此上にも國家の基礎を固ふして、國運の發達を此上にも期して居るのである、決して諸君の言はるゝ如く、普通選擧をすれば國家が安泰であるやうな事に國民多數の希望ではない、國民多數は飽迄秩序ある進歩を希望するのである。又國民が秩序なければ發達するものでない、故に豹變常なく、一年や半年の間に議論が引續返る如きことで行はるゝものでない。此邊は篤と政治の實際を考へなければならぬ 政治の實際を考へると左樣にはならぬのでありますから、年々歳々之を唱へらるゝと云ふ事をやりまするが、年々歳歳唱へられるならば、此論に忠實なる者のやうにも見えない。本當に普通選擧論に忠實であるならば今少し時勢を見られて篤と考へて、世の進歩に應じて始めて公正の政策を執らんことを希望する。政府は國家の大局より打算致しまして、此法案には反對致すのであります。それのみならず、尚ほ憲政會の諸君より提出された衆議院議員選擧法がありますが、是も大同小異、重ねて辯駁をする必要もありませぬから、是にも反對するものなりと云ふ事を茲に表明して置きます。(大一〇・二・二三)

内閣不信任案(武富時敏他六名提出)反對演説(案本)

唯今議場の議題となつて居る所の不信任案、此不信任案の御趣意は、武富君が代表せられて演説をせられましたが、成るべく明瞭に承りたいと努めたのであります。併しながら武富君の御演説は努めて聽取らんと欲したのであるけれども、御病後と云ふことであつて、吾々は明瞭に承はることが出來なかつたのであります。故に此決

議案の精神は武富君の御演説では詳にならぬのであります。何れ速記等を拜見致しましたならば、其御趣意の在る所も自ら分りませうが、御演説中には御病後と云ふことでありまして、如何にも私は近い所に居つたけれども聽取れないのであります。故に是に對しては所々承つた所の言葉に依つて御答を致すと云ふことは、甚だ遺憾なる次第であります。而して寧ろ此決議案の趣意を説明せられたのは武富君に非ずして關直彦君のやうに承る。關直彦君の御議論は數條に亘つて居るのであります。併しながら之に對しては大岡育造君、三土忠造君、林毅陸君の辯論に依つて最早盡きて居るのであります。之に對して多くを論ずるの必要は無いのであります。併しながら吾々の尊敬する所の關君、而も其御採用相成つたることは、先年大隈内閣の當時御同様相共に彈劾を致した時の言葉を御採用になつて居る。故に此決議案の大體の趣意は關君に依つて説明せられたものと解釋致します。關君の御演説に就て一二申して置きたいのであります。數多の箇條に亘つたることは大岡、三土、林三君に依つて最早盡きて居る。併しながら關君の御議論は、大體に於て事實の上に立脚せられて居らぬのであります。御議論は無論御議論、併し事實は全く沒却せられて居るやうに見える。例へば一二の例を申せば、大隈内閣の時に聖旨に藉口致して云々と御同様に申したので是も事實は今日とは大層違つて居る。當時内閣中には刑事被告人も生じた、之が爲め二三の閣員が辭職致して居る。二三の閣僚が辭職致したのでありますが、殘つた所の閣僚は聖旨默し難しと言つて留任致しましたから、御同様に聖旨に藉口するのは甚だ責任を負はざるものと存じたのであります。今日は全く是とは違ふ。今日は斯様なる場合ではない。尼港事件の如きは屢々繰返して申した如く、吾々は何等の

失策、不注意、怠慢等があつて生じた事件ではない、事實が違つて居るのです。又其外に幾つもある、對支問題も論ぜられた。對支問題の如きは、日支の間に、成程兩國の間には種々なる案件がありまして、解決したるものもあり、解決せざるものもありますが、實際の事實は此國際上の關係を十分に諒解せられて居る。是は日支の關係が以前よりも甚だ事實に相違して居る。對米問題も亦其の通りである、對米問題も數年前に比べて、今日は日米の間に於ては十分に進行せられて居ります。是れ亦日米の問題に關係を生じたと云ふことは事實が相違致して居るのであります。又經濟界の問題、是も虛心坦懷に御考になれば、事實は明瞭になるのである。一兩年前に於ては經濟界が安定を致して、物價騰貴の場合に於ても大なる紛擾を生ぜず、又今日に至つても大なる破綻をも生ぜずして參つたのは、是は事實であります。斯樣なる事實がある以上には此經濟界の狀態を放漫政策の結果なりと論ぜられるのは、事實に立脚せられて居らぬやうに思はれるのであります。又官紀問題、是も同樣である。官紀問題に就て訓令を致したとか、致さぬとか云ふことは枝葉の問題である。併しながら此事に就ては當議場に於て先日も論ぜられたと云ふことでありまするが、政府に於ては官紀の振肅に努めて居ります。又南滿鐵道等の事も言はれたが、南滿鐵道と云ふものは、從來より獨立的に營業して居る所の株式會社である、政府は此を監督致して居るに過ぎない。故に其會社の内部を明瞭に知らうとしても、知りやうがないのである。若し知らんとすれば飽迄も此問題を調査して、解決すると云ふことは既に明言して居るのであります。斯樣なる次第であるが故に、閣君の御議論は事實に立脚せざる所の議論である。事實に立脚せざる所の議論は、議論せんが爲めの議論である。

又反對せんが爲めに反對する議論と云ふものは斯の如き議論ではあるまいかと考へる。之を要するに今日不信任案提出の理由は甚だ不明にして、是は價値なき決議案と評するの外はない。其趣意甚だ不明にして事實に立脚せざる決議案であります故に、政府は絶對に之に反對するものであります。(大一〇・二・一九)

豫算委員會に於て仲小路廉に答ふ(貴委)

仲小路君の御質問に御答いたしますが、滿鐵會社の行爲に付て多く御質問と聽いて居りましたが、其前に當りまして一二御參考の爲に申して置きます。先刻　關東廳長官から申上げた如く、多く、重役は中央より任命せられて居る、又十分監督する機關の不足と云ふことは是は事實であります、併しながらどう云ふ場合に現在の關東州の官制が定まつたか、どう云ふ場合に滿鐵の定款其他が定まつたかと云ふことを御記憶を願ひたいのでありますが、一昨年……今日から申上げますと一昨年でありました、あれは當時の關東都督が滿鐵の總裁であつたのであります。兩方混じて居つた、是は其狀態を見まするに適當なる制度とは考へませぬ、故に之を元の通り切離した、即ち今日關東廳長官と云ふものを置くことに相成つた、さうして滿鐵は滿鐵で獨立の社長を置くやうに相成りました、分離いたしました。分離の際にあつては無論、今日の關東廳なるものは存在いたしませぬから、是等の重役は中央より任命する外ないのであります。故に當時の關東廳長官も、當時の滿鐵の總裁も中央より任命されました。それから爾來、理事等に付きましては、是は多く滿鐵の重役より申出て、關東廳に於てもする

ここでありますが、それ等の希望に依つて任命されて居るのであります。斯う云ふ經歷は御記憶を願ひたい。それから監督が十分に出來ない、機關が足らぬ、定めて左樣であらうと察するのであります。固より滿鐵會社なるものは半官半民の會社でありまして、非常なる事業を爲すものであります。其財產も、社債等に依て經營いたす所の事業も、非常に廣大なるものであります。迚も之に向つて、而も其仕事は半官半民とは申しながらも、詰り營利的の意味に働くので、多く自由に働く場合がある。關東廳が監督致すには、定めて困難であらうと察するのであります。之に付ては更に相當なる考慮をしなければなりませぬが、併し直接兩方とも彼の地に在るものでありますから、其間に兩方の便宜上疎通を考へましたならば、多少の注意を茲に拂ひましたならば、監督も出來ぬことはなからうと思ひます。固より細大總てをと云ふことに、參らないかも知れませぬが、大體を監督するには、段々出來得るだらうと思つて、して居るのであります。斯樣なる狀態であるのでありますから、關東廳と南滿鐵道との關係も、是で御承知を願ひます。それから後の御質問でありますが、其前に當つて一應申して置きたい、世間には隨分馬鹿らしい說を傳へて居る、政友會が滿鐵を喰物にして居ると云ふ說が屢々ございますが、如何にも馬鹿らしい、識者は決して同意いたすまいと思ひますが、而かも誠しやかに傳へる者が隨分多い、途方もない話であります 政友會は私統下であります。一錢一厘も滿鐵より利用したことはありませぬ。此疑念は能く事情の了解出來ぬ人にはあるかも知れませぬが、多くは爲にする流說であります。毫末も左樣なことはありませぬ。滿鐵を利用いたして居ると云ふことはないのみならず、何等是と關係を有つて居ると云ふことはありませぬ。世

聞傳ふる所の説が根本に於て間違ひなることを、玆に申上げて置きます。それから何とか言はれました、その石炭山のこと、それからもう一つ電化と云ふことがありましたが、近頃左樣なることを申して居る人が幾らもありますが、實は私は何事か分らない、仍て關東廳の人々に聽いて見ると、一向、怪しむに足らぬ事柄のやうに聽いて居るのであります。併し是は其詳細なる事情等に付きましては、關東廳に於て相當の調べがあらうと思ひますから、其方より御聽きを願ひたいのであります、果して高い値段で、不當の値段で買つたものか、それから何か電化と云ふことは、是もどう云ふ事情のせいであるか能く存じませぬが、それらの事に付きましては、關東廳の人人より直接御答申した方が宜からうと思ひます、若し強ひて私に答をせよと云ふことでありますれば、關東廳から聽いて、其通り御答する外仕方ありませぬ。どうぞ此點は關東廳より御答することに致したいのであります。それから終にちよつと申して置きますが、先般黨勢擴張より段々御話でありましたが、唯今申した如く何等政黨關係を有つて居りませぬ。無論、黨勢擴張と云ふ意味に於て南滿鐵道と、どう斯うと云ふことがあるべき筈がない、是は直接御質問でもありませぬけれども、其前提の下に御尋でありましたから、之を簡單に辯じて置きます。

唯今私が政友會に關係なきことを申したことは、言ひ過ぎたと仰せられましたが、私は御斷り致して居ります。序でながら此ことを前以て申して置きます、新聞紙に唱へ、又人々が衆議院邊りでも彼此言ひます。何を以て言ふか、何か不當なる値段を以て石炭を買つて、政友會が金を儲けた、不當なる値段を以て船を買つて政友會が金

を傭けた、いろ／＼のことを申して居ります。斯う云ふことに仲小路君が御迷ひになることは、私は萬々信じて居らぬ。併し如何にも世間には馬鹿らしい風説がある、何れの時に申せば適當の時機であつたか知りませぬけれども、是等は世間に種々なる疑惑が起つて居るのであります。故に私は世間に如何にも左樣なることを申すのは、政友會は私統率の下にありまするから、政友會として何等の關係を持つたことではない、斯う云ふことを申したのである。是が一應其疑惑が去れば疑惑の眼を以つて見られる次第ではありませぬ。其ことのないやうに釋然として解釋するに難からぬと私は思ふ。故に之を申した、併しながら石炭の値段が果して不當であつたか不當でなかつたか、船を適當の値段で買つたか、買はぬか、其他何かもう一つ電化と云ふことでござゐましたが、其ことは私能く知りませぬが、何か不適當のものであつたか、なかつたかと云ふことに付いては、是は關東廳に相當の調べもあらうと思ひますから其の方から明瞭に御答した方が宜からうと思ひます。直接私が知つて居るやうな譯はない。私の許可を受けて買つた船でもなければ、石炭でも、何でもない、併しさう云ふことは成べく明瞭に致した方が適當のことゝ私は考へて居る。之を明瞭にする爲には、今日の所では關東廳の人々より外になからうかと考へます。故に關東廳の人々から御答をした方が適當だと申しました。此方から御聽取りを願ひたいのであります。詳細なことを私より申せと強ひて申されるならば、私は關東廳に取調を命じて其答申を待つ外はありませぬが、それでは餘りに手數であります。關東廳の政府委員、其他より申上げることに致しました方が宜からうと思ひます。（大一〇・二・一六）

仲小路廉に答ふ

仲小路君に御答へ致しますが、第一の御質問は所謂昇格問題に付て、文部大臣を調査の委員にしたことが甚だ穩當ではあるまいと云ふやうなる御趣意からの御質問と拜承いたしたのであります。一應左樣に御考へになるかも知れませぬ、併し是は實際の事實を申せば御了解は容易に出來ることゝ信ずるのであります。委員會を組織したと申せば、左樣なる誤解も從つて生じますが、是は外の方に於ても申上げ議場に於ても多少申したと心得て居りますが、此の學校問題の紛糾するのを、何とか速かに解決するのが適當なことゝ考へます　建議の御趣意もそこにあることゝ考へます。で私が政府部内の者を集めまして、是等の人々の意見も聽き愚見も述べて原案を作成いたし、此原案に依て相當の機關の審査を經る　相當の機關と申せば今日現存するのは文部省に於ける教育委員會である、先づ之に諮問するのが當り前でありますし、若し又必要を感ずれば、先般の臨時教育會議のやうなものを作りましても宜いでありませうが、兎にも角にも此原案を作成するが最も大切と考へたのであります。それ故に私は其事の重大なることに鑑み、其事の速かに解決するの必要なることを考へて、自ら恰も委員長の如き資格を以て、政府部内の人々を集め、其意見を聞き愚見も述べたのであります。斯樣なることは仲小路君も御承知の通り、政府部内では屢々あることで、當局大臣の無論說明も聽かなければならぬが、又關係の役所中に於て、それ〳〵擔任をして居る者もある譯でありますから、大臣と共に是等の人々に出て貰つて、それ等の人人の詳しい意見を聽き、又法制局其他斯う云ふことに適當なりと考へた人々を集めて意見を聽くと云ふことは、

それは珍らしからぬことで、屢々あることであります。其通り私も致しました、是もさまで重大とも考へず、さまで急速を要しないと云ふことでありますれば、私は自ら斯様なるものを置いて之に干與いたさぬでも宜しいのであります。如何にも此ことは重大なりと考へ、解決を速かならしむるを適當と考へました故に、自ら委員長のやうな位置に立つて、是等の人々の意見を聽いた方が、原案を作成するに最も速に、最も適當であると考へたのであります　併し文部大臣が、そこに屬僚を率ひて出席し、其事情を話し、其說明を致すと云ふことは、何等國務大臣の資格に輕重のある譯もなく、是は實に有り來りのことで、獨り教育問題に限りませぬ。各種の問題の起ります度に、從來の內閣皆な斯樣なことを致して居るのでありますが、之を表立つて申せば、委員會を造つて、無論官制等を造るのでありますが、それは政府部內の人を集めて相談をする、さう云ふ性質のもので、此性質を御了解下されば、唯今のやうなる御質問は自ら御了解が得らるゝのであらうと考へるのであります。國務大臣たる位置に何等の差支へもないことゝ思ひます。又是は官制等に依つて、委員を造つた譯でもありませぬが、尤も官制を造つても、國務大臣も委員の一人になつて居ることもあるのでありますが……私の手元に於て調べますのはさう云ふ性質でありますから、之を御了解して戴きたい。それから次には、江木君の先般議場に於ての御質問に私の答へたことは　是は御議席も遠くないと思ひますから、御聞違ひもあるまいと思ひますけれども、少し事實が相違いたして居ります。江木君の御質問中には、主たる御質問の御言葉の中には、尼港事件に付て陸軍大臣が責任を負つて辭表を出したと云ふ御言葉を繰返されましたから、私も答辯の主たる目的とは致さなかつたが、序

ながら私より、陸軍大臣から辭表を出した云々と申したことはない、斯様なることを序ながらと御斷りして置いたと記憶いたして居ります。固より尼港事件に付て、責任の有無に拘らず、陛下に對し奉り、相當なる行動を致さなければならぬと云ふことは、當然のことでありまして、議場に於ても左様に申したのであります。でさう云ふ處置を執りました者は、獨り陸軍大臣のみではないのであります。決して陸軍大臣が獨り左様なる行動に出でたと云ふ譯ではないと、當時議場に於ても申したと記憶いたして居ります。私は私より陸軍大臣が辭表を出した云々と申したことは江木君が此意を了せられたと見えまして、二度目の御質問にそれは新聞紙等で之を見、又議場其他の機會に於て陸軍大臣其他の説明に依つて自分が推測したのである、斯様なことでありますから、左様なる御推定でありますれば、之に對して私は辯解するの必要はなからうと思ひまして、二度目の答辯に、推定と云ふことであれば、それはそれ迄のことである、斯様に申しましたのであります。事實問答の顛末は斯様であります。是は速記錄で證明せられると私は考へます。左様な趣意であります、決して私は此點に付て江木君の御質問を誤解いたしたとは考へませず、私の答辯も御聽きの通りであります。それから滿鐵の問題であります。是は私は何も知らぬと申したことでありますが、全く知らぬことでもない、知つて居ることも知らぬこともあります。是も事情を申上げれば御了解になるのであります。元來滿鐵の監督と云ふものは、關東廳に於て監督するのは、無論であります。又鐵道の運行に關しましては、鐵道省に於て監督することは是も御承知の通りであります。其以上に於て何か重大な、例へば社債を募ると云ふことであれば許可を内閣に持出す、又拓殖局に於て調査を致し、財政

關係のものなれば大藏當局の者とも相談を致して、法制局等の審査を經て、始めて之を許可する、しないと云ふことになるのであります。實際の運びは斯樣なことに相成つて居ります。斯う云ふことに付きましては內閣の指令を受けるのでありますから、固より私は是は失念いたさぬ限りに於て、之を承知して居るのであります。其他のことに付きましては、御承知の如く南滿洲鐵道會社なるものは、創立の初めより殆ど營業は獨立的に致して居るのであります。監督と申せば何れの方面よりも、其時々其時代に依つて違ひは致しますが、何れの方面より監督いたしましても、大綱を監督致して居るに過ぎぬのであります。其他のことに相成りますれば、會社が實際獨立的に營業いたして居るのであります。之に對しまして營利會社と致しまして、會社の總會もあります、監査役が之を承認するしないと云ふことは御承知の通りであります。此の營業狀態に付ては會社の總會、監査役等の審査に依つて、此點から株主として監督するのもあらうと思ひます。それから補助を…　直接金の補助はありませぬけれども、半官半民として社債の募集を致して居るのでありますから、無論確に記憶いたしませぬけれども、會計檢査院の審査を經て居るだらうと思ふのであります。斯樣なる狀態でありますから、此會社が船を拵へましても、石炭山を買ひましたとか、其他もう一つの會社が御質問の中にあつたやうに思ひます。或は他のことの聞き間違ひかも知れませぬが、兎に角に何か未だ何とか云ふ會社を買收したとか云ふことでありますが、左樣なる詳細のことに至りましては、私は存じて居りやうがないのであります。又併しながら之を詳しく御承知相成りたいと云ふことでありますれば、誠に幸ひなることで、十分に是は御了解相成るやうに致したい、其歸著する所は何

であるか、不當なる値段で炭山を買うた、不當なる値段で船を造つたと云ふ事實の問題である。此事實の問題に付ては、先刻關東廳長官から書類を御渡しすると云ふことでありますから、之を御覽下さることを希望する次第であります。尚ほそれで足らずんば適當であるかないかと云ふことは、十分に會社を取質しまして、調べまして御答を致すより外に御答をする方法はないのであります。故に關東長官から御廻しを致します書類に依つて、御了解を得れば宜しいけれども、それで御了解が行きませねば、更に幾囘でも調査審査を致しまして、適當であるか、ないかと云ふことの問題を明瞭に致したい。又不當なる値段を以て果して買つたものとすれば、果して不當なる値段で船を造つた、買收したと云ふことになりますれば、是は相當に會社に向つて戒飭の方法も致さなければならぬ、故に書類を御覽下すつて、適當なりと云ふことの明瞭するやうな手段を取りますから、更に幾度でも御質問を下されば宜いと思ひます。併し一應書類の御一讀を願ひたいと思ひます。又南滿鐵道の内部に種々の情弊がある、成程斯樣なることは新聞紙等にも散見いたすのである。是も唯新聞紙に散見いたし、或は或者と意見が合はないと云ふ風說が傳はると云ふやうなことでは、如何とも致方ありませぬけれども、固より多數の理事もあり、多數の會社員もあることであります。不滿を抱く者もあれば、意見の相違する者もありませうが、果して南滿鐵道會社が世間の人の言ふやうに、其業務上に於て甚だ不都合なることがあり、又は其社内の紊亂いたして居ると云ふやうなことでありますれば、是亦相當の處置を取らなければならぬ 是は無論であります。滿蒙地方に於ては重大なる責任を有つて居る會社であります。國家も亦之に非常なる力を盡して、後援をして半官半民と云ふよ

りは官の方の多い會社でもあります。果して世間の申すが如く紊亂して居るか、私共聞く所に依れば、世間で風說するが如く酷く紊亂して居るやうには承りませぬ。承はりませぬが併し是も御質問もあることでありますから尙ほ取質しても見ませうけれども、今日まで我々の耳に達して居る所では、新聞紙等で論じて居る如く紊れて居ることは見られない。が併し是は私は特に會社を辯護する爲に申す譯でも何でもありませぬから、果してさう云ふことが有るか無いか、さう云ふ狀態であるかどうか、而も其會社の重役は適當であるとするにも拘らず、下の方に於てさう云ふ議論をして居る位のことであるか、それとも又甚だ面白からぬことが生じて居るのであるか、又往往會社などには會社を免職されますと、怨言を放つて惡聲を傳へる者もあります。さう云ふことで是が起つて居るか、其處を十分質して　私は虛心坦懷果して風說の如きことありと致しますれば、公平に取質して、相當に戒飭することに更に躊躇しないのであります。大體斯樣なる次第で御了承を願ひます。

仲小路君の重ねての御質問でありますが、唯今御朗讀になつたものは、大層其人は滿鐵を攻擊したる議論を致して居るやうでありますが、それは幸に御差支がないならば頂戴したいものである、參考に一讀いたしたいと思ふ。何れに致しましても其人は會社を去つた人のやうでありますが、仰せになりますやうな立派な人でありませう、決して其社を去つたから惡聲を放つと云ふやうな人ではありますまいが、私は知らない人である、故に之は御朗讀になつたやうなことがありますならば、それを拜見して尙取調べまして御答するが確であらうと思ひます

併し其御話には少し疑を挾む點がある、川上理事が何か會社の事に付て憤慨して居るやうでありますが、其書き物に依ると……私等が聞いて居る所とは違ふ、川上理事が滿鐵に入社したのは何時頃の事か、餘程前の事でありませうが、是はロシヤ語に通じ露國の事情に極めて精通して居る人であります。故に滿鐵理事に用ひたと云ふことに聞いて居る、採用いたした當時の事は傳聞に過ぎませぬから、能く知りませぬが、左樣に聞いて居ります。而して是が滿鐵を去つたのは、他の重役と同じに更迭いたす時希望であつたかの樣に見える、併しながら當時支那政府と滿鐵との間に、鐵道問題に付て交渉案件が纒まらぬ、それを川上理事が擔任いたして居つた、それ故に他の者と同時に辭職いたさなかつたと聞いて居る。然る所此事もまだ落著は致しますまいけれども、兎に角段落を告げた。最早それが爲に在任いたして居る必要がないと云ふことでありますから、現內閣になりましてから、最近になつて其必要がないならば、其やうな有力な人は他の適所に用ひたら宜からうと云ふので、ポーランドの公使に任用したのであります。此人が會社の狀態に憤慨して去つたとは私は聞いて居らぬ。少し其邊は違つて居るやうに思ひます。其邊は會社內部の事であるから私共何にも知らぬと云つて逃れる意志はないが、實際會社內部の事でありますから、私共能くは知らぬのであります。尤も中西と云ふ人は就任以來三四回病氣で暫らく出社を致さぬと云ふことは聞いて居る、其病氣も今日は事務を執るに差支へなくなつて、赴任して今現に大連に居ると云ふことであります。さう云ふ狀態であります。此病氣の間に又色々なことが起つて居つたかも知らぬのであります、又中西副社長と野村社長との間に何か大變な感情の相違がありまするか、意見の相違でありまするか、甚だ面

からぬ間柄になつて居ると云ふやうなことも私共の耳には這入つて居るが、成程野村と云ふ人も御承知でありませう、中西と云ふ人も御承知でありませう、各々性格の違つた人で、野村は温厚の人、中西は事務家と云ふ風の人、性格が違つて居る、其間に双方感情の相違、意見の違ふことも已むを得ぬのでありますが、感情の相違で妙なことになつては、會社の爲には不利益になる、之を一應考へて、それから尙ほ兩人等を取質して見るに、更に左樣なことはない、今日はもう能く兩方融和して居る、稍々安心して居ることであります。併しながら内部にどう云ふことが、どう云ふ……大體の話は私共の耳に入り、注意を致すと云ふこともあるのでありませうが、私ばかりでない、關係者はさうであります。會社の内容に至つては私共取調べた上でなければ決して分らぬ、故に私は御質問の詰り疑惑を懷かれる點がありますれば、其廉々を承つて取調べたい。今御朗讀になつたやうな印刷物でありますか、書面でありますか、ありますれば、是も頂戴して其筋に調べさせたい。又此場所に於て言ひにくいから控へると云ふやうな御演說もありました、果してさう云ふことでありますれば、私共はどう云ふことが御疑惑の種になつてどう云ふことがあるか、相當の、文書に及びませぬ、箇條書でも宜しい、口頭でも宜しうございますが承りますれば、之を以て私は十分調べて、戒飭すべきは戒飭いたさうと考へます。隨分滿鐵會社に付ては色々の評判があります、調べて見ると取るに足らぬこともありませう、どうかしなければならぬことも其中にはあるのでありませう。併し此疑惑を解くことは單り會社の爲めのみならず、政府の爲にも必要なことであります。御聞込みの廉は公然御話しになつて宜しいことゝ、然らざるものとに拘らず、どうか何かの手段で御示しを願うて、私

は公平に調べて又相當なることを致したいと考へます。（大一〇・二・一七）

仲小路君の御質問に御答致しますが、御質問の御趣意は先般の委員會で御述べになりましたと同じやうに承はりまするが、南滿鐵道の會社内が紊亂して居ると云ふやうな點でありますが、是に付ては果して世間申すが如き、狀態であるや否や、取調べが必要であると云ふことを、先日も申し置いた次第であります。又山田某なる者の意見書でありまするか、告白書でありまするか、御讀みになつた案件がありましたから、御差支なければ頂戴致したいと云ふことを申した　どうも會社内に居つて、其會社を罷められたとか、罷めた者には時々斯う云ふことがある。なか〳〵交り絶つて悪聲を放たずと云ふは常人以上のものであります　どうも斯う云ふことが往々ある　併し山田某なる者は仲小路君の御紹介に依りますれば、立派な人格の人と云ふことでありますから、左樣でありますまい。併し如何せむ、私は知らぬ人であります。此仲小路君の御言葉に依つて其人格の立派なる人と云ふことを承はる外はないのであります。併しながら先日一節を御述べになりました中に、川上理事が憤慨して社を去つたなどと云ふ事は、我々の存知したことでない。川上理事の辭職はさう云ふ次第でありますので、ロシヤ通の人を必要としたから是が入社致し、其必要がなくなつたから去つたのでありまして、今度ポーランド駐劄の公使に任命したやうな次第でありますから、會社の狀態に憤慨して去つたと云ふことは、私共は認めて居らぬ。併し其書册にはさう書いてあつたと云ふことであります。其書册も悉く之を信用すべきでありませうか、又信用し得ざる所の點が

あるものでありませうか、十分に調べなければ分らぬのであります。故に私は先日あの印刷物を落手致しまするこ、迚も多忙の今日でありまするから、能く之を讀みまして、然る後にこ云ふことは時間が遲延するこ思ひますから、直ちに關東廳に私は配布を受けました書册を送付いたし、之に依つて十分に調べ、會社を推問し其事實を訊したら宜からうこ云ふことを關東廳にあの書册を送つてさう申して置きました。故に私は是を讀みませぬ。讀んでから然る後に其手段を執ることは餘り遲れますから、先づ以て關東廳に早速此書册に書いてある所の事實を對照して、會社に向つて推問をし相當取調をなしたら宜からう、斯樣に申して置きました。而して尙ほ書册に付てはさう云ふ次第で私は直ちに送りましたから、尙ほ二三部御送付を受けたいこ云ふことを申して置きました。まだ印刷も出來ないのでありませうが、今日まで頂戴いたしませぬ。故に私はあの書册を遲れてはなりませぬから直ちに關東廳に送つて調査に著手さして居ります。あの書册を讀んでの感想は何こも申し兼ねます。左樣御承知を願ひます。

御演說中ですが、私は滿鐵……關東廳が滿鐵を調べることよりも、彼の書册を關東廳に送つて……同時に二三部を請求して居ります。今日まだ受取りませぬ。受取りますれば、一讀致さうこ思ひます。書いてあることは今日でも明日でも早く頂戴すれば私は讀みますから……

書記官から承りました。頻りに待つて居つたのでありますが、書記官より直接に内閣へ向けて私は御送付になる筈と思つて待つて居つたのであります。併しそれは私の方へ御出しになつたのでも宜しうございます。

仲小路君の唯今御述べになりましたのは、何れ其書册を篤と一讀いたしましたならば、色々のことがあると思ふ。意外千萬なことを書いたものであります。私は一讀いたさぬから分らぬのであります。先日御述べの中に川上理事のことがありましたから、我々の聞いて居る所とは甚だ相違して居ると斯樣に申しました。取調べましたならばどう云ふことになるか分りませぬ。果して書いてあるのが本當であらうか、必ずそれを疑ふのではありませぬけれども、どちらであらうか能く取調をせぬ中は分らぬ。早速取調に掛りまして、事實も明かになつて居らぬのであります。川上理事のことだけは、先日承つたから私の聞いて居る所とは大變違つて居るとそれは申したのであります。只今御述べになつた所に據ると意外千萬なことであります、何も斯う云ふ友人の私事だからと云つて御控へになるに及ばぬ。それは明瞭に云つた方が宜しい。原さんがどう云つたからとか、私は内田信也なる者が船を賣つたか買つたか知らぬ、一言半句それに付て申したことはない。意外千萬なることである。仲小路君は其書册を如何にも金科玉條と申しては失禮だけれども、大層御信用であります。此の一事を以て此册子は私は信用が出來ない、又古より片言獄を斷ずるは爲政家の愼むべきことである。一方の書册を御信用の餘り恰もそれを動かすべからざる事實の如く御信用である、御論旨はさうである。私は斯樣なる問題に付ては虛心坦懷に公

平に處置いたしたいと思ふ。勿論質すべき點は十分質すと致しまして、其書册も御請求いたしたのであります。受取るや否や關東廳に送付いたしまして至急に調べさせ、會社も調べさせたのであります。自分も見やうと思ひまして委員長に請求いたして置いた、多分印刷が間に合はぬで、延引いたしたらうと思ひますが、承れば昨日書記官に二部御送付になつたやうであるが、私の手許には參つて居りませぬ。私も讀んで見やうと思ひましたけれども、之を讀んで見てから關東州に調べさしては遲れるだらうと思ひましたから、直ちに關東州に送つた位のものであります。左樣なる事實であるが、併しながら此事柄は明瞭に致したい。如何に仲小路君が其山田某なる者の人格を保證せられますけれども、其山田某なる者の言ふことを信じて居られて不正がある、怪しからぬことがある、政黨はどうしたと申されるが、さう判斷することは私共に出來ない。私は關東廳に於いて十分調査を致し會社も調査いたして其事實があるかないか、明瞭に致したいと私は考へる。虛心坦懷に調べたい。虛心坦懷のみならず、若し唯今御述になつたやうなことが書いてあれば我々も然らざることを明かにしなければならぬ。倘更以て調査いたしませう。十分に調査を致しまして兩方の言ひ分も聽き、其上に判斷するより外はない。仲小路君はひどく其書册を御信用であります。果して信用すべきことばかり書いてあるかどうか。誰が斯う言つた、彼が斯う言つた、さう云ふ事には往々間違もある。船を賣つた、買つたと云ふことは夢にも知らず、問題になつて始めてさう云ふことがあつたと云ふことを承知した位であります。それは原さんが言つたから……誰が言つたか言はぬか、私も知らぬのであります。假りに言つたからと言つて、それは事實相違であります。言ふべき筈もなからう

と思ふ。皆天降りで恰も政府が關係して居るかの如く其書册では見える。意外千萬なことを書いてある。能く會社などを追出された人が惡聲を放つことは往々ある。山田某の人格は立派と保證されるからさうでもあるまいと思ふが、矢張り會社を出たら惡聲を放つ人でないかと思ふが、今日まで仲小路君の言葉によつて信用いたしても宜いが、それにしても書いてあることは違つて居る、之を信用して直ちに政府に關係を……政府の役人其他が何か關係がある如く書いてある。仲小路君も友人だからと言つて御遠慮なさるに及ばない、其書册も既に公表されて居るやうになつて居る今日でありますから……十分調べも致しませうが、どうもそれは途方もないことが書いてある。併し其ことは私も讀みませうし、關東廳に於て調査を致す筈でありますから、其調査滿了した上に、果して言ふ所が穩當なことばかりであるか、間違ひがあるか、或は惡意ないとしても風聞其他に依つて書いてあるのか、多少惡聲を放つたことがあるか、自からそれも表明いたすのでありませうと思ひます。取調べた上に更に御答いたしますが、只今承つた所では私に關することは意外千萬であります。其事は明かに申して置きます。

仲小路君の御質問でありますが、私は前日明瞭に申したことは御記憶になつて居るであらう、唯今の御質問では一向それは御聽きもなかつたが如き御話である。第一滿鐵に斯の如き惡いことがあつても其儘に措くかと云ふやうな御質問、どう云ふものであります。前日私は何と申しました、斯の如き事件に付ては政府は公正なる判斷を下しまして十分なる調査をして、其戒飭すべきものは戒飭をする、改むべきものは改むべく、滿鐵の業務に如

何なる事があつたかを十分調べることに致して居るのであります。恰も私が滿鐵を保護し、辯護でもするが如く言はれたるは實に意外千萬に考へる。其時は仲小路君も御同感のやうに言はれた。自分の見る所と總理の見る所と同じやうだと仰しやつたやうに記憶する。何れにしても私は斯る流言のみに依つて處斷(しよだん)するといふことは出來ないのであります。十分に其事實(そのじじつ)を明かにして、正す可きは正し、戒飭すべきは戒飭し、相當なる處理を執らうといふことは先日明かに申上げた。政府の趣意のある所は御了解だらうと思つて居る。何ぞ計らむ 今日同じやうなことを仰しやる。重ねて之を申述べます。又斯様な事實、斯様な事實と言はれますが、政府としては相當なる機關、今日に於ては關東廳を持つて居る。其關東廳に十分なる調査(てうさ)を致させまする。其結果を見て始めて會社が惡い事を致して居るか、惡い事を致して居らぬか、正すべき點があるか、正すべき點がないか、此判斷を下さなければならぬ。如何に仲小路君と雖も山田某の一小册子ばかりを信用せぬと言はれる。御尤もな話、然らば反對に相當なる官衙(くわんが)に於ての調査を御覽なすつて其判斷を願ひたい。是は一向御覽なさらない。最もまだ調査は出來ぬのでありますが、調査を御待ちなさらない。唯山田某の言ふ所を以て、どうも怪しからぬ、是でも棄置(すてお)くかと仰しやる。棄てゝ置くと誰が申した、十分に調査をして刷新すべきは刷新するのである。又其小册子を讀まぬから讀まぬと申した、それは皆知つて居るから讀まぬのだらうと云ふ御話(おはなし)、どう云ふ事でありますか。私は斯う云ふことは早く公明に處置するが宜しいと思つて、あの小册子を受取るや否や關東廳へ送付して速に調査を託して調べたら宜からう。會社に向つて推問したら宜からう、斯様に命じた。私が讀んで居ては遲くなるからさう命じ

た、同時に委員長に更に小册子二三册頂戴したいと云ふ請求を致した。其間に疑念を挾まれるのは意外千萬、凡そ此の如きことで、成程日糖事件もありませう、シーメンスもありませう、東京市の疑獄もありませう、何れにしましても斯樣な場合には政府は極めて公正に極めて公平に相當なる處置を執らなければならぬのであります。浮說流言、一方ばかり見て調査もせず輕々に之を處置することは政府としては出來べきことでない。少しも私は是に對して相當なる處置をすると云ふことに躊躇は致さぬ。併し事實を明かにせずして處斷せよと云ふことは、御同意は出來ない。私は今日之を明かにしやうとして居る。併しまだ關東廳の調査も私の手許に廻つて來ない。此場合に於て仲小路君が如何に山田某を御信用であるとも、私は夫れに依つてどうすると云ふことは出來ない。況んや其中にはどう云ふ間違ひがあるか、惡意があるかないか知らぬが、私の名前迄出て居る、何たることである、それを直ちに信じて私がさう言ふことを認めることは出來ませぬ。是は其一端である、さう云ふ次第である。故に果してさう云ふことがあつたのか無いのか、其小册子に書いてある事柄に付て十分に調べなければならぬ、十分に調べた上に惡いことがあれば、どん／＼處斷するに躊躇せぬ。私は此政界に色々な事がある　事業界にも色々な事がある。此不祥なることを正さうと思つて十分に注意をして居ります。是は仲小路君も御認めになつて然るべきである。又私は未だ嘗て左樣な私利私慾を計つたことはない。是は仲小路君は御承知と思ふ。十分に事實を明かにして相當の處置を執らうと云ふのに何か非常に御詰問の御言葉を承はつて甚だ意外に感ずる。何れにしても今少し公正に考へて、十分に調査をして其上相當なる裁判を下し、刷新すべきは刷新致し、改良すべきは

改良する。先づ其外に政府としては致方はない。故に私は其山田某なる者は極めて人格の立派なるものだと云ふことでありますが私は知らぬ人でありますから、さうかも知れぬのであります。强ひて爭ひは致さぬ、併しながら如何なる人格の人であると言つても、誰が斯う言つた、誰があゝ言つたと云ふだけで以て物を處置することは政府としては出來ない。故に私は十分に調査をさして相當なる處置を執らうと考へて居る。其他何か政府に澤山惡い事でもあるやうに言はれましたが、是は御見解は御隨意である。種々の事件は每日生じませう、けれども政府としては左樣な不公平の方針を以て行政の局に當つて居らぬのであります。其點も御諒承を願ひたい。(大一〇・三・五)

唯今仲小路君の御演說は如何にも御丁寧なやうに拜聽いたしましたが、併し政府は此建議案を如何に解釋して居ると云ふことは屢々申した通りであります。政府は此建議案の御趣意に適ふのには、速に確定案を立てゝ、紛糾を再び起さぬやうにするのが御趣意に適ふことゝ考へて居るのであります。決して私は、どう云ふ問題であるかと存じませぬが、濫りに激成を喜ぶのでも何でもないのであります。貴族院は貴族院の無論御態度、御體面もありませう。政府も亦多少體面も考へなければならぬ。是は御互の話でありますが、私の考へました所では、いろいろ御論議もありますけれども、詰り此問題の根本を解決すれば總ての問題が解決せられるものと考へる。それ故に私は紛糾せむとする所の問題其ものを速に解決することが建議の趣意に適ふと解釋いたして居るのであり

ます。其以外は私の解釋と建議案の解釋と違ふとか、違はぬとか云ふことは仕方がありませぬ。私はそれに依て以て此紛糾は防げると思ひます。數囘同じことを繰返して居りますが、繰返した言葉の中に、激しい言葉がいろいろありまするが、是は隨分江木君との問答のことの如き、殊に御同樣でありますけれども、何等他意ある話ではないのであります。私の趣意は此問題を善意に解釋いたしまして、速に此問題の根源たる確定案の解決を告げるのが此問題の御趣意に適ふ、建議の御趣意に適ふ、斯ふ解釋して居ります。强ひて其以上に激成を好むと云ふやうなことは、無論ないのであります。私はさう致しましたならば、此問題が之で段落を告げるかと考へて居るのであります。

唯今仲小路君の重ねての御質問でありますが、是は數日來申しました如く、此問題が何から起つたであらうか、斯樣申せば、學校に對して文部當局が其腹案を漏して、而して其通りに今日參つて居らぬ。故に騷動も起ると云ふやうな事柄から、抑々此問題は起つて居るのであります。併し是は數日來申した如く、左樣に食言であるとか言責であるとか、云ふやうな次第のものではないのである。事實が既に左樣である以上は、何が……是か假りに言責と假定いたしても、何が問責でありませうか、世間には學校騷動が囂々としてあると云ひますが、それならば學校の……囂々として起つたと云ふことは、今囘に始まらずして、既に一昨年、少し前から始まつて居る。今囘一二の學校に文部省が食言いたしたとか云ふやうなことを……甚だしくそれには間違ひもあるやうであります

が兎に角さう云ふことを申して居るのは、昨年末から今年の初に掛けてのことである。其以前に學校騷動は屢々あつたのでありますから、是も問責の理由として論ぜられることは如何かと私は考へます。さう云ふ風に觀察して行きますれば、どうも是が問責を帶びたる……目的として出された建議であらうとは政府は解釋が出來ない。善意とか惡意とか色々御尋ねがありますが、私は確かに善意に解釋して居る。若し又問責なりとしても、唯今申した如く、貴族院に對して言明でも致して、之に背いたとか、何か國政上大なる失策でも致したとか何か、玆に大なる問題がなければ問責論は起らないのである。藏前の學校、其他に對して、其當局者若くは關係者に對して腹案を漏した。是は屢々あることであります。其通りに參らぬ。今後又根本的解決を致しましたならば其通りに參るかも知れませぬが、差向き參つて居らぬ。故に學校の職員、生徒が色々な騷ぎを起した。斯の如きことを以て責任を取つて、閣員が進退を致すと云ふことであつては、國家の爲に如何なことであらうか、私は斯様に考へる。此邊の事情は事實を篤と御調査下されば、是は釋然として御了解であらうが、それにしても殘るものは學校を昇格させるとか、させないとか云ふ計畫になります。是は先刻來申しますやうに、政府は成べく速に其計畫案を立てる積りであります。此計畫案を立てゝ、之を實行しさへすれば、紛議は重ねて起ることはありますまい。固より貴族院は貴族院の權利、政府は政府の權利と云ふ譯でありますが、左様なる乾燥無味なことを申さないで、今日の時局より觀察して、學校に左様なことを申した。それが行はれる、行はれないと云ふことから、玆に內閣の全體、若くは一部に對して何とか議論を起すと云ふことは御同様國家の爲に如何で

ありませう、今日内外の事情は既に私が申さないでも御承知のことでありませうが、外に對しても内に對しても非常なる場合と考へて、微力を盡して居る今日であります。然るに偶々此學校問題、而も其學校の當事者は了解を致して、其決定を待つて居る今日に方つて、此問題を提げて責任を問はれると云ふやうなことがあらうとは私は解釋出來ない。此時局の重大なる際學校問題、今の食言いたしたとが致さぬとか云ふ問題は極めて重大ならざること、それこれを比較して考へて見ますると、どうも之を以て責任を取れと云ふやうに言ふたんであると云はれますけれども、さうは解釋は出來ないと私は思ふ。矢張り歸する所は此學校問題を如何にするか、即ち學制問題を如何にするかと云ふ、學制の根本的問題に付ては是は議會と政府の間に誠に圓滿に行くことでないかと私は考へる。何か露骨に申せば、一部の閣員でも退ければ宜しいと云ふやうに申されますけれども、事態は左樣な今日ではなからうと思ひます。而もそれは重大なる失錯を侵した、大變なる政治上責任を取らなければならぬことであるならば格別、學校騷動は數年前から起つて居る。今日は先づ鎮靜して居る。而して藏前其他の學校を自分の腹案で昇格させたい。今日尚ほさせたい、其間何等學校を欺いたと云ふことはない。併しながら不幸にして此騷ぎを起した、が今は了解して鎮靜した。斯樣なる時期に於て、問責などを提げらるることはなからうと私は解釋して、此建議の御趣意は成るほど當局其他を戒しめられた意味もありませうけれども、主たる目的は紛糾せる學校の騷動を鎮靜せしめよと云ふことであらうと思ひます。幾度も繰返すことでありますが、左樣に政府は解釋して、此根本的の計畫案を立てることに今日努力して居る次第であります。

唯今仲小路君の御演説は此建議案が、問責なりと云ふ前提の下に立論せられました。是は根本に於て、私は御意見と違ふ。此建議案は問責に非ずと解します。又貴族院の體面論を頻りに言はれましたが、私は之を重じなければならぬと思ひます。併し政府の體面はどう致します。是も篤と御考を願ひたい。故に此問題は學校問題から起りまして、其邊に多少の行違ひがありました。學校問題に……故に學校問題が解決せられますれば、貴族院の體面も害せず、政府の體面も害せず、玆に渾然として融和する途があると私は考へて居る。併し私は之を問責と見ないで、斯の如き解決を致す、仲小路君は問責なりとして、誰かに責任でも取れと云ふやうに仰せられるやうに聞えますが、御同樣に國政を憂ふる以上、貴族院の體面も考へなければならぬ。政府の體面も考へたいと思ふのであります。貴族院の體面無論尊重しますが、貴族院の體面を尊重いたしますけれども、政府の體面も丸潰しになつて宜しいと云ふことはありますまいと考へます。然る以上には此問題を解決するには、抑々此問題の起つた根本に遡つて、學校の計畫を立てゝ、速に解決をしましたならば、御同樣間に、皆體面を全くして、國政上の圓滿なる進行を見ることが出來ると私は思ひます。併し御意見が相違いたしますれば致し方がないが、私は左樣なことが國家に奉公する所以なりと私は考へて居ります。（大一〇・二・二五）

江木翼に答ふ（貴委）

江木君の御質問でありますが、昨年の臨時議會に於て御質問があり之に答辯いたしたことは一回ならずでありますから、政府の執つた所の趣旨は明瞭に御了解であらうと考へるのであります。唯偶々先日江木君の御演說中に陸軍大臣が辭表を出した云々と云ふ御話が聞えました。左樣なることは申したことはないと左樣御斷りしたので、ところで江木千之君はそれは新聞紙又は衆議院其他の議場に於ける色々の言明に依つて左樣に推定するのであると、斯う云ふ御趣旨を述べられた。是は御推定とあれば私は强ひて爭ふことも何もない、私が申した申さぬと云ふ主たる問題は、御演說中の主たる目的では決してない、併し序ながら質して置きたいと思ふ。左樣なことはないと考へたのでありますが、更に江木千之君は新聞紙又は其他の演說等に依つて左樣に推定した、それならば强ひて爭ふことはない、其儘止めたのであります。それだけの話である。それから唯今昨年九月云々と云ふことであります。此ことに付てはさう確信すべき理由があると仰せられるのでありますから、是も江木翼君が御確信なれば、それまでゞあります。此內容に付て私は玆に申上げることを避けたいと思ふ。是は全く　陛下と閣臣との間のことでありますから、此處で其事柄の經過竝に其事實を明に申すことは、私は申さない方が宜しいと思ひます。其以上は江木君が如何に御確信御推定になりますか、御隨意でありますが、此內容は私は申上げることは出來ないのであります。

唯今江木君の重ねての御質問でありますが、否認するとかしないとか云ふ、否認するとかしないとか云ふこと

は此ことを裏書するかしないかと云ふことであります。唯今其事實を申すことは私は避けたいと思ひます。事實其通りなりとも其通りならずとも私は申すことを避けたいのであります。且又左樣なことに於ては多少世間には色々に間違ひもあることでありますから、事實を明瞭に申述べれば、是等のことは釋然として氷解することでありますが、此事實を詳しく申すことは避けたいと思ひます。而して陸軍大臣は臣節を全うして居ると云ふことは　私は臣節を全うして居ることさう確信して居る。單り陸軍大臣のみならず、內閣員私首め閣僚に於て悉く臣節を全うして居ると確信して居る。陸軍大臣が臣節を全うすると申したことにも、更に僞りないことは茲に申して宜しいと考へますけれども、其の顚末內容を茲に申すことは避けたい。

幾囘申しても同じやうなことでありますが、私の趣意は昨年申上げました通り、尼港事件に付て注意の足らざる所があるか、失策があつたか何かさう云ふやうなることに於て責任を執ると云ふことは政府は出來ない。責任を執らなければならぬ事實がない。斯樣なる趣意を申したのであります。併しながら　陛下に對し奉りては、左樣に唯責任論ばかりを申すべき次第ではないのであります。故に　陛下に對し奉りましては、相當の處置を取つたと云ふ趣意を申したのであります。卽ち相當の我々閣臣、閣員として相當なる處置を取つたのであります。それなら相當の處置と云ふこと(は)何をしたのであるのか、どうしたと云ふ色々御質問も起るかも知れませぬが、私は相當なる處置を取つたと申す以上に亙ることは出來ない。而して陸軍大臣云々のことは屢々起る御質問でありま

すが、是も陸軍大臣は臣節を全うすると申したのは、決して僞りにあらず、左樣な處置を取つたのである、斯樣に明言いたすのであります。唯其の內容顚末を玆に明言することを避けたいと云ふに過ぎぬのであります 私の答辯いたしました趣意は、蓋し明瞭であらうと思ひます。之を以て御了解を願ひます。(大一〇・二・一九)

江木千之に答ふ(貴委)

唯今江木君の御演說でありまするが、何か小人らしい言葉と云ふことでありましたが、甚だ恐縮いたしましたが、江木君から御覽になれば小人か知れませぬが、私は左樣な言辭を弄しては居りませぬ。それから江木君は何か第一項第二項と云ふことだけ言はれましたから、何があることかと思つて速記を取寄せました所が、建議にはさう云ふ理由書は附いて居りませぬ。政府の與り知らぬことであります。第一項第二項と云ふことは御演說の御樣子では、一項は十年度に何か工業學校の豫算でも出せと書いてあるらしい、第二には風紀問題が書いてあるらしいのでありますが、是は政府は知りませぬ。速記を拜見しても書いてありませぬ。さう云ふ理由書が附いてあつたと云ふことは私は記憶いたしませぬ。何か御間違であらうと思ひます。それから學生の騷ぐのは宜しくない、風紀問題云々、御尤の御話で、是はフランスの革命がどう斯う、私は學生の騷ぐのは宜しくない、極めて御同感でありますが、何やら少し御演說の長い間に御趣意を伺ふと騷ぐ方が尤だと云ふやうに聞える、どうも私は騷ぐのは尤だとは思はない。殊に文部大臣が食言したのしないの、どうだと言はれる、前から學校の騷動はある。私は

甚だ苦々しいことゝ思つて居る。故に此儘で始終學校の生徒が騒ぐやうではいかぬと斯う考へて、此方を強く排斥したいのが希望であります。江木君も御同感であらうと察する、然るに拘はらず恰も、騒ぐ方が道理あるやうに聞える……道理あることでもない。生徒に約束したことは恐らく今日まで何も無いことである。又其約束したのしないのと云ふことは、殆ど枝葉の問題でありませうが、而もそれは藏前其他二三校に限られた話である、外には何も關係がない。又盛岡とか、秋田とか、鹿兒島とか、學校が騒ぎましたが、是は文部省が言つた一年前のことで、是が文部大臣が何か言うたから起つたと云ふことは、どうも事實が相違して居るやうに私は思ふ。斯う云ふ次第であります。今朝來屢々御答いたす通りに、政府は成るべく速に根本的の案を立てゝ解決をしたい。是も江木君の御演說のやうに、教育の玄人を寄せますれば名案を得るかも知れませぬが、どうも斯う云ふことは行政上の事も多いものでありますから、我々素人ながら根本の原案を立てるには、政府部内のものを寄せて、無論文部省の屬僚を加へて原案を作成して、それから相當の機關に諮問して確定したいと思ふ。是が確定いたしますれば定めて多くの學校も滿足するであらうと思ふ。さう云ふ趣意で今日急いで居る。無論我々のやうな未熟なものは名案を得られないかも知れませぬが、私共としては最善を盡し、根本的の案を立て、此問題を長く紛擾を起さぬやうに解決したいと考へるのであります。此趣意は度々繰り返しましたから重ねて申すに及びませぬが、抑々建議の理由は殆んど了解に苦しむ。建議は單純に學校の問題が紛糾するから適當の措置を執れと云ふだけに見受けるのであります。そこで紛糾するから適當の措置を執ると言へば、紛糾の止むやうな措置を執れば建議の趣意に

適ふと思ひます。虚心平氣に考へて一日も早く解決したいと考へますのであります。一項二項の理由なるものはどうも見當りませぬ。又承つて居りませぬ。議場で承つて居りませぬ。何か御間違ひであらうと思ひますが、是は强ひて申しませぬ。

速記錄は此處に持つて居りますけれども、一項だの二項だのと云ふことは何か御協議なさる際の御內々の御話でゞもありませぬか。どうもさう云ふことは見當らぬ。何か一項とか二項とか云ふものは御協議の際にでもあつて、それから割出された御演說であるか知れませぬが、兎に角御演說の全部は此處に速記錄がありますから見ましたが、一項も二項も無論ありませぬ。御趣意は矢張り速に解決せよと云ふことに歸着するやうに解釋されるのであります。どうも阪谷君の御演說は何か彈劾でないやうな御話でありますけれども、實は彈劾でもなさるやうな意味にも聞えます。是は別と致して唯今江木君の御述べになるやうにはなつて居らぬ、それで建議の趣意は斯うである、あゝであると云ふことは御互に今は公然のものでありますから、各々見る所で解釋して宜しいのでありませうけれども、私は此建議は極めて簡單でありまして、「現下學校に關する問題は事態漸く紛糾を加へむとす政府は速に適當の措置を執られむことを望む」之を虚心平氣に讀めば、漸く紛糾を加へ、紛糾に紛糾を重ねむとするから、政府は速に此措置を執つて紛糾が無くなるやうにせよと解釋するのが當然だらうと思ふ。卽ち前田子爵の御演說は此趣旨を敷衍せられたのでありますが、歸著する所はそこだらうと思ひます。私はさう解釋して速

に適當の措置を執る爲に鋭意努力して居る次第で、決して建議の御趣意に背いて居らぬと思ひます。其外に建議の趣意は別にあると云ふ御話でありますなら、政府は甚だ何とも御答のしやうがありませぬ。

唯今江木君の御演說は、江木君の先般の御演說を繰返されただけで、それを以て江木君は建議の趣意なりと云はれますが、是は江木君はさう御解釋になるのが至當でござゐませうが、どうも江木君の御演說ばかりを以て建議の趣意なりと解釋することは六ケ敷と思ひます。江木君は其御考で殊に今理由に第一項とか第二項とか何か分らぬことを言はれて、さうして是は建議の趣意と云はれますが、それは趣意かも知れませぬが、是には現はれて居ない。江木君の御演說にはさう云はれて居る。そこで私は甚だ失禮なことでありますが、折角江木君の御演說でありますから、御演說は分つて居りますけれども、それを以て建議の趣意なりと解釋して、前田君の趣意其他を抹殺して江木君の御演說だけを取ると云ふことは私は甚だ迷惑することであります。私は建議に書いてある文章竝に前田君の御述べになつたのを以て、政府は斯う云ふ所に御趣意のあるものと解釋する外ないと思ひます。さう云ふ次第でありますから折角のことでありますが、私は江木君だけの御演說には承服は出來兼て居る。政府は政府で此建議を拜見いたし、前田君の御演說を承つて解釋した所に依つて進むより致方はありませぬ、是以上には申しませぬ。江木君の御演說に趣意を取ることは出來ませぬ。

是は各派の申合せがあつた、覺書があつたと云ふことを政府への御質問に御引用になるのは甚だ政府として迷惑である。それは各派の方に御話の時にはそれで至極宜しからうと思ひますが、政府の方ではさう云ふことを存じない、現はれて居ない。故に其所謂第一項第二項の覺書を基礎としての御演說は私には分らぬ。又江木君は自分の說と前田君、其他の演說に一點の疑はない。相違はないと仰しやる。仔細に見ますれば餘程相違して居るやうに感じます。併し江木君は少しも相違しないと仰せられる。相違しなくても此建議の文面と前田君の御演說に依て、政府は之を解釋する外ありませぬ。誰の演說に依て政府は考をするかと云へば、建議の文面は勿論、前田君の御演說に依て考へる外はない。遺憾ながら、江木君の御演說は名御演說であり、御名說でもあり敬仰すべく尊重すべき筈でございませうが、此建議に就ては江木君の御演說を取らずして前田君の御演說を取らなければなりませぬ。

唯今江木君は御自分の議論を基本とすることを御止めになりましたから、誠に好都合でありますが、さうして前田君の御演說、阪谷君の御演說を御引用でありますが、前田君の御演說では若しさうであつたならば、と云ふことを始終言はれて居る。阪谷男爵の言はれたことも斯う云ふことがあつたならばと云ふ前提の下に議論されて居る、其事に付ては今朝來申すやうにさう云ふ約束である、食言であると云ふやうな事實でないと云ふことを辯明して居る。蓋し江木君其他の方も御聽きになつたことでありませう。誰からか……無論自ら言明を受けられた譯

ではない、文部大臣は江木君其他に言明したのではないのでありますから、何れ學校の職員か誰かさう云ふ者から御聽きになつたらうと思ふ。私亦然りです、聽いたです。段々文部當局に質して見ると、私の申した通り文部當局はそれ〴〵計畫を有つて居る。其一端を學校當局に漏したと言ふだけである。約束である、食言であると云ふ問題を生ずる程のことはちつともない。況や學校騷動は何も文部大臣が何か言つたから起つたと云ふ譯ではない、其前からある、事實は斯樣である以上には建議をどう解釋するか、斯う云ふことは事實に相違ありとすればさうであつた、さうでなかつたと云ふ議論をしても仕方がありますまいが、根本的に此の學校問題のどうなるかと云ふことは、根本的の解決案が出來ましたならば、所謂紛糾せむとするものは安定いたすでありませう。それが適當の措置と考へて、政府は唯今原案を作る爲に努力して居る次第であります。決して是は建議の御趣意に背いて居らぬ、事實は事實として御認めの上に、それが宜しいか惡いかと云ふことを御議論を願ひたいのであります。

唯今申したやうに文部大臣が食言した、言明したと頻りに申しますけれども、此計畫の一端を學校の者に話したに過ぎない。幾らもあることである、それから先は色々な機關を經て內閣やら又豫算關係もあります。彼れ是れのものがなければ實現いたさぬ。文部大臣は斯う云ふことを言ふときに、其事と附加へて言つた、ありさうに思ひますが、言つたか言はないか立會はないから分らないけれども、自分の考へでは斯うしたい、內閣はどうであるか、自分だけは是非やりたい、斯う云ふことは往々ある、或はさう云つたかも知れぬと思ふ。ですけれども、それは分りませぬ。それは一向私の聽いて居らぬことで、分りませぬが、意味はそれに違ひない。何時もあること

で、今始つたことではない。それを段々傳へて來年は屹度出來るとか何とか地方では能く申すことです。每年見て居る、今度は學校でありましたら、職員其他ならば其意味をさう了解して濟むのでありませうけれども、學生になつて見ると、學生自身は其儘大學生になるのではありませぬが、其邊に誤解がある。兎に角自分が大學生になるかの如き誤解を有つて學生が騷いで、非常に誤解を生じて居る。此意味が分りましたから、學校の職員竝に關係者が其趣意を以て學生を鎭撫して呉れて治つて居ります。斯う云ふ次第で事實はどうぞ事實として、御議論は仕方ありませぬが、御認め下されば明瞭だらうと思ひます。

建議の御趣意は建議其ものは前田君の御演說に依つて明瞭なものと思ふ。今の第一項二項とか云ふことは唯今も御話ですけれども、政府は知りませぬ。何の事だか、それに適當であるの、其通りであるのと仰せられましても、どう云ふことが書いてあるのか分りませぬが、又改めて勿論さう云ふものを御出しになつて是か建議の趣意であると言はれる譯でもありますまいが、議場に於ける前田君の御演說を其儘御趣意と見るのが適當であらうと思ふ。文部大臣食言したりとすれば、さう云ふことがあるならば、輕率なことぢやないか、併し今申したやうに事實が今日は明瞭になつて、さう云ふ話ぢやない、それでさうなれば歸する所何でありますか。建議の趣意が分つて居るぢやないか、分つて居るぢやないかと江木君は言はれましたけれども、どう分る。彈劾ぢやない、どうも江木君は彈劾されて居るやうに聽える。けれども彈劾ぢやない、さうして分つてるぢやないかと頻りに言はれ

る。私の分つて居るのはそれだけで其以上は何とも致し方は無い。要するに此問題は根本問題が決まらぬから議論が多い。そこで根本に遡れば學校を昇格させるとか、させないとか云ふことの確定案を得て、それに依つて進みますれば、總ての問題に釋然として解決するだらうと私は考へて居る。又建議せられた諸君の御滿足を得ることもむづかしくないと思ふ。それは建議の趣意ぢやないと言へば何所に建議の趣意があるか、それなら彈劾かと云へば、彈劾でもない。甚だ不明になりますが私は强ひて爭はうとは言はぬ。建議は明瞭に出て居りまする。之に對する御演說もあるから、それらの趣旨を參酌して、成るべく速に此紛糾したる所のものを解決する方が、國家の爲にも利益、貴族院に對しても我々の責任を果したものでありますから、成るべく速に此案が解決出來るやうに立案いたして居ります。江木君はそんなことは急に出來ないと言はれませうけれども、私共は出來る、十分研究いたしまして此案さへ確定いたせば、總ての問題は速に決することゝ思ひます。

江木君は何か片言隻語を以て論ずる。私は片言隻語どころぢやない、少しも何の所も引用はしない。江木君は前川君の御演說の一節を所々讀まれましたけれども、私はさう云ふことは決して致しませぬ。それでありまするがどうも分らない。謎のやうなことを仰しやる。是が趣意だから趣意だからと言ふ。立憲政治は謎では決して出來ませぬ、どうも明かに御趣意は、建議案其ものには、紛糾するから適當なる措置を速に執れ、演說の御趣意も之を敷衍せられて、御演說中には無論政府の行動を誡められたり、學校の行動を誡められたり、色々ありまするけ

れども、結局に至れば政府を彈劾するに非ずと云ふ、まあさうであらうと解釋します。そこで速かに之を解決いたしまして、御滿足を得る。文部大臣は食言した、食言しないと云ふことは今朝以來度々繰返されて居る、どうも分りさうなものだと頻りに言はれますけれども、唯今も申したやうに謎のやうなことで立憲政治は行動は出來ませぬ。故に私は私の解釋として建議の御趣意を左樣に解釋いたしまして、速かに相當なる措置を致し、卽ち根本的の解決案を立てゝ此問題を速かに解決いたしたいと考へて居ります。左樣御承知を願ひます。

甚だ遺憾なことでありまするけれども、私は建議の御趣意を江木君に御質問を致して御敎へを請はうとは思つて居りませぬ。建議の御趣意は明かに分つて居る。私は文章の通りに解釋し、御演說の通りに解釋して居ります。其以外のことを頻りに云はれまするから分らない。故に謎のやうなことゝ申した。無論貴族院多數諸君は江木君のやうな御考ではなからうと思ふ。併し江木君は一人で代表されて、それで貴族院の意見は斯うだと云ふ。さう云ふ御考ならば、それで濟むのか知れませぬが、或は多數の御方はさうでないと思ふ。此問題を相當の解決案を立てましたならば、御建議の趣意に適ふことゝ思ふのであります、どうも今更私は江木君に建議の趣意を敎へて請ふことは出來兼ねます。もう明かに分つて居ります。それが適當なる政府の措置でもあり、建議の趣意に副ふことゝ思ふ。さう致すの外はないと思ひます。、折角でありますけれども、何處か分らないか示せと云はれましても、私は改めて建議の趣意を江木君から承る考を有つて居りませぬ。（大一〇・二・二二）

前田子爵の御演説は宜く拜聽いたしました。唯今速記を御讀みになつた通りの譯と執つて居るのであります。併し政府の見る所では、昇格せしむるか、昇格せしめないか、十年度の豫算の追加豫算を以て提出するか、しないか、斯う云ふことを速に決定いたさうと考へて居ります。無論に御演説にあるやうな調査に名を藉りて、此事を遷延いたします積りでないことは、建議案が通過後、二三日に直ちに原案を作ることに著手を致したと云ふことに依つても、其意思を御了解を願ひたいのであります、左様いたしまして、直ちに著手いたして解決案を作つて此紛糾せむとする所の問題を解決する積りであります。其結果として昇格せしむるものが出來て參りませうし、昇格せしめざる學校も出來て參りませうし、又其結果として必要があれば、豫算を提出いたします、計畫も決定いたします。十年度に必要な豫算の請求を致します。必要がなければ、豫算は提出いたしませぬ。何れに致しても之を決定いたします。建議案の通過後、早速著手いたして居る次第であります。斯う云ふ趣意であります。

追加豫算を提出いたすか致さぬかは、今日は確定して申上げ兼ねる。

江木君に御答いたしますが、もう最初のことは御尋にならぬと云ふことでありますから、それまでゞあります。私の趣意は解決案の根本が確定せぬ内に、豫算を出すの、出さぬの、明言は出來ぬと、斯樣に申したのでありま

江木千之に答ふ

す。それが怪しからぬから御質問にならぬと言へば、遺憾ながら致方がございませぬ。もう一つ食言云々の話は屢々繰返したのであります。と申すものは、誰に食言したかと云ふと、議員にもあらず、公衆にもあらず、詰り學校の職員に話したと云ふことであります。學校の職員にどう云ふ話をしたか、自分は十年度に、斯う云ふ計畫で十年度に昇格させたいと思ふと云ふことを話したのであります。それだけの話、それは今迄の歴代の內閣に於ても、今日に於ても屢々あることであります。自分の部下の人、屬僚若くは學校の關係者等に對して、自分は斯うしたいと云ふ意思を話したことは幾らもあることであります。是が其通りになることもありまするし、ならぬこともあるので、其通りになりますれば之に越したことはない。其通りにならぬときには問題が起りますけれども之を以て食言とは言へまい。自分の部下なり關係者なりに自分の考を話してそれが其通りにいかぬ場合は多々あるのであります。今日は殊に教育の相談すべきものもある。內閣と云ふものもあれば豫算の關係もあるのであります。文部省は其計畫を考へて案を立てゝ、自分の監督にある所の、監督の下にある人若くは其關係者に言つたのは其通りの趣意であります。今日も亦何とか解決いたしたいと希望して居る。其通りに實現しないと言つても食言でも何でもないと云ふことは、能く學校の關係者は諒して呉れたらうと思ひます。私は現に是等の人が參つた時にさう話した。文部大臣は希望いたす意思を漏らして居るだらうけれども、それには色々關門があつて其關門を經過しなければ實現されないのである。實現されないからと言つて、直ちに食言と云ふ譯にはいかぬものであるから、政府は根本的の解決案を決めてそれに依て進行するのであるから、どうぞ餘り騷ぎをしないやうにし

て呉れと云ふことを懇談して、其意を諒して呉れたものと見えまして、政府の決定を待つて居る。今日其食言と云ふことを以て責め出すと云ふやうな位置に居る人達が、先づ私の意を諒して鎮靜に努めて、鎮靜して居るやうに見えるのであります。是は當然の事であつて、さうありたいことゝ考へます。さう云ふ次第でありますから、唯今御質問は色々ありますけれども、何遍も繰り返した通り、文部大臣の考を漏して、其考の通りにならなかつたからと云つて、私は食言を以て責めると云ふことは少しく無理な話ぢやあるまいか、斯う云ふ話は是迄幾らもあることである。事情が能く疎通すれば、其の狀態其の事情が能く分れば皆治つて居ります。此點に於ては江木君に於ても能く御了解下つたならば、食言問題などと云ふ議論が起りさうにも思へない。私の考ではさうであります。文部大臣が言つた言はぬのことに付ては、文部大臣でなければ、言つた當人でなければ、はつきりした事情は申し兼ねますけれども、私の文部大臣に聽き又事情から考へてさうであつたらうと斷定するのであります。さうして又今日は此の學校問題の解決案を作らうと思つて、數日來急いで居ります。此の解決案が、根本的の解決案が確立いたしましたならば、或は文部大臣の希望通りになるかも知れない。文部大臣の希望通りになれば學校も滿足である。希望通りにならぬと致しましても、根本的解決案を立て、之を以て學校其他に話しましたならば、それで治まるかも知れない。要するに今日の急務は根本的確定案を得るにある。で之を得やうと思つて數日來努めて居る。是が建議の御趣意に適ふものと思ふ。卽ち速かに適當の措置を取つて紛糾せむとする問題を解決すると云ふ建議の御趣意に適ふものと解釋して、其通り進行して居ります。故に是が豫算を出すか出さぬかと云

ふ仰せでございますが、根本的の必要を感ずれば出す、必要を感じなければ出さぬのであります。決まらぬ中に出すか出さぬかと御質問になつても、何とも決定いたさぬと御答へする外ない。甚だ曖昧な御答辯なりと云ふ御議論でありますけれども、それより外に御答のしやうがないのであります。斯う云ふ次第でありますから、其邊のことを御調べになり御考へになることを願つて置く外ありませぬ。

どうも江木君の御質問は時々分り兼ねて居りますが、私は今御質問でありますけれども、私の申した趣意は、文部大臣が其監督をして居る所の部下、下は其關係者に話をしたと云ふことは、自分の腹案の一端を洩したに過ぎないのである。其通り參らぬことも斯う云ふ場合往々あるので、それを食言と云ふことは出來ないのであると斯う申したのである。趣意は……然るに斯波君なり其他色々な方が部下と言ふかと言ふ、常識上部下でないことは明瞭である。又それ故に關係者と云ふ言葉も添へて置いた。さう云ふ前提の下に段々御質問になるのである。それから調査をすることになつたから學校が鎭靜をしたと云ふ。何時の場合にそんなことを申したのでありませうか。私が今度調査に着手したから鎭靜したと云ふことを申したのぢやない。前にもう騷ぎは餘程前にあつて餘程前に鎭まつたのもあります。それ等の問題を持つて參つた時に、政府に於ては今段々計畫も致して、是が段々相當の機關を經て確定するのである。其確定する迄は君等が靜にして決定を待つて居るが宜しいぢやないか、斯う直接私は面會した者などには諭して、皆其意を諒して鎭まつて居るのである。之を申した、無論今度調査を政

府がすると云ふことも天下に公けになつて居りまするから、今日に於ては豫て話して居る通り段々確定することに相成つたのであらうと解釋して居るのである。私の手許に於て調査することはしないでも、實は調査が段々進めば確定するのである。それを實は今日待つて居る。況や今日私の手許で原案を作つて確定するのであるから、今日は皆其決定を待つて居る。故に今度の調査と云ふことを聞いて學校が鎭靜したと云ふことを申しましたことはない。前に文部省の案が確定し、内閣之を容れて、さう云ふ會にでも諮つて確定するまで待てと言つた所が、皆其意を諒してさうして鎭靜した。又藏前の如きも段々其關係者職員が參りましたときに彼に言ふ通り、政府に於ては十分に調査をして確定しやうと思ふ。解決しやうと思ふ。さう云ふ次第であるから文部大臣がどう云ふた斯う言つたと云ふやうなことは、色々生徒などに傳はつては誤解もあらうが、兎に角に文部大臣はさう云ふ腹案を持つて居つたに違ひなからうが、併しそれで確定したものぢやない。段々教育會議なり内閣なり、さう云ふ所で講究を進めた案を確定いたした上でなければ、文部大臣の言ふたことは實現するかしないか分らないのであるが、兎に角さう云ふ次第であるから、此際政府はどちらかに解決しやうと思ふ。其意を諒して皆靜かにして貰ひたいと云ふ話をして、先刻も申した通り此趣意は容れられたものと見て居る。それに依つて皆盡力して呉れたものと見えまして大分靜かになり、一方には學校は兎に角に今日鎭靜いたして居りますから、政府は確定案を作つて、さうして斯樣にする。先づ原案を作りそれ〳〵の機關に相談をしまして、それで宜しいと云ふことであるならば、確定案として、之に依て必要あれば豫算を請求する、本年度に必要なければ來年度にでも請求する、兎に

角其豫定の結果で豫算を請求する、此案さへ確定いたしましたら滿足するだらうと思ふ。併し幸に其決定に依て昇格するものは滿足するに疑ひなし、昇格に漏れたものは不滿足であるかも知れぬ。併しそれは先刻申した生徒の騷動や學校職員其他の運動や騷動で政府は決して動かない。極めて惡例であるから、騷いだが故にどうすると云ふことは絕對しない積りである。斯う云ふことは議場に於ても明言してある。政府は確定案を作つては之をどう云ふ機會に示すことになりますか、自然にするか、或機會を以て示すか、何れに致しても、さうして滿足を得さうなものと思ふ。之に不滿足なものがありましたとて、政府は之に依つて確定案を變へることは致さぬ。それで進む積りであります。併し其時になつて騷ぐものがあるかないか、騷がない筈と思ひますが、騷ぐかも知れませぬ。それは仕方がない。騷いでも政府は聞かぬと思ふ。それには十分調査して政府は確定案を作つて行かう、斯う云ふ譯であります。(大一〇・二・二四)

伊澤多喜男に答ふ(貴委)

此建議の解釋を、私より申すのも如何はしいことでありますけれども、併し政府に於て此建議の意味を能く了解いたしませぬければ、將來の處置を致す上に甚だ困難の事でありまするから、能く建議の趣意のある所を考究し玩味して、解釋いたしたのであります。伊澤君の御質問でありますが、私の解釋する所は、先日來申す通り、何等變つて居りませぬ。其次第は、抑々藏前其他一二の學校を大正十年度より昇格させると言つたとか、言はぬ

早雲、夏　嵐山にて

承



山之人よ

我言六し

嵐山

とか云ふやうなことが、抑々の起りになつて居る。是が先日來申す通り、文部當局に於ては左樣に致したいと云ふ希望を持つて、其計畫の一端を藏前の學校職員、又は其關係の人々に言ふたと云ふことである。是が其通りならぬから食言であると云ふは、食言である以上は責任云々と云ふことに推論せられる譯でありまするが、屢々申した如く、内閣員が其管轄部内の人若くは其關係者に、自分は斯樣なる考を有つて居ると云ふことを申すのは、屢々あることである。之を精しく申せば、他の諸機關が之を認めるならば、自分は斯樣に致したいと云ふ意思に相違ないのである。是は其通り參ることがあり、參らざることがあるのである。其通り參れば無論議論がないことでありますが、其通り參らぬと申して、是が食言と云ふことにはならぬのである。其希望は達しないと云ふことであるが、此希望なるものも、或は絶望に終ることもありませうが、或は見込通りには參らぬでも、相當の期間に達することもある。從來其通りである。それは度々繰返すことである。之を段々學校の職員其の他關係者に其意味を文部當局より話したやうでありまするし、私も直接其の關係の人々に話した。左樣なる次第であつて兎に角政府に於ては相當の案を定めて、根本的に計畫案を立てるのであるから、其上には如何樣に相成るか分らぬが、それまで待つて居るが宜からうと云ふ意思を段々話して、其意を諒したのである。故に此約束した、しない、聲明した、しないと云ふことは、唯今申したやうな次第で、文部當局と學校との話である。文部當局と學校とを假に當事者なりと考へれば、當事者の間には了解せられて居ることである。然るに是が議論になりました。是が文部當局と學校との間の左樣なる經緯は、兩當事者に於て其趣意のある所を了解して、決定を待つて居ると云

ふ形であります。貴族院はどう云ふ立場に居られるかと考へますれば、第三者である、當事者ではないと考へるのであります。當事者は學校と文部當局である、貴族院は第三者に居られる、第三者は其聲明を受取られた形もなければ、何等學校を代表して御話合になつたこともないのであります。學校と文部當局との間のことを、第三者たる貴族院が是は食言であるとか、食言でないとか言はれる譯に相成るのでありますが、當事者たる文部當局と學校の間には何等か疎通が出來たと見えまして、政府の決定を待つて居る。第三者たる貴族院は、當事者が了解して鎭靜したに拘らず、食言である、怪しからぬと云ふやうなことを言はれる筈は、どうしてもないと私は思ふ。不可解のことに私は思ふ。當事者は了解し、第三者の直接御關係の無かつた方々が、之が聞取られて食言論をなさると云ふことは、どうしても不可解である。斯樣なことは貴族院諸君に於て問はれるべき筈はないと考へる。故に第三者の地位に居られる貴族院諸君は、斯樣なことを引受けて食言云々を御論及なさる筈がないと確信いたして見れば、建議案の解釋は自から解決される。貴族院はさう云ふ立場に居られて第三者なる公正の意思に於て御判斷下さることでありますと、どうしても建議案の主たる目的は、學校問題に關係して、其所にも此所にも騷動が起ると云ふことでは相成らぬのであるから、速に相當の措置を執つて、此紛糾の無いやうに進めと云ふ御趣意であると解釋するのが、善意の解釋であると思ふのであります。さう解釋いたしましたから、政府に於ては建議案の通過して幾日にもならざる内に、直ちに此解決案を作ることに著手いたして目下審議中でありますが出來るだけ速に此案を定めて解決を致さうと考へるのであります。決して調査に名を藉りて延ばす精神は無論な

いのであります。さうして此解決案さへ確定いたしますれば、總ての問題は茲に一掃するものであらうと考へるのであります。又一掃することが當然であると思ひます。今昇格を希望するものも、昇格に漏れたと騒いで居るものも、皆此政府の決定を待つて居るのでありますから、極めて公正なる見地より其計畫の基礎を定めましたならば、昇格の出來るものは勿論滿足しまして議論も止みませうし、昇格いたさぬと致しても、昇格の出來ぬ理由は茲に在ると云ふことが分れば、據ろないのでありますから、根本の方から此問題を解決するにあると思ひます。是が建議の出た御趣意であらうと、政府は解釋いたしましたから、此解決案に努めて居るのであります。是は先日來屢々申したことを繰返して、約言して申しましたら、政府の趣意はそれであると言ふことに御承知を願ひます。

唯今伊澤君の再度の御質問でありまするが、既に第一の御質問に御答へ致しました通り、文部當局と學校との間の事柄を取つて、恰も貴族院にでも聲明したのを御責めになるが如き理由はないと、私は考へるのであります、どうも第三者の地位に居られる貴族院が、文部大臣の責任を問はれる筈はないと私は考へる見地から、此建議を解釋いたせば、學校の紛糾を速かに解決するが宜しいと認めざるを得ないのであります。それで建議を私は左様に解釋する　又伊澤君はさうでなく解釋せられると云ふことであれば、是はどうも解釋の相違、意見の相違で如何とも致し方がない。どうも私はさう讀まざるを得ない。殊に前田君の御演說にはどう云ふことがあるかと云ふと。

そここゝの言葉を辿つて見れば、色々なことを御述べになつて居りますけれども、要するに文部大臣も輕卒であらう、學校の方も要するにそれを信じたのも悪かつたらう、さう云ふことを御述べになり、要するに是は彈劾するのではないのである。速に解決をせよと云ふ意思を述べられて居る。既に彈劾に非ずと云ふ以上は、之を問責と解釋することはどうも少し私は無理であらうと思ふ。又善意に解釋いたしませぬでも、學校の當局者に言つた言はぬと言ふことから、責任を御問ひなさると云ふことは、第三者の地位としては如何なものであらうかと私は思ふ。そう云ふことを考へて見ると、どうしても建議の趣意は屢々繰返して申す通りより外に解釋の仕やうがない。それ故に江木君なり伊澤君なりの御趣意はどう云ふ所にあつたか、御考はどう云ふ所にあつたか知りませぬが、我々はそれを彼是れ申す次第でありませぬ。建議を善意に解釋すれば、速に案を立てて紛糾せむとする問題を解決せよと云ふ風に見るのは當然であらうと考へます。相變らず同じことを申すやうで、貴方へは相濟みませぬけれども、どうもそれより外に解釋の途はなからうと政府は信じて居るのであります。

伊澤君に御答へ致しますが、同じ事柄を申して居るのでありますけれども、申す度に同じ言葉を用ゐることは出來ませぬから、種々言葉は變りませうけれども、私の精神は屢々申す通り、此の建議の趣意は紛糾せむとする學校問題を速に解釋せよと云ふ御趣意であらうと解釋して居るのであります。阪谷君の御演説其の他色々ありますけれども、どうもさうであらうと解せざるを得ぬのであります。と申す理由は貴族院は餘計なことをなさると

申すのではありませぬが、どうも學校と文部省當局者だけの間である。是が果して食言になるか、果して他日實現するか、それも分らぬのであります。兎に角政府に於て決定する、當事者は鎭靜して居るのに、貴族院は……貴族院に對して彼此申したのではないのであるのに、それを食言として御責めなさると云ふことは、どう云ふものかと考へられる。左樣なことは貴族院に於てなさる筈でないと云ふ見地の下から、此の建議は速に學校問題を解決すると云ふことに歸著すると思ふので、況んや今日は内外多事の時である。此重大なる時期に文部大臣が此の學校關係者に言つた言はぬ、それが實現するかしないか、兎に角差向き是は實現しないと云ふ譯で面倒も起つた。併しそれが今日は鎭靜して政府の決定を待つて居る。斯う云ふ時期にどうも問責をなさるだらうとは私は考へられないので、故に又阪谷君は色々御議論でありましたけれども、樣々此の學校の當局者に文部大臣が議したと云ふ事柄其のものゝ其れ自體が餘程違つて居る。聲明だとか言明だとか云ひますけれども、詰る所は文部の當局者が自分の考だけ、自分の見込を言つたことに過ぎない。それは斯波男爵も昨日言はれた所で明瞭なので、それで兎に角學校當事者は其の解決を待つて居るが、種々なる門外の形勢より觀察致さぬ迄も、兎に角斯う云ふ事情である以上には、問責なさると云ふ御趣意にあらずして、速に此の學校の紛糾する問題を解決されると云ふ御趣意に解釋するものが、私は相當であると考へる。併し是が正當でないと云ふならば、是は見樣が違つて居る。さう見解が違ひますれば、幾ら問答を重ねましても致方がないか知れませぬが、政府に於ては斯樣に考へて居る。故に今日の急務とする所は早く確定案を立てゝ此の問題を解決すると云ふことに政府は努めて居る次第でありま

す。遺憾ながら伊澤君の御解釋を以て、私に此の通り解釋をせよと云ふことに聞えますけれども、政府は左樣には參り兼ねるのであります。

それは伊澤君の失禮ながら誤解であります。私の申したのは騷動に貴族院が無關係であると云ふことを申したのではない、御心配は貴族院も同樣である、併し約束を履行したるとか、しないとか、食言であるとか、ないとか云ふやうなことに付ては、貴族院は第三者の位置に居られるから、それを以て約束をした、しない、履行する、しないと云ふことを以て、貴族院の方で問責なさるのは少し場合が違ふのであると云ふことを私は申したのである。學校當事者は先づ是で鎭靜して居る、貴族院に約束を致して、之に背いて貴族院に食言いたしたのではないのでありますから、第三者の位置に居られる貴族院がさう言ふことを言はれるのが、ちよつと解釋が出來ないのであります。それのみではありませぬ。御演說中に色々の御言葉がありまして、若しも斯うであつたら云々と云ふやうなこともありましたが、其一事だけはどうもさう思はない。あり得べからざるやうに考へます。どうも此建議案の解釋は…　騷動の御話ならば是は政府に於ても相當に考へて居りましたが、文部大臣が何か言つたと云ふ時に始まつた騷動ではない。御承知の如く一昨年あたりから、唯今御讀上げになつたのは皆一昨年、もう少し前から騷いで居るのでありまして、是は痛嘆の至りであります。併し此騷ぎの起るのも、學校の生徒職員等が直ちに運動でもすれば、昇格が出來るやうの誤解から起つて居る。六年計畫を立てた時に洩した學校が昇格を希望

する。又彼等が運動をしたから出來た譯でもありませぬが、商科大學などは出來たのでありますから、自分等も運動すれば出來る如く誤解して、各地に騒動が起つたのであります。是に付ては一昨年、もう少し前からかとも考へまするが、昨年から、文部大臣が何か言ふ以前から段々それに向つてはさう騒いではいけない。政府は相當なる案を立てゝ實際是等問題を解決する積りであると云ふことを話して、先づ學校が昨年來の騒動ではありますけれども、先づ最近に至つて皆鎭靜を致して、所謂政府の決定を待つて居る狀態であります。其所に此建議案が出て參つた、騒動の最中に出たのぢやありませぬ。藏前は建議の少し前に始まつた。御承知の通り其以前に鎭靜して居る。さう云ふ場合に建議をされたのでありますが、再び紛糾を致して又騒動を繰返しては相成らぬから、政府は相當の處置を執つて、必ず確固たる計畫を立てゝ、此紛糾を再び繰返さないやうの御趣意だらうと解釋せらるゝのであります。決して騒動に貴族院が無關係であることかないとか、約束云々と云ふことが時々出ますから、其事情を申したに過ぎないのである。さう云ふ次第でありますから、今伊澤君の御說は私の演說の趣意を誤解されたでもあらうと思ひますが、私は左樣に申したのぢやない。學校の約束云々に對しては第三者の位置に立たれる。それは怪しからぬと申すのではなくして、道理上さう云ふ譯だから建議は矢張り速かに解決をせよと云ふ方に重きを置かれるのが至當であるかと思はれるので其理由を申したに過ぎない。

伊澤君の唯今巧妙なる御譬喩の上に御質問でありましたが、果して千鳥の香爐でありませうか、今戸燒ぐらゐ

の香爐でありませうか、實は是は見やう次第で、學校の職員に對して來年斯うしてやると申した、其關係者に言つた其通り實現することもあれば、或は實現しないこともある。それは實に千鳥の香爐を打割つたやうなことゝ思はれぬ。又昔語りを言はれるのに對して申すのも可笑しい話でありますが、昔矢張り千鳥の香爐の寶物を破つた場合に斯う云ふ話もある。そこで老臣共は是は御家重代の寶物であるから切腹申付けると言つた。其時名君が品物と人間とは換へられぬ。斯う言つたと云ふ話も聞いて居ります是は皆見やうでありますと云ふやうな譯であります。唯今種々御話でありましたが、成程神戸あたりに行つて、さう申したと云ふことは私は悉く記憶して居る譯でも何でもありませぬが、又大正九年の幾日の朝日新聞でありますが、其前大正八年にも其位の學校の騷動はあつた、寧ろ九年の方が騷動は低かつたと思ひます。是は皆文部大臣が申したから起つたのでない。申す前一年以上も前から騷いだのであります。それで文部大臣が鎭壓しやうと云ふ考もあつたのであります。兎に角も自分が何れか解釋しなければならぬものとして、其希望なり申したに違ひないのであります。是は實現すれば千鳥の香爐も無事でありますけれども、さう云ふことに行かぬ場合もある。さう云ふ實例は私も記憶して居ることが幾らもある。それを以て兎にも角にも學校なり學校の關係の會合でありますが、關係の人に言つた話であります。貴族院に申したのでない、幾らどう考へてもさうであります。それで第三者のやうに私は考へる。第三者の方が之を御取上げになつて議論されるのを決して惡いと申すのでありませぬが、私は是等に致しましても、御演説を承り之を尊重する意味に於て、恐らく御趣意は紛糾する問題を解決するにあるだらうと斯う考へたのであります。

又動もすれば斯う云ふことは騒ぐ方が道理を附けて困ることがありますが、さう云ふことは有るべき筈がない。騒ぐ方が悪いのでありますが、唯だ一昨年あたりから昨年の末頃まで騒いだのは、確に騒ぐ方が勝手に騒いだ。昨年の末頃には文部大臣が何とか言つたと云ふことを楯に取つて騒いだ學校がある。是はどちらがどうと申すことは局外から公平に判斷する方が宜からう。それは文部省はさうしたいので、今日尚ほさうしたいと云ふ希望を有つて居ると察するが、之を實現するには相當なる案がなければ出來ない。それで私は此案を確立いたさうと云ふ考であります。さう云ふ譯でありますから　騒動は決して昨年あたりに始まつたものでない。此騒動は宜しくないことである。此騒動なからしむるには解決案を確立するにあると云ふことを政府自ら信じて居る。建議の御趣意はそこにあると信じて著手して居る。それから先きはどうも御議論を以て御質問になつて居るやうでありまして、どうも私の考と伊澤君の御考と根本が違つて居るやうであります。甚だ遺憾ながら意見の相違でありまして、私の議論に御同意なさることも出來ますまいし、私も亦伊澤君の御議論に御同意が出來ないことは、意見が相違して居るのであります。併し御質問に依て政府の趣意を明かにして置かなければなりませぬが、唯今申したやうな趣意で、政府の趣意は斯うであると云ふことを御諒解を願ひます。(大一〇・二・二五)

若槻禮次郎に答ふ(貴委)

唯今若槻君の御質問でありますが、滿鐵の經營は若槻君も御承知の通りに、創立當時に於て決定いたしたので

あります。其方針に依つて今日まで經營いたして居つた。之を約言すれば滿鐵に十分なる權力を與へ、大體は獨立的に種々の經營を致すやうに相成つて居るのであります。固より相當の人が其局に當り大資本を運轉いたして滿洲經營の大いなる助けをなして參つたのでありますから、當時にあつてそれは然るべく私共も相當な適當なる案を考へた。而して今日に至るのであります。今日に至つて、果して之を此方針なり、又此方針は同樣としても其やり方なりを變へる必要がありや否や、此のことに付ては政府に於ては今日考慮致して居る次第で、と申すものは世間には種々なる議論風說も起つて來、仲小路君の御質問になつたやうな事も色々あつて、事實如何なるものであるかは十分なる調査を致さなければ、判明致しませぬが、兎に角斯樣なる物議も起つて居るやうな次第でありますから、十分に其事情を明かにして、改良すべきものには改良を加へなければならぬのであります。故に今日の場合に於て、今日唯今に於ては如何に致すと云ふことを申上げることは出來ませぬ。けれども是は果して從前の通りの方針に依つて經營を致させて宜しいか、多少之に刷新改良を加へなければならぬ點があるかと云ふことは、十分に事實を判明致さなければ容易には申されませぬけれども、兎に角色々物議も起つて居る際でありますから、十分に取調べたる上に相當の措置を取る。從來の方針を變へるなり、又は變へずとも監督、其他の方法を設けると云ふことも或は致さなければならぬかと思ひますが、今日は先づ事實を判明致して、然る後政府の之に對して斯の如く致すと云ふ考慮を致さうと思つて居ます。

唯今の若槻君の御質問でありまするが、當時の法律の成立いたした以後の狀況は私は能く存じて居りませぬ。併し其通り、其時に政府の說明いたした通りに相成つて居ることゝ考へるのであります。要するに政府はあの社債の償還を負擔いたすのであります。斯う云ふことに相成つて其通り進行して居ることゝ私は存ずるのであります。其以外詳細のことは私は存じて居りませぬ。唯其儘實行されて居ることゝ記憶するに外ならぬのであります。故に尙ほ悉しく御承知相成りたい譯でありますれば、誰が知つて居る者より說明いたさせることに致します。

無論個人として申したのではないのであります。政府委員、政府を代表して申して居るのであります。

私は兩方の答辯を承はつて居りました。併し私の解釋する所に依りますれば斯樣であるのであります。法律の效力が及ぶ及ばぬと云ふことは純然たる法理論である。純然たる法理論は人に依つて色々ありませう。併し此法律は外國に及ぶと解釋いたしましても、及ばぬと解釋いたしましても、純然たる法理論はどちらになりましても、結果に於ては同じことである。法律が彼の地に及ばぬと致しましても、向ふに於ては手續を直接向ふの習慣に依つて致さなければならぬ。及ばずと致しましても及ぶと致しましても同じ手續をする。殘る所は純然たる法理論のみであります。純然たる法理論は人に依つて違ひませう。殊に大藏大臣は屢々明言する通りに法律に明なる者でない、唯自分は常識で左樣に判斷すると云ふに過ぎないのであります。私は無論法律家ではない、併し兩方の

議論は共に純然たる法理論である。純然たる法理論はどちらにしましても、手續なり結果なりは同じである。向ふに於て發行銀行に通牒を致し發行銀行が取引所に通知する、さうして日本政府は其社債の元利の償還を繼續すれば同じ結果になる、故に純然たる法理論はどちらになりましても、更に實行上少しも差支は感じませぬ。而して法理論と云ふものでありますれば、無論法律家で無い、常識で判斷することでありますから、不幸にして大藏大臣の意見が法理論として通りませぬでも、結果は政府としては差支ないことであります。是は恐らくは幾人か說を吐かせますれば、各々違ひます。先般議場に於ても同じ賛成者中にも效力が及ぶとして論ずる人もあり、及ばずとして論ずる人もあると云ふやうな譯で、純然たる法理論は幾らもありませう。併し結果は是で差支ない、同じことであると考へるのであります。之に依つて唯今大藏大臣が政府を代表するか、して居らぬかと云ふ御質問でありますけれども、法理論は政府がどちらに代表せしむると云ふことは出來ませぬけれども、併し馬場參事官に依つて昨年又今回說明した處は、是は政府の採つて居る法理論であります。さう御承知置きを願ふ外はない。

私はどちらであると申したのではございませぬが、純然たる法理論としてはどちらの論もありませう。それで結果に於ては同じことである、向ふの手續等に付ては又屢々大藏大臣が繰返されて居る通り、自分は法律に明るくないから常識で唯言つて居る、斯う云ふ譯であります。政府は先刻馬場參事官が段々申した通り昨年來議場で

述べます通り、是は政府の採つて居る所である。大藏大臣は唯常識で自分は法律に暗いからと云ふことを屢々申す。是は一向知らないと云ふことであります。純然たる法理論に付ては大藏大臣は其法律家で無いから唯常識でさう云ふやうに思ふと云ふことであります。何等政府の態度に矛盾はないと思ひます。（大一〇・三・七）

唯今若槻君の御質問でありますが、政府に於きましては、先日御答した通りの解釋で昨年より今日まで參つたのであります。併しそれに付て尙ほ調査いたしまして、さう云ふやうなことは無論法制局に於て調査することに相成つて居るのであります。其結果はまだ私は承はつて居らぬのであります。故に今日まで昨年來政府の申しました通りの解釋を致して居る。此解釋は或は若槻君の御解釋とは違つて居るかも知れませぬが、政府は其積りであります。法制局等の調べに依りまして、是の解釋を變へると云ふことでありますれば、それは別段のことでありますが、政府は其通りで參つて居る、實際上それに於て何等の事實に於て支障を生じて居らぬ次第であります。左樣了承を願ひます。

私が御答をしたいのであります。併し如何にせむ、私は直接其衝に當つて居りませぬから、或は大藏大臣或は法制局、法律の解釋は法制局等より申上ぐる外いたし方ありませぬ。私は今日まで昨年のあの法案提出の時に取つた所の解釋を維持して居るのであります。何等まだそれに付て差支のあつたことも承はつて居らぬ。先般大藏

大臣の申されました通り實行するに當つて取引銀行、銀行に通知した、斯う云ふことを承つて居ります。先日も申しました、單純なる法律論としては效力の及ぶ及ばぬと云ふことの色々議論がございます。何れにしても、實際に於ては何等支障を生じて居らぬ、居りませぬが、併し法律の解釋は昨年から今日まで取つて參りました、政府の解釋が誤りであると云ふことならば、解釋を改めるに吝ならぬのでありますけれども、何等之に付て差支も起さず、政府に於ては改める必要も認めて居らぬのであります。故に單純なる法律論はどちらにあるにしましても、實際差支が起らなかつたものでありますから、私は何等之に付て問題を承つて居らぬのであります。何等の事柄もないのでありますから、私は此ことを承知いたす機會がなかつた、故に今日御尋ねであれば更に法制局或は大藏省、それぐ\の關係の所に於て取扱つたことを御答する外はありませぬ。私に答辯せよと云ふことでありますが、直接衝に當らぬ……何等の差支も起つて居らぬ、極めて都合好く運んで居るのであります。私に於ては之を詳しく御答する所の材料を有つて居らぬのであります。隨つて法律論の御尋ねであれば法制局から御答をし、實際の手續上のことであれば大藏省より御答をするより致し方ないのであります。先般來も左樣取計つて參つて居るのであります。左樣御承知を願ひます。(大一〇・三・一七)

濱口雄幸に答ふ(衆委)

濱口君に御答を致しまするが、政友會に於て申した所は、それは餘談の話でありますが、二十二日の本會議に

於て私より言明したのは、卽ち政府の方針の在る所であります。法制審議會並に財政經濟調査會、其他各種委員會に於て決定したる諸案は、成るべく今期議會に提出したいと、斯う申したのであります。其通り御諒解下されば宜しいのであります。それを屹度出すか出さないか「成るべく」と申したのを「屹度」に改めなければならぬやうなことは、甚だ迷惑であります。殊に陪審制度は他の機關に於て審査中でもありますし、又常平倉と言はれますが、實は糧食に關する諸般の法案であります。是も色々只今調査中でありますから、本議會に於て申した通りに、成るべく本期議會に提出致したい。併し此二案許りではありませぬ、法制審議會で決定せんとするものもまだある、財政經濟其の他の委員會に於て決定しつゝあるものもまだある。出來得るならば、此等の問題も今期議會に提出致しまして、御協贊を仰ぎたいと考へて居るのであります。二十二日の言明に就て御疑の起る筈は無いと考へます。あの通り御解釋を爲されたら宜しいと思ひます。

御解釋通りで何も差支ありませぬ。決定致したるものは無論の話、決定を是からするものも無論の話、此等の調査機關に於て決議致したもの、今後致すものは、成るべく今期議會に提出したいのでありますが、其字句や言葉の何かに就て御不審があるか知りませぬが、趣意は常識に於て明かな話であります。成るべく此等のものは今期議會にも出したい、決定したものは無論の話である、決定しないものでも、是から決定するものも、出したいのであります　又委員會に於て決定したと頻に言はれますが、成程特別委員會は財政經濟調査會に於ては決定い

たしましたが、法案は目下作りつゝある。又陪審制度の如きも、法案は一と通りありますけれども、他の機關に於て調査しつゝある。此等を綜括して申したのである。法制審議會、財政經濟調査會に於て決定したものもあり、決定しないものもある。決定したるものと雖も、案の纏らないものもあり、纏まつて居るものもある。其等を是から纏めて、成るべく本期議會に出すと云ふのでありますから、平易に考へますれば、疑問の起りさうにもありませぬが、併し御疑問がありとすれば、明瞭なのでありますが、屹度出すかどうかと言はれると、是は私は屹度と云ふことを申した事はないのでありますから「屹度」と訂正することは甚だ困るのであります。

其等の諸案は成るべく今期議會に提出しやうと政府は考へて居ると、斯樣に申したので、其通りです。成るべく出さうと思つて居る。それを貴方は屹度出すか出さぬか明言せいとの仰有るから「成るべく」と云ふ言葉を「屹度」と訂正することは出來ませぬ。政府は成るべく出さうと云ふので、成るべく出す決心を以て著手進行中であると云ふことは、常識で判りきつた話である。それで私は成るべく今回出さうと思つて居る。政府の意思は明瞭であらうと思ひます。

まだ諄い事を申すやうでありますけれども、貴方が其言葉に於て、御解釋はどう云ふ風になつても差支はない筈でありますけれども、唯だ私の趣意を誤解ないやうに願ひたいのであります。前議會に提出したものゝ殘り、

或は提出しても未了に屬したもの、又其外、國家に必要なるものは提案する。其他に於ても法制審議會、財政經濟調査會、其他各種の委員會に於　調査中のものが幾らもある、成るべく今期議會に提出致したい。陪審制度、糧食問題は、其中に在るの無いのと云ふ御議論は、何處から出て來るか。其等の諸案は、固より審査中に屬せざるものも、決定したものもある。概括して申して、何も議論の起る譯はないのである　屹度出すか出さぬかを茲に明言せいと仰有つて見た所が、政府は成るべく提出したいと考へて居るのである。併しながらそれ〲の機關に於て目下審査中にあるのでありますから、屹度出す出さぬなどと云ふことで、茲に、「成るべく」を訂正して申すと云ふことは甚だ困難である。併し政府が出したい意思を有つて居ることは明瞭である。出したい意思を以て手續を進行して居るのであります。それを「成るべく」と云ふ字は、孰れに屬する、此方に屬する、文章論などではさう云ふ事も宜しいが、政府の意思は明瞭に御判りであらうと思ふ。政府は出したいと思つて居る、斯う云ふことになる。

どうぞ私の申した通りに御解釋を願ひたい。屹度出すと心得て宜しいかと、さう御心得になつても宜しいけれども、私は出すつもりを以て今日手續を進行して居るのであります。其通りに御了解を願ひます。それをどうぞ貴方の方でどう御了解になつても宜しいやうなもんでありますが、唯それを屹度出すものと心得なさると云ふことは、少し私の意味を能く御了解にならぬ様に思つて居りますが、政府は出さうと思つて進行して居るのです。

さう御了解になつて宜しうございます。

私に反省を促すと云ふ事であれば、御質問でもないやうでありますけれども、併し貴方の其時の御演說は、それればかりではない。去年四月大阪に於ては斯う云ふ事を言つた、政友會の何かの會には、斯う云ふ事を言つたやうに記憶しますとか、貴族院では斯う云ふたとか、其處此處の言葉を擧げられて居る。さう云ふ風に全體を見ずして其處此處の言葉を擧げられては甚だどうも眞相を誤つた解釋になりはせまいかと云ふ意味に於て、濱口君は片言隻語を捉へて言葉尻で爭ひをされやうな方でないやうに承知して居りますが、擧げられた言葉は其處此處の一、二言葉であります。其處此處の一二の言葉を擧げられた故に、左樣に申したのである。是が何も不思議の事ではなからうと思ふ。能く其全部を御讀みになりますれば、片言隻語ではなくなりますけれども、其時の御演說は、彼方此方の言葉である、それでは全體の眞相は間違ふと、斯樣に申したのである。反省を促されるのは誠に感謝を致しますけれども、どうぞ其邊も能く御諒解を願ひます。

それは全部御讀みになりましたから片言隻語ではありますまい、それは分りました。それすら前後の意味を捉へたら其所だけで濟むかどうか分らぬ。第一の質問の趣意に對する答辯は之を認める　其所だけの一節は確かである。それを大阪で何か言つたとか言はれた、速記錄は持參致しませぬが、色々な言葉がありましたから、さう

云ふやうに片言隻語を捉へてと云ふことが非常に感情に觸つたやうでありますが、決して濱口君が片言隻語を捉へて、彼此論ずるやうな方だと云ふことを斷定いたしたのではないのであります。其邊に於ては濱口君の御議論もありましたが、意味に於て何等御間違のなささうなことに考へます。さう云ふ次第であります。

それは片言隻語でありませぬけれども、さう云ふ一端だけでは、救濟論と云ふものは解釋が六ヶ敷い。財界を救濟すると云へば、其會社とか其事業を營んで居る者とかを救濟せざれば、財界に非常なる變動を起す場合もあり、是も棄置けぬから救濟すると云ふことに相成る。其外の業務に就ても相當に救濟しなければならぬと云ふ事は、一般的に議論のない論である。又暴落を防ぐ、さうすれば何か物價の高いことを希望して居るやうであるけれども、物價が暴落致して、生產費を償ふに足らぬやうに非常なる困難をする時には、是を傍觀することは困難なる場合もある。故に暴騰暴落は成るべく是は避けたいものであります。人爲的に私の思ふ通りにならぬ事は、何れの時代でも同じ事であります。暴騰致して消費者が非常に困難をする場合は、傍觀する譯にも行きますまい。又物價が暴落致して生產者が生產費を償ふに足らず困難を致し、破產の悲境に陷るとき、是も傍觀して置く譯には行かぬ。是は救濟と云ふことを一般的に考へるのは分つた話である。之を色々なる場合に、色々に說明したに過ぎないのである。是は何れの政治も恐らく斯う云ふ方針を執らざるを得ぬことゝ私は思ふ。それを此處で言つた言葉は斯うである。彼處で言つた場合には斯うであると云へば、成程言葉に矛盾などもありませう、けれども眞意

は明瞭に分る話、繰返して申せば暴騰致せば消費が困難をする、暴落を致せば生産者が困難をする、又一、二會社なり、個人なりが破産致せば、忽ち影響は經濟界一般に及ぼす、斯樣なる事で經濟界の變動は千差萬別でありますから、悉く之を嚴に擧げて述べることは出來ませぬけれども、左樣な狀態にある時には政府は之に適する所の最善の努力を致して救濟をせぬければならぬ事は勿論であります。斯樣な趣意を申したのである 是は片言隻語でなくても、其處此處を捉へてなされば色々御議論もありますが、此一般的方針より割出して政府は始終申して居る。大藏大臣の言はれるのも誰の言はれるのも其通りである。左樣に御諒解を願ひたい。

それは暴落を防ぐ意味であつたかと、其處だけ仰しやると、矢張、又片言隻語のやうになります。橋本君に御答しました一番しまひにもありますが、政府は暴騰暴落を調節するが爲に、最善の努力を盡して居ると云ふ意味を申したやうに記憶して居りますが、今御讀みになつた中にもありますが、さう云ふ意味であります。

そこで、大藏大臣の云はれた、日本銀行が金融を助けてやると云ふことも何の爲めでありますか、即ち破産をせんとする者がある、銀行までも非常な不況に陷れば、一般財界に非常な變動を起します。所謂財界の恐慌を來さないやうにするには、多くは金融に依らなければならぬ問題である。手段は其他に幾通りもあると申すものゝ金融に依つて助けをしなければならぬことが多いのである。故に日本銀行をして相當な助けをせしめて、銀行などの取付を防ぎ、種々の事を致したのは當然の事である。暴落を防ぐと云ふ言葉があるからと云つて、暴落を防

ぐ一點張で、金融をしたのは別問題ぢやないかと云ふのは、餘りに御見解が私共から見れば無理のやうに思ふ。それは手段は幾らもある。手段は金融を助けてやつて、金を貸してやつて救濟の付くこともある。其他の方法に依つて付くこともある。それは色々な手段で、目的は財界を救濟するにある。私が長たらしく說明致さずとも、其趣旨は、濱口君も、御見解は違ふか違はないか知りませぬが、其趣旨は、極めて能く御了解と考へます。

濱口君に御答致しますが、先刻來濱口君の片言隻語でないと云ふ御辯解に如何にも努められましたが、是は成程濱口君の片言隻語を取られた積りでないでありませう。濱口君の人格に對してさうでありませうから、御辯解の通りと申して宜しうございます。

併しながら、唯今御讀みになつたのは、何を御讀みになつたか分りませぬが、大阪に於ける政友會の關西大會に於けるものは、是は筆記も何もあるから明瞭でありますが、官民合同の晩餐會で述べたものは、筆記もなければ速記も何もない。定めてお讀みになつたものは、何處かの新聞に書いたものでありませうと察します。故に此記憶を喚起して其新聞に書いてある通りであるかないか、判斷するに甚だ苦しみますが、それ故に私は二十二日であつたか、幾日の議場でありましたか、御質問の際にも申したのであります。

官民合同會の席上で申した趣意は、現在經濟界は不況に際して居るけれども、政府も十分努むる積りであるから、段々是が效を奏するやうになることを希望するのである。さう努めるからさう悲觀しないが宜からうと云ふ趣

意を、種々の言葉に依つて表したのであります。それで日本銀行で、金利を引上げて云々、どうも私はそんなことを申したやうに覺えませぬが、兎に角是は筆記も速記も何にもないのであります。どうもそれに就て責任は負はれませぬが、私は斯う云ふ趣意を話したと云ふことを記憶して居ります。財界――經濟界の不況に就て、皆心配して騷いで居る時でありますから、政府も十分に努むる積りだから、段々其效果が見えるのであらうから心配するなと云ふ意味を申した。是だけに過ぎぬのであります。

後のことに就ては種々に恐らく書いてありませう。其新聞に依つて種々に違つて居るかも知れませぬが、兎に角、それは何等の玆に速記も筆記も何にも初めからないのであります。其席上に於て、談話したに過ぎぬのでありますから、御讀みになりました所が、其通りであると云ふ裏書も出來なければ、どう云ふ所でさう書いたのであるか、兎に角それは書いた方の責任であると解釋を願ひたい。

ウラジチストツクのことに就きましては、先般貴族院に於て加藤君より御質問があり、私が御答を致した。最後に加藤君の云はるゝには、意見が相違して居るから是で問答は打切ると云ふ話であつた。恐らく、加藤君と共に濱口君の御意見も吾々と違つて居るのでありますか知れませんが、御意見が相違して居れば、如何に問答を致しても一致を得ることは甚だ困難であらうと察します。

併しながら、抑もシベリアに出兵致しました趣意は、當時現内閣に於て中外に聲明致した通りに、主たる目的

はチェック・スロヴァックの救濟にあつたのであります。是は救濟の目的を達したが故に撤兵をした。ウラジチストック並に東支沿線に多少の兵を置くと云ふことは、チエック・スロヴァックの救濟でもなければ、ロシヤの政情をどうかせうと云ふ譯でもない。是は示威――示威的に彼の地方に兵を置かなければならぬ。斯う云ふのであります。是も當時聲明を致した通りであります。即ちウラジチストックには、約七千の人間が居る。其生命財產に對して十分なる保護も加へなければならぬ。又彼の地方より朝鮮に過激主義などを宣傳致すことは極めて容易である。又現に朝鮮の不逞鮮人なるものは、ウラジチストックを根據として居る。彼の策源地になつて居る、是等種々の事情に依つてウラジチストック並に其附近東沿支線に多少の兵を駐めなければならぬ。自衞上より斯く致すと云ふことを中外に聲明致して、中外異論のない所であります。

　惡化すると言つたとか、言はないとか云ふことでありますが、是は枝葉の問題である。兎に角當時に在つては確に左樣な危險があつて駐兵と決したのである。明かに世間に公表致した。今日尙ほ其危險が去らざる以上には、此處より撤兵すると云ふ譯には參らぬのである。七千人の生命財產を危險の境に置いて宜いと云ふ譯にも參らず、再びウラジチストックが不逞鮮人の巢窟と相成つても成らず、過激主義が彼の地方より陸續宣傳するやうに相成つても成らず、種々なる國家自衞の見地より考へますれば、今尙ほ此處に駐兵を致さなければならぬのである併し安心になりまして、其必要なきに至れば――如何なる時、其必要なきに至るかと云へば、ロシヤに於て相當なる政府でも樹立致しまして、安寧秩序が保たれ、又宣傳の虞もないと云ふやうな危險が總て去りましたならば、

それは何も長く兵を駐める必要はない。何時でも撤兵致します。是は趣意の明瞭なる事である。

是も其邊此處に謂ゆる片言隻語ではありませぬけれども……演說中に申した言葉にチョイ〳〵種々な事があつて、又當時駐兵を宣言した時と、今日とは、枝葉の問題に於ては種々な差異もありませうけれども、大體の趣旨は、シベリア出兵の主たる目的はチェック・スロヴァック軍の救濟、ウラジヲストック方面に駐兵するは自衞的防禦の爲め、斯う云ふことに御諒解を願へば、此問題は明瞭になるだらうと考へる。

ウラジヲに兵を置くは朝鮮の脅威は完全に去るか去らぬかと云ふ御質問のやうに承るのであります。完全に脅威が除かれることは何人も申されますまい。併しながらウラジヲに駐兵することばかり頻に言はれますけれども、ウラジヲは成程ロシヤの領土であるから、ロシヤに對して云ふにはウラジヲですが、併し兵はウラジヲより哈爾賓に至る東支沿線に置いてあります。滿洲には又我兵が以前より駐劄致して居ります。間島方面に騷動がありましたが故に、出兵を致しました。是は支那に於て治安に任ずると云ふことであります。比較的朝鮮の北より西に至るまでの國境の以外に對しての一帶の地は、之を以て防禦せらるゝと申したら宜しうございませうか、擾亂されると申したら宜しうございませうか、さう云ふ狀態に相成つて居るのである。故にウラジヲに兵さへ置けば總ての脅威が無くなるとは申されますまいけれども、先づ是は脅威を除く手段になることは明かです。而も其手段の重要なるものでなければならぬのであります。故に決してウラジヲ丈にウラジヲより哈爾賓に掛けて兵を置

き、滿洲は又我兵が保護し、間島方面は支那の兵力其他に依つて保護することでありますれば、比較的朝鮮の脅威を除き得ると云ふことは、常識上考へられる筈のものであると思ふ。政府は之に依つて朝鮮の脅威を除かんとするのであります。併し完全とか、完全でないとか云ふ話になりますと、是は又程度の問題であります。若し完全ならざれば完全なる方法を攻究しなければなりませぬが、まあさう云ふ次第である。

又過激主義などは、是は、何處からでも飛んで參るものでありませうけれども、併し彼等は―― ロシヤの過激主義は、あの邊を根據と致して段々宣傳する傾がありましたから、それは防ぐの手段を攻究しなければならぬ。第一に這入りさうなのは、朝鮮でありますから、朝鮮に特に危險を感ずると云ふ次第である。居留民の保護は尙更のことである。斯う云ふ次第であの邊に駐兵すると云ふことは、國家自衞上眞に已むを得ざる次第であります。外國に於て疑惑を懷き、嫌疑を懷くと云はれますけれども、此點に於ては左程の疑惑を懷くとは聞いて居らぬのである。日本の自衞上此事は已むを得なからうと多くの人は認めて居りませうと、私は推察致して居る。他の事に於ては、日本は、軍國主義であるとか、領土的野心ありとか、誤解されて居りますけれども、此一點は日本の防禦上已むを得ぬであらうと、何れの國の人も考へて居るのだらうと思ひます。

是も見解の違で仕方がありませぬけれども、私は左様に見て居る。

唯今濱口君の御話では、ウラジヲ方面に兵を置くよりは、朝鮮の國内を守つた方が宜からうでないかと

云ふ御議論のやうでありますが、是は御議論なり、御見解としては、それも一の御議論なり、御見解に過ぎない。而して御議論が進つて居る所でありませう。私共は左樣には見て居らぬ。ウラジチ其他の方面が不逞鮮人の巢窟の結果として、過激派が跋扈して來たら、退いて朝鮮の國境ばかり守つて居つた所で、甚だ不完全である。又それではいくまいと見て居る。此處は見解の違ひで、これからウラジチより哈爾賓に至る迄の兵が少ない。何處からでも這入つて來るだらうぢやないか、其通りかも知れない。朝鮮の國境に退いて見ても、朝鮮の國境全部を垣をしたやうに守れやしない。之をするには大變な兵がなければ出來ない。ウラジヲの兵では足らぬ。是は皆程度論で、あの廣い所を僅かな兵で十分に守らないから、もつと兵を增せと云ふならば是は議論である。長い國境に僅かな兵が居つて十分に守れないから、退いてしまへと云ふ、御議論は少し無理な話である。等しく朝鮮に對する脅威を除かんとするならば、完全な上にも完全にすると云ふ事は、さうありたいものと思ひますけれども十分でなからうから、廢めて終ふと云ふ御議論には敬服は出來ないのである。況や朝鮮の國內を守りさへすれば宜しいのでないか、朝鮮の國境に萬里の長城の樣なものを築いたらどうかも知れませぬが、矢張守らんとするならばウラジチより哈爾賓に來る所に、相當の兵を置いて守つて居る方が、適當な處置と私は思つて居る。其他にも、朝鮮に這入つて來れば防ぎを付けて置いて、間島方面は支那が責任を以て安寧を保つと云ふ事でありますから、斯う云ふ事を段々進める外はありませぬ。政府はさう見てやつて居る。濱口君其他同僚が御反對とあれば、是は意見の相違であつて、併し趣意を御質問であれば只今の說明に依つて明瞭であると考へる。(大一〇・一・二六)

永井柳太郎に答ふ（衆委）

尼港事件に關しては、衆議院並に貴族院に於て數回説明致し辯明致した通りに、政府に於ては何等失策手落等があつたとは認めませぬ。隨て之に對する責任と云ふことはないものと感じます。吾々は責任の有無に拘らず、苟も我が同胞多數か虐殺せられたと云ふことに就ては、陛下に對し奉りて、相當なる行動を致すのは臣民として當然のことであります。是は責任の有無に關係を有つた次第ではありませぬ。それだけのことは致し、私は相當なる行動を致して居ります。其内容に就ては、陛下と閣臣の間のことでありますから、此處に御答をすることは出來ませぬ。

辭表を出したと云ふことは、貴方が御隨意に認定を爲さつて居る。私は左樣な事は云ひませぬ。併しながら、責任の有ると無しとに拘らず、斯樣なる事件に就て、陛下に對し奉つては、相當の道を執るは、立憲政治の今日に於ても、何れの場合に於ても、當然の事として其行動を致したと云ふことを申すに過ぎないのであります。それ以上のことは貴方が勝手に御認定は御隨意であるが、私の方は其以上　陛下と閣臣の間の事を申すことは出來ない。議論も何もない。それは御不同意であれば、御不同意で仕方がない。御賛成ならば之に越したことはない。唯だ私の行動を明瞭にして置くだけの話である。

御認めは御隨意とは申すものゝ、それは途方もない御認定であります。此所は何でありますか。憲法議院法が命ずる所に依つて、政府と議院との關係ではありませぬか。政府と議院との關係に於ては、如何なる問答を致しても差支ない。閣臣の如何なることを致したと云ふことは、唯今御答した通りである。それ以上に立入つて其内容を御話する。即ち　陛下と閣臣との間を此所に申上げて、貴方がたの判定を請はなければならぬと云ふ憲法政治が何處にありますか。私は唯だ斯う云ふ行動を執つたと申すことは宜しい。其以上の内容に立入つて申すのが當然である、之をしないのは立憲政治を解せざるなどと云ふことは、如何にも不思議なる御質問、併し御議論ならそれまでの話、強て御咎めする次第ではないが、それは餘り間違つた御見解と思ふから一言申上げます。

立憲政治家らしいと云ふこと――一人で私は申すのではありませぬ。然りとか然らずとか答へれば、貴方の御質問には都合が宜しいが、併し私は陸軍大臣が昨日――一昨日如何なることを申したか、傍聽致して居らぬから知りませぬが、それを私は陸軍大臣は斯う言つた、あゝ言つた、と云ふことを申す次第ではありませぬが、併し私にそれをお尋ねでありますから、私は御註文に對しては甚だ遺憾な次第でありますけれども、出したとか出さぬとか云ふことを貴方に御答する關係ではないと考へて居ります。それが御不服ならば御不滿足ならば、致方がありませぬ。是は御註文に應じて然り然らずを御答する譯に行かぬ。

變更したと云ふ個條があるなら、變更の點を擧げて御質問になれば、變更したならした、それは斯う云ふ譯でしたと申しませう。今の御質問では一寸意味が明瞭しない。何か變更でもしたやうに聞えるし、變更しないかと云ふやうな質問にも聞える。政府は先般――昨年七月でありましたか、中外にも公表致した通りの趣意であります。併し總ての時代は活物でありますから、變化を要することがあれば變化も致しませう、それは已むを得ぬ。主たる目的を害せざる範圍に於ては差支ないことでありますけれども、政府は宣言の通りに今日まで方針を執つて居るのであります。併し何か變更したやうな所でもあるならば、御不審に對しては、又、御答致しても宜しい。

シベリア出兵と仰つしやりますが、シベリヤ出兵は昨年の七月にはない筈でありますが、多分ウラジチの邊に出兵して居ることであらうと解釋して居りますが、其方針は變更して居りませぬ。

七月三日の宣言は此處に在りますが、御承知ならそれ迄ですが、讀みませうか？

それは何も變つて居りませぬ。

永井柳太郎に答ふ

唯今の質問に宣言は關係がない。

關係はありませぬ。そんな事は書いてありませぬ。

宣言に就て御質問でありますから宣言で御答した、宣言とは別かと云ふと、別でないと云ふ御話である、宣言を離れてならばシベリア――ロシヤ政府の事並にシベリア地方に起つたことに就ては、政府は成べく干渉しない積りであります、今日迄干渉がましい事を致したことはない。それで御答は盡きて居ると思ひます。

成るべくとか何とかうつかり申すと大變な事になりますが、此間濱口君との問答――成べくはさう云ふ今のやうな意味の話でなくて、政府はシベリア地方に干渉を致して居らぬのであります。干渉する積りでもないのである。不親切のやうでありますけれども、是は簡單明瞭な話でありますから、簡單に御答するが一番宜い。

貴方は其大井司令官とか仰しやツたやうでしたが、其出した聲明書を御持ですか。……其所で讀んで見れば御尋までもない。能く御覽なされば判る。我が守備區域内には斯う云ふ者を許さぬと宣言した。是は内政干渉でも

何でもない、我國の態度を宣明したので、干渉ぢやないのです。殘らず御讀になれば判る。それから後の種々な事は陸軍當局から若しそんな事であるかないか御尋があるなら御答をした方が宜しいのである。併し干渉を致さぬと云ふ方針だけは、私宣明した通りであります。併し出先の軍人が調停をするとか、世話を燒くとか、便宜でも圖つてやるとか云ふやうなことは、干渉でも何でもありますまいが、さう云ふ事があつたか、なかつたか、是は陸軍の方で判つて居るか、どうか知れませぬが、判つて居つたら御答した方が宜しいと私は思ふが、此司令官の聲明だけは政府心得て居る。訓令に背反も何にもして居らない。貴方御覽になると明かに判る。

私は始めて讀んだのではありませぬ。それは御冗談のやうになりますから――併し貴方が不思議な事を仰しやるから、念の爲めに取寄せて見たら、矢張り變つては居らぬのです。貴方御覽になれば判ると申したのは、それが爲めです。それから我が守備區域内にロシヤの過激派の自由行動を許さぬ。是が干渉ぢやないかと言はれるが、そんな事が出來るものですか、何の爲めに守備をして居るのです。守備區域内に自由な事を許さぬ。それは干渉しないのだから許して居ると云ふ言葉は、常識では判斷の付かぬ事、守備區域内には自由なことは許さぬ。それが爲めに守備を嚴重にして居る。是はどうもそれを守備の區域内に自由なことを許さぬと言つたのか、干渉だと云ふことは洵に判り兼る御質問、能く十分に御勘考を願ひたい。

それは貴方は其ウラジチの政府、チタの政府などに就て共産主義者があると云ふやうなことを頻りに云はれました。それはあるかも知れませぬが、併しウラジチに於ける政府、其他チタに於ける政府でも、共産主義でないと標榜して居る彼等は、それは其中には共産主義の者があるか知れませぬが、彼等はさう標榜して居る。併しながら標榜の如何に拘らず、我守備區域内に共産主義か何かの種々彼等自由勝手な行動を致して、我が聲明に反するやうなことを彼等が致したならば、それは我が政府の力に依つて之を排除することに致すのは當然である。聲明を忠實に致さなければならぬ。司令官は斯う云ふ次第で、貴方は何か知つて居るとか知つて居らぬとか、云ふことを頻りに論ぜらるゝが、向ふの政府は共産主義でないと云ふことを標榜して居る。

正當なる政府は何であるかと云ふ永井君の御質問は驚かざるを得ませぬ。正當なる政府と云ふことは、萬國公法若くは國際慣例に於て認めたる政府のことを云ふのであります。我國に於て之が正當なる政府なりと認めたる政府がありましたならば、初めてそれと交渉をすることが出來るのであります。何でも政府が出來さへすれば、それを正當と認めると云ふことは出來ないのであります。尤も或る場合に於きましては、法律上の政府、事實上の政府、種々ありますことは、私が此處で講釋を致さぬでも御承知のことであります。正當なる政府と云ふことは、普通公法上なり、國際上なりで申して居るやうに、我國の認めた政府でなければならぬのであります。それはもう御分りになりさうなものであると思ひます。

ごう云ふ政府を正當なる政府ご認むるかご云ふ御話でありますが、それは種々な本にも書いてある。斯う云ふ風なる政府は認めて宜しい、惡るい、種々ある。又我國の利害より打算して、さうして正當なる政府ご此方で承認して、初めて正當なる政府ご認めてそれご交渉を開くので、それを豫め是は斯うだご云ふこごもありませぬが、餘りに講釋染みた話で、要するに我國に於て正當なる、適當なる政府ご認めて之を承認致したならば、初めてそれご交渉を開くのであります。我國で承認して居る所の政府がなければ、正當なる政府がないご認めて居る。何處の國も——是は日本許りではない。同じ事であります。さう云ふ次第でありますから、ごう云ふ所を正當政府ごするご云ふやうなこごは餘り問答の價値が無きさうに私は考へる。

能く分りました。貴方の御趣意は——それはロシャにはロシャの政府を認むる認めない、是はごう云ふ政府だご云つて本に書いてありませぬが、本に書いてある場合は凡そ正當なる政府ご認むるこごには、ごう云ふ政府を認めるんだご云ふこごが書いてある。其國の秩序を保ち、安寧を保ち、政治の組織が確然ご致して、而して之を認めて交際して宜しいご云ふこごで、初めて列國が承認するのでありますから、其承認する政府はごう云ふものだご云ふこごは、萬國公法や國際慣例等を知つて居れば分る話だご思ひますから、私、本に書いてあるご思つた。併しロシャの政府ご云ふものは書いたものはありますまい。恐らく——併し今、日本では不幸にしてロシー國内

に於ける所の政府を承認して居るものはありませぬ。將來は承認する政府が樹立するかも知れぬ、今日承認して居る政府がないと云ふことは、是は御認めにならなければならぬ。故に承認すべき政府が出來まして、それを承認致したならば、是と交渉を開いてニコライエフスクの問題は解決致しませう、それまでの間は向ふに政府がないと同樣でありますから――併し永井君の御質問の起つたのは、それはロシャの國内の其處此處に所謂政團と稱するものがありますから、あれを政府として、是と何か話でもするか何かすれば、それを政府と認めるか認めないかと云ふやうに御話になつた。即ち、今チタあたりからウラジヲに掛けて出來て居るものを、あれを正當政府と見て、あれと相談するかしないかと云ふやうな御議論であつたやうに見えるが、あれは一つの政團と見る外はありませぬ。日本で承認した政府ではありませぬ。

今の御話は何所の兵隊の事を御話ですが。ウラジヲの方ですか、樺太の方ですか。

それは樺太とは違つた話で、それは此聲明にちやんと書いてある。ロシヤの國情が安定して、過激主義などが日本人の間に這入つて來ることなく、我が居留民を安全に保護し得るに至れば引く、それまでは行かぬ、其通りの話です。

其守備區域とかに騒擾が起つたと云ふことは、何所の事ですか。

間島をウラジチ方面の守備區域内と看て居りますか。

言つて下さい。

地圖は無いが、宣言書が有ります。

それは矢張御間違の事でせう。最初から貴方の御演説は失禮ながら間違つて居ると思ふ。何故と云ふのに正當なる政府樹立云々の事を頻に御尋でありますが、第一是はウラジチの問題ではない話で是はニコライエフスクの關係より北樺太を占領する爲め、卽ちサガレン州に於て必要なる地點を占領すると云ふので、聲明中に「ロシヤに於て將來正當なる政府樹立せられ本事件の滿足なる解決を見るに至るまでサガレン州内に於て必要と認める地點を占領すべし」と云ふことが書いてある。それで先刻との方面の事を御尋かと訊いたのは此事です。是はサガレン州に於て必要なる地點を占領すると云ふことを聲明して居るのである。それからザバイカル方面のチエック・スロヴアック云々、是はチエック・スロヴアックの救援の目的を達したからシベリア地方から兵を引揚げるの併

しながら「ウラジヲ方面は朝鮮に對する脅威排除せられざるのみならず、却て惡化せんとする傾向あり、且つ多數の本邦人同地方に在留し、又ハバロフスクはサガレン州に通ずる要衝の地點なるに顧み、是等地方の安定を得る迄、已むを得ず相當數の軍隊を駐むべし」と斯う聲明して居る。是等サガレン州に對する聲明と、ウラジヲ方面に於ける聲明とは違つて居る。之を混同して御話でありますから、それは間違つて居る。失禮ながら不明のやうに考へたが、段々考へると爰に相違の點がある。それから間島は――此所謂唯今讀上げたウラジヲ方面云々の事は、是は守備區域内であるが間島は此區域内ではない。間島は支那の領地です。此處には領事館等も置いてある。此處に不逞鮮人が居つて、それにロシヤ人も加つたと云ふ說もありますが、兎に角不逞鮮人が居ッて、琿春に於ける領事館を燒いたり、或は在留本邦人を殺傷したりした。それで出兵した。此出兵はウラジヲ方面とは違つた出兵であります。是は支那の領地で、支那政府が責に任ずる、將來の事は保證すると云ふことであるから、一小部隊を除くの外我が兵を引いた。此一小部隊も遠からず引く。斯う云ふのであります。ウラジヲ方面に出兵して居るに拘らず、ウラジヲ方面の守備が裏切られて居ると云ふ御議論は間違つた話で、併し元來の根本は先日も誰方かの御質問のあつた如く――加藤君の御質問があつた如く、ウラジヲ方面から撤兵せよと云ふ御議論だから、撤兵を基礎としての御議論は種々出て來ませうが、斯う云ふ次第で事實明瞭なものであります。其事情が御判りになつたら、其質問は是でもう御止めになることだらうと思ふ。

不幸にして、永井君の御質問に洵に適切に御賛成を得るやうな答辯の出來ぬのを遺憾に思ふのでありますが、併し貴方のはごうも獨斷的の事が多いやうに考へます。併し御議論の根據が違つて居る。間島は支那地方であるご云へば、間島ばかりでない、支那地方があるではないかご云ふことでありますが、それは分り切つた話、我軍はウラジヲより哈爾賓に至るまでの間に、東支鐵道の沿線に守備して居ります。是は大分支那の領土が多い。其所には支那の諒解を得て、日本が守備して居るのであります。それから琿春事件を以て、守備の無效なることを證明せんごせられて居るやうでありますが、それは違つた事柄である。ロシヤ人が三人入つて居たご云ふ說もあれば、六人入つて居つたご云ふ說もある。はつきり分らぬが兎も角聯絡ありさうに想像が付けられる。故に將來に於てはチタ政府に於て、此邊を十分取締つて吳れるご云ふことでありますから、我守備は此所に盡さずして、支那政府の責任に委ねて宜しいことになる。滿洲、哈爾賓、長春あたりに朝鮮人が澤山居る――無論居る。是は支那の領土であつて、支那が其責に任じて治安を保つご云ふのでありますから、さう云ふ譯で守備を保つて居る。ウラジヲの出兵ご之を混じて、ウラジヲの出兵は無效である、有效であるご云ふの議論へ持つて來なさりたいやうであるけれごも、事柄が違つて居ります。例へば、ウラジヲ出兵無用なりご云ふ論者には、是は迚も說明をして御諒解を得ることが出來ませぬが、ウラジヲ出兵の趣意は先刻讀んだ、彼の通りの意味であります。それで兵を置いてあります。朝鮮は國境を脅威するご云つて之に種々の說を附けられて、效が有るか無いか――效が無ければたんご出すより仕方がありませぬが、今日の程度で守備し得らるゝご信じて居ります。斯う云ふ譯で彼所に

兵を置いてあります。それから種々御話が轉じて、政黨政府になつてみたり種々致しましたから、其本を質す爲めに七月三日の宣言を申上げたのであります。間島方面は日本は兵を引くのであります。ウラジオの方とは關係が違つて居ります。ウラジオ並に東清線には議論の無いことであります。滿洲から彼の方面に掛けては日本の兵も居ますが、支那の兵を以て治安に任ずることは一向差支ありませぬ。

過激主義　間島問題等に就いては、何か共に朝鮮を談ずるに足らぬやうな御斷言でありましたから已むを得ませぬけれども、併しそれは永井君の說明を待つまでも無く、過激思想はロシヤ人の專有物でないのであります。併しロシヤ人より發して外に宣傳致し、傳染もしやうと云ふのでありますからして、之を防がなければならぬ。それが爲めにウラジオ駐兵の時にもあゝ云ふ聲明を致したのである。

琿春の我が領事館を襲うたのは、ロシヤ人であるとかないとか言ひますが、併し鹵獲したる戎器は露國から來たものがあるから、ロシヤ人が來て居りはしないが、ロシヤ人が供給して、何か聯絡がありはしないかと想像して居るのである。故に餘程注意して防ぐことをしなければなりませぬが、それを今度は支那政府がやると云ふのでありますから、それで宜しい。又東支沿線の防禦のことは先程申した通りで、主なる用事は交通の安全であります。さう云ふ次第でありますから、遺憾ながら永井君の御滿足を得るやうには參らぬのであります。根本が違ツて居るから……それから又普通選擧か何かに就いて、過激思想のことを段々御話でありましたが、昨年二月某

日頃は、永井君はまだ議員になつて居られないから、議場では御聽にならなかつたか知れませぬが、速記がありますから後でも――今日でも御覧になれば分りませうが、兎に角其時の意思は斯う云ふことであつた。普通選擧を提出せられた人々を代表して島田君の演說に、何の爲めに普通選擧をやらなければならぬかと云ふ趣意を說明せらるゝに當り、多くの人に選擧權をやるやうにと云ふ單純な意味ではない。普通選擧をやつて階級を打破しなければならぬ。階級を打破する手段であると言はれるから、それは危險な事だと申したのであつて、漸次選擧權を擴張したい、私の考では議論ばかりではない、實行した人間である。段々擴張をして來た。擴張をするに異議はないが、其の擴張の意義は、成るべく人智の發達、憲政の進むに從つて、選擧權を多くの人に與へやうと云ふ趣意から來るのである。選擧權を擴張して、多くの人に普及しやうと云ふには、現在の階級制度とはどう云ふ事か、定義がはつきりしませぬが、兎に角階級打破を目的とするならば、現在の社會の組織を脅威するものであるから、危險となる。そこを申したのである。是は其時の速記でも御覧になれば明瞭になるのである。

　それからどんなものが危險思想か――御尋までもないことでありませう。危險思想と云ふものは、建國の基礎に害を及ぼし、社會の組織の現狀を打破するとか、斯う云ふやうなる不法なる事をするのを危險思想と申すので、是は說明しなくとも分り切つた話でありますが、そう云ふ危險思想はどうしても、政府は政府の職分を竭くし、國民は國民の力に依つて之を防止致して、此上にも國民の思想を益々健全ならしめなければならぬのであります。故に危險なる思想は排除しなければならぬのであります――甚だ講釋じみて恐入りますがさうでありませ

ぬか。

さう云ふ見解は豫算總會などでは、如何であるかと疑ひますけれども、併しながら私の言ふのは甚だ不辯でありますから分らぬかも知らぬが、危險思想は建國の基礎を破壞するものばかりが、危險思想と云ふのではありませぬ。建國の基礎に影響を及ぼすものは無論、危險思想であるが、社會の現狀を破壞せうと云ふならば、矢張危險思想である。唯だ一二の例を申したのである。危險思想はさう云ふ事が多いが、今貴方の言はれた選擧法の關係は、社會組織根本の關係ではないのである。それは爵位或は、華族などゝ云ふ階級を、階級なりとして打破すると云ふことになると大間違である。それは共產主義にでもならなければ出來ない。國民平等になつて、何も差別のないことになり、貴族院も無く、衆議院もなく、一院にでもなるでありませうから、それは所謂階級ではない。それはどうも意味が違つて居ります。併しながらさう云ふ運動を貴方が爲さつて、それを危險思想と見るか見ないかと云ふことは、それは貴方の運動なり言論の遣方の程度に依つて危險となるかも知れぬ。危險とならぬかも知れぬ。それは事實に現れた上で、何とかそれに依つて見るより仕方がない。

今の永井君の御演說の前に、何やら警告するとか――何を警告したのですか。政府に警告するとか、私に警告するとか……

それは甚だ迷惑致します。貴方が苛酷だとか何とか断定して、警告するなどと云ふ御話ですが、それは貴方の御見込が違つて居る。鈴木君に御答した通り、今日左樣な苛察な苛酷の取締は致して居らぬ。さりとて緩慢に附して放任して居る譯ではない。貴方がさう見て居られて人に向つて警告するなどと云ふ話は甚だ迷惑に存じます。併し貴方の論が正しいとすれば、人の論は正しくないから警告すると云ふ御注意は、强て御咎めも致しませぬけれども、政府はさう云ふ放漫には流れて居りませぬ。えらい苛察の事も致して居りませぬ。

それから選擧權の事に就て――其前に何やら危險思想は教育ある者の方に多いとか何とか云ふ御話でありました。さうかも知れませぬ。併しそれは必しもさうとも限られますまい。又教育を受けた人にさう云ふ者があると云ふことは、甚だ遺憾の事でありますから、それで私も方々に於て注意を加へるけれども、併し教育ある人に危險思想の論を唱へる人があつたからと云つて、高等の教育を止めると云ふ結論は出て來ない。……さう云ふ意味であつては大變な事である。そこで教育は十分にしなければならぬ。教育を進めますればえらい學者の中にはちよいちよい間違の人もありませうけれども、それは取締つて行かなければならぬ。要するにさう云ふことは程度の問題である　何も改革を企て、改正を企てる者は皆危險思想でない。國の進歩に應じて段々改革しなければならぬが、其程度が國家の必要を超したり、國家の秩序安寧を亂すやうになれば危險思想となる　程度の問題であります。それは甚しきに至るとさう云ふ譯である。

それから選擧權を與へるとかどうとか云ふやうなことは、是は昨年來論じ盡して居る。之を繰返へすことは更に厭ひませぬけれども、併し貴方が六百人とか、三百人とか、何人とか仰つしやいますが、それが選擧權を有つて居るもので、後とは有つて居らないからいかぬと云ふ御說でありますが、是も程度の問題、あなたの御議論はどう云ふ御議論であるか知りませぬが、是迄普通選擧論者の唱へた所に依ると、何か千萬人に少しになる樣子でありますが、是もだ、七千萬の同胞に對する一小部分と言はなければならぬ。さう云ふ議論を進めて行けば、國民全體、男女老幼を問はず、皆選擧權をやらなければならぬけれども、國の事情に依つてはさうはいかない。三百萬と云ふのも、六百萬と云ふのも、一千萬と云ふのも、皆程度問題で、是は已むを得ない。それを何か三百萬ならいかぬとか、何とか、頻りにさう云ふ少數の者が壟斷するやうに、昨年來度々論ぜられたけれども、併しそれは通らぬ。さう云ふことは正當な議論とは見て居らない。故に漸次國家の進むに從つて段々選擧權を擴張をする。それは差支ない。段々殖えませう。三百人が六百人にもなり、六百人が千二百人にもなりませうが、段々進んで來る。是は仕方がない。それから所得稅に依つて選擧人が減つたと云ふことを彼此言はれるが、それは議論にならない。是は度々出遭つて居る。日露戰爭當時、非常特別稅を布かれた時に、選擧權は非常に殖えましたが、稅制整理をやつて減稅した時には非常に減つた。是は仕方がない。制度から起る所の結果で、何も議論にならない。そんな事は所得稅の結果減りましたらう。併し減すやうに主張せられた——貴方はどうか知らぬが、政府のは四百圓でしたか、五百圓でしたかの程度に止めやうと云ふのをもつと多くの免稅をする。一千圓以下を免稅せ

よこ云ふ御議論があつた。それでは益々減る。増す方の議論から行けば矛盾であるが、それは税の負擔の方から云ふ話であつて、選擧權を增さうこ思つて居るこか、減さうこ思つて居るこか云ふ話でない。是は問題にならぬ。さうするこ唯だ多くの人に選擧權をやるか、やらないか、それは段々やらなければならぬ。それは私共こ雖も主張して居る。唯だ今日今誰にも彼にも、此間鈴木君の言はれた所謂無產階級にまで選擧權をやれば宜い、それならば、天下泰平なりこ云ふ事の御同意は是は出來ない。無產階級の人も段々選擧權を有ち、國政に參與するやうな人になることを千萬希望しますが、直に今日選擧權をやれば、國家が段々進むものであらう、憲政が發達する。是は思ひも寄らぬことである。それは初めから議論の根據が違つて居る是は數回論じても一致は見ますまいが、是は論じ盡されて居る。實は昨年來——併し重ねて御尋ねでありますから、大要を一寸申して置きます。

今の二點は——一點は何でしたナ。一寸簡單に要領を……

それは御見込こ相違して居る。さう云ふ人もありませう。教育を受けて——十分な教育を受けても納稅しない者だから、選擧權の無い人もありませうけれども、さう云ふ者に拔き〳〵に選擧權をやる譯にはいかぬ。どうも致方がない。併しそれが爲めに危險などこ云ふことは、少し御說が酷いではありませぬか。犯罪の處分をした表を御覽なさい。教育した者に犯罪が多いか、教育の無い者に犯罪が多いが、其統計位は御覽になつても分る

故にそれは御議論としてはさう云ふやうな事も出來ませうが、事實に於ては……

それも今申さうと思つて居る。議會否認論が全國に瀰漫して、滔々として擴がるやうな御話であるが、事實はそんな事はありませぬ。それは幾らかさう云ふ人はありませう、多數の人の中にはありませう。ポツ／＼聽くやうな事もあるけれども、それは日本の社會でさう云ふ議論を許すものでもなし、一二の人がさう云ふことを云ふか云はぬかの程度位のものである。是が全國に瀰漫して、今にも國中を風靡しさうに云はれるのは、少し事實が違うやうです。それから第二の點は何とか……

第二には税に依つて選擧權が動くやうではいかぬ。併しながら凡そ制限はある。貴方の御議論は制限は無いのかも知れませぬが、年齡とか獨立の生計とか種々ある。其中の納税資格を取つて居る以上は、税制に依つて增減するのは已むを得ない。それが選擧法の不完全と云ふ斷定は出來ない。苟くも資格を設けて置く以上、資格に變動を來す場合には、自然の結果として動搖を生ずるのです。そんな選擧法ではいかぬと言はるゝのは、少し無理な議論である。それは已むを得ぬ次第である。そこで納税資格を撤廢すれば宜いと云ふ議論である。撤廢しても何か條件を附けて置けば、其條件を法律で變更すれば、又變つて來る。それは議論にならぬやうに考へる。大要是で答辯は盡きて居ると思ふ。（大一〇・一・二九）

國民の嚮ふべき道

先般來吉原知事の御紹介に依りまして、香川縣の實業大會に臨席致すやうにと云ふことでございました。甚だ私に取りましても榮譽の次第でございますから、欣んで御承諾申上げました。粗雜なる考を當席に於て申上げ、諸君の清聽を煩はすと云ふことは、誠に光榮の次第と存じます。就きまして何か有益なる事を申上げまして、諸君の御參考に供したいと考へますが、何を申しまするも當地は初めて參りましたことで、是れまで色々の人の噂を聽き、又多少書籍に依て當地の事を窺ひまして、諸君の御參考に供するやうな事を述べる譯には參りませぬ。隨分各所に來遊致しまする人々の中には其土地に參りまして直に有益なる演說をする人もあるかのやうに考へますが、私は迚もさう云ふ技倆は持て居りませぬ。のみならず如何なる人の說に致しましても、初めて參つて、其土地の情況に就て直接其土地の人々の參考になるやうな事を述べることは、出來得べきことではあるまい。恐らくは其土地の人々の參考にならずして、却て自身が無益に煩悶して其土地の利益を考へた所で、無效に歸すること云ふ結果になりはしないかと存じまする。故に直接當地の事に就て申上げることは出來兼ますから、平日私の考へて置きまする意見に就て、聊か申上げやうと存じます。幸にして些少なりとも諸君の御參考になりますれば、誠に望外の榮譽と心得ます。

偖て私の少しく意見を述べたいと思ふのは、御承知の通り本月十七日より各國との條約の大部分が實行されます。又來月四日に至りまして殘り二ヶ國との條約が實施されまして、之に由つて日本が始めて世界に對する面目を得まする譯であります。實は數年來政府に於ても民間に於ても、之に對する準備と云ふことに就ては、始終怠らぬことでございまして、不肖ながら私も之に就ては多少の意見を新聞紙に依て發表致したこともござるます。併しながら最早目前に迫りました新條約の實施に就て、之に對する準備を彼此述べまするることは、餘り必要ならぬことで、是まで準備致しましたる事に就て、將來實施致しまして之に由て以て新條約の效果を十分に收むると云ふことが必要なる場合になつて居ります。故に此準備に關しまして彼此巨細なることは略す方が宜からうと思ひますが、大體に就て内外の關係と云ふものは、日本人として十分に心得置かねばならぬ事が多いと思ひます。其心得方如何に依りましては、獨り新條約實施の結果に如何なる事を生ずるや測られぬと云ふ計りではない。將來の日本に於て如何なる利害を生ずるか測られぬ次第でござるます。御承知の通り一度國を開きました以上は、如何なる事柄に就ても總て外國との關係を有せざるものはないと云ふことは、世界の歷史に於ても實際の有樣に於ても證明し得らるゝことである。

極く簡單に既往の事を申しますれば、日本は維新以來大に面目を改めまして、以て今日の場合に至つた次第ではござるますが、其本は何より來るかと云へば、外交の關係に起つたのでござるます。若も嘉永年間に米國の水師提督が參つて、條約を締結することを申込むやうな事がありませなんだならば　今日の日本は如何なる有樣で

つたかと云ふことは、殆ど推測し得られる話で、恐らくは依然として舊日本であつたであらうと思はれます。然る所嘉永年間に始めて米國より和親を申込みまして、之に由て日本國民が三百年の夢を破られ、當時攘夷と云ひ開港と云ひ、隨て佐幕勤王種々雜多の議論を生じまして、國内沸騰致しましたが、皆な基く所は外國の刺戟に因るので、幸にして維新の時に至り、國是一定して開國進取と云ふことになりましたから、昔日の攘夷とか云ふやうな僻論は、大體に於て一掃致し以て文明の域に進んだ次第でございます。併し斯く進みましたとは云ふものゝ當時の有樣を申しますれば、外交と云ふ事も、外國貿易と云ふ事も殆どありは致しませぬ。當時外國貿易と云ふは如何なる事であるかと云へば、最初は外國人と取引することを禁じ、下田に於て政府自ら外國人に物品を販賣致したのが本でございます。其後に至つて安政年間に各國と條約を締結致し、其結果と致して政府が商賣に干渉することは出來ぬと云ふことになりましたが、左りとて日本人自ら外國貿易をする者は如何であるかと云へば、外國商人が日本品を買入れて外國に送るか、若くは外國品を持來つて日本人に販賣するかに過ない。日本人自らは需用者となり販賣者となりて、唯僅に開港場に於ける居留地に於て外國人と取引するに過ぎないので、日本人自ら外國貿易を爲すとは申されない有樣であつた。外交は如何、外交は外國公使が最初は横濱に居り、後に東京に駐劄して、種々の談判をも努め、當時の日本の有樣は外交の事は一切知らず、之に對しては隨分困難を感じました。のみならず、國内多數の議論と云ふものは開國に傾いて居りませぬ。故に種々の面倒を生じて外國との交渉が絶えませぬ。隨て之が爲めに外國公使より八釜敷き申込を爲し、面倒を生じたることは尠からぬことでござ

ゐますが、併し是とても東京に於て、政府と外國公使との間に往復談判を重ねたと云ふに過ぎないので、今日申しまする所の外交とは全然趣を異にして、殆ど外交と名づけられぬものでございます。斯樣なる次第に由て外交も貿易も甚だ不十分なるものであつたのが、漸次に進みまして、國内の進歩と共に外交の局面も革まり、外國貿易の情況も變じまして、遂に明治二十三年に至り憲法を實施せられ、今日の盛況になつて居る次第で、其基く所は前申す通り外國の刺戟に因て起つたのに外ありませぬ。卽ち各國の有樣を見て日本も之に比肩して相成るべくは之を凌駕する情況に至りたいと、國内一般に希望したる結果が今日の有樣を致したので、日本に於ける今日までの情況は皆な外國の刺戟に因て生じたるものである。

是は現に在る所の外國との關係のみでない。足利氏の末より徳川氏の初めに至るまでスペイン、ポルトガル、オランダ等の國と交際を致しました時も亦斯の如き有樣であつて、國内騷亂相絶えずして、今日歴史に傳つて日本人の觀る所は多く戰爭記に過ぎませぬけれども、外國の書籍に據つて當時の事を記したのを見れば、日本の文化と云ふものに就ては、此外國人が參り耶蘇教を傳播したことが著しき關係を有して居る。もつと溯つて淸國朝鮮等の交際に至ては、諸君御承知の通り今日使用する所の文字に於ても、有ゆる文明の道具にしても、皆な支那若くは朝鮮より傳はり、又佛教と共に印度より得たるものもありますが、兎に角外國の關係に因て日本が進んだのである。之に就ては日本が兎角外國の眞似のみをすると云ふことを申しますが、是は日本に限らぬ。世界各國何れの國に於ても一ツ先進國がありますれば、其附近の國若くは夫に關係を持つ所の國が、若も發達すべき國で

ありますれば、其先進國を手本として、此と競爭する念を起して進むと云ふことは疑ない。決して日本人が外國人の眞似を致したと云ふて、之が日本人の特性とは申されませぬ。先進國に對して斯くあるのが順序でござるます。夫に由て斯く進歩して參りましたが反對に斯く進まざる國は如何であるかと云へば、御承知もござるませう、支那朝鮮の如きも、其他世界に例を求むればトルコ、エジプトの如き、ペルシアの如き幾らもござるますが、近い處の支那朝鮮の有樣に就て、外國交際に因て彼の國が如何なる困難を感じたるか、若も支那にして外國人が參らず、種々外國の交渉がなかつたならば、支那は安全に世界に對して、自ら大國と信じて永く眠を貪ることが出來得たでござるませう。朝鮮も亦然り、屢々支那日本に苦しめられた國でござるますが、今の李氏に至て二百余年間、其間多少の騷亂もありましたが、先づ以て太平を保つて參つた、夫が一度外國との交際を開いて以來今日の有樣になつて居る。斯の如く日本は外國と交際を開いて、其當時には混雜であつたが、遂に今日の發達をなして居る。之に反して一方は外國の關係に因て大に困難を感じて居ると云ふことは、其違ひは何より起るかと云へば、申すまでもなく國民の覺悟如何にあるので、國民にして進取の氣力がなければ、何れの國にしても支那朝鮮と同樣の結果に陷ることを免れない。尤も最初文明に進んだる國であつて、一度其弊に堪えぬ場合に至れば、之を挽回するは容易でないと云ふ事情もありはしますが、要するに國民の氣力、發達と云ふことに就て、彼此その見込を異にして居る結果に過ぎない。若し日本にしても開國進取の方針を採りませぬで、外國と交際をなして居たならば、迚も今日の日本に至ることは出來なかつたであらうと思ひます。

左樣なる順序で、日本は外國との關係に因て十分に發達して參つたのでござゐますが、其結果として、二十七八年の支那との戰爭も、實は成功致したと云つて宜しい。支那の陸軍と云ふものも隨分多數でござゐまして、李鴻章配下に於ける兵は、殆ど日本の常備兵位はあつたので、海軍に致しても、稍々日本の全海軍力と匹敵すべきものは、李鴻章の配下にある北洋艦隊にあつたのでござゐます。併しながら到頭御承知の通りの結果に歸したのは、種々の原因もござゐませう、或は教育の結果とか、軍事の發達とか、色々數へ上ぐればござゐませう。固より國家の事業と云ふものは、一分一ヶ所の發達に因つて成功致すものではない。總ての機關が同樣に進んで居つたから、左樣な結果になつたのである。けれども之を國際上の關係から申しますれば、支那は開國進取の主義を採らない、日本は三十年間開國進取の國是を採て、國民一致して外國の侮辱を受けず、外國の文明と比肩するのみならず、之を凌駕するやうな氣力を持て居つたからでござゐます。何事に就ても總て外國の關係に因て興る者、外國の關係に因て發達を致したる國と云ふものは　日本に限らぬ、皆な斯樣なる結果を生じます。是等の事實に基きますれば、政治上に於きましても實業上に於きましても、外國の事情を知ると云ふことが必要ではあるまいかと考へまする。既に外國を見て之と競爭しやうと云ふには、外國の事情を知らなければならぬ。又外國の關係に因て總てに影響を受けるとすれば、今日斯の如き現象は、外國の如何なる關係より來るかと云ふことを知らねばなりますまい。殊に新條約が實施せられて、既に世界各國と同等なる位置に立ちました以上は倘更必要でござゐませう。故に外國の事情を知ると云ふことは、政治上に於ても實業上に於ても最も必要と存じます。然る

に玆に一言して置きたいのは、外國の事情を知ると云ふことに就ては、色々なる方面から知ることの途もござゐませう。敎育が發達して外國語に通ずるとか、外國に旅行するとか、色々の手段に依て、各種の方面より外國の事情を知るべき途はござゐます。併し現に今日外國の事情を知ることに就て、多く人の注意を致して居るのは何事であるかと云へば、日本人は兎角外交思想に乏しいから、之を發達させぬければ往けないと云ふことを申して居ります。一應は尤もなる次第、外交を知らぬければ、國民としては迚も世界に對して相當の位置を保つことは出來ない。其點に於ては異論もない次第でござゐますが、併し世間で云ふ所の外交と云ふことは、恐らくは間違でござゐませう。外交と云ふものは國民一般に解りやうのないもので、時々刻々に、世界各國に領事若くは公使を出し、其他有ゆる手段に依て各地の事情にも通じて居らなければならぬ。又一の電信が到着する、瞬間に之に對する處分もせなければならぬ。又外國に居る所の日本の代表者をして、外國と交渉を開かしむる際にも、時々刻々に之に對する處置を訓令しなければならぬ。日本に駐劄する外國の代表者に應接するも、亦然りです。故に外交と稱するものは、國民一般に於ては殆ど了解し得べき筈のものではござゐませぬ。尤も世間で唱へて居る外交はさう云ふ意味ではないかは知りませぬが、普通學問上若くは慣例上に於て申しまする外交と云ふことは、外交の實地のことで、外交の空論と申すのではない。外交の空論なら本を讀んで解ります。外交史を讀まずとも萬國公私法を讀んでも解りまする。外交と云ふ實地は國民に解らない。外交の事は左樣でござゐまするが、併し對外思想と云ふことは各人持て居らなければならぬ。是は又外交とは異なつたもので、對外思想と云ふことは何の事柄

に就てもある。對外思想に就てはイヤ硬派であるの軟派であるの、色々な事がありますが、左樣なる一定の方針はありやうがない。我國は世界に對して强いと云ふ方針を採て居るなどゝ云ふことが出來得べきものではない。又爲すべきことでもない。隨て弱いと云ふことも方針となすべき筈はない。

左樣なることは唯座上の空論として、多少人の耳目を喜ばすかは知らぬが、實地役に立ぬことでござるます。對外思想と申しまするのは、外國に對して如何なる事を致せば宜しい、外國より斯の如き影響を受けるから、之に對しては如何なる事をせなければならぬか、事々物々に就て常に攻究を怠らぬのが、所謂對外思想に富んだ國民と云ふのでござるます。此對外思想に富んで居る國民の上に立つ政府は、若し其人にして多少の技倆がありますれば、無論良好なる外交を爲すことも出來るに相違ござるませぬ。兎に角國民としては對外の思想と云ふものは常に持て居らなければならぬ。又此思想は最も必要なるものでござるます。細かく分析して申せば色々に別れまするが、先刻申しました通り、外國の事情に第一明かにならぬければ出來ない仕事、既に一國の事物が外國の影響に因て、發達もし衰退もする。一度外國との交際を開きたる後は、外國との關係と離るべからざるものであると云ふ以上には、常に外國交際の事に注意して、對外思想を養成して居らなければならぬ。其對外思想と云ふことは、外國を敵視すると云ふことゝ亦大分相違して居る。詰り外國と競爭すると云ふことに歸着する。吾々國民が外國に對する思想に富んで居つて如何なる事をするかと云へば、外國と競爭すると云ふことになるので、其競爭は政治上に於ても實業上に於ても差異はない。殊に實業上に於て は政治上よりも一層深き關係を有して居

る。一國の進歩と云ふものは、先刻も吉原知事のお話の通、實業の發達に基くとすれば、此實業は始終外國と競爭を致して居らなければならぬので、其競爭の結果として之に打勝てば、始めて其國力を發展させることが出來る。

斯く申した計りでは甚だ空漠たるやうでござゐますが、全體日本人が外國と交際致して以來四十五六年になると記憶致して居りますが、其中維新の時に至つて始めて國是が一定して開國進取となり、又條約改正の事業も維新後明治四五年の間に段々氣付まして、岩倉大使なども歐米に出掛けましたが、實は是も甚だ手續の整頓したものではなかつたのである。先づ始めて實地に着手致しましたのは明治十四五年と記憶致します。其頃から段々着手して、二十七年に至つて始めて英國と今日行はれんとする新條約を結んで、始めて各國と相對するやうになつた。さう云ふ沿革を經て參つて居りますから、實を申せば極く近頃に至つて、漸く外國との關係と云ふものは正當なる順序に立至つたかの如く思はれる。夫までの間は、外國との位置に於ては對等にあらず、國内の文明は進んだとは云へ、日本人の有する權利義務も明かになつたとは云へ、矢張依然として領事裁判も存在し、他國の法權を我領内に於て許して居つたのでござゐますから、實は近來に至つて始めて外國と同等に立たうとする情況に至り、今月若くは來月の始めに至つて、實際の權利上外國と同等の位置に立つことになつたのでござゐます。之と同樣に外國貿易の事に就ても、稍普通の順序に向はんとするやうに見えます。

前申しました通り始めて外國と交際を開きました當時の事は、云ふまでもない。其後に至つて日本人が外國と

取引をするやうになつても、亦甚だ微々たるものであつた。近年に至つても未だ盛なりとは申されませぬけれども、或は直輸出を企てるとか、色々なる方面より日本人自ら外國貿易を營まんとする情況に至りましたのは、稍普通の外國貿易の軌道を踏むやうになつたではあるまいかと思はれます。のみならず、一層私は其感を起しまするのは、目下日本人の外國に出て參りまする者は、移民と稱して是はヨーロッパで云ふやうな家族を連れて出掛ける移民ではござるませぬ。所謂出稼人と申すが一番適切なる名稱で、此出稼人が隨分多く世界に向つて出掛けます。其中でも色々情況を異に致しまして、必ずしも人に雇るゝ者計りではない。自ら業を營んで居る者も可成りありますが、日本人が段々に排斥されます。アメリカ若くは英領殖民地に於ては、日本人を殊に排斥する。これは全體支那人を排斥したと同じ條例を以て、日本人を排斥するが如くでござるますが、特に日本人を忌むのではあるまいかと思はれる感じも起ります。併しながら兎に角日本人を排斥して、上陸に就ても其他の事に就てもなか／＼六ケ敷い。これは多く其地方では普通選擧が行はれますから、勞働者の機嫌を取る爲めに、即ち勞働者の意を迎へて選擧に當選しやうと云ふやうなことで、多く其熱を高めまするのでござるますが、兎に角日本人が排斥せられ若くは排斥せられんとして居る。又日本の品物に就て如何であるかと云へば、隨分日本の貿易は昔に比すれば非常な進歩であつて、時に輸出入の平均を得ないこともありますが、兎に角日本より輸出するものに就ては、維新前後と今日とを比較して見ますれば、非常の違ひである。而して數年前までは先づ無事に輸出し得たのでござるますが、近年に至つては方々より排斥せらるゝ。夫は何であるかと云へば、從來の輸出品を分析して見

ますれば、先づ工業品に屬さないものが多い。又日本特有の産物にして外國と競爭の少ないと云ふものが多い。茶にしても生絲にしても、其他の種類のものも、我國の特産に屬するものは外國の競爭を見ずして全體行くべき性質のものである。所が段々日本の進むに從つて色々なるものを輸出するやうになりまして、實際の輸出高は左までのことはないと思ひますが、しかし外國に於て日本の工業の發達と云ふことに驚いて、態々日本に視察員を送ると云ふ國さへあつて、なか／＼日本人自身が思ひまするよりも、之に就ては驚いて居る。將來ヨーロッパにしてもアメリカにしても、日本工業の爲め、之に附屬して無論商業の爲めでありますが、商工業の發達の爲めに壓せられはしないかと頻りに憂慮して居る。ヨーロッパから到着する新聞を見ても、雜誌類を見ても、又政治家の意見を聽いても多く左樣なることを云つて居る。それは日本の實價より或は高く買つて居るかは知らぬが、さう云ふ有樣になつて居る。そこで私共外國に居りまする頃でも、多少日本人に工場などを見せることは、忌むやうな傾を生じて居りましたが、之は何でも日本人が模造するから劍呑だと云ふやうなことでございましたが、近頃外國から得る所の報知に依り、又外國を廻つた者の話を聽きますれば殆ど大概の國は絶對的に、日本人に工場を見せることを禁ずる。其他商賣上の機密を明すことをも止める。所謂日本品の排斥を努めて居る。日本の商工業の發達を妨げんとしつゝあると云ふ有樣で、之が如何であるかと云へば、矢張私の目からは順境に…… 普通の順序に向はんとする徴候と見る。何となればヨーロッパ各國の間に於ては、互に相忌んでなか／＼八釜しいものである。然るに今まで日本人は競爭者と見らるゝ丈けのことがなかつたから自由に行けたので、一度競爭と云ふ

ここになれば、之に由て選擧などの場合に利用も致しまするし、兎に角競爭者の位置に立てば排斥は免かれない。商工業も亦斯の如く果して競爭者の位置に實際立て居るや否や判然しないものでも、日本の商工業の發達と云ふことに就て、對手は競爭者と見て居る。競爭者と見るから之を排斥すると云ふのは普通の順序であります。故に今までのは實は變則であつて、外交にしても外國商賣にしても變則であつて、外交上の關係が稍普通の域に達すると同時に、外國貿易の關係も普通の順序に向はんとして居ることは、各所に於て日本品を排斥せんとするを見て明かである。

これは各國の關係に於て、何れの國と雖ども同等の位置に立て競爭する者は斯の如くである。夫が爲めには商工業を以て國を立て居る有力なる國でさへも、據なく各國の間に互に讓り合つて契約を設け、色々歩み合つて互に非常の損害を被らぬやうな方法を設け、又成るべく競爭のない土地を探して居る。支那の如き、日本の如き、其他近來はアフリカに向つても、南アメリカに向つても、總て競爭の無い處、若くは競爭の烈しくない地方に向つて、商工業の活路を求めんとして居る。故に各國競うて殖民地を造るとか、航海船舶を奬勵するとか、皆な其基く所は此に在るのである。日本も亦然り。此情況にして進みますれば、外交は固より對等の位置に立つが爲めに、隨分困難なる面倒なる事も起りませう。又外國貿易の關係に於ても種々困難なる事が生じませう。併し之れが當然で、益々困難を感じ、競爭者を生ずる丈け夫だけ日本の發達と云ふことを證明し得らるゝものと信じます。故に日本では色々のことを申して外國の金を借りて如何しやうの斯うしやうのと、隨分名論卓說もあるが如

くでございますが、夫は日本の中で如何なる名論を唱へて居つた所が、外國の關係が如何であるこ云ふここを知らぬければ、何の用も爲さぬ。譬へて申しますれば、舊幕の時代には各藩割據致して居りましたから、其の割據部内には色々手續もありましたらう。併し一度封建制度が消滅して、日本國中交通自在こなりました以上には社會の事物に非常の變化を與へるこ云ふここは當然免れない。況や船舶が開け鐵道が通ずるに至つては、此勢をして一層速かならしむる。丁度これこ同じここで、外國こ一度交際を開き、殊に其交際が彼こ同等の位置に立ち、競爭者の位置に立つ以上には、一層複雜なる關係を生ずるものである。故に日本獨り如何なる事を云て居つた所が、世界の有樣を見ずしては往けない。立戻つて先刻申しました如く、如何なる事柄でも、外國こ交際をして居る以上には、其影響を免れないこ云ふここは、大體論に於て然るのみならず、諸君日常の事物に就いてお考へになつても、左樣でありませうこ思ひます。現に近畿地方に於ては、朝鮮この貿易が開けて以來、豆も來れば、牛皮も來る。之が爲めに日本の需要供給に多少の變動を與へて居る。米にしても亦た左樣である。朝鮮の米に就ても、外國の米に就ても、最早米價こ云ふものは世界的にならんこする。世界は多く麥であるが、或る人爲の手段を以て相場をするに非ずんば、其麥の値段こ云ふものは、世界中運賃其他の關係を差引けば、著しき差を生じないのが當然である。日本は米を以て唯一の產物こして居るが、是すら最早世界的のものになつて、日本人獨自の力で如何するここも出來ない。其他何にしても彼にしても其通りでありますから、私は當地方の事に就て、先刻もお斷わり申しました通りに、直接御參考になるここを申上ぐる譯には往かないが、併し大體私の申上けまし

た事は、獨り私が新發明らしく申すのではない。實に平々凡々當然の理窟を申して居るのでありますが、此當然の理窟は人間世界を支配して、殆ど動かないものでございます。

諸君が日常の事物に就てお考になりますれば、或る多少御參考になることもあらうと思ひます。成るべく一部一局に拘泥せられずして、天然の支配を受けねばならぬものは、天然の支配を受けらるゝが宜しい。人爲に依て天然を止めると云ふことは、諸藩が割據して色々なる事を企てたと同樣の結果で、到底永續すべきものではない。先刻お話になつた砂糖にしても、其他鹽にしても綿にしても、綿と砂糖は外國品に壓されて居りますが、鹽は臺灣の專賣法に依て或は維持するかも知れぬが、是も實は豫想に過ぎない。夫に就て一寸申して置きたいのは、二十七八年の役を終りて、馬關に於て平和條約を結ぶ時に、支那の鹽の專賣と云ふことを解いて、自由に輸出入を許されるやうにして貰ひたいと云ふ話があつた。私は支那には在住したことがありますから、少し其事情は知つて居りまするが、それは途方もない話で、そんな事を爲やうものなら日本の鹽は忽に全滅する。全體支那は鹽に依て以て財政を整理して居る有樣であるから、其財源を棄てることは容易に出來ないが、併し若も其の專賣を解いたならば、支那人は自由に製造販賣するであらう。支那の鹽は殆ど人工ではない。天日に依て何の勞力も用ゐない。自然に結晶する。斯樣な鹽を自由に販賣することを許したならば、彼人達の希望では、日本から鹽を持て行く考であるが却て對手から輸入して忽ち日本の鹽業は消滅するであらう。故に日本の鹽を消滅させる目的ならば知らぬこと、日本から輸出すると云ふやうな考なら大なる間違である。支那の租稅賄賂等に因て成立て居る値

段と日本の値段とを比較して、製造費などに目を着けぬ考であらうと云つて話したことがありました。幸にして其事なく今日に至つたのでございますが、忽にして臺灣が我版圖に歸して以來、日本の鹽は非常の影響を受けんとして居る。將來に於て果して專賣法に依て我鹽業を維持するや否やは問題である。臺灣を外國と見れば格別、之を日本の一部と見る以上は、人爲を以て殊更に値段を高め、內地の鹽を維持して置くと云ふことは全體國家經濟の上に於て如何であらう。左樣なる富源ある所の土地を持ちながら、之を利用せぬと云ふのは原則論としても如何であらう。故に之に對する處置は奈何。斯の如く考へて見れば將來何時か一度は其境域を破られて、天然の支配を受けぬければならぬと云ふことは、今日に於て覺悟しなければならぬと云ふやうな譯で、是までは彼我の間に面倒の事がありまして、外國人の商賣することも少なかつた。色々交通上の不便を感じて今日の情況に過ぎないのでございますが、若も此不便が除かれまして、外國と交通が益々頻繁になりますれば、愈々以て世界の大勢に制せらるゝことになるのは、勢ひ免れない所の數であります。故に願はくば此地方の利害を見られると同時に、日本全國の關係を見られ、隨て又外國に向つて如何なる關係を持ち、如何なる影響を受けるであらうと云ふことは、諸君の深く注意を要することではあるまいかと思ひます。其他多少之に就て述べたいこともありますが、餘り長くもなりますから、先づ大體論に止めて置きませう。甚だ粗雜なることを申上げて、諸君の御退屈を招いたることゝ思ひます。（明三二・七月於香川縣實業會總會）

教育方針と漢字減少

今日教育協會から御招待を蒙りまして、何か演說を致すやうにと云ふことでございました。實は俄のことで是と云ふ心付もございませぬ。しかし切角の御招待でございますから、平常少しく考へて居りまする事を申上げて諸君の御參考に供したいと思ひます。

其事は教育上に直接御參考になるや否やは期し得られぬことでございますが、私は平常二つの考を持つて居ります。一は日本……吾々人民と云ふものはいや世界に對する人民であると云ふ覺悟が必要である。又いま一つは我國の文明を進むるに於て漢字の減少を圖ることが必要でありまするといふことで、此二點に就て少しく意見を述べたいと思ひます。

第一の事は御承知もございませうが、一兩日を出でずして新條約が實施せられまして、殘りまする分が二箇國ありますけれども、是も來月四日になりますれば實施されます。新條約實施と云ふことは、各國の間に普通に結ばれてある條約でありますれば、多くは通商上に關係致しまして、其時々多少の影響を貿易等に持ちまするに過ぎませぬけれども、日本の新條約實施と申すことは、舊來の面目を一新致しまして、內國に於ける事柄でも、外國關係の事柄でも、皆面目を改めまする。即ち茲に再び日本の維新と云ふ場合にならうと考へます。之に就ては日本

人民は從來の如く、內國の事柄にばかり汲々として居る譯には往かぬ。一度國を開きまして各國と交際を始めた以上は、何れの國にしても事々物々外國との關係を生じないものはない。しかし歐米各國であれば從來其有樣であるので俄に何うと云ふことはありませねけれども、日本は始めて各國と對等の位置に立ちまして、各國人民を我法權の下に服從させ、又各國人民の內地に自由に雜居することを許すと云ふことは、先づ古來ない例と申して宜しい。尤も御承知の通り昔足利時代より德川の初めまでは、外國人を內地に雜居致させた樣に見えます。又朝鮮支那等の人民も內地に雜居致しました樣に見えまするが、是等の事は古いことでありまして、今更例に採るに足らぬ。故に今囘新條約の實施に因て各國と同樣なる有樣に立至らんとすると云ふことは、先づ古來ない例と申して宜からう。就ては將來日本人民の覺悟と云ふものは、何う云ふ方向に向はなければならぬかと云へば、別に名論奇說のありやうもございませぬ。各國で遣る如くに遣るより外に仕方がない。然らば何う各國が致して居るかと云へば、他國の人民と互に手を携へて其國の繁榮を圖りつゝある。尤も國籍を異にして居りますれば、法律の關係も隨て異なり、私權に於ては各國殆ど共通致した主義を執て居りまするけれども、公權に關しては全く外國人に許さぬと云ふやうな公法上の原則も行はれて居りまして、日本人と外國人と一樣の權利義務を生ずると云ふ譯ではありませぬ。併しながら既に外國人に私權の自由を與へました以上は、日本人と同樣なる情況に外國人も立至り、日本人も亦之と同樣なる關係を生ずるものと覺悟致して、將來の交際を致さなければならぬ。

斯る實況なるが故に教育上に於ても、單に古來の歷史に基き、又は古來の仕來りに基いて、是まで進め來つた

事柄をも、玆に至つて變更せねばならぬと云ふ事情もあらうと思ひます。國家の存在が永ければ永い程歷史上の關係がありまして、俄に其關係を脫却することが出來ぬと云ふことは、事々物々に就て免がれませぬが、去りながら玆に面目を改めて、吾々は國籍の關係を除くの外は世界に對する人民である、と云ふことを覺悟するが必要であらう。歷史の示す所に依て、忠臣孝子其他種々今日までは唯一の模範となりましたものも、將來に於ては其精神を棄つることは出來ませぬが、其手續形式と云ふものは大に今日までと異なつた情況に至らなければならぬ。然る以上には徒に外國人を忌み嫌ふ、即ち排外思想と云ふやうな事柄は、速に脫却致さなければならぬ。此事に就ては昨日經濟會の席上に於ても少しく意見を述べましたが、最も將來に於て其覺悟が必要であらう。教育協會の如き教育の事を研究せらるゝ所に於ては殊に深く御注意を願ひたい。一方には權利上各國と對等の位置に立ち、內地にも自由に外國人の雜居を許し總て各國人をして自由に我法權の下に營業を致させると云ふやうな情況になつて居りつゝ、他の一方に於ては外國人を忌み嫌ふと云ふことでは、迚も國の發達を圖ることは出來ない。全體云ふまでもなく、人間は競爭に因て始めて發達を圖り得るものであつて、此競爭と云ふことは人間世界に免れぬことでもあり、必要なる條件でもある。然るに其競爭が動もすると徒に外國人を排斥すると云ふやうな弊に陷ることがある。最も愼むべき點であらうと考へます。幸に有識者の間に於て左樣なる事の餘りございませぬのは、誠に喜ばしいことでありますが、尚ほ社會の裏面を見ますれば、悉く有識者の如くには參らぬ……政治上にしても法律上にしても又經濟上にしても其他社會萬般の事は實は國力の程度よりも進み過ぎたる仕事をなして居

るかの感が起ることもありますが、一方に各國と云ふものを對手に致しますれば、是と競爭の位置に立て國運を進めなければならぬと云ふことは、當然の事でありますから、如何なる困難をも吾々は凌がなければならぬと云ふ覺悟が必要である。其覺悟がないならば初めより外國と交際を開かないが宜しい。よし其開いたのは外國の强請に因り已を得ず開いたにしても、長く國を鎖すの意味を以て外國人の雜居を許さず、國家の尊榮を傷けて居る所の治外法權も其まゝ存在し、成べく外國人と差障らぬも宜しいのでありますけれども、日本人の今日までの覺悟と云ふものは、左樣なる方針ではなかつたので、如何なる事物を犧牲に供するも各國と同等の位置に立て、相成るべくは各國を凌駕するの位置に立ちたいと考へたのでありますから、此方針を繼續致しまして此國を進めると云ふことに致さなければならぬ。愛國とか忠君とか云ふ事に就ては、各感情を異に致すには相違ありませぬが、左樣なる根本的の問題を除いては、總て外國人を同胞の如くに見ねばならぬと云ふことは、普通の順序と考へます。若し然らずして、徒に外國人を排斥するが如き考を持ちましたならば、非常なる弊害を釀しませう。これは私が申す迄もない。世界各國に於て自ら競爭の位置に立て、進んで發達を圖ることが出來ずして、徒らに外國人を忌むと云ふ國は、孰れの國も困難を釀し疲弊を來し、遂に其國の存亡をも疑はしむるやうな情況に立至るのであります。支那の例にしましても、朝鮮の例にしましても、又遠くトルコ、エジプトの例を見ましても、皆な同一轍に出て居るのであります。競爭の裡に立て國を進めんとするには、外國人を忌むと云ふやうなことがあつては、眞正に國の發達を圖ることが出來ないと云ふことは、歷史に於ても現在の事實に於ても證明し得らるゝ所で

ある…故に將來子弟の教育に於ては、忠君愛國其他是までの大方針を變へる必要はありませぬが、併しながら其手段に於て、其覺悟に於て、從來の如く日本人は單に日本だけの事に其力が限られ、其考が限られて居ると云ふことは、將來の發達に害があらう。さう云ふ方針は教育上に於て最も必要なる事ではあるまいか。若し然らずして徒に古い事柄にのみ拘泥致しまして、古人の精神を採らず、其所爲を其儘眞似ると云ふやうなことでありますれば、到底此國が十分の發達をすることは出來まいと考へます。之が私の第一の希望であります。

次には漢字を減少することでありますが、如何にして之を減少するかと云ふ方法は、攻究致して居りまするけれども、未だ良策を發見致しませぬ。しかし漢字が多いと云ふことに就て、弊害が有ゆる方面に生ずることは、何人も窺ひ知らるゝ所であります。御承知の通り漢字は漢學の渡來と共に日本に傳はりましたるもので、之に加ふるに漢文を以て飜譯せられたる佛教が傳はり、然らずとも總ての制度文物に於て、當時支那を尊崇致し、又朝鮮に依て種々文明の事物を輸入したのであるのに、尙ほ漢籍佛書と云ふものが弘まり、其儒教佛教の世間に傳播するに從つて、漢字の流行を釀し、昔固有の文字が日本にあつたと云ふことを申しまするが、有りも致しましたらう。しかし今日殆んど跡を留めずして、一般に漢字の流行を致したことは、儒教佛教與つて力あることで、即ち儒教佛教が世間に傳播すると同時に、漢字の使用が世間に流行して來たのであります。所が其時の政治上なり法律上なり、社會を支配しまする原則が、多く此儒教若くは佛教に依て導かれましたから、其折には漢字の流行も大に便を爲したかも知れぬ、が今日に至りましてはもはや漢字と云ふものは一の文字として學ばなければなら

ぬ。儒教を學び、佛教を學ぶと同時に、漢字を覺えた時代とは大に異なります。故に漢字と云ふものを別に一つ學ばなければならぬ必要が起つて來る。今日は昔の如く借用證文に至るまで漢字のみを羅列すると云ふことはありませぬけれども、一通の手紙を書いても必ず漢字が入用である。漢文とは申されませぬが、兎に角漢字を羅列すると云ふ有樣である。又小學より大學に至るまで讀む所の書と云ふものは、漢字と假名とを交へて居るものであつて、是また漢字を知らなければならぬやうになつて居ります。此漢字を知るが爲めには日本人が二種の困難を醸す。即ち其事柄を知ると同時に文字其物を知るに非常に苦しまなければならぬ。歐米各國に行はれまする所の文字でありますれば、其綴りを知て其字を讀むことは誠に容易い。成程其意味は普通の言葉の外は學びませぬければ明かに分らぬ。しかし之を讀むことは甚だ容易いが、日本は之を讀むに就て一つ學ばなければならぬ。然る後に意味を解する爲めに又一つ學ばなければならぬ。つまり二重の困難を感じます。故に何うしても此漢字と云ふものを廢して、容易く讀み易く書くと云ふ文字を以て記載するの方法を採らなければ、各國と同樣の學問をして、同樣の效果を收むることは出來ないと云ふ結果になる。之に就ては先年假名の會も起り、ローマ字會も起りましたが、今以て目的を遂しない。勿論漢字を廢して、盡く假名を以て記載するとかローマ字を以て記載するとか云ふやうな事柄は、到底俄に出來得べき事柄でないから、其成功を致さぬのも當然であらうと思ひますが、しかし世間の風潮が如何であるかと云へば、漸次漢字を避くる有樣になつて居る。

御承知の通り私は新聞に從事致して居りますから、日々此事に思ひ當りますが、新聞紙は御覽の通り漢字と假

名こを以て記載し、而して其漢字には盡く假名を附けなければならぬ。假名を附けぬでも學問のある人は讀みませうが、普通一般誰にでも知らしむるには假名を用ゐなければならぬ。故に新聞事業に於ても二重の困難を致して居りまするが、之を讀む人に取ても、漢字こ假名こ兩方を見なければならぬ。寧ろ假名が必要であるならば、假名のみで記載した方が大に宜からうこ思ひますけれごも、假名の使用法が未だ進歩致しませぬから、假名のみを以て記載するここは出來ない。去りながら日本に速記こ云ふものが發明された後、演說にしましても講談の類にしましても、盡く言ふがまゝに寫すこ云ふここが出來る途が附いたのであります。尤も耳で聽くこ目で見るこには、多少の相違がありまして、演說講談の速記致しましたものこ演說講談そのものを聽くこは違ひまするけれごも、兎に角言ふ通り寫して居る。其云ふ通り寫して居るものが如何であるこ云へば、日本人の多數が之を讀み得るので、多數の人が能く其意味を了解し得る。然る以上には若も之が進んで速記文の如きものになりますれば、歐米人が云ふまゝに書いて意味の通ずるこ同樣なる情況に至るここは難しくない。此講談速記の類も、假名のみを以て記載するここになりますれば、尙更ら以て便利でありませうけれごも、今日は假名のみを以て記載する譯には往かない。必ず漢字を用ゐるのでありますが、其漢字は極必要なる場合の外用ゐずに濟むここになつて、それが日本人の多數に了解せらるゝ以上には、全く漢字が消滅致した所で、不都合を感ずべき次第ではない。漢字が廢りますれば、始めて日本人の思想を其儘に寫すここも出來ませう。現に相當なる學力を有し、相當なる知識を有する人も、文章を書きますれば讀むに堪へないこ云ふ人が多い。日本語を話し、日本文を讀む。併しながら日

本文は書けない。何の爲であるかと云へば、漢文の非常に難かしく困難なる爲めである。故に此漢字と云ふものは、日本の文明を進むる上に於て何れだけ害を與ふるか、測り知るべからざるものと思ひます。又學校に於て教授致す讀本の類にしても、何故にあれ丈は言文一致の如き、談話體の書方を致して居るか了解致しませぬけれども、あれを以て用が辨じますれば盡くあゝなりましても差支がありますまい。唯漢字と云ふものを用ゐ來つたのが隨分古いからの事であつて、俄に之を廢することが出來ぬのと、又漢字を以て記載する方が、假名を以て記載するよりは、簡便にして、文章も綺麗になり、却て了解に便ならしむる場合もある。さう云ふやうな事實が綜合して、俄に漢字を廢されませぬのが今日の情況であるのと、もう一つは漢字は自然の情況に於ても減少しつゝあるのでありますけれども、之に代るべき假名を以て記載すると云ふやうなことの發達は甚だ遲い。その發達は一向見えない。それ故に漢字が減少する傾きを生じつゝあるのに、假名のみを以て記載することは出來ぬのである。

けれども一般の有樣を見渡しますれば、確に漢字を避けて假名に依ると云ふ傾きをなして居る。即ち彼の講談の速記等を見ても明瞭であらうと思ひます。故に漢字と云ふものを全廢しますれば、大に我國の文化を進むるに便利なることは疑ない。尤も斯く申した所で、私は假名の會員でもなければローマ字會員でもない。突然漢字を全廢して假名を以て記載することを主張する譯でもなければ、又ローマ字を主張する譯でもありませぬ。全體ローマ字と假名とは何方でも宜しい。即に假名で書くことが出來た以上にはローマ字で書くことも容易いであら

うから、終局の成行は何れになつても差支ないが、兎に角漢字の減少を圖つて、差向の所は成るべく假名に依て書くと云ふことを盛に發達させたい。現に支那の如きは如何であるかと云へば、假名の如きものがないために、電信の始めて架設せられた時に、如何なる方法に依て電信を掛けるかと云ふことに就ては、非常に苦心致したのであります。色々攻究の末、已を得ず數字に依て、暗號の如きものを以て通信を致して居る。それは夫で不十分ながら用も足りませう。しかし漢字と云ふものは實に數多くして、之を學ぶには支那人でも困難を感ずる。今の支那人は漢籍を讀むことは、吾々が漢籍を讀むと異る事がない。其讀方にしても文章にしても、全く今日の文章讀方と緣のない、矢張是も學んで覺えなければならぬと云ふことになつて居る。彼は漢字に依て成立た國でありますから、日本の如きとは異なりまするが、それでさへも漢字の困難なる爲めに文章と云ふものは年を經るに從つて變化して、今日の俗文は殆ど吾々には讀み切れないやうな妙な文體をなして居る。彼の俗語は所謂俗語で、彼等が云ふ通り寫さんとすれば當然あゝ云ふものになる。それも亦北と南と違ひまして、北の俗語を以て記載した文章は南に讀めない。南の俗語を以て記載したものは北に讀めない。各相對すれば外國人が相對する如く、言語不通と云ふべき支那の有樣でありますが、支那人でさへ漢字の爲めには苦んで居る。私が先年支那に在留した頃或る支那人が云ふには、何とかして支那の漢字を減すことは出來まいか、漢字を減少すれば支那の文明を圖ると云ふことに就ても大に力を得やうと思ふが、之を減少する方法があるまいかと尋ねられたことがある。固より吾々外國人が支那に向つて、如何すれば宜からうと云ふ考も附きませなんだが、幸にして日本には假名と云ふも

のがあつて、如何なるものでも假名なれば記載し得ると云ふ便宜がある。故に其使用法を進めて參りまして成べく漢字を減少すると云ふことは、教育の進歩普及を圖る上に於ても大いに便利であらうと思ふ。然らずして永く漢字を用ゐて居らなければならぬやうでは、日本人民が二重の苦しみを致しまして、國家經濟の上にも非常の害がある。例へば役所に致しましても、人が多いとか、歐米各國で一人を使用する所に五人も使用するとか云ふやうな非難もあり、動もすれば歐米を例に採て定員の減少を主張する者がありますけれども、私の經驗に依れば、なか／＼日本の役所は歐米で一人や二人で遣つて居るやうには出來ない。なぜ出來ないかと云へば、體格教育等の點の違ふ點もありませうけれども、大體に於て日本の文字は甚だ不便である。一通の書面を書きまするにも、時を費さなければならぬ。故にどうしても歐米各國で遣て居るやうには出來ない。甚だ不經濟のものである。

又會社其他に於て帳簿に記入し、取引を致しまするにも、此漢字の爲めに何れだけ時間を費して居るか分らぬ。斯く困難を釀すべき漢字が容易く覺え得らるゝならば未しも、此漢字を學ぶ爲めには實に容易ならん苦みをしなければならぬ。故に何うしても漢字と云ふものゝ減少を圖らなければ、大に國の文化を進むることは難かしからうと思ひます。是は一朝一夕に出來ることではありませぬが、幸に自然の傾きは漢字を減少し、漢字の少き方が多數の人に了解せらるゝやうになつて居りますから、成るべく此勢を進めて漢字を減少するやうにしたい。私の希望を以てすれば、小學校に於て子弟を教ふるにも成るべく漢字を知らしめないやうにしたい。之を知らなければ用ゐることもなからう。大學にでもなつた時は、歐米の學者がラテン語を學ぶやうに、漢字を攻究して難かし

き文字を羅列するも宜しいが、普通の學問を致すに、文字の爲めに苦しむと云ふことを避くるには、漢字を餘り教へぬ方が得策ではあるまいかと思ひます。漢字を全廢する方法に就ては、未だ公けに諸君に申するやうな一定の考案を持ちませぬから、之を述べる譯には參りませぬが、兎に角漢字の減少を圖ると云ふことは有らゆる方面を見渡して必要である。成るべく漢字は知らぬやうに致したい。知らなければ用ゐない。用ゐずに濟むならば其方で行きたい。これは新聞を參考致しましても明瞭である。難かしき文字を以て文章を作れば作るほど了解する者が少い。了解する者が少ければ其說を多く人に知らしむることが出來ない。新聞事業の上に於て、左樣でありますが、一般教育の上に於ても亦然りで、讀むことが難かしい。又之を覺えることも困難である。左すれば漢字なるものは、文明の進路に横はつて大に妨害を爲すと云ふことは明かであらうと思ふ。故に私は同意者があるならば、相談を致して漢字の減少を圖ることを攻究して見たいと思ひます。

で、此新條約實施後各國と同樣の位置に立て、各國人民が爲すが如く吾々も爲さなければならぬ。徒に外國人を忌み嫌ふと云ふ事は文明國に於て爲さゞる所であるから、吾も亦爲さないと云ふ覺悟を持たぬければならぬ事と、又今日文明の進步を妨ぐるものは漢字であるが故に、漢字の減少を圖らねばならぬと云ふ事とは、將來の教育上必要なる條件であると思ふ。教育問題に就きましては其範圍が甚だ廣くして、一事一物を以て彼此申す事は出來ませぬ。殊に諸君の前に於て、教育のあらゆる問題に就て彼此申す譯にはなりませぬが、唯今申した二つの事は、教育上必要であらうと思ひますから、此事を述べて諸君の御參考に供します。(明三二・七・一五於名古屋教育協會)

憲政の本領

諸君、之より聊か意見を述ぶるに方り、事の順序として一應今日の立憲政治に立至つた次第よりお話し致したいと考へるが、無論に諸君御承知のことではあります。併しながらこの憲法政治に立至つたることが偶然でないといふことを了解されれば、隨て選擧に對し並に議會において憲政の美を濟すがために如何なる行動が必要であるかと、いふことも御了解になるだらうと信ずる。

今事新らしく申すまでもないことではありますが、日本の往昔の有樣を申せば武門に政權を移て以來封建の制度が布かれてあつたのであります。その封建と申すことは、日本國を區々に分割してその主宰者を定めて居つたといふことである。この時において君臣といへる關係もあり、總て社會のこと政治のこと、皆な階級的に組織せられて居つたのである。然るに嘉永年間一と度外國によつて通商の途を開かれて以來、社會上にも政治上にも種々の變化を來し、當時鎖港攘夷の議論もあれば開港通商の議論も起り、國内沸騰の有樣でありましたが、數年を經てこの問題も大政維新によつて始めて落着致したのである。大政維新と申すことは、政權武門に移つて居つたのが皇室に復つたといふことである。その後一切の制度は改革せられて、明治四年には廢藩置縣といふことも起り、その他社會なり政治なり總ての方面に向つて改進の途を採られて、卽ち文明の域に進むの途を開かれ、而し

て明治二十三年に至つては憲法も實施せられて今日の立憲政治を拓かれたのである。立憲政治になつた今日は、立憲政治以前、暫く封權時代は措きましても、憲法實施以前に比して如何なる相違があるか、大體において明瞭に了解せらるゝ事柄である。憲法實施前にあつては總ての日本國民たるものは政治に參與するの權利がなかつたのである。然るに憲法實施せられて始めて參政の權を得、古の階級的政治は全く廢れて、國民皆な政治に參與して國家の利害休戚を荷ふといふことになつたのである。これは洵に大なる相違で喋々の辯を費す必要がないと考へる。

然らばこの憲法政治の今日においては、何人を問はず、又如何なる地位にあるに拘はらず、如何なる職業を執るを論ぜず總て國家の重任といへるものは國民盡くこれを荷ふの考がなければならぬ。故に議員選擧と申す如き事柄は、被選擧即ち候補者となつて出る者も、一身のために選まれるのではない、また選擧權を有して人を選擧するのも國家に對する一は義務である權利なることは明かでありますが、語を換へていへば國民の義務である。故に選む人も選まれる人も常に國といへる觀念を以て、國家の福利を增進し國家の發達を圖るには如何にすれば可なるやといへる判斷より生れねばならぬ、即ちこれが私事でないといふことに歸着するのである。

目下內外の形勢事情といふことを考へまするのに、大政維新を始めとし、內治に向つて改良を施されたることは多々ありまするけれども、外國に對する權利においては、二十七年の條約改正があつて對等の位置に立つまでは日本の權利に缺くる所があつたのである。所がこれも改正條約の實施によつて始めて對等の位置に立ち、さて

對等の位置に立つて見ると、國家の責務といふものも素より重くなる、國民の覺悟といふものも容易ならぬことである。故に外國に對する關係においては、日本の位置が進むとこれに伴うて日本の責任と申すものも亦增加して參る。外國貿易も漸次進んで參りまするが、外交上の關係といふものも年を追うて複雜になる。就中東洋の關係においては日本の位置は最も重きをなし、日本の向背によつて東洋の治安に關係を及すといふ位置に立至つたのである。また通商上の有樣を見れば、時に貿易は不平均を來し輸入超過することもあり、或は輸出超過することもありまするが、大體において貿易の關係は益々密接になり、如何なる事柄、如何なる地方にあつても、外國の影響を受けざるものはない。直接に外國に關係なきものも間接にこれを見れば必らずその影響を受くるの有樣である。また內治の狀態は如何と顧みるに、この外國の關係より內政の整理卽ち財政について亦行政について、これが整理と申すことも必要であつて、多年吾々もこれを唱へつゝあるのである。その譯は維新以來日本の有樣は、何事によらず總て進みつゝあることは疑ひない、疑ひないがこの間に各種の變化を來して居る。故に國家の進步に應じて總て行政の改革をしなければならぬ。卽ち進步に應じた所の制度とならなければならぬ。財政についても亦然り。政府の財政と民間の經濟とは離るべからざる關係を有する次第でありますから、政府の財政が困難である、政府が困難しても國民痛痒を感じないといふ譯には參らぬ。故に經濟の發達を圖り經濟の進步を圖ると同時に、政府の財政も亦整理して鞏固なる基礎の上にその計畫を立てなければならぬといふことになる。これらのことも皆な日本の外交の開けて以來當然來るべき結果にして、今更驚くべき事柄では無論にない。

斯樣に內外の形勢事情を觀るのに、目下苟も政治家を以て任ずる者は、この急務に處して相當の行動を致さなければならぬといふことは、卽ち國家に對する義務であると信ずる。吾輩は微力にして未だ大に國家に貢献する所もない。併しながら多少內外の形勢より觀察して、今日は外交上も最も複雜を極め容易ならぬときである。內治の有樣を見ても、行政の進步も圖らなければならず、財政の鞏固も求めなければならず、隨て民間における經濟の發達をも圖らなければならぬと信ずる。然らばこれを如何にして盡すのであるか。素よりその途は多々ある。必ずしも政治家となるのみが國家に對して義務を盡すのではない。如何なる事業を營んで居ることも、如何なる土地にあつて如何なる位置にあることも、今日の政體に於いては國民殘らずが國家の重きに任じなければならぬのでありますから、決して政治家獨りの責任ではない。併しながら人各々その遣り方を異にして居る。故に政治家獨りの國家ではないが、政治家たるものは殊に國家の重きに任ぜねばならぬ次第である。國家の重きに任ずる政治家に對しては他の直接に政治に與らぬものは如何にせねばならぬか、斯樣なる問題に到着しなければならぬのでありまするが、これは先刻申した所の卽ち選擧せらるゝ者も選擧する者も決して一家の私事を圖るのではない、國家のために公けの事をするのであると申した次第であります。故に吾輩は必ずしも議院に出て政治を議するのみが國家に對する義務を盡すものであるとは言はぬが、吾輩は政治家の本分として獨り朝に在つてその局に當るといふばかりではない。朝に在ると野に在るとに拘はらず、一定の方針を以て國家に盡すの覺悟がなければならぬと信ずるのであります。而して憲法政治となつて以來、國民の意思を發表する場所が如何なる所であるかと顧み

るに、議會を除いては外にその場所はない。故に朝にあつて自らその意見を實施する位置にあれば格別、然らざれば議會に於いて自らその抱負する所の意見の實施を圖らなければならぬのである。これが即ち立憲政治の下において苟も政治家たるものゝ當然盡すべき事柄であると信ずるのである。

また然らば議會に出るのみが政治家の當然爲すべき所であつて政治家たるものは盡く議會に出るの考を持たなければならぬか、斯樣なる疑問が生ずるかも知れませぬ。これは無論にさういふ次第ではないが、一國の財政法律、總て國政の大體に參與するものは議會である。國民は自ら政治をするものではない、その代表者を出して國政に參與せしむると致しましたならば如何であらう。この議會が若も不良なる議會であり又は無能なる議會であるのである。その國政に參與する代表者が甚だ無能なるものであり、若は腐敗したるものである、即ち眞正に忠實に國政を議するものでないとなつたならば、如何にして日本の福利安寧を進めることが出來ませうか。斯樣なる次第であるから議會は最も大切なるものである、憲法政治を布かれぬければ夫れまでのこと……その代り局に當る人にその人を得れば國民幸福を得るでありませう。若も一朝その人を得なかつたならば必ず幸福安寧を害されて外に救濟の道がないといふ場合もありませう。古い例を引くまでもなく御同樣に數年前に經驗し來つた事柄である。……幸にして憲法は實施せられて國民國政に參與するといふ今日でありますから、たとへ當局者にその人を得ざるにせよ、決して當局者一人を以て國家の政治を爲すことは出來ない、即ち議會はこれに對して相當の監督をも致し、また自ら考ふる所のものを表はして、國家の利害を忠實に圖る所あるがゆゑに、萬一局に當るに

その人を得ないでも、議會にして善良なる鞏固なる議會である以上は、國家の安寧幸福を害することは出來ないのであります。故に憲法政治の下においては議會程必要なものはない。而して議會といふは即ち議員の集まつて國政を議する所であるから、議員一人々々が善良でなければ集まつた所の議會の良くなりやうがないのである。吾輩は決して議會開かれて以來今日に至るまでの議會が盡く不良なりとは言はない。併し憲政の美を濟す點においては尚ほ以て遺憾なりとさせざるを得ぬことが多々あらうと信ずる。故に不肖を顧みずして此議會に出で、若も憲政の美を濟すの實を擧ぐることを得るならば洵に本懷の至りである。斯樣に確信して議會に出ることを望んだのであります。素より吾輩今日の境遇、政府の部內に居るものではない。今日の內閣は吾輩と關係を有して居るものではない。去りながら憲政の美果を收めんとするには何れの政府であるから斯樣である、若は斯の如き政府は早く乘取るがために斯ることをせねばならぬといふが如き、彼是の區別を以て意見を異にするが如きことはないのである。吾輩は朝に在て實施せんと欲したる事柄が若し行ひ得ざる場合には野に在てこれを行ふの途を考究しなければならぬ。野に在りて唱道したる所の說は、若し一朝その局に當つたならばこれを實施することを努めなければならぬ。故に朝野何れに居るに拘はらずその意見の貫徹を求めねばならぬのである。我國の今日の境遇は外に對しても容易ならぬ時節である。內を顧みても容易ならぬ場合である。即ち憲政の妙を表はし憲法上の美果を收むるは斯る時より始めなければならぬ、故に進でこの難局に當るといふ次第である。

その他事實の問題に至りては時に臨んでこれを解決するの外はない。また國家に對する大體の觀念のみならず、

一郷一地に對する事柄においては、之亦實際について考究しなければならぬ。先頃も有志者の會合において地方に對する觀念は一應述べ置きましたから、今日はその問題に立入らず、國家に對する大體の觀察より、豫て抱負して居る所の意見は野に下つたが故に捨るといふことは出來ない。故に進でその難局に當らうと決心したる次第であるといふことを玆に明言して置くもである。

問題が憲政の本領と題して少しく範圍を廣めて置きましたから、憲法上に立入つて申したのでありますが、憲法の大體のことは諸君も能く御承知でございませう。要するに日本の內外の形勢は斯の如きものであるが故に、この場合においては憲政の所謂本領を現はして、政治家たるものは進んで國政の重きに任ずるの覺悟がなければならぬといふ次第をお話するに過ぎない。尙ほ陳述致さうと考へまするこどもありますが、私は玆に大體の方針だけを今日お話してこの壇を退かうと考へます。時に觸れ相當の場合において他の問題は說明するの機會があるだらうと存じますから、今日はこれで演說を止めることに致します。（明三五・六・一〇於盛岡市藤澤座）

第十七議會顛末

第十七議會は政府と衆議院とが所見を異にして衝突致し、遂に議會解散に相成りましたが、其の趣意は奈何なる所にあるかといふに、それは政府の主張致しました所は行政財政の整理はこれ以上に爲すべき餘地はない、又海軍擴張の必要あるが此擴張の財源は地租を取るより外ないと云ふの主張である。又議會の主張致しました所は財政行政の整理は、今日政府の爲したりと稱する所では甚だ不十分である、なほ整理を爲すべき餘地は十分にある。また海軍擴張の必要は我々も認むるが其財源は地租を取らぬでも出來る、他の一般の經費を節約致せば、優に海軍擴張を致すの財源がある、故に地租增徵は繼續するの必要なしとの主張であつて、双方の主張が衝突致した結果議會は遂に解散に相成た譯である。ソコデ双方が或は十分餘地ありと稱し或は最早や餘地なしと稱する其の行政財政の整理なるものは抑も何であるかといふことを一應お話致さなければならぬ。二十七八年の支那の戰爭に打勝て以來行政の組織といふものは益々複雜になつて、事務の繁褥を來し膨脹をも醸して居るのである。また一般の政費は是れまた二十七八年後俄かに膨脹して、非常なる額に達して居る。故に此行政を緊縮し、財政を整理し、國家の基礎を堅く致さなければならぬといふことは、當然の結果として起つた議論であつて而して其議論は遠く第十五議會の折に生じたのである。此時は私共も其局に當りまして、議會と所見を鬪はした譯であります

が要するに行政上の複雜なる所を改め、紊亂致して居る所を整へ、又財政上の鞏固を圖るがために、經費の膨脹致して居るのを節減致さなければならぬと、斯樣なる所見に基き、議會も亦然りと認め、吾々も此事に就ては力を致さうといふ決心を以て議會と共に之を唱へたのであります。然るに其後内閣が代り、吾々も其職を去りまして、現内閣が其局に當り第十六議會の折に又此財政問題に就て多少の衝突を釀し、其時に現内閣は議會に向つて行政財政の整理は成るべく速かに着手して且つ十分に之を致すといふことを、公けに約束致したのである。故に吾々の信ずる所では、國家の大體より觀察致しても、又政府の公けに約束致したる言質に對しても、第十七議會に現はるゝ所の豫算なるものは、十分に財政整理の結果を現はして居るであらう、又夫迄の間には行政も十分に整理せらるるであらう、而して吾々の所見は玆に幾分の結果を見るの成績を擧げらるゝであらうと、斯樣に深く信じ居つたのである。然るに第十七議會の開けるに至るまで、政府は行政上に奈何なる整理を致したかといふに、殆ど見るに足るものがないのである。葉煙草專賣に關して多少官制の改革と致したり其他些かなる官制の改革を加へた所はあるが、大體に於て少しも行政上の改革を見ない。これでは行政上の整理甚だ不十分なりと認めて居つたのでありますが、其の豫算を見るに至つて更に驚いた。政府は十分なる改革をすると申して居りながら、その所謂改革に依り節減された金額を問へば僅かに四十萬圓、後に訂正致して示す所によれば五十七萬圓……二億何千圓の歲出中より僅かに五十七萬圓の節減を加へて最早や餘地なしと稱し其上の改革は出來ぬといふことを申して居るが 如何なる人の判斷に訴へても、二億何千萬の中より僅かに五十七萬圓を減じて、この上に

減ずる餘地がないといふことは、何人も同意を表すまいと考へる。又之れのみならずその豫算を見れば、行政上に改革を加へた所は唯今申す所の葉煙草其他の官制に止まるのに、更に色々なる役所を增加して居る。例へば大藏省に於ては前年の改革に廢した所の銀行局も新設するといふ、又關稅局も新設するといふ。農商務省に於ては工務局を新設するといふ。遞信省に於ては、郵便電信合して居るものを分けて、郵務局電務局を設けるといふが如き、啻に改革を致して金の節減を致さぬのみならず、又行政上の改革を致して整理を圖らぬのみならず、行政の機關は新しい役所を設けて膨脹をさせ、その歲出の金の方に就て申せば僅かに五十七萬圓しか減じてない。而して此上に整理の餘地なしと申して居る如きものに向ひ、吾々は國民を代表致して同意を與へることは出來ぬ次第である。

斯樣なる組立であるが故に一方に於て海軍を擴張致す必要があるとしてもその財源が他にない。三十二年度より增額した所の田畑宅地に關する地租は三十七年限り當然復舊になるべきものなるに、更に之を繼續して海軍擴張の財源に充てなければならぬと、政府は斯樣に申して居るが、成程政府の立つるが如き財政上の組立では、金の足るべき筈がない。多々益々金を要するのであるから、法律に規定して五箇年の期限を附した地租も、更に繼續して永久に取らなければならぬ。また斯樣なる組立より申せば、啻に海軍擴張のために地租を繼續して取るのみならず、事によると今一層進んで何等かの稅を取らなければならぬと云ふ結果に陷ることは殆ど疑ひなからうと思ふのである。つまる所財政上に於て整理を加へ節減を致さずして無暗に金を支出する以上には、幾ら金があ

つても足りやうがない。當然舊に復すべき税を繼續して取らなければならぬのみならず、更に新しき税を課さなければ經費が持てないといふことになるであらうと思ふのである。然るに國民は奈何である、際限なく徴收せらるゝ租税に應ずることが出來るか。政府が奈何に經費を膨脹させて金を使はうとも、それに限りなき財源を供給することが出來るかと申せば、なか／＼國民今日の程度に於ては、際限なき請求に應ずることは出來ぬのみならず、奈何なる國に於ても政府の際限なく金を使ふことを許すべきものではない。行政上の組織は簡明なる上にも簡明に致し、經費は節減の上にも節減を致し、經濟的に一般の行政を擧ぐることは行政上の原則である。際限なく金を使ふといふことは行政上に於て決して許すべきものではない。故に奈何なる富んだ國でも無制限の請求に應じて、無限に歳出を增加することは出來ぬのであるが、況や日本に於ては奈何に發達致したと申しても、今日際限なき租税の請求に應ずることは出來ないのである。故に國家の經費は十分に節約を加へなければならぬといふことは是れ亦當然のことゝ信ずるのであるが、政府は此以上に政費節減のしようがない。是非とも今日までの金を使ふのみならず更に今後の計畫に就て金を使はなければならぬ、其不足は三十七年以後當然復舊すべき地租をも繼續して取らなければならぬと、斯樣に主張して居るが、これは決して吾々の同意することの出來ぬのである。

　今日迄の政府の費用は奈何に增加して居るかと申せば、二十八年度、卽ち二十七八年は戰爭の爲に多額の金を使つた年であるが其二十八年度すら政府の一切の費用は八千五百萬圓に過ぎなかつたのである。それが翌二十九

年度に至つては八千五百萬圓から飛んで一億六千八百萬圓に增加致し、又その翌三十年度に至つて更に增加して二億二千三百萬圓餘となつたのである。それから漸次其增加の勢を續けて、三十五年度に至つては二億七千百萬圓といふ歲出になつて居る。又三十六年度即ち、十七議會に提出した豫算は如何かといふに、最初の案は多少の剩餘を見て居りましたが、鐵道海軍の追加要求を致した爲めに其總額は三十五年度に比すれば少しく減額しては居るが尙ほ二億五千三百萬圓といふ要求である。即ち歲入よりも歲出の方が六十萬圓多い。斯樣に二十九年度以來非常に政府の費用が增加して來て三十五年度までの割合を申せば、此七箇年許りの間に殆ど四倍となり、三十六年度の豫算を見れば少しく減額にはなつて居りますが、これとても三倍以上の增加である。僅か七八年の間に經費は三倍四倍の增加を致しても更に節減致すことなく、その增加の傾向を續けましたならば、國家の將來は奈何になるであらうかと甚だ痛心に堪えない次第である。二十七八年頃は僅か八千五百萬圓で濟んだ歲出が、三十五年度六年度に至れば二億七千萬圓乃至減じても二億五千萬圓以上になるといふことは、どうしても玆に節減を加へなければならぬ必要を見るのである。尤も國家の進步に伴ひ、殊に戰爭後に於ける所の計畫に伴ふては、多少の政費を增加致さなければならぬことは、これは當然のことである。故にこの增加が必ずしも不可なり戰爭前の如き歲出を以て滿足致せといふことは、これは無理な註文であるが、併しながら二億五六千萬の中より僅かに一千萬乃至二千萬を減ずることは決して無理なる註文でなからうと思ふ。且つ歲入の上より申せば一昨年北清事變の爲め二千百餘萬圓の增稅……即ち酒造稅增率及砂糖消費稅の新徵等に依り二千百餘萬圓の增稅を爲して

居る。而して其增稅の主なる原因とも云ふべき北清事件は旣に落着して之に對する經費の必要も消滅して居る今日である。尤も善後の必要上、今尙ほ多少の駐屯兵を彼地に派遣して居るから、全く消滅したとは云へぬが併し大部分の必要は最早や旣に消滅して居るのである。故に此增稅より生ずる巨額の收入は今や一般の費途に供せられつゝあるのであつて、一昨年前に比すれば此丈け國庫に增收入を與へて居る譯である。尤も一方に於ては歲出の方にも色々必要の增加額もあるにせよ僅か一兩年の間に於て此巨額なる增稅の結果を無視することは出來ぬ。彼れ此れ合せて考ふれば今日の政費に十分節減の餘地あるは益々明瞭である。今歲出總額二億六千萬圓中より一割を減ずるとすれば二千五六百萬圓となり五分を減じても一千萬以上の減額になる。政府にして眞に整理を致し經費の節減を圖るといふ意思があつたならば、此巨額の歲出中より一割や五分を減ずると云ふことは決して出來得ない事柄でない。現に吾々が局に當りまして改革致したことは一再のみならずである。その中で去る二十六年の改革には奈何なることを致した。二十六年頃の歲出と申すものは八千萬圓足らずのものであつた。その中より吾吾は改革によつて百六十萬圓を減じて居る。この時は無論金を減ずるといふのが目的ではなかつたがそれですら八千萬の中より百六十萬の金を減じたのである。今日は八千萬どころではない、二億六七千萬即ち三倍四倍といふ增額になつて居る中より、一千萬乃至二千萬に近き金を減ずることは、決して出來得ざることでないといふことは、吾々も屢々行政の經驗があるから、これによつて考へて見ましても深く信ずるのであるが、政府はこれに對して決して減ずる餘地はない、唯だ僅かに五十七萬圓を減じてモハヤ減ずる餘地がないと申して居るが、政府

の中分が果して道理であるか、議會が國民を代表してこの節減を加へやうといふことが無理であるか、國民の深く此點に注意して判斷を下されんことを望む次第である。若し政府が議會の主張に從ひましたならば海軍の費用を支辨して餘りある。海軍擴張の費用はドウかと申せば、十一箇年も通じて一億一千五百萬といふ金を要するのである。その年割額に於ては大分不同がありますが然し大概平均致して一千萬少し餘であらうと思ふ。それ位の經費をこの二億何千萬の中より減ずることは六ヶ敷くない。然るときは地租は五年以前の率に復舊致した所で經費の節減を加へて海軍擴張の財源を生み出すことは決して六ヶ敷くないと信ずるのである。

また序でに海陸軍は、戰爭後臨時に奈何なる金を使用して居るかといふことも諸君に申上げなければならぬ。海陸軍は二十七年支那の戰爭に打勝つて以來非常なる膨脹を致して、今日では日本の兵力と稱すべきものは先づ五十萬……常備のみではありませぬ、總體を合して……海軍も二十五萬噸といふ大勢力を有して居る。これは決して不當なる擴張とも思はぬ、これに伴ふて砲臺その他の建築をも致して居る。海陸軍の擴張設備と申すものは未だ完全とは申されぬが、國を維持するには相當の兵力を養つて居らなければならぬから此費用皆な盡く不用なりとは申さぬのみならず、大部分は據どころない費用であると思ふが、然し是また多少の節減を加へるの餘地なしといふことは吾々が許すことは出來ぬ。第一に海陸軍は戰爭後臨時に奈何なる費用を使ふて居るかと申せば、二十九年度より三十五年度に亘つて第一期の擴張を爲し、更に二十九年の擴張後一兩年にして第二期の擴張起り即ち三十二年度より三十八年度に亘つた繼續である。つまる所海陸軍擴張は二十九年度より三十八年度に亘つて

居るのであるが、今また更に新規に計畫しつゝある所謂第三期擴張案なるものがある。而して此一期二期の擴張のために、どれ程の金を費して居るかと申せば、三億一千七百萬圓といふ高である。これは海陸軍平常の費用ではない、軍艦を増したり、兵隊を増したり、砲臺兵營其他の建築を致したり、武器の改良を致したり、斯樣なる費用に三億一千七百萬圓餘といふ臨時の費用を費して居る。而して此三億一千七百萬圓といふ大層なる金の財源は奈何であるかと申せば、其大部分は支那より得た所の償金である。即ちこの三億一千六百萬圓といふ擴張費の中、支那償金より之れを充用致したのは一億九千六百萬圓で、殘りの分は普通年々這入る所の歲入の中から四千四百萬を充てゝ居る。まだそれのみでは足らぬ。更に七千七百萬圓以上の公債を募つて之に充て居る。斯くの如く大層なる費用を使つて居るのであるから、この費用に就てもいろ／＼なる議論を生じて居るが、然し今日既に擴張致したるものは、外交上の關係に於ても今更縮少することは出來ない。また日本といふ國の富の程度に比して或は過大かも知らぬが、今日の國防上東洋に於てこの位置を維持しようと思へば、此の位の擴張は據どころないと諦めなければならぬが、兎に角斯く巨額の臨時費を使用して居るのである。而して此海陸軍臨時擴張費中に於て、海軍は幾ら陸軍は幾らと申せば、海軍の擴張には九千九百萬圓餘、陸軍の擴張には一億一千五百萬圓餘費して居る。これを合すれば三億一千七百萬圓といふ巨額である。然るに今回更に海軍を擴張致して一億一千五百萬圓といふ費用を、第十七議會に提出致したのであるから、此財源に就て固より吾々は國家の爲めに深く考察致してこの擴張必要なりと致しても、十分に其財源を詮議致さなければならぬ必要に迫つたのである。それから

序でに餘談に渉りまするけれども、政府の財政に關係致すから償金のことを極概略丈け申して置きます。支那より取つた所の償金にして現在殘つて居る所のものは、軍艦水雷艇補充基金に充てた分此が三千萬圓ある。その三千萬圓中二千萬圓ばかりは、公債になつて居りませうが、あとは現金でロンドンに備へてある。一昨々年支那の騷動の起つたときには右の三千萬圓がまだ多くは公債にならずして現金で居つたから、これを使用して兵隊を出すことが出來た。今日は二千萬圓ばかりは公債になつて居つて、一千萬圓ばかりが現金である。それから更に一千萬圓は、御承知でもありませうが教育基金と申して、即ち其の利息を以て毎年教育費の補助に充てゝ居る。それからあとの一千萬圓は罹災基金と稱して、今年も東北地方の凶作に就て支出せられたのはこの基金の關係から生じて居るので、此一千萬圓は基金であるから唯利息を使用することになつて居る。其外帝室に差上げたのが二千萬圓あとは殘らず海陸軍擴張に使つて仕舞つた。而して更に足らないで普通財源若は公債を以て支拂つて居る。故に支那の償金なるものは、實は幾部分を除くの外は、償金を取つたとは申すものゝ其金は忽ち外國へ拂つて仕舞つて、國内には殘らないことになつて居る。而してそれも最早や使ひ盡して居るから、これから海軍を擴張致さうが陸軍を擴張致さうが何事業を起さうが最早や他に償金の如き有り餘つた金がない　ゆゑに國民の負擔、經費の節減、何れからかその財源を產み出しても、外國から取つた金が外國に出るにあらずして、新規に國内にある所の金を外國に出さなければならぬ結果になる。なぜ擴張の結果外國に金を出すことになるかと申せば前の海軍二十五萬噸の擴張に就ても、軍艦に致せ機械に致せ、種々なる物を皆な外國で製造致したのであるから、外國に

潜な金を拂つたのである。今回政府が十一箇年に擴張致すといふ擴張案も、八萬噸の海軍力を増加するのであるが、その中に日本で造る軍艦が五艘、外國に註文する軍艦が三艘である。日本で造るものが五艘で外國で造るものが三艘　斯様に承はれば殆んど三分の二も日本で製造するが如く聞えまするが、金の上から申せば總額の半分は外國に出し半分は日本で使ふのである。その半分日本で使ふと申す中にも、外國より種々なる鐵材其他の材料を買入れなければならぬ。ためにその半額中の更に大部分は外國に出さなければならぬ今日の情況である。して見ると一億一千五百萬圓、十一箇年の海軍擴張と申すものも、今日の儘で參りますればその總額の殆んど全部の金を外國に出すの外はないのである。然しこれも已むを得ぬ、已むを得ぬが篤と勘考すべきことは、今海軍に於ては呉の製鋼所を擴張して鋼鐵板を造ることを遣りつゝある。これが成功致したならば是れまでの如く外國の鋼鐵板を買はぬでも宜しいであらう。又福岡縣に於ける製鐵所も、鎔鑛爐の火を消したり何かして大騒動を致して居るが、然しながら何とか之を整理致したならば、數年の後には日本に於て大概の鐵材を造り得るであらう。現に當年は鐵道作業局に於ても、レールに福岡縣の製鐵所の製作品を用ゐるといふことである。然る以上には此所數年を經過致したならば、外國に註文するものも今日よりは減少致すでありませうから、着手の順序と致しては是等本國で出來るものを見て、暫くその着手を緩めまして、内國より供給致すやうにするといふことも一の方法であるが、左様に擴張を延期することは出來得ないといふことも亦當局者の議論である。當局者の議論ではあるが兎に角十一箇年間に八萬噸増加致せば宜しいならば、今二三年の間猶豫して計畫を縮めても　更に後の七八年間

に十分の金を費せば出來得るといふ途もありませう。軍艦を造るに今日は金さへあれば、三年の間には五六艘の軍艦を外國で造るぐらゐは何でもないのでありますから、その着手の順序としては、十一箇年に成功致す位の急がぬ仕事であるならば幾らも方法はありませうが、兎に角この財源が足らないからといつて、地租の當然復舊致すべきものを復舊せず、その金を取つて之に充てるといふことは吾々同意致すことは出來ない。それも政府は十分に財產の整理を致し、成程これ位の改革を加へ、これ位金を減じてもどうしても金が足らぬといふことが明かになりましたならば、更に增稅を致すこともまた滿足致さなければならぬかも知れない。況や此迄拂つて居る所の地租を繼續致す位のことは何でもないかも知れぬが、政府は先刻來申す通り財政行政の膨脹をその儘に致し、僅か四五十萬の金を減じて最早や餘地なしといふが如きことを致して居れば、實に際限なく經費は膨脹するといふことに相成るので、決して國民を代表致したる者の同意を與ふべき事柄でない。故に議會と政府とその所見を異にして遂に解散になり、その解散は吾々の決して辭する所でないといふ結果に立至つたのである。

また今一步進んで政府が第十七議會に提出した所の豫算中に於て議會の主張するが如く刪減したら幾らかの金が減ぜるかといふに、此事に就ては私も豫算委員の一人となり、十分調査して見ましたが、吾々の見る所では政府が今年新たに要求致した金の中より二百五十萬圓餘を減ずることは六ヶ敷くないと思ふ。また後年に渡つて繼續支出する所の費用の中よりも三百六十萬圓以上を減ずることは六ヶ敷くない。其上に今日まで政府が支出致して居る所の一般の費用の中よりこゝは五分を減ずる、こゝは二分五厘を減ずる、と申して國家の事業に妨げない

限り、國家の發達に害を及ぼさない限りに於て些かの減少を加へましても、九百三十萬以上を産み出し得るのである。また此の經常費以外に臨時費中よりも九十六萬乃至百萬近きものを産み出し得る。また鐵道建設費よりも二百萬圓を減じ得る。之を總計致すと一千八百五十萬圓となる。此一千八百五十萬の金を今日の歳出二億何千萬圓の中より減ずることは決して六ヶ敷くない。之にて海軍擴張の爲に年々一千萬圓以上を支出致しましても尚ほ餘りあるのである。詳しいことを申せばナカ／＼豫算を持出して款項に就て說明致さなければならぬので、餘り複雜に渉り長時間を要しますから之を省き、要するに第十七議會に政府提出されたる所の豫算中より一千八百五十萬圓位のものを減じ得るは六ヶ敷くないと吾々は信ずるのである。

また此削減に就て政府は「自分の方には經費節減の餘地がないと思ふが議會の方にあるならばそれを聽かして貰ひたい」斯ういふことを議會停會中申し出た。丁度私も他の同僚と共に政友會を代表致して、內閣の總理始め交渉に當つた大臣と相談致したのであるが、政府よりお前の方に何か案があるならば一つ出して見て吳れぬかといふ相談を受けたのである。此時に當つて吾々は豫算の進行は總體の質問すら終らぬ時であるから、豫算査定の結果を以て答へることは出來ぬが、自分の胸中には多少の案はあつたのである。けれども、己れの方には是れだけ節減し得る案があるから、お前の方の案と照し合せて、之を互に照し合せたならば相當の所で落着しようぢやあないかなどゝ、そんな相談をうけることは出來ぬのである。夫れには二つの道理があるので、即ち第一は憲法政治の國に於て斯様なる先例がない。何れの國に於ても、豫算を組立てゝ一年の歳出は斯々、一年の歳入は斯々、

ゆゑに國庫はこの方針を以て是れだけの經濟を爲して行かなければならぬといふことを極めて、これを議會に提出するのは政府の仕事である。議會はこれに對して不要なりと認むるもの、或は過大なりと認むるものは削減若は廢除することは出來るけれども、この費目を繰替えて此方へ向けやうの、あちらへドウしようのといふて豫算を編制することは議會にその權能がない。たとへ政府が同意してお前さんが豫算を拵へて是れといつた處で憲法政治の國に於て議會はこれを爲さない。また爲すべからざるを日本憲法に於ても堅く禁じて居る。また之れは禁じなければならぬ。若し議會に豫算編制の權能を與へたならば、議會はドシ／＼勝手に費用を產み出して、自由自在の組方をする。斯くの如くんば政府は何處に存在する。これでは議會は明かに政府の仕事をするのである。故に立法行政司法と別れて、各その範圍を超えないといふのはソコである。政府が幾ら同意したと申しても、苟も憲法政治の趣旨を重んずる者は左樣なことは出來ない。況んや何れの國に於ても斯の如き例はない。これはドウしても出來ぬことである。また今一つは政府は何故に議會に向つて議會の方に相當の案があるならば示して見れといふのであるが。自ら信じて是より以上には國家に對して適當の案がないといふならばソレで宜しい。それを以て國民の判斷に訴へるが宜しい。他人の案に良いことがあつたら之を採らうといふ理由がない。それは好しといふ人に遣らせるならば格別、自ら遣つて之が宜しいといふ所を貫徹致さずして、お前さんの方に良い案があるならばそれを採らうといふやうなことは、政府のいふべき次第でもなければ、議會の應ずべき事柄でもない。ゆへに吾々は左樣なることは拒んだのである。拒んだ所が政府は地租三分三厘の率を田畝に限り三分にする、市

街宅地は現在のまゝ、五分に据ゑ置いて田畑の税を三分にするから、これで折合つて吳れぬかといふことでありましたけれども、議會の相談は買物と違ふ。二分三分はドチラでも宜いか知らぬが、吾々は値切つて少々負けて貰ふ積りもなければ政府も亦左樣なるをいふべき譯がない。ゆゑに妥協案を以て議員一同に相談致した所が、政友會も進步黨も、議員一同が左樣なる相談に應ずることは出來ない。それは吾々に相談するまでもない、交渉の任に當られたお前さん達が斷はつて吳れても宜かつたといふ挨拶を受けた位である。ゆゑにこの妥協は破れたのである。

それから鐵道のことに就て先刻二百萬圓を減ずるといふことを申しましたが、鐵道は御承知の通り國家の發達上極めて必要である。また當地方に於ても或は宮古その他東海岸に通ずる所の鐵道を欲しいとか、奧羽北線即ち秋田縣を通過して居る所の鐵道に連絡する中央の線を欲しいとか、鐵道については隨分當地方の諸君も希望せられ、私もまた希望して居る。然しながら鐵道のことは當地方ばかりに限つたことはない、國家全體の上よりドウなつて居るかといふことは、政府議會の衝突以外にも諸君の御了解を得て置く方が宜からうと思ふ。よつて鐵道のことを少しお話し申しませうが、東海道の鐵道その他多少の鐵道は從來出來て居つたのであるが、これも二十七八年の戰爭後俄かに增加しなければならぬことになつて……尤もその以前に於て鐵道敷設法といふものを發布せられ、各地に豫定線と稱してドン〳〵遣り來たのでありますが、更に戰爭後一層の熱を加へた。然るにこの鐵道なるものは、政府は今日出來て居る所の東海道線其他に改良を加へる費用、例へば單線であつた線路を複線に致す

とか、その他汽車の箱を改良致すとか、停車場始めいろ〳〵なる設備に就ての改良と、又新たに鐵道を架ける費用と、斯ういふものを二つに別けて使用し來つて居る。而して其財源は普通の租税を以て國庫に納める所の金ではない。公債を募つて以て此財源に充てゝ居つたのである。それは必ずしも當時に於て不適當なる案ではない。鐵道なるものは元と營利の事業である。國家は一の營業を爲すのであるから其營業の資本を公債に據つて卽ち世上の遊金を集め其營業費に充るといふことは不適當なる案ではない。また鐵道自身も利益ある仕事である。尤も今日に於ては身代限りを致すやうな非常な困難に陷つて居る鐵道もあるが、全國平均すれば、私設鐵道は年七朱位の利益に當つて居る。官設鐵道はこれは利益のある所が多い。尤も今日着手致して居る所の如きは少しも利益を見ないのもあるがこれも平均致せば年八朱位の利益を見て居る。ゆゑに鐵道は決して利益のない仕事でないから、公債を募つて其財源に充るといふことは不適當なる案とは申さぬが、然し此公債といふものは經濟界の情況如何に伴ふものである。經濟不況の時は如何に公債を募らうとしても募れない。卽ち三十年頃から段々經濟界は不如意を來して此一兩年間はマルデ公債は募れないから、支那償金其他を以て種々遣繰を致したのである。其遣繰の結果は財政上の紊亂をも醸し來つたのである。勿論原則としては公債を募ることは悪くないが、經濟界不況にして公債の募集に應ずる者がなければ、忽ちその財源に窮し、其結果いろ〳〵財政上の遣繰をするから、財政上の紊亂を醸したといふ結果になる。故にこの鐵道のことに就ては大體の計畫を改めなければならぬのは吾々局に當つた時に旣に感じたのである。然るに政府はこの建設及び改良費の今後支出すべき殘額とを併せて八千六百

萬圓餘の金額を要求し、而してその金額は何に使ふかといへば、現在着手して居る所の線路が、物價の騰貴その他の變動のために不足を生じた。それと更に少々の線路を造らなければならぬ所もあるからと申して、この不足と僅かなる線路と合して八千六百萬圓餘を要求して居る。この八千六百萬圓餘あれば各地に大層の鐵道が出來て便利を來すかといふとさうではない。これは不足と僅かなる線路を敷設するに過ぎないのであるから、假令その要求をそのまゝ協賛を與へた所がナカノヽ以て諸君が希望せらるゝ所の鐵道の出來るどころではない。更に必要なる線路さへ出來ないといふことは明かであるが且つ夫れ此八千六百萬圓の金額は之を何れより出すか、昨年公債募集の出來ぬ結果として普通歳入から使ふことの出來るやうに法律はなつて居るから、普通歳入を以て之に充てやうといふことに計畫して居る。それも宜しいが公債を募るといふ方案を立てゝ公債を募れぬために困難を醸したので更に普通の租税から這入つた所の金を以て之に充てやうと致しても、財政上の困難を醸せばまた此金が十分に出し得ないといふ懸念が生ずる。さうするとツマリ鐵道なるものは毎年動搖を致して現在計畫して居る所の鐵道が成功覺束ないのみならず、更に多數國民の希望して居る所の鐵道が出來やうがない。その財政が始終動て居つては迚も鐵道を一般に普及させるなどゝいふことは思もよらぬ。ゆゑに吾々はこの方針を變へる必要を認めた。それはドウ變へるかと申せば、鐵道自身に生じた所の利益中より年々其費用を出さう、即ち鐵道の益金をそのまゝ此建設改良の費用に充てゝ行かう、斯う考へたのである。それで鐵道の益金はドレ位あるかと申すに、三十六年度の豫算によれば一切の費用を差引いて八百七十八萬圓餘の純益であるゆゑに、年々この純益金を以て鐵道の改

良建設に充てたならばその財源の動くといふことはない。公債が募れても募れぬでも、普通財源に餘裕があらうがあるまいが、少しも關係ない。鐵道自身に產んだ所の金を以て改良建設の費用に充てゝ行くのであるから、その財源に動搖を來さない。即ち一定の仕事をするには一定の基礎が立たなければならぬのであるから、鐵道益金を以てこれに充てゝ行かうといふのである。而してその鐵道益金八百七十八萬あると致しますれば十年間に八千七百八十萬圓といふ高になる。政府が增額を要求致した所の費用も十年間である。改良費の方は七年でありますが、兎に角建設費を併せて十年間に八千六百萬圓の金額を要求して居るのである。故に吾々の意見の如くすれば政府の要求よりも百萬圓以上多くなるのみならず、鐵道の益金は每年增加して來る。假に增加致さぬものと見ても十年間を積算致せば、政府の希望より百萬圓以上多くの財源を得る譯である。況や鐵道の益金は段々增加するのであるから、更に此事業を擴張することが出來得る。尤も初めの兩三年間はこの計畫に改めるならば困難でありませう。現に政府は今年の豫算に於て鐵道建設費を一千五十萬圓、改良費を三百萬圓近く要求致して居る。其の中改良費は殘額を使切るものとして暫く置き、建設費一千五十萬圓を今年度に於て直に八百七十萬圓に打切りますれば、即ち大凡一百萬圓の減少を來しますから差向き困難であらうと思ひますが、一兩年政府が辛抱して仕事を致すならば將來に於て著しき進步を來すであらうと思ふ。その上に鐵道の益金が漸次增加致しますれば、更にその事業を擴張することが出來得るでありませう。鐵道の益金は今日までの線路に於て增加致すのみならず、現に架けつゝある所の鐵道即ち利益を少しも見て居らぬ線路も、貫通を致せば相當の利益を得るのである。ゆゑ

に事業の進むに從つて益々その利益が多くなるから、その利益を殘らず鐵道建設改良に充て行きますれば事業の上にも動搖を來たさず、而して將來に於ては十分に鐵道が發達致して、國家の財源にもなり、また一般國民の便利を得る迄に於て大なる功績を見るであらう、然るときには假令十年間にこの地方の山嶽を貫くまでには至らずとも、相當の便利を與へる線路が陸續成功するやうになり、その後更に又五年十年の歲月を積みましたならば、始めて國民が希望する所の總ての鐵道も成功するであらうと思ふ。唯徒らに何處の鐵道を架けてくれ、此の處の鐵道を架けてくれと、如何に熱心に請願を致さうが建白を致さうが、財源なくして出來るものではない。ゆゑに斯樣なる財源に於て鐵道事業を繼續致すことは、最も便利であらうと思ひ、吾々は此案を立てたのである。此案は三十六年度に二百萬圓の金を減少するも、將來に於て大に發達するを疑ないと信ずる。

政府の主張に對して吾々の主張致した所道行が大體御了解になつたであらうと考へる。隨て其の是非何れに在るやの御判斷も着くであらうと思ふが、更に一歩を進めて、政府の言ふ所と其の爲して居る所と所謂言行の齟齬して居る事實を一二お話致さうと思ふ。既に申した通り行政財政の整理に於ては、僅か五十七萬圓を減じてモハや餘地がないといふ、然らば政府は何故に第十六議會に向つて十分なる行政財政の整理を致すと言つたのである、出來ぬならば約束致さぬが宜しい、言ふならば遣るが宜しい、たゞ一時議會の無事を圖らんがために、將來のことを考へずしてするといふことは、政府の後の禍を醸し、國民との紛擾を來す原因である。地租の如きもその通り。五年といふ期限を切つて政府は無理やりに地租の增額を致したのである。二分五厘を三分三厘まで增加した

のである。さうして一時それを彌縫して、五年後には更に又繼續しようといふから紛擾を釀すのである。丁度それと同じに行政財政の整理を十分に致して改革するであらう、經費も節減するであらうと、政府は第十六議會に公約を致して置きながら、如何なる行政の改革を致したか、如何なる財政の整理を致したか、約束をしないなら知らぬこと、その約束を致して置きながら、二億何千圓の中より僅か五十七萬圓を減じて最早や餘地がないと申す如きは、これは言行齟齬といふより評しやうがない。現內閣の出來た初めには、不言實行……言はずして行ふと申したが、その實蹟を見れば言つて行はぬのである。言はずして行ふならば誠に宜しい、初めはさうであつたかも知らぬが、言はず行はず、言つたことは尚更ら言はぬのである。何故に約束を致して行はぬのであるか。一個人の間に於ても約束は履行致さなければならぬもの、況や政府は國民に向て公約を致しながら、それを履行致さぬといふことに於ては、その責任の歸する所は自ら明かである。また政府が此上整理の餘地なしと言明致すならば餘地がないで宜しい。この上に行政整理の餘地がない財政整理の餘地がない、費用はこの上に減しやうがない、斯様に衷心より信じて之を貫かんとするならば夫れも宜しい、夫れも一の議論であつて、たゞ議論を異にするに過ぎない。然るにさうではない。既に申した通り此上餘地なしと申しながら、政府議會と衝突を致せば、三分三厘の税を三分にするからこれで辛抱してくれといふ……そんなら金額は減るがドウなさるか、地租三分三厘を三分とすれば、四百萬圓ばかり減る計算になるが是はドウなさる積りかといへば、それは行政財政を整理して產み出すといふ。そんなら行政財政の整理に餘地なしとナゼ言つた、眞に餘地がないならないで宜しい、あるな

らば初めから有ると言つたが宜しい、窮すればあるといひ、窮せざれば無しと言つて國民を欺くことは出來ないのである。またその外政府は淸韓經營といふことを屢々唱へる、東洋今日の形勢に於て淸韓經營を怠ることは出來ぬ、淸韓經營とは何のことであるか、支那朝鮮に對する相當なる仕事をしなければならぬ、斯いふことであるこれも宜しい、吾々も斯く信じて居る。東洋に於ける日本の位置より考へても、また漸次西洋各國より東洋に及ぼす所の勢力の有樣より考へて見ても、支那朝鮮に對する所の經營は怠ることは出來ない。それは吾々も同感である。ゆゑにこの點に反對はないがその所謂淸韓經營なるものは政府屢々唱へながら、何を致して居る。事實に至つては甚だ言行齟齬することを認める。豫算を受取つて篤と之を見ました所が、淸韓經營とは支那に領事館二箇所分館一箇所を殖すことである。領事館を殖す位のことは毎年あることで、尋常の些事である。私も永年外務に從事して居つたが、支那に二三箇所の領事館を置く位は、淸韓經營などゝ大層に唱へる程の事業ではない。そんならその次に提出されたものは何であるかといふと、三十萬圓の金を補助し、上海に商品標本陳列所と言つて勸工場のやうなものを造るといふ。三十萬圓の金を費すなら大層と思ふに、上海などに勸工場を造つて何の用をする、これが淸韓經營であるか、見本賣買の盛んに行はれる地方なら知らぬこと、上海へ持つて行つて勸工場を造て何の利益がある。交通不便の支那に於て、內地から上海に見本を見に來て買出しをする者はない。實に詰らぬことであるが、これを大層らしく淸韓經營なりと稱して居る。又其次に何があるか、これは豫算には見えなかつたが法律案を提出した、例の日淸銀行といふものである。日淸銀行は定めし露淸銀行などより思付た案であり

ませうが、支那の貿易に關して大に便利を計るがために銀行を建てる、此銀行には政府は一箇年三百萬圓づゝ二箇年、都合六百萬圓を補助して遣るといふ。その六百萬圓の金はドゥして出すか。政府の財政を見れば、今日の請求ですら六十萬圓足らない、何處から金を出すかといへば三十年度の殘りの金があるから、その中から產み出すといふことである。果して殘りがあるや否やは別問題であるが、先づ殘ると致して、支那に向つて日清銀行を建てた所で、その成功甚だ疑はしい。現に今日日本には各種の銀行が立てられてある。日本銀行は銀行の銀行であるから暫く別物と見なければならぬが、その外に興業銀行もあり、勸業銀行もあり、正金銀行もあり、臺灣銀行もある、北海道拓殖銀行もある。更に日清銀行を建てる、斯く種々の銀行を區々に建てゝ、十分なる結果のありやうがない。勸業銀行の如き先づ都合好く行くやうに見えるが、果して目的を達して居るや否や少しく疑ひなきを得ぬ。興業銀行に至つては創立日淺く、その事業の前途甚だ覺束ないといふ疑念を當局者すら抱いて居る。正金銀行は多く歐米各國を對手にして仕事を致して居るが、これすら權利を以て日本銀行より二千萬圓の金を貸して其營業をさせて居るのである。臺灣銀行は銀を以て本として居るゆゑに、內地の金貨制度に對して不權衡を醸し、殊に福建厦門等對岸支那の領地は銀なるがために、始終動搖して居るから銀行の目的を達し惡いといふことを歎息してる。北海道拓殖銀行の如きに至つては論ずる價値もない。斯樣に各種の銀行を造つて未だ十分發達することを致さぬのに、更に又日清銀行を建て、貿易の發達を計るなどゝいふのは空想の甚だしきものである。全體銀行を建てれば事業が發達すると思ふは間違だ、事業起つて始めて銀行の用を爲すのである。銀行さへ建て

てそれで事業が起るものならば譯のないこと。何へでも資本を集めて銀行を造れば宜しいが、銀行は事業に伴はずして營業の繁榮を來すべきものではない。故に支那に對して日清銀行の如きものを造つた所が差向き好結果はない。その一例を申しても、銀貨下落のために支那に對する貿易は、紡績にしろ何にしろ非常の不利益を蒙つて困難しつゝあるではないか。その銀貨下落のために貿易は困難を極めて居る所に向つて、更に日清銀行を立てゝその結果の十分なることを見やうといふのは大間違ひ。露清銀行より思付たでもありませうが、露清銀行は支那ばかりを相手にしては居らぬ。世界各國を相手にし、現に日本にも貸出して居る。成功するか否やは別問題として、成立が違ふ。然るに政府は日清銀行を建るは清韓貿易上必要なりなど、頻りに唱へて居る。吾々は決して俄かに同意することは出來ない。のみならずそれは先づ支那であるが、清韓の韓の方はドウであるか。朝鮮に對しては何もして居らぬ、清韓經營を大層にいふ言葉の中からその事實の反對するのみならず、朝鮮に對しては何等の仕事もしないといふに至つては、大層らしく言ふ値打は少しもないと私は思ふ。またモウ一つ現に矛盾しつゝあることがある。必ずしも第十七議會に關係をもつた事柄ではないが、間接に多少の影響ない事柄でもない。それは何かといふと、地方の費用である。地方税なるものゝ年々増加し來つたことは諸君の能く御承知ある處でしやう。ざつと統計表を見ましても、二十八年度には內地一般に於ける地方税の額は、二千四百萬餘であつた。それが矢張り中央政費の膨脹と同樣に、僅か八九年の間にドシ／＼増加して、今日は倍以上、卽ち四千九百萬以上に達して居る。また地方の借金はドウである、地方債を起し或は借入金を爲したるものが、これも二十八年には一千萬

餘に過ぎなかつたが、二十九年頃からドン／＼增加して、三十三年には三倍即ち三千餘萬圓になつて居る。斯く非常に增加して居るから、節減を計らなければならぬといふことは當然である。政府も其必要を認めて屢々地方に向つて訓令を與へ、地方の費用が增加するから、成るべく儉約せい、借金をしないやうにせいと屢々言ふではないか、この政府の言ふ所は吾々も希望する所で頗る同感である。同感であるが、政府は何故に地方のみを責むるか、中央に於て費用を節減し、其模範を示すことをせずして、地方のみ儉約せいといふ、行はれるか行はれぬか能く考へて見なければならぬ。政府先づ費用を節減致して而して後始めて地方に向つても言ふ辭がある。地方にのみ經費節減を致せ借金を殖すなと申した所で、政府がドン／＼金を使つて足らざる所は租稅に訴へ、當然復舊すべき地租をも取らうといふに至つては矛盾の甚しきものである。また公債の有樣を申さなければならぬ。政府の公債なる者は、支那と戰爭致した時に軍事費一億圓以上も募集して居るから、增加したのも不思議はないが總て各種の事業が何時も金が足らない爲に、皆な公債を用ゐるといふ結果から、今日は五億萬以上の公債を政府が背負つて居る。さうしてその中には外國から募つたのもあり外國に賣つたのもあり、利息ばかりも年々一千萬圓以上外國へ拂はなければならぬ勘定になつて居る。ゆゑに政府の財政は歲出二億六七千萬圓の巨額となり、公債二億五六千萬圓を增加して居る。ゆゑに吾々は必要なることに已むを得ない。即ち海軍擴張は已むを得ないから、この膨脹致した所の歲出中より節減してその費用に充るが宜しいといふのである。然るに政府は不同意だ、それなら地方に向つては金を減せといふのはドウである、地方費を減すは宜しい、吾々も至極同感であるが、政

府も同時に中央の政費を節減するが宜しい。政府は現に地方に向つては、地方の費用を減せ借金を殖すなと云ひながら、中央においては議會、節減論を唱ふれば之に反對する、是又言行齟齬の一例ではあるまいかと私は考へる。これを要するに吾々が政費節減論を唱ふれば、政府はそれは消極論である、今日の場合は積極論でなければならぬといふ。宜しい、消極積極は左樣なる單純なることを以て說明し得るかは別として、吾々は消極でも政府は積極でも宜しいが、然しながら國家の前途を思へば、吾々は積極の方針を取るからといつて、ドン〳〵際限なく金を使つて積極論を續けることが出來るか、吾々の見る所では、政府の費用などゝいふものは一家の經濟も殆ど似た情況であつて、改革を致して相當なる節減を加へても、又年を經るに從つて增加致して舊に復る、舊に復るときはきた節減を加へる、度々節減を加へても增加の虞がある、勿論國家の發達その他一般の進步に伴つて多少の增額は免かれぬのであるが、始終節減を加へることに注意しなければならぬ、斯樣に注意致すことは消極論なりとし金を遣ふことを積極論なりとしてドン〳〵金を使ふて行つたならば國家の前途はドゥなるか。コヽが即ち吾々は積極でも消極でもソンナ單純なる議論はドチラでも宜しいが、政府と所見を異にする所であつて、吾々の見込を以てすれば、政府は十分の整理を致す考へならば、一千萬圓以上二千萬圓に近き金を今日の歲出中より節減し得ることは六ケ敷くない。而して政府が要求する所の海軍擴張は每年一千萬程の金で濟むのであるから、節減によつて必要なる海軍の費用に充るが宜しい。加ふるに海軍擴張は十一箇年に成功致して宜しいのであるから急ぐには及ばぬ。吳の製鋼所の成功致して、鋼鐵板の出來る時を待つて其着手の順序を定めるも宜しい、福岡の製鐵所

の成功を待つて着手の順序をさだめるも宜しい。十一箇年に成功を期するものを一兩年を爭ふ必要はないから、漸次にそれらの計畫を定めて着手するが宜しい。兎に角海軍擴張必要なりとして吾々も同意するから、經費の節減を以て之に充るのは國家に不忠なる議論とは思はぬ。又消極積極に就て申せば、凡そ物が伸びんとすれば先づ縮まなければならぬ、例へば貯蓄をするといふが如きことは消極の最も消極である、併し貯蓄をした結果は如何であるかといへば、大に事業を起し一身一家の發達を爲す基となるではないか。その一身一家の發達は積極ではあるが、最初の金を貯蓄する消極が基となつて始めて、その結果を得るのである。消極でも積極でも構はぬのであるが、消極積極の論に就て色々なる世間に誤解を生じ、政府もまた吾々は進んで國家の進運に伴ふてドン／＼仕事をしようといふのに、議會は消極方針を採つて縮めやうとするといふ、斯ういふことを屢々唱へるやうに思ふが、縮めるのではない、現在の金の中から節約して必要なる費用に向けるといふのが吾々の議論であつて、現に先年僅か八千萬圓の經費中より百六十萬圓以上を節減したのであるから、二億六七千萬圓の歳出中より一千萬乃至二千萬の金を節減することは吾々は無理とは思はぬ、恐らくは天下公衆も無理とは思はぬであらうと思ふ。故に政府の主張が道理であるか吾々の主張が道理である、か餘り思慮を費さぬでも何人にも了解し得られるかと信ずる。而して政府はその自ら主張する所の議論を貫徹致さんがために議會を解散し、議會の解散は、國民の輿論に訴へるのであるが、國民の輿論は殆どその以前より知れて居る。增租繼續は何れの地方に於ても反對を表して居つた。然るに拘らず地租案を出して議會と衝突し、即ち最初より國民一般に反對なることを知らずして、更に議會を解

散して國民の輿論に訴へるこは抑々も何事であるか。立憲國の政府こしてその處置を誤つて居るこ思ふ。ゆゑに私は政府に立つて仕事を致した經歴も素より長い、また民間において注意を致して居つた年數も長い。ゆゑに決して無理なる注意を致すのではない。政府に反對を致せば政府乘取など惡名を附するが、さまで政府に戀々致す考はないのである。私は今日まで三回も政府を去つて居る。政府を去つたのは何も先方から免職されたのではない。いつも自ら辭して居るのである。ゆゑに政府に這入りたいがために彼れ是れいふやうな左樣なる考は毛頭持たぬのである。兎に角吾々の議論は國家を眼目こ致し、國家の爲めに計るの途はこの外にないこ信じて、政府に反對を試みたのであるが、この反對は政府の容るゝ所こならずして、政府は議會の解散を致し、即ち今回總選擧をも施行せらるゝに至つたのである。總選擧の結果、果して政府の申分を是なりこする所の議員が多數であるか、吾々の爲す所を是なりこする議員が多數であるか、それは諸君の判斷に任するのである（明三六・三・一〇於盛岡市杜陵館）

立憲政友會近畿大會にて

諸君、本日政友會近畿大會に際しまして、當席に出席致しましたことについては、深く私は光榮と存じ、諸君に謝する所である。又斯くまで多數の諸君お集りになつて、この盛大なる近畿大會を開かれたることについては吾黨の前途に就ても少なからぬ影響あることゝ考へまして、此大會を衷心より深く祝し且つ賀する次第であります。

此場合に於て今日御決議に相成りましたることに就て、一言述べやうと考へますが、先刻諸君の滿場一致を以て決定せられた所の決議を承りまするに、第一は政府の公約を履行せしめ財政行政の整理をなし國力の充實を圖る、次には目下に於ける所の外交問題に就て、速かに事局を解決して、國家の權利々益を増進するといふことを希望せらるゝの決議であります。此決議に就ては私は十分に贊意を表するのみならず、此事たるや獨り近畿大會の決議に止まらずして、恐くは全國多數の人が、ヨシ吾黨にあらずとも、之に贊成を表すべき事柄であらうと信ずるのであります。第一項に揭げましたる所の政府をして公約を履行せしむるといふことは如何なる事柄であるかといふことを考へまするに、政府は第十八議會に於て、吾々政友會に對つて並に帝國議會に對つて公約を致して居る所の箇條は斯樣なるものである。第一は鐵道に關して特別會計を設くるのである、第二は行政財政の整理

を尙進んで十分に致すといふ事柄である、第三は第二と關聯致して居ることでありますが、出來得るだけ公債募集の額を減少する、斯樣なることである、此三箇條を政府は將來に向つて爲さなければならぬ事柄を公約致したのである。又尙一箇條の約束がある、此は政府が地租を撤回致す時に於て約束を致したのでありますが、其折に地租案を撤回致しても再び類似の增税案を出すが如きことあつてはならぬといふ考へを持ちまして、政府に交渉致した結果政府は近き將來に於て增税を致さぬ、斯樣なる約束を致して居る。此一箇條は政府の將來に向て爲さずといふ約束である。前の三箇條は政府はしなければならぬ約束である。即ち今日の決議になつた所の政府をして公約を履行せしむといへば、此四箇條に對する公約を履行せしむるといふことに相成る。既に十八議會を終て、將に十九議會に臨まんとする今日に於て、十八議會の事を繰返す必要はありませぬけれども、偶々公約のことに及んで居るが故に、一應この概略を申しませう。第一に政府をして約束せしめた所の、鐵道特別會計とは如何なることであるかと申せば、諸君も御承知の通り、日本といふ國柄は全體に於て山嶽河川の多い國であつて、四面は海に依て多少の便は助けて居るけれども、國の內部に於ける交通は甚だ不十分なるものである。一體地理上の關係に於て、交通は甚だ不便利であるべき形狀に出來て居る上に、長い間の封建政治なるものは、諸侯が各地に割據致して其國境をして益々交通に不便ならしめたのであるから、いやが上にも國內に於る所の交通は不便になつて居る。今や國內諸侯なるものなく、皆一家の如く交通を致すべき場合に際會しても、尙ほこの土地の不便といふものは、總ての事に於て困難を釀さしめ、國力の發達の上にも人智の開發の上にも、非常なる不便をなして居るが、

此の不便を去るものは鐵道を除いて外にない。故に日本の國力をして十分なる發達をなさしめ、日本の文化をして大に進步せしむるには內地に於る所の鐵道を縱横に敷設するの外に途がない。然るに鐵道に關する有樣を見ると、鐵道敷設法なるものが數年前に發布せられて、各地に略ぼ斯樣なる場所には鐵道を敷設するといふことも決定されて居りますが、如何に決定してありましても、常に其事業は豫定の如く進行しない。その進行しないと申す第一の原因は鐵道を敷設する所の金がないのである。此れは私設會社に於ても同樣で、私設會社も困難に出會ふて、目的の土地に貫通することの出來ぬ鐵道が多々ある。最初これまで通じやうと考へた鐵道を、其儘敷設することが出來ぬのは、ツマリ資金缺乏のためである。政府の鐵道も同樣で、但し政府は國家の力を以て敷設するが故に當座に於て資金の缺乏を感ずべきことはないやうになつて居るが、然し此れは法律面なり書面の上に於て基金が備つて居るといふだけで、實際には斯うなつて居る。斯々の線路にドレだけの金を費す、何處はドウいふ風に敷設するといふことは豫定してあるが、每年之が爲に募らんとする所の公債は、經濟の不況に際すれば募ることは出來ぬ。鐵道公債を募集することが出來ぬければ鐵道を架けることが出來ぬといふ結果になるが故に、常に繰延を致して三年で敷設すべきものは五年となり、五年が七年になるといふ結果である。又之を救濟するが爲めに、公債を募集して鐵道を造ることを止めて、將來普通の租稅より收入した所の金を以て敷設するといふことにも一兩年前決定致して居るが、之れとても一般の財政が困難を感じて、政費節減を致さなければならぬ場合には、是れ亦以て其鐵道を豫定通り敷設することは出來ない。卽ち最初申した所の天然並に人爲に依て、交通の

不便を醸して居る所のものを除くことが出來ずして、其目的はありながら其事を成就することが出來ぬ甚だしき不便を感じ人智の開發にも大層なる困難を醸して居る。斯様なる次第であるが故に、吾々政友會なるものは此情況を見るに忍びない。そこでこの鐵道は鐵道自身に生む所の金……即ち鐵道は利益を生じて居る、多少の相違はありまするけれども、今日に於て八百萬圓以上の利益がある、此利益を直に敷設する方に向けて、將來鐵道を敷設するといふことになつたならば、此資金の不足の爲に困難を醸すことなくして、鐵道を十分に敷設せらるゝであらうといふ考を以て、此事を政府に交渉し　政府明かに之を容れて鐵道の益金を以て鐵道の敷設及び改良に充つることに致さう、斯様に約束を致したので、此約束が十分に履行せらるゝならば將來鐵道の發達といふものは著しきことになつて、是迄不便を感じた所の土地も鐵道に依つて大に便利を得、又物産の關係に於ても人智の開發に於ても、非常なる利益をなすであらうと考へるから、是非とも公約を履行せしめねばならず、政府も亦一旦約束した以上は必ず之を履行するの義務があると信ずる。此れが第一箇條である。

第二と第三は、行政財政を整理するといふことゝ、公債を成るべく減少するといふことでありますが、第十八議會に於ける政府の財政の有様を見ますといふと、地租復舊の爲に歳入を減じ其穴を埋めなければならぬ。政府の考は依然として地租增徴を繼續するにありましたが、吾々の主張に依て此の論を拋棄し地租案を撤回するに至つたのである。既に地租案を撤回した以上は其丈けの缺乏がある。故に之れを補ふには如何なることを以てするかといへば、前年來吾々の主張した所の財政行政を整理して之れを補ふ。二十七八年以來日本の財政なるものは

非常なる膨脹を來して居るが故にこの膨脹を此際緊縮致して相當なる財源を得、之れを以て補へば宜しい。地租增徵は繼續致さぬでも行政財政の整理を十分に致せば財政上に不足を感ずることはないのである。殊に二十七八年以來、たとへ財政が餘裕ありとするも斯くの如き政費の膨脹は緊縮致さなければならぬのであるから、尙さら以て之を緊縮致して其不足を補ふが宜しい、斯樣なることを主張致したが、政府は右から左に整理を致すことは出來ぬと主張致す。これは吾々の爲す所にあらずして政府の成すのであるから、出來さうなものである出來さうなものでないといふことは、水掛論であつて、現に局に當る人が出來ぬといへば無理に手を執つてさせることは出來ない。故に將來に於て十分に行政財政を整理しなければならぬといふことを政府に對つて請求し、政府も之れを容れて行政財政の整理を致さう、整理を致さうだが、目下に於ける所の財政に於て、此不足を右から左に補ふことは出來ないが故に、公債を十年間に五千萬圓募集して此不足を補はなければならぬ、斯ういふことを政府が主張したので、吾々の素志ではないが右から左に十分なる整理が出來ぬといふならば、それは據ろないが、然し成るべくだけ公債募集の高を減少するが宜しい、財政行政の整理が十分に出來れば相當なる金が出て來る、相當なる金が生れて來れば公債を募るといふことは、其高が減少し得るのであるから、十分に財政行政の整理をされて、整理さへすれば今十年間に五千萬圓の公債を許して居つても、其額を減じて僅かなる公債で濟むのである、或は募らぬで終るかも知れぬのであるから斯樣になさいといふことを政府に責め、政府も之を容れたのであつて、第十九議會に於ては、政府は之を履行して、吾々に約束した所の事柄を實蹟に現はして來なければならぬ義務を

持つて居るのであるから、此大會に於て政府をして公約を履行せしむるといふことを決議せらるゝのは、最も至當なることゝ吾々は賛成を表するのである。

次に外交の事、此の外交の事に就ては、決議にも、國是のある所は既に明かであるから、それに遵つて速かに此事局を解決しろといふことになつて居る。御承知の通り目下における外交といへば卽ち滿洲問題である。此の滿洲問題なるものは苟も政事に奔走致して居る政治家は無論のこと、常に政事に奔走せず政事論に關係ない所の人々卽ち實業者その他の人々に至つても、常に念頭に係るものは外交問題である。當年は全國豐作である、昨年は各地に於て甚だ不作なる土地もあつて、夫れが爲に外國米の輸入も仰がなければならぬやうな次第でありましたが、今年は之に反して全國殆ど皆な豐作といつても宜しい。日本は米食の國であつて、米の豐凶は國家に大層なる影響を持つことは、恰もヨーロッパの麥を食ふ所は麥の豐凶に依つて重大なる關係を及ぼすと同じことである。此の米作が幸にして豐稔であり、又養蠶の如きも外國貿易の最も重要なる品物でありますが、此養蠶も宜しい。金融の有樣を見ましても、多年金融の關係は段々金利も低落致して、事業でも起すことであるならば、起し得べき所の時機に近づいて居るのである。然しながら、實際に於て國家が尙この不景氣を輓回して、隆盛の途に進むことが出來ぬといふのは、それは何事であるかといへば、外交の爲めである。何人の頭腦にも外交なるものは如何に立至るであらうかと懸念するが故に、爲すべきの事業もなさず、進んで取るべき事業も見合せなければならぬといふ有樣である。常に此外交は今日に於ける所の國民一般の腦髓を刺戟して居る問題である、又此外交問題

なるものは、數年前支那や朝鮮を相手に致したときの外交問題とは餘程趣が違つて居る。如何なる事に立至るかは玆に明言は出來ませぬが、何れに致しても清韓の如き國に對する外交とは、大層趣を異にして居るのである。故に國民は如何に立至るであらうといふことを心配するのは當然のことである。殊に愛國の念に富んで居る日本國民は實に斯くあるべきことゝ思ふ。斯樣に心配を致して居る所の外交は長きに涉つて解決されぬ。此先尚解決を長引かして、戰爭になるであらうか、平和になるであらうかといふ間に、歲月を經過致して居つたならば、國家が非常なる迷惑をする。故に此解決は兎も角も速かならしむるを以て利ありとするのである……又外交問題といふものは、元來速に決定しろといつた所が決定の出來るものでないといふことも言へばいへる。吾々も多少外交には經驗がある。速かに決定せよと言はれて決定の出來ぬことは無論にある、故に吾々が若し出來ざることを責むるならば、吾々は非にして解決せぬ方が道理であるが、吾々は左樣に思はぬ。ナゼかと申すに抑々今日に於る滿洲問題は何れの時に發端したのであるか、今日に至て大層なる騷ぎを致すが如くあるけれども此事たるや今日に始つたのでないのである。既に二十七八年の支那との戰の折に、御承知の通り三國の干涉を受け吾々は涙を呑んで遼東半島を還附したのは諸君も御承知でありませう。此の還附致したのは全く三國は支那の爲に忠實にして、支那帝國を思ふが故の結果でありたるや否やといふことは當時に於ても知れて居る。然らば三國は日本をして遼東半島を還附せしめて其の後に如何なることをするのであらうかといふことは、苟も外交に注意するものは知らなければならぬ。果せるかな旅順大連は誰が租借して居る、ロシヤが之を租借し之れを管轄して居るのでは

ないか。膠州灣は誰が管轄して居る、ドイツが管轄支配して居るではないか。これは固より支那に對する厚意を以て遼東半島を還附せしめたる報酬として租借即ち借りて居るのではあるが、此の膠州灣なり旅順大連なりがドイツなりロシヤなりの管轄の下にあるといふことを知つたならば、將來に如何なることが起るであらうかといふ位の推測は誰も附けなければならぬ。が夫れは先づ數年前のことゝして暫く之れを不問に置た所で、今の滿洲より撤兵するが善いの惡いのといふ、その滿洲が何れの時に占領されて居るかと申せば、三十三年であると私は記憶して居る。今より四年以前のことゝ思ふ。其の時に御承知の通り北京に於ても團匪なるものが起つて各國兵を出すことになり、日本は最近の國であつたが故に速に兵を出して十分なる手柄を顯はし各國の人をして驚嘆せしめたのであるが、此の騷動の時に滿洲に於ても、いろ〳〵なる暴動が蜂起致したといふやうな次第で、ロシヤの滿洲に於ける經營を妨害するのみならず、居留人民を害するやうなことがあつた爲めに、各國兵を進めると同時にロシヤも兵を進めて居る。而して各國はソレ〳〵撤兵の道を取つたが、ロシヤが尙此儘で將來のことが心配であるといふ譯を以て其占領を續けて居つたといふのである。而して其占領は約束の期限に至つて謂ゆる滿洲還附の期限が、第一期は斯う、第二期第三期は斯うと申しまするのが、もと斯樣なる騷動によつてロシヤが占領致したのであるから、永く繼續すべき性質のものでは初めよりない。性質はないが既に斯樣に占領を續けて居るといふことが見えたならば將來に於て如何なることに立至るであらうか。之れに對しては如何なる處置を執らなければならぬであらうかといふことは早く考を當時に於て定めなければならぬ事柄である。又近頃約束通りにロシヤ

の撤兵を致さぬといふことを申したのが其の約束がイツである。最近の第三期撤兵と申したのが十月八日といふことでありましたが、抑々第一期が四月ではないか。四月にロシヤが第一の撤兵を致さぬからといつて、いろ〳〵なる議論を生じて參つて居る。四月から今日殆んど半年以上を費して居つて尙今日に解決が出來ぬといふことは如何なる次第である。吾々は外交上無理なる註文を致して、出來ないことを速かに解決せよなどゝいふことを言ふのではないのである。斯樣に歲月を重ねて今日まで經過致して來たのであるから、最早や今日は解決を致すべき相當なる時機であらうかと思ふ。又相當なる技倆のものであつたならば、解決し得たであらうかと推知する。既に三國干涉に因つて遼東を還附することになり其後旅順大連膠州灣を占領することになり、三十三年には團匪に由つて兵を出して滿洲を占領することゝなつて今日に至り、又撤兵も四月から始まつて居るのである。此の長い歲月を費して未だ解決を見ざる所の外交に向つて、解決を速かならしむるといふことは不當なる請求とは私は思はない。蓋し國民一般も解決の最も速かなることを希望して居るであらう。故に此の大會に於て速かに事局を解決せよといふことは不當なる請求ではない。恐らくは國民を代表したる意思であらうかと信ずる。又此解決に就ても、然らば如何に解決するが宜しいかといふ問題が玆に起りませう。尤もな話。たゞ解決せよでは解らない。然しながら此の事に就いては、世人の最も外交思想に乏しき者、若しくは或る一種の功名野心を持つて居る人は誠に單純なることを申す。それは何かといふとロシヤに向つて早く開戰を布告して戰爭をしろといふ、或る一派は聲は揚げぬけれども、竊かに希望するところは、速かに平和に歸してしまへといふ、此の二つは卽ち今日に於ける

所の最も外交思想に富まざる人の腦裡に浮びつゝある所である。單に人氣に投じやうといふ考であるならば、戰をせよ、或は平和に歸せよといふが一番明瞭で、或一派の人々は滿足を表するか知らぬが、吾々は左様な單純なることを申すことは出來ぬ。何となれば外交といふものがある、戰爭をするか、戰爭でなければ平和に歸するかといふ二つの一つであるならば是れ外交なしである。外交なるものは戰爭になすべき所のものも外交の技倆に依つて戰爭せずして戰爭をしたよりもモツト大なる功績を舉ることがある。外交の力が盡きて最早やこれより如何ともする途がない、卽ち干戈に訴ふるの外に此問題の解決することが出來ぬといふ外交上の術策が盡きた場合にはそれは隨分戰爭にもなるのであるが、其極端なる決定を見るまでに十分なる働きをするものは外交である。今日は此外交上の力を十分に盡すべき時である。又吾々政友會の如き大政黨にありては最も注意しなければならぬ事柄である。何故といふに唯今申しました如く單純に戰爭をしろとか平和に歸せよとか申したならば、能く解るかは知らぬが、假に吾々多數の政友會員が集まつて、戰爭をせよといふことを主張致して騷ぎ廻つたならばどういふ結果になる。或は屢々外國に於て例を見る所の戰ふべからざるに戰をするといふ結果に陷るといふ虞もある。又之れに反して平和に歸せよといふ平和の聲一方を揭げたならば如何であるか、外交上に於ては非常なる妨害となりて十分なる技倆を揮ふことは出來ぬといふことにも相成りませう。故に深く國家を思ふものは、容易に和戰をいふべき時機ではないと吾々は信ずるのである。又外交上の目的に就ても實は知れ切つたる話である。ナゼといふに、日本の外交はこれを致す所の手續や働きに於ては種々ありませうが、目的は明かである。目的は何事で

あるかといへば、日本は維新以來十分に國力の發達を圖つて各國と對等の位置に立て國家を隆盛の位置に置きたいといふ一念は、卽ち日本國中を舉げての希望である。卽ち日本の外交なるものは、一分でも一寸でも一尺でも國家の權利の伸びて行くこと、國家の利益の進んで行くことを努むるの外ないのである。たゞ此の目的を達するには如何なる方法を採るか、如何なる手續によるかといふことは、これは卽ち外交である。此の外交に於て既定の目的を貫徹する義務を果すことが出來ないといふ場合には、これは吾々政友會の希望に背くにあらずして、政府は國民の輿論に背き、國家の國是に反する處置をするのであるから、左樣なる危害を見るに於ては、吾々は沈默を守ることは出來ぬであらうと信ずるが、今日對手を控へて居る外交に向つて、和戰の如きは容易にいふことは出來ない。たゞ政府をして、既に定まつたる目的に依つて、十分に日本の利益を擴張し、權利を增進し以て此問題を解決せよといふことを迫るのは國民の權利であると私は思ふ。故に此大會に於て事局の解決を速かに致して國家の利權を伸張せよといふ決議を諸君がせられたのは、最も時機に適し最も愛國的なる決議であると吾々は信じて賛成を表するのである。

終りに臨んで、吾々政友會の有樣に就て一言致します。今日政友會の情況に就ては或は大層なる騷動でもあるが如く傳へるものがある、又人心離散して殆んど政黨の衰微を釀すが如き有樣に傳へるものもある。吾々は會員であり殊に本部の役員として我田に水を引くが如きことを申すのではない、會員諸君に向つて腹藏なく黨の情況を申すの義務もあると信ずるから明かに申すのであるが、全體に於ける所の政友會の情況に就ては少しも變動を

感じて居らぬのである。唯一部の野心家或は或る筋の關係者等があつて、或は脫會を企て支部を廢するといふが如きことを致して居るが、此事柄のみを見れば大層なる騷動の如く見えますけれども、脫會者には脫會すべき理由が別にある、支部を廢する所の者には支部を廢する所の原因が別にある、必ずしも黨に對する若くは主義に對する不滿足なる譯ではない。故に全國を見渡した所で我政友會の地盤なるものは少しも動搖して居らぬ。今日支部を廢したり脫會者があつたりする地方は甚だ振はぬが如く見えるけれども、一部に於ては依然として從來の主義を執て存在して居る黨員があるのである。此點に於ては、政黨嫌ひの連中、又は何か事あれかし、苟も政黨を誹謗すべき機會があつたならば誹謗しよう、或は或る筋に緣故を引いて居るといふが如き者は出來得るだけ種々な風說を放つて離間中傷を試むるけれども、我黨の全體の上に於ては動搖を致して居らぬといふことを吾々は斷言して憚からぬのである……又事物の自然の道理として或る時は進み或は退く場合もありませうが、唯今申す所の愼重なる態度を執て世間の無識者が喧々と騷ぐ所の外交問題に就ても依然として動かざる有樣を見て、政黨が甚だ氣焰揚らずして活氣を失ひたるが如く申す者があるけれども、決して左樣でない。一部の騷ぎ廻つて居る者が果して愛國の念慮に富んで居るものか、愼重の態度を執て國家の前途を考へて居る者が果して愛國の念慮に富んで居るものか、識者の判斷が自らあらうかと考へる。故に今日皮相の觀察に依て以て、政黨の將來をトすることは出來ぬ。我々の觀る所によれば、我政友會は幸に識者の同情を得て地盤をして益々固からしめつゝあると信ずるのであります。今日に於て彼是の辯解を試むるが如く或る一派の人は申すが、果して辯解をするのであるか、

立憲政友會近畿大會にて

將たこれが事實であるかといふことは將來に於て自ら判斷が出來やうと考へる。段々時間も費しましたが、唯今申した所を概括して申せば今日の決議は最も時機に適したる決議であり、吾々滿腔の同情を表し、此の決議の十分に行はるゝことを諸君と共に努むる積りである……又黨の前途に就ては彼れ此れの誹謗もありと雖どもこれに動搖せられずして、この政黨の將來に重きを置かれんことを深く諸君に希望するのであります。（明三六・一一・一五於京都市）

地方長官訓示

諸君新内閣組織せられ、本官は内務大臣の重任を拜することゝなれり。戰後經營内外多端の時に當り、不肖此重任を拜するは、私かに顧みて其責任の大なるを感ずると同時に、大に光榮とする所たり。望むらくは諸君の助力を得て余が重大なる職責を全うせんことを。

抑も明治維新宏謨一定して以來大小の政務着々改良進捗を致し特に日清戰役を經て日露戰爭に至り、國運益々進捗を來したるは諸君の知らるゝ所の如し。此時に方り各般政治經濟上の施設は之れを日清戰後の當時に比し一層鋭意革新すべきものあるを信ず。是れ卽ち時勢の進運に伴ふ所以なればなり。申す迄もなく戰爭は不生產的にして且つ悲慘極まるものなれども、然れども戰勝の結果我國の國運は非常長足の進步を促したるは、明らかなる事實にて、而して今や戰後經營の方策を講ずるに際し、社會各般の事物に向ひ行政上此進捗に伴ひ、又其進捗を促さゞるを得ず。本官は此時勢に應じて諸君と共に深く攻究を費し、以て戰後の經營を全うすることを當然の職務なりと信ずるなり。

但し今回諸君の會同を促したるは、先日首相及大藏大臣の演說により明示せられたる如く、要するに二億圓の内國募債の件に外ならず。而して此募債は國家のために頗る急且つ切なる時勢なると共に戰時の如く之を直

接に國民の義勇心に訴ふるは稍困難とする所ならん。財政上よりすれば戰時と殆ど同一樣に大切なる事柄なるが故に、諸君は充分に之に盡力せられんことを望む。且つ此公債募集に關しては、大藏大臣既に詳細に說示せられたる所なれば更に喋々を要せずと雖も、世間往々誤解をなし或は之を以て歲入の不足を補ふ如く誤るものなきに非ず。諸君は宜しく詳細解說して、管下に斯る誤解者なきを期せらるべし。本官は尙來る四月を期して、改めて諸君の會合を促し緩々協議する所あらんことを期するが故に、今回は別に巨細に亘りて諸君に諮る所のものなきも、此機會を利用して聊か述ぶる所あらんとす。他なし、市町村制改正案を、今期議會に提出せんと欲することと之れなり。抑も此問題は數年前よりの宿題にして、既に議員よりの提出案あり。政府も將來之を改むる方針にして、今日に至りたるものなれば、此際之を議會に提出して協賛を求めんと欲する次第なり。

又之れと同時に郡制廢止の必要を認め、將に閣議に提出する運びにあり。今郡制廢止の理由を略言せんに、市町村といふは、古來自治の要素を有するを以て、宜しく法律を以て永久に其發達を期すべきも、郡に至りては然らず。然るに郡制施行のために、徒らに行政の複雜を來たし、政費の膨脹を馴致するに至る。今日にして之を廢する時は、約數百萬圓の政費節減を見るべし。尤も之を廢するも、敢て數百萬圓盡く節減せらるべしとは言はず。或は各町村に多少の經費を增し、或は府縣に其餘響を受くべきも、郡制廢止の結果行政の繁瑣を避け、政費に節減を來すべきは明らかなり。言ふ迄もなく政費增加は、日露戰役後殆んど免る可らざるが故に、此際多少にても節減の費目あれば之を削り、國民の負擔を輕くするは、政府の責任なりと信ずるなり(明三九・二・二〇)

地方長官訓示

諸君、先般諸君を召集して此席に會同の際余は簡單ながら大體諸君に望む所の趣旨を陳述し置きたり。即ち平和克復の今日、奮つて戰後の經營を謀らざるべからずと云ふにあり。故に今再び之を敷衍するの必要なきが如しと雖も、是れ實に蹇々服膺すべき重大問題なれば、聊か又更めて述ぶる所あらんとす。

抑々維新以來、一戰爭に一進歩あり、其の外國に對するものと、內國に對するものとを問はず、戰後必ず國力の發展を來したり。殊に今回の日露戰爭は、空前の大事件なると共に、戰後の經營に充分の力を致し、大に國運の發展を期せざるべからず。惟ふに我國が發達の機運は既に熟し來りて、今や其發顯の時機に際會したりと信ず。然れども所謂國力の發達は、政治經濟の或る一部局の發達進歩を以て足れりとせず、必ずや各方面各部分に亘りて全體の發達進歩に依らざれば國運の發展を期し難し。故に此等各部の發達を促し其進歩を計るは、諸君の宜しく努むべき所なり。

從來斯る事柄に關しては種々の訓示命令あり。諸君も既に諸種の方法を以て之れが實施を試みつゝあるが如くなれば、今更めて其主義方法を陳ぶるの必要を認めず、且つ余は就職以來未だ充分に考慮を運らすの暇なしと雖も、要するに諸君が地方行政の任に當る以上は先づ充分に其職責を重んずるを最も必要となす。即ち法律命令の

許す限り、責任を以て地方行政の改良進歩を計らるべし。而して余は諸君の責任を以て施設する事柄に對しては成るべく干渉ヶ間敷事を避けんこと欲す。故に又諸君も成るべく法規の許す限り、自ら斷じ自ら計りて、敢て或は責を免かるゝが如き態度に出でざらんことを望む。

且つ余の信ずる所によれば、繁文縟禮を除くは今日の急務なり。然れども事物には自ら沿革あり、各種の法律規則の關係あり、局外者の見るが如く簡單なるものに非ざるは勿論なりと雖も、既に戰爭も終り將來大に政務の刷新を計らざるべからざる秋に方り、假令局外者の見るが如く簡單なること能はざるも、繁文縟禮の弊は成るべく速に之を除き政務の刷新を加へざるべからず。望むらくは諸君大いに此點に留意し深く攻究せられんことを。

既に陳べし如く凡そ戰後の經營を爲すには各種の方面に發展を促すの必要なるや勿論なりと雖も、玆に最も注意すべきは經濟の發達は戰後經營の主眼とする處なり。苟くも民間の經濟にして發達するときは政府の財政も隨て裕かなるを得べく、國家各種の事業亦大いに振起すべきなり。而して此民間經濟を助長せんには、官民相呼應するの用意なかるべからず。

今や立憲政治の下に於て、政黨政派の樹立あるは自然の勢ひなれども、諸君は政黨政派の區別を立つるの必要なく、又政黨政派に屬するものと否らざるものとを區別するの必要もなし、唯宜しく公平に敏捷に地方行政の任に當り、戰後の國運發達を助成せられんことを切に望む處なり。

尙ほ前例に依れば本省に於て豫め諮問事項を調査し、之を諸君に諮りたるが如し。今回も亦既に多少調査する

所ありと雖も、先般諸君に向つて意見を徴し置きたるに此頃續々答申せらるゝを見るに、宛も本省の諮問せんと欲するものを含蓄せり。故に別に諮問案を設けず、諸君の提案を直ちに議題に供することゝせり。而して其說の可なるものは法律規則の許さゞるものは姑く別とし、本省限り實行し得べきものに就ては直ちに實行せんと欲す。

（明三九・四・二五）

立憲政友會創立十周年紀念會にて

總裁閣下、及會員諸君、私は本日出席の諸君を代表して我政友會の爲め祝詞を述ぶるの光榮を有します。我政友會は申迄もなく今日を以て十年の紀念日に達しました。誠に創立は猶昨日の如く考へましたが、既に十年を經過して居る次第であります。

抑々我政友會は最初伊藤公に依つて創立せられ、其後現總裁西園寺侯の指導の下に今日の發達を見るに至りましたのでありまして、御同樣に慶賀に堪へざる所であります。既往十年間の經過を回顧すれば、世間より種々反對も受ければ批評もありましたが、苟も公平なる眼を以て我政友會の經過を觀察いたしますれば、其の國家に貢獻したる事は多大なりと確信して疑はぬのであります。殊に此九間年種々の事變に遭遇致しましたが、就中日露戰爭の如きに至りましては擧國一致を唱道し、當局者をして軍國の事に遺算なからしめしもの我政友會が與つて力ありと申して可からうと思ひます。又戰後に於ては所謂戰後經營なる難局に當り、上下心を一にし戰後の經營に力を致しました。是等の事業に於ても我政友會の力は決して輕小ならずと信ずるのであります。其外區々の事は茲に新らしく申迄もなく、毎年の議會に臨むに公正淸議、常に國家の重に任じ、國務に貢献せし所のもの僅少ならずと確信いたすのであります。斯樣なる經過に對して世間に於ても漸く政黨の必要なることを認むるの識者

あり、又國民一般に此政黨なるもの丶行動に對して漸次其觀察を加へ、以前の如く政黨を嫌忌するもの丶減少したるは當然の趨勢であつて、今更ら憲法政治の今日に於て政黨の發達の不可思議するの必要はないのであります。唯だ如何せん憲政實施以來日尙淺く、數年前に在つては政黨を見ること甚だ輕きのみならず、大に之を忌み嫌ふ事情もあつたのであります。然るに此等の現象が漸次薄らぎ、政黨の必要を感ずる念の日に增し深く且つ厚くなりましたのは全く我政友會が誠意誠心國務に贊襄したる結果なりと申しても決して誣言でないと確信いたします。

然らば我々會員は今日の境遇を以て滿足するかと申せば、未だ以て滿足することは出來ぬのであります。卽ち憲政の發達は之を以て頂上に達して居るかと言ふに決して然らず、世間に於て政黨を見る眼は漸く數年前と變りはしたもの丶矢張り日本の或る一部には十年前の遺物が存在して居ることも事實である。一方に憲政の發達と同時に政黨の運用卽ち政黨の效用を認めつ丶も、尙ほ此政黨に向つて多少の阻害を試みんとするものなきにしもあらずでありまして、從つて憲法政治の發達には前途尙ほ憂慮すべき點は多々あらうと考へます。故に諸君は今日の境遇に滿足せず、尙ほ進んで黨務を擴張し、我政友會の主義綱領に基づき、總裁指導の下に益々國家の爲め黨の爲め貢獻する覺悟が必要である。今更ら申迄もないことでありますが、各國何れの國を見ましても今日の世は政黨の力にあらざれば國政の運用は出來ぬのであります。勿論國民一般の政治思想の程度に依つて各國種々異なる所はありますが、大體に於て政黨に依らざれば國務を擧ることは出來ない事實は現に日本にも顯はれて居る次第であります。

立憲政友會創立十周年紀念會にて

立憲政友會創立十周年紀念會にて

現に我政友會創立以來十年間の經過を見ましても、三十七八年の日露戰役の如き若し此政黨の態度にして、擧國一致を以て目的とせず國家の重きを以て任せず、銘々勝手の事を遣つたならば、如何に戰局は推移せしか實に寒心に堪へざる次第であります。然るに我黨は國家の重きを以て任じ、私を棄て公に徇じ、以て彼の歷史無前の效果を收めしむることが出來たのであります。然れども之に對して尙ほ彼此れ評を爲すものあるは遺憾に堪へぬのであります。今日は十周年の紀念に際し斯くの如く盛大なる祝宴を擧る次第でありますが、尙ほ將來の十年間に於ては或は既往の十年間の如き難局に遭遇することがありましても、奮勵努力更らに二十年の紀念會を擧るの日は尙ほ今日より以上の盛大なる紀念會を擧げたいと考へて居ります。

之を要するに御同樣憲政の爲に盡すべきこと及び我黨の發展すべき餘地は十分あらうと考へますから、今日の十周年紀念會を期とし將來一層國家の爲に我黨の爲め盡力致して、益々本會の隆盛に赴かんことを深く希望する次第であります。(明四二・九・一五)

伊藤公を悼む

（立憲政友會在京議員總會にて）

諸君、私は此場合に於て一言を致して諸君の御參考に供へたいと考へます。如何にも今回の出來事即ち伊藤公爵の哈爾賓に於て薨去せられましたことは、國家に取りましても、又憲政の前途、本會の將來等に考へましても實に非常なる出來事と思ひまするのでございます。依て此追悼の決議をせらるゝ機會に於て敢て一言致したいと考へました次第でございます。此度の出來事は全く豫想の外に在り、即ち不意の出來事であります。公爵の出發せらるゝに臨んで無論何人も斯る事があらうとは豫期せなんだのであります。又公爵は隨分老年には達して居りますけれども、今日薨去せらるゝ如きことがあらうとは何人も想像致さんのであります。然るに測らずも朝鮮人の爲めに彼地に於て薨去せらるゝと云ふことは、洵に國家の爲めにも我黨の爲めにも、哀悼の念に堪へぬことである。是れに對しては如何なる辭を以て此悲痛の情を述べて宜しいか殆んど其言葉を知らぬ位である。公爵は少壯の時代より一身を國事に委ねられ、唯今御決議に相成つた通りに「維新の宏謨を翼賛せられ開國進取の大計を定められた」と云ふことは全く公爵の力である。是れ中外の齊しく認むる所にして、之を一言にして申せば公爵は終始一貫、全く一身を國事に委ねられたと申して宜からうと思ひます。隨つて其功績はさても一場の演説を以

て盡すことは出來ませぬ。恐らくは書籍を以てしても、僅少なる紙面などには殆ど盡し得ぬであらうと思ひます。故に私は茲に公爵の功績を縷々致すことは到底及ばぬことゝ考へるのであります。之を要するに吾々の言葉を以て殆んど盡し得ざる程の功績を國家に對して擧られたと申すの外は無い。他は姑らく措きまして、吾國の立憲政體なるものは維新當時の御誓文に基いて今日の如く相成つたことは申すまでもないことであります。此事柄に關しては公爵は内外共に非常なる貢献をせられたと云ふことは、是亦中外の認むる所であります。併しながら單に公爵を憲政の發意者若くは憲法の起草者などゝ見るのは、恐らくは淺薄なる觀察であります。公爵は實に憲政の爲には一身の勞苦を厭はず内外の毀譽褒貶を顧みずして盡力せられ、且つ憲政を擁護し憲政の發達を圖る爲めには非常なる力を致された。是に對して或反對の政治家は公は發狂したのではないかと云ふまでに、熱心を以て憲政の發達を圖り憲政の擁護をせられた譯であります。此事柄を精しく述べるとすれば隨分見聞致し記憶に存して居ることも甚だ多いのでありますが、此場合到底之を述べ盡す譯に參りませぬ。要するに公爵は憲政の發議者たり憲法の起草者たるのみならず、眞に憲政の擁護者なることを斷言して憚らぬのであります。然るに斯やうなる偉人を今日は失つて居る、國家の前途如何であらうかと國民の心配致すのも決して無理ならぬことであります。去りながら最早や今日は公の盡力に依り公の貢献せられたる所の結果として、國家の基礎は既に定まり憲政の基礎も亦尠かざるものとなつて居るのであります。如何なる人が今後に生じましても、此公爵の遺業を妨害致さんと考へました所で、到底成功は致さぬのであります。又國民も決して斯の如き亂暴なる處置を許さぬのである。

故に内外の政策に付いて如何なる人が局に當つて處置致しましても大變動を生ずることはないと私は確信致します。内政上外政上其施設することは無論多いのである。併しながら公爵の計畫せられ並に其基礎を造られた所の根本に溯つて、之が動搖を來すことは絶對にあるまいと考へます。此事に就ては公爵の死を悲むと同時に吾々は將來に向つて安心を致して居る。又我黨に取りましては我政友會の創立者たることは申すまでもなく、又總裁として屢々此演壇に於て指導を受けたることも亦諸君と共に記憶する所であります。而して其演説は政友會の會員のみに止まらずして廣く中外に亘つて其政策を公けにせられたことも亦吾々の記憶する所であります。然るに此創立者たり又嘗て總裁たりしのみならず陰に陽に擁護者たる所の公爵を今日は喪ふたのである。是亦吾々は是れに對して如何なる言葉を以て哀悼の意を表して宜しいか殆ど其辭を知らざる次第である。蓋し諸君も亦御同感と考へます。併しながら我黨は公爵の創立に係り公爵の指導に依り、又總裁たる職を去られた後に於ても陰に陽に本會を擁護せられた所の基礎に依り、本會は斯の隆盛を致し内外の信望を繋ぎ得て居る譯であるが故に、此基礎の下に吾々は進行を致しまするならば公爵の死は甚だ悲しい次第でありまするが、我黨の前途は又大に望みあり決して落膽若くは悲哀を以て迎ふべきことではなからうと考へる。無論今日斯く申すものゝ眞に憲政の發達若くは常に公爵の口にせられ吾々も之を唱和し來つて居る所の憲政有終の美を濟すと云ふ如きは前途尚ほ遠いことでありませう。隨つて今日は憲法政治を絶滅しやうと云ふ考を有つ亂暴なる政治家は居りませぬ。又是は我國に於ては許さぬことである。去りながら名を憲法政治に藉りて實際は專制政治を行はんと欲する政治家の多々あるこ

こは、諸君と共に吾々は記憶するのである。故に是れが爲めには吾々は種々の妨害を受けるであありませう。之れに向つては戰はねばならぬ覺悟は必要である。併しながら是亦以て今日始めて出でたる問題ではありませぬ。何年か斯の如き事情を繼續し來つて居るのである。今更驚いて始めて斯る狡猾なる政治家のあると云ふことを知つた譯ではありませぬ。始めより知り、始めより斯の如き野心ある政治家と戰ひつゝ來たのである。故に是亦以て吾吾は今日に至て、斯る妨害に逢ふであらう、斯る野心ある政治家が跋扈するであらうなどゝ云ふことを、憂ふる必要はないのである。又外國の狀態を見渡しましても、今日は名を憲政に藉りて專制政治を行はうと云ふが如き狡猾なる政治家の成功する時機は最早過去つて居る。何れの國に於ても所謂世界の趨勢は斯の如き政策を許さぬのである。何れの國に於ても國民一致の力に依り國民多數の輿論に依て政治の動いて居ると云ふことは明かである、又此傾きは憲政の未だ布かれぬ所の國に憲政を布くと云ふ如く、卽ち世界に向つて發達しつゝあるのでありますから、日本が獨り後戾りのしようのない事は無論である。然る以上は此政黨なるものを無視しては如何なる政治家も政治を爲すことの出來ざるものと考へまするし、又今日までの事蹟に考へましても政黨の力に依て始めて政治は動くと云ふことは證明し得るのでありますから、前途に於て政黨は益ゝ發達し、國家は眞の憲政に達すると云ふことも亦疑ないと私は考へるのであります。斯やうな次第でありますから公爵の薨去は實に國家に取つて非常なる打擊である。我黨に取つても亦非常なる打擊と云つて宜しい。去りながら國家は公爵の樹てたる所の基礎に依つて益々發展するであらうと確信すると同時に、我黨も亦公爵の遺されたる所の方針に依て益々發展するだ

らうと云ふことを確信するは決して不當ではあるまいと考へます。世間公爵の死を以て我黨に紛擾を醸すであらうの、混雜を生ずるであらうのと云ふやうなことを申す者がありまするが、如何なる意思より斯く評して居るか分りませぬ。我黨は幸にして公爵の異身同體とも稱すべき現總裁を戴き、創立以來已に十年、公爵の遺されたる所の方針に依て今日に發展を來し、又異身同體と稱すべき總裁の指導の下に黨の發展を來しつゝあるのであります。公爵の死は固より悲みまするけれども、之に因て我黨の動搖を生ずるであらうの、變化を來すであらうのと云ふやうなことは、殆ど政治の何物たるを知らぬ人の言ふことである。我黨には斯の如きことはないと斷言する。國家の前途各國の狀態に照らしても、黨派の發展は疑はないのであります。固より多少の事故は時々に生ずるので敢て怪むに足らぬことであります。それは其時に及んで相當に處置する。國家亦此の如し、國家も種々の事故に遭遇するものである。けれども大體に於ては動かざるものである。維新以來元勳と稱すべき人の斃れたることは實に多いのである。木戶、大久保を始めとし數多の大政治家の或は難に罹り或は病死したと云ふことは多いのでありまするが、其時々に深く國家の事態に注意を致さね皮相の觀察を下す人は、今後國家は如何になるであらうかと云ふやうな嘆聲を放つのである。決して日本は斯やうなことで動く國ではない。四十年の歷史は之を證明して居る。故に國家は益々公爵の遺された所の基礎に基いて發展するのでありませう。我黨も亦時々種々なる事に出逢ひませうけれども、大體に於て黨の發展疑ないと信ずる。此事に就ては御同樣に安心して宜からうと考へるのであります。故に私は此場合に於て甚だ大言を致すやうでありますけれども、公爵の不慮の薨去を悲むと同時

に益々憲政の爲めに又我黨の爲めに努力致しましたならば將來十分の結果は略々推測し得らるゝことゝ樂觀して居るのであります。此機會に於て敢て諸君に向つて一言御參考に供へたい積りを以て此演壇を汚した次第であります。（明四二・九・二一）



支那朝鮮漫遊談

予が今回支那及び朝鮮に漫遊したるは、全く年來の希望を果したるに過ぎないので、別に特殊なる意味を以てした譯ではなかつた。卽ち一昨々年予は歐米を漫遊したる序を以て、歸途ハルピンより滿洲を横ぎり、北京、漢口邊をも見物し來らん心算で、其の爲め歐洲滯在時日も多少切上げたやうな譯であつたが、不幸にも其頃は議會開會中なりし故、若し清國に遊べば議會に缺席する事になり、自己の職責を怠るの憾ある處より、予はこれを他日に讓る事とし一昨年二月を以て東京に歸着した次第である。それで昨年は出掛けたい考であつたが、老母の賀筵など家事上の都合で遂に往く事を得なかつた。今年こそは豫ねての希望を果したいと思ふ矢先に滿洲にペストが猖獗で北清方面にも蔓延せる勢であつたから態々危險を冒してまで行くにも及ぶまい、寧ろ明年を待つ事にせうと考へて居た。處が昨年來の約束で予は去る五月に四國中國の我黨大會に列席する爲め高松まで往かなければならなかつた。其頃朝鮮に赴く人もあり、旁々序であるから旅程を朝鮮まで延ばす事にしたのであつたが、出發前二三日に知己の者が朝鮮まで往くなれば、今一歩進めて天津、北京まで遊んで來ては如何と切に勸めて呉れ、船便の都合まで調べて貰つたのであるが、幸ひペストも先々終熄した事ではあり、予も遂に意を決して、六月九日馬關發の天草丸に搭乘して彌々清國に赴く事になつた。要するに今度の行は年來の希望を果したものではある

が、然かも偶然別に用意もなく出掛けたに過ぎない。

五月八日高松より馬關に着し翌九日午後天草丸にて馬關を出で十一日に大連に着し其處に一泊し、翌日營口着十三日營口を發し、溝帮子で京奉線に乗換へ、北京に向つたが、十四日朝に到着すべき筈の處、前の列車が脱線したために後れて其夕北京に着した。予は公私共何等の用向を帶びたのではないから、唯處々見物をするばかりの考であつたが、序を以て清國の相當な官吏にも會つて見ては如何と勸める者もあり、又先年來知己の人もあるので、予は那桐、盛宣懷兩氏を訪ね、又瑞方氏及び正金銀行の小田切氏等にも宴會に招かれたが、其席で清國の諸大官に面會するを得、偶然談話の機會を得たのは意外の仕合せであつた。而して予の清國滯在中大官の人々より相當の便宜を與へられた事は予の感謝する處である。

萬壽山は所謂夏の宮殿で西太后、前皇帝の避暑地であつたが、外國人で相當なものは火曜日に限り勅裁を經て拜觀を許す定例になつて居るさうであるが、日取の都合で日曜日なりしに拘らず予は外務書記官等の人々の案內で拜觀するを得た。往年予は同宮を見た事があつたけれど、其頃は修繕を加へてなく、又予は唯其の外部を一見したに過ぎなかつた。然し今度は立派に修繕せられ輪煥宏壯、見違へるばかりになつて居た。萬壽山の外に圓明園と云ふのがあつて、之は昔英佛聯合軍が北京を攻めた時に破壞したものであるが、此は清朝の初頃に當り西洋

人の設計したる立派な西洋館もあつたが悉く破壞され今は同園は見るべき姿もない樣になつて居る。

萬壽山への道路は往年は中央に切石が敷かれてあつたが、今日は道路の兩側に切石の人道が出來て居り、中央は滑な立派な道であるから、予等が自動車を走らするに至極愉快を感じた。此の如く改良の加へられたのは獨り此道路には限らぬ。一體北京の道路は大規模で、人道、車道の別あり、又下水道を通じ、不潔なるものは取除き、實に見違へるばかりに立派になつて居る。唯街上車馬の多く、又地質の然らしむるところであらうが撒水もするけれども塵埃の多いのは缺點である。

正金銀行の小田切氏の宴會に招かれたる節に、淸國大官の人に面會する機會を得た事は前にも云つた通りであるが、其等の人々の中には當夜或る親王の招宴に申譯して態々來會されたのもある。瑞方氏が粤漢川漢兩鐵道の大臣に任ぜられた事は、歸途天津で知つたのであるが、同氏は我國に對し好意を有して居る人で、予は一日同氏の午餐に招かれて、其の珍藏にかゝる古器物を見るを得た。其の中には周時代の銅器があつた。其は酒を飲む時に用ふる色々な器具で、其臺までも揃つて居たが、其の模樣によりて察するに、多分踞して宴を張つたものと思はれる。何しろ三千年以前の古器物が完全に傳はつて居るので、此の如きは支那にも珍らしき處である。瑞方氏の弟の瑞金氏は先に日本に來遊して鐵道の視察研究をした人であるが、同氏は滯在中我國人より好遇された事を

喜んで居た。此席で肅親王殿下にも會するを得た。其外奉天總督となつた趙爾巽氏も當時は赴任前で、宴會の席上數々相見るを得て、談話を交換したのは甚だ好都合であつた。予の北京に滯在せるは發着の日を除き僅に三日間に過ぎなかつたが、其間宴會やら見物やらで實に寸暇もなかつたのである。尙資政院、諮議局等の人々より招待の内意を聞いたのであるが、予は十八日には天津に行く筈で、同日直隷總督の午餐に招かるゝ前約があつた爲め、是等の人々と會する事を得なかつたのは予の甚だ遺憾とする所である。

北京には支那人によりて發刊さるゝ新聞が十七もある。豫ねて是等の新聞中には排日の意味を含んだる記事が掲げらるゝやうに聞き及んで居たが、予の北京に入るや或新聞では歡迎の辭を掲げるものもあつた樣な次第で、其の一部には多少從來とは考を變へたものも或はあつたかも知れぬ。

十八日に北京を出發して天津に着し、直隷總督陳菱龍氏より午餐の饗應を受け、十九日夜十一時發の汽車で奉天に向け出發したが、天津滯在中淸國より公使の手を經て予に勳章を贈られた。此は實に意外の事柄で予は又公使を經て御禮を申述べた次第である。天津より奉天に直通の列車は一週二回で、然かも其一回は寢臺車がない。然るに不幸にも十九日の分は恰かも此の寢臺車のない日取であつたが、淸國郵傳部の好意に依りて、予等一行の爲め別に寢臺車一臺を聯結したから、予等は少しの不便もなく奉天迄赴くことを得た、此の同じ列車に英國の戴

冠式に赴かるゝシャムの皇族も乘つて居られた。

二十日奉天に着して翌日は同市の王宮又は北陵などの見物等に費し、二十二日早朝奉天を發し、所謂安奉線に依りて安東縣に向ふた。途中草河口で一泊する人が多いさうであるが、予等は直行する事とした、同鐵道の完成期は何時であるか知らぬが、大部分敷設せられ、奉天並に安東縣の附近は既に本鐵道を運轉して居る、定めし此の鐵道が完成すれば非常に便利になる事であらうと思ふ。予等は勿論輕便鐵道で旅行したので、朝の三時に奉天を出で其夜十一時に安東縣に着いたのであるが、本鐵道完成の後は六七時間で達せられるさうである。現在の輕便鐵道でも今は大して危險な事はない。而して其隧道を掘らずして山路を迂回して往く爲めに、進んで居るのか、それとも退いて居るのか分らぬ樣な氣がするが、是等の奇觀は本鐵道が完成した後は、又味ふ事が出來なくなるであらう。

二十三日には安東縣の市内を見物し、又鴨綠江架橋の大工事も見たが、之は既に半ば落成して居た。それより新義州を經て朝鮮に入つた處、總督府より藤波通譯官迎に來り、鐵道よりは高野技師も附添くれ種々の便宜を得又ロシアより分捕となつたとかいふ別仕立の車輛一臺を聯結して自由に旅行することが出來た。予等は新義州より分岐して其夕鎭南浦に着し、築港其他を見たが、同地の附近では鐵　石炭等も出で追々繁榮になるであらうと思

はれた。

翌二十四日鎭南浦を發し平壤に出で、征韓役を初め日清戰爭の古戰場たる牡丹臺其他を見、江を遡りて船中で午餐を認め、暫らく懐古の情を縱にした事である。同日汽車にて京城に着し二十五、六、七の三日間滯在し龍山、仁川にも赴き、舊王宮又は纛島の農事試驗所等も見物し、此處でも宴會やら見物やらに日を送つて、二十八日に京城を出發して馬山浦にて一泊し、翌朝海軍省の經營せる鎭海灣を見、正午頃再び馬山浦に歸り、それより鐵道にて釜山に出で、其夕聯絡船に搭乘し、三十一日午後歸京した。

予の旅行の大體は右の通りで、五月三日に東京を出で約一ケ月を費したのではあるが、馬關を發したのは九日であつたから、先づ三週間の旅程に過ぎぬ。此の短時日間に斯く處々を見物するを得ようとは、予が始めて清國に赴任した二十六七年前に比しては天地の差があるのであるが、然し安奉線が完成さるれば一層便利になるのである。北海道邊に往くよりも支那、朝鮮に往くのが便利な位であれば、我國人は未見の地を踏むで眼界を廣うするが宜しからうと思ふ。此行予は各地にて種々の人々と會談するを得、天氣都合も好く、健康もよく、實に愉快であつた。予に隨行したるは高橋光威君一人であつたが、井上、清兩代議士は朝鮮漫遊中の處大連にて予等の行に加はり、又武藤代議士は初より南淸地方蠶業視察の序を以て一行に加はり居りしも、天津にて袖を分つた。

予は旅行中至る處にて我邦官民の歡迎を受けた、卽ち大連を初めとし北京、營口、天津、鎭南浦、馬山浦、釜山等にて盛なる歡迎會が開かれた。奉天にては時間なかりし爲め同文會出身者の會合に列したのみであつたが、安東縣、仁川、京城等でも同じく時間なくして歡迎會を謝絕した事であつた。又我公使館、領事館其他實業家諸氏が或は予等を招待され、或は諸種の便利を與へられた事は予の感謝する處である。

此行予等漫遊者の最も愉快に感じたのは邦人の各處に發展しつゝある事である。往年予の海外に旅行したる時、英人は勿論佛人等が、各地に發展して或は殖民地を有し、或は居留地に自國人の市街を造り、旅行先に於ても常に自國人の社會にあつて、其土人までも自國語を語るを聽き得るを見、斯樣なる風にして至る處自國の空氣に觸るゝ感あるは定めし愉快なる事であらうと思ふた。二十五年に予の公用を帶びて朝鮮に赴きし時には、釜山にこそ日本人の市街あり、朝鮮人まで日本語を使用する使であつたが其他の地方はなか／＼、左樣には往かない。然るに今や當時とは非常の差で日本人の市街を見る事は、少しも珍らしからぬ樣になつた。予は此行日本旅館に差支ありし爲めに天津にて西洋旅館に宿泊せし外は、悉く日本人の旅館に泊り、日本食を食することを得た。其他殆んど內地を旅行すると何の異なる處なきを感じて、朝鮮は勿論の事、滿洲及び淸國に於ける邦人の發展を喜ばざるを得なかつた。實に驚くべき變化を見たものと云はれねばならぬ。

予の支那に赴けるは二度目、朝鮮に赴けるは之れが三度目である。其間に戰爭もあり、爾來各地とも非常な變化を見た譯であるが、然し特に著しき變化をなしたのは天津である。天津は變化と云ふよりも寧ろ新に生れたと云ふ方が適當かも知れぬ。予の同地に領事たりし頃は一人の居留民も居ない。我領事館は英國居留地の一隅の離家同樣であつたが、今は日本を初め各國居留地は河を距てたる處にまで廣がり、昔支那市街の外廓であつた城壁の跡には電車が走つて居ると云ふ有樣である、人口は何でも現今七十萬に達したと云ふが、予は天津を見て、最近ベルリンに遊んだ時と同じ感想を懐いた。一昨年二十年振でベルリンを見たる時予は同市が新しく生れたものゝ樣に思ふた。大小の差はあれ天津が宛かもそれと同じである。北京に往けば勿論往年とは非常に進步して居る。別のものゝ樣にはなつて居るが、昔の記憶を辿れば多少舊代の痕跡がある。然し天津は英國居留地の一部分を除いては全然舊態を憶起する事が出來ぬ。昔の天津は影も形もないと云つてよい。淸國に於て此の如き變化の起つたのは團匪事件以來の事であると云へば、僅々十數年前に過ぎぬ。思ふに鐵道の普及するに連れ益々變化する事であらう。

今回旅行の目的は素より見物であつた。勿論見るともなし、聞くともなしに、地方の政治、經濟、外交等に關し聞知した事もあり、又多少考ふる處もないではないが、今話せし如く短時日の觀察を以て速斷するが如きは甚

だ無責任な放言である。故に予は別段談話を避けると云ふ譯ではないが、無責任な議論だけはしたくないと思ふて居る。(明四四・六)

立憲政友會總裁就任の挨拶

諸君、本日は西園寺侯の推擧に依り、滿場諸君の御承認を得て、我政友會の總裁たる重任を辱うすることに立至つたのであります。

申すまでもなく我政友會は伊藤公に依て創立せられ、數年の後、西園寺侯爵其後を繼がれまして今日に至つたのであります。伊藤公の聲望は申すまでもありませぬ。西園寺侯の聲望、力量、是亦玆に喋々を要せぬ次第であります。此二公の力に依り我政友會は年毎に黨勢を擴張せられて今日の盛大を致して居るのであります。斯の如き政黨に總裁たるべき者は少なくとも是等諸公の後を繼ぐに足るべき十分なる聲望を有する者でなければならぬのであります。然るに圖らずも西園寺侯の病氣に因り今日私が此職を繼ぐと云ふことは實に意外なる次第であります。兩三年前、松田君の尙健康なる時節に於て、私竝に松田君に副總裁となつて總裁を扶けんかと云ふことを西園寺侯より相談を受けたことがありますが、兩人とも、其任に堪へず、時機に於ても、黨の爲にも決して利益にあらずと云ふことを以て辭しましたのであります。而して昨年、西園寺侯總裁を辭さるゝに當つて、吾々兩人の中に於て此任を繼いで吳れと云ふことは屢々承つた。けれども是亦副總裁問題同樣に今日の大政黨を統率するものは到底吾々の如き微力なる者、聲望の足らざる者、力量の少なき者の當るべきことでない。是非其任に復し

て再び總裁の職を執られたいと云ふことを松田君と共に數回懇請を致し、是が爲めには何回となく意見も交換致したのであります。然るに西園寺侯は何分健康が許さぬのである。且又何時までも自分を煩はさずに、將來黨員の中より代る〱其職に就くが宜しいではないか、今日の時勢は左樣でなければならぬと信ずると云ふやうなる言葉を以て遂に吾々の懇請を容れられず、又今年の春に至り、相談役の諸君を煩し、尙又先日私自身、及元田相談役、杉田協議員長、永江幹事長、其他京阪地方に居られましたる相談役諸君と共に、西園寺侯に種々に懇請を致しましたが、遂に留任の承諾を得ることが出來ずして、却て不肖私に其任を繼げと云ふことでありました。之に對しては多少の愚見もありました、仍て相談役諸君等に御話を致したのであります。西園寺侯にも其意見を以て懇談を重ねましたが、是は到底容れらるゝ所とはならぬ、又今日の場合を見ますのに、幹部の諸君並に黨員諸君に於て私に其局に當つて努めよと云ふことでありまして強ひて之を辭するも、今日の時機に於ては如何あらうかと考へます。固より自ら省みて甚だ其任に適せないとは思ひますけれども、他日は他日の事と致しまして今日の場合は已むを得ず茲に承諾を致しました。即ち會員諸君の承諾を得るならば此職に就かうと云ふことに立至つたのであります。是は詳しく申せば尙ありますが、今は唯大略を申すに止めて置きます。斯樣な次第に依て今日茲に總裁の任を辱むるに立至りました、大體の事情を御諒承を願ひたい。

　我黨の創立以來の經過は、茲に改めて申すにも及ばぬことでありますが、今日の政界の狀況は如何、外交は如何、甚だ憂ふべきことが多いのであります。國權は如何にして擴張せらるゝか、國の利益は如何にして增進せら

る〻か、近頃の狀態は甚だ憂慮に堪へぬことであります。又内治の狀況を見ましても、經濟の方面を見ても、行政の方面を見ても、尙憂慮すべきこと少からぬのであります。斯樣なる時機に當つて國家の重きを以て任ずべき我政友會を統率して行くと云ふことは實に容易ならぬことであります。

外交内政の狀態は以上申した通り、殊に著しく吾々黨員の感情を動かすべきものは、所謂憲政は如何になつて居るか、憲政有終の美を濟すと云ふことは我黨創立の目的であります。此目的を達することは前途遼遠なりと致しましても、先輩諸公の盡力に依つて年々憲政は進みつ〻あつたのであります。決して退步の狀況を見ずに今日まで至つたのでありますが、近來の狀況は如何である。是亦今日の狀態の一端を以て將來を臆斷することは少しく無理かとも存しますけれども、今日の狀態は憲政の發展にあらずして或は官僚政治の復興にはあらざるかと云ふ虞を懷かなければならぬこともあるのであります。是は實に容易ならざることゝ私は考へる。財政經濟の事は時に消長はあつても、國家の大體より見ますれば進みつ〻あると云ふことは間違はない。憲政は之に反して全く相容れざる所の政府が妨害致しますれば、其弊害甚だ大にして其禍を貽すことも亦甚だ多きことゝ考へます。此一點は實に多年憲政の發展に思を置く者の憂慮に堪へざる所であります。此時機に於て諸君と共に我黨の擴張を圖り黨員の結束を固うし國家に貢獻しなければならぬ。是れ實に容易ならぬことでありまするが、併し吾々は如何しても努めざるを得ぬことである。世間の事情を解せざる者若くは反對黨の中傷を試みる者は、我黨勢の擴張若くは黨員の結束を以て唯だ黨の利益を謀るものなりと誣ゆる者が往々あるが、固より黨勢の擴張、黨員の結束

は黨の利益に相違ないのでありまするが、斯くせずんば如何にして國家を料理する、如何にして憲政の發展を圖るかと云ふことに思ひ至るならば、我黨の爲すことは當然の事である。何れの國に於ても責任を以て國家を料理するところの團體がなければならぬのであります。是れは立憲國に於いて殊に然りである。今日以後に於て御同樣に國家の重きを擔ふて國家に貢献せんと欲すれば益々黨勢を擴張せざるを得ず、益々黨員の結束を鞏固にせざるを得ず、是れ國家に貢献する所以なりと思ひます。

今日以後に於ける諸般の政策に就ては時に臨んで諸君と御相談を致し、相當の機關に依て其の處置を致すでありませうけれども大體の方針、我黨の任務は斯くの如きものであると云ふ以上には、微力の及ぶ限りを盡して諸君と共に國家に貢獻を致したいと考へるのであります。故に私は如何なる人と雖も、又如何なる政黨政派と雖も吾々と志を同うし共に國家の事を圖り得る者でありましたならば、是と手を携ふることを辭さぬのであります。又國事を共にすることも辭さぬのであります。決して我黨は狹隘なる所謂毛嫌ひの考を以て他を排斥する者ではない。志を同うし國を憂ふる人々とは共に手を携へて進まんと欲し、又手を携へて進みつゝあります。我黨の今日の大を成したる所以は亦爰にあるのであります。將來に於ては益々之れを發揮致して十分に國家の爲めに貢献致したいと考へるのであります。

私は既に申したが如く政友會創立以來黨の爲めには其力を致すことを惜しまぬ者でありますけれども、今日斯くの如き重任を受けやうと云ふことは意外なる次第であります。去りながら西園寺侯病氣其職に堪へず同僚松田

君既に歿したる今日此時期に於ては已むを得ぬと考へますが故に、敢て此職に當り諸君と共に十分なる盡力を致したいと考へるのであります。希くは諸君に於ても此意を諒せられて私の足らざる所は補はれ、益々黨の結束を固うし、黨勢を擴張して一致協同以て大に國家に貢獻を致し、先輩の諸公にも酬ひ、又天下の同情に酬ゆるやうにしたいと考へるのであります。

玆に就任に方りまして一應愚見を述べ且つ諸君の同情を寄せられたることを深く感謝致します。(大二・六・一八)

第三十五議會召集に際して

諸君、本日は第三十五議會召集に當りまして例に依り此大會を開くことに相成つたのであります。此機會に於て所見を述べて諸君の御考慮を煩はさんこと欲するは私に取りまして最も光榮とする所であります。

御承知の如く今年は屢々議會の召集がありました、さりながら此等臨時議會は或限られたる目的に依て召集に相成つたのであります。卽ち一は御大喪の費を議するが爲めでありまして、是れ固より國民の異議なき所である。次に海軍の應急の費用を議すること、是れ亦以て殆んど旣定の費用を議したのであります。次に膠州灣の攻擊に際して軍費を議したのでありますが、是れも當時に於て最も必要なる軍事費を議するに過ぎなかつたのでありますから、是れ亦以て他の問題に亙ることのないのであります。此議會に於て卽ち軍事費を議するに當りまして他の各方面の觀察を致すこと要ふべき點もあり、考へなければならぬことも多々あつたのでありますが、奈何せん、旣に戰端を開いたと云ふ場合に於ては他の問題に亙ることは出來ぬのであります。又他の問題に亙らざるを以て吾々適當なる處置と考へたのであります。

然るに今回は所謂通常議會であります、諸般の政務は此議會に於て議せらるゝのであります。又一面に於ては膠州灣の戰爭も終はり、最早東洋に於ては何等戰爭の形迹もないのであります。尤もヨーロッパの大戰は未だ終

りを告げぬので、如何なる時機に如何なる形式を以て終りを告げるか、何人も豫知することは出來ぬ狀態でありますが、東洋に於ては最早戰爭はない。斯樣なる場合に際しては、國民は自由に其意思を發表して宜しいのである。議會も亦其見る所に向つて進んで宜しいのである。蓋し政府も亦其見る所を以て本期の議會に臨むでありませう。斯樣なる議會で、而して國家內外の情勢を見るに此議會に對する吾々の任務が亦一層の重きを加へたる感があるのであります。

先以て外交の方面を見まするに、既往のことは繰返しました所が詮なきことであります。故に之を繰返すに及ばぬことであり、又明らさまに此外交の狀態を公表すると云ふことは國際關係に於ても吾々の考へなければならぬことでありますから、玆に詳しく既往の事蹟を述ぶるの必要なし、右述べざるを以て適當と致すのでありまするが、併し此既往の形勢なるものは甚だ滿足なる狀態であつたかと申せば、遺憾ながら甚だ不滿足の點ありと思ふ。隨て將來に於て此狀態より產出して來る所の結果も亦甚だ憂ふべきものがありはせぬかと思ふ。吾々は政府の公然の說明に依ては僅かに其一斑を知るに過ぎぬのでありまするけれども、大凡斯樣なることは他の種々の方面より其狀態を知り得るのであります。故に私は玆に既往の事蹟に於て果して遺憾なきや將來に於て甚だ憂慮に堪へぬと申すことは詳しく說明致さぬでも識者の同意する所であらうと思ふ。而して將來に於て、例へば支那の問題の如き如何に解決するのであるか、其他各國との交際關係は如何。其狀態を考へて見まするのに、或は我國は意外なる不幸に遭遇致すことがあるまいか、是れは杞憂に過ぎぬならば仕合せである。どうも今日の狀態に於

ては甚だ懸念に堪へぬのでありますから、將來に於て憂慮すべきことありと私は申すのであります。

又財政の方面から見るに如何であるか。今日の狀態は日ならず示さるゝ所の豫算に依て其詳細を知ることが出來るのでありまするけれども、財政甚だ困難なりと認むべき節が多いのである。昨年行政整理に依て得たる所の剩餘金は最早使用し盡したであらうかと思ふ。今後多少の費用を要する場合には如何なる方法を以て調達致すのであらうか。其方法の如何に依ては財政上甚だ憂ふべき結果に立至るであらう。或は國民が是れが爲めに意外なる迷惑を致さぬとも限るまいと思ふ。

又行政上の狀況を見るのに、政府は成立以來さまで多くの仕事は致さぬのでありまするが、時々現はるゝ所の行政行爲は多く世間の非難を招きつゝあるのである。斯樣なる事を以て行政上の刷新が出來るであらうか是れ亦甚だ疑なきを得ぬ。

又飜つて民間の經濟狀態を見るに、申迄もなく甚だ悲境に陷つて居る、此悲境は種々なる原因もあるに相違ありませぬが、之に對して何等救濟の方法が立ちさうにも見えぬ。今日の世界の狀態に顧みて國力の發展を圖るに斯の如き狀態を以て安んじ得るであらうか、甚だ憂慮に堪へぬのであります。

其他國防問題の如きもありますが、是れは十分なる調査を遂げて相當なる處置を致して宜しい、一昨年來の行懸りの問題としては大層なる聲を揚げて居るのでありまするけれども、問題自體は、外交一たび過まつて國家全體を非常なる場合に遭遇せしむるなどゝ申すが如き大問題とも思へぬのでありまするが、兎にも角にも此問題は

十分なる調査を致して相當の解決を致せば宜しいのである。要するに我が黨の眼中には唯だ國家あるのみである。此國家を如何にして泰山の安きに置くことが出來るかと云ふのが、吾々の最も心配する所である。今日までの狀態を見れば甚だ懸念に堪へぬのであるが、願はくば其懸念をして杞憂に終らしめたいのである。どうも今日の狀態を見れば左樣に安心が出來ぬのでありまするが故に、我黨は茲に奮勵一番して國家の爲めに大に盡さなければならぬと思ふのであります。

茲に喋々の辯を用ゆる迄もなく、我黨が多年執來つた所の方針は素より政權爭奪の爲めにも非ず、徒らに黨勢の擴張のみを本位とするものにも非ず、世間の此事情を了解せざる人々若くは殊更に反對せんと欲する者は種々の中傷を試みる、けれども、詳かに既往の我が黨の行動を知る者は我が黨の方針は常に國家を目的として而して且つ此目的を謬らなんだと云ふ事を認むるであらうと思ふ。今日は唯今申した如く內外の情勢に於て實に容易ならぬ時期に遭遇したのである。具體的に此事を斯樣に致すと云ふ事を取極むるのは今日の大會の爲す所ではありませぬ。是れは議院に於て相當なる審査を經て適當の處置を執られて宜しいのでありまするが、今日大體の方針を議するに當つて繰返して私は國家の爲めに常に我が黨の執來つた所の方針を失はず、國家の前途をして安穩ならしめ、所謂國家を泰山の安きに置くが爲めに十分なる考慮を以て此時局を救濟するの抱負あらんことを希望する。

茲に諸君來會の勞を謝します。且つ今後に於ける議會の行動に於て願はくば微意の在る所を斟酌せられて相當の行動あらんことを希望する次第であります。（大三・一二・二五）

議會解散に就て

諸君、今回の議會は現内閣組織以來初めて開かれたる通常議會であります。我黨は國家の爲めに赤心を披瀝して此議會に當る覺悟であつたのであります。然るに政府は誠意なく、遂に衆議院解散の不幸を見るに至つたのであります。固より憲法上、時に解散することは當然のことでありまするが、解散の理由果して正當なるや、解散を受けたる議院の行動が正當なるやと云ふことは國民の判斷に任すの外ありませぬ。併し私の見る所に依れば、此解散は甚だ無意味なるもの、無意味と申すよりは寧ろ立憲的行動にあらずと考へるのであります。此事は後に數言を費して其趣意を明かにしたいと思ふのであります

斯樣に解散に遇ひました以上は、當然來る所のものは選擧であります。此選擧に際しましては我黨は奮つて前代議士の當選を圖り、又今日まで議席に列して奮鬪せられたる諸君は更に再び議場に立つの勇氣を鼓舞して、選擧場裡に臨まれんことを偏に希望する次第であります。

昨日の議場に於て政府の與黨、若くは閣僚中に種々辯論を試みたる者がありますけれども、最終に於て總理大臣たる大隈伯の演説は、蓋し議會を解散する所以の趣意を明かにする積りであつたらうと思ふのであります。然るに伯の聲は低聲にして聞えず、議場も亦極めて靜肅なる議場でもありませぬが故に、聽取る事が出來なかつた

のであります。今朝議院速記錄が到達致しましたならば之を一讀致さうと考へましたが、唯今まで未だ手に致しませぬ。故に大隈伯は何事を言はれたのであるか、其趣意を聽取る事が出來ぬ、隨て之に批評を加へることは困難であります。故に是は、他日言はれたる事が明かになりましたならば之に對して相當の批評を加へる時があらうと思ひますから、是は姑く其時に讓ります。演說は左樣であります、併ながら政府は此解散は殆ど豫定の行動であつたと見えまして、解散の詔勅を拜すると殆ど同時に解散の趣意書を各新聞に配布致しました。昨日議院より歸りがけに之を手に致しました。大隈伯の演說は承る事が出來ませぬから了解致しませぬが、此解散の趣意書なるものに付て玆に一言を試みたいのであります。此解散に關し現內閣の發表したる趣意書は今日の新聞にも揭載になつて居りますから諸君も御覽になつて居ると思ひます。

此中の第一に「現內閣は其の成立の當初に於て政見を發表して施政の大綱を明示する所あり、爾來僅かに半歲餘に過ぎずと雖も着々之が實行に努めて敢て怠らず」と書いてある。如何なる事が着々實行されたのであるか事實に於ては之を認めるに困難であります。偶々行政整理の結果でありませうが、一二施設を致したることは世間に現はるゝに隨て悉く世間の批評を招いて居るのであります。斯樣な次第であるが故に此施政の大綱が着々實行せられて居ると云ふことは吾々には了解致されぬのであります。或は大隈伯の演說には其實例でも擧げてありまするか、今日まで世間に現はれた所では、此大綱なるものは殆ど空文に歸して居るに非ずやと思はれます。併し着々實行せられて居ると云ふことを斷言せられたる以上は何か其事柄を他日發表するであらうと思ふ。

又「今日の時局、即ち有史以來未曾有の大變に處して居るのに衆議院の多數は黨爭是れ急にして殆ど時局の大事を念はず」と書いてあります。是は如何なる事を指摘するのであるか、黨爭を事とすると云ふのは何事でありませう。私共は諸君と共に今回は成るべく圓滿に此議會を終りたいと云ふ希望を以て已まぬのであつたのであります。併しながら政府は臨時議會以來、常に我黨に對しては挑戰的の態度を採て居たのであります。又動もすれば議會を解散すると云ふことを口にしたのであります、衆議院の多數と申せば政友會であります、政友會は如何なる事を以て黨爭をしたのであるか、政府の人々は議場に於ける質問等を以て黨爭と心得て居るかのやうに見える。議會に於て議員が質問をし、政府が答辯をし、互に赤誠を披瀝して國事を議するのは何れの國の憲法政治に於ても當然の事であります。此言論を以て黨爭と心得るならば實に大間違の話である。其他に何事があります。我黨の行動は如何なる點に於て政府に戰を挑んだのであるか。黨爭を事としたと言ふ事實を指摘して示す勇氣があるならば、國民に對して之を示すべきであると私共は斷言して憚らぬのである。決して吾々は黨爭を事としないのであります。

又甚しきに至つては「平地に波を起して徒らに言辭を弄し出征將卒をして疑惧を懷かしむ」と言つて居る。是は何事である。吾々は前議會に於て外交上其他の失態を知つて居るのであるが、今日之を明々地に言ふ事は國際的の關係に於て悅ばしきことにあらず、又所謂出征軍人も疑惧を懷きは致すまいかと思ふたから、それ等の事を言ふことを避けて軍事費には快く贊成したのであります。何に依て出征軍人に疑惧を懷かしめたなどゝ誣ふるの

であるか。我黨は左樣な行動を致さぬのであります。又今日出征軍人と申せば膠州灣陷落後の守備兵でゝもありませうか、是は固より疑惧の念を懷く筈もないから戰爭當時のことでありませうか、其當時開かれた所の議會に於ては、我黨は決して疑惧を懷かしむるやうな行動を執つては居りませぬ。

それから增師の事であります。增師問題に付ては此宣言に依ると「國防の基本を定め外交財政其他の方面に亘りて調節を圖るを先務として國防會議を開いて愼重に議した」斯樣に書いてあります。蓋し政府部內の事は左樣な次第であつたかも知れませぬ。併し是れ果して國防の基本を定めて外交財政其他の方面に亘つて調節を圖る爲に國防會議を開いたと言ひ得るのであるか。政府の人々は演說中にも此國防問題は西園寺內閣時代の旣定の事實なりと申したのではありませぬか、固より旣定の事柄ではない。當時總理大臣西園寺侯爵は其計畫を拜讀したに過ぎない。當時私共內閣に列して居つたが、閣議に於て其の計畫を決定致したのではありませぬ。それを政府が、當時に於て旣に決定したる事柄を今日反對するのは怪しからずと云ふやうなる言辭を弄して居る。是れは全く事實相違であります。斯樣なる言辭を弄するならば、何故に今日國防の基礎を定めたと云ふことを云ふのであるか。防務會議を開いたには違ひはありますまいけれども、防務會議は開く以前の計畫と、開いたる後の計畫とは少しも異なる所がないではありませぬか、是で如何にして防務會議の結果に依て國防の基本を定めたと申すことが出來ませうか。二師團計畫は防務會議以前と今日と何等違ひがない。是は事實が甚だしく間違ふて居るのみならず、此問題は、所謂廣く申せば國防問題、適切に申せば二師團問題……海軍の一部を除くの外は二師團問題なるもの

である、……此二個師團增加に付ては先般我黨に於て決議を致しました如く、我黨が國防問題を等閑に附して居るものでない事は、屢々繰返されたる實例に依て明かなのであります。併しながら此數　間懸案となり來つた所の二箇師團問題は、圖らずも今回歐洲の大亂に遭遇しまして、其計畫も亦此戰亂の狀況に顧み、其經驗に考へて多少の變更を致すと云ふことは當然であります。變更を致さずとも其經驗を見るべきが當然であります。況や此戰爭の狀態に依りましては國防問題の大體にも影響を及ぼすかも知れないのであります。故に私は國際上、軍事上、此問題に篤と攻究すべき理由あるに依て之を暫く延期致して相當なる計畫を立つるが宜しいと申したのであります。斯樣なる次第であるから此問題に暫く延期して、次年度に於て計畫して提出せられて宜しい。尤も次年度と云ふことは假定で、次年度迄に出來ぬければ仕方がない。出來得るならば、其頃までに歐洲戰亂も終るであらう。終らずとも其經驗に依て計畫を定むるが適當であらうから、今日の場合は延期致して次年度に於て提出するのが適當なり、斯樣に申したのであります。是が吾々國防を等閑に付さざるのみならず、國防問題を考へるに於て國家に忠實なる所以と自信して居るのであります。然るに政府は之に同意せずんば國家に危險でも來すが如く「衆議院の多數は濫りに辭柄を設けて國家百年の大計を放擲して憚らず」と言つて居ります。何處が吾々が此大計を放擲したのであるか、餘りに事實を誣ふるの甚しきものと私は思ふのであります。

又財政問題に付て斯樣なる事を申して居ります。「一方に低利の公債を償還しながら他方に高利の公債を募集するの不利を避け」云々とあります。是れ即ち政府は非募債主義を無上の政策なりと考へて推重するのでありま

す。國家財政の狀態に於て、非募債が宜しいならば非募債も宜しい。募債する必要がある時には募債をする。決して國家の財政に於ては何等の事情をも顧みないで募債非募債と漠然たる方針に於て動くべきものではないのであります。併しながら政府が非募債を欲するなればそれでも宜しい。是は決して名案でも何でもない。何故と申すと今日外國市場に於て公債を募集し得らるゝか否や。三尺の童兒も知つて居る。公債の出來ぬ場合に於て非募債主義は甚だ妙なものであると思ふ。併しそれが政府の悅んで居る所ならば、悅んでも宜しいけれども、一方に低利の公債を償還して他に高利の公債を募集するが宜しくないと言ふに至るは笑ふべき言葉と思ふ。公債を償還すると云ふことは、借りたるものを返すのは當然でありますが、左樣なる單純なる理由から生じて居るのでありませぬ。御承知の如く三十七八年日露の戰役に際して非常特別稅なるものが制定せられて、其稅法の附則に於て此法は平和克復の年一年にして效力を失ふと規定してあつたのであります。故に日露の戰役を終り平和克復せられて其後一年を經過すれば、自然アノ法律は消滅して非常特別稅は一切廢止さるゝのが法律の原則であります。然るに此戰爭の爲めに約二十億の公債を增したのであります。其後戰後經營を致すに當つて非常なる國家の財力を要したのであります。故に非常特別稅法に記載してあるが如く、平和克復一年にして此法律を廢することが出來ぬので之を永久稅に改めた。何故に永久稅に改めたかと云ふと旣に申したが如く國家は戰爭に依て起したる非常なる負債の償還を致さなければならぬ。普通の國債、即ち鐵道公債其他生產的事業に投資致す所の公債ならば、其產み出す所の金を以て其公債を償還するのが當然であるが、戰爭に由て生じたる公債は全く不生產の公債であ

る。是は國民の負擔に依て償還するの外ないのでありますが故に、非常特別税を永久税として國民が此負擔を忍んで公債を償還をすると云ふ事に定めたのであります。故に是は法律に依て……一億一千萬圓と思ひますが……一億一千萬圓を年々繰入れて利息を拂ひ、元金を償還して、戰爭に依て負擔した所の國家の債務を辨債するの方針を執る、それが爲に國民は重税を忍ぶと云ふことに相成つて居るのであります。故に此公債償還に國家の義務法律の規定、國民の觀念に於ても此金は返さなければならぬが故に高税を忍んで居ると言ふ譯であります。徒に低利の公債を償還するが爲めに高利の公債を募るなどと云ふことの言ひ得る問題ではありませぬ。若しも此公債償還の必要がなくなりましたならば、國民が公債を償還する爲に負擔して居る所の租税を輕減するのが、此法律の原則であります。決して此金は他に利用すべき性質のものでない。現に法律制定當時に參加した人も多いのでありますが、當時の事情を知る者は一點疑ふの餘地がないのであります。然るに政府は此公債の償還を減少して其金を以て國民の負擔を輕減することは努めないで、之を他に利用すると云ふに至つては、政府の政策はそれで宜しいか知らぬが、法律を制定した時の原則は如何にするか、況や左樣なる矛盾したる政策を以て國家に適當なる政策の如く言ふに至つては、誤れるの甚しきものである。故に我黨は此公債償還の金の一部を他に利用することを止めて、此法律制定當時の方針を貫徹致さむとしたのであります。一面に於ては此法律制定の原則に顧み又一面に於ては國民の斯樣なる高税を負擔して居るのは忍びざる譯でありますけれども、此公債を償還する爲めには已むを得ぬと云ふ事情に顧みて現行の法律の通りに据置くと云ふことは當然なる次第であります。然るに政府

は五千萬圓の償還金を割いて二千萬圓を鐵道に用ひやうと云ふ。鐵道も固より急務でありますが、此償還金額は動かすべからざるものであるに拘らず、之を他に利用せむとするのは甚だ此法律の原則に悖り國民の負擔を無視したる處置であると思ふのみならず、解散の前日に至つては更に此三千萬圓中より米價調節の爲めに一千何百萬圓を利用せむとするが如きことを致しました。米價の調節を謀るは今日の場合甚だ必要と認めますが、之に要する資金は他の途に於て求むるの計を爲すべき筈であります。然るに容易に此基金中より割かんと致しましたのは是はどう云ふことであるか。公債償還は殆んど政府は、何か剩餘金でもあつた時に返しても宜しい。然らざる時には返さぬでも宜きが如き觀念を以て、何か必要があれば利用して宜しいかの如く心得て居るやうに見える。是れ國民の負擔、法律制定の原則を顧みざる結果であります。

吾黨が之に同意せざる所以は右樣なる次第であります。然るに政府は「衆議院の多數は粗漫の計を以て杜撰なる經畫を續行せむとす」と言ふて居りますが、決して杜撰の計畫ではありませぬ。國民が重税を忍んで此戰爭の負債を返すと云ふことは、杜撰なる計畫ではないのであります。之れを續行するのは當り前の事と考へるのであります。然るに政府は「臨時軍事費、及經濟界救濟の諸案をして終に成立に至らしめず」と云ふて居りますが、是は誰がしたのであります。吾々は之を否認したこともなければ何もない。況や之を議するの時日がないのである。議すべき期間さへない時に提出して置きながら、此諸案をして成立に至らしめないと云ふことは何人の罪であるか、是は明瞭に政府の責任である。政府が是等諸案を成立せしめむとするならば、圓滿なる處置を執り、而して

猶衆議院に異議かあれば二院制度の條章に從ひ、兎に角之を以て貴族院の意見を諮ふのが當り前である。然るに玆に衆議院を解散をして、是等諸案を成立せしめない。恰も衆議院の多數が爲したる罪なるが如く言ふに至つては誣ふるも亦甚しきものである。又「衆議院の多數は國政を擧げて政爭の犧牲と爲し一に其の私を遂げむとする」云々といふやうなことが書いてある。是は何を言ふのか分らぬのであります。

又「政府の外交に關し無根の說を揑造し恰も帝國の地步を進むるを好まざるものゝ如く」と書いてある。大隈伯の演說は聽取れぬから分らぬけれども、誰か政府の人は外交の事は安心せよと言つて居るのであるが、左樣に安心すべしと思ふならば何等外交の問題に觸る必要がない。政府の答辯に皆滿足して宜しいと言ふならば外交問題を憂慮するに及ばざるものと見て居るのが當然でありませうが、此處で外交問題に付て云々と云ふのは外交上の質問をしたことを云ふのでありませう。質問を避けむと欲するならばなぜ他の立憲國に於ける如く外交の顚末を公表致さぬか。外交文書を公表致さぬか。是等のものを公表して、是でも尙外交に不安であるならばそれを示せ、不安があるならば其不安の點を吾々は議院と共に赤誠を披いて攻究を致さうと云ふ態度にでも出るならば宜しい。何等外交上の往復文書の一端をも示さないで……固より外交なるものは機密を要する。吾々の知つて居ることも言ふことの出來ないと同樣に、政府當局者も明々地に言へざる所がある。彼我ともに此事情は諒せなければならぬのであるが、併しながら如何にして國民に、今日の外交は國家の爲に安全なりと云ふ觀念を與へないのであるか……何等示す所なく、外交文書の一端をも示さず、而して帝國の外交は安全なりと云ふが如きことを言ふ

のは如何であるか。吾々は其裏面に於て外交は決して安全なりとは思ふて居ない。又決して適當なる處置をして居ると思はない。故に國家の爲に之を憂ふるのである。吾々の憂ふる所を杞憂に終らしめんと欲するならば、外交文書は斯の如くであると顚末を公表して安心を與へるが宜しい。之を爲さずして而して吾々が國家の對面を毀損して云々と云ふが如き感をなすと云ふに至つては、實に事理を辨へざるも甚しきものであると思ふ。

此の如く解散の理由なるものに付て批評を試みれば、大體右樣な次第である。又豫算に付ても何か非常なる削減をしたるやうに書いてあるが、豫算の削減は非常なることは少しもない。各省に參政官副參政官を置く、內務省に監察官とか云ふものを置くと云ふが如き、是は政府は大層國家に益あるかの如く思ふて居るやうであるが、思ふも宜しい、併し政府の思ふ所を是なりとしない、否なりとする者は、國家を憂へざるなりと誣ふることは出來ない。而も是は無用の官である。今日斯樣なるものがなくも國政は滑らかに進んで居る。先年內務省に、監察官とは申さぬが同じやうな性質の役人を置いたことがある。實施して見ると更に用を爲さぬ。故に之を行政整理の節に廢したのであります。併し必要と思ふならば黒ふても宜しいが、之を廢すと云ふことは斯樣なる機會に於て當然である。いつも原案通り通過するものでない。政府が之を必要なりとすれば更に貴族院に行いて爭ふも隨意である。併し斯樣なるものを廢するのは當然である。其他傳染病研究所を文部省に移し、水產講習所を文部省に移した、其費用に削減を試みた。是れも世間に定論がある。水產講習所を文部省に移した所が何等の效能もない。學政統一と云ふ漠然たる言葉に於て、之を文部省に持つて行く必要はないのであります。又研究所に就ては、素と

北里と云ふ非凡なる人が居つたが故に、是が出來たのである。今日北里の居らぬ研究所を何の必要があつて存置するか。是は廢するのが當然のことであると思ふ。又斯様なる專門的技術は何人にも同様に爲し得るものでない。ドイツに於ても、フランスに於ても、各國に於て其例を見る。コツホの如き人があつて初めて用を爲すのである。其人がなければ何の用も爲さない。之を有效ならしめむと欲するならば、舊に復へす外仕方がないのである。故に其費用を削減したのは當然の事である。併し是等は削減であるが、其他公債償還の如きは原則上の問題である。斯様なる修正を加へたと云ふことが何んで國運の進行に妨げをしたことになるのであるか。政府は少しも是等の點に顧みる所なく、國政を圓滿に進めることを致さず、唯政府の提出したるものを賛成致さなければ擧國一致を破るが如き考を有つて居ると云ふことは、實に誤れるも甚しきものである。擧國一致なるものは政府、政黨、所謂國民と共に眞に赤誠を披いて初めて出來るのである。徒らに政府の提案に賛成するを以て擧國一致なりと云ふことは出來ぬのである。政府が擧國一致を破る者は政友會の如く言ふのは、自分の提案の行はれざるが爲に言ふことの外に何事があるか。斯様なる誤れる擧國一致に同意することは出來ぬのであります。

要するに政府は何の爲に議會を解散したか分らぬのであります。或人は議會の解散は政府成立當初よりの目的であると申して居る。是は餘り政府を妄評するのであるが、併しながら如何なる政府と雖ども、國政を圓滿に進行し得ぬにしても、之を圓滿に進めむことを念頭に置かなければならぬのである。最初から議會と衝突して、解散

を目的としたとは思はぬが、世上には左樣に申して居るものもある。兎に角此解散は今日の場合に於ては甚だ當を得ない。先般何れの會議の筋でありましたか、今日の狀態は憲政逆轉の觀があると申した。憲法政治は進むが如く退くが如く、其形は異にして居りますが、今日の狀態に於ては或は憲政の進步にあらずして逆轉ではあるまいかと思ふのであります。政府は政府の力のみを以て貫徹することは出來ない。議會も議會の力のみを以て貫徹することは出來ぬ。此兩間に相當なる協定が出來て、初めて國務は進行するのである。然るに政府は何等の理由なくして議會を解散したと云ふに至つては、憲政の逆轉なりと云ふことは甚しき妄評にあらざるかの如く思ふ。斯樣なる次第でありますに由て、我黨は憲政の爲に、國家の爲めに、十分に力を致して、斯樣なる障碍を排除することに努めなければならぬのであります。

諸君、今や議會は解散をせられて、諸君は議員の資格はないのでありますから、本日は代議士會に非らずして前代議士會であります。玆に此の集會に於て私の意のある所を披瀝して諸君の御參考に供し、國民に對して我黨の執り來つた所の方針を明かにしたいが爲に數言を費したのであります。尙大隈伯の演說の趣意を知ることが出來ましたならば、更に申述べることがありませうが、それは他日に讓りまして、玆に今朝新聞等に現はれました解散の理由なるものに付て、愚見を申述べた次第であります。（大四・二・一二）

立憲政友會聯合會に於ける演說

諸君、今日は先刻永江幹事長より報告せられた如く今や選擧場裡は將に其競爭の酣ならむとするに近づきつつある時節でありまするが故に、或は自己の選擧區若くは遊說等の爲めに各地に出て居らるゝ人が多く、在京者は少ないのでありますけれども、斯樣に期日も切迫致して參つたことでありますから玆に一會を催ふして御打合せを致し、其意見のある人は其意見を述べて、此選擧の爲に努むることは必要なりと云ふ譯を以て今日の會は催ふされたのであります。左樣なる趣旨の會合でありまするが故に、玆に私は敢て數言を費しまして御參考に供したいと思ふのであります。其事柄たる既に今日まで色々の機會に於て發表致して居る意見に外ならぬのでありますから、改めて玆に詳しく述ぶるほどのこともありませぬ。去りながら、唯今申したるが如く選擧期日も切迫して居りまするから、重複に亙るともこれ等の趣旨を繰返し置くことも亦全く無益でなからうと思ふのであります。

今日の選擧を必要とするに至つたのは、昨年末以來議會に於ける種々の問題に原因して居ることは申すまでもありませぬ。而して此問題に對しては既に數回意見も述べ置きましたが、要するに現內閣の成立以來の狀況を見まするのに、吾々憲政の爲に多年其力を致して居る者の甚だ憂慮に堪えぬ事が多いのであります。

第一に外交であります。此外交は政府は議會に於ける答辯に依て國民の滿足を買ひたるが如く稱して居るので

ありますが、議會に於ける質問應答の間に現はれましたる事柄に付ては、政府の與黨は、之を以て國民の滿足を得べきものと信じて居るかも知れませぬが、天下の識者は一人として此外交に滿足を表する者はなからうと思ふ。唯外交の事柄たるや、盡く事實を公表することが出來ぬのであります故に、此公表致すことの出來ぬと云ふことを利用致しまして、政府は牽强附會の答辯を致し、其口を塞いで以て滿足を買ひたりと思ふならば非常なる間違である。議論をするまでもなく、今日の外交狀態に付ては世の識者に質して見るが宜しい。何人が此外交に滿足して居るか。皆憂慮に堪へぬと申して居るのであります。それも其筈であります。歐洲の大戰亂より東洋に種々なる出來事を生じましたが、之に對して我政府の執り來つた外交は其機宜を失し、若くは其常を得ないことは明かなる事實であります。斯樣なる批評に對して、政府が辯解を致さむとするならば、往復の文書を公にするが宜しからう。若し此間に處する所の往復文書を悉く公表致して、外交の眞相が世に明かになりましたならば、實に世間が驚くべき狀態であらうと思ふ。又此外交の當を得ざるが爲に、歐洲戰亂の局を結びたる後に、日本が如何なる狀態に立至るであらうかと云ふことに考へ及べば、甚だ憂慮に堪えぬのみならず、現に今日に於ても、各方面の情報に依れば、我國に對する傾向は甚だ宜しくない。戰爭中聯合各國は表面に於ては厚意も表するでありませう。けれども、此渦中に居らざる諸國は、日本に對して決して好感を有して居らぬやうに見えるのであります。是は私の想像するばかりでない。少しく海外の事情を知る者は多言を用ゐず諒解するのであります。即ちアメリカの如きは如何なる感情を有つて居るか、支那は日本に對し如何なる感情を有つて居るか、其他各國は如何であるか、

實に吾々は寒心せざるを得ぬ。甚だ憂慮に堪へぬのである。又現今何か支那に對して交渉案件が横はつて居るやうである。此事も多少知り得たる所もありますが、茲に之を公表する譯には參らぬ。成るべく我國利國權を傷けざるやう、十分なる成功を祈つて止まぬのであります。外交なるものは固より一言を以て盡 ことは出來ない。去りながら徒らに強硬を裝ふて出來得るものでもない。殊に國内の人氣を外に向けるといふが如き外交の小策は最も排斥せざるべからざる事であります。果して政府は國内の政策より種々の外交案件を生ずるとまでは酷評かも知れませぬけれども、左樣なる批評を受けても辯解の辭がなからうと云ふ事柄も見えるのであります。斯樣なる外交を以て國家の前途を安泰に導くと云ふことは甚だ覺束なき事であります。故に吾々より申せば、今日に處する外交は各方面の事情を詳悉して、此大變亂に處して將來の爲めに十分なる措置をなさなければならぬのでありますが、政府は事こゝに出でず、從つて外交の刷新を見ることの出來ぬのは甚だ遺憾に堪へぬのであります。

次に增師の問題、是は今回議會の解散に至つた所の問題であります。此問題に對しても屢々其意見を繰返したのでありますから、茲に詳細に述ぶるの必要はありませぬ。其必要はありませぬが政府の人々が各地に遊說を致して、此增師問題を吾々が政爭の具に供したが如く誣ふるのであります。是は實に甚しき讒誣なり中傷なりと申さなければならぬ。政府が自ら好んで、此增師問題を政爭の渦中に投出したのであります。政府は此問題を以て議會を解散し、此問題に依て以て反對黨に當らうと考へたることは、蔽ふべからざる事實であります。故に政爭の具に供したるは政府であります。吾々の主張致した所は、決して國防を等閑に付するにあらず、國防に對し

て最も忠實なる議論と確信致します。御承知の如く日清戰爭は我海陸軍の計畫を改めたのであります。又日露の戰役を終つて我國の國防問題は其計畫を改めた。即ち今日は其計畫を踏襲して居るのであります。日清日露の役旣に然るならば今日の歐洲の大戰亂に處して、又其國防計畫に十分なる注意を拂ひ、適當なる計畫を致さなければならぬことは無論であります。現に日露の役終つて我國に於て國防計畫を新に立つるの際に當つて、各國は如何なる事を致したか。各國は固より此戰爭に參加したのではないか、併し此戰爭の實驗に鑑みて、各々其海陸軍に相當なる設備をしたと云ふことは何人も知る所である。我日本國が此歐洲の大戰爭の實驗に依り我國防計畫を完全に設定することが適當なる處置、必要なる處置である。故に此際は延期して、相當の設備を立てることを吾吾が主張したのは最も國防に忠實なる所以と信じて居る。然るに政府の人々は何事であるか。從來陳腐の二師團問題を提げて之を議會に臨み、因て以て今日の政爭の端を開いたのである。二師團問題は從來有り來つたものであつて決して今回の歐洲大戰亂に遭遇して定めた計畫ではないのであります。此陳腐なる問題は、無論之を捨つる必要もないか知れませぬが、去りながら各方面の狀況に鑑みて、根本より之を定めなければならないのであります。且つ此問題は政府者の多數の反對したる問題である。其反對したる問題を提げて議會に臨んで、而して反對黨は之を政爭の具に供したりと誣ふるは何事である。彼等が自ら政爭を求めたのである。吾々の考へから申せば、國防は充實致さなければならぬ、完全なる計畫を立てなければならぬ。けれども歐洲の大戰亂の實驗に徵して、遺憾なき計畫を定めなければならぬのであります。故に吾々は之を延期するの意味に於て反對したるは適當

なりと信ずる。政府は何の辭を以て吾々に反對するのであるか。蓋し其辭なくして、自ら政爭の具に供しながら却て吾々を誣ゆるに政爭の具に供したりと申すに過ぎぬと思ひます。

次に又政府の人々の言行であります。凡そ政治家に尊ぶべきものは言責に在ります。今の政府の人々は野に在る時に種々なる言論を發表して言責を世間に與へて置きながら、一たび政府に立てば、其議論を忘れたるが如し。是れ果して政治家の爲すべきことであらうか。彼等は野に在る時には國防問題にも反對を表した人々である。海陸軍の擴張設備に反對をした人々である。又減稅廢稅を唱へて止まぬ人々である。固より其心事は唯世間の人氣を買ふにあつたのでありませう。姑らく人氣を買ふが爲めに心にもなき說を唱へたにせよ、政治家たる者一たび其局に當れば其言論を實行するの責任を有するのでありますが、前數回の議會に於て彼等は此の言質の一端をも實行して居らぬのであります。今日廢減稅は忘れたるが如き有樣である。これは辭を戰爭に託して居り、又國防問題は彼等が說を變ずるが爲に防務會議を開いて、其會議の結果なりと稱して變節を敢てして居る。斯樣なる事は果して政治家の爲すべきことであるか。廢減稅の財源は固より甚だ乏しきに拘らず、之を無責任に唱へたのである。而して一朝其局に當り、之を實行するの至難なるに遭遇して、辭を戰爭に借りて其責を免れんとするものに外ならぬ。即ち彼等が野に在る時の言質は、朝に立つて之を實行するの誠意なきものと言はざるを得ぬのであります。國防問題の如きは、彼等は前に反對を唱へながら、此度は贊成を唱へるのみならず、其必要を說いて居ると云ふ狀態である。要するに政治家の最も尊ぶべき言責は彼等は少しも顧みないと斷定せざるを得ぬのであり

ます。

次に消極積極の政策、政府の人々が常に軌道を逸して他の問題に付ては實に意外な行動を爲すに拘らず、財政經濟の問題に至りては全く之に反して消極論を唱へるのである。消極は一面より見れば保守退嬰の策である。併ながら其狀態を見れば消極は無策を表明するものゝ如く見える。先般提出致した政府の財政計畫なるものは杜撰極まる。是も既に先日詳細に陳述致したが故に茲に大體を述ぶるに止めまするが、減債基金の如き殆ど國民との約束上動かすべからざるものを流用致して、一時を彌縫せんとするが如し。是れ殆ど財政上施すべき策なくして消極論を唱へるが如くに見ゆるにあらずや。然るに日本が開國以來所謂開國進取の方針を執り來つて今日の盛運に達したることは、決して消極政策の賜にあらずして、皆積極政策の賜である。日本人が總ての點に於て進取の方針を執り來ればこそ、今日の盛大を致し得たのである。若し保守退嬰の考があつたならば、迚も今日の國力を維持することは出來ぬのであります。彼等は此五十年間動かすべからざる方針を忘れて消極論を唱へると言ふことは、其財政上施すの策を見出すことを得ずして唱へる論であらうと觀察せざるを得ない。彼等は鐵道を延長し、改良するも是は黨略の如く考へて居る。港灣の改良修築を致せば又黨略のやうに考へ、其他苟も國力を發展し國民の福利を增進すべき積極的の處置を稱して、彼等は皆黨略なり政略なりと申すが如く評して居つたのは今日に始まらぬ。數年に亘つて彼等は斯樣なる論を爲し來つたのである。若し彼等の論が實行せられ、鐵道の延長も致さない。港灣の修築改良も計られない。其他國家發展に必要なる設備を見合はすを以て彼等の所謂消極政策なりとし

て之を是なりとするならば、國家の發展は期すべからざる由々しき結果を生ずるのでありませう。今日の民間經濟の狀態を見るに甚だ不振の狀態で、其原因は色々ありませうけれども、政府は之に對して殆んど何等の救濟の方法を攻究することを爲さずして、彼等は今に福音を傳ふるが如く申して居ると云ふことは、其實彼等に全く政策なきことを表明するのである。日本の今日までの進歩は積極的にあらずして出來得るか否や位は何人も知らなければならぬ。さりながら彼等は吾々に反對せんが爲に消極論を唱へ、彼等の無策を覆はんが爲に消極論を唱へて、今や消極の結果が福音を傳ふるが如く國民を欺いて居ると申しても彼等は恐らく辯解の辭はなからうと思ふ。

是等の問題は大概數回陳述致した所の大要を再述したに過ぎぬのでありまするが、目下政府の爲す所は如何。政府は政爭を事とし、選擧の競爭に是れ日も足らざるが如し。黨派の消長も國家永久の生命に於ては度々繰返さるゝ問題であります。併し如何なる時機に於ても如何なる問題に遭遇致しても、國民として忘るべからざるものは憲政の發達にあります。如何すれば憲政を發達し得るか。憲政有終の美を濟し得るかと云ふことは、如何なる場合に於ても、胸臆を去ることが出來ない問題である。然るに今日政府の狀態は如何であるか。今日の政府の有樣は全く選擧事務所の如き有樣である。政府の人々は或人を呼んで候補に立たせ、或人を呼んで候補を止めさせ、或人を誘惑して其方向に迷はしめ、而して彼等が立てた所の候補者に向つては、國務を棄てゝ應援をして居る。是れ實に驚くべき事であります。ヨーロッパ各國に於ても、黨派に關係を持つて居る國務大臣が地方に出て其政見を發表することは無論である。自分の選擧區に至つて政見を發表する事もある。併しながら自ら候補者を勸誘

し、其勸誘致したる候補者の爲に國務を棄てゝ遊説を致して居る國は見當らない。是は如何なることでありませう。蓋し公務上巡回視察の序でと云ふことにも言葉を藉るでありませうが、何人が見ても視察の必要なき所に出張遊説致して居ると云ふことも、甚だ妙ならぬことである。而して其説く所のものは反對黨に對して自黨を辯護するに止まつて居る。選擧も國務の一端には相違ありますまいが、斯樣なる處置を爲すことは果して選擧に至當なる處置であるか。又斯樣なることを致して、憲政の發達を致すと云ふことは出來るのでありませうか。政府が果して其言明の如く國民の輿論を問はんと欲するならば、己れを空うして國民の輿論を聞かなければならぬ。素より選擧も努めなければならぬ。さりながら是が爲に憲政發展の途を阻害しては相成らぬ。此點には十分の注意を致さなければならぬのであるが、今回政府が選擧に臨むの有樣は、明治二十五年の大干渉以來斯の如き狀態を見たることはないのであります。吾々は反對黨なるが故に斯樣に申すのではない。天下の識者に尋ねて見たならば、蓋し同感を表するであらう。斯樣なる狀態では憲政の發展は甚だ期し難い。甚だ憂慮に堪えぬ。政治上の爭は勝敗共に公明正大でなければならぬ。然るに今日の狀態は左樣なるにあらず、是れ吾人の日々目擊し居る所であつて、茲に辯明の必要はない。是では憲政上甚だ憂慮すべきことゝ思はざるを得ない。

之を要するに今日の世界の變亂に遭遇して外交上の十分なる刷新を求めなければならぬ。又此戰爭の實驗に鑑み、完全なる國防計畫を定めなければならぬ。又政府の人々が誠意國家を思ふならば、其野に在つて唱へた所の言質を悉く實行するの誠意がなければならぬ。是は吾々國民が、當然彼等に向つて責むべき事と思ふのでありま

す。又今日の國家狀態は我黨の多年主張したる積極方針に依て、此經濟財政の萎靡したる狀態を改良して、國民の福利を增進することに努めなければならぬ。斯樣なる狀態にして數年を經過せば、國家の前途も亦甚だ憂慮に堪へざる次第であります。須らく適當の政策を立て、此窮途を救ふの處置がなければならぬ。又今日の政府の人々は亂暴なる處置を敢てして憚らぬ人々である。是は實に國民を侮辱したる處置であるが故に、吾々國家を憂ふる者は、熱心努力して憲政の爲に奮發致さなければならぬのである。是は憲政上國家を救ふ所以の途なりと考へて居る。段々選擧期日も切迫致し各地に於て此競爭に熱中致して居るのでありまするが、私は機會ある時には前述の狀態を國民に訴へ、國家の爲に之を正道に導くことに努めたいと望んで止まぬのであります。今日偶々此會がありますが故に、玆に其大要を陳述致した次第であります。（大四・二・一九）

第三十七議會閉會に就て

諸君、本日は第三十七議會の終了に際しまして、例に依り今期議會に於ける最終の議員總會を開催致した次第でありますが、此議會中に於ける兩院議員諸君の御勉勵我黨の主張を貫徹するが爲めに非常なる御盡力、而も數月に亘りての御奮鬪は深く感謝致す次第であります。

此議會に於ける經過並に我黨の行動、主張、其結果等に付きましては例に依り報告書を以て公表することに相成るのであります。又地方に歸られる議員諸君は、各々選擧區に於て報告會を開き是等の點に關して詳細なる報告を爲さるゝことであらうと思ひまするし、彼此の手段に依て我黨の採り來つた所の行動、主張等に付きましては、天下に公表する機會に相成るのでありまするから、願くば此點に於て一層の意を注がれんことを希望致します。斯樣なる次第で遠からず天下に明かになるのでありまするから、唯今茲に此議會中に於ける出來事に付て、詳細なる陳述を致すの必要はないのであります。故に僅に其一二に付て愚見を申述べるに止めたいと思ふのであります。

先づ以て、現内閣の施設如何と云ふことを觀察致しまするのに、毫も見るに足るものなく、又其政策の矛盾及政綱の一も實行せられぬと云ふやうなることは今更申す迄もないことでありまして、既に世間に明かなる事柄で

ありますが、其中にも豫算の一端に付て御話を申せば、今回の政府の施設は大體に於ては國家の爲に積極的設備と申すやうなるものは殆ど無いのであります。政府の人々はそれ相當なる效能を申すでありませうが、實は積極的に國家の爲に斯の如き計畫を致したと云ふやうなことは無いのであります。中に一二新計畫とでも申すが如く見ゆるものがありましても、甚だ杜撰なものである。第一に海軍の計畫は豫算中に於ても新計畫の如く見ゆるのでありまするが、是亦新たなる計畫とは申されませぬが、兎に角豫算中に於ては新規なるものであります。然るに其財源に關しては、計算の基礎甚だ不明である、政府の云ふ所によれば僅かに最善の努力を致すと云ふ極めて漠たるものであります。其他多くは斯樣なる例である。又昨年末に押詰つて提出致した追加豫算中の、軍器賣却問題の如きは昨年の年末に際して俄かに提出致し、而も巨額に上ぼる所の豫算を提出致して、而して十分なる質問をする時間をも與へず、軍器賣却問題は如何にも國民の疑惑を抱く點でありまするから、其の顚末を明かにすることは、國家の爲に必要なるばかりでなく、政府の爲にも必要であるべき筈のものでありますが、此ことに關しても殆ど審査をする餘裕をも與へずして、政府黨の多數が無理押しに衆議院を通過致させたのであります。何故に政府は斯樣なる處置を執るのであるかと云ふことに付ては、國民の疑惑が解けぬのみならず、疑惑をして一層深からしめた結果を見て居るのであります。此ことは實に國家の爲にも政府の爲にも痛嘆の至りでありますが、斯樣なる手段に依り無理押しに通過致した所の豫算が、貴族院に參つて如何なる狀態であつたかと申せば、數週間を費し而も中々やかましき攻撃的質問に逢ふて、殆ど其通過の困難を見、如何するであらうかと思ふ狀態であ

りましたが、幸に或る方面の助力により通過を見たのであります。けれども同時に手嚴しき警告條件等を附されて、辛うじて貴族院の通過を見たのであります。衆議院に於て彼等與黨が多數を恃んで、審査期間をも議員に與へずして通過せしめたことゝ、貴族院に至つて斯様なる狀態に立至つたと云ふことに付ては、之を如何に評して宜しいことであるか、如何にも政府の處置宜しきを得なんだことゝ斷言せざるを得ぬのであります。

又法律案も數多提出致しましたが、此法律案中には素より當然のものもある。又議論するの價値のないものもありまするが、其中には甚しく民業の壓迫を醸するが如き法案もある。即ち簡易保險法の如きは、名は社會政策などと云ふことで人が惑ひますけれども其法案自體は何如にも杜撰なものであつて、民業を壓迫するに過ぎない。又は相手國の狀態を詳かにせず、內外の事情も深く考へずして提出致した所の日支銀行とか滿洲銀行とか云ふが如き法案、是れは二案ともに貴族院に於ては否決せられましたが、是も法案宜しきを得ないから、我黨に於て之に對する相當の修正意見を述べたのに拘らず、政府は無理に通過を計つたのであります。けれども、案自體が到底此場合に於て實行するやうなものではなかつたのであります。法律案とし大體尋常平凡なるものを除くの外多く斯様なるもので、殆ど見るに足るべきものがなかつたのであります。故に吾々は政府の當期議會に於ける豫算又は法律案に付ては、政府か國家人民の爲に、周到なる注意を拂つたものとは少しも認められぬで、是れ甚だ悲しむ次第であります。又閣員がどう云ふ行動であつたか、其變說改論實に甚しきことは私が玆に喋々の辯を費さずとも何人も認むる所、顯著なる事實であります。閣員が恬として其變說改論を恥ぢないのみならず、政府自身

も亦其變說改論を少しも意としないのであります。其中の著しきものに就て申せば、公債に關する問題即ち一昨年の議會に於て、政府は非常特別稅より成立つて居る所の減債基金五千萬圓の內二千萬圓を減じて鐵道に流用するの案を提出致し、其理由として鐵道公債が不可能であるが故に二千萬圓を流用せざるを得ずと主張し、其提案の議會に容れられざるに當つて、政府は議會を解散して……議會解散は此一事の爲めではありませぬけれども、解散の理由中の重要なる一箇條である……非常特別稅より成立つて居る所の減債基金中より二千萬圓を鐵道に流用致すと云ふことを固く執つて、議會の解散まで致したのでありまするが、今期會議に於て政府は借換の名義に於て公債募集案を提出致した。其上減債基金問題に關して、貴族院に於て其通過の望みなく、豫算全部の不成立をも釀さんとするが如き虞れを見るに當つてや、政府は俄に其政策を一變して、所謂妥協案なるものが出來たのであります。閣員は妥協したのであるとか、しないのであるとか云ふことを申しますが是は抑々末で、此窮境に陷つた所を救ふが爲めに妥協致したと云ふことは隱れなき事實であります。而してそれが爲に二千萬圓の公債を募集致して減債の方に向け、即ち政府案の三千萬に之を加へて五千萬圓の外國債を減ずると云ふことに致し、鐵道に流用した所の二千萬圓は其儘流用すると云ふ處置を執つたのであります。然るに斯樣に致すには現行法律上甚だ困難でありますから、政府は國債整理基金法に對する一つの除外例の單行法律案を提出致した。其單行法律案の趣意は如何なるものであるかと言へば、高利の公債を募集して低利の公債を還すと云ふ結果の法案であります。斯くまで致して非常特別稅より成る、即ち國民の膏血より成る所の外債償還金、國民が負擔して居る所の租稅を

ば鐵道の方に流用致し、而して更に民間より高利なる內債二千萬圓を募つて外債償還に向けると云ふ。是が第一に減債基金の成立致した所の趣旨に反するばかりでない、政府が公債募集は出來ぬ故に鐵道に流用致すと主張した言明に背くのである。現に公債を募集し得らるゝならば、鐵道の爲め直接二千萬圓の公債を發行致して、五千萬圓の減債基金は舊の通り致せばそれで宜しいのである。政府が誠に謂れなき非募債主義、殆ど理由とするに足らざる理由の下に、其非を遂げんとするが爲めに、斯樣なる結果を見るのであります。是は素より一例を申すのである。併し如何にも此減債基金問題は國民の深く注意を致すべき問題で、是が爲めには國民が現に重き租稅を負擔して居るのである。其租稅を負擔して居るものを鐵道に利用致し、更に又負擔を增すべき高利の公債を募集して低利の外國債を還すと云ふことは單に其矛盾のみならず、政策の矛盾、其政綱の矛盾ばかりでない、國家の爲に明かに不利を釀すべき結果が此內閣に依て出來したのであります。

又外交の方面是は實は殆ど言ふに忍びない、失敗に失敗を重ねつゝあるのである。之を十分に論ぜんとせば論ずべき點は甚だ多い。けれども外交其ものゝ性質として審かに其顚末を明かにし公然是非を論ずると云ふことは國家の利害の上より許さぬのである。是は屢々私が繰返して申したことであります。然るに政府は外交の斯の如き性質であることを利用致して――所謂秘密を利用するのであります――其秘密の下に、幸に人が秘密を發いて吳れぬと云ふ譯を以て、之を利用して政府は其非を飾らんとするものでありますけれども、事實現內閣の外交は失敗に失敗を重ねてゐる。將來に於ては如何なる結果を見るか圖るべからざる狀態に在るのであります。私は之

に付て此席に於て十分なる論辯は避くる方が得策と思ふ。併し政府たる者は深く外交に注意を拂ひ、旣に釀した所の國家の不利益をも救濟するの方針を執るやうにありたいのであります。又之に付ては我黨も嚴重なる監督を必要とすると私は思ふのであります。

之を要するに、現内閣の失政は今初まつたことでは無論ありませぬ。組織以來の事ではあるけれども、今期議會に至つて殊に失政の頂上に達したとも申して宜しい狀態であります。政府は少しも國家を思ひ、國民を思ふの誠意がなく、唯其政權を維持せんが爲に有ゆる術策を施すと云ふ狀態であります。政策は矛盾致さうが、政綱が殘らず廢らうが、言明致したことが反故にならうが、國家の爲めに取返しの付かぬやうな不利益を釀さうが、如何なることがあらうとも、政權を維持し得るならば何事でも爲すと云ふ狀態である。而して先般彈劾の際に吾々は政府の行動を責め、就中口を聖旨に藉りて留任致したことを責めますると云ふと、政府は尙ほ御親任のあることを申すのであります。御親任の有無を議論の種とすることは吾々の忍びざる所でありますが、政府が好んで御親任を振廻すのは甚だ遺憾に思ふのであります。又議場に於ける政府黨の多數なるを恃んで、國民の信望未だ去らずと公言致すのでありますが、議會に於ける政府黨の多數と云ふものは決して國民が内閣を信賴して居る證據ではない。申す迄もなく一昨年議會解散に引續いて昨年の選擧に於て、有ゆる手段を施し、官權金權を利用して至らざる所なくして、得た所の議員であります。或人は之を官選議員などゝ評して居るのでありますが、兎に角斯樣なる事情に依て選擧せられた多數でありますれば、其多數自體は國民の完全なる自由意思に依て得た所の結果では

ないのであります。のみならず是等の人々は、議場に於て一も二も無く唯政府に盲從致して居るに過ぎない。政府黨の多數と云ふものは國民が政府を信頼して居る證據には少しもならぬ。日本に於ては他の國とは多少事情を異に致して、唯多數であるが故に信用があると云ふことなどは申されぬ國柄であります。今日議場に於ける政府黨が多數ありましても是が即ち國民が政府を信用して居る證據などとは毛頭申されぬのであります。而して政府は唯其位地の一日も永からんことを努めて居ると云ふのに過ぎない。今や國民は大概政府の心中も看破して居る。又組織以來の事蹟をも能く見て居る。最早斯樣なる政府を信頼致しては居らぬのであります。又政府並に政府與黨は有ゆる讒誣中傷を我黨に向つて試みて居つたのでありますけれども、今日に至つては是も亦彼の讒誣中傷と云ふことは國民が了解するに立至つたのであります。故に大體を申せば廓清の時機に到着して居ると言つて宜しい。故に我黨は十分なる努力を致し、又一日も速に斯の如き内閣を更迭して、國民の安心を致す所の内閣の成立することを、國家の爲に盡力せざるを得ぬと考へるのであります。是より各地に散ぜられる所の諸君は、十分に我黨の行動主張に付て辯明せられ、說明せられ、尙ほ今日の政府の行動、其誠意なきことに付て、一層國民をして了解せしむるやう御盡力下され、從つて黨勢の擴張を圖り、以て國家に貢獻することに努めらるやうに深く希望致すのであります。本部に於ても亦相當なる計畫を立て、黨勢擴張其他に付ても十分なる盡力を致す積りであります。玆に今日は諸君の連日の御苦勞を感謝致し、並に此議會に於ける狀態の大要を述べて、益々諸君の御奮勵御盡力を希望致する次第であります

（大五・三・一）

三黨首會合顚末

今日諸君を煩し、此會議を開きたるは新聞紙にて旣に御承知の事ならんが、今回三浦子爵の發意に依り同志會の加藤男、國民黨の犬養氏と相會合し一の取極を爲したり。仍て其事を諸君に報告せんが爲め、玆に協議員會を開きたる次第なり。

三浦子爵は先般來日下の政局に付深く憂慮せられたる結果、政黨として存在する三派が國防及外交に付て一致點を見出し得ば國家の爲め甚だ幸ひなれば、互に相會合し此二問題に付胸襟を披て意見を交換しては如何とて會合を促されたり。依て他黨に於ては如何と質したるに、異議なしとの事なりしに由り、此問題に付幸に一致點を見出し得ば國家の爲め大幸にして、自分に於ても固より異議なき事なれば、子爵の提言を快諾したり。斯くて先月二十四日を以て三浦子邸に會合し、此二問題に付互に腹藏なく意見を交換したるに、更に異論を生ずることなく意見は全く一致したり。而して之を世間に發表するは勿論、各自黨員に報告するにも、其協議の要項を記し置くに非ざれば誤解を來すの虞れあるを以て、之を記し置く事を申合せ、本月六日第三回の會見の際、三浦子が協議の要項を記したる案を示され、之に對し互に隔意なく意見を交換したる後之を取極めたり。卽ち其の要項は左の如し。

要項

外交及國防の方針は勉めて一定し之が遂行の途に當りては各自黨派の消長に關せず誓て一致協同するに勿論にして外界一切の容喙を許さゞる事

對支方針は將來東亞永遠親好の目的を以て相互利益の增進を圖る事

國防費は相當の限度を定め其範圍に於て鹽梅處理せしむる事

右第一項は外交及國防に關する三黨の一致點を原則として示したるものにして、第二項は此原則に基づき目下の急務なる對支問題に付必要なる限度を定むることを、示したるものなり。

此協議の事に關し新聞紙等には種々其內容なりとして事實にあらざる說を傳へ、又此二大問題を黨爭の外に置くと爲さば政黨の效用滅却すべしと說く者あり。成程此二問題は國家の重大問題なるが故に、此問題にして各派相一致せば其結果として黨爭は或は大に減ずるやも知るべからずと雖も、政黨の主張は啻に此二大問題のみに止まらず、黨爭の止むと止まざるとは別問題として此二問題にして互に相一致することを得ば、國家の大幸なるが故に自分は初より誠心誠意を以て此會合に臨み其取極を爲したるものなれば、十分之が實行を望む次第なり。諸君に於ても此意を諒とせられ、其實行に當られんこと切望に堪えざるなり。尙ほ茲に一言すべきは、國防に付ては計畫の既定未定を論ぜず、之を取調べて其限度を定むるの要あるを以て、各派より委員を擧げて之に當らしむる事とせり。我黨に於ては總務委員諸君に於て其任に當られんことを望む。（大五・六・一〇）

默視すべからざる事態

今日諸君に御參集を願ひましたのは、諸君も日々新聞紙等に依つて御承知になつて居るだらうと思ひますが、大隈內閣の行動に就て、吾黨の態度を一定して置くことが必要であらうと考へますので、それを御相談致したい爲に御集會を願つたのであります。

偖て大隈首相は辭意を上奏致して、而して又今日は留任致さんと企てゝ居る。即ち大隈首相の主義政策を繼承して其後を襲ぐ者が無いと云ふ口實の下に留任せんと致して居るのであります。是等の事は各種の情報に依て最早や隱れもなき事實である。殆ど世間の有識者は皆其の事實を知つて居る。所謂公然の秘密であります。斯樣な行動に對して吾輩は相當の方針を定めて全國黨員の向ふ所を定めなければならぬ。又此の問題たるや政治上の利害得失の問題にあらずして、我國體より考へ、憲法の大義より觀察せば、如何にも容易ならぬ問題であるから、國民をして之に對する相當の判斷を下さすやうに致したいのであります。

大隈內閣が組織せられて二年有餘になりますが、此間に於て外交上の失敗、又內政上に於ても單に其成績の見るべきものなきのみならず、將來に禍害を貽すが如きことが非常に多い。是れは今日改めて申す迄もなく吾黨が屢々論ずる所にして、世間も亦此事實を認めて居るのであります。故に現內閣の一日も速かに更迭致して局面を

一變すると云ふことは、國家に取り最も必要とする今日の情勢である。然るに大隈内閣は内外の情勢も考へず、唯だ其政權を維持せんが爲に有ゆる術策を弄して居る。是れ既に吾々が國民と共に大に責めざるを得ぬ事柄であります。而して最近に於ては一たび辭意を奏上致したが辭表は提出致さぬ、啻に提出致さぬのみならず、政權を他に讓ると稱し、私に其交渉を進め、而して其意に滿たざるを理由として留任を企てゝ居るのでありますが、是れは初めより辭職の意志なくして左様な行動を取つたものであらうと認められるのでありまして、兎に角斯様な行動は我憲法の上に於ても、又皇室に對し奉つても、實に容すべからざることであります。

國務大臣の任免は天皇の大權に屬することは憲法上明かであります、又從來の例に徴しましても職を退くに當つて後任を言上致したことは無論ないのではありませぬ。辭表を捧呈して而して後任は何某に命ぜらるゝを然るべく考へると云ふやうに、謂はゞ御參考に申上げたことは無論にありますが、聖鑒に依つて其奏上したる人に大命下さるゝとも下されぬとも固より大權の發動に依ることで、奏上したることが御採用せられて居らぬ例もありまをす。故に職を退く者は初より自分の後繼者を定めて奏上致さなければならぬ責任が存在する譯は無論ないのである。殊に其後繼者を自ら選んで後繼たるべき人に協議をして、協議の調つた時には職を退く、調はざる場合は退かぬと云ふに至ては、天皇の大權が何れの所に在るか分らぬ。憲法上如何にも由々敷大事でありまして、皇室に對し奉り甚だ畏れ多い事であります。故に大隈首相が辭意を奏上致して、而して辭表を提出せずと云ふことが既に穩當ならざる處置でありますが、況んや其後飄然留任を企つるに至ては、一面から申せば　陛下を欺き奉つた

形跡ありと認めざるを得ぬ次第であります。若し大隈首相の意の如く其儘留任致すものと相成りますれば、憲法の大義を何れの處に認むることが出來ませうか、皇家の尊嚴を何れの所に認むることが出來ませうか、是れは政治上の得失問題でなく、我國體に於て又憲法の大義に於て容易ならぬ問題である。吾々は大隈内閣の行動に對して國民と共に大に責めざるを得ぬのであります。蓋し天下の識者、若くは忠君愛國の赤誠に富める人々は同樣の感を懷いて居るだらうと思ひます。

元來日本の國體が他の諸國と異つて居ると云ふことは今更申す迄もない。而して所謂忠君愛國などゝ申す事は、學校に於て之を敎へ、學者が之を唱へ、政治家が之を口にするも、實際に忠君愛國の實を擧げると云ふことは中中難いのであります。故に爲政者たるものは其實績を擧げて國民に示す所がなければ國家の綱紀は保たれぬのである。日本の歷史に於ても古來政權を恣にした者も少からずありますが、恰もそれ等に類するが如き感を懷かれる樣であります。今日漸次憲政の進歩を來して居ることは一に　先帝陛下の所謂欽定憲法に依ることで、益々其進歩を圖らなければなりませぬが、今日の如き内閣の行動を見ることは眞に意外の次第である。又如何にも痛嘆に堪えぬのであります。吾黨は伊藤公が創設の際にも斯樣な點に就ては特に意を用ゐ、我が政友會の綱領にも其意を示されてある。爾來其意を體して今日に至るまで如何に政治の得失論を鬪はすとも、　皇室の尊嚴に關する事に至ては一日も其注意を拂ふことを怠らぬのであります。然るに現内閣の爲す所を見るに、其組織以來秕政百出、國家百年の大計を定むること出來ざるのみならず、救ふべからざる禍を將來に貽さんとするが如き事蹟が多い

默視すべからざる事態

のである。殊に曩には　聖旨に藉口して留任を敢てし、今復此の如き行動を爲すに至つては吾黨は之を默視する能はず、國民と共に大に其非を責むるの必要がある。蓋し天下の識者は皆な同感であらうと思ふ。此に於てか是等のことを十分に御諮りを致し、吾黨の之に對する方針を決定致したい。依て今日會議を催したのであります。諸君に於ても十分に意思を吐露されて、此事態に對して相當の御決議あらんことを希望する次第であります。

（大五・八・一〇）

大隈内閣更迭に付いて

今日の時局は恰も大隈内閣其職を辭して寺内内閣の成立致したる際であります、斯樣な時期に於て此大會を茲に開かれると云ふ事は誠に偶然の事ではあるが、所見を述ぶるの好機會なりと考へるのであります。

大隈内閣は如何なる事蹟を國家内外に貽したであらうかと云ふ事を顧みるに、今日は既に職を去つたのでありますから、茲に論辯を費すは或は死屍に鞭つが如き感無きを得んので希くば之を避けたいのであります、さりながら大隈内閣は其組織以來上下を僞瞞し多く國民の迷ひを生じて居つたので、其の庶政につき其頌すべきは頌し、貶すべきはこれを貶するのが當然でありますが、遺憾ながら其擧ぐべき何等の實蹟を認めません。故に私の之れより述べんとする所は所謂大隈大閣の秕政であります。内外に對する秕政の跡であります。

然し此秕政の數々を悉く茲に列擧するの必要もなく、多く國民の記憶に新たなる所でありますから、只其概略に止めますが、先づ外交の狀態、この外交は皆な失敗であります。否其外交を失敗なりと申す計りでなく、失敗の結果將來に甚だ懸念に堪えぬ禍ひを貽しつゝあるのであります。所謂國際間の事柄は對手のある事でありますから、其失敗の跡を總て國民の前に曝露する事は國家の爲め甚だ不利益でありますが故に、私は機會ある每に大隈内閣の施政失敗なる事を進言致したのでありますが、其事蹟を悉く述ぶる事を遺憾ながら避けて居る爲め國民の

多くは此外交が如何なる所に失敗であつたか、何が將來の禍ひを貽すかと云ふ事は知りませぬ。國民が其眞相を知らぬに乘じて大隈內閣は外交は總て成功なるが如くに吹聽して居つたのであります。之れ眞に國民を欺いたのであります。內治に於ては新聞紙を操縱し色々な方法によつて國民を欺けぬ事はありませぬけれども、一度國外の狀況を見れば其失敗の跡は歷々として明かであります。各國は日本を如何に見て居りますか。日本は常に野心を持つて各國に臨んで居るとの感情は、第一に各國の間に存在して居ります。之れには無論誤解もあり間違ひもありまするが、然し斯樣な觀念を與へたと云ふ事は國際上非常な不利益を釀すのであります。殊に對支問題に至つては其最も甚だしいのであります。これは國民も多少了解して居る。對支外交の失敗して居る事は其眞相は判らずとも失敗なる事は略ぼ承知して居るが、之れは實に失敗の甚だしきものであります。其複雜した交涉の內容に立入らずとも外形に現れた所は何うであるか、支那全國を擧げて日本を排斥して居る。尤も此排斥は支那人に道理がある事柄とは申さぬ。然し斯樣な事は原因無くして起らぬのであります。日本は素より支那と所謂脣齒輔車の國、同文同種の國で、親善なるべき筈である。然るに事實は全くこれに反して居るのであります。この親善ならざる原因は支那人の誤解に出づるとのみ速斷してこれを放任して置く事は出來得ない事であります。然し政府は何等これに對し措置を執らなかつたのみならず、益々誤解を深からしめ、益々其排日の念慮を高からしめたのであります。これは革命黨と云はず、北方政府と云はず、各地に起る所の案件は皆な日本人の排斥より起る。過般甚だしく國民の視聽を惹いた排貨ボイコットの狀態は其一端を現はしたのであります。これは當時歐洲大戰

爭があつた爲め其跡は消へた如く見へましたけれど、日本に對する感情は決して改まつては居らぬのであります。これを改めずして如何にして日本が東洋の盟主たり、東洋の平和維持する責任者たりなど申す事が出來ませう。東洋に關して居るは我國丈けではない。殊に支那は其内の著しき國であります。この支那に斯樣な排日が起る其交情は極めて親善を缺いて居る。而して日本獨り東洋の盟主たり東洋平和の維持者なりと言つたところが行けるものではない、これが爲めに日本人民の受くる損害は甚だしきものであります。此狀態は是非改めなければならぬ、政府は時々代るが、國民と國民は變る事はない。其兩國の國民間に親善を保つたなれば所謂東洋の平和も又日本の東洋に於ける盟主たる事も出來得るのであります。これに對し當時の政府は何を申したか、決して支那は左樣な狀態ではない、甚だしきに至つては親善は目的でない、目的は日本の權利々權を獲得するにあると云ふのであります。素より國際上自國の權利を主張し無ければならぬ事は云ふまでもない話であるが、苟も他國に臨みて他國の利害を省みず、我國のみの權利々益を獲得するのを目的とする事が出來ませうか。對手の國は斯樣な狀態の下に如何なる考へを起すかは、何人も容易に了解し得る處であります。果して一昨年から昨年にかけて御承知の通り政府は二十一ケ條の非常な要求を致した。其要求が行はれない爲め支那に向つて讒謗罵詈を加へたけれども行はれない。强硬な態度を執つたが行はれない。遂に大部分は問題とならず、却つて排斥を買つたと云ふ樣な次第であります。何故斯樣な非常の交渉を開いたのでありますか。二十一ケ條に示して居る所に於て得る所は失ふたる所を償はず、これが爲め支那人の反感を買ふたと云ふ事は外交上失敗なる事明瞭なものであります。

支那の帝政問題に就いても、支那が帝政にならうが共和制であらうが個人の議論としては色々あらうけれど、國際の關係に於ては差支へない筈である。然るにこれに向つて警告を與へ、其警告が甚だ面白からざる狀態にある間に袁世凱の死去によりて誠に幸運を得たのであります。これ等も徒らに支那に反感を買ふに過ぎなかつたのであります。支那人の爲す所悉く善良なりとは申しません、又假りにありとするも日本の不利益を計る樣な行爲を敢てするものは日本に無論ないのであります。然し誤解なりとせば其誤解を去るの方法を執らなければ、國の不幸を釀す事無論であります。此の如く支那に對し亂暴な處置を致した結果として各列國は非常の猜疑を以て日本を見たのであります。今は歐洲大戰爭の爲め外國は東洋に向て何等手を伸す事は出來ぬ。これに乘じて日本は野心を逞ふするものなりと云ふ觀念を一般に與へたと云ふ事は非常な事であります。これ等も除去せねばならぬ事であります。然し私は最初に申した如く外交の事は其事實を有の儘に申す譯に參らんのでありますから、茲には大體論に止め、大隈内閣の外交は失敗なり、失敗の結果は將來に甚だしき害を貽したりと斷言するに憚らんのであります。

然らば内政は如何、これは國民の記憶に新たなる所で、腹藏なく申上げて無論差支ないのでありますが、秕政相踵ぎ何等國家に利益の生じたと云ふものはないのであります。試みに政府の執つた所の政策に就て一二を申せば、地方には最も適切に了解されて居る事でありませうが、米價調節等の事で、少しも調節の實は擧らず、失敗に終つた。蠶糸救濟は何うであります。蠶糸救濟はこれも失敗であります。幸ひ米國の購買力が增した爲め市價

が擧つたといふに過ぎないのである。其他の處置に至りては何事も殆んど致さぬと云つて宜しいのでありますから、此事を申して論辯の材料にも致すのでありますが、玆に憲政上より觀て實に看過すべからざる秕政があります。其一二を申しますれば、昨年行はれた選擧はどうである。明治二十五年に選擧干渉が行はれたる事がありましたが、それは最早古き歷史になつて居ります、何となれば爾來干渉と云ふ事は跡を絶つたので私共も其間數回の選擧に際會したが國民の自由意思を尊重し干渉の跡を絶つ樣に努めた結果、幸ひ世の批難は受けなかつたが、昨年の選擧の狀態はどうであります。有ゆる權力を使用し、又金力を利用して、殆ど公々然議員の買收、否選擧人の買收を致したのであります。內閣は閣僚を擧げて國務を捨てゝ此選擧に狂奔致し、斯樣にして造りたる所のものは彼等の稱する多數議員なりと云ふのであります。これを憲法上より見て如何に判斷するかと云ふ事を考究すれば、明々白々に憲政を賊する行爲と認める。此一事を以て既に內閣は破壞すべき筈のものであります。然し尙ほこれを以て國民多數の同情を得たるが如く云ふは、殆どこれを評するに言葉のない次第であります。其他の事例へば乃木問題の如き國家の風教を害する事甚だしく、又內閣中より刑事被告人たるべき人を出し、而して其內閣は居据りを致した、其口實は口を聖旨に藉り、或は與黨の多きを以て國民の同情失はず抔と稱して居ります。之れも秕政なることは明瞭でありませう。

要するに政府は其政權を維持し得るなれば如何なる事をも爲して憚らんのでありました。斯樣に內閣を維持する事にのみ努めましたから、國民の利害休戚は殆ど顧られて居らん。故に失敗の跡單に失敗に終らずして尙ほ害

を將來に貽しつゝあるのであります。大體斯様な行動で遂に其職を辭するに立至つたのでありますが、其辭するに至つた事も、辭するが如く辭せざるが如く、殆ど一年有餘を費して居ります。國民は斯様な政府の退きましたので始めて安堵の念を起したらうと私は思ふのであります。

左様な狀況でありますがこれより如何に致すかと云ふ事は當然到着すべき問題でありますが、第一の急務は外交であります。外交を今日の狀態に置きましては實に恐るべき禍を將來に貽す事となります。今やヨーロツパ各國の大戰爭は二年有餘に亘つて居る。何等戰爭以外に施設する事の出來ない狀態に居るのでありますから毫も他に手を伸ばすの餘裕がない。併し此戰爭は必ず終るべきもので、當年終局を告げるか來年に終局を告げるか何人も豫言する事は出來ないけれども、此戰爭の終つた時に當り勝利を得たものは海外に發展するが爲め非常な力を蓄さなければならぬ。これは日本の日淸戰爭日露戰爭の既往に鑑みてもよく判るのであります。所謂戰後經營なるものは非常な努力を要する。況んや今日の歐洲の大戰爭の爲め受けたる傷痍を恢復するには如何なる國と雖も非常な力を要する。英國の如きは非常な財力を有し戰爭を續けて居るけれど、これも戰爭終れば餘程の困難を醸す事でありませう。その他の國に至りては更らに甚だしいのであります。此間產業も戰爭の爲めに皆な停止する。各工場は殘らず軍器等の製造に使用されて居る。これ等の事情より假令勝利を得ても非常な困難に陷るでありませうが、況や失敗したなればどうであります、兎角何れの國も非常な困難を嘗めて居るのでありますから、これを恢復するに有ゆる手段を遂ぐるに相違ないので、其手段は皆海外に向つて力を注ぐに相違ない。而して東洋に

國して居る國は素よりこの鋭鋒に當る覺悟が無ければならぬ。今より百年前所謂ナポレオン大戰爭があつて歐洲はハンガリーまで戰爭の渦中に投じましたが、其戰爭が終つて如何なる事をしたかと云ふと、これも外に向つて力を注ぎ殖民等が盛んに起つた。一方に貿易の擴張を促したのであります。今日は國際の關係が複雜になつて居りますから、貿易の狀態も複雜になつて居るが、然し何れにするも似たもので、各國とも自分の國の勝利を博するには、他に向て利益の獲得を計る事當然の話であります。故に此戰爭が終れば東洋には大波が寄せて來るといふ事は知れ切つて居る。斯樣な事に對し大隈内閣は何等の處置も執つて居ら無かつたのであります。色々な調査會を拵へ何か戰後經營の調査をして居るかの如き形を見せて居りますが、其實何もして居ない。調査會に政府から出した原案は何もないのである。それであるから今日此一點より申しても外交上には非常な決心を以て刷新を圖らねばならんのであります。所謂戰後經營に對する準備は今日充分にして置かなければならぬ。從つて列國の感情に對しては改革する途を講じなければならぬ。差向き支那の如き先刻申した如き狀態に居るからこれを一變し日支親善の實を明瞭に擧げる事に努め無ければならんのであります。これが目下に處する外交上の急務なりと認めるのであります、如何にも甚しき秕政の後失敗の後でありますから困難でありませう。然しどうしても玆にこの外交の刷新を圖らねば國家をして不測の誤解を招き危殆に陷らしめると云ふ次第であります。

次ぎに内政の問題は矢張り外交に關連する。戰後經營なるものも内政を改良せねば出來ぬので、これも非常な力を要する。唯政府の役人或は政府の與黨が爪牙となつて、其政府を維持するがために努めたといふ樣な事では

不可ぬのであります。

その他今日の經濟上に就ていふも、今日は甚だ不平均で變調に居る。即ち此戰爭によつて成金なるものが生じて居る。然し國民の七八分を占むる農民の狀態を見れば一向改良されて居らぬ。これには米價の下落、農民經濟の不振、その他種々なる原因が伴ふて居るが、農民狀態の改良を要すべき時に逢着して居る。商工業は何うである、これも大なる決心を以てその改良刷新を計らねば各國が戰後に鋭意その利益の獲得に努める場合、太刀打ちは出來ないのであります。金融の關係から申しても、工業の狀態から申しても、今日の如き有樣を以て所謂戰後の大波に當る事は困難であります。

又更らに教育の方面を眺めて見ても、今日の如く學校の數も尠なく、義務教育は百人につき八分以上九分まで、好い所は九十九まで行つて居り、頗る盛んになつて居りますが、其上の門戸が狹隘な爲め年々多くの生徒に高等の教育を受け兼ね皆な其方向に迷つて居る。歐洲大戰後の大波が來つた時にどうしてこれに應ずるか。これも充分な考慮を要するのであります。又餘程注意を用する問題でありますが、國民の氣風である、如何にも近年政府の不眞面目な狀態の爲め國民も不眞面目に傾いて居る、これも是非一變しなければならぬ。

斯樣に數へ來れば殆ど茲に述べ盡す事の出來ぬ程の問題に逢着するのであります。左樣な狀態で內外とも刷新改良を要する事が多いから、今日は國民の最大決心、最大奮發を要する時になつて居ります。此の如き時に幸ひにして大隈內閣が其職を去つたので、次に起つたのは即ち寺內內閣、これは素より變則な內閣で、世間では超然

内閣と稱して居る。超然内閣なるものは殆ど内閣ではないのであります。又憲政の上に賞讃すべきものでもないのであります。併し乍ら超然内閣であるとか政黨内閣であるとかいふ事は既に吾々が論じ盡して居る。吾々は機會ある毎に政黨を基礎とする内閣の設立を希望して居る。これに反する所の所謂超然内閣等の成立致しまするを排斥すると云ふ事に今更ら一言も要しない、今更ら斷言する事もない、明瞭な事であります。然し超然内閣であるから反對するとすれば、政黨内閣が出來れば何でもこれを賛成するかといふに、勿論左樣な單純な事は今日の國情が許さんのであります。……素より憲政の完備を期するといふ事は吾々の目的で憲政有終の美を濟さんが爲めに我政友會は創立されたので、爾來殆んど二十年これがためには非常な努力を要したのであります。而して一歩々々年一年所謂憲政は完備され、憲政の發展は期されて居つたのでありますが、俄然として大隈内閣に至つて頓挫致した、……大隈内閣の成立によつて憲政の進歩が俄然として逆轉致した、……名義は政黨内閣であれ、どんな内閣でも宜しい、今日は徒らに名前に捉はれて居るべきでない。實質を見なければ不可ぬ。私は先日現總理の訪問を受けた際にも吾々は徒らに反對するといふ事は無論ない事である。さりながら悉く賛成するとは云はないと申した。吾々は嚴正公平な中立態度を執るを國家國民の爲め必要な事と信じて、若し吾黨の主張に合するものなればこれを賛成するに躊躇しないのである……これに反して國家國民の爲め不利益、又吾黨の主張にも合しないなればこれに反對するのである……特に私は今日公平無私、吾々は多年執り來たつた所の主張を持し、始終公平なる位置より其政策を判斷し、其賛すべきは賛し、其排すべきは排して國家の進運に貢獻しなけ

ればならぬ。

然るに世間には浮薄輕佻な議論が多い。此議論が彌漫すれば國民も欺かれないといへぬ。それはどう云ふ事であるかと云ふと、近頃弗々新聞等に見る憲政擁護とか排閥運動、元老排斥などであります。吾々は排斥される人人に代つて辯護する義務はないが、全體大隈内閣なるものは其性質が何であつたか。大隈侯は政黨の人でなく、又文部大臣たりし人、内務大臣たりし人、外務大臣たりし人、海陸軍は無論の事、政黨員ではなかつたのであります。司法大臣たりし人も同樣で、中正會と云ふ政黨は日本に存して居らぬ、十人の國務大臣中六人まで政黨員にあらずして、僅か四人が政黨に席を置いたと云ふ計りであります。これは何う云ふ内閣であつたか、屢々議會に明言し世間にも公言した通り同志會内閣ぢやない。大隈内閣である。然ればこれは超然内閣である。夫れを當時の政府並に政黨與黨の人々は政黨内閣なり、吾黨内閣なりと稱して居る。同じ政府、同じ政府與黨の間に一は大隈内閣なり一は吾黨内閣即ち政黨内閣と云ふ。今日まで國民は此事實の判斷に苦んで居たのであります。故に今日に至つて政黨内閣を主張する事が此等の人々の口より出たのは奇怪千萬ではあるまいか。其次に元老であるが大隈内閣の成立は元老の力で其在職中屢々元老の意見を聽き、元老とは親密なるものがありました。今日この元老を排斥するはどう云ふ事であります。元老は素より國家に貢献した國家の元勳である。これに對し至尊が必要と思召されたる上は御諮問になる筈である。至尊が如何なる人に御諮問致されたからと言つてこれに對し彼れこれ云ふ事は恐れ多いことであります。又何れの立憲國に於ても矢張り國家に長老たる所の人に相談をし少しも怪

まないのであります。故に元老の存在はさまで排斥仕様とも謳歌し様とも思つて居ないのであります。然して大隈內閣及びその與黨の人々は彼等の思ふ通りに行かないために元老を排斥するので、社交上にも紳士としては出來ないことであります。況んや政治上に改善を加ふる事などは如何なるものでありませう。又多數黨によつて政治を致すのは宜しいので、吾々も多數黨を率ゐて政府に當つた事も屢々あり、段々憲政が進歩すれば無論多數黨によつて政治を行ふことは憲政の本義に適ふのであります。併し彼等の所謂多數黨は何れの黨派を申すのでありますか。吾々が多數黨であつた時代に多數黨が天下を取つて居るのが當然なりと云ふ事を彼等の一人よりも聞いた事はない。而して今日も彼等自ら稱して多數黨なりと稱するけれど、何れの時に多數黨になつたのであるか。去る十日發會式を擧げた新政黨は成程二百人の多數黨の樣に見ゆるが、その以前には過半數を得て居つた政黨は無かつたのであります。而して此人は多數黨に政權を授けんのは怪からんといつても、諸君誰れが……私共これに同意する事は出來ぬのであります。多數黨でやるといふ事は宜いのでありますが、彼等に其資格あるや否やは疑問であるのであります。

彼等の取るに足らぬ支離滅裂の議論に對し爭ふのは如何にも大人氣ないから、これは避ける事と致します。然し動もすれば誤解を招く事となりますから茲に其一端を申して置きます。要するに今日の狀態は外交にも內政にも非常な刷新を要する時であります、徒らに名義に拘泥し輕薄なる理論に捉はれず、國家の眞の利益を計る事を目的としなければなりませぬ、吾々は多年の主張を毫末も枉ぐる事なく政黨を基礎とする內閣の成立を希望する。

然し今日現内閣の爲す所に付ては賛すべきは賛し、排すべきは排して國家の利益を進めたいと思ふのであります。

玆に私は此大會に遭遇して臨席した事を欣幸に堪へず深く其光榮を謝するのであります。（大五・一〇・一五）

選挙に勝り隠遁
お荘にて
帰り来て
又緑蔭に
俳書の都
一山

積累の秕政・刷新の急務

諸君、本日は我が東海十一州の大會を開きまして、玆に出席致して諸君と共に時局に對する意見を交換するは誠に光榮に存ずる次第であります。目下に於ける時局は玆に喋々の辯を費す迄もない事で、國民の記憶に故も新なる次第でありますが、去りながら其の情況の概略を述べ以て吾黨の立場を明にすること是亦必要なりと考ふるのであります。

吾黨は多年憲政の發展を期し國家の爲に貢献を致したのであります。この態度は何れの時期に於ても變更いたしたことはないのである。時に政府黨となり時に在野黨となり其の境遇を異にするも、吾黨の態度は終始一貫して居るのである。終始一貫して憲政の發展を圖り、國家に貢献することを努めて居るものであります。今日は如何なる政局に相成つたか、申す迄もなく大隈内閣は二年有餘にして其の職を辭し、新に寺内内閣の現出を見たのである。斯様なる場合に遭遇いたしても、吾黨の態度は更に玆に變更を加ふる必要はないのである。即ち憲政の爲に國家の爲に其の方針を二三にすることはないのである。

然らば如何に致すか。申す迄もなく今日の寺内内閣なるものは世の所謂超然内閣であります。今日の超然内閣なるものは、今日初めて現出いたしたかと申せば決して左様ではない。前内閣即ち大隈内閣も亦超然内閣であつ

たのであります。大隈内閣の與黨は政黨内閣なりと申し、或は同志會の内閣にてもあるかの如く辯じたることも無論あるのであります。去りながら大隈侯自身も屢ば決して同志會内閣にあらず、大隈内閣なりと明言いたして居つたのであります。又實に左様で、此大隈内閣中には幾人かの政黨員が閣班に列しましたけれども、多數は皆政黨に關係なき人であります。大隈首相亦無論政黨に關係無き人であります。故に吾々より之れを見れば矢張り超然内閣にして、而して同志會その他の政黨派が之を助けて居つたといふに過ぎないのである。今日の寺内内閣は之に援助を與ふること恰も大隈侯と同志會におけるが如き關係あるものはないのである。左様なる政黨は持つて居らぬのである。而して之を助くる所の政黨が何黨に拘らず矢張り是れも超然内閣なること無論であります。その超然内閣たるに於ては大隈内閣も何等擇ぶ所はないのであります。而して此の超然内閣、これは御同様政黨に籍を置き、憲政の運用は政黨によらずんば圓滿に成功することは出來ないものと多年主張して居る所の吾々は、無論この超然内閣を贊成すべき譯は無いのであります。政黨主義とは相容れざるもので、故に今更超然であるから反對するなどと新に茲に決定する迄もないのである。多年斯様なる内閣には反對をいたして居つたのである。この態度この主義に於ては毫も吾黨は之を變更するの必要はないと私は確信するのであります。

去りながら、政策は別問題であります。國家の狀態も亦異なる。吾々は大隈内閣に對して、彼等與黨が如何に政黨内閣と稱するも超然内閣である。超然内閣であるが故にとて、我黨は反對の態度は執らないのである。其政策に於て國家國民に甚だ害ありと考ふる事が多いのでありますから、之に反對致しました。去乍ら縱令大隈内

閣のみならず何れの内閣に於ても、國家の爲め必要とする所の施設に對しては贊成を致すのである。寺内内閣に對して亦同樣ならざるを得ぬのである。素より其政策の吾黨の主義に合し國家の爲に利ありとするものは、之を贊成するに躊躇致さないのである。之に反して國家の爲に甚だ不利益なりと認むべき事にして、吾黨の主義にも合せざるものは、之に反對するに躊躇致さぬのである。要するに此政策に對して、是を是とし非を非とし依て以て國家の進運を圖ると云ふ事を目的とするのである。斯樣なる事に就ては屢ば各地に於て愚見を陳述致しまして、今や天下に明かでありまして、黨員も亦惑ふ所無しと確信致します。何れ議會も召集に相成りましたから、相當の時期に於て吾黨の大會を開き、吾黨の大方針をも決議致し、諸般の政務に對する方針をも定むるのでありますが、左樣なる時期以前に於ても屢ば愚見のある所を述べて黨員諸君の注意を喚起致して居るのである。何故に吾吾は相容れざる所の超然内閣を見つゝ、其政策は贊すべきは贊し反對すべきは反對すると云ふ態度を持つかと云へば、今日の時局が容易ならざる國家内外の形勢に逢着致して居るのである。是に於て吾々は唯今申した如く、忠實公平なる態度を主と致さなければならぬ譯であるのです、夫れはどう云ふ事かといへば、是も屢々機會ある毎に申したのでありますけれども、茲に其一端を述ぶるも無益で無いと思ひます。

之に就いて先般反對黨の領袖が山形縣宮城縣等において演説を致して居るのである。之に對して一應愚見を述べましたならば、從つて今日の時局を明瞭に了解するに便利なりと私は考ふるのであります。故に私は反對黨領袖の加藤君の演説を、反覆熟讀致しました。併乍ら各新聞の記載する所一樣ならずして、何れか間違もありませう。

誤聞もあるのでありませう。けれども各新聞に登載致しました所によつて、凡そ其大要は窺はるゝのであります。故に私は此演説に對して先以て贅言を費して見たいのであります。

加藤君の云はれるのには、大隈内閣なるものは徹頭徹尾秕政を致した事は無く、悉く善政である。内治外交皆宜しいのである。何等の失策もなければ失敗も無いのである。殊に外交などは皆成功にして、何等の危險も伴はなければ不利を醸すの虞も無いと言はるゝ様に見えるのであります。どうも之は驚入つたる事である。其筆法に依れば餘りに牽強附會、餘りに堅白異同の辯で、如何にも世間の事實を抹殺致して、只だ徒に大言をして居る様に見えるのでありますが、是は定めし色々記事の間違でありませう。私は加藤君の人格に對して世間の傳ふる所には多くの誤謬があらうと信ぜんと欲するのであります。併し新聞紙の傳ふる所に依れば先づ斯様である。

茲に一二の切抜がありますが、大隈内閣成功の第一は財政整理である。此財政整理を致したが爲に募債、所謂公債も募らず非募債主義を貫徹致して、後には日獨戰爭も始まつたけれども、之れも公債を募集しないで、大隈内閣が歴代政府の成し能はざる所を成して非常なる整理を致したと斯様に云はれて居りますが、是れは茲に私は辯明するの甚だ無稽なるを覺ゆるのであります。大隈内閣は行政の整理に如何なる事を致したか、何等の整理もなかつたのであります。是れは決して議論では無い、事實である。何等行政の整理もなければ、財政の整理も無いのである。啻に整理が無いのみならず、無用の冗官すら增設致して居るのである。斯様に整理も致さずして其財

政を繰廻し得たと云ふ事は、何の爲めでありませうか。即ち前内閣に於て行政財政の整理に依つて約一億五千萬圓の金を剩して置いたればこそ、公債も募らず所謂日獨戰爭を成す事が出來、諸般の政務を處理する事が出來たのである。是れは實に掩ふべからざる事實である。一億五千萬圓の金が殘つてあつた故に、諸般の政務を處理する事が出來たと云ふ事は是れ隱れ無き事實である。之を如何にして大隈内閣の財政整理の結果などゝ申されませうか。是れは事を誣ふるの甚だしいと私は思ひます。又非募債主義も其通りである。當時の内閣の人々は非募債と申したことがあるとか無いとか申しますが、何れにしても募債は出來ぬのであるから、しないと云ふのが事實である。募債が出來ぬ時に募債を致さず、募債の出來得る時即ち大隈内閣末路の頃には募債をも致したのである。決して募債をしなかつたと云ふ事は一の功績でも何でも無いのであります。是れは明瞭なる事實であります。加藤君は一億五千萬圓の金が殘つて居つたと云ふ事を、決して知らざる筈は無いのであります。是れは議會にも其決算は明瞭に報告せられて居るのである。之を知つて居るならば如何にしても、第一の成功は財政整理などゝは云はれないと私は思ふのであります。是も私は何かの間違ひであらうと思ひます。

第二の功績といふのは國防問題であります。成程大隈内閣の時に二個師團が增設せられたのであります。併し是はどう云ふ沿革であるか。二個師團增設と云ふ事は、無論陸軍は漸次師團を增加するの方針を採つて居ります。財政の許す時に於ては師團を增加致します事は無論度々あります。去りながら吾々は、歐洲の大戰爭も起つたのである、暫く此戰爭の結果を見て、之に大に學ぶ所あるに違ひないから、之に依て國防の計畫を定むるが適當で

はないか。日本とロシヤと戰つた所謂日露の戰爭に際しても各國が皆その結果に學んで、其の國防計畫を定めたといふことが既にあるのである。恰も日本に於ても、今日歐洲の大戰爭を見つゝ、此結果に學んで、然る後に從來唱へ來つた所の師團增設について考慮するの必要はあるまいか。暫らく待つがよいと云ふのが吾々の主張であつたのである。夫れが一向時機をも考へずして、彼等多數に依つて二師團が通過致したと云つて、是れは決して功績として誇るにも當るまいと私は思ふ。而已ならず此の師團問題は今の憲政會の諸君は在野當時には極力反對したのである。極力反對して一朝政府に立つや之を實行致し、所謂變說改論の結果之が成立致して功績なりと云ふは、如何にも白々しきことではないか。是れも何か記事の誤謬である事を信ぜんと欲するものである。

夫れから其間に只今の國防問題の功績を擧げた話のうちに議員が大層增加致した事を述べて居りますが、是れは所謂選擧干涉の結果であります。是は姑く措き第一の成功は財政整理なりと申します。第二の成功は國防問題を解決したとあります。第三はと申せば外交の成功と斯樣に申した。外交の成功とは實に驚き入つたるものである。是は猶加藤君の言に對するのみならず、之に就ては更に數言を後に費したいと思ふのでありますが、兎に角外交の成功とは何れの點にあるか。日獨戰爭を致したと云ふ事は、此功績の重なるもの〻樣に見えて居ります。他國に向つて戰爭を致したと云ふ事が功績でありませうか。戰爭を致したと云ふ事が功績でありませうか。戰爭を致して而して十分に國家の利益になるべき結果を見て初めて戰爭を致した事が功績とも相成りませう。又此戰爭に依つて甚だしく國家に害を及ぼしたならば是は功績とは云へなくなるのであります。其功績であると無いと

は戰爭の終局に到らざれば判斷の出來ないものであります。然らば如何であるか。ドイツに對しては開戰を致して居る。青島は陷落して居る。併し戰爭は終局致して居らぬ。終局致して居らぬ内に只だ開戰を致したと云ふ事が功績であると云ふのは、常識ではどうしても判斷のつかぬ事である。如何に牽强附會を致しても戰を始めたと云ふ事は功勞にはならぬ事は加藤君も能く承知の筈であるのであります。是も何か記事の間違でありませう。

夫れから又此戰爭は日本の地位を大層高めたと云ふ事は、是れも少しく記事が不明でありますから解りませぬが、日英同盟の誼を重んじたから日本は義に厚い國なりとして世界の尊敬を受けたことでもあらうか。成程國際間の條約を重んじて其義務を果す事は國家として最も稱讃すべき事であります。併し乍ら又斯云ふ事がある。ドイツが三國干涉、日清戰爭の終つた後遼東還付の事をロシヤ、フランス、ドイツ三國より申込んで來ましたが、其張本人はドイツであつたのであります。故に此機會に於てドイツに復讐致したのであるといふ。是れも日英同盟の義務に依つて此戰を致したと云ふ事と、彼れが三國干涉の張本人であるから復讐を致したと云ふ事とは、兩立致さぬのである。私は此の意味が解らぬ。

夫れから支那問題は袁世凱政府に忠告を致して、依つて以て支那の平和でも保たれたが如く記事に見ゆるのでありますが、袁世凱の政府に忠告致して帝政を見合せよと云ふ事を申したが爲に支那が平和になつたのでありますか、騷亂が生じたのでありますか、諸君の記憶に皆新なる所で、夫れが加藤君の言が新聞に書いてある通りならば、大に平和に歸して支那の爲に宜しくなつたと云ふ様に見えて居る。是れも何かの間違であらう。

斯様に申して何もかにも成功である、斯う云ふのであります。何もかも成功であつて何等世間の非難を受くべき事無くして、所謂世間の稱賛、世間の謳歌を受くべき筈と申さなければならぬ。左様なる大隈内閣は二年有餘繼續致して、而して茲に大隈内閣は辭職を致したのである。此辭職は決して行詰まつて據無く辭したのではない。全く大隈侯は老齢になつて、七十九歳とかである様ですが、老齢其職に耐えないから辭したのである、決して其政策の行詰で無いと斯う云ひます。是は辯解の仕様によつては左様に云ひ得る場合もありませう。去乍ら左様に申したが故に事實は變更するものではないのである。役人の辭職、多くは病氣と稱します。役人の辭職は病氣と稱しても實際病氣とは申されない。大隈侯が老齢職に堪へないと申したと云つて、眞に老齢其職に堪へないとは申されない。老齢なる事は無論であります。併し本年初めて老齢では無いのである。内閣創立以前から申せば纔かに二つ三つ年が増されたと云ふに過ぎないのである。假に今日老齢なりとは思はれぬのであります。老齢と申して老齢其職に堪へないと云つたから、夫れが圓滿とは申されないのであります。是れは多く言葉の末を爭ふやうでありますけれども、兎に角加藤君の考では老齢其職に堪へないから辭したので、政治の行詰りでは無いから、同じ主義の人に政府を譲るのが當然である、斯う云ふのであります。同じ主義の人といへば加藤君自身の事で、自身に政府を譲るのが當然であつて、自身が内閣を樹つるのが憲法政治の當然なる結果なりと斯様に申す。成程加藤君の説に從へば其通りであるかも知れませぬ。併し是れは天下に通用は如何でせうか。素より大隈内閣の圓滿辭職で無い事は何人も知つて居るのである。如何とも仕方が無くなつて辭したのであります。是れは固より茲に

喋々の辯を費さずして分り切つた話であります。行政上から見ましても、外交上から觀察いたしましても、大隈内閣は辭するの外は無かつたのであります。

故に世間で行詰つて辭したものなりと申すのは、敢て不都合なる評論を加へて居るのではないのである。然るに加藤君は行詰つたのではないと云ふ。假りに行詰つて辭したのではなく全く老齡其職に堪へないから辭したとしても、大隈侯は其時に誰を推薦（すゐせん）したのであるか。成程首相の辭表には加藤君を書いてある。私共は内閣自ら發表致しましたから夫によつて承知致しました。併し乍ら今日内閣に立つて居る寺内伯は誰の推薦（すゐせん）にて朝鮮より歸つて來たのであるか。當時大隈侯は首相の地位にあつて、自分は其職を退いて相當なる後繼者（こうけいしや）を得たいと云ふ譯を以て寺内伯を朝鮮より東京に呼び寄せて、お前に政治を渡したいと思ふと云つたのである。之に對し寺内伯は左様なる事は臣下の私に議すべき事にあらずと申した所が、夫は　陛下に申上げてあると迄申した。さうすれば寺内伯を推薦（すゐせん）すると云ふことは、當時　陛下にも申上て寺内伯を推薦したのである。是亦天下に公になつて居る事柄であります。只だ此所に相違を來した事は、寺内伯は大隈侯の推薦に依つて東京に歸つて段々交渉した所が、大隈内閣は自分の政策を殘らず襲踏（しふたふ）致せと云はれたが故に、其は出來ないと云ふ爲に其話が不調に歸したと云ふ、夫で不調に歸したが故にどう致すかと云ふ段になつて、大隈侯は加藤君を辭表の際に推薦致したと云ふ事になる。若し最初に大隈侯と今の寺内伯との間に交渉が成立致して居つたならば、當然寺内内閣は成立致して、加藤内閣は成立致さぬのである。然らば寺内伯を推薦致しましたる者は大隈侯なり、憲政會諸君の最も尊敬して

居る所の大隈侯である。此大隈侯が寺内伯を推薦致す當時は、加藤君を推薦致さない。夫れが色々の變化に依つて寺内内閣が成立致さずして、加藤君を推薦致したが、今度は加藤君が出ることが出來なくて寺内伯が出たと云ふ事になる。吾々から見れば此れは何も議論を挾む必要はないのである。尤も當時は寺内伯の同志會と提携する事を大隈侯は頻に主張せられたと云ふ事でありますが、果して然らば猶更奇怪であります。寺内伯を推薦し、夫れと同志會との提携成らば無論賛成致しましたので、其の提携成らざるが故に今度は寺内内閣に反對する。夫れでは何うも筋が立たぬ樣に思ふ。是れも何か記事の間違でありませう。餘りに妙な議論であります。

又多數黨であるから加藤君自分の出るのが適當であるが、之を元老が推薦致さぬのは怪からんと云ふ記事もあります。元老の爲に私は辯護する必要はないのでありますけれども、此元老が初めは大隈侯を推薦して所謂大隈内閣の成立致した時には、其與黨が元老を非常に謳歌して居つて、極めて親密であつた。其元老が末路に大隈侯の云ふ通りに成らぬからと云つて、此元老を非議する事は如何なものであらうか。兎角斯樣に詮じ來ればどうも其心事餘りに牽強附會で何か記事の間違でもあるに非ずんば、常識を以ては了解の出來ない事である。故に私は斯樣なる論に對して喋々の辯を費すは、餘り大人氣ない樣な感が致すのであります。

又内政の事も色々申して居ります。大隈侯の内閣には秕政はなかつたと申します。秕政がなかつたと言ふ事でありますならば、一二の事を私は云つて見たいのであります。先般内閣員中より殆ど刑事被告人たるの實を現はしたのは、あれは秕政でないのであるか。選擧干渉に就て加藤君は敗者の言なりと申して居りますけれども、選

暴干渉は隠れ無き事實であります。之が爲め罰せられた役人もある。是れが秕政でなかつたのでありませうか。乃木問題、是れも大隈内閣の秕政ではなかつたであらうか。又一度辭表を出して居据はつたのである。是れは加藤君に於ても秕政を認めざるを得ないのである。何故とならば加藤君は其時職を去つたのである。どう云ふ譯で去つたのであるか、爾來一年餘に相成るも其趣意は辯明されて居ない。其職を去る方が理窟があるならば居据つた方が宜しくないのである。去つたに道理がないのでありませうか。此の點に對しては一年餘に相成りますけれども辯明を聞きませぬ。併し是れは秕政と認めざるを得ぬ。斯樣に考へると秕政無しと云ふ事は如何にも不思議なる言葉と私は思ひます。故に之を算へ來れば殆ど際限がない。けれども徹頭徹尾大隈内閣に秕政無し、内外の政治皆成功なり、大隈内閣の辭職は老齢の爲めなり、加藤君を推薦しなかつたのは元老共も怪しからん、斯う云ふ事に就ては天下自ら公論があらうと思ふのである。何か記事に間違あるに非ずんば驚くべき言論と思ふのでありますが、是れは大概にして私は之を避けます。

偖て反對黨の云ふ事は一向條理無き事は只今申した通りであるが、是より私は少しく内外の情勢を申して置きたい。第一は外交であります。外交は加藤君が成功と申して居りますが、紙の上に於て成功と申しても事實は成功でないのである。其一端を申して見れば、支那が日本に反抗して居ると云ふ事は事實である。何故に支那が反抗致して居るか。無論支那人の誤解に出でたりと申すより外はないのである。而して此誤解を誘致したのはどうであるか。或る時は革命黨を援ける處置を致す。さうかと思へば宗社黨を援け、即ち再び清朝を助くる樣な事を

もして居る。久先般是れは加藤君在職中の事でありますが、廿一ケ條も八釜敷い請求を致しまして、一昨年から昨年に亘りまして非常に强硬なる交渉を致したと云ふ事があります。併し廿一ケ條のうち一項二項三項四項　項となつて居りますが、此五項を各國に對しては知らさなんだと云ふ譯を以て、各國が非常なる猜疑の眼を以て日本を見たと云ふ事に是れは事實である。又支那に對して廿一ケ條も請求致して、所謂第五項は捨てゝしまひ、纔に其内の數ケ條成立致したと云ふ事は、是　も事實である。當時支那の狀態にどうであつたか。所謂ボイコットが起つて日本の品物　買はないと云ふ排斥を受けたのでありまして、今日に到るまで支那の紙幣に、國耻記念と云ふ印を捺してある。甚だしきは此頃承れば、市中で賣つて居る手巾などにも國辱を忘るゝなと書いてある。最も甚だしきは日常賣つて居る所の菓子や煎餅などの類にも、國耻記念と云ふ印を捺してあるのはどうである。又各地の小學校其他を見れば、日本より受けた所の國辱を忘るゝなとしてある。是も皆事實である。これは支那人の誤解である、彼等の間違であると斯う申して居つた樣でありますが、無論誤解が多きに居るのであります。去り乍ら斯樣なる結果を見て居る事は成功の歷史であるか、失敗の歷史であるか、何人にも分るのである。殊に日本は東洋に於て所謂東洋の盟主、東洋平和の維持者なりと自ら任じ世間も亦許すべき地位に居るのでありますが、其の足下の支那より斯の如き反抗を受けて居る。是れが外交の成功と申されませうか、其結果が種々なる事に現れて單に國耻記念と迄申し、日本より受けた所の耻辱を忘るゝなと支那の上下が敎へる許りでたく、此野心があつたと云ふ爲に各國が皆日本の野心を疑ふのである。日本は歐洲の戰亂に乘じて歐洲各國が東洋に向つて手も足も

出せない今日の境遇にあるのを利用致して、支那に向て野心を逞うするのであるといふ、此猜疑の念に各國にたて少しも去らぬのである。是れも事實である。支那は日本に反抗致し各國は猜疑の目を以て日本を見て居ると云ふ事である。斯くの如き情況では日本が將來孤立に陷る虞がある。故に茲に外交の方針を一變する事は刻下の必要で茲に此方針を一變致して所謂日支親善を圖らなければならぬ。日支親善が十分に其實が擧るならば何も支那に向つて大騷ぎをして彼等より反抗を受くる樣な事を致さずとも、日本の權利々益も自ら受け支那の發達も亦誘致せらるゝのである。此兩國親善が最も東洋の爲にも日支兩國の爲にも必要なる事でありますが、事實は之に反對した結果を見たと云ふ事は、是れは何とかして此局面を一變致さなければならぬのである。

況んや歐洲の大戰も何れの日にか終局を告ぐるのであります。何時此大戰爭が終るか何人も豫言は出來ぬが、併し終局が年々近づきつゝある事に疑ひない。最早二年有餘になつて居る。此歐洲の大戰爭が終りを告げたならば、各國が戰爭中に受けた所の創痍を癒さんが爲に、其國力を恢復するが爲に、非常な決心を以て外に向つて發展するのであらうと云ふ事は疑ひのない事實である。其外に向つて發展すると云へば、各國の間に非常なる貿易其他の競爭を起すと云ふ事は間違ひない事であります。縱令干戈を動かす樣な事は再びなしとも、此貿易上の通商の爭ひと云ふ事は非常なるものとなるのである。是れは分り切つた事である。日本で日清戰爭を致した時でも日露戰爭を致した時でも兩國共に國力の恢復には熱心致さなければならなかつたのです。二三年も戰爭致して居つた後には國力の恢復を圖る爲に、非常なる決心を以て外に向つて國力の發展を圖ると云ふ事に、何人にも能く

讀み得る。所が東洋に於ては日支相爭ひ互に反感を懷いて居る。是が果して東洋の平和を維持する所以であらうか。我國の國利國權を發展する所以であらうか。左まで攻究致さんでも明瞭に其利害が分る。此外交の方針を一變致して各國の猜疑心を去り、日支親善に努め、支那と日本とが腹藏無く提携の出來る樣に努めなければ、將に來るべき所の各國の大波に對して後れを取るの虞れがあるのであります。大隈内閣二年有餘、斯樣なる事に到つては、少しの注意も拂はない。而已ならず、其所をいぢり廻し此所をつゝき廻して、到頭外交上の困難を醸して居るのである。此事柄はもつと精しく申したい、もつと詳細な事を申したいが、如何にも外交の事であるから餘り精しく申す事は國家の利益でないから是れは止めるのでありますが、兎に角今日は一日も速に外交の方針を改めて日支の親善を圖り、各國の猜疑を去つて同情を促すと云ふ事に致さんければ、將來非常な不利益を醸すのであります。どうしても此外交の成功なりと云ふ牽强附會の辯を費して居る場合ではありませぬが、眞に此方針を改めるには上下力を盡さなければならぬと私は思ふのであります。

次に内政問題はどうであるか、是れも大隈内閣は二年有餘の間、單に其内閣を維持するが爲に有らゆる術策を弄したと云ふ事の外に何等國家國民に利益を與ふると云ふ方針はなかつた樣に見える。彼等に聞けば左樣なる事はないと申すのでありませうが、實績は少しも擧つて居らない。既に申した如く此二年有餘の間行政上に如何なる刷新が出來たか。一つも出來てない。而已ならず官紀が之が爲に大に弛んで、役人は只漫然國費を濫費して黨勢の擴張を圖つた事まであるのであります。國家の大典を行はるれば、之を利用して彼等は濫賞する。一度各國

と事を生ずれば濫賞に亞ぐに濫賞を以てし、國家の名分は甚だ毀損せられて居る。

又財政も其通りで、財政に何等の整理も改革もないのであります。啻に財政の整理無き而已ならず、此財政が動もすれば紊亂せんとしたのである。其一端を私が申して見ようならば、御承知の如く日露戰爭を致した時には國民が非常なる決心を以て此戰爭に打捷ちたいと望んだのである。故に所謂非常特別税も忍んで國民が負擔したのである。左樣致して此戰爭は幸に大捷を得て終りを告げたが、租税を元通りに輕減致す事は出來ないのである。なぜ出來ないか。國費は其時に致つて非常なる增加を致したと云ふ許りではない。玆に最も國民が考へなければたらぬ事は約二十億の國債が生じた。是は戰爭を致した爲めの借金である。所謂不生産の公債であります。彼の鐵道の爲に公債を發行したとか、何かさう云ふ樣な營利的のものであるならば、夫れより生ずる所の利益を以て公債の償還が出來ますが、戰爭をした所の借金は國民の負擔を以てするにあらずんば償還が出來ないのであります。故に第一に此戰後經營に當つた者は、西園寺內閣、次に桂內閣、是等に依つて税制が整理せられて、依つて以て財政の基礎を確ち致したのであるが、此の整理によつて多少減額は致されましたけれども約二十億圓の公債を返すだけは國民が負擔して居らなければならぬのです。そこで減債基金なるものを設けて、每年五千萬圓以上の金を必ず償還致す、利息は素より拂はなければならぬから總額に於て一億圓以上になつて居りますが、其の內から五千萬圓は元金を減らす事になつて居ります。是れが所謂減債基金である。所が大隈內閣は此歷史を忘れ、此歷史を無視して鐵道を敷く時の金に窮じたと云ふ譯を以て、此國民が非常なる決心を以て、負擔致して居る所謂

非常特別税の名殘である所の減債基金より二千萬圓を鐵道に貸付けると云ふ事を彼等が無理に通過さして居る。國民の租税を輕減して居るどころではないのであります。兎に角國民が戰爭の爲に生じた所の公債は返さなければならぬと云ふ觀念からして此税を忍んで居るのであります。税制整理は屢々ありましたけれども此の部分だけは減税する事が出來ないのであります。然るに之を他に流用すると云ふ事は甚だしき不當の事であります。若し返す必要がないならば、増税の必要はない。血の出る様な非常特別税の一部を他の營利的の事業に貸付けると云ふ事は、毛頭出來ないのである。斯様なる事を致せば單に國民の負擔を輕減する事が出來ないと申す許りでない。財政の紊亂は玆に生ずるのであります。故に私は昨年の議會に於て此點を擧げて非常に反對致したが、政府は解散致して遂に之を遂行致して居るのである。是れは財政の整理どころにあらずして、財政紊亂の端を玆に開いて居るのである。是等は矢張り本來の趣意に立戻つて、鐵道は公債に依つて建設致す方針を執り、此の所謂減債基金は元とに還し五千萬圓以上の償還に引戻さなければならぬことにせねば相成るまいかと思ひます。無論左様なる必要がない事に國家の狀態が相成つたならば、是れは減税に向くべきもので、決して他に向くるを許さぬのであります、之を整理を致さぬのみならず、左様なる歴史ある國民の休戚をも度外にいたした結果を生じたと云ふ一例であります。行政財政は既に其通りであります。

然らば何か憲政の爲に貢獻致したかと申せば所謂選擧干渉などを致し、憲政の發展どころではない、憲政を玆に逆轉致させたと申してよい　是れは既に論じ盡されて居る。今更干渉があつたと云ふ事は常識を備へて居る人

には解らぬ事はありますまい。憲政の爲には甚だ憂ふべき事を致して、憲政を毒害致したのであります。私共より申せば今日憲政會は多數黨なりと稱して居りますが、此多數黨は選擧干渉の結果議員を製造したのである。決して國民の自由意思に依つて生じたる所のものではないのであります。是れが多數であるが故に多數黨が政府の間に立つが當然たりなどゝは、彼等には申されぬ筈であります。故に吾々より申せば茲に更に國民の意志に問ひ國民の自由投票に求むるのが必要なりと思つて居るのでありますが、夫れは先づ別論と致して、兎に角斯樣なる結果を生じて居ると云ふ事は何とかして之を繰返さゞる樣に致さなければならぬ。是れでは何れの時にも憲政の發展する望みはないのである。政府の局に立つて勝手次第に干渉して議員を製造して、其議員が多數あるならば、常に其政權を維持して常に同主義者が立つて行くと云ふならば、恰も源平以來の幕府の如きものが生ずるのである。是れは何處の國の憲法に於ても憲政に於ても私は見るべからざることゝ思ひます。故に此點に於ては虛心冷靜に考へられたならば、餘り加藤君は多數を誇る事は出來なからうと思ふのであります。兎に角斯樣なる事は憲政の發展にあらずして憲政の逆轉であつたのである。

又最後にはどうであるか。果して大隈内閣、大隈侯などの行動が昨年以來立憲的行動であつたのでありませうか。一度辭表を出して置きながら所謂　聖旨に藉口して其職に留まり、爾來一年を經過し、其間には辭するが如く辭せざるが如く、辭すると云ふ事の内奏あるかと思へば、依然として其職に居る。此間の事實は國民の記憶に新たなる事であります。是れに立憲的行動であつたらうか、なかつたらうかは、何人も了解が出來る。故に茲に

内政上の問題として今少しく眞面目に國家の爲に誠實なる考へを致す必要が今日に迫つて來て居る。況んや教育の狀態はどうであるかと云へば、是れも極めて不完全で、年々學齡兒童の就學し得る事は確かに出來るのであります。然るに中學以上に到れば段々機關が缺乏を告げて、高等學校大學に到れば是亦年々六七萬の子弟が方向に迷はざるを得ない譯であります。歐洲各國に於て國力の發展を圖る樣な大波が來たる時、斯樣な狀態で教育を置いたでは日本の國力は進むことは到底行くまい。是れも何とか改良を致さなければならぬのである。

又農民の狀態はどうであるかと申せば、負擔は年々増す、色々なる費目の下に必ずしも正租にあらずとも負擔は增すのである。而して一度米價の下落にでも遭遇致せば非常なる國難に陷る狀態であります、是れも何か救濟の方法を講究致さなければならぬ。

又獨り教育のみならず、農民の狀態のみならず、一般の氣風はどうであるか。大隈內閣が二年有餘極めて不眞面目なる範を示したが故に、國民も極めて不眞面目なる傾向を示して居るのである。是れも氣風を一變致して國民の意氣に十分なる刷新を加へて、國民の所謂氣力を進むるにあらずんば、到底各國と對抗して行けないのである。

斯樣に擧げ來らば、有形の問題無形の問題、實に今日は容易ならぬ決心を以て其刷新を圖らなければならぬのである。故に今日の寺內內閣なるものは如何なる事を致すのであるか、素より不明であるが、吾々は此の如き國家內外の狀態に居るが故に內政外交悉く刷新を要するのである。此主張を以て國民に訴へ此主義を以て政府に當

る事必要なりと私は考へて居る。

是れが私の唯今諸君に申さんとする愚見の一端である。猶ほ詳細に申せば甚だ長時間を要する事である。又述べ盡す事は甚だ困難なる次第でありますが、兎に角吾黨は既に申したが如く朝にあらうが野にあらうが、政府黨であらうが在野黨であらうが、其目的を二三に致す事は無く其態度を二三に致した事は無く、殊に斯様なる國家内外の情況を見ては一層奮勵を致したいと希望して止まぬのであります。玆に私は此大會に際し斯く迄多數諸君の御集會に愚見を述ぶるの光榮を深く感謝致します。願くば諸君に於ても此の意を諒せられて、益々吾黨の擴張に努め國家内外の必要に應じて十分なる貢献を致さるゝ事を希望するのであります。決して是れは吾黨派に私するにあらずして國家の爲めに之を最も必要なりとして止まぬのであります。呉々も諸君に於て此際十分なる決心を以て黨勢の擴張を圖られ依つて以て國家に十分貢献せられん事を深く希望して止まぬのであります。

（大五・一二・五）

我黨の態度

諸君、本日は第三十八議會の開會に際しまして、例に依り大會を召集致した次第であります。我黨の態度は此大會に依て決することは申す迄もないのであります。茲に愚見を述べまして諸君の御參考に供したいのであります。

昨年十月大隈內閣は其職を辭しまして、寺內內閣が成立致したのであります。其寺內內閣の成立致しました當時に於て、首相寺內伯の訪問を受けまして、相當なる援助を希望すると云ふことでありました。尤も此事柄は單り我黨に對して首相が訪問陳述致した譯ではない。憲政會並に國民黨にも同樣な挨拶を致した次第でありますが、其時に寺內首相と應答致しました事柄は、當時早速協議員會を招集して協議員諸君に報告を致し、其承認を經て各支部に通牒を致したのでありますから、諸君に於て皆承知のことゝ存じます。尙ほ各地に於ける大會其他の機會ありまする每に愚見のある所は陳述致しまして、是亦新聞紙等に依て、諸君の十分御承知のことゝ存ずるのであります。其大要、此場合に處しまして我黨は嚴正中立の態度を支持することが最も國家に忠實なる所以と私は考へるのであります。此趣意を各地に於て演說致して、黨員並に世間の注意を喚起致したのであります。

我黨の本領は此所に新しく申す迄もないことであります。要するに國家國民の福利を增進致しまして、內外諸

般の政策を實施することを期するのでありますから、此我黨の本領は吾々は政府黨たりし時も在野黨たる時も變更を加へては居らぬのであります。寺内内閣の成立致したることは決して吾々の理想に合するものではないのであります。是は申す迄もなく諸君の飽くまで御承知のことで、併しながら今日國家内外の情勢は如何であらうか。單に我黨の理想に合しないと云ふ譯を以て相爭ふべき時であるや否や、是が大に考慮を要することゝ考へます。詳しく茲に說明を致さぬでも大隈内閣の失政は天下周知の事柄であります。故に喋々の辯を費す迄もないことでありますけれども、茲に其一端を申せば内に在つては瀆職事件、此瀆職事件なるものは議員を買收致して政府案の通過を計り反對黨に打擊を與へるの方針を執つたのであります。此瀆職事件なるものは未だ全く結了致さずして、尙ほ大審院に上告中のものもあると聞くのであります。左樣なことから是は如何にも國民の記憶に新たなことで何人も否定し得ざる所の公然たる事實であります。憲政の上に最も忌むべき所の瀆職事件は斯の如く天下に知られて居ります。又選擧干涉、是も國民の記憶に新たなる所であります。凡そ憲政に最も貴ぶ所のものは國民の自由意思でありまして、選擧は國民の意思を如何にして自由に表明し得らるゝやうに致すかと云ふことが當局者の最も努むべき事柄であるのであります。然るに大隈内閣は之に反して有らゆる金力を利用致し露骨に申せば議員を製造致したと云つて宜しい。選擧干涉は憲法實施後曾て其例もありましたけれども、大隈内閣の爲せしが如き干涉は未だ曾て見ざる所のものであります。是亦憲政の發達を計る者は一日も忘るべからざることで、斯の如きことの再び繰返されないやうに其途を杜絕するが國家を憂ふる者の最も努むべき事柄であります。又大隈内

閣は行賞を濫行致しました。即ち言ふに忍びざる内部の事情の爲に、或は爵を與へ爵を陞せ、位を與へ位を昇せ、勳章を進め、それ等の事柄は如何にも濫行放漫の至りで、殊に甚しきはドイツに對し戰爭を致したのでありますが、此戰爭未だ完きを告げない、即ち平和克復の未だ到着致さぬに拘らず、直に之に對する所の行賞を致した。其外此類は枚擧するに遑あらぬ。斯樣なる濫賞を敢て致したと云ふことに付ては、其の内部に伏在する所の複雜なる事情は茲に言ふに忍びぬのでありまするが、如何にも憲政上忌むべきことゝ考へる。又多額の政費を濫費して財政紊亂の端を啓いて居る。多年問題となつて居つた所の財政行政の整理が稍緒に就き、未だ十分ならずとも前々内閣に於ては一億五千萬の剩餘金をも生ずる財政の狀態に立至つたのでありまするが、爾來之を濫費致したのみならず、更に其財政の狀態は如何にも亂雜なるものに相成つて居るのであります。又無用の官吏を新設致して與黨が威嚴を弄するの便に供した。諸君も御承知でありませう、參政官、副參政官、などゝ申すものは何の爲に設けたのでありますか。年中旅行致して其所屬黨派の擴張を計つて居つたと云ふことは行政上に如何なる必要のある事柄でありませうか。是は全く無用の官を設けて其黨勢を擴張する便宜を計つたと云ふに過ぎないのでございます。是等は纔に秕政中の一部を擧げて申すので、其他苟も政府を維持し、又は與黨の便宜に相成ると云ふことでありましたならば何事でも致したので、政府を維持するに急にして與黨を援護するに急であつたが故に、國家國民の休戚なるものは殆ど棄てゝ顧みざるの有樣であつた。是が大隈内閣の内に對する所の秕政の大要であります。

又外に對しては如何なることを致したか。歐洲の戰亂は實に古來未だ曾て有らざる所の大戰爭で、此戰爭に伴ふて施設致さねばならぬことが非常に多いのであります。然るに其必要なる方策を立てないばかりでなく、最も戰後に必要を感じて、戰後の狀況に對して今日より相當なる考を致さなければならぬ所の對支問題にどうであるか。日支親善の妨害となることを致して、將來に向つて多大の禍を遺しつゝあるのであります。此對支問題に就ては屢々各地に於て其狀況を述べましたが、更に詳しく申せば如何にも國民が慄然として驚くであらうと思ふ事柄が多いのであります。けれども是に此處に曝露するには忍びぬのでありますが、兎に角支那に對して日支親善の妨害となる事柄を致して、將來に禍を釀すの端を啓いて行つたと云ふことは事實であります。是等は前內閣の失政中の最も大なるものであります。

斯樣なる狀態でありまして大隈內閣は所謂秕政百出の極、內外の狀態が全く行詰りとなつて終に辭職致したのであります。政府並に政府の與黨が當時闒茸辭職などゝ申しましたけれども、是は實に天下を欺いたもので、全く內外失政の行詰りに依て、遂に大隈內閣なるものは其職を辭したのであります。故に此失政に就ては當時大隈內閣を助けた所の謂ゆる與黨、今の憲政會なるものは內閣と共に其責任を負ふべきもので、殆ど憲政會を云々致すなど叫けぶの資格の無いものであります。況や彼等は大隈內閣には一の失政なし、內外の諸政皆成功なりと致して各地に遊說致す所を見れば、彼等も亦自から其責任を負ふべきことは自覺するでありませう。當時に於て當然其責任を負ふべきのみならず、尙ほ今日に至つて大隈內閣の內外の秕政を辯護致すのでありますから、無論彼等

は自然責任を負ふべき筈であります。然るに彼等は毫も自から反省する狀況はない。如何にも國家國民に對して申譯のなき狀態であるのでありますけれども毫も反省致さない。啻に反省致さぬのみならず、政權が己れに歸せざりし故を以て非立憲呼はりを致して居る。彼等は曰く、吾々は多數黨なり、政權を得るは當然なり、故に我黨の首領に大命降らずして他に降つたと云ふことは非立憲なりと申すが如き彼等の言分であります。是は實に黨あることを知つて國家を忘れたと申して宜しい。徒らに政爭を事とする者と評するより外に評しやうが無いのであります。

目下に於ける國家最大の急務は何事であるかと申せば、内は諸政を刷新致して唯今申したが如き前内閣の秕政を糺さねばならぬ。外は又外交の刷新を計りまして國家の爲め萬全の策を立てなければならぬのであります。今日の事態は決して政爭を事として居るべき時ではないのであります。而も尙ほ政爭を事とするに至つては、是は實に國家に甚だ忠實ならざる處置と私は認める。

去る十五日であります、寺内首相より會見を求められまして、是も我黨に對してのみ求めたのではない、憲政會並に國民黨の總理にも會見を求めたのでありまして、私は去る十五日に犬養國民黨總理と共に首相に會見致しました。當時寺内首相並に本野外相より對支方針を篤と承はつたのであります。詳細なる說明を承りました。併しながら此說明は政府の希望する所は、何れ議會に於て發表致す積りであるからそれ迄は秘密を望むと云ふことでありましたから茲に之を公表致すことは出來ぬのであります。議會に於て必ず公表するのでありませう。其公

表は吾々に膝組で話したが如く詳細にあるや否やは吾々の知る所ではありませぬが、兎に角此方針は議會に示すのでありまするから、諸君が當然御承知になることゝ信ずるのであります。而して吾々の承りました所では現内閣の對支方針なるものは大隈内閣の對支方針とは全く異るものにして誠意日支の親善を計ると云ふ點に在るのであります。此誠意日支の親善を計ると云ふことに付ては吾々は御承知の如く三浦子爵邸に於て三黨首領會合致して決定を致したことすらある。吾々は常に日支親善を以て必要と致して居る、日支兩國間相互の利益を發達することを以て必要なりと考へて居つたのであります。又此趣意を以て各地に遊説致し輿論を喚起致して居つたことも御承知の通りでありまするが、大隈内閣の方針は全然之に反して居つた。寺内内閣の執る所の方針は全く吾々の主張と一致して居るのであります。此事は單り吾々の主張と一致いたすばかりでない、國民黨の主張とも亦一致いたす譯を以て犬養君は即座に吾々多年の主張と一致するから贊成をすると云ふ意思を表明せられた位でありますが、此對支方針は吾々の主張と全然一致して居ると云ふことを茲に斷言して憚らぬのであります。財政上の問題、是は今期議會に色々なる案件も提出せられるのであります。又政府は成立以來僅に三箇月でありまするから、是迄には何等の設備も見ませぬが、今後に於て色々施設することもありませうから、それを見ぬ中には如何なるものと、斷定を致すことは出來ないのであります。さりながら如何なるものであるにもせよ、政府の提出する所の案件、將來施設する所のものは、我黨の方針と一致いたしましたならば之を贊成して宜しい、又我黨の方針に一致いたさぬならば、之を排除して宜しいのであります。即ち是は是と致し、非は非と致して、嚴に政府の爲

す所を監視致して相當なる處置を爲さしむると云ふことは、是れ即ち國家國民の福利を增進致すのに最も必要なることゝ考へる。吾々は斯樣に致すことを以て國家に忠實なりと信ずるのであります。

之を要するに今日の場合は國家の實利、國民の實益に觸れた所の根本問題を研究するに在り、決して政權爭奪若くは國利民福を忘れて黨爭を事として居るやうな今日の時代でありませぬから、眞に國家國民に利益を及ぼす所の根本問題を研究することが必要である。內外の狀勢は斯樣なる決心を促すのである。吾々は斯樣なる立場に在るのでありますから、多年支持致した所の主義主張を確守致して、國家の大局に着眼致して、現內閣に對しては全く嚴正中立の態度を執つて、嚴正中立の位置に在つて前內閣の秕政失策を匡正致し、又唯今申したが如き內外の狀勢でありますから、內外の時局に適應する所の政策を行ひ、以て萬遺算なきを期すると云ふことは刻下の急務にして我黨の努むべきことゝ思ふのであります。さりながら若し現內閣にして吾々の斯樣なる目的趣旨に副はずして、之に反する所の行動がありまするならば、無論に我黨は率先して之を責めるに躊躇致すことはない。

我黨の見る所は國家國民の福利增進にあるのであります。故に之に合ふものは贊成を致し合はざるものは反對を致して以て國家の利益を計るのでありまするから、政府が幸にして吾々の主張と一致いたして國家の爲に有益なる處置を致すなら、之を贊成して宜しいのであります。然らざれば率先して之に反對を致し國家の爲に相當なる處置を執るは固より當然のことであります。今日の場合は徒らに政爭に馳せず、嚴正中立の態度を以て冷靜に國家の利害を考へて進むは即ち國家に忠實なる所以にして、又我黨多年穩健なる行動を致したる所の趣意を失は

ぬことゝ考へるのであります。茲に大會に際しまして愚見の在る所を述べて諸君の御參考に供した次第でありま
す。（大六・一・二一於立憲政友會大會）

第卅八議會解散に就て

諸君、本日は第三十八議會が不幸にして解散に相成りました。依て茲に前代議士諸君の會議を開いた譯でありますが、諸君が不日歸郷せられてそれ〴〵選擧區へ臨まるゝことゝ考へまするが故に、茲に一言御參考に供して置くことが必要なりと考へるのであります。議會の解散は申す迄もなく甚だ不幸なる出來事で、國家に取りましても、個人に取りましても甚だ悦ばしきことではないのであります。さりながら既に解散と相成つた、此機會を憲政の進歩に一轉するの覺悟が必要だらうと考へるのであります。大會に於て既に述べました如く今日我國の遭遇致して居る狀況は内外を見渡しまして實に容易ならざる時機であります。故に今日の場合は國家國民の福利を如何に增進するか、其根本的の政策を確立するは今日の急務であります。徒らに政爭を事として國内の紛擾を釀すが如きは決して國家に忠實なる所以ではないと信ずるのであります。故に我黨は現内閣に對しては嚴正中立の態度を執りまして、即ち其是なる政策は之を賛成致し、其非なるものは之に反對致して、依て以て國家に貢献することを期したのであります。是が即ち大會に於て決定して我黨の執つた所の方針であります。然るに斯樣なる國家的の觀念は、議會に於ける所の多數が一向考へ及ぼさずして遂に解散を見るに立至つたのであります。

今更詳しく申す必要もないことでありますが、大隈内閣に秕政百出の後、終に崩壊するに立至つたのでありま

す。此大隈内閣の當時に與黨であつた所の、即ち今の憲政會は、此大隈内閣の秕政の全責任を共に負ふべきものであります。然るに憲政會は是等のことに付て毫も反省する所がなくして、却て政權が彼等に歸せざりし譯を以て非立憲呼ばりなどを爲して居るのであります。此所に詳しく申さずとも現内閣の組織された當時各地に於て憲政會首領の演說はどうであつた、憲政會は多數黨である、多數黨が政權を執るは當然のことである、彼等が初めに少數黨の援助に依て大隈内閣の出來たことをも打忘れて、大干涉の結果製造し得た所の多數を恃んで、此多數は政權を執るが當然である、然るに大命が大政黨の首領に降らなんだ、此に於て非立憲呼ばりを爲し元老を攻擊致し、種々雜多な言論を逞しうして居るのでありまするが、是は決して國家を憂ふるより生じたることにあらずして徒らに黨爭を釀したので少しも國家國民の休戚に念慮を及ぼさぬと言つて宜しからうと思ふ。去る二十三日の議場に於て諸君は如何に感ぜられた。二十三日の議場に於て並に委員會の秘密會に於て現内閣が腹藏なく披瀝致しました所の事實は重に外交上に關して居りますが、是が即ち私は屢々各地に於て大隈内閣の當時に在つて如何にも外交上憂慮すべき點ありと申したのに對して憲政會は種々なる讒誣中傷を逞しう致し、甚しきは唯之を冷笑致して居つたと云ふ譯でありまするが、二十三日の秘密會に於ける一切の暴露を聽いて如何に思ふか、あの演說を聽いて尙且つ外交は憂慮すべき狀況にないと云ふことを思ふならば、實にそれは刻下の事態を知らない、累卵の危きに在つても尙其危きを知らざるが如き狀態であるのであります。即ち私が憂慮すべき點ありと申したのは現内閣の披瀝したる所に依て其一端は證明せられて居ると思ふのであります。不幸にして是は秘密なるが故に

世間は知りますまい。併し苟も議場に列したる者は、明白に外交は甚だ憂慮すべき狀況にあると云ふことを了解せねばならぬのであります。又外交の方針就中對支問題が一變致し、即ち現內閣の新に執りました所の對支方針は、大隈內閣の執來つた所の方針とは全然異るものであります。恰も吾々が從來主張して參つた所の外交方針と一致するのであります。是は實に國家の爲に悅びに堪えない。若し大隈內閣の如きものが繼續致して、あの亂暴なる外交が繼續致しましたならば將來國家が益々救ふべからざるの危險に陷つたでありませうが、內閣は更迭し此方針も從つて一變して、恰も我黨の主張したるが如き方針に相成つたと云ふことは眞に國家の爲に悅ぶのであります。政府が秘密會に於て述べたる所に依て、漸次に世間にも其眞相が知れませう。而して初めて世人も如何に大隈內閣は外交上に毒害を遺して居つたか、如何に國家を危險の狀況に導きつゝあつたかと云ふことは今回の議會に依て國民の了解が生じて參るだらう。內政に至つても亦同樣であります。今期の議會は僅かに兩三日のことでありますが、併ながら議場に於て又は豫算委員會に於て大隈內閣の失政なるものは質問をすればする程陸續として其痕が現れて來る。故に當時與黨たりし憲政會は非常に驚いたことは諸君も御覽になつた通り、非常に驚いて他黨を抑壓して其口を塞いで暴露を防がんと企てたることも諸君の御承知の通り。世人も亦速記錄其他に依て見るでありませう。果して左樣でありと致せば先般憲政會は憲政を云々する資格なしと申したのも決して誣言でないと信ずる。斯樣なる次第でありまするから、露骨に申せば憲政の發達を計り國運の隆盛を期するには憲政を打破するより急なるものはありませぬ。私は素より大隈內閣の當時大隈內閣が我黨に臨んだやうな考は有つて

居りませぬ。彼等は我黨に臨んで我黨を撲滅せんと企てたのでありまするけれども、私は決して反對黨の撲滅を目的とするものではありませぬ。さりながら憲政會は大隈内閣の悪政を如何に援助致したか、又其憲政會の援助に依て大隈内閣の爲したる所の悪政の結果が如何に國家に毒害を流しつゝあるかと云ふことを國民の眼前に披瀝して公明なる判斷を國民から仰ぎたいのであります。反對黨の讒謗中傷に依りまして我黨の此兩三年間被りたる所の世上の誤解も漸次に消散致した如く見ゆるのであります、又我黨を横暴なりと叫びました所の人々も今日に至つては大隈内閣及び其與黨が如何に横暴であつたと云ふことに驚くのであります。

斯樣なる次第でありますから、諸君が歸郷せられましたならば我黨の執りたる此穩健なる態度と、又目下内外の狀勢は此態度を執ることが國家に最も忠實なる所以であつたと云ふことを國民に明瞭に示して選擧界に臨まれたいのであります。一昨年大隈内閣の施行致しましたる選擧なるものは實に古今未曾有の大干渉であります。此大干渉を爲して遂に我黨に大打擊を加へたと云ふことは世人の記憶に新たなることと、我黨も亦忘るべからざる記念であります。併し今回の選擧は之に反して左樣なる干渉あらうとも信ぜられませぬ。故に我黨の恢復を計るには今回の選擧は絕好の機會と思ふのであります。故に吾々は諸君と共に奮勵致して十二分の效果を收めて國家に貢獻することを致したいと切望に堪えぬ次第であります。

終りに臨み諸君の連日の御苦勞を感謝し、益々國家の爲め我黨の爲めに、御奮勵あらんことを偏に希望に致します。　（大六・一・二六於立憲政友會前代議士會）

第卅九議會に對する吾黨の態度

諸君、第三十八議會は御承知の如く不幸にして解散に相成り、續いて臨時總選擧が施行せられて、其の結果憲法に依り今回第三十九回の議會が召集せられたのであります。此に於て我黨は前例に依りまして此臨時大會を開くことに相成り諸君と茲に會見をすることを得るは洵に欣幸の至りに堪えぬのであります。

今期議會に對する所の我黨の態度は、大體に於ては前回と同樣であつて宜しいと思ふのであります、即ち其の是なる事は之を賛し其の非なる事は之を斥け、所謂嚴正中立の態度を主持することが最も適當なる處置であり、又現在の政局に於て斯く致すことが國家並に國民の爲めに最も忠實なる所爲なりと信じて居るのであります。前内閣の當時に在りましては内外共に秕政百出でありまして、其餘毒は今日に至つても尚は未だ全く除かれたる譯ではないのであります。それのみならず、今後に於て國政上更に刷新を要する事甚だ多いのであります。試みに外交の方面を觀まするに歐洲の戰亂は殆ど三年の久しきに亘つて居ります。加之近來は戰局が益々擴大致しまして、世界列國にして此戰爭に參與せざる國は殆ど無いと謂つても宜しきが如き有樣に立至つたのであります。而して此大戰爭は何れの日に平和克復に相成るのであらうか、是は今日に於て何人も豫定することは出來ぬのであります。平和の時期は何人も豫定することが出來ぬのでありまするが、併しながら何れにしても平和は來るに

相違ないのであります。其平和の克復せられたる際に於て我が帝國の權利々益を擁護致し並に此權利々益を增進することは實に容易ならぬ事業と信ずるのであります。外交の方面を觀れば大略斯の如き狀態である。又內政の方面を觀まするのに、之も殆ど同樣で維新以來五十年、其間に國運が駸々として向上致したることは實際の事實でありまするが、去りながら今日に於て行政上財政上又は國防上總ての方面を見渡しましても改善を要する事は是亦非常に多いのであります。況や一朝平和克復せられました時は所謂戰後經營の問題に移らなければならぬのでありますが、此戰後經營に到着致しましたならば更に如何なる狀況でありませうか。今日より此戰後經營の準備の爲めに至大の努力を要すると云ふことは勿論なりと確信するのであります。內外の情勢斯の如き次第であつて國民に取つて實に容易ならざる時期に遭遇致して居るのであります。今期の議會は素より短期の議會である。此短期の議會に唯今申したるが如き諸問題を全然解決することの出來ぬことは申す迄もない。去りながら我黨は常に此點に留意致して此內外の形勢に深く意を注がねばならぬ事と信ずるのであります。

一昨年の總選擧に於て我が黨の議員は僅々百餘名に減少致した。此百餘名に減少したることは素より我黨の地盤が動搖致したとか、國民の信望が缺乏致したと云ふ譯ではないのである。是は全く大隈內閣の干涉にして當時世上既に定論があつたのであります。のみならず其年の秋に施行したる所の府縣會議員の選擧の狀況は如何であつたらうか。是は殆ど何等の動搖を感ぜざるが如き好結果を奏したのであります。之を以て我黨の地盤の未だ動搖せざることを我黨に對する國民の信望の未だ缺乏せざることを證明致したのであります。其干涉に依つて多數を

得た所の反對黨は國民の輿望自然に已れに歸したるを以て其多數を得たるものにして干渉の結果に非ず其干渉呼はりを爲すものは所謂敗者の泣言であるとまで言つたのであります。是れ固より國民を欺瞞するものであります。加之、左樣なる手段に依つて得た所の多數を恃んで政權を私せんと試みたること、是亦世の公評の有る所である。即ち大隈侯其職を辭するに際し更に其與黨の人を以て之に代へんとするが如き企を致した。是れは如何にも國政を弄んだるが如き姿であります。然れども國民は長く斯樣なる手段に瞞着せられて居るものではない。故に去四月の總選擧は如何であつたか、曩に干渉に依つて多數を得た所の反對黨が此總選擧の結果に依つて舊時の少數黨に復つて我黨は幸に多數を得たのであります。是は實に國家の爲め及我黨の爲め諸君と共に慶賀して已まぬ次第であります。

此の多數を得たる事に付て茲に又一言を添へて置きたい事があります。選擧に際して全國に於ける我が黨員は黨勢を恢復するに絕好の機會なりとして奮勵せられ、候補に立たれたる諸君も非常なる努力を以て事に臨まれたのである。其結果は我が候補者中に落選の不幸を見たる人は甚だ尠い。選擧のことでありまするから悉く當選することは望むべからざることでありますが、其數極めて僅少であります。是は黨員諸君の奮勵、候補者其人の勉勵は申す迄もなく、世間の同情も亦之に加はつたことでありますが、更に又本部に於て此局に當られた所の幹部諸君も實に非常に努力せられ……彼是相俟つて今日の如き結果を得たのであります。固より過半數を制したのではありませぬ。去りながら、衆議院に於ける最大多數となり能く我黨の形勢を恢復したりと謂つて宜しいのであ

ります。去りながら我黨は此結果に滿足を致して居る譯には參らぬのであります。只今申したるが如き國家內外の形勢に鑑みましても、又我黨の前途に就て考察しましても、我黨は決して斯の如き選擧の結果に滿足致すべき筈はないのであります。故に願はくば區々たる私情を去つて黨內の團結を一層堅うして益々黨勢の擴張に勗められて以て大に國家に貢獻するの覺悟ありたいと深く希望する次第であります。

此機會に於て述べまする所の愚見は大略斯くの如き次第でありまするが、尙終りに臨んで一言致して置きたいことは、諸君も既に御承知でありませうが、私は去六日を以て臨時外交調査會の委員に任命せられました。此外交調査會の事に付て世間に種々議論もあるやうでありますが、併し是は私に取りましては一向不思議のないことである。昨年既に諸君も御承知でありませうが、評議員其他の諸君にも報告致してありまする如く、加藤、犬養兩君と共に三浦子爵の邸に會合致しまして外交上の評議を致して、其覺書なるものも世間に發表せられましたのでありますが、要するに外交に關しては成可く國論の統一を希望致す精神より彼の會合を企てたのであります。昔の如き次第でありまするが故に、今回政府の交渉に應じて外交調査會の委員たることを承諾致したのであります。故に之を承諾致したる以上は、國家の爲め愚見の在る所に十分に之を披瀝致しまして、誠意事に當つて國家の爲め萬一の貢獻を致したいと希望して居るのであります……此は序ながら諸君の御了承を得て置く次第であります。　（大六・六・一九於立憲政友會臨時大會）

立憲政友會東北大會に於ける演說

本日爰に我政友會東北大會を開くに當り、諸君と相會して所見の一端を述ぶるの光榮を得たるは予の深く欣幸とする所なり。諸君の熟知せらるゝ如く我黨の各團體は毎年開催地を定めて夫々大會を開くを恒例とせるが、本年に入りて今回の東北大會は實に其先驅たり。乃ち予は此機會に於て先づ現內閣に對する我黨の態度に就て一言すべし。但し是は既に屢々天下に宣言せし所にして、今日に於て新に說明を加ふるの必要なし。即ち現內閣成立の當初に於て先づ之を決定し、引續き第三十八議會及第三十九議會に際し開かれたる我黨の大會に於て亦之を宣明せし如く、我黨は時局に鑑み國內に於ける政爭を避け、專ら國家內外の大策を確立するの急要なるを認め、我黨の理想に合せざるも寺內內閣に對しては暫らく其爲政の進行を監視し、一方に於て前內閣の秕政を矯正し、他方に於て時局に處するの急務を解決する上に於て彼等果して如何の實績を示すか、現內閣の政策行動にして若し國家國民の爲に不利なるものあらんか斷乎として之を排すべく、若し是なるものあらんか進んで之を贊助するに躊躇せざるの態度を明かにし、以て今日に至れるものなり。而して今日に於て如斯嚴正中立の態度は毫も之を變更するの必要なく、否益々嚴正公平の態度を持し國事を攻究するを以て國家に忠實なる所以なりとす。茲に今改めて我黨の態度に關し辯明するの要なきを認むると同時に少しく時局に對する愚見を敍べ諸君の一考を乞はんと

す。

世界戰亂の渦中に立てる我國の位地は眞に容易ならざるものあり。此間に於て前内閣の政策は内治外交何等見るべきものなかりしのみならず、秕政百出、内は憲政上其他に於て禍害を後代に貽し、外は我帝國をして殆んど孤立の位地に立たしむるに至れり。斯の如き秕政と國狀は是非とも之を更革して内外多事の場合に處するの方策を案出するにあらずんば國家の前途測るべからざるは何人も悟了せし所なり。現内閣組織以來今日に至るまで其最も急務とせし所のものは、思ふに前内閣の秕政を矯正すると同時に、時局に適應せる政策を攻究實施するにあり。而して此事何れも容易の業にあらず、現内閣の今日までの實績は未だ以て十分なりと云ふを得ず、今日以後更に大に盡す所なかるべからず。

今回の戰亂勃發前までは一部の論客を除き何れの國に於ても殆んど何人も斯の如き時代に斯の如き大戰亂の發生を豫想する能はず、或は中には古來屢々戰爭の原因となりし宗教上の爭論、主權者又は爲政者の野心其他の事情を擧げ來つて今日の如き文明世界には最早單に右の如き古臭く且つ部分的なる原因事情の爲に開戰するが如き事絶無となれるを論じ、又或は假令開戰するも經濟上、其他百般の點に於て國際上の利害關係頗る複雜なるものあるが故に、其戰鬪は到底永きに亘るを得ざるべきを論斷するもの少からざりしが、今回の戰亂は是等の豫想に反し、既に滿三年を經過して終局の期未だ容易に知るべからず。加之其間或は露國の革命騷動突發し國情の安定を得ず、軍隊の士氣、國民愛國心の熱度如何、殆んど之を想定する能はず。支那は如何。南北兩派は結局に於て

如何に調和せらるべきか、北方内閣の運命果して如何、對獨宣戰に次で來るべき實戰は如何なる程度にまで進行すべきか、一方には米國の參戰と共に時局は更に重大の意義を加へ來れり。米國が久しく平和主義の國として其特色を維持し來りしも、ドイツの潜艇戰の暴狀を默視する能はずして遂に玆に至り、二百萬の募兵を斷行し無數の艦船飛行機等の新造に着手したり。斯の如くして實戰上の準備米國に於て完成したる曉に於て歐洲の戰狀如何に相成るべきか、素より今日に於て確知すべからざるも、戰期爲めに益々延長の結果を見るに至らざるか。近頃ローマ法王の平和提議なるものありしも之は蓋し實行せられざるべし。今や我國内の狀況を見るに戰爭の影響によりて正貨激增し、各種の事業旺盛を極め、所謂成金黨至る所に勃興するに至れるは、一面より見れば喜ぶべき事柄なり。然れども戰時工業界に於て最も必要なる鐵の米國輸出禁止となりしは我國に於ける當面の打擊にして、我國より見る時は米國に對し云ふべきもの多々あるべきも、米國が參戰の事實を徹底せしめ國力の安固を確保する上に於て鐵其他の必要品を悉く自國内に保留せん事を圖るに至れるは一應尤もなりとせざるべからず。但し米國も旣に我國の與國たる以上、必ずや相當の程度にまで鐵の供給を我國に許すに至るべきか。而して我國亦米國に向て之を要求するも必ずしも無理ならざるべし。兎に角米國のみならず各國は何れも自國を本位とし自給政策を執り、成るべく他國の厄介とならざる代りに他國の便益如何の問題の如きは深く顧慮せず、寧ろ之を犧牲として專ら自國存立の安全を期圖しつゝあり。予は戰爭開始後世界列國は幾百年の昔に返り自國の用は自國品を以て之を辨じ、同時に自國品を他國に輸出せざるが如き鎖港的政策を持して相下らざるに至るべきを論じ、機會ある每に各地に於

ても人々の注意を喚起し來りしが、今や此事、事實となりて現はれ來れり。此際我々國民の最も思を凝らさゞるべからざるは、第一戰時中に處するの途を講究する事、第二戰後に處するの途を講究する事これなり。

先づ戰時中に處するの途を考ふるに當り、第一に注意すべきは我國既に聯合國と共に戰爭の仲間入を爲したる以上は相互間の便益を圖らざるべからざる關係を有すると同時に、各種の影響をも相互に受くる覺悟あるを要する事これなり。而して此間如何なる程度まで我は犧牲を拂ふべきか。或は實戰上に、軍需品の供給上に、或は財政經濟の運用に、我は交戰與國と共に又交戰與國に對し常に多少の犧牲を拂ひつゝ最終に於て國威國光を發揚するの結末を見るに至らん事を期せざるべからず。前內閣が參戰決定の當初に於て當然是等の點に熟慮すべき筈なりしにも拘らず、何等計畫考量する所なかりしは今更遺憾に堪えざる所にして、現內閣は責任を以て各種の方面に戰時政策を確立せざるべからざる位地に立てるは勿論なるも、國民も亦獨り政府當局者のみに依賴する所なく出來得べき丈け自立自奮最後の勝利を獲得するに留意せざるべからず。若し夫れ戰後に處する方策如何に至ては其解決亦決して容易に非らず。思ふに戰亂の爲歐洲列國の受けたる傷痍損害は殆んど測り知るべからず、交戰國民は其損害恢復の爲に又復增せる軍事公債の元利償却の爲に戰後に於て如何に多大の勇氣忍耐を現はし來るべきか。玆に於て產業の振興と國力の發展に一層の努力を加へ、外に對しては先づ以て生產費の減少によりて貿易品の販路を擴張せんことを計畫するに相違なからむ。斯の如くして大に國力の充實を圖り以て漸次に戰亂の爲に蒙れる損害を補償するに至るべし。交戰國中には戰時中に於て既に戰後の計畫を爲すものありと云ふにあらずや。

我國民たるもの今は一時の小利に眩惑さるべき秋に非ず。幸に國家財政の狀態稍や順境にして民間經濟界の狀態も順調に進みつゝある今日に於て、戰後の計策を攻究せん事最も緊急事たり。之に就ては國防問題あり、教育問題あり、經濟政策問題あり、其內容に關して評論するは時間の許さゞる所なるが故に、之を略するも、我々は斯の如き國家の大策は成るべく擧國一致の力に依て之を樹立せざるべからざるを確信す。殊に外交の將來に至つては戰時中、及戰後に於て最も切實に擧國一致の力を以て對外政策を實行するの必要なるを認む。

我黨は本年四月の總選擧に於て黨勢の恢復を見、衆議院に於ける最大多數黨となり、其責任益々重きを加ふるに至れり。乃ち諸君と共に相戒め徒に黨爭に奔るを避け國家の重きに任じ、以て國家國民の福利を增進するに努めざるべからず。終りに臨み益々諸君の自重を望み、國家の爲貢獻せられん事を熱望す。

（大六・九・一六於山形縣鶴岡）

去ル二月九日提出シタル覚
書ノ趣旨ヲ励行シ今
後政府ニ政友會ニ於
テ立ツル候補者ニ関シテ
其擁立以前ニ於テ必ラス
隔意ナキ協議ヲナスヘシ
今日マデ政府ニ於テ立テ
タル中立候補者ノ名簿
ヲ示サレ各地ニ於テ政友
會候補者トノ衝突ヲ
避クルノ方法ヲ講セラレ
タシ
右

立憲政友會關西大會に於ける演說

本日近畿東海四國中國四團體の聯合大會を當地に開催せられ、玆に諸君と會合して愚見の一端を述ぶるの光榮を得たるは余の深く欣幸とする所なり。

我黨の現內閣に對する態度は今更之を繰返すまでもなく、現內閣組織の當初に於て我黨の中外に宣言したる如く、所謂嚴正中立にして誠意國家に貢獻せんことを期するにあり。而して其斯の如くならざるを得ざる所以は諸君熟知せらるゝ如く、大隈內閣の內外に對する秕政は實に國家を危殆に陷るゝの虞ありしに因り、之が矯正を急務とせしと、又世界の大戰に際し徒らに紛爭を滋くするは國家の利益ならずと信じたるに因る。故に現內閣は我黨の理想に合せずと雖も、單に其理想に合せざるの故を以て政爭を敢てすることを爲さゞりしたり。

大隈內閣の秕政は世人の記憶に新たなる所にして今更之を繰返すの必要なく、又之を繰返すを以て世人は餘りに大人氣なしと認むるならん。然れども國家內外の困難は大隈內閣が其政權を維持せんが爲めに、凡らゆる術策を弄したる餘毒に出づるもの多し。故に國家の政策を議する者は常に之を考慮の外に置くことを得ざるなり。

歐洲の戰局益々擴大し、今や殆んど世界の戰爭とも稱すべく、而して滿三年を經過して猶未だ其終局の何れの日にあるやを豫期すること能はず。是に於て列國の努むる所は唯戰勝の一事にありて他を顧みるの遑なく、隨て

所謂自給の方計は益々露骨となり、獨り財政經濟の上のみならず又國際上にも之を見んとす。國際關係は詮ずる所自國本位なるは固よりの事なれども、近來殊に露骨ならんとするが如し。故に國家內外の施設は實に容易ならざる次第なるが、大隈內閣は曾て此傾向を看取したる事實なし。歐洲戰爭斯くまで擴大し又斯くまで長年月に亘るべしとは固より何人も豫知すること能はざりし所なるが故に、之を以て大隈內閣を責むるは餘りに酷なるべく、余は之を敢てする者にあらずと雖も、然れども大隈內閣は唯其內閣を維持するに急にして日獨開戰の初より戰時中に處するの方策も、又戰後に處するの方針も一も考慮を費したる事實なし。殊に對支問題の如きに至りては其政策を誤りて支那の反感を買ひ、列國の猜忌を招き我國家をして益々困難の位置に立たしめたり。余輩其事實を仄聞して窃かに憂慮せしが、近き其實跡を知るに及んで實に悚然たるものあり。世人も亦之を知るの日は蓋し余輩と感を同ふすることならん。是れ余が國家內外の困難は大隈內閣の餘毒に出ずるもの多しと云ふ所以なり。

然れども既往は追ふべからず。何人の遺したる餘毒なるにせよ、之を芟除するに努めざる可らず。是れ目下の急務なりとす。而して列國既に露骨に自衞自給の方針を執るものとせば我も亦此方針に出でざるべからず。是れ余が政府及國民に向て其決心を促さんと欲する所なり。自衞自給の方針を執りたりとて固より列國の共助を絕つと云ふにはあらず、又列國に戮力せずと云ふにもあらざるは勿論なれども、政府及國民の決心を玆に置き、而して始めて國策の大本を立つることを得べしと信ず。

歐洲開戰以來我經濟界は有利の影響を受け貿易は輸出超過となりて正貨推積し國內亦所謂成金をも生ずる盛況

を呈したりと雖も、戰局斯くまで擴大して其終局を豫知すること能はざる今日となりては政府も國民も茲に一大決心をなすの必要あるべし。時々の問題は我黨時々に之が對策を發表す、即ち禁鐵問題の如き、棉花問題の如き其例なり。故に余は茲に時々の諸問題につき意見を述ぶることを爲さずと雖も、大體に於て世界の趨勢に鑑み政府も國民も自衛自給の方針を執らんことを切望す。又此方針を執らば時々の問題は容易に之を解決することを得べく、又區々の利害は之を忍ぶことを得べき場合もあらん。要は此決心あるのみ。

又飜て戰後に於ける情況を推測するに、列國俄に自衛自給の方針を放擲することなかるべきのみならず、政治經濟何れの方面に於ても、大變化を來すべく、殊に戰爭の創痍を療癒し、國力を恢復するが爲めには列國有ゆる方策を取るべく、世界的大々競爭の起らんこと殆んど豫知するに難からず。果して然らば今より之が準備を爲さゞるべからざるは何人も容易に了解する所ならん。余は此點に關し機會ある毎に當局者の注意を促したるも、前内閣は毫も之を考慮することを爲さゞりし。現内閣は前内閣秕政の善後策に急なるが爲か、未だ此點に見るべき成績なきを遺憾とす。然れども是れ國家一日も忽にすべからざる問題なり。而して其所謂戰後經營は多岐にして一端を擧げて之を盡すことを得ざるは勿論なれども、余が諸君と共に先づ以て攻究せんと欲する問題は左の三點あり。

第一は教育問題なるが、此問題に關し社會は何を要求しつゝあるか、余の見る所を以てすれば成るべく速かに學業を終らしむる事と、成るべく其費用を減ぜんとするにあるが如し。政府最近に設置したる教育調査會は如何な

る審査を爲すや之を知らざれども、余は此社會の要求に應じ成るべく在學年限を短縮すべく、又數萬の學生をして年々入るべきの學校なきに苦しましむるが如きことを改むべく、而して公私何れに於ても其費用を節約して實效を擧ぐる方針を取りて以て社會の要求を充たし、戰後精神上に於ても體質上に於ても列國との競爭に堪ふべき有爲なる國民を造ることを切望す。教育の效果は云ふまでもなく數年の後にあらざれば之を見ることを得ざるものなれば今より速に其計畫を立てざるべからず。是れ余の教育制度の改善を急務とする所以なり。

第二は交通機關の發達なり、日露戰爭後所謂戰後經營としては先づ以て鐵道の改善延長及び港灣の修築を急務なりとし之が計畫を立てたる事諸君の熟知せらるゝ所の如し。爾來之が發展を見ざるにあらざるも猶未だ以て足れりとなすべからず。故に更に一大決心を以て鐵道の普及を計り港灣の修築を努むべし。而して今後に於ては更に之に加ふるに海運の發展を以てするの要あるべしと信ず。如何に殖產興業に努め如何に財政經濟の改善を試むるも、交通機關の發達之に伴はざれば如何ともすること能はざるは勿論なりとす。而して鐵道の如き港灣の如き內に對するものゝ外今後更に外に對し發展を期せんには海運業の進歩に待たざるを得ざるもの多し。列國も亦此點に關し戰後大に努力すべきは殆んど疑問の外にあり、是れ余が切に朝野の注意を喚起せざるを得ざる所なり。

第三は國防問題なりとす。目下歐洲の戰況に注目する者は何人も多言を要せずして我海軍も陸軍も此大戰後の教訓に顧みて其大に改善を要するものあるを了解するに苦しまざるべし。先年二箇師團增設案に對し我黨は暫らく之を延期し歐洲大戰後の實驗を見て更に之が計畫を定むべしと主張せしに拘らず、大隈內閣及其與黨は官僚に

媚びて以て其政權を維持せんと欲し、强て之が通過を計りたるは世人の記憶に新たなる所なるべし。而して今果して如何。彼等何の顏ありて國民に見えんとするか。然れども余は今日强ひて之が追究を爲さざるべし。要は國民一致して國防問題を解決するにあり。國防如何に急なりとて國力を顧みずして之が施設を爲すことを得ざるは勿論にして、如何なる場合に於ても財政の如何を考慮せざるを得ずと雖も、歐洲大戰後の教訓に鑑みて速かに之が處置を爲すにあらざれば他日悔ゆるも及ばざるものあらん。是れ深く講究を要する所なり。

以上の外、猶今日より其準備を要するもの多々ありと雖も、余は先づ其最も急なるべしと信ずるものを擧げて諸君の注意を促さんと欲するに過ぎざるなり。

憲政會去月下旬當地に關西大會を開きたるが、其際に於ける宣言及び加藤君の演說を通讀せしに其宣言中「政友會國民黨の如きは其多年の主張を擲ち權勢に阿附して閥族の爪牙たるを恥とせず」云々とあるも其何事を指示するものなるや明ならず。又加藤君の演說中臨時外交調査會に關し「原、犬養二君に對し後日の左券として通告し置く」との言あるも、其何を意味せしものなるや是れ亦不明なり。察するに加藤君は余等が外交調査會に列席するを不可なりと非難せらるゝものならん。果して然りとせば、余は加藤君の反省を促がさゞるを得ざるものあるなり。世人も記憶せん、昨年六月六日三浦子爵邸に於て加藤君は余及び犬養君と共に左の書面に記名調印したるにあらずや。即ち

「外交及び國防の方針は勉めて一定し之が遂行の途に當ては各自黨派の消長に關せず誓て一致協同するは勿論

にして外界一切の容喙を許さゞる事」

又對支方針及國防に關しては左の如く決定して是れ亦記名調印したり。

「對支方針は將來東亞永遠親好の目的を以て相互利益の增進を圖る事國防費は相當の限度を定め其範圍內に於て按排處理せしむる事」

此覺書に調印したる加藤君は余等と共に進んで國論の統一を計るべきに、爾來此覺書の趣旨に依りて實行的調査を進めんとせば加藤君は言を左右に托して之を避け、今日に至るまで之が實行を見るに至らざるのみならず、偶偶臨時外交調査會の設けあれば其委員たるを諾せず、抑も臨時外交調査會は其官制の示す如く政府の機關にあらず、至尊に直隷するものなれば、外交上國論の統一を期して覺書に調印したる加藤君は進んで獻替の誠を盡し其懷抱する政策を披瀝すべきに、事茲に出でざるのみならず、却て之を非難して擧國一致を破るの責任を他に嫁せんとするに至りては是れ果して何の心ぞや。

殊に對支外交の論議に至りては更に一驚を喫せり。余が曾て大隈內閣の當時其の外交を非難し是れ支那の反感を買ひ列國の猜忌を招き遂に我國を孤立の境遇に陷るものなり、速に其方針を改めて日支親善の實を擧ぐべしと論じたるに、加藤君は當時之を冷笑して顧みず、甚だしきに至りては支那の欲せざることを爲すものなれば多少の反感は之あるべきも意とするに足らずとの放言すら之ありたるに、其後反省せられたるにや、昨年三浦子爵邸に於ては大隈內閣の失政を認め余等と共に將來日支親善相互利益の增進を圖ることに贊成を表せられたるに、何

ぞ圖らん、今復た一轉し、日支の間漸く親好に列國の猜忌も稍々去り日米間に宣言を爲す程にもなり、大隈内閣失政の跡漸次改善せられんとするに際し、却て日支外交の非難を試みられんとは。若し加藤君にして眞に國家を思ふの誠意あらば、進んで三浦子邸に於ける覺書を實にし又進んで外交調査會にも加はりて其抱負を披瀝すべきにあらずや。

其他憲政會の諸氏は目下の政況に對し種々の意見あるもの丶如くなるが、元來憲政會の諸氏は野に在れば大言壯語して輿論の贊同を求めんとするも、朝に立てば其抱負を實行せざること殆んど別人の如し。試に其著しき一二の實例を擧げんか、政費節減は果して實行したるか、軍費縮少は果して實行したるか、租税輕減は果して實行したるか。是等の政策一も實行せざる耳ならず、却て其費用を増加したるものすら之あり。余は實行せざる議論に對して其是非を論ずるの甚だ無益なるを覺ゆるものなり。

又憲政會の議論中、事の政府に關する者にありては余は之を辯解するの義務を有する者に非らず。政府は政府の所見あるべし、余の關する所に非ずと雖も其餘りに空々しき二三の事項に付評論を試みんか。夫の關税問題の如き、借款問題の如き、又兵器賣却の如き、憲政會は之を非難するも大隈内閣は、果して是等の事柄に關與せざりしか。其往き掛りをして甚しき失態に陷らしめざるに努むるこそ目下の急務なるべきに、却て之を非難の具に供し他人事らしき議論を爲すは、余の了解に苦しむ所なり。

之を要すに、我黨の大本に顧み一時の褒貶毀譽に頓着なく、其内閣眞に容易ならざる時局に際し嚴正中立の態

度を持して誠意國家に貢献せんことを期すべし。余は斯くしてこそ始めて憲政有終の美を濟すに進み得べきものなりと確信す。夫の大局より打算して冷靜に國策を議することを忘れ、徒らに煽動的言議を弄して國民を惑はすが如きは余の絕對に取らざる所なり。（大六・一一・廿一）

立憲政友會大會に於ける演説

諸君、第四十議會の召集に際しまして、例に依り本日大會を開き、諸君と會同を致して意見を述ぶるの機會を得ましたのは、私に取りましては誠に欣幸に堪えぬ次第であります。

我黨の現内閣に對する態度、此事は今事新しく申す必要は殆どないのであります。現内閣の組織せられました初に於て決定致し、第三十八議會及第三十九議會に於て更に此趣旨を中外に宣明致した であります。故に今日は茲に繰返すの必要は毛頭ないのでありまするが、併し重ねて茲に此宣言を新に致しますれば、即ち現内閣に對しては嚴正中立の態度を採るのであります。是は前内閣の如何にも秕政を續けて參つた所の善後策に急なるが爲に、又一つは今日世界の大變亂に際しまして徒らに政爭を滋くする所の場合でないので、是等の事情より我黨は現内閣に對しては嚴正中立の態度を執ることに相成つたのであります。即ち前内閣の善後策、時局に對する急務を要するが爲に誠意國家に貢献するには嚴正中立の態度を執るを以て最も國家に忠實なる所以と考へたのでありまするから、此態度は今日に至つても之を變更するの必要を認めないのであります。故に我黨の態度は現内閣の組織當初に宣言致したる通りと覺悟致して差支なからうと思ふ。

又試に國外の情況を觀まするのに、御承知の如くロシヤに於ける政變は如何にも非常なるものである。此變動の

情態は茲に詳しく述ぶるの必要もないのでありまするが、如何にも驚くべき變況を來して居ります。又イタリーに於ける所の戰爭の情態、是も實は意外なる情態であります。斯樣なる事柄が生じたるが爲に目下に於ける戰局と云ふものに甚しき變態を呈して居るのでござるます。歐洲の戰局が左樣なる情態に依つて非常なる變態を來して居るばかりでなく、東洋に於ても隣國支那の如き未だ政治上の安定を得ないのであります。國內未だ統一する所なくして或は南北の爭となり未だ其政局の安定を見ざる情況であります。

斯樣に歐洲の情況、隣國支那の情況其他より觀察を致して見るのに、今日の場合は如何なる時期に如何なる變化を生ずるか、如何なる事變が生ずるかと云ふことは實に測り知るべからざる有樣にあるのであります。此情態は簡單に申せば、唯今申したる如くである。之を詳しく述ぶることは必要なる事柄でありまするが、併ながら其事柄は皆國際上の極めて機微に屬すること、茲に之を詳しく論ずるのは、甚だ不適當なる事柄であります。故に私は極めて簡單なる言葉を述べるに止めやうと思ふのでありまするが、兎に角斯樣なる情況である以上は、我日本の政策其當を得ずして外交上の方針を誤りましたならば國家百年の憂を貽すの虞があるのであります。如何にも容易ならざる時機に遭遇して居るのであります。又國內の情況は然らば如何であるかと云ふと、是も亦容易ならぬ情況にあるのであります。政治上は固よりのこと、經濟上に於ても、又國防の關係を觀ましても、何れの點より觀察致しましても、今日は所謂刷新若くは改良と云ふ事柄を必要とするのであります。決して現狀を以て安んずることの出來ない狀態にあるのでありますから、此國內に於ける情況と唯今申しました如く外國に於ける關係

とより考へまして、此處は餘程の決心を要する時であります。政治に注目する者の深く思を致さねばならぬ所と考へましたるが故に、先般大阪に於て我黨の關西大會を開かれたる際に愚見を述べたのであります。其際愚見を述べて朝野の注意を促したる事柄に付ては當時既に世間に公表せられて明なる事柄でありまするが故に、重ねて之を茲に述ぶるの必要もないやうでありますけれども、事極めて重大の事と考へるのでありますが故に、茲に其大要を摘んで重ねて數言を費したいのであります。其時述べました所の論旨の大要を申せば、歐洲の戰局は非常に擴大致して世界の戰爭と稱すべき情態になりましたから、各國は今日何事を急務として努めて居るかと言へば、唯戰爭に打勝つ、戰勝を得ると云ふ一時であります。此戰勝を得るが爲めには總ての事を犧牲に供して唯戰爭の一事に熱中致して居るのであります。故に所謂自衛自給と申すが如き方針は各國に於て之を採つて、而もそれは經濟や財政の上ばかりでない、國際上の關係に於ても此自衛自給の方針より割出して諸般の處置を執る現況であります。各國は既に左樣な狀況である以上には我國に於ても此自衛自給の方針を採らなければならない。各國既に自衛自給の方針を採り居るに對して我國も自衛自給の方針を採ると云ふ以上には、朝野を通じて百般の事項は皆此方針より割出さなければならぬのであります。若し此方針より割り出して自衛自給の途が立たなんだならば、迚も列國の間に立つて我國運の發展を期すると云ふことは甚だ難しいことゝ思はれるのであります。是は近頃多くの人に於ても此注意は生じたるものと見えて此論は唱へられて居りまする。而して此自衛自給の方針なるものは、今日戰爭の場合に於て之を必要と致すばかりでない、戰後に於て列國共に之を必要とするのである。何とな

れば此戰爭の爲には各國數百億の金を費し、而して國民の壯丁が殆ど戰爭に從事致して居りまするから、總ての事柄に付て戰後の回復をしなければならぬと云ふことは何人も了解の出來る急務であります。既に其戰爭の創痍を療癒して國力の恢復を圖ると云ふことに相成りますれば、取も直さず茲に世界的一大競爭の生ずると云ふことは疑ひないのである。戰爭が茲に終を告げるとしたならば、各國共に戰後に於て國力恢復の爲に起る所の競爭は實に著しきものであらうと思はざるを得ないのであります。

此場合に唯今申したる自衞自給の方針は無論必要として其一段の決心を要するのであります。此決心より處し此方針より割出して所謂戰後經營なるものを考へなければならぬのでありまするが、戰後經營と申せば其事柄は極めて多端にして固より一場の演說を以て盡し得られぬのであります。其事柄は極めて多端でありまするが、併ながら茲に其重要なるものと考へまする二三の問題を列擧致せば、先づ斯樣なものであらうと私は思ふのである。

それは何事かと申せば、第一は教育問題である。我邦に於ける教育の今日の狀態は如何がであるか、色々な缺點もありまするが、主なるものを申せば第一學校が不足して居る。此學校の不足よりして年々數萬の子弟が其入るべき學校なくして方向に迷ふて居るのであります。是は實に國家としては其儘には捨て置かれぬ狀態でありますが、それのみならず縱し順好く悉く目的だけの修學を終るものと致しても、初等より高等教育を終るまでに餘り年限が長いのである。各國の情態に比しても日本の教育の時間は餘りに長いのである。是は何とかして之を救濟するの方針を立てなければならぬ。又義務教育、即ち初等教育でありまするが、是も前回の議會に於ても詳論

せられたるやうに年々費用が嵩む一方である。教育の實體は教育令を布かれた時と依然變りがないのである。實體に變りがなくして父兄の負擔に致しましても中々其費用は嵩んで參る、迚も資金に富まざる貧乏人は學問も出來兼ねるやうな狀態に立ち到つて居るのであります。斯樣なる次第であるから玆に詳しく申さんでも教育の改良をしなければならぬと云ふことは誰にも分ることである。

然らば戰爭が終り世界に一大競爭が起る場合に於て今日の教育狀態を以て日本國民が安んじて居ることが出來るが、此の競爭に打勝つ有爲の人を作るには教育の改善に努めなければならぬ。教育のことは固より今日改良を加へた所で直に效果が見るものではないのでありますから、殊に今日に於て一日も速に其方針を立てなければならぬ。政府に於ても昨年議會の協賛を經て教育調査會なるものを作り目下審議中にありまして、如何なる結着を見るか分りませぬけれども、目下世間の期待して居る所の問題は之を摘んで申せば成るべく速に各教育を終らせたい。又成るべく方向に迷ふ子弟のないやうにしたい。費用もなるべく多く掛けぬやうにしたいと云ふ希望であると認めざるを得ぬのでありますから、此希望を充して將來國家有爲の人材を作るには一日も早く改善の實を擧げなければなるまいと思ひます。

其次に必要なことゝ考へるのは、交通機關の問題である。交通機關は種々ありますけれども、玆に其主なるものを申せば、鐵道港灣であります。啻に鐵道港灣の普及改良を急務と致すばかりでない。之に加ふるに更に今後に於て海運の事業の發展を圖らなければならぬ。是は最も急務なりと思ふので、其の目下に於て急務なることは各種の訴を聞いても分るのである。戰後に於ては殊に一層急務であると思ふのであります。如何に殖產興業に努め

ましても、如何に又財政經濟の改良を圖つた所が、交通機關を十分に發達せしめて置かなければ迚も其目的を達することは出來ないのである。是は固より明瞭なる事實であるから日露戰爭の終つた時に、第一に戰後經營として西園寺內閣の執つた方針は此交通機關の發達を圖るにあつたのであります。故に鐵道國有の斷行を致し鐵道の普及改善を圖り、又港灣調査會等を設けて港灣の修築に努めたのであります。爾來我黨は此方針を動かさずして朝野に向て其主張を致し、又歷代の內閣も是に見る所があつて此交通機關の發達を怠つては居らぬのであります故に多少見るべきものあると云ふことは無論でありますけれども、今日の狀態を以て宜いかと申せば決して宜しくない。更に大に發展を致さしめなければ到底戰後に於ける競爭に打勝つことは出來ないのである。加ふるに今日は海運の事業である。內地に於ける鐵道港灣のみならず海運の事業は今日より此上も十分の發展を圖らたければならない。日本人が世界に發展を致すのは甚だしき困難に遭遇致さなければならぬ。世界の船舶も增減はあるが、非常に減退致すかと申せば造船も進むのであります。兎に角戰後に於ては船舶の缺乏は免れない。併し國に依つては更に大に船舶の增して居る所も出來ませう。アメリカの如きは則ちそれであると思ひますが、兎に角戰後に於て各國共に國力の發展を圖らんとするには、矢張り海運の事業に十分なる注意を注ぐと云ふことは、何人にも能く了解の出來ることゝ思はれるのであります。今日に於て我國は鐵道港灣の普及を圖り海運の事業の更に著しき發展を計畫致さなければ戰後の急に應ずることは出來まいと思ふ。

次には國防の問題である。此の國防のことに附ては數年間色々の議論もあるのでありますが、併し歐洲の大戰

爭に注目致して其の實驗より考へれば、日本の海軍も陸軍も到底此儘に於て安ずることは出來ないと云ふことは誰れも皆な思ひ當るであらう。即ち著しき重要なる敎訓を此戰爭に依て得て居る筈であります。先年我黨は二個師團增設問題の折に、急に二個師團を增設するよりは歐洲の戰爭狀態を見て其實驗より相當なる計畫を立てるが宜いと云ふことを主張致しました。然るに大隈内閣並に其與黨は彼等在野當時の議論に全然反して之を無理に通過さしたのである。是は無論其政府を維持せんが爲めの政策であつたと云ふことは明瞭でありますが。左樣に致して我黨の主張を容れずに通過致しましたが、今日に於ては彼等も亦思ひ當るであらうと思ふ。世人も亦我黨の主張即ち歐洲戰爭の實驗を見て相當の計畫を立つべしと云ふ主張は決して徒に唱へたる說に非ずと云ふことを了解するに苦まぬのでありませう。殊に今日の戰爭の狀態を觀るのに、從來の陸海軍の外に航空軍と稱すべき一種の軍隊を有して居るのである。又兵器改良と云ふことも無論種々の改良を加へなければならぬが、此改良も從來やり來つた所の兵器に改良を加ふる外に新規なる兵器も多々生じて居るのである。故に我海陸軍も茲に注意して十分なる改良を加ふるの必要があらうと思ふ。固より我國の海陸軍、即ち國防問題は決して他の國に於ける如く侵略的の意味のないと云ふことは無論明瞭であります。何等侵略的意味はないのでありますけれども、今日の戰局の狀態から考へて又將來を推測致しまするのに、今後如何なる場合に於て何事が生じても國威を失墜致さないやうにしやうと云ふには、茲に一大決心を以て我が國防の充實を圖らなければならぬと思ふ。今日は明瞭に國防問題は國家生存の問題である。無論此事柄は今始つた譯ではないが、此戰爭の依つて各國の狀態齊しく之を證明

して居るのでありますから、此國防の充實と云ふことは何を差措いても、如何なる場合に於ても出來得るだけの準備を立てなければならぬと思ふ。

此三點は大阪に於て主張致したる所にして、尙ほ今日に於ても諸君の前に之を擧げて其御參考に供したい重要なる事柄と思ふ。

之を要するに目下戰時中でありますから、此戰時中に處するの問題は、所謂焦眉の急を要する事柄が多々ある。之に付ては其事柄の生ずる度毎に相當なる解決をせなければならない。我黨また之を怠らぬのであります。左樣なる焦眉の急を要すること澤山あるのでありますが、其以外にも戰後に於ける問題にして今日より速に着手致さなければならぬ問題と云ふものが亦多いのであります。其二三のものは只今申上げました如く教育、交通機關、國防などゝ云ふ問題は今日より速に着手して尙或は後れて居らぬかを恐るゝ位でありますから、一日も速に着手したいのであります。其外にも數多の問題が横はつて居ると思ふ。我黨は御承知の通り多年積極方針を採つて參つて、他の黨派の如く消極退嬰の方針を採つたことはないのである。故に此積極方針を採つて國家に貢獻致すと云ふことの歷史に顧みまして、此内外の時局容易ならざる際に於て、我黨は一致して國家の爲に積極の計畫を立て努力するの覺悟が必要であると思ふ。

今期議會に政府より提出致した所の案件は豫算其他法律案も其一二は旣に現はれても居りまするが、兎に角是等の問題に對しては果して我黨の主張に合するか、果して目下の急に應ずるに足るか、それ等の點に就て冷靜に審

査を遂げ、我黨多年採り來つた所の方針より割出して、公平なる解決を與ふることを希望致すのであります。是は數日ならずして悉く實現致すべき所の問題でありますから、玆に私は贅言を費すまでもなく、議員諸君に於て十分なる審査を遂げられて相當なる解決を與へられるやうに希望致すのであります。

尙終りに臨んで私は一言致して置きたいことがある。諸君も御承知の通り我黨は昨年四月の總選擧に於て大隈內閣より受けたる所の非常なる打擊を回復致して、議會に於ける最大多數黨と相成つて居るのであります。是は諸君と共に洵に喜びに堪えぬ次第でありまするが、併ながら議會に於ける最大多數黨なりとしても絕對多數を有して居るのではありませぬ。絕對多數を有して居らぬ以上には我黨の主張にして或は議會を通過せざる事柄もあらうと思ふ。我黨の主張にして不幸にして議會を通過致さぬと致しましても已むを得ぬのであります。我黨は國家の爲に是が適當なりと言ふ所に猛進するの外はないのであります。之を約言すれば、我黨の眼中には國家あるのみでありまするから、唯議場に於ける通過を圖らん爲に我黨の方針を枉げると云ふことは出來ない……我黨は縱令議場に於て多數を得ずして否決せらるゝとも、國家の爲に是なりとする所に猛進するの覺悟が必要であると思ふのであります。又世間は如何に混濁なる情況を呈すると申しましても、我黨が國家の爲に是なりとして誠意主張致す事柄に付ては、必ず他の公平なる人々の贊成を得ると云ふことは疑はないのであります……故に我黨は決して他に顧慮する所なく、從來の主張に顧み現在並に將來に於ける所の國家の利害を篤と考察致して、之が利益なりとする所に猛進致したいのであります。是は玆に終りに臨んで諸君に一言致して置く次第であります。

(大七・一・二〇)

税制案に對する意見

本日は税法諸案の決定を爲すが爲めに代議士會を開きたる次第なるが、我黨の方針は今更ら繰返すまでもなく、大會に於て決定したる方針に基づき其の範圍內に於てすべきを當然なりとす。現內閣は我黨の理想に合致せざるものなりと雖も、我黨は重大なる今日の時局に鑑み徒らに政爭を滋くするを欲せず、政府の諸般計畫に對しても此趣意を考慮して我黨の態度を決定するを要す。而して政府今回の計畫を見るに大要二あり。即ち一は國防充實の問題にして、一は税制整理の問題是れなり。此の第一の問題たる國防の充實は現下の時局に於て必要缺くべからざる所にして、國民の多數は其の尙ほ或は足らざるやを感ずる程なり。縱へ不十分なりとするも既に緊急必要のものなりとせば之を是認すること當然なり。然らば其の財源を何處に求むべきやは玆に研究を要すべき問題なりとす。第二の問題たる税制整理の事は其の趣旨に於て我黨亦之を贊成する所なるも、今日は其の整理を爲すべき時にあらず。即ち今日は戰時中にして此の如き經濟上財政上に變態を來せる時に於て、之が整理を行ふも他日復整理せざる可らざるに至るは明かなる所にして、されば日露戰役の時に於ても整理は之を戰後に行へり。宜しく之を平和克復後に讓り其際に及んで根本的整理を爲すべきこと至當なりとす。故に税制整理に關する諸税法案は之を否決すべきなり。但し既に國防充實に關する計畫を是認する以上は之に要する適當なる財源を供給せざるべ

からず。之に就ては酒造税及所得税の増率を大體に於て之を認めて可なり。然るに於ては税制整理案の否決に依りて生ずべき財源と、政府の權限内に於て既に斷行せる專賣益金の増收とを合せ大體不足なきを得べし。尤も兩税の改正に就ても多少の修正を要すべきものあれば、相當の修正を施すは言ふまでもなし。又臨時事件費に就ては戰時の今日必要已むべからざる要求なれば、之が財源たるべき戰時利得税の制定は是れ亦已むべからざるものと認む。尤も其内容に就ては或は種々の意見もあるべければ、充分審査を遂げ相當の修正を爲すこと是れあるべし。我黨に於ては是迄も此の如き問題に際しては、十分に當業者の陳情等を聽取し、審査し來りたれば、今回も當業者及各方面に就て之が調査を爲し以て適當の修正を施し之を賛成して可なり。即ち我黨は酒造税及所得税の増率に依りて國防の充實に充て戰時利得税の設定に依りて臨時事件費の財源に供すべきなり。尤も後日税制整理を爲す場合に際しても個々の問題に就ては尚ほ種々研究を要すべきものあり。殊に戰は何れの日に終熄すべきや逆睹すべからず。若し戰爭が早く終熄すれば夫れに相當して其整理を爲し、遲ければ遲きだけ其内容を異にすべければ、今日に於ては其整理に手を下すことを爲さず、之を他日平和克復の後に讓ることゝすべし。是れ誠に時局に處すべき適當穩健の措置なりと信ず。敢て諸君の賛同を乞ふ所以なり。（大七・二一五）

內閣成立に就て

去月二十七日、不肖の身を以て內閣組織の大命を拜し、同二十九日現內閣の成立を見たる次第なるが、退いて考ふるに時局如何にも重大にして、微力なる予が果して此大任を全うし得べきや、洵に痛心に堪へざる所なり。さりながら旣に局に當れる予は閣僚諸君と共に國家の爲に貢献せんと欲す。吾黨諸君此意を諒せられ、現內閣の爲に深厚なる援助あらんことを切望す。

予の主張は機會ある每に世上に公表し居れば今更ら之を繰返すの必要なく、又殊更らに抽象的政綱を揭げて世に示すの必要なし。大體に於て現に目前に橫はる內外數多の問題は速に相當なる解決を爲さゞるべからざることは勿論の次第なるが、尙此以外、國家永遠に亙る諸問題、即ち我黨が多年主張し來れる敎育の改善、交通機關の發達及び國防充實の如き諸問題は何れも財政と伴はざるを得ず。而して豫算編成に餘日なき今日に於ては遺憾ながら充分なる施設を爲すことを得ずと雖も、予は野に在ると朝に在るとに依りて其說を二三にするものに非ず。予は特に意を玆に注ぎて之が實行を期せんと欲するなり。

我黨諸君は予の言を待つ迄もなく、予の意思の存する所は常に諒解し居らるゝ所なりと信ずるに依り、此場合に於て喋々の辯を費すことを爲さずと雖も、歐洲の戰亂旣に五年の久しきに亙り、直接間接に我國に及ぼす影響

は我國情を一變せんとするが如き形勢となり居れば、如何なる政策を實行するにせよ、常に民意の存する所を考察し、因つて以て憲政有終の美を濟さんことを期せざるべからず。是れ予の就任を披瀝すると同時に、黨員諸君の諒解を求め其後援に俟たんと欲する所なり。（大七・一〇・五）

岩手縣人會招待會に於ける挨拶

此度の就任は內外の狀勢に顧み自分抔の任に當るべき時局に非らずと思ひしも、併し政友會總裁として大命を拜したる以上、責任上辭する能はず。自己の力を揣らず內外重大の時局あるを知り乍ら玆に內閣を組織したる次第である。故に自ら考へて如何にして此重大なる時局に際し責任を全ふし得るや、又一般國民は種々なる期待を持つて居るやうであるが、果して此の期待に副ふことを得るや否や、前途を憂へざるを得ぬ。而して同鄕諸君より就任を祝され、こゝに多數諸君の御招待を受け、一層責任の重きを感じ、同鄕人の名を汚さゞるを得るや否や心配せざるを得ぬが、此上は力の有らん限りを盡して、上聖明に答へ下國民の期待に背かざらん事を期する積りである。只今幹事よりの挨拶によれば出席者の數餘り多くないのは遺憾であると云ふ事なれど、其點は決して御心配に及ばず。何んとなれば就任以來三十餘日、殆んど每日の如く招待されたり招待したり、時には千名以上も集まれることあり、單に出席者の數の上より云へば今夕は素より多しといふ可らず、併し人を迎ふる熱心衷情は頭數の多少に限らず、假令數は餘りに多からずとも同鄕人のために迎へらるゝは自分の最も愉快に感ずる所である。

自分は學生として東京に出たのは明治四年であるが當時に於ける同鄕人の就學者極めて少く、學校へ行つても

同郷人と一所になるやうなことはなかつた。其後外務省の役人となつたが、同省役人にも南部出身者は自分一人といふ哀れなる有様であつた。然るに今日は如何なる會合に出席しても同郷人の顔を見ざるなし、今夕は又數に於て八十八人なりといふも各方面に地歩を占めらるゝ人々の會合なるに於て、明治初年の當時を顧みて感慨なきを得ぬ。誰れしも郷里を持たぬものなく、御國自慢をなすは何人も免れぬ所なるが、郷里といふものは一種特別の親しみあるものである。

自分も若い時は餘り郷里にも歸らず、疎遠に打過ぎたが二十年來度々歸省する樣になつてから、特に郷里の親しみを感ずる樣になつた。郷里にあるのは何處に居るよりも一番愉快である。自分は郷里の人々に向つても隱居するなら宜しく郷里に隱居すべしと勸告し居る程で、世間に對しても南部の善いこと許り吹聽して居る。故に世間では話半分に聞いても南部といふ所は大分善い所であらうと思うて居るやうであるが、郷里に對する情は斯の如きものである。

故に千名集まつた歡迎會よりも左迄人數の多からざる今夕の會合の方が、自分としては愉快を感ずる。

尙一言すべきは自分は郷里より出たる最初の總理大臣といふので御祝を受ける譯なれど、今後は同郷よりも總理大臣たるもの幾人もあるべく、又總理大臣となりたりとて特にエライと言ふ譯にあらず、學者として又實業家として國家の爲に貢献せらるゝも極めて必要で又名譽な事であるから、各方面に向つて大いに發展されんことを望む。　（大七・一一・四）

立憲政友會東北大會に於ける演說

諸君約五箇年に亘りたる歐洲の大戰爭終を告げ、平和の成立したるは諸君と共に慶賀に堪へざる所なり。而して平和成立したる今後に於ては內治外交共に充分なる措置の緊要なることは今更贅言するまでもなし。戰時中機會ある每に吾々の屢々唱道したるが如く、此平和成立以後列國各々其國力を恢復せんが爲めに國際上に於て、殊に經濟上の競爭に於て實に容易ならざる時機となり、隨て國民の覺悟も亦一段の鞏固を加へざるべからざるに至れり。歐米各國の狀況を見るに各國其軌を一にせずと雖も、何れも國力恢復の爲めには有ゆる手段を弄するものの如くなるが、幸にして我國に於ては列國の如き國力恢復の必要なし。然れども此列國競爭の間に處して國力を發達せしめんと欲せば、列國に於ける國力恢復以上に努力せざるべからず。斯くの如き時期に到着することは固より今日初めて知る問題にあらずして、戰時中に於て早く既に其覺悟なかるべからざりし所なり。是れ吾々が戰時中戰後に於ける準備を絕叫したる所以なり。而して茲に今日此時期に到着したる以上には國民一般深く、此點に注意すべく、即ち國民一致の努力を要するは方さに此秋に在るべしと信ず。

吾々は從來の主張即ち教育、交通、國防、產業等の政綱に付、其一部は昨年來業に已に實行したるものあるも、尙ほ進んで此政綱に基き畫策する所なかるべからざるは固より論なし。是れ蓋し國民の夙に諒解する所なるべし。

乃ち吾々は尙ほ大に努力する所あるべしと雖も、之が實行方法は多岐に亘り、今日此席に於て直ちに之を列擧すること能はず。余は唯是等政綱を徐々擴充實行すべしと云ふに止め、尙其の以外に於て今日の時局に處して爲すべきもの亦數多あるに因り、其二三の例を擧げて諸君の參考に供すべし。

先づ外交の方面を見るに、平和條約既に成立し、今日は各國共に之が批准の準備中に在り。而して講和條約に支那が調印せざりし譯を以て種々の議論を生じ、又排日論の多きは諸君の知る所の如し。然れども是れ多くは誤解に生じ、即ち我國の誠意を諒解せざるに起因す。我國は支那に對して何等野心を有するものにあらず。殊に日支親善は吾々の多年唱道したる所にして、今日は其實を擧ぐるに努力しつゝあり。支那朝野を通じて必ず他日此誠意を諒解することとなるべし。露國は未だ健全なる國家の前途を見るに至らず、是れ吾々の甚だ遺憾とする所にして、一日も速に秩序恢復せんことを希望す。此等の問題即ち對支對露の問題に關しては吾々は各國との協調を保つて其安定を得ることに努むべし。

內治に至りては其刷振を要すること多々ありと雖も、爰に第一に注意すべきは、法律制度の問題にして、即ち世界の變遷を見たる今日に於ては先づ以て法律上の改善を要すと認め、先般法律命令の整理委員を設け、維新以來年々增加し來りたる法律命令の整理を企てたり。又我國の淳風良俗に矛盾するが如き制度を改めんとし、同時に陪審制度を設けて裁判に國民を干與せしむるの途を開かんとして法制審議會を設け、財政經濟に關しても亦今日の場合革新を要するもの多々あるを認め、財政經濟調査會を設けたるは諸君の知る所の如し。是れ皆大戰の

影響として我國力の發展したることは爭ふべからざる事實にして、此發展したる國力をして益々其基礎を鞏固ならしめんとの見地より取りたる措置なり。而して是れ獨り政府の力のみに俟つことを得ざれば、國民と共に茲に大に努力する所なかるべからずと信ず。

糧食物價の問題に至りては世間にも種々の議論あり。吾々の日夜苦慮する所なるが、先づ糧食の一事を述べんに、都會と地方とは其趣を異にし一律に之を論ずることを得ずと雖も、要するに其豐富は第一の急務なるに依り、昨年來吾々の盡力したるは即ち此豐富を圖るに在りたり。既に豐富にして國民生活上の安定を得るに於ては、需要供給の關係上價格も自ら定まる所あるべし。而して此豐富を努めたる結果、今日に於ては大體憂慮すべき狀態に之なし。諸物價に至りては是れ亦都會と地方と其趣を異にするのみならず、國民中境遇の如何に依り自ら其狀況を同ふせずと雖も、然れども何れにせよ物價の低廉は國民の希望する所なること固より論なし。而して物價騰貴には種々の原因ありて之を一二の原因に歸すること能はずと雖も、其主なる原因は我國貿易に在り。輸出の輸入に超過し年々我利益を增加すると同時に經濟之に伴ふて膨脹し、自ら物價の騰貴を來したり。故に根本的に物價の低廉を圖らんと欲すれば、其源に溯りて貿易上に相當の制限を加へざるべからず。然れども斯くするときは之れが影響として急激なる變動を生じ遂に所謂不景氣の結果を來す虞あり、是れ國家の忍ぶ可らざる所なり。何れの國に於ても好んで不景氣を求むる國なし。故に吾々は其急激なる變動を釀さゞる範圍に於て物價の低廉を求めんとするが故に、眼前其效果の顯著なるを見ずと雖も、經濟上激變を與へざらんと欲すれば斯くするの外なく

而して漸次に其效果を見るべきを疑はず。

世間或は現内閣を以て何等施設する所なきが如く云ふ者あり。此等の批評は強て駁論を試むるの價値なしと雖も、試に糧食に就て之を言はんか、米麥に對する關税の廢減、外米輸入及賣出、鐵道船舶の無賃若くは減賃輸送、節米奬勵、米麥代用品奬勵、生産品増加奬勵等の政策を實行し、又一般物價の調節に就ては公設市場の奬勵、貯金奬勵、國債募集其他遊金の吸收政策、金融爲替の按排、民力涵養の奬勵等幾多の計畫を爲し、之れと同時に低利資金を供給し、地方税の制限を擴張し、官吏、吏員、教員等の臨時手當を給し、都市に在りては住宅供給を奬勵する等、彼此相待つて人心の安定に努力せるは諸君の周知せらるゝ所なるべし。或は物價を公定し、依て以て低廉を計るが如き、固より一概に排斥すべからざるの論にして、之を實行すべき場合も之あるべしと雖も、大體に於て此等の處置は國家緊急、眞に已むを得ざる場合に於て初めて實行すべきものにして、之を爲す以前に於て尚ほ努むべきもの多々之あるべし。國民一部の利益を見て多數の利益を顧みざることを得ざるは勿論にして、又國家の必要已むを得ざる場合には、此多數の利益も少數の爲めに犧牲に供せざるを得ざることも之あるべし。是れ皆國家非常の場合に處するの問題なり。現に英佛等の諸國に於て此處置を執るに至りたるも、是れ戰前戰後經濟上斯くするの外なき非常の場合に迫りて初めて實施したるものなれば、我國に於て斯くの如き非常手段を執るには最も愼重なる考慮を要するを以て、吾々は先づ其以外に於て適當の處置を執るに急務なりと信じ、昨來年鋭意之が畫策を怠らざりしなり。而して此等の政策を實行する上に於て、最も世人の注意を促し度きは、國民一致

の愛國的節約なり。宇内の大勢を通觀するに、糧食及び物價の昂騰は實に世界的にして容易に低下すべき狀況に非ず。左れば政府に於て萬全の畫策を怠らざるを要するは勿論なるも、同時に國民に於て愛國の至誠を發揮し、糧食調度を節約し、一面物價の調節に資し、他面富力の涵養に努めざるからざるなり。

此の他資本勞働の協調、國民思想の善導の如きは最も深甚の考慮を要する所にして、吾々は最善の方法を企畫し、以て國家の進運に對應し國民の福利を增進せんことを期せんとす。

以上は吾々の抱懷する政綱の二三を揭ぐるに過ぎず。諸君は余の演說を俟つまでもなく、我黨の方針は夙に承知せらるべく、而して諸君は我黨の責任重きを自覺し、國民の信賴に背かざらんことを努められたし。世間反對せむが爲めに反對する者あり、又我黨の眞意を諒解せずして讒誣中傷する者ありと雖も、此等は深く顧慮するの要なし。此國家重大なる時局に際し、諸君は益々奮つて誠意國家の爲めに貢獻せられたし。是れ蓋し國民の我黨に期待する所なるべし。此機會に於て改めて諸君に注意する所なり。（大正八・八・二〇於盛岡市）

立憲政友會大會に於ける演説

諸君、第四十二議會の開會に際しまして、本日我黨の大會を開いたのであります。此場合に於て諸君と會同して卑見を述ぶるは洵に本懷の至りに存ずるのであります。

一昨年末に大命を拜して現内閣を組織して以來、日夜國家の爲に微力のあらむ限りを盡して居ることは、諸君の諒承せらるゝ所であらうと思ふのであります。御承知の如く約五年に亙つたる大戰も最早講和條約の實施を見るに至つたのであります。是は洵に國家のために慶賀に堪えざる次第であります。併ながら此講和の成立に依つて我國に加はる所の責任は極めて重大であります。此責任の重大なる以上、我國民の覺悟も亦一層堅實でなければならぬのであります。之に就て先般講和條約の發布に際しまして、畏くも大詔を煥發せられまして國民の嚮ふ所を示されたと云ふことは、吾々國民の實に恐懼する所であります。謹んで此聖旨を奉戴致して銳意國家のために聖旨の貫徹することを努めなければならぬと思ふのであります。

今期議會に提出致すべき豫算案又は法律案等に就ては、一兩日中に議會に於て詳細を述ぶるゆゑに見合せますが、併し私は我黨從來の方針に基いて、第四十一議會には種々の案件を提出致して其協贊を得たのであります。既に協贊を得た所の諸案件は之を遂行致して居るのでありますが、尙ほ其效果を十分に致さうと考へるのであり

ますから、今回の議會にも更に教育産業交通等の諸問題を首と致しまして、種々の計畫を立て、此議會に提出するつもりであります。

又前議會即ち四十一議會には御承知の如く衆議院議員選擧法の改正案を提出致しまして、其協贊を得たのでありますが、今期議會には地方制度の改善を計畫致して其提案を致す積りであります。是は憲法政治の發展を圖る上に於ては當然の事であります。既に衆議院議員選擧法を改正致し、國民の参政權も擴張せられたと云ふやうな次第である以上には、更に地方制度に向つて相當の改善を加ふることは當然であります。殊に地方制度は隨分施行以來久しきに亘つて居るのでありますから、丁度今日は之を改正すべき機會でもあらうかと思ふのであります。

又國防問題、是は御承知の如くに前議會には教育産業交通等我黨の政綱により實行すべきものを提出致して共協贊を得たのでありますけれども、四十一議會の前に當つては内閣組織日も淺く國防計畫を十分に立てると云ふことは出來なかつたのであります。我國防計畫なるものは國家の爲必要なることは無論でありますが、我黨も政綱の一として國防充實を叫んだのでありますから、之を久しく遷延して置くと云ふ譯に參らぬのであります。故に今期議會には我國防充實の計畫を立て、提出する積りであります。而して我國防充實は隨分多額の費用を要するのであります故に、勢ひ歳入の増加を圖らざるを得ませぬ。歳入の増加を圖ると云ふことは申すまでもなく國民の負擔を増加するのでありますから出來るなら之を避けたいのでありますが、歐洲大戰の實驗より考ふるに、到底今日の日本の國防を以て安んじて居ることは出來ないのであります。それは此大戰の教訓が明に示してござ

います故に、已むを得ず相當なる計畫を立てゝ此計畫に必要なるだけの歳入を求むるが爲に歳入增加を圖り、國民の負擔に求めるのでありますが、是は財政上如何とも致す事が出來ない。此事情は蓋し國民の諒とする所であらうと思ひます。今日國防充實には何人も異論のあらう筈がないのみならず、歐洲の大戰に顧みて其必要なる費用を負擔致して國防計畫を全うせしめやうと云ふことは識者の異論なき事であらう思ふ。且つ此已むを得ざる事情は國民も諒とするであらうと思ふのであります。

次に外交の事でありますが、今日の外交は幸にして列國との關係極めて親交を保つて居るのであります。何等列國との間に困難なる事情の存在するものはござゐませぬ。之は國家のために極めて慶賀に堪えぬことであります。去りながら茲に一二の事を申して置きたいのはシベリヤの問題であります。御承知の如く彼の地方は未だ安定を得ませぬ。ロシヤの問題なるものは今日未だ如何に相成るかと云ふことは列國も殆ど的確なる意見を立て兼て居るやうな狀態であります。隨てシベリア地方も極めて安定を得ない狀態でありますから、現在の事情差措き難き爲めに已むを得ず多少の兵を派遣することに決したのであります。此兵を增加致したと云ふことは固より彼の地方に對して野心あるにあらざることは茲に喋々の辯を費すまでもないことであります。

次に支那問題、是は支那國民中には我國を誤解致して各地に排日を唱へる者が多いのでありますけれども、是は全く彼の國民の誤解に出づるのであります。我國は何等排斥を受くべき次第は無いと考へるが、少くとも現內閣の成立以來、充分日支の間、親善を圖りつゝあるのでありまして、此事情が支那國民の間に徹底致しましたしな

らば、此誤解は釋然として氷解するのであらうと思ふ。且又左樣に相成ることを疑はぬのであります。

之を要するに、世界を聳動しました所の大戰も最早終を告げたる以上には、屢々戰時中にも申したが如く今日は內外充分なる考慮を費さなければならぬのであります。即ち外に對しては列國との協調を充分に保つことを努めなければならぬ。又內に在りては國力の充實を圖らなければならぬ。之が即ち今日の急務であります。然るに世間には此大局を看破すること能はずして、謂れなき行動をなす者がある。御承知の如く外國に於て種々なる變動を生じ、其雜然たる外來の思想の我國に流入して參るのでありますから、之に雷同致して國家の利益を顧みないやうなる議論もある。又は一時の黨略に熱心致して輕佻浮薄の俗論を爲して一部人民の歡心を得やうなど〻云ふ小策を弄する輩もある。私は斯樣なることは國家のために、絕對に排斥致したいのであります。

我黨は創立以來所謂空理空論に走ることなく着實穩健を以て立つて居るのであります。國民も之がために我黨に信賴を置くのであります。私は諸君の後援に依つて政府に立ちて、國家のために努力致して居ることは、每每機會ある每に述べたることで、諸君も其眞意は諒解せられて居る所でありませう、が兎に角今日世界の形勢は全く一變致して居ります。此世界の形勢一變致したることが事實である以上には、此大勢に順應致さなければならぬ。此大勢に順應致すと云ふことは、外來の雜然たる思想に雷同すると云ふことではないのであります。此大勢に順應するためには、秩序を立て秩序ある變遷に依つて國運の進捗を圖りたいのであります。是れは我黨の本領であります。又吾々內閣に立つて取る所の方針であります。諸君は幸に此意を諒せられて、我黨の健實なる特色

が發揮せられ、國民の信頼に背かず、之がためには所謂私を公に殉ずるの覺悟を以て、此政局に臨まれむことを望むのであります。是れ深く諸君に切望して已まざる所であります。（大九・一・二〇）

立憲政友會前代議士會にて

諸君、昨日議會解散に相成り、是より議員諸君は其の職を去つて各選擧區に歸られ、再選に努めらるゝ事と信ずるのであります。斯樣な機會に於て、既に解散の理由は議場に於ても表明しましたけれども、尙諸君に之を述べて置くことは將來のために必要と考へますから、此場合に於て敢て數言を費して置きたいのであります。

屢々委員會本議場又は當本部に於ける代議士會等に於て繰返しました如く、選擧權の擴張と云ふ事に就ては政府の素より異議なき所であり、我黨に於ても亦努めて其擴張を圖つた事柄である。素より國情の如何に依り其の擴張の程度は相違致す譯でありますが、假りに國情の許す場合には、此擴張は單に納稅資格などに止まらず、種種の點に於て擴張を致し、遂に此の國情の許す場合には女子にも選擧權を與へると云ふ域にも達しませう。又左樣に達することは我黨の希望に堪へぬ事であります。

然しながら今日の場合に於て如何に致すかと云ふ事が始めて問題となるのであります。御承知の如く衆議院議員選擧法は憲法附屬の大典でありまして、容易に變更すべきものではないのでありますが、併し又時世の進運に從つて之に順應した改正を致さねばならぬ事は、是又當然の事であります。併し新選擧法は昨年に至り漸く兩院大多數を以て通過したる次第にて、爾來一ケ年も經過せず、未だ一回も實行致した事はないのである。斯樣なる時

期に於て、玆に選擧法を改正すると云ふ事は、國家將來のために政府は反對せざるを得ない事柄である。斯樣に變更常なくして改正に改正を容易に致すと云ふ事であるならば、獨り選擧權を擴張すると云ふ主義の如何に拘はらず、殆ど動搖常なく、國民は何を以て立法に安心を置き議會を信用し、憲政の發展を圖る事が出來ませうか。他の法律に於て屢々改正を企てる事を引證致して居りますけれども、他の重要ならざる法律は毎年改正致しましても差支なき事も無論でありませう。併しながら之も實は喜ぶべき事では無いのであります。けれども比較的重要ならざるものは夫れで宜しい。衆議院議員選擧法と云ふが如きものは左樣には參らぬ。又數回改正せられて選擧權を擴張されたりと申しても、さう一年や二年に改正が行はれたのでは無いのであります。數年の間研究に研究を重ね議會にも屢々提出され、遂に國論熟して初めて昨年大多數を以て新選擧法が成立致したのであります。之を容易に變へると云ふのは、實に國家を思はざるの議論と云はざるを得ないのである。左樣なる次第であるから選擧權擴張には異論はないが、今日改正すると云ふ事、絶對に反對するのであります。

加之、其の改正せんとする所の理由は甚だ國家のために、喜ぶべき理由でないのである。第一に世界の變遷を云々致して選擧法の改正を論ずるのでありますが、是は昨日も議場に於て委員長より報告をせられ、又私が力說致しました如く、大なる誤りである。歐洲に於ては御承知の如く五ヶ年間眞に國家の運命を賭し、戰つたのである。男女老幼苟も國民たるものは此の戰争に熱血を灑いだのである。故に戰に勝利を得た所の國も失敗せし國も其の國情に於て物質的にも精神的にも非常なる變化を起したと云ふ事は、何人も認むる次第であります。然るに

立憲政友會前代議士會にて

日本は何うであつたらうかと申すに、決して日本は左樣な状態にあつたのではないのである。之も議論を用ひずして何人も能く了解する所である。然るにも拘らず、歐洲に於ける事柄を直に日本に適用して、日本も亦斯くの如き變化を致して居ると認むるならば、大なる誤解である。而して之を以て憲法附屬の大典たる選擧法を改正せんとする理由とするに至つては、尙更以て將來に對して國家の不利益を釀し、國家の基礎に危險を及ぼすものと認めざるを得ないのである。

次に又此改正を以て階級打破なぞと云ふ事を叫んで居るのであります。之も大なる誤りであらうと思ふ。納稅資格三圓は大なる階級と見る事は出來ないのである。素より納稅したる人とせぬ人との區別はあるが、直接國稅三圓と申せば餘程程度の低くなつて居るに拘らず、夫を改正せんとするに階級打破を叫ぶ。階級打破と云ふ云ふ中には種々なる意味を含んで居るやうに見える。教育の點なども之に含蓄せしめて論じ、甚しきに至つては徵兵云々まで論じて居る。實に思はざるの甚だしきものである。我國は決して階級政治をやつて居るのではない。富める者と貧しき者との差別ありますけれども、又法律の規定に依つては夫々相當の制限ありと云はれませうけれども、決して階級政治をやつて居るものではない。然るにも拘らず此選擧法を改正する理由の一として、階級制度を打破せんとするに至つては、現代の社會組織を脅かすものと認めざるを得ないのである。之も大なる誤であらうと思ふ。又所謂之に關する運動は何うである。能く國家將來の方針を考へず、之が爲めには殆んど議員の自由意志を壓迫せんとするが如き行動をなして居る事も、諸君の御承知の通である。斯樣なる誤解に基く所の運動

を重ね、段々其の運動も不良の傾向を生ずるやうに相成りましたならば、國家の利害は何うである。甚だしき禍害を生じはしないかと恐れるのである。

斯樣に誤解を重ねますと云ふ事は國家のためには甚だ危險なるものと見なければならぬ。故に政府に於ては、今日に於て此の誤解を正すの方針を執らなければならぬのであります。是等の理由なき口實の下に、所謂普通選擧論者は之れが國民多數の希望する所、即ち國論なりと稱するのであります。之を國論なりとなし天下に鼓吹するに至つては、獨り議場に於て幸ひに我が黨の主張に贊成する人が多く、多數を以て之を否決して見た所が、國論に反對する決議なりと云ふのでありませう。而して所謂國論を煽動すると申しては、語弊があるかも知れぬが、彼等は之を國論なりとして宣傳致す以上、如何なる結果を生ずるかも測られぬのであります。故に單純に議會に於て之を否決した所が、彼等の所謂國論と稱するものは是れに由つて止むものではなからうと思ふ。又果して國論であるか國論でないかは、我々の見る所では只今申した如く、兩院大多數を以て通過致したる新法を一年も經過せず實行も致さゞる中に直に之を變更し選擧權を擴張すると云ふことは、今日の國論ではないと我々は認む。併し之を主張する人は之を國論なりと云ふ。事茲に至つては國民の判斷に訴へるの外はないと考へる。素より我我は選擧權の擴張其物には反對しない。又其の擴張を主張することも更らに差支へない。我々も此の主張を致すときがあるかも知れないが、唯だ今日の時期に於て之を改正せんとすることは、國家を思はざるの甚しきものと信ずる。斯くの如き世態を以て進みましたならば、如何に國民の安寧幸福を増進する事が出來ませう。如何にし

て憲政の發展を求むる事が出來ませう。我々は決して斯樣なことに同意することが出來ない。蓋し國民の多數も我等の主張に贊同するであらうと確信する。

尙一言添へて置きたいのは、動もすれば我國に於て物質的又は精神上に大變化を起した如く主張するのであります。無論我々も之を認む。或る程度まで變化して居ると云ふことは事實であります。然しながら先刻も申す如く歐洲各國に於けるが如き變化ではないのである。夫れのみならず我國の立場は今後如何なるものであるか、五大國の一に列し世界平和の爲に貢獻致したとは申すものゝ、今後に於て國家の施設す可きものは非常に多い。國家の責任も亦重きを加へて居る。卽ち先般平和克復の際に於ける詔勅にも、外は世界に對する責任、內にあつては健實を旨とし國本を培養せざる可からざるの聖旨が傳へられたることも御承知の通りである。實に我國は今日に於て政治上から見ましても、列國の間に立つて行くと云ふことは容易ならぬ、所謂大國の面目を維持して進まんとするには、尋常の決心では出來ないのである。戰爭中は兎に角、戰爭終りを告ぐるに至つては、列國の競爭激甚なるものあるが故に、戰爭中に於て玆に考慮を廻らして計畫をしなければならぬと云ふことを絕叫したのである。而して今日は戰爭終りを告げ、我々は玆に局に當つて諸君の後援の下に諸般の政務を處理するに當つて嘗て考慮し世間に向つて聲明致したる趣旨を貫徹せんとすることに努めねばならぬ。卽ち外に向つては益々國力の發展を圖らなければならぬ、內に向つては益々國力の充實に努めなければならぬ。之がために我黨は多年主張し來りし敎育に致しても產業に致しても交通のことに致しても、計畫を立てゝ着々之に向つて進み、又今回は國

防の點も計畫致して議會に提出し、幸ひに衆議院の大多數の贊成も得た譯であります。實に國家容易ならざる時期であると考へるが故に、着々國本を培養し、所謂國力の發展を圖るために我々は精神を傾注致して居るのであります。蓋し國民の多數は今日の場合は區々たる內爭をなす可き時でない。大に國家のために努力致し、益々外に向つては國力を發展し、內にあつては國力を充實し、由つて以て我國を泰山の安きに置きたいと云ふのが國民一般の希望であらうと思ふ。

斯樣に上下一致して此の重大なる時局を處理せなければならぬ場合であるのに、選擧權擴張を今日の場合に絕叫すと云ふことは何たることでありませう。選擧權擴張は素より惡い事ではない。漸を以て進むと云ふことは國家の福利を增進する所以であります。併しながら一年も經過せざる中に之を改正し、立法の威信を失ひ、憲政の發展を阻害するやうなことは致さずとも、漸を以て此の擴張を圖り、多數國民をして選擧權を得せしむると云ふことが適當であり、又順序である。今日迄の國家は先輩諸公に依つて料理せられましたが、先輩諸公は皆此方針を取つて漸次進捗を圖り、即ち今日の狀況を生み出したのである。今後に於ても輕躁急激なる事を避け、着實穩健なる方針を以て漸次進みましたならば、幸ひに國家が安定致すのであらうと考へる。何も只今申した如く、國民の不安を醸すが如きことをして、一年も經たぬ中に俄に選擧權の擴張を致さなければならぬ必要はない。併し私は選擧權擴張其物には屢々繰返した如く異議はない。又今後に今回提案の如く納稅資格を撤廢する事に立至つても差支ない。其他尙ほ擴張すべき點があれば、擴張して差支ないが、只だ今日の時期に擴張致さうと云ふのは國

家のために同意が出來ないと云ふのである。

又此の所謂普通選擧を以て我々が恰も之を危險思想と見て居ると云ふ誤解もあると云ふ話である。是亦大なる誤解である。擴張其物は危險とも何とも見ては居ない。今日の時期に於て容易に之を動かさんとするのが國家のために不利益なりと云ふのである。又それを貫徹せんがために種々なる運動を起して遂に理由なき強力に依つて改正せんとするが如きは國家のため許すべからざる所であるが故に、斯樣なる趨勢、斯樣なる狀況を續けて參ると云ふことは國家のために危險なりと信ずるのであります。擴張其物には何等危險もない。我々も屢々實行したのである。假りに左樣なる誤解ありとすれば是れ大なる誤解である。

殊に又今回提案者の理由を段々承れば甚だ同意し兼ねる所であつて、若しそれが實行する事になれば國家社會の組織を脅かすものであると私は思ふ　此點は何うしても我々は排斥せざるを得ぬのである。案其物は漸次其處に至ると云ふことには異論もなし、尙彼等の提案よりも進んでも差支ない。唯だ國情の如何に依るのである。今日彼等が昨年と今年と屢々大變化を來たした如く云ひますけれども、左樣に俄に選擧法を改正しなければならぬと云ふ程の變化を致して居ると、我々は見ないのである。之を誤つて再び玆に改正致したならば、國民は如何にして立法に安心をおくことが出來るか、憲法政治を如何にして進むることが出來るか。是れ大に考ふべきことなりと思ふが故に之に反對する。又今後に於て國家のなすべきことは多々あるのであります。單に選擧權を擴張すると云ふ許りではない。漸次國家の施設をなさなければならぬことが多々ある。是は我黨の屢々主張致した四大政

綱以外にも更に又施設を要するものが多々あるのである。斯様なる時期に遭遇しては、所謂着實穩健、我黨の從來執り來りたる方針に依つて、國家を泰山の安きに置くことに致したいと考へる。

之より諸君に於かれては各選擧區に歸りて其意思を宣傳せらるゝ事と考へます。又斯様なる理由を以て今回の解散を斷行致し國民に訴へたと云ふ趣旨が國民に明瞭に相成りますれば、蓋し國民は翕然として我々に同意するであらうと考へるのであります。然しながら此世間に存在する所の誤解は努めて之を解かなければならぬ。今回の解散は斯様なる意味で解散になつたのである。從つて國論の歸着する所は、若し今回提案した人々の意見が是なりと國民の多くが認めたならば、其の主張を致す所の人が多數當選致すのでありませうし、又我黨の主張する穩健着實なる方針を以て漸を追うて此の擴張を致すが國家の利益と考へる人が多數ならば、我黨は多數當選するでありませう。之が即ち國民の訴ふる所の理由である。我々の希望する所は我黨の此の主張を十分に國民に徹底するやうに努め、從つて我黨諸君の大多數の當選することを深く希望するのであります。素より諸君の御都合に依つて再び選擧に立たれる方も立たれざる方もありませう。又黨員中新たに候補に立たれる方も多數ありませう。而して今回は初めての選擧法、即ち小選擧區制を實施し、又新たに納税資格を三圓に低下した所の人々に依つて選擧されるのであります。今回は新たなる試みと云つて良いのでありますから旁々以て十分に政府の意のある所我黨の主張する所を國民一般に貫徹せられて、我黨諸君の大多數の當選せらるゝことを深く希望する次第であります。茲に今期議會は解散に依り終りを告げましたので、諸君は新たに選擧場裡に立たるゝことゝ信じまして、此の趣意を改めて聲明致しておく次第であります。（大九・二・二七）

立憲政友會前代議士會にて

立憲政友會臨時大會に於ける演說

諸君、衆議院は第四十二議會の半に於て解散に相成りました。解散を奏請したる理由が普通選擧に關係したるの次第は玆に申上げるまでもないことであります。而して五月十日を以て總選擧を施行せられたのでありまするが、此議會解散を奏請せざる可らざりし理由に就ては、當時議會に於て並に當本部に於て、屢々其理由を繰返し陳述して明瞭に致したのであります。又諸君に於かせられましても、此總選擧に際して此趣旨を重ねて宣明せられて、國民の諒解を求められたのであります。而して國民の多數は、我黨の主張を是認して、總選擧の結果は即ち我黨の絕對多數を占むるに至つたのであります。斯の如き結果を得ましたるは、獨り我黨のために慶ぶべきのみではありませぬ。世間種々議論はありましたけれども、今日に於て我が國民の健全なる意思の發表を此總擧の結果に依て見ることを得ましたのは、國家の前途に對して洵に欣幸に堪えないのであります。

國家の進歩は申すまでもなく、急激突飛なる行動に依つて得べきものではありませぬ。我國は維新以來僅に五十餘年、其間に非常なる進歩をしたのは事實でありますけれども、此長足の進歩を致す間には、自から順序のあることで、一概に一足飛に斯の如き進歩の結果を獲たのではありませぬ。斯樣な結果を見るまでの間に先輩諸氏が種々なる苦心を致したと云ふことも、即ち玆に存するのであります。斯の如き事情の下に今日の進歩を致した

のでありますが、若も之に反して急激突飛な行動を以て國家の進歩を圖るものなりと誤解し、穩健ならざる行動を執るに於ては、徒に國家を攪亂致すまでにして、決して國家の進歩を圖る所以とならぬのであります。随て決して是が國民の福利を増進する所以の道でないと信ずるのであります。

解散の問題となつたる普通選擧即ち選擧權擴張でありますが、此事に就て一言を繰返して置きたいのであります。選擧權擴張と申すことは、我黨に於て因より異議なき所、啻に異議なき許りでない。議會開設の當時に於て納税資格は十五圓でありましたが、それを其後十圓に低下致し、十圓納税資格を更に三圓に低下すると云ふことに就ては何人が力を致したのであるか。我黨に於て卒先努力したるがために、此結果を得るに至りしことは、天下周知の事實であります。故に我黨は固より選擧權擴張に異議なきのみならず、此擴張を努めるのでありまするが、併ながら事に順序あり、昨年議定したる計りの選擧法を、其利害得失を實驗するの遑なく、國民も亦此選擧權を行使するにも至らざる間に、之を變更せんとするが如きは、決して其當を得たものでない。況んや其變更を加へんとする理由の甚だ穩當ならざるものがあつたのでありましたから、是は我黨の斷然反對せざるを得ざる所であります。眞に國民の福利を考慮致す者は、斯の如き突飛なる手段に賛成を表することは出來ないのであります。併ながら此事に就ては總選擧の結果、其是非の公評は已に明となつて、最早今日國論の一致を見たのでありますから、今更ら之に對して贅言を加ふるの必要はないのであります。

諸君の知らるゝ如く内政改良の問題に就ては、中々數多の問題がある。現内閣成立以來已に着々實行致したの

も多いのでありまするが、尙實行せざる可らざるもの數多あるのであります。併ながら奈何せん第四十二議會を去ること遠からざる今日に於ては、其未了案件を此議會に提出すると云ふやうな譯には參りませぬ。

例へば法規整理委員會なるものを設け、維新以來の法令を整理することに努力致したのであります。其結果として既に實行せられたるものも多々あるのでありますけれども、何分維新以來五十年間積重ねてある法令を整理せんとするの大事業でありますから、數多未了の案件が殘つて居るのであります。

又法制審議會の調査して居る所の陪審制度其他民法の改正案等の如きも、刻下極めて必要なるものでありますが、今日迄に議定し得べき問題ではないのであります。其調査は大分進行致したのでありますけれども、此議會に提出する程に參つて居りませぬ。

又財政經濟調査會を設け、種々なる案件を調査して居りまするが、就中國民の最も必要を感ずる糧食問題其他國民の生存上極めて緊切なる案件に向つて調査を進めて居るのであります。隨て此調査は國民の經濟上に將來重大なる影響を及ぼすべきものでありますが、是も最早纏つたるものもあるが大部分進行中である。

又產業調査會なるものを設けて、世間に騷々しき問題にして、又世界列國の間に其議定を要すべき問題となつて居る所の勞働問題に關しましても、調査に着手して居るのでありまするが、是れ亦以て短時日の間に成案を得ることは出來ない問題であります。案件其物の性質として容易に成案を得られぬのでありますから、是は今日の場合此議會に提出すると云ふやうな譯には參りませぬ。

又近頃財政經濟調査會に諮問致したる更に重要なる案件がある。是は卽ち稅制整理の問題である。稅制整理の問題は極めて重大なる事、此處に冗辯を費すの必要はないのでありますが、御承知の如く稅制整理なるものは、日露戰爭の際に非常特別稅を設け、其以後之を永久稅と爲すに方つて稅制に整理を致したのであります。卽ち稅制整理委員會なるものを設けて整理致したことがあるが、其れ以來殆んど稅制の整理を加へたことがないのであります。稅を徵收するの必要あれば、隨つて其稅を設け、或は改正を致して居るので、所謂整理なるものは爾來一度も加へたことがないのであります。然るに今回歐洲大戰爭の結果は、此處に私が喋々申すまでもなく、內外の經濟上にも非常な影響を及ぼし、大なる變動を與へて居るのであります。故に國稅に致しても、地方稅に致しても、此の際稅制の整理は最も必要なるものと考へるものでありまするから、政府は財政經濟調査會に諮問致して此整理に着手したのであります。併ながら是も亦短時日では出來やうがない。第四十二議會を去ること數月なる今日に於て出來ざるのみならず、尙相當歲月を費さなければ、是等の案件の完成を見ることは出來ないのであります。

併ながら他日是等の各調査會が其調査を結了致して、それ〳〵法令の成立を見るに至りましたならば、我國の面目は之に依て一新するであらうと考へるのであります。

外交の事は是は極めて重大なる事が多いのでありまするが、第一に申して置きたいのは日英同盟であります。此日英同盟のことに關しては目下日英兩國の間に協議中であります。遠からず其結果を公表するの時機に達する

であらうと信ずるのであります。

山東問題、是は隨分世間騒然たる問題でありますが、我國に於ては方針は既に一定して居る。講和條約の規定する所に基いて、又日支間に在る所の協約を基礎と致し支那に之を還付する事に決定して居るのであります。併し其還付を成べく速ならんことを欲して、支那政府に交渉を開いたのは、最早數月以前であります。爾來支那政府に於て回答なく、之を促すに至つて回答を得ましたけれども、尚兩國の間に妥當の案を得るに至らず、即ち兩國直接交渉を開くの時機に達しないでゐると云ふ譯であります。是は支那政府に於て我が提議に於て談判を開くことに立至りますれば、豫ての聲明に基き速に支那に還付しやうと考へて居るのであります。

又對支借款、此事も新聞紙等に依つて御承知でありませうが、日英米佛四國政府の協調に依りまして、所謂四國財團なるものが成立して居るのであります。四國財團成立致して各國個々にせず、四國の共同に依つて支那に必要な財源を供給すると云ふことでありますから、是は支那國の國利を増進するには極めて便宜の多いことであらうと信ずるのであります。是等は皆吾々の唱道致して居る日支親善の主義を實現致さんがために斯樣なる處置を執つてゐるのであります。

シベリア問題、是は政府の屢々聲明致したところに基いて、趣旨を今日は實行しつゝあるのであります。

玆に唯極めて遺憾なる事實はニコライエフスクの問題であります。此ニコヲイエラスクの問題なるものは、諸君の御承知の如く、我が駐屯兵領事館員及び在留同胞が悉く兇徒のために惨殺せられたのであります。如何にも

痛惜の情に堪えない譯であります。之に就ては無論政府は國家の威信のために嚴重なる處置を執る積りでありますから、國民一般は此結果を見て滿足するであらうと考へて居るのであります。

今期議會は憲法第四十五條に據るの議會であります。即ち解散の日より五ヶ月以内に召集しなければならぬのでありますから、此憲法の規定に據つて召集相成つたる臨時議會であります。又既に述べました如く第四十二議會を去る遠からざる今日に於ては、多くの問題は未了の間にあるのでありますから、調査未了の案件多くして此議會に於ては、通常議會の如く多くの案件を提出することは出來ないのであります。併しながら此議會に提案すべきものは、緊急缺くべからざる必要なる案件、若くは之を後期議會に延すことゝせば國家に甚だ不利益なりと考へたる案件を提出するのでありますから、其案は少くも極めて重大なるものなることを、諸君に於て御考になり此邊に留意あらんことを希望するのであります。

又序ながら今日の財界の狀況に就て一言致します。此財界の近況に付ては、新聞紙等に依つて諸君の御承知の如く、反對者は此財政問題に付て種々の論難を政府に對して試みて居るのであります。併ながら若しも當時吾々が、反對者が今日或は當時申したが如き政策を執つて居りましたならば、此經濟界の動搖なるものは決して今日の比ではなかつたらうと思ふ。左樣な謬れる政策を執りましたならば殆ど之を救濟することも不可能であつたかと思ふ。幸にして吾々は斯樣な言論に迷はずして、即ち反對者の當時言ふが如き政策を執らざりしがために、今日財界の動搖固より事實でありますけれども、之に對する相當の處置を講じ救濟を圖りつゝあるのでありますか

ら、遠からずして此救濟の效果を見るのであらうと確信するのであります。

終りに臨んで更に諸君に十分なる考慮を願ひたいことがある。それは他事でもありませぬ。我黨は絕對多數即ち國民多數の贊成に依つて今日の絕對多數を得たのでありまするが、今後に於て若し國民の信望を失墜する如き行爲をしたならば、何を以て國家に貢献することが出來ませう。絕對多數を得て其力に依つて十分信頼を固うしてこそ國家に貢献しうるのであります。若し此信用を一度失ふに至つては多數ありと雖も國家のため何の功をもなすことが出來ないのであります。而して又世間は我が黨に對し凡ゆる讒誣中傷を試みつゝあり、我黨は即ち政友會は國家を忘れて唯黨利を圖るのであると云ふ非難も屢々諸君も御聽でありませう。又議會に臨みましたならば、多數に依つて決するが憲法政治の本旨でありますが、併ながら多數に依つて決するならば必ず之を橫暴なりと云ふでありませう。斯樣なる譯で、世間我黨に反對せんとする者は、種々なる流言を放ち、讒誣中傷を試みて居るのでありまするが、固より是等は識者の同意せざる所、殆んど一顧の値はないのであります。一笑に附して可なりではありますけれども、併ながら退いて考へるに、深く此反對者の非違を責めるよりも、寧ろ我黨は斯の如き讒誣中傷なりとするも、之を他山の石として迎へるこそ、我黨の大を成す所以、國民の信頼を固うする所以であらうと思ひます。此點に於ては十分なる御留意を希望致すのであります。

之を要するに我黨は今回の總選擧に依つて絕對多數を得ましたが、其絕對多數なりと云ふ其事のみは、決して欣ぶべきことではありませぬ。此多數の力に依つて穩當の政策を實行し民心の安定を圖り、而して國家に貢献す

ることが出來ると云ふことが、即ち欣ぶべきことである。即ち今回議會は勿論、機會のある毎に、我黨に我黨の責任の益々重大なることを自覺して、國家に對する誠意を發揮し、以て國民の信頼を固うし、此力に依つて國家を泰山の安きに置かんことを、諸君と共に希望して已まぬのであります。（大九・六・二七）

立憲政友會創立二十周年紀念に際して

諸君、我立憲政友會は去る明治三十三年九月十五日、故伊藤公に依つて創立せられてより、今日迄滿二十年に相成るのであります。玆に於て本日此の記念會を開き、黨員諸君と共に我黨の爲めに滿腔の祝意を表する事は私の最も欣幸とする所であります。

我黨立黨以來滿二十年の歷史を回顧致しまするのに、一時亂暴なる政治家に依つて大打擊を受けた事あるも、之を除きては我黨は政界に在りて常に優勝の位置を占めて居つたのであります。政界に在つて常に優勝の位置を占め、國家の大事に臨んでは率先して之に努力を致したのであります。又憲政の發達國運の隆盛と云ふことを以て念と致し、一日も是が爲に怠る事がなかつたのであります。斯の如き誠意は、故らに我黨を讒誣せんとするものにあらざる限りは、我黨を好むと好まざるとに論なく、何人も天下之を認めて異議なき所であらうと信ずるのであります。

我立黨の趣旨は唯今朗讀に相成つた如く、故伊藤公の中外に公表せられたる宣言及綱領に明瞭なる所である。而して故伊藤公に亞いでは西園寺公總裁の職に就かれたのであります。是が明治三十六年であります。西園寺公が三十六年に總裁の職に就かれて大正三年に至る約十二年間、此の宣言及綱領に基いて黨員を指導せられ、依つ



て以て我黨は年を逐ふて增大致し、遂に今日の如き盛況を見るに至つたのであります。故に私は此機會に於て伊藤公並に西園寺公の是等努力に對し深く感謝しなければならぬのであると存ずるのであります。

我黨立黨以來我黨の後援したる內閣も澤山あるのでありますが、是は暫く措いて、我黨總裁にして內閣を組織したる事は、伊藤公に依つて一回、西園寺公に依りて二回、而して今回を以て四回であります。此四回の內閣中に於て第一次西園寺內閣は、日露戰爭の後を受けたる明治三十九年であります。日露戰爭の後を受けて戰後經營の衝に當つたのであります。然るに又現內閣は歐洲大戰爭の後を受けて、再び戰後經營の大任に當つたと云ふことも、實に不思議なる次第でありまするが、兎に角屢々斯の如き重大なる國家の難局に當つたのであります。然るに我黨は絕對多數であつたこともあり、比較多數であつたこともある。其絕對多數であつたと比較多數であつたとに論なく、何れの場合に於ても克く內閣を支持し、國家に重きを爲したる事實は、黨員諸君の以て竊に誇とするに足る所であらうと存じます。

以上略述致した所の我黨の歷史は、誠に簡單で極めて其の要點に過ぎぬのでありますが、斯樣な歷史に對し、私は黨員諸君と共に誠に慶賀措く能はざる次第であります。併しながら退いて考へまするに、我黨の斯の如き盛況を呈したと云ふことも、其間には幾多の辛酸を嘗めて居るのである、決して平坦砥の如き順路のみを進行したのではないのであります。試みに往年板垣伯の指導の下にありました自由黨の歷史はどうであるか、如何にも困難なる苦辛慘憺の跡を貽すのであります。又故伊藤公及西園寺公の指導の下にありました時代はどうであつたか。

是も中々政黨の眞價は認められず、種々の困難に遭遇したのであります。斯樣なことは私が詳しく申さぬでも、自由黨の時代、又政友會と相成つても、伊藤公西園寺公の時代に、如何なる困難なる事柄に遭遇して居つたかと云ふことの、眞相を知つて居る諸君も今日多いのでありますが、此の眞相を知つて居る諸君は、當時を追懷せられましたならば、眞に感慨無量の感があらうと思ふのであります。決して一朝一夕にして此の盛況を呈したものではないのであります。人間は百年の壽を保つ事は出來ませぬが、政黨なるものは永久に存在するのである。今後に於ても再び如何なる苦境に立ち、如何なる國難に遭遇するも知るべからざるものである、故に私は黨員諸君が將來如何なる場合に於ても、常に結束を固ふし、萬難を排して國家並に我黨の爲めに、全力を注がれん事を切望するのであります。而して又是と同時に私は先輩諸氏往年の勞苦に顧みまして、是等の人々に對しては、黨員諸君と共に深く之を多として謝意を表するのであります。

近來國家内外の狀況を見まするに、外に對しては如何である、歐洲の大戰爭こそ終つたのでありますが、國際上の軋轢、經濟上の競爭などと申すことは、依然として激甚である。故に如何なる事件が、何時發生するか知るべからざる今日の形勢に在るのである。我國は五大國の一として、此紛糾極りなき間に立つて居るのでありますから、益々國威を伸張し國利を增大せんとするは、眞に容易の業ではないのであります。又内に在りてはどうであるか、思想の變遷、財界の消長、是が既に尋常の決心では處理し得る事の出來ない問題である。之に加ふるに世界の大勢に順應しやうとしますれば、今日迄の百般の制度に改善を加へなければならぬものは非常に多く、而

も且つ急を告ぐるのである。然るに淺薄なる政治家は往々此の內外の情勢に留意する事なく、唯國民を煽動し、國家は遂に如何なるものに相成るかと云ふことをも省みずして、此間に行動致して居る者があるのである。是は眞に將來國家を誤るものと認めざるを得ぬのである。故に苟も憂國の至情あるものは、斯樣なる內外困難なる時期に遭遇致して、一日も其安を偸む事の出來ない秋である。國家に對して十分なる努力を致さなければならぬのでありますから、私は黨員諸君と共に益々國家の爲めに貢獻致し、將來又斯の如き創立紀念會を開く場合には、我黨の黨勢は今日に在つて昔日の狀況を考ふるにも倍しまして、我黨政史上に一層の光輝を放たれん事を私は我黨の爲めに敢て期待する所であります。（大九・九・一五）

立憲政友會關東大會に於ける演說

諸君、余は近年各地に開かるゝ我黨各團體の大會には、勉めて出席せんとする意思なるも、何分にも公務差繰難く、不得已、多く缺席となるは最も遺憾とする所なり。幸に本日此地に開かるゝ關東大會には、休日を利用して出席するの光榮を得、誠に欣幸に堪へざる次第なり。

我黨の主義方針若くは政綱と云ふが如きことは、機會ある毎に屢々繰返し表明したる所にして、諸君に於ても飽まで承知せらるゝ所なるべければ、今又之を繰返すの必要を認めず、只我黨は旣定の主義方針を確守して、其政綱を實行するに忠實なる者なりと言明するを以て足れりと信ず。故に余は茲に單に時局問題の一二を述べて諸君の參考に供するに止むべし。

對露對支の問題は未だ解決したるものには非らざれども、目下一段落を告げたる有樣なれば、茲に之を述べざるべし。目下世人の最も注目し居るは加州問題なるべし。此問題の生じたるは日米國交上遺憾の次第なるが、去りとて此問題の爲めに多年親交を重ぬる日米間に、極端なる衝突を醸すが如きことは、決して日米識者の與せざる所なるべし。我國は未だ曾て米國の權利々益を侵害したるが如き行動を爲したることなく、米國も亦我國の權利利益を無視したるが如き行動を爲したることなし。加之我は米國を以て開國の最初に握手したる友邦なりとして

永遠に記念し、彼も亦之を以て竊に誇りとする所なるは、何人も否むべからざる事實なり。縱令兩國間に如何なる案件を生ずるとも、友誼的解決を見るは決して不可能のことに非らざるべし。故に必ずや圓滿なる解決點なきに非ざるべしと思はる。況んや加州以外の各州は無論に此問題に共鳴するものにあらざるのみならず、加州内に於ても反對者尠少ならざるに於てをや。此等の見地より我駐米大使と米國當局者との間に交渉を開始し、未だ其結果を公表するの時機に達せずと雖も、余は國民と共に其圓滿なる解決を見むことを期待するものなり。

次に思想界の方面を見るに、歐洲大戰終を告げ列國其國力を恢復せむが爲めに、國家的觀念は戰前に比して一層も二層も高まり、國家を擁護し國運の發展を計らむが爲めには、一致團結の力に依るの外なきを自覺し、過激主義共産主義は勿論のことたり、否らずとも苟も國内の一致を紊るものは國を亡ぼすものなりとは、朝野識者の一致したる輿論なるが如く見ゆ。然るに我國は如何。依然として舊弊に囚はれ、外來の思想は其是非善惡を識別せずして、直に新思想なりと誤解して容易に感染するが如き者あり、思はざるの甚しき者なり。斯くの如き弊風にして底止する所なくむば、遂に如何なる害毒を流布せむも知るべからず。是れ健全なる多數國民の斷じて首肯せざる所なるべし。余は此等の人々と共に國の爲めに之を排除せむことを切望する者なり。

又物質的方面を見るに、戰爭中列國の資金及び材量の損耗は殆んど筆舌の盡す所にあらざる情況なれば、經濟力の恢復を計らむが爲に上下一致し、有ゆる努力を惜まざるもの丶如く、或る方面の一例に過ぎざれども、勞働問題の騒然たる際に殆んど之に頓着なく、國家の隆盛を計らむには時間の制限など顧慮するの必要なしとて、力

の及ぶ限り勞働する地方もありと聞きしが、佛國の如き久しくドイツに占領せられたる地方の慘狀は、實に言語に絕したる次第なるに、近頃工場の既に回復したるものも尠からずと言ふ。是れ固より其一班に過ぎざれども、以て彼國民の意圖を知るに足るべし。然るに我財界は如何。戰時中の好況に慣れて十分の注意を缺き、今や不況に際して徒らに悲觀する者少からず。彼國民に對して恥なきを得ざるべし。然れども又飜つて考ふるに、我國民の實力は之を日清日露の戰役後に比して雲泥の差あるは爭ふべからざる事實なり。是れ大に人意を強ふするに足るものにあらざるか。余は此國民實力の基礎の下に　財界の振興を計らむとし、目下其畫策を怠らざる所なり。

之を要するに、目下內外の現情は眞に容易ならざるものあり、愛國の至情に訴へざるを得ざるもの甚だ多し。殊に大戰後世界に於ける我國の位地は、戰前に於けると同日の論にあらず。隨つて世界の我國を視ること亦昔日の比にあらざれば、國民此位地を自覺し、國家進運に資するに於て萬遺算なきを期せざるべからず。區々の內爭を事として、國家の大策に想到する所なく、權謀術數若くは讒誣中傷、只野心を滿たさんとするに汲々たるが如きは、畢竟時勢を解せざるの徒と評するの外なし。余は此重大なる時局に際し、微力の限を盡して以て國家の爲に貢獻せんことを期すべし。諸君願くば意思を諒せられ、十分なる後援あらんことを。（大九・一一・一四於前橋市）

立憲政友會東海大會に於ける演說

諸君、我立憲政友會の東海十一州大會を當地に開催せらるゝに當り、公務差繰り本日此處に出席するの光榮を得たるは、私に取り最も欣幸とする所である。

我黨の四大政綱は諸君の飽迄承知せらるゝ所なるが、此政綱は數年來我黨の執り來りたる積極方針に屬すること、今更繰返し說明の必要はない。而して此政綱は去る大正六年大阪に開會したる關西大會に於て表明したるは即ち具體的の發表である。此政綱を當時何故に發表したるやと云ふに諸君の知らるゝ如く當時は歐洲大戰爭の最中である。此大戰爭は何年繼續するや固より何人も豫言することは不可能であつたのであるが、併し年月の長短は暫く措き、遂に終局するものであると云ふことは無論の事であるが故に、若し大戰爭にして終局せしならば、戰勝を得たる國々も戰收したる國々も、其國力を回復するが爲に非常なる競爭となるであらう、其競爭は政治的には勿論の事であり、經濟的にも亦激烈であるものたるを疑はない。果して然らば我國は戰時中に於て之が準備を爲し、戰後に至りて後れを取らざるやう、充分なる努力なかるべからずと云ふ趣意に依り、此政綱を具體的に發表したのである。然るに大戰爭は大正七年の終に休戰となり、昨年講和條約が成立したること諸君の知らるゝ通りであるが、此大戰爭終局を告ぐるに至り、果して吾々の豫想の通り、政治的には勿論經濟的にも其競爭極めて

激甚なるに至れるは、即ち今日の實況である。斯樣なる時期に際して吾々が其局に當りたるは、何を差措きても其戰後經營に努力せざるを得ない、而して其戰後經營なるものは即ち四大政綱の實行に在るのである。

右の次第なるが故に、第四十一議會は就職間もなかりしに拘らず、又當時充分に豫算を按排するの時なかりしにも拘らず、吾々は出來得るだけの範圍に於て、四大政綱中教育交通產業に付之が畫策を爲し、其實行案を提議し、幸に議會の容るゝ所となつたのであるが、殘る所の四大政綱中の國防問題、此問題は極めて重大にして又巨額の費用を要するが故に、第四十一議會には到底之を提出すること能はずして、第四十二議會に至り初めて之を提出することを得たのであるが、不幸にして第四十二議會は解散となり、其目的を達することを得ざりしに依り第四十三議會即ち今年七月の特別議會に之を提出して、其通過を見たのである。故に吾々の主持したる所の四大政綱は悉く其緒に就き、今後は之を擴充し十分其效果を擧ぐることに努むるを急務とし、之が爲に種々の計畫を怠らざることは、中外の熟知する通りである。

四大政綱に關しては右述ぶる通りであるが、茲に又更に國民の自覺を促さざるを得ざる事情を生じたるは、即ち我國の位置である。五十餘年間、我國威は駸々として增進したることは、何人も否むべからざる事實なるが、歐洲大戰爭の後を承けたる講和會議に於て、世界の各方面に亙る事柄は五大國の力に待つことゝなり、我國は即ち此五大國の一として、世界平和の爲に一層の努力を爲さざるべからざる責任あると同時に、此位置を維持せんが爲めには國力を彌が上にも發展せしむるの決心がなければならぬ。是れ國民の深く自覺せざるべからざる要點

なりと思ふ。然るに間々思ひ茲に至らざる者ありて國家の位置を忘れ即ち我國は世界に於て如何なる位置に在るかを忘れて、妄りに外來の思想に感染し、謂れなき言論を試みて以て國民を疑惑の裡に置き、其思想を惡化せんとするが如き者なきにあらざるは、國家の爲めに痛嘆に堪へざる所である。開國以來列國の長を採りて我國の短を補ふことは、國是として取り來りたる方針なれば、積極的に我國の改良を圖らんとすれば、世界の長所を採るの必要あることは勿論であるが、併し一利あれば一害あり、其弊として起りたるものは徒らに外來の思想に感染することである。此感染は無知の人のみに行はれるにあらずして、往々世間の識者と認めらるゝ人にも、其弊を見るのは遺憾の至りである。此思想の惡化を防ぐが爲には教育の振興は勿論の事なり、有ゆる方面に於ける學者政治家教育家宗教家何れの境遇にあるに拘らず、思を茲に致し其惡化を防止するは、即ち國家を泰山の安に置く所以なれば、之が爲には上下心を一にして努力せざるべからず、是れ無論の事なりと思ふ。國民思想の惡化の顯著なる實例として、彼の露國を見られよ、如何に其國に災し、其國民の幸福安寧を滅却したるか、何人も容易に知り得べき事實である。我國の今日は過激思想の傳染ありと認むべきにあらざれども、健全なる多數國民の力に依りて思想の惡化を防止することとなければ、遂には如何なる運命に國家を導くかを虞ざるを得ないのである。

外に向つて發展せんとすれば、內を整へざるべからざるは今更云ふまでもないことであるが、對支對露の問題は彼の國情は姑く措き未だ解決せられたるにはあらざれども一段落を告げたるが如き狀況にある。對米問題の如きは目下兩國當局者の盡力に依りて圓滿なる解決を期待し居るのであるが、國家の出來事は目前の事に止まらず、

將來如何なる事件の發生するか固より測り知るべからざる次第なれば、今後對外問題は尙種々なる事件に遭遇することを覺悟せざるべからず。之に對する外交上の措置は、徒に口舌を弄して奇功を收めんとするが如きは、最早唾棄せられたる手段である、又我利一點張の政策を以て他國に當らんとするが如きも、無論に容認せらるべき問題ではない。即ち軍國主義の國際間に排斥せられたるも之が爲めである。今日は內を整へ以て平和的に發展するの決心なかるべからず、是れ世界の大勢に順應する外交上の要訣なりと思ふ。故に吾々は徒らに強硬を裝ふて、國家將來の利害を顧みざるが如き政策には、如何にしても同意すること能はざる所である。

內を整ふるには如何にするかと言へば、諸般の改革を必要とするのである。故に吾々は法制審議會を起して陪審制度の確立を圖り、又民法上我淳風良俗に反するものを釐革する等のことを勉め、又財政經濟調查會等を設けて、糧食問題勞働問題國家の自給自足若くは向上に必要なる方策を定めんとするが如き、又法規整理委員會を設けて、維新以來發布したる法律命令に對し時勢に順應する相當の整理改善を施さんとするが如き、皆此內を整ふるを急なりとするより起りたることにして、其調查結了したるものは第四十四議會に提出するべく、未了のものは後年議會に提出することになるべしと思はる。

經濟上の問題に就ても亦右同樣の方針を必要とせねばならぬ、歐洲大戰爭中は極めて順調なりし其好況に慣れて注意の足らざるものあり、甚しきは思惑投機等をも爲し、財界稍々不況ならんとするに至りて破産の悲況を見んとするが如き者も少からざりしが、是れ皆其人々の自業自得なれども、去りとて國家は起仆其人に任せて之を

放任すると云ふことを許さざれば、財界救濟の爲には今春以來其努力を爲したる所であるが、幸にして今日は稍稍安定を見んとするの狀況に立至りたるは、國家の爲に慶賀に堪へざる所である。併し之を以て安んずべきにあらざれば、國民多數の力に依りて、益々財界の振興を圖らねばならぬ。幸にして日淸日露戰役後に遭遇したる財界の狀況に比すれば、國民今日の富力は雲泥の差あるが故に、財界の振興決して不可能にあらずと思ふ。之が爲に更に一言を添へ置きたきは、外國貿易のことである。我國力の增進は、今後に於ては外國貿易の發展に待つの外なきことは無論である。而して吾々が戰時中に在りて豫言したることは不幸にして適中し、戰時中大に內外に販路を得たる貿易品にして、今は退嬰不振の狀況に在るものなきにしもあらず。斯かる狀況の際に、列國が其國力を發展するが爲に有らゆる手段を弄する狀勢なれば、現に存在し居る所の我海外の販路は之を維持すべきは言までもなく、其一時逆行したる販路も更に恢復して以て其盛況を見るの覺悟なかるべからず、是れ我國力の增進には絕對必要の事かと信ずる。

右述ぶるが如き次第なるに依り、吾々は今期議會卽ち第四十四議會に提出せんとする豫算案の上に於ても、財政の許す限り積極的に畫策したる積りである。其詳細は今日茲に述ぶるの時機にあらざれども、消極退嬰は國家の進運に資する所以にあらずと云ふことは、我黨多年取りたる方針にして無論に今之を變更すべき必要なく、國民も亦決して之を好まざるべしと信ずる。維新以來我國は非常なる發展を爲したりと云ふも、政治的にも經濟的にも畢竟此積極的方針を取りたるに原因することとは、中外の認むる所なるべしと思はる。語を換へて之を言へば、

我國是は積極進取に在りて、消極退嬰にあらざるこ は明らかなる事實なれば、吾々は國民と共に既定の方針に基き、國家の發展を圖るが爲に一層の努力を希望して已まざる所である。（大九・一二・五於名古屋市）

立憲政友會議員總會に於ける演說

諸君。第四十四議會は去る二十七日を以て閉會式を擧行せられたのであります。因つて本日例に依り最終の議員總會を開いたのでありまするが、私は議會中諸君連日の非常なる御努力に對して深く感謝するのであります。申す迄もなく近來國家の發展は實に著しいものでありまするが、從て內外各方面に亘りまして極めて複雜なる關係を生じたのであります。斯樣な關係であるが故に政治の方面經濟の方面何れの方面に對しましても、適當なる措置を致さなければならぬことが甚だ多く、今期議會に政府提案が是迄嘗て見ざる程、意外な多數であつたと云ふことも即ち是等の事情より生じたのであります。然るに御承知の如く、十五億餘の總豫算又各種追加豫算も提出致しましたが、是等豫算は厘毛の削減もないのであります。又政府提出の法律案は百十餘件の多きに上ほつて居ります。此百十餘件中僅か十件ばかりは否決又未了で成立しなかつたのでありますが、其他は悉く成立することが出來たのである。百餘件の法律案が成立致し、十五億の豫算が成立致したと云ふことは、寔に國家の爲に慶賀に堪へぬのであります。是れ固より諸君が深く國家を思はるゝ所の誠意と、議會中非常なる精勵を以て之に當られた結果なることは無論でありますが、又他の一面には貴族院に於ける多數諸君が、今日の國家の大局より打算致しまして、政府提出に贊同を表せられたる爲めであります。其の議事の結果は斯の如き好成績を見るに至

つたのでありまして、私は深く之を多として感謝するのであります。

而かも其の成立致したる諸案中には、多年の懸案もあり、又國家の前途に重大なる關係を有するものも少くないのであります。一二の例を申しますなれば、豫算は物價騰貴其他の爲に、十分なる計畫を立つることが出來なんだとは申すものゝ、此豫算の結果として例へば我國の兵制が漸次に二年兵役になつて、騎兵のみ三年でありましたが、是も二年にすることが出來たと云ふやうな結果もある。又社會政策其他に於て種々の設備を致したと云ふこともある。斯様な豫算の關係以外に於ても、多年の懸案であつた所の地方制度も今回解決が出來た。會計法等の解決も出來たのであります。糧食充實の問題も解決せられたのであります。鐵並に船に對する問題も解決せられたのであります。斯様に擧げ來りますれば、多年の懸案にして解決せられたるもの甚た多いのであります。又此豫算法律案等の成立に依つて、國家の前途に重大なる關係を有するものは甚た少くない。是は茲に私は詳しく述ぶる迄もなく、何れ報告書等に依つて公表することも出來るでありませうし、又諸君は既に熟知のことでありまするから、是等を悉く列擧致さぬのでありますが、兎に角私は今期議會の成績が、國家の將來に及ほす所の影響たるや、必ず大なるものあるべきを信じて疑はないのであります。

機會ある毎に諸君に御注意致し置いた如く、今や我國は内外實に容易ならざる境遇に在るのでありますが、即ち五大國の一として我國の責任が益々重きを加へたのであります。五大國の一として責任重きを加へたのみならず、列國競爭の有樣は、戰爭以前に比して今日は更に一段の激甚を見るのであります。斯様な競爭激甚の間に立

ちまして、國威を伸張し國力を增進すると云ふことは、尋常努力の能くする所ではありませぬ。非常なる決心を以て當らなければならぬ。是が爲には上下心を一にし、十分なる經營を爲すべきの時であつて、内に在つて區々たる内爭を事とするやうな時世ではないのであります。是は先般常期議會開會の初に當つて、大會に於ても陳述致した次第であります。兎に角斯樣なる重大なる時期に於て、私は微力を以て此難局に當つて居るのであります。如何にして、上聖明に對へ奉り、下國民の期待に背かざらんかと云ふことに就ては、日夜眞に憂慮に堪へぬのであります。隨て目下政局に關して種々なる浮說流言を爲す者もある。今にも政變あるが如き說を唱ふる者すらあるが、私は國家內外の狀況に稽へ、諸君の後援に依り此難局に當つて居る以上には、一身の安逸を求むるが爲に無責任なる行動は致さぬ積りであります。此點に付ては特に諸君に於て其の意を諒せられんことを希望するのであります。

世間には所謂反對せんが爲に故らに反對する者がある。又權謀術策を弄して唯政權を獲得せんとのみ企つる者もあるのであります。是は要するに、目的の爲に手段を擇ばず、國家今日の事態を解せざる者である。無論是は識者の同意せざる所である。のみならず健全なる國民の多數は、決して斯樣なる行動に贊成せざるものと信ずるのであります。立憲政治は申す迄もなく公明正大を要するのであります。斯の如き謂れなき行動は決して憲政の發達を計る所以でありませぬから、飽くまで之を排斥せざるを得ぬのであります。

諸君は是より選擧區に歸られるのであります。就ては今期議會に於ての成績は、何れ選擧區に於てそれ〲報

告せらるゝことであらうと信ずるのであります。願くば國家内外の情勢、現内閣の主持して居る所の方針は、十分に國民に徹底せらるゝやうに努力ありたいのであります。終りに臨みまして、諸君の自愛加養益々國家の爲に貢献せられんことを、私は衷心より切望して已まざる次第であります。（大一〇・三・二九）

立憲政友會北信大會に於ける演説

諸君。余は各團體の大會には從來殆んど出席せざることなかりしが、現職に就て已來多くは其意に任せず、余の最も遺憾とせし所なりしが、今回は幸に休日を利用して此大會に臨席し、諸君と親しく會見するの機會を得たるは、余に取りて最も欣幸に堪へざる所である。

愚見を述べて諸君の參考に供せんとするに當り、先以て諸君と共に慶賀すべきは、皇太子殿下海外御巡遊を終らせられ何等の御障りもなく、九月三日、御歸朝あらせられたる事である。諸君の記憶に最も新たなる如く、殿下には去三月三日を以て横濱より御發途あらせられ、御歸朝まで丁度半歳の間外にあらせられたる事なるが、此間最初に御訪問ありし英國を始めとし、フランス、ベルギー、オランダ、イタリーに於て其元首及び官民より熱誠なる歡迎を受けさせられたる盛況は殆んど口舌の盡す能はざる所である。恐多き事ながら此御巡遊は實に曠古の盛擧にして、殿下御見學上の御利益計り知るべからざるものあるべきのみならず、御巡遊ありし諸國に對しては勿論世界に與へられたる印象の如何に偉大なるものあるべきかは余の想像の及ぶ所でない。隨て將來國際間に及ぼすべき影響及び國威の宣揚に想到すれば、吾々國民は只々感泣の外なき所である。

殿下御歸朝の當日、余は東宮御所に伺候して祝賀を言上したるに、海外御巡遊の御感想なりとて親しく余に賜

はりたる御詞は、即時公表して國民に周知せしめたる所なれば、諸君は夙に之を拜承したる所ならんが、其令詞中の一節に斯くの如きことがある「大戰の跡を尋ね慘澹たる光景歷々猶在するを目擊して彌々世界平和の切要なるを感じ戰時聯合國民が國難の爲に發揚せる犧牲の精神偉大なるを追想し更に戰後孜々として文明の興隆に努力せる氣象を看取し感興尤も深く裨益を獲ること頗る多かりき」と又末尾の一節には「我に國粹の精華ありて固有の特長に屬す。然れども我國の宜く他邦に學ぶべきものも亦尠からず、予冀くば國民と共に維新の宏謨に則りて今後益々奮勵し彼の長を取りて我の短を補ひ國運の隆昌を期し世界文化の發展に資して以て　皇上陛下の聖意に副はむことを」とあり。余は此の令詞を拜し御感想の精到なるを感佩するのみならず、實に我國民の向ふべき所を啓示せられたるものにして、邦家の前途を達觀し玉へる懿旨は極めて明晰にして、更に敷衍を敢てするが如きは實に僭越の沙汰なるのみならず、千萬言を費すも皆蛇足に屬すべしと思ふ。殿下が世界平和の切要なるを感得せられたること、國民犧牲の精神の偉大なるを追想せられたること、及び戰後國民孜々として文明の興隆に努力せる氣象を看取せられたることを宣し玉ひたるが如き、又國民と共に維新の宏謨に則て彼の長を取り我短を補ひ國運の隆昌を期し世界文化の發展に資せむと宣し玉ひたるが如き、何れも國民の深く心肝に銘して一日も忘るべからざる所にして、厚く懿旨を奉體して以て國威の伸張を謀り國民の福利を增進することを勉むべき所なりと信ずる。

目下內外の諸問題に就て縷述せんと欲すれば、到底短時間の能く盡し得る所でない。故に余は先づ外交に就て

は、現に最も世人の話頭に上り居るワシントン會議の一事に付其大要を述べて、諸君の參考に供するに止むべし。

夫のワシントン會議なるものは正確に其性質を云へば、諸君の知らるゝ如く、軍備制限、太平洋及極東問題に關する會議であるが、政府は此軍備制限問題に關しては直に參加を表したるも、太平洋及び極東問題に關しては問題の範圍廣汎なるが故に、交渉の末之が參加を快諾したる次第である。當時國民の一部には此會議あるを聞て國難來ると稱し、狼狽の極笑ふべき言論をなすものもありしが、今や此等の人々も漸く冷靜に歸りたるに似たるは、國家の爲めに誠に欣ぶべき所である。ワシントン會議は重大なる會議には相違ない。去りとて國難來るなどゝ稱すべき謂は更に之あるなし。最近の大戰爭に顧みて、何れの國民も平和を熱望することは爭ふべからざる事實である。隨て苟も爭亂を馴致すべきもの、即ち平和を攪亂すべき禍根は之を除去するに努むべきは世界共通の希望なりと云て誤りなき所である。又軍備に直接國民の負擔を重からしむるものなることに、是れ亦論を俟たざる所なれば、何れの國民も出來得る限りは其負擔を輕減せんと努むべきは當然の事である。我軍備は自衛的範圍を出でざるものにして、何等侵略的意味を有するものに非らざることは、今更贅言を費すまでもなき所である。然れども元來軍備なるものは相對的のものなれば、列國の協調に因て之に制限を加ふるは固より異議なき所にして、又之に因て幾何にても國民の負擔を輕減することを得るならば、最も歡ぶべき所なるが故に、吾々は此會議に欣然參加を承諾したのである。又太平洋及び極東問題も、是亦歸する所は平和に在ること勿論なるが、我國が東洋平和の爲めに努力したることは一朝一夕の事にあらず。種々誤解せられたる流言浮説を招きたることも之なきに

非らざれども、少くも現内閣成立已來如何なる態度如何なる政策を取りしかを知るものは、何人も我國を誣ふることを能はざる筈である。此等の事情あるが故に關係諸國と誠意を以て協議せんことは、吾々衷心より切望する所である。既に全權委員も之が爲に任命せられ、各種委員隨員中には既に渡米の途に就きたるもあれば、又不日出發せんとする者もある。吾々は此等諸員をして其任務を全ふし、十分なる成功を擧げしめんがために、熱誠なる國民の後援を期待して已まざる所である。

内政の事に至りても、其一端を述ぶるに止めんと欲するが第四十五議會も追々接近し來ることなれば、豫算法律案等之が準備中に屬するもの多く、此等を公表することは他日に讓るの外なければ、暫く之を略し、大體に於て今日の時弊は動もすれば形式に流れて誠意を缺き、隨て費用も增大し、國民の負擔も加重すると云ふが如き事多ければ、之を矯正することは目下の急務なりと信ず。此等の見地より先般臨時教育行政調査會を設けたるが、是れ固より行政改良の一例に過ぎない。然るに之に就き世間大なる誤解を爲す者ありて、恰も教育を阻害しても費用を減ぜんとするものゝ如く認め之が反對を試むるものあり。追々調査進行せば、是等の誤解は自然に消散することと疑なければ、今更說明の必要もなきことながら吾々は義務教育の實體を害せざる範圍に於て、費用を節約し及び教育行政の刷振を計らんと欲する次第にて、即ち一面に於ては幾分にても公費及び父兄の負擔を輕減し他面に於ては義務教育の改善を計り、依て以て世界の大勢に順應すべき教育の基礎を樹てんと欲するに過ぎず。如何なる制度にても之を刷新し、如何なる費用にても之を整理するの餘地なしと云ふが如きことはあるべき理由な

きは、常識を以て容易に判斷し得べき所である。況んや其費用の如きは、其節すべきは之を節し、其增すべきは之を增し、徒らに節減のみを事とするものに非ざるに於ておや。此等の事情判明するに至りては、世上の識者は至當の處置なりと認むるに躊躇せざるべしと思ふ。

終に臨み諸君に希望する所は、諸君は我立黨の本旨に顧み、私を捨て公に殉じ、此重大なる時局に處して益々國家の爲めに貢獻せられよ。余も亦微力のあらん限りを盡して、上聖明に對へ奉り、下國民の期待に背かざらんことに專心努力すべき決意である。諸君之を諒せられ十分なる後援あらんことを望む。

（大一〇・一〇・二於長野市）

立憲政友會關東大會に於ける演說

本日關東大會を當地に開催せらるゝに當り、茲に臨席するの光榮を得たるは、余に取りて最も欣幸に堪へざる所である。

丁度一週間前、長野市に於て北信八州大會を開催せられ、之に臨席して述べたる愚見に就ては、諸君は新聞紙其他の機關に依りて、既に承知せらるゝ所なるべしと信ずるが故に、之を繰返すは無益のことなりと思ふ。唯茲に重複ながら一言して諸君の注意を喚起したきは、皇太子殿下海外御巡遊を終らせられ、九月三日御歸朝相成りたることである。此事に就ては全國歡喜を以て充されたる所なるが、殿下御歸朝の當日余が東宮御所に伺候して祝賀を言上したる際に、海外御巡遊の御感想たりとして、親しく余に賜りたる御言葉は、其全文を即時公表して、國民に周知せしめたる所なれば、諸君は之を拜承せられたるならんが、其御令詞中に「大戰の跡を尋ね慘憺たる光景歷々猶在するを目擊して彌々世界平和の切要なるを感じ戰時聯合國民が國難の爲に發揚せる犧牲の精神偉大なるを追想し更に戰後孜々として文明の興隆に努力せる氣象を看取し、感興尤も深く稗益を獲ること頗る多かりき」と宣し給ひ、又終に「我に國粹の精華ありて固有の特長に屬す。然れども我國の宜く他邦に與ふべきものも亦尠からず、予冀くは國民と共に維新の宏謨に則りて今後益々奮勵し彼の長を取りて我の短を補ひ國運の隆昌を期し

世界文化の發展に貢して以て　皇上陛下の聖意に副はんことを」とあるは、是れ實に國民の冀ふ所を啓示せられたるものにして、國家の前途を達觀し玉へる極めて明晰なる詔旨にして、國民の深く心肝に銘じて一日も忘るべからざる所である。余は國民と共に此聖旨を奉戴して益々國家の爲めに努力せんと欲する所である。

然るに茲に又國民と共に余の最も恐懼に堪へざることは、陛下御不例の御容體である。過日其筋より公示せられたる御容體書に依り、國民は御近況を拜承することを得て、憂慮に堪へざることゝ信ずるが、御幼少の頃の御疾患其原因をなして今日に至らせられ、御攝養あらせらるゝも何分にも、御快方に向はせらるゝに至らさる次第は、吾々は國民と共に如何にも恐懼に堪へざる所にして何とかして一日も速に御快方に向はせられんこと、日夜祈願して已まざる所である。

目下內外の諸問題は多岐にして、到底短時間の能く述べ得る所にあらざるが故に、北信八州大會にては、外交問題に就ては僅かにワシントン會議の一事を述べて、參考に供したる所なるが、本日はシベリア問題に就て、其大要を述べて諸君の參考に致したく思ふ。シベリア問題は、其源に遡れば、ロシヤ帝國崩壞して國權過激派の掌握する所となりたるに原因することとなるが、當時チェック・スロヴァック軍が歸國することを得ず、シベリア各地に極て困難なる狀態に在りしが故に、列國と共に之を救濟して歸國せしめんがために、前內閣の時代に出兵したる次第たるが、現內閣成立後に至りて救濟の目的は達せられ、數萬のチェック・スロヴァック軍はウラジヲより乘船して歸國の途に就きたるに依り、我大部分の兵を撤回して、茲に一段落を告げたるも、露國の政情は尙安定せ

ず、我居留民の生命財産保證せらるゝに至らず、又動もすれば過激主義の宣傳我領土内に及ばんとするの虞あり、不逞鮮人も亦彼の地を策源地として、我領土を脅威するが如き情況なりしが故に、自衛的に多少の兵をウラジヲ其他に駐在せしめたる次第は、當時中外に聲明したる所に依りて明かなることである。然るに爾後種々の變遷を經てチタ政府なるもの成立したれば、此政府に於て我が嘗て聲明したる所に對して安心を與ふるに於ては、全部撤兵せんと欲し、大連に於て我代表者はチタ政府代表者と會見して交渉を開始せしも、不幸にして未だ成立に至らず、殊に彼の代表者大連よりチタに歸りたるやうの事情もあるにより、今後如何に結局するかは、今日に於て斷言し得る限りでない。去りながら此結果如何に成行くにせよ。チタ政府なるもの自ら其責任の重大なるを感ずる所もあるべく、又列强に於ても我秋毫の野心なき誠意は、之を認むべき筈なりと信ずる。

内政のことに就ても、其多くを述ぶるは短時間の許さゞる所なるが故に、北信八州大會に於ては、義務教育の改善及之に要する公費及び父兄の負擔を輕減せんと欲して、臨時教育行政調査會なるものを設けて、目下審議中なることを述べ置きたる所なるが、之を重複することを避け、玆に經濟界の一端を述べて、諸君の參考に供しやうと思ふ。諸君も知らるゝ如く、歐洲大戰爭は世界の有ゆる事物に向つて大變動を與へたるが、他は暫く之を措き、此大戰爭の我經濟界に及ぼしたる影響は、大體に於て好況なりしは事實である。即ち我富力は之がために著しく增大し、航海業の一事にても殆ど世界に我國旗を見ざる所なきが如き盛況にも達し、又貿易の狀況を見れば、我販路は世界の各地に擴張せられたりと云ふが如き有樣にて、國內種々の事業も勃興したる次第なるが、當時吾々

は屢々國民に警告し、此富力の利用に注意せんことを求め、好況に狎れて投機思惑をなし、又投機思惑たらずとも、苟も用意の周到を缺かば、意外の失敗を招くべしと注意し、政府に於ても事情の許すかぎり、種々の畫策を試みたるは事實である。然るに不幸にして、休戰講和の後に於て不況を呈し來り、之がために困難に陥りたる人も亦少からざりしが、幸にも甚しき恐慌を見るに至らずして、今日は稍小康を呈したる有樣である。然れども此の小康を以て安んずべきにあらざるは勿論のことにして、此小康より一轉して更に好況を見るに至らしめんためには、上下牢乎たる決心を要することゝ思ふ。

我經濟界の實力は、日清日露の戰役以後に於けるが如きものにあらず。政府の財政を以てするも、明治二十七八年の當時は歳計僅かに八千萬圓內外に過ぎざりしものが、今日は十五六億の巨額にも達し、同時に國民の富力も今は百萬圓乃至千萬圓と云ふが如き資本は、決して多額と云ひ得ざるが如き情況となりたれば、此實力を以て此難關を乘切り得ざる筈もなかるべしと思はる。但夫れには國民の自覺及決心に待たざるを得ざる所のもの甚だ多かるべし。試に海外の狀況を見るに戰敗したる國も、戰勝を得たる國も、國力の恢復には實に非常たる努力をなし、其熱心の狀況は眞に驚くべき有樣なれば、或は意外に速に其國力を恢復し、更に大に發展せんも知るべからず。皇太子殿下の御感想中に、戰後彼の國民の孜々として文明の興隆に努力せる氣象を看取し、感興尤深しと宣し給ひたるは、即ち此事なりと拜察せざるを得ない。吾々國民が一層感奮し、此聖旨を奉戴して更に大に努力せざるべからざる所なるべしと思惟す。

終に臨み更に一言せんに、現內閣は戰爭中に成立し、間もなく休戰となり、尋で講和となりたれば、吾々の背て唱道したる四大政綱を初めとして、戰後經營の全きを得んがために、微力のあらん限りを盡し居るは、諸君の熟知せらるゝ通なるが今後に於て吾々は我政綱の完成を期すべきは申すまでもなく、更に國威を伸暢し國利を增進せんが爲に努力すべく、諸君も亦立黨の精神に顧み益々國家のために貢獻せられんことを、余は深く諸君に希望する所である。殊に我黨今日の位置は、重大なる責任を負擔し居る次第なれば、諸君は其責任の重きを感ぜられ、上下の期待に背かざるやう之ありたし。是れ余の衷心より諸君に切望して已まざる所である。

（大一〇・一〇・九於甲府市）

立憲政友會東海大會に於ける演說

諸君。本日東海十一州大會を當地に開催せらるゝに當り、玆に臨席し、諸君と相會することを得たるは、予の欣幸に堪へざる所である。

近來政局多端、内外の問題隨て解決すれば、又隨て生ずと云ふが如き狀況にて、諸般の問題に對し、悉く玆に所見を述べんことは固より不可能のことである。殊に最近各團體の大會に於て述べたる意見も、既に諸君の承知せられたる所なるべければ重ねて之を繰返すことを止め、此機會に於て先づ以て對支外交の一端を擧げて、諸君の參考に供せんと思ふ。

先年支那國に政變起り、爾來外交上種々の問題を生じたることとなるが、最近問題となれるは山東問題である。今其概略を述べんに、世間一般に山東問題と稱するが故に、事情を審かにせざる外國人などが、山東省の大地域に關するが如く思惟して、論議をなす者あれども、是れ固より大なる誤解にして山東問題と稱するも、其實は膠州灣及山東鐵道等一局部の問題に過ぎざる所である。而して日獨講和條約の結果一切の權利は我國に於てドイツより獲得したるものなるに、我軍の膠州灣占領後二ケ年餘を過ぎて、支那が大戰に參加したるを口實として其當局者が我誠意を無視するが如き行動をなすは、日支親善の交誼に考へ、殊に遺憾に堪へざる所である。講和條約

成立して間もなく、我國より進んで其還付の交渉を開始せんことを支那政府に求めたるに、意外にも我提議に應せずして、荏苒歲月を重ねて、屢々之を促すも、要領を得ざりしが故に、更に最近に於て、極めて好意的にして又極めて寬大なる條件を以て支那政府に交渉し、速に此問題を解決せんことを求めたるに支那政府は再び我好意を顧みざるが如き回答をなしたり。何故に支那政府が斯の如き行動を爲すものなるや、吾々は如何にも怪訝に堪へざる所である。日支は同文同種の國なりと稱せらるるのみならず、其歷史を顧りみれば數世紀に亘りて親交を重ね、時に兩國の間に紛議を生じ戰端を開きたるが如きことも之ありしと云へども、之を大局より觀察すれば、一時的現象とも云ふべき事柄にして、日支平和克復後、兩國間一層親善を重ねたる事實に徵するも、之を證して餘あるべしと思ふ。今や我國は五大國の一として、世界の平和に貢獻するの責任を有し、之がために列强と共に平和の確立に努力しつゝあり。殊に軍國主義などと云ふが如き非難も、今日我國の實際には旣に消滅したる所にして、公平に我國を觀察する人は、何れの國民と雖も殆ど疑を挾むの餘地なかるべしと信ずる所である。斯の如き次第なるに、何を苦しんで吾々は歷史を無視し交誼を忘却して、徒に支那國に對して事端を滋くするの必要あらんや。支那當局者の行爲は吾々の了解に苦しむ所である。今後支那當局者が如何に處置せんとするやは、吾々の知る所にあらざれども、若し我誠意を認めて交渉を開かんとするに至らば、何時にても之に應ずるに躊躇せざる所である。

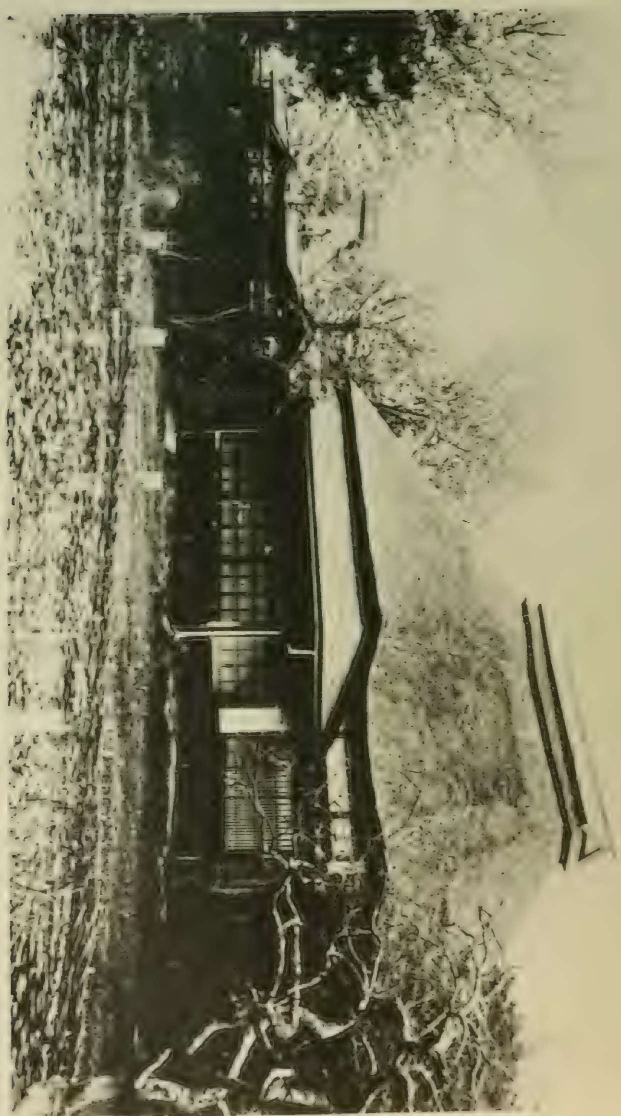
內政上に就ては、何れ第四十五議會開會に至らば、議會の協贊を求め、國民の諒解を促す所多かるべしと思ふ

が故に、今は單に大局の上より一言するに止めたい。予は先般北信八州大會又は關東大會等に於て　皇太子殿下御歸朝當日余に賜りたる御令詞に關し、國民が之を心肝に銘じて、其貫徹を期すべきものなることを切言し置きたる所なるが、今日の時局は徒に區々の內爭を事とすべき場合ではあるまい。列國經濟的競爭の一事に顧みるも我國民は牢乎たる決心を以て之に當るにあらずんば、國威を伸張し福利を增進するに難かるべしと云はざるを得ない。經濟問題既に斯の如く其他推して知るべき事なるに、徒に流言を放ち、好んで中傷を試むる常習的性癖を脫することを能はざる徒輩は、依然權謀術數を逞し、只政權爭奪に狂奔し、政府若くは與黨の爲す所は、其何事たるを問はず悉く不良不正のものなるが如く誣て、國民を煽動せんとするは、餘りに舊習に囚はるゝものにあらずやと、吾々は認めざるを得ない。凡そ世上の事物其政事たると否とを問はず、非難すべきことも之あれば、贊成すべきものも之あるべし。是れ事物當然の事なるに、反對者は一から十まで何事も非難の的となすと云ふが如きに至りては、公平なる判斷と謂ふべからずして、其反對は殆んど價値なく、又權威なきものとして、重んぜられざるは、惜まざるを得ざる所である。吾々は何れの時期に於ても反對者の絕滅せんことを希望するものにあらず、寧ろ其言論を他山の石として嬉んで之を迎へんと欲する所なれども、何等の政策もなく只管反對に沒頭するが如きは、所謂徒に反對せんがために反對する者と看做さざるを得ずして、眞に國家を憂ふる者の與みする所にあらざるべしと信ず。憲政發達の爲めに之を惜み、其反省あらんことを望まざるを得ない。

要するに、今日の時局は、大戰の後を承け、物質的にも精神的にも著しく變動を與へ、事物變遷の過渡時代な

りと認むべきものなるが故に、其情勢を詳にし、之に善處して其當を失はず、此時期を圓滿に經過し、我固有の堅實穩健なる國民性をして益々發揮せしめ、五十年間絕えず進步し來りたる我國運をして、彌が上にも增進せしめんことは、吾々の國民と共に尤も盡瘁すべき所である。諸君深く是等の點に留意せられ、內外の問題に對して充分の考慮を拂はるべく、殊に今日我黨は其責任の最も重大なる境遇に在るものなれば、之を自覺せられ、私を捨て公に殉ひ、切に國家國民のために貢獻せられんことを望む。（大一〇・一〇・二二於岐阜市）

第五編　傳記・逸話篇



原　敬

――其生涯・政治的活動のスケッチ――

一

曉の鐘が鳴る。開國進取の曙は、猶夜明前の仄暗さにたゆたひながら、時の潮の差引激しきまゝに、急破の調子にみだれつゝも、慌ただしく、その幕を開けた。幕末の政事、安かれとてか、安政とは言ふものゝ、萬人齊しく此年號に頷づくものはない。前古未曾有の維新は近づきつゝある。

とはいへ、襁褓の嬰兒にとつては、時の潮も亦關知するところはない。安政三年二月九日、微々たる私人の恒の如き出來事として、だがその父母にとつては驚異すべき新らしき生命の誕生として、健次郎の出生が錄せられた。

天惠薄き東北の一隅、雪深く鎖す所、産湯焚く竈に生薪の燃え無精がてに、煙の匂ひ、えがらきを喞つ轉手古舞の騷動は、四隣近親の數輩許り。天下はどうあらうと、目前只今、健次郎の誕生は原家にとつての大事件たるを失はぬ。

父直治、母リツ。世の父母の如く彼等も亦最も平凡にして正しき道をもつて健次郎の成長に對した。彼、七八歳、型の如く漢籍の素讀と習字を以て人生修養の端緒とせざるを得なかつた。素讀師匠小山田佐七郎、太田代直藏、寺田直助、この三人の膝下に年序を經て參講した。成績はよし、寡言沈毅、とは云へ狷介に墮せず、高士の次男坊だけあつて、どこか鷹揚で、一向萎びてゐないものだから、年相當の戲れにも熱中すると言ふ風で、早く言へば良くできた兒に相違ない。時代相當にのんびりと圓滿に育つて行つただらうが、もつて生れた負けず嫌ひと、氣を兼ねる隈もない環境に養はれる良い意味での無遠慮とは、此少年に自信や自負を深からしめた。だから凡ゆる意味での個性的發表が、ずば〳〵してゐて、どこかしら落着きがあつて、伸び〳〵してゐた。だから、押が太くて強い代りに、こせ〳〵しないで修養から獲得した條理の上を整然と歩んで、少年らしい奸譎や邪しまな一時の思付を濫りに弄しなかつた。

稍々長じて白皙長身、天晴れ高士の次男坊の氣品も寛容も具はれば、氣を負ふて立つ精悍直進の資質にも不足はなくなつた。明治三年、十五歳、藩校作人館修文所入りをした。作人館は名の如く南部藩に於ける人材養成機關で、武を練る尙武所と文を修める修文所とに分れてゐた。

若き健次郎の前には多幸なる未來が微笑んで手招ぎしてゐるものゝ如く見えた。新時代の新學問が彼を魅したのである。彼は燃えた。躍つた。例によつて歩一歩、彼は遠き未來を夢見ながらも、足許をふみしめて行つた。修文所は北、中、南の三寮に分れ、入所した者は總て寄宿の定めがあつた。若き健次郎も亦此集團生活に投じた。

彼の所屬は南寮、漢學を主要科目とし、江幡五郎（後の那珂梧樓）を筆頭に照井小作、伊藤莽治、山崎鯢山、青木恭恒、八角蘭易、太田代恒德、小田仙彌、猪川靜雄、名須川良平、長嶺悅人、江刺某等々が講師であつた。南寮は更に分れて一より七の寮に至る、第六寮が栃内元吉等六人の寮友と共に、朝夕を共にする健次郎の部屋である。

全寮の生徒一同は、毎日明六つの拍子木を合圖に、一齊に衾を蹴つて起出で、洗面をすませて、食事をした後、再度の拍子木を合圖に講堂に集つて來る。思ひ々々に携へて來た四書、五經、左傳、文選などの書物から、日本外史、政記、國史略、易知錄などを、書物別に區分された机に就いて、何れも各自が自修的にするのであるが、讀んで難解の所に至ると、各自に立つて廊下の所に設けられた質問所へ行つて、其處で當番の講師に教を受けるといふやうな學生々活が續いた。ここにあつても健次郎は拔群、俊秀の譽れが高い。しかも長ずるに及んで彼の說得力は益々冴へ來り、寮友との議論には勿論、教師との論判に於いても、鬢髮霜を置く老教師の前に舌鋒鋭く論陣を張り、其の道理ある言說に老教師側を屈服せしめる概があつた。しかも條理は整然、道理は一串、對手は彼の辯巧を傍腹痛くも思はざるのみか、却てその穩健中正、飽くまで說得に維れ努める所に、吾識らず敬服せざるを得たくなる。議論はもとより好むところとはいへ、議論に淫して、揚句の果が口喧嘩になつたり、お互ひに胸糞惡くなつて、プリプリするに至るやうなことは、彼の斷じて爲さざる所。勿論言ひ敗かされた對手によつては、議論を樂しむ趣味を解せぬ解らず屋もなきにしも非ずだつたでもあらうけれど。こんな風であつたから、衆

望は自ら彼に聚り、畏敬、信服、中には口惜しいけれど一籌を輸せざるを得ない、嫌々ながらの傾到なんどと言ふのもあるにはあつたであらうが、推されるともなく、リーダーの位置が彼に當篏つた。教師も亦彼を愛し、行末頼母しく哺育した。

擧世滔々、歐學新文明への傾倒である。東北偏陲とは謂へど、何條この餘波の及ばざる事やある。若者達は歐學の香をかいだ。遠き憧れに胸を燃やした。しかも講師小田仙彌頻りに寮生に說く、彼はまづ御維新に於て南部藩が順逆を謬まり、おぞましくも朝敵の汚名をうけ、世は王化新政と雖も、鄉土のなほ偏隅に跼在するが如く、我々舊南部藩人も亦肩身狹くも、新政向學を遠き彼方に眺めやらねばならぬとは。悲憤は迸り慷慨は飛ぶ。舊南部藩をして今日の汚名より脫せしめ、齊しく王化の民として斯の薩長の輩と軒輊するところなく、堂々新政の惠澤に浴せしむるは卿等が責務である、否卿等こそ、正にその堂に入るべき新進である——宜しく、東北寒瘦の邊僻に跼蹐するところなく、遠く東京に遊んで新時代に觸れよ、かの薩長何するものぞ、卿等にして黽勉、努力、勤めて倦まずんば、必らず我が戒告を實現するの日あるべし、行け！南部藩逆遇の子等よ、往いて卿等が父祖の名を潔め、名を顯すべし、鵬翼今にして伸ばさずんば、何時の時か、他人の驥尾を脫せん、宜しく卿等その好む所に順ひ、恟々自ら戒め、肚裏の雄勃心、その所によつて伸擴すべし——師の激勵は燃えさかる巨火に對する油であつた。若くして氣を負ふ稜々の健兒、何條默してやむべき、相語らふ數輩、我も我もと東都遊學の志を陳べた。阿部浩、八角彪一郎、馬場練平、本堂圭十郎、栃內元吉、一條忠郎、菊池武夫等々孰れも年少客氣、各自志

ざす處に從ひ、好む所に任せて東京遊學を決したのである。負けず嫌ひで一黨の長たる地位に推さるゝ健次郎が、只一人、この靑雲を望みゝて、魂すでに遠く東都に飛ぶの一群から離れてゐられやう筈がない。彼も亦、志を同じうして決意を固めた。

だが、待て暫し、遊學の志や壯とすべく、氣を負ふところ荊棘の道何かあらん、とまでは勇ましくも華やかな少年春陽の樂夢には相違ないが、さて學資はどうする？ 父は既に逝いて在らず、少年の夢にとつてこの痛苦、原家もとより南部藩の高士、日糧に窮し茅屋の陋に蟄居するものではない。憾むらくは家に萬頃の美田なく、積むに幾棟充滿の千兩函はない。しかも好事魔多し、南部藩の窮境、大政維新に履み違へた邪道、覿面の應報は、忽ち藩庫に響いて、如何とも餘裕のない左前である。この中から學費を貢いでくれとは、如何に夢繁き少年と雖も、言ひだせたものでない。健次郎、正に考案數日であつたであらう。思ひあぐんだ彼に倏忽として强引、平押の剛策、この男、生れながらの自力本願、況んや自ら信ずる所篤く、自ら恃む所頗る深い。自立獨行、石に嚙りついても其志を貫徹しやうと言ふ大勇猛心に驅り立てられたのである。

母の承諾も得、自ら期するところも確立し、遊學費用として若干の金も整ふた。いざ往かなん。さらば郷關の山川よ、また逢ふ日は何等、我が揮ふ心の挿花、悅び迎ふる日たるを待て。さらば雪深きところ、身の幸たきを嘆ずる郷巷よ、汝も亦健よかたれ、我歸り來る日は正に汝の名、宇內に喧傳さるゝの時、我がために多幸を祈れ。見かへれば、ふり仰げば、高し懐し、巖鷲の山よ。明治四年十二月、山河百二十里、踏破千山萬嶽の蹟ならなくに、

脚を氷らす凍雪をふんで、草鞋の紐の足ざはりを氣にしながら、健次郎は修文所の同級松岡豊太と二人連れで郷里を離れた。

二

開化文明のテムポは、明治四年の相をかなり急躁たらしめてゐた。轣轆の轍は誰を運ぶ、時めく參議、卿の殿か。髭の生えたが官員ならば猫や鼠は大職冠——口善惡ないのは京童、にくや、肩で風切る時流の輩、江戸の粹のと、この頃はとても〳〵、薩摩の芋や萩の夏蜜柑、到る處をのさばり歩きやあがつて、何が何でえと憤慨してみても、天下取つたら何でも出來る、江戸はどん〳〵「東京」となりつゝあつた。

志は壯たるべし、氣宇は濶なるべし、漢文崩しで勇んで出てはきたが、やつぱり心細いことに人情渝りのあるものぢやない。花卷、一ノ關、古川と泊り重ねて仙臺に着。折良くも同じく上京の途にあり、仙臺滯留中の阿部浩に邂逅。同人の勸めにより海路を執つて、松岡と共に日本郵便汽船會社の猶龍丸に搭じ、激しき船暈に苦しみつゝ乘船後三日目の夕頃、品川に着。來たからには一日も早くお上り氣分もふり捨つべし、汚れた足も洗ふべし、最初に選んではいつたのは京橋木挽町六丁目の共勸義塾。これは南部藩の樹立に係る英學校である。盛岡の修文所で同室に起臥した栃内元吉亦既に斯校にあり。年は改まつて五年、この年から健次郎の上に窮厄相繼ぎ、文字通りの貧書生々活が始まつた。芋書生と一口に言ふが、栃内元吉と二人で部屋代食費こみで二錢五厘で

過したやうな日も重ねたのだから、祿に芋も食ひ兼ねて、隨分心身ともに脾だるい思ひをしたであらう。如何に獨立獨行とはいへ、稼ぐ道がなければ出來る學問修業ではない。郷里の緣邊北田某の補助もあり、家郷の送金もそこばくはあるにはあつたであらう、しかし故あつて、五年には、はたと送金援助が絶え果てた。今は安閑と共勸義塾に就學も出來ず、中途退學。やむなく麹町番町の江幡漢學塾の學僕となり、同郷の盟友八角彪一郎と共に水汲、米つき、子守までしたが、これも賴む木陰に雨漏つてか、辭去して明治六年の頃京橋濱町(今の蠣殼町三丁目邊)箕作秋坪の三叉學舍に入つた。故あつて早く歸郷した八角彪一郎へこの事を報した。三叉學舍にも勿論長くはなかつた。身に一錢の小遣錢もたぬ健次郎が、長く斯塾に居られる筈はない。同塾には後年日本海の名提督平八郎東郷が上級にあり、美少年振り愛らしい阪谷芳郎も亦、未だ財政經濟に志ざす由もなく、折襞とつて經籍の前に端然としてゐた。臼が重いとてうどん屋を出たら、生れ合かや糊をひく——市井の陋徒、一期半期の丁稚奉公、渡り歩きのしがない勤め奉公人の嘆聲、決して徒には聞き流せないであらう。學僕とは品よく言つたもの、內實は塾の居候に違ひないのだから、うたてや東北の麒麟兒と雖も、半夜更闌けて、夜寒に辛いせんべい敷團の情なさも、時には我知らず喞ちもしたであらう。謂ふ勿れ、匹夫の愚痴と英俊兒の窮厄との同架混淆と。有漏の現身、王侯と賤夫と、屎尿に何の差別かある。たゞ艱難汝而玉になす、よく伸びんとするものはよく屈す。健次郎齢未だ冠をすぐる幾何もない、青雲の氣や抜くべうもないが、辛いことは辛らいに極つてゐる。災厄は災厄と手を携えて來る、健次郎の前途未だ全く逆睹し難い。とはいへ、彼生得の撓屈性と粘靱性はこの窮境にあつて益々

其度を高くし、貧して鈍せぬ志操はいよ〳〵皓きを加へ、識見の高邁は、天授の鷹揚さに裏づけられて、群小を抜くの概があつた。聖駕上野に臨幸の日、衆庶龍顔を拜して昭代を壽ほぎ奉る赤誠は、いと妙じく見えたが、封建の餘勢未だ消えず、土下座の草莽あり、身 至尊の間近にある爲にや、恐懼感涙遂に度を失つてか、脱帽を忘れ果てた迂つ氣者もある。この爲體が共勸義塾々生達の討議の題材となつたが、帶帽者不敬を云々するあり、土下座却つて敬ならぬを言ふもある。健次郎は勿論帶帽者土下座者の不敬を言ふに人後たるものではないが、彼はまた方面を變へて、西洋禮法を引例して文明開化に順應すべき敬禮の事に言及び、敬に淫する、決して禮に非らず、よろしく萬國人の以て定禮とする法を執るべきを主張した。これ明治五、六年の頃、すでに日本の國際的進出を勘考に入れての最も進歩的、斬新の言說、まつたく人の意表に出でた識見といはなければならない。

窮乏の中に五年もすぎたであらう、六年も亦去り往いたであらう、明治も七年になつた。どう食ひ繫いだか、學僕から學僕へと過し渡つた一兩年、この間の窮貧、勿論傍眼にも見るに忍びないものであつただらう。が、窮困は日一日と健次郎を緊め上げた。遂に麴町一番町にあつたフランス人の天主教公教會へ、依然として學僕生活を運び込んだ。天主教牧師は名をマリン、朝な夕なに東海孤島、未だ切支丹伴天連の迷夢さめやらぬ半野蠻國に宣教の戰陣を布いて、倦むところを知らない。彼は片言交りの日本語を使ひ、神の御惠の宏大無邊を說いて、窮困の才子健次郎に臨んだ。彼勿論、多涙多恨、感じ易く熱し易い少年の嫩き心臓の持主である。今や彼の前に新しき宗教、新しき神の天啓が示現し始めた。遠く萬里の波濤を蹴つて東方異國に道を說くマリン師の人格も、や

ゐては健次郎の胸臆琴線に觸るゝに至つたであらう。彼は驚異と敬畏とを以て、天主教に對するやうになつた。この修道院に在るの日、彼は現世的窮困を打忘れて、只管神の道を欣求する聖徒の群を憧憬した。彼は天主教徒たるの洗禮をうけた。しかも猶、自らも道を說き道を求め、イエス・クリストの啓示を天下に傳へんとさへ考へた程である。此處で彼は細淵重教と相識となり、共に天福を信じ、神の道の微妙を語つた。かくして月日を重ねたが、偶々マリン師の道友にして、在新潟の天主教牧師エブラルから、學僕を求める來翰があつた。マリン師の慫慂あるに拘らず、誰一人として志望者がない。何か賤業にでも從事するかの如く誤解したのであらう。マリンの話によると、エブラルの學僕として仕へる傍ら、フランス語をも教授される筈である。健次郎の意は動いた、彼は敢然として學僕たる事を申出た。彼にまた旅が初まつた。遠く新潟にエブラルを訪はなければならぬ。新潟にあつては忠實々々しく學僕の勤めを果し、傍ら佛語を學んだ。エブラルは新潟のみに定住しなかつた。彼に伴はれて健次郎も亦、傳道の場所を旅して廻つた。横濱にも、信州にも、仙臺にも、更に遠く大阪、馬關、長崎と、南北に貫通してエブラルに從つて廻つた。かくして七年をすごし、八年も經つた。

如何なる心機の一轉にや、天主教會に在るの日には、曾つて神の使徒たらんことを思はぬでもなかつた健次郎は、明治八年海軍兵學校の考査に應じた。格別試驗準備もしなかつたので、落第した。試驗も存外に馬鹿にならぬと覺つたのも後の祭。さう／＼エブラルにくつついて許りも居られない。越えて九年九月、司法省法學校の考試に應じた。前年の兵學校に懲りてゐる、今度は大いに勉强した。應募者千人餘り、孰れも當時の俊秀である。

科目は漢學の考査、資治通鑑、論語を課せられた。漢學なら御手のもの、永年これで苦勞してきたのだ、否も應もない、合格者百名の中第二位を以てパスした。窮困漸く春に逢ふの心地がしたであらう、千葉の吉原三郎（後の內務次官、東拓總裁）山梨の永島貞、埼玉の矢野道雄、盛岡原敬、この四名が共に法學校第一室である。同窓生には、古賀廉造、松室致、櫻井一久、富谷鉎太郎、中村純九郎、國府高胤、陸實、河村讓三郎、寺尾亨、秋月左都夫、末廣弘石、加藤恒忠等、後代知名の士、なほ若うして目白押である。

法學校は吳服橋見附內に在つて、鍜冶橋內舊警視廳の北隣、歷史的に言へば舊松本藩邸に細川邸を合はしたもの、現在の敷地で言へば、鐵道省、東京驛、三菱銀行の一部と合併した所にあり、寄宿舍は舊戶田藩邸時代のを襲用したもので、十疊乃至十二疊の日本座敷に、三人乃至六人と言ふ事になつてゐた。卒業年限八ケ年で、前四年が豫科、重にフランス語を以て、歷史、地理、經濟、物理、數學、作文、會話等を敎へ、後四年は主としてフランス法を敎へた。當時の敎師は佛人ムリエ、フーク、明法寮の卒業生大島誠治、加太邦憲、藤林忠道等五六名が學監兼敎授として在任し、鹿兒島縣人植村長が校長の事務をとつてゐた。

法學生としての原敬は、不相變寡言、孜々として學業に勵んだ。「督學甚嚴寸暇ナシ」と云ふ風で、鄕里の友八角彪一郎宛で學校生活を書送つた。世を見る眼も次第に開けてき、學識も亦進步の跡著しく、次第に囊中のものならぬ銳錐の尖端を現はし來つた。議論は生來の好むに從ひ、益々犀利を加へ、議論なら！ 愈々自負するところ强くなつた。生徒には弊衣破帽、所謂芋書生丸出しの連中も數多く、稚氣と衒氣がさせる特權の濫費者もあり、

禁足のお灸も物かは、しきりに牛飲馬食、時事を談じ時世を慨し、乃公獨り英雄の志を陳べて悦に入つてゐたが、原敬とてもいかでや人後に落つべき、メートルのあがる事、却つて本家をして僻易せしめたであらうが、この慷慨兒、節度宜しきを得て、禁足の厄に會ふまでには淫せず、ぐる／＼卷の兵兒帯を嫌つて、角帯姿で容姿端麗と言はれた。

かくして法學校に在ること三年、後一年で豫科も修了する許りになつた時、突如賄騒動なるものが起つた。これは敬にとつては正に運命的の大事件であつた。これを以て、彼は學校生活、書生修業を打切にせざるを得なくなつた。幸か不幸か、實に禍福は糾える縄の如く、人間萬事塞翁が馬と、古めかして言ふまでもなく、賄騒動あつたが爲めに、と敬の上に言ひ得べき起縁も覓められる。それは偖て措き賄騒動は、その表面だけでは、どこの寄宿舍にでもある賄征伐と異ならない。要するに食ひ氣盛りの蠻書生が、もつと飯をもつて來い、喧々するない、たけれや炊いたがいいぢやないか、こんなものが食へるかい、勝手放題に怒鳴散したものにすぎぬ。賄野郎もソウラ又初まつた、何が給費生の癖に、と肚ぢや思つても、へい／＼皆さんは未來の大臣參議でいらつしやいます、䬸じい思ひをさせたかありませんが、何分諸品高直で、賄料がちつと許り足りませんので、言はねどエヘラエヘラでまぎらーして了へば、何の事もなく濟むに相違ないが、そこがさうなだらかに旨くいかないから面白い。元來生徒の賄費としては毎一人一ケ月四圓五十錢宛を司法省が支給し、保健上の必要から、朝餐はパンを主食として之にスープと鷄卵とを副へ、晝は洋食一品、晩は日本食で肴を供した。そして初めのうちは可成りの量を供

したが、二年目頃から漸次賄の方で食物を惡くし、殊に飯量が少くなつたので、一夕生徒の一人が賄を呼んで、もう少し飯を持つて來いと命じた。其時賄がもう飯はないと云つたのに對して、なければ更に炊けと其生徒が反抗的に重ねて命じたのが元で、二十名許の健啖連が忽ち之に共鳴して大騷ぎを演じ、炊くべし〳〵と怒鳴つたため、賄は之を學監に訴へて出た。飯櫃が輕くなると兎角風波は起り勝ち、諸君もさう騷ぎ給ふな、多寡が一盛の飯ぢやないか、何だ見つともない、賄、炊いたらいゝだらう、兎角靜かにする事だよ、學監殿から出れば何の事もない。どつこいさうはいかない、小役人根性、濟度すべからず、學生を叱りつけるまでは學監殿、大いに威を示したが、飢えたる者は最も強し、かうなりや學監も絲瓜もあるもんか、炊くべし〳〵で、とう〳〵一餐せしめとつたから、さあ、事だ。學監の面目何處にありや、當時の學監は生徒に空腹を抱へさせておくのが服務規程の中にあつたと見える。何故吾輩の言ふ事をきかぬ、威丈高に開き直つたが、これは無茶な言草、何をツ、學生も今度は學監が對手、空腹のムカムカと一緒に炸裂したのが、牛飯屋で鍛へた論陣の一手、忽ち學監をおつとり圍んで、散々に言ひまくつた。飢えたる者は最も強し、學監殿泡をくつて校長に御注進。この校長がまた、その器に非らざる俗吏だつたと見えて、賄を援助して二十人の生徒に二週間の禁足を命じたのみならず、此禁足處分には心から甘んじて服從せよと申渡したが、何を大箆棒奴、飢じい思ひをさせられた揚句に、心服せよとは何事だ、心服させたいなら、滿腹にしておいてくれ、いや、かうなれば口腹の問題ぢやない、由來彼植村校長は、と忽ち校長彈劾熱が擧つた。大人氣なき校長よ、汝醜名を後昆に貽す、彼は遂に彈壓手段をとつて、心服を肯ぜ

ざる秋月左都夫、福本誠（後の日南）坪根直吉、加藤恒忠の四名をその夜半保證人預けとした。かうなればそれこそ口腹の問題ぢやない、校長横暴、強硬談判を開始すべし、今度は腹の減つてなかつた連中迄が憤慨しだした。校長の非理、正に糺彈すべし、全校論陣の雄原敬、陸實等もとびださざるを得なくなつた。我々學生には命令に服する義務はあるが、心の自由を束縛される義務は持たぬ、同窓の全部は食堂に召集して動議一決、原、陸等が委員に選ばれて、校長に抗論した。所が校長は之に對して、君達がこの學校に居る間は被治者なのであるから、學校の處分には一切服從する義務がある、徒らに學生の本分を忘れて當局の處分を非議せず、之に心服すべきであると言つたので、心服とは何事であるか、如何にも我々は此學校に於ては被治者であるから、學校の命令には服從する義務があるが、心服する義務はない、頑として應じなかつた。其時原は、校長は我々と議論する資格のない人物であるから、大臣に面會するの外はないと主張し、幾回も大木卿（喬任伯）を訪問した末、終に面會を遂げ、其主張を建立てたが、其結果大臣は却つて三人の說に與し、校長其他の役人を叱責したので、さしもの問題も學生側の勝利となつて、一先づ鎭靜に歸した。

だが茲で事濟みにたれば校長はふり上げた大拳骨のやり場がなくなる。校長には校長の肚黒い猜心がある。從然次期の大試驗期に原敬以下十六名を斷然たる放校處分に附した。原はまた米櫃から離れた譯だ、所詮、他人の飯に食ひ下れない役だつたと見える。ましてや他人の階に足の重きを嘆き、他人のパンの味苦きを喞つ程詩的で弱氣の食客では、もと〳〵ないのだ。かうなりや、元の腕一本脛一本、やれるところ迄やつつけやう、官學の

形式主義は、彼等にとつては囚獄の狹搾衣だ、伸びるどころか、生命まで、さうだ、奔放自在な生命の躍動性まで奪ひとられる。官學我に在つて何するものぞ、犬にでも食はれつちまへ！　幸にして學校は原籍地まで歸る旅費をくれた、今夜は自由の天地への首途の祝宴を張らざあなるめい、衆議一決、彼等は駒下駄ふみ鳴して法學校を後にした。

三

明治新政府は着々その中央集權制を鞏固にしつゝある。所謂官界、行政府は、今や志ある者の等しく翹望の府である。名をなさんと欲するものは、齊しく官界に入らざれば、男子生れてまた他に何のなす所かある、業に大維新であり、已に大革新である。行政部、官員の幅を利かすは自然の數である。官尊民卑と謂ふ勿れ、天降つた制度に完全なる民意反映のあらう道理がない。ピラミツト型に築きあげた行政組織では無論ない、寧ろピラミツトとは顚倒してゐる。民は據らしむべし、知らしむべからず、これが明治新政府——否薩長聯合、藩閥政府である。禰子も釋氏も官員樣たらんと欲すれど、薩たらず長たらず、謂んや假りにも朝敵の汚名を得たる南部藩僻陲の子、如何に志しても藩閥の堅壘奈何ともなすに由がない。況てや知己と稱し、緣故と謂ふ薩長からの落ちこぼれを拾ふよすがもない身ながら、勇んで法學校は出てみたが、さてどう身の處置をつけてよいやら。伸べんとする志は處によつて阻められ、此儒徒らに窮巷の卑徒たらんは、勿論に本懐ではない。まゝよ、五斗米に膝を屈

して窮屈袋に身を任せんよりは、若かず、男子三斗の溜飲をさぐべき快事を爲さんには。

日本に於ける新聞事業は、今や漸くその生みの苦しみをぬけ出で、將に眞個社會的武器たらんとし、その故にこ二藩閥政府に對する談論究明の具たらんとしつゝある。操觚の業もとより容易の事業ではない。但し藩閥の横暴に抗し、自由民權の魁を陳べ、被治者の要求、不平、不滿を反映し、施政を批評して、新政治の行末を早く邪道より救治せんとす、志を官海に得ざる俊英の徒、正に着眼せざるを得ざる、好箇男子の事業といはなければならぬ。時、正に自由民權論はその萌芽を現はし、十年西南の爭亂の餘殃、未だ逆睹すべからざる徴も見える。時宜を誤またば、なほ如何なる事態を惹起せんも測り難い。無冠の帝王、社會の木鐸、名はよく、實此に伴ふ一個の言說、よく天下の大勢を動かすを得ば、刀吏の瑣事に跼蹐し盲判のうたてきに優る數百步、行くべし、執つて椽大の筆を操はんには。筆端雲をよび、風をおこし、端睨すべからざる形勢の湧起、亦期すべからず。法學校追放の窮措大組、等しく新聞に眼をつけた。明治十二年初め、敬は遂に志を得て京橋藥研堀郵便報知新聞社に入る。最初に課せられたるは、佛文の時事問題抄譯である。海外通報欄に數行の原稿を日々譯出した。未だ言論に時世を訣する高義事業には至らない。當時の郵便報知は小西義敬社長たり、藤田茂吉主幹。給與二十圓の飜譯係は何時までもその儘ではゐたかつた。明治十三年八月三日最初の署名論稿「官民相對するの道を論ず」を郵便報知紙上に掲せた。社員原敬と署名して、社說欄に掲載する斯論を嚆矢として報知紙上に社說を錄すること卅有七篇、その悉くが必らずしも上乘の卓說とも言ひ得ないであらうが、彼は常に實行し得らるべき生きた問題を、着實細密なる

調査研究の後に筆に上せてゐる。論客としての原敬を論ふ暇はないが、當時の新聞論説が多く所謂政論であつて、論中殆ど一ヶ所は政治的興味をねらつてゐたものであるのに、原敬執筆に係る「富を欲する者は北海道に行け」に至つては、當時の論説の型を脱するものと言はなければならぬ。論中勿論、北海道開拓使官の施設に關する觸言はあるにしても、全論悉く産業開發論であり、所謂政論が大地を離れた文字の遊戯に化し去らんとするの傾向強きに比して、これは實論であり、ヨリ政治家的である。彼の立論の根幹は勿論フランス啓蒙思想を淵叢とする自由主義であり、彼はここに漸進自由主義者として立ち現はれ、その民權擴張、憲政確立を說く限りに於て、藩閥政府に對する急進論者たるの假裝を呈し來つた。而かも筆禍に遭はず、筆陣を續行し得たる所以は、偏へに彼の主義主張が時流の是正に終始し、是正せられたるものゝ正しき路を指示するに止まり、一歩も時流に先驅して、指導的位置を獲得するに非らざる事、是である。郵便報知所載論説に現はれたる思想は、正に全原敬を早く物語るものとしなければならぬ。一方時代の子原敬は、この時を以て、如何に時代に順應し適應すべきかを着々具現し來るに至つたのである。如何に理想に燃え、如何に華やかなる未來を描くと雖も、現前吾が履む疊の塵を淸めざるを得ないのが、この時代以來の原敬である。

偖說、論說記者として漸く素志を遂げた彼は一方甲斐甲府に發行せらるゝ峽中日報の寄稿家となり、鷲山樵夫の雅號を用ひたりと傳へらる。かくして永き寄食生活は終りを告げ、財嚢時に膨らむの快境も經回り來り、相寄るは舊年の莫逆、友、遠方ならずとも來るは嬉し、いざ行かん、牛飯屋の晩餐となり、北廓の遊興となり、年相

當一人前の生活が初まつた。藝妓に絡る初戀物語もあるべく、紅涙潸々、夫相當に得意時代と言ふもよからう。明治十四年五月、渡邊洪基に同行、千葉をふり出しとして先づ東北日本の周遊に發途し、豫ねて論じたる北海道の殖產狀態を實地に見聞し、同年十一月迄周遊の旅は續けられた。故あつて渡邊と分袂、一と先歸京してこの旅を打切り、越えて十五年一月、報知社の改革に際して同社を去つた。足かけ四年、最初の新聞記者生活によつて、彼は着々その材幹を示し、漸くにしてその名を喧傳せらるゝに至つた。かの東北周遊に際し、仙臺に赴くの折、偶々政治犯として下獄中の陸奥宗光を慰藉するの期を得た。渡邊は、公伊藤四天王の一人、外務省記錄局長たりし人、原の爲すあるを觀取した最初の人である。原は野育の民權論者に非らず、とはいへ官僚の走狗でもない、彼は一個の改良論者である、用ひなば用ひ得られるの人、必ずしも官僚を以て共に齡すべからざる仇敵視するでなく、さりとて民權論者側の非違を指摘するに怯懦ではない。是を是とし、非を非とする機會主義、折衷主義は既に原としては牢乎拔くべからざる第二の天性たるを示し、その實行力と、中正の道をとる現實主義は、彼をして行く處として可ならざるなき地位を獲得せしめるに充分である。

報知退社後二三ケ月して、彼は大阪に創刊せらるゝ大東日報社に入つた。福地源一郎の推薦である。大東日報は西川甫、羽田恭輔等の創刊に係る所謂御用紙である。生え拔きの民權論者にも非らず、改良論者たる原にとつては、所謂御用紙はさして苦になる事ではない。上席に草野宜隆ありと雖も、主筆の席に居つて、縱橫に腕を振つた。彼は新聞好きである、これに精根を打込むのは當然である。大東日報主筆たる彼は、朝鮮事件善後策に西下

する外務卿井上馨に、インターヴイユーを試みた。大阪日日の下關行汽船に乘組み、下關まで同行せんとするのである。十五年七月、朝鮮排日派の頭領大院君の亂により、公使館を襲撃された公使花房義質は身を以て仁川に逃れ、長崎に歸還した。十五年朝鮮事件とその善後策は新聞記者たる原の見逃す能はざるニユースでなければならぬ。井上に同行する者に舊知齋藤修一郎あり、彼の紹介によつて井上隨伴の中田敬義、栗野愼一郎、赤羽四郎等と相知るに至つた。井上卿との船中に於ける會見は、新聞記者としてであつたには相違ないが、井上は原の用ふべきを知り、原が間もなく大東日報改革に際し、同社を辭して上京せるに當り、齋藤祕書官の推薦によつて、原登用の意を固めた。かくして求めざるに官途は開けた。かうなれば五斗米もさして惡くはない。もと〳〵志ざしながらに得られなかつた位地である。向ふから迎くに若くはない、法學校放校生はここに官界入によつて、なほ拮々孜々法學校に在學中の舊友よりは、一ト足先に官途を得たのだ、人々の羨望と敏捷さを驚嘆してゐる中に。

四

二十七歲、外務省準奏任御用掛、公信局勤務が彼に與へられた地位である。これより長く彼の官吏生活が始まる。

幾何もなく太政官御用掛に兼務した。そして「日々些事に追廻さるゝ卑官」の生活が始まつた。太政官御用掛としての彼は文書局（後の官報局）で、當路者が民報に對抗させる爲の一大官報として新聞紙發行の實現を、今日

か明日かと待つてゐた。だが、當路者はその抱負を實現し得ずして、纔に法規と敍位の公布機關としての刊行物を發行するに止まつたので、がつかりした。だが、野におく蓮華草ならなくに、彼は自分の掴んだチャンスを離さうともしないで、さして曠き野に再びの憧れを持たうともしなかつた。公務を帶びて關西方面の視察旅行から歸ると、領事に任ぜられ、天津駐在を命じられた。彼は刀吏たるに甘んじなかつた、海外へ出たいとは、就任そもそもから考へてゐた。今その志望は達しられた。狹くて天井の低い官海も、自らその運命の開拓者たる彼の前に、少しづゝではあるが、扉を開け始めたやうに見える。天津駐在が決すると殆ど同時に、渡邊洪基の媒酌によつて櫻洲山人中井弘の女貞子と結婚し、相携へて天津に赴任した。

明治時代の我外交上に於ける癌たる朝鮮には、またしても大事が勃發してゐる。原は併し、井上に辱知を得たのが十五年朝鮮事件であつたのに思ひ比べて、此度の事件にも亦、何事をかなさんとするアムビッシアスな昂奮を感ぜざるを得たかつたであらう。金玉均事件は、怪梟袁世凱の辣腕に飜弄せられて、竹添進一郎公使はまるで手も足も出ないまでに苦境に陷り、揚句には又復仁川遁走となり、公使館は燒かれた。參議伊藤博文を正使とし、參議西郷從道を副使とする我が全權は、明治十八年春直隸總督李鴻章と天津に於て折衝した。領事原敬はこの好機を見逃さなかつた。事果てゝ後、全權大使伊藤は渺たる天津領事のなほ大いに用ふべきあるを認めた。伯樂を得ざる駿馬は驥足を伸ぶるに由なく、埋もれし天才に知遇なきは人生最大の恨事、しかし今はもう東北朝敵の僻陬兒、敢て さし當りの 知己に事 缺かぬに至つた。伊藤の 歸朝後、飛電は天津領事に賜暇歸朝を命じ、外務書記

官に任ぜられ、旭日章六等に叙せられた。手挾まな三十間堀の寓居から霞ケ關まで腕車を驅るの日、初めて上京した時、背後より疾驅し來る轣轆の響に、啞然としたその昔の若き驚きが去來したであらう。黑塗の馬車でなくとも、なアに、もう一と息だ、彼は腕車の上で自らなる微笑を泛へた事もあらう。事務はテキパキ捗どるし、押出しはよし、腕に覺えは勿論のこと、氣宇はそこらの高等官共よりは、少し許り上にあつて濶い、この俺が、今、のし上げなくて何時の時か、またその志を得ん、彼は修文所以來の自信に滿ちた足取で、氣を負ふて進むのである。軈てパリー駐在、公使蜂須賀茂韶歸朝の後をうけて代理公使、そして三年のパリー生活を續けた。この間、彼はフランス書に思ふ樣親しんで、さして手腕を現はすべき機會もないまゝに、自己の修養に資した。この頃の勉强の一つが、「エジプト混合裁判」の飜譯である。來るべき條約改正、治外法權撤廢に備へんがために、故國への啓蒙的な土産として篋底に祕めたのである。彼は葡萄酒の芳醇な香を愛づると共に、今故國が何を眞實に求めてゐ、また求めなければならぬかを洞見した。セーヌの月を賞で、シャンゼリゼエの灯を懷しみ、一個風流才子の遊學氣分に浸りながら、三年の起き臥しの間に、故國から來たる多くの人を送り迎えたが、就中、時の墺國公使侯爵西園寺公望、特許局長高橋是清等との交遊が、やがて知る、後年の別懇の思ひ出とならんとは。

故國は年每に動いてゐた。明治二十二年、彼を遠く海外に送つた外相井上は、轉じて農商務の椅子を占めた。電招されて、井上の祕書官となる。驥尾に附するも、時と場合に依る、維新の元勳井上の驥尾になら附いて決して無駄はない。彼は聰明である、しかもフランス流の拔け目なさと、屈して伸びる融通性に富む、利用し得られ

ものは凡て利用しなければならぬ、況んや大井上をや。井上に隨從日淺くして一代の農商務相岩村通俊を迎へた。岩村には用ひらるゝ所尠く、隱忍の日が續いた。これも亦己れに課せられた一の修業である。才子鋭鋒を收めて靜かに、だが辛い時の歩みを見送らなければならなかつた。間もなく岩村が罷めた。新たに迎えた人は？　おゝ、その昔、宮城の獄にあつた政治犯人、陸奥宗光ではないか。既に陸奥は伊藤、井上に救はれて、天馬空を行くが如き快腕を振つてはゐたが、かの青年の日、監房深き處に相見て、その不遇を慰めた日の囚徒陸奥宗光と、今見る大臣閣下と、これはまあ何と云ふ相違である事か。隆鼻白晳、哲人の如き面影の底深く藏する叡智のそれに、今昔何等の變りも見ぬが、今、時めく大臣と囚徒のうらぶれに自然映發する差異がなくて何としやう。かの時の年少記者原敬、今ここに在り。奇遇か、否らず、謂はゞ相遇ふべき人々の、時廻り來つて逢會したと強ひても思ひ度い……此人こそ！　原祕書官は必らずや、陸奥を仰ぎみて期待する所深かつたであらう。陸奥の赴く處、必らず一脈潑溂たる生氣が躍動する。次官西村捨三、商務局長齋藤修一郎以下、奥田義人、井田昂、林田龜太郎、打てば鏘々の響あり、彈ぜば妙音忽ちにして起る一騎當千の俊英揃ひ、かうなれば原祕書官たるもの、もはや遠慮しては居られぬ哩、同僚には新たに米國新歸朝の内田康哉あり、人手は揃つた、上に英邁の將あり、宗徒の面々、何すれぞ、勇まざるを得べけんや、意氣軒昂、思ひ切つて好いたやうに働いて、しかも働き榮がある以上、碌々凡庸の小輩ならいざ知らず、成すあらんとする者には又なき好機と好位置である。二十三年から五年まで、着々事務處斷の實蹟を擧げ、參事官兼任、福岡縣下田川郡並鞍手郡石炭坑區案査管理委員、第三回勸業博

覧會事務委員、東京市區改正委員拜命、肩書は大分くつ付いた、それ丈け忙しく、あれも來い、これも來た、眼覺ましい許りに働き拔いた。農商務に原あり、心ある人は彼の存在をはつきり認めた。從つて陸奧大臣の殊遇彌が上に募らざるを得ぬ。事務の材幹はもはや公認濟、原が手を付けた事なら心配はいらぬ、かうなれば氣骨と品位の品隲となるが、この方がまた持つて生れた負けじ魂と、諸式禮に協ふ意氣軒然、仕込は世界の交際場パリーの西洋禮法、議論なら、態度なら、批の打ち所がない、と言ひたい男子の骨法。陸奧大臣、心を割つて若い秘書官を許し、微笑をもつて彼の一擧一動を注視した。

だが、政治は水ものと誰が言ふた、農商務部內丈けは春の野に踊る青春潑剌、活潑々地の若やかさで、高談壯語、論果てなば孜々の執務で、愉快悅絕、こんな住み心地はまたとない、自然に心脹らみ氣は高まるが、朝野の政機、必らずしも執務の快馳に醉つて許りはゐられぬ。山縣內閣は自由、改進二黨を正面に控へ、多難の議會に臨むことゝはなつた。結局、議會に約した行政整理經費節減に躓き、總辭職の外なかつた。が、陸奧、後藤象二郞、樺山資紀三相は居据りを決し、松方正義を首班とする新內閣に列した。新內閣の內相品川彌二郞、彼の名は選擧干涉の同義語と迄なる程の惡名を、我が憲政史上に遺した。この故に新內閣は非難怨嗟の中心となり、到底無事に收まるべうも見えなかつた。身は渺たる一秘書官とは云へ、政機を見るの明敏さに事缺かぬ原敬、敢然立つて大臣陸奧に、寧ろ身を退いて後圖を策するの賢明なるを切言した。もと陸奧は品川の選擧干涉には反對である。廟議に自說を献じたが容るゝ所とならぬ、にも拘らず、彼は挂冠しやうともしない。於是乎、原は陸奧に進

言、頗る强硬、陸奥もその進言に聽いて辭職、同時に原もさらりと辭職して、飄然と岳父中井弘の許へ保養旅行に赴いた。陸奥の辭職が二十五年三月、爾來半年とたたぬ間に原の豫見した如く、松方内閣は内部的にも外部的にも滿身創痍、哀れ土崩瓦壞、全身バラ〳〵に碎け散つたのだ。三月から八月、第二次伊藤内閣出現まで、原は悠々と構え込んで、條約改正問題に關する他日の研究を續けてゐた。「現行條約論」の出版はこの浪人時代である。一著又一著、彼は經世實務の傍ら、相並行して、當代の啓蒙的事業に出頭沒頭しつゝあつたのだ。彼が所謂著述家でないのは言ふまでもない、また所謂文章家でない事亦然り、彼の文筆は決して高く評價せらるべき文學的要素を、しかく多分に含んではゐないが、彼が當代の社會的必要を强く感得し、その必要の爲めに、自己の經閱したる所を、生々と應用したる點は、個人的には文盲とも評すべき所謂舊式政治家によつて壟斷され來つた行政府の、上位を淨むる一脈の淸新さを加えるものと謂はなければならぬ。彼は飽くまで經驗派であり、現實派である、この故にこそ、當代の社會的必要をよく感得し得たのである。

二十五年八月、第二次伊藤内閣成立、曩に辭して樞密顧問の閑地にゐた陸奥は、出でて外務大臣の要衝についた。正に、大隈井上兩外相によつて著手せられ、未だ成果を收め得ない條約改正問題は、陸奥の快腕にまつ所が多い。俄然陸奥は原を拔擢して通商局長の要職に据え、大臣官房移民課長、省令審査委員を兼ねしめ、間もなく取調局長の位置にも置いた。所謂吏僚としての通商局長時代は、彼が最もよく其材幹を發揮し、最も多くの仕事を遺した時であらう。就中、移民の奬勵、外交官領事官試驗制度の設置、公使館領事館費用條件の改正の如き、彼の

功勞は蓋し沒すべからざるものがある。彼は仕事の爲めには傍若無人であり、遠慮會釋がない。意見の開陳、貫徹の爲めには、大臣も上官も彼には同僚同樣にしか見えなかつた。大いに論じ、大いに働らいた。

卅六年春、伊藤內閣は臨時行政整理事務取調委員會を設け、多年の懸案たり、議會に對する公約となつて、爲めに內閣の暗礁ともなつてゐたものを、一擧に解決せんとする意氣込である。委員會の仕事は實に困難であり、その責務たるや重い。首相伊藤は自ら委員長となり、各省よりは經歷ある人物が夫々委員に擧つた。司法省次官清浦奎吾、內閣書記官長伊東巳代治、大藏次官田尻稻次郎・陸軍次官兒玉源太郎、內務縣治局長江木千之、遞信通信局長田健治郎、孰れも當代若手の權者揃ひ。外務省からは、身僅かに通商局長にして官等其他に於て右の人々とは著るしく逕庭ありし原敬其人が代表委員にあがつた。是れ偏へに外相陸奥の信任と囑望とによる。かくして彼等委員は連日、調査研究審議討論に費やした。この間に於ける外務省通商局長は頑强なる論辯と眞摯なる態度とを以て、右に衝り左をうけ、大いに奮鬪した。委員長伊藤の眼が、この若き委員の上に微笑んでゐた。かくして彼等委員は、春の行樂も外にし、何時夏にはいつたやら、盛夏三伏の候にも、休暇なし、ブツ通しに案の作製に努めたのだ。その結果、漸く八千萬圓前後の豫算中より約三百萬圓を拈出、整理するに至り、其他若干の成果を收め得たりと雖も、錄して功績顯著なりとすべき程の事もない。たゞ一通商局長、一身にとつては、大なる收穫があつたと言はなければならぬ。伊藤の注目、至囑、即ち是である。

斯に至れば、もはや原は强ひて自己の自信を行屎走尿の間にも顧みる必要はなくなつたであらう、要は吏務の

中に自己を没頭せしめて、仕事をしさへすれば、彼の前途は迎へずして、汪洋と招け來りつゝあるかの如くである。行政整理委員會の終了後、彼は高等官二等に陞叙し、二十八年五月、林董の後を享け、外務次官に任ぜられた。これより先、未だ通商局長時代、二十七年八月「陸戰公法」一卷を出版した。戰時に於ける交戰國の遵守すべき法則を規定したる飜譯書である、これが當時繼續中なりし、日清兩國の戰爭にとつて、我軍事當局其他に、もたらした影響は蓋し沒すべからざるものがあつた。當時にあつては戰時公法の規定一つもなく、爲めに種々の支障を來した事實に鑑み、彼は急速、豫てパリー駐在中、筐底に秘しおきたる原本を飜譯したのである。一方に於て行政整理委員會に列しながら、當代の社會的必要に眼を掩ふ能はざりし彼の勉强振は、常にその實踐躬行を證して餘りあるであらう。

陸奥は就任當初の意氣込通りに、かの條約改正――この爲めに伯大隈は片脚を失ひ、これあるが爲めに、如何にわが同胞は屈辱と悲憤の桎梏に惱まなければならなかつたか――の難事業を、遂ひに完成するに至り、三十二年七月以降、日本は列國と對等の國際關係に入るを得せしめたのである。抑も條約改正の事たるや、王政維新以來新興日本が、新興日本としての誇りを、自らに感ずる爲めには、第一著に必要、緊密の國家的一大事業である。我等が國土をして眞に獨立國たるの實蹟を擧げしめんが爲めには、所謂不平等條約は國運を賭しても戰ひ取らなければならぬ國家的獨尊性である。今やこの唯一の國家的獨尊性は戰ひ取られたのである。さて、我等は先へ行かう。

條約改正の大事業を完成するや、もと〳〵病身な陸奥は、軈て、彼の生命の火を消して了つたところの持病に

餌まれ、臥床藥餌に親しむ身となつた。於此、西園寺文相、兼攝外相となり、事實上の省務は原次官の管掌するところとなつた。彼の大臣修行はこの時よりして始まると言ふも不可なきまでに、鮮かな手腕を見せたのである。假すに相當の時間を以てすれば、名實共に外相たるに至つたでもあらうが、恩顧の人病むあり、且又伊藤內閣の命數、もはや幾何もなきを覊破するや、彼は自ら朝鮮公使を買つて出で、次官を小村壽太郎に讓り、再び遣外使臣たるに至つた。が、この地位も決して永くはなく、しかもこれ以後、わが官海は再び、有能にして錬達の吏僚原敬を見出す能はず、我等の前に現はれ來る政府當路者としての彼は、遂に望みに望んだ大臣としてである。それはさて措き、朝鮮に駐劄してゐる中に、松隈內閣の出現となり、大隈再び外相となるや、平生大隈一派と政見を異にする原は、斷然辭職の肚を極めた。賜暇歸朝で色々交渉の結果、三十年に至つて、漸く朝鮮國駐劄を免ぜられ、暫く無任所公使でゐた。

また暢び〳〵した浪人生活だ、功は多かつた、暫らく蹈んで英氣を養ふに如かず、鄉里へ歸つたり、彼方此方を漫遊の旅に暮した。彼は局にあつて三面六臂の活躍をしてゐる時よりも、浪人して靜かに將來を劃策しつゝある時の方が、より以上に印象的な感銘を與える。彼が再び立ち現はれるや、必らず飛躍的に大活動を示すからだ。試みに想へ、陸奥農相の秘書官を辭して後の彼の行藏を。この故にこそ、彼の退官は常に將來へのエネルギー蓄積のための、眞の意味での休養である。此度の休養は果して、彼の將來に何を約束するであらう？

五

大阪毎日新聞編輯總理――靜止默想よりさめて、原敬が立ち上つた時、人々はそこに新聞人を再び目撃した。原敬と新聞、彼は出發點が新聞記者である、今知遇の人は病んで立たず、政敵は廟堂を領してゐる、立つて再度の批判の戰野を馳驅するは、甲殼に似せて穴をほるの類、野にあるに相應しき事業としなければならぬ。新聞人としての彼は、わが新聞史上に特筆大書すべき業績を遺してゐる。彼の如く多邊的に活動したる人物の歴史は、わが政治家列傳中に匹儔を見出し難い。彼はその生涯を樂隱居の身分で過しはしなかつた。失意の時代にあつても、朝に立たざる時にあつても、彼は何かしてゐる。何かしながら、その事業に彼の生命を刻印してゐる。三十年九月、彼が大阪毎日新聞を主宰し始めるや、彼は積極策を執つて、編輯、營業兩方面に於て、今日の新聞紙の礎石を据えた。新聞の報導性と娛樂性と指導力とを渾然たる一體につくり上げた彼の新聞人としての獨創性、企劃力の豐富、優秀に就ては、多くの叙述を要するであらうが、就中、論說を擔任して、縱橫に世務を辨じたる努力と、漢字制限を提唱して、わが國字問題解決に當つた先見の明とは、看過し能はざるものがあらう。一面に於て、これ等の凡ては、彼の政治性の一表現に外ならぬのであるが、しかく彼は卓拔せる政治家であつて、政治が、國民日常生活の幸福安寧を保護し、漸次に高度の文化に到達するにあり、とするならば、彼は正しく、かかる意味に於ける政治を、了解し、かかる意味の政治を執らんとし、また如實に執つた人である。

居る事三年、第二年目には株主總會の選擧によつて、社長の位置をしめたが、三十三年秋、契約任期の滿つると共に、後任に小松原英太郎を推薦し、未練氣もなく大毎を去つた。去つた彼、何處に現はれたか。伊藤博文自ら總裁たり、創立委員長渡邊國武、創立委員西園寺公望、金子堅太郎、末松謙澄、本多政以、都築馨六、渡邊洪基、大岡育造、星亨、松田正久、尾崎行雄の十名、新政黨組織成つて、ここに立憲政友會は生れた。明治三十三年八月廿五日、總裁伊藤の宣言文は具さに政友會立黨の精神を高調して「其全力を擧げ一意公に報ずるを以て任とせざるべからざる」の道を明かにした。我等は我等の主人公をその新政黨中に見出す。彼の茲にあるは決して偶然でもなければ、一時の出來心でもない。伊藤の至囑篤く、自らも亦政黨主義を奉ずる原敬が、伊藤の新理想の具體化たる新政黨に入らざる事こそ、むしろ怪訝の至りといはなければなるまい。彼に政黨人の經驗はない、但し野育の經驗はなくとも、歐米先進國の政黨を知り、自ら政黨論を草する彼である、しかも何處に於ても失敗失脚を知らざる彼である、この彼にして政黨人としての成功をかち得ない筈はない。由來彼に於いて最も目立つ特性は、その順應性である、彼が環境に順應する事、實に動物的であると評してもよい。彼は一の環境に於て、阻外された經驗をもたない。この特性は彼をして大ならしめた、最も大なる原動力なりとしなければならぬ。

新黨創立間もなく、第四次伊藤内閣は成立せんとするの矢先、突如渡邊國武除名事件なるもの勃發し、新黨政友會並新内閣の首途に一抹の黑點をおいた。要するに渡邊國武の態度に終始一貫するところ足らざりしに起因す

る小波瀾であつたが、彼の行動に對し、純理を執つて固く除名を主張したのが、實に原敬その人である。彼の硬骨振は遺憾なく發揮せられ、黨內、原あるを認知せしめた。渡邊事件も伊藤の裁量によつて事なく收まり、目出度く第四次伊藤內閣は成立した。總務委員にして閣員に列せる者の空席を襲ふて、原は片岡健吉、江原素六等と共に總務委員に擧げられ、兼ねて初代幹事長となつた。然るところ、新內閣は組織後幾何もならざるに星遞相收賄事件が突發し、內閣の運命日に[illegible]しまるの慨があつた。星を犧牲に供せざれば內閣の根底が危い、星は一蓮托生を希望したでもあらうが、四圍の狀況は彼一箇の我意を貫かせる譯にはいかない。星は辭した、そして原敬にめぐり來つたのが、星の後任としての遞相の椅子、明治三十三年十二月廿二日、榮ある最初の親任式に列したのである。疾に大臣級の人物と目せられながら、今漸く後任者として遞相にいたる。役不足の感もないではないが、この際[illegible]て贅澤も言はれまい。初大臣振りの、椅子の坐り心地のと、初な沙汰でもあるまい。扨星問題も片付き議會の難關も通過したが、議會後に於ける渡邊藏相の財政緊縮策は、閣議に於ては四方から猛烈な反對に遭遇し、原遞相亦これと太刀討せざるを得なくなつた。のみならず最後の閣議に於ては激論、嚇怒、痛擊、批判峻烈を極め、末松內務、松田文部、金子司法の三相と共に、辭表を首相に托して、席を蹴つて閣外に去つた。閣內不統一の責をおふて首相は辭表を捧呈し、原は就任六ケ月にして大臣の地位を離れた。須臾にして去り、倏忽の間に隱る、由來彼の引揚は綺麗である。よく退くものはよく進む、彼は稀有の兵學家にも比すべき出所進退を會得してゐる。

桂冠後の伊藤總裁は、特に原を擢でて常務委員の一人に擧げ、後事を托して外遊の途に上り、爲めに黨内に於ける伊藤直參派と舊自由系との調停者たるの任務についた。かくして、彼の黨人生活はめざましい迄に發展し始めたのである。かかる時代、渡邊洪基の死後、大阪北濱銀行頭取となり、少しく下つて大阪新報社長となり、共に東京に在つて社務を裁した。が、孰れかと言へば右の事業も他人への助力に過ぎずして、自身は專ら黨務勉强を第一とした。彼の勉强振りは常に徹底的である。殘る隈なく知り盡さずんばやまざる徹透性を以て、日夜盡瘁是努むと評さなければならぬ。此故に黨人としては新米でも、黨内の事、硬軟とり交ぜ、總て知らざるはなし。加ふるに天性の策謀は、事に當る毎に洗練され來り、今や、その青年時代より自由民權の爲めに戰ひ、舊き自由黨の昔より、政黨の事としあれば、自らの臟器の位置よりもくわしく知れりと自稱する古武者に伍して、何等の遜色なきのみか、むしろ彼等よりは新知識を有し、刻々轉化する新時代に處するの新呼吸を了得せるものとして、自然黨内の重きに任ずるに至つたのである。三十五年八月、始めて郷里の選擧戰に打つて出で、全權候補と目されたる敵手清岡等を仆し、衆議院議員となつた。これ政黨人當然の成行である。最早黨人としての名實、是に於てか牢固として拔くべからざるものあるに至つた。

黨人として、就中、黨の樞機を握る總務としての試練は、桂内閣との妥協に始まる。第四次伊藤内閣の後をうけた第一次桂内閣は、信望甚だ乏しく、僅少の帝國黨以外、何の後援なく、政友會はもとより反對、新内閣の施設を見るに及んで、政友會は結束一致、反對の旗幟を政府の眞正面に置いた。政府は反對黨首領伊藤に泣を入れた

り、解散を以て敵を脅かし、或は懷柔軟化大いにつとめたが、敵の鬪志を挫くべくもない。時宛かも日露の風雲は益々急を告げ、政府はしきりに擧國一致を唱へ、桂首相は政友會總裁伊藤と會見して、地租増徴案撤回の交換條件として、第三期海軍擴張案の承認を求め、伊藤亦政府の意を諒として、單獨專斷、政府との妥協を成立せしめた。總裁の此擧は俄然黨內に反伊藤運動を釀成し、脫黨者相繼ぎ、大動搖を來した。總裁の措置は勿論誤まつてゐた、桂との秘密協定案を總務委員會にすら提示せずして、事後承諾を黨に强ひたからである。反面に於いて、黨の反政府熱は總裁伊藤を以てするも如何ともなす能はず、折も折、外、ロシヤと事を構えんとするの際、伊藤は責を一身に負ふの覺悟で、首領取引をなしたのであらう。然れば、伊藤は黨員の憤激怒號の中に悄然として黨を去り、樞相西園寺公望と代つた。舊自由黨系の黨員の伊藤に對する憤懣は實に甚しく、總裁は我等を官僚に賣つた、とまで激語した。黨內湧くが如き憤怒の中にあつて、原松田二總務のみは、伊藤前總裁の衷情を諒とし、新總裁西園寺侯を良く輔佐して、前總裁の遺策たる桂內閣との妥協を繼續した。原は轉んでも決して只では起きない人である。怒つても怒りの爲めにのみ怒るのではない、即ち彼の動作進退、これ總て、政黨人として、何時の日にか政權を擁して自黨の經綸を遂行せんがためである。桂內閣との妥協も亦、實に次の政權獲得の爲なるに外ならぬ。

　日露戰爭は一切の黨爭、政爭を中斷した。政友會も、憲政本黨も冬眠に入つたのである。擧國一致、彼等は政權の夢を外にして、外侮を防ぐ爲、兄弟牆に鬩ぐをやめた。二年に涉る日露戰爭は終つた。ポーツマス條約は國

民を滿足せしめない。國論沸騰、端なくも日比谷燒打事件となり、首都は戒嚴令下におかれた。この際原は自ら主宰する大阪新報紙上、堂々講和贊成論を述べしめた。是に對し非難は囂々として起り、新聞社も燒打せられんとする危險狀態さへ來たした。が原はひるまなかつた。講和には贊成である、併し「現今の如く民心憤激、東京全市をして無警察の狀態に陷らしめたるは、政府の處置當を失したるに依る、此際政府自ら反省するを要す」との政友會協議員會の決議を首相桂に手交した。日比谷事件の全責任を負はせんとの肚である。

內相芳川顯正、安立警視總監は引責辭職、されど、この儘では濟まない、戰後跡始末のつく迄と云ふ約束により、三十八年末に至り、現內閣の政策踏襲、大小屬僚非更迭の條件附で、桂內閣は城を敵手政友會に明け渡したのである。原一人の策謀功を奏したとは言ひ難いであらう、けれども、常に政權を擁するか、若しくは政權の圏內にあるかの二大政略を以て、政友會の傳統的大綱たらしめんとする原の意圖が、指導的役割を果し、黨內を纏めた事は否めないであらう。日露大戰後に至つて、日本の諸事萬事、急に光耀の下に照し出されたかの觀がある。政府の行政組織に於て然り、政黨の組織活動に於いて亦然り、漸く文明になつたとの感が深い。これよりして、明治末期の黃金時代は、時運と共に政友會の上にも、また原一個人の上にも廻ぐり來るのである。日露戰役を一線として、舊時代は漸く凋落の氣勢を示し、新興者は彌が上に伸びあがらんとする、政黨に於ても亦然りである。

六

明治三十八年十二月十九日、桂西二侯の會見あり、越えて翌一月七日、第一次西園寺内閣成立、外務加藤高明、農商務松岡康毅、遞信山縣伊三郎、司法松田正久、大藏阪谷芳郎、陸軍寺内正毅、海軍齋藤實、内務原敬、文部は首相一時兼攝、後墺國駐剳全權公使牧野伸顯歸つて文相となる。

新内閣の氣受は一般に良かつたのであるが、新内相原は暫くその手腕の程を疑はれなければならなかつた。外務省育ちの彼に、人事錯雜を極むる内務を鞅掌し得るや否や、地方官の中にすら竊かに彼を輕侮の眼を以て見る者があつた。然るに新内相は頭の好い處を見せて、地方官會議に知事の荒膽をぬき、内務行政刷新を旗印として、老朽淘汰、無能排除を敢行し、着々その切れ味を示し始めた。この地方官更迭は山縣系、長州閥に對する挑戰なりとせられてゐる。なほ政界に蟠居して折あらば、隙あらばと、虎視眈々たる官僚の輩は、遠慮會釋もなく、わが畑を荒す新來者の傍若無人を許してはおけない。原が郡制廢止案を提出するに及んで、山縣系、官僚の精鋭、轡を列べて、一押しに揉み潰さんと、貴族院壇上、時ならぬに一大血戰を演ずるに至つた。多勢に無勢、奮戰亂撃維れ努めたりとは雖も、時利あらず、衆議院を通過した郡制廢止案は一回は握潰しとなり、二回目も貴族院で否決の悲運に遭うた。この際に於ける原の頑張りは、普く天下の知る處となつた。粘着力强く、敵とあらば倒さずんば已まず、激奮力戰、毫も疲勞を覺えぬ生え拔の鬪士として、攻防戰の第一線に立ち、入つては帷幕の大參謀として胸三寸、官僚、反對黨を向ふに廻はしての奇策妙計、端睨すべからざる大童の働きである。ともすれば倦怠を感ぜんとする首相西園寺を激勵し、一難件生ずる毎に自ら之を一身に引受けて、士氣の鼓舞に努めつゝ、議員

總數百四十九名を擁する大世帶切り盛りから、國政燮理、輔弼の大任を果さうとするのである。滿身是れ闘志、全靈維れ野心、精力の權化の如く立廻ること約二年半。明治四十一年春に至つて、財政計畫に關する內紛により藏相阪谷、遞相山縣は閣外に去り、ついで七月、西園寺內閣は頓死をとげた。辭職の原因如何にも解し難く、世之を稱して毒殺とも言ふ。如何に闘志滿々たりと雖も、事既に畢んぬ、歸らん哉歸らん哉、又の機會がないではあるまい。讒謗中傷惡宣傳を外にして、彼は飄然として外遊の途に上つた、從ふ者江藤哲藏、飯島龜太郎、吉村信二。八月横濱を出で、翌年二月迄、米國、歐洲大陸を遊歷し、シベリア經由歸朝。更に又四十四年五月、高橋光威、武藤金吉、井上角五郎、淸岑太郎等と共に、淸韓遊覽に出立し、二旬餘にして歸つた。胸中の欝積はとく散じ、英氣は再び滿つ。休養毎に新生面を打開する彼である。知らず、何事を想ひ、何をなさんとするか。

曩に第一次西園寺內閣を毒殺したりと言はれながら成立したる第二次桂內閣は、存續四ケ年、四十四年八月に至つて、さきに自ら斥けたる西園寺內閣、即ち政友會內閣に更らなければならなくなつた。原は再び入つて內務大臣となり、此度は鐵道院總裁を兼ねた。先の經歷に合はして、此度は一段の進歩である。縱横無盡、正に曠野を行く巨人の如く、內政上に思ふ存分の手腕を揮つた。彼の內相振りの最も冴えたのは此第二次任官である。明治四十五年の行政整理は、わけても彼が畢生、渾身の力を打込んだ事業である。且又所謂原門下より內務行政に多くの俊秀を出したる事、歷代內相中其比を見ない。この俊秀輩出は、原の功業と言ふもよく、彼等俊秀を集め得たればこそ、原の事業も遂行し得たとも言ひ得られやう。さる程に行政整理は第二次西園寺內閣の金看板、各

省必死に夫々の功を擧げんとしたが、中に陸相上原勇作、陸軍の經費節約は、陸軍の用途、殊には多年懸案の二個師團增設費に充つべしと、固く自説を執つて動かず、閣議の到底自説を容れざるべきを見てとると、上原は單獨辭表を闕下に捧呈し、爲めに首相は閣僚不統一、時局收拾困難を以て、取纏めて總辭職を決行した。

次で出現したる桂内閣――これは是れ、かの大正大政變の口火となり、流血の慘まで見たる護憲運動の端緒となつたものである。内大臣たるの位置を惡用し、宮中府中の別を謬り、憲政の本義に悖ると言はれた桂の進退は、天下怒號罵聲の中に、僅か五十有餘日を以て、その政治的終熄を告げたのである。哀れむべし、ニコポン大頭宰相、二箇師團增設の犧牲となつて、再び政治舞臺に出で來る由なく、地平線下深く沒入し去つたのである。とは言へ、護憲の大旆勇ましかりし政友會にも、また夫相當の手傷があつた。西園寺總裁の違勅問題是である。誠惶誠恐、西園寺は京都に退隱し、永く政治的舞臺に現はれない、謹愼維れ日常、妙じくも風流宰相、氣の毒千萬とも評すべし。大正政變を轉機として、原の上にも大なる轉機がきた。西園寺總裁、辭任して在らず、松田正久亦多病、自然原一人が黨務を率べ、勢ひ事實上の總裁である。古き昔はいはずもあれ、常に衆輩に先んじて頭角を現はし、牛耳を執る彼、今や總理大臣候補の域に進入しつゝある。何時の日にか天下を取らん、夢繁き靑年の日、想ひは高き宰相の位にはせたでもあらう、大臣たる事、はや三度、今政黨を實質上統率する身になつて、その身既に五十路、一向體力神力共に弱らない、もう一息だ。政友會を纏めて官僚と戰ひ、反對黨を打しづめ、更には黨内のアンチ原組をも威服せしめなければならぬ。戰だ、戰だ――政戰驅馳十數年、なほ未だ、我しなし

たりとは言ひ難い。修養また修養、人の長たらんとし、將たらんとするは、蓋世の智勇兼備たると共に、心服せしめ得るの德をも兼倂しなければならぬ。原の場合にあつては、實に刻苦の努力である、鋭き事利刃の如き頭腦の閃めきは、猶以て磨かざるを得ない、猶圓滿具足の人格と和らぎの德を有しなければならぬ。今や多年求めつつありし政黨首領の地位は、日一日と近づきつゝある。

桂內閣は倒れた、後繼者は當然、西園寺の筈であるが、その謹愼は、彼の政治的進路を阻んで了つた。元老政治はなほ未だ、隱然顯然の力を有してゐる。人觸るれば人を斬り、馬觸るれば馬を斬る、佛來らば佛も亦斬るべし、意氣のみはすざましい政友會も、元老來らば斬り伏せて進む心意氣だけは物凄いが、未だ時でない。元老も利用すべし、多年の勁敵たる官僚の徒とも妥協亦やむを得ぬ場合もあらう。かくして策謀水も洩らさぬ計略、閣にあたつて、山本權兵衞伯は身軍職にあれば政黨員たる能はずと雖も、氣持は卽ち政友會であるとの言質を取られ、政友會を與黨として新內閣を組織した。原亦三度內務大臣として副總理格である、釆配は彼が握ると稱するもよし。十一月には大禮使長官を兼ねたが、原の榮爵問題漸く、他人の疝氣を氣に病む世間の話題となり始めたのは、この頃からである。本人は一平民に終始し、一生衆議院議員たり政黨首領たり、その身を以て國事に盡瘁、報國盡忠の道なりと信じてゐる、至尊の大權に屬すべき事項を、濫りに忖度し奉るを許さぬ。兎角世間は煩さい、衒つて爵位をうけないのだ、いや實に傲慢無禮、不忠不臣、沙汰の限りだ。人に依つて見る所、評する所は區々、原にあつては他意なし、たゞ平民として奉公の誠を致したきのみ、又政黨首領として衆議院に議席を有したきのみ。

一方、反對黨の猛襲亦侮り難い。降つて湧たのが海軍收賄事件、世に謂ふシーメンス事件である。事件の進展はめざましい。動きのとれぬ事實は續々擧り、海軍部內から縄付さへ出した。內閣の運命も、もはや旦夕に迫つてゐる。內閣不信任の聲は院內院外相呼應して、日一日と赤熱の度を加へる。國民黨犬養毅、中正會花井卓藏、同志會島田三郎等一騎當千の猛將轡を並べて牙營に迫らんとし、首相山本防戰よく努むると雖も、問題が問題だけあり、山本もとより赤誠の人、內心顧るに到底白を黒と言ひくるめ得る性情ではない。副將原亦よく山本を助けて防戰これ努めた、彼は冷靜そのものゝ如く、一手に攻擊を引受けて、當のシーメンス事件よりは、後には警官と民衆との衝突に原因する騷擾事件に關する內務大臣彈劾案に直面して、有名な鞘問答を繰返し、警官が民衆を斬つたのではない、といふ命題を各方面から立證しつくし、沈毅剛膽、あくまで小氣味よい頑張りを見せた。

三十一議會中、內閣の命運を賭して戰つたのであるが、原はいやしくも政友會を率ひるものである、山本內閣の覆沒と同時に、政友會共もの迄も覆沒させる譯にはいかぬ。潮時は常に測らなければならぬ。名に愧ぢぬ丈は防戰した。この上は潔よく城を明渡して後圖を計らなければならぬ。大正三年四月十六日、山本內閣は辭表を捧呈。かくして常に政權を擁するか、政權の圏內にあるべし、との標語も、貫き兼ねて、これより約三年、慘憺たる野黨の運命を甘受せざるを得なくなつた。政友會橫暴の聲は天下に滿ちた。靜かに時の至るを待たなければならぬ。外面的には、また原の休養時代が始まつた。だが、この時代の休養は、これ迄とは事異り決して悠々自適とは言へない。

七

清浦鰻香内閣の出現は、手極よく喰止めることが出來た。だが老大隈内閣は如何ともしやうがなかつた。原は文字通り切齒扼腕した。今時大隈とは何事であるか——思つてはみたが追つかない。定めて政友會に對する壓迫は酷烈に相違ない、退いて防禦線を固うするの外はない。新内閣の成す處如何、まづ之を見極めなければならぬが、その前に政友會自身解決しなければならぬ重大問題がある、他なし、頭首問題を解決して、敵の襲撃を迎えなければならぬ。

今、事實上彼は政友會總裁の職務を執つてゐる。彼の此代行を誰一人として、怪しむものはない。種々の經緯もあつた、單に黨内のみでなく、黨外に於ても、無人の野を行くが如き原の進出振を快く思はぬ者は多かつたに相違ない。彼の如くよき味方を有すると共に、彼の如く強き敵を有した者は珍しい。強き敵を有する事は幸福である、打挫かれない丈の反撥力を貯へ得るからである。なほ西園寺の再起を望み、その爲に一臂の力を惜まざらんとする人もないではない、だが西侯の道念に搖ぎはない。人々は止むを得ず、原の方を見返えらずにはゐられない、彼は微笑んで立つてゐる。大隈内閣成立の翌々月、大正三年六月十八日、彼は遂に立憲政友會總裁に推戴せられた。彼は收まるべき位置に收まつたのである、群議何かあらん、今は勇躍一番、大隈内閣との血戰に進撃するあるのみ。

歐洲大戰爭が勃發した。時代は急角度を描いて動きつゝある。卓拔した政治家に俟つ所、最も大なる時代に遭遇してゐるのである。原は大隈內閣のなす所を凝視した。大正三年中に再度の臨時議會が召集せられた。戰機未だ熟せず、鳴りを鎭めて冬の通常議會を待つた。第三十六議會――攻擊材料は山の如し。まづ對支二十一ケ條要求に基づく大隈外交を糺彈しなければならぬ。目明千人盲目千人、時代に逆行する老耄首相の長廣舌にヤンヤの喝采を送つて、大袈裟な法螺を喜ぶ他愛なさ、原の眼には苦々しい沙汰の限りである。對支廿一ケ條にしてからが、日支親善の口吻の未だ乾かざるに、歐洲戰爭のドサクサまぎれの火事場泥棒としか思へぬ、撫でてつねるやうな兒戲外交である。世間も大隈の大風呂敷に言ひくるめられて、敢て怪しみもしない。衆愚は兎に角、一かど識者ぶつた連中さへ、共に御太鼓たたきをやつてゐる。原はもう我慢ができなくなつた。大隈外交は是正しなければならぬ、彼は立つて外交糺彈演說をやつた。在野時代最初の演說である。敵もさるもの、表面的な攻擊位ではビクともしない。却つて大逆襲に轉じ、增師案否決に伴ふて議會は解散せられた。この解散こそ、原が一生一度の苦惱の烙印となつた。內閣は總理大臣以下總出である、汽車がとまる每にプラットホームに向つて演說する、レコードが何千枚と複製される。國務はそつちのけ、選擧に狂奔の爲態、これが又民衆的だとあつて大向はヤンヤの喝采である。何とも手のつけやうのない大醜態、原は腸幾千回するを覺えた。櫛の齒を引くが如く、來る報も來る報も、無殘や敗戰の注進許り。政府側の干涉は露骨に見えた。敵は政友會たたき潰しに躍起となつてゐる。我れに野黨の負け目あり、時利あらずとあらば、是非もなしとは云ひ條、自由黨以來の堅城脆く潰え、死屍累

累々、刀折れ矢弾竭き、疲弊困憊、無念残念やる方ない、哀れ總數百五名の少數黨。これでは決戦も覺束ない。されど、傷くた同志黨員よ、よく伸びる者はよく屈す、今我等の敗戦は來るべき日の爲めの試練である、我等は無念を押えて敵の急所を衝かう、總裁原は口には出さねど、満身、矢瘡太刀傷に血塗れの戦士を、慰め勵まして、來る日を待つた。

鹿を逐ふ獵夫山を見ず。政友會たたき潰しに狂奔した與黨、政府は、自ら大きな穴を掘つた事に氣づかなかつた。氣づいてゐたとしても、何に我黨天下だ、後からどうなと、糊塗できやう位に思つたであらう。何ぞ圖らん、自ら掘つた穴に自らを埋めんとは。選擧干渉、議員買收は内相大浦兼武の瀆職引責となり、一蓮托生を主張する二三閣僚の連袂辭職となり、優詔を拜して大隈内閣の居据りとなり、その他秕政百出、亦收拾すべからざる勢ひは、最初喝采した者も、喝采までには至らずとも好意の沈默を守つてゐた者も、漸く人心倦怠、大隈内閣から離れ去らうとする。裂眥の恨、今晴らさずして、また何時の日にか之をよくせん、手負の猪は立ち上つた。第三十七議會に於ける大隈内閣不信任案決議説明演説は辛辣骨をさし、痛烈肺腑を抉るの概がある。自ら演説下手を以て、嘗て一度たりとも質問演説を試みた事なき原が、やむにやまれぬ胸の怒りと憎悪をこめて、内閣非なり、引責すべしと、たたきつけた巨弾は、現實そのまゝ大隈内閣を葬る荒々しき挽歌とはならずとも、既に已にその死命を制する致命傷を與えるには充分である。報復の意氣、烈火と燃えて、怒りの焔は敵を殲滅せずんばやまず、陰に陽にその全活動を大隈内閣顛覆に捧げつくしたのである。しかも黨内に於ける小蕐は、總裁の措置宜しきを

得ない爲にこの逆境にあるとなし、總裁無能の怨嗟をきく、左前になると兎角家内に風波はたえない、敗れたるもゝの悲哀と言はんか。由來政友會は政權を擁するか、政權の圈内にあるかを以て、黨是でなくとも、さう云ふ心持でゐる黨であり、事實過去に於て彼等は政權の甘味を滿喫してゐる。在りし日の夢は美しくして樂しい。顧みれば今將た何の寂寞ぞ、寥々として情ない窮狀ではないか。痴人の愚痴亦やむを得ないとはいへ、原も苦しい思ひに日夜を分つ遑がなかつた。內は黨員の苦情怨聲、外は倒るべくして未だ倒れざる大敵あり、內外共に多事、雌伏の日は、勇躍の日に倍して長い、この悲境いづれの日にかやむ、胸中の悶々、晴らすに由ないとはいへ、男子この悲境に押しひしがれて何の面目かある。自ら鼓舞、自ら奮勵、例へば孤松獨り直然、飃風の前、必死の姿にも似たり。獨り立つ者は強い、だが逆境にあるは痛ましい。賴みに思ふ家子郎黨も、一枚めくれば利にのみ生き、利にのみ走る陋徒にすぎぬ、世の慣ひとは謂へど、詮なき喞ち聲は、あんまり氣持のよいものではない……

隱忍雌伏二ケ年、榮華の日に較ぶれば強ひて長しとも言へまいが、辛い冬である。冬來りなば、春は遠からざるに、未だ春の萠しすら見えない。とはいへ、自然は秩然として序あり、さしも辛らかりし勁敵大隈內閣も、その秕政の故もあつたであらう、だが主として官僚一派の暗中飛躍に仆れて了つた。しかも自ら練達堪能の士なりと奏薦したる人物に、後繼內閣組織の大命は下らずして、哀れ、野垂れ死の最期を遂げた。ここに於て、原にとつての前門の狼は過ぎ行いた。後門の虎は？

未だ憲政の常道が、ともすれば官僚の橫道を走りたがる時代である。第二黨たる政友會の存在が無視されたと

ころで、時世時節と泣寝入の外はない。現はれ來つたものは純然たる官僚內閣、黨爭の外に超然たりと名詮自稱、秉公持平內閣、朝鮮總督陸軍大將寺內正毅を首班とする一個過渡內閣である。政黨未だ國事を托するに足らずとせられてか、政友會は問題ともされない。寺內內閣は孰れの黨とも連繫を有しない、孰れはどの黨かと提携せざるを得ぬ、第一黨たる憲政會とか、第二黨たる政友會とか、將又中立を擁してキヤスチングヴオートを握らしむるか。新內閣の謀將後藤新平、內務の椅子を占めて早くも選擧戰に備えんとするの狀。新內閣にとつて、憲政會は渡りのつけやうもない、政友會ならその境遇上渡りのつけ方はある。組閣間もなく寺內、原二者は三浦觀樹の肝入によつて會談したり、また野田卯太郎や橫田千之助なども頻りに此間に活躍したりした。後藤等謀將の策動も亦政友會を金的と目ざしてゐる。政友會は憲政會と提携して、再び護憲の、官僚排除のと、政治書生流の咆吼演說に日を消す譯にはいかない。渡りに舟は、乘らざあなるまい。政府と提携、もつて憲政會打破運動に先陣するの覺悟を定め、是々非々主義、政府の秉公持平とよく照應する指物高く、妥協策を講じた原の胸三寸、來るべき政權は、手に唾だにせずして、そつくりそのまゝ當方が戴きますよ、とは言はなくとも、その氣組は提携當初よりの默契のやうなものだ。

俄然政府は議會解散を斷行した。豫定の行動である。しかし政府は誤算をやつた、何となれば憲政會の骨は拔いても、政友會には肉はつけまい、と思つたのも仇なれや、蓋を開けてみると政府と政友會との選擧協定の藥が利きすぎたか、一夜に肥り上つた政友會の姿は、政府にとつては新たな脅威の種たるに充分である。政友會は復活

した。我等の日は近づけり、黨員は雀躍した。頭顱一百六十二、もはや第一黨である。いざこの上は絶對過半數を制して政權獲得の一路へ！　時代は動く、もはや官僚內閣出現の時ではない、次に政權を執るならば、自由黨のその昔以來、先人、先輩の夢寐だに忘れえず、後輩亦その爲に苦辛慘憺し來つた純然たる政黨內閣の組織によつて、永年の仇敵官僚を逼息せしめ、二大政黨對立によつて、理想の政黨政治を實行せん、勇めよ勇め、また春がめぐつてきた。政權を擁するか、政權の圈內にあるか、傳統的の習慣はまた政友會に戻つてきた。この上は官僚內閣に止めを刺すだけの仕事が殘つた。何時、いかにして、これだけが問題だ。仆すなら再び起つ能はざる迄徹底的に刺さなければならぬ。大いに苦心を要する點である。

歐州大戰の影響は深刻だ。デモクラシーの思潮は沛然として太平洋岸をうつ。自由にめざめ平等を冀ふ勞働階級の覺醒は、その生活難より先づ始まつた。歐洲大戰の結果、商工業は殷盛を極める。暴富成金の跋扈は言ふべうもなき暴狀を極めてゐる。勞働運動は俄然擡頭した。時世は完く一變した。民衆の聲を政治上に反映すべし、との要求は日々に高まり、特權階級葬るべしの怒號は、日一日と荒々しい響を擴げた。官僚內閣、周章狼狽、施すに術なき狀態である。大正七年盛夏、富山縣下に勃發したる米騷動は、旬日ならずして全國に瀰漫し、全國宛ら曾つてなき大混亂、大騷擾を釀し、もはや官僚內閣には手の下しやうもなくなつた。派兵に繼ぐに派兵を以てし、米暴動鎭壓に奔走、日も維れ足らざる有樣である。シベリア出兵亦無名の師を動かすものとして非難囂々、內外共に行詰り、官僚內閣の命運日に窘まるの慘狀を露呈し來つた。所謂政界策士連の策動日を趁ふて激甚し、早く

も後繼内閣製造に忙しい。寺内内閣は、もはや起死回生の術もない。官僚の徒輩如何に策動するも、今や時代の相違を如何ともする事が出來ぬ。憲政の常道を云々せざれば民衆の憤怒を買ふ。寺内内閣は國内騷亂の責を負ふて辭職した。民衆の聲は官僚最後の内閣を葬ふ賑やかな挽歌となつた。

八

最初の純然たる政黨内閣、最初の平民内閣――凡ゆる讃辭、歡呼の中に、岩手の平民原敬が、大命を拜し、内閣親任式を擧げたのは、大正七年九月二十九日。幼名健次郎時代から、今日此日まで彼の生涯の伴をしてきた我等は、また感慨なきを得ない。彼健次郎若くして宰相を夢みたかどうか。若き新聞記者は無冠の帝王たるの稱呼に甘んじたではないか。瀟洒たる外交官は國交の圓滑と國威の進展をのみ願つたであらう、敢て自ら宰相たり大臣となつて、自ら國威伸張の政策を執らうとは思はなかつたであらう。南部のオヂツコ、ライオン頭の健次郎、よく仕濟したり、宰相とは。ローマの成るは一日にあらず、累々、相積層して、かの大をなす。共勸義塾の貧書生、歩み來つて宰相の椅子にたどりつく、彼の生涯は退嬰の頁を持たぬ、常に進歩躍進、順境の連續である、若くして耽溺沈湎の魔道に入らず、よく精を貯え、根をつめて、六十二歳の此日まで、拮据經營、味方を遇するに厚く、敵に當るに峻烈、春日和煦と秋霜凛烈と、よく一身に兼備して、毀譽褒貶の只中を直進し來つたのである。だが、我等は今ここに回顧して許りはゐられない。



原敬組閣の眞相、乃至は裏面、坊間種々に傳ふる處は多い。しかしその組閣の裏面に、如何なる人の意思や好尙が如何に動き、また如何なる人の如何なる策動が、いか樣に效果的であつたにしろ、即ち一切の裏面的事情が如何樣であつたにせよ、原敬が總理大臣になつたと云ふ事實より强力なる事實はないのである。他人の意思を忖度したり、本人が語りもしない裏面の消息に對して穿つた積りの憶測を加へたりするのは、原敬組閣の事實の前には、しかく强き存在性を高調すべき價値ある事柄ではない。成程、原敬たつた一人、文字通りにひよつこりと總理大臣になつたものでないのは當り前だが、總理大臣たるに相當する人物で、原敬があつた事が、より以上に高調せらるべきである。此故に我等は强ひて裏面史なるものに、此際多くの顧慮を拂はないであらう。

彼の組閣はまづ手際のよい方であつた。政友會の傳統は、司法大臣を重要視する、だから彼は初め鈴木喜三郎に交渉したが、餘儀なき政治的事情のために自ら當分司法大臣を兼攝した。內務に若手の床次竹二郎を据ゑ、鐵道院總裁を兼ねしめた。內田康哉は外務、高橋是清は大藏、中橋德五郎は文部、山本達雄は農商務、野田卯太郎は遞信、海軍は加藤友三郎留任。陸軍に田中義一の据つたのは、專ら山縣との關係を顧慮したる深謀の致すところであらう。書記官長高橋光威、法制局長官橫田千之助、警視總監岡喜七郎。陣容整々、得意想ふべし、若干の蔭口と不平はあつたにした處が、それが何の障りにならう事か。寺內內閣時代の米騷動に由來する物價調節の當面問題、民衆の生活安定策がある。安閑として組閣の歡びに浸つて許りはゐられない。國防充實、通信交通機關整備、教育改善、產業發展の四大政綱を揭げ、颯爽たる姿をもつて立現はれたる平民內閣、首相の銀髮愈々白きを

加え、何處から見ても日東帝國の大宰相、この宰相、誰も經驗せぬ新時代に逢會して、難治はもとより覺悟の前だが、曰く社會問題、曰く勞働問題、曰く思想問題、共に待合や諒解運動では如何ともなし難い。口だけの覺悟や演說式の經綸では、事實の前に一ト溜りもない。識らず、白頭宰相、如何にその蘊蓄を傾けんとはする。

組閣の翌々月十一月には歐洲大戰は休戰を宣し、直ちに講和豫備會議は開かれ、さし當り、珍田捨巳、松井慶四郎、伊集院彦吉等在歐使臣をして局に當らしめ、追つて正使を派遣しなければならない事になり、講和使節問題の下馬評頓に喧しく、或は首相出馬を說くあり、反對黨首領にして外交家加藤高明子を是とするあり、外交問題の活潑なる論評は至る處を賑はしたが、やがて全權として侯爵西園寺公望、男爵牧野伸顯を押立つるに及んで、世人齊しく感嘆した。蓋し西侯は溫厚の君子人にして、また一代の經綸家、その圓滿なる人格德望、膽力、よく千里に使して國威を損ぜざるは何人も直ちに首肯し得るところ、殊には、最後の御奉公、よく選み、よく起つたもの、西侯は出づべき時に出たのである。

繰返して言ふ、原敬はもつとも多難の時に宰相の位を享けたのだ。歷代首相の誰人も經驗せざる複雜多岐の世相に對したのである。ロシヤ革命の影響は所謂過激主義の東漸を意味し、勞働運動の勃興、新思想の流布弘通は所謂西歐思想の直譯による亂臣賊子を意味し、行政いづれの方面も多岐錯綜、一つとして等閑に附し得べきものはない。かくして冬は近づき來り、最初の經綸を示すべき第四十一議會は來つた。組閣日猶淺きために、充分なる經綸を豫算面に現はすを得なかつたが、各種問題に對する野黨の態度は、豫期の如く最初から喧嘩腰である、壯

烈なる血戰は貴衆兩院に演ぜられた。衆議院は勿論多數を恃む騎虎の勢ひ、鎧袖一觸である。貴族院も亦、一流の懷柔策奏功して、研究會は既に藥籠中のものである。議政壇上、論戰火花を散らすとはいへ、航海は少し浪の出た方が面白い、といふと一般、さしたる問題もなく、大關の角力振りよろしく、一段と首相の貫祿を高め、與黨をして嬉しがらせたに過ぎない。永き修養は膽力、沈着、討論術等を磨きあげた。彼はすばやく論敵の罠とその弱點を看破する點に於て無比である。論敵の缺點を奪ふてその論旨を攪亂し、土壇場までぎゆう／＼攻に攻めつける頭の鋭さ、口舌の冷やかさ。彼は決して敵の設けた論罠にかからなかつた。心頭熱して口舌火を吐くと雖も、態度は冷々淡々、論敵をして逆上、地團太を踏せるのである。

第四十一議會終了後、直ちに新たなる經綸にとりかゝつた。最初の四大政綱は各省に於て夫々立案を急いだ。對議會策以外に於ては講和會議の重要性は日一日と濃厚になる。シベリア駐兵も何んとか片をつけなければならぬ。無條件撤廢論もあれば、一部駐兵論もある。たゞ永く巨萬の兵を駐在せしめる事は出來ない、漸次に撤兵を行つた。爲すべき仕事は山積してゐる。首相は精悍、健康の衰えなどは更にない。第四十二議會を迎えた。普選獲得運動は議會切迫と共に熾烈を極め、大體普選に反對の意嚮なる事が確められるや、政府殊に首相に對する世評は自由を阻む壓制者、沒分曉の舊式政治家との烙印を押した。衆議院に於ける正面衝突は避け得られない。物價調節問題、滿鐵問題、高等教育機關增設問題等々、政府の前には數多の難關が横はつてゐる。超人的努力なくんば到底、乘切れる議會ではない。休會開けと等しく、反對黨の攻擊は火蓋をきつた。高橋作衛、阪谷芳郎、江木

千之、若槻禮次郎、伊澤多喜男等々、孰れも形式は質問、實は彈劾問責を試み、遮二無二牙營に迫らんとする。輕く捌き、四つに組み、ケレンで肩外し等々秘術を盡して大童、關係の分まで一手に引受けて善戰力鬪、好防善守、堅壘は微動だにせぬ鐵桶の守備、時に大手を打つて出でて敵壘に迫る、議會史稀有の實のある太刀討である。論敵は手を變へ品を更へて來る。貴族院なか〳〵侮り難い、教育振興に關する決議案、呂運亨問題等々、注意々々といふけれど、その實、彈劾的意味の深いものである。中橋文相の二枚舌問題は時ならぬ波瀾の種を生じ、内閣危殆に瀕すとまで思はれ、早くも中橋文相の更迭を云々するものすらあり、中橋文相を内閣の弱點と見てとつた攻撃軍は威丈高に、嵩にかかつて、一氣に押しもまんとする。首相は中橋擁護の一點張りで、帷幕の進言を斥け、砲煙彈雨の野戰に身を曝し、ここを先途と白兵戰である。有繋頑强不死身を思はせる原首相も、問題が問題だけに呂運亨事件には、善く防いだりとは雖も、寄手の主力は江木千之、氣を負ふ貴族院の論者多士濟々、如何ともするなく「恐悚の至りに堪えませぬ」と許り陳謝的釋明を試みざるを得なかつた。結果からすれば擦り傷、生命に別條ある程の事はなかつたであらうが、一時はホッと息を入れたものである。轉じて衆議院、直ぐさま内閣不信任案、輕く蹴飛して、いよ〳〵普選案上程、憲法付屬の大法典を一年經つか經たぬに變改は罷りならぬ、國民をして立法の信を疑はしむるべからず、普選は國論一致の要求とは認めぬ、嘘か本當か、突如解決の大鐵槌、敵味方共にアッと許りで聲もない。思ひ切つたり、白頭宰相、最後の切り札は解散だつたのだ。政友會最高幹部と雖も、解散の直前までは、多くこの解散を知る者がなく、僅かに二三、帷幕の將のみ、この議に與かつた。政

府横暴の聲は院の内外に滿ちた。強行手段、強引の一手は、見事圖に當つて、猛り狂ふ反對黨を粉碎したのである。

大正九年五月十日、總選擧は蓋をあけた。驚くべし、政友會の當選二百八十二名、以前に増すの大勢力である。普通選擧、斯くても民意なりや、と鼻うごめかす所であるが、この解散たるや、實もあれば蓋もある。この故にこそ、原を目して黨利黨爭に沒頭して、眼中國家を思はず、政權魔に等しき危險人物なりとの誣評を生んだのである。但し、弱き者は慨き、敗れたるは喞つ、天下取つたら何でも出來る、白紙主義も何のその、無理想の理想、要するに勝つて、著々實績を擧ぐるに越した事はないではないか、政治は力なり、力の善用は最上の道德ではないか。陰謀では斷じて仆れない、いざ、新たなる政戰場に赴かう。鐵道省の新設に伴ふて、元田肇を第一回の大臣たらしめ、自ら法相の兼任を解いて、新たに研究會の重鎭俠豪大木遠吉を迎えて司法に据え、小川平吉を國勢院總裁に任ずる等、陣容更に堅剛を加え、威風堂々、第四十三回臨時議會に臨んだのである。

會期僅か四週間とはいへ、開會劈頭既に殺氣は堂に滿ち、息づまるが如き數度の血戰は開始せられ、まづ飛將仲小路廉の議會解散理由詰問に始まり、攻め道具澤山、猛者揃ひ、講和會議の成果に對する不滿のありつたけをぶちまけ、尼港慘殺事件、シベリア駐兵問題、陸軍大臣々節問題等々、會期短かけれど、短かいだけに集中的攻擊侮り難く、應酬連日、些の疲勞の色なく、折から三伏の盛夏、敵味方共にゆでだこの如く、頭臚爲めに濛然湯氣を擧げ、侃々諤々、右にあたり左を撫で、時に悠容迫らず、或は猛然猪突、一氣に敵の急所を衝く等、その勢

ひ當るべうも見えず、奮迅突撃、暗礁もなく、漸く會期を終えた。顧みれば戎衣は破れ、刄こぼれさゝらの如しとも言ひたい風情である。

九月、講和會議の論功行賞あり。侯爵西園寺、公爵を、子爵内田、珍田、伯爵を、男爵牧野、高橋、子爵を、加藤、田中、山本三相及び松井、幣原、伊集院等各々男爵を授けられた。原自身は依然として無爵平民、所謂彼の平民主義なるものは徹底するに至り、もはや彼のために強ひて惡聲を放つ者もなくなつた。その代り、彼に對する政策上の、また政見上の反對は、やがて彼の性格、擧措に對する反感憎惡をば、相當有識者群中にさへ抱く者あるに至り、滇嬰固陋、稀代の腹黒き奸猾爺と目する者も出で來り、爲めに一種怖るべく惡むべきテロリズムかぶれさへ釀成される惡風潮を横行せしめ始めた。彼の身邊を窺ふ者ありとして、親近者は眞面目な考慮を拂ひ、彼に向つてもその事を告げて、警戒怠りなき樣進言したのであるが、彼は敢て介意せぬものゝ如く、微笑を以て是等に酬ひ、心中期するところあつてか、人間の定命を諦つた。彼や一個の政治家である、若うして疾に鄕關を出で、具さに螢雪の勞苦を積み、力學獨行、さして家庭的には惠まれずと雖も、身に家母兄弟あり、入つては一個溫顏慈愛の好々爺、出でて極惡の惡人ならぬ、むしろ禮讓自ら内に發する好紳士、たゞ身、政黨首領たり、經綸遂行の宰相たり、時に權謀術數亦やむを得ない。人誰れか完全無缺、天衣無縫、玲瓏瑞玉の如き者あらんや、所謂人格者と目されはしなかつたとは云へ、妙じくも彼の如きは反省と省察、克己と節制によつて次第に性格的改造を加え來つた精勵精進の人である。彼は自ら善しと信じて政治を執つたのである、彼の爲すところを以て國

家民人に禍害をなすものと目せば、よろしく彼に打克つ丈けの力を養成すべきであつたのだ。彼は最も鐵を好んだ、鐵の可鍛性を好んだ、爾かく鐵の如くあらんことを欲した、宜なる哉、彼自身一ケの鐵腸兒、よく坩堝に燒かれ、政事怱卒の間に鍛えあげられたるもの、彼の如きは多く共比を見出し難い。

第四十四議會がきた。有繋の攻撃軍も新たなる攻め手に窮するの狀である。たゞ前、前々議會の二番炮じの出殼をもつて、聲音の調子を異にしたるのみ。衆議院は恒例の如く內閣不信任、普選案、而して型の如く一蹴されるのみである。怒號喧噪、綱紀肅正を叫んで反對に珍品五箇問題を以て逆襲されたり、堅壘よく拔くべくもない。只一個、反對黨首領加藤高明が、シベリア出兵後始末の詰問をなし、議政壇上兩黨首一騎打の盛觀を現出したるは、せめても一脈清新の氣漂ふを見るのみ。加藤は名だたる外交家、當代隨一とは、自他共に許すところ、原首相亦その昔加藤と時を同じふして陸奥外交を翼贊したる人、第三十六議會に於ては對支二十一ケ條問題を提げて大隈＝加藤外交を糾彈したる當年の原總裁、今は自ら俎上に上つて好敵手の批判をまつ。片や豪宕、剛刀を大上段にふりかぶれば、此方小太刀を青眼につけて綿密細緻の應酬、この勝負、いづれに軍配の擧げやうもない。現場の太刀討だけは互角、大局から言へば無論に原に分がある、彼は現在當局者である、口惜しからうが加藤の方には叱り置くぞとだけしか極め手がない、所謂ウインニング・ショットを持たぬ加藤には、一場の辯論の效果以外に何物をも戰ひとり得ない。遮莫、兩雄快心の合戰、共に胸裡高風の談、議會史中壓卷の一節。

第四十四議會閉會。正に常勝將軍の慨がある。かゝれば何時、內閣は挫けるとも見えぬ堅靭さである。反對

黨たるものうんざりせざるを得ない。與黨は萬々歳、今では神の權化のやうに總理閣下を仰がぬものはない。議會を閲する早や四回、回を逐ふて堅陣彌が上にも完璧を加ふ。所謂四大政綱は略其緒につき、外交關係亦些して不可を見ない。不可抗力と謂ひはするが尼港事件の非らざりせばの感は深いが、これ單り原内閣のみの罪に歸する事は出來ぬ。郡制廢止は遂に實現した。その昔第一次内相時代苦心慘憺の結果が握り潰しや否決の悲運に會した思ひ出の法案である、當年の地方局長床次竹二郎、今師匠の遺鉢を繼いで弔合戰をしたやうなものである。曰く文官任用令改正、曰く殖民地總督武官制撤廢、陪審制度創設等に、多くの業績がある。參謀本部廢止、軍部大臣文官併用制度の事業も、必らずや腦裡に藏して、着々形體を具へつゝあつたものであらう。

此年三月、東宮殿下御外遊の御事あり、首相一身を賭して奏請し奉るところ。曠古未曾有の御盛事。帝王學の御研鑽の御よすがは更なり、戰後の友邦を親しく御巡歴、九月御恙もあらせられず、四民歡呼の中に御目出度御歸朝あらせられ、首相御慶びを申上げ、竹の園生の彌榮を壽ぎ奉つた。

第四十四議會終了後は、我黨天下の氣勢を煽るべく、稀れに見る出精振りを發揮して各地の黨大會に臨席し、殆ど席暖まるに遑なき慨がある。六月、陸相田中去つて次官山梨半造その後を襲ふ。加州排日法、天下を聳動して幾何もなく、突如米國大統領ハーデングは敎書を發して大正十年秋ワシントンに世界海軍々備縮小會議召集を提議し來つた。米は國務卿ヒューズを首席代表に任じ、英バルフオア、佛ミルラン、伊マリオネッチ、錚々たる世界的政治家揃ひである。此度こそは原首相自ら出馬すべきを切言する者續出したが、敢て動かず、貴族院議長

公爵徳川家達を起し、専門家海相加藤友三郎と共に全權委員に任じ、再び人物起用の妙を發揮し、先度講和會議と同樣、冴へたところを見せた。第四十五議會には間もないが、各地の黨大會は後から後からと、總理大臣總裁の臨席を待つてゐる。立憲政友會近畿大會は總裁の臨席を待つて京都に開かれんとしてゐる。大正十年十一月四日、午後七時二十五分發急行列車に搭ずべく、東京驛長室より、平素の如く無雜作な容姿を改札口へ運んだ。匕首一閃、十九歳の少年刺客、大圓柱の蔭より身を躍らせて、怖るべく惡むべきテロリズムを發揮した。噫、首相兇刃に殪る。匕首一閃するところ、六十六歳の大宰相、脆くも劇的最期を遂げたのである。已んぬる哉、人生の須臾。大久保甲東紀尾井坂に仆れて以來、わが政治史上幾多流血の悲慘事相繼ぎ、春畝公哈爾賓驛頭飛彈に斃られてより、また先蹤を絶つの思ひありしに、圖らざりき、逸山白頭總理、現職のまゝに非業の終焉を見んとは。兇器は夜店もの七十錢そこ〳〵の俄かでき匕口に過ぎぬ、利鈍は問はず、未成年の暴、回顧日に新たにして、追慕深きものがある。惜まれて死す、男子の本懷、さはいへ宰相非業の遭難、天命にしては刻薄無殘の極みではないか。

山河懷しき東奧の鄕關、その昔、笈を負ふて、いで立ち行きし健次郎を、今永久にその懷ろに抱く、山河無情人有情。

草深き所大慈寺畔、墓標一基――原　敬　墓。

本篇は傍題の如く故人の生涯の一スケッチである。本全集を繙く人の便宜の爲めに敢て主觀的批評も解説も加えない。故人の思想、政見は本全集收錄諸篇が端的に是を語つてゐる以上、蛇足は禁物であるし、旣に坊間故人の傳記は數種刊行せられてゐる今日、且つ又逸話挿話篇に於て、別の形式で原敬が種々の角度から表現せられてゐる以上、勢ひ本篇は素描的概觀的たらざるを得ない。從つて行文は稍々讀物式なジヤアナリスチツクな筆致をとつた。勿論なほ故人の日記、書簡等が完全に發表せられず、故人交誼の人士多數現存の今日に於て、純客觀的傳記は求め得られない。本篇執筆のためには、菊池悟郎溝口白羊共編「原敬全傳」佐藤亮太郎桑原册次郎共著「平民大宰相原敬」小谷節夫著「實力の人原さん」吉野作造著「講學餘談＝原敬と天主教」林田龜太郎著「日本政黨史」前田蓮山著「政治は人格なり」「立憲政友會史」等に負ふ所甚だ多い。記して謝意を表す。（編纂者）

逸話・挿話

三叉學舍の三傑

箕作元甫の養嗣子秋坪が、濱町（今日の蠣殼町三丁目附近）に三叉學舍を建て、子弟の養成につとめてゐた。明治六年頃、原も、しばらくここに學んでゐた。當時この學舍にゐた者の中で、今日著名な人は、男爵法學博士阪谷芳郎がある。當時阪谷が十一、二才、原が十六才位。それから最上級の方には今日の元帥大勳位東郷平八郎の名札もあつた。だから、この東郷、阪谷、原の三人を誰がいふともなく三叉學舍の三傑と、言ひ慣はしてゐる。

苦學のユーモア

原敬が少時苦學力行したことは周知の話だが、親友八角彪一郎（この人は早く郷里に引籠り遂に中央に名をなすには至らなかつたが、明治の年代未だ若かりし頃、卅才にならぬ中に岩手縣二戸郡長を勤め、郷黨では羽振を利かせたが、明治十七年夭折した）と共に東京の江幡學塾に學僕として住み込んだ。八角は塾の飯焚を擔任し、原は塾長の子供の守り役を分擔して、釜のふくのを見ながら讀書し、子供をあやしながら讀書した。夏の頃であつ

た。二人とも浴衣一枚宛しかもつてゐない。子守が黄金水を浴びるのは、人類歴史に子守なる一役が生じてより以來の定法である、原も例外なく黄金水を浴びた。その都度、八角は原の爲めに一枚看板を徴發せられた。洗ひ浴衣が乾く間、原は八角の浴衣をきて子守をつゞけ、八角は裸身で飯焚を續けた。苦學に點じられたるユーモアである。

「私達はこんなにして勉强しましたよ」

明治三十年の夏、八角の一子三郎（現海軍少將）が原を訪ねた時、原自身述懷した。

世間には異論を云ふものもあるが、この時原が右八角三郎に語つたところによると、原は大して準備もしないで、海軍兵學校の試驗をうけた。そして見事に落第した。試驗は馬鹿にならないものだと思つて、今度は大いに準備して司法省法學校をうけたら好成績で通つた。但し法學校も早く退學したから、所詮原は學校育ちではなかつたとみえる。兵學校にとほつてゐたら……海軍大將になつてゐたかどうか。

賄征伐の眞相

青年時代、賄征伐の爲め法學校を放逐せられたといふ話は、その世間に傳へらるゝ所と眞相とは全く相違して居る樣である。

當時、法學校における原敬の同窓生は約百名ばかりで、何れも血氣旺んな青年の集りとて、とかく賄の粗末な

ることを不滿に思つて亂暴する者さへあつた。その中に在つてたゞ原敬一人のみ、短袴破帽といふ書生風でなく、きちんとした成人らしい服裝をして、誰の眼にも一人前の人物の樣に見受けられた。どこにも豪傑書生らしい樣子はなく、如何にも大人ぶつた學生であつたから、同窓生中には比較的交友は少かつた方である。しかし既にその頃より圓滿に發達した常識と、明敏な頭腦、どこと言つて偉大なところは無いが、實に聰明そのものゝ樣な所などが、嶄然として同窓間に重きを爲して居た。「丁度今の西園寺公みたいだつたね」と中村純九郞は述懷して居た。

從つて、賄に對する不平などが勃發すると、彼はこれをせゝら笑ひ、これに倣つて國府靑崖などは超然として詩を作つて居る。中村純九郞、水上長次郞等もまた原と同じ態度を採つて居たものである。

然るに、舍監上村某は薩摩出身であつたが、この男が同鄕の者を賄方に入れたところから、忽ち學生の不滿は爆發し、一同は大擧して食堂を襲ふて皿を割り、茶碗を投げ、賄方を木破微塵に征服して終つた。が、原敬はそれさへも笑つて見て居たのである。その結果は、全學生が四週間の禁足といふ處罰を申渡された、全學生はその不當なることを詰問すべく、憤然として一致結束して起つた。この時には原敬も參加して、學校當局に對抗すべく開かれた食堂會議に集つたのである。議論は沸騰した。その中に在つて原敬の言論は理路整然として、要旨また卒直簡明、百名からの學生中に嶄然として異彩を放つて居た。

「諸君」と云つた許かりで、訥辯な中村純九郞が意餘つて言葉足らぬ樣子を見るや、原敬はすつくと起ち上り、

「諸君、中村君の云はんと欲する所は、即ち斯様である」と云つて滔々熱辯を振つたりしたほど、原敬は議論に優れて居た。

「諸君、原君を委員長に仕様」と誰云ふとなく云ひ出したので、終に原敬は食堂會議長となり、處罰の不當なることを法相大木喬任に建議することに決し、島田塾の塾頭までして來た漢學者吉原三郎が原案を起草した。その冒頭は「一同兢々罷在候」と云ふ書き出しで、實に天下の名文であつた。

一方、學校當局との交渉には原敬を委員長として陸實、國府青崖等の七八名が當つたが、舍監も、進んで教官すらも、たゞ一人の原敬の爲めに、完膚なきまでにやり込められて終つた。原敬の主張には條理があり、その議論には力があつた、學校當局には一人として未だ青二才に過ぎぬ原敬と太刀打ち出來る者が無かつた。

斯くして、この賄征伐事件も結局有耶無耶に葬らるゝことゝなつたが、忽ち、學校側が一人の原敬を憎惡し始めたことは決して不思議ではない。が、原敬は成績優秀な學生ではあり、如何にしても報復すべき口實が見出されなかつた。ところが、間もなく進級の大試驗が始まつた。そこに何か口實を作らんとしたが、陸實や國府青崖等の數名は明かに落第點を採つて居たが、原敬ばかりは依然として立派な成績であつたから、試驗の結果を葬るより以外に鬱憤を晴らす手段はない、そこで作り出されたのが「將來に見込なき者と認む」といふ理由であつた。こんな事情で、原敬は他の落第生と運命を共にしたのである。

「自ら進んで責を負ひ、他の困惑するのを默つて見て居られぬといふ、實に情義に厚い男であつた」と同窓の一

人富谷鉎太郎も云つて居る。

迷惑な靴

集會條例に迷惑して渡邊洪基が辭職して間もなく、渡邊は當時郵便報知新聞記者たりし原を伴ひ海内周遊に出で、先づ千葉に遊んだことがある。

その頃としては、田舍にも珍らしい洋服姿で立派な靴をはいて居る二人は、どこでも人目を牽いたものであつたが、最初の日に頗る困つた事が湧いて來た。二人とも夜に入つて宿屋を探したけれども、どの宿屋に往つても上にあがれとも云はずに、みな申合せた樣な態度で拒絶するのであつた。夫が四軒目が五軒目となるにつけて、さすが原敬はふと怪しいといふ事に氣づき、七八軒目で其理由を追究してみた。するとその理由が振つて居る。

「お二人とも靴がよく鳴るから警官であると推察した」

といふのである。これでは往く先々のことが思ひやられると云ふので、さすがに二人も弱りきり靴を捨てゝ和服姿に變へた。當時、靴をはいた者は殆んど警官だつたからであつた。

討論會の議長

原敬が議論好きであつた事はよく知れてゐるが、彼がまだ大東日報主筆時代、何さま年少氣鋭の頃だから、談

論風發の慨があつたが自分だけでは物足りなくて、遂々大東日報社員を集めて、己れの寓居に會し一ケ月一日位の割で討論會を催すことにした。自ら議長となつて時事を論じ、政談を闘はした。この討論者のメムバー中で今日猶生存してゐる者は漢詩人國府靑厓、松原重榮位のものである。

新婚旅行の苦しみ

原が天津領事になつて赴任したのは明治十六年の暮れで新婦（中井櫻洲山人の女貞子）を迎へた許りの時で、天津への赴任は新婚旅行となつた譯だが、此の新婦年僅に十五といふのだから、新郎の手の掛ること一通りでない。殊に上海まで行つて見ると、白河は既に結氷し太沽行の便船がない。已むなく芝罘から陸路十數日を費して天津に向ふことゝなつたが、汽車がある譯でなく粗末ながた／＼馬車で行くのだから動搖甚しく、新婦は嘔吐するやら腹痛を起すやら行旅大に惱んだ。それに宿屋と云つては不潔極まる支那宿で、時嚴寒と來てゐるから毎夜新婚の夢甚だ圓らかならず。天津に着いて漸く安堵したものゝ、女中といふものを連れて行かなかつたから、新婦は髮を結ふにも困るといふ始末。その度毎に少し手傳つて頂戴よなどと云はれるので、これには原も弱つた。

一度に二つ儲けた

明治廿三年五月陸奥宗光が農商務大臣になつた際、當時の東京日々新聞記者關直彦、陸奥を役所に訪問して祝詞

を述べた。席に古澤書記官あり、三人で省内役人の人物評になつた。原は秘書官として前から居殘つてゐるのであつたが、談、原に及ぶや陸奥はあれはいかん、薩摩の中井の婿だと云ふじやないか……と云つた(陸奥は長州系)闕曰く「あなたにも不似合な事を仰しやる。誰れの婿だらうが人物を御覽なさい。常識がすぐれ、頭腦もしつかりしてゐる。今省内の役員中で恐らく原君が一番役に立つ人と思ひます」と。陸奥が使つて見ると果して其通り、大に氣に入つて爾來何事も原でなければならないやうになつた。明治廿五年の選擧干渉に反對で陸奥が辭職すると云ふ場合になつた時、中井弘は陸奥のために留任運動をやり、各方面を驅け廻つた。中井と陸奥とは系統を異にするけれども娘の婿が用ひられてゐるから運動したのだ。その時闕は陸奥に云つた「あなたは二つ儲けた。一つは原君といふ英才を得た事、一つは政界に有力なる中井氏をあなたの味方たらしめた事だ」と。闕が原を知つたのは、原が大東日報記者たりし時代で明治十五年以來の友人であつたのだ。

三十間堀時代

煉瓦地がまだ一、二、三等などと分れてゐた時代だ。原敬は外交官だつた。そして煉瓦地の三等地、三十間堀町の表通に面した處に住んでゐた。それが二階建三軒長屋のまん中である。さして廣くもない、後には餘りのことに手狹さを恐縮しなければならないやうな事も起つた。この家は阿部浩が見つけた由で、三軒長屋の片袖が醫者で、片袖が未亡人で素人下宿か何かをやつてゐた。齋藤修一郎、栗野愼一郎等がよく遊びに來たが、來る度に、

何時來ても此家は、どうしたつて妾宅の感じだナと云ひ〳〵した。

原はこの家からフランスへたつた。赴任の事が定るゝと外相陸奥、文相榎本武揚等が訣別の挨拶にやつてきた。手狹で恐縮したのは此時である。この三等煉瓦地の家は、後フランスより歸朝して、麻布市兵衛町に引越する時、秋田某に四百圓で賣つた。借家を賣るといふのはおかしいが、實は毎月一定の賃を支拂つてゆけば濟し崩しに家屋が手に入るやうになつてゐたのだ。だから當時まだこの濟崩しの額が少ない場合には、殘つてゐる分は後からの人に負擔される譯で、從つて賣値が安い譯であつた。

丁度この三十間堀時代、自分の用もあつたし、また別口に他人の請人をしたりして、縁續きになつてゐる某々に借金があつた。それを捨てゝ渡佛したものだから、留守を預つてゐた弟の誠が、盆と暮とには、何かた兄の借金先へ、吩咐通りに贈物をしてゐた。偶々國からでてきてゐた母堂が、それを見咎めて、まだ青書生のお前等がそんな義理立の必要はないと矯めたが、誠にしてみると、兄に借金があるので、とは云へない。フランスの方からの吩咐でかうしてゐるのだと言譯した。

議論の仲裁

原がパリーで代理公使を勤めてゐた時代米國で多年神學を研究した牧師田村直臣が公使館へ訪問して來た。それで此男と、東本願寺の留學生である某僧侶とを一夕公使館の食事に招待した、牧師と僧侶とは話しの合ふ筈が

ない。此黑と白と違つた二人の客は食事中俄然宗教哲學に關して議論を始めた。段々烈しくなつて食事もそつち除けに卓を叩いて力み出した。これには原も困り仲裁をして漸くなだめたが、議論ずきの彼が議論を持て餘したのは此時丈けかも知れない。

醜業婦問答

外務省通商局長時代原は度々法案說明の爲め、法制局へでかけた。議論好きの彼は誰彼の差別なしに議論を始めるものだから、さすが議論の本山法制局の連中も彼を見ると又か、といふ態度で外ツ方むいて了つて、局內の氣受はあまり芳しくなかつた。或日偶々當時の移民保護法問題に付て談論の花が咲いたが、當時の移民といへば、各地へ出稼ぎの醜業婦以外に、取りたてていふ程の移民はありやしない。この移民醜業婦問題が法制局の若手連には國辱的大問題となつて、全局甚だ怪しからんで持ち切り。その中で彼は例の取り濟した態度で、悠々と毫も移民醜業婦が國辱ならざる所以を說いた。收まらぬのは國辱論者。中にも當時法制局に居た石塚英藏などは急先鋒となつて猛然と原に喰つてかゝつた。原は滔々移民論をやつてのけた後で、さておもむろに結論をつけた。

「……といふ譯で、君、考へても見給え。寥々たる今日の移民の中に、彼女等は勇敢にも遠く萬里の波濤の外にあつて、所謂女の痩腕にしては、驚くべき莫大な金を故鄕に送りつゝある。これが何で國辱なものか、むしろ吾輩は奬勵してもよい位に思つてをる。彼女等が自らの意志で出稼ぎに行く以上、斷じて國辱でも何でもない。只

我輩は彼女等が爲にする所ある者の爲めに誑されたり、喰物にされたりする事が、甚だ不都合と思ふし、この魔道から彼女等を保護する途を講じなければならぬと思つてゐる……」

勿論、當時此所論に服した譯ではなかつたし、所謂輿論なるものは出稼ぎ醜業婦を以て國辱としてゐたから、出稼ぎ醜業婦奬勵論が公になつたら、一悶着あつたであらう。たゞ原が所謂輿論に迎合阿諛するところなく、自己の所信を大膽卒直に語り得る勇斷をもつてゐた一話柄である。

遣り手の通商局長

通商局長としての彼は可成り多くの仕事をしてゐる。一方には大臣として彼の恩人ともいふべき陸奥宗光がゐたために、伸び々々と自由に手腕の振へた故もあらうけれども、他方また獨創的に手腕を振つたのも事實である。まづ移民問題の研究に沒頭して、始めて移民地調査費を計上、要求するところがあつた。彼の移民問題は折紙つきのものである。その結果としてインドのカルカツタ、ボンベイの二個所、オーストラリアのシドニーに領事館を設置するを得た。

折しも日清の風雲漸く急を告げんとする折柄であり、原は荒尾某をして支那語の研究をなさしめたりするなどの事もあつた。

通商局長時代には朝鮮に例の金玉均事件が勃發し、外務省は大多忙。その時分の一土曜日に、午後も居殘つて

執務してゐたところ、かなり大きな地震がぐら／＼つときた。はつと思つた居合せた連中、はつと思つたら同時に横つ飛びに逃だしてゐる。殊に飯島秘書官などは無樣な恰好をして階段をとんだ。

搖れ終つて、胸なで下して部屋に歸つてみると、原局長ばかりは泰然と執務してゐる。一同赤面した。原局長は皆をたしなめた。逃げてもいいが、もう少し恰好よくネ。

剃刀大臣を凹ます

大臣が陸奥宗光で原は通商局長。陸奥も議論家、原も議論家。其間に能く侃諤の議論が戰はされた。原は上官だからと云つて意見を異にする場合決して遠慮するやうな事はなかつた。或日も双方の議論が段々烈しくなつて遂には陸奥も昂奮した結果「君は我輩の幕僚じやないか我輩は大臣だ、君が局長として大臣の命令に服從することが出來ないなら辭職し給へ」と頭から怒鳴りつけた。之に對し原は「如何にも私は閣下の一幕僚ですから大臣が御命令になるといふなら服從の外ありませんが議論としては何處までも御說に反對します」と云つて昂然たる色を示したので、流石の陸奥も返す言葉がなかつた。

恩給を棒に振る

原が明治三十年大阪每日新聞社の聘に應じて赴任する時にはもう二三ケ月官界に居れば（當時無任所公使）恩

給が貰へるといふ場合であつたから友人中には恩給を棒に振るのはつまらないでないかと引留めるものもあつた。その時彼は司法省法學校時代からの親友國府靑崖に向て「ねえ、國府、人間も恩給を當てにしてゐるやうでは困るね」

大毎入社

外交官から新聞記者、新聞經營、もと／＼新聞記者志願だつた彼だから、大阪毎日入社も、それほどとび離れた商賣違ひでもない譯。丁度遊んでゐた頃だから、フランス時代から親交のあつた片岡直輝と岩下淸周とが、一つやつてみないかと云ふ相談だつた。この片岡、岩下に口を切らしたのが大阪財界の長老藤田傳三郎等であつた。

入社後の彼は、編輯總理と言ふ事で、一流の熱心さとがんばりでメキ／＼實績をあげた。いろ／＼仕事をしたが、當時の新聞界が相互に紙上で同業者の攻擊批判をなした如く、彼亦競爭者たる大阪朝日に戰を挑んだ。漢字制限には隨分研究調査を費してゐる。當時大毎は高木喜一郎が社長で、本山彥一は營業方面を擔任してゐた。入社一年後原は社長になつた。

細かい社長

平民原といふのは彼の終始一貫するところであるが、大毎社長時代ほど、平民原の感じがしつくりと思はれる

深雲柳紫人目誘ふ桃花
静相書

為…大要禅…

岳泉

真帆片帆
往々而隔々而
春の海

一山

はない。社長としての新聞記者生活は、原の全生涯の中堅時代への第一歩を形成してゐる。この時代が後年の首相としての全人格を形造つたと云つてよい。奇想天外、他人をして思はず拍案三嘆せしめるやうな性格の表現は、絶對になかつた。と云つて平々凡々では無論ない。グン／＼坂道を突き進むやうな眞一文字な性格も多分にあり、これは表面的には見えない特質である。

この性格は熟慮斷行となつて現はれる、勿論人の意見もきゝ、種々相談もするが、結局原の意志通りになり、それは殆んど命令的と思はれる節もあつた。一糸紊れざる統制、後年政友會總裁として、首相として見せた手腕は、始めて人を統率する地位に立つた社長時代から養はれたでもあらう。

丁度社長時代に大毎舊館の建物を改築することになつたので、社の前の某辯護士宅を借りて、編輯營業雜居、十六七疊の臨時大毎社は忽ち雜然紛然、特に便所ときたらお話にならない。平民原敬も汚ない事は大嫌ひ、決して社の便所を使はない。程遠からぬ橋の袂に共同便所があつたので、必ずそこへ行つた。ものゝ二三丁の間だのに出かける時は定つて山高帽にステッキ片手の外裝で、決してこの風態を改めなかつた。

當時牛どんがはやつた。彼は東北人だからギウと發音ができぬ、ウシどん／＼と云ふ。そこで社内の惡たれ共、早速社長に「ウシどん」のニツクネームを奉つた。

その頃菊地幽芳が飜案小説「國事犯」を連載してゐた。飜案小説にかけては第一人者の菊地が、プレースコンクルドをパレースコンクルドと誤讀して、廣場と譯すべきを宮とやつた。翌日新聞を見た社長は菊地を呼んで誤

讀を指摘した。細かい社長だ、しかもフランス語ができるのだから樂ぢやない。だが眞摯な態度である。

社長は和歌山へ旅行した。歸る日に組込むべき論說がない。どうしやうかうしやうで困つてゐるところへ、社長が歸つた。まつさきにした社長の仕事は、懷から其日組込の社說原稿を手渡した事である。新聞記者としてこの用意周到さである。その夜の會合の席で、實踐躬行の社長は、記者は如何なる所、たとへ車中といへ盡すべき務は盡さなければいけないといふ樣な訓示をした。

一面剛腹に見え、しかも用意周到、些事を忽せにしなかつた。それでゐて部下に對するあたりは物柔らかで優しかつた。ここでも名社長だつた。

海老茶式部

盛岡から始めて代議士候補に立つた際、金持階級は悉く反對候補淸岡等の味方で原の苦戰一通りでなかつたがそれでも餘裕綽々で、同志を助けて或は郡部に轉戰し他縣にも出張した。或日政友佐藤昌藏の應援に郡部に出掛けた途中で海老茶袴を穿いた小學校女敎師と行違つた。田舍の事とてそれが特に眼についたので原は車上に暫く沈思の末一首をものして同行の人々に示したのは

海老茶式部はやりとあれば是非もなし
都も鄙も猫も杓子も

家庭の原敬

家庭に於ける原敬は眞に温厚の長者であつた。彼の細心な注意深さと慈悲の念は、家庭内に於て遺憾なく發揮された。病人でも出た場合などには、病人の神經を鎭めるために、凡ゆる手段を凝したが、特に病人の聽覺を刺戟しないために、邸内の跫音、殊には下駄の音を消すために、自ら發案して、邸内の通路には全部蓆を敷かせた。臺所の立居、開閉には特に注意させた。

外での不愉快等は決して、家庭内へ持込まなかつた。衆議院が不信任案を突つけた時などでも、家庭内では悠々たるもので、出掛には偶々遊びにきてゐた親戚の子供の頭を撫して笑顏をみせて出て行くと云ふ風である。

召使に對する温情は格別で、原家に廿年間仕へてゐた島名きく女などは、廿年間一度として叱られた事もなかつた。家庭内では常に口數が少なく、文句を云はなかつた。これは食事のことについても常に然るのであつた。氣にさわつた事があつても、眼の色を變へる位が精々で、口に出してとやかく言はない。だから、召使達は主人に對して、威服はしてゐたが、ちつとも怖しい感じはもたなかつた。召使の者が郷里へ歸つての土産物とか、そのむ者郷里からの到來物とかは、旨い不味いに拘はらず、必ず食膳にのほせてこれを賞美した。召使の心を掬むといふ風があつた。また召使の者が、主人を思つて、神社佛閣の護符を送ると、本人は神様をどうといつて賴みにするのではないが、召使の主人思ひをしほらしく難有く思ふ、と云つて肌身につけてゐる。歸郷中の召使へ

の手紙には、常に冒頭、彼等の父母の安否を尋ねる言葉があつた。

毎年正月二日には遺言狀を更改してゐたが、その都度夫人に向つて、政治家たる者は常に身命の萬一を覺悟しなければならぬ。故に異變あるも家族は沈着でなければならぬが、別して汝は第一に沈着にして、決して取亂してはならぬと訓戒した。

家庭內に於て公私の別を判然した事は非常なものだが、原が內相時代、嘗て大阪天滿市場の利權問題が起つた。與黨、野黨兩方面の運動頗る猛烈を極めたが、與黨側の運動者中に偶々きく女を相識る者あり、秘かに臺所口政策を執ることにして、きく女に話をさせやうとした。何も知らぬ召使は、書類を頼まれたものだから、夕飯の折、頃を見て、話をして、書類をださうとした。主人は話を皆まで聞かず、手　以て制し、儼然と再びかゝる依頼をうけてはたらぬと戒め、召使をして二の句を繼がしめなかつた。

近親知友召使等以外、如何なる人からでも些かでも曰くのありさうな屆け物は、嚴重に申渡して、送先の遠近、費用の多寡に拘らず、それを返送せしめた。

離別の悲苦

中井櫻洲山人の女は原の先妻だが、故あつて原はこれを離別した。離別に付ても原は決して亂暴なことはしなかつた。離別までには隨分苦慮し熟考した事である。それでも離別しなければならなかつた。先づ先妻貞子のさ

し常り落着く家を麻布の方に構へてやつた。荷造りして送り返すべき日がきた。貞子はゐなかつた。この日、後の夫人淺子がきてゐる。原は召使を督して、離れゆく人の荷造りをした。見兼ねた淺子が手傳はふとしたが、斷然これを斥けて一指だも觸れしめなかつた。

荷物が出て行つて了ふと、玄關に立つて去りゆくものを見送つてゐる原の眼に涙が浮んだ。原は召使をよんで、貞子が來ても座敷へ上げてはならぬと言ひ殘し、自ら門と玄關に鍵して役所へでて行つた。

原が出勤し後へ、貞子がやつてきた。召使は彼女の入室を拒んだ。貞子は泣いた、そして原に會はなければならぬ、會ひたいと泣いた。女中頭島名きくは、今のさきまでの女主人の憐れな姿に泣いた。きくは貞子を裏門から招じた。そして二人は玄關の間で、相擁して運命の惡戲に泣いた。二階には後の夫人淺子がゐる。貞子はすご〱と己れの行くべき所へ辿り行つた。

きくから委細の電話をきいた上で、原も役所から漸く歸宅したのである。

先妻の死後を弔ふ

男らしくも、故ありし先妻貞子の行末迄考へて、離縁した原敬は、なほ彼女の爲にその死後の取計まで考へてやつた。偏へに女は弱い者故、強き男子これを庇護してやらなければとの俠氣に出たものであらう。貞子の歿後その所有の貴金屬を整理してやつた。剩さへ數千圓の公債を買つて、これを貞子の菩提寺に托し、住職と檀徒總代

とに保管を依賴して、生ずる果實を貞子の永代供養料とした。これは彼一流の細密な考慮の結果であつて、自分の生きてゐる間は線香を切らせる事もないが、自分も死ねばどうなるか分らぬし、よし金を寺へ托しておいても是もどうなるか分らぬとの慮りから執つたのが、公債買入である。ところが、貞子の身內に餘り行狀宜しからざる者もあつたので、遺族の間に貞子の供養料を目當とする者が出來ても困るといふところから、辯護士廣岡宇一郎に依囑して、專ら法律上の相談まで遂げた。生ある時はさして良妻とも言へなかつたであらうが、死して空に歸せば是佛、死屍に鞭うたざるのみか、原は現世の俗緣によつて佛の後世を斯くまで丁重に弔つた。

初入閣の經緯

快傑星亨の明治政治史上に占める位置は、一種特別のものである。一にも二にも三にも四にも押一方の彼、常に三階の客を目當にして、とんと棧敷客にはうけなかつた彼、剛腹傲岸、星と云へば直ぐこの四字を想起させる。この星が第四次伊藤內閣の遞相たりし時、東京市疑獄事件が起り、さすがの彼も遂に辭職のやむなきに至り、彼の後をうけたのが原敬。これが原の初入閣で、先任者が先任者だけあり、また後任者たる原にも星と一脈相通ふ强引平押の一手がある、一奇といへば言へやう。

星の身邊愈々危しと傳へられた。伊藤侯も彼を罷免の肚を定めた。星にしてみれば、最後まで頑張つて、身の破滅を內閣全體にまで及ぼせば、最後は至極暴風的で、彼としてはやり兼ねない藝當だが、首相伊藤にしてみれ

ば、それは飛んでもない事に相違ない。色々心配してゐるところへ、岡崎邦輔が訪問した。先座に侯西園寺もあり、期せずして星問題がでた。罷めさせなければならぬが、その使者に岡崎が立つ事になつた。岡崎は星に累紲の辱めをみせない事を條件とした。幸に法相金子堅太郎も同意したので、星辭職はすら〳〵運んだ。政友會總會席上で代議士石黑涵一郎から緊急質問を發せしめ、法相金子から星の一身に關して平穩なるべしとの言質をとるなどといふ事までやつた。

さて後任者だが、伊藤岡崎相對での話で、岡崎は星に推薦させたら、と持出した。伊藤は忽ち手を振つて、そんなことをさせたら大變だ、とばかり言下に拒んだ上で、岡崎の意中をきいたので、彼は直ぐ原を推薦した。ところが藤侯頗る澁つ面をする、原未だその器に非らずと思つてゐた事もあつたでもあらうが、實は伊藤は大岡育造を意中に藏してゐたのだ。岡崎は何とかして原を入閣せしめやうと、直ぐ西園寺を訪ねた。西侯亦原の遞相には贊成である。西侯、岡崎兩方面から交々、原の適當なるを伊藤に獻言した。伊藤も遂に原を迎へたのである。西侯も勿論原を極力推挽したであらう、しかし原の初入閣に就て岡崎の椽の下の力持的功績も見逃せない事實である。

獨り踏み止まる

明治三十六年伊藤侯が政友會を去つて樞府に入り西園寺侯政友會總裁となつた際黨内の伊藤に對する不平の聲

高まり大動搖を來した。同時に伊藤去る以上、政友會にも見込みなしとして官僚系の人々は其後ポツリ〳〵と脫けて行つた。末松謙澄、伊東巳代治、金子堅太郎、都筑馨六等も皆黨外の人になつた、原も元からの黨人ではない。伊藤について這入つて來た人であるから、同じく政友會を去るであらうと思はれたが、彼一人は踏み止まつて西園寺新總裁を輔佐し政友會のために奮闘した。口にこそ出さね彼の意中はかうであつた「黨が悲運になつたからとて逃げ出すやうな俺ではないぞ……」

新聞は賣れずとも構はない

日露の講和が屈辱講和なりとして國論沸騰し帝都を始め全國に燒打騷動が起つた際、原は自己の主宰する大阪新報紙上で堂々講和贊成意見を述べしめた。大阪にありては朝日、每日の兩新聞が屈辱講和を絕叫して民衆を煽つてゐるのに、大阪新報獨り講和贊成といふのだから耐らない。各方面から猛烈なる攻擊が起つて新聞社は燒打をも受けそうな形勢になつて來た。それに紙數は激減する、廣告依賴者もなくなると云ふ譯で營業上大打擊を受ける事になつた。そこで營業部の幹部から在京中の原社長に對し、高橋主筆(光威)の論文を硬化さして貰ひたい、左もなければ新聞社は潰れて仕舞ふといふ事を申入れた。之に對し原は主筆の議論は正論である、變更の要なし、それで新聞が賣れないと云ふなら一枚も賣れなくても構はないといふ事であつたので、營業幹部も仕方なく服從し新報は包圍攻擊の中に立ちて奮闘した。日本全國の新聞中堂々講和贊成の意見を述べたのは大阪新報只一つで

あつた。

三代將軍の威光

第一次西園寺内閣の内務大臣となつた時政黨大臣には碌な事が出來まいとして地方官連幾分これを輕侮する氣味があつたが、原内相は恒例地方官會議を開くに際し前以て令を地方官に下し地方行政改善に關する各自の意見を求め思ふ所あらば、腹藏なく申出づるやうにといふ事を内訓した。これに對し地方官から平素の抱負やら不滿やらを列記して内務省に申達して來た。書類山をなすの狀態であつたが、原は一々仔細に檢閲して遂に其全部を讀破した上、これをコンニヤク版として一束して保存せしめ、愈々會議の開かるゝや特に諮問事項を設けず、各知事の提案を直ちに議題に供し各提出者をして說明の任に當らしめた。說明の曖昧なものは峻嚴毫も假借するところなくビシ／＼微に入り細を穿つて追窮した。弱つたのは地方官でその意見書と云ふものは大抵下僚任せにしてあるのだから自分等その内容を能く知らず、甚しきは如何なる意見書が出て居るかも全然知らざる豪傑知事もあつて、其狼狽一方ならず、俄かに急電を發して主任者の至急上京を命じた者もあつた。此一擧は各地方官の膽を奪ふて新内相の威を示すに充分だつたもので、德川家光が襲職の初め外樣の諸侯に對したと同一の筆法であると云ふ所からして、當時三代將軍の稱を博するに至つた。

變つた地方長官會議

藩閥官僚の手から政權をとり、漸くにして政黨內閣の實現の機運となり、原敬は西園寺內閣に內務大臣とし反對て地方官の上に君臨すること丶なつた、俄然、官僚で固められた內務省畑には大動搖を生じ、就中、水野錬太郎の如きは、最初「原敬の如き人物が內務省などに來るのは、我等官僚の牙城を崩すものである」とばかりに、旺んに熱を煽つたものである。それには最初水野自身が多少なり、原敬なる人物の人と爲りを知らなかつたことも手傳つたらしい。

水野は、不滿の心に驅られて當時內山下町に在つた內相官邸に押しかけ、夜の十二時過ぐるも知らずに、沸然滔々として內務行政に關する意見を開陳し、存分に議論を上下し盡したものだ。原敬は快く聽くべきは聞き、採るべきは取つて、大いに將來の宰相振りを發揮して見せた。ところがこの態度にすつかり感心した水野は

「この男こそ將來の大宰相である」

と、これが動機となつて、その後入黨まで決行するに至つた。斯樣な挿話もあつた程だから、內務省筋では原內務大臣が如何なる事をやり出すかと既に怖れを爲して居た。その最初の地方官會議は召集せられた地、方官は謹嚴な調子で地方行政に就いての意見を述べた、それに對して原敬は詳細にわたる質問を試み、時には顏を眞紅にしてまで議論を鬪はした、地方行政に就いて激論はするが、それが終つた後は全くの光風霽月であつたから、剛

腹を以て勇名を馳せた森正隆の如きに至るまで、良く原敬の天下に靡いたのであつた。

また、地方官會議で最も蒼蠅くて困難なものは、知事から申達され、要求せらるゝ地方改善とか、縣事業の助長とかの如き實際問題であつた。すると原内相に限つて、

「宜しい、左様に決します」

と直ぐ會議の席上に於て、行ふべしと認めたものは決然として裁斷し、閉會と同時に右から左へ實行手續に移つた。この一事は全く型破りで殆んど空前のことだつた、内務省局長連は面喰ふと同時に立場上實に困つたといふ。

奉答に窮した下水問題

第一次西園寺内閣の内務大臣として、原敬が一番不案内であつたのが、人事行政であつた。内務畑の人物といへば、當時兵庫縣知事服部一三、京都府知事大森鍾一の二人位にしか相識がなかつた。この素人の内務大臣は、素人たるが故にか、頗る精勵恪勤、彼を扶ける參事官兼秘書官水野錬太郎、文書課長小橋一太等、大臣の恪勤振りにまき込まれて、大馬力をかけざるを得なかつた。例の地方官會議に度膽をぬいた地方官答申の地方行政に對する意見書をそのまゝ議題に供したといふ新手の策戰などは、既に前項の通りである。又行政整理に對する會議では殆ど連日局長連を官邸に呼んで、夜十一時十二時過までも討論研究審議立案にいそしんだ。これには大分參

る連中もでてきた。電車がなくなつて歸宅ができぬ。秘書官の高橋光威も見兼ねて、もうきり上げてはどうかと獻言したが、遲くて電車がなければ、今夜は官邸へ泊りこんだらいい、といふ樣な意氣込であつた。

これほど熱心な内相原も、明治大帝の御前で奉答に窮したことがある。當時東京市區改正委員會なるものがあつた。尤もこの委員會は明治十九年にでき大正八年迄存續してゐたが、そのメンバーは委員長内務次官、委員に市會議員、内務省の關係局課長等々であつた。帝都衞生施設として下水道の設備を立案した。同案によると經費一億數千萬圓、技術的に種々の立案があつた。この委員會の決定は、内相を經て上奏御裁可を得なければならぬ規定である。原は委員會の決定に對し、始めの中は何か註文もあるらしかつたが、遂に上奏の手續をとつた。さて數日經て御召がある。參内すると、侍從長德大寺實則をして二ケ條の御下問あらしめられた。一、一億何千萬の經費はどうやつてつくるのであるか、二、下水のポムピング・ステーションが丸の内にあるのは如何なものであるか（當時の計畫によれば吳服橋脇の河岸添にポムピング・ステーションをおき、東京灣へ放出せしむる豫定）帝都の中央に汚臭の源泉があつては國民保健上困るではないか。

この御下問には内相原もさすがに弱りはてゝ、奉答に窮した。直ちに委員會に再調査を命じた。御下問第一財源に關しては、豫ねて國から市に與へてある河岸地を賣却して、經費を捻出するの手續がたつてゐた。これはよし。第二の御下問に就ては委員會も周章、遽かに醫學博士北里柴三郎、緒方正規の兩人を臨時委員に任命して、滿足なる奉答の出來得る案を具して再度上奏御裁可を得た。但しこの案は直ちに實現するを得ず、時代を經、大

正年代に入つて更改案が實現し、現在三河島にあるものは、當年立案のもの丶一つが、近年に至つて漸く實現したのである。

大臣が知事を援く

部下の者が上長を援くるといふことが、大抵の執務上の常軌であるけれども、原敬は平然として配下をかばふの情が厚かつた。

明治四十年、原敬が內務大臣となつて初めての地方長官會議の席でのことであつた。原敬と學生時代の友人、中村純九郎もまた福井縣知事を拜命してゐたから、當然に上京して會議に列席した、當時の地方官會議は近頃のそれとは格段の相違で、實に壯嚴極まるものであつた。

何かの問題で、中村福井縣知事は肅然として起ち上り、何事か意見を述べんとしたが、生來訥辯な中村福井は不得要領でその意を盡し得なかつた。すると內務大臣原敬はすつくと起つて、

「只今、中村君の發言中であるが、その云はんとする所は即ち斯々然々であるから、諸君もその積りで聽かれたい」

とばかり淡泊に助舟を出したものである。中村純九郎は心中にはつとなつた。

「なるほど、原も學生時代の食堂會議と同じ調子でやり居るわい」

と思ふと何だかほろりとせざるを得なかつたと云ふ。

知事操縱の妙諦

内閣更迭毎に各府縣知事の入れ換が頻々として行はれる。良二千石と稱へられたのも昔の夢、浮草稼業の憂き勤めなどと口さがない噂もあれば、政黨内閣更迭に伴ふ黨略の犧牲になつて、隨分辛らい目にも會ふ。しかも近頃では政黨本部の手先のやうな仕事まで仰せつかる、眞に辛いのは知事稼業ではある。ところで原時代に知事をやつた人は、異口同音に、原時代の知事は、知事としての仕事さへ出來れば、何の拘はりもなく安心して勤められた、と云ふ。

どの縣にでも政黨の分立はある。しかも一縣の仕事で甲政黨には不利だが、縣としては有利なものがある。知事は良心の命ずる儘に縣治に有利なやうに方策を樹てる。ところが原時代の政友會地方黨員は早速時の總裁であり、内閣總理大臣たりし原の許へ苦情を持込んで、當該知事を讒訴する、排斥を迫る。すると原はその黨員をたしなめて、知事の方策に加擔する。必ずしも地方黨員に盲從しない。知事としては此處置はまことに有難い。といつて原は當該知事にさういふ事があつたよ、とは決して言ふ人ではない。原に叱られて歸縣した黨員の口から、何かの機會に何時の間にか知事の耳にはいる。知事が原を德とする理だ。

内相時代にも原は各縣知事を政友會的な色眼鏡では見なかつた。縣治の爲めになら、普通に黨略に不利だと思

はれる事でも、どし〳〵やらせたので、各縣知事は安心して仕事ができた、知事を見る事、常に仕事本位で、所謂情實、恩顧等の關係で知事の配置をしなかつた。仕事本位は結局新進拔擢となる、新進拔擢は、だから原時代が、一番顯著であつたと言はれてゐる。その上監督者としての訓示は、常に政黨政略に動かされるところなく、縣治の達成を期すべしと言ふにあつた。爲政者と政黨人としての二重性を立派に使ひ分けたと云ふべきであらう。

一方に於て、かくの如く知事を遇した原は、知事に臨むに當つて、自分も亦仕事本位であつたと云へやう。地方問題の重大な點は孰れの縣のも、彼はチヤンと記憶してゐて、知事がでてくる毎に其縣の重大問題をきかれるので、知事は安閑と怠けてはゐられなかつた。

異郷に舊友を救ふ

明治四十一年西園寺内閣の内務大臣を罷めてから歐米漫遊の途に就いたが、サンフランシスコに於て計らずも舊友齋藤修一郎に邂逅した。齋藤は農商務次官時代、私行上の或行爲が禍をなして官界を失脚し爾來不遇の境に墮ち故國を去つて米國に放浪生活をしてゐたのであつた。原はホテルの一室で他人交へずに會談した。「君の事は始終心に掛つてゐたが、なぜ居所も知らして呉れなかつた」と云ふと齋藤は「友人に心配掛けまいと思つて……」

「今何をしてゐるか」

「何もしない三界に家なき浪人だ」

「それでは困るだらう」

「なに困ることには馴れてるからそれ程でもない……」と笑つた齋藤の顏は淋しかつた。原はいろ／＼慰めた上旅費を割いて送るに數千金を以てした。舊官界の同僚も實業界の知友も殆んど捨てゝ顧みざる中に原の此厚情は齋藤をしていたく感激せしめ、余異郷に死すとも何等憾みなしとの言を發せしむるに至つた。尚故國に遺せる一子に對しても數千言の長き手紙によつて彼の厚情の忘る可らざるを告げたさうだ。

洋行その折々

一九〇八年（明治四十一年八月廿四日出發、同四十二年二月二十日歸朝）原は七ケ月の外遊をした。隨行者は江藤哲藏と外務省通商局長時代の秘書官飯島龜太郎及び吉村信二（現古河合名理事）。先づ振出しがアメリカ。ヴアンクーヴアーへ着いたのはいゝが、當時アメリカに於ける日本移民排斥問題が熾烈で、前國務大臣であり、日本外務省から通牒があつたにも拘らず、皮膚が黄色なばかりに、移民並に扱はれて原の上陸も直にはできなかつた。アリメカ官憲のデクラレーション（申告）は極めて嚴重で、おまけに原の手續に不備があつて、さすがの原も大いに弱つた。

滯米中には遺憾なくその精力絕倫ぶりを發揮して、ニユウヨークにゐる時などは、料理のメニユーを一巡食つてみるなどといふ茶目ぶりだ。彼は英語は達者でなかつたから、英語による米國研究は隨行者が材料を蒐めて、原

に注入したが、記憶がいいものだから、長く覺えてゐて活用した。視察は多方面に渉つたが、政治クラブとか、劇場とか、鑛山等を歩き、鑛山では坑夫服を着て坑内奥深くはいり込んだりした。

アメリカから大陸へ渡つたが、その船が當時にあつて唯一つ船内新聞を發行するといふやうな巨船であつた。忙しい旅の間も、國の方でずつとしてゐるやうに日記だけは毎日毛筆で和綴の帳面に克明につけた。無趣味のやうに見えて、原は無趣味でなく、自分がたゞ趣味に淫してゐるといふ事を外部に現はさなかつた丈である。だからヨーロッパ遊行中は、力めてその國々の文學をさぐり、音樂彫刻美術の殿堂に參じたものである。かの齋藤修一郎に對する情誼の厚さを發揮して、長く人の心を衝つところのパセチックな情景はこの外遊中に點綴せられた。

ロンドン滯在中に、原は特筆すべき國民外交使としての役目を果した。ロンドン・タイムスの主筆と會見し、明治維新の意義より説き起して當時の日本の狀態に及び、かつは自己來遊の目的と任務が如何なるものであるかを説いた。主筆は直ちにこの會見記を翌朝からのタイムス紙上に連載した爲め、英國民の對日概念を明確にし、併せて極東の島帝國に對する親しみを呼び起した。滯英中に見聞したところのもので、歸朝後彼の招徠したものに、今日のタクシーがある。日本にタクシーを輸入したのは彼で、これはフレーザー會社と提携して會社を設立し、山口恒太郎が專ら經營した。イギリスでは議會制度の研究に力をこめて、イギリス議會などは十二回も見學した。滯英中と限らず、この外遊中に原は各國の學校、港灣、其設備、鐵道連絡等を熱心に研究した。

彼の外遊の跡は、ニューヨークからフランスのハーブルへ、ハーブルよりパリーへ、そして曾遊の地を懷しん

だ上に、イギリスへ、ドイツへ、オランダへ、オーストリアへと經巡つて再びパリーへ引返し、しばしの後にはスペインへポルトガルへ、遠く北行してノールエー、スエーデン、フインランドへと旅を續け、最後に帝政ロシヤへ入つた。ここで北海の堅氷を碎く、當時の日本人にとつては駭目に値ひすべき碎氷船に試乘したりなどした。ペテログラード、モスクワ、ワルサウと巡歷し、やがてシベリア經由で歸朝した。

この旅で得るところは大いにあつたであらう、そしてまたその研究慾を充分に滿したであらう。研究慾といへば、後年原は外交使臣が出發前に挨拶に行くと、必らず任國に於て政治、社會、經濟等々凡ゆる方面の參考書の送附を依囑するのが常であつた。子爵石井菊次郎が駐佛大使時代に、制限選擧に關する參考書を送つて貰ひたいと賴んだ事もある。かやうに人を通じての研究を怠らなかつたが、この外遊は確かに自らの眼で見、自らの頭で考へるところが多かつたに相違ない。

疳癪玉

總理大臣になつてからこそ、めつたに怒つた顏も見せず、原に面接したほどの人は大抵、彼の風貌を和氣靄々、春風駘蕩などと評するが、實は原も大の疳癪持で、しばしば疳癪玉を破裂させてゐる。原が北濱銀行頭取時代に、その下にあつて支配人をつとめた野々村金五郎などは、當時每々疳癪玉にぶつつかつた。

ところで、この疳癪の起し了ひともいふべきものがある。支那漫遊の際だ。北京へ着いた。公使は伊集院彥吉、

公使は折惡しく歸朝してゐた。在留日本人會で歡迎會を開いた。公使館書記官松岡洋右が司會者。主賓は原始め隨行者の武藤金吉、高橋光威、井上角五郎、清山金太郎等。宴酣にして、主人側を代表して時の報知新聞北京特派員石川半山が立上つて、歡迎の辭を述べ始めたが、原を將來の總理に見たて、武藤 井上等を國務大臣に見たてたまでは良かつたが、どうもその口吻が、如何にも冷かし半分のやうで、もち上げられた連中、きいてゐる中にムカ／＼してきた。耐り兼ねて、武藤などは、生意氣言ふな、擲つちまへ、といふ騷ぎになつた。滿堂騷然、石川をやつつける演説がとびだす、またそれを駁する。大變な事になつて、原もとう／＼その渦の中へとび込んで、よほど癇癪に觸つたとみえて、ちやん／＼がなり立てる一幕が起つた。歡迎會はめちや／＼。これがまア、原の癇癪のたて了ひでもあらうか。例の親分氣質から、武藤、井上等を庇ふあまりに出たことだらうといはれてゐる。

自書を破る

滿、鮮、支旅行から歸つてその年の十二月の一夜、隨行四名の勞を謝すべく築地の花谷にその慰勞宴を催した。その時原敬は井上角五郎に向つて、即興的に一首詠めと所望した。

　忘れじなかねて契りし道づれの情はたゝに旅路のみかは

と井上が暗に政治上の親和を含めたところ、これを見て原敬もまた一句俳句を捻つてこれに應じた。

すると、座敷に侍つた美妓數名が原敬に迫つて、即刻これを書いてくれと云ふ。責めらるゝまゝに原敬は快く半

紙數枚にさらりと書いて與へたものである。

誰もが興を盡して、いざお開きにして解散しようとする時、さて原は容を更めて最前書いて與へた數枚を出せと云ひ出した。數名の美妓は何事かと思ひ乍ら、何氣なく手渡しすると、原は微笑しながら一同の前でばり、ばりとこれを累ねて破つて終つた。妓共は啞然としたが、早くもその意味を覺つた武藤金吉は、

「やはり原さんは原さんだけある」

と感激したさうだが、妓共には破られた怨こそあれ、一向に面白く無かつたが、そこを巧く云ひ丸められて一つの笑話に終つた。

桂内閣辭職の裏面

大正新政劈頭、桂内閣の出現——宮中府中の別を紊し、みだりに勅を請奉り、憲法を紊る、打倒桂内閣の怒號罵聲、遂に焼打、流血の悲慘事を見た大正の政變、國内物情騒然として底止する處を知らぬ。所謂吏黨を除く凡ゆる黨派は護憲の大旆の下に驅せ參じ、打つて一丸の巨彈となり、民衆運動を後楯として、一路進直した。

第三十議會即ち、大正二年二月五日、停會明けの衆議院は全院一致の内閣不信任案を上程しやうとする。この不信任案たるや、政治的反對を表明する一ケ所とてもない、たゞ單に桂一個人についての罵詈讒謗中傷至らざるなき憤怒激情の、決議案たるよりも、むしろ斬奸狀に近きものである。首相藏相の施政演説は終つた。正に斬奸狀

は上程された。見よ、書記官長は動いた。突如、五日間の再停會が命じられた。萬歲！ といふ狂濤的大紛亂である。今は憎惡憤怒以外の何者も、院の内外を支配するものがない。民衆は劍と馬蹄に蹂躙されんとする。

外は嵐、内亦群蜂の狂亂。政友會も等しく護憲の大旆下に驅參ずるもの、長晴登、菊池武德、木下成太郎、吉植庄一郎等、決死の凄く、勢もの 挑發煽動の音頭取をやつてゐる。

これより先原は密かに岡崎邦輔をして古島一雄等と熟議せしめ、尾崎行雄を正面に立たせやうとした。尾崎は俺を陣頭に立たせておいて何時でも妥協だから陣頭に立つのは御免だ、今度は初めから妥協だと駄々をこねてゐる。而も犬養毅、大石正巳等とも政友會とは共同戰線を張らなければならぬ。原の通報役は吉植、福井三郎の二人が專ら働いてゐる。吉植が木内重四郎を尋ねると偶々豊川良平がゐる。世間が馬鹿に騷がしいが、君等が强ひて事を構へるのではないか、世間騷がせぢやないかと云ふやうな論爭から、遂に吉植は豊川を說いて犬養に電話せしめ、犬養も態度を決するし、大石も亦豊川の關係から態度一決、大石が動くとなると、最初大石となら共に起たうと言つてゐた尾崎も立つ事になつた。以來吉植は原の家へ泊り込んで、加藤高明から桂の消息をさぐる必要上、木内と連絡をとらなければならぬ等の謀議を凝らし、この方面を木村政次郎が專ら擔任することとなつた。

諜報役福井三郎、かかる時機に彼のための役目が來らぬ筈はない、惜しや彼は風邪に犯され、熱つぽい體には、護憲の嵐も生氣を鼓吹してくれない。蹌踉と家に歸り臥床の折柄へ、平島松尾より電話。珍しい男かたと、用向をきけば、一寸會ひたい、いや病床で結構だといふ事。やがて來つたは當年福島事件の猛者平島。容を改めて、

實は桂公の使者であるが、一寸會つてはくれまいか。これ正に青天の霹靂である。何とも考がつかぬ。御覽の通りの病體、行けるか行けぬか、晩の樣子を見た上で、といふ事で平島を歸した。ムクリと起上つた福井、とるものも不取敢、原邸へ一散走り。

行つてみい、併し此方のことは一切云ふな、この際であるから絶對に知られてはならぬ。原に指令を仰いだ上で、夜、桂と會見を約した。變裝して裏門から入つてくれとの註文、時刻は移つた。まさに二月六日の夜である。

ニコポン首相と牒者との會見。打寛けて御相談がある、まあ寛いで、といふやうな事から、話は自然公の新政黨樹立に落ちた。桂はさして自信ありげにも見えぬ。むしろ政黨組織に嫌々ながらの態が見える。何處から幾人、何處から幾人、國民黨五領袖は樞軸であり、政友會からも五十人はくる見込、さすれば議會の過半數は制し得るであらう。如何なものであらう、あなたも一つ積極的に加擔しては下さらんか。これは怪しからん、福井は峻拒と同時に、桂の新黨樹立を駁した。政黨は寄木細工とは違ふ、恐くは所期の數に得られぬ、忌憚なく言へば失敗に歸するであらう、小夜の中山無見の鐘の喩話に似た輕擧かとも考へられる、といふ具合に駁するにも拘らず、桂は默つて頷いてゐる。何だか調子がおかしい。いつそやめたらどんなものです、一歩切り込めば桂は長大息、今となつては如何とも出來ませぬ。つく〴〵お酌閣員、赤襟内閣の痛恨に堪へませんといふ。お酌内閣、赤襟内閣といふのは、桂がその三次の組閣に當つて、若手を多く入れた、曰く藏相若槻、曰く農相仲小路、曰く文相柴田家門等々、いづれも未だ政界黃嘴兒と目され、人呼んでお酌赤襟といふ。桂自身もこれを云々し、生じつか一

本許り集めては、船頭多きの歎に堪えぬであらう、追使ひには半玉に限ると思つたのが、今度の大厄に逢着しては、只右往左往、周章狼狽、なすところを知らぬ、しかも黄嘴に交つて大浦、後藤の兩雄あり、もはや大智桂も内憂外患にさいなみ刻まれるの思ひであらう。しかも如何にもして、この難局を漕ぎぬけやうと焦つてゐる。

「時に、餘言はさて措き、原君はこの時局を如何お考へあらうか、この騷動に加擔して、お神輿騷ぎが嵩じた揚句、とんでもない事になりかかつてゐる最中を、同じ狂瀾に乘つてゆかれるお積りであらうか。いや、私にはさうとは思はれぬ、何か別の御考があるだらうと思ふ。私はその考が知りたいが、あなた一つ話して下さらんか」

「それはどうも分り兼ねますな、どういふ考があるにしても言ひもしなければ、きくべきことでもない。今日、國民黨と合體してこの運動をやつてゐる以上、これを續けていくのが原の肚とみなければなりますまいよ。但しあなたが原の肚に別案ありと見られて、きいてくれと仰しやるなら、きいてみてもよろしい。あなたが、かく〳〵の事をきいてくれ、と話して差支ありませぬか」

「左樣、御都合で如何樣にとも。いや、やつぱりあつさり桂の意志なり、話なりとしてお聞き下すつて差支ありません」

夜は更けた。また裏門からこつそり忍び出て、まつすぐに原邸へとぶ。一切をきゝ終つた原、にたりと唇を動かした。

「面白い、いや面白くなつてきたわい。福井君、君、この方面に當れ。いいか、その代り絶對秘密だ。もし洩

れたら君は命がない、この騷ぎの最中に、桂の門を潜るなどといふ事が洩れたら、無論除名だ、除名で事が足りなければ生命すら危い。注意に注意を重ね給へ。さて、そも／＼桂が內大臣府を以て此局に當るとは、全く彼の驕慢の致す所と輿論は定つてゐる。だが桂には桂一個の別の考へがあらう、と我輩は推察する。その考を我輩も知りたい。政友會は國民黨を利用してゐるものらしい――とかう言給へ。そしてその考をきいてくれ給へ。飽迄愼重に、よろしいか……時に君、さつき面白い事をいふたね、小夜の中山何とか、あれはなんだね。」

首領は微笑した。彼はもう聲音異るなき悠々たる態度で、座談に入つてゐる。小夜の中山無見の鐘――桂の新黨組織に加擔する人數の懷ろ算用を諷した昔談。一貧寒、大晦日、金策に困じた末、豫て撞けば金降るてふ小夜の中山寺に至り、鐘を撞かん事を乞ふ。この鐘十度までは撞くことができ、一度天降る金を手にすれば現世の苦は救はれるも、來世は八大地獄に落るといふ、落ちてもいい今の苦しみには替られぬ。さて撞料をだせといふ、一撞一兩、四苦八苦の思ひで十兩の苦面、さて、ごーんと一撞バラ／＼、降る々々、金の雨が。撞き終つて拾ひ集めた金が――タツタ七兩二分。

「それは面白い。諷し得て妙々。しつかりやつてくれ給へ」

翌二月七日、再度の秘密會合。福井の言をきき終つた桂は、原の明察を謝した後、

「世評如何ともあれ、今にしては甘受せざるを得ない。また西園寺內閣毒殺のことも何等辯解しない。勿論予は組閣を引受ける意志は毫もなかつた。然るに軍部の意嚮は甚だ強硬である。如何にもして二ケ師團を增設せん

とするの意氣込熾にして、そのためには桂でなければならぬ、といふ事になつた。陸軍の意嚮は露國の復讐戰に備ふべく五ケ師團を目ざしてゐるが、さし當つての二ケ師團である。このために軍部のためにこの桂は出づべからざるに出たのである。故に此問題さへ片付けば政界を去る積りである。宜しく諒察あつて、何分とも此の紛亂せる政局收拾策を執られんことを」といふ話。

福井は早速原に報告した。原は不變相、落付返つてゐる。しきりに面白くなつた〳〵を繰返す。

「我輩の國でね、鰻を食ひすぎて腹をこわした男がある。何としても癒らない。色々やつた擧句、鰻の黑燒を食つたら初めて直つたと云ふ話がある。桂の今度の立場、世間の騷動といふものは、丁度鰻の喰ひすぎみたいなものだ。事の初まりがそも〳〵詔勅である……分つたかね。桂にこの話をして見たまへ．桂がどう云ふか。我輩の秘策を言つて了つちやいけないよ。」

福井はまた桂へ行つた。桂は考へ込んだ。蓋し彼巨頭公には原の肚がよめたらしい。原の肚では要するに問題が詔勅である。畏多い話だが、桂が辭表を捧呈した上で、桂、西園寺公侯に御召があれば、それで時局は圓滿に行くに相違ない。萬事は旨くいくだらうと思はれた。――翌日、原は西園寺を訪ねた。歸つてきた彼は福井、吉植等に向つて、しきりにまづいな〳〵を繰返す。きいて見ると、加藤高明が使者になつて、西桂會見をとげてゐる。そして桂は周知の如く、西侯に膝詰談判に及んでゐる。原の考へたこととはまるつきり相違した結果である。桂は西侯一人に詰腹を切らせやうとした貌である。桂も晩年頭が悪くなつてゐたらしくもあるし、左右の策士

にはかられたか、この儘では收まりさうもない。一方西園寺侯は御召をうけた。御前に伺候、御諚をうけたまわつて退下、侯は內大臣伏見宮貞愛親王に拜謁して、御諚の趣の解釋方に付て御伺した。西侯は直ちに所屬代議士會を召集して御諚の趣きを衍義して訓示した。ところが代議士會は自身の解釋をもつて西侯の訓示に對した。即ち侯の訓示は黨內に於ては服從すべきであるが、侯は衆議院には關係がない、故に侯の訓示は院內には效果を及ばさない、從つて不信任案を阻止すべきものではない、と云ふに一致した。これが西園寺侯の違勅事件である。お前は政友會總裁であるから、政友會として時局をおさめよと云ふ意味の御諚であつたであらうが、結局時局は依然たるもの、否、なほ收拾すべからざる事態に立至つたのである。西侯は責を引いて京都に閉居し、暫らく宮中へも伺候し能はざる境遇にあつたのである。

こんな騷ぎの最中に、早川鐵冶の除名問題が起るやら何やらで、政友會は大騷動である、といふのも早川鐵冶は入黨日淺く、前後の駈引に不慣なものだから、不信任案に對して除外例を求めた。早川の考へでは大體不信任案に政治上の理由が一つもないのが怪しからぬと云ふのだ、やむなく早川は除名處分をうけた。原も早川を惜しんだが、何ともならなかつた。

桂の遣り口が如何にも腑に落ちぬ。原は福井を使者にして、今度のヘマの原因をききにやつた。桂は誰か幕僚の献策に基いて、原の肚裏にある言外の言を逆用して、西園寺一人を窮地に陷れたのだ。もはや何の策もない。第一には强行手段をとつて解散をくらはせる、結局內亂でも起つて天下は收拾すべからざるに至り、軍隊と民衆

の衝突なんと云ふ大不祥事に至るであらう。第二の策は、いはずとも知れてゐる、身を殺して仁をなすべし、――これが桂にもたらされた原の意嚮である。正に再停會の日限は今日限りの大正二年二月九日である。桂は曰く、これ迄の桂なら第一の强行手段をとるでもあらうが、今日となつてはもはやそれはやらぬ。第二は、要するに身を殺して仁をなせと云ふであらう、よく解つてゐる。旣に決するところがある、決して國家には餘毒は殘さぬ、原君に感謝する。桂は使者福井に語つた。

かくして二月十日。再停會明の朝、原は福井に對して「原は御心中御察しする、どうか御立派に」と是だけを桂へ電話するやうに命じた。同もなく電話口に現はれた桂の聲、

「有難う、原君もお勇しく」

我一語彼一語。

衆議院は三度の停會。大紛亂。だが――やがて桂内閣は總辭職した。

この大紛亂、大騷動の中でも、原は聲色に亂れがなかつた。彼は如何なる事態が展開してきても、慌てゝ聲を勵ましたりしなかつた。桂内閣辭職の日、院内に於ける足固めの席上などでは猛り狂ふ代議士に向つて、大聲叱呼、皆さん一糸亂れず議場へ！　などと腕を延してさし示すといふやうな、芝居氣すら出したのである、彼には事態の歸趨はちやんと解つてゐながら。

朝寝が問題

彼は朝寝坊といふ事で一般に通つてゐた。外務省通商局長時代にも毎日の出勤がどうしても十一時近くになつて之れが爲め午前事務が捗取らないで屬官が困ると云ふ事が、陸奥外相の耳に入つたところから次官に陞任の時に、もつと早く出勤する事、芝山内から徒歩で來ることを止して斷然馬車を置くこと、並に東京倶樂部のメンバーになる事を條件として出して、其履行を强ひたといふ話まであるのだが、山本内閣時代にも原内務大臣の朝寝が能く問題になつた。首相山本權兵衛伯は夜間早寝をする代りに朝は非常に早い。閣議も歴代内閣の例を破つて午前九時から開かれた、ところが原は定刻に一遍も出たことがない。いつも遲れて十時頃、時にはそれ過ぎにもなる。そこで首相の方からもつと早く出て貰はなければ困るといふ苦情が出る。これに對し原は自分は朝寝をしてる譯でもなければ怠けてる譯でもない。政黨を率ひてゐる身分だから多數政客の訪問に接して遲れるのである。それで困るといふなら自分に構はずどん〳〵議事を進めて貰ひたいと云つた。それではさうしようと云ふ事で原の出席を待たず閣議を進めたは善いが、あとで閣議決定事項中重大なる憲法違反事件あることを原から指摘され慌てゝ取消した。「仕方がない矢張原君を待て開くことにしよう」とそれから又元の通りになつて仕舞つた。

議論で徹夜

第一次西園寺内閣に内務大臣たりし時鐵道國有は斷行されたが、鐵道の主管は遞信省で大臣は山縣伊三郎次官は仲小路廉。その關係から原、仲小路の間に色々な交渉もあり、議論も戰はされたが、原も議論家、仲小路も議論家、どつちも負けてゐない。或日芝公園の邸に仲小路が訪問して來た。夜の十一時頃でそれから議論が始まつて段々烈しくなつて時間も何も忘れて仕舞つてゐると、戶外にコケコーといふ鷄鳴が聞える。時計を見ると午前四時……夜が明けかゝつてゐるので、互に顏見合せて「オヤ〳〵」。

俳句修業

原敬に俳句は、明治大帝崩御時代から作られ初めたらしい。死ぬまでザツと十年。勿論最初は綿入に相違なかつたが、晩年ひどく上達して佳句も亦尠くなくない。例の凝り性と勉強とで修業したのである。俳句をやりたいとなつたが、さて然るべき手引者もない。角田竹冷が手ほどきに行つたが、どうも氣に入らない。田村順之助が師匠になつた。この師匠は死ぬまで師匠だつた。小久保喜七か誰かゞ田村に見て貰つたらどうかと勸めたものらしい。

さて田村が見るに付ては、善しといふまでは他へ發表してはいけない、といふ條件付だ。添削は嚴重を極め、

何時もまつ赤である。弟子は夫れ相當の理窟をこねて、師匠の添削に抗議を申込む。それでも一句の草稿を十度もやりとりしたなどといふ事もある。

後には師匠が朱を入れなくて濟むまでに上達した。單に頭へ再考といれるだけになつた。田村師匠の眼から見ると、原が九州遊説に出かけた時分の句には、なか／＼良い句がある。この時の收獲は約二百句。高田露、柚木慶二等の墓を訪ふて追懷の情を陳べた句もある。

俳書四五冊を抱いて大慈寺畔に眠る逸山、俳句は嗜みとしては一人前になつて死んだ。俳句は熱心だつたが其外のものは、大して熱心ではなかつた。碁は滅多にやらなかつた。うまくなかつた。但し取らうと思ふスミは、大局で負けても必ずとつた。

茶目な俳句

大正四年の大隈内閣における總選擧は、政友會も野黨としての戰とて頗る苦境に立ち、到る所に惡戰苦鬪を演出して獲たるところは、漸く百餘名に過ぎなかつた。

從つて、この選擧においては政友會本部も財政上に大變な苦勞をしたものであつたが、黨員としても原敬の苦しい懷中を氣の毒がつて、自分であちこち奔走しては金をつくり、金の出來た者から順々に本部から姿を消して往つた、ところが、選擧期日が切迫しても構はぬのか、一向に平氣な顏をして何日までも本部から姿を消さぬ者

が一人、それは望月圭介であつた。今でこそ人情大臣とまで噂さるゝ出世振りであるが、その當時は實に赤貧洗ふが如しで、苦勞人と謂はれた望月も清貧には甘んじてゐたものゝ、選擧の金ばかりにはぢれ切つたと見えて、毎日本部にのつそり現れては、誰と語らふと云ふでもなく、たゞ茫然とした顔つきで安樂椅子にふんぞり返つて居たものである。

「また今日も望月がふんぞり返つて居る」

と誰いふとなく私語かれるまでになつた。無論、それは原敬の耳にも入り、望月の屈托振りを直接に見て見ぬ振りをして居たものらしい。

ふと、或る日のこと例の如く望月が天井を見て居るところに、原敬がやつて來て一枚の賴信紙を手渡した、さり氣なく手に取つて見るとその裏面に何か書いてある、俳句らしいものだ。

「花見どき勇み男のはだか哉」

といふ一句である、望月が笑ひながらぢつとそれを讀んで居ると、そこに來たのが野田大塊であつた。

「ほう、こら面白いものを見た、裸は惡かケン、斯うすると宜がたイ」

と云ひながら、傍に在つた硯をひきよせて、無遠慮に原敬の一句を添削してのけた。

「花見どき勇み男のはだし哉」

となつたのである。

茶目な俳句

斯うした上品な茶目氣が原敬にもあつた、世間からは嚴肅な、聰明な人物と思はれて居ながら、實はその一面にはユウモラスな氣分が原敬の血にも流れて居たことは、多くの人が餘り知らぬ所である。蓋し、この茶目句は恐らく明るく揶揄して沈んだ望月の氣を引立てる積りの一句に相違なかつたらう。

俳人振り

原敬がその日記を怠らなかつたことは、よく性格の一面を物語る話だが、同時にまた文筆に對する趣味を說明することでもある。その政治的生涯の多忙の裡において、文筆に親しむことは、よく凡俗の眞似の出來ぬところであるが、更にその趣味は進んで詩歌にまで及んだ。

最初に、原敬は和歌の稽古に沒入した、明治四十四年八月、政友東北大會が盛岡で開催せられた時、その夜、別莊に蟹甲將軍井上角五郎を招き、「研究の爲め一首詠んでくれ」と註文したところ、井上は、

「黃金ふくたゝら山の月影をおのがものとも君は見るらん」

といふ綿入で所感を現した。

「ふうむ、よく出來た、これは宜いよ」

と原敬は感心したさうである、よく出來た歌であるか何うかは別として、たゞ原敬その人の歌人らしさを偲ぶ程度にして置かれたし。

さて、原敬の詩味は三十一文字が性に合はなかつたか、軈て間もなく十七文字の稽古に移つた、田村順之助が添削をしてゐたが、俳名一山と稱しただけに、この方では相當に名吟が出た樣である。

「大海を前に我が家は長閑なり」

など腰越の別莊で詠んだものだ。

その俳句をひねるに際しては、一句また一句、一字の按配と雖もおろそかにせず、推敲の百萬遍を遂げ、「これでは何うか」と云つては田村に見せ、終にはお師匠も添削どころか、一句ごとに感じ入つたものである。徹底的に推敲して田村をして批をうつ餘地なからしめた俳人振りは、ともあれ如何にも原敬らしい。

積極消極の衝突

第二次西園寺內閣時代、當時勸業銀行總裁だつた山本達雄は、大藏大臣として入閣した。原敬は當時も內務大臣。元來原、山本は、それまでにさして親交があつた譯でもない。尤も明治三十四年山本が日本銀行總裁として、下阪した時、當時北濱銀行頭取をやつてゐた原が、銀行屋になつたからよろしく、といふので挨拶しに行つた頃から、兩人はマア個人的に見合ふたといつてもいい位の仲だつた。さて此二人、共に西園寺內閣に入閣はしたが、そも／＼第一回の閣議から意見が衝突した。といふのは、勸銀の後釜を決めなければならぬ。閣議には野田卯太郎が後任として上つてゐる。原が野田を支持してゐるのは言ふまでもない。山本は野田の後任には大反對。元來

勸銀總裁は大藏大臣直轄であつて、その後任問題等は、敢て閣議にかける迄もなく藏相の獨斷專行が許されてゐる。山本が野田に反對の理由は、勿論野田個人に對する愛憎からではない。特殊銀行の總裁など云ふものは、政黨政派以外の人物から求めなければ、弊害が多い。例を外國にとつてもフランス邊りには、中央銀行正副總裁は上下兩院議員たるを得ず、との規定すらある。閣議の席上正面を切つては、事面倒と思つたので、山本はしばらく後任問題は保留の形でおいた。

山本はその翌朝、首相西園寺を訪ね、野田反對說を述べた。首相もそれを諒とし、法相松田と原に話してくれといふ。早速松田に反對說を陳べて諒解を求めたが、松田はしきりに頭をかいて、弱つた〳〵の連發である。ともかく原に會つてみてくれ、原がどういふか、といふやうな譯で、松田は要領を得ない。轉じて原に會つたところが、政黨員でも一向差支へない、と固く自說をとつて動かぬ。忽ち意見不一致を來した。

野田は桂の所へも連絡が密接であるから、野田を据えておけば、君も何かと都合がいいではないか、とあべこべに、山本が說得されやうとする。それはいけない、侯私混同は以ての外だ。といふ事で、原山本の意見はどこまでいつても合致どころか、依然平行線である。公井上馨もこれを聞いて、心痛の餘り、居中調停を執らんと申出たほどだが、まアどうやらこの問題も大した火の手とならず、結局志村源太郎が後任勸銀總裁に收まつた。この穴埋めといふ意味かどうか、野田は其後、吉原三郎の總裁を扶けて、東拓副總裁になつた。

第一次の衝突は、まづよがつたが、更に第二のもつと大きな衝突が起つた。內相原は積極政策をとつて大いに

新規要求をした。藏相山本は斷然反對である。日露戰後經營のため、是非とも大緊縮政策でなければならぬと考へ、内相兼鐵道院總裁たりし原の鐵道建設改良費に大削減を加へ、その他各省とも新規要求に對しては大釜鉞を加へられた。サア、かうなると討論數次、互に自說を執つて動かない。將來大いに積極政策をとらんがための暫しの緊縮である。今にして緊縮政策をとらなければ財政上由々敷重大問題が發生する。といふのが山本の立前である。

とう／＼松田正久が山本を下二番町の私邸に訪ねた。何とか考へてくれないか、通らなければ原はやめると云つてゐるが、といふ話。いかに言はれても、何ともならぬ。だが、自分は首相に推薦せられて、藏相となつたのだから、小にしては侯西園寺のため、大は國家將來のために緊縮政策を執るのである。但し西侯にして積極政策を執れ、といはるゝならば自說を飜してもよい、山本は決心して言つた。

松田は西園寺へ行つた。山本に任してある以上、どうも彼の緊縮方針を矯める譯にはいくまい。これが西園寺の返事。結局、西園寺が原を說得して、緊縮方針が通つた。山本は一度言ひだせば仲々きかぬ。原は思ふ所あつてか、しきりに屈伸性を發揮する。この二人が、遂に原を首相とする同じ舟にのり合せる事になつた。原を首班とする平民内閣、しかし今度は緊縮方針の山本は農商務へ廻り、積極政策の高橋是清が大藏へ廻つた。原も經驗から割りだして考へたであらう。

寺内内閣は米價問題で倒れたと云つても宜い、從つてこの社會的政治問題を解決することが原内閣當面の問題

でもあつた。そこで原內閣組閣後直ちにその善後策協議に移つたものであつた。

「內地米買上の如きは一時の彌縫策で、商人の私腹を肥す足にこそなれ、決して根本的の解決法ではない、故に外米移入を斷行して數量調節に據るが一番である」と主張したのは農相山本であつた。

「いや、暴利取締令を用ゆれば宜しい、買上げるに限る」と反對したのは藏相高橋であつた。首相原もまた高橋說であつた。斯くと見た山本農相は、「斯くては所管大臣として當面の責任が持てぬから、この際斷然私は辭職したいと思ふ」と切出した。

原は考へた。

原と山本とは同じ西園寺門下から出て二人共に相雁行して來た仲であるが、その性格は決して相容るゝことを許さなかつた。露骨に云へば原は內心では頗る山本を取扱ひにくい男と思つてゐたらしい。しかし原は山本の才幹を認めて居たから互に敵意を挾む樣な仕打は見せなかつた。「憎惡は私情である、政治は公のものである」と云つて居た原は、山本に向つては一言の皮肉すら並べたことはなかつた。しかし、機會と口實とさへ有れば、小敵と雖も追ふのが人情である。しかも山本農相は辭職を申出た、他の閣僚は原が何と應ずるか固唾を呑んだ。

「宜しい、では僕も罷める、君が辭職するといふことは當然に僕の責任であり、僕の辭職と同一である」

さう云ひ出した原の面上には熱意が漲つて居た、閣僚は愕然とした。その場が肅然としたのを靜かに見極めて

口を開いた原が何を云ふかと思へば、

「宜しい、外米移入に決定する」

の凜然たる一言であつた。此一言或ひは疑へば原ゝ策であつたかも知れぬが、ワキ師に廻つたのは原の扱ひにくいと思つてゐた山本達雄である、原の眞意に表も裏もありやうはなかつた。だから聰明な山本がすつかり原に感心しその幕下において心から働いたのも原の眞意がよめたからであらう。

總裁就任顚末

大隈内閣成立後、野黨になつて見ると、政友會は黨勢を維持して行くのには、總裁を置かなければいけない。それには他に適當な人がないから西園寺侯に再び總裁になつてもらはう、と云ふ希望が黨の全體の意見としてみなぎつて來た。そこで幹部は原敬を直接西園寺のところへたのみにやつて黨の希望を傳へさそうといふことに議がきまつた。

ちやうどその頃郷里の盛岡に歸つてゐた原を呼び返して、直ぐに京都の西園寺のところへやつたところが、西侯、さきに總裁を辭した當時、黨籍も離れた筈だから今更總裁になる譯にはいかないと云ふことで、どうしても聞き届けない。そこで原も當惑したと見えて、政友會の黨則には前總裁が總裁の後繼者を指名すると云ふことになつてゐるから、侯から一つ總裁の後繼者を指名していたゞきたいといつたところ、西園寺のいふのには、政

友會の黨則には何んとあらうと、自分はすでに政友會員でないから今更指名する譯にいかぬ。しかし君の參考のために自分の考へを聞きたいといふのなら話すが、それは原君、君が總裁になつたらよからう、といふ。原が京都に行つた後から幹部も續々京都に押しかけて行つたのだが、原が西園寺のところから歸つて來てその報告を聞くために「杉の井」に幹部は集まつた。その時高橋是清は大阪で演說をしてゐたが、早速幹部の集まりに出かけた。原から西侯との會見の顛末を報告し「西園寺侯はどうしても總裁になることを承諾されなかつた。そして私に總裁になれといはれた」といつたところが、滿座の誰れ一人それについて贊成とも反對とも一語も發するものがない始末だ。

何しろその當時は原が黨務を統べてはゐたものゝ、まさか總裁に推さうといふやうな氣持をもつてゐたものは幹部中にはゐなかつたものと見えたが、たゞ獨り高橋は、「自分は政友會に入つてまだ日が淺いから甚だ僭越だと思ふが、原君は長い間黨務に熱心に努力して來てゐるし、總裁として適任だと思ふ。殊に西園寺侯も原君を推して居られるのだからこの場合原君に總裁になつてもらうのが、最も適當であると思ふ」と、口を切つたものだから、一同も漸くそれに贊成した。そこでいよ〳〵原が政友會の總裁に就任することになつたのだ。その頃の幹部の古顏といふのが、大岡育造、岡崎邦輔、元田肇、杉田定一、伊藤大八、奥繁三郎等であつた。總裁となつた原もはじめは中々苦勞した。

政爭の具には供せぬ外交問題

秕政百出、天下の民心悉く大隈内閣を離れたと見るや、原は最後の止めをさすべく、野黨時代に只二度の大隈内閣彈劾演說を試みた。第卅六、七兩度の衆議院本會議である。卅六議會のが所謂大隈内閣の對支二十一箇條要求に基く失敗糺彈である。野黨としては原に立つて貰ひたい、ところが原は頗る二の足をふんでゐる。幹部連中や神田清兵衛などが主として陣頭に立たん事を勸めた。最近の外交の内奥は知らず、それに演說が下手だから味噌をつけて政友會の聲價を墜しても困りものだ、といふやうな譯で、仲々立たうといはない。演說の下手上手は問題にならない、是非やつてくれと云ふやうな譯で、京都大學にゐた湖南内藤虎次郎博士を呼んで、最近支那事情の機微を話して貰つた。原と内藤は夜の三時頃まで話した。内藤の話したことを稻葉君山が原稿に纏めて、尨大な材料になつた。これですつかり陣立は出來た。

いよ〳〵原は立つて彈劾演說をやつたが、あれほど念を入れて用意した對支外交については、細かいことは一つも言はず、單に外交の事は憂慮に堪えぬと言つた許り。どう云ふ譯だらうと、後で神田が問訊したところが、原は外交の事を政爭の具に供するのは宜しくない、但しやり方がいゝか惡いかは言つても差支ない、だから大隈外交は間違つてゐると言つたが、あの時若しも外相加藤高明が、ではどこが惡いかと逆襲して、先方から政爭の具に供して來た場合には、あの材料を使つて、細かく、やつつける積りであつた。加藤もそこまで深入をしてこな

かつたから、浩翰なあの材料も使はずに濟んだ、と語つた。

「原のやうな總務をつけて呉れ」

原敬が第三代政友會總裁になつた當時は、黨内に於てもさして彼を總裁としてたてる者も尠なかつた。元田肇にしろ、大岡育造にしろ、大抵は同僚であり、しかも政黨人としては先輩だといふ肚があるから、誰も君づけで、貫錄をつけてやらうともしない。

硯海大岡は、新米總裁の下で、元田、奥田（義人）と共に總務。ところがこの總務はさつぱり仕事がなくて暇で仕方がない。一流の顋をなでてえへら／＼する態度で、家にこもつて許りゐた。ゐたのではない、ゐさせられた、といふ氣であつたかも知れぬ。一日、福井三郎がたづねた。

「いよう、豪傑、よくおいでなすつたね。お側勤めがお忙しいと見えて、さつぱり御見限りぢやないか。どうだい、大將の御機嫌は。」

といふやうな譯で、原の下で飛廻つてゐる福井を冷かしにかゝつた。

「八代將軍吉宗にだナ、駒杵備中守といふ側役があつたがね。この男が仲々の利發者で、早耳で、實にこまめに動き廻つて忠勤をぬきんでたが、その爲めに吉宗の聰明を彌益さしめたといふが、すくなくとも君がだね、この駒杵備中守でありたいね」

ニヤ〳〵しながら頤をなでる硯海。

「下は小使の仕事から上は總裁の大任まで。さぞ大將もお骨折のこつたらうよ。この頃ぢや一日に五十人からの面會者に、一々應接するつてえぢやないか。とても耐るまいよ。神經衰弱にならあな。おかげで總務は暇で暇で、まるで門前雀羅の光景さ。西園寺總裁の時はさうぢやなかつたがね 鷹揚なもんで、偶に人と會へば花鳥風月の清談さ。埃くさい話なら、松田へ、原へ、といふ鹽梅でね。總裁はかうありたいね。原君に會つたら、さう言ひ給へ、そんなに忙しくては體に障りますとな」「君の話だとして言つてもいゝか」「あゝいいとも。僕が言つたと言ひ給へ」

注進役はさつそく原の處へでかけた。珍談がありますよといふのがまくらで、大岡嫌味の一條を聞かせたものだ。聞かされる方もさるもの、にや〳〵してゐる。

「まつたくその通り。我輩も實は堪らんよ。西園寺侯はまるで神樣のやうな總裁だつたさ。鷹揚なもので超然として花鳥風月さ。ところが、この神樣總裁の左右には、松田、原といふ總務がゐたからね。我輩の希望も神樣みたいな總裁になりたいよ。だが我輩には松田、原といふ兩總務がゐない。仕樣事なしに、下足番みたいに忙しいよ。大岡にさう言つてくれ給へ。我輩も神樣みたいな總裁になりたいから、まづ松田、原といふ總務をつくつてくれとね」

福井はまた歸り路に大岡をたづねた。

「原のやうな總務をつけて呉れ」

「どうだつたい、大將參つただらう」「うんにや、參らん。君の言分に輪をかけてけしかけたが、却つて此方が參つた」「どういふ譯だい」「松田、原のやうな總務をまづ、つくつてくれだとよ。そしたら神樣みたいな總裁になれる……」

「ウーム……」硯海はうなつた「……偉い！」

彼は感にたえて、憮然とした。この時以來大岡は原を總裁として、同僚としてゞなく、たてるやうになつた。

後援會は要らない

總裁になつた當初は黨の內外に信望未だ洽くなかつたので黨員幷に知友で原後援會なるものを組織せんとし之を原にはかつた。喜ぶかと思ひの外、彼は言下に拒絕した。「そんなものは入らない。我輩は五十人や百人の後援は受けぬ。國民の後援を受けるんだ」と、而して尾崎行雄、犬養毅が學堂會や木堂會を組織して喜んでゐるのを冷笑してゐたさうだ。

一諾千金

所謂朝鮮二個師團增設問題は、依然として寺內內閣をも苦しめた。むしろ、寺內首相以上に軍部關係者は頗る苦慮する、一方においては、密かに暗中飛躍を續けたものであつた。無論、この際における政府側唯一の望みは政

友會の態度如何に在り、就中、原敬の進退に關しては全力を傾倒し盡したものだつた、時の陸相大島健一は幾度も芝公園の原邸を訪ね、政情の推移に從つては懇談したらしい。その度に、原の態度はいつも明快なものであつたから、軍部の人々はその一言に深く信頼し、善惡いづれの場合においても、原の然諾に據つて後圖を廻らした程だといふ。

しかし、原は決して多くを語らなかつた、たゞ問題の眼目に就いてのみ、率直に、明確に、力ある挨拶をするといふ風であつた。「宜しい、承知しました」と、たゞ是だけの場合すらあつたが、實にその一諾は千金の値があり、軍部の人々はその政治家らしい態度と、一諾を重んじて如何に政友會内部を纒めて往つたかに就いて、常に感歎して居たものだといふ。

總裁の命令

大岡育造が第二回目の議長當選に際して、その直前議長の椅子を廻つて政友會に一大抗爭が行はれた。既に、大岡育造は一回でも議長を勤めたのであるから、人心を新にするのと黨勢擴張の意味とに於て新人を選んだが宜いといふのが抗爭の表面的理由であつたが、内實は、反大岡熱の餘波であると同時に、從來の幹部非幹部兩派暗鬪の結果であつた。

非幹部派としては、北信を中心に關東、東北、北海道、四國、東海の諸團體が有志の名に於て小川平吉を推薦

するに一致したが、九州と中國とだけは大岡育造を擁護した、小川一派は赤坂のひさご家に事務所まで設け、小泉策太郎・三土忠造、田邊熊一、小林源藏等が中心となつて殆んど政友會の過半數を牛耳るの形勢を示した。

斯くて、政友會總會は將に開かれんとした前日の夜、原總裁は中橋德五郎を田邊熊一の許に說服に遣つたのが午前三時といふ深夜であり、小林源藏が口說かれたのが午前五時であつたが、横田千之助の關東派が軟化したのみで小川派はこれに屈しなかつた爲め、午前十一時開會の會議が午後四時までも開くことが出來ず、各團體の領袖は續々として總裁邸に喚出された。

「君等の主張も一理はある、けれども、議長といふものは年功と德望とに據つて勤まるもので、小川は我が黨の優秀なる鬪士である。それが議場整理の如き椅子につかせて小便の仕度いのも我慢せねばならぬ樣な仕事はさせられぬ、小川の如き男は議長以上に必要な人間である」

と云つて原敬は說服に努めた。

「總裁、それは命令であるか又は我々に對する注意でありますか」

と誰か尋ねたところ、原敬は即刻決然として答へた。

「命令である」

命令である以上は信服せねばならぬと云ふので、忽ち小川一派の各團體代表は初志を飜して全會一致大岡を推選するに決定したものである。

これは原敬が一代の黨員壓迫として當時黨員の間に評判せられたが、如何なる壓迫や命令と雖も忽ちにして信服せらるゝには大きな理由があつた。それ迄の政友會は、原總裁に認められたものばかりが幹部を連續的に勤め、一幹事に指名せらるゝことは實に黨員の出世免許狀とさへ云はれて居た。從つてその選に漏れた者の幹部に對する反感は全黨員の間に根を張つて居たから、偶々、これが議長選擧に爆發したのであつたけれども、原敬はこの間の消息と呼吸とを完全に呑込んで居たから、その人材に應じて黨員を適所に用ゆることを忘れなかつた。原敬が一つの言責を與ふれば、何れの日にか必ずそれは實現した、これが斯樣な際に黨員が、一言の下に信服する理由でもあつた。果して、その後間もなく小川平吉は國勢院總裁に任命せられたものである。

選擧には別人の如し

胸には奇策縱横を秘めながら、表には温情柔和。それだけ一面においてに、原敬に接近する人々の中で、彼が怒つたといふことを知らぬ、就中、怒り心頭に發した樣子などは誰一人見たことは無かつた。

寺内内閣は議會を解散した、總選擧となつた寺内首相は原と握手したとはいへ、また信頼すべき自己の第三黨の必要を感じた、その目的で政府の候補者は方々に出現した。ところが、不用意にも何地方であつたか、中立候補として出たものゝ、それが政友會の地盤であつたから耐らない、原がその中立候補が官立であることを發見するや、書記官長兒玉秀雄は忽ち原に喚びつけられた。

彼は烈火の如く怒つて居る。見たこともない有樣である。何人と雖も面喰ふほどにかん〳〵になつて居る。

「勝手にしろ、やるならやれ」

散々に毒づいたあげくがこの捨ぜりふ一つ、原の捨ぜりふほど恐しいものは無かつたのである。こんな事が二三回あつたが、實に選擧のことゝいふと、まるで別人の如くなつて、全く恐しい程凄かつた。その怒つた時の聲はいくらか鼻にかゝつたかん聲で、口にする文句は喩へ樣もない凄さで、荒々しい、平素の原敬とはとても似つかぬものであつた。

低氣壓の徴候

原敬と雖も決して聖人ではない、怒らぬまでも不機嫌なことくらひは有り得る話である。ところが、その不機嫌さもたゞ單に常人の如き不機嫌さならば、何とか對抗策もあるけれど、原の不機嫌さは全く手のつけられぬ暴風の如き威力を持つて居た。巧まずして人を壓し、作らずして人を恐れしめる底のものであつた。特に、その時その場合に應じて口にする文句は、實に言々肺腑を抉るが如き凄味と鋭鋒とを潜めて人に迫つた、それだから何人も原の爲人を知る者は、この低氣襲來を警戒して居た。

彼が不機嫌になりかけた時、その口は恰も金魚のそれの如くに動き出す。小刻みに、速く、その間から金屬性のかん聲が鋭く流れて來る。それは未だ宜いとして、次には手巾を無雜作に取出して鼻をこすり始める、斯うして

手巾が鼻の上で活動し始めたなら、もう萬事休矣である。いや、手巾が取出されるは未だ猶ほ宜いとして、その名調子の捨ぜりふが口をついて出るに至つては、最早如何とも納めんに納め樣がなかつたものである。捨鉢的な自暴自棄的な、その捨ぜりふには名狀仕難ひ力が籠つて居たといふ。

それで寺内首相などは、この金魚の口付きと手巾とを、とても警戒したものらしいが、外交調査會でシベリア出兵が問題となつた際には、金魚の口と手巾と捨ぜりふとが忽ちの間に起つて、さすが寺内首相もその反對をあしらひかねたものである。よく、原敬は議場において壇上から憲政會を睨みながら、口をとがらして早口に云ひ、時に手巾を鼻の上に活躍させたものだが、大概の人がこれを彼の癖か、或ひは故意にやることと位にしか思つて居なかつた樣である、が、實は低氣壓の襲來だつたのである。

組閣の前後

大正七年九月二十九日、原敬が、内閣を組織したことに就ては、素より、彼の力量識見と、大政黨の總裁たりし位地資格によることは、云ふまでもないが、最も力強く彼を推輓した人は、西園寺侯に次で山縣公も亦その一人であつた　此間の裏面的事情を、最も早く知つて居た人は、横田千之助、松本剛吉である。

寺内内閣の運命蹙まる

大正七年八月初旬、俄然、富山縣下に勃發した米騷動は、日ならずして、全國二府十七縣に波及するに及んで、善政主義を大旆として立つた寺内内閣も、遂に最後の難關に逢着し、其基礎は根柢に於て、崩壞の兆を呈するに至つた。當時、元老中の首位に在つた山縣は、風塵を小田原の古稀庵に避けて、表面自適高臥の態を裝つて居たが、水鳥の足にひまなき思を、世相の推移、政情の變轉に馳せて、事々に注視を怠らなかつたのである。特に古稀庵に出入を許されて居た松本剛吉が、例によつて、伺候すると、山縣の機嫌が頗る常と異つて居る。山縣は、米騷動に對する緩漫な政府の施設を痛罵した後、熾んに卓を叩いて、對支政策を攻擊して

「支那に許した借款は、愚の骨頂である。實に政府に人が無いのは殘念である、君は東京に歸つたら、田に來るやうに傳へてくれ。」

と言ふので、松本は、即日歸京して、山縣の談話を田遞相に傳へた。田は、約を履んで、古稀庵に行つた。山縣は、最も率直な態度で「事こゝに到つては、道は二つよりない。政府は、改造をやるか、總辭職を行ふか、たゞそれだけである」と、言ふのであつた。田は、松本から、豫じめ、山縣の肚裡を聽いて居たには、聽いて居たが、この深刻な論斷には、全く答ふる術を知らなかつた。唯「閣下の御意見を體し、歸京後及ばずながら、善後の措置を講じて見ませう。」

と、酬ひて、即日歸京した。そして克明な遞相は、其夜寢もやらで、ひとり對策を練つた上、首相に會つて古稀庵に於ける交談の委曲を語り、之が對策として起草した自己の意見書を示すと、首相は、之を一讀した後、徐ろ

に桂冠の意を仄めかすのであつた。寺内の肚が、總辭職であると、明らかに洞見することの出來た田は、事已に去ると感じ乍ら、遞相官邸に歸るや、また松本と共に、愈々總辭職に伴ふ善後措置、後繼内閣に對する希望等々に就て、凝議を怠らなかつた。田遞相と、斯く打合せを遂げた松本は連日、當時の政友會幹事長横田千之助と、密議を凝らし、更に子爵平田東助と隔意なき談合を遂げて居た。

斯かる政局の危機に際して、原敬は、遠く郷里盛岡に歸省中であつた。故に假令横田幹事長其他から、日々情報を接受して居たとは云ひ乍ら、デリケートな、政情の轉回に就て、親しく觀、親しく斷ずるに、頗る不利な地理的關係に禍されて居た。されば、二十二日朝、松本が古稀庵往訪の顛末を齎らして歸京し、田、平田と會談の後、横田にも、其經緯を移すと、横田は、卽夜盛岡に向ひ、原と熟議した。

山縣公意中の人は原總裁

九月に入ると、原は盛岡から歸京した。政友會總裁としての彼の歸京は、少なからず天下の耳目を騷がせたが、彼は歸京當日、寺内首相と其官邸に要談した後、また飄然都門を去り、腰越の別墅に高臥する人となつて仕舞つた。寺内と原との會談は、如何なる程度まで、突込んだものであつたか、正確には知られて居ないが、少なくとも、寺内が辭意を表明したことだけは明らかである。一方松本剛吉は古稀庵に山縣を見ると、山縣の口から、後繼内閣の首班たる人物如何の問題が提唱され、西園寺、平田、原等々が俎上に置かれたが、山縣の意中も亦原

に相當傾倒するものありと、松本は觀測した。松本は、朧ろ氣ながら、山縣の意中を察知したので、腰越に原を訪れ、古稀庵の談話を移し、歸途大浦兼武の隱栖を訪ね、細さに政情の一般を告げ、且、山縣の談話を傳へると、大浦は言下に「此際西園寺公も、平田も、決して總理の大任は御受しまい。矢張り、原を措いては他に適任者はない、と吾輩は思ふ」と、斷案を下すのであつた。後、松本は、古稀庵に赴いて、大浦訪問のことを告げると、山縣は、

「大浦は、何と云つて居つた」

「原さんを措いて、他に後繼内閣の首班たるべき適材は、なからうと云つて居られました」

松本は、ありのまゝを語ると、山縣は、人差指で卓を叩いて、

「大浦は原がよいと云つて居つたか、松本ッ、大浦はまだぼけて居らんな」

彼の指は、再び卓を打つたのである。山縣に接した人は、誰も知つて居ることであるが、彼が激情を迸らせる際には、吃度、人差指で卓子を叩く習慣があつた。木戸御免のやうな松本は、素より此事を知りぬいて居ただけに、はやくも山縣の意中、原敬を後繼内閣の首相に奏薦する念が、明らかに動いてゐると見てとつた。山縣の心證を確かに攫み得た松本は、此日直ちに、腰越に赴き、原に委曲を報ずべく、俥を驅つた。豫てその來訪を心待ちして居たものか、原は、自ら松本を山の上の見晴し臺に誘ふのであつた。無雑作に浴衣を着た原は庭下駄を引ずり乍ら、大きな澁團扇を手にしつゝ、徑に張つた蜘蛛の巣を拂ひながら、先に立つて松本を案内し、由井ケ濱

を眼下に見下ろす、亭の所までくると、榻を松本にすゝめながら、

「こゝは、誰れも來ぬから、何を話しても洩れる氣遣ひはない。併し何分にも蚊が多いのでなあ」

と、手にした大團扇でハタ〳〵と、松本が腰を下した榻のあたりを煽ぎ乍ら、原は口を切るのであつた。殘暑の折柄とは云へ夕陽既に彼方の山稜に沒して、海心から、起こるそよの風が、新涼のすが〳〵しさを、主客の對座するあたりに吹き送つた。松本は、乃ち、

「山縣公の意中の人は、愈々あなたであることを確かめました。それは大浦さんが「原君以外に人はない」と、私に言はれたことを私から老公に申上げた時、公は「大浦はぼけて居らんな」と圖らず口走られたので、私はハツと感付いた譯なのです」

と、告げると、原は心ろもち、あの太い眉毛を動かしたのみで、

「君の情報は、何時も正しいので、非常に有り難い。大浦君が吾輩を推して居るなど云ふことは、全く初耳である」

と、物靜かに答へたので、松本は、

「あなたは此際特に、自重されることが、肝腎であります。今、少時、上京せられずに、此所に風塵を避けられることが、よからうかと思はれます」

「重ね〳〵の御注意を感謝する、此上とも情報を煩はしたい。さあ話がすんだら下へ行つて、御茶でも獻じやう

か」

此政變に際し、幾多の情報は、諸方から稲村ケ崎に、悠々自適する原に、齎らされたには違ひなかつたらうが、山縣の意中を讀み、速耳を彼に入れたのは、松本の功であつたらしい。

松本の腰越訪問頃から、政局は急轉の色を示し、寺内首相は、閣員の辭表を取纏め、遂に、闕下に骸骨を乞ふに到つたのである。

西園寺侯の拜辭するまで

寺内内閣は、こゝに愈々總辭職を決行したので、畏こき邊りの御召により、元老會議は當然開かるべく期待され、果して何人が、御下問に對して、元老の奏薦を蒙るべきかゞ、當面の問題となつたのである。既に此時、古稀庵に在つた山縣は、上京して五番町なる新椿山莊に入つた。二十二日、聖上は、各元老を宮中に召させられて、後繼内閣の組織に關し、御下問あらせらるゝことゝなつた。此際、山縣公、松方、西園寺兩侯の他に、大隈侯並びに平田子も、亦初めて御召を蒙つたのであつた。愈元老元勳が、會同して、組閣適任者を奏薦することゝなると、當の西園寺を除き、悉く同侯を奏薦することに一決し、遂に其旨を言上することになつた　西園寺は、素より政權に對し何等の執着をも、持つて居なかつただけに、この奏薦の次第を知ると、直ちに宮中を退下し其まゝ駿河臺の本邸にも、宿泊を約したステーションホテルにも入ることなく、何所へか姿を消して仕舞つた。此

日に於ける西園寺の韜晦振については、原、平田及松本を除いては、殆ど誰れも、其居所を知らなかつた程、巧みであつたと傳へられて居るが、事實西園寺は政界の耳目を避けて、一夜を麻布なる嗣子八郎の邸に過したのであつた。二十三日、組閣の大命は、果して西侯に下り、命を拜した彼は直ちにステーションホテルに入つた。原と山本達雄が此日侯をホテルの居室に訪問した時には、既に侯は大命を拜辭する決心を打明けたのであつた。次で自動車を命じた西園寺は、新聞記者看視の間を、悠然と五番町の山縣邸及び三田の松方邸を歷訪したが、此際侯は兩元老に對し大命拜辭の意を披瀝すると共に、原政友會總裁か、然らざれば平田東助子が、時局收拾の適任者であることを强調した。

此日西園寺に大命が降下するや、最も活潑に、彼と各元老との間を東奔西走したのは、平田子其人であつた。子は素西侯が政權に恬淡であることを知悉して居たが、愈々大命降下となるや、極力侯をして組閣を完ふし、輔弼の任に就かしむべく、熱意を以て、侯を說くに努めた。併し、子が、ステーションホテルに侯と會見するに及び却つて侯から、

「私は畏こき組閣の御諚を拜したが、此際私自ら健康に省みても適任でないと思ふから、御辭退申上げる決心である。寧ろ貴下のやうな閱歷に富み且重厚な人格者が時局拾收の適材であらうと思はれるが」

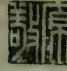
と、逆襲を蒙つたのである。平田は、政權に何等の野心を藏して居なかつたばかりでなく、曾て白根專一と其最後の病床に誓つたことがある。其際白根は、平田の手を握つて「山縣の幕下には、多くの人材が集まつて居る

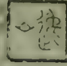
が、自分の見るところでは、君と大浦とが雙璧である。將來君は山縣の蕭何となり、大浦は韓信となり、力を合せて、山縣を扶けなければいけない。何うか山縣の先途を見とゞけて欲しい、吃度賴んだ」と遺言したので、平田は「其點は必ず安心してくれ」と、瞑目せんとする白根の手を固く握り返して、誓を立てゝ居る。爾來、平田は成る可く表面に立つ仕事を避け、山縣を扶けて、彼をして大過なからしめるに努めた。その誓があるだけに、假令西園寺の勸めでも、平田は表立つて臺閣の人となることを、肯なはなかつたのである。それで、西園寺の逆襲に酬ひて、

「若し閣下が、大命を拜辭せらるゝ、と、云ふことであれば、閣下には他にも御意中の人が御座らう、私の如き政黨の後援なき者の、出る幕でないのみならず、閣下以上に私の健康は、大任に當るに堪えないのです」

と答へた。平田は、山縣並に西園寺の意中は、原に在ると知つて居たゞけに斯う答へたものと察し得られる。此日のステーションホテルは政界大小の要人の織るが如き來往の地となつたが、原は西園寺との會談後、一旦、芝公園の政友會本部に引取り、夕刻に至り本部に隣する自邸に戻ると、夫人にも行先を示さず、飄然として、何處へか姿を晦まして仕舞つたのである、總裁と云ふ中心人物が行方不明となつて仕舞つたので、本部に集まつた幹部は、全く困惑して、四方八方に問ひ合せもし、捜索を試みもしたが、夫人さへ知らない位だから、皆目其在り家を發見することが出來なかつた。然るに、當の原は、秘かに某所に潜そみ、深更、麻布の西園寺八郎の邸に赴き、西園寺侯と密議を凝らし、其夜は再び其所のかくれ家に戻り、翌二十四日漸く、本邸に歸つたと云ふ事實が







後に至つて判明したと云ふことである。此時の原の韜晦振は、流石の横田千之助すらも、居所を突とめることが出來なかつた程、巧妙であつたが、松本剛吉だけが、巧みにそれを臭ぎつけ、横田に知らせると、横田は「流石蛇の道は蛇だ」と、松本の烱眼に、恐れ入つたと云ふことである。

遂に大命降下

九月二十五日、大命を拜辭すべく、西園寺は參内した。而して、御前に咫尺し、多病職に當り難き旨を奏上して、御宥免を願つた。

彼の拜辭と共に、聖上は、再び元老を召さるゝこととなり、翌二十六日、山縣、松方、西園寺の三人は、再び牡丹の間に於て、會議を開き原敬を奏薦したのである。原は二十七日に參内して、組閣の大命を拜受した。事ここに到るまでには、松本や、横田なども呼應して山縣、西園寺及平田の間を驅け廻つた。

因みに遺憾にも内閣成立の翌三十日、大浦兼武が、鎌倉の隱棲に於て、物故したことである。彼は大隈内閣の中葉高松事件に坐し、隱居を餘儀なくされて以來、僅かに一回、人目を忍んで古稀庵に師父山縣を訪問（大正六年二月二十七日）した以外は、全く世と絕つて、謹愼を續けて居た。其間せめても、宮中への御機嫌奉伺を許さるべき身分を恢復させてやりたいと、云ふ山縣の意中を察知して、彼の爲めに奔走を辭さなかつたのは、横田千之助であり、原も亦其實現を望んで居たのであつた。原内閣成立後、大浦に天壽があつたならば、必ずや、原首

相の盡力によつて、大浦は日蔭の身で淋しく、白玉樓中の人とはならなかつたであらう。そして、原亦此一事は特に遺憾に思つて居たに違ひなからう。

もつと惡黨になれ

最初の平民内閣にも大臣病熱の高い中に、それ相當の苦慮もあり、暗鬪のあつたのも當然であらう。大命拜受後、元田肇も原に招かれた。振り當てられたのは、元田にとつては意外にも文部省である。元田は卽座に謝絕した。だが切なる勸說に從ひ、元田もその日は承諾して歸つた。ところが、他方に於ける所謂大臣病患者の明暗兩道の運動は愈々益々猛烈になつてきた。もはや限られた椅子には一々收容しきれるものでない。厭だといふ元田に强ひても文部の椅子をおし付けても置かれぬ狀勢となつた。で、元田は居殘り、留守を預ることとなつた。

尤もそのまゝ差しおく譯にもいかないところから、原は元田を外交調査委員に奏薦することに決し、その旨を元田に傳へた。外交調査委員は勿論親任で、當時、後藤新平子、寺內正毅伯、元田の三人が奏請されることになつてをり、委員會の顏觸は總理大臣級許り。伴食大臣の椅子とは譯が違ふ。ところが、どこから出たか直ぐ新聞にもれた。さあ原は元田に君が洩らしたゞらうといふ、元田は元田で、斷じてそんなことはないと突つ張る。そんな譯で一度ならず二度迄も延期、沙汰やみとなつた。淸廉一徹、政界の人格者を以て自他共に許す國東元田、

洩らしもしないことを洩らしたと誣ひられ、しかも一度ならず二度までも、總理自身の口からでた外調委員奏薦の事が延び々々になつてゐる、その上に組閣に付いての不平もある。元田も堪り兼ねて原につめよつた。

「何んだかんだと、君は自分で言だひしたことを延べて許り居る。あんまり友誼甲斐がないではないか。僕の方からしてくれと申出たものではないのだ。總理たる君が奏薦するのに何の拘束せらるゝところがあるか、何故あつてそんな變改ばかりするのだ」

すると、原は顧みて他を言つた。

「君は我輩を信じないのか」

「何を言ふか！　信ずるも信じないも、今更になつておかしいぢやないか。信じてゐればこそ、朝に晩にかうやつて來るではないか。信不信はこの場合の問題ぢやない」

「然らば、君は人を知らざるも甚だしい。君は最初に文部の役不足を云ふたではないか。君は内務へ廻るのを最初から當然のやうに思ふとつたであらう。然るにだ、他方に於ける狀勢を知らんのだ。全支部を舉げて猛烈な運動を續けてゐる者がある。それを押しのけて、君の希望を容れるだけの力が、我輩にはないのだ。早い話が君はあまりに高潔すぎるよ。人格の崇高なる點では、我輩三舍を避けて敬服する。然しだ、君は正直一方で、政界が漕ぎぬけていかれない事を知らぬ。もつと表ばかり見ないで、裏も見た方がいゝ。現に君と机を並べてゐる同輩の中にも、君の邪魔手となつたものすらある。もう少し惡黨になるやうに忠告したい。政界は高潔一方ではいけ

ないよ」

原は縷々と元田を内務に廻せなかつた表裏を說いて、最後に忠言を試みた。

「忠言は受け入れるが、どうもゝう五十を過ぎて性格の定まつたものを、今更どうしようもないが、まあさう云ふ譯なら、今後は大いに氣をつける事にしよう」

こんな結果で、二人は別れた。

元田は淸の中に淸をとり入れる人、原は淸濁併吞む人、互に依倚しあつてやつてはきたが、もと〳〵元田は政黨内の長老、原は外交畑から出て、政友會入りをした、謂はゞ、元田から見れば政黨的には後輩である。だから、元田も原に向つて、政黨員としては松田(正久)君に拂ふほどの敬意は、君に拂ふ譯にはいかない、と直言してゐた程である。とはいへ、淸廉一徹の元田はよく原をのみ込んで、共に馳驅してきたのである。

床次入閣の經緯

原が組閣について苦心の結果、略々閣臣内定を見、新聞號外が麗々しく最初の平民内閣の顏觸を豫報した時である。その中には何處を探しても床次竹二郎の顏觸がでゝゐない。さあ收まらないのは床次黨である。毎日三四十人詰めかけてゐる家の子郎黨は氣が氣でない。御大將の許で待ちあぐんでゐるけれども何の音沙汰もない、しかも日は迫つて親任式も明日に迫るといふ前夜がきた。さすがに床次も一語も發しない「先生、どうしたでせう、

ほんとうに何もないのですか」氣が氣でない郎黨達は、床次に同じ事を幾度きくかわからない。その度毎に床次は默然として、多くを言はないが、事實原から何の音沙汰のない事だけは肯定した。立ち騷ぐ家の子を氣の毒と思つてか、床次も、

「まあいゝではないか。僕はまだ年も若いし、これから何とでもなるだらうよ。今度はまあいゝではないか」

と自ら諦めたやうな事を洩して、逸る郎黨を慰める。頼りない事夥しい。床次黨の一人、小野瀨不二人はとても座に耐えない。床次入閣を信じて疑はなかつた彼は、どうにもじつとしてゐられなくて、とぼ／＼自宅へ歸つた。すると原にも親近してゐた彼の許へ原邸から電話があつたといふ。さてはと、とるものもとりあへず、原邸へ參向すると、主人の白頭總裁、葡萄酒か何かのほろ醉機嫌でいゝ氣持である。

「御用の筋は？」

片唾をのんで伺ひを立てると、これは又思ひもかけぬ、金杉英五郎に挨拶がしたいが云々といふ、床次の卜の字も出ない。がつかりした小野瀨は、それでも原の氣をひくつもりで、入閣疑ひなしと思はれた床次も、さぞ落膽してゐるだらうから、これから慰めに行つてやらうと思ふが、何かお言傳でもと、まだ皆まで言はないのに、大喝一聲

「それには及ばないッ！」

もう脉はきれた、床次は入閣せぬ――小野瀨はがつかりして、床次邸へ行くどころではない。でも心中甚だ不か

ならざるものがある。なほ諦められないで、内相の新聞辭令を與へられてゐる山本達雄の許へ意見をきゝに行つた。山本の言ふには床次の入閣は疑ひなし。さあ解らない。

床次を繞る一黨に苦しい夜があけた。朝八時頃、床次が電話口で「はあ、はあ、はあ」と叮嚀な返事をしてゐる。床次は滅多に「はあ」などゝいふ丁寧な電話返事をした事がない。はてなと思つてゐるところへ、立現はれた床次。とり卷く一黨に云ふ

「只今原さんから、内務大臣と鐵道院總裁を兼務して貰ひたい。就ては本日十時宮中に親任式を擧げるからその用意をするやうにとの事であつた」

俄かに歡聲が擧つた。

妙な入閣である。親任式の當日、電話で入閣を言つてくる。だが、これは原の深謀苦慮の結果であつた。と云ふのが、前々から内相と自認してゐた元田が文部に擬せられて快よからず、從つて原肚裏の閣臣豫定に狂ひがきた。野田卯太郎は最初から留守師團長の筈であつたものを、俄かに起用しなければならぬ事となつた。とはいへ、大塊老を文部大臣といふ譯にもならぬ、仕方なく遞相に廻すとなつたが、すると遞相に内定してゐた中橋德五郎が文部では……と言ひだした。が結局、原内閣はあの顏觸で成立した。床次に内相の位置を與へるに就ては、原も外に出して言はれぬ苦心を拂つたものである。

床次最負の澄子夫人は、新聞號外をみれば、床次の名はどこにもない。夫人も心配でならない。と云つて、女

は政治に嘴をだしてはならぬと固く言ひ渡されてゐるので、それと明かに原にきくことも出來ない、だが女は智慧者である。妙案を案出した淺子夫人、親戚菅野の娘當時五歳許りのいたいけ盛りに、國民新聞號外をもたして、書齋に沈思中の原のもとへ、

『おぢいちやん、これ、ほんと？』

ときゝにやつた。

號外をとりあげた原、一瞥するが早いか、

『噓つぱち、こんなもの』

と側へ投げやつた。子供の注進をきいて、淺子夫人ほつとした。夫人は床次入閣をこの時信じたと言ふ。

一段と見上げた男だ

原には敵も多かつたであらう、就中早稲田の巨口侯ときたら、多年の政敵であると同時に私的にもどうも蟲の好かない風があつた。これは既に原が外交官時代からのことで、兎に角嫌いな上に、大隈内閣からは實にこつぴどくやつつけられてゐる。原の政治的大悲境は大隈内閣時代である。裂眦の怨やる方なく、原の大隈攻撃も亦肉を咬い骨をしやぶると言ふ慨があつた。この勁敵大隈内閣を向ふに廻しての原の政治的苦勞は實に容易ならざるもの

があつた。元老の勢威未だ無視すべからず、方々脈をひいてみなければならぬ。侯井上馨の對原感情がどうもよくない。松方もよくない、山縣もよくない、まるで八方塞りである。といふのも官僚の子飼平田東助の讒誣中傷が大いに與つて力があるともいはれてゐた。政友會總裁にはなつたが、この向だと何時政權がくるか判らない。まづ井上を訪問して、脈をひいてみやう。内田山の私邸に訪ねて、色々話し合つたが、歸りには病中の井上は自ら玄關まで送り出した。原はがつかりした。これは井上の原に對する感情が冷えきつてゐる證據だ、原は中村啓次郎を呼んだ。そして觀樹三浦を握つてくれ、今日山縣に對して直言し得る者は三浦を措いてはない、三浦と接近して對山縣策を定めなければならぬと話した。原は三浦宛丁重な手紙を書いて中村に渡した。

こんな具合で原、三浦は接近し、大隈内閣を倒すに付いても大分三浦の力を借りた。これに對して中村は原に三浦の言分を何でもきかせると云ふやうな口約をした。さて時運は廻り來つて原内閣ができた。この時こそ原に好意を有し、且つ何でも言ふ事をきかせると口約した手前、中村は原をして三浦に組閣に付ての相談をさせなければならぬ。それにずつと前に、山縣伊三郎を内務に据えて、老山縣との連鎖にしたら、といふことを中村は三浦に言明してゐるし、三浦は三浦で老山縣には既に話もしてある。ところが原は一向三浦の處へ行かうともしない。原三浦の使役をした中村啓次郎は氣がもめてならぬ。氣が揉めるまゝに、何度か三浦へ行つてくれたらと獻言しても原は動かぬ。中村は立場がなくなつた。遂に彼は脫黨まで覺悟して、三浦を訪ねた。

「原さんが内閣を引受けることゝなつたに就ては、何は扨て置ても、アナタの所へ御挨拶に出ねばならぬ筈です。

然るに頓と其容子がないから、私が色々勸めましたが、一向きいてくれません。私はあなたに對して義理がすまぬと思ひますから、實は脱黨すると申して置きました」

「實は乃公も今日は來るか、明日は來るかと思つてゐるが、君の言葉をきいて、原と云ふ男は見掛けよりは偉い奴だと云ふことが分つた。大體の人選が終る迄、乃公の所へ寄りつかぬと云ふことは、あれの偉い所だ。原に左樣云つてくれ、今度の事で乃公は一段貴樣を見上げた、私情は私情、公事は公事で、能くソコを區別して居るのは、人の出來難い所だ。うつかり乃公に相談すると、あれの恐れる犬養を入れよと言はれる虞がある。乃公としてはそれを言はぬでもない。誰を斯うせよ、彼を斯うせよ、貴族院からは誰を何うせよと云ふことを言はぬ乃公でもない。原はそれをちやんと知つて居る。それで寄り付かぬのだ。貴樣は何も脱黨するには及ばぬ。乃公は今度の事で一段偉い奴だと云ふことを知つたと、原に左樣言つてくれ」

三浦は原の無沙汰は介意しないのみか、かう云ふ具合で、機嫌頗る斜めならざるものがある。閣員銓衡もすんで、親任式の朝、原は横田千之助を使者として挨拶させ、自身は親任式の當夜三浦を訪ねた。組閣の難關が陸軍にあつたがそれも田中義一大將の入閣で、大體すら／＼と濟んだことを話したり、三浦からの註文や苦言をきいた。三浦は終始原に好意をよせてゐて、後にもいろ／＼と原のために力添へをしてゐる。前に遡るけれど、寺内内閣に對して政友會が援助するかしないかに就ても、三浦の膽いりで、原、寺、三の三者は麻布の寺内私邸で會見し、政友會の寺内援助に一臂の力をかしたことなどもある。

一段と見上げた男だ

用材の明智

原が人を用ふるに所謂適材適所の文字通りであつたとは、よく人の謂ふところであるが、彼の場合に於ける適材適所は、よく材と所との性質、そのものゝ性根を味解した上での事であつた。

原内閣が文官任用令を改正して各省に勅任參事官を置くことゝなつた或る日に、上埜安太郎が突然官邸へ招ばれた。何事かと駈つけて見ると、是はまた寢耳に水、司法省勅任參事官になれといふ事。上埜はこの囑任に驚くといふよりむしろ呆れた位だ。法律に付て全然の明盲目であるの故を以て、固辭久し、司法省入は、正に飛鳥が穴居を强ひられる程の感が深かつたに相違ない。水練の心得なき者に荒河を渉れといふと一般の難問題のやうな氣がして、

「法律のほの字も知らない者が、法律づくめの司法省では、とてもお役は勤りません」

ときつぱり斷つた。ところが、原は諄々と上埜囑任の理由を說いた。

「法律を知らないことは、始めから解つてゐる。解つて居ればこそ、特に君に御苦勞をかけたい。法律を知らないからこそ、やれと御勸めする。考へなくともよさゝうなもの、司法省には法律家が充滿してゐる、到底此等專門家に伍して、並大抵の生噛り法律家氣取りが勤まるものでない。僕のやり方は普通とは違ふ、知らない者に知らない事をやれといふ、その意味は法律の山にわけ入つて、法律の實を摘めといふのでは、毛頭ない。法律の府

にも、法律以外になすべき事は澤山ある。それを君にやつて貰ひたい、例へば議會關係の問題の處置の如き……」

こゝ迄話されて、上埜は默つて囑任を受諾した。これが原流の人物使用法とでもいふか、俺にそんな役が勤まるものか、と思ふ當人よりも、ずつと遙かに當人の才能と、役向の肝所を知るの明察を有してゐた原の就任勸說の理由を聞いてゐると、自然勤まらぬと思ふ人が、勇躍して勤まらぬ役を、立派に勤め上げる氣持になつて、これを充分働かせる。面白い用材法である。

めくら判

絕對的に、そして徹底的に人を信ずることは決して常人の出來ることではない。或る程度まで人を信ずることは出來るが、普通多くの場合それは決して絕對的ではあり得ないものである。それを原に至つては、屢々人を信じ、しかも一度信ずれば如何なる場合と雖もそれは絕對的であり、その態度は徹底的でもあつた。高橋光威などもその一例であるが、就中、最も適當な實例は鈴木喜三郎との關係であつた。

恰も、原内閣が成立せんとする直前に當つて、原が司法大臣として意中に白羽の矢を立てゝ居たものは鈴木であつた。原は早くから鈴木の技能と人物とを見抜いて居たから、語らずといへども自ら信ずといふ間柄であつた。

然るに、或る政治的事情から鈴木は大臣に親任せらるゝことを謝絶した。原もまたその事情を諒承して、司法次官のまゝとして、その實權を全く委任することに肚を定めた。

「が、一週に二度位は省に顔を出して貰はねと困る」
「宜しい、それ位のことはするが、まあ一切君に委して終ふから宜しくやつてくれ」
と話合つたきり、原は一度来るか来ないかで滅多に司法省には姿を見せなかつた。従つて、特殊な重要政務に就いては鈴木の方から書類を持つて首相官邸に出向いたものであるが、その時ですら、
「なに、書類なんか見なくつても宜いから君の信ずる通りにやれ」
とばかり、その書類に捺印すら仕様ともしなかつた。「閲了にして置け」といふのである。これは斯様な場合の役所としての手續の一つでもあつた。後に、何かにつけ政務に關する話が出ると原はよく自慢して云つた。
「君等はよくめくらばんを捺すといふことを云つて自慢して居るが、僕はそのめくらばん一つすら捺さなかつたよ」
この一言を傳へ聽いて、何人よりもその感激が深かつたのは、實に鈴木のみであつた。また井出繁三郎の如きは、原敬を語らんとすれば必ずこの「めくらばん一つ捺さなかつた原敬」を語つてゐる。

楠瀬不起用問題

畑違ひの事でも、大抵の事は充分自信をもつて識りぬいてゐる原敬も、軍部の事だけには自信がもてなかつた。よき助力者がないと獨自の見解がたてられなかつた。この軍部方面の知識注入者だつたのが中將楠瀬幸彦である。

二人の握手は、山本權兵衛内閣時代からで、次第々々に密接な關係になり、原内閣成立の曉には、陸軍大臣は云ふまでもなく楠瀨と、いふ事は原自身もその紙上組閣遊戲の時には、陸軍はまづ定つてゐるものとして、などゝいふ位、楠瀨本人は勿論の事、天下齊しくその事を信じてゐた。時來つて最初の平民内閣、蓋を明けてみると、案に相違。とんでもない(と政友會の或者には思へた)田中義一が、涼しい顔で楠瀨と判の押してあつた筈のところに納つてゐる。

さあ判らない。第一にむくれ上つたのが、福井三郎。尤も福井には蓋をあけない先から楠瀨落選は判つてはゐたが、といふのも、原が大命拜受の後、自宅に引籠つて閣員銓衡をやつてゐる際、側にゐた福井に人選の事は何にもきいてはいけないといふ。いよ〳〵明日は親任式だといふ夜、もう一時、卽ち親任式日の第一時にはいつてゐる。たうとう福井も歸り腰になつて、聞いてはいけないとて、楠瀨だけは念を押さうと、解つてはゐたが、最後の駄目をおした。

「まさかに楠瀨のことはお忘れではないでせうね」

「それも聞くな」

萬事休矣。福井は彼を思ひ此を思つて、憤滿やる方ない。平民内閣、政友會萬歲の聲もうつろ。楠瀨もがつかりすれば、それにもまして福井は面目なくて、へたばつた。風邪と稱して一週間許りは、我家よりもそつちの方にゐる時間が多いと思つた原邸へ行かぬ。悶々數日、何と考へても忌々しい。

こいふのも長い因緣がある。大正政界の暗礁こいはれた二箇師團問題が、等しく山本(權)內閣をも惱ましたこき、增師反對の政友會を背後にする內相原が、苦辛の結果、陸相楠瀨を說いて軍部に對する鎭撫の工夫をたてしめた。また大隈內閣に楠瀨が片足ふみ入れ未だ留任辭任孰れこも決せざる時「我輩こ將來を共にする氣ならば、無論に辭職するさ」この原の言葉に、楠瀨は斷然辭任してゐる。一事重なる每に原、楠瀨は次第に握手を固めつつあつたのだ。寺內內閣はシベリア出兵を敢行した。朝野共に此擧に反對した中に、原も亦交つてゐた。然るに軍事專門家ならざる原には實際上の知識がないために、その反對說に未だ睛を點ずる事態はざるのもごかしさがあつた。この時、楠瀨は單身長驅、シベリアに入つて實地踏査を試み、原のためにかの睛を點じたのである。楠瀨もこより出兵反對論者である。彼の實地踏査がもたらしかへつた秘策は、所謂逆擒戰法である。斷然出兵反對を聲明する、但し浪人使嗾によつて白軍應援を暗默の中に決行せしめる。苦情がきたこて、勵聲大呼、出兵反對の意を宣明し、親の心子知らず、浪人共の輕擧妄動を叱りこばす。これ、楠瀨の立案であり、原の爲めに畫龍の睛なつたものである。かくして、未來の原內閣陸相は楠瀨以外に其人を見出せない。

然るに何事ぞ…山縣の分身こ言はれた田中義一がするりこ楠瀨のための据膳につかんこは。

福井は七日餘り、風邪こ號してむくれ返つてゐる。淺子夫人を通じて、腰越に來れこいふ首領の命がくだつた。止むなく重い足を引ずつて澁々出かけた。成程指定の通り表門には餘人面會謝絕の貼札がべたり。裏門を入る。ぱつたり出會つたのが「情けない」首領原である。今頃になつて組閣の祝辭を述べる間のわるさ。首領は一向介意

せぬものゝ如く、不相變微笑をたゝぬ。かくて相對する一室の中、主人は碁盤に片肱ついて、福井を見る。

「今日ね、君の風邪を直してあげやうと思つてね。併し何だつて風邪などひいたのだね」

原は福井の妙ならぬ顔をながめながら・一束の手紙を與へた。いづれも大臣病患者に對する各方面からの推薦狀である。

「分つたか。我輩は今度の組閣については、何人の意見にも制肘されはしなかつた。成程平素は人選に付いて色色の事も言ひもし爲しもした。したがいざ實際に當れば、斷然自分一個の考で人選すべきである、とは我輩の持論である。歷代内閣が誰彼の意見を徵して組閣に支障を來した例もないではない。これは我輩のとらざるところである」

福井にはこれ以上、楠瀨問題を爭ふ餘地もないやうな氣がした。併し彼も默つてはゐられなかつた。

「風邪もひかうぢやありませんか。併し楠瀨の事は今更兎や角言ひますまい。ところで、何だつてあなたは田中大將などをおいれになつたのです。そも／＼彼は山縣の一乾分．長閥の寵兒．しかもです、我々から言へば彼山縣は宿怨重たる怨敵ではありませんか。我々政黨員を目するに亂臣賊子を以てし、彼の爲めに我政友會がどれだけ苦しめられたか、よもお忘れではございますまい。然るに何ぞや、怨敵の片割を入閣せしめられた、之れとりも直さず、あなたが山縣の軍門に降つたものと、見れば見られる。今日に至つてはもはや政黨内閣を外部より崩す能はざる彼輩が、内部より我内閣を崩壞せしめんとする術策に相違ありません。之を喩えて言ふならば、あな

たは最も危險なる爆裂彈を懷ろにしてゐられるやうなものであります。篤と御勘考を願いたいものですな」

舌頭火を吐いて福井はつめよせた。

「まあ待て、我輩はしかく思はぬ。田中が山縣の一乾分であり、分身であるとすれば、是即ち山縣が我軍門に降つたのである。我等の下に來つて抱合融和したものである。我輩の董率に山縣が降り來つたこと見られ得るであらう。君は爆裂彈なりといふ。だが爆裂彈は取扱方の如何によつて激烈なる破壞力を發揮もすれば、また不發に終りもする。爆裂彈は危險物にして危險物に非ず。たゞ問題は取扱方如何による。その取扱かはこれ我輩の方寸にある。君は田中を知らんのだ。いやどうして楠瀬などの比ではない。彼は仲々のしつかりものだ。まあ、細工は粒々さ。この忙しい時に風邪などひいてゐないで、今日から働き給へ」

あべこべに說敎をくつて、福井も妙な籔蛇になつた。首領の確信は如何ともしがたい。

「あゝさうですか。それではまあ、お手並を拜見することに致しませうよ。しかし危險は危險ですねえ」

さて、一ヶ月ほど經つた。陸軍部內一部の田中評は餘り芳しくない。楠瀬が福井にその事を知らせた。福井は原に言つた。

「爆裂彈はまだ破裂しませぬな。あなたのお手並で不發に終りますかな。但し部內の評判はぼろくそですね。張り子の鎧武者で、大聲豪傑で、まるでなつちやゐない。原の前へ出たら、何でもかんでも原の言ひなり放題、陸軍の言ひ分は一つも通らん、口ほどもない奴だと、專らの風說ですがね」

「誰が言つた？　多分楠瀬だらう。君は田中を知らんのだ。決してそんなものぢやない。あの男だからこそ陸軍部内が收つてゐるし、爲めに內閣もごたつかぬ。彼は陸軍あつて國家を忘れるやうな軍閥者流ではないのだ。見給へ、山縣の最近を。次第に我々に好意をよせてゐるではないか。これ何が爲ぞ、その間に田中が介在してゐると思はないか。田中は必ず他日大になすある男だ。」

かう言はれては返す言葉もない。爆裂彈は不發に終つた。何か他に使ひ道があるから、といはれた楠瀬は、用ゐられるに至らずして死んだ。

齋藤子を起すべく三顧の禮

大正八年八月齋藤實子が朝鮮總督になる前、最先きに總督就任を勸めに來たものは當時の陸軍大臣田中義一男であつた。彼は原首相の意を受けたものか、但しは自分の考へか、それは口にしなかつたさうだが、齋藤は自分は役人になる考へはなし且つ一介の武辨で朝鮮統治の重任に當り得べきものでないと云ふて斷然斷はつた。次ぎに勸めに來たのは海軍大臣加藤友三郎であつた。加藤は原の意を受けて來たのであると云つたがこれも斷つた。加藤は同じ海軍仲間で齋藤の氣質を能く知つてゐる事とて深くも勸めずに歸つた。次ぎに來たのは原自身で、朝鮮總督としては他に適任者がない。斷はられては困る、國家のために是非とも奮起して貰ひたいと熱心に說かれたには齋藤も斷りかねた。併し武辨であつて行政の事には暗いのであるから行政に通じた政務總監を得らるゝなら

ば、やつても宜しいと云ふ事になつた。政務總監に就ての齋藤の意中は水野錬太郎にあつたが原の意中も亦水野にあつた。意見偶然一致し茲に水野を政務總監にするといふ條件で總督就任の事となつたのである。ところが原から水野に政務總監就任の交渉をした所水野は武官總督の下に總監たることは御免を蒙ると云ひ出し聴かないので原も之には困つたが懇々說いて漸く承諾せしめたので、總督、總監の任命には原の隱れたる苦心があつた。

原、田中の會見

大正の初年頃政界其他各方面の變り者を以て組織された二八會といふ會があつた。會員は田中義一、小泉策太郎、八代六郎、小川平吉、林田龜太郎、内田良平、井上敬次郎、安藤保太郎、細野次郎、青山胤通、花井卓藏と云つたやうな顏觸れで赤阪の三河やに時々會合し飲み乍ら時事を談じ怪氣焰を吐いたものだ。その頃田中義一は大正政變の飛つちりを受けて陸軍軍務局長から歩兵第三旅團長に左遷せられ不遇の地位にあつたが併し彼の政治的手腕は何人にも認められて居つた。その後小泉策太郎は麻布の自邸に一夕原(當時政友會總裁)と田中を招き田中を原に引き合した。公開の席などで顏丈けは互に見知つてゐたが、親しく遇つて話をしたのがこれが始めてだ。爾來田中は原と山縣公との連絡係りとして裏面に活躍してゐた。後年原内閣成り田中が陸軍大臣となつたので皆びつくりしたが、原と田中とが諒解し合つて親密な關係にあることを誰れも知らなかつたのだ。

觀音のお守

大正八年、近畿地方で特別大演習が行はれることに決定し、原もまた參觀するといふ話になつた。すると忽ち誰いふとなく朝鮮人の間に原敬暗殺の計畫があるといふ噂が傳へらるゝに至り、その周圍の人々は私かに頭を惱まして居たものである。これと前後して、寺內前內閣と原內閣との懇親會が築地の芳野家で催された。これに列席した一人に三浦觀樹將軍が居た。

「君を暗殺するといふ噂がある、君は一黨一派の總裁ではなくて、國家の重責を帶びた大切な身ぢや、若しも萬一の事あつてはならぬから、俺が肌身放さず大切にして居るお守を進呈したいのぢや」

と觀樹將軍は原に向つて眞面目な顏で言出した。そのお守といふのは西南の役において、敵の彈丸さへも撥返したといふ噂のある、一寸八分の觀音像のことであつた。

原は、何と思つたものか、たゞにこ〳〵笑つて居るばかりで何とも返辭を仕ない。觀樹將軍は忽ち烈火の如く怒つた。と、この時一座の中から誰か啜泣いて居るらしい氣配がした。それは觀樹將軍の熱誠に感激した高橋是淸であつた。この情景にいつとなくその場は森として來た。原もまたそれこれに動かされたものか、終にその觀音像を受取ることを承諾した。

その翌日、永田町の舊首相官邸に觀樹將軍は自ら乘付け、庭園の一隅に在る日本座敷において、原とたゞ二人

差向ひ、嚴かなお守贈達を行つた。觀音像は原のチョツキの下に錦の袋に包まれたまゝ掛けられたのである。

そして、愈々大演習となつて原も西下し、神戸に在る内田信也の別邸に泊つた。しかし、大演習も終つて歸京するまで終に何事も起きなかつた。別に、迷信を信ずる必要もなかつたけれども、たゞ人の好意と熱情とを受け容れたに過ぎなかつたらしいが、一夜、神戸を去るといふ時、電燈の下でその觀音像を取出ししみじみとして見つめて居たといふ。

三頭首會合の密約

最初の三頭首會合に到る前である。

三浦觀樹將軍は、密かに加藤、原、犬養の三頭首會合を企て、これに據つて同じ長州人たる山縣公の鼻を明かさんと考へた。斯くして政黨の合致點を把る三浦に對しては、山縣と雖も頭を下げねば政治は行はれぬといふことが示し度かつたらしい。それほど三浦は山縣が嫌ひであつた。三浦は一夜古島一雄を招いて、この計畫を相談に及んだ。

「宜しい、犬養は何うでも宜いとして、原の方は私が引受けるけれども、加藤の方は直接に交渉せられねば駄目ですよ」と古島は快諾した。原敬は恰も困惑しきつた不利な事情にあつたから、藁をも掴むの心理で居ることを看破し、古島は密かに岡崎邦輔に通牒し、原の意圖を確めたところ上首尾であつた。

そこで三浦は京都の御大典に乘出し、その間に計畫を決着せしめ樣と考へ、恰も西下の途中において原に會し、即時、列車を乘換えて原と同車した。

「話は何うだ」「あゝ宜いとも」たゞこれだけの問答で妙味相通じたものだといふ。また加藤高明は、その反對を惧れられて居たが、一夜桃山の片岡直溫の邸に會見したところ、これも大隈侯が隱退せぬに反感を抱いて居た際とて按ずるより産むが易く、三浦をその旅宿に送つて來た程であつた。

斯うして三頭首會合の樂屋は萬事仕度が出來た。愈々東京において會合、決議は三ケ條、對支問題、外交軍事に限り政黨的な爭をせぬこと、最後に最も重大な意味を含めて、外界の干渉を一切許さずと附加へられた。無論これは三浦の魂膽で山縣の容喙を意味して居たのである。そしてこの決議を各自黨に報告する順序となつた。

さて、樂屋では決議の第三が如何に報告せらるゝかに就いて、興味を持つて見てゐると原も、加藤も二人ともこの重大な第三に就いて報告しない。何れも申合せた樣に抹殺して終つた。

「加藤は臆病者だから無理もない」

と三浦は冷笑した。しかし、原の場合は全然これと内容を異にして居た。「なに、第三は三頭首だけの密約だから何も黨員にまで報告する必要はないよ」

と辯じて原は空嘯いて居た。「やはり原だけの眼力はある」と三浦は膝を叩いて感心した。明るみに出したとて一害ありて一利なき第三を發表して山縣の不快を購ふより、密約と稱して袖にしたが身の爲め――といふ原の大

腹中を見拔いたからである。

滿鐵事件

漸く全盛を極めんとする政友會、終に天下泰平を謳はんとする原内閣、そこに時ならぬ波瀾を捲起したものは所謂塔蓮炭坑の名に據つて未だ猶世人の耳に新しい滿鐵事件であつた。その是非曲直は別としてこの事件の裏面において、首相であり總裁であつた原敬が如何なる態度で居たかは蓋し頗る興味深いことである。

突如としてこの事件が曝露せられて、議會及び世上の問題となつて以來、中心人物たる森恪は何と感じたものか、決して原に面會せんとも敢てせず、芝山内の私邸の門を一度たりとも潜らうと仕なかつた。時たま本部において顏を合せることもあり、互に同じ本部の屋根の下に來て居ることを知りつゝ、森は斷じて自分から口をきかうとしなかつた。無論、挨拶すらも時として避ける樣にしたものである。原は如何といふに、これもまた森が目の前に居ると知り乍ら、全く見て見ぬ振りをして居る。從つてその樣子には言葉一つかけ樣とする氣配すらも見えなかつた。けれども、森の心中には想像が推測となり、推測が憶測に變つて次第にそれが氣になつて來た。「總裁が果して何ういふ風に考へて居るのか」といふことが、頭の中に大きく描かれて惱ましさに似たものを覺えた、それまでも森は依然として總裁の前に一言の言葉を投じようとも努めなかつた。

或る宵のことである。森は飄然として築地のひさご家に歩を向けた。女中が意味ありげに笑つてゐる。女中と

問答。「何をそんなに笑つてるんだ」「だつて大變に賞めてる方があるから」「誰を俺をか」「えゝ、將來ある男だつて」「何を莫迦な、誰だ、そんな事を云ふのは」「大變なお方ですよ、彼奴は眞實に末頼母しい男だつてねえ、眞面目な顔で泌々として居らつしやいました」「何も奢らないぞ」「だつてそれが原さんなんですよ」「えッ」とばかり森は内心に少からぬ愕きと、何となく胸の時めくのを覺えた。女中の口から漏れ聞く話とは云へ、森の身上についての原の寸言隻語は、正しくこの場合千金の魅力を持つて居る時だ。

「こいつ宜い加減なことを云つてやがる」「本當ですよ」「お前が一番擔がれたのさ」「御冗談を仰有い、擔がれて知らぬ私では御座らぬ、いえ、本當つたら本當ですよ。」

森の心は急に深い沈默に陷ちた。さてはと思はるゝのであつた。察するに、總裁はあれで有難い心で居られたのだ。まるで伯父御が甥にでも情をかけられる樣な、恪の奴めが世を味氣なく思ふまいものでもないから、一つ蔭ながら氣を勵ましてやれとでも思はれたに相違ない」などと思ひ廻らして來れば來るほど、自ら眼頭が熱くなるのを覺えた。さすがに森の胸中も感激に溢れて、憚りもなく次第に頭が下る樣な氣がした。

實に、滿鐵事件に就いて原は餘り兎や角言はなかつたものだが、常に念頭に在ることが何かの機會に現れ、自然に出た呟きが恰も傍に居た女中の耳に入つたものに相違ない。

珍品五個事件

加藤高明に珍品五箇問題が起つた。政友會内閣に對する憲政會の綱紀肅正呼はりに對する政友會の竹篦返である。議會泥合戰の嚆矢となす。總裁原は、この曝露には絶對反對だつた、といふ風に普通には言はれてゐるが、强ちさうでもない。この珍品五箇問題を俎上にした當の先陣は時の政友會幹事長廣岡宇一郎で、横田千之助、吉植庄一郎の三人が主として相談した。一應總裁たる原にはかつたら、事柄が事柄だから、愼重に考慮せよといふのみで、敢て諾否の決裁には及ばなかつた。だからなほ熟議の末、幹事長を辭した廣岡が猛然と議場で發きたてた。

選擧の秘傳

大正九年五月十日、第十四囘總選擧は原内閣の手に據つて行はれた。原敬は絶對多數を目標として各方面にわたり、新候補を物色して居た。

岐阜の選擧區では既に三名の立候補があつて、旺んに肉彈戰を行つて居たが政友會側では、とても敵候補と太刀打が出來さうもなかつた。それで原敬が目をつけたのが神奈川縣知事の井上孝哉であつた。然るに、井上の方では郷里の有志から頻りと出馬を勸誘せられて居たが、別に成算がある譯でもないから、これをその度に辭退して居た。原は井上を喚んだ。

「君は選擧に出ないと云つて居るさうだが、それは大きな了見ちがひだ。凡そ、人と物を爭ふ時には自分から進んでその意志を明かにすべきものだ。だから、選擧などは自分から先に出たいといふことを宣言するのが、唯一

の條件であり、また選擧の秘傳だよ」と教へられた。さうして三人の立候補者を喚んで斷念せしめた。三人は「出たくない者を出した、既に出たものを」と云つて容易に承引しなかつたが「まあ忍んで井上を出してやれ」と優しく丸められて終つた。

果せるかな、一度井上が進んで出馬を公表するや、自分ながら急に活氣づいて來るし、有志の人々も力が加はつて、終に見事に當選することが出來た。「ちよいとした事だが原さんに秘傳だなぞと云はれると奇妙なものだ」と井上は泌々感じたといふ。

普選と山縣公と原、横田

第四十二議會は、その宰相生活中、原が最も多き試練に直面した議會であつた。而かも、首相は、同九年二月二十六日解散を奏請して、普選案を提げ立つた在野黨に鐵槌を下し、局面を轉換したことは、政治家として完璧に近き貫祿を示したものであつた。當時の第二黨憲政會が、武富時敏、片岡直溫、安達謙藏、下岡忠治等々の名によつて、中選擧區制と併せて普選法案を提出するや、熾んに院外運動が起り、兩國國技館に於ける普選促進大會の如きは、五萬の民衆を聚め、示威運動を行ふに到つた。

當時、古稀庵にあつた山縣公は、昵近者松本剛吉が、原に解散斷行の決心ありとの情報を呈すると、公は莞爾として「原は流石にやるのう、おらの意を得て居る」と、その決意を賞揚したと言ふことである。解散斷行の事が

閣議に決し、松本は、復、古稀庵に之れを報ずるご、山縣の機嫌は愈々良く、解散詔勅降下の後、三日を經て松本が古稀庵に詣つた時の如き、山縣は全く歡喜に滿ちたご云ふ態度を示し、

「原はいよ／＼やりおつたな。おらにしても、普選を惡いごは云はん。行るべき時にはやらねばならんのじや。併し、憲政會其他の野黨の足並が揃はぬのは、普選を施行するに、猶ほ研究の餘地がある證據じや」ご、言ふのであつた。由來山縣も、普選問題に對しては、相當研究を怠つて居なかつた。解散斷行後横田千之助が、初めて山縣を訪ねるご、公は開口一番

「最早や普選を實施する時代は迫つて居る。君のやうな若い政治家は、よく研究して國家の爲めに、國民の爲に普選をやるやうに努力して貰ひたい」ご、先手を打つたので、流石の横田も兜を脱いで、山縣の前に、

「私は、元老ご云ふものは、擂餌を喰ひ、世迷言を云ふ老物ごばかり考へて居ましたが、閣下に御目にかゝつて其非を悟りました。全く申譯がありません。降參いたしました。」

ご、卒直に詫びるご、直情な山縣は涙を泛べ、横田の手を執り乍ら、

「よく言つてくれた、おらは實に嬉しい。君のやうな立派な人が、原の片腕こして、原を援けてくれたなら、國家は安泰じや、原が、國家本位の政治家であることは、おらが證據を認めて居るのじやから、君はあれを援けて國家の爲めに、飽まで働いて欲しい」ご云つたご云ふことである。

「恐悚」の謝罪

第四十二議會貴族院に於て、貴族院獨特の問題と見られた呂運亨問題に逢着して、さすがの原も相當の惱みを味ふべき餘儀なき破目に陥つた。問題が事些さか皇室の尊嚴を冒瀆したと云ふ點に存し、而かも、貴族院中に、侃諤の論客を以て自任する人々が攻撃の鋒先きを揃へて來たので、原は事の紛糾を惧れ、貴族院壇上に於て、遂に輕く謝意を表することによつて、解決したのであつた。

抑も呂運亨と云ふ人物は、朝鮮人中で左傾思想を有する漢で、彼の上海假政府とも深い關係ありと認められてゐたが、如何なる關係か上京の鮮人團中に混じ、宮廷の一部を拜觀したのであつた。此際、呂は、決して何等皇室を冒瀆するが如き、不都合の態度を示さなかつたが、貴族院は、斯かる不逞の徒を、宮廷の一部に近づかしめたことは、政府の失態であるとして、原首相の謝罪を要求したのである。斯くして該問題が、愈々貴族院の結束となり、對政府の内交渉とまで進捗したので、豫て山縣公、並びに平田子から該問題に關する話を聽いて居た松本剛吉は、首相を院内に訪ね、問題を紛糾擴大せしめぬやう進言し、首相も亦その忠言を容れたのであつた。併し、政府としては、其威嚴を保つと同時に、貴族院の面目を完たからしむるに足る、妥協點が發見されぬ以上は、容易に謝罪を敢てするが如き態度に出づべしとは、信ぜられなかつた。原首相と貴族院各派代表とが、院内に於て正式の會見を行ふに及んでも、問題は、依然解決の曙光をさへ認められずして、物別れに終つた。

夙に山縣の、該問題に對する意圖を知つて、上述の如く原首相に進言を敢てした松本は、貴族院代表と、首相との正式會見が、空しく物別れに及んだ事實を聞くや、山縣を往訪して、該問題の推移を報告した後、

「私はこの問題で、時局を紛糾させることは、面白くないと思はれてなりませぬ。このところは、老練な平田さんにでも、御願して居中調停の役に當つて戴いたら、如何がなものでせう。幸ひ田（健次郎男當時臺灣總督）さんも臺灣から上京中でありますから、平田さんの御手助けをすることが出來ませう。田さんと私とは、御承知の如く、單に總督と秘書官と云ふ關係ではありませんから、必ず一肌脱がせます」

と進言すると、山縣公は、

「それはよい考じや、此問題を紛糾させては、原も困るじやらう。平田と田とが相談して、政府も、貴族院も、共に面目の立つやうに結末をつけるがよい。おらは勸めるわけではないが、さうするがよいじやらう」

松本は、直ちに逗子なる鳴鶴莊に高臥中の平田を往訪し、山縣の意中を傳へた。平田自身も、豫て呂運亨問題の善後を憂へて居たゞけに、山縣の意の在るところを確めると、即日上京して、先づ田と打合せ、即夜貴族院各派代表者に、會見することになつた。此會見の内容は各派代表者側から、原首相が、貴族院の議場に、事實に對する釋明を行ひ、誠心謝罪の言を與ふることに於て、問題を結末づけやうと、强調し、調停者たる平田も、大體に於て、之れを肯定したのであつたが、如何なる辭句によつて、それを表現するかの、實際に打つかると、多少の縺れを生ぜざるを得なかつた。貴院の各派代表は、最も謝意の徹底した文字を擇んで、首相の述ぶべき成文を

作らんとし、「恐懼」とか「恐惶」とか云ふ、力強い文字を挾入することを主張したが、結局、其選擇を、平田に一任することになつた。

平田は、細心事を苟もしない人だけに、その一夜は、駿河臺の本邸に退き、政府と貴族院とが、共に滿足すべき、辭句の選擇に苦心した。此間平田と貴族院代表者との會見始末が、原に通ぜられて、原からも、平田の裁量に一任すと、任されて居たことは、申すまでもない。

その翌日、平田は、朝早く登院して、貴族院の一室に控へ、松本剛吉をして、總理大臣室との聯絡機關として通報交渉の任に當らせて居た。松本が招かれて、平田の室に入ると、前夜來、煉りに煉つた辭句の大體を示したが、それには餘り常用されない「恐悚」と云ふ文字があつた。松本は率直に、

「御承知の通り無學な私は、「恐悚」と云ふ文字は、初めて出會つた字で、何んな意味か解釋致し兼ます。原總理は、勿論御判りでせうが、念の爲め御說明を願ひます」

と、問ふと、平田も、破顔微笑して、至極卑近な例で、此文字を解釋した。松本は、

「よく判りました。其通り總理に、說明致しませう」

と云ふや否や、直ぐさま、總理大臣控室に、原首相と會見したのである。

「私は、只今、平田閣下から、御使を承つてまゐりました。平田閣下は、「恐悚の至に堪へない」と云ふ辭句を、用ひたら宜しからう、と云はれますが、御意見を伺つて來い、と云ふことでした。無學の私に、極く解りやすく

説明されたのでは、「悚」と云ふ字は、小便が詰まつて、夜中に起きた場合に、ブル／＼と震へる氣持などの意味を表はすのださうですなあ」

と、早速受賣をやると、原は、雙頬に笑をたたへ乍ら禮服用の縞洋袴の上に、人差指で、再三、再四、恐悚の二字を書いて居たが、最後に、

「宜しい、「恐悚」なら差支へありません、私はやりませうと、平田閣下に、御傳へ願ひたい。いづれ親しく御禮は申すが、閣下に「御蔭で圓滿に問題が解決されました、原からよろしく申した」と取敢ず御禮を云つて頂きたい」

と、原は悠々たる態度で、此日の貴族院議場に謝意を表した。

至誠至忠の涙

或る時、森恪が山縣公に會つたところ、公は「原といふ男は誠忠な男だ」と心から賞讃して居たが、日頃の原總裁を知る森と雖も、何故に原敬が誠忠であるのかその理由が解らなかつた。偶々、そこに話題となつたのが東宮殿下御渡歐問題に就いて、各方面に及んだいざこざの模樣であつた。

「國家をして國際的な立場に進出せしむるには、國事を國際的に利用するが第一である。畏くも、皇室の向はせらるゝ所には、下萬民が何等の不滿もなく從服し奉る、これが日本といふ國柄の强味である。卽ち、歐洲大戰後

における國民を統率して往くには、是非とも、東宮殿下の御渡歐の儀をお願ひ申さねばならぬ」
といふ考慮と決心とで、原はこの儀を決行せんとした。然るに山縣を始め樞密院の猛烈な反對に遭ひ、國民は鐵路の上に枕してまで御渡歐を諫め奉らんとするの熱誠に動いた。事實、戰前における事情は不安そのもので、田中内閣の外務事務次官吉田茂の如き何かの誤解から、ジブラルタルで監禁までされた樣なことすらあつた。

「私の身命を賭し、私が全責任を執る」

原は樞密院で決然として斯う云ひ切り、後に、御渡歐の儀は實現するに至つた。原と雖も歐洲の天地が不安狀態にある位のことは千萬承知であつたのである。しかも、朝野の猛烈な反對をも押切つて斷行せんとするには、彼の如き勇猛果斷な力が無くては出來ぬ業である。

斯くて御恙あらせられず無事御歸朝、御召艦香取は東京灣頭に姿を現し、艦上にお出迎へした人々は感激の念に打たれた。謹嚴なる東郷元帥の如きすら始終嬉しさうに、にこ〳〵して居たが、たゞ一人横を向いては白い手巾で涙を拭く、笑ひも得せぬ人があつた。

この光景は總理大臣官邸で、一夜活動寫眞となつて映寫された。それを見た一人の森恪は、殆んど瞬間的に山縣の言葉が見出されたのである。

「なるほど、山縣さんが云つた通りだ　原さんは誠忠な志の厚い人だつた」

と森は沁々感じたと云ふ。實に、歡喜に溢れたお出迎の人々の中に、原一人ばかりは心からさめ〴〵と泣いて居

たのである。恐らく彼の心は、國家と國民とに對する全責任が今や果され、瞬間、萬感交々と胸に迫り湧いて、その眼は涙に溢れて正視し得られなかつた爲めに相違ない。至誠の發露、原敬の一生一代でその感情が最高潮に達したは實にこの瞬間であつたかと信ぜられる。

一蓮托生

文相中橋德五郎に對する貴族院の反對熱は日に昂まつた。原はその鋭鋒を一手に引受けて、中橋擁護に努めた。反中橋論は貴族院ばかりではない、黨内にもある、村野常右衛門や近畿團體の或る長老迄が原に迫る、老山縣も亦中橋辭職、内閣改造を勸める、實に四方八方から反中橋熱をふきつけて内閣改造を迫るが、原は頑として應じない。中橋を罷めさせれば既に内閣の一角は崩れるのである、一角を崩されて完きを得るを得ない、一角崩れればもはや一蓮托生の外はない、といふ譯で、飽くまで、原は中橋擁護であつた。

原は嚮きに依囑して中央新聞をやらせておいた吉植庄一郎を呼んで、文部勅參たらんことを懇望した。吉植は思ひもよらぬことゝして、無論に辭退したが、原はいつかなきかぬ。實は内外共に中橋攻撃で容易ならぬ事態である、中橋は入黨日猶淺く黨情に暗いから、中橋と黨との連絡のために是非扭けてやつてくれと言ふ事。吉植も拒みきれず一應受諾したが、中橋の意嚮も如何かと、中橋に當つてみると、中橋はもと／＼中西六三郎を勅參にと思つてはゐたが、原がきかなかつたなどと云ふ事はあるが、吉植とも舊懇の間柄であるし、何の駈引のある事

でもないので、喜んで吉植を迎へるといふ。吉植は役所の事務は見ないことゝか、滅多に顔だしもしない事とか條件づきで原の命令通り連絡係を勤めた。原も、中橋を擁護し通した譯である。

原が中橋を知ること深かりしにもよるが、原、中橋の關係には面白い私的ないきさつもある。最初中橋に原へ接近するやうにすゝめたのは吉植で、二人とも大阪にゐた。中橋とても大阪在住當時の原は知つてゐる。だが中橋が政治界に出やうと考へてゐた當時には、中橋は別方面の有力者に近づいて行かうとしてゐた。それを吉植が極力勸めて政友會に引つぱつた。それに原が私的に中橋を德としてゐる事がある。大正三年、北濱銀行が取付にあつた。原は東京支店に定期で四萬圓、淺子夫人名儀の定期が三千圓、當座に七千圓ばかり預金をもつてゐたが、取付騷ぎで小遣にも困るやうになつた。元來この金は原が古河鑛業を辭める時功勞金として貰つた十七萬何千圓かの殘りで、原としては唯一の現金だつた譯だし、折柄浪人時代の原は非常に困つた。吉植に賴んで何とか便宜の方法を取つて貰ふ事にした。吉植が清算人に話をしたら、引受人がなければ都合が惡いといふ。それを中橋に相談したら、よしと引受けた。お蔭で原も急場を凌いだ。これがひどく原には嬉しかつたのだ

華府會議秘話

ワシントン會議に、海相加藤友三郎が全權として參加し、一切の議決に與つた如くに見ゆるが、これには既に先驅者が米國に渡り、華府會議において議定さるべき一切の懸案に關する熟議を遂げ、これに據つて加藤が全權

の重責を果したのだ。この歴史の裏に名を秘めて居る人、卽ち先驅者といふのは海軍大將瓜生外吉である。瓜生は我が海軍最初の海外派遣生で、米國のアナポリスに學んだ人である。この人の許に時の陸軍卿から長文の手紙が送られて來た。それを讀んだ瓜生は非常に愕き、國家の一大事とばかり婿の森恪の許を訪ねた。

「實に國家の重大事が出來した。俺は米國に往つて來たいと思ふから、一つ原の意向を尋ねて見てくれ」

といふ話である。森は老人が遠く海を渡つて往くことに不安を抱き、直ちにその渡米に對して反對を唱へた。反對し乍ら渡された陸軍卿の手紙を見た。

「歐洲大戰後における世界の大勢を省み、且つ米國のみに就いて考ふるも、右に國際聯盟を握り、左に軍備制限を實行して、國情の統率を期さねばならぬ。近くこの大勢が實現するに相違ない。若し、この精神に背く國があるならば、米國は一國を以てもその叛逆國を潰滅せしめねば已まぬ覺悟である。従つて列強諸國はこれに參加するに相違ないから、貴國においても是非とも參加せらるゝが、他日貴國の不幸を招かぬ基ともなるであらう。特に、友人としてこの邦家の一大事を君に通告する。幸に、近日中にアナポリスにおいて我等のクラスメート・ミーチングがあるからこれに出府されたし。必ずこの會合の席上にて軍備縮小案が協議せらるゝのである」

といふ要領が書かれてある。陸軍卿と同窓であつた瓜生が捨て置かれぬと感じたのも當然である。直ちに渡米する積りで男爵益田孝あたりに相談したが思はしからず、それでも思ひ切れない所から森に相談を持ちかけたも

のであつた。

「一身は犠牲にしても往かれますか」と森は念を押して見た。

「無論のことである」瓜生の決心は頗る固かつた。

アナポリスの同窓會に出席するには、六日後に出發する船に乘らねば間に合はぬ。そこでその夜直ちに森は横田千之助を訪ねて事情を物語り、深夜、二人はまた原を訪ひ、陸軍卿その他全米國の全勢力を握つて居る人々のみが集る同窓會で、軍備縮小の下相談をするらしい旨を詳細に述べた。

じつと謹聽して居た原は暫く何事か考へて居る樣子であつたが、

「宜しい、承知した」とたゞ一言、この一大問題に明快な裁斷を與へた。

然るに外務省は眞向から反對して來た。が、原は横田、森をして加藤友三郎を口說かしめて密かに海相官邸で瓜生と會見して熟議を遂げるまでに進めた。外務省の反對などは國家の一大事の前には意とする所で無かつたのである。

斯くて、瓜生は豫定の如く渡米して、アナポリスの同窓會に列席するを得た。果せるかな、陸軍卿の手紙に書かれた如く、軍備縮小の大綱は協議せられた。瓜生もまた日本の立場を宣明して、後日華府會議において審議せらる問題の基礎を定め、完全に使命を果して歸朝することが出來た。その後に華府會議が召集せられ、全權として出府した加藤はその完成と實現の衝に當つたのである。

この裏面における經過は、實に大正政界の秘話とも云ふべきもので何人も知らぬ事實である。しかも、斯かる國家の一大事が軍事にかけては素人ともいふべき、原の明快なる裁斷に據つて決せられたのである。謂はゞその明敏な果斷に據つて國家は救はれたと云つても差支へない。原は底知れぬ果斷力を藏して居た。

なほワシントン會議へは、原自身始から出馬する氣はなかつた。小山完吾などが、全權が加藤に定まる前に原に會つて、國内の仕組は既に出來上つたのだから、今度の機會を捉へて世界的に腕をふるつてはどうかと進言したところが、今度の會議は海軍問題が主であるから、やはり專門家の方がいゝ、と言ふ意見。間もなく加藤が任命された。

小山は原の自ら陣頭に立たん事を希望するの餘り、西園寺公の意嚮をたゝいてみた。西公もどんなものかなと首を傾ける。どうも原は始めから自身出馬の意はなかつた、と見える。伯陸奥廣吉が原の意中を問ふたところ、大體今度の會議は、よし失敗したにしたところが、衆議院の方はまづ大丈夫、貴族院さへ旨く纒つてくれさへすれば、といふ樣な話であつた。果然、公徳川が首席全權として渡米した。原の肚裏、この一事をもつてしても明かであらう、彼の策戰は着々實現し奏效した譯である。

音聞山の歌

大正二年十一月陸軍大演習が愛知縣下に於て擧行せられ、天皇陛下（大正天皇）には御統監のため同地に行

幸あらせられたが、其際原も内務大臣として（山本内閣時代）扈従し、宮内大臣渡邊千秋子其他文武官が供奉した。御野立所は音聞山の中腹であつたが、愈々演習酣となるや砲聲殷々壯快極りない。併し兵隊は草叢に伏し又岩蔭に隠れて發砲するのであるから、砲聲だけで兵隊の姿は見えない。そこで原は音聞山と云ふ所から思ひついて左の一句を口ずさんだ。

姿　は　見　え　ず　音　聞　の　山

これは和歌の下の句だけであるが、扨上の句が出來ない。そこで傍の渡邊宮相にこれを示した。渡邊は歌道の達人である、考ふる間もなくすぐ上の句をつけた。

打　つ　砲　は　い　づ　こ　な　る　ら　ん　武　士　の

斯くして一首の國風ができあがつた。

打つ砲はいづこなるらん武士の
姿は見えず音聞の山

事、上聞に達し其歌を認めて差出すべしといふ御諚あり、歸京の上謹書してこれを奉つた。彼が知人や黨員に頼まれてボツ〳〵揮毫し始めたのはそれからの事である。

珍らしい横膝

大正十年十月九日、山梨縣の甲府で政友會關東大會が開催された。原敬の暗殺さるゝに先立つこと一箇月前のことである　本部からは、總裁初め小川平吉、望月圭介その他の大小幹部が勢威を張つて賑やかに乘込んで行つた。

大會の前夜のことである。總裁であり、且つ總理であるところの原は、旅宿の一室に端座し、白髮豐頰の面貌に微笑さへ浮べ乍ら、旅情の徒然烏鷺の鬪に耽つて居た。敵手は老將小川平吉。大會の前夜とはいへ、その周圍にはいつとなく幹部非幹部の大小陣笠が集り、勝敗のなりゆきよりも、むしろ、一代の傑物原の棋客振りに見惚れたものである。

棋客としての原敬と云つたところで、決して政治的手腕ほどぢやない。圍碁のみでなく將棋までも何程か遊ぶことを心得て居た。その心得はあつてもその技倆にかけては――ざるもざる、確かに大ざる。

「原さんは碁でも將棋でも多少はやつたものだが、まるでお話にならなかつたよ。だが、その第三者としての助言と來たら實に鋭かつた。驚くばかりに鋭かつたものだ。」

とは青嵐永田秀次郎の批評である。ざるはざるでも別な鋭さがあつた譯だ。

さて、原・小川の對局はどうなつたか、それはまあ別としてその場の觀戰に餘念なかつた望月圭介が、實に不思議なことを發見した。望月としては永い黨員生活の間に未だ曾て一度たりとも見なかつたもの、それをその夜初めて見つけたのだから奇異の感を抱かざるを得ない。

「總裁、それは何うなさつた」望月は突如として訊いた。一座の面々はこの一問によつて一齊に原を見た。さても珍らしい、原はいつの間にか横膝を組んで居るではないか。恐らく何人と雖も彼を知るほどの者は、嘗て彼が時と場所とに依つて膝を崩したのを一度たりとも見なかつた。原は如何なる場合にも端座する行儀正しい人だつた。從つてこの場合に眼を瞠つて驚いたのは單に望月一人のみではなかつた。

「おゝこれかね、少しばかり脚が惡いんでね」

とばかり、原の返辭は頗る淡泊であつた。その頃原はいくらかリウマチス氣味で惱んでゐたが、何人にもそれを洩らさなかつた。從つて一人としてこの一大事を知る者がなかつたものである。

「だつて君、それを云つた所で何うにもならぬだらう。むしろ世間に誤り傳へられて、萬一にも時局に影響する樣なことでもあつては困るから、それで絕對に秘して居たばかりだよ。みんなにも心配させたく無かつたしね」

さう云つて說明し乍ら、原は溫情の籠つた眼に微笑を湛えて居た。感激家望月圭介、老いたりと雖もなほ熱情的な小川平吉、誰もが思はず涙含んだものである。

この時、總裁原の一生に一度の横膝を見た人々は、今なほその頃が忘られぬさうな。しかも、それが黨員ばかりでなく黨外においても感服して居た人は多い。例へば政界の變り者臼井哲夫すら、最初は「政策には贊成だが提案者が原なるが故に反對する」と云つた程な男だが、終には全く心からの原黨となつたくらひである。

口説き上手

人を口説くといふことは、人と人との間で最も難しい藝當で惡くゆけば口説き損ねて笑ひ者になる場合が多い。その難しい事が最も巧妙であつたのが原敬であつた。例の華府會議に引出した德川家達公ですら、ころりと口説き落したので、一時世間では感嘆したものであつたが、實はこの時ほど原が口説くに骨折つたことはなかつたので、そればかりに約一ヶ月も費したと云ふから、一代の智惠を搾つたことに相違ない。

それ以外では、人を口説くことは彼に取つて朝飯前の仕事であつたが、口説かれた方では大仕事の樣に思ふのであつた。彼の死後、數年たつた或一夜、この口説かれた連中が偶然にも一つ所に落合つて、その口説かれた當時の打明話に夜を更かしたことがある。

その時の口説かれ組といふのは、松田源治、三土忠造、望月圭介、吉植庄一郎、小笠原長幹等々、原内閣當時の勅參組である。

「おい、君は何ういふ風に口説かれた」

「僕の場合は是々であつたよ」

とみんなで打明けてみれば、意外、その口説かれた顏觸が變つて居るだけに、原の口説き方がまた一々について手順が異つて居たのである。

或る者はこても持上げられて有頂天な心持になり、或る者は徹底的に皮肉を連發せられて、しかもそれを皮肉こ聞かずに結構らしく承り、また或る者は恰も親友でもあるかの如く持ちかけられ、更に或る者は同情的な口吻で拜まれたり、まるで舞臺裏の人形師が、繰り人形を十本の指先で手際よく使分け、みんな氣持よく踊らせて居る樣なものだつた。

その場に集つた歴々は、さて自慢らしく自惚まぢりに打明けてみれば、當時を追憶してさほど香しい話は一つもなかつたので、何程か互にてれたが、今更に原の凄腕に舌を捲いたさうな。

原と水野直

子爵水野直は貴族院操縱掛りこして一番原内閣に重用せられた。水野は神經衰弱で二年許りも鎌倉に引込んでゐた。こころへ、例の中橋文相の二枚舌問題が起り貴族院は文相問責案を出すに到つた。

形勢がかう惡化する事を察して、首相原は鎌倉に引籠中の水野を招いて、貴族院の反對を緩和するやうに依頼した。さうなるこ水野は恐るべき活動力を發揮した。

水野は貴族院議員の間を說廻つた。文相彈劾案が貴族院に上程されたこき、其彈劾案は三十八票の多數で否決せられた。此票數で政府が勝つであらう事は前から水野に依つて、原に通じてあつたのである。

併し一時は原も心配してゐたものだ。此彈劾案が上程せられる前日の事である。當時の内務大臣床次竹二郎の

一秘書官が議院内の大臣室に呼ばれた。行つて見ると原と床次二人切りで緊張した顔をしてゐる。床次は秘書官に向つて、

「君、これから大塚(水野の住所は大塚窪町)に行つて、先日のお話はあの通りと承知致して居て差支ありませんか。それ丈けでよい。其返事を聞いて來て呉れ給へ」

秘書官はこれは水野の事と心得て、

「承知しました」

と答へて、其室を出やうとした。すると今迄一言も云はなかつた原が、

「君一寸待ち給へ、大塚の主人が留守だつたら、君はどうする積りだ」

「さあ、どうしたものでせう」

「馬鹿ツ、豫めそれを聞かずして出掛ける奴があるものか。留守ですか、へえ、さうですかと云つて歸つて來る積りだらう」

と叱つた後で、原は、水野は自宅に居なければ、其隠れ家は此所と此所と、一々其の所を教へた。そしてたとへ徹夜しても必ず水野に會つて、内務大臣に報告せよと命じた。其結果が三十八票であつた。

ある一面

平生狷介をうける一人、政治方面には關係のない人だが、一日腰越の別莊に原をたづねた。率直な客は、世評をそのまゝ、原への直質問に變へてたづねた。

「世間では、あなたの議會の答辯が、大さう聲が低いと云つてゐますね」

原はニヤリとして、

「それがさ」急に聲を落して「こころがね、議會といふものは、聲を大きくしてよし、低くてもいゝ時があり、どうも一概にはいけなくてね、まあ、聲の高低はその時々サ」

客、呆然――そしてこの客は、人懐こくてごく〳〵までも面倒をみてくれる主人、これまで考へてゐた主人、その主人のその時々の風貌をいろ〳〵考へては消し考へては消した。いろ〳〵な場面のいろ〳〵な主人公が現はれた。

盛岡の盆踊の夜、一家一族を樂しませてくれた主人もあつた。

その昔、明治三十一年頃、訪ねてみるとこれからフランス語の先生のところへ行くのだ、といふ精勵刻苦、勉强家の原敬の貌もある。

人間は複雜だ――客は今更にさう思つたのである。

政界の名士は落せぬ

大正九年五月の總選擧に馬越恭平は岡山縣から政友會候補として出馬した。其地盤が犬養木堂のとカチ合つた。是を知つた原は、犬養は初期議會以來政界の名士である。此人は議會に置かねばならぬ、併し情誼上、君を落す事も亦自分として忍びない、何處か別の處から出てはどうかと馬越に勸告した。彼も成程と思ひ、旣に逐鹿中であつたに拘らず地盤を變へたが、最早立後れで星島二郎に名をなさしめた。選擧には別人の樣になる原でも、尊重すべき人は尊重し、落してならぬ人は落さぬ樣手配してゐた。馬越が立候補したのは豫て彼を勅選に推薦したく思つてゐた原に對して、貴下が平民宰相なら私も一平民として議席を得ませうと言つたのに由來する。後馬越は淸浦內閣の時勅選になつたが、是は原の意思の延長と思はれる。元來原馬越は、馬越の弟で原が農商務秘書官時代、屬だつた窪章造の紹介で知合になつた。原の歿後財產整理に當つた高橋光威の口利で、馬越は麻布日ヶ窪の原の土地を、時價よりも遙かに高く買つて、一片手向の微意を表した。

寒がり

政界での寒がり家と云へば、誰もが元田肇を思出すが、原敬の寒がり家であつたことは、その上品さから云つても、餘り人の知らぬことだけでも面白い。

三伏のさかり、眞夏の最中に彼を訪問して、その昵懇な人に限り奧座敷に通されるのであつたが、それが如何なる場合であつても、原は決して窓を明けて風を入れることを仕なかつた。客が汗を流して居ても平然として自

分は端座し、恰も眞夏であることを忘れて居るかの如く、いやむしろ寒中でもある樣な風に見えるので、客の方でもつい暑さのことが口に出せなかつたものだ。しかし、よくせきの場合に限り、原は煽風機を持出して客に向け、決して自分の方に煽風の來ることを悦ばぬ樣であつた。

それで冬になるとその寒がり樣は非常なもので、居間は常に一定の溫度にして置くばかりでなく、少しも身邊から火鉢を放さなかつた、こんな寒がりであり乍ら、誰もその寒がりに氣のつかぬ程、その動作進退は端正で上品だつた。或る懇意な一人がそれに氣付いて或る時質ねたことがあつたが、原は微笑を以て答へ何等その說明をしなかつたといふ。

「面白いことがあるよ」と、或る日水野直子が不思議さうに云ひ出した。何でも不思議な發見だといふ。何かと思つてその後よく氣をつけて原の身邊を窺ふと、その官邸にも、その私邸にも、必ず黑猫の細工物が意味あり氣に置いてあるのだつた。

「君、彼原敬といふ人物は猫の性だよ」

と水野は、原の寒がりを猫性の所爲として說明し、その後、何でも猫の性として見ては笑ひ話にして居た人がある。

主心客心

恰も、ワシントン會議の最中である。

一夜、内田信也は原首相以下一族郎黨を築地の花谷に招待し、政談抜きの懇親會を開いた。丁度、その日はワシントンにおいて青島還附が問題となり、その議決が電報で報告せられたときで、主人役の内田も勿論それを知つて居たから、彼は心中私かに悪い日に宴を催したと悔いた。關係は何となく浮かぬ顔をして居るではないか。

ふと、原首相は何ういふ顔をして居るかとばかり、興味を覺えた内田は、さり氣なく原の様子を見つめたものである。丁度その時は、原お氣に入りの妓瓢箪が無心に踊つて居るところだ。原は微笑さへ面に浮べて、まるで無念無想の境に在るかの如く、熱心にその差手引手に見惚れて居た。その顔は實に美しかつた。

「はあ、原さんは一向に困惑して居らんな」と内田は感心した。が、同時に思出されたのは原の嘗て云つた言葉である。

「凡そ、人が客となつた場合は、自分が如何なる立場に在らうとも、その主人の心を以て客の心として、人はその客とならねばならぬ」

これが原の信條であり、同時にそれが「國民の心となりて政治をする」心となつたものであると云はれる。

一月に一人一席

原敬ほど、接見寸刻にしてその人を知り、認めれば直ちにこれを信じ、その信ずるや永久に變ることがなかつた人物は尠ない。その中で特に厚く信頼されたといはるゝのが高橋光威と横田千之助とであつた、この二人は原の機密係と云つても宜かつた。

「何か秘密なことがあれば、必ず横田か高橋かに云つてくれ」

といふのが原の含み言葉であつた。若し、原が信じて可なりと思ふ人物に會へば、定つてこの含み言葉が口にされ、これを聞かされた者は既に「原敬汝を信頼す」てふ折紙をつけられた樣なものである。面白いことにはこの折紙のついた人々は、一月に必ず一回、しかも必ず一人を指定して何所かで一席食事を共にすることであつた。原も一人、招かれた者も一人、たゞ二人が差向ひで用件の有る無しに拘らず懇談するのであつた。

「こんな事で此方の弱點をすつかり看破して終はれたのかも知れぬが、それは多分此方の邪推で、如何にも信服せずに居られぬ氣持になつて來る」

と金杉英五郎は述懐して居たが、これは恐らく原にして出來ることで、毎月定つて相當な人々に一人一席を勸むることは、常人にちよつと眞似が出來まい。

叱られる方法

口先だけでは叱つて見ても、腹では泣いて居るのが親の情である、後進に情の厚かつた原敬もまた口ではよく

叱つたものである。元來原は滅多に怒りもせず、人を叱る樣なことをしなかつたが、特に懇意な者や面倒を見て居る者に對しては、何かと云へば叱りつける癖があつた。その叱言を云ひ出す前に、瞬間的に必ず顏をそらして、天井を見返す樣に睨む。睨む途端にごろ〳〵ぴしやつと落雷して來る。誰にもそれが一番に恐かつたものである。

その頃若手幹事として材幹を認められた小坂順造なぞも、またよく叱られた方の組であつた。就中正直な小坂順造の如きは、

「餘りにも叱られ樣が激しい、巨頭連は左樣は叱らぬのに、僕等を何故にこんなにも叱るのか理由が呑込めぬ」

とばかり憤慨して、或る夜、私かに横田千之助を訪れて辭意を表明したものだ。ところが横田はさすがに總裁の意圖をよく諒察して居たし、叱られた經驗も深かつたと見えて、如何にして叱られるかといふ、叱られ法に就いて親しく秘傳を授けた。

「君、一度や二度叱られたからと云つて、左樣に默つて引込んでは駄目だ、原さんに限つて叱られるに呼吸があるんだ」

と云つて更に詳しく説明した。

「先づ最初に叱られた時は一言の返辭も挨拶もしないで、そのまゝ頭を下げて默つて前を引退るのだ。そして二度目にまた知らぬ顏をして往く、また叱られる、また默つて戻つて來る。三度目にまた往く、すると三度目あた

りは優しく叱つて置いて、直ぐに此方の要求通りになつてくれる。決して面と向つては一度で直ぐ要求を容れぬ人だ。從つて一度くらひ叱られたからとて退却しては此方の敗になる、三度でも四度でも平氣で叱られて來るのが原さんに勝つ秘傳である」

小坂が叱られた頃の幹事には望月圭介や秦豐助、中西六三郎、廣岡宇一郎などがゐた。

微笑の魅力

「議長！」

とばかり、何かと云へば叫んで小山松壽は議長大岡育造に突撃した。

「小山君！」

と返辭をして、瞬間に議長大岡は「失敗つた」と思ふのが常であつた。議長の最も苦手とするのが小山で、小山が「議長」と呼んだ時には、斷じて返辭をしないばかりか、小山の方に振向きもすまいと堅く決心しながら、小山の聲がすると思はず振向き、振向くと同時に既に返辭をして居るので、大岡は前世からの惡緣かとさへも思はずに居られなかつたものである。

「議長！」

と蠻聲を振しぼつて三木武吉は、超然と構へてゐる議長奥繁三郎に呼びかけた。

「三木君何ですか」

奥議長もまた思はずこの一語を發しては、つい三木の爲めに手玉に取られて苦しんだ。小山對大岡、奥對三木の爭ひは、恰ち蛇蛙の如き惡因緣であつた。

ところが、この小山と三木との二人にも、また思はざる敵があつた。蛙が蛇を嫌ひ、蛇がなめくぢに怖れると同樣、小山と三木とが恰もなめくぢの如く忌んだもの、それは實に原敬その人であつた。

「諸君、政府においては、らりるれろ、やいゆえよ、れゝもまみるゝれるれる……」

といふ調子に口の中で原一流の論駁をやるが否や、小山と三木との腹中は憤怒で湧き返るのであつた、

「何をいふか解らぬ！」と二人は、怒り心頭に發して喚く。

「これは私の地聲であります」とばかり、原は昂然と應じて洒々して居る。その面構に對しては、我慢も何もあるものか、爪を磨ぎ、口から火を吐いて、原に向つて襲ひかゝりたい程にも、小山と三木とは思ふのである、正しく切齒扼腕以上の心持である。しかも、二人は常に如何とも施すに術がなかつたものだ。

斯くて、議場外に出るや運惡くも、薄暗い廊下で原と出合つたりする、恐らく小山も三木も原を睨みつけたに相違ない。

然るに、その刹那における原の面、その表情――親愛の籠つた樣な眼眸をして、男らしく引締つた唇元がにこりと微笑む、この瞬間的な微笑にこそ得も云はれぬ魅力があつた。

「あの微笑に會ふと忽ち敵意も何もごつかに消えて終つたものだ」

こて原こ反對の立場に立つた小山松壽は、今なほその時の印象がはつきり思出されるこいふ。

お座敷は未だか

「これは直接所管大臣の答辯を望む」こいふのは、初期議會に犬養木堂が用ひた議會戰術の一手であつたが、後には、たゞ名を賣らんが爲めに大臣を引合に出したがり、また最近には大臣で滿足せず、何でも總理大臣を引張り出して取組みたがる氣風こなつて來た。

原内閣こなつても、野黨の鬪士は依然こしてこの戰法によらんこし、最初の間は頻りに原首相に挑みかゝつたものである。こころが、押しの強いここは天下一品の原のここゝて、鬪を挑まれてそのまゝ引組むこいふ樣な素直なここはせない。敵が挑んで來れば先づ逆手を用ひて捻ぢ上げ、敵が組みつく前に押さへつけたものであつた。野黨から質問が出る、するこ彼はその質問の據つて來る所、その理由等を反對に痛烈な質問を浴せて困惑せしめた。有名な原のしつぺ返しがそれである。早速整爾がその槍玉に擧げられたのを始めこして、敵黨領袖株で相當にやられた者がある。

こんな具合だから原内閣成立直後の議會の半以後にして、早くも原の答辯はいくらか野黨に敬遠せられる傾きがないでもなかつた。

さて困つたのは原である、鬪志滿々、閣僚の誰彼を押しのけても自ら答辯したい氣の人が、謂はゞ封じこめられた有樣だから、院內の總理大臣室に納つて居て、退屈で仕方がないらしかつた。隣りは、大臣と秘書官の室である。大臣連中が出拂つた後で秘書官連中が車座になつて雜談に耽つて居る。そこに原がぬつと現れて來る。

「おい、まだ何所からも呼びに來ないか」

といふのである。どの委員會からも總理の出席を要求しては來ない。また暫くすると總理大臣室の扉が開く、

「おい、お座敷はまだかね」

と催促する、實に一日幾囘か知れなかつた。當時の農相秘書官小坂順造、內相秘書官瀧正雄、遞相秘書官吉原正隆、文相秘書官牧野良三、鐵道院總裁秘書海原淸平その他の面々は、こんな心强い印象を與へられた事は無かつたといふ。

穴

原內閣は正に全盛を極め、その一方には時局に就いて漸く批難の聲が高まらんとするの時であつた。

或る若手政治家が、或る夜芝公園の私邸に原敬を訪問し、時事問題に就いて論戰を試み樣とした、彼は丁寧に客間に通され、さて會談するといふことになると、原は猛烈に對手の意見を論駁して來て、殆んど完膚なきまでに叩きつけた。終に訪問者は憤滿の情をさへ抱くに至り、かん〳〵になつて玄關に飛び出して終つた。

彼は靴の紐を結ぶさへもどかしく、正に門外に出ようとする時であつた。奥から原は自身に驅出して來て、客を喚び止めた。

「君、おい君、氣をつけて歸り給へ、そこの門を出てゆくと途中に、大きな穴が一つあるから、そこに墜ちない様に注意して往くが宜いよ、危いから」

といふ原の言葉には、最前のことも忘れたかの如く、實に温情の籠つた親しいものであつた。客は思はず涙含ましい心持になつた、果して暗闇の中に道路工事で掘返された大きな穴があつた。

「やはり原さんは偉い」以來彼は熱烈な原敬信者になつて終つた。

私鐵に力瘤

大正三年六月、山本内閣の内相で鐵道院總裁を兼ねてゐた關係からか、九州島原鐵道（私設）が土地の有志、就中植木元太郎の前後七年間に渉る苦心の結果、開通するに至つたので、原は植木等の勞に感ずるの餘、懇篤なる祝文を贈つた。由來鐵道建設は原の政策とも言ふべく、政友會亦此政策をとつてゐるので、鐵道に力瘤を入れるのは普通としても、島原鐵道に對して、特別の骨折りをした。原は同鐵道の開通が餘程嬉しかつたらしい。

「…長歳月間資金の募集敷設に伴ふ企劃經營業上の損害に關する用意等其の困難苦心多大なりし事は余の同情に堪へざる所なり…」と言つてある處、原が植木等多年の勞苦を沁々感じた事を物語つてゐる。

立派な記事ぢやないか

散々にたゝきのめされた擧句だ、大隈内閣の選擧干渉には何としても腹の收まらぬ原敬。石川縣では殊に干渉がひどくて、大隈伯後援會の横山章と政友會の中橋徳五郎の一戰の如き、干渉の後歴然、しかも巡査が露骨に干渉したのを政友派が告發し、その巡査に裁判所は有罪を宣告した。これが金澤電話として東京各新聞紙にも送られたが、當時政友會機關紙中央新聞では、右の記事を一段見出で極く平凡に取扱つた。これを見た原總裁、忽ち編輯擔任者を呼つけて、

『こんな立派な記事を、こんなに小さく扱ふ者があるものか。大見出で堂々と出すべきではないか。一には現内閣の選擧干渉を立證する材料だし、他面記事としてこれ程價値のあるものが外にあるもんぢやない』

もと〳〵新聞好きの原敬、しかも昔執つた杵柄、大隈に對する餘憤未だ消えず、編輯者は散々油をしぼられたのである。

老後の望み

この内閣きりで隱退する、といふ事を原はよく言つた。その代り内閣は續く限り續けて、思ふ存分經綸を行つた後、二度と再び臺閣に立たざるのみか、政友會總裁も辭して、斷然隱居し、何と言ふても政界には出ぬ。腰越

か盛閒に隱棲して讀書でもする、少し漢籍を漁りたい、六十一年で隱退する積りだつたが、始めた年が晩かつたから、內閣の前途をみとゞけた上でといふ事になつたのだ、と述懐した。福井三郎などによくさう言つた。福井も、では私も共に政界から隱居しませうと同じたが、福井の曰く、さうはおつしやつても、辭職後は元老といふ事で、畏き邊からの御下問がないとも限るまいし、それに何だかんだと言ても望蜀の念は誰にでもあるものだし、側からも何のかのと言はれて、結局隱居が隱居にならないではなからうか。いや斷然隱居だ。但し宮中からの御召が骸骨の上にあるなどといふ場合には、それこそ國家危急存亡の一大事の場合で、その時は國民總動員に相違ない、そんな時は老若男女皆國難に赴くのであるから、それは枯骨も國難に衝るさ、それ以外には骸骨の出る幕はないのだ、と言ふ。殊に大正十年死ぬ前などには、度々かういふ事を言つてゐた。

たこ踊り

これは大東日報時代に仕入れた原の唯一の隱藝で、晩年には無論やつたことはない。これを知つてゐるのは、政治家としては陸奥宗光、內田康哉、岡崎邦輔　竹越三叉など極く狹い範圍の人々だ。まだ原が陸奥の秘書官をしてゐた時代に、陸奥夫人が竹越に、この隱藝のことを教へた。醉に乘じ、勸められるとよく踊つたもので、文句入りで頗るの珍藝だつたと云ふ。京橋木挽町芳野家の女將などが當時の踊り仲間だつた。

爵位辭退の理由

過去及び現在にわたる新舊政治家の中で、授けらるゝ爵位を辭退したものは一人もない。この意味においても原敬の爵位辭退は、世間から多大の賞讃を博し、所謂平民宰相などゝ呼び、また徹底的平民主義の實行家などゝも批評して、一般の人々がそこに種々の解釋を加へたものである。

ところが、この贊否兩論の間に在つて、實際に最も困惑したのは山縣公らしいといふことである。山縣は原の爵位奏請に就いて隱れたる有力者だつたに相違ない。當然に公の意圖を推測してもお受けする筈だ位には考へて居たかも知れぬ。然るに、それをしも謝絕したのであるから、山縣としては實に意外だつたらう。

恰も、この前後に大島健一大將が山縣と會つた時、話題が偶々この問題に觸れた。

「どうも困つたことになつたものだ、如何にしても原敬はお受けしない樣だ」

と、たゞ一言云つたばかりで、見受けるところ餘程困つて居たらしい。

「これは、一黨の首領が爵位を受けるなどとは筋に外れた話である。若し功績ありとするなら、その功績たるや黨それ自體の功績で、原一個人のものではない。假りにお受けするならば政友會そのものである、——恐らく、原敬自身はさう云ふ意見なのに相違あるまい」

といふのが、推測ではあるがその時の解釋だつたといふ。或ひはその通りかも知れぬと思はれる。



當時、原内閣の某閣僚がつい口を滑らして斯う云つたことがある。
「若し、僕が爵位を頂戴するといふ樣な話があれば、僕は堅く御辭退申上げる」
と聞くや忽ち原は口をとがらして追究して云つた。
「一體、君は何の功績があつて爵位なぞといふ考が頭に浮いて來るんだね」
某閣僚もこの一言に顏色なかつたといふ話である。
「近頃の人間は萬事そんな考だから呆れたものだ」
とは、その後で原が昵懇者に述懐したところだ。それこれ、今から綜合して判斷すれば、原の爵位辭退のことは、必ずしも徹底的平民主義を實行するといふ、たゞそればかりの意味では無かつたらしい。もつと深刻な意味から出たものに相違ないのである。

恩給

「若し、原さんを英雄だとすれば、凡そ原さん程に英雄振らぬ英雄はまたと有るまい」
とは秦豐助の感嘆詞である。何が彼をしてさう感嘆せしめたか。
大正四五年の頃、仙臺における政友會東北大會に臨むべく、原敬の一行は一夜上野を出發した。車中徒然のあまり、誰もが雜談に耽つて居るところ、誰か旺んに議論を闘はして居る者がある。その男は故小林源藏、論敵は

誰あらう原であつた。原は相對的な立場に在つて、頻りに言論を吐いてゐる。その態度なり用語なりは頗る親し味のあるもので、何人と雖も悦服せざるを得ぬ。

「至誠率直は、英雄の共通條件である」

と云つたカーライルの言葉を秦は思出さずに居られなかつた。そして今更に想起されるのは、秦が初めて原に會つた時の印象であつた。それは明治三十一年、秦は福井縣の參事官、原は大阪毎日新聞の社長であつた。原がこの社長就任については、友人その他の强硬な反對があつたにも拘らず、斷然として外務省を去つたものであるもう二三ケ月すれば恩給年限に達するといふ際であつたから、友人は飽迄も諫止したが、「恩給などに目かくれる樣では、人間は永久に浮ばれぬ」と豪語したといふ。人に會ふ時この心持が常に原を支配し、それが原の性格の一面でもあつた。

こころで秦參事官の用件は、藤原神社の寄附募集について大阪毎日新聞の援助を求むるといふ、單なる挨拶であつた。恩給に目もくれぬ人は、忽ちにして一靑年官吏を魅惑して終つた。秦の心持は恰も偉人にでも會つた樣なものであつた。

「あの中岡艮一も、一度でも宜い原さんに會つてさへ居たら、あんな大それた眞似はしなかつたらうに」

と惜まれてならぬと云ふが、或ひはその通りかも知れぬ。

直入の繪

芝公園の原邸を訪れたことのある者には、そして特に多少なり繪心のある者には、必ず氣附かないでは居られなかつた一つの繪がある。それは時として居間に、時として應接間に見られたもので、落款は直入筆としてあつたから、その時價は最低四五十圓、最高六七千圓の間を上下すべき逸品である。

ところが、繪心さへある者なら、誰が見ても百人が百人まで、僞物といふ鑑定は動かぬ代物だつた。が、原の手前を氣がねして、誰もそれを僞物と云切る者は殆んど無かつた。そこは無遠慮な内田信也が、ふとこの僞物を見つけて、

「原さん、これや大變な物を掛けとかれるぢや有りませんか、立派な僞物ですよ、これは」

と懇意にまかせて指摘した。すると原の挨拶が面白い。

「なにね、明かに僞物といふことは僕も知つて居る。既に貰つた時から氣附いては居るけれども、繪を掛けとくんぢやない、これを呉れた人は立派に眞物だと思つて寄越したんだから、僕はたゞその厚意を斯うして掛けるまでだよ、僞物でも宜いさ」

内田信也――一言もなし。

將棋百二十番

星亨は、頗るつきの將棋好きで有名であつた。誰彼の見さかいもなくつかまへては勝負を爭つたが、その態度はその性格まる出しに我儘そのものであつた。「待つた」が多かつた。しかも彼の「待つた」は既に駒を置いて、その駒が敵手に取られてからでも、洒々として「待つた」を強制する程に徹底して居た。若し、待たぬとあらば腕力を用ひても待たしめ、自分の場合は反對に決して待たぬ男であつた。

「ところが、原さんは決して待つたをしなかつた」とは、星にも原にも將棋の好敵手だつた井上角五郎の批評である。若し、原が惡手をやつたとすれば「惡いことをしたな」と呟やくか、でなければ「困つたな、仕方がない、諦めるんだ」と私語するくらひなもので、よくせきの場合でなければ「待つ」の一語を口にしなかつた。それも心ず「待つてはくれまいな、待つてはくれまいな、諦めるんだな」といふ自問自答だつた。

大正十年十月三十日、その兇變の五日前である。鐵道協會で鐵道五十年祝賀會の開かれた際に、酒宴の席に移つてから端なくも口爭が起きた、口爭と云へば話は大きいが、原と井上角五郎との間に「僕が强い、いや君が弱い」といふ議論が熱して來た。どちらも將棋の腕自慢である。

「では、我輩が一つ審判官になつてやるから、みんなの前で公然と勝負をしろ」

と云ひ出したのが後藤新平子であつた。

忽ち、總會に集つた朝野名士の面々は、この一勝負に茶番らしい興味を持つて、相對した二人の戰士を取圍んだものである。さうして駒は一進一退、暫くして井上が正しく勝つた、誰しも原の敗を認めた。審判後藤また、井上に勝名乘を與へんとした。

然るに、暫く考へこんで居た原は、人々の笑ふのも構はずに、井上方の王將の頭に一歩をつけた。何を意味するか、突拍子もないこの一手に井上は忽ち面喰つた。勝敗異彼我、この機妙な一歩の爲めに終に井上は敗れ、原が井上より強いといふことに決着した。

「なあに、何の氣もなく捨身で歩をつけて見た迄だよ。名手の積りではなかつた、井上が狼狽して受手が悪かつたんだ」

と原は笑つた、さすがに茶目の後藤すら王將の頭に歩をつけることに啞然としたものである。

全く、原は勝負事は何でも好きで、將棋も相當興味を持つて居たが、それには決して凝るとか、強くなりたいとかいふ意志がなかつた。たゞ自分の心氣を一轉し、欝を散ずる手段に過ぎなかつた。從つて、常に昵近に仕へた將棋好きの高橋光威とは、決して將棋をやらなかつたこと、自分より強い者とは斷じて對局せず、同等か或ひはむしろ弱敵とでなければ勝負を仕なかつたこと等でもよく分る。その程度の將棋さしではあつたが、慰みとは云へ決して駒をおろそかにせず、一手一手をよく考へて動かした。よく考へるには相違ないが一時間に四番といふ速度であるから、大體の模樣は推測することが出來る。その最も旺んな記錄が、明治四十四年五月、滿鮮北支

に旅行した時のことである。

原の一行は武藤金吉、高橋光威、井上角五郎、淸嵜太郎の五名で、大連から汽車で北京に向つた。ところが將棋好きの原と井上とが相對して寸時も動かぬ。窓から外を眺め樣ともせぬ。北支の風物がどんな物か一切知らずに、二人は駒を動かしては「お手は」と繰返して居た。斯くて列車は北京に着いた。そこで初めて二人は窓の外を眺めたものである。

「どうも驚いたものだ、私は百二十番までは勘定したが、その先は此方の根がつきた」

と高橋が呆れたのも實に無理もない話である。

すると北京で支那の大政治家と會ひ、端方の私邸に一夜招待せられ、またこの將棋談が出た。

「原さん程な政治家になると碁や將棋でも立派な腕前でせうね」

と端方が問ふた。

「それほどでも無いが好きは好きだ、何でも大連から北京へ來るまで百二十番以上もやつた樣だ」

と高橋が答へた。

「では、此方の曾さんより上手ですよ」

と端方を始め支那側は感心したものだが、この「曾さん」といふのは李鴻章や袁世凱の先輩で曾國藩のことで、當時支那における總理大臣であつた。この男は役所でも自宅でも寸時も碁將棋を放さず、暇さへあれば勝負をや

つたが、一刻（二時間）四番といふので支那隨一の評を取り、その頃支那で有名なものであつた。然るに原の將棋が一刻八番といふのであるから、その席に集つた支那側の面々が感嘆したのも無理はない。

「で、何方がお强いのですか」

「いや、將棋は相對として、碁の方は僕の方が强い。車中では井上が僕に五目置いたが、僕は三目を置いたばかりである」

と原は笑つて答へた、彼の碁はいつも一番上りだつたからである。つまり、後年鐵道協會での一番は、相對だつた將棋の方の優劣を爭つた譯である。

按摩の味

まだ武藤金吉や杉山四五郎、小林源藏、それに田邊熊一、三輪市太郎、岩本平藏、古谷久綱、ずつと若くして頭の禿げた小坂順造などが、政友會の若手幹事だつた頃の話である。何か用事が出來たらしいと夜の十一時、十二時でも、原から、たとへ先方が幹事みたいな小幹部の末輩であらうとも、その行く先々を電話で調べあげて「歸りには是非とも寄つてくれ」といふ命令であつた。何事の重大事かとばかり、用事もそこそこにして原の私邸に推參して見れば、別に夜中に呼びつける程の問題でもないといふのが常例であつた。誰しも內心では憤然たらざるを得なかつたらしい。

「それを今になつて考へるこ、原さんの氣性こして寸時も用事を溜めて置くここが出來なかつたのだ。出來た仕事は直ぐ右から左に夜中でも片付けて置くこいふ、いつ何時でも正面に起つて來る仕事に全力を傾けらるゝ樣にして居る、これは常人に出來ないここだ」

こ呼びつけられた組の一人小坂順造は追憶して語つて居た。全く精力絶倫であり頑健そのものでなければで出來ぬ。

そこで、いつか小坂がその精力こ健康こについて「何うすれば總裁の樣に出來るか」こ訊いたここがある。

「なに、僕は運動も何も仕ない、自分の庭の土さへも踏んだここがない。若し、强ひて運動だこ云へば朝こ晩に湯に入る位のものだよ」こ答はあつさりしたものであつたが、暫くして興味深げに斯う云つたこか、

「一體、みな按摩の話をよくするが、あの按摩こいふ奴はごんな味のあるものかね、一遍で宜いからその味が知りたい」

それほご頑健な原であつた。

太平記愛讀

原は少年時代から太平記を愛讀した。後年になつても時々これを繙いて、群雄覇を爭ふ治亂興亡の跡に會心の笑を漏らしてゐた。親友内田康哉が明治二十六年ロンドン公使館書記官こして赴任する際、原から船中で讀んで

行きたまへと云つて本を三冊贈つて來た。どんな本かと思つたら、それは「太平記」上、中、下。

その日暮しの名人

凡そ、人の世の姿を大きく見れば誰しも現實にあくせくして理想を失ひ、或ひは餘りに理想を追ひ過ぎて現實の陷穴に墜ち、とかく浮世はまゝならぬと喞たしめる。

ところが、原敬に至つては理想らしいものは何も無い樣で、どこかに理想を持ち、現實を忘れてる樣でちやんと心得て居た。それが政治の謂はゞその日暮らしをやつたのであるから、決して單なるその日暮らしではない。

「我輩は反對黨の人間であるから、殊更に斯樣な言葉を用ふるのではないが、原敬は實にその日暮らしの名手であつた」と感心して居るのは安達謙藏である。決して皮肉の意味ではないらしい。就中、安達の感じたのは普選に對するその處置振り。原のその日暮らし振りに至つては、最もその妙味を發揮し、巧みに仕末して往つたことだといふ。

「普選はやはり原が自分の手でやりたかつたのだよ」

と喝破したのは古島一雄である。して見ればその日暮らしの名手にも、事實、その胸奧には久遠の理想は輝いて居たことになる。

花谷と三緣亭

「原こいふ男は、日本料理こ云へば築地の花谷、洋食こ云へば芝の三緣亭こしか思つて居らぬこ見える」こ或る反對黨の口惡が批評して居たここがあるけれごも、これは原こいふ人が、一片の情義に對してすらも終生如何に酬ゆるの志が厚かつたかを知らぬ者である。

話は遠く原が未だ農相秘書官こして、同役の內田康哉こ共に陸奧宗光に仕へて居た時に始まる。その當時の花谷は農商務省の直ぐ近所に在り、秘書官室の窓からは座敷の中までも見えて居たものである。しかも、退廳時間になるこ每日の樣に陸奧農相は原こ內田の兩秘書官を連れて、この花谷に立寄り晩酌を傾けたものだ。無論、白面の青年秘書官はこの關係から、何かこ花谷の世話になつたここに相違あるまい。

後年、原が大臣こなり、或ひは宰相こなつてから、黨幹部その他を招待し、また案內せらるゝ場合には、彼は必ずこの花谷を選んだ。

「今夜は花谷は塞がつてますが」

「では、何日なら空いて居るかね」

こいふ調子で、塞がつて居るなら他の場所にするこいふここは、彼は決して云はなかつた。自分の都合よりも花谷の都合に從つて宴席を定めるこいふ風であつた。

一方三緣亭は、原の私邸と共に芝公園內に在り、旁々原と三緣亭とは早くから結ばれた關係となつて居た。從つて、宴席を洋食に指定する場合は、花谷に對する場合とまた同じ態度であつた。萬一にも日取の變更が絕對に不可能であり、且つその一方何れかゞ塞がつてゐる場合には、例へば「花谷がだめなら三緣亭にしろ」と云ふたものである。

火鉢の轉宅

彼の性情が著るしく保守的と云ふか、舊きものを愛惜するといふか、とにかく移り氣や誇ら氣の正反對であつたことの證明として、フランス時代に仕立てた大禮服を死ぬまで着てゐたとか、帽子が何十年來のものであつたとかといふ事は、よく知られてゐる。

尤も彼は常に、自分は外に出てゐる政治家であるから、家庭的には切り詰めた生活をしなければならぬと考へてゐたやうである。身を飾する事頗る深きものがあつた事は、色々の事で證明されるが、彼がまだ陸奧宗光の秘書官時代に金二圓也を投じて角火鉢を買つた。これが老母堂在世の頃には盛岡の隱居宅に運ばれてゐたが、老母堂歿き後は、火鉢が盛岡から腰越の別莊まで轉居した。

老母堂への小遣錢

母堂リツ子刀自は九十三歳まで長命したが、年寄つてから金錢の勘定、殊に銀貨の十錢、二十錢また白銅などの區別が付かず迷ひ易いのに困つてゐるのを見て、原は母堂への小遣錢と云つては、いつも全部十錢銀貨とか全部二十錢銀貨とかにわざ〱兩替をして、計算の仕易いやうにして送るのであつた。母堂はそれを召使とか使者とか近隣の子供とかに遣るのを樂しみにしてゐた。

孫の話

兒玉秀雄伯は、寺内内閣からの關係で、その後も賞勳局總裁として原内閣に殘り、恰も官僚と政黨との鎖みたいな立場に在つたから、何かにつけ原敬との間に會見が行はれたものであつた。

或る夜のこと、兒玉は例によつて原に會ふ爲め出向いたが、丁度かれは出かけて不在であつた。間もなく原が戻つて來た。

「何うも今夜の集りは不愉快だつた」

といふ。何かと思へばその集りといふのは、往年司法省法學校に學んだ時の同窓生が、年に一囘集つて懷舊談をやることになつて居たもので、恰もその夜同窓會があつたのである。

「だつて君、面白くもあるまいぢやないか。話といふ話が皆な申合せた様に自分達の孫の話ばかりなんだ、久々で集つた同窓が孫の話なんかする位なら、いつそ藝妓なんか喚ばないで、僕の家に來たら宜いと云つてやつたよ」

原にはよく〱氣に喰はなかつたらしい口振りである。

「元氣旺盛な人だから、なるほど孫の話なんか性に合ふまい」

と兒玉は心中私かに背いたといふ。如何にも精力絶倫だつた原敬らしい。

歳晩に在宅

紳士紳商と稱する連中は、歳末に金策や無心を持込まれるのが五月蠅いので別莊とか、溫泉場とかに逃げて行くのが例だが、原は歳晩に東京を離れたことは只の一囘もない。大正九年の大晦日に或代議士が望月圭介を訪問し一日を爭ふ緊急事件で相談を持ちかけた。其事は原の外に判斷出來ない事件であつたのである。併し如何に緊急事件でも大晦日の晩では總理も忙しからうから、その都合を聞いて正月匆々相談に行くつもりで、望月から原に電話をかけた所、其返事に「待つて居るから遠慮なく來たまへ」といふことであつた。

二人はすぐ原邸に出掛けて行つた、原は「今日は年の暮で忙しいと思つてか誰もやつて來ない。私は誰れでも暮の用事は來年に延ばしては何にもならない事だから、留守にしては氣の毒と思つて在宅してるるが、遠慮して誰も來ないからゆつくり話して行き給へ」といふ挨拶であつた、兩人は此一言に何とも云へない感に打たれた。

また或年の大晦日に鄕里岩手縣黑澤尻の北上河畔景勝の地に、櫻樹を植え一大遊園地を作らうと云ふ計畫について賛助を求めに來たものがあつた。計畫の内容を事細かに述るのみか滔々と櫻の講釋を始めたものだ。それがい

つ果つべしとも思はれない。これには流石の原も耐へられず、勵聲一番「此年の暮れに櫻の講釋など聞いて居られないッ」

鳩山一郎弔辭を暗記す

明治四十四年十月四日政友會領袖鳩山和夫が死んで葬儀が谷中齋場で行はれた。當時内務大臣たりし原は親しく臨んで柩前に弔辭を朗讀した。此弔辭は彼れ自ら執筆したもので、極まり文句の弔詞とは異なり、其文悲痛親友を悼むの情に溢れ惻々人を動かすものがあつた。先づ鳩山との二十年來の親交を叙したる後「去七月余が郷里に歸るに際し近く政局一轉の機あるを思ひ君の健康を顧念すること誠に深きものあり。一日君の邸に抵りて其病を訪ふ。君は談論依然として平日に異ならざるも衰弱漸く其身に加はるものゝ如し。余之を見て心竊かに安せざるものあり。翌八月下旬歸京して直ちに君の病如何を政友に問へば衆口一致敢て異狀なしと云へり。時に余閣班の末に列し公私俄に多事復た君を病床に訪ふこと能はざりしに圖らずも今忽ち訃音に接せんとは……君年齡余と相等し、將來倶に憲政の爲に畫策すべきもの多く、而して君の抱負經綸を實行するの時期亦漸く迫まらんとす。此秋に際し君は則ち溘焉として逝く眞に悲痛哀悼の情に堪へず。」云々といふに至つて遺族を始め滿場皆泣いた。息一郎の如きは幾遍となく此弔辭を讀返へし、遂には全文を暗記するに至つた程であつた。

木伊乃取り木伊乃となる

ワシントン會議の全權は誰れ彼れと云ふより、原首相自身これに當るのが最も善いといふ川原茂輔の意見で、首相にこれを進言すべく決意した。併し容易な事では承諾しないと思つたから、原と大に議論をする積りで原邸へ電話をかけ、今日御面會を得たい、但し三時間位の時間を要する用件だから……と云つた。ところが原は「三時間、宜しい來て呉れ」といふ返事である。川原はすぐ出掛けて行つて大に說いたが、原は「全權になり手はあるが、總理の代りはない、自分としては日本を離れる譯に行かない」と云ふのが彼れの返事であつた。加之、川原はあべこべに自分が政友會派遣委員としてワシントンに赴くべく說き伏せられて仕舞つた。

徐世昌の幅を割愛

大正十年十一月二日伊東巳代治伯の邸へ原から電話が掛つて、これから訪問したいからとて時間の都合を問合せて來た。どんな用事か知らぬが原君は時間の約束しても仲々時間通りに來ない人だから、寧ろ自分の方から行かうと云つて伊東は首相官邸に出掛けて行つた。ところが原はいつになく寛いだ態度で、ワシントン會議の狀況を報告し、君の忠言が實によかつたといふ事を話した。最初ワシントン會議の通牒に接した時日本としては支那方面の除外を求めることを條件付でこれに應じやうと云ふ政府の案であつた。これが外交調査會に附議された。伊

東はこれに對して「かう云ふ譯で支那方面の除外を求めるのか、左なくてさへ支那に野心ある如く列强の猜疑を受けてゐる。そんな事をするのは益々疑惑を深むる許りだ。此ワシントン會議こそ日本の立場を明瞭ならしむる絕好の機會でないか、我對支方針は門戶開放機會均等で公明正大、只滿洲は日露戰爭の結果として我特殊權益を有する特殊地域である事を立派に云ひ得る、何の必要あつて除外を求めるか、若し其要求をして聽かれなかつたら日本は國際關係から脫退して圈外に孤立する積りか、自分は絕對に反對である」

滔々二時間以上まくし立てた。閣外委員もそれに贊成した。暫く考へてゐた原首相も成程それは尤もだ、改めやうと云ふ事になり、結局除外を求めずに應諾する事となり加藤、德川全權が行つた。米國邊りでは、多分日本が除外例を求むるであらうと想像してゐた所、無條件であつたものだから、彼等も度膽を拔かれた形ちで、會議が非常に日本に都合能く運ぶ、君の忠言が實に善かつたと云つて感謝した。それから雜談になつたが室に水行村人(徐世昌)の幅が掛つてゐる。大層善い出來だと伊東が褒めた。氣に入つたなら進上しようと云ふ。いや貰つては濟まぬと云つたら、なに徐世昌の書は自分は二つ持てゐる。一つを割愛しようと云つて、早速給仕に云ひ付けて其幅をはづさした。伊東はそれを貰ふて歸りかけると、晝飯を一所に喰つて行き給へと云ふ。官邸の飯では仕方がない、自分は家で女房の給仕で喰ふ飯が一番うまいんだからと云ふて笑つて別れた。その翌々日が原の東京驛頭の凶變であつた。伊東は且つ驚き、且つ悲しみ、貰ひ受けた幅の箱に當日の顚末を記して、今尙記念として保存してゐる。

辯論術押問答

原が總理大臣になつてからの事だが一日吉植庄一郎を招いて意見をした事がある。「君の反對黨攻擊の論法は先づ敵の逃げ路をふさいで置いて、それから攻擊するといふやり方で敵を木つ葉微塵にしなければ承知しない。如何にも深刻だ。世間から餘り意地が惡いやうに思はれ遂には人格迄も疑はるゝやうになる。論法の痛烈なのは結構だが此處を少し緩和するやうにしたら宜しからう」と。吉植答へて「頓首して御忠言を服膺致しますが、私も此場合申上げたい事がある。私が云はれたので申すのではありませんが、あなたの反對黨に對する攻擊の論法は烈し過ぎる。私どころでない。陣笠ならば兎も角總裁として總理としてあれ程までに敵をいぢめなくても宜しからうと思ひます」といつたら、原は「いや我輩のは別に烈しくもなければ鋭くもない、尋常だ」と云ふ。吉植「いや尋常ではありませぬ、貴族院豫算委員會の應答の如きも敵の首たまを抑へつけて引摺り廻はすやうな有樣です。あれ程でなく餘地を殘し世間から相引きと思はせる程度にして、敵にいくらか花を持たせるやうにしたが宜しいかと思ひます」と。原曰く「君は江木千之と我輩との問答を聞いてそんな事を云ふのか、江木と我輩とは若い時からの知り合ひで懇意だからつい無遠慮な口のきゝ方をする迄だ」と 吉植「いや江木さんに對して許りではありませぬ。凡てに對し眞向上段からスパリ／＼と切りおろさるゝのは餘り鋭ど過ぎると思ひます……」と。けれども原はこれを承知せず遂には「いや俺はあれで善いんだ……」

彼の死と山縣公

原首相が、無名の青年中岡艮一の刃に仆れた兇變が、忽ち芝の自宅に、接客中であつた松本剛吉に傳へられたので、彼は驚駭のうちに、心を引き緊めて、直ちに、事變を古稀庵の山縣公に急報し、取るものも取敢ず原邸に馳せ參じたのであつた。松本は、二夜の通夜を奉仕した後ち急遽小田原から上京した山縣を麴町五番町の新椿山莊に訪れた。

此日の山縣は、實に、昵近の松本の眼にさへ、心の憔悴が、著しく感ぜられた程、まざ／＼と悲痛の色を現はしてゐた。山縣は松本を座に延くや、涙を兩眼に泛べて

「松本ッ、原は、實に殘念じやつた。あれの總理としての行動は、多少、おらとして慊らぬ點もあつたが、大體に於て、追隨者なき大政治家であつた。否、單に大政治家と云ふより、國家本位の大政治家であつた、と、云ふ方が當つて居る。おらは、最近あれが眞の忠君愛國主義者である證據を、二度まで確め得て、あれの將來に、深い信望を繋いて居つた、あれは、我々の死後、必ず忠直無二の元老として、來るべき時代の政治を善導する國家の柱石となつて居た。其意味から、あれの橫死は、何としても、國家の爲めに諦らめきれない」

さすがに剛頑な山縣も、原の不慮の死を心から嘆いたのであつた。

大勳位

東京驛頭に原敬は斃れた。

殘る閣僚はその夜直ちに臨時緊急閣議を開いて善後策にかゝつた。何よりも先づ問題となつたのは、その立派な遺言狀に就いての措置であつた。

「位階勳等は一切受けるな」

といふ一言は、死して後までも徹底的平民主義を貫かうとする平民宰相として、誰しも好意と理解とを持たずには居られない。況んや生前親身も及ばぬ恩顧を蒙つた高橋光威においておやである。

果して高橋は、熱烈に贈位のことを反對力說した。並居る閣僚もまた同感ではあるが、さりとて餘りにそれは心苦しいことだ。では如何に始末するか、誰一人としての名案は浮ばない。思案に暮れはてゝ、みな蒼白な、悲壯な面持をして居たものである。

「さすがに高橋是清翁だけは、たゞ一人泰然自若として居たよ」

とは、その席に列つた兒玉秀雄伯(當時賞勳局總裁)の回顧である。

「それは奇怪千萬な話である。正しく個人の情誼を以て　畏くも君恩の何たるかを拜せぬものと思ふ。こゝは宜しく君臣の立場を念頭において　君主として如何に遊ばさるべきかといふことを、先づ第一に考慮すべき場合で

はないか、それで自らこの問題は解決するのである」

とて兒玉は熱心に閣僚を說いた。高橋是淸は率先してこの說に贊成した。殘る閣僚も兒玉の說を聞いて初めて成程と肯いた。斯くして決定したのが、「贈大勳位」なのであつた、猶死して後の餘榮である。

遺德に感激した人々

巨人一度東京驛頭一少年の兇刄に仆るゝや、政界亦怱忙、後繼內閣は內田臨時首相から引繼いで高橋是淸を主班として、一時安定を保つたが、やがて此過渡內閣は挂冠し、大命は加藤友三郎大將に降下した。前內閣來の與黨政友會では、加藤內閣を支持すること、但し黨員は入閣せざる事を決議した。

この時、大命拜受の加藤は、前法相大木遠吉伯に鐵道大臣受諾を懇請した。だが、原內閣以來、故人の至囑によつて法相たりし大木は、今は知己たりし原も逝き、內閣も三度の更迭である。こゝらが身の退き時と考へ、當時の司法省勅任參事官上埜安太郎を呼び、意のある所を告げた。

『入閣慫慂をうけたが、自分は原君の推挽によつて、幸にして今日ある事を得た。勿論自分は政友會員ではない。だが原君の知己を得て以來、自分は深く期する所あつて、政友會員以上の精神で働いてきた積りであるし、將來とても此の覺悟に變りはない。政友會も今度は黨員を入閣せしめないと決議してゐるではないか、だから自分も新內閣には入閣しない、これを機に閑地につく積りである……』

豪宕大木もしみ〴〵と世相の有爲轉變を慨いて述懷是久しうした。默つてその述懷をきいてゐた上埜は、大木が研究會の重鎭として、如何に原内閣以來、内閣にとつて重要視すべき人物であるか、この人を失ふ後繼内閣が如何に一個重要なる基石を失ふことになるか、のみならず大木が入閣しないとなると、加藤は組閣難を來し、政權或は反對黨にでもいく樣な事にでもなれば、政友會にとつて、由々しき大問題である。故總理の大木に對する至囑は、決して、その生前の事のみではあるまい、殊には政友會員以上の心持で働いたと云ふ大木ならば、原の歿後もなほ大木に對する至囑は殘つてゐる筈である。否原歿後にあつてこそ、後繼内閣の爲にも、政友會の爲にも、大木の新内閣參劃に待つところがなければならぬ。――妙じくも突差に斯く考へて、上埜は大木が加藤内閣を助力すべきであるの所以を切言した。

政機は移つた。新内閣成立、辭意を固めてゐた大木も亦、鐵道大臣として更に倍舊の努力を拂ふことになつた。大木は鐵相就任匆々、鐵道畑出身の事務次官に困つた。省の實務をみるべき人がない。前内閣以來の次官石丸重美は、勅選に擧げられたきり、青山の自邸に病を養ひ、新鐵相數度の勸說懇望にも、病を理由として、どうしても肯き入れない。大木は最後的に上埜をして勸說せしめた。上埜は石丸の病室に入つた。先客福井三郎も同座切に次官就任を勸めた。だが、石丸の答は「否」であつた。如何ともなし難く、上埜も斷念し、辭去せんとして立際に、大木出馬の顚末をかいつまんで話し、如何に伯が原の至囑に感激してゐるかを語つた。

上埜はこの述懷に、何の效果をも豫期したのではない、たゞ眞率に内心の苦衷を吐露したにすぎない。ぢやあ

大切にし給へ、と一歩枕頭を離れかけると、彈かれたやうに、半身起き直つた石丸が言つた。

「君、今の話は、それは本當か」

「ええ、今の話？　本當にも何にも、私が貴下に嘘や作り話を言つてどうする」

「さうか、解つた！　よし、次官を御受しよう、病に仆れてもいゝ、大木さんによろしく言つてくれ給へ、喜んで御役にたとう」

病窶れた石丸のげつそり細つた頰を、細い淚の筋が流れてゐる。餘りのことに、上埜も同座の福井も、しばし言葉がなかつた。石丸重美——彼も亦深く原の至囑をうけ信任篤かつた人である。

本篇に現はれる人物は、その物故者たると現存者たるとに拘はらず、爵稱以外の尊稱を附するをやめた。蓋し、歷史的な意味に於て、しかせざるを得ない理由あつての事である。又爾後陞爵したる者にても物語の進行中に登場し來る場合には、當時の爵位を用ひた。幸に讀者の諒察を得たい。（編纂者）

原敬年表

安政三年（當　歳）

二　月　九日。陸中國盛岡城外本宮村（岩手縣岩手郡）に生る。祖父直記。父直治。母リツ。次男たり幼名健次郎。江州淺井氏の裔にして南部藩士

七、八歳頃より小山田佐七郎。太田代直藏。寺田直助等の門に漢籍素讀。習字を學ぶ

明治三年（**十五歳**）

藩校作人館修文所に入り。南寮第六室に入舍

同　四年（**十六歳**）

十二月　東京に遊學。共勸義塾。江幡塾。三叉學舍に學ぶ。麴町一番町天主教會牧師マリンの許に寄る

同　七年（**十九歳**）

新潟に至り天主教牧師エブラルの學僕となる。フランス語を學ぶ。後エブラルに從ひ信州大阪馬關長崎仙臺等を周歷し時に横濱に寓居す

同　八年（**二十歳**）

六月　三十日。分家す

同　九年（二十一歳）

七月　三日。司法省法學校學術試驗合格

九月　同校入學許可さる。在學三年　賄　征伐事件に坐し中途退學を命ぜらる

同十一年（二十三歳）

京橋新肴　町等に寓せし事あり。新聞記者を志す

同十二年（二十四歳）

郵便報知新聞社に入る。フランス文飜譯を擔任

「露西亞國勢論」飜譯刊行

同十三年（二十五歳）

八月　三日。報知紙上に最初の社説「官民相對するの道を論ず」を公にす。以後社説執筆に參與。傍ら甲府に發行する峡中日報に寄稿。專ら鷲山樵夫の變名を用ふと傳ふ

同十四年（二十六歳）

五月　二十三日。渡邊洪基花房直三郎と共に海内周遊發途

十月　二日。海内周遊より歸京。この間紀行文「海内周遊日記」を郵便報知紙上に連載。周遊中宮城監獄に

ありし陸奥宗光と相識る

同十五年（二十七歳）

一月　郵便報知新聞社改革に際し退社

四月　四日。大阪に創刊されたる大東日報社主筆となる。

七月　朝鮮事件善後策に赴く井上馨と共途に相識る

十月　大東日報社改革に際し退社、上京

二十一日。外務省御用掛公信局勤務被仰付。取扱準奏任。月俸八十圓支給さる

同十六年（二十八歳）

七月　十四日。太政官御用掛、文書局勤務被仰付。取扱準奏任。月俸八十圓支給さる

二十七日。外務省御用掛兼務被仰付

十月　十日。御用有之中國九州地方巡回被仰付

十一月　二十一日。急用有之歸京を命ぜらる

二十六日。任領事。七等官相當。年俸銀貨二千八百圓支給さる。淸國天津在勤被仰付

十二月　五日。東京を出發

十二日。東京市京橋區築地二丁目十番地。士族中井弘（櫻洲）長女貞子と結婚届出。相携へて任地に赴く

二十四日。判事兼任を命ぜらる

二十七日。正七位に叙せらる

明治十八年（三十歳）

三　月　參議伊藤博文一行天津着。李鴻章と朝鮮事件談判に付領事として諸般事務を緫掌す

五　月　一日。七等官相當。年俸銀貨三千圓支給さる

九日。外務省書記官に任じパリー公使館在勤被仰付。年俸英貨六百ポンド支給の辭令を受く

七　月　二十五日。天津より歸朝

三十日。勳六等に叙せらる

又た此年パリーに赴任す

同十九年（三十一歳）

三　月　十六日。任地パリーに於て外務省書記官を免ぜらる

二十五日。パリー公使館書記官專任となり奏任官五等（下）に叙せらる

七　月　十二日。上級年俸下賜さる

二十四日。中級代理年俸下賜さる

同　二十年（三十二歳）

墺洪國特命全權公使西園寺公望とパリーに於て相識る

奏任官四等（上）に陞叙さる
また今年パリーに於て陸奥宗光と再會す

同二十一年（三十三歳）

七月　七日。ベルギー皇帝陛下よりコンマンドール・ド・ロルドル・ド・レチボール勲章の贈與を受け之が佩用を允許さる

八月　パリーより賜暇歸朝

同二十二年（三十四歳）

四月　二十六日。農商務省參事官に任ぜられ奏任官三等に陞叙。中級年俸下賜さる。（大臣。井上馨）

五月　十四日。フランス共和國政府より贈與のチフイシエ・ド・ロルドル・ナショナル・ド・ラ・レジヨン・ド・ノール勲章を受領。佩用を允許さる

七月　五日。福岡縣下田川郡鞍手郡石炭坑區審査處理委員となる

九月　二十四日。東京市區改正委員となる

十一月　二十日。福岡縣下田川郡鞍手郡石炭坑區審査處理委員被免
「エジプト混合裁判」刊行

同二十三年（三十五歳）

一月　二十一日。農商務大臣秘書官に任ぜらる。(大臣。岩村通俊)
三月　二十六日。第三回勧業博覧會事務委員被仰付
五月　一日。下級俸下賜
　　　二十四日。農商務省銓考委員を命ぜらる
七月　十一日。農商務省參事官兼任。(大臣。陸奥宗光)
八月　一日。商業會議所條例元老院議定に附したるに付内閣委員を命ぜらる
十月　二十一日。第三回内國勧業博覧會事務委員被仰付
十二月　二十六日。從六位に叙せらる

同二十四年　(三十六歳)

五月　二十七日。東京市區改正委員被免
七月　七日。臨時博覧會事務官被仰付
八月　十六日。官等俸給令を廢し俸給制に改められ二級俸下賜。また官房秘書課長を命ぜらる
十二月　十一日。正六位に叙せらる

明治二十五年　(三十七歳)

三月　四日。農商務大臣陸奥宗光辭職に付き。本官並兼官を辭す。滿八年以上在官に付き七百三十三圓三

十三錢三厘下賜

八月 十三日。外務省通商局長に任じ大臣官房移民課長兼務を命ぜられ省令審査委員となる。（大臣。陸奥宗光）

九月 六日。兼任外務省取調局長

二十六日。從五位に陞叙

十月 「現行條約論」刊行

同二十六年（三十八歳）

三月 臨時行政事務取調委員會委員となる

十月 二十日。貨幣制度調査會委員被仰付

十二月 十六日。正五位に陞叙

二十八日。勳五等に叙せられ瑞寶章を賜ふ

同二十七年（三十九歳）

八月 八日。シャム國王陛下より贈與の王冠第二等勳章を拜受及佩用を允許さる

此月「陸戰公法」刊行

十二月 二十三日。外務省所管事務政府委員被仰付

同二十八年（四十歳）

五月　二十一日。外務次官就任。外交官領事官試驗委員長となる

六月　十八日。内閣所管の臺灣事務局委員拜命

二十一日。勳四等に叙せられ瑞寶章を賜ふ

二十九日。從四位に陞叙

同二十九年（四十一歳）

三月　六日。イタリー國皇帝陛下より贈與の王冠第一等勳章を拜受及佩用を允許さる

十七日。ロシヤ皇帝陛下より贈與の神聖安那第一等勳章を拜受及佩用を允許さる

六月　十一日。特命全權公使に任ぜられ朝鮮國駐剳被仰付

十六日。勳三等に叙せられ旭日中綬章を授與せらる

十月　十二日。朝鮮より賜暇歸朝

二十六日。スペイン國皇帝陛下より贈與のクサベル・ラ・カトリック第一等勳章を拜受及佩用を允許さる

同三十年（四十二歳）

二月　二十三日。朝鮮駐剳公使被免。待命中本俸三分の一を支給

四　月　二十七日。デンマーク國皇帝陛下より贈與のコンマンドール・ド・ラ・ブルミエール・クラッス・ド・ロンドル・ヂユ・ダネ・ブロッス勲章を拜受及佩用を允許さる

五　月　二十日。ドイツ國皇帝陛下より贈與の王冠第一等勲章を拜受及佩用を允許さる

九　月　一日。依頼免本官

十六日。大阪毎日新聞社編輯總理として入社

十　月　三十日。特旨を以て位一級を進められ正四位に叙せらる

十二月　一日より翌三十一年一月二十三日迄「新條約實施準備」を大毎紙上に連載。後單行本として刊行

同三十一年（四十三歳）

九　月　大阪毎日新聞社株主總會に選ばれて同社長就任

十　月　「でたらめ」記を大毎連載。後單行本として刊行

六日より十一月十五日迄「新條約實施準備補遺」を大毎連載。後單行本として刊行

同三十二年（四十四歳）

六　月　大毎に連載の「外交官領事官制度」を單行本として刊行

十二月　二十四日。貨幣法改正の際盡力不尠に付銀杯一組を賜ふ

同三十三年（四十五歳）

八月　立憲政友會創立準備に着手したる侯爵伊藤博文より入黨を勸說せらる

九月　大阪毎日新聞社を退く

　　十五日。立憲政友會立黨式を擧げられ後ち幾干もなく入黨す

十二月　十九日。政友會總務委員に指名され幹事長を兼ぬ

　　二十二日。星亨の後を享け第四次伊藤内閣の遞信大臣に就任

同三十四年（四十六歲）

六月　二日。伊藤内閣瓦壞。遞信大臣を辭す

　　七日。政友會總務委員に指名され常務員となる。政友會政務調査局外交調査局委員長となる

十一月　二十六日。兄恭の參男彬を養子とす

　　また今年大阪北濱銀行頭取となる

同三十五年（四十七歲）

八月　十日。岩手縣盛岡市より初めて衆議院議員に當選

同三十六年（四十八歲）

三月　十日。岩手縣盛岡市より再び衆議院議員に當選

五月　一日。政友會幹部組織改正に伴ひ協議員に選ばれ常務員に指名さる

六日。第十八回帝國議會政友會院内總務に指名さる
また此月北濱銀行頭取辭任。大阪新報社長就任

九　月　五日。大阪に出張。全國府縣會議員及郡會議員改選の爲政友會大阪臨時出張所主任となり關西方面の選擧事務を執る

十二月　三日。政友會總務委員に擧げられ第十九回帝國議會政友會院内總務に指名さる

同三十七年（四十九歳）

三　月　一日。岩手縣盛岡市より三度衆議院議員に當選
十六日。第二十回帝國議會政友會院内總務に指名さる
三十一日。政友會總務委員更迭と同時に同協議員長に指名さる

十一月　十五日。政友會選擧法改正調査委員に擧らる

十二月　政友會の對政府又は對他黨交渉委員に擧らる

同三十八年（五十歳）

一　月　十六日。政友會輸出奬勵調査會委員に擧らる

四　月　一日。古河鑛業株式會社副社長就任
八日。政友會政務調査會々長に擧げらる

十二月　十六日。夫人貞子離別。京都市宇治郡醍醐村字醍醐小字落保三十六番地中井龍太郎方へ復籍せしむ
第二十二回帝國議會政友會院内總務に擧げらる

同三十九年（五十一歳）

一月　七日。政友會總裁西園寺公望侯第一次内閣組織。内務大臣親任。政友會院内總務、古河鑛業會社副社長及び大阪新報社長を何れも辭任す。但し古河鑛業會社は爾來顧問に推擧せらる

三月　第二十二回帝國議會に内務省より郡制廢止法案を提出し衆議院の可決後貴族院に於て握り潰さる

四月　一日。明治三十七八年事件の功に依り勳二等に叙せられ瑞寶章を授らる

同四十年（五十二歳）

一月　第二十三回帝國議會に再び郡制廢止法案を提出し貴族院の否決にあふ

六月　港灣調査會々長となる

十月　十一日。從三位に叙せらる

同四十一年（五十三歳）

一月　十三日。東京市芝區愛宕町二丁目十一番地管野彌太郎女あさ子と結婚入籍
十四日。遞信大臣山縣伊三郎辭職により遞信大臣兼任

二月　二十六日。韓國皇帝陛下より贈與の李花大勳章を拜受及佩用を允許さる

三月　二十五日。子爵堀田正養遞信大臣に任ぜられ遞相兼任を解かる

五月　十五日。岩手縣盛岡市より四たび衆議院議員に當選

七月　十四日。西園寺内閣瓦解。内務大臣辭職

八月　二十四日。歐米漫遊の途に就く

同四十二年（五十四歲）

二月　二十日。歐米漫遊を了へ歸朝

九月　十五日。立憲政友會創立十周年記念會に際し黨員總代として挨拶を述ぶ

十月　二十六日。前政友會總裁公爵伊藤博文哈爾賓驛頭に殪る

十二月　二十一日。第二十六囘帝國議會政友會院内總務に指名さる

同四十三年（五十五歲）

六月　二十六日。淸國皇帝陛下より贈與の頭等第三双龍寶星を拜受及佩用を允許さる

十二月　第二十七囘帝國議會政友會院内總務に指名さる。同議會衆議院豫算委員長に當選

同四十四年（五十六歲）

五月　六日。高松市に於る政友會中國四國聯合大會に出席。九月同地より關東州滿洲北淸朝鮮視察の途に就、
三十一日。歸朝

八月　三十日。第二次西園寺内閣成立。内務大臣就任。鐵道院總裁を兼ぬ。港灣調査會々長となる
九月　十九日。長兄恭、嗣子を喪ひ爲めに養子彬を離別して復籍せしむ
十二月　四日。國勢調査準備委員會々長被仰付
　　十日。政府の衆議院議員選擧法改正調査會々長となる
　　十二日。岩手縣岩手郡瀧澤村鵜飼二十一番上田常記次男貢を養子に迎へ入籍す

同四十五年（五十七歳）

三月　五日。第二十八回帝國議會に衆議院議員選擧法改正案を提出。二十日貴族院に否決さる
五月　十五日。岩手縣盛岡市より五たび衆議院議員に當選

大正元年（五十七歳）

七月　三十一日。午前一時。皇太子嘉仁親王殿下踐祚式に參列
八月　一日。明治四十五年勅令第五十六號の旨に依り韓國併合記念章を授與せらる
九月　十三日。明治天皇大喪儀に參列。更に國務大臣總代として青山葬場殿より靈柩を桃山御陵に奉送。御
　　斂葬御式に列す
十二月　二十一日。第二次西園寺内閣瓦解。内務大臣辭職。特に前官の禮遇を賜ふ

同二年（五十八歳）

一月　依願國勢調査準備委員會長被免

二月　十七日。內閣組織の大命を拜したる伯爵山本權兵衞に對し政友會協議員會の決議の名に於て覺書手交

二十日。第一次山本內閣成立。內務大臣就任。港灣調査會々長となる

三月　二十二日。國勢調査準備委員被仰付

二十九日。政友會總務委員に擧らる

八月　在東京實業家有力者を官邸に招き「東北振興會」を起す

十一月　二十一日。大禮使長官被仰付

十二月　二十日。神宮奉祀調査會を設け明治天皇奉祀に關する一切事項を調査審議せしむ

同三年（五十九歲）

一月　二十日。正三位に敍せらる

三月　二十四日。豫算案不成立の理由に依り山本內閣辭表を捧呈す

四月　四日。勳一等に敍せられ旭日大綬章を授けらる

十一日。昭憲皇太后陛下崩御。大禮使官制廢止に付大禮使長官廢官。殘務取扱仰付

十六日。山本內閣瓦解。內務大臣辭職

十七日。特に前官の禮遇を賜ふ

五月　九日。母リツ（行年九十三歳）を喪ふ

六月　九日。政友會總裁留任懇請の爲西園寺侯を洛北田中村に訪ふ

　　　十八日。政友會臨時大會に於て立憲政友會總裁に推戴さる

十一月　二十五日。夫人あさ子同伴桃山御陵參拜の爲西下

同四年（六十歳）

三月　二十五日。岩手縣盛岡市より六たび衆議院議員に當選。此度大隈內閣の下に行はれたる臨時總選擧に於て政友會百〇五名の少數となる

六月　三日。第三十六回帝國議會に大隈內閣對支外交彈劾案說明演說をなす

十一月　十日。御卽位の大典に參列

　　　十一日。大禮使記念章授與さる

十二月　十八日。第三十七回帝國議會に於て大隈內閣綱紀肅正彈劾案說明演說をなす

同五年（六十一歳）

一月　十九日。大禮使事務格別勉勵に付金一千圓及金杯一組を賜ふ

四月　一日。大正三、四年事件の功に依り金一千五百圓を賜ふ

同六年（六十二歳）

四月　二十日。寺内内閣の下に行はれたる臨時總選擧に於て政友會百五十八名を得第一黨となる。岩手縣盛岡市より七たび衆議院議員に當選

六月　五日。臨時外交調査委員會委員に親任。特に國務大臣の禮遇を賜ふ

同七年（六十三歳）

九月　二十七日。内閣組織の大命を拜す

二十九日。親任式。兼任司法大臣。次で軍務局總裁。防務會議々長。聯合國經濟會議決議實施委員會委員長。臨時國民經濟調査會々長。臨時外交調査會委員會總裁となる

十二月　二十四日。侯爵西園寺公望を起し講和會議全權委員たらしむ

同八年（六十四歳）

一月　二十一日。第四十一議會に總理大臣として施政方針の演説を爲す

七月　三日。岩手縣盛岡市の菩提所大慈寺再建の入佛供養會に臨む

五日。臨時法制審議會を設け主として舊法整理と陪審制度を調査審議せしむ

臨時國民經濟調査會廢止。臨時財政經濟調査會設置。同會々長となる

十六日。伯爵板垣退助逝去。葬儀委員長となる

九月　一日。講和會議より歸朝せる侯爵西園寺公望歡迎會を首相官邸に開く

十　月　十六日。ギリシャ國ソーヴール第一等勳章を拜受及佩用を允許さる

同九年　（**六十五歲**）

一　月　聯合國經濟會議決議實施委員會廢止につきその委員長を免ぜらる

二　月　二十六日。普選案問題に付第四十二回帝國議會開會中衆議院解散さる

また此月臨時產業調査會々長となる

五　月　十日。總選擧の結果政友會二百八十二名にて絕對多數となる。岩手縣盛岡市より八たび衆議院議員に當選

十五日。伯爵大木遠吉司法大臣に親任され同時に司法大臣兼任を免ぜらる

九　月　七日。講和締結に關する授爵　陞　爵等の論功行賞を奏上。旭日桐花大綬章を賜はる

十五日。政友會創立二十周年紀念會に於て總裁として挨拶を述ぶ

十　月　二十三日。ルーマニア皇帝陛下より贈與のエトアル・ド・ルーマニー第一等勳章を拜受及佩用を允許さる

十二月　五日。姉の訃に接す

同十年　（**六十六歲**）

三　月　三日。皇太子裕仁親王殿下歐洲御巡遊の途に就かせられ橫濱埠頭に奉送す

七月　二十三日。臨時教育行政調査委員會々長となる

九月　三日。皇太子殿下御歸朝。横濱に奉迎。殿下より令詞を賜ふ

　　　二十七日。貴族院議長公爵德川家達を起しワシントン會議全權委員たらしむ

十月　十二日。海軍大臣男爵加藤友三郎不在中臨時海軍大臣事務管理被仰付

　　　十九日。養嗣子貢歐洲留學を横濱に送る

　　　二十二日。岐阜市に開催の政友會東海十一州大會に出席演說。是れ最後の演說となる

十一月　四日。午後七時二十五分。東京驛頭兇刄に殪る。畏き邊より葡萄酒一打を賜はる。特旨を以て位一級を進められ

　　　叙正二位大勳位。授菊花大綬章

原敬全集下卷（終）

昭和四年七月七日印刷
昭和四年七月十日發行

原敬全集下卷奥附

非賣品

不許複製

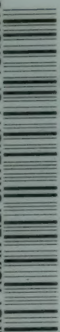
編纂代表者　田中朝吉

東京府豐多摩郡千駄ヶ谷町原宿百二十八番地

印刷兼發行者　田中辰志

印刷所　東京市麴町區紀尾井町三番地
東京印刷株式會社麴町出張所

發行所　東京市麴町區丸ノ內二丁目十八番地昭和ビル
朝風社內　原敬全集刊行會
電話丸ノ內(23)三八一七番
振替東京六七三八二番


EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03022 6427